第　１２　編

在　留　資　格

（両面印刷の裏紙用白紙）

第１２編　在留資格

第１章　目的 …… １－１
第２章　在留資格別該当範囲等 …… １－１
　第１節　全般事項
　　第１　本邦の公私の機関との契約 …… １－１
　　第２　報酬 …… １－３
　　第３　常勤の職員 …… １－４
　　第４　労働者派遣事業を営む企業等へ就職する外国人の取扱い …… １－７
　　第５　学歴 …… １－１０
　　第６　外国の公的機関及び外国の教育機関の範囲 …… １－１４
　　第７　実務経験 …… １－１６
　　第８　雇用状況の悪化に伴う外国人の在留に関する取扱い …… １－１６
　　第９　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく雇用状況の届出 …… １－２０
　　第10　国税庁との情報連携 …… １－２３
　　第11　[redacted]結果の真偽照会 …… １－２５
　　第12　長期間の出国 …… １－２８
　　第13　その他 …… １－２８
　第２節　外交・公用共通事項
　　第１　短期滞在との関係 …… ２－１
　　第２　家族等の範囲 …… ２－１
　　第３　国連レッセ・パッセの取扱い …… ２－２
　　第４　香港経済貿易代表部職員等の取扱い …… ２－２
　第３節　外交
　　第１　在留資格の審査 …… ３－１
　　第２　応用・資料編 …… ３－４
　第４節　公用
　　第１　在留資格の審査 …… ４－１
　　第２　応用・資料編 …… ４－５
　第５節　教授
　　第１　在留資格の審査 …… ５－１

第６節　芸術
第１　在留資格の審査 …… ６－１
第７節　宗教
第１　在留資格の審査 …… ７－１
第８節　報道
第１　在留資格の審査 …… ８－１
第９節　高度専門職
第１　高度専門職の在留資格について …… ９－１
第２　高度専門職１号に係る在留資格の審査 …… ９－２
第３　高度専門職２号に係る在留資格の審査 …… ９－４６
第４　特別高度人材制度 …… ９－５２
第５　優先処理等 …… ９－５８
第10節　経営・管理
第１　在留資格の審査 …… １０－１
第２　応用・資料編 …… １０－１５
第11節　法律・会計業務
第１　在留資格の審査 …… １１－１
第２　応用・資料編 …… １１－４
第12節　医療
第１　在留資格の審査 …… １２－１
第２　応用・資料編 …… １２－５
第13節　研究
第１　在留資格の審査 …… １３－１
第２　応用・資料編 １３－８
第14節　教育
第１　在留資格の審査 …… １４－１
第２　応用・資料編 …… １４－８
第15節　技術・人文知識・国際業務
第１　在留資格の審査 …… １５－１
第２　応用・資料編 …… １５－２３
第16節　企業内転勤
第１　在留資格の審査 …… １６－１

第２　応用・資料編 …… １６－６
第16節の２　介護
第１　在留資格の審査 …… １６の２－１
第２　応用・資料編 １６の２－９
第17節　興行
第１　在留資格の審査 …… １７－１
第２　応用・資料編 …… １７－４０
第18節　技能
第１　在留資格の審査 …… １８－１
第２　応用・資料編 １８－１３
第18節の２　技能実習
第１　在留資格の審査 …… １８の２－１
第２　応用・資料編 １８の２－１６
第18節の３　特定技能
第１　概要 …… １８の３－１
第２　特定技能１号 …… １８の３－４
第３　特定技能２号 …… １８の３－１５７
第４　立証資料 …… １８の３－１７２
第５　在留期間 …… １８の３－１７２
第６　指定書の記載 …… １８の３－１８１
第７　在留諸申請におけるその他の留意事項 …… １８の３－１８２
第８　応用・資料編 １８の３－１９４
第19節　文化活動
第１　在留資格の審査 …… １９－１
第２　応用・資料編 …… １９－４
第20節　短期滞在
第１　在留資格の審査 …… ２０－１
第２　応用・資料編 …… ２０－５
第21節　留学
第１　在留資格の審査 …… ２１－１
第２　応用・資料編 …… ２１－４０
第22，23節，24節　削除

第24節の２　研修
　第１　在留資格の審査 …… ２４の２－１
　第２　応用・資料編 …… ２４の２－１６
第25節　家族滞在
　第１　在留資格の審査 …… ２５－１
第26節　特定活動
　第１　在留資格の審査 …… ２６－１
　第２　応用・資料編 ２６－１８１
第26節の２　削除
第27節　永住者
　第１　在留資格の審査 …… ２７－１
　第２　応用・資料編 ２７－２４
第28節　日本人の配偶者等
　第１　在留資格の審査 …… ２８－１
　第２　応用・資料編 …… ２８－１４
第29節　永住者の配偶者等
　第１　在留資格の審査 …… ２９－１
　第２　応用・資料編 …… ２９－９
第30節　定住者
　第１　在留資格の審査 …… ３０－１
　第２　応用・資料編 ３０－３１
第31節　別表
第３章　様式

第１章　目的

本編は、各在留資格について、在留資格該当性（在留資格該当範囲）、上陸許可基準適合性、立証資料、在留期間及び審査上の留意点について規定したものである。上陸審査、入国事前審査及び在留審査においては、本編の規定するところにより在留資格及び在留期間を決定する。

第２章　在留資格別該当範囲等

第１節　全般事項

第１　本邦の公私の機関との契約

在留資格「高度専門職」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」及び「特定技能」の在留資格においては、「（外国人本人と）本邦の公私の機関との契約に基づいて」行われる活動であることが求められているところ、その取扱いは次による。

１　「本邦の公私の機関」には、国、地方公共団体、独立行政法人、会社、公益法人等の法人のほか、任意団体（ただし、契約当事者としての権利能力はない。）も含まれる。また、本邦に事務所、事業所等を有する外国の国、地方公共団体（地方政府を含む。）外国の法人等も含まれる。さらに個人であっても、本邦で事務所、事業所等を有する場合は含まれる。

２　「契約」には、雇用のほか、委任、委託、嘱託等が含まれるが、特定の機関（複数でもよい。）との継続的なものでなければならない（「特定技能」の在留資格については、「契約」の形態は雇用契約に限る。詳細については、第１２編第２章第１８節の３を参照方）。

特定の機関との継続的契約によらない場合には、個人事業主として「経営・管理」に該当する場合がある。

また、「契約」の当事者となり得るのは、自然人や法人格を有する団体に限られることから、たとえ形式上は株式会社の支店等の長が契約書に署名していたとしても、当該支店等の長が当該法人（株式会社）を代理（又は代表）している場合には、法人が契約の当事者であることに留意する必要がある（個人経営の場合は当該経営者が契約当事者となる。）。

契約に基づく活動は、本邦において適法に行われるものであることを要する。また、在留活動が継続して行われることが見込まれることが必要である。

労働契約の締結に当たっては、使用者は、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示しなければならないこととされており（労働基準法第１５条第１項）、労働契約には、雇用契約のほか、委任契約や請負も含まれる。

外国人から、「（外国人本人と）本邦の公私の機関との契約」を証する資料として、外国の公私の機関と本邦の公私の機関が外形上の契約当事者となっている契約書が提出された場合であっても、同契約書の中に、次の（１）～（６）の事項が確認されたときは、「外国人本人と本邦の公私の機関との間に労働契約が成立している」と認められ、「本邦の公私の機関との契約に基づいて活動を行う」という要件を満たすものとして取り扱う。なお、本邦の公私の機関との契約に基づくことが法文上の要件となっていない場合において、本邦の公私の機関との契約関係があるか否かを判断するに当たっては、上記と同様に取り扱って差し支えない。

ただし、上記の「労働契約が成立している」か否かについて疑義があるときは、本庁在留管理支援部在留管理課就労審査係に照会する。

（１）我が国に入国する者として当該外国人が特定されていること。

（２）当該外国人の使用者たる本邦の公私の機関が特定されていること。

（３）本邦の公私の機関が当該外国人と「労働契約を締結する」旨明示されていること。

（４）当該外国人の労働条件として、労働基準法施行規則第５条第１項第１号から４号に定める事項が明示されていること。

（５）本邦の公私の機関が我が国の労働基準法を遵守する旨明示されていること。

（６）本邦の公私の機関が当該外国人に対し賃金を直接支払う旨明示されていること。

(参考)

①　労働基準法第１５条第１項

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金、労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

②　労働基準法施行規則第５条

使用者が法第１５条第１項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第４号の２から第１１号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

一　労働契約の期間に関する事項

一の二　期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

一の三　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

二　始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

三　賃金（退職手当及び第５号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する　事項

四　退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

四の二～十一（略）

２　法第１５条第１項後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げる事項（昇給に関する事項を除く。）とする。

３　法第１５条第１項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。

第２　報酬

在留資格「経営・管理」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」及び「技能」に係る上陸基準省令において、「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること」の旨の規定があり、在留資格「特定技能」に係る特定技能基準省令において、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」との規定があるほか、在留資格「興行」に係る上陸基準省令においては月額２０万円以上の報酬を要件とする規定があるところ、その取扱いは次のとおりとする。

１　報酬の月額は、賞与等を含めた１年間従事した場合に受ける報酬の総額の１２分の１で計算する。

２　報酬とは、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除く。）は含まない。

３　「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること」又は「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」については、報酬額を基準として一律に判断することは適切ではない。個々の企業の賃金体系を基礎に日本人と同等額以上であるか、また、他の企業の同種の職種の賃金を参考にして日本人と同等額以上であるかについて判断する。なお、この場合、外国人が大卒であればその企業の日本人大卒者の賃金を、専門職、研究職であればその企業の日本人専門職、研究職の賃金を参考にする。なお、「特定技能」における確認方法については本編第１８節の３を参照すること。

（注１）社会保険制度において「報酬」というときは、労務の対価として受ける賃金、給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずべきもの（臨時に受けるもの及び３月を超える期間ごとに受けるものを除く。）をいう（健康保険法第３条第５項、厚生年金保険法第

３条第１項第３号、船員保険法第２条第４項）。

（注２）労働基準法第１１条における「賃金」の定義

「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」

「労働の対償」とは、使用者が使用従属関係にある労働者に対して、その報酬として支払うものをいう。退職金、結婚祝金・見舞金、現物給付としての住宅・食事等、制服・作業衣・旅費等については、その実質が見舞金、恩恵的、福利厚生的なものは、賃金ではない。ただし、労働協約、就業規則、労働契約等で支給条件が明らかなものは、賃金とみなされる。

４　収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

（１）役務提供が本邦内で行われ、その対価として給付を受けている場合は、対価を支給する機関が本邦内にあるか否か、また、本邦内で支給するか否かにかかわらず、「報酬を受ける活動」となる。ただし、本邦外で行われる主たる業務に関連して、従たる業務に従事する活動を短期間本邦内で行う場合（例えば、日本へ輸出販売した機械の設置、メンテナンスなどのアフターサービスを行うために短期間滞在する場合、本邦内で行われる関連会社間の会議等のために短期間滞在する場合など）に、本邦外の機関が支給する対価はこれに該当しない。

（２）「収入を伴う事業を運営する活動」についての解釈も、上記（１）と同様であり、金銭の授受を伴う事業活動の運営を本邦内において行っている場合は、これに該当する。ただし、本邦外で従事する業務が主たる活動の者が、特別な事情により本邦内で従たる活動に短期間従事する場合（例えば、本邦内に子会社のある外資系企業の親会社の取締役が、当該子会社の無報酬の代表取締役を兼ねている場合において、主として当該親会社で勤務しているが、大きな商談の締結のために本邦に短期間滞在する場合など）については、これに該当しない。

（注）上記（１）又は（２）にいう「短期間」については、単に１回の滞在期間が短期間であっても、中長期的にみて本邦に滞在する期間の割合が相当程度ある場合には該当しない。

第３　常勤の職員

在留資格「経営・管理」、「興行」及び「留学」に係る上陸基準省令においては、「常勤の職員」に関する要件が定められているところ、常勤の職員とは、次の内容・観点からとらえるものとする。

１　職務内容等一般的事項

勤務が、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の勤務計画の下に毎日所定の時間中、

常時その職務に従事しなければならないものであること。また、職務に応じた給与等が設定されていること。

２　勤務時間等待遇から見た場合

常勤の職員とは、パートタイマーと対比し、次の点に鑑み判断する。

（１）労働日数が週５日以上、かつ、年間２１７日以上であって、かつ、週労働時間が３０時間以上の者（労働基準法第３９条、同法施行規則第２４条の３）。

（注）法定労働時間は、１日当たり８時間であり、１週当たり４０時間と設定されている（労働基準法第３２条）

（２）入社日を起算点として、６か月間継続して勤務し、全労働日の８割以上出勤した職員に対し１０日以上の年次有給休暇を与えられること（労働基準法第３９条）。

（３）雇用保険の被保険者であり、かつ、一週間の所定労働時間が３０時間以上であること。ただし、「短期雇用特例被保険者」（いわゆる「期間工」や「季節労働者」）又は「日雇労働被保険者」となっている者を除く。

３　雇用形態から見た場合

使用者と労働者との間で締結される契約の形態については、直接雇用のほかに「出向」、「派遣」及び「請負」の形態があるところ、次の理由から、「出向」のうちの「在籍出向」、「派遣」及び「請負」の形態で業務に従事している労働者は、業務に従事している事業所の常勤の職員と見ることはできない。

（１）出向

労働者が自己の使用者を離れて第三者の下で就労する労働形態を「出向」という。「出向」には、①労働契約上の契約当事者たる地位（従業員としての地位）を出向元会社に残す場合の「在籍出向」と、②労働契約上の契約当事者たる地位（従業員としての地位）を出向先会社に移す場合の「移籍出向」がある。

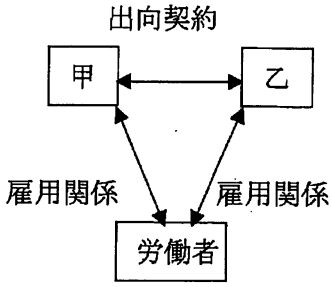
出向の主要な目的は、関連企業間の人事交流や業務提携、従業員の研修、余剰人員問題処理のための人員調整等様々な理由によるもので、多くの場合、２、３年といった出向期間が明示又は黙示によって定められる。また、出向後の待遇に変化がないような措置がとられることにより労働者の包括的又は個別的な同意を得て行われる。

（注１）「在籍出向」を単に「出向」と呼ぶ場合があるが、ここでは「移籍出向」と区別するため「在籍出向」と呼ぶ。

（注２）「移籍出向」を「転籍」又は「転属」とも呼ぶ。

（注３）労働者が出向する場合の元々雇用されている企業を「出向元」と呼び、出向により新たに勤務することとなる企業を「出向先」と呼ぶ。

ア　「在籍出向」

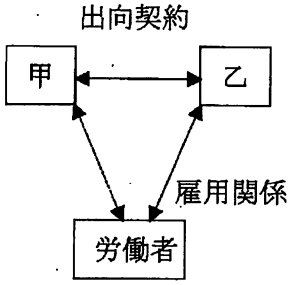


（注）甲：出向元
乙：出向先

出向労働者は、甲、乙双方と労働契約関係を有するが、契約上の権利義務が重複するものではなく、単一である労働契約が内容的に二つに割れて、それぞれの契約に属していることとなる。

労働契約内容の分担は、契約の内容により様々であるが、退職や解雇に関する事項については、基本的には出向元が労働契約の当事者となることに代わりはない。このため、乙の下で働く甲からの在籍出向の労働者を乙の「常勤の職員」とすることは不適切である。

イ　移籍出向



（注）甲：出向元
乙：出向先

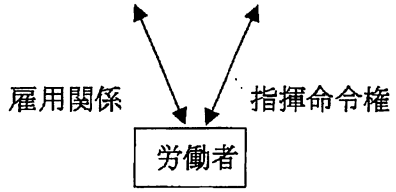
出向元との労働契約を解消して出向先との間に労働契約を成立させるものであり、従業員としての地位が出向先に移転し、一般的に復帰は予定されていないことから労働者の合意はあくまでも当該労働者による個別的な同意があってのみ認められる。当該労働者は、出向先乙との間に一般的、包括的な労働契約関係をもつこととなるため、これを乙の「常勤の職員」とすることが相当である。

（２）労働者派遣

派遣元の事業主が労働者との雇用契約を維持したままで派遣先の事業主の指揮命令下で労働させるもので、派遣先の事業主と労働者との間に雇用関係が存在しないものをいう。この場合、労働者は、乙との間に一切の雇用関係を有していないため、当該労働者を乙の「常勤の職員」とすることは不適切である。

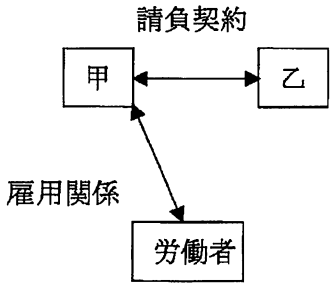


（注）甲：派遣元



（３）請負

請負については、労働者派遣の場合よりもさらに乙と労働者との契約関係は希薄になることから、当該労働者を乙の「常勤の職員」とすることは不適切である。



（注）甲：請負業者
乙：注文主

（注）企業間の１年以上継続した請負契約に基づき、工事の一部又は全部を請け負った企業に６か月以上継続的にフルタイムで雇用される者については、注文主の常勤職員と見る場合がある。これは、建設業・造船業に多く見られる請負契約の重層的な産業構造等の特殊性によるものである。

第４　労働者派遣事業を営む企業等へ就職する外国人の取扱い

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和６０年法律第８８号）（以下本節において「派遣法」という。）に基づき労働者派遣事業を営む企業等へ派遣労働者として就職する者の取扱いについては、次に留意する。

なお、在留資格「特定技能」では、特定技能外国人を労働者派遣の対象としようとする本邦の公私の機関である派遣元及び派遣先にあっては、特定技能基準省令に規定する要件に適合することが求められることにも留意する（詳細については第１８節の３を参照。）。

１　派遣法概要

（１）労働者派遣の意義

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする（派遣法第２条第１号）。

（２）派遣に係る法的制限

ア　派遣期間

派遣先への派遣期間は原則として１年であり（派遣法第４０条の２第２項第２号）、３年まで延長することが可能であるが、労働者の代表（過半数により組織され労働組

合又は過半数により選任された代表者）の意見を聴取する義務がある（同条第３項）。期間は、同一業務について通算され、期間を超えて同一の業務を継続する場合、派遣労働者を直接雇用しなければならないこととされている（派遣法第４０条の３から第４０条の５まで）。

イ　派遣業務

（ア）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和６１年政令第９５号）第４条で定める１８業務

（注）専門的な知識や技術を要する次の業務をいう。

①ソフトウェア開発業務、②機械設計業務、③事務用機器操作業務、④通訳、翻訳、速記業務、⑤秘書業務、⑥ファイリング業務、⑦調査業務、⑧財務処理業務、⑨貿易取引業務、⑩デモンストレーション業務、⑪ツアーガイド業務、⑫案内・受付、駐車場管理等業務、⑬研究開発業務、⑭事業の実施体制の企画、立案業務、⑮書籍等の製作・編集業務、⑯広告デザイン業務、⑰ＯＡインストラクション業務、⑱セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係の業務

（イ）業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

（ウ）事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

（エ）その業務が１か月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の１か月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

（オ）当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第６５条第１項及び第２項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２条第１号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務

（カ）当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２条第２号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

（注）医療業務（ただし、紹介予定派遣、出産・育児・介護休業の代替要員、僻地及び社会福祉施設への派遣は可能。）、建設業務、警備業務、港湾業務に労働者を派遣する

ことはできない（特に、警備はそれ自体が派遣同等になる。）。

ウ．再派遣の禁止

派遣社員を派遣先から更に派遣させることはできない。

（３）派遣労働者の分類

ア　常用型派遣

派遣先の有無にかかわらず、派遣業者と雇用契約が結ばれている状態の派遣をいう。「正社員派遣」、「定常型派遣」とも呼ばれる。

常用型派遣労働者には、特定労働者派遣事業主に正社員や契約社員として雇用される労働者及び雇用主が一般労働者派遣事業主であっても、正社員や契約社員として雇用されている労働者がある。

イ　登録型派遣

派遣先が存在する時のみに派遣業者と雇用契約の関係が生じる状態の派遣をいう。

（４）労働者派遣事業

ア　特定労働者派遣事業

派遣元に常時雇用される労働者を他社に派遣する形態をいう。一般労働者派遣の業者に比べると、特定の事業所に対し技術者などを派遣する業者が多い。

イ　一般労働者派遣事業

派遣元に常時雇用されない労働者（契約社員）を他社に派遣する形態をいう。臨時・日雇い派遣もこれに該当する。一般的に「派遣会社」にこの形態の事業者が多い。

２　取扱い

（１）活動内容

申請人が本邦において行おうとする活動は、派遣先において従事しようとする活動に基づき、在留資格該当性を判断する。

（２）活動の継続性

派遣労働者には、上記（３）のとおり常用型派遣と登録型派遣があるところ、原則として常用型派遣であることを要する。ただし、登録型派遣であっても、許可する在留期間内に派遣元との雇用契約に基づき、特定された派遣先において許可する在留資格に係る活動を行うことが見込まれる場合は、登録型派遣であっても差し支えない。

（３）カテゴリー区分

就労の在留資格においては、雇用等される機関に応じた提出資料がカテゴリーごとに区分されているところ、派遣労働者についても、雇用契約を締結している機関に基づき提出資料を求めることとする。

（４）所属機関等に関する届出等

入管法第１９条の１６に規定する所属機関等に関する届出及び同法第１９条の１７に規定する所属機関による届出については、第９編の２を参照のこと。

第５　学歴

在留資格「高度専門職」、「研究」、「教育」及び「技術・人文知識・国際業務」に係る基準省令においては、学歴について、「大学を卒業」、「これと同等以上の教育を受け」又は「本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る）。」のいずれかを求める規定があるところ、その解釈及び取扱いに当たっては次の点に留意する。

１　「大学を卒業し」とは、学士又は短期大学士（学士（専門職）又は短期大学士（専門職）を含む。）以上の学位を取得した者を言う。

（注）専門職大学及び専門職短期大学について

（１）位置付け

新たな高等教育機関として大学制度の中に位置付けられる。

（２）教育内容

実践力と創造力を培う教育に重点を置き、卒業単位の概ね３分の１以上、長期の企業内実習を行うなど、実践的な教育が行われる。

（３）学位

専門職大学卒業者については、「学士（専門職）」、専門職短期大学卒業者については、「短期大学士（専門職）」の学位が授与され、これらの学位は、それぞれ「学士」、「短期大学士」に相当する。

（４）修業年限

専門職大学は４年制、専門職短期大学は２年又は３年制。

（５）入学資格

既存の大学への入学資格と同様。

（６）大学院への進学

専門職大学を卒業した場合、既存の大学と同様、大学院への入学資格が得られる。

２　「これと同等以上の教育を受け」とは、次の者が該当する。

（１）大学の専攻科・大学院の入学に関し、大学卒業者と同等であるとして入学資格の付与される機関及び短期大学卒業と同等である高等専門学校の卒業者が該当する。

【参考１】学校教育法施行規則第１５５条第１項により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と

同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者である。ただし、⑦及び⑧については、大学院への入学に係るものに限る。

① 学校教育法第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者

② 外国において、学校教育における１６年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が６年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、１８年）の課程を修了した者

③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、１８年）の課程を修了した者

④ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、１８年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑤ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、５年）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて上記④の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑦ 文部科学大臣の指定した者

⑧ 学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であつて、当

該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑨　大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２２歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、２４歳）に達したもの

【参考２】学校教育法施行規則第１５５条第２項により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者である。

①　高等専門学校を卒業した者（修業年限を２年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）

②　高等専門学校を卒業した者（修業年限を２年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）

③　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第１３２条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を３年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を３年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

④　外国において、学校教育における１４年（修業年限を３年とする短期大学の専攻科への入学については、１５年）の課程を修了した者

⑤　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１４年（修業年限を３年とする短期大学の専攻科への入学については、１５年）の課程を修了した者

⑥　我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１４年(修業年限を３年とする短期大学の専攻科への入学については、１５年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑦　その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（２）当該機関の教員が教員職俸給表（一）（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）別表第六）の適用を受ける機関及び設備及びカリキュラム編成において大学と同等と認められる機関（水産大学校、海技大学校(分校を除く。）、航海訓練所、

航空大学校、海上保安大学校、海上保安学校、気象大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、航空保安大学校、職業能力開発短期大学校、国立海上技術短期大学校（専修科に限る。）、国立看護大学校）、並びに学校教育法施行規則第１５５条第１項第４号に基づき、文部科学大臣が告示により指定する外国の教育機関及びこれに相当する外国の教育機関の卒業者が該当する。

（注１）大学に準ずる機関については、独立行政法人化等に伴う名称変更等に留意する。

（注２）学校教育法施行規則第１５５条第１項第４号に基づき、文部科学大臣が告示により指定する外国の教育機関については、入管ＷＡＮ参照。

（注３）職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校を卒業し、終了証明書を交付された者については、その修了したコースにかかわらず、「これと同等以上の教育を受け」た者として取り扱う。

３　文部科学省編「諸外国の学校教育」において、高等教育機関として位置づけられている機関を卒業した者は、「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受け」た者に該当するものとして取り扱う。

４　学校教育法第１０２条第２項に基づき大学院への入学（いわゆる飛び入学）が認められた者は、「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受け」た者に該当するものとして取り扱う。

（参考）中国の教育機関卒業者の取扱い

①　大学院、大学（又は学院、うち本科・専科を含む。）、専科学校、短期職業大学を卒業した者及び学位を与えることができる成人教育機関を卒業して学位を取得した者は、「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受け」た者に該当するものとして取り扱う。

（注）「大学を卒業した者」とは、大学、専科学校又は短期職業大学のみが該当する。

②　在留資格「研究」の上陸許可基準中の「大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け」たことに該当するか否かの判断に当たっては、４年又は５年制の本科を卒業したもの及び学位を与えることができる成人教育機関で４年以上のコースを卒業し学位を取得した者のみが該当するものとして取り扱う。

５　各国教育制度に関する照会

申請人の学歴について、「大学を卒業し」又は「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受け」た者であるか否かの判断は、上記４の文部科学省編「諸外国の学校教育」各国

の教育制度を十分に吟味し、必要に応じて在日公館等又は本庁を通じ外務省に照会する。なお、在留資格該当性に問題がないと判断される場合で、卒業証明書等の信ぴょう性に疑義がもたれることから、在外公館に照会する必要があると判断するときは、次の点を明記した上で関係記録とともに本庁に外務省あて照会方文書で依頼する。

（１）申請人の身分事項

（２）照会するに至った理由（疑義の詳細）

（３）大学等の名称、所在地及び電話番号

（４）照会事項

６　専門士及び高度専門士

（１）「本邦の専修学校」とは、本邦に所在しているものをいう。

（２）「（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合）」とは、以下ア又はイのいずれかに該当する場合である。

ア　次のいずれにも該当すること。

（ア）本邦において専修学校の専門課程の教育を受けたこと（したがって、外国において通信教育等により本邦の専修学校の専門課程の教育を受けた場合は本要件に該当しないこととなる。）。

（イ）専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成６年文部省告示第８４号。以下「専門士等に係る規程」という。）に規定する専門士と称することができること。

イ　専門士等に係る規程に規定する高度専門士と称することができること。

（３）専門士又は高度専門士とは、所定の要件（一定の修業年限（専門士にあっては２年以上、高度専門士にあっては４年以上）、一定の授業時間数（専門士にあっては１７００時間以上、高度専門士にあっては３４００時間以上）、試験等による成績評価及び卒業認定）を満たした専修学校を卒業した者に対して「専門士」又は「高度専門士」の称号が付与される。

（４）　「研究」の上陸許可基準に適合するためには「高度専門士」の称号が付与されていることが必要である。

７　従事しようとする業務と専攻科目との関連性について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、大学又は専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務とが関連していることが求められているところ、当該関連性については、第１５節第１の３（２）イ（イ）を参照。

第６　外国の公的機関及び外国の教育機関の範囲

「外国の公的機関」については、上陸基準省令の「研修」の項に、「外国の教育機関」については、同省令の「興行」、「技能」及び「研修」の項にそれぞれ規定されている。

特に、「研修」においては、外国の公的機関又は教育機関で１か月以上かつ１６０時間以上の非実務研修を実施した場合には、本邦で必要な非実務研修の時間数が緩和されるため、当該研修を実施した外国の機関が公的機関又は教育機関であるとする申請があることから、それらの範囲を次のとおり整理した。

1　外国の公的機関

外国の国又は地方公共団体の機関をいう。

（注）中国における留意点

国家の公益のため、国家機関又は他の組織が国有資産を利用して設立し、教育、科学、文化、衛生などに関する活動を行い、社会に奉仕する組織であることを証明する国家事業単位登記管理局発行の「事業単位法人証書」を提出して公的機関の立証をする事案も見られるが、当該事業単位法人は本邦における独立行政法人や公益法人のような組織であるため、本件における「外国の公的機関」には該当しない。

なお、在留資格「研修」における本邦で受ける研修に資する目的で事前に本邦外で受けた非実務研修に関し、これらの事業単位法人が主管官庁（挙弁単位）である国又は地方公共団体の機関から事業委託されて当該研修を実施した場合には、公的機関による研修として取り扱うことになるが、事業委託されていることを示す資料の提出が必要となる。

2　外国の教育機関

その国・地域における学校教育制度に照らして正規の教育機関として認定されているものであり、かつ、原則として、義務教育終了後に入学するものをいう。

（注１）在留資格「興行」及び「技能」に係る上陸基準省令での「外国の教育機関」については、従前から、文部科学省編「諸外国の学校教育」において、義務教育を終了した後に入学する中等教育機関及び高等教育機関として位置づけられている機関を教育機関として取り扱っている状況にあり、在留資格「研修」でも、同様の取扱いとなる。

（注２）[redacted]

[redacted]

第７　実務経験

従事しようとする業務に関する実務経験は、職業活動として従事した期間を言い、教育機関（夜間学部を除く。）に所属している間にアルバイト的に従事した期間を含まない。

なお、上陸基準省令において、教育機関において従事しようとする業務に係る科目を専攻した期間を含む旨の規定があるものについては、当該期間を含むこととなる（在留資格「特定技能２号」における技能水準として求められる実務経験は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」を参照方）。

第８　雇用状況の悪化に伴う外国人の在留に関する取扱い

雇用先の倒産・業務縮小等により、自己の都合によらない理由で解雇、雇止め又は待機（以下「解雇等」という。）を通知され、経済的に困難な状況下に置かれている「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格（「特定技能」の在留資格を含む。）を有する外国人については、下記のとおり取り扱う。

１　雇用先企業から解雇又は雇止めの通知を受けた者

（１）本邦で就職活動の継続を希望する者について

ア　就職活動中の者については、現に有する在留資格のまま、在留期限まで在留を認める。

イ　当該外国人から、就職活動期間中の生活費を補う目的のアルバイト活動のため資格外活動許可申請があった場合においては、当該外国人が雇用先企業の都合により解雇又は雇止めされたものであることを証する文書の提出を求めるとともに、ハローワークが交付するハローワークカード等により就職活動中であることが確認できれば、第１０編第２章第２節第１の一般原則１、４及び５の要件に適合するか否かについて審査し、いずれの要件にも適合すると認められるときは、１週について２８時間以内で包括的に資格外活動を許可する。

なお、当該資格外活動許可の期限は、許可の日から９０日又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、さきに到来する日とする。

（注）①　解雇等されたことを証する文書について雇用先企業から入手することが困難な場合は、当該外国人からの任意の様式による申立書で差し支えない。

また、ハローワークカード等を所持しない場合も同様として差し支えない。

② 当該外国人が就職活動を継続していることが立証されれば、第１０編第２章第２節第１の２の要件については適合していることを要さない。

③ 許可書の記載その他必要な事項については、第１０編第２章に規定するところによる。

④ 当該資格外活動許可の期限が到来後も再就職先が決定していない者から、再度資格外活動許可申請があった場合は、上記イに従い改めて審査を行い、許否を決定する。

ウ 当該外国人が、在留期限の到来後も継続就職活動を行う目的で在留を希望する場合は、上記アにより在留期限到来前から就職活動を行っていることが確認され、在留状況に問題がない等許可することが相当であるときは、在留資格「特定活動」（在留期間は６月）への在留資格の変更を許可する。

ただし、「特定技能」の在留資格を有する外国人に対して変更を許可する場合は在留期間を４月とする。

この場合、指定する活動は、次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

なお、当該「特定活動」への在留資格の変更許可を受けた者から就職活動の継続を理由に在留期間更新申請があった場合は、これを認めないものとする。

エ 当該「特定活動」への在留資格の変更許可を受けた者から再入国許可申請がなされたときには、第１０編第８章の規定に従い取り扱う。また、継続就職活動を行う間の必要経費等を補う目的のアルバイト活動のため、資格外活動許可があった場合は、第１０編第２章第２節第１の１、２、４及び５の要件に適合するか否か並びに当該申請に係る活動が１週について２８時間以内であるか否かについて審査し、いずれの要件にも適合すると認められるときは、許可する。

ただし、「特定技能」の在留資格を有する外国人に対して資格外活動許可をする場合は、上記イのとおり、在留資格「特定技能」の在留期間中に資格外活動許可を付与した期間と合算して９０日以内となるよう調整して許可する。

（注）① 第１０編第２章第２節第１の２については、継続就職活動を行っていることを要するので留意する。

② 許可書の記載その他の必要事項については、第１０編第２章に規定するところによる。

オ　当該「特定活動」への在留資格の変更を希望する者について、在留資格「家族滞在」をもって在留する配偶者及び子がいる場合は、当該配偶者及び子についても同時に「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うよう指導する。

当該配偶者又は子に対して指定する活動は、次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を指定されて在留する者（（国　籍）人）（氏　名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

（２）帰国準備のため在留を希望する者について

帰国準備のための在留を希望する者については、雇用先企業からの退職証明書等、当該外国人が雇用先企業の都合により解雇又は雇止めされた者である旨の証明書が提出された場合は、「短期滞在」（在留期間は９０日）への在留資格の変更を許可する。

２　雇用先企業から待機を命ぜられた者

（１）本邦で待機を希望する者について

ア　待機中の者については、現に有する在留資格のまま、在留期限まで在留を認める。

イ　当該外国人から、待機期間中の生活費を補う目的のアルバイト活動のため資格外活動許可申請があった場合においては、当該外国人が雇用先企業の都合により待機となった旨の説明書及び次の復職・職務内容等が決定している旨の説明書が提出されれば、復職後の職務内容が明らかに在留資格該当性がないと判断される場合及び待機期間満了日が当該資格外活動申請の日から９０日を超える場合を除き、第１０編第２章第２節第１の一般原則１、４及び５の要件に適合するか否かについて審査し、いずれの要件にも適合すると認められるときは、１週について２８時間以内で包括的に資格外活動を許可する。

なお、当該資格外活動許可の期限は待機期間の満了日又は現に有する在留期限の満了日のいずれか一方で、さきに到来する日とする。

（注）①　当該外国人が待機期間中であることが立証されれば、第１０編第２章第２節第１の２の要件については適合していることを要しない。

②　許可書の記載その他必要な事項については、上記１（１）イの（注）③の規定による。

ウ　待機期間満了日が当該資格外活動許可申請の日から９０日を超える旨の説明がなされたときは、待機期間の通算が１８０日以内であることを確認の上、資格外活動等在留状況に問題がない場合は、現に有する在留資格から「特定活動」への変更を認める

ものとする。

この場合、在留期間は、待機期間の残余の期間に応じて月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「４月」、「５月」又は「６月」のうち待機期間の満了の日又は当該満了の日を超える最も短期の在留期間を決定する。

指定する活動は、次のとおりとする。

「雇用先企業から待機を命ぜられ者が復職するまでの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

なお、当該「特定活動」への在留資格の変更許可を受けた者から待機の継続を理由に在留期間更新許可申請があった場合は、これを認めないものとする。

エ　当該「特定活動」への在留資格の変更許可を受けた者に係る再入国許可申請及び資格外活動については、上記１（１）エに準じ許否を決定する。

（２）待機期間中に在留期限が到来する者について

ア　在留期限が到来した時点で、雇用先企業から、残りの待機期間が１か月を超えない旨の説明がなされた場合は、在留期間更新許可申請を受け付け、当該外国人の復職を確認の上、在留期間更新許可の許否を判断する。

イ　在留期限が到来した時点で、残りの待機期間が１か月を超えることが予定される場合は、待機期間の通算が１８０日以内であることを確認の上、資格外活動等在留状況に問題がない場合は、現に有する在留資格から「特定活動」への在留資格の変更を許可する。

この場合、在留期間及び指定する活動は、上記２（１）ウと同様とする。

なお、その後の待機継続を理由とする在留期間更新許可については、これを認めないものとする。

ウ　当該「特定活動」への在留資格の変更許可を受けた者に係る再入国許可申請及び資格外活動許可申請については、上記１（１）エの規定を準用する。

エ　当該「特定活動」への在留資格の変更を希望する者について、在留資格「家族滞在」をもって在留する配偶者及び子がいる場合は、当該配偶者及び子についても同時に「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うよう指導する。

当該配偶者及び子に対して指定する活動は、次のとおりとする。

「雇用先企業から待機を命ぜられた者が復職するまでの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を指定されて在留する者（（国　籍）人）（氏　名）の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

第９　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく雇用状況の届出

平成１９年１０月１日から雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成１９年法律第７９号）が施行されたことに伴い、雇用主に対し職業安定所への外国人雇用状況の届出が義務化され、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第２９条（届出に係る情報提供）により、それらの情報を法務大臣又は出入国在留管理庁長官から厚生労働大臣に対し求めることができることとなっている（注）。

（注）働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）（平成３０年法律第７１号）により、雇用対策法の名称は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に改められ、また、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成３０年法律第８８号)により、出入国在留管理庁長官も厚生労働大臣に対し情報提供を求めることが可能となった。

１　雇用状況届出の照会の目的

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく外国人雇用状況届出制度により、出入国在留管理庁に提供される情報と、出入国在留管理庁が保有する各種の外国人在留情報を突合・活用し、効果的な入国・在留審査及び違反調査を行うことを目的とする。

２　照会の対象

入国・在留諸申請及び違反調査等において、対象者の稼働先及び居住地に疑義があると思料される事案であること。

なお、特別永住者については、雇用主の届出義務から除外されている。

３　照会事項

照会する際には、企業名、所在地、代表者名等の雇用先及び照会対象者の身分事項について可能な限り特定して照会する。

４　照会方法

照会文書においては、必ず具体的な使用目的等を記載し、入国・在留審査に関する照会については、担当首席審査官から本庁在留管理支援部在留管理課補佐官あてに、違反調査等に関する照会については、担当首席入国警備官から本庁出入国管理部警備課補佐官あてに照会する。

５　提供される内容

事業所で稼働又は離職した外国人の国籍、氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、居住地、資格外活動許可の有無、勤務地又は事務所の名称及び所在地、労働者の賃金その他の雇用状況に関する事項が情報として厚生労働省において保有されるものの、情報提供に際しては、その必要性を同省において判断した上で提供されることとなる。

【参考】労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抄）

（外国人雇用状況の届出等）

第２８条　事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法第２条の２第１項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。）、在留期間（同条第３項に規定する在留期間をいう。）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進又は再就職の促進に努めるものとする。

一　職業安定機関において、事業主に対して、当該外国人の有する在留資格、知識経験等に応じた適正な雇用管理を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

二　職業安定機関において、事業主に対して、その求めに応じて、当該外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

三　職業安定機関において、当該外国人の有する能力、在留資格等に応じて、当該外国人に対する雇用情報の提供並びに求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

四　公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

３　国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

４　第２項（第１号及び第２号を除く。）の規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。

（届出に係る情報の提供）

第２９条　厚生労働大臣は、法務大臣又は出入国在留管理庁長官から、出入国管理及

び難民認定法に定める事務の処理に関し、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、前条第１項の規定による届出及び同条第３項の規定による通知に係る情報を提供するものとする。

【参考】労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（抄）

（法第２８条第１項の厚生労働省令で定める事項）

第１０条　法第２８条第１項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号（第５号を除く。）に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第１号から第３号まで、第５号及び第６号に掲げる事項とする。

一　生年月日

二　性別

三　国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第２条第５号ロに規定する地域

四　出入国管理及び難民認定法第１９条第２項前段の許可（以下「資格外活動の許可」という。）を受けている者にあつては、当該許可を受けていること

五　住所

六　雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地

七　賃金その他の雇用状況に関する事項

２　新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）である場合には、法第２８条第１項の届出（以下「外国人雇用状況届出」という。）は、雇入れに係るものにあつては雇用保険法施行規則第６条第１項に規定する雇用保険被保険者資格取得届と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間（出入国管理及び難民認定法第二条の二第三項前段に規定する在留期間をいう。以下同じ。）並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては同令第７条第１項に規定する雇用保険被保険者資格喪失届と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間並びに前項第三号に掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。

３　新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合にあつては、第１項の規定にかかわらず、法第２８条第１項の厚生労働省令で定める事項は、雇入れに係る届出にあつては第１項第１号から第４号までに掲げる事項と、離職に係る

届出にあつては同項第１号から第３号までに掲げる事項とし、外国人雇用状況届出は、外国人雇用状況届出書（様式第３号）により行うものとする。

（外国人雇用状況の届出事項の確認）

第１１条　事業主は、外国人雇用状況届出を行うに当たつては、新たに雇い入れられ、又は離職する外国人の氏名、在留資格、在留期間及び前条第１項第１号から第３号までに掲げる事項を、次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、確認しなければならない。

一　出入国管理及び難民認定法第１９条の３に規定する中長期在留者（以下この条において「中長期在留者」という。）　同法第１９条の３に規定する在留カード（次項第１号において「在留カード」という。）

二　中長期在留者以外の外国人　旅券又は在留資格証明書（出入国管理及び難民認定法第２０条第４項に規定する在留資格証明書をいう。次項第２号において同じ。）

２　外国人雇用状況届出に係る外国人が資格外活動の許可を受けている者である場合にあつては、事業主は、前条第１項第４号に掲げる事項を、次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、確認しなければならない。

一　中長期在留者　在留カード

二　中長期在留者以外の外国人　旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和５６年法務省令第５４号）第１９条第４項の規定による資格外活動許可書又は同令第１９条の４第１項に規定する就労資格証明書

（外国人雇用状況の届出時期）

第１２条　外国人雇用状況届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月１０日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して１０日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

２　被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、前項の規定にかかわらず、当該外国人を雇い入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

第１０　国税庁との情報連携

１　概要

国税庁は、入管法別表第一又は別表第二に掲げる在留資格を有する外国人が経営又は管

理に関与する法人又は個人事業主等において、納税の義務に関する悪質な違反があった場合、出入国在留管理庁に対して情報を提供し、出入国在留管理庁は、当該情報を活用して慎重な審査を行い、その結果を国税庁に通知する。

２　在留諸申請における取扱いについて

地方出入国在留管理官署においては、本庁から連絡を受けた情報を[redacted]

（１）[redacted]の取扱い

ア　慎重審査の実施

「経営・管理」の在留資格を有する外国人が運営する企業等が消費税の不正還付に関して重加算税の賦課決定処分を受けた場合（処分が確定している場合）は、原則として在留期間更新許可申請を不許可とする。

なお、[redacted]

（注１）「経営・管理」の在留資格のほか、経営者が別表第１に掲げる在留資格の場合も原則として同様に取り扱う。

（注２）不服申立て手続中のものとして情報提供を受けたものについては、国税庁から改めて結果が提供されることとなっている。

引き続き「経営・管理」の在留資格による在留を認めるに足りる相当の理由がある場合は、意見を付して本庁へ請訓することとするが、消費税不正還付事案については国庫からの詐取ともいうべき特に悪質な事案であり、[redacted]

なお、入管法別表第２の在留資格により在留する外国人が企業等の経営者として活動している場合についても、在留を許可する場合の在留期間は原則として「１年」を決定し、納税状況を確認した上で在留期間の伸長を検討する。

イ　処分時の本庁への連絡

在留審査終了後、申請人（代理人を含む。以下同じ。）への通知前に、本庁在留管理支援部在留管理課就労審査係（以下「本庁就労審査係」という。）へ意見書及び申請書類等を添付の上、入管ＷＡＮで送付する。本庁就労審査係は、国税庁に対し対象者に係る審査結果を提供する。

ウ　申請人への通知

本庁就労審査係から審査結果通知発送についての指示を受けた後、申請人に対する審査結果の通知を発送する。

（２）[redacted]について

重加算税賦課処分がされた企業等への就職を目的とした在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請があった場合は、原則として許可しない。

また、既に当該企業等で勤務している者等から在留期間更新許可申請があった場合も同様に取り扱う。

（注）[redacted]

なお、[redacted]については、本庁就労審査係への事前連絡は不要とする。

第１１　[redacted]結果の真偽照会

１　概要

[redacted]真偽確認を行う枠組に基づき、以下のとおり取り扱う。

２　照会範囲

（１）本件枠組の対象となる在留資格

[redacted]

（２）対象となる試験

[redacted]

（３）照会の要否

ア　[redacted]

[redacted]

イ　[redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

[redacted]

ウ　その他

[redacted]

3　照会方法

[redacted]

（1）[redacted]

[redacted]

（2）[redacted]

ア　[redacted]

[redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

4　照会結果の取扱い

（１）[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

[redacted]

第１２　長期間の出国

中長期在留者が再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）をした場合において、その期間が長期間にわたり、かつ、正当な理由がないときは、在留資格に応じた活動を行っていたとは認めないこととして取り扱う。

具体的には、中長期在留者に係る在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の審査の際は、再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）の期間を確認し、

[redacted]

第１３　その他

１　APEC 人材養成パートナーシップ

（１）目的

APEC 地域の持続的成長を図る上で人材養成が極めて重要であるとの観点から、人材養成協力の一つとして、高等教育と高等教育終了後、実務経験を修得するための一定年限の就職を組み合わせた人材養成計画（APEC Partnership for Education）を実施するもの。

（２）APEC 加盟国（地域）

ブルネイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、オースト

ラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、中国、韓国、香港、台湾、メキシコ、パプアニューギニア、チリ、ロシア、ペルー、ベトナム、日本（２０１９年２月現在２１か国・地域）

（３）対象者

APEC 加盟国（地域）の国籍を有する留学生で、我が国の大学等（大学、大学院、短大及び高等専門学校）を卒業（修了）後、実務修得を目的として２～３年の間就職を希望する者で本計画の対象となっているもの。

（注１）３年を超えて就職しようとする者及び APEC 加盟国（地域）以外の国籍を有する者は本計画の対象外である。

（注２）[redacted]

（４）滞在期間等

原則として３年を超える在留は認めない。

なお、在留資格変更許可に際して付与する在留資格は、法別表第１の２の表の在留資格の「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」等行おうとする活動の態様にふさわしいものを選定すること。

2　ITS（International Technology Services）制度による入国者の取扱い

（１）経緯及び制度の目的

英国産業貿易省が推進する「プライオリティー・ジャパン」キャンペーンの一環として、英国企業で働く技術者８０名を我が国に派遣し、生産管理等に関する知識を修得し、日英間の絆を強化する制度が創設され、我が国企業が英国人技術者を受け入れている。

同制度は、当初 EJS（Engineers to Japan Scheme）として創設され、その後 IBIS（International Business and Industrial Secondments）に、更に平成９年１月、ITS に名称変更された。

（２）対象者

英国技術連盟が工学の分野において修士号を取得した後数年、企業での経験を積んだ技術者を選抜する。

（３）活動内容等

英国企業の技術者を我が国企業又は企業等の研究所若しくは事業所等に６か月から１

年間の予定で派遣し、研修並びに研究プロジェクト等での実習を通じ、生産管理等に関する知識の修得をする。

（４）滞在費等

英国政府及び派遣企業が本邦での滞在費等をすべて負担する。

（５）付与する在留資格

ア　ITS 研修生は、所属企業の身分を離れることなく、本邦企業等に赴任して専門的業務に従事しつつ会社経営の実習を行うものでありその研修プログラムは我が国において就労活動に従事することを前提としているものである。したがって、これらの者の本邦での活動は「研修」よりもむしろ社命による転勤により、本邦企業等において業務に従事する活動として取り扱うことが相当である。

イ　一方、これらの者の身分は本国企業に所属しているところから長期出張業務に当たり、英国政府及び派遣企業から年額約１４００万円の金銭を本邦において収入として受ける。また、外国人本人と本邦受入企業の間で本研修プログラムの下で行う業務についての契約を行うことは可能であり、当該契約が締結されている場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に係る活動に従事する者として取り扱うことが可能である。さらに、これらの者が本邦で勤務する企業がその所属する本国企業との間に資本関係を有する場合は、「企業内転勤」として取り扱うことが可能である。

（６）その他

在留資格認定証明書交付申請があったときは、外国人本人の大学での卒業証明書を求めることを要しない。

３　EU 研修生の取扱い

（１）概要

ア　EU 研修生は、EU 諸国内の企業に所属する外国人が EU 本部との契約により所属企業の職員の身分を離れることなく、EU 本部から月額２５００ユーロの手当を受けて我が国に派遣されるものである。

イ　日本での活動は、６か月間駐日欧州委員会代表部で日本語等を学びながらセミナーに参加するなどの活動を行った後、３か月間本邦の企業において経営等の実習を受けるものであり、これらの活動を了した者は、所属企業の日本支店、駐在員事務所等で引き続き企業の幹部として就労するもの、他の外資系企業等に就職するもの又は帰国して元の所属企業に戻るものとに分かれる。

ウ　EU 研修生は、すべて大学卒業者であって、これらの者が本邦の企業で行う活動は我が国の会社経営、行動科学等に係る相当高度な知識を要する業務について実習を受け

るものである。

エ　これらの者は、本邦企業とは何らの契約もなく、また、当該企業から手当等を含め金銭の受領は一切ない。

オ　EU研修生は、年間約３０人が来日しており、その約半数が配偶者を同伴して来日している。これら配偶者は、当該EC研修生の在留が継続している限り同居して生活している。

（２）付与する在留資格

ア　EU研修生の本邦での活動は、「研修」というよりもむしろ社命による企業内転勤又は投資・経営の活動を行う前段階として行う研修として業務に従事する活動として取り扱うことが相当である。

イ　一方、研修のみを受けて帰国する者についても、身分が本国の企業に依然として所属していることから長期出張業務に当たるが、駐日欧州委員会から受ける月額２５００ユーロの金銭は我が国における収入と言え、「研修」の在留資格には該当しない。

ウ　したがって、例えば「研修として行う業務」についての契約が締結されれば、本邦の機関としての駐日欧州委員会代表部との契約に基づいて研修として行う「技術・人文知識・国際業務」に係る業務に従事するものとして取り扱うこととなる。また、現に在留中のEU研修生が本邦にある支店等に勤務するとして在留資格変更等の申請があった場合は、「企業内転勤」又は「経営・管理」の在留資格を決定する。

（３）その他

在留資格認定証明書交付申請があったときは、外国人本人の大学での卒業証明書を求めることを要しない。

4　日米地位協定上の米軍基地内の施設における一般外国人の就労

（１）日米地位協定上の米軍基地内の施設は、法別表第１の下欄に掲げる「本邦の公私の機関」に該当する。

（２）一般外国人が同協定上の米軍基地内のＰＸ（売店）等の施設で働くことを理由に申請に及んだ場合、法第７条第１項第２号にいう別表第１の下欄に掲げる活動を行おうとする者として在留資格該当性及び基準適合性を審査することとなる。[redacted]

5　UBI FRANCE（フランス企業振興会）の研修制度

（１）フランスの製品、技術等の広報、フランス企業と海外企業の提携の援助等ビジネス交流の促進が主な事業内容であるが、その中に、将来フランス企業に貢献する若い人材を海外企業で研修させるプログラムがある。

これはフランスの貿易に関するネットワークの枠組みの中で、フランス企業に貢献する人材として兵役免除志願者を海外に派遣し、６～２４か月の間、海外の企業で実際に働くことにより専門的なトレーニングを行う制度で、UBI フランスから役務の対価として邦価換算３６～３８万円及び受入れ企業から手当（１０万円）が支給される。

なお、平成１３年１０月から CFFE－ACTIM（フランス技術・企業国際振興事業団）から UBI FRANCE へと名称変更したもの。

また、CFFE－ACTIM は兵役免除志願者を対象として同研修制度を行っていたが、平成１３年夏に兵役制度がなくなり本プログラムの対象者は一般に公開された（基本的に大学卒以上。）。

（２）付与する在留資格

従事する活動に応じ、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を決定する。

（３）参考

本制度の詳細については、在京フランス大使館経済部（℡０３－３４３５－７４５５、担当者は日本語不可。フランス語又は英語。）に照会可能である。

また、本プログラム終了後、引続き本邦での就労（転職を含む。）を行うことについて、フランス政府はこれを認めている。

６　語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme、いわゆる「JET プログラム」をいう。）に係る外国人の取扱い

（１）事業の概要

ア　本事業は、外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、我が国と諸外国との相互理解を増進し、もって我が国の国際化の促進に資することを目的として、自治省（現総務省）、文部省（現文部科学省）、外務省と地方公共団体で構成する国際化推進自治体協議会（現（一財）自治体国際化協会）で計画され、その後、当省が外国青年の入国・在留に関する協力を行うことで参画し、昭和６２年８月から実施されている。

イ　現在、（財）自治体国際化協会（CLAIR）及び上記３省からなる国際化推進連合協議会を設置し、外国青年の募集、選考等を行っている。

ウ　同計画の対象者が大学卒業後間もない外国人であり、通常日本の教員免許を有していないため、大部分の者は、「教員以外の職」について、高校の教員の補助者等とし

て語学指導等の教育をする活動に従事している。

エ　在留資格「教育」に係る上陸許可基準に定める「これら以外の教育機関において教員以外の職について教育をする活動」とは、上記「JET プログラム」に基づき、教員の補助者として語学指導等の教育を行う活動を念頭に置いたものである。

（２）外国青年のカテゴリー及び付与する在留資格

ア　語学指導等に従事する外国青年（ALT）・・・「教育」

イ　国際交流活動に従事する外国青年（CIR）・・・「技術・人文知識・国際業務」

ウ　スポーツ国際交流に従事する外国青年（SEA）・・・「技能」

（３）JET プログラム経験者に係る取扱い

ア　在留資格認定証明書交付申請等における提出書類の取扱い

（ア）対象者

過去において JET プログラムに参加し、地方公共団体等との契約に基づく外国語指導助手（ALT）等としての活動を修了した者（以下「JET 経験者」という。）であって、その後改めて、本邦において語学指導者等（JET プログラム参加時と同様の職種）としての活動に従事することを希望する者

（イ）措置

JET プログラムに参加する者については、学歴・経歴（以下「学歴等」という。）において相当の要件を満たす必要があることにかんがみ、JET 経験者に対して交付される在職証明書（以下「JET 在職証明書」という。）（注）によって、申請人が JET 経験者であることを確認できれば、学歴等については、他の立証資料の提出を求めない。

なお、JET 経験者が日本の文化（日本語を含む。）等の修得のため、「文化活動」又は「留学」等の在留資格に該当する活動に従事することを希望する場合も同様とする。

（注）JET 在職証明書は、（一財）自治体国際化協会の定める様式により、JET 経験者と外国語指導助手（ALT）としての契約を締結していた地方公共団体等が交付するものであり、総務省自治行政局国際室から各都道府県国際交流担当課及び各指定都市国際交流担当課に対し、同証明書の活用を依頼している。

イ　本邦において就職活動を行うことを希望する者に係る取扱い

（ア）対象者

①　JET 経験者のうち、本国へ帰国後、本邦において就職活動を行うため、「短期滞在」の在留資格で入国し、在留している者であって、引き続き本邦における就

職活動の継続を希望する者

② 本邦在留中のJETプログラム参加者であって、地方公共団体等との契約に基づく活動を修了した後も引き続き本邦に在留して就職活動を行うことを希望する者

（イ）措置

JET経験者に対して発行されるJET在職証明書をもって、申請人がJET経験者であることが確認されれば、最長１８０日間の「短期滞在」の在留資格による本邦在留を認める。

なお、資格外活動許可については、第８の１（１）イの規定を準用し、また、再入国許可申請については、第10編第７章第１節第１の規定に従うこととする（数次再入国許可は認めない。）。

7　イノベーティブ・アジア事業に参加し、日本での研修（留学、インターンシップ）を修了した者に対する優遇措置について

（１）対象者

外務省から委託を受けた独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）が実施するイノベーティブ・アジア事業の研修（外務省及びＪＩＣＡが「イノベーティブ・アジア事業」の研修とみなす「フレンドシップ事業」の研修を含む。）を修了した者で、ＪＩＣＡが発行した研修修了証明書（写し）を提出する者

（注）イノベーティブ・アジア事業は、平成２９年度から令和３年度までの５年間に渡って毎年２００人程度の新規研修員の受入れを行うこととされている。

フレンドシップ事業研修は、平成２４年から実施されているものであるが、平成３０年以降に受け入れた者については、外務省・ＪＩＣＡにおいて、イノベーティブ・アジア事業の研修員としてもみなすこととしたことを受け、イノベーティブ・アジア事業と同時期に受け入れられた者については、優遇措置の対象とするものである。同事業の受入れは、毎年３０人程度である。

（２）優遇措置

ア　審査の迅速化

在留資格「留学」又は「文化活動」から就労資格への変更許可申請を行う場合、在留審査の優先処理対象者とする。

なお、在留資格変更許可申請のみならず、当事業参加後に出国し、本邦での就職のため在留資格認定証明書交付申請を行う場合も含む。

イ　提出書類の簡素化

原則として、上記申請を行う場合、学歴及び職歴その他経歴等を証明する資料の提

出を求めない。

（注）当該研修を修了する者は、全て海外の大学を卒業した者であり、研修参加に当たって、外務省による経歴の確認が既になされていることから、簡素化の対象とするもの。なお、事業参加後、相当の年数を経過した後に申請があった場合等、必要に応じて追加資料の提出を求めることは差し支えない。

8　留学生就職促進プログラムで構築された教育プログラムを修了した留学生の在留諸申請における優遇措置について

（１）留学生就職促進プログラムの事業目的及び事業概要

留学生就職促進プログラムは、外国人留学生の日本国内での就職率向上に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、国内・日系企業の就職に重要なスキルである「日本語能力」、「日本での企業文化等キャリア教育」及び「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設し、その取組を普及することにより外国人留学生の我が国での定着を図ることなどを目的としている。

本事業は、留学生が在籍する各大学と地方公共団体等により構成される産学官コンソーシアムによる教育プログラムを文部科学省が選定することによって行われるところ、文部科学省への申請は大学が代表して行うことから、プログラムの実施を委託された大学を「プログラム実施機関」という。

（２）優遇措置

ア　審査の迅速化

プログラム実施機関において、プログラム修了証明書（注）の発行を受けた者については、優先処理の対象者とする。

ただし、通常案件同様、卒業見込みの時点では許可（又は交付）できないため、大学の卒業後に許可（又は交付）する（大学を卒業後、大学院に在学中の者を除く。）。

（注）以下の事項が記載されているものであれば、参考様式を用いる必要はないが、参考様式を使用しない場合、プログラム実施機関はあらかじめ使用する様式について所管する地方出入国在留管理局に提出することとなっている。

①法務大臣宛の文書であること、②発行日、③文書管理番号、④発行者名（大学）、⑤委託期間中であること、⑥対象者の国籍・地域、氏名、生年月日、性別、⑦対象者がプログラムを修了した者であること、⑧受講期間（例：2019年４月１日から2023年３月31日）、⑨（委託期間終了後も継続して本優遇措置を受けること希望し、文部科学省から確認を受けている場合）委託期間終了後もプログラムを適正に運用していることについて文部科学省から確認を受けていることの誓

約

イ　提出書類の簡素化

上記アの対象者である留学生が、コンソーシアムに３年度にわたって適切に参画している企業であるとして、プログラム実施機関から発行されたプログラム参画証明書（注１、２）に記載された企業等に就職する場合、提出資料について、カテゴリー１に該当するものとして取り扱う。

なお、大学卒業から一定の年数を経過した後に在留資格認定証明書の交付申請があった場合等、申請人に対し必要に応じて追加資料の提出を求めることを妨げるものではない。

（注１）対象者が内定を得た年度より前のいずれか２年度において、コンソーシアムに参画したもので、かつ、内定を得た年度も参画が認められるものに交付される。

（注２）以下の事項が記載されているものであれば、参考様式を用いる必要はないが、参考様式を使用しない場合、プログラム実施機関はあらかじめ使用する様式について所管する地方出入国在留管理局に提出することとなっている。

①発行日、②文書管理番号、③発行者名（大学）、④委託期間中であること、⑤企業等の名称、⑥当該企業が３年度にわたりコンソーシアムに適切に参画している企業等であること、⑦参画期間（例：2019 年度から 2021 年度（2019 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日））、⑧（委託期間終了後も継続して本優遇措置を受けることを希望し、文部科学省から確認を受けている場合）委託期間終了後もプログラムを適正に運用していることについて文部科学省から確認を受けていることの誓約

なお、上記の事項が記載されているのであれば、プログラム実施機関の負担を考慮し、対象となる企業等をリスト化した証明書であっても差し支えないこととしている。

ウ　対象とする申請

（ア）在留資格「留学」又は「特定活動（継続就職活動）」の在留資格からの就労資格への在留資格変更許可申請

（注）上記ア、イの要件に該当するものであれば、対象者が就労資格への変更後、転職等の事情により他の就労資格へ在留資格変更許可申請を行う場合も対象とする。

（イ）一旦帰国し、本邦で就職するために行う在留資格認定証明書交付申請

第２節　外交・公用共通事項

第１　短期滞在との関係

１　外交又は公用旅券を所持する者であっても、入国・在留の目的が外交・公用の用務に該当しない観光、親族・友人訪問、休養等の場合には、短期滞在に該当する。

２　外交又は公用の用務を含む場合で、外交又は公用の査証免除が適用されない国の次の者が外交又は公用の査証を所持せず、査証免除取決めにより短期滞在査証が免除される期間、入国・在留するときは、短期滞在の在留資格を決定することができる。

（１）外国の国賓、公賓等に随伴して来日する者

（２）短期出張者

第２　家族等の範囲

１　「同一世帯に属する家族の構成員」とは、住居及び生計を一にして共同生活を行っている家族のことであり、共同生活を行っている配偶者（内縁のものを含む。）、子（成人の子及び養子を含む。）、親類（遠い親戚であっても家事を行っている場合、長期間同居しているなど家族の一部分として不可分の存在となっている場合を含む。）がこれに当たる。

[redacted]

２ [redacted]

（１）[redacted]

（２）[redacted]

（３）[redacted]

[redacted]

第３　国連レッセ・パッセの取扱い

国際連合及び専門機関の職員に対しては、国際連合通行証（国連レッセ・パッセ）が発給され、加盟国はこの通行証を有効な旅行証明書と認めることが義務付けられており、入管法上も旅券として扱っている。

国連レッセ・パッセには、赤表紙と青表紙の２種類があり、赤表紙レッセ・パッセは国連又は専門機関の要職者に発給され、外交旅券に準ずる。また、青表紙レッセ・パッセは一般職員に発給され、公用旅券に準ずる。

第４　香港経済貿易代表部職員等の取扱い

香港経済貿易代表部（以下「代表部」という。）の職員及びその家族に係る在留関係諸申請については、「外交」や「公用」の在留資格を有する他の外国政府職員等とは異なり、外務省大臣官房儀典官室を通じては行われないが、代表部職員が中華人民共和国香港特別行政区政府の公務員であることに鑑み、それらの申請については次のとおり取り扱う。

1　事前に外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第二課から本庁出入国管理部出入国管理課宛ての事務連絡を地方出入国在留管理局の担当審査部門に送付し、申請の日時を指定するので、総合窓口で受付の手続を行うのではなく、指定された日時に受け付ける。

2　原則として受付した日に処分する。

3　出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則の関係規定に基づき代表部職員又はその家族本人が申請を行うが、処分の通知は、あらかじめ外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第二課から通知された代表部職員に対して行うことも認める。

第３節　外　　交

第１　在留資格の審査

１　外交の在留資格について

「外交」の在留資格は、諸外国との外交関係及び国際機関との協調を維持・発展させることを目的とし、日本国政府が接受する外交官、領事官等及び国連特権免除条約第５条第１９項に規定する国連の事務局長及び事務局次長や国際機関の事務局長、同事務局長が指定する国際機関の上位の職員を受け入れるために設けられたもので、国際法上、出入国制限及び外国人登録の免除等の特権及び免除が認められている。

２　該当範囲

入管法別表第１の１の表の「外交」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

（１）該当範囲

具体的には、次に掲げる者としての活動が該当する。

ア　日本国政府が接受する外国政府の外交使節団の長及び外交職員

（注）「外交使節団の長及び外交職員」には、日本国政府に接受される大使、公使、参事官、書記官等の外交職員が該当する。「外交職員」とは、使節団の職員で外交官の身分を有するものをいう（外交関係に関するウィーン条約（昭和３９年条約第１４号）第１条（ｄ））。

イ　日本国政府が接受する外国政府の領事官

（注）「領事官」には、日本国政府に接受される総領事、領事、副領事、代表領事等の領事官が該当する。「領事官」とは、その資格において領事任務を遂行する者をいい（領事関係に関するウィーン条約（昭和５８年条約第１４号）第１条１（ｄ））、名誉領事は含まない。

ウ　条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者

（ア）国家元首、閣僚、議会（地方議会を除く。）の議長及びこれらの者と同格以上の者並びにこれらの者の随行員として本国政府から派遣された者

（イ）本邦に出張して外交用務に従事する者（外交伝書使を含む。）

（ウ）日本国政府又は国際機関主催の会議に出席する外国政府（日本国政府の承認していないものを除く。）又は国際機関（日本国政府の承認していないものを除く。）の代表団の構成員

（注）「国際機関」とは、複数の政府の加盟する機関をいい、国際連合及びその専門機関並びに日本が加盟している国際条約の執行機関、ＥＵ等がある。

（エ）国際連合の事務総長及び事務次長

（オ）国際連合の専門機関の事務局長（その不在の間これに代わって行動する職員を含む。）

（カ）その他個別の条約その他の国際約束により外交使節と同様の特権及び免除を受けることが定められている者

エ　上記アからウまでに該当する者と同一の世帯に属する家族の構成員

（注）「外交」の査証を所持する者の配偶者等で、香港 SAR 旅券又はマカオ SAR 旅券を所持する者に対しては、儀礼的に「外交」査証が発給されることとなることから、「外交」の在留資格を付与する。

（２）用語の意義

ア　「接受」とは、外交使節団の長の場合はアグレマン（事前の同意）を与えられ、接受国が信任状を与えることにより、外交使節団の長を除く外交使節団の構成員及び領事機関の構成員の場合は派遣国が接受国に通報し、接受国が身分証明書を発給することにより行われる。

（注）①　外交使節団の長とは、大使、公使及び代理公使をいう。

②　外交使節団の構成員とは、外交使節団の長及び外交使節団の職員をいう。

③　外交使節団の職員とは、外交使節団の外交職員、事務及び技術職員並びに役務職員をいう。

④　外交職員とは、外交使節団の職員で、外交官の身分を有するものをいう。

⑤　領事機関の長については、外交使節団の長と異なり、接受国のアグレマンを求める必要はなく、接受国の許可書（認可状と呼ばれる。）の交付により接受を承認される。

⑥　領事機関の構成員とは、領事機関の長及び領事機関の職員をいう。

⑦　領事機関の職員とは、領事機関の長以外の領事官、事務及び技術職員並びに役務職員をいう。

イ　「外交使節団の構成員」及び「領事機関の構成員」には、それぞれ外交職員、領事官

のほか事務及び技術職員並びに役務職員も含まれるが、日本国政府が「外交職員」として「接受」するのは、それぞれ外交官及び領事官に限られているので、その他の事務・技術職員及び役務職員は「外交」の在留資格には該当せず、「外国政府の公務を帯びるもの」として「公用」の在留資格に該当する。

3　審査のポイント

（1）在留資格の決定を伴う申請

ア　外交使節団及び領事機関は、日本政府が承認している外国政府のものでなければならず、日本国政府が承認していない外国政府のものは含まれない。

イ　在留資格「外交」の在留資格該当性については、口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分及び用務を証する文書により確認するが、提出された口上書等の信ぴょう性に疑義が認められる、又は提出された口上書のみでは「外交」の在留資格該当性が判断できない場合は、「接受」の決定権は外務省が有しており、最終的には外務省に照会する必要があるので、本庁あて照会すること。

ウ　外交旅券査証免除取決めのある国の外交旅券を所持する者が査証を所持する場合は、査証に応じた在留資格を決定することとなる。

（注）①　当該査証を使用せず、「外交」目的での入国を希望する場合には、別途本庁から通知する国については、外交旅券は公務でしか使用しないことを外務省が確認し、外務省から法務省へ通知がなされているので、外交旅券を身分・用務を証する文書として取り扱い、「外交」の在留資格を決定する。前記の本庁から通知する国以外の外交査証免除対象国の外交旅券所持者については、原則どおり、身分及び用務が立証されれば、「外交」の在留資格を決定する（身分及び用務の立証については、第６編第１節第２章第５参照。）。

②　査証が「外交」であっても、目的が観光、親族訪問等の短期滞在に該当する場合は、「短期滞在」の在留資格を決定する。

（2）他の在留資格への変更申請

ア　通常、「外交」の在留資格から他の在留資格への変更申請は、外務省儀典官室を通じてなされるところ、地方局等又は出張所に申請がなされた場合は、通常の審査を行い、その結果を外務省へ通報するので、意見書の写しを添付して本庁に連絡する。

イ [redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

（３）その他

外交旅券は、一般旅券を所持している場合にも発給されている場合があることから、許可に当たっては、他の在留資格をもって在留中でないことに注意が必要である。

４　立証資料

第３１節別表のとおり。

（注）[redacted]

５　在留期間

法別表第１の１の表の外交の項の下欄に掲げる活動（「外交活動」と称する。）を行う期間

（注１）「外交活動を行う期間」とし、英語では「During　Mission」と表記される。

（注２）外交官、領事官等の特権免除は、接受国の領域内に入ったときから享受を始め、任務が終了し、接受国を去るときまでは継続するが、任務終了後相当期間を経過すると特権免除が消滅し（外交関係に関するウィーン条第３９条）、これを超えて本邦に残留する者は、在留資格の取消しの対象となる。

第２　応用・資料編

１　外交職員の個人的使用人としてのメイド、コック、運転手などは、在留資格「特定活動」が付与される。

２　外交職員及び領事官については、国際慣習又は領事関係に関するウィーン条約により、上陸拒否事由（法５条）の適用が除外され、また、退去強制の対象ともならない。なお、外交職員及び領事官に対して入国を拒否し又は国外退去を求める方式は、外交上、外交使節（外交使節団の長）及び領事機関に対するアグレマン（同意）を拒否し、又は外交使節若しくは外交職員又は領事官がペルソナ・ノン・グラータであることを通告することによるので、該当者がある場合は、本庁に連絡する。

３　特権及び免除

外交官、領事官及びそれらの家族の特権及び免除は、次のとおり。

	外交官		領事官	
	本人	家族	本人	家族
身体不可侵	○	○	△	×
住居、書類、通信、財産不可侵	○	○	×	×
外国人登録・在留許可に係る免除	○	○	○	○

（注）△は制限付きで認められる。

第４節　公　　用

第１　在留資格の審査

１　公用の在留資格について

「公用」の在留資格は、諸外国との友好関係及び国際機関との協調を維持・発展させることを目的とし、日本国政府の承認した外国政府若しくは外国機関又は国際機関の公務に従事する者を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の１の表の「公用」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動 を除く。）

（１）該当範囲

ア　日本国政府が承認した外国政府の外交使節団の事務及び技術職員並びに役務職員

（注）①　「事務及び技術職員」とは、使節団の職員で、使節団の事務的業務又は技術的業務のために雇用されているもので、具体的には、電信、通訳、会計、文書、庶務などの業務に従事する者（外交職員として接受する者を除く。）をいう。

②　「役務職員」とは、使節団の職員で、使節団の役務のために雇用されているもので、具体的には、守衛、運転手、調理、清掃などの業務に従事する者をいう。

③　本国政府から派遣された者ではない外交使節団の構成員（現地採用職員（本邦で採用された者。いわゆるローカルスタッフ。以下同じ。））も、これに該当する。

イ　日本国政府が承認した領事機関の事務及び技術職員並びに役務職員

（注）「事務及び技術職員」及び「役務職員」については、上記ア（注）①及び②参照。

ウ　本邦に本部の置かれている国際機関の職員

（注）「国際機関」とは、国連及びその専門機関並びに日本の加盟している国際条約に基づく機構の執行機関が該当する。

エ　日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に公の用務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員（上記アからウまでに該当する者を除く。）

具体的には、外国の大使館等に付属する文化センターに派遣される職員や学校に派遣される教職員、外国の特殊法人の本邦にある出先機関に派遣される駐在員など、外国政府又は国際機関の公務のために駐在するものである。

オ　日本国政府との公の用務のため日本国政府が承認した外国政府又は国際機関から派遣される者（上記アからエまでに該当する者を除く。）

具体的には、外国政府の公務員や国際機関の職員の出張者などである。

カ　日本国政府又は日本国政府が承認した国際機関が主催する会議等に参加する者

（注）外交の在留資格に該当する者及び上記アからオまでに該当する者を除く。

キ　上記アからカまでに該当する者と同一の世帯に属する家族の構成員

（２）用語の意義

ア　「公務」とは、外国政府又は国際機関にとっての用務のことであり、我が国政府にとっての用務である必要はない。何が公務であるかについては、外国政府の発給する旅券の種類や当該外国政府の職員の一方的意思によって定まるものではなく、一般社会通念上「公の職務」に属するものと認められるものでなければならない。

イ　「日本国政府の承認した外国政府」とは、外交政府であっても日本国が承認したものに限る趣旨である。未承認国や未承認の政府の用務で入国する者は、この在留資格に該当しない。

（３）留意事項

ア　本邦において行うことができる活動から「外交」の在留資格に該当する活動が除かれているので、外国人の行う活動が「外交」の在留資格に該当する場合には、「外交」の在留資格を決定することとなる。

イ　公用旅券査証免除取決めのある国の公用旅券を所持する者が査証を所持する場合は、査証に応じた在留資格を決定することとなる。

（注）①　当該査証を使用せず、「公用」目的での入国を希望する場合には、別途本庁から通知する国については、公用旅券は公務でしか使用しないことを外務省が確認し、外務省から法務省へ証明がなされているので、公用旅券を身分・用務を証する文書として取り扱い、「公用」の在留資格を決定する。前記の本庁から通知する国以外の公用査証免除対象国の公用旅券所持者については、原則どおり、身分及び用務が立証されれば、「公用」の在留資格を決定する（身分及び用務の立

証については、第６編第２章第１節第５参照。）。

② 査証が「公用」であっても、目的が観光、親族訪問等の短期滞在に該当する場合は、「短期滞在」の在留資格を決定する。

ウ　外交使節団又は領事機関に直接雇用される役務職員（現地採用職員）には在留資格「公用」が付与されるが、「外交」又は「公用」をもって在留する者が個人的に雇用する場合は、在留資格「特定活動」を付与する。

エ　我が国が接受する外交使節団の職員（役務職員を除く。）で、「公用」の在留資格を有する者は、条約又は国際慣習により、我が国の在留許可に関する法令の義務を免除されているところ、これらの者が在留期間を経過して本邦に在留していることが判明した場合は、本庁（在留管理支援部在留管理課就労審査係）に連絡の上、外務省を通じて在留期間の更新を促すものとする。

３　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　在留資格該当性については、口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分及び用務を証する文書により確認する。

イ　雇用・在職事実に疑義があり、提出された口上書等の信ぴょう性に疑義が認められる場合は、直接発行元の外交使節団、領事機関又は本庁（在留管理支援部在留管理課就労審査係）あて照会する。

（２）在留期間の更新時

在留期間の更新は、平成２４年４月１日以降に上陸許可等を受けて在留期間が決定された者に限られ、審査においては、申請人が申請に係る身分・地位を引き続き有していることを中心とする。

（３）その他

公用旅券は、一般旅券を所持している場合にも発給される場合があることから、許可に当たっては、他の在留資格をもって在留中でないことに注意が必要である。

４　立証資料

第３１節別表のとおり。

５　在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれかに該当するもの ①　日本国政府が承認した外国政府の外交使節団又は領事機関の事務・技術職員又は役務職員（いずれも現地採用職員を除く。）で、活動予定期

	間が３年を超えるもの ②　本邦に本部の置かれている国際機関の職員（現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が３年を超えるもの ③　日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に公務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員（いずれも現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が３年を超えるもの ④　公務のため日本国政府が承認した外国政府又は国際機関から派遣される者で、派遣予定期間が３年を超えるもの ⑤　上記①から④の家族
３年	次のいずれかに該当するもの ①　日本国政府が承認した外国政府の外交使節団又は領事機関の事務・技術職員又は役務職員（いずれも現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が１年を超え３年以内もの ②　本邦に本部の置かれている国際機関の職員（現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が１年を超え３年以内のもの ③　日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に公務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員（いずれも現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が１年を超え３年以内のもの ④　公務のため日本国政府が承認した外国政府又は国際機関から派遣される者で、派遣予定期間が１年を超え３年以内のもの ⑤　上記①から④の家族
１年	次のいずれかに該当するもの。 ①　日本国政府が承認した外国政府の外交使節団又は領事機関の事務・技術職員又は役務職員（いずれも現地採用職員を除く。）であって、活動予定期間が３月を超え１年以内のもの ②　日本国政府が承認した外国政府の外交使節団又は領事機関の事務・技術職員又は役務職員のうち、現地採用職員であるもの ③　本邦に本部の置かれている国際機関の職員で、活動予定期間が３月を超え１年以内のもの ④　本邦に本部の置かれている国際機関の職員で、現地採用職員であるもの ⑤　日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に

	公務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員（いずれも現地採用職員を除く。）であって、活動予定期間が３月を超え１年以内のもの ⑥　日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に公務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員のうち、現地職員であるもの ⑦　公務のため日本国政府が承認した外国政府又は国際機関から派遣される者で、派遣予定期間が３月を超え１年以内のもの ⑧　５年又は３年の在留期間を決定するいずれかに該当する者であって、在留状況を１年に１度確認する必要があると認められるもの ⑨　上記①から⑧の家族
３月	活動予定期間が３０日を超え３月以内のもの
３０日	活動予定期間が１５日を超え３０日以内のもの
１５日	活動予定期間が１５日以内のもの

６　在留期間「during mission」を有する者の在留期間等

（１）平成２４年４月１日の改正施行規則施行前に「during mission」の在留期間を決定された「公用」の在留資格を有する者については、現在の勤務終了までは、引き続き在留期間を更新することなく在留することができる（第３節第１の５（注２）参照）。

（２）在留期間「during mission」を有する者が、新たに家族を呼び寄せようとする場合に家族に対して決定する在留期間は、在留期間「during mission」を有する者の用務及び期間を確認し、仮に在留期間「during mission」を有する者に対して在留期間を決定するとした場合の在留期間と同様の在留期間とする。

第２　応用・資料編

１　韓国政府の特殊法人大韓貿易投資振興公社が派遣する本邦出先機関の駐在員

韓国政府の特殊法人大韓貿易投資振興公社（以下「KOTRA」という。）から派遣されて本邦出先機関に駐在する者については、「公用」の在留資格を付与する。

（１）KOTRA について

韓国の貿易振興と国内外の企業間の投資及び産業技術協力の支援等に関する業務を遂行するため１９６２年法律に基づき設立された韓国政府の機関であり、韓国政府が全額出資する非営利的法人で、我が国でいう独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）に当た

る。

（２）KOTRA の本邦出先機関

東京韓国貿易センター　　総支配人以下９名
大阪韓国貿易センター　　支配人以下５名
名古屋韓国貿易センター　支配人以下２名
福岡韓国貿易センター　　支配人以下２名

（３）KOTRA の駐在員の活動等について

KOTRA から派遣されて本邦の韓国貿易センターに駐在する者は、韓国法上公務員と同様の地位にあり、外国政府の出先機関に駐在する外国政府の職員として取り扱うことが相当である。

また、韓国貿易センターの駐在員は、海外市場の調査等国内産業の紹介などに従事するものであり、これらの業務を円滑に遂行するために我が国政府機関との情報・意見交換等を行っており、公の用務に従事するものであると認められる。

（４）その他

KOTRA から派遣されて本邦の韓国貿易センターに駐在しようとする者は、公用旅券の発給を受けており、在留資格認定証明書交付申請を行うことなく在韓国日本国大使館で査証申請を行っている。

２　韓国又はフランスの教育公務員等の取扱い

韓国政府の教育公務員が公用旅券の発給を受け又はフランス国兵役免除制度によりフランス政府から本邦の教育機関等（韓国人学校やアテネフランセ等）において教育活動を行うために派遣される場合は、「公用」の在留資格ではなく、当該外国人を受け入れようとする機関が本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関しこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育を行う活動は「教育」の在留資格に、これらの教育機関以外の施設等において語学の指導に従事する活動は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当することになる。

３　特権及び免除

事務技術職員及びその家族の特権及び免除は、次のとおり。

	事務技術職員				役務職員			
	大使館		領事館		大使館		領事官	
	本人	家族	本人	家族	本人	家族	本人	家族
身体不可侵	○	○	×	×	×	×	×	×
住居、書類、通信、財産不可侵	○	○	×	×	×	×	×	×
外国人登録・在留許可に係る免除	○	○	○	○	×	×	×	×

第５節　教　　授

第１　在留資格の審査

１　教授の在留資格について

「教授」の在留資格は、我が国における学術研究及び高等教育の向上を目的として、大学教授等を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の１の表の「教授」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動

（１）該当範囲

具体的には、次に掲げる機関において、学長、所長、校長、副学長、副校長、教頭、教授、准教授、講師、助手等として研究、研究の指導又は教育をする活動が該当する。

（２）用語の意義

ア　「大学」には、本邦の４年制の大学（放送大学も含まれる。）、短期大学のほか、大学院、大学の別科、大学の専攻科、大学の附属の研究所が含まれる。

イ　「本邦の大学に準ずる機関」とは、設備及びカリキュラム編制において大学と同等と認められる機関、大学共同利用機関、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、卒業した者が大学の専攻科・大学院の入学に関し大学卒業者と同等であるとして入学資格の付与される機関のほか、当該機関の職員が教育職俸給表（一）（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）別表第六）の適用を受ける機関が該当する。

（注１）「設備及びカリキュラム編制において大学と同等と認められる機関」とは、水産大学校、海技大学校（分校を除く。）、航海訓練所、航空大学校、海上保安大学校、海上保安学校、気象大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、航空保安大学校、職業能力開発短期大学校、国立海上技術短期大学校（専修科に限る。）、国立看護大学校、学校教育法施行規則第１５５条第１項第４号に基づき文部科学大臣が告示により指定する外国の教育機関及び国際連合大学である。

（注２）「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法第５条第２項及び国立大学法人法施行規則第１条別表第１に定める、国文学研究資料館、国立極地研究所、国立遺伝学研究所、統計数理研究所、国際日本文化研究センター、国立天文台、核融合科学研究所、国立情報学研究所、総合地球環境学研究所、分子科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、素粒子原子核研究所、物質構造科学研究所、国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館、国立国語研究所、加速器研究施設、共通基盤研究施設である。

（注３）「大学入試センター」とは、大学入学共通テストを運営する文部科学省が管轄する独立行政法人である。

（注４）「大学改革支援・学位授与機構」とは、大学、短期大学、高等専門学校及び大学共同利用機関の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うこと等を目的とするものである。

（注５）「卒業した者が大学の専攻科・大学院の入学に関し大学卒業者と同等であるとして入学資格の付与される機関」とは、学校教育法施行規則第155 条第１項第４号に基づき、文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により公示する外国の教育機関である。同機関については、文部科学省ホームページ参照。

また、国際連合大学については、学校教育法施行規則第 156 条第４号において、当該教育機関の課程を修了した者に対して大学院（博士課程）への入学資格が付与されることが規定されていることから、本邦の大学に準ずる機関として認めている。

（注６）「当該機関の職員が教育職俸給表（一）（一般職の職員の給与に関する法律別表第六）の適用を受ける機関」は、気象大学校又は海上保安大学校である（昭和３２年人事院規則９－２第８条）。

（注７）その他「大学に準ずる機関」に含まれないものの例は、各省所管の大学校（警察大学校等）、社会保険大学校、中小企業大学校、道府県立の農業大学校のほか、株式会社、職業訓練法人、学校法人、財団法人、特定非営利法人等の設置する大学校がある。

ウ　「高等専門学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条及び第１０章に規定する高等専門学校をいう。

（３）留意事項

ア　列挙された職名（「学長、校長……」）は例示であり、常勤又は非常勤にかかわらず実質的に上記の機関において研究、研究の指導又は教育をする活動に従事するかどうかにより在留資格該当性を判断する。

イ　大学に準ずる機関に当たらない各省所管の大学校等（例えば警察大学校、国土交通大学校）で教育に従事する場合は、その活動に応じて「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格によることとなる。

ウ　「教授」の在留資格を決定するためには、申請人が本邦で「教授」の在留資格に該当する活動を行い、当該活動によって本邦において安定した生活をおくることのできる十分な収入を得られることが必要である。

なお、「教授」に該当する活動のみでは本邦で在留する上で必要な収入を得られない場合は、他の活動の有無を聴取するなどして確認し、資格外活動許可により得られる報酬等を含めて判断することとして差し支えない。この場合、得られる報酬等が「教授」の在留資格としての活動により得られる額より多いときは、当該他の活動の在留資格該当性（上陸基準適合性を含む。）を審査し、当該他の活動に係る在留資格を決定することとなる。

エ　本邦の大学又はこれに準ずる機関において研究に従事する活動は、本在留資格に該当するが、報酬を受けない場合は「文化活動」又は「短期滞在」の在留資格に該当する。

「報酬」については、第１節第２を参照。

①　報酬には、大学等以外の機関から受ける報酬を含み、本邦での活動により本国等の外国の機関から支払われるものも含む。[redacted]

なお、租税条約を締結している国の中で、大学での勤務に関して２年間の特例免税措置を有する国もあることに留意する。

②　実費（宿泊費、交通費等滞在中に要する費用をいう。以下本編において同じ。）の範囲を超える、又は同等の日本人の教育関係者の報酬を超える奨学金は、報酬とみなす。

施行規則第１９条の３各号に定める「業として行うものでない講演に対する謝金」や「日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬」については、「報酬」に含まれない。

（４）他の在留資格との関係

ア　「教授」は、活動場所が、「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校」に限られ、「研究」と違って上陸基準省令の適用がなく、また、「文化活動」と違って報酬を伴う活動である。

イ　「教授」の在留資格は、「研究」の在留資格と異なり、研究の指導や教育をする活動もできる。

ウ　「教授」の在留資格は、活動を行う機関が「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校」に限定され、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を行う活動は「教育」の在留資格に該当する。

エ　「研究」は、「教授」の在留資格に該当する「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校」以外の機関において報酬を受けて研究を行う活動である。

オ　「文化活動」は、外国人本人が本邦での滞在費等の費用を負担し、大学の研究所又は教授等の研究室において教授等の指導の下に学術上の研究を行うものや、大学の研究所若しくは教授等の研究室から又は当該大学以外の機関若しくは個人から研究手当又は滞在費用等の名目の実費弁償の範囲内の手当等の支給を受けて教授等の指導の下に学術上の研究を行うものが該当する。

３　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的欄又は希望する在留資格欄が「教授」であること並びに申請書の稼働先欄及び立証資料により活動場所が「教授」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「教授」の在留資格をもって活動するに十分な額であることを確認する。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の稼働先欄及び立証資料により、その活動が引き続き「教授」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の給与・報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「教授」の在留資格をもって活動するに十分な額であることを確認する。

４　立証資料

第３１節別表のとおり。

５　在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　カテゴリー１（大学等において常勤職員として勤務する場合）に該当するもの ④　就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①、②及び③のいずれにも該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③に該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ②　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ③　就労予定期間が１年以下であるもの（非常勤職員等契約期間が１年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。）

３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

第６節　芸　　術

第１　在留資格の審査

１　芸術の在留資格について

「芸術」の在留資格は、芸術分野の国際交流を推進し、我が国における同分野の向上発展のため、音楽家、文学者等を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の１の表の「芸術」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

具体的には、次に掲げる者が行う収入を伴う芸術上の活動が該当する。

ただし、芸能等を公衆に見せるなどして収入を得ることを目的とする興行の形態で行われる芸術上の活動は該当しない。

（１）創作活動を行う作曲家、作詞家、画家、彫刻家、工芸家、著述家、写真家等の芸術家

（２）音楽、美術、文学、写真、演劇、舞踊、映画その他の芸術上の活動について指導を行う者

３　審査のポイント

（１）在留資格決定時

ア　申請書の入国目的欄又は希望する在留資格欄が「芸術」であること、活動内容欄、経歴欄及び立証資料により、申請人の活動の実績及び活動内容から、行おうとする活動が「芸術」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の月額報酬額欄及び立証資料により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「芸術」の在留資格をもって活動するに十分な額であることを確認する。

（注）申請人の所属する機関や契約する機関が存在しない場合は、申請書のうち「所属機関等作成用」は、申請人が作成するものとする（在留期間の更新時において同じ。）。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の活動内容欄、経歴欄及び立証資料により、行おうとする活動が引き続き「芸術」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の月額報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「芸術」の在留資格をもって活動するに十分な報酬であることを確認する。

４　審査の留意事項

（１）展覧会への入選等芸術家又は芸術上の活動の指導者等として相当程度の業績があり、芸術活動に従事することにより本邦で安定した生活を営むことができるものと認められることが必要である。

（２）芸術上の活動のみにより本邦において安定した生活を営むことができると認められることが必要である。安定した生活を営むことができるとは、芸術上の活動を行うことはもとより、本邦において社会生活をおくることが可能な収入を得ることをいう。

（３）大学等において芸術上の「研究の指導又は教育を行う活動」は、在留資格「教授」に該当する。

（４）外国人の行う活動が収入を伴う芸術上の活動であっても、その活動が「興行」の在留資格に該当する場合は、「興行」の在留資格が決定される。例えば、興行の形態で行われるオーケストラの指揮者としての活動は、芸術上の活動であっても、「芸術」の在留資格ではなく、「興行」の在留資格に該当することとなる。

なお、興行の活動を行う外国人に随伴して入国・在留するものでない興行に関係する活動を行う者で、芸術に該当する活動を行うもの、例えば、独立して入国・在留する演　出家、振付師、脚本家等は「芸術」の在留資格に該当する。

（５）　収入を伴わない芸術上の活動は「文化活動」の在留資格となる。

５　立証資料

第３１節別表のとおり。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適

	用しない。） ③　顕著な活動実績を有するもの又は製作等した作品が著名な賞を獲得したもの ④　活動予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①、②及び③のいずれにも該当するもの b　活動予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの b　活動予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ②　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ③　活動予定期間が１年以下であるもの
３月	活動予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

[redacted]

4　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「１年」を決定する。

第７節　宗　　教

第１　在留資格の審査

１　宗教の在留資格について

「宗教」の在留資格は、信教の自由を保障し、外国の宗教団体から派遣される宗教家を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の１の表の「宗教」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動

（１）宗教の該当範囲

具体的には、外国の宗教団体に所属し、当該団体から本邦において布教等を行うことを目的として派遣された神官、僧侶、司祭、司教、宣教師、伝道師、牧師、神父等としての活動が該当する。

なお、外国の宗教団体に所属していない宗教家であっても、当該宗教家が信奉する宗教団体から報酬を受けて派遣される場合も「宗教」の在留資格に該当する。

（２）用語の意義

「外国の宗教団体」とは、必ずしも特定の宗派の本部であることを要しない。本邦に本部のある宗教団体に招へいされる場合であっても、申請人が国外の宗教団体（在本邦の宗教団体と直接の関係があるか否かは問わない。）に現に所属しており、かつ、当該団体からの派遣状又は推薦状を受けている者であれば、外国の宗教団体から派遣された者として扱って差し支えない。

（３）留意事項

ア　所属する宗教団体の運営する施設の職員を兼ねる場合は、当該施設が教育、社会福祉、祭事に使用する物品の販売等の、宗教活動に密接に関連し、かつ、通常宗教団体が行う事業を目的とする場合に限り、宗教上の活動と認めて差し支えない。ただし、外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家がミッション系幼稚園を経営するような場合には、「経営・管理」の在留資格を検討する。

イ　布教の傍ら、所属する宗教団体又は当該宗教団体の運営する施設以外で語学教育、医療、社会事業等の活動を行う場合であっても、これらの活動が所属宗教団体の指示に基

づいて宗教活動等の一環として行われるものであり、かつ、無報酬で行われた場合は、宗教上の活動と認めて差し支えない。ただし、報酬を受けて行う場合は、資格外活動の許可を要する。

ウ　自ら布教その他の宗教上の活動を行わない者の活動や単なる信者としての活動、専ら教会の雑役に従事するために派遣される者等の活動は、「宗教」の在留資格の活動に該当しない。

エ　専ら修業や宗教上の教義等の研修を行う活動は、「宗教上の活動」には該当しない。

オ　「宗教」の在留資格により入国するには、「本邦に派遣されて行う」活動であることを要し、活動の財源がすべて本邦にあるような「外国の宗教団体」への参加は「宗教」の在留資格の活動に該当しない。

カ　宗教活動であっても、他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使や、その内容が国内法令に違反し又は公共の福祉を害するものを行おうとして入国することは認められない（昭和３８年５月１５日最高裁大法廷判決）。

キ　在留資格「宗教」をもって本邦に在留する外国人が、派遣元である外国の宗教団体からの指示、又は派遣先である本邦に所在する宗教団体の指示に基づいて布教その他の宗教活動の一環として結婚式の司式を執り行うことについては、当該在留資格に認められている活動の範囲内である。

なお、上記指示がない場合については、資格外活動の許可を受ける必要があるところ、当該外国人は当該活動を行い、報酬を得ることについて事前に受入れ機関である本邦所在の宗教団体の承認を受けている必要がある。

（注）語学教師として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有している者など、「宗教」以外の在留資格をもって本邦に在留する外国人から結婚式場等において司式を執り行うことにより報酬を受けるとして資格外活動許可申請があった場合については、当該外国人が司式を執り行うことが認められる宗教上の資格を有していることを立証させる必要がある。

なお、当然のこととして、司式を執り行う場所等が特定されている必要がある。

ク　外国の宗教団体から派遣され、宗教活動を行う宗教家については、本邦内に拠点となる施設が設置されていることが必要である。この場合、ホテルの１室は当該施設とは認められない。

ケ　「宗教」の在留資格には報酬の要件は規定されていないが、宗教活動を行うことはもとより、本邦において社会生活をおくることが可能な報酬を得ることが必要である。報酬は、派遣元や本邦で活動する宗教団体から支給を受けるもののいずれであっても差

し支えない。

（参考）宗教法人法（昭和２６年４月３日法律第１２６号）

（宗教団体の定義）

第２条　この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

１　礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

２　前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

３　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的欄又は希望する在留資格欄が「宗教」であること、立証資料から申請書の派遣元団体欄記載の団体から派遣されること、勤務先欄の団体が宗教団体の施設であること及び活動内容欄の記載が宗教活動又は宗教活動と密接に関連するものであることを確認する。

イ　申請書職歴及び職務上の地位並びに立証資料により活動内容が「宗教」の在留資格に該当するものであることを確認する。

ウ　申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「宗教」の在留資格をもって活動するのに十分な額であることを確認する。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の勤務先及び活動内容欄並びに立証資料により、活動内容が引き続き「宗教」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の給与・報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「宗教」の在留資格をもって活動するのに十分な額であることを確認する。

４　立証資料

第３１節別表のとおり。

５　在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項変更届出、

	所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　「宗教」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「宗教」の在留資格に該当する活動を行っているもの ④　活動予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①、②及び③のいずれにも該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ｂ　就労予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ②　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ③　就労予定期間が１年以下であるもの
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可

とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [redacted]

（1）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

（2）[redacted]

[redacted]

[redacted]

4　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

第８節　報　　道

第１　在留資格の審査

１　報道の在留資格について

「報道」の在留資格は、外国の報道機関から派遣される記者、カメラマン等を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の１の表の「報道」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

具体的には、次に掲げる者が外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動が該当する。

（１）外国の報道機関に雇用されている者で、当該報道機関から報道上の活動を行うために本邦に派遣されたもの

（２）特定の報道機関に属さず、フリーランサーとして活動する記者等で、外国の報道機関と契約を締結して当該報道機関のために報道上の活動を行うもの

３　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的欄又は希望する在留資格欄が「報道」であること及び申請書の勤務先又は活動先欄、契約を締結している報道機関、職歴及び職務内容欄並びに立証資料により活動内容が「報道」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「報道」の在留資格をもって活動するのに十分な額であることを確認する。

（注）申請人の所属する機関が存在しない場合は、「所属機関等作成用」は、申請人が作成するものとする（在留期間の更新時において同じ。）。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の勤務先又は活動先及び職務内容欄並びに立証資料により、活動内容が引き続き「報道」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の給与・報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書に

より、その報酬は申請人が本邦で就労を予定する期間において、「報道」の在留資格をもって活動するに十分な額であることを確認する。

４　審査の留意事項

（１）「外国の報道機関」とは、外国に本社を置く新聞社、通信社、放送局、ニュース映画会社等報道を目的とする機関をいう。

（注）①　報道機関は民営・国（公）営を問わない。

②　[redacted]

（２）「取材その他の報道上の活動」の「取材」は例示であり、社会の出来事を広く一般に知らせるために行う取材のほか、報道を行う上で必要となる撮影や編集、放送等一切の活動が含まれる。具体的には、新聞記者、雑誌記者、ルポライター、編集長、編集者、報道カメラマン、報道カメラマン助手、ラジオのアナウンサー、テレビのアナウンサー、等としての活動が該当する。ただし、これらの者の行う活動であっても、報道に係る活動ではないもの（例えば、テレビの芸能番組の製作に係る活動）は含まれない。

（３）「報道」の在留資格を決定するためには、申請人が本邦で「報道」の在留資格に該当する活動を行い、当該活動によって安定的、継続的に本邦に在留する上で必要かつ十分な収入を得られることが必要である。

（４）スポーツ選手等に同行し、短期間の取材等を行う活動は、「短期滞在」の在留資格に該当する。

なお、査証免除取決めにより、かかる活動を行おうとする場合であっても、協定上査証免除の対象としていない国（アメリカ）の者の場合は、査証を必要とすることに留意する。

（５）外国の報道機関から派遣されること

テレビの番組制作等に係る活動については、「報道」ではなく、「興行」等他の在留資格に該当する場合がある。

（６）報道上の活動であっても、外国人が日本に本社のある報道機関との契約に基づいて行う活動は、「報道」の在留資格には該当しない。

外国人の従事する活動が社会学、政治学、経済理論等人文科学の知識を必要とする業務に従事する活動として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

５　立証資料

第３１節別表のとおり。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　カテゴリー１（外務省報道官から外国記者登録証を発給された者を雇用する外国の報道機関に雇用される場合）に該当するもの ④　③以外の場合は、「報道」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「報道」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤　就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの

	②　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ③　就労予定期間が１年以下であるもの ④ [redacted] （注）[redacted] ⑤ [redacted]
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

第９節　高度専門職

第１　高度専門職の在留資格について

１　高度人材外国人の受入れについては、平成２２年３月に策定された第４次出入国管理基本計画及びその後閣議決定された新成長戦略、規制・制度改革等において、我が国経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与する高度な知識・技術等を有する高度人材外国人の受入れを促進することとされたことを踏まえ、ポイント制を活用した高度人材外国人に出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することとし、平成２４年３月３０日に「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」（平成２４年法務省告示第１２６号。以下「高度人材上陸告示」という。）及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」（平成２４年法務省告示第１２７号。以下「高度人材在留指針」という。）が制定され、同年５月７日から施行された。これにより、所定のポイントを満たす外国人には「特定活動」の在留資格を付与し、併せて、家事使用人の帯同等の優遇措置を講じることとなった。

その後、出入国管理政策懇談会報告書「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果」や日本再興戦略に基づき、制度の見直し等について検討し、高度人材認定基準や一部の優遇措置を見直すこととされたことから、高度人材上陸告示、高度人材在留指針について所要の改正が行われ、平成２５年１２月２４日から施行された。

２　さらに、我が国の学術研究や経済の発展に寄与することが見込まれる高度の専門的な能力を持つ外国人の受入れをより一層促進するため、平成２６年６月１１日第１８６回通常国会において、従来「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施している高度人材を対象として、他の一般的な就労資格よりも活動制限を緩和した在留資格「高度専門職１号」を設けるとともに、この在留資格をもって一定期間在留した者を対象とした、活動制限を更に大幅に緩和し、在留期間が無期限の在留資格「高度専門職２号」を設けるなどする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成２６年法律第７４号）が成立し、平成２７年４月１日から施行されることとなった。

なお、優遇措置として認められていた「就労する配偶者」、「入国帯同型の家事使用人」及び「親」については、引き続き「特定活動」の在留資格が許可される。

３　平成２８年６月には「日本再興戦略改訂２０１６」が閣議決定され、「高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の５年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。あわせて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進する。また、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。」こととされたことを踏まえ、永住許可に関するガイドラインの改正が行われ、平成２９年４月２６日から施行された。

第２　高度専門職１号に係る在留資格の審査

１　高度専門職１号の在留資格について

「高度専門職１号」の在留資格は、高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れの促進のために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「高度専門職」の項の下欄第１号は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ　法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

（１）高度専門職１号の在留資格に該当する範囲

ア　高度専門職１号イの在留資格に該当する範囲

法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動、また、このような活動と併せて行う自ら事業を経営する活動又は当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導、教育をする活動が該当する。

なお、平成２６年改正前の高度人材ポイント制における「高度学術研究活動」と同様の活動が該当する。

イ　高度専門職１号ロの在留資格に該当する範囲

法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動、また、このような活動と併せて行う自ら事業を経営する活動が該当する。

なお、平成２６年改正前の高度人材ポイント制における「高度専門・技術活動」と同様の活動が該当する。

（注）航空機操縦士（パイロット）が従事する業務については「技能」の在留資格に該当するものとして整理されているところ、航空機操縦士の業務は自然科学の分野に属する航空科学や航空気象学の知識を必要とするのが通常であることから、高度専門職第１号ロに該当するものとして取り扱う。

ウ　高度専門職１号ハの在留資格に該当する範囲

法務大臣が指定する本邦の公私の機関において行う貿易その他の事業の経営又は管理に従事する活動が該当する。

なお、平成２６年改正前の高度人材ポイント制における「高度経営・管理活動」が「本邦の営利を目的とする法人若しくは法律・会計業務事務所の経営若しくは管理に従事する活動」を行うことができるとされていたのに対し、「高度専門職１号ハ」の在留資格においては、「本邦の営利を目的としない機関の経営・管理活動」も行うことができるようになった。

（２）用語の意義

ア　「法務省令で定める基準」とは、出入国管理及び難民認定法第１の２の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成２６年法務省令第３７号。以下「高度専門職省令」という。）に定める基準をいい、同省令第１条にポイント計算に係る基準が規定されている。

イ　「法務大臣が指定する本邦の公私の機関」は、「高度専門職１号」の在留資格を決定する際に交付する指定書（入管法施行規則別記第３１号の３様式）に記載される。

「高度専門職１号ロ」においては、「高度専門職１号イ」と異なり、指定された契約機関以外の「本邦の公私の機関との契約に基づく活動」を含めていない。これは、「自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務」は広範にわたるため、契約機関以外の機関との契約に基づく活動まで認めると、事実上活動範囲が限定されないこととなるためである。実際には、「高度専門職１号ロ」に従事する外国人は企業等に雇用されて就労することが想定され、多くの場合就業規則に兼業禁止規定が置かれていると考えられるので、契約機関以外の機関での就労を資格外活動許可にかからしめても、そのことが当該外国人の活動について不合理な制約であ

るということにはならないと考えられる。

一方、法務大臣が指定する本邦の公私の機関以外との契約に基づく活動は認められていないが、法務大臣の指定する本邦の公私の機関は一つに制限されていないことから、

複数の機関を指定することや当該機関の報酬を合算してポイント付与することは認められる。

ウ　「研究、研究の指導若しくは教育をする活動」とは、「教授」の在留資格に規定する「研究、研究の指導若しくは教育をする活動」と同義である。なお、「教授」の在留資格は「本邦の公私の機関との契約」を前提としていないので、本項に規定する活動のほうが限定的であるが、「教授」の在留資格で在留する外国人も実際には、ほとんどの場合何らかの契約が存在するのが通常であり、実質的な差はないと考えられる。一方、「教授」、「教育」の在留資格と異なり、活動する場を教育機関に限定していないため、例えば、民間企業の社内研修で教育をする活動も該当する。

エ　「当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営（する活動）」とは、主たる活動の研究の成果や知識・技術を生かしてベンチャー企業を経営する等の活動を想定している。ただし、「当該活動と併せて」と規定しているため、主たる活動を行わず、それらの付帯的な活動のみ行うことは認められない。

オ　「(当該活動と併せて)当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動」とは、主たる活動に係る契約機関以外の機関との契約に基づく活動を許容する趣旨である。ただし、「当該活動と併せて」と規定しているため、主たる活動に係る契約機関との契約に基づく活動を行っていない場合は、それ以外の機関との契約に基づく活動を行うことは認められない。

カ　「自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」とは、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に規定する「自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」と同義である。ただし、「高度専門職１号ロ」の在留資格においては、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に相当する活動のうち「国際業務」の部分は含まれない。これは、「国際業務」は「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」であり、「高度専門職１号ロ」の在留資格の概念には適しないとともに、思考や感受性のレベルの高低をポイントで測ることは困難であるからである。なお、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「企業内転勤」及び「興行」の在留資格は本邦の公私の機関との契約を前提としていないので、本項に規定する活動のほうが限定的であるが、実際にはほとんどの場合何らかの契約が存在し、実質的な差はほとんどないと考えられる。

キ　「当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動」とは、主たる活

動として指定された会社の役員として活動している者が、同種同業の他社の社外取締役を兼任したり、特定された会社以外に子会社を設立して経営するといった活動を想定している。主たる経営活動との関連性が必要であるので、例えば、ＩＴ企業の役員が飲食業を経営するのは対象外となる。「当該活動と併せて」と規定しているため、主たる活動である指定された本邦の公私の機関における経営・管理活動を行わずに付帯的な活動のみを行うことは認められない。

ク　「本邦の公私の機関」及び「契約」の用語の意義は、第１節参照。

（３）他の在留資格との関係

「高度専門職１号」の在留資格については、上陸基準省令１号により、行おうとする活動が、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」のいずれかに該当すること、又は「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」のいずれかに該当し、かつ、上陸基準省令に定める基準に適合することが要件とされており、これらの在留資格に相当する活動と必ず重複している。

「高度専門職１号イ」の在留資格に該当する活動は、主に「教授」、「研究」又は「教育」の在留資格に相当する活動と重複する。

「高度専門職１号ロ」の在留資格に該当する活動は、主に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に相当する活動と重複する。法別表上「技術・人文知識・国際業務」の在留資格と同一の活動を包含している「企業内転勤」の在留資格も、活動が重複することが想定されており、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格から除かれている「教授」、「芸術」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「介護」又は「興行」の在留資格に対応する活動を行う場合も重複し得る。さらに、「宗教」又は「技能」の在留資格に相当する活動を行う者が自然科学・人文科学の分野に属する知識・技術を要する業務に従事する場合も重複し得る。

「高度専門職１号ハ」の在留資格に該当する活動は、主に「経営・管理」の在留資格に相当する活動のほか、法別表上「経営・管理」の在留資格と重複することが想定されている「法律・会計業務」の在留資格に相当する活動（例えば、個人事業主として法律事務所を経営する活動）及び「興行」の在留資格に相当する活動（例えば、自らマネジメント会社を経営して行う芸能活動）も重複し得る。

３　基準

（１）上陸基準省令

ア　本文

申請人が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第３７号）第一条第一項に掲げる基準に適合す

ることのほか、次の各号のいずれにも該当すること。

要件の内容

上陸許可基準に適合するためには、高度専門職省令第１条第１項に掲げる基準に適合することに加えて、第１号及び第２号のいずれにも適合することが必要である。

イ　第１号

次のいずれかに該当すること。 イ　本邦において行おうとする活動が法別表第一の一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当すること。 ロ　本邦において行おうとする活動が法別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当し、かつ、この表の当該活動の項の下欄に掲げる基準に適合すること。

要件の内容

（ア）第１号は、「高度専門職１号」の在留資格を取得できる外国人に係る要件について定めたものである。

（イ）「高度専門職１号」の在留資格を取得しようとする外国人は、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」若しくは「技能」のいずれかの在留資格で本邦に在留することができる者であることが必要である。なお、法別表第一の一の表又は二の表の在留資格から、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除外しているのは、これらの在留資格に係る活動は「我が国の学術研究又は経済の発展に寄与する」（高度専門職１号本文）活動であることが想定し難いためである。

ウ　第２号

本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合でないこと。

（ア）要件の内容

第２号は、申請人が本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合は、基準に適合しないことを定めたものである。

（イ）用語の意義

「本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合」とは、外国人の受入れによる産業界や日本人の就職、労働条件などに及ぼす影響の有無や程度、教育関係への影響、公共の安全確保に与える影響、対外関係への配慮や治安、社会秩序に与える影響等の観点から、申請人に「高度専門職」の在留資格を付与することが相当でないと認める場合をい

う。

（２）高度専門職省令

ア　第１条第１項本文、第２項

第１項　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。

第２項　法第六条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）又は第五十条第二項の規定による申請の時点において特別高度人材である者又は前項各号のいずれかに該当する者は、当該申請に係る第一号許可等を受ける時点においてそれぞれ特別高度人材である者又は当該各号に該当する者とみなす。

要件の内容

（ア）「高度専門職１号」の在留資格を取得するためのポイント計算を行う時点を規定したものである。

（イ）第１項において、ポイント計算を行う時点は、上陸許可を受ける時点、上陸特別許可を受ける時点、在留資格変更許可を受ける時点、在留期間更新許可を受ける時点、在留資格取得許可を受ける時点、在留特別許可を受ける時点とされるが、第２項により、それらの許可に係る申請や裁決の時点を基準としてポイントを計算し、それぞれポイントが７０点に達している場合には、第１項で規定する各許可の時点において７０点に達しているものとみなされることとしている。

※　在留資格認定証明書交付申請においては、在留資格認定証明書交付申請書に記載された入国予定年月日を基準としてポイント計算をする。また、審査中に入国予定年月日を経過した場合や審査期間及び査証取得の期間を勘案して入国予定年月日に入国が不可能な場合は、新たな入国予定年月日を確認した上でポイント計算をする（ポイント計算に影響がある場合）。

イ　第１条第１項第１号（高度専門職１号イ）

法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっ

ては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからへまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

（ア）要件の内容

①　「高度専門職１号イ」の在留資格を取得するためには、本号に規定するポイント計算方法により、７０点以上の点数を有していることを要する。

②　「（年収の項にあっては、…）」の規定は、年収ポイントの計算については年齢によって適用される中欄の基準が異なることを意味している。「高度専門職１号イ」に従事する高度人材外国人は、企業等に雇用されて就労する場合が大半であると想定されるところ、我が国の企業等においては年功序列的な賃金体系が根強く残っていることから、年齢によって評価すべき賃金水準に差を設けることとしたものである。具体的な金額等については、後記「年収」の項を参照。

（イ）用語の意義

「当該時点」は、前記ア（イ）参照。

（ウ）学歴の項

項目	基準	点数
学歴	イ　博士の学位を有していること。	三十
	ロ　修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二十
	ハ　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	十
	ニ　複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	五

①　「専門職学位」とは、専門職大学院を修了した者に授与されるもので、名称「博士」「修士」の文言を含むが、「博士」「修士」の学位とは異なるものである。具体的には、法科大学院の課程を修了した者に授与される「法務博士」、教職大学院の課程を修了した者に授与される「教職修士」がある。

（注１）専門職学位は、学校教育法第１０４条において、「文部科学大臣の定める学位」として規定され、更に学位規則第５条の２において、この「文部科学大臣の定める学位」を専門職学位と称しており、専門職大学院一覧は文部科学省ホームページに掲示されている。なお、アメリカでは、学位は研究学位と職業学位に分けられ、学術的な研究に従事する研究者と、ロー

・スクールやメディカル・スクールなど実務に携わる専門家双方に別個の教育・学位の授与がなされてきている。

欧米諸国で、「J.D. (Juris Doctor)」や「M.D.(Doctor of Medicine)」がこれに当たる。

（注２）J.D.やM.D.といった高度専門職に係る博士は学術論文を発表することなく専ら高度専門職養成課程を修了したことのみをもって授与されるものであり、実質的に修士号相当として扱われるのが通例であることから、修士号取得者と同列に取り扱うこととしている。

② ロの「（イに該当する場合を除く。）」とは、博士の学位と修士の学位の両方を有している場合は、点数は３０点である（３０＋２０＝５０点とはならない）ことを規定したものである。なお、「高度専門職１号ロ」及び「高度専門職１号ハ」の在留資格における、経営管理に関する専門職学位（いわゆるＭＢＡ、ＭＯＴ）に係る加点は、「高度専門職１号イ」の在留資格には適用されない。

③ ハの「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた」とは、上陸基準省令の「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格における学歴に係る基準の規定（上陸基準省令の在留資格「技術・人文知識・国際業務」第１号イ）と同義である。したがって、「大学」には大学院、短期大学を含むほか、大卒と「同等以上の教育を受けた」者には、高等専門学校の卒業者、防衛大学校等の各省所管の大学校卒業者、専修学校の専門課程卒業者（「高度専門士」に限る。）が含まれる。

④ ニの「複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること」については、学位の組み合わせを問わず、専攻が異なれば加点することとし、学位記又は学位証明書により専攻が確認できない場合は、これに加え成績証明書の提出を求めて専攻を確認する。

（エ）職歴の項

項目	基準	点数
職歴	イ　従事する研究、研究の指導又は教育について七年以上の実務経験があること。	十五
	ロ　従事する研究、研究の指導又は教育について五年以上七年未満の実務経験があること。	十
	ハ　従事する研究、研究の指導又は教育について三年以上五年未満の実務経験があること。	五

① 「実務経験」とは、上陸基準省令の「教育」等の在留資格に係る基準に規定する実務経験と同義である。実務経験には、職業活動として当該業務に従

事した期間が該当し、教育機関（夜間学部を除く。）に所属している間にアルバイト的に従事した期間は含まない。

②　「職歴」のポイント評価は、「学歴又は実務経験」のいずれかの要件に適合することを求めている現行の「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格に係る上陸基準省令とは考え方が異なり、職業経験により培った高度な能力や資質を評価するものであることから、実務経験年数に大学等において学んだ期間は算入しないことが適当である。したがって、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に係る上陸基準省令において、大学等教育機関における「研究の期間」や「専攻期間」を実務経験に含む旨規定しているのとは異なり、本項にいう「実務経験」にはこれら教育機関における研究期間・専攻期間は含まれない。

（オ）年収の項

項目	基準	点数
年収	イ　契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下この号、次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が千万円以上であること。	四十
	ロ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上千万円未満であること。	三十五
	ハ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百万円未満であること。	三十
	ニ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上八百万円未満であること。	二十五
	ホ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が六百万円以上七百万円未満であること。	二十
	ヘ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が五百万円以上六百万円未満であること。	十五
	ト　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が四百万円以上五百万円未満であること。	十

①　「高度専門職１号イ・ロ」の在留資格に係る年収額のポイントは申請人の年齢別に異なる。

②　「報酬」とは、上陸基準省令の「研究」、「教育」等の在留資格に係る基準に規定する「報酬」と同義である。「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、基本給のほか、勤勉手当、調整手当等が含まれる。通勤手当、

扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除く。）は含まない。なお、超過勤務手当は、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付であるが、申請時点においてどの程度の超過勤務が生ずるかは不確かであることから、ポイント計算の報酬には含めないこととしている。

③　年収は、今後１年間に所属機関から受ける報酬（申請人が外国の公私の機関から転勤して所属機関に受け入れられている場合は、当該外国の公私の機関から受ける報酬を含む。）をいう。その金額に疑義がある場合は、同一企業等における同一職種の他の職員の年収額との比較や損益決算書により職員に支給された給与の総額(在留期間更新許可申請の場合は、申請人が過去に受けた報酬額）などを確認して、その金額の信ぴょう性を判断する。

④　年収ポイントは、申請人の年齢が３０歳未満のときはトの「４００万円以上・１０点」から、３０歳以上３５歳未満のときはへの「５００万円以上・１５点」から、３５歳以上４０歳未満のときはホの「６００万円以上・２０点」から、４０歳以上のときはハの「８００万円以上・３０点」から、それぞれ得点可能としている（本号本文）。これらの具体的な金額は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」のそれぞれの年代における「大卒・院卒以上（全産業）の平均年収額」を参考に設定したものである。

※　「平成22年賃金構造基本統計調査」による「大卒・院卒以上（全産業）」の平均年収額

２０代……約３７６万円

３０代前半…約４９１万円

３０代後半…約５９１万円

４０代以上…約７５０万円

（カ）年齢の項

項目	基準	点数
年齢	イ　年齢が三十歳未満であること。	十五
	ロ　年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十
	ハ　年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五

①　年齢によりポイントが加点される。

②　年齢は、在留資格認定証明書交付申請書に記載された入国予定日又は在留資格変更許可等の申請時におけるものに基づいてポイント計算をする。

③　年齢が若いこと（あるいは高いこと）自体は高度人材外国人としての能力・資質を示すものではないが、我が国の企業では年功序列的な賃金体系が根強く残っ

ており、若年層はなかなか高収入を得られないため年収ポイントで高得点を期待することが難しくなり、結果的に年齢が若いことが不利に働くことになるため、これを補正するために年齢に応じて点数を付与することとしたものである。

（キ）研究実績の項

項目	基準	点数
研究実績	イ　次の（１）から（４）までのうち二以上に該当すること。 （１）発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。 （２）外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。 （３）我が国の国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（当該外国人が責任を持って論文に関する問合せに対応可能な著者（以下「責任著者」という。）であるものに限る。）が三本以上あること。 （４）（１）から（３）までに該当しない研究実績で当該外国人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	二十五
	ロ　イの（１）から（４）までのいずれかに該当すること（イに該当する場合を除く。）。	二十

①　本項目は、他の評価項目と異なり、イにおいて、中欄に掲げる（１）から（４）に複数該当すれば２５点、ロにおいて、イの中欄に掲げる（１）から（４）のいずれか１つに該当すれば２０点を付与されることとなる旨定めている。

②　「高度専門職１号ロ」の在留資格の「研究実績」よりもポイントが高く、かつ、複数の事項に該当した場合に追加的な加点がされるのは、「高度専門職１号イ」の在留資格に従事する外国人については、研究実績に関する評価を高めることが適当であると考えられることによるもの。

③　各研究実績については、次のとおり。

a　発明者として特許を受けた発明が１件以上ある場合

（ａ）特許は、「特許証」の写し等の提出を求めて確認する。

（ｂ）特許発明の発明者は、労働基準法第１４条に規定する「専門的知識等を有する労働者」と位置付けられていることを踏まえ、特許の発明１件で２０点を付与することとしている。

（ｃ）特許法第２９条第１項は、「産業上利用することができる発明をした者は、

…その発明について特許を受けることができる。」と規定している。他方、同法第３３条第１項は、「特許を受ける権利は、移転することができる。」と規定し、特許を受ける権利は発明者以外の者に移転し得る（つまり、発明者イコール特許権者とは必ずしも言えない）。しかしながら、本項目において高度人材外国人の「研究実績」として評価の対象としているのは、特許を受ける発明をしたことであり、単に特許権を有していることではない。そこで、「発明者として特許を受けた」と規定したものである。

（ｄ）特許庁ホームページから、「外国公報データベース」により、外国での特許取得事実の確認が可能である。

ｂ　外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に３回以上従事したことがある場合

（ａ）「競争的資金」とは、「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」のことをいう（第３期科学技術基本計画（平成１８年３月２８日閣議決定））。

（ｂ）補助金、競争的資金等を受けた回数を「３回以上」としたのは、研究分野によって競争的資金等を獲得する機会は異なる傾向にあり、補助金等を受けた回数（件数）が１回（件）のみでは高度人材としての「研究実績」の評価としては不十分と考えられるため、さらに一定の実績の上積みを求めることとしたものである。

ｃ　研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任著者であるものに限る。）が３本以上ある場合

（ａ）「我が国の国の機関において利用されている学術論文データベース」とは、世界規模で研究者の学術論文に関する情報を集約し、提供している民間企業のサービスがあり、我が国の国の機関において利用されているものを指している。

（注）学術研究論文データ・ベースについては、オランダの「エルゼビア社」が世界最大規模の１万８，５００誌を収録しており、本制度の実施に当たって、同社のデータベース「SciVerse Scopus（サイバース・スコーパス）」を本庁在留管理支援部在留管理課、地方局及び在留審査業務を行う支局

に導入済みである。同データベースが導入されない出張所においては、所属する地方局等に対し、本件ポイントに該当することの有無を照会する。

なお、学術論文データベースのサービスは、学術論文が掲載されている学術雑誌の情報を収集し、当該雑誌に掲載されている論文の情報と合わせてデータベース化している。

その他に、クラリベイト・アナリティクス社（旧トムソン・ロイター社）が運営する「web of science」や米国国立医学図書館（NLM）が運用する「パブメド（PubMed）」についても「我が国の機関において利用されている学術論文データベース」に該当するため、申請人より当該データベースに登録されている学術雑誌の論文であると申出があった際は、当該データベースの検索結果等写し（申出人が責任著者として掲載されている事実を疎明するもの）を提出させ確認することとする。

（ｂ）「学術論文データベースに登録されている学術雑誌」とは、前述の学術論文データベースのサービスにおいて、学術論文が掲載されている学術雑誌の情報を収集し、当該雑誌に掲載されている論文の情報と合わせてデータベース化されているものをいう。

（ｃ）　論文の本数を「３本以上」としたのは、論文１本で２０点を付与することとした場合、博士号取得論文のみで２０点を付与されることもあり得るところ、博士論文のみでは高度人材としての「研究実績」の評価としては不十分と考えられるため、さらに一定の実績の上積みを求めることとしたものである。

（ｄ）「責任著者」とは、学術論文の執筆に主たる責任を有する者を意味している。学術論文には、共同執筆者が複数存在することが少なくなく、論文の基礎となる実験の実施に参画したスタッフも「執筆者」に含まれて記載されている場合もある。しかしながら、高度人材としての「研究実績」の評価として、当該論文への寄与度に濃淡があるこれらの「執筆者」を同列に評価しポイントを付与することは合理的でないことから、当該論文に主たる責任を有する責任著者のみをポイントの対象とすることとしたものである。サイバース・スコーパスによる検索結果画面では、「著者」欄で一番最初に表示される者が責任著者（筆頭著者）である。

ｄ　上記ａからｃまでの項目以外で、当該項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合は（上記データベースで確認できない雑誌への論

文掲載、著名な賞の受賞歴等）、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイント付与の適否を判断する。

（ａ）ａからｃまでの規定により定量的に評価する実績以外に、申請人が自己の研究実績として主張するものがあった場合に、当該研究の内容に専門的知見を有する関係行政機関の長の意見を聴いた上で、当該研究実績をポイントの対象とすることを規定したものである。

（ｂ）ａからｃまでのいずれにも該当しないものを「研究実績」として疎明資料を提出して申請があった場合は、提出資料を添付して本省に照会する。

（ク）特別加算の項

項目	基準	点数
特別加算	イ　契約機関が中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、かつ、イノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	二十
	ロ　契約機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	十
	ハ　法第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請、法第十一条第三項若しくは第四十九条第三項の規定による裁決又は法第六十一条の二の二第二項の規定による許可の日（以下「申請等の日」という。）	五

	の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。	
	ニ　従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものを除く。）があること。	五
	ホ　本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
	ヘ　日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	十五
	ト　日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	十
	チ　将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	十
	リ　関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
	ヌ　国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であって、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	五
	ル　契約機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であって、	十

	当該地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。	

①　イ及びロについて

a　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第２条第５項に規定する「イノベーションの創出」とは、「新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出すること」である。

b　「法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成二十六年法務省告示第５７８号。以下「高度専門職特別加算告示」という。）別表第一に掲げる法律において、これらの規定に基づく認定・承認を受けた事業者に対し、補助金の交付、税制若しくは金融上の措置その他の事業活動の促進等に係る支援措置を講じる制度が設けられているところ、その主務大臣等による認定・承認をいう。高度専門職特別加算告示別表第一に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けているものは、これらに掲げる法律の規定に基づく認定・承認について、各省から通知書等の交付を受けており、これら通知書等の提出を求めて確認する。

（注）高度専門職特別加算告示別表第一に掲げる法律は、我が国産業の活性化・振興、地域経済の活性化、新たな事業活動・事業創出の促進、国際競争力の強化等を通じて、国民経済の健全な発展に寄与すること等を目的とするものであり、これらの法律に基づく措置は、上記ａの「イノベーションの創出」に資するものと考えられる。

c　「補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるもの」とは、国の各省が所管する補助金等の事業のうち、事業目的に照らし、上記ａの「イノベーションの創出」に資すると考えられるものを列挙したものである。高度専門職特別加算告示別表第二に掲げる国の各省が所管する補助金等の事業の対象となり補助金等を受けているものは、各省から通知書等の交付を受けており、これら通知書等の提出を求めて確認する。

d　高度専門職特別加算告示別表第一及び第二は、法律の改正や補助金等の事業

の廃止に伴い、毎年、改正していることから、入管庁ホームページに掲載している最新の告示を確認する。

e　イ及びロにおける加点の対象となる認定等は同じであるものの、イに該当する場合は２０点、ロに該当する場合は１０点の加点となっている。これは、イは所属機関が中小企業である場合を定めており、中小企業は大企業に比べ支払っている報酬が低く、年収での加点が比較的難しいという傾向があることを踏まえ、高度人材外国人が、大企業のみならずより幅広い所属機関で活躍できるようにするため、中小企業の中でもイノベーションの創出の促進が期待される一定の特性をもった企業に限定して、そこで就労している場合には、大企業よりも加点することとしたものである。

②　ハについて

a　いわゆる「研究開発型中小企業」で就労する外国人に係る加点項目である。当該企業は、イノベーションの創出の促進が期待される一定の特性をもった中小企業であることから、外国人が、当該中小企業で就労している場合に、加点することとしたものである。

b　「試験研究費」とは、新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用を、「開発費」とは、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいい、それらの試験研究や開発を行うために要する原材料費、人件費（専門的な知識をもって当該試験研究又は開発の業務に専ら従事している者に係るものに限る。）及び経費（他の者に委託して試験研究又は開発を行う場合の委託費用を含む。）を内容としている。

③　ニについて

a　ニの「外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するもの」については、いかなる外国資格や表彰が、産業イノベーションに貢献できる能力・資質を証明するかという点については、関係行政機関において、経済界から意見を聴取するなど、企業等の受入れ機関側のニーズを踏まえて判断されたものであることが前提であり、その上で、資格であれば、「専門的・技術的分野」と評価する上で目安としている「大卒」の要件は満たした上でなければ取得できないものであったり、表彰であれば、多数の候補者の中から極めて少数しか対象とならないものであるなど、高い水準の専門性や技術力を示すと認められるものである必要がある。

b　「従事する業務」の関連性は、申出に係る資格・試験について、当該資格等を有する者が通常従事する業務が申請に係る活動と分野、業種、職種等が同一あるいは類似のものであるかどうか、当該資格等により証明されている技術等が申請に係る活動に資するものかどうかといった観点から、提出資料に基づき判断することとなる。「イノベーションの創出」については前記①ａ参照。

c　本件は、研究実績の項イ（４）と異なり、申出に基づくことが要件とはされておらず、具体的な対象資格等は、法務大臣が、関係行政機関の長の意見を聴いた上で、事前に認定することが原則となる。新たに申請人から申出があった場合には、法務大臣が、申請人の疎明に基づき、関係行政機関の長の意見を聴いた上でポイントの認定又は不認定の判断をすることとなり、認定した当該資格等は、以後、法務大臣が事前に認定したものとして扱われる。

④ ホについて

a　「本邦の大学」とは、「教授」・「留学」の在留資格に規定する「本邦の大学」、及び上陸基準省令の「留学」の在留資格に係る基準に規定する「本邦の大学」と同義である。したがって、学校教育法上の大学及び放送大学をいい、大学の別科、専攻科、短期大学、大学院及び大学の付属研究所も含まれる。他方、本邦の「大学に準ずる機関」（例えば、防衛大学校、航空大学校、大学入試センター、学位授与機構等）は含まれない。

b　「学位を授与された」とは、学校教育法第１０４条の規定に基づき、学位を授与されたことをいう。同条第１項及び第３項により、大学を卒業した者には「学士」、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者には「修士」又は「博士」、専門職大学院の課程を修了した者には文部科学大臣の定める学位（専門職学位）、短期大学を卒業した者には「短期大学士」の学位がそれぞれ授与される。

c　学校教育法第１０４条第４項に基づき、防衛大学校、航空大学校等を卒業した者に対して独立行政法人大学評価・学位授与機構が学位を授与する場合があるが、上記ａのとおり、これら「大学に準ずる機関」は本項にいう「本邦の大学」には含まれない。

d　本項と「学歴」の項は並立する。したがって、本邦の大学院を修了して修士の学位を授与された者の場合、「学歴」２０点＋「特別加算」１０点=３０点が付与される。

⑤　ヘについて

a　「日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力」とは、具体的には、独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」のＮ１のレベルに合格する能力である。なお、同試験のほか、他の日本語能力に関する試験でこれと同等の能力を有していると考えられるもの、例えば、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「ＢＪＴビジネス日本語能力テスト」において４８０点以上を得点した者が対象となる。これらの試験に係る合格・成績証明書を提出させて確認する。

（注）[redacted]の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１節第１１参照。

b　「専攻して」とは、上陸基準省令の「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格に係る基準に規定する「（科目を）専攻して」と同義である。

c　「日本語を専攻して」とは、外国の大学において、日本語に関する学問（日本語学、日本語教育学等）に係る学部・学科、研究科等を専攻したことを意味する。これらの学部・学科、研究科等が記載された卒業証明書等を提出させて確認する。

d　「外国の大学」の「大学」には、大学院及び短期大学を含む（前記④ａ参照）。なお、「外国の大学を卒業し」た者には、「大学に準ずる機関」を卒業した者及び「大学卒業者と同等以上の教育を受けた者」は含まれない。

⑥　トについて

「日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力」とは、具体的には、独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」のＮ２のレベルに合格する能力である。なお、同試験のほか、他の日本語能力に関する試験でこれと同等の能力を有していると考えられるもの、例えば、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「ＢＪＴビジネス日本語能力テスト」において４００点以上を得点した者が対象となる。これらの試験に係る合格・成績証明書を提出させて確認する。

（注）[redacted]の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１節第１１参照。

なお、本項目には「ホ又はヘに該当する部分を除く。」とあることから、ホ「本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。」及びヘ

「日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。」と重複して加算することは認められない。

⑦　チについて

ａ　成長分野に高度な技術等を有する外国人を受け入れることは、我が国の成長の加速化に資することから、優秀な外国人プロジェクト従事者が高度人材と認められる可能性を高めること、及びプロジェクトに必要な人材を確保することを目的として、成長分野（ＩｏＴや再生医療等）において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材について、加点の対象とするものである。

ｂ　具体的な対象事業は、申請に基づいて個別に判断するものではなく、法務大臣が関係行政機関の長の意見を聴いた上で事前に認定する。また、イ及びロとは異なり、契約機関が特定のプロジェクトを実施するだけでは加算対象とならず、申請人が当該プロジェクトに実際に従事する場合に加算対象となる。

なお、対象事業については、「事業名」及び「対象となる活動内容」等を記載したリストを入管ＷＡＮ及び入管庁ホームページに掲載するので、契約機関が対象プロジェクトを実施していることを立証する資料及び申請人が対象となる活動内容に実際に従事することを立証する資料により確認する。

⑧　リについて

本件は、次のａ、ｂ又はｃのいずれかに該当する大学を卒業した者（当該大学の大学院の修了者を含む。）を特別加算の対象とするものである。該当する大学のリストについては、関係省庁から情報提供を受けて、入管庁ホームページに掲載するので、これらのリストにより確認する（申請時点でリストに掲載されていれば差し支えない。）。

なお、ａ、ｂ又はｃについて重複して加算することは認められないが、ホ「本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。」と重複して加算することは認められる。

ａ　次に掲げる指標（いずれも直近のものに限る。）のうち２以上において上位３００位までに掲げられている外国の大学又は当該指標のいずれかに掲げられている本邦の大学

（ａ）クアクアレリ・シモンズ社（英国）が公表する世界大学ランキング（ＱＳ・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス）

（ｂ）タイムズ社（英国）が発行するタイムズ・ハイアー・エデュケーション誌において公表される世界大学ランキング（ＴＨＥ・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス）

（ｃ）シャンハイ・ランキング・コンサルタンシー（中国）が公表する世界大学学術ランキング（アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ）

ｂ　文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業（トップ型及びグローバル化牽引型）において、補助金の交付を受けている大学

ｃ　外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において、パートナー校として指定を受けている大学

「イノベーティブ・アジア事業の実施」に関する指針（外務省告示第○○号」）別表に掲げるパートナー校が対象となる。

⑨　ヌについて

外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業の一環として、同省から委託を受けた独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）が本邦で実施する研修であって、研修期間が一年以上のものが対象となることから、ＪＩＣＡが発行する研修修了証明書で対象となる研修修了者であることを確認する。

なお、本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修に参加した場合は、ホ「本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。」と重複して加算することは認められない。

また、本研修修了者については、日本再興戦略２０１６を踏まえ、提出書類を簡素化することとされており、申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する資料は、原則として提出を求めないこととするが、申請人が職歴のポイントの付与を希望する場合は、疎明資料の提出を求める。

⑩　ルについて

地方公共団体が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために実施する、必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援について、当該地方公共団体における高度人材の受入れを促進する支援措置であると法務大臣が認めるものから支援を受けている契約機関又は活動機関に属する場合に加算する。

地方公共団体が発行した、外国人の所属機関に支援事業を実施していることを証する文書（補助金等の交付決定通知書の写し等）で確認する。

法務大臣が認める事業については、入管庁ホームページに掲載されるので、立証資料から、契約機関又は活動機関が受けている支援事業が、同ホームページに掲載されている対象事業であるかを確認する。

ウ　第１条第１項第２号（高度専門職１号ロ）

法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからへまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

（ア）要件の内容

①　「高度専門職１号ロ」の在留資格を取得するためには、本号に規定するポイント計算方法により、７０点以上の点数を有していることを要する。

②　「（年収の項にあっては、…）」の規定は、前記イ（ア）②を参照。

③　「高度専門職１号ロ」の在留資格については、年収が最低基準額に達しない場合は一律に点数をゼロ（不合格）となることを規定したものである。この基準額は、厚生労働省の賃金構造統計基本調査を参考に、比較的規模の小さい企業・若年層の年収等を考慮して設定している。

※　厚生労働省の「平成２４年賃金構造統計基本調査」によれば、小企業（１０～９９人）における全学歴（中卒以上）の３０歳未満の平均年収は約２９０万円（年収(きまって支給する現金給与額×１２月）＋年間賞与等)。

（イ）用語の意義

「当該時点」は、前記ア（イ）参照。

（ウ）学歴の項

項目	基準	点数
学歴	イ　博士の学位を有していること。	三十
	ロ　経営管理に関する専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二十五
	ハ　修士の学位又は専門職学位を有していること（イ又はロに該当する場合を除く。）。	二十
	ニ　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イからハまでに該当する場合を除く。）。	十
	ホ　複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	五

①　「専門職学位」については、前記イ（ウ）①参照。

②　「経営管理に関する専門職学位を有していること」とは、経営に関する専門職大学院を修了し、「経営学修士（専門職）」等の専門職学位を授与されたことをいい、いわゆるＭＢＡ・ＭＯＴがこれに該当する。また、海外において授与されたこれに相当する学位も含まれる。

③　ロの「（イに該当する場合を除く。）」については、前記イ（ウ）②参照。また、ハの「（イ又はロに該当する場合を除く。）」、ニの「（イからハまでに該当する場合を除く。）」も同趣旨であり、例えば、大学を卒業した後、修士課程を修了して「修士」の学位を有している場合は、点数は２０点である（２０＋１０＝３０点とはならない）。

④　ニの「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた」については、前記イ（ウ）③参照。

⑤　「複数の分野において」は、前記イ（ウ）④参照。

（エ）職歴の項

項目	基準	点数
職歴	イ　従事する業務について十年以上の実務経験があること。	二十
	ロ　従事する業務について七年以上十年未満の実務経験があること。	十五
	ハ　従事する業務について五年以上七年未満の実務経験があること。	十
	ニ　従事する業務について三年以上五年未満の実務経験があること。	五

本項目については、前記イ（エ）と同様である。

（オ）年収の項

項目	基準	点数
年収	イ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が千万円以上であること。	四十
	ロ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上千万円未満であること。	三十五
	ハ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百万円未満であること。	三十
	ニ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上八百万円未満であること。	二十五
	ホ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が六百万円以上七百万円未満であること。	二十
	ヘ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が五百万円以上六百万円未満であること。	十五

	ト　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が四百万円以上五百万円未満であること。	十

「高度専門職１号ロ」及び「高度専門職１号ハ」の在留資格については、高度専門職省令の規定により、３００万円に満たない場合は、他の項目の点数にかかわらず、合計点は零となることに留意する。

（カ）年齢の項

項目	基準	点数
年齢	イ　年齢が三十歳未満であること。	十五
	ロ　年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十
	ハ　年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五

本項目については、前記イ（カ）と同様である。

（キ）研究実績の項

項目	基準	点数
研究実績	次のイからニまでのうち一以上に該当すること。 イ　発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。 ロ　外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。 ハ　我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（当該外国人が責任著者であるものに限る。）が三本以上あること。 ニ　イからハまでに該当しない研究実績で当該外国人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	十五

本項目については、前記イ（キ）③と同様である。

（ク）資格の項

項目	基準	点数
資格	イ　次の（１）から（３）までのうち一以上に該当すること。 （１）従事する業務に関連する二以上の我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。以下同じ。）を有していること。 （２）出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験のうち、二以上に合格したこと。 （３）基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格のうち、二以上を有していること。	十

	ロ　次の（１）から（３）までのうち二以上に該当すること（イに該当する場合を除く。）。 （１）従事する業務に関連する我が国の国家資格を有していること。 （２）基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格したこと。 （３）基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有していること。	十
	ハ　ロの（１）から（３）までのいずれかに該当すること（イ又はロに該当する場合を除く。）。	五

①　「資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの」とは、いわゆる「業務独占資格」「名称独占資格」を指している。

②　「従事する業務」との関連性は、申出に係る資格・試験について、当該資格等を有する者が通常従事する業務が申請に係る活動と分野、業種、職種等が同一あるいは類似のものであるかどうか、当該資格等により証明されている技術等が申請に係る活動に資するものかどうかといった観点から、提出資料に基づき判断することとなる。

③　我が国の国家資格を本項目によるポイント付与の対象としたのは、資格には法的根拠を有するもののほか、民間ベースの資格も存在し、その内容は多様であるところ、当該資格が証明する知識・技術の評価の客観性や、当局の審査における公平性を担保する観点から、資格の付与について法的根拠を有する我が国の国家資格をポイント付与の対象とすることとしたものである。

④　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件（ＩＴ告示）に列挙する資格・試験を本項目によるポイント付与の対象としたのは、外国の国家資格を網羅的に把握することは不可能に近いこと、同種の資格であっても国や試験の実施機関によって評価基準、審査方法等が異なっていることなどから、外国の国家資格について画一的にポイント付与の対象とするのが適当でないと考えられるところ、我が国の国家資格と相互認証されている資格は我が国の同種の国家資格と同様の資格と認定されたものであることから、ポイント付与の対象とすることとしたものである。

④　ポイント付与の対象とする国家資格をいわゆる「業務独占資格」と「名称独占資格」に限定したのは、単に試験によって知識や技能が一定の段階以上に達していることを確認・証明されたというにとどまらず、当該資格を有しなければ当該資格に係る業務を行うことができず、あるいは当該資格を呼称することができないものであって、他の資格と異なる法的位置付けがなされているものであることを考慮したものである。

⑤　イは（１）から（３）に該当する資格・試験を同じ分野であっても２つ以上有している場合は、１０点を付与するという意味であり、ロは中欄の基準に該当する異なる分野の資格・試験を２つ以上有している場合は、１０点を付与するという意味である。したがって、例えば、イについては、弁護士資格と公認会計士資格の両方を有している場合、ロについては、我が国の「システムアナリスト試験」とシンガポールコンピューターソサイエティが認定する「サーティファイド・ＩＴ・プロジェクト・マネージャー」の両方に合格している場合が考えられ、その場合はそれぞれ１０点が付与される。ただし、我が国の国家資格については、「従事する業務に関連する」ものであることを要する。

⑥　従事する業務に関連する場合でポイント付与の対象とする国家資格の例については、別表の「国家資格（業務独占資格・名称独占資格）の例」を参照のこと。

なお、例示されていない国家資格をポイント付与の対象として申し出る場合は、従事する業務との関連性を確認の上、当該資格がポイントに該当することの有無を本省に照会するものとする。

[redacted]

（ケ）特別加算の項

項目	基準	点数
特別加算	イ　契約機関が中小企業者であって、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の	二十

促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	
ロ　契約機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	十
ハ　申請等の日の属する事業年度の前事業年度において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	五
ニ　従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績及び資格の項に該当するものを除く。）があること。	五
ホ　本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヘ　日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	十五
ト　日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	十
チ　将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	十
リ　関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヌ　国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であって、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	五

	ル　金融の機関の強化に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める業務に従事すること。	十
	ヲ　契約機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であって、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。	十

①　本項目のうちイからヌ及びヲについては、前記イ（ク）と同様である。

②　ルについて

a　「金融の機能の強化に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める業務」とは、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２８条第２項に規定する第二種金融商品取引業、同条第３項に規定する投資助言・代理業及び同条第４項に規定する投資運用業に係る業務をいう。

b　申請人又は申請人の契約機関若しくは活動機関に係る金融商品取引法第２９条の登録に関する同法第５７条第３項の規定に基づく登録済通知書写し又は同法第６３条第２項に規定する適格機関投資家等特例業務に関する同項の規定に基づく届出書写し及び申請人が投資運用業等の業務に従事することを説明する資料（第３章の参考様式「活動内容説明書」参照）の提出を求めて確認する。

エ　第１条第１項第３号（高度専門職１号ハ）

法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、活動機関（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して活動機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下この号及び次条第一項第一号ハにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

（ア）要件の内容

①　「高度専門職１号ハ」の在留資格を取得するためには、本号に規定するポイント計算方法により、７０点以上の点数を有していることを要する。

②　「高度専門職１号ハ」の在留資格についても「高度専門職１号ロ」の在留資格と同様に、年収が最低基準額に達しない場合は一律に点数をゼロ（不合格）となることを規定したものである。（前記ウ（ア）③参照）

③　「高度専門職１号イ」の在留資格のポイント計算に係る本条第１項第１号及び「高度専門職１号ロ」の在留資格のポイント計算に係る本条第１項第２号と異なり、本号における年収ポイントの計算については、年齢に応じた適用基準の区別はない。これは、企業等の経営者・管理者については年功序列的な賃金体系が採られていることは想定されず、年齢によって高度人材として評価すべき賃金水準に差を設ける必要はないからである。また、同様の理由により、年齢が若いことが不利に働くことを補正する必要はないので、第１号及び第２号と異なり、本号においては「年齢」の項を設けていない。

（イ）学歴の項

項目	基準	点数
学歴	イ　経営管理に関する専門職学位を有していること。	二十五
	ロ　博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二十
	ハ　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	十
	ニ　複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	五

①　「専門職学位」については、前記イ（ウ）①参照。

②　「経営管理に関する専門職学位を有していること」については、前記ウ（ウ）②参照。

③　ロの「（イに該当する場合を除く。）」及びハの「（イ又はロに該当する場合を除く。）」については、前記ウ（ウ）③参照。

④　ハの「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた」については、前記イ（ウ）③参照。

⑤　「複数の分野において」は、前記イ（ウ）④参照。

（ウ）職歴の項

項目	基準	点数
職歴	イ　事業の経営又は管理について十年以上の実務経験があること。	二十五
	ロ　事業の経営又は管理について七年以上十年未満の実務経験があること。	二十
	ハ　事業の経営又は管理について五年以上七年未満の実務経験があること。	十五

	ニ　事業の経営又は管理について三年以上五年未満の実務経験があること。	十

①　「事業の経営又は管理」に関する「実務経験」とは、上陸基準省令の在留資格「経営・管理」に係る基準の「事業の経営又は管理」に関する経験と同様である。

②「実務経験」については、前記イ（エ）①参照。

（エ）年収の項

項目	基準	点数
年収	イ　活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三千万円以上であること。	五十
	ロ　活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が二千五百万円以上三千万円未満であること。	四十
	ハ　活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が二千万円以上二千五百万円未満であること。	三十
	ニ　活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が千五百万円以上二千万円未満であること。	二十
	ホ　活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が千万円以上千五百万円未満であること。	十

①　「報酬」については、前記イ（オ）②参照。

②　前述のとおり、本項目は、第１号及び第２号と異なり、年齢に応じて適用される基準に差を設けることとはしていない。

③　ポイントが付与される年収の最低額を「千万円以上」としたのは、「高度専門職１号イ」及び「高度専門職１号ロ」の在留資格に係る年収ポイントの最高点数が年収「千万円以上」に配点されており、経営幹部として通常これらの者よりも高額の報酬を受けることが想定されることから、１、０００万円から加点することとしたものである。

（オ）地位の項

項目	基準	点数
地位	イ　活動機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する者に限る。）として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。	十
	ロ　活動機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること（イに該当する場合を除く。）。	五

①　所属機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する者に限る。）として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。

②　所属機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること（前記①に該当する場合を除く。）。

（注１）ポイントを付与する対象を（代表）取締役、（代表）執行役、（代表権を有する）業務執行社員に限定しているのは、これらの地位は、会社法制上会社の経営に特別の責任・権限を負うものであることから、経営・管理活動に従事する高度人材の評価として、特に加点の対象としている。

監査役及び会計参与については、会社法上の会社の役員ではあるが、ポイント付与の対象としていない。これらの地位にある者は、会社の業務執行を監査する権限を有しているが、会社の意思決定や業務執行そのものには関与しないこと等イノベーションの創出等が期待される高度人材外国人の活動と直接的な関連性があるとは言い難いことによる。

なお、外国会社の日本支店における代表者は、本店等が本邦内に存在する活動機関（日本法人）の代表取締役や代表権を有する業務を執行する社員と同じように活動機関の経営に責任・権限を負うものといえることから、ポイント付与の対象とする。

（注２）申請人が経営・管理する会社・法人の定款の写し等により当該地位を確認する。

③　法律上資格を有しなければ行うことができないこととされている法律若しくは会計に係る業務に従事する高度人材外国人が、当該業務に関する法律（いわゆる士業法）に基づき設立された法人の社員である場合は、当該法人の社員は当該法人の業務執行権を有することとされているので、本項目の対象となる（注）。他方、個人事業主として当該業務を行うための事業所を経営・管理する場合は、本項目に規定する地位を有しないので対象とならない。

（注）例えば、弁護士法人については、弁護士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負い（弁護士法第３０条の１２）、弁護士法人の業務を執行する社員は各自弁護士法人を代表する（同法第３０条の１３第１項）が、業務を執行する社員中特に弁護士法人を代表すべき社員を定めることを妨げない（同条第２項）。したがって、弁護士法人の社員は、原則として、本項目のイに該当するが、法人を代表する社員が別に定められている場合は、当該代表社員のみがイに該当し、その他の社員はロに該当することとなる。

弁護士法人以外についても、以下のとおり弁護士法と同様の規定が置かれているが、海事代理士については法人設立の規定がないため、本項目の対象とはならない。

・司法書士法人…司法書士法第３６条、第３７条第１項

・土地家屋調査士法人…土地家屋調査士法第３５条、第３５条の２第１項

・監査法人（外国監査法人）…公認会計士法第３４条の１０の２第１項・第２項、第３４条の１０の３第１項・第２項

・税理士法人…税理士法第４８条の１１第１項、第４８条の２１第１項（が準用する会社法第５９９条第１項・第３項）

・社会保険労務士法人…社会保険労務士法第２５条の１５、第２５条の１５の２第１項

・特許業務法人…弁理士法第４６条、第４７条の２第１項

・行政書士法人…行政書士法第１３条の１２第１項、第１３条の１３第１項

④　ロの「（イに該当する場合を除く。）」とは、例えば、代表取締役の地位にある者は同時に取締役でもあるが、点数は１０点である（１０＋５＝１５点とはならない）ことを規定したものである。

（カ）特別加算の項

項目	基準	点数
特別加算	イ　活動機関が中小企業者であって、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	二十
	ロ　活動機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	十
	ハ　申請等の日の属する事業年度の前事業年度において活動機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	五
	ニ　従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであっ	五

	て、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	
	ホ　本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
	ヘ　日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	十五
	ト　日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	十
	チ　将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	十
	リ　関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
	ヌ　国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であって、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	五
	ル　本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行う場合にあっては、当該事業に自ら一億円以上を投資していること。	五
	ヲ　金融の機能の強化に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める業務に従事すること	十
	ワ　活動機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であって、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。	十

本項目のうち、イからヌまで及びワについては、前記イ（ク）と、ヲについては、前記ウ（ケ）と同様である。ルについては、申請人の資本金又は出資額が1億円以上あることを立証する資料の提出を求めて確認する。

4　審査のポイント

（１）在留資格認定証明書交付申請

ア　審査

「高度専門職１号」の在留資格は、別表第一の一の表の教授の項から報道の項及び別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までのいずれかに該当する活動であることが前提となっている。そのため、「高度専門職１号」に係る審査は、①これら各在留資格の該当性、基準適合性を審査し、②「高度専門職１号」の在留資格の該当性、高度専門職省令の基準適合性を審査する。

なお、各申請書の様式は、それぞれの在留資格で定められている様式を使用する。

（ア）　別表第一の一の表の教授の項から報道の項及び別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までのいずれかの在留資格の該当性、基準適合性の審査

第１２編第２章の規定に従って在留資格該当性、基準適合性を判断する。

当該審査の結果、

①　当該在留資格のいずれかに該当し、かつ、上陸基準省令に定める基準に適合すると判断された場合は、次の（イ）に従い、「高度専門職１号」の在留資格の該当性、高度専門職省令の基準適合性等を審査する。

②　①以外の場合は、次のウ（イ）に従い措置する。

（イ）「高度専門職１号」の在留資格の該当性、高度専門職省令の基準適合性の審査

①　申請人が行おうとする活動について、「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当するかどうかを審査する。

（注）　原則として、申請人の申し出た活動の内容に応じて、「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかへの該当性を判断する。なお、これら３つは、その１つに該当すれば他に該当しないというものではなく、重複して該当し得るので注意を要する。

当該審査の結果、

a　「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当する場合は、次の②に従い、所定のポイントを計算する。

b　「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれにも該当しない場合は、次のウ（ア）により措置する。

②　前記①において、「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当するとされた場合は、上陸基準省令第２号の基準適合性を判断し、当該基準に適合する場合は、高度専門職省令第１条の規定に基づき、申請人のポイントを計算する。

当該計算の結果、

a　計算したポイントの合計が７０点以上の場合は、次のイにより措置する。

b　計算したポイントの合計が７０点に満たない場合は、他に該当する区分があれば、その区分についてのポイントを計算し、他に該当する区分がなければ後記ウ（ア）により措置する。

イ　「高度専門職１号」の在留資格認定証明書の交付

在留資格認定証明書の裏面の「備考」欄に、「高度専門職１号イ・ロ」の在留資格については、契約機関名及び本店等所在地を、「高度専門職１号ハ」の在留資格については、法人・事務所名及び本店等所在地を記載し、交付する。

この場合、在留期間は「５年」とする。

なお、第１２編第２章第２７節第１の４（８）及び（９）のとおり、ポイント計算の結果により、永住許可申請に必要となる在留年数が異なる（７０点以上８０点未満は３年、８０点以上は１年）ことから、交付に併せて、別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

ウ　「高度専門職１号」の在留資格に該当しない場合の措置

（ア）「高度専門職１号」の在留資格には該当しないが、前記ア（ア）において、第１２編第２章の規定に従い、別表第一の一の表の教授の項から報道の項及び別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までのいずれかの在留資格に該当し、かつ、上陸基準省令に定める基準に適合すると判断された場合

①　申請人に「高度専門職１号」の在留資格には該当しない旨説明し、その際、他の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付の希望を確認し、希望する旨の意思表示が行われた場合は、当該在留資格の在留資格認定証明書を交付する。

②　別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

（イ）　前記ア（ア）において、第１２編第２章の規定に従い、別表第一の一の表の教授の項から報道の項及び別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までのいずれの在留資格にも該当せず、また、基準適合性も満たさないと判断された場合

在留資格認定証明書交付申請を不交付とする。

【参考】「高度専門職１号」の在留資格に該当しない場合に在留資格認定証明書の交付が想定される在留資格は、次の表のとおり。

なお、「想定」は、主として想定される在留資格を、「可能性」は、入管法の

規定から可能性がある在留資格をそれぞれ記載している。

「高度専門職１号ロ」の在留資格は、入管法別表の技術・人文知識・国際業務の下欄の活動と異なり、他の活動と重複する活動が除外されていないため、「高度専門職１号イ」の在留資格や「高度専門職１号ハ」の在留資格に相当する活動を行う場合も対象となり得ることに留意する。

また、同表左欄の複数の活動に該当する場合に、いずれの活動の区分とするかは、申出人が提出したポイント計算表の種別による。

活　動	在　留　資　格
高度専門職１号イ	（想　定）教授、研究、特定活動（告示第３６号） （可能性）教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤 宗教、技能、特定活動（告示第３７号）
高度専門職１号ロ	（想　定）法律・会計業務、医療、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、特定活動（告示第３７号） （可能性）教授、芸術、報道、経営・管理、研究、教育、介護、興行、特定活動（告示第３６号）
高度専門職１号ハ	（想　定）経営・管理、法律・会計業務 （可能性）技術・人文知識・国際業務、興行、芸術、報道、医療、研究、特定活動（告示第３６号）、特定活動（告示第３７号）

（２）上陸許可

在留資格「高度専門職１号イ・ロ・ハ」のいずれか及び在留期間「５年」を決定し、在留資格認定証明書に付記された機関名（「高度専門職１号ハ」の在留資格の場合は法人・事務所名）及び本店等所在地を記載した指定書（入管法施行規則別記第３１号の３様式）を交付する。

（３）在留資格の変更

「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかの活動を行うことを目的とする在留資格の変更許可申請を受け付けたときは、高度専門職省令第１条に定めるところにより、以下のとおりとする。

（注）「高度専門職１号」の在留資格で在留する外国人で活動内容を変更（契約機関の変更を含む。）する場合も在留資格変更の対象となる。

ア　審査

（ア）第１２編第２章の規定に従って、入管法別表第一の一の表又は二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）該当性、基準適合性を審査する。

当該審査の結果、

①　当該在留資格のいずれかに該当し、かつ、上陸基準省令に定める基準に適合すると判断された場合は、次の（イ）に従い、審査する。

②　①以外の場合は、次のイ（イ）に従い措置する。

（イ）「高度専門職１号」の在留資格の該当性、高度専門職省令の基準適合性の審査。

①　申請人が行おうとする活動について、「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当するかどうかを審査する。

（注）原則として、申請人の申し出た活動の内容に応じて、「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかへの該当性を判断する。なお、これら３つは、その１つに該当すれば他に該当しないというものではなく、重複して該当し得るので注意を要する。

当該審査の結果、

a　「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当する場合は、次の②に従い、所定のポイントを計算する。

b　「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれにも該当しない場合は、次のイ（イ）により措置する。

②　前記①において、「高度専門職１号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当するとされた場合は、上陸基準省令第２号の基準適合性を判断し、当該基準に適合する場合は、高度専門職省令第１条の規定に基づき、申請人のポイントを計算する。

当該計算の結果、

a　計算したポイントの合計が７０点以上の場合は、次のイ（ア）により措置する。

b　計算したポイントの合計が７０点に満たない場合は、他に該当する区分があれば、その区分についてのポイントを計算し、他に該当する区分がなければ後記イ（イ）により措置する。

イ　処分

（ア）在留資格の変更を許可する場合

在留資格「高度専門職１号イ・ロ・ハ」のいずれか及び在留期間「５年」を決定し、機関名（「高度専門職１号ハ」の在留資格の場合は法人・事務所名）及び本店等所在地を記載した指定書（入管法施行規則別記第３１号の３様式）を交付する。

なお、第１２編第２章第２７節第１の４（８）及び（９）のとおり、ポイント計算の結果により、永住許可申請に必要となる在留年数が異なる（７０点以上８０点未満は３年、８０点以上は１年）ことから、許可に併せて、別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

（イ）「高度専門職１号」の在留資格に該当しない場合

①　「高度専門職１号」の要件は満たしていないものの、現在留資格の在留期間の更新を許可できる場合

a　別記第２８号の２様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

b　申請人から原申請の申請内容を在留期間の更新許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」（施行規則別記第３０号の３様式）を提出させ、在留期間の更新を許可する。

併せて、別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

②　前記①に該当しない場合

第１０編第１章第４節第２により処分する。

（４）在留期間の更新

「高度専門職１号」の在留資格を有する者に係る在留期間の更新許可申請を受け付けたときは、高度専門職省令第１条に定めるところにより、以下のとおりとする。

ア　審査

申請人が次のいずれにも該当することを確認する。

（ア）現に指定されている活動を行おうとするものであること。

（イ）高度専門職省令第１条の規定により計算した合計点が７０点以上であること。

イ　処分

（ア）在留期間の更新を許可する場合

在留期間「５年」を決定する。

なお、第１２編第２章第２７節第１の４（８）及び（９）のとおり、ポイント計算の結果により、永住許可申請に必要となる在留年数が異なる（７０点以上８０点未満は３年、８０点以上は１年）ことから、許可に併せて、別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

（イ）ポイント計算の結果合計点が７０点には満たないものの、在留資格の変更を許可できる場合

①　別記第２８号の２様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

② 申請人から原申請の申請内容を在留資格の変更許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」（施行規則別記第 30 号の３様式）を提出させ、他の在留資格への変更を許可する。

（ウ）（ア）又は（イ）に該当しない場合

第１０編第１章第４節第２により処分する。

（５）ポイント計算

「高度専門職１号」の在留資格を希望する者に対しては、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請に際して、自己申告によるポイント計算表の提出を求める。

５　立証資料

（１）次のいずれかの資料

ア　在留資格決定に係る申請時

申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

ただし、所属する企業がカテゴリー１又は２に該当する場合は、申請書及びカテゴリーを立証する資料のみを提出資料とし、その他の資料の提出を要しない。

イ　在留期間更新許可申請時

申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三の六に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

ただし、所属する企業がカテゴリー１又は２に該当する場合は、申請書のみを提出資料とし、その他の資料の提出を要しない。

（２）高度専門職ポイント計算表（参考書式）

（３）ポイント計算表の各項目（学歴、職歴、年収、研究実績、資格、地位及び特別加算項目をいう。）に応じ、申請人が提出する次の表に掲げる資料。

（注１）合計点が７０点以上（永住許可に関するガイドラインの２（７）に該当するとして、１年後に永住許可申請を希望する場合は８０点以上）あることを立証するものが提出されれば足りるので、評価項目の全てについて、立証するための資料の提出を求める必要はない。

（注２）過去の申請における資料の転用は、第９編第２章第２節第２の４（１）イの規

定に準じることとするが、ポイント計算表の各項目に応じ第９節第２の５（３）の表に掲げる資料については、申請日からさかのぼって１年以上前に発行又は作成されている資料についても転用を認めて差し支えない。

Ａ：高度専門職１号イ　Ｂ：高度専門職１号ロ　Ｃ：高度専門職１号ハ

ポイント計算表の疎明資料の項の番号	ポイント計算表の各項目に関する疎明資料（基本例）		項目
①	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書 （ただし、⑪を提出する場合は提出不要） ※「複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること」について、学位記又は学位証明書により専攻が確認できない場合は、成績証明書の提出を求める。		学歴 （ＡＢＣ）
②	高度専門職の在留資格をもって在留する外国人（以下「高度専門職外国人」という。）として従事しようとする業務に従事した期間及び業務の内容を明らかにする資料（所属していた機関作成のもの）		職歴 （ＡＢＣ）
③	年収（契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額）を証する文書 ※　年収（契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額）とは、（直前までの期間を含む）過去の在留における年収ではなく、申請に係る高度専門職外国人としての活動に従事することにより受ける（予定）年収を意味する。		年収 （ＡＢＣ）
④	発明者として特許を受けた発明が１件以上	そのことを証する文書（例えば、申請人の氏名が明記されている特許証の写し）	研究実績 （ＡＢ）
⑤ ⑥	入国前に外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に３回以上従事 学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が３本以上	そのことを証する文書（例えば、申請人の氏名が明記されている交付決定書の写し） 論文のタイトル、著者氏名、掲載雑誌名、掲載巻・号、掲載ページ、出版年を記載した文書（様式自由）	

		※　申請人が責任著者であるものに限る。	
⑦	その他法務大臣が認める研究実績	そのことを証する文書	
⑧	従事しようとする業務に関連する日本の国家資格（業務独占資格又は名称独占資格）を保有、又はIT告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有	そのことを証する文書（例えば、合格証明書の写し）	資格（B）
⑨	契約機関又は活動機関が高度専門職特別加算告示に掲げるイノベーションの創出を促進するための支援措置を受けている	そのことを証する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し）	特別加算（ABC）
⑩	契約機関又は活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者	1　主たる事業を確認できる会社のパンフレット等 2　次のいずれかの文書 (1)　資本金の額又は出資の総額を証する次のいずれかの文書 ア　法人の登記事項証明書 イ　決算文書の写し ウ　資本金額、出資総額が確認可能な定款の写し (2)　雇用保険、労働保険、賃金台帳の写し等従業員数を証する文書	
⑪	活動機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するための支援として法務大臣が認めるものを受けている企業	そのことを証する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し）	

⑫	契約機関又は活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、申請等の日の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後２か月以内の場合は前々事業年度）における試験研究費及び開発費の合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額（売上高）の３％を超える（活動機関が会社・事業協同組合の場合）	試験研究費等が３％超であることを証する次のいずれかの文書 １　試験研究費等及び売上高等が記載された財務諸表の写し ２　売上高等が記載された公的な書類（財務諸表、確定申告書の控え等）の写し、帳簿等の写し（試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与）、試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 ３　税理士、公認会計士、中小企業診断士による証明書（書式自由）	
	契約機関又は活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、申請等の日の属する年の前年１年間（申請等の日が１月から３月の場合は前々年）における試験研究費及び開発費の合計金額が、事業所得に係る総収入金額の３％を超える（活動機関が個人事業主の場合）	試験研究費等が３％超であることを証する次のいずれかの文書 １　試験研究費等及び事業所得に係る総収入金額等が記載された財務諸表の写し ２　事業所得に係る総収入金額等が記載された公的な書類（財務諸表、確定申告書の控え等）の写し、帳簿等の写し（試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与）、試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 ３　税理士、公認会計士、中小企業診断士による証明書（書式自由）	
⑬	従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰等で法務大臣が認めるものを保有	そのことを証する文書 ※　企業表彰、製品表彰については、受賞に当たり申請人が積極的に関与したものに限る。	
⑭	本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書	

⑮	日本語専攻で外国の大学を卒業又は日本語能力試験Ｎ１合格相当	卒業証明書又は合格証明書等の写し	
	日本語能力試験Ｎ２合格相当	合格証明書等の写し	
⑯	各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事	そのことを証する文書（例えば、当該事業に関する補助金交付通知書の写し及び所属機関が作成した当該プロジェクトに従事している旨の説明資料）	
⑰	以下のいずれかの大学を卒業 ①　大学格付３機関（クアクアレリ・シモンズ社（英国）、タイムズ社（英国）、シャンハイ・ランキング・コンサルタンシー（中国））の大学ランキングのうち２つ以上において３００位以内の外国の大学又はいずれかにランクづけされている本邦の大学 ②　文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創生支援事業（トップ型及びグローバル化牽引型）において、補助金の交付を受けている大学 ③　外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において、「パートナー校」として指定を受けている大学	卒業した大学が、左記のいずれかに該当する大学であることを証する資料（入管庁ホームページ写しの該当部分等）、及び該当する大学の卒業証明書又は学位取得の証明書	
⑱	外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業の一環としてＪＩＣＡが実施する研修を修了	ＪＩＣＡが発行する研修修了証明書（なお、同証明書が提出された場合は、申請人の学歴及び職歴その他の経歴等を証明する資料は、原則として提出を求めない。ただし、職歴の	

		ポイントの付与を希望する場合は、②の疎明資料が必要。）	
⑲	本邦において貿易その他の事業の経営を行う場合であって、当該事業に自ら一億円以上を投資	資本金又は出資額を証する資料（例えば、株主名簿）	地位（Ｃ）
⑳	活動機関の代表取締役・取締役、代表執行役・執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する場合はその旨）であることを証する文書		
㉑	投資運用業等に係る業務に従事	次の１及び２の資料の両方 １　登録済通知書写し又は届出書写し ２　投資運用業等の業務に従事することを説明する資料（第３章の参考様式「活動内容説明書」参照）	特別加算（ＢＣ）

【参考１】中小企業基本法第２条に規定する中小企業者の定義

業種分類（※）	会社	個人事業主
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下	常時使用する従業員の数が300人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下	常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下

※　業種分類は、日本標準産業分類第１０回改訂分類に基づく。

6　在留期間

５年

7　複数の契約機関等がポイント加算の対象となる場合について

「高度専門職１号」については、複数の契約機関又は活動機関をポイント加算の対象として認められ得るほか、指定された契約機関等における本来活動以外にも、同機関以外との契約に基づく付随活動（高度専門職１号イ）や、関連事業における付随活動（高度専門職１号ハ）についても、ポイント加算の対象として認められ得る。

上記のように、付随活動に係る機関を含め、複数の機関がポイント加算の対象となる場合には、指定書において、複数の機関を指定することとする。

第３　高度専門職２号に係る在留資格の審査

１　高度専門職２号の在留資格について

「高度専門職２号」の在留資格は、「高度専門職１号」の在留資格をもって一定期間在留した者を対象とし、活動制限を大幅に緩和した在留資格であり、在留期間を無期限とするもので、「高度専門職１号」と同様に、高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れの促進のために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「高度専門職」の項の下欄第２号は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

> 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動
> イ　本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動
> ロ　本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動
> ハ　本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
> ニ　イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項若しくは技能の項の下欄に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）

高度専門職２号に該当する範囲

「高度専門職１号イ」、「高度専門職１号ロ」、「高度専門職１号ハ」のいずれかの在留資格で行うことができる活動、また、このような活動と併せて行う「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行」若しくは「技能」の在留資格で行うことができる活動が該当する。

※　「高度専門職２号」の在留資格は、在留期間の制限がなく、活動の制限も大幅に緩和されているため、当該在留資格をもって在留する外国人については、その在留期間中に複数の機関に所属し、あるいは、所属機関を変更する機会が多いと考えられ、そ

の一々について法務大臣の指定を要するとした場合、当該外国人にとって負担が大きいと考えられるとともに、「高度専門職２号」の在留資格の対象となるほどの者であれば、法務大臣の指定という手続を置かなくとも、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与する活動をすることが期待できることから、「高度専門職１号」の在留資格と異なり、所属機関について法務大臣の指定を要しないこととしている。

3　基準

（１）変更基準省令

> 第一条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二十条の二第二項の基準（高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更に係るものに限る。）は、同条の申請を行った者（以下「申請人」という。）が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第３７号）第二条第一項に掲げる基準に適合することのほか、申請人が本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合でないこととする。

ア　要件の内容

「高度専門職２号」の在留資格への変更許可をするためには、高度専門職省令の基準に適合することのほか、申請人が本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合でないことを要することを定めている。

イ　用語の意義

「本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合」は、第２の３（１）ウを参照。

（２）高度専門職省令

ア　第２条第１項本文

> 第１項　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第十二条第一項又は法第四章第二節の規定による当該許可（以下「第二号許可」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれにも該当することとする。

> 第２項　法第六条第二項、法第二十条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による申請の時点において前項各号のいずれにも該当する者は、当該申請に係る第二号許可を受ける時点において同項各号のいずれにも該当するものとみなす。

要件の内容

（ア）「高度専門職２号」の在留資格に係るポイント計算を行う時点を規定したもので

ある。

（イ）　第１項においては、ポイント計算を行う時点について、上陸特別許可を受ける時点、在留資格変更許可を受ける時点、在留資格を取得する時点を規定している。

しかしながら、実際に許可を受けるのがいつなのかポイント計算の時点では確定していないので、第２項により、いずれも「申請受理日」を基準に、それぞれポイントが７０点に達している場合には、第１項の時点においても７０点に達しているものとみなされる。

イ　第２条第１項第１号

次のいずれかに該当すること。 イ　高度専門職の在留資格をもって本邦に在留していた外国人であって、特別高度人材であること。 ロ　高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第一号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準(年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからへまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。 ハ　高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに係るものに限る。）をもって本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第二号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準(年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからへまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。 二　高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに係るものに限る。）をもって本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第三号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

（ア）要件の内容

「高度専門職２号」の在留資格に変更する場合は、「高度専門職１号」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人であって、かつ、「高度専門職１号イ」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人は前記第２の３（２）イの要件、「高度

専門職１号ロ」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人は前記第２の３（２）ウの要件、「高度専門職１号ハ」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人は前記第２の３（２）エの要件を、それぞれ満たしていることを要する。

（イ）用語の意義

①　「（年収の項にあっては、…）」の規定は、前記第１の３（２）イ（ア）②を参照。

②　「当該時点」は、前記第１の３（２）ア（イ）②を参照。

ウ　第２条第１項第２号

高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）をもって本邦に三年（特別高度人材にあっては、一年）以上在留して同号に掲げる活動を行っていたこと。

（ア）要件の内容

①　「高度専門職２号」の在留資格を取得するためには、「高度専門職１号」の在留資格をもって本邦に３年（特別高度人材にあっては、１年）以上在留して、「高度専門職１号」に掲げる活動を行っていることを要する。

②　「高度専門職２号」の在留資格を取得する者については、基本的には、「高度専門職１号」で在留している者からの在留資格変更許可申請を想定しているが、過去に「高度専門職１号」の在留資格で３年（特別高度人材にあっては、１年）以上在留し、その活動を行っていた者が、他の在留資格を取得した場合であっても、「高度専門職２号」への在留資格変更許可申請を行うことが排除されるものではない。例えば、「高度専門職１号」の在留資格で５年間在留し、「永住者」を取得した者が、親を呼び寄せたいとして「高度専門職２号」の在留資格への在留資格変更申請を希望することが考えられる。

エ　第２条第１項第３号

素行が善良であること。

（ア）要件の内容

①　いわゆる素行善良要件を定めたものである。

②　「素行が善良であること」といえるためには、法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいることが必要であり、具体的には、犯罪歴の有無等を勘案して判断されることとなる。なお、この場合に考慮すべき犯罪歴は、刑法犯等に限られず、刑罰法令違反一般を対象とする。

（イ）用語の意義

「素行が善良であること」は、第１２編第２章第２７節第１の３（２）アを参照。

オ　第２条第１項第４号

当該外国人の在留が日本国の利益に合すると認められること。

（ア）要件の内容

いわゆる国益要件を定めたものである。

（イ）用語の意義

「当該外国人の在留が日本国の利益に合すると認められること」は、第１２編第２章第２７節第１の３（２）ウを参照。ただし、永住者と異なり、長期間にわたり我が国社会の構成員として居住していると認められることは要しない。

4　審査のポイント

「高度専門職１号」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人から「高度専門職２号」の在留資格への変更許可申請を受け付けたときは、高度専門職省令第２条に定めるところにより、以下のとおりとする。

（１）審査

申請人が行おうとする活動が「高度専門職２号」に該当するものであり、高度専門職省令第２条各号に適合することを確認する。

（２）処分

ア　在留資格の変更を許可する場合

在留資格「高度専門職２号」及び在留期間「無期限」を決定する。

なお、３（１）ウ（ア）①の要件（「高度専門職１号」の在留資格をもって本邦に３年以上在留）を満たす場合は、永住許可申請も可能であることから、ポイント計算の結果を通知する必要はない。

イ　現に有する在留資格が「高度専門職１号」であって、ポイント計算の結果合計点が７０点に達しているものの、高度専門職省令第２条第２号から第４号までのいずれかを満たさないため在留資格の変更を許可できないが、在留期間の更新を許可できる場合

（ア）別記第２８号の２様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

（イ）申請人から原申請の申請内容を在留期間の更新許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」（施行規則別記第 30 号の３様式）を提出させ、在留期間の更新を許可する。

ウ　現に有する在留資格が「高度専門職１号」以外であって、ポイント計算の結果合計点が７０点に達しているものの、高度専門職省令第２条第２号から第４号までのいずれかを満たさないため「高度専門職２号」への在留資格の変更は許可できないが、「高

度専門職１号」への在留資格変更又は在留期間の更新を許可できる場合

（ア）別記第２８号の２様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

（イ）申請人から原申請の申請内容を「高度専門職１号」の在留資格への変更申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、在留資格「高度専門職１号イ・ロ・ハ」のいずれか及び在留期間「５年」を決定し、機関名（「高度専門職１号ハ」の在留資格の場合は法人・事務所名）及び本店等所在地を記載した指定書（施行規則別記第３１号の３様式）を交付する。

また、申請人から原申請の申請内容を在留期間の更新許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」（施行規則別記第 30 号の３様式）を提出させ、在留期間の更新を許可する。

エ　現に有する在留資格が「高度専門職１号」であって、ポイント計算の結果合計点が７０点には満たないものの、他の在留資格への変更を許可できる場合

（ア）別記第２８号の２様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

（イ）申請人から原申請の申請内容を変更する旨の意思表示が行われた場合は、当該在留資格及び在留期間を決定する。

オ　現に有する在留資格が「高度専門職１号」以外であって、ポイント計算の結果合計点が７０点には満たないものの、在留期間の更新を許可できる場合

（ア）別記第２８号の２様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第２７号の２様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

（イ）申請人から原申請の申請内容を在留期間の更新許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」（施行規則別記第 30 号の３様式）を提出させ、在留期間の更新を許可する。

カ　アからオに該当しない場合

第１０編第１章第４節第２により処分する。

5　立証資料

（１）申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

ただし、所属する企業がカテゴリー１又は２に該当する場合は、申請書、カテゴリーを立証する資料、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書を提出資料とし、その他の資料の提出を要しない。

（２）高度専門職ポイント計算表（参考書式）

（３）ポイント計算表の各項目（学歴、職歴、年収、研究実績、資格、地位及び特別加算項目をいう。）に応じ、申請人が提出する前記第２の５（３）の表に掲げる資料。

（注）合計点が７０点以上あることを立証するものが提出されれば足りるので、評価項目の全てについて、立証するための資料の提出を求める必要はない。

6　在留期間

無期限

第４　特別高度人材制度

１　特別高度人材制度の概要

本件は、高度人材の中でも学歴又は職歴及び収入の面で特に秀でた者について、「特別高度人材」として位置付け、在留資格「高度専門職」を付与し、優遇措置を拡充するものであり、対象となる者については、高度人材ポイント制によることなく在留資格「高度専門職」を付与することを認めるものである。

また、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第１の２の表の「高度専門職」の在留資格をもって在留する特別高度人材を雇用主とする家事使用人（以下「家事使用人（特別高度人材型）」という。）に係る特定活動告示第２号の４を新設するほか、当該特別高度人材の配偶者については特定活動告示第３３号の２を新設することで現行の高度専門職の配偶者と比して幅広い範囲の就労を認め、加えて特例として「短期滞在」からの在留資格の変更を認め、その他永住許可申請の際の国益要件の一部緩和及び永住許可申請を除く諸申請における優先処理を行うものである。

２　入国・在留審査事務の取扱い

（１）基準省令と該当範囲

ア　特別高度人材省令

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第３７号）第一条第一項の法務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う外国人であって、法第三章第一節若しく

は第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「上陸許可の証印等」という。）を受ける時点において、契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下同じ。）から受ける報酬の年額の合計が二千万円以上であり、かつ、次のいずれかに該当するもの。

ア　博士若しくは修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第９号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること。

イ　従事する研究、研究の指導若しくは教育又は業務について十年以上の実務経験があること。

二　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であって、上陸許可の証印等を受ける時点において、活動機関（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う本邦の公私の機関をいう。）及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が四千万円以上であり、かつ、事業の経営又は管理について五年以上の実務経験があること。

イ　高度専門職省令（第１条）

1　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。

［一～三　略］

2　法第六条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）又は第五十条第二項の規定による申請の時点において特別高度人材である者又は前項各号のいずれかに該当する者は、当該申請又は当該裁決に係る第一号許可等を受ける時点においてそれぞれ特別高度人材である者又は当該各号に該当する者とみなす。

ウ　該当範囲

上記ア及びイのとおり、特別高度人材制度では従前のようなポイント計算によらず、下記（ア）から（ウ）までのとおり学歴又は職歴及び年収のみを要件としている。

なお、従前のポイント計算による「高度専門職」については、今後もこれまでと同様の要件で認めていくこととなるが、特別高度人材制度は職歴、学歴及び年収の面で特に秀でた者について、従来認めてきた者に加えて認めていくものであり、付与される在留資格はポイント制による者と同様に「高度専門職」であることに留意する。

（ア）高度学術研究活動（高度専門職１号イ）

以下のいずれかの者が該当する。

①　修士号以上の学位を取得し、かつ、年収２千万円以上の者

②　職歴が１０年以上であって、かつ、年収２千万円以上の者

（イ）高度専門・技術活動（高度専門職１号ロ）

以下のいずれかの者が該当する。

①　修士号以上の学位を取得し、かつ、年収２千万円以上の者

②　職歴が１０年以上であって、かつ、年収２千万円以上の者

（ウ）高度経営・管理活動（高度専門職１号ハ）

職歴が５年以上であって、かつ、年収４千万円以上の者

（２）特別高度人材制度を利用した「高度専門職１号」に係る在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請における取扱い

ア　立証書類

（ア）申請人の活動に応じた法施行規則別表第３に規定する在留資格の項の下欄に掲げる資料

（イ）学歴又は職歴を証する文書（卒業証明書、在職証明書等）

（ウ）年収を証明する資料

イ　審査

入在要領第１２編第２章の規定に従って、申請人が行おうとする活動が法別表第一の一の表の教授の項から報道の項及び別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までのいずれかに該当する活動であり、かつ、上陸基準省令に適合することを確認し、同要件を満たす場合にあっては、上記アの立証書類等から上記１（１）ウ（ア）から（ウ）までの活動のいずれかに該当するかどうかを判断する。その他、入在要領第９編第２章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

ウ　在留資格

「高度専門職１号イ、ロ又はハ」

エ　在留期間及び指定する活動

在留資格「高度専門職１号」と同様。

オ　入国・在留目的コード

[redacted]

カ　留意事項

（ア）在留資格認定証明書交付時

紙の在留資格認定証明書であれば裏面の備考欄に通常の機関名等の記載に加え、「特別高度人材」と付記するとともに、ＦＥＩＳの備考欄に「特別高度人材」と入力する。電子交付の場合にあっては同様に通常の機関名等の入力に加え、備考欄最上段に「特別高度人材」「Special highly skilled professional」と入力する。

（イ）在留資格変更許可時

特別高度人材証明書（別添）を旅券に添付することとし、在留カードの裏面「住居地記載欄」の欄外余白に「特別高度人材」と記載することとする（特別高度人材証明書の様式及び交付方法の詳細については、「入管庁管第１５６９号」通知のとおり。以下同じ。）。

（３）特別高度人材制度を利用した「高度専門職２号」への在留資格変更許可申請における取扱い

ア　優遇措置

本制度を利用して高度専門職２号に移行する場合には、通常３年必要である高度専門職１号での在留期間を１年に緩和し、ポイント計算は不要とする。

イ　高度専門職省令（第２条第１項）

法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第十二条第一項又は法第四章第二節の規定による当該許可（以下「第二号許可」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。 イ　高度専門職の在留資格をもって本邦に在留していた外国人であって、特別高度人材であること。 ロ～ニ　略 二　高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）をもって本邦に三年（特別高度人材にあっては、一年）以上在留して同号に掲げる活動を行っていたこと。 三・四　略

ウ　審査

上記アの優遇措置に留意する以外は、要件、審査方法等について「高度専門職２号」の審査と同様とするが、申請時点において特別高度人材外国人であることが認められていない（特別高度人材証明書の交付を受けていない）場合には、上記に加えて学歴又は職歴及び年収を証明する文書を求める。

エ　在留資格

「高度専門職２号」

オ　入国・在留目的コード

[redacted]

カ　留意事項

在留資格変更許可時の措置については、上記（２）カ（イ）に同じ。

（４）特別高度人材制度を利用したオンライン申請における取扱い

在留資格「高度専門職」に係るオンライン申請においては、「特別高度人材制度の利用の有無」の項目で「有」を選択することで、ポイント項目の入力が省略される。

なお、外国人本人については、「特別高度人材制度の利用の有無」及びポイント項目が表示されないため、

特別高度人材による申請であることを明らかにするため、申請情報のフリー欄に「特別高度人材」と入力することとする。

３　特別高度人材外国人に係る在留資格変更の特例

（１）特例の概要

「短期滞在」の在留資格により在留中の外国人から、特別高度人材としての「高度専門職」への在留資格変更許可申請があった場合には、やむを得ない特別の事情に基づくものとする。

（２）立証書類

上記１（２）アに同じ。

（３）審査

上記１（２）アの資料が提出され、要件を満たすと評価できる場合には、やむを得ない特別の事情に基づくものとする。

その他、在留資格該当性等については、入在要領第１０編第１章第３節及び第４章第３節に基づき審査する。

なお、「短期滞在」の在留資格により在留中に在留資格認定証明書の交付を受けたとして在留資格変更許可申請があった場合には、上記１（２）の記載にかかわらず入在要領第１０編第４章第２節第２の１（１）イに準じて審査する。

4　特別高度人材外国人から永住許可申請があった場合の取扱い

特別高度人材制度対象者から永住許可申請があった場合には、国益要件のうち本邦継続在留年数に係る部分に関しては、１年以上継続して在留していれば適合しているものとして取り扱う（この場合における審査は入在要領第１２編第２７節に基づくこととするが、ポイント計算及びポイント計算表の提出は要しない。）。

なお、現に本特別高度人材制度対象者ではないとして「高度専門職１号」又は「高度専門職２号」をもって在留している者から永住許可申請があった場合であって、提出資料から本制度対象者と認められるときには、ポイント計算表の提出がない場合であっても同様に取り扱う。

5　現に「高度専門職」にて在留する者から特別高度人材制度対象者としての優遇措置を受けたいとの希望があった場合

在留資格「高度専門職」にて在留しているものの、特別高度人材制度対象者として許可を受けている者以外の者から特別高度人材制度対象者であるとして地方出入国在留管理局・支局（出張所を含む。）の窓口において優遇措置を受けたいとの申告がなされた場合には、在留期間更新の時期（在留期限のおおむね３か月前）である場合は、当該在留期間更新許可申請において、また、そうでない場合は、就労資格証明書の交付申請を案内し、当該申請において上記１（２）アの立証書類を確認した上で、本制度対象者として認められる場合には、当該者の旅券に特別高度人材証明書を添付し、在留カードの裏面「住居地記載欄」欄外余白に「特別高度人材」と記載することとする。

第５　優先処理等

１　対象

高度専門職の在留資格に係る申請については、全て優先処理するものとする。

２　受付

（１）地方出入国在留管理局、同支局及びこれらの出張所（空・海港のみを分担する支局及び出張所を除く。）においては、可能な限り「高度専門職」の在留資格に係る専用の申請窓口を設けるものとする。専用の窓口を設けることが困難な場合には、既存の申請窓口を併用することとして差し支えないが、「高度専門職」の在留資格に係る申請窓口であることが明確になるよう、表示板等を設置する。

（２）優先処理のため、受け付け時又は案件の振り分け時において、他の申請案件と区分するための表示（「優」、「高度専門職」等をタイトルシート上部に朱書き等する。）をする。

３　処理

（１）在留資格認定証明書交付申請

１０日以内

(注) 研究実績に係るポイント計算のために関係行政機関等に照会を要するもの及び提出資料の信ぴょう性に疑義のあるものを除く。

（２）在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請

５日以内

ただし、高度専門職２号に係る申請については２か月以内

(注) 研究実績に係るポイント計算のために関係行政機関等に照会を要するもの及び提出資料の信ぴょう性に疑義のあるものを除く。

第１０節　経営・管理

第１　在留資格の審査

１　経営・管理の在留資格について

「経営・管理」の在留資格は、事業の経営・管理業務に外国人が従事することができるようにするために設けられたものである。令和７年１０月に上陸基準省令が改正され、平成２６年の上陸基準省令改正時の基準（以下本節において「旧基準」という。）からの見直しが行われた（旧基準については本節の末尾に参考掲載。）。

（注）「経営・管理」の在留資格は、平成２６年の法改正により（旧）「投資・経営」の在留資格を改正して設けられた。「投資・経営」の在留資格は、「経営・管理」の在留資格と異なり、外国人が我が国に投資していることを前提とするもので、これは、日米友好通商航海条約において、「いずれの一方の締約国の国民も、（ａ）両締約国の領域の間における貿易を営み、若しくはこれに関連する商業活動を行う目的をもつて、（ｂ）当該国民が相当な額の資本を投下した企業若しくは当該国民が現に相当な額の資本を投下する過程にある企業を発展させ、若しくはその企業の運営を指揮する目的をもつて、又は（ｃ）外国人の入国及び在留に関する法令の認めるその他の目的をもつて、他方の締約国の領域に入り、及びその領域に在留することを許される（第１条１項）。」と定められ、また、他の条約にも最恵国待遇の規定があることから、これらの規定を担保するものとして、外資の参入している企業の経営・管理業務に従事する外国人の受入れのため平成元年の法改正において創設されたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「経営・管理」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）

（１）経営・管理の在留資格に該当する範囲

「経営・管理」の在留資格に該当する活動の類型は次のとおりである。

ア　本邦において事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動

イ　本邦において既に営まれている事業に参画してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動

ウ　本邦において事業の経営を行っている者（法人を含む。）に代わってその経営を行

い又は当該事業の管理に従事する活動

（２）用語の意義

ア　「本邦において貿易その他の事業の経営を行い」とは、①本邦において活動の基盤となる事務所等を開設し、貿易その他の事業の経営を開始して経営を行うこと、②本邦において既に営まれている貿易その他の事業の経営に参画すること、③本邦において貿易その他の事業の経営を開始した者若しくは本邦におけるこれらの事業の経営を行っている者に代わってその経営を行うことをいう。

イ　「当該事業の管理に従事する」とは、①本邦において経営を開始してその経営を行っている事業又は経営に参画している事業の管理に従事すること、②本邦において貿易その他の事業の経営を開始した者若しくは本邦におけるこれらの事業の経営を行っている者に代わって当該事業の管理に従事することをいう。

（３）留意事項

「経営・管理」の活動の該当性について、次の点に留意する。

ア　事業の経営又は管理に実質的に従事するものであること

（ア）事業の経営に従事する活動には、事業の運営に関する重要事項の決定、業務の執行、監査の業務等に従事する代表取締役、取締役、監査役等の役員としての活動が該当し、事業の管理に従事する活動には、事業の管理の業務に従事する部長、工場長、支店長等の管理者としての活動が該当する。

申請人は、これらの経営や管理の業務に実質的に参画し、又は従事するものでなければならず、実際に行う業務の内容を確認して判断する。

（イ）特に、申請人が新たに事業を開始しようとする場合について、申請時において、申請人は上記の業務には未だ参画等していないため、開始するとする事業の内容の具体性や、申請人が取得した株式や事業に投下している資金の出所等の事業の開始に至る経緯全般から、申請人が単に名ばかりの経営者ではなく、実質的に当該事業の経営を行う者であるかどうかを判断する。また、既に営まれている事業に経営者や管理者として招へいされるような場合も同様であり、それが比較的小規模の事業であり申請人の他に事業の経営や管理に従事する者がいるときは、投資の割合や業務内容をそれらの者と比較することも必要である。

イ　事業の継続性があること

決定する在留期間の途中で事業が立ち行かなくなる等在留活動が途切れることが想定されるような場合は、経営・管理」の在留資格に該当する活動を行うものとは認められない。この観点から、外国人が経営又は管理に従事する事業が安定して営まれるものと客観的に認められることが必要である。

（４）他の在留資格との関係

ア　「技術・人文知識・国際業務」

企業の経営活動や管理活動は、自然科学若しくは人文科学の知識等を要する業務に従事する活動であることもあり、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に定める活動と一部重複する。このように重複する場合は「経営・管理」の在留資格を決定する。

また、申請人の業務内容に企業の経営活動や管理活動が含まれているが、「経営・管理」の活動に該当しない場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への該当性に留意する。

なお、企業の職員として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留していた外国人が、昇進等により当該企業の経営者や管理者となったときは、直ちに「経営・管理」の在留資格に変更することまでは要しないこととし、現に有する「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の在留期限の満了に併せて「経営・管理」の在留資格を決定しても差し支えない。

イ　「法律・会計業務」

企業に雇用される弁護士、公認会計士等専門知識をもって経営又は管理に従事する者の活動も、「経営・管理」の在留資格に該当するが、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士等の資格を有しなければ行うことができないとされている事業の経営又は管理に従事する活動は、「法律・会計業務」の在留資格に該当する。ただし、病院の経営に係る活動は、医師の資格を有する者が行う場合であっても、「医療」ではなく、「経営・管理」の活動に該当する。

ウ　「短期滞在」

日本法人の経営者に就任し、かつ日本法人から報酬が支払われる場合、その者が当該事業の経営等に関する会議、連絡業務等で短期間来日する場合であっても「経営・管理」の在留資格に該当する。

なお、当該日本法人の経営者に就任していない場合や、就任していたとしても日本法人から報酬が支払われない場合には、「短期滞在」の在留資格で入国し、当該会議等に参加することとなる。

３　基準

（１）第１号

事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあっては、当該事業を営むための事業として使用する施設が本邦に確保されていること。

要件の内容

第１号は外国人が経営し又は管理に従事する事業が本邦に事業所を有して営まれるものであることを要件としており、次の両方を満たしていることが必要である。

ア　経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること

イ　財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること

(注) 上記の二つの要件は、総務省が定める日本標準産業分類一般原則２項における事業所の定義に基づくものである。

（２）第２号

申請に係る事業の規模が次のいずれにも該当していること。 イ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤職員（法別表第１の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。 ロ　申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が三千万円以上であること。

ア　要件の内容

第２号は、外国人が経営又は管理に従事する事業の「規模」について定めたものであり、イ及びロのいずれにも該当する必要がある。

（ア）第２号イは、経営又は管理に従事する外国人以外に本邦に居住する常勤の職員が勤務する事業であることを要件とするものである。ただし、法別表第１の上欄の在留資格をもって在留する常勤の職員は除かれる。

（イ）第２号ロは、事業主体が法人か個人かにかかわらず、申請に係る事業に投下された財産が３，０００万円以上であることを要件とするものである。

①　事業主体が法人である場合は、株式会社における払込済資本の額（資本金の額）又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の出資の総額が３，０００万円以上の事業であることを要件とする。

ただし、以下の場合は、資本金に含めて取り扱って差し支えない。

a　新株予約権

新株予約権の発行により、返還義務のない確定した金額が既に払い込まれている場合は、当該払い込まれている金額のうち将来資本金に計上する額を「申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が三千万円以上であること」に計上するものとして取扱う。

なお、返済義務のある借入金を資本金とすることは違法とされている。

（参考）会社法第五十二条の二

発起人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

一　第三十四条第一項の規定による払込みを仮装した場合　払込みを仮装した出資に係る金銭の全額の支払

二　（略）

２～５　（略）

b　地方公共団体による支援

第２の７に基づき対応する。

② 事業主体が個人である場合は、３，０００万円以上を投資して営まれているような事業の規模がこれに当たる。この場合の３，０００万円の投資とは、当該事業を営むために必要なものとして投下されている総額であり、次のａないしｃの目的で行われるものがこれに当たる。また、引き続き行われている事業の場合は３，０００万円以上の投資が継続して行われていることが必要であり、これが確認される場合に、本号ロに適合するものとして取り扱う。

a　事業所の確保：当該事業を営むための事業所として使用する施設の確保に係る経費

b　雇用する職員の給与等：役員報酬及び常勤・非常勤を問わず、当該事業所において雇用する職員に対して１年間に支払われる報酬に係る経費

c　その他：事業所に備え付けるための事務機器購入経費及び事業所維持に係る経費

イ　用語の意義

「常勤の職員」については、第１節第３を参照。

なお、２号イでいう「常勤職員」は、本邦に居住する者から「法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。」とされているので、外国人の場合は、特別永住者又は日本人の配偶者等、永住者等の居住資格をもって在留する外国人であることが必要である。

（３）第３号

申請に係る事業の経営を行い、又は当該事業に従事する者（非常勤の者を除く。）のうちいずれかの者が、高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を有している者であって、かつ、申請人が当該事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する時において、本邦に居住することとしているものであること。

ア　要件の内容

第３号は、所属機関の経営者又は常勤職員のうちいずれかの者が日本語能力を有することを要件とするものである。

イ　用語の意義

（ア）「当該事業に従事する者（非常勤の者を除く。）」とは、当該事業に従事する常

勤の職員（第１節第３）をいい、２号イと異なり、在留資格による制限はないことに留意する。

（イ）「高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力」とは、「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力であり、具体的には、独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」のＮ２のレベルに合格した者のほか、他の日本語能力に関する試験でこれと同等の能力を有していると考えられるもの、例えば、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「ＢＪＴビジネス日本語能力テスト」において４００点以上を得点した者が対象となる。

（注）「日本語能力試験」の結果の真偽照会については、第１節第１１参照。

なお、経営者又は常勤職員のうちいずれかの者が下記①ないし⑤のいずれかに該当する場合は、日本語能力を有するものとして取り扱い、試験による日本語能力の証明は不要とする。

①　日本人

②　特別永住者

③　中長期在留者として２０年以上本邦に在留している者

④　本邦の大学を卒業し、又は本邦の高等専門学校若しくは専修学校の専門課程を修了した者（恒常的に外国語による授業を行っている課程又は通信により教育を行っている課程を卒業又は修了した場合を除く。）

⑤　下記のいずれにも該当する者

a　我が国の義務教育を修了していること

（注）小学校（学校教育法第１条に規定する小学校をいい、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（学校教育法第１条に規定する中学校（夜間その他特別な時間において授業を行うもの（いわゆる夜間中学）を含む。）をいい、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業していること

b　我が国の高等学校（学校教育法第１条に規定する高等学校（定時制の課程又は通信制の課程を置くものを含む。）をいい、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は高等専門学校、専修学校（学校教育法第１２５条に規定する高等課程であって、大学入学資格がその修了者に認められる課程として文部科学大臣により指定されているものに限る。）を卒業していること

（４）第４号

次のいずれかに該当していること。 イ　経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること。 ロ　事業の経営又は管理について三年以上の経験（特定活動の在留資格（法第七条第一項第二号の告示で定める活動のうち本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動を含む活動を指定されたものに限る。）をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間を含む。）を有していること。

ア　要件の内容

第４号は、外国人が経営又は管理業務に従事する場合に適用される経歴に係る基準を定めたものである。経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）の学歴を有していること、又は、事業の経営又は管理について３年以上の職歴を有していることのいずれかが必要となる。

イ　用語の意義

「専門職学位」については、第９節第２の３（２）イ（ウ）①を参照。

（５）第５号

申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

ア　要件の内容

第５号は、外国人が事業の管理に従事する場合に適用される基準を定めており、日本人と同等額以上の報酬を受けて事業の管理に従事することが必要である。

イ　用語の意義

「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」については、第１節第２の「報酬」を参照。

４　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　共通事項

申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「経営・管理」であることを確認する。

イ　在留資格該当性について、申請書の勤務先、職歴、活動内容詳細及び職務上の地位の記載並びに立証資料により、申請人の本邦において行おうとする活動が「経営・管理」の在留資格に該当するものであることを確認する。

ウ　事業の経営を開始する又は事業の経営を行う活動

（ア）事業所の存在・確保（基準省令第１号）

①　申請書の「勤務先」、「事業所の状況」欄の記載により、基準に適合するかを確認する。

②　所属機関がカテゴリー（５立証資料参照）３又は４の場合は、事業所用施設の存在を明らかにする「不動産登記簿謄本」及び「賃貸借契約書」その他の立証資料により確認する。

（注）１号本文は、既に存在する貿易その他の事業に投資してその経営を行うか、当該事業の管理に従事する場合に適用される基準であることから、その事業所について「存在すること」を要件としているが、１号ただし書きは、貿易その他の事業を「開始しようとする」場合について定めており、事業所について「事業所として使用する施設が確保されていること」で足りる。

（イ）規模（基準省令第２号）

①　申請書の「勤務先（「申請に係る事業の用に供される財産の総額」、「常勤従業員数」）」、「活動内容」、「給与・報酬」欄の記載により、基準に適合するかを確認する。

②　所属機関がカテゴリー３又は４の場合は、「常勤職員の賃金支払に関する文書」及び「住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し」により、常勤職員が雇用されていることを確認する。

事業の用に供される財産の総額については、法人の場合、「貸借対照表」の「資本金」の額で判断し、「登記事項証明書」により、実際に事業への投下がなされていることを確認する。

また、個人の場合は「貸借対照表」の「資産の部」の額から、当該事業に投下される財産が３，０００万円以上であることを確認し、それぞれ当該財産に関する立証資料（（現物投資の場合）領収書の写し等）により、実際に事業への投下がなされていることを確認する。なお、事業に投下される財産が３，０００万円以上であることが必要であることから、単なる預貯金については事業に投下される財産とは取り扱わず、「設備投資に係る契約書の写し」や「雇用契約書」等により、当該預貯金が事業に実際に投下されることが見込まれることを確認する必要がある。

③　新株予約権の発行により将来資本金に計上する額を計上する場合は、次のとおり取り扱うこととする。

ａ　入国・在留審査事務の取扱いについて

（ａ）立証資料

ｉ　新株予約権の発行に当たり締結された投資契約書（発行要項を含む。以

下同じ。）（投資契約書雛形は参考様式を参照）

ii　新株予約権の発行に係る締結によって実際に払い込まれた額を証明する資料（通帳の写し若しくは取引明細書の写し）

iii　新株予約権の発行に係る締結によって実際に払い込まれた額のうち、基準省令第２号ロの「３，０００万円」として計上して申請しようとする額について、将来、新株予約権が権利行使された際に資本金として計上することの誓約書等

（b）審査

i　上記（a）iiiが提出されており、また、上記（a）iの文書として、Ｊ－ＫＩＳＳ型新株予約権の投資契約書が提出され、投資契約書の文言が添付の雛形の空白又は括弧書きの箇所以外は変更されていない場合、提出された当該投資契約書の発行要綱の「新株予約権の数」に「新株予約権１個あたり」の額を乗じて算出された金額が、上記（a）iiによって確認した金額と相違なければ基準省令第２号ロとして計上することを認める。

ii　なお、上記（b）i以外の様式で申請があった場合は、払い込まれた額が、返還義務のない確定したものかについて、本庁在留管理支援部在留管理課（扱い：本庁在留管理課就労審査係）へ照会する。

（ウ）日本語能力（基準省令第３号）

①　申請書の「勤務先（「常勤従業員数」、「日本語能力を有する経営者又は常勤従業員の有無」）」欄の記載により、基準に適合するかを確認する。

②　所属機関がカテゴリー３又は４の場合は、「申請に当たっての説明書（参考様式）」、下記の「日本語教育の参照枠Ｂ２相当の日本語能力を有していることを証する資料」、「（日本語能力を有する者が法人の経営者である場合）登記事項証明書」、「（日本語能力を有する者が常勤の職員（申請人を除く。）の場合）常勤職員の賃金支払に関する文書」、「住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し」により確認する。

a　試験により証明する場合

（a）「日本語能力試験」のＮ２以上のレベルに合格したことを証する資料

（b）「ＢＪＴビジネス日本語能力テスト」において４００点以上取得したことを証する資料

b　試験による証明を要しない場合

（a）日本人

日本国籍を証する資料（戸籍謄本、住民票の写し等）

（b）特別永住者

住民票の写し、特別永住者証明書の写し

（ｃ）別表第二の在留資格をもって２０年以上本邦に在留している外国人

住民票の写し、在留カードの写し（在留歴については、ＦＥＩＳにより確認する。）

（ｄ）本邦の大学を卒業し、又は本邦の高等専門学校若しくは専修学校の専門課程を修了した外国人

住民票の写し、在留カードの写し、卒業証明書、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書

（ｅ）我が国の義務教育を修了し、高等学校を卒業した外国人

住民票の写し、在留カードの写し、卒業証明書

（エ）経歴（基準省令第４号）

① 申請書の「最終学歴」、「専攻・専門分野」、「事業の経営又は管理についての実務経験年数」、「職歴」欄の記載により確認する。なお、申請人の学位が経営管理に関する分野でない場合には、「勤務先」欄の記載から、申請人の学位が業務に必要な技術又は知識に係る分野に該当するか確認する。

② 所属機関がカテゴリー３又は４の場合、「経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有することを証する文書」、「関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書」及び「関連する職務に従事した期間を証する文書」の立証資料により確認する。

③ 事業の経営又は管理の経歴については、本邦外での経歴及び本邦での「経営・管理」の活動期間のほか、「特定活動」の在留資格のうち、本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動を含む活動を指定された期間がある場合には、当該期間が含まれる（当該期間については、ＦＥＩＳにより確認する。）。

④ [redacted]

エ　会社を設立して事業の経営を開始しようとする者について

（ア）法人の登記が完了していない場合

事業を開始しようとする場合であって、法人の登記が完了していないときは、「定款その他当該法人を設立しようとしていることを明らかにする書類の写し」により、法人の登記が予定されていることを確認する。

（イ）事業所の確保（基準省令第１号）

上記ウ（ア）を参照。なお、賃貸借契約の締結に至っていない場合は、「事業所

の概要を明らかにする資料」として、例えば、賃貸を検討している物件について説明する資料（場所、広さ、予算等が記載されたもの）により確認する。

（ウ）規模（基準省令第２号）

上記ウ（イ）を参照。なお、法人の登記が完了していないため、「当該法人の登記事項証明書の写し」の提出が困難な場合は、「定款その他当該法人を設立しようとしていることを明らかにする書類の写し」により、設立に際して出資される金額を確認する。

（注）後記第２の６「在留期間「４月」の新設について」を参照。

なお、新株予約権の発行により将来資本金に計上する額を計上する場合は、上記ウ（イ）のとおり取り扱うこととする。

（エ）日本語能力（基準省令第３号）

上記ウ（ウ）を参照。

（オ）経歴（基準省令第４号）

上記ウ（エ）を参照。

オ　事業の管理に従事する活動

（ア）事業所の存在（基準省令第１号）

上記ウ（ア）を参照。

（イ）規模（基準省令第２号）

上記ウ（イ）を参照。

（ウ）日本語能力（基準省令第３号）

上記ウ（ウ）を参照。

（エ）学歴及び経験（基準省令第４号）

上記ウ（エ）を参照。

（オ）日本人と同等額以上の報酬（基準省令第５号）

①　申請書の「給与・報酬」、「職務上の地位」欄の記載により確認する。

②　カテゴリー３又は４の場合は、「申請人の活動内容等を明らかにする次のいずれかの資料」により報酬額を確認する。

・　会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録）の写し

・　外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

・　日本において管理者として雇用される場合は、労働基準法15条１項及び同法施行規則５条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書

（２）在留期間の更新時

ア　申請資料に加え、カテゴリー３又は４の事業の場合は、「直近年度の決算文書の写し」、「（法人の場合）登記事項証明書」、「申請に当たっての説明書（参考様式）及び同様式に記載の立証資料」、「常勤職員の賃金支払に関する文書」、「住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し」、「在留資格決定時又は直近の在留期間更新時（以下この節において「在留資格決定時等」という。）に提出した事業計画書（直近の在留期間更新時に事業内容の変更について説明がなされている場合は、その資料。以下、この節において「事業計画書等」という。）に基づく活動を在留期間中に着実に行っていたことを具体的に説明する資料（在留資格決定時等に提出した事業計画書等に基づく活動とは異なる活動を行っている場合は、その理由及び当該活動に係る具体的説明資料）（注）」及び「住民税の課税（又は非課税）証明書」により、また、カテゴリー４の場合、さらに「外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料」により、在留資格該当性及び上陸基準適合性について問題がないかを確認する。

[redacted]

イ　在留資格「経営・管理」で在留する外国人は、事業の運営を適正に行うことが求められ、自らの運営する機関（個人事業を含む。以下同じ。）が、次のとおり各種公的義務の履行に関する法令を遵守する必要がある。

（ア）租税関係法令を遵守していること

国税（所得税、法人税等）及び地方税（住民税、事業税等）を適切に納付している必要がある。納税義務の不履行により刑を受けている場合や、刑を受けていなくても高額の未納や長期間の未納などが判明した場合等、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価する。

また、申請人が運営する企業等が消費税の不正還付に関して重加算税の賦課決定処分を受けた場合（処分が確定している場合）は、原則として不許可とし、[redacted]引き続き在留を認めるに足りる相当な理由がある場合は、意見を付して本庁へ請訓する（その他の詳細及び取扱いについては、第１節第１０を参照する。）

（イ）労働関係法令・社会保険関係法令を遵守していること、雇用する従業員（アルバイトを含む。以下同じ。）の労働条件が労働関係法令に適合していることを要し、労働保険の適用事業所である場合は、当該保険の加入手続を適正に行い、保険料を適切に納付していることが求められる。その他、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所である場合には、当該保険の加入手続を行っていること、及び雇用する従業

員の健康保険及び厚生年金保険の資格取得手続を行い、保険料を適切に納付していることが求められる。審査方法の詳細については、後記第２の４参照。

ウ　「４月」の在留期間が決定されている者は、株式会社等が設立されていない段階で上陸許可した者（第２の６参照）又は各種公的義務の不履行のため指導を受けた者で、履行のための手続中（次回更新時に履行状況の確認を行う）として許可を受けたものであるため、在留期間の更新時に「登記事項証明書」や「公的義務を履行していることを証する文書」の提出を求め、その提出がない場合は、在留資格認定証明書交付申請時に提出された資料（事業計画書や法人を設立しようとしていることを明らかにする資料等）との整合性等、在留期間の更新の可否を慎重に審査する。

５　立証資料

第３１節別表による。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー１又はカテゴリー２に該当するもの ④　③以外の場合は、「経営・管理」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「経営・管理」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤　滞在予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b　滞在予定期間が１年を超え３年以内であるもの

	②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b　滞在予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年、４月又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（４月又は３月の項のいずれかに該当するものを除く。） ①　経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー４（カテゴリー１、２及び３のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの ②　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ③　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ④　滞在予定期間が１年以下であるもの（滞在予定期間が１年以下であっても、活動実績等から滞在予定期間の延長が見込まれるものを除く。）
４月	①　新たに事業を法人において行おうとするものであって、入管法施行規則別表第３の「経営・管理」の項の下欄に定める資料のうち、登記事項証明書の提出がないもの（後記第２の６参照） ②　公租公課の履行義務（経営する会社の義務を含む。）を果たしていない者であって、改善に向け手続中であることが認められるもの ③　事業を営むために必要な許認可を取得していない者であって、在留許可を受ける前に許認可を取得することができない合理的な事情があるもの
３月	滞在予定期間が３月以下であるものであって、４月の項に該当しないもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、後記第２の４に基づき在留期間を決定する。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「４月」を決定する。

第２　応用・資料編

１　該当範囲に関する留意事項

（１）我が国において適法に行われる業務であれば、その活動の業種に制限はないが、[redacted]経営者、管理者としての日々の活動内容を詳細に確認し、業務委託等により経営判断を伴わない場合など、経営者等としての具体的活動内容に欠ける場合は、本邦における「経営・管理」の活動の実態がないものとして取り扱う。

[redacted]

（２）申請人が経営又は管理に従事する事業は、外国人若しくは外国法人が現に投資しているもののみでなく、日本人若しくは日本法人のみが投資しているものであっても、「経営・管理」の在留資格に該当する。

（３）経営又は管理に従事する者が、純粋な経営又は管理に当たる活動のほかに、その一環として行う現業に従事する活動は、「経営・管理」の在留資格の活動に含まれる。ただし、主たる活動が現業に従事するものと認められる場合は、「経営・管理」の在留資格に該当しない。

（４）「経営・管理」における事業は、営利を目的としないものであっても、また、外国又は外国の地方公共団体（地方政府を含む。）の機関の事業として行われるものでも差し支えない。

（５）複数の者が事業の経営又は管理に従事している場合には、それだけの人数の者が事業の経営又は管理に従事することが必要とされる程度の事業規模、業務量、売上げ、従業員数等がなければならず、これらから見て、申請人が事業の経営又は管理に主たる活動として従事すると認められるかどうかを判断する。

具体的には、①事業の規模や業務量等の状況を勘案して、それぞれの外国人が事業の経営又は管理を主たる活動として行うことについて合理的な理由が認められること、②事業の経営又は管理に係る業務について、それぞれの外国人ごとに従事することとなる業務の内容が明確になっていること、③それぞれの外国人が経営又は管理に係る業務の対価として相当の報酬の支払いを受けることとなっていること等の条件が満たされている場合には、それぞれの外国人について「経営・管理」の在留資格に該当する。また、共同出資で会社が運営される場合については、前記①から③の観点から確認を行い、申請に係る事業の用に供される財産（資本金の額又及び出資の総額を含む。）が基準と乖離しているものでないことを確認する。

[redacted]

（６）「経営・管理」の在留資格の決定に当たっては、個人事業は登記が必要とはされておらず、また、株式会社等を設立する準備を行う意思があることや株式会社等の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた場合は、登記事項証明書の提出を不要としていることから（後記第２の６参照）、登記事項証明書（登記簿謄本）の提出がないことのみをもって不交付（不許可）処分を行うことのないよう留意する。

（７）入国・在留を認める役員の人数については、それ自体に制限はなく、その者の行おうとする活動に在留資格該当性が認められない場合又は基準適合性が認められない場合、その他在留状況に問題がある場合など在留を認めるべき相当の理由がないときを除き、人数の観点から不許可・不交付とすることはできないものの、前記（５）の観点から慎重な審査を要する。

[redacted]役員報酬の有無や報酬額については、株主総会議事録や取締役会議事録などを確認する。

２　事業所の存在・確保に関する留意事項

（１）「経営・管理」の在留資格に係る活動については、事業が継続的に運営されることが求められる。事業所については、賃貸物件が一般的であるところ、当該物件に係る賃貸借契約においてその使用目的を事業用、店舗、事務所等事業目的であることを明らかに

し、賃貸借契約者についても当該法人等の名義とし、当該法人等による使用であることを明確にすることが必要である。月単位の短期間賃貸スペース等を利用したり、容易に処分可能な屋台等の施設を利用したりする場合には、それを合理的とする特別の事情がない限り、「事業所の確保（存在）」の要件に適合しているとは認められない。

なお、事業所は、実際に事業が営まれている所であるので、住所及び電話番号等を借り受け、電話にはオペレーターが対応し、郵便物を転送するなど実際に経営又は管理を行う場所は存在しない「バーチャル・オフィス」等と称する形態は、事業所とは認めない。

（2）令和７年１０月の上陸基準省令の改正によって、事業規模要件が見直されるとともに、常勤職員の雇用が必須となったこともあり、自宅兼事業所とするような形態は基本的に想定されず、独立して事業を営む事業所であることが客観的に見て明らかであることを必要とする。

[redacted]

（3）インキュベーター（経営アドバイス、企業運営に必要なビジネスサービス等への橋渡しを行う団体・組織）が支援している場合で、申請人から当該事業所に係る使用承諾書等の提出があったときは、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が運営する対日投資・ビジネスサポートセンター（ＩＢＳＣ）の提供するオフィスなどのインキュベーションオフィス等の一時的な住所又は事業所であって、起業支援を目的に一時的に事業用オフィスとして貸与されているものの確保をもって、「事業所の確保（存在）」の要件に適合しているものとして取り扱う。

３　事業の継続性に関する留意事項

事業の継続性については、今後の事業活動が確実に行われることが見込まれなければならない。しかし、事業活動においては様々な要因で赤字決算となり得るところ、単年度の決算状況を重視するのではなく、貸借状況等も含めて総合的に判断することが必要である。

なお、債務超過が続くような場合は、資金の借入先を確認するなどし、事業の実態、本人の活動実態に虚偽性がないか確認する。特に、２年以上連続赤字の場合、本人の活動内容を含め、慎重に調査する。

（1）決算状況の取扱い

ア　直近期末において剰余金がある場合又は剰余金も欠損金もない場合

直近期において当期純利益があり、同期末において剰余金がある場合には、事業の継続性に問題はない。また、直近期において当期純損失となったとしても、剰余金が減少したのみで欠損金とまでならないものであれば、当該事業を継続する上で重大な影響を及ぼすとまでは認められないことから、この場合においても事業の継続性があると認められる。したがって、直近期末において剰余金がある場合又は剰余金も欠損

金もない場合には、事業の継続性があると認められる。

イ　直近期末において欠損金がある場合

（ア）直近期末において債務超過となっていない場合

事業計画、資金調達等の状況により、将来にわたって事業の継続が見込まれる可能性を考慮し、今後１年間の事業計画書及び予想収益を示した資料の提出を求めることとし、事業が行われていることに疑義があるなどの場合を除いて、原則として事業の継続性があると認める。ただし、当該資料の内容によっては、企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者（中小企業診断士、公認会計士及び税理士）が評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）の提出をさらに求める等して審査する場合もある。

（イ）直近期末において債務超過であるが、直近期前期末では債務超過となっていない場合

債務超過となった場合、一般的には企業としての信用力が低下し、事業の存続が危ぶまれる状況となっていることから、事業の継続性を認め難いものであるが、債務超過が１年以上継続していない場合に限り、１年以内に具体的な改善（債務超過の状態でなくなることをいう。）の見通しがあることを前提として事業の継続性を認めることとする。具体的には、直近期末において債務超過であるが、直近期前期末では債務超過となっていない場合には、中小企業診断士や公認会計士、税理士の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が、改善の見通し（１年以内に債務超過の状態でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）の提出を申請人に求めることとし、当該書面を参考として事業の継続性を判断することとする。

（ウ）直近期末及び直近期前期末ともに債務超過である場合

債務超過となって１年以上経過しても債務超過の状態でなくならなかったときは、事業の存続について厳しい財務状況が続いていること及び１年間での十分な改善がなされていないことから、増資、他の企業による救済等の具体的な予定がある場合には、その状況も踏まえて事業の継続性を判断する。

ただし、新興企業（設立５年以内の国内非上場企業をいう。以下同じ。）が独自性のある技術やサービス、新しいビジネスモデル等に基づき事業を成長させようとする場合、設立当初は赤字が続くことも想定されるため、新興企業については、以下の書類の提出を申請人に求めることとし、これら提出書類の内容を踏まえた結果、債務超過となっていることについて合理的な理由があると判断される場合には、事業の継続性について柔軟に判断する。

ａ　企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者（中小企業診断士、公認会計士及び税理士）が、改善の見通し（１年以内に債務超過の状態

でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）

b　投資家やベンチャーキャピタル、銀行等からの投融資、公的支援による補助金や助成金等による資金調達に取り組んでいることを示す書類

c　製品・サービスの開発や顧客基盤の拡大等に取り組んでいることを示す書類

ウ　直近期及び直近期前期において共に売上総利益がない場合

企業の主たる業務において売上高が売上原価を下回るということは、通常の企業活動を行っているものとは認められず、仮に営業外損益、特別損益により利益を確保したとしても、それが本来の業務から生じているものではない。単期に特別な事情から売上総利益がない場合があることも想定されるが、二期連続して売上総利益がないということは当該企業が主たる業務を継続的に行える能力を有しているとは認められない。したがって、この場合には事業の継続性があるとは認められない。ただし、増資、他の企業による救済等の具体的な予定がある場合には、その状況も踏まえて事業の継続性を判断する。

（注）主な用語の説明

直近期：直近の決算が確定している期（直近の決算は「損益計算書」を見る。）

売上総利益（損失）：純売上高から売上原価を控除した金額（「損益計算書」を見る。）

剰余金：法定準備金を含むすべての資本剰余金及び利益剰余金（「貸借対照表」を見る。）

欠損金：期末未処理損失、繰越損失（「貸借対照表」を見る。）

債務超過：負債（債務）が資産（財産）を上回った状態（「貸借対照表」上の「負債の部」の合計が同表の「資産の部」の合計を上回った状態のこと。）

エ [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

4　公租公課義務履行状況の確認について

「経営・管理」の活動に当たっては、外国人個人の公租公課の支払義務の履行のほか、事業を営む者として、労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守（第１８節の３「特定技能」第２の３（１）ア参照。（注））が求められるところ、在留期間更新許可申請における履行状況の確認方法については次のとおりとする（管理業務を行っていることが認められる場合であっても、役員として事業活動を行っている場合には経営者と判断して差し支えない。）。

（注）「特定技能」の在留審査においては、法人事業税又は個人事業税の納付状況についての立証資料の提出を求めていないところ、「経営・管理」においては提出を求めることとしている（個人事業税の場合は法定業種に限る。）。これは、事業税については、事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるものであるところ、「経営・管理」で在留している者は、自らが事業の経営又は管理に関与しており、その納税を適切に行い又は把握していることが求められるためである。

なお、経営管理を行っている会社がカテゴリー１又は２に該当する場合には、特段の疑義が認められない限り当該確認については省略して差し支えない。

（１）提出された「在留資格「経営・管理」の申請に当たっての説明書（参考様式）」から申請人の公租公課の支払義務等の履行状況を確認する。

（注）カテゴリー３又は４の場合は、初回更新時において、前回許可以降の履行状況に係る資料を全て確認する。[redacted]

（２）義務の不履行（疑いを含む。）が認められた場合には、申請人に追完書類として２週間を目安として是正状況の確認書（任意様式）を求め、追完の結果により次のア～ウのとおり取扱う。

ア　是正が認められる場合

[redacted]

[redacted]

イ　是正に向け手続中であると認められた場合

[redacted]

ウ　是正が認められない場合（回答がない場合を含む）

[redacted]

５　事業を営むために必要な許認可の取得状況等の確認について

（１）我が国において各種事業を営むにあたっては、その業種により許認可の取得や届出が必要な場合があるところ、当該許認可の取得等をしていない場合には、その事業を適法に営むことができず、在留資格に該当する活動を行うものとは認められないことから、次の立証資料により、申請人が経営又は管理を行う事業に必要な許認可の取得状況等を確認することとする。

ア　申請に当たっての説明書（参考様式）

イ　許認可の取得等をしていることを証する文書（営業許可書等）

[redacted]

（２）在留資格決定時において、在留許可を受けてからでないと許認可の取得等ができないことの合理的な事情が認められ、その他の要件を満たしている場合には、在留期間「４月」を決定することとし、次回在留期間更新許可申請時において許認可の取得状況を確認する。

（３）前回申請時において適切に許認可の取得等をしていることを確認しており、事業内容に変更がない場合は、改めて許認可の取得状況等を確認することは要さない。

(参考) 事業を営むために必要な許認可等の例

業種	許認可	申請先	有効期間	根拠法令（条）
宅地建物取引業	免許	都道府県	５年	宅地建物取引業法（３条）
古物営業	許可	公安委員会	－	古物営業法（３条）
風俗営業	許可	公安委員会	－	風営適正化法（３条）
飲食業	許可等	保健所	５年を下らない期間	食品衛生法（５５条等）
食料品製造業	許可	保健所	５年を下らない期間	食品衛生法（５２条）

食料品販売業	許可	保健所	５年を下らない期間	食品衛生法（５２条）
ホテル・旅館業	許可	保健所	－	旅館業法（３条）
建設業（軽微な請負工事を除く）	許可	都道府県	５年	建設業法（３条）
労働者派遣業	許可	労働局	初回３年（更新５年）	労働者派遣法（５条）
有料職業紹介事業	許可	労働局	初回３年（更新５年）	職業安定法（３０条）
一般旅客自動車運送業（貸切除く）	許可	運輸局	－	道路運送法（４条）
一般貨物自動車運送業	許可	運輸局	－	貨物自動車運送事業法（３条）
産業廃棄物処理業	許可	都道府県	５年を下らない期間	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（１４条）
電気工事業	登録	都道府県	５年	電気工事業の業務の適正化に関する法律（３条）
解体工事業	登録	都道府県	５年	建設リサイクル法（２１条）
動物取扱業（ペットショップ）	登録	保健所	５年	動物の愛護及び管理に関する法律（１０条）
住宅宿泊事業	届出	都道府県等	５年	住宅宿泊事業法（３条）

※許認可区分の定義（行政法）

免許：一般的には許されない特定の行為を特定の者が行えるようにする行政行為

許可：法令による特定の行為の一般的禁止（不作為義務）を特定の場合に解除し、適法にこれをすることができるようにする行政行為

登録：申請により、一定の事実・資格・権利などを公簿に記載すること

届出：行政庁に対し一定の事項の通知をする行為であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの

６　在留期間「４月」の新設について

平成２４年７月に入管法が改正され、また、外国人登録法が廃止されて、現行の在留管理制度が導入される前は、我が国で株式会社等を設立し「投資・経営」の在留資格を得ようとする者は、「短期滞在（９０日）」の在留資格で上陸し、その間に、外国人登録を行い、その住居地をもって会社設立の登記をし、「投資・経営」に係る手続を行っていたと

ころ、現行の在留管理制度が導入され、中長期在留者でなければ在留カードが交付されず、住民票も作成されないため、「短期滞在」の在留資格で在留する者は居住地を証する証明書を持つことができず、法人を設立するための準備行為を行うことが困難となった。

これに対して、平成２６年６月に閣議決定された規制改革実施計画において、株式会社等を設立する準備を行う意思があることや株式会社等の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出がなくとも入国を認めることについて検討し、結論を得ることとされた。

このことを踏まえ、入管法施行規則別表第３の「経営・管理」の項の下欄第１号ロにおいて、「当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し（法人の登記が完了していないときは、定款その他当該法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し）」として、株式会社等を設立する場合に登記事項証明書の提出は不要としつつ、そのような場合には、法人が設立されていない不安定な状態で長期の滞在を認めることは適当ではないことから、中長期在留者となり住民票が作成される最短の月単位の期間である「４月」の在留期間を決定することとなったものである。

７　地方公共団体が実施する起業支援の対象となった者の取扱い

（１）取扱いの概要等

ア　取扱いの概要

申請人が、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において、当該地方公共団体が事業所に係る経費（申請人の専有スペースの賃料のほか、共有スペースの利用料も含む。）を申請人に代わり負担していると認められるときは、その他に当該地方公共団体から受ける起業支援に係る経費（当該施設に駐在するコンサルタント等から起業に係る指導等を受ける場合におけるコンサルタント利用料等であって、地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる場合に限る。）を含め、基準第２号に規定する事業規模について、地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額を最大で年間２００万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて３，０００万円以上となる場合は、基準第２号ロに適合するものとして取り扱う。

（注）「当該地方公共団体が事業所に係る経費（申請人の専有スペースの賃料のほか、共有スペースの利用料も含む。）を申請人に代わり負担していると認められるとき」及び「その他に当該地方公共団体から受ける起業支援に係る経費（当該施設に駐在するコンサルタント等から起業に係る指導等を受ける場合におけるコンサルタント利用料等であって、地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる場合に限る。）」とは、地方公共団体による支援と同等の民間施設やコンサルタントを利用した場合の金額に比べて、申請人がインキュベーション施設やコンサルタントの利用について安価に使用できる場合を言い、その差額分につい

ては地方公共団体が申請人に代わり負担していると認めるものである。

イ　対象者

新規入国、本邦在留中のいずれも対象であり、本邦在留中については在留資格は問わない。

ただし、地方公共団体による起業支援の対象にインキュベーション施設への入居が含まれない場合には、本件取扱いの対象外となることに留意する。

（２）入国・在留審査事務の取扱い

ア　在留資格決定時

（ア）立証資料

第３１節に定める資料のほか、次の事項について記載がある地方公共団体が発行した文書の提出を求める（事業所用施設の存在を明らかにする資料の提出は求めない。）。

①　申請人の国籍・地域、氏名、生年月日

②　地方公共団体が実施する起業支援事業の名称及び予算額

③　地方公共団体が認定した申請人の事業内容の詳細

④　地方公共団体が申請人に提供する支援の内容（インキュベーション施設への入居、コンサルタントの利用機会の提供等）

⑤　④について民間の施設やコンサルタントを利用した場合の金額及びその積算根拠

⑥　④について申請人の負担額

⑦　申請人に対する支援の始期及び終期

（イ）審査

①　地方公共団体が発行した上記（ア）の文書が、当該地方公共団体から当局に対して初めて提出された場合は、当該地方公共団体が事業所に係る経費やコンサルタント利用料等を申請人に代わり負担していると認めることの可否について、本庁在留管理支援部在留管理課（就労審査係）へ照会する。

本庁在留管理支援部在留管理課においては、当該照会に対してその可否を回答するとともに、地方公共団体が事業所に係る経費やコンサルタント利用料等を申請人に代わり負担していると認めたものについて、入管ＷＡＮに掲示する。

②　本庁在留管理支援部在留管理課から、地方公共団体が事業所に係る経費やコンサルタント利用料等を申請人に代わり負担していると認められる旨の回答があったもの及び入管ＷＡＮに掲示されているものについては、次のとおり取り扱う。

ａ　申請人が起業し、経営する事業については、地方公共団体が起業支援対象者として認定・支援していることをもって、事業計画の具体性及び合理性を満たしているものとして取り扱う。

b　上記（ア）の⑤から⑥を減じた額については、事業所に係る経費やコンサルタント利用料等を申請人に代わり地方公共団体が負担していると認められることから、当該金額に申請人が投下している金額を合わせて３，０００万円以上であれば、「経営・管理」に係る上陸基準省令第２号ロに適合しているものとして取り扱う。

（例）地方公共団体が指定するインキュベーション施設と同等の民間施設の賃料は月額８万円のところ、対象者は月額１万円の負担でインキュベーション施設を利用でき、資本金の額又は出資の総額が２，９１６万円以上である場合（月額７万円（年間８４万円）は地方公共団体が申請人に代わって事業所の賃料を負担していると認められる。）。

（ウ）決定する在留期間

１年

イ　在留期間更新許可申請時

（ア）地方公共団体が実施する起業支援対象者として、引き続き支援を受ける場合

上記ア（ア）の資料の提出を求めた上で、同（イ）に従い審査する。

（イ）地方公共団体が実施する起業支援対象者としての支援が終了している場合

基準適合状況について、改めて審査する。

８　独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が支援対象とする外国企業の取扱いについて

（１）取扱いの概要等

ア　概要

ジェトロが支援対象とする外国企業については、本国での企業実態、対日投資を行う上での資金力、対日投資計画の存在とその実現可能性等について審査がなされていることを踏まえ、ジェトロに支援認定された企業の経営・管理に携わる者については、日本での起業時から３年を経過するまでの申請に当たり、一定の条件を満たす場合、コワーキングスペースやシェアオフィス（以下「コワーキングスペース等」という。）等の独立性のない区画を事業所として利用する場合であっても、特例として、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下「上陸基準省令」という。）の法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の項下欄第１号について、適合しているものとして取り扱うこととするもの。

イ　対象者

ジェトロの対日投資支援認定企業である外国企業の日本法人・支店・事業所の経営・管理に携わる者（以下「代表者」という。）。

なお、新規入国者、本邦在留中の者いずれも対象となる。また、日本での起業から３年を経過しない期間に代表者が交代する場合、当該新代表者も対象となるが、特例

の適用を受ける者は、原則１企業につき１名とする。

ウ　条件

（ア）　事業所とするコワーキングスペース等について

①　法人登記が可能であること

②　利用期間中は、一定の場所の利用保証（注）があること

(注)コワーキングスペース等内の座席を利用することが可能となっていること。

③　代表者の在留期間内において、契約更新等により継続利用が可能なこと

（イ）事業所として利用するコワーキングスペース等の所在地に、ジェトロが支援する企業が登記されていること

（ウ）コワーキングスペース等を事業所とする期間中は、代表者が事業活動状況等をジェトロに定期的に報告をすること

（エ）日本で起業した日から３年未満であること

（２）入国・在留審査事務の取扱いについて

ア　在留資格決定時

（ア）必要書類

①　ジェトロ支援企業証明書（※）

※　当該支援企業証明書には、対象となる企業について、ジェトロの対日投資支援認定企業であるとして、以下の記載内容が含まれる。

・　企業名（親会社所在地）
・　支援内容
・　支援認定年月日
・　商号、所在地、会社成立の年月日、事業内容の要約（登記事項証明書の記載）
・　コワーキングスペース等の名称
・　コワーキングスペース等の利用期間

②　登記事項証明書

③　コワーキングスペース等の利用契約書（写し）

④　その他

第３１節に規定された在留資格「経営・管理」に係る資料の提出を求めることとするが、事業所用施設の存在を明らかにする資料の提出は不要とする。

なお、日本で起業した日から３年を経過する日が１年以内に到来する申請については、新たな事業所（通常の在留資格「経営・管理」の審査と同一の考え方によるもの）の確保予定について説明した文書を求めることとする。

（イ）審査

本節に基づき審査を行うこととするところ、事業所用施設の確保については、次の①ないし④を確認することにより、基準を満たしているものとして取り扱う。

① 上記（１）ウの条件を満たしていること

② 申請書上の事業所の所在地、ジェトロ支援企業証明書に記載された事業所の所在地が、登記事項証明書上で確認できること

③ 処分の時点（新規入国は入国予定日）において、ジェトロ支援企業証明書に記載されたコワーキングスペース等の利用期間内であること

④ 処分の時点（新規入国は入国予定日）が、日本での起業時から３年未満であること

なお、上記①については、ジェトロ支援企業証明書の提出をもって、条件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

（ウ）在留期間

１年

イ　在留期間更新許可申請時

（ア）必要書類

上記ア（ア）の資料の提出を求めた上で審査する。なお、事業所とするコワーキングスペース等に変更がない場合は、必要書類のうち、登記事項証明書及びコワーキングスペース等の利用契約書の提出を不要とする。

（イ）審査

上記ア（イ）に従い審査する。なお、同①及び②については、ジェトロ支援企業証明書の記載をもって判断することとし、同③のコワーキングスペース等の利用期間の残余については、ジェトロ支援企業証明書に記載された事業所の利用期間により判断して差し支えない。また、同③及び④については、「処分の時点」を「在留期間更新許可申請の時点における在留期間満了日」と読み替えることとする。

（ウ）在留期間

１年

（３）留意点

ア　本件特例は、「事業所の確保」に係る上陸基準省令第一号（事業所の確保）に係る緩和措置のみに適用されるため、上陸基準省令第二号（事業の規模）については通常の「経営・管理」と同様の審査を行う。

イ　本件特例の適用を受ける企業に雇用されるとして、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格関係諸申請があった場合、申請人が同一の事業所（コワーキングスペース等）で稼働するときは、当該申請人についても、当該事業所内に利用保証のあるスペースが確保されている必要がある。

ウ　在留期間更新許可申請等の時期によっては、通算して３年を超える場合があるが、特段の疑義がない場合は、許可して差し支えない。

【参考】旧基準（令和７年１０月１６日省令改正前）

第１号　事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあっては、当該事業を営むための事業として使用する施設が本邦に確保されていること。

第２号　申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。

イ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤職員（法別表第１の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。

ロ　資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。

ハ　イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。

第３号　申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

第１１節　法律・会計業務

第１　在留資格の審査

１　法律・会計業務の在留資格について

「法律・会計業務」の在留資格は、法律・会計業務に関し、法律上の資格を有し、これらに係る専門知識を生かして日本で活躍する外国人の入国とその手続の簡素化を図るために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「法律・会計業務」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動

（１）用語の意義

「法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務」とは、我が国の法律上、弁護士、公認会計士等の資格を有する者が行うこととされ、資格を有しない者が行うことは認められていない業務のことである。

（注）「法律・会計業務」の在留資格は、法律又は会計に係るいわゆる業務独占の資格職業に係る在留資格であり、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士資格をもってこれらの業務に従事する活動が該当する。

（２）留意事項

法律上資格を有する外国人が行う活動であっても、その資格を有する者でなければ法律上従事できない業務以外の業務に従事する活動の場合は、「法律・会計業務」の在留資格には該当しない。この場合、外国人の従事する業務の内容によっては、「経営・管理」等の在留資格に該当する。

例えば、外国法事務弁護士、外国公認会計士等の資格を有する外国人が企業に雇用されて、法律学、会計学等の専門知識を用いて行う事業の経営又は管理に従事するときは「経営・管理」の在留資格に該当する。

３　基準

申請人が弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士としての業務に従事すること。

留意事項

「法律・会計業務」については、基準省令上報酬に係る要件が定められていないが、これは、当該在留資格の対象が法律上資格を有する職業に限られており、これらの資格を有する場合には、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けるのが一般的であることから、低賃金労働者の入国を排除するための報酬に係る基準を定める必要がないと考えられることによる。

4　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的又は希望する在留資格の欄「法律・会計業務」であることを確認する。

イ　申請書の活動内容欄が「弁護士」、「公認会計士」又は「その他法律・会計業務」のいずれかであることを確認する。

ウ　申請書の具体的な在留目的、職務上の地位欄の記載により、資格を有する者でなければ法律上従事できない業務に従事する活動であることを確認する。

エ　立証資料により、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士のいずれかの日本の資格を有することを確認する。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の活動内容欄が「弁護士」、「公認会計士」又は「その他法律・会計業務」のいずれかで、引き続き従前の活動を継続するものであることを確認する。

イ　申請書の月額報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書を確認し、在留資格該当性及び上陸基準適合性において問題ないか確認する。

ウ　外国法事務弁護士としての活動のみを行うことを目的として在留期間の更新許可申請があった場合において申請者が当該弁護士業務について業務停止処分を受けていることが判明したときは、次のとおり措置する。

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

5　立証資料

第３１節別表のとおり。

6　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士又は外国公認会計士であるもの ④ ③以外の場合は、「法律・会計業務」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「法律・会計業務」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤ 就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ① 次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b 就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ② ５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b 就労予定期間が１年を超えるもの ③ ５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ① ３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかにの要件を満たさないもの ② 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ③ 就労予定期間が１年以下であるもの（契約期間が１年以下であって

	も、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。）
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

第２　応用・資料編

１　外国法事務弁護士及び外国公認会計士について

「外国法事務弁護士」とは、「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」により本邦において一定の範囲の法律事務を行うことができる者をいい、「外国公認会計士」とは公認会計士法第１６条の２に基づく特例として日本の公認会計士と同一の業務内容を行うことができるとされている者をいう。

【参考】

①　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（抄）

（目的）

第一条　この法律は、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができる制度を定め、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の例に準じて規律するとともに、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を可能とする等の措置を講ずることにより、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

（職務）

第三条　外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

一　国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成

二　刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三　原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明

四　外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達

五　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号の公正証書の作成嘱託の代理

六　国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。以下この条において同じ。）の作成

2　外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であつても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

一　国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、前項第六号の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成

二　親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

三　国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

（職務外の法律事務の取扱いの禁止）

第四条　外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

（外国法事務弁護士となる資格）

第九条　外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する。

（承認の告示等）

第十三条　法務大臣は、承認をしたときは、遅滞なく、その旨を承認申請者及び日本弁護

士連合会に書面で通知するとともに、官報で告示しなければならない。

２　承認は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。

②　公認会計士法（抄）

（公認会計士の業務）

第二条　公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

２　公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

３　第一項の規定は、公認会計士が他の公認会計士又は監査法人の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

（外国で資格を有する者の特例）

第十六条の二　外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

２　～　６　（略）

第１２節　医　　療

第１　在留資格の審査

１　医療の在留資格について

「医療」の在留資格は、医療関係の業務に従事する専門家を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「医療」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動

（１）用語の意義

ア　「医師、歯科医師」とは、日本の医師法（昭和２３年法律２０１号）又は歯科医師法（昭和２３年法律２０２号）によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師をいう。

イ　「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指しており、特定の資格を有しなくても行うことができる医療に係る業務に従事する活動は、当該在留資格の該当範囲からは除かれる。

ウ　「医療に係る業務に従事する活動」とは、医学に基づいて人の疾病の予防又は傷病の治療（助産を含む。）のために行われる給付を業務として行うことをいい、給付に付随する必要な業務、例えば、医学的諸検査、診察、看護等も含まれる。

（注）法律上我が国の医療関係の資格を有しなければできない職業（いわゆる業務独占の資格職業）に係る在留資格であり、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、[redacted]の資格をもってこれらの業務に従事する活動が該当する。

（２）留意事項

医師、歯科医師その他の資格を有する外国人が行う活動であっても、その資格を有する者でなければ法律上従事できない業務以外の業務に従事する活動の場合は、「医療」の在留資格には該当しない。このことは、「法律・会計業務」の在留資格の場合と同じである。

例えば、医師の資格を有する外国人が行う活動であっても、本邦の公私の機関との契約に基づき、研究所で研究を行う業務に専ら従事する場合は、「医療」の在留資格ではなく、「研究」の在留資格に該当する。

３　基準

（１）１号

申請人が医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。

留意事項

１号は、外国人が「医療」の在留資格の決定を受けて本邦に上陸しようとする場合の適合する業務を「医師」以下１４種類の資格を有する者としての業務に限定するとともに、それらすべてについて日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けてこれらの業務に従事することを要件として定めたものである。

（注）歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の資格をもってこれらの業務に従事する活動も、「医療」の在留資格の該当範囲ではあるが、これらの業務は基準に規定されていないことから、基準省令には適合しないこととなる。

（２）２号

申請人が准看護師としての業務に従事しようとする場合は、本邦において准看護師の免許を受けた後四年以内の期間中に研修として業務を行うこと。

ア　用語の意義

「研修として行う業務」に従事する活動とは、外国人が准看護師としての業務に従事することにより一定の技術、技能又は知識を修得する活動である。

在留資格「研修」をもって在留する外国人が行う「本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動」と類似するが、報酬を受けて行うものである点において基本的に異なる（「研修」の在留資格をもって在留する外国人は、報酬を受けることができない（法１９条１項２号）。）。

イ　留意事項

（ア）２号は、外国人が准看護師としての業務に従事しようとする場合に適用される基準である。

（イ）本邦において准看護師免許を取得した外国人が、その後４年以内の期間中に、研修として行う業務に従事する活動に限っている。

（３）３号

申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関又は薬局に招へいされること。

留意事項

ア　３号は、外国人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合に適用される基準である。

イ　これらの業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関又は薬局との雇用契約等に基づいて、本邦の医療機関又は薬局に招へいされる者でなければならない。

４　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的又は希望する在留資格欄の記載が「医療」であることを確認する。

イ　申請書の活動内容欄が「医師」又は「その他医療関係業務」であることを確認する。

ウ　立証資料により、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士次のいずれかの日本の資格（免許書、証明書等の写し）を有することを確認する。

エ　申請人が医師又は歯科医師以外の場合は、勤務する機関の概要（病院、診療所等設立を受けることを要する機関の場合は、当該許可を受けた年月日を明示したもの）を明らかにする資料を確認する。

オ　申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は、医療機関又は薬局に招へいされるものであることを確認する。

カ　医師、歯科衛生士及び理学療法士としての業務に従事するとした在留資格「医療」に係る在留資格変更許可申請等において、登録済証明書の写しの提出を受けた場合は、資格を有することを証明する文書が提出されたものとして取り扱う。

（２）在留期間の更新時

ア　申請人が医師又は歯科医師以外の場合は、従事する職務の内容及び報酬を証明する在職証明書その他の所属機関の文書を確認する。

イ　准看護師としての業務に従事しようとする場合は、本邦において准看護師の免許を受けた後４年以内の期間中に研修として業務を行うものであることを確認する。

ウ　申請書の月額報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書を確認し、在留資格該当性及び上陸基準適合性において問題がないかを確認する。

５　立証資料

第３１節別表のとおり。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　医師又は歯科医師であるもの ④　③以外の場合は、「医療」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「医療」の在留資格に該当する活動を行っているもの （注）准看護師を除く。 ⑤　就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b　就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b　就労予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの

	②　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ③　就労予定期間が１年以下であるもの（契約期間が１年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。）
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　准看護師の場合は、免許取得後の期間が４年を超えない期間とする。

５　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

第２　応用・資料編

１　「臨床修練」に係る取扱いついて

臨床修練とは、外国において本邦の医師又は歯科医師に相当する資格を持つ外国医師又は外国歯科医師が、本邦の厚生労働大臣の許可を受けて行う臨床の場における医療研修のことをいい、在留資格「医療」には該当しないものである（詳細は、第２４節の２第２の２参照）。

２　「日英医師相互開業に関する通報」に基づく英国人医師の取扱い

（１）経緯

昭和３９年、在京英国大使館から英国人医師の大阪、神戸地区での診療を可能とするよう要請があり、本邦の医師免許を付与された英国籍を有する者が日本国政府の承認した病院又は診療所において外国人を対象とした医療業務に従事する場合に認めること

に合意し、口上書を交換。

昭和４７年、在日英国人の診療に従事し得る英会話可能な医師が減少し、在京英国大使館から、特に京浜地区における英国人医師の増員についての要請が行われた。他方、日本医師免許を有する日本人医師は、英国の法令に基づき、人数の制限を受けず、かつ、英国の医師試験を要せずに英国内の病院又は許可された機関において医療に従事し得ることとなっている。

外務省では、英国側の要請理由を考慮し、３名の英国人医師に対する英語による医師国家試験を行う旨通報。

以後、在京英国大使館から、個別に英国人医師の増加、診療所等の開設の要請があった。

（２）取扱い

外務省からの「日英医師相互開業に関する通報」に基づき、日本医師免許証の交付を受けた英国人に対して、「医療」の在留資格を決定することとしている。

（注）なお、同様の制度はフランス及びシンガポールにも認められている。

（参考）

平成２２年３月に策定された「第４次出入国管理基本計画」において、我が国の専門的な国家資格を有する外国人歯科医師、看護師等の就労年数に係る上陸許可基準について、その見直しを検討とされたことを踏まえ、外国人歯科医師、看護師等の就労に係る制限を緩和することとし、所要の規定を整備し、在留資格「医療」に係る上陸基準省令が改正された。

改正の趣旨

①歯科医師として業務に従事しようとする場合

それまでの就労活動を研修として行う業務を限定するという活動制限、年数制限（本邦において歯科医師の免許を受けた後６年以内）及び就労可能な地域についての制限を撤廃。

②保健師、助産師、看護師として業務に従事しようとする場合

それまでの就労活動を研修として行う業務に限定するという活動制限及び年数制限（本邦において保健師、助産師の免許を受けた後４年以内、看護師の免許を受けた後７年以内）を撤廃。

第１３節　研　　究

第１　在留資格の審査

１　研究の在留資格について

「研究」の在留資格は、科学技術等の研究分野の国際交流に対応し、我が国の研究の発展を担う研究者を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「研究」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）

（１）研究の在留資格に該当する範囲

ア　本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究に従事する活動が該当する。ただし、括弧書きの規定により、本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究をする活動は、下記（３）アのとおり「教授」の在留資格に該当する。

イ　専ら研究を目的とする機関以外の機関において、当該機関の活動の目的となっている業務の遂行のための基礎的・創造的な研究をする活動も「研究」の在留資格に該当する。

（注）専ら研究を目的とする機関以外の公私の機関において、外国人の有する技術や知識を用いて公私の機関の業務の遂行を直接行うものである場合は、下記（３）イのとおり、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

ウ　具体的には次の者が該当する。

（ア）研究交流促進法第４条第１項の規定に基づき研究公務員に任用される者

（イ）（ア）以外の国公立の試験・調査・研究等を目的とする機関との契約に基づいて研究活動を行う者

（ウ）試験・調査・研究等を目的とする（ア）及び（イ）以外の機関に受け入れられて研究活動を行う者

（注）①　国連地域開発センターが招へいする外国人研究員は、同センターから月額３３万円の奨学金が支給されることとなっているところ、同研究員は市営等公営住宅に居住し、滞在費等実費の範囲を超えるものと認められるこ

とから、「研究」の在留資格に該当する。

② 文部科学省のＳＴＡフェローシップ制度により我が国の機関に受け入れられる外国人研究員は、特殊法人（科学技術振興事業団）との契約に基づいて研究を行う者に該当する。

③ 文部科学省が実施している原子力関係管理者研修に参加する者及び原子力研究交流制度に基づいて招へいされる者は、国（文部科学省）との契約に基づいて研究を行う者に該当する。

（２）用語の意義

ア 「研究を行う業務」には、研究のための試験、調査等の業務も含まれる。

イ 「本邦の公私の機関」については、第１節第１を参照。

ウ 「契約」については、第１節第１を参照。

なお、外国人自身が本邦の機関とは契約を締結せず、本邦の機関と外国の機関との間の契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動は、「研究」の在留資格には該当しない。これは、公私の機関が直接積極的な体制を整備している場合に限ることとしたものである。

（３）他の在留資格に該当する研究活動

ア 教授

報酬を受けて研究を行う場合（実費の範囲を超える額の奨学金、手当を受ける場合を含む。）であっても、本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究を行う点において、「研究」の在留資格の活動と異なる。

（注）日本学術振興会等大学以外の機関から研究費等の名目で報酬を受けて大学の研究所等を使用して研究を行う場合は、「教授」の在留資格に該当する。

なお、日本学術振興会の諸招へい制度による外国人研究員とは、外国人特別研究員、外国人招へい研究者（短期）、外国人招へい研究者（長期）、外国人著名研究者等がある。

イ 技術・人文知識・国際業務

専ら研究を目的とする機関以外の機関において、当該機関の業務の遂行に直接資する研究活動に従事する点において、「研究」の在留資格の活動と異なる。

ウ 文化活動

研究を行う活動であっても、報酬（実費の範囲内で受ける奨学金・手当を受ける場合を含む。）を受けない点で、「教授」、「研究」の在留資格の活動と異なる。

（注）「日中笹川医学研究者制度」により受け入れられ、研究活動に従事する者は、

月額１１万円（宿舎が提供される者にあっては１０万円）が支給されることとなっており、「文化活動」の在留資格を決定する。

エ　特定活動告示３６号

本邦の公私の機関（別表第六に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動である場合は、「特定活動告示３６号」に該当する。

（注）特定活動告示３６号に定める別表第六に掲げる要件については、別表第六の各号のいずれにも該当する事業活動を行う機関であることを要する。第２６節の「特定活動」参照。

３　基準

（１）本文

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、我が国の特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国、地方公共団体若しくは独立行政法人から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、この限りでない。

ア　要件の内容

（ア）下記（イ）に該当する場合を除き、第１号及び第２号に適合すること。

（イ）我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、我が国の特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国、地方公共団体若しくは独立行政法人から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告

示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、１号の経歴要件及び２号の報酬要件に適合することを要しない。

イ　用語の意義

（ア）「我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とは、特殊法人をいう。

（イ）「我が国の特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人」とは、認可法人をいう。

ウ　留意事項

「法務大臣が告示をもって定めるもの」は、資料編の「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の在留資格に係る基準の規定に基づき法人を定める件」（平成２５年法務省告示第４５３号。下記第２資料編の２）を参照。

（２）第１号

大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け若しくは本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）した後従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること。ただし、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合であって、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（研究の在留資格をもって当該本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あるときは、この限りでない。

要件の内容

ア　研究者の経歴要件を定めたものである。

イ　次のいずれかの経歴を有している者であること。ただし、ウに該当する場合は、これらの要件に適合することを要しない。

（ア）大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた者又は本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）した者の場合

卒業又は修了の後に、従事しようとする研究分野において修士の学位又は３年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有していること。

（注１）「大学」には、大学のほか、大学院、大学の別科、大学の専攻科、大学の附属研究所等が含まれる。また、日本の大学のほか、外国の大学も含まれる。なお、大学には短期大学は含まれない。

（注２）法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合

「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件」（平成２３年法務省告示第３３０号）で定める要件に適合するものは、同告示第１号に規定する高度専門士の称号を受けた者であることをいう。

（イ）（ア）以外の者の場合

従事しようとする研究分野において１０年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること。

ウ　本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合であって、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第１の２の表の研究の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（研究の在留資格をもって当該本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して１年以上あること。

（３）第２号

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

要件の内容

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることの要件を定めたものである。

（注）報酬とは名目にかかわらず、また、奨学金等の名称である場合もある（第２章第１節第２の「報酬」を参照）。

４　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「研究」又は「研究（転勤）」であることを確認する。

（注）上記３（１）イに該当する場合又は基準第１号本文に該当する場合は、申請書

「N」の様式を、基準１号ただし書きに該当する場合は、申請書「L」の様式を使用する。

イ　特殊法人、認可法人若しくは独立行政法人又は国、地方公共団体若しくは独立行政法人から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、申請書の勤務先欄がこれらのいずれかに該当することを確認する。

ウ　上記イに該当しない場合（転勤の場合を除く。）は、申請書の最終学歴、専攻・専門分野、職歴、勤務先の事業内容、実務経験年数、職務内容欄の記載及び立証資料により、次のいずれかに該当することを確認する。

（ア）大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後に、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは３年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有していること。

（イ）従事しようとする研究分野において１０年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること。

エ　上記イに該当しない場合（転勤の場合を除く。）で、契約した本邦の公私の機関が人材派遣を営むものであって、申請人が当該機関以外の機関に派遣されて研究活動を行うものである場合は、申請書の派遣先等欄の記載内容を確認する。

オ　外国の事業所から転勤して研究を行う業務に従事しようとする場合は、申請書の勤務先又は活動先、派遣元会社若しくは団体、派遣元会社又は団体と勤務先との関係、職歴、派遣・就労予定期間及び職務内容欄並びに立証資料（過去１年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関の文書及び転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す資料）により、転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において継続して１年以上（研究の在留資格をもって当該本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間とする。）、研究の業務に従事していること。

カ　上記イに該当しない場合は、申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料（申請人の活動の内容等を明らかにする資料）により、基準第２号の適合性を判断する。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の勤務先、就労予定期間、給与・報酬、職務上の地位及び職務内容欄の記載により、研究活動を継続するものであることを確認する。

イ　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、申請書及び契約書に記載された収入額があること及び納税状況を確認する。

５　立証資料

第３１節別表のとおり。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　契約機関がカテゴリー１又はカテゴリー２に該当するもの ④　③以外の場合は、「研究」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「研究」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤　就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b　就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b　就労予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の決定の項に該当するものを除く。）

	①　契約機関がカテゴリー４（カテゴリー１、２又は３のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの ②　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ③　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ④　就労予定期間が１年以下であるもの（契約期間が１年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。）
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

第２　応用・資料編

１　研究交流促進法

同法は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する国及び特定独立行政法人の試験及び研究に関し、国と国以外の者との間の交流及び特定独立行政法人と特定独立行政法人以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じ、併せて国

及び特別の法律により設立された法人の科学技術に関する試験、研究及び開発を行う施設の共用を促進するための措置を講ずることにより、科学技術に関する試験、研究及び開発の効率的推進を図ることを目的とする。

第４条　任命権者は、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究公務員（第二条第三項第二号に規定する者を除く。）に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。

一　試験研究機関等の長である職員

二　試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を整理する職の職員その他これに準ずる職員として政令で定めるもの

三　試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

２　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の在留資格に係る基準の規定に基づき法人を定める件（平成２５年法務省告示第４５３号）

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の項の下欄に掲げる国若しくは地方公共団体又は独立行政法人から交付された資金により運営されている法人は、次のとおりとする。

名称・所在地

公益財団法人大阪バイオサイエンス研究所

大阪府吹田市古江台６丁目２番４号

一般財団法人石炭エネルギーセンター

東京都港区西新橋３丁目２番１号 Daiwa 西新橋ビル３階

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

東京都港区赤坂１丁目９番１３号　三会堂ビル７階

つくば市上横場字一杯塚４４６－１（農林水産先端技術研究所）

第１４節　教　　育

第１　在留資格の審査

１　教育の在留資格について

「教育」の在留資格は、外国語教育等教育分野の国際化に対応し、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関等の語学教師等を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「教育」の在留資格の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

（１）教育の在留資格に該当する範囲

ア　教育機関に所属する教師が当該教育機関の指示により一般企業等に派遣されて教育活動をする場合は、本在留資格の活動に含まれる。

(注) 一般企業等教育機関以外の機関で教育活動をする者の活動は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

イ　外国の大学の日本分校に採用される場合

次の学校は学校法人の認可を受けており、同校に雇用された者については在留資格「教育」を決定する。これら以外の外国の大学の日本分校に採用された者については、「技術・人文知識・国際業務」を決定する。

(ア) ミネソタ州立大学機構秋田校（専門課程）

(イ) サザン・イリノイ・ユニバーシティー新潟校（専門課程）

(ウ) ニューヨーク州立大学 SUNY－SCCC（専門課程）

(エ) ニューヨーク市立大学広島校（専門課程）

（２）用語の意義

ア　「設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関」とは、設備（校地、校舎等の施設と校具・教具を合わせたものをいう。）及び編制（学校を組織する学級数、学級を

組織する児童・生徒数、学校に配置すべき職員の組織をいう。）の観点から、おおむね各種学校規程(昭和３１年文部省令第３１号）に適合する教育機関をいう。

イ　「その他の教育」とは、語学教育は例示であり、教育内容は語学に限られないことを明示したものである。

（３）他の在留資格との関係

以下の在留資格に係る活動は、教育をする活動が含まれるところ、教育の在留資格との関係は次のとおり。

ア　教授

大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において教育等をする活動が該当する。

イ　技術・人文知識・国際業務

一般企業等の教育機関以外の機関との契約に基づいて教育をする活動が該当する。

ウ　特定活動イ

本邦の公私の機関（別表第六に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動が該当する。

（注）特定活動告示３６号に定める別表第六に掲げる要件については、別表第六の各号のいずれにも該当する事業活動を行う機関であることを要する。この在留資格に関する詳細は、第２６節「特定活動」を参照。

３　基準

（１）第１号

申請人が各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育をする活動に従事する場合又はこれら以外の教育機関において教員以外の職について教育をする活動に従事する場合は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が各種学校又は設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関であって、法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育をする活動に従事する場合は、イに該当すること。
イ　次のいずれかに該当していること。

（１）大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。 （２）行おうとする教育に必要な技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。 （３）行おうとする教育に係る免許を有していること。 ロ　外国語の教育をしようとする場合は当該外国語により１２年以上の教育を受けていること、それ以外の科目の教育をしようとする場合は教育機関において当該科目の教育について５年以上従事した実務経験を有していること。

ア　要件の内容

（ア）申請人が本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校において教員として、語学教育その他の教育をする活動に従事する場合は、基準１号に適合することを要しない。これらの教育機関において、教員補助等の教員以外の職に就いて教育をする活動に従事する場合は、基準１号のイ及びロのいずれにも適合することが求められる。

（注）①　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校において教員として教育に従事する場合の資格要件について上陸基準上特段の定めはない。これは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にあっては、学校教育法に基づく教員としての免許を、専修学校にあっては専修学校設置基準に基づく資格を有していることが求められることによる。

②　学校教育法の適用を受ける教育機関において教員として教育に従事する場合については、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）等により、一定の免許、資格を有しなければ教員となることができない。

③　他方、教育職員免許法第３条の２第２項では、教員免許を有しない者については、教育委員会への届出をもって非常勤講師に充てることが可能である旨規定されており、当該届出が受理されている者については、免許や資格を有しなくとも基準１号に適合するものとして取り扱う。

（イ）申請人が各種学校又は設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動に従事する場合、基準１号のイ及びロのいずれにも適合することが求められる。

（ウ）申請人が各種学校又は設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関であって、法

別表第１の１の表の外交若しくは公用の在留資格又は４の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育をする活動に従事する場合は、基準１号イに該当することが求められる。

イ　用語の意義

（ア）「教員以外の職」

教育職員免許法第２条第１項に定める「教育職員」以外の教育を行う職員をいう。

（注）教育職員とは、学校教育法第１条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

（イ）「各種学校又は設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関であって、法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関」とは、いわゆるインターナショナル・スクールがこれに該当する。

（ウ）「大学」には、日本の大学のほか、外国の大学も含まれる。

（エ）「免許」は、外国で取得した免許も含まれる。

（オ）「外国語の教育を使用とする場合は当該外国語により１２年以上の教育を受けていること」とは、例えば、英語の教育に従事しようとする外国人の場合は、英語を使用して行われた教育を１２年以上受けていることの意味である。その受けた教育内容は、英語又は英語に関係のある科目であることを要しない。

（２）第２号

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬については、第１節第２の「報酬」を参照。

４　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　在留資格該当性に係る事項

（ア）申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「教育」であることを確認する。

（イ）申請書の稼働先、活動内容及び職務上の地位欄が「教育」の在留資格に係る活動

に該当することを確認する。

（ウ）申請書の雇用形態欄が非常勤の場合は、申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、当該金額が本邦での活動に十分なものであることを確認する。当該金額が本邦での活動に十分とは認められない場合は、他の活動による報酬の有無等を確認する。

イ　上陸基準省令に係る事項

（ア）本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校において教員として、語学教育その他の教育をする活動に従事する場合

申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、基準２号に適合することを確認する。

（イ）各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育をする活動に従事する場合又は本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校において、教員補助等の教員以外の職に就いて教育をする活動に従事する場合

①　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けている場合

申請書の最終学歴を確認する。

②　行おうとする教育に必要な技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了している場合

ａ　申請書の最終学歴、専攻・専門分野、職務上の地位欄を確認する。

ｂ　立証資料により、専門士又は高度専門士の称号を付与されていることを確認する。

③　上記①又は②のいずれにも該当しない場合

申請書の教育に係る免許の有無欄が「有」であること及び立証資料により、行おうとする教育に係る免許を有していることを確認する。

④　申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、基準２号に適合することを確認する。

（ウ）本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において外国語の教育をしようとする場合又はそれ以外の科目の教育をしようとする場合

①　上記（ア）又は（イ）の事項を確認する。

②　申請書の職歴、外国語による教育をしようとする場合は、「当該外国語により教育を受けた期間」の欄及び立証資料により、教育をしようとする外国語により１２年以上の教育を受けていること、それ以外の科目の教育をしようとする場合

は、申請書の職歴、「教育しようとする科目に係る実務経験年数」の欄及び立証資料により、当該科目の教育について５年以上従事した実務経験があることを確認する。

（エ）インターナショナル・スクールの場合

上記（イ）の①から③までのいずれかに該当し、かつ、同④に該当していることを確認する。

（２）在留期間の更新時

ア　稼働先及び活動内容に変更がない場合

（ア）申請書の稼働先、活動内容欄及び立証資料により稼働先及び活動内容に変更がないことを確認する。

（イ）申請書の給与・報酬欄並びに住民税課税（非課税）証明書及び納税証明書により、申請人が本邦で就労を予定する期間において、「教育」の在留資格をもって活動するのに十分な報酬額であることを確認する。

イ　稼働先又は活動内容に変更がある場合(適用される基準に変更がある場合に限る。)

（ア）上記（１）イの（ア）から（エ）までの事項を確認する。

（イ）申請書の給与・報酬欄並びに住民税課税（非課税）証明書及び納税証明書により、申請人が本邦で就労を予定する期間において、「教育」の在留資格をもって活動するのに十分な報酬額であることを確認する。

５　立証資料

第３１節別表による。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適

	用しない。） ③　カテゴリー１（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に常勤で勤務する場合）に該当するもの ④　カテゴリー２（③以外の教育機関に常勤で勤務する場合）に該当する場合は、「教育」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「教育」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤　就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの。 ①　次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかにの要件を満たさないもの ②　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ③　就労予定期間が１年以下であるもの（非常勤職員等契約期間が１年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。）
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許

可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [redacted]

（1）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

（2）[redacted]

[redacted]

[redacted]

4　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

第２　応用・資料編

１　研究開発学校指定を受けた小・中学校に採用され英語教育等に従事する外国人の在留資格

文部科学大臣は、特定の小学校及び中学校を「研究開発学校」に指定し、英会話等に関する教育課程の研究開発の委嘱を行っている。同委嘱を受けた小学校又は中学校では、英語教育の在り方等を研究開発するための外国人を雇用し、英語学習指導カリキュラムの作成協力等の補助業務を担当させている。

当該外国人教師については、「教育」の基準省令の「又はこれら以外の教育機関において教員以外の職について教育をする活動に従事する場合」に該当する。

２　JET プログラムによる語学指導助手

語学指導助手として入国する外国人は、大学卒業後間もない者であり、通常日本の教員免許を有していないため、大部分の者は、「教員以外の職」に就いて、高校の教員の補助者等として語学指導等の教育をする活動に従事している（第１２編第２章第１節第１０の６参照。）。

３　インターナショナルスクールの教員

（1）いわゆるインターナショナルスクールの教員については、大学卒業若しくはこれと同程度以上の学歴又は教員免許を有していれば足りる（基準省令１号イ）。

（2）初等教育とは、小学校及び幼稚園段階における教育をいい、幼児教育を担当する教員

についても「教育」に該当する。

（３）中等教育とは、中学校及び高等学校段階における教育をいう。

（４）設備及び編制に関して日本インターナショナルスクール協議会加盟校に準ずる教育機関であると判断されるものにおいて教育活動に従事しようとする者について、「教育」を付与することが適当と判断する場合は、協議会加盟校と同様に扱って差し支えない。

【参考】

北海道インターナショナルスクール	北海道札幌市
東北インターナショナルスクール	宮城県仙台市
西町インターナショナルスクール	東京都港区
モンテソーリ・スクール・オブ・東京	東京都港区
東京インターナショナル・スクール	東京都港区
聖心インターナショナルスクール	東京都渋谷区
ブリティッシュスクールイン東京	東京都渋谷区
東京ユニオンチャーチプレスクール	東京都渋谷区
東京韓国学校	東京都新宿区
カナディアン・インターナショナル・スクール	東京都品川区
セントメリーズ・インターナショナルスクール	東京都世田谷区
清泉インターナショナルスクール	東京都世田谷区
アオバジャパンインターナショナルスクール	東京都杉並区
ニュー・インターナショナル・スクール	東京都豊島区
サンタマリアスクール	東京都練馬区
K－インターナショナルスクール	東京都江東区
アメリカンスクールインジャパン	東京都調布市
クリスチャンアカデミーインジャパン	東京都久留米市
東京インターナショナルラーニングコミュニティ	東京都府中市
サンモールインターナショナルスクール	神奈川県横浜市
横浜インターナショナルスクール	神奈川県横浜市
東京横浜独逸学園	神奈川県横浜市
つくばインターナショナルスクール	茨城県つくば市
コロンビアインターナショナルスクール	埼玉県所沢市
名古屋国際学園	愛知県名古屋市
大阪ＹＭＣＡインターナショナルスクール	大阪府大阪市

大阪インターナショナルスクール	大阪府箕面市
京都インターナショナルスクール	京都府京都市
聖ミカエルインターナショナル	兵庫県神戸市
マリストブラザーズインターナショナルスクール	兵庫県神戸市
カナディアンアカデミー	兵庫県神戸市
関西クリスチャンスクール	奈良県生駒市
広島インターナショナルスクール	広島県広島市
福岡インターナショナルスクール	福岡県福岡市

第１５節　技術・人文知識・国際業務

第１　在留資格の審査

１　技術・人文知識・国際業務の在留資格について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学の分野（理科系の分野）若しくは人文科学の分野（文系の分野）の専門的技術若しくは知識を必要とする業務に従事する外国人又は外国人特有の感性を必要とする業務に従事する外国人を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

（１）技術・人文知識・国際業務の在留資格に該当する範囲

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う①自然科学の分野（注１）に属する技術又は知識を必要とする業務に主として従事する活動、②人文科学の分野（いわゆる文科系の分野であり、社会科学の分野も含まれる。）（注２）に属する技術又は知識を必要とする業務に主として従事する活動、③外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に主として従事する活動が該当する。

（注１）自然科学の代表的なものは、以下のとおり。

数理科学、物理科学、化学、生物科学、人類学、地質科学、地理学、地球物理学、科学教育、統計学、情報学、核科学、基礎工学、応用物理学、機械工学、電気工学、電子工学、情報工学、土木工学、建築学、金属工学、応用化学、資源開発工学、造船学、計測・制御工学、化学工学、航空宇宙工学、原子力工学、経営工学、農学、農芸化学、林学、水産学、農業経済学、農業工学、畜産学、獣医学、蚕糸学、家政学、地域農学、農業総合科学、生理科学、病理科学、内科系科学、外科系科学、社会医学、歯科学、薬科学

（注２）人文科学の代表的なものは、以下のとおり。

語学、文学、哲学、教育学（体育学を含む。）、心理学、社会学、歴史学、地域研究、基礎法学、公法学、国際関係法学、民事法学、刑事法学、社会法学、政治学、経済理論、経済政策、国際経済、経済史、財政学・金融論、商学、経営学、会計学、経済統計学

（２）用語の意義

ア　「自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」とは、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務であることを示すものであり、上記（１）の（注１）にあるような自然科学の分野に属する技術又は知識がなければできない業務であることをいう。

「人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」とは、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務であることを示すものであり、上記（１）の（注２）にあるような人文科学の分野に属する技術又は知識がなければできない業務であることを意味する。

大学等において理科系又は文科系の科目を専攻して修得した一定の水準以上の専門的知識を必要とするものであって、単に経験を積んだことにより有している知識では足りず、学問的・体系的な知識を必要とするものでなければならない。

イ　「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」とは、いわゆる外国人特有の感性、すなわち、外国に特有な文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法や感受性を必要とする業務を意味する。また、「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」といえるためには、外国の社会、歴史・伝統の中で培われた発想・感覚を基にした一定水準以上の専門的能力を必要とするものでなければならない。

ウ　「本邦の公私の機関」及び「契約」の用語の意義は、第１節第１「本邦の公私の機関との契約」参照。

（３）他の在留資格との関係

入管法別表第１の２の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄の括弧書きのとおり、申請人の行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」に係る活動に該当する場合であっても、その活動が「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「企業内転勤」、「介護」及び「興行」のいずれかに係る活動に該当する場合は、これらの在留資格を決定する。

ア　教授

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において、研究、研究の指

導又は教育をする場合は、「教授」の在留資格を決定する。

なお、外国人が契約する機関がこれらの教育機関以外であっても、研究等を行う場所がこれらの教育機関である場合は、「教授」の在留資格となる。

イ　経営・管理

企業の経営活動や管理活動は、自然科学若しくは人文科学の知識等を要する業務に従事する活動であることもあり、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる活動と一部重複する。このように重複する場合は「経営・管理」の在留資格を決定する。

また、申請人の業務内容に一部企業の経営活動や管理活動が含まれているが、「経営・管理」の活動には該当しない場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の該当性の有無について留意する。

なお、企業の職員として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留していた外国人が、昇進等により当該企業の経営者や管理者となったときは、直ちに「経営・管理」の在留資格に変更することまでは要しないこととし、現に有する「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の在留期限の満了に併せて「経営・管理」の在留資格を決定しても差し支えない。

ウ　法律・会計業務

下記３（１）イ【参考１】参照。

エ　医療

法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する場合は、「医療」の在留資格に該当し、医療に係る業務に従事する活動のうち、特定の資格を有しなくても行うことができる活動は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当し得る。

オ　研究

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、その有する技術や知識を用いて、公私の機関の業務の遂行に直接資する活動であるのに対し、「研究」の在留資格は、その技術等の研究をすること自体を目的とする活動である点において相違する。

カ　教育

「教育」の在留資格は、本邦の小学校、中学校等の教育機関において語学教育その他の教育をする活動であるのに対し、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、教育機関以外の機関において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動が該当する。

キ　企業内転勤

（ア）「企業内転勤」の在留資格においては、期間を定めて転勤するものであること及び転勤した特定の事業所においてしか活動を行うことができないことが「技術・人文知識・国際業務」の在留資格と相違する。

（イ）「企業内転勤」に係る基準省令第１号は「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において１年以上継続して法別表第１の２の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していること。」と定めているが、仮に当該外国人が１年以上継続してこのような勤務をしておらず「企業内転勤」の在留資格に係る上陸許可基準に適合しない場合であっても、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の上陸許可基準に適合する場合には、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって入国することが可能である。

その場合、本邦にある外国法人の本店、支店等と直接雇用契約を締結していないことも考えられるところ、本邦の公私の機関との契約については、転勤前に外国企業に採用された時点で当該企業との間で雇用契約等を既に結んでおり、当該雇用契約をもって「本邦の公私の機関との契約」があるといえることから、同一の法人の外国の事業所から本邦の事業所への転勤の場合には新たな契約は不要である。（第１６節第２の３参照）

ク　介護

介護福祉士の資格を有する者が、本邦の病院、介護施設等で介護業務を行う場合のほか、ケアマネージャーとしての業務に従事する場合は、在留資格「介護」に該当する。

なお、在留資格「技術・人文知識・国際業務」では、介護施設における入浴、食事の介助等の介護業務を行うことはできない。

ケ　興行

「興行」の在留資格に係る活動には、興行活動者と一体不可分な関係にある者もこれに該当する。自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事するスポーツ選手のコーチ、トレーナーや録音、録画技術者等が考えられるところ、これらの者が行う活動は、「興行」の在留資格に該当する。

３　基準

（１）本文

申請人が次のいずれにも該当していること（注：基準省令第１号から第３号までをいう。）。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭

和六十一年法律第六十六号）第九十八条に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。

ア　要件の内容

上陸許可基準に適合するためには、基準省令第１号から第３号までのいずれにも適合することが必要である。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第９８条に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、これらの要件に適合することを要しないこととされている。

（注）外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和６１年法律第６６号。以下「外弁法」という。）に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続に関する代理に係る業務に従事しようとする場合は、その業務の国際性やその業務に従事する者の円滑な受入れを図る観点から１号から３号までの適用はない。

イ　用語の意義

（ア）「外国弁護士」とは、「外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの」（外弁法第２条第３号）をいうが、外弁法第９８条にいう「外国弁護士」には外国法事務弁護士としての承認を受けた者は含まれない。

なお、外国法事務弁護士も外弁法第７条に基づき国際仲裁代理を行うことができる。

（イ）「国際仲裁事件」とは、外弁法第２条第１４号に該当するものをいう。

（ウ）「国際調停事件」とは、外弁法第２条第１５号に該当するものをいう。

【参考１】

外国法弁護士に係る在留資格「法律・会計業務」及び外国弁護士による国際仲裁代理事件に係る「特定活動告示第８号」との相違

①　法律・会計業務

「外国法事務弁護士」とは、外弁法により本邦において一定の範囲の法律事務を行うことができる者をいい、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする（同法第３条）。

外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する（同法第９条）。法務大臣は、承認をしたときは、遅滞なく、その旨を承認申請者及び日本弁護士連合会に書面で通知するとともに、官報で告示しなければならない（同法第１３条）。

「法律・会計業務」の在留資格は、上記法務大臣の承認を受け、日本弁護士会

に登録された者であって、法律に係る業務に従事する活動が該当する。

②　特定活動告示第８号

外弁法第９８条に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に報酬を受けて従事する活動という点においては、「技術・人文知識・国際業務」の活動と同じであるが、本邦の公私の機関との契約に基づいて行うか否かにより在留資格が異なる。入管法別表第１の２の表の「技術・人文知識・国際業務」の項では、「本邦の公私の機関との契約に基づき」とされており、特定活動告示第８号では、括弧書きで「本邦の公私の機関との契約に基づくものを除く」とされている。

したがって、本邦の公私の機関ではないもの（事業主体性のない個人）との契約に基づき報酬を受けて国際仲裁代理又は国際調停代理を行うために本邦に入国しようとする外国弁護士については、特定活動告示第８号に該当する。

③　短期滞在

依頼主が外国にあるか否かにかかわらず報酬（本邦内での役務提供の対価）が支払われない場合は、在留資格「短期滞在」を付与する。

（注）①　国際仲裁代理又は国際調停代理のために「短期滞在」の在留資格で在留中の者から、引き続き在留する必要がある旨の申立てがあった場合には、在留期間の更新許可申請を受け付け、本庁（出入国管理部出入国管理課）に連絡の上その指示を受ける。

②　「短期滞在」の在留資格で入国後に正式の受認契約を締結したことを理由に「技術・人文知識・国際業務」又は「特定活動」の在留資格への変更申請があったときは、上記①と同様に申請を受け付け、本庁に連絡の上その指示を受ける。

【参考２】外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律

（定義）

第２条

三　外国弁護士　外国（法務省令で定める連邦国家にあつては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう。

十四　国際仲裁事件　民事に関する仲裁事件であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

ロ　仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

ハ　外国を仲裁地とするもの

十五　国際調停事件　民事に関する調停事件（民事に関するあつせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

ロ　当該紛争に係る民事上の契約又は取引によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

（外国弁護士による国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続の代理）

第９８条　外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つている者を除く。）は、弁護士法第７２条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理を行うことができる。ただし、第８４条第１項第２号又は同法第５７条第１項第２号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでな

い。

（２）第１号

申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。 イ　当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。 ロ　当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。 ハ　十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

ア　要件の内容

第１号本文は、外国人が自然科学又は人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する場合の経歴要件について定めたものであり、イからハまでのいずれかに該当する必要がある。

（ア）一定の学歴要件を有し又は一定年数以上の実務経験を有していることにより、従事しようとする業務に必要な技術又は知識を修得していることが必要であり、次のいずれかに適合することを要する。

①　学歴要件

イ及びロは学歴要件を定めたものであり、次のいずれかに適合することを要する。

a　従事しようとする業務に必要な技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。（１号イ）

b　従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと（告示で定める要件を満たすものに限る）。（１号ロ）

②　実務経験要件

ハは実務経験要件を定めたものであり、１０年以上の実務経験を有することを要する。この年数には、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含むものとする。（１号ハ）

（イ）第１号ただし書きは、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、第１号に適合することを要しないこととされている。

（注１）いわゆるＩＴ技術者の円滑な受入れを図る観点から法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験又は資格は、「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件」（平成２５年法務省告示第４３７号）に定められている。

なお、情報処理技術に関する試験は同告示第１号から第１０号までに定めるもので、情報処理技術に関する資格は同告示第１１号及び第１２号に定めるものである。

（注２）ＩＴ告示第２号に掲げる「系統分析員（システム・アナリスト）」、「高級程序員（ソフトウェア・エンジニア）」及び「程序員（プログラマ）」については、２００４年に中国での制度が変更された際に、合格証の更新制となり「３年」の有効期限が設けられた。３年目に継続のための教育を受けることにより有効期限がさらに３年間延長されることとなるところ、これら資格を有する者から有効期限が失効していたものが提出されたとしても、一度取得した資格は有効なものとみなし、告示に掲げる資格を有しているものとして扱う。

また、「程序員（プログラマ）」について、２００４年秋の中国での制度変更の際に、「初級程序員（ジュニア・プログラマ）」が告示に掲げる「程序員」に統合されたところ、統合された際に自動的に「程序員」へ格上げされたものではないことから、「初級程序員」を有する者については、ＩＴ告示の適用を受けない。

イ　留意事項

（ア）自然科学又は人文科学の分野に属する技術及び知識について

自然科学又は人文科学の分野に属する技術及び知識については、一定以上の学術上の素養を要する業務に従事すること及び大学卒業者が通常その分野で身に付ける

技術や知識のレベルを有していることが必要である。この「一定以上の学術上の素養を要する業務に従事すること」については、大学にその学問が課程として設置されているかどうか、また、「大学卒業者が通常その分野で身に付ける技術や知識のレベルを有していること」については、資格試験を目安とする場合に「大学卒業者は通常○級を取得する試験である」ということなどを考慮する。

（イ）従事しようとする業務と専攻科目との関連性について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、従事しようとする業務と大学等又は専修学校において専攻した科目とが関連していることが必要である。

ただし、専攻科目と従事しようとする業務が一致していることまでは必要ではなく、関連していればよいため、その判断は実際に履修した科目等も確認して行う。

この点、大学を卒業した者については、大学が、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされていることを踏まえると（学校教育法第８３条第１項、第２項）、大学における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については、比較的緩やかに判断されることとなる。

（注）特段の事情がない限り、大学を卒業していることをもって、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務との関連性を認めて差し支えない。

また、専門職大学及び専門職短期大学は、深く専門の学芸を教授研修し、専門性を求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を育成・展開させることを設置目的としており（同法第８３条の２）、その教育は、理論にも裏付けられた実践力の育成、特定職種の専門性に止まらない幅広い知識等の習得、分野全般への精通のほか、関連他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養を特色としていることから、大学と同様に関連性の判断については柔軟に判断して差し支えない。

なお、専修学校は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするとされており（同法第１２４条）、大学とは設置目的が異なることから、原則として専修学校における専攻科目と従事しようとする業務については、相当程度の関連性を必要とする。

ただし、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和５年文部科学省告示第５３号）」第２条に定める文部

科学大臣による認定を受けた専修学校の専門課程の学科（以下「認定学科」という。）を修了した者（以下「認定学科修了者」という。）については、企業等と連携して実習等の授業を行っていることや、日本社会に関する理解を促進する環境が整備されていることなどを認定要件とする専門課程を修了し、質の高い教育を受けたことにより、修得した知識を応用できると考えられることから、専攻科目と従事しようとする業務の関連性について、柔軟に判断する。

[redacted]

（注）[redacted]

（ウ）１号ハにおける「実務経験」の考え方

①　基本的な変え方

特定技能制度で受け入れられた外国人のキャリアアップは、基本的には、「特定技能１号」から「特定技能２号」への移行によって行うこととされており、同制度での実務経験を土台にして、「特定技能１号」から「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に変更してキャリアアップを図ることは想定されていない。

また、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格については、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の下欄に掲げる活動において、「特定技能」又は「技能実習」（以下、本項において「特定技能等」という。）に係る活動が除外されていない。そのため、概念上「技術・人文知識・国際業務」と特定技能等の活動が交わることはないと考えられることから、本来、特定技能等の活動を上陸基準省令に定める「実務経験」に該当するものとして評価することは困難である。

したがって、基本的には、特定技能等の活動によって得た経験は上陸基準省令に定める「実務経験」とは評価しない。

②　[redacted]

[redacted]

③ [redacted]

④ 上記①[redacted]の考え方並びに[redacted]は、「技能」等の「技術・人文知識・国際業務」以外の在留資格においても同様とする

(エ) 認定学科修了者からの申請に係る留意事項等について

① 認定学科修了者からの在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請及び在留資格取得許可申請においては、認定学科を修了したことを証明する文書(申請人が在籍していた学校が作成したもの。以下「認定学科修了証明書」という。)の提出を求めているところ、認定学科修了証明書の提出がある場合は、文部科学省から提供される認定学科リスト（以下「認定学科リスト」という。）によって、申請人が認定学科修了者であることを確認する。

[redacted]

② 認定学科は、文部科学省による新たな認定や認定取消によって増減が生じるものであることから、最新の認定学科リストを使用すること。

③ [redacted]

[redacted]認定学科であるか否かの確認は、認定学科のホームページ等によらず、認定学科リストによって行うこと。

④　専修学校の専門課程を修了した後、同一年度内に修了した学科が外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定を受けた場合であっても、当該年度に修了した者を認定学科修了者として取り扱う（上記③に該当する場合を除く。）。

⑤　認定学科における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については、認定学科でない専修学校の専門課程を修了した者における立証資料と同様の資料をもって判断して差し支えない。

[redacted]

（オ）日本語教育機関である専修学校の専門課程（告示日本語教育機関及び認定日本語教育機関の日本語過程）を修了した者について

日本語教育機関である専修学校の専門課程を修了した者が、外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合、「専門士」の称号を取得していたとしても、関連する業務に三年以上の実務経験を有する場合を除き、「技術・人文知識・国際業務」の基準を満たさない。

また、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に主として従事する場合においても、日本語教育機関は簡易な程度で日本語予備教育を行うことを目的としていることから、たとえ専門士の称号を得ていたとしても、このような主に日本語予備教育を受けた者が修了後において「自然科学又は人文知識の分野に属する必要な技術又は知識を習得している」者とは評価し難いことから、外国の大学において修業年限が３年以上である課程を修了することにより学士の学位に相当する学位を授与された者等を除き、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しないものと判断して差し支えない。

（カ）専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める告示

「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件」（平成２３年法務省告示第３３０号）を定めており、要件に適合するものは、次のいずれかである。

①　本邦において専修学校の専門課程の教育を受け、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成６年文部省告示第８４号）第２条の規定により専門士と称することができること。

②　同規程第３条の規定により高度専門士と称することができること。

（注）上記告示は、「研究」及び「教育」の在留資格に係る上陸基準省令にお

いても適用があり、それぞれの要件が定められている。

（キ）自動車整備業務に従事するとして在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留諸申請があった場合の審査上の留意点について

ａ　該当する業務内容

自動車整備に関する相当程度の知識、経験、技能を必要とする活動は、その活動目的に応じて、基本的には在留資格「特定技能」で行うのが適当であると考えられる。他方、自動車整備主任者が従事するような、認証工場における整備のできばえの確認を含む診断、点検といった関連知識に基づく判断を要する業務に従事する場合又は資格のない整備工や３級自動車整備士の指導・監督を行う業務がその職務に含まれており、かつ、専ら分解、洗浄、部品交換等に従事するものではなく、近い将来に自動車整備主任者（注１）として業務に従事することが予定されている場合に限り、自然科学の分野又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事するものとして、例外的に在留資格「技術・人文知識・国際業務」を許可し得ると認められる。

上記のような業務に従事するためには、一定の技能レベルが求められるため、申請人については、以下の（ａ）に該当することを基本とする。また、（ａ）に該当しない場合は、（ｂ）又は（ｃ）に該当する場合であれば、行おうとする活動について在留資格該当性を認めることとする。

なお、（ａ）ないし（ｃ）のいずれに該当する場合であっても、近い将来に自動車整備主任者として業務に従事することが見込まれることを前提に、在留資格該当性を認めるものである。

（ａ）３級自動車整備士等を指導・監督する立場であることから、２級自動車整備士の資格を有すること。

（ｂ）本邦の自動車整備専門学校を修了した専門士で２級自動車整備士資格を有しない場合は、専門学校修了後１年の間に２級自動車整備士の資格を取得することが見込まれていること。

（ｃ）大学等（短期大学、大学と同等以上の高等教育機関を含む。）の機械工学科、精密機械学科、建設機械科、農業機械科、機械電気科、航空学科、航空機原動機科、造船学科、電気科、電子科、自動車科又は自動車整備科を卒業した者であること（ただし、原則として採用後３年の間（注２）に２級自動車整備士の資格を取得することがキャリアアッププランにおいて示されていること。）。

（注１）自動車検査員の資格の取得までを求めるものではない（自動車検査員の

資格については、２級自動車整備士の資格を取得後、自動車整備主任者として１年以上の実務経験を有することが資格取得に必要な教習の受講要件となっている。）。

（注２）採用後３年を超える場合にあっては、その期間が３か月以内であること。

b　立証資料について

自動車整備業務に従事する場合は、通常の在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る提出書類に加えて、原則として２級自動車整備士資格を有することを証する文書を求めることとするが、上記ａ（ｂ）又は（ｃ）に該当する場合にあっては、その限りでない。また、既に自動車整備主任者として業務に従事している場合を除き、キャリアアッププランの提出を求め、近い将来に少なくとも自動車整備主任者として業務に従事することが予定されていることを確認する。

c　在留期間更新許可申請の取扱い

キャリアアッププランの達成状況及び業務内容について確認した上で、特段の問題が認められない場合には許可して差し支えない[redacted]。

なお、その後、キャリアアッププランにおいて示された期間で２級自動車整備士の資格を取得できなかった場合にあっては、その理由を聴取の上、当該資格を取得できなかったことに正当な理由があり、かつ、次回更新時までに当初のプランから１年遅れて２級自動車整備士の資格を取得できる見込みがあると認められる場合、[redacted]在留期間の更新を認めて差し支えない。

d　その他

上記ａ（ａ）ないし（ｃ）のいずれにも該当しないものの、個別事情等に鑑み、地方局において近い将来自動車整備主任者として従事することが予定されるものと評価することが相当であると判断する場合には、事前に本庁在留管理課就労審査係に照会する。

（ク）設備及び編制に関して各種学校に準ずるファッションデザイン教育機関を卒業した者

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件別表第４に定めるファッションデザイン教育機関（以下「ファッションデザイン教育機関」という。）を卒業したとしても、上陸基準省令第１号ロに適合しないところ、「国家戦略特区に

おける追加の規制改革事項等について」（平成２８年３月２日国家戦略特別区域諮問会議決定）等を踏まえ、ファッションデザイン教育機関のうち、専門的な知識及び技術を修得することが可能と認められる専攻科等を卒業した留学生については、次のとおりとおり取り扱う。

①　取扱いの概要

ファッションデザイン教育機関の特定の専攻科・コースについて、経済産業省が審査委員会の提言を踏まえ、外国人留学生が卒業後我が国において専門的知識及び技術を生かして就労するために必要な教育機関としての要件に適合すると認め、当局がこれに同意したときは、当該専攻科・コースを卒業した留学生からなされた就職を目的とした在留資格変更許可申請であって、上陸基準省令１号ロに適合しない場合であっても、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由がないとは取り扱わない。

（注）ファッションデザイン教育機関の専攻科における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められること（専修学校の専門課程を修了した者と同様の審査を行う。）。

②　対象

経済産業省による認定は専攻科・コース単位で行われることから、一つのファッションデザイン教育機関に、本件取扱いの対象となる専攻科・コースと対象とならない専攻科・コースが混在するところ、対象となる専攻科・コース及び対象者は次のとおり。

学校名	専攻科・コース	対象者
エスモード・ジャポン 東京校	ファッションクリエイティブ学部総合コース	令和２年３月から令和６年３月卒業生まで
	ファッションクリエイティブ学部パリ校留学コース	
	ファッションクリエイティブ学部イングリッシュコース	
	ファッションクリエイティブ学部経験者向けインテンシブコース	
エスモード・東京校 （旧　エスモード・ジャポン東京校）	ファッションデザイン学部総合コース	令和６年４月以降の卒業生から
	ファッションデザイン学部パリ校留学コース	
	ファッションデザイン学部イングリッシュコ	

	ース	
	ファッションデザイン学部インテンシブコース	
バンタンデザイン研究所	ファッション学部ファッションディレクター学科	令和４年３月卒業生から

③　留意事項

a　対象となる在留資格変更許可申請においては、経済産業省からファッションデザイン教育機関に対し交付された通知書の写しを提出することとなっている。そのほかの資料については、第３１節による。

b　以下の者については本件取扱いの対象外となる。

（a）卒業した専攻科・コース又は卒業時期が上記の表に記載された専攻科・コース又は卒業時期以外である者

（b）対象者であっても、対象となる専攻科・コースを卒業後に単純出国し、技術・人文知識・国際業務等の在留資格認定証明書交付申請に及んだ者

④　前記②の対象者が卒業後就職活動を行う場合の取扱い

対象者から、就職活動を行うとして「特定活動」への在留資格変更許可申請がなされた場合には、第２１節第２の８に準じて取扱う。

ただし、前記③b（a）に該当する者は、継続就職活動の対象とならない点に留意する。

（ケ）船員として就労する外国人に係る「技術・人文知識・国際業務」の在留資格該当性について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務が該当するとされているところ、一般的に船舶の運航要員としてのみ従事する場合は、同業務に該当しないと考えられる。他方で、船員の業務は多種多様であり、在留諸申請においては「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動も含まれる可能性があり、そのような場合に同在留資格を付与するに当たっては、所管省庁と協議の上、決定することとするので、意見を付して本庁宛て請訓する。

（3）第2号

申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようと

する場合は、次のいずれにも該当していること。 イ　翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。 ロ　従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。

ア　要件の内容

第２号は、外国人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合の要件を定めており、イ及びロのいずれにも該当していることを要する。

（ア）イは、外国人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事するため、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の決定を受けて本邦に上陸しようとする場合の適合する業務を翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に限定したものである。

（イ）ロは、外国人が従事しようとする業務に関連する業務について原則として３年以上の実務経験を有することを要件として定めている。実務経験は、「関連する業務について」のものであれば足り、外国人が本邦において従事しようとする業務そのものについての実務経験を有することまでは必要とされていない。

ただし書の規定は、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務は、外国人の母国語に係るものが通常であり、実務経験のない外国人でも行うことが可能であることから、大学を卒業していれば、実務経験は要しないことを定めたものである。

イ　留意事項

（ア）行おうとする活動が第２号イに列挙されている「翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事する」場合であっても、大学等において、これらの業務に従事するのに必要な科目を専攻し、卒業したもの又は本邦の専修学校の専門課程を修了し、専門士の称号を得たものである場合は、第１号が適用される。

（イ）２号ロにおける「実務経験」の考え方

前記（２）イ（ウ）と同じ。

（４）第３号

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

要件の内容

第３号は、自然科学又は人文科学の分野に属する業務に従事する場合でも、外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合でも、当該業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを要件としたものである（第１節第２の「報酬」を参照。）。

４　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技術・人文知識・国際業務」であることを確認する。

イ　在留資格該当性について、申請書の勤務先、職歴、職務上の地位及び職務内容欄の記載並びに立証資料により、申請人の本邦において行おうとする活動が技術・人文知識・国際業務の在留資格に該当するものであることを確認する。

ウ　基準適合性について、申請書の最終学歴及び専攻・専門分野又は実務経験年数欄並びに立証資料により、上陸基準省令１号に適合することを確認する。

ただし、情報処理業務従事者であって、基準省令第１号ただし書きの特例告示に該当する場合は、情報処理技術者資格又は試験合格の有無欄の記載及び立証資料により、同告示に該当することを確認する。

また、国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合であって、基準省令本文ただし書きに該当するときに提出を求める資料は次のとおりとし、報酬額や最終学歴等基準省令上適用が除外されたものに関する事項の立証は求めない（在留期間の更新時に同じ。）。

（ア）外国において弁護士としての資格を証明する文書

（イ）国際仲裁代理を外国において依頼され又は受任した旨を証明する文書

（ウ）依頼主が事業を営むものである場合にはその事業内容を明らかにする資料

エ　申請書の職務内容欄が上陸基準省令２号イに該当する場合は、申請書の職歴欄及び立証資料により、３年以上の実務経験を有することを確認する。ただし、申請書の学歴欄及び立証資料により、申請人が大学を卒業している者で、職務内容が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合を除く。

オ　申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、上陸基準省令３号の適合性を判断する。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の勤務先、職務上の地位及び職務内容欄並びに立証資料により、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に係る活動を継続するものであることを確認する。

イ　申請書給与・報酬欄の記載から、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

ウ　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、収入額が契約時の金額であること及び納税が行われていることを確認する。

５　立証資料

第３１節別表のとおり。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　契約機関がカテゴリー１又はカテゴリー２に該当するもの ④　③以外の場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤　就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ｂ　就労予定期間が１年以上３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの

	a　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b　就労予定期間が１年以上であるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　契約機関がカテゴリー４（カテゴリー１、２又は３のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの ②　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ③　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの なお、在留資格決定時や初回の在留期間更新許可申請であっても、１年後に確認しなければならない具体的な事情（下記注６参照）が存在しない限り、在留期間３年（５年に該当する場合は５年）を決定する。 ④　就労予定期間が１年未満であるもの（契約期間が１年未満であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。） なお、在留期間更新時に希望する在留期間が３年の場合であって 、同一の所属機関において契約が更新されているときなど１年を超えて就労が見込まれる場合は、柔軟に３年の在留期間を付与する 。
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

（注１）申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

（注２）刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

（注３）[redacted]

②

（注４）中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

（注５）実務研修期間が設けられている場合、実務研修を適切に修了した後、適切に「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に移行していることを確認する必要があるため、在留資格決定時等には、原則として在留期間「１年」を決定する。

（注６）

[redacted]

第２　応用・資料編

１　採用当初に行われる実務研修に係る取扱いについて

（１）考え方

外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留するためには、当該在留資格に該当する活動に従事することが必要であるところ、企業においては、採用当初等に一定の実務研修期間が設けられていることがある。

このような場合、当該実務研修期間に行う活動のみを捉えれば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しないように見えるとしても、それが日本人の大卒社員等に対しても同様に行われる実務研修の一環であって、在留期間の大半を占めるようなものではないようなときは、相当性を判断した上で当該活動を許容する。

（２）研修期間について

研修期間を含めた在留資格該当性については、在留期間中の活動を全体として捉えて判断する。ここでいう「在留期間中」とは、一回の許可毎に決定される「在留期間」を意味するものではなく、雇用契約書や研修計画に係る企業側の説明資料等の記載から、申請人が今後本邦で活動することが想定される「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する期間全体を意味する。

そのため、例えば、今後相当期間、本邦において「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に従事することが予定されている者が、在留期間「１年」を決定された場合、決定された１年間全て実務研修に従事することも想定し得る。

他方で、例えば、雇用契約期間が３年間のみで、契約更新も予定されていないような場合、採用から２年間実務研修を行う、といったような申請は認められないこととなる。

なお、採用から１年間を超えて実務研修に従事するような申請については、下記（３）の研修計画の提出を求め、実務研修期間の合理性を審査する。

（３）研修計画等

必要に応じ、企業側に対し日本人社員を含めた入社後のキャリアステップ及び各段階における具体的職務内容を示す資料の提出を求めた上で、当該実務研修に従事することについての相当性を判断する。当該実務研修が外国人社員だけにしか設定されていない場合や、日本人社員との差異が設けられているようなものは、合理的な理由（日本語研

修を目的としたようなもの等）がある場合を除き、当該実務研修に従事することについての相当性があるとは認められない。

なお、採用当初に行われる実務研修の他、キャリアステップの一環として、契約期間の途中で実施されるような実務研修についても、同様に取り扱って差し支えない。

（４）在留期間

これら実務研修期間が設けられている場合、実務研修を適切に修了した後、適切に「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に移行していることを確認する必要があるため、在留資格決定時等には、原則として在留期間「１年」を決定することとする。

２　インドにおけるＤＯＥＡＣＣ（ドアック。Department of Electronics、 Accreditation of Computer Courses）制度（注）について

（注）当該制度上の資格レベルＡ、Ｂ及びＣを保有する者については、基準省令における学歴要件の「当該技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと」のうち「これと同等以上の教育を受けたこと」に適合する。

（１）ＤＯＥＡＣＣ制度

ＤＯＥＡＣＣとは、Department of Electronics（現ＩＴ省）、 Accreditation of Computer Courses の略であり、ＩＴ省により監督されている機関である。ＤＯＥＡＣＣは、大学以外の各種民間ＩＴ技術教育機関（Institution）のトレーニング・コースをＤＯＥＡＣＣの基準に照らして認定するとともに、当該コースを終了した人を対象とした認定試験を年２回実施し、合格者に資格を付与している。

（注）2011 年 10 月 10 日付けで試験運営組織が DOEACC Society から、National Institute of Electronics and Information Technology（NIELIT）に変更され、2012 年 12 月より、NIELIT 発行の合格書の使用が開始されている。

ＤＯＥＡＣＣの資格には、次のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｏの４種類がある。

レベルＡ　15 学年の教育を受けている者が、１年間のＤＯＥＡＣＣ認定コースを終了し、試験に合格した場合に付与される。

レベルＢ　15 学年の教育を受けている者が、３年間のＤＯＥＡＣＣ認定コースを終了し、試験に合格した場合に付与される。

レベルＣ　工科系大学の場合は 16 学年、非工科系大学の場合は 17 学年の教育を受けている者が、２年間のＤＯＥＡＣＣ認定コースを終了し、試験に合格した場合に付与される。

レベルＯ　１２学年の教育を受けている者が、１年間のＤＯＥＡＣＣ認定コース

を終了し、試験に合格した場合に付与される。

（２）ＤＯＥＡＣＣと学位の関係

ＤＯＥＡＣＣは、インド政府（教育資格認定委員会：インド人材資源開発省中高等教育庁長官）により、レベルＯがDiploma、レベルＡがAdvanced Diploma、レベルＢがM.C．A（Master of Computer Application）とそれぞれ同等と認定されている。レベルＣについては、対象者が少ないこともあり、認定はされていないが同レベルは大卒者が更に２年間教育を受けて達成するレベルとなっている。

なお、レベルＡ、Ｂ及びＣ資格合格者は大学院への入学資格を有している。

ＤＯＥＡＣＣ資格認定レベルの該当する学位

大卒／非大卒	ＤＯＥＡＣＣ認定レベル	学位（Degree）	学年（Grade）
大卒		Ph.Ds	
	C 工科系大卒 （教育12+4年）+（DOE2年） 非工科系大卒 （教育12+3+2年）+（DOE2年）	M.Tech（Master in Technology）	１８～１９
		B.Tech（Bachelor in Technology）	
		M.Sc（Master in Science）	
		B.Sc.（Bachelor in Science）	
	B （教育12+3年）+（DOE3年） 2000年9月に右相当とMHRDが認定	M.C.A（Master in Computer Application）	１８

		B.C.A (Bachelor in Computer Application)	
	A (教育12+3年)+(DOE1年) 1995年3月に右相当とMHRDが認定	PG Diploma (Post Graduate Diploma)	１６
非大卒	O (教育12年)+(DOE1年) 1995年3月に右相当とMHRDが認定	Diploma	１３
		ITI/Certificate (Industrial Training Institute)	

第１６節　企業内転勤

第１　在留資格の審査

１　企業内転勤の在留資格について

「企業内転勤」の在留資格は、企業活動の国際化に対応し、人事異動により外国の事業所から本邦の事業所に転勤する外国人を受け入れるために設けられたものである。同一企業等の内部で外国の事業所から本邦の事業所に一定期間転勤して、「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる活動を行うものが該当する。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「企業内転勤」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動

（１）企業内転勤の在留資格に該当する範囲

ア　「企業内転勤」の在留資格により行うことができる活動内容は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に係る活動であるが、同一企業等内の転勤者として本邦において限られた期間勤務するものである点で、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する外国人と異なる。

イ　「企業内転勤」の在留資格は、「自然科学の分野に属する技術又は知識」、「人文科学の分野に属する知識」又は「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性」のうち少なくともいずれか一を必要とする業務に従事する活動である。

（２）用語の意義

ア　「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関」には、民間企業のみならず、公社、独立行政法人及びその他の団体（ＪＥＴＲＯ、経団連等）が含まれる。また、外国の政府関係機関又は外国の地方公共団体（地方政府を含む。）の関係機関も含まれる。ただし、外国の政府関係機関の場合に当該機関における活動が「外交」又は「公用」の在留資格に該当するときは、これらの在留資格を決定する。

イ　「転勤」は、通常、同一会社内の異動であるが、系列企業内（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条にいう「親会社」、「子会社」及び「関連会社」を指す。以下、「親会社」、「子会社」及び「関連会社」については、同規則の定義による。下記第２の２参照。）の出向等も「転勤」に含まれる。

ウ　「期間を定めて転勤して」とは、本邦の事業所での勤務が一定期間に限られていることを意味する。

（３）留意事項

ア　同一の法人内で異動して「企業内転勤」の在留資格をもって在留する場合は、改めて雇用等の契約を結ぶ必要はない。

イ　本邦にある事業所は、事業が適正に行われ、かつ、安定的に事業を行っていると認められるものでなければならない。

ウ　本邦にある事業所は、施設が確保され、当該施設において事業活動が行われるものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、施設が確保されているものとする。

（ア）当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体等（地方公共団体、独立行政法人及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が２分の１以上の商法・民法法人に限る。）をいう。）が提供した施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備を行おうとするもの。

この場合、地方公共団体等の講じるべき措置や留意事項は、以下のとおりである。

①　外国企業が本邦において事業を行う拠点となる事業所の確保を支援するため、地方公共団体等が外国企業に対し、その事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられていることを要する。

②　当該施設を提供する機関が地方公共団体以外の機関である場合には、地方公共団体は当該機関を特定しなければならない。

③　当該施設は地方公共団体等が保有している施設に限り、単に貸与されたものを提供することでは認められないので留意すること。

（イ）次の①又は②に掲げる第三セクターが提供した施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備を行おうとするもの。

①　複数の地方公共団体が共同出資した第三セクターであって、次の要件をすべて満たすもの。

ａ　複数の地方公共団体による共同出資の総額が２分の１以上であること。

ｂ　複数の地方公共団体の意思が統一され、共通の意思をもって常に当該第三セクターの意思決定機関を支配していること。

ｃ　当該施設の提供事業についての責任の主体が明確にされていること。

②　地方公共団体及び独立行政法人が共同出資した第三セクターであって、次の要件をすべて満たすもの。

ａ　共同出資を行っている地方公共団体が第三セクターの意思決定機関を支配していること。

ｂ　当該施設の提供事業についての責任の主体が明確にされていること。

（４）他の在留資格との関係

企業内転勤者が企業の経営又は管理に従事する場合には、「経営・管理」の在留資格に該当する。

3　基準

申請人が次のいずれにも該当していること。

（1）第1号

申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第１の２の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して１年以上あること。

ア　要件の内容

（ア）「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄に規定する業務であれば足り、転勤後本邦において従事する業務と同一又は関連する業務であることまでは必要でない。

（イ）申請人が本邦の本店、支店その他の事業所に転勤する直前に１年以上継続して勤務していたことが必要である。ただし、直前の１年以内に外国の事業所等から転勤して本邦にある事業所に「企業内転勤」の在留資格により在留していた期間がある場合は、その期間を含めることができる。

イ　留意事項

「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において･･･継続して１年以上あること」とは、新たに採用した職員を直ちに本邦に転勤させることは認めないという規定であり、これは外国企業が本邦における労働力を確保しようという目的だけのために、その企業において何ら在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行ったことがない新規採用職員を本邦に転勤させることを防止する趣旨である。

このような趣旨から、外国人が働いていた会社が、転勤元と業務上及び資本関係等密接な関連を持つケース、すなわち同種の業務を行っている子会社や関連会社であり、人事異動等が一体的に行われることが可能な程度の関係を持っているのであれば、転勤元に籍を置き、１年以上勤務したことがなくとも、当該子会社や関連会社での勤務実績を合算して継続して１年以上あれば基準に適合すると取り扱って差し支えない。

なお、基準に適合しない場合には、従事しようとする業務内容が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格にも該当し得ないときを除き、直ちに在留資格認定証明書交付申請を不交付処分とすることなく、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するか否かを確認の上、当該在留資格による上陸のための条件への適合性について審査する。

（２）第２号

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

要件の内容

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることの要件を定めたものである（第１節第２の「報酬」を参照）。

４　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的又は希望する在留資格欄の記載が「企業内転勤」であることを確認する。

イ　申請書の勤務先又は活動先、派遣元会社若しくは団体、派遣元会社又は団体と勤務先との関係、勤務先事業内容、派遣・就労予定期間、職務上の地位及び職務内容欄の記載並びに立証資料により、次の事項を確認する。

（ア）外国の事業所と本邦の事業所の関係が下記第２の２に規定するいずれかの関係にあること。

（イ）期間を定めて転勤するものであること。

（ウ）本邦の事業所において行う活動が入管法別表第１の２の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる活動であること。

ウ　申請書の職歴欄の記載及び立証資料により、次の事項を確認する。

（ア）転勤前に勤務していた事業所において、入管法別表第１の２の表の「技術・人文知識・国際業務」の項に下欄に掲げるに係る活動に従事していたこと。

（イ）上記（ア）の従事していた期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して１年以上あること。

エ　申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、申請人が受ける報酬が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の勤務先又は活動先欄の記載及び立証資料により、申請時の事業所と同一の事業所において活動を継続するものであることを確認する。

イ　申請書の給与・報酬欄の記載から、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であること確認する。

ウ　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、収入額が契約時の金額であること及び納税が行われていることを確認する。

５　立証資料

第３１節別表のとおり。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　契約機関がカテゴリー１又はカテゴリー２に該当するもの ④　③以外の場合は、「企業内転勤」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「企業内転勤」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤　就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　契約機関がカテゴリー４（カテゴリー１、２又は３のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの ②　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に

	５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ③　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ④　就労予定期間が１年以下であるもの
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

第２　応用・資料編

１　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）（抄）

第８条（定義）

１～２　略

３　この規則において「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支

配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4　前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社とは、次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。

一　他の会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

二　他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社

イ　自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半教を占めていること。

ロ　役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ　他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び第六項第二号ロにおいて同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）

ホ　その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使す

ると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社

5　この規則において「関連会社」とは、会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6　前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　子会社以外の他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二　子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ　子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行つていること。

ハ．子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ　子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ　その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三　自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

四　複数の独立した企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業（以下「共同支配企業」という。）に該当する場合

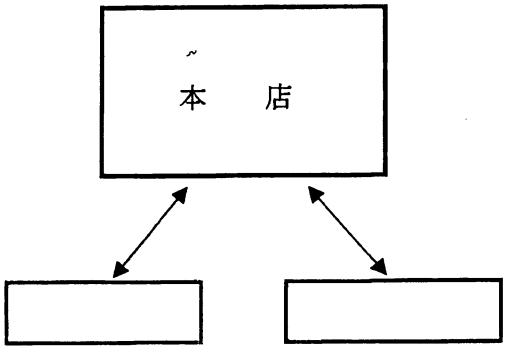
7　特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この条及び第百十九条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第百十九条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

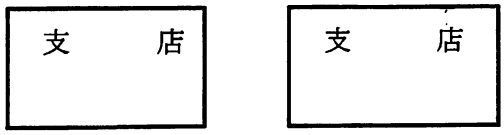
８～３９　略

2　「企業内転勤」の在留資格に該当する事業所の範囲

（１）本店と支店間の異動

一般的には、本店（本社）から支店（支社、営業所）、又は支店から本店への異動が「企業内転勤」の対象となる。





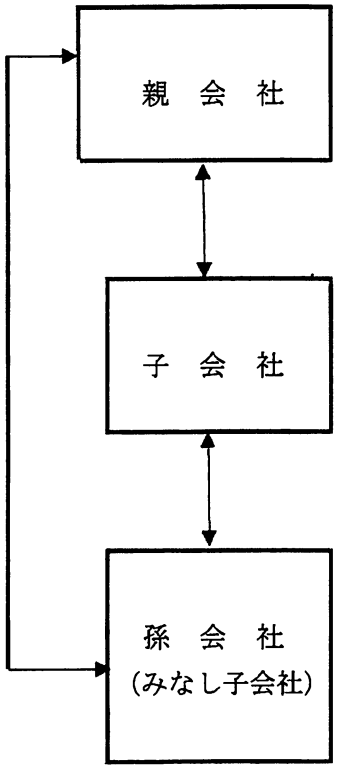
（注）「◀▶」は、企業内転勤という転勤に該当するもの。以下同じ。

（２）親会社と子会社間の異動

ア　他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配している会社を「親会社」といい、当該他の会社等を「子会社」という。

イ　親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等（いわゆる「孫会社」）も、その親会社の子会社とみなされる。

ウ　これらの間の異動は、「企業内転勤」の対象となる。



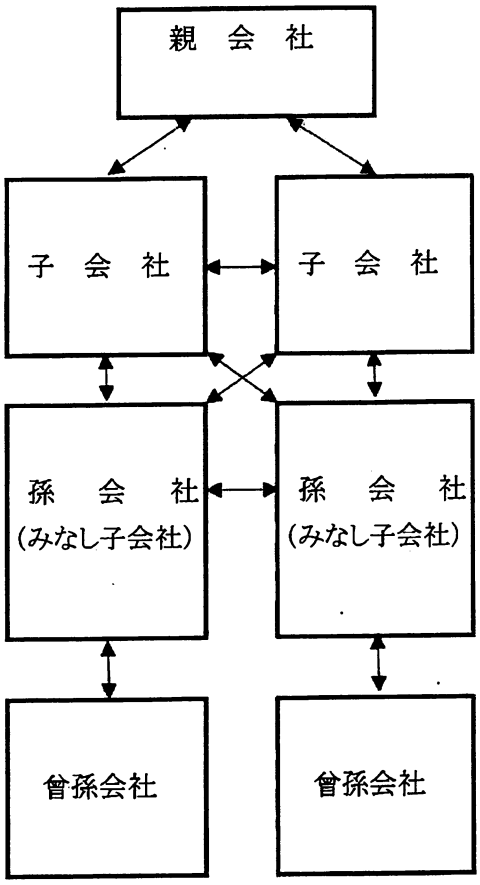
（３）子会社間等の異動

ア　子会社の間の異動については、近年企業の分社化が進んでいる状況を考慮し、親会社と一体性を有するものとして、「企業内転勤」の対象とする。

イ　孫会社（親会社から見て）の間の異動及び子会社と孫会社の間の異動についても、孫会社が子会社とみなされていることから、「企業内転勤」の対象となる。

ウ　孫会社の子会社（親会社から見て曾孫会社）については、みなし子会社の子会社であることから、縦の位置関係の移動については「企業内転勤」に該当することとなるが、曾孫会社間の異動は、「企業内転勤」の対象とはしない。（ただし、親会社が各孫、曾孫会社まで一貫して１００％出資している場合には、曾孫会社も子会社とみなすことができることから、曾孫会社間の異動及び孫会社と曾孫会社間の異動も「企業内転勤」の対象となる。）



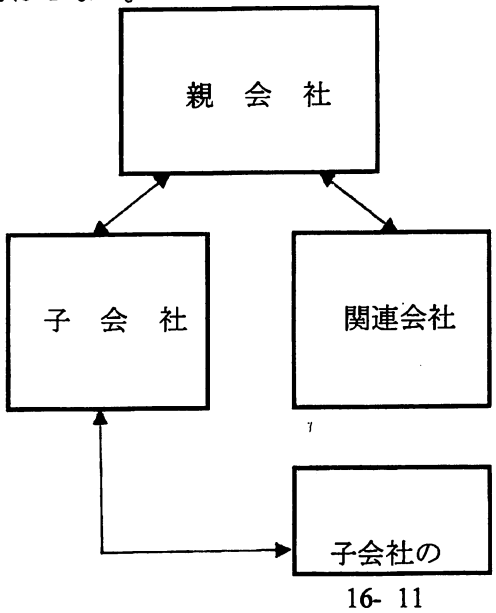


（４）関連会社への異動

ア　「関連会社」とは、会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

イ　関連会社への異動は、「企業内転勤」の対象となる。

ウ　関連会社の間の異動、及び親会社と子会社の関連会社間の異動は、「企業内転勤」の対象とはしない。



関連会社

３　転勤の場合の「本邦の公私の機関との契約」の考え方

（１）転勤しようとする外国人が１年以上継続して勤務をしていなかった場合（すなわち「企業内転勤」の在留資格に係る基準に適合しない場合）で「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の上陸許可基準に適合する場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって入国することが可能となる。

（２）１年以上継続して勤務をしていなかった外国人が、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で入国する場合、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動の要件として、「本邦の公私の機関との契約」に基づいて活動を行うことが求められる。しかし、本邦の公私の機関との契約に基づいて活動を行うことが必要であるのは「企業内転勤」の場合も同様であり、当該外国人は転勤する前に外国企業に採用された時点で当該企業との間で雇用契約等を既に結んでおり、当該雇用契約をもって「本邦の公私の機関との契約」があることから、同一の法人の外国の事業所から本邦の事業所への転勤の場合には新たな契約が不要となる。この点は、「企業内転勤」の在留資格に特有のことではなく、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で入国する場合も同一法人の外国の事業所から本邦の事業所への転勤の場合は、本邦にある外国法人の本店、支店等との関係で新たに雇用契約を締結する必要はない。

４　勤務先が変更になる場合の取扱い

「企業内転勤」は、外国にある事業所から本邦にある同一企業又は同一企業グループ内（以下、単に「同一企業内」という。）の事業所（「当該事業所」）に転勤することであり、本邦内において勤務先を変更し、当初の事業所とは異なる事業所に勤務することとなった場合（以下、「更なる転勤」という。）は、「当該事業所」を離れることになり、原則として在留資格該当性が喪失することとなる。

しかしながら、ここでいう「更なる転勤」は、転勤元事業所が何ら関与することなく、転勤先である本邦の事業所の単独での判断（出向契約等において、外国人労働者の人事権が転勤元である外国の事業所から転勤先である本邦の事業所に移譲されている場合など）により、当該事業所から更に本邦にある別の事業所（同一企業内の別の事業所を含む。）へ転勤することであって、外国にある事業所の関与の下で、帰国することなく本邦にある同一企業内の別の事業所に新たに転勤させることまで否定するものではない。

したがって、本邦にある事業所の単独での命令によって本邦にある同一企業内の別の事業所に転勤する場合は、本邦内で転勤元事業所が関与しない新たな転勤関係を生じるといえる

ことから「更なる転勤」に当たり、在留資格該当性が認められないが、転勤元事業所の最終的な判断による命令によって本邦にある同一企業内の別の事業所へ転勤する場合（転勤命令が本邦にある事業所と転勤元事業所の連名、あるいは転勤元事業所の承認があるなど、当該転勤命令への転勤元事業所の関与が確実である場合を含む。）は、それが帰国することなく直接異動するものであったとしても、その実質は転勤元事業所から転勤する場合と変わらないことから、「更なる転勤」には当たらず在留資格該当性を認められる。

また、転勤元と転勤先の変更が同時期に起こる場合について、転勤先の変更が転勤元の変更に伴って発生している場合は、表見上、新たに所属する外国の事業所から本邦の事業所に転勤する「新たな転勤関係」が生じることとなり、在留資格該当性があるようにも見えるが、転勤元の変更はすなわち転職であることから、本邦内の事業所の変更は転職に伴う稼働先（所属先）の変更にすぎず、転職元である外国にある事業所からの転勤とはいえないことから、在留資格該当性は認められない。

第１６節の２　介護

第１　在留資格の審査

１　介護の在留資格について

「介護」の在留資格は、高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている中、我が国の介護福祉士の国家資格を取得した者には、一定の専門性・技術性が認められるところ、「日本再興戦略」改定２０１４（平成２６年６月２４日閣議決定）において「介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。」とされたこと等を踏まえ、平成２８年の入管法改正により設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「介護」の在留資格の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

（１）介護の在留資格に該当する範囲

ア　介護福祉士の資格を有する者が、本邦の病院、介護施設等で入浴、食事の介助等の介護業務全般を行う活動が該当し、ケアプランの作成等も含まれる。

イ　在留資格「介護」においては、活動場所は必ずしも介護施設等に限定されるものではなく、訪問介護も可能であり、介護対象者の範囲も老人介護に限らないが、要介護者本人や、その家族との契約に基づいて行う活動は、ここにいう「本邦の公私の機関との契約」には該当しない。

（２）用語の意義

ア　介護福祉士とは、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう（第２の１参照）。

イ　「介護の指導」とは、資格を有しない者が行う食事、入浴、排泄の介助等の介護業務について指導を行うことや、要介護者に対して助言を行うことを指し、教員の立場で、生徒に対し介護の指導を行う場合はこれには該当しない。

（３）他の在留資格との関係

以下の在留資格に係る活動には、在留資格「介護」に関連する活動が含まれるところ、介護の在留資格との関係は次のとおり。

ア　技術・人文知識・国際業務

大学等において修得した介護学等の知識を生かして、介護サービスの利用相談等の業務に従事する場合に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を決定している例があるところ、介護施設等で入浴、食事の介助等の介護業務を行うことは在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当しない。

なお、介護福祉士の資格を有する者がケアマネージャーとしての業務に従事する場合は、在留資格「介護」に該当する。

イ　特定活動告示１７号、２１号及び２８号（就労コース）

これらは、２国間の経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき、介護福祉士候補者として、本邦において介護業務を行いながら、介護福祉士国家試験への合格を目指す（介護福祉士国家試験に合格した後は、介護福祉士としての業務を行う）ことを目的としているものである。これらに該当する者が、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士として登録した場合、在留資格「介護」への変更が認めらる。

ウ　特定活動告示２２号及び２９号（就学コース）

これらは、２国間の経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき、介護福祉士候補者として、本邦の介護福祉士養成施設で学びながら介護福祉士国家試験への合格を目指す（介護福祉士国家試験に合格した後は、介護福祉士としての業務を行う）ことを目的としているものである。これらに該当する者が本邦の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の登録をした場合、在留資格「介護」への変更が認められる。

３　基準

申請人が次のいずれにも該当していること。

一　申請人が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第５号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号）第２１条第３号に該当する場合で、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動に従事していたときは、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

（１）平成２９年４月１日に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号。以下「士士法」という。）の一部改正法が施行され、介護福祉士として登録するためには、介護福祉士国家試験の合格が必須となったが、経過措置として、平成２９年度から令和３年度の間に本邦の介護福祉士養成施設を卒業した者に対しては、介護福祉士国家試験に合格することなく、卒業時、暫定的に５年間介護福祉士としての登録が認められ、５年間介護施設における実務経験を積むか、卒業後５年以内に介護福祉士国家試験に合格すれば、継続して介護福祉士としての登録が認められることとなっている。また、この経過措置については、令和８年度までに本邦の介護福祉士養成施設を卒業した者も対象となるよう延長された（第２の２参照）。

（２）以前は、本邦の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士の登録をすること（いわゆる養成施設ルート）が要件であったが、令和２年４月１日に上陸基準省令を改正し、養成施設ルート以外のルートで介護福祉士となった者についても在留資格「介護」が認められるようになった。

（３）「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額の報酬」については、第１節第２の「報酬」を参照。

４　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「介護」であることを確認する。

イ　申請書の稼働先の事業内容、活動内容及び職務上の地位欄が「介護」の在留資格に係る活動に該当することを確認する。

ウ　勤務先の案内書等により、勤務先が介護福祉士としての活動を要する施設（病院、介護施設等）であることを確認する。

エ　介護施設での活動であったとしても、介護業務に従事せず、専ら掃除や洗濯のような周辺作業に従事する場合や、明らかに介護福祉士としての業務を必要としない施設で活動するとして申請がなされた場合は、在留資格該当性について慎重に審査する。

オ　介護福祉士登録証により、介護福祉士の登録を受けていることを確認する。

その際、介護福祉士登録証の、登録番号の下の段の記載について以下を参考にする。

（ア）「法第３９条第１号（、第２号又は第３号）該当年月」と記載されている場合

平成２９年３月３１日以前に本邦の介護福祉士養成施設を卒業し、平成２９年４月１日一部改正前の士士法第３９条第１号から第３号のいずれかに該当して介護福祉士登録をした者が該当する（第２の３参照）。

（イ）「改正法附則第６条の２第１項該当年月」と記載されている場合

平成２９年４月１日以降に本邦の介護福祉士養成施設を卒業し、社会福祉士法及

び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２５号）附則第６条の２第１項の規定に基づき介護福祉士として登録した者であり、平成２９年４月１日改正後の士士法第４０条第２項第１号から第３号のいずれかに該当する者である（第２の２参照）。

（ウ）「試験合格年月」と記載がある場合

平成２９年４月１日以降、介護福祉士国家試験に合格した者である。

（エ）「法第３９条第４号該当年月」と記載がある場合

平成２９年３月３１日以前に、実務経験ルートにより介護福祉士国家試験に合格した者である。

カ　申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

キ　在留資格「技能実習」からの在留資格変更許可申請及び元技能実習生からの在留資格認定証明書交付申請については、技能移転に係る申告書及び申請書の記載から、技能実習制度の趣旨に反していないことを確認する。

上陸基準省令上、技能実習に係る活動に従事していた場合、「本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること」の要件が設けられており、これらの者から在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請があった際には、技能移転に係る申告書の提出を求めその意思を確認するところ、これが提出されていることをもって当該要件を満たしているものと認めて差し支えない。

なお、技能実習期間中に「介護」の在留資格への変更許可申請があった場合についても、在留資格の変更を認めるべき相当の理由があるものと認め、同様に申告書の提出を求めて審査する。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の勤務先、職務上の地位及び職務内容並びに立証資料により、「介護」の在留資格に係る活動を継続するものであることを確認する。

イ　申請書の給与・報酬欄の記載から、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

ウ　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、収入額が契約時の金額であること及び納税が行われていることを確認する。

エ　社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２５号）附則第６条の２第１項の規定に基づき介護福祉士の登録をした者であって、同項にいう「５

年経過日」（第２の２参照）以後に在留期間更新許可申請をした者については、上記３（２）に留意する。

５　立証資料

第３１節別表のとおり。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①から⑤のいずれにも該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　「介護」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「介護」の在留資格に該当する活動を行っているもの ④　１年の在留期間の決定の項の②に該当しないもの ⑤　就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①、②及び③のいずれにも該当するもの b　就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの b　就労予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの

１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項目に該当するものを除く。） ①　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ②　社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２５号）附則第６条の２の第１項の規定に基づき介護福祉士の登録をした者であって、同項にいう「５年経過日」を経過していないか、又は介護福祉士国家試験に合格していない者 ③　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ④　就労予定期間が１年以下であるもの（契約期間が１年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。）
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

５　社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２５号）附則第６条の２の第１項の規定に基づき介護福祉士の登録をした者については、卒業後５年以内に介護福祉士国家試験に合格する等、継続して介護福祉士としての登録が認めら

れることが確認できるまでの間（上記３（２））、「１年」を決定する。

７　介護福祉士となる資格を有する留学生が、介護福祉士登録証を受領するまでの間、介護等の業務に従事する場合の取扱い

（１）介護福祉士養成施設を卒業した留学生の場合

令和８年度までに介護福祉士養成施設を卒業した留学生が社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する介護等の業務に従事する場合は、介護福祉士登録証を受領するまでの間、「留学」から「特定活動」への在留資格の変更を許可する。

ア　立証資料

（ア）申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料

①　労働契約を締結する場合は、労働基準法第１５条第１項及び労働基準法施行規則第５条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書の写し

②　雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書（複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、その全ての機関との間の契約書の写し）

（イ）勤務先の事業内容、設立等に係る許可又は指定を受けた年月日等が明記されている案内書

（ウ）本邦の介護福祉士養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書（又は卒業見込み証明書）

イ　審査

上記４（１）に準じて審査する。

ウ　決定する在留期間

４月

エ　指定する活動

本邦の公私の機関との契約に基づいて社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護等の業務に従事する活動

オ　留意事項

（ア）卒業見込証明書をもって申請を受け付けて差し支えないが、卒業証書の写し又は卒業証明書の提出をもって許可する。

（イ）「留学」から「介護」への在留資格変更許可申請中の者については、申請時に介護福祉士登録証の写しが提出されている場合を除き、申請内容変更申出により対応する。

カ　配偶者又は子の取扱い

（ア）審査

第２５節第１の４及び５に準じて審査する。

（イ）決定する在留資格

４月

（ウ）指定する活動

「特定活動」の在留資格をもって在留する（国籍）人（個人名）と同居し、かつ、当該（国籍）人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（２）実務経験ルート及び福祉系高校ルートから介護福祉士国家試験に合格した留学生

養成施設ルート以外の者については、介護福祉士となる資格を有するためには、介護福祉士国家試験の合格が必須条件となっているところ、同試験は毎年１月に実施され、合格発表が３月下旬、介護福祉士登録証の発行が５月以降であるため、同試験に合格した後、留学生が４月から「介護」の在留資格に変更して就労することができない。そこで、養成施設ルートから介護福祉士となった留学生と同様に、「留学」から「特定活動」への在留資格の変更を許可し、介護等の業務に従事することを認める。

※　実務経験ルートの留学生とは、介護福祉士養成施設以外の教育機関に在籍中に資格外活動許可を受けて、介護業務に従事し、介護福祉士国家試験の受験資格である３年以上の実務経験を満たした者が該当する。

ア　立証資料

（ア）申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料

①　労働契約を締結する場合は、労働基準法第１５条第１項及び労働基準法施行規則第５条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書の写し

②　雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書（複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、その全ての期間との間の契約書の写し）

（イ）勤務先の事業内容、設立等に係る許可又は指定を受けた年月日等が記載されている案内書

（ウ）介護福祉士国家試験の受験票の写し

イ　審査

上記４（１）に準じて審査する。

ウ　決定する在留期間

４月

エ　指定活動

上記（１）エに同じ。

オ　留意事項

（ア）介護福祉士国家試験の受験票の写しをもって申請を受け付けて差し支えないが、同試験の合格通知書の写しをもって許可する。

（イ）介護福祉士国家試験に合格しなかった場合は、在留資格変更許可申請を不許可とする。

（注）公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページで合格者の受験番号を公開しているので、合否を確認できる。

カ　配偶者又は子の取扱い

上記（１）カに同じ。

第２　応用・資料編

１　平成２９年４月１日一部改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「士士法」という。）（抄）※平成３１年法律第４１号により一部改正

第２条　（略）

２　この法律において「介護福祉士」とは、第４２条第１項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

第３９条　介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第４０条　介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

２　介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　学校教育法第９０条第１項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において２年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二　学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）でその他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三　学校教育法第９０条第１項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四～六（略）

３　（略）

（参考：社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号））

第１条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号。以下「法」という。）第２条第２項の厚生労働省令で定める医師の指示の下で行われる行為は、以下の通りとする。

一　口腔内の喀痰吸引

二　鼻腔内の喀痰吸引

三　気管カニューレ内部の喀痰吸引

四　胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

五　経鼻経管栄養

２　社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２５号）附則（抄）※令和２年法律第５２号により一部改正

第６条　この法律の施行の際現に第３条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「旧法」という。）第３９条各号のいずれかの要件に該当する者は、新法第３９条の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

第６条の２　この法律の施行の日から令和９年３月３１日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第１号から第３号までのいずれかに該当するに至った者（前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。）は、新法第３９条の規定に関わらず、当該該当するに至った日（以下「要件該当日」という。）以後要件該当日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年を経過する日（次項

及び次条において「５年経過日」という。）までの間、介護福祉士となる資格を有する。

２　前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者（５年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。）が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が５年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、５年経過日にその効力を失うものとする。

第６条の３　要件該当者であって、５年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の４月１日から５年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成２３年法律第７２号）附則第１３条第９項の規定により読み替えて適用する同法第５条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第３９条及び前条第２項の規定にかかわらず、５年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

第６条の４　要件該当者であって、附則第６条の２第１項の適用を受ける期間中に育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２条第１号に規定する育児休業、同法第２号に規定する介護休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める休業をいう。）をしたものに対する前２条の規定の適用については、同項中「５年を」とあるのは「５年に附則第６条の４に規定する育児休業等の期間（当該期間が５年を超えるときは、５年）を加えて得た期間を」とし、前条中「から５年経過日までの間」とあるのは「から５年経過日までの間（次条に規定する育児休業等の期間を除く。）」とする。

３　平成２９年４月１日一部改正前の士士法（抄）

第３９条　次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

一　学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二　学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令

で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三　学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四　介護福祉士試験に合格した者

第４０条　介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

２　介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定したものにおいて３年以上（専攻科において２年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

二　３年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において６月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三　前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

３　（略）

第１７節　興　　行

第１　在留資格の審査

１　興行の在留資格について

我が国が「興行」の在留資格を設けて興行活動に従事する外国人を受け入れているのは、外国の文化に接する機会を提供し、文化交流を推進することにより国際理解を増進し、また、我が国の文化、スポーツの振興・向上等に寄与し、国民の娯楽としても有益なことなどによる。

他方、我が国社会には、興行の在留資格で在留する外国人を申請内容とは異なる活動に従事させて事実上安価な労働力として使い、利益を得るなどの団体や個人も依然として少なくない。しかもそれに際して人身取引が行われる事件も散見される。

「興行」の在留資格に係る審査においては、外国人が興行活動を適法、適正に行い、また行い得るものであることを確認することが必要であり、不正な利益を得ようとして外国人を招へいしようとする団体・個人を排除することが必要である。以上のような観点から、在留資格該当性及び上陸基準適合性を判断する。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「興行」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。）

具体的には、次の（１）の興行に係る活動及び（２）のその他の芸能活動が該当する。ただし、これらの活動に該当する場合であっても、在留資格「経営・管理」に係る活動に該当するときは、同在留資格に該当し、興行の在留資格の対象とはならない。

（１）「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動」とは、興行の形態で行われる演劇、演芸、歌謡、舞踊、演奏、スポーツ、サーカスその他のショー等に出演する活動及び出演はしないがこれらの興行を行う上で重要な役割を担う芸能活動及び出演者が興行を行うために必要不可欠な補助者としての活動が該当する。

（注１）「興行」とは、特定の施設において公衆に対して演劇、演芸、演奏、スポーツ、サーカスその他のショー等を見せ又は聞かせることをいい、バー、キャバレー、クラブ等に出演する歌手等としての活動もこれに含まれる。

（注２）「興行を行う上で重要な役割を担う芸能活動」とは、振付師、演出家等の出演をしないが独立して行う興行に係る重要な芸能活動であり、これらの活動を行う者も「興行」の在留資格の活動に該当する。

（注３）「出演者が興行を行うために必要不可欠な補助者としての活動」とは、例えば、マネジャー、演劇の照明係、サーカスの動物飼育係員、スポーツ選手のトレーナーなどとしての活動がある。

（注４）興行の形態で行われる演劇、演芸、歌謡、舞踊、演奏等の活動は、芸術上の活動であっても「芸術」の在留資格ではなく「興行」の在留資格に該当する。例えば、公演を行うオーケストラの活動は、芸術家といえる場合であっても、公衆に聴かせ又は見せることを目的とすることから、その活動は「興行」の在留資格に該当する（法別表第一の一の表の芸術の項の下欄括弧書き）。

（２）「その他の芸能活動」には、興行の形態で行われるものではない芸能活動が広く対象となるが、基準上列挙されているものは、商品又は事業の宣伝に係る活動、放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動、商業用写真の撮影に係る活動、商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動である。

（注）「その他の芸能活動」にも、いわゆる外国人が芸能活動を行うに当たってその存在が必要不可欠な者（映画や商業用写真の撮影を行うカメラマン、商業用レコードの録音技師等）の活動が含まれる。また、外国人のモデルや俳優がいない場合でも、ファッションショーにおけるデザイナーや映画監督などのように、当該活動が独立して行い得るものであれば、「その他の芸能活動」として「興行」の在留資格に該当する。

なお、本邦の公私の機関との契約が不可欠ではないので、外国の映画会社等から派遣された撮影隊が本邦において撮影のみを行う場合や外国のプロダクションに所属する歌手が同プロダクションと本邦の公私の機関との契約に基づいて本邦でレコーディングをする等の場合もこれに該当することになる。

３　要件の整理

（１）本人の能力等

ア　本人の「経歴」又は「学歴」から興行活動を行う能力を有していることを判断する。

（ア）基準１号ハに該当する活動に従事する場合は、基準１号ハ（１）ただし書きに該当するもの除き、基準１号ハ（１）（ⅰ）又は（ⅱ）に該当すること。

（イ）基準１号イ、ロ及びハ（１）ただし書き、基準２号に該当する興行若しくは興行に係る活動又は基準３号の芸能活動に従事する場合は、上陸基準省令には要件が定められていないので、「経歴」等により判断する。

（ウ）基準３号の芸能活動に従事する場合に、外国人から申告された経歴が、インターネット上で行われた活動のみであったとしても、本邦の招へい機関等が当該外国人のインターネット上での活動実績や知名度を評価し、商品等の宣伝に係る活動を行わせる目的で契約することも想定されることから、これまでの活動がインターネット上で行われたものであることのみをもって、芸能活動を行う能力を有していない

と評価することは適切ではない。外国人から申告された経歴が、インターネット上で行われた活動のみであった場合、その活動の態様や状況等から、芸能活動を行う能力を有しているかを判断する。

イ　「報酬額」から興行活動を行うに相応な能力を有していることを判断する。

（ア）基準１号ハの興行活動又は興行に係る活動に従事する場合は、月額２０万円以上の報酬を受けることが要件とされている。

（イ）基準２号の興行若しくは興行に係る活動又は基準３号の芸能活動に従事する場合は、日本人が受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが要件とされている。

（ウ）「興行」の在留資格の活動は、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等の在留資格と異なり、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う」との規定はなく、本邦の公私の機関との契約に基づくことが要件とはされておらず、基準省令第１号イ及びハに該当する活動のみ「本邦の（公私の）機関との契約に基づいて」又は「主として外国の民族料理を提供する飲食店（括弧内略）を運営する機関との契約に基づいて」行うことが要件とされている。したがって、外国の会社等と専属契約を行っている芸能人が本邦においてショーを行う場合や、外国のスポーツ団体に所属するプロのスポーツ選手などが本邦において試合に出場する場合などは、外国人個人と本邦の機関との契約がないことが多いが、このようなときの報酬については、契約書等により、芸能人や選手に支払われることとなる金額が要件に適合することを確認する。

ウ　芸能人の中には年少者が含まれていることがあり、特に１８才未満の者の場合は必要に応じて親権者の同意があることを確認する。

（２）興行契約機関及び出演施設の適格性

ア　興行契約機関が外国人を受け入れて興行活動を適正に行う体制を整えていることを判断する。

（ア）基準１号イに該当する場合は、下記４（１）エのとおりとする。

（イ）基準１号ハに該当する場合は、同号ハ（２）本文に規定する興行契約機関については、適切な報酬を外国人に支払うことのほか、基準１号ハ（２）（ｉ）から(iv)までの体制を整えていることを確認する。この場合、(ii)の「５名以上の職員を常勤で雇用していること」及び(iv)の過去３年間の芸能人に対する報酬を全額支払っていることの要件については、慎重に審査する。

（ウ）基準１号ハただし書きのいわゆる民族料理店が興行契約機関となっている場合については、基準１号ハ(２)(ｉ)から（iv）までの体制は要件とされていない。

イ　芸能活動が適正に行われるためには、興行契約機関のみならず、出演施設の体制も整っている必要がある。

なお、出演施設を運営する機関と興行契約機関とが同一である場合も、上記施設と

しての要件にも適合することが必要である。

(ア) 基準１号ハ（３）ただし書きに該当する施設以外の施設で基準１号ハの興行を行う場合は、基準１号ハ(３)(ｉ)から(ｖ)までのいずれにも適合することが求められる。

(イ) 基準１号ハ(３)ただし書きに該当する施設での活動の場合は、基準１号ハ(３)(vi)に適合することが求められる。

ウ　基準２号に該当する興行及び３号に該当する芸能活動については、本人の経歴、興行契約機関及び出演施設について、特段の要件は設けられていない。

（３）申請内容の信ぴょう性

いずれの興行に係る活動又はその他の芸能活動に従事する場合であっても、申請内容の信ぴょう性について十分に確認する。特に、過去に提出された経歴に係る書類との矛盾の有無及び興行契約機関の実態例えば職員の常勤性などについて慎重な審査をすべきことに留意する。

4　基準

一　申請人が演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動に従事しようとする場合は、次のいずれかに該　当していること。

イ　申請人が次のいずれにも該当する本邦の公私の機関と締結する契約に基づいて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに規定する営業を営む施設以外の施設において行われるものであること。

（１）外国人の興行に係る業務について通算して三年以上の経験を有する経営者又は管理者がいること。

（２）当該機関の経営者又は常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

（ｉ）人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

（ii）過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

（iii）過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（法第九条第四項の規定による記録を含む。以下同じ。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第二節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

（iv）法第七十四条から第七十四条の八までの罪又は売春防止法（昭和三十一年法

律第百十八号）第六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（ｖ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

（３）過去三年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていること。

（４）（１）から（３）までに定めるもののほか、外国人の興行に係る業務を適正に遂行する能力を有するものであること。

ロ　申請人が従事しようとする活動が、次のいずれかに該当していること。

（１）我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人が主催する演劇等の興行又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校、専修学校若しくは各種学校において行われるものであること。

（２）我が国と外国との文化交流に資する目的で国、地方公共団体又は独立行政法人の資金援助を受けて設立された本邦の公私の機関が主催するものであること。

（３）外国の情景又は文化を主題として観光客を招致するために外国人による演劇等の興行を常時行っている敷地面積十万平方メートル以上の施設において行われるものであること。

（４）客席において飲食物を有償で提供せず、かつ、客の接待（風営法第二条第三項に規定する接待をいう。以下同じ。）をしない施設（営利を目的としない本邦の公私の機関が運営するもの又は客席部分の収容人員が百人以上であるものに限る。）において行われるものであること。

（５）当該興行により得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が一日につき五十万円以上であり、かつ、三十日を超えない期間本邦に在留して行われるものであること。

ハ　申請人が従事しようとする活動が、次のいずれにも該当していること。

（１）申請人が従事しようとする活動について次のいずれかに該当していること。ただし、当該興行を行うことにより得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が一日につき五百万円以上である場合は、この限りでない。

（ｉ）　外国の教育機関において当該活動に係る科目を二年以上の期間専攻したこと。

（ii）　二年以上の外国における経験を有すること。

（２）申請人が次のいずれにも該当する本邦の機関との契約（当該機関が申請人に対して月額二十万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されているものに限る。以下この号において「興行契約」という。）に基づいて演劇等の興行に係る活動に従事しようとするものであること。ただし、主として外国の民族料理を提供する飲食店（風営法第二条第一項第一号に規定する営業を営む施設を除く。）を運営する機関との契約に基づいて月額二十万円以上の報酬を受けて当該飲食店において当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動に従事しようとするときは、この限りでない。

（ｉ） 外国人の興行に係る業務について通算して三年以上の経験を有する経営者又は管理者がいること。

（ii） 五名以上の職員を常勤で雇用していること。

（iii） 当該機関の経営者又は常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

(a) 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

(b) 過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

(c) 過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第二節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

(d) 法第七十四条から第七十四条の八までの罪又は売春防止法第六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(e) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

（iv） 過去三年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていること。

（３）申請に係る演劇等が行われる施設が次に掲げるいずれの要件にも適合すること。ただし、興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもって在留する者が当該施設において申請人以外にいない場合は、（vi）に適合すること。

（ｉ） 不特定かつ多数の客を対象として外国人の興行を行う施設であること。

（ii） 風営法第二条第一項第一号に規定する営業を営む施設である場合は、次に掲

げるいずれの要件にも適合していること。

(a) 専ら客の接待に従事する従業員が五名以上いること。

(b) 興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもって在留する者が客の接待に従事するおそれがないと認められること。

(iii) 十三平方メートル以上の舞台があること。

(iv) 九平方メートル（出演者が五名を超える場合は、九平方メートルに五名を超える人数の一名につき一・六平方メートルを加えた面積）以上の出演者用の控室があること。

(v) 当該施設の従業員の数が五名以上であること。

(vi) 当該施設を運営する機関の経営者又は当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

(a) 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

(b) 過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

(c) 過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第二節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

(d) 法第七十四条から第七十四条の八までの罪又は売春防止法第六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(e) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

（1）基準1号イについて

ア　要件の内容

（ア）外国人の興行に係る業務を適正に実施している実績がある招へい機関との契約に基づいて、演劇等の興行に係る活動に従事しようとする場合には、外国人の能力や報酬、客席における飲食物提供の有無等の要件を設けず、様々な形態の興行を幅広く認めようというものである。そのため、契約機関の要件及び出演施設の要件のみが規定されている。

（イ）契約機関については、以下の要件が規定されている。

① 適正な業務を行うためのマネジメントの能力として外国人の興行に係る業務経験に関する要件

② 経営者又は常勤職員に以下の行為、犯歴等がないことの要件

ⅰ 人身取引等、不法就労助長等（法第２４条の３号の４のイからハまでに掲げる行為）

ⅱ 過去５年間に虚偽申請のための偽造文書の作成、交付等に関与したこと

ⅲ 入管法の集団密航に係る罪（第７４条から７４条の８までの罪）又は売春防止法違反（第６条から第１３条までの罪）の罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していないこと

ⅳ 暴力団員でないこと又は暴力団員でなくなった日から５年が経過していないこと

③ 過去３年間に外国人芸能人との間で締結した契約に基づいて報酬の全額を支払っていることの要件

④ ①から③までの要件は満たしているものの、そのほかの犯歴がある等の消極的要素がないことの要件

（ウ）出演先施設について、風営法第２条第１項第１号から第３号までに規定する営業を営む施設以外の施設であることを要件として定めている。

（注）風営法第２条第１項第１号は、キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業、第２号は喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの、第３号は喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むものを定めている。

イ 用語の意義

（ア）基準１号のイ（２）（ｉ）の「人身取引等」

法第２条第７号に定義されている行為をいう。

（注）具体的には、①営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、収受し、輸送し、若しくは蔵匿する行為、②①に掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、１８才未満の者を自己の支配下に置く行為、③①に掲げるもののほか、１８才未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、

当該１８才未満の者を引き渡す行為と定義されている。

(イ) 基準１号のイ(２)(ⅱ)の「過去５年間に……いずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者」

① 当該行為により処罰されたことを要さず、行為があったという事実が認められれば足りる。

② 「過去５年間に」とは、上陸申請に対する処分時から遡って過去５年間という意味であるが、上陸申請前に在留資格認定証明書交付申請に対する処分が行われることから、同申請に対する処分の時点から遡って過去５年間に不法就労への関与行為の事実がある場合は、原則として、同証明書交付の要件を満たさないものとして取り扱う。

③ 「唆し」とは、未だ不法就労助長行為等をすることを決意していない者をしてそれを実行する意思を生じさせることをいう。

④ 「助けた」とは、ある者が不法就労助長行為等をする場合にこれに加担して不法就労助長行為等を容易ならしめることをいう。

(ウ) 基準１号イ(２)(ⅲ)の「過去５年間に当該機関の事業活動に関し」

「当該機関の事業活動に関し」とは、「当該契約機関の事業活動に関し」という意味であり、特定の機関における行為が対象となる。したがって他の機関において上記行為を行ったことが確認された場合には、これをもって基準不適合とはならない。

なお、同一の機関であるかは実質的に判断する必要があり、形式的に別法人であっても、単なる社名変更等実質的に事業の継続性、一体性の認められる範囲内である場合については、同一機関での行為と認められる。

(エ) 基準１号のイ(２)(ⅴ)の「５年を経過しない者」

５年を経過していないかどうかを判断する基準については、前記(イ)②と同様である。

(オ) 基準１号イ(２)(ⅴ)の「暴力団員」

この要件に適合するか否かの確認は、当該事実を把握している関係機関への照会で得られる回答による。

(注) 暴対法第２条第６号に規定する「暴力団員」とは、暴力団の構成員をいい、暴力団とは、その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体をいう(同条第２号)。暴対法第３条の規定による指定を受けた暴力団(いわゆる指定暴力団)の構成員であるか否かを問わない。

(カ) 基準１号イ(３)の「過去３年間に締結した申請人と本邦の機関との契約に基づいて……報酬の全額を支払っていること。」

① 「過去３年間に」とは、上陸申請に対する処分時から遡って過去３年間という

意味であるが、上陸申請前に在留資格認定証明書交付申請に対する処分が行われることから、同申請に対する処分の時点から遡って過去３年間に締結した契約に基づいて報酬の全額を支払っていない場合は、原則として、同証明書の交付の要件を満たさないものとして取り扱う。

② 「報酬の全額を支払っている」とは、未払いの報酬が存在しないことを意味する。なお、支払期日に支払いがなされていなくても、処分時までに全額を支払っていればよい。したがって、申請に当たって、その直前に過去の未払いの報酬をまとめて支払うこと（いわば駆け込み支払い）でも、それにより未払いが解消されれば、「全額を支払った」ものとなる。

（キ）「風営法第２条第１項第１号から第３号までに規定する営業を営む施設」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項第１号から第３号に規定する営業を営む施設をいう（上記ア（ウ）（注）参照）。

ウ 審査のポイント

（ア）申請書の「興行又は芸能活動の内容」欄の記載により、申請人の活動が基準１号イに該当するものであること及び「適用される基準の区分」が基準１号イであるかを確認する。

（イ）申請書の「就労予定期間」欄の記載が下記７に適合することを確認する。

（ウ）申請書の「契約機関」欄の記載と立証資料の「登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）」により契約機関の所在地及び業務内容を確認する。

（エ）申請書の「契約機関」欄及び立証資料の「常勤職員名簿」から、外国人の興行に係る業務について通算して３年以上の経験を有する経営者又は管理者名を確認し、自局又は他局で保管する記録を確認するなどして要件適合性を確認する。

（オ）申請書の「契約機関（１０）」欄及び立証資料の「契約機関の経営者及び常勤の職員が基準１号イ（２）のいずれにも該当しないことを申し立てる書面」により基準１号イ（２）の要件に適合していることを確認する。

（注）①

②

③

（カ）申請書の「契約機関（１１）」欄の記載及び「契約機関が過去３年間に締結した契約に基づいて外国人に支払義務を負う報酬を全額支払っていることを証する文書（申立書）」により基準１号イ（３）に適合していることを確認する。

（注）原則として、申立書の提出をもって基準に適合しているものと判断する。ただし、情報提供等から疑義が生じた場合は、必要に応じて、過去３年以内の特定の時期の報酬支払に係る資料を求め、未払いがないことを立証させる。

（キ）上記（オ）に係る調査又は関係機関からの情報提供等から、招へい機関の経営者又は常勤の職員が、労働関係法令に違反して刑に処せられていること及び薬物法に違反して刑に処せられていることが判明した場合、「外国人の興行に係る業務を適正に遂行する能力」を有するものとは言えず、当該基準に適合しない。なお、１号イ（１）から（３）までに適合し、上述の犯歴にも該当しないものの、その他の犯歴等から地方局において「外国人の興行に係る業務を適正に遂行する能力」を有しないと判断する場合は、本庁在留管理課就労審査係に照会する。

（ク）出演先施設については、立証資料の「興行を行う施設が風営法第２条第１項第１号から第３号までに規定する営業を営む施設に該当しないことを申し立てる文書（申立書）」により要件に適合することを確認する。

エ　運用方法

（ア）カテゴリーについて

基準１号イに適合するとして在留資格認定証明書交付申請に及ぶ場合、契約機関の過去の同申請の処分状況に応じて、２種類のカテゴリーに分類し、以下のとおり取り扱うこととする。

a　カテゴリー区分

（a）カテゴリー１

過去に「興行」の基準１号イに適合するとして在留資格認定証明書の交付を受けたことのある契約機関（令和５年１２月１日までに、基準１号イに適合するとして在留資格認定証明書の交付を受けた機関を含む。）

（b）カテゴリー２

カテゴリー１に該当しない契約機関

b　立証資料

下記６（１）アのとおり。カテゴリー１に関しては（注）を参照。

（イ）審査

a [redacted]

（a）カテゴリー１

[redacted]

[redacted]

（b）カテゴリー２

[redacted]

（c）[redacted]

[redacted]

b　審査上の留意事項

[redacted]

（ウ）処理

a　処理期間

申請受理から認定証明書交付までの期間を、当面の間、以下のとおりとして試行する。

（a）カテゴリー1

i　契約機関の経営者又は常勤の職員に変更がなかった場合

2週間以内

ii　契約機関の経営者又は常勤の職員に変更があった場合

3週間以内

（b）カテゴリー2

1か月以内

b　上記aの処理期間内での処分が困難である場合の対応

（a）慎重審査を要する場合

提出資料の不備や不足があるもの及び提出資料の信ぴょう性に疑義がある等の理由で慎重審査を要するため、審査期間が長期化することが見込まれる場合には、申請受理から概ね1週間以内に、適宜の方法で、申請人、申請代理人又は申請取次者に連絡することとし、上記aの処理期間内に在留資格認定証明書を交付することが困難であること及び審査終了時期の見込みについて伝える。

（b）[redacted]

(エ) 基準1号イの契約機関の要件に適合しないことが判明したときの取扱い

a　対象

カテゴリー1に該当する契約機関であっても、基準1号イの契約機関の要件に適合しないことを理由に在留資格認定証明書交付申請が不交付となった契約機関（同要件に適合しないことが判明したが、基準1号ロ又はハに適合するものとして在留資格認定証明書を交付した場合及び申請そのものを取下げさせた場合を含む。）。

b　対応

上記aの対象となることが判明した在留資格認定証明書交付申請の処分後、適宜の方法で申請人、申請代理人又は申請取次者に対し、次回の認定申請時にはカテゴリー2に該当するものとして取り扱うこととなる旨連絡する。

その後、カテゴリー2として申請した在留資格認定証明書交付申請において、基準1号イの契約機関の要件に適合していることが改めて確認され、在留資格認

定証明書が交付された場合には、次回以降、カテゴリー１に該当するものとして取り扱う。

（２）基準１号ロについて

ア　要件の内容

基準１号ロ（１）から（５）までに掲げる興行に係る活動は、公的機関が主催するもの又はその資金援助があるもの、音楽学校等における教育的な活動に基づく興行、テーマパーク、コンサートホール等における興行で、これらの活動については、違法活動の発生のおそれが少なく、適正な活動が期待できるものであることから、比較的容易な要件に適合することで認められる。

イ　用語の意義

（ア）基準１号ロ（１）の「我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」

日本放送協会等のいわゆる特殊法人をいう。

（イ）基準１号ロ（１）及び（２）の「主催する」

「中心となってあることを催すこと」であるが、具体的には、当該興行を主体的に企画・運営することをいう。他の機関との共催も含まれるが、単なる「後援」や「協賛」の場合は、主催するとはいえない。

（ウ）基準１号ロ（１）の「（学校等）において行われる」

場所的な意味であり、学校等が主催するものに限られず、例えば、学園祭など学校が主催するものではない興行で学校の施設において行われるものも含まれる。他方、学校等が主催する興行であっても、当該学校等の敷地や施設以外の場所・施設において行われる場合は、これに該当しない。

（エ）基準１号ロ（２）の「資金援助を受けて設立された」

資金援助が本邦の公私の機関の設立についてなされていることをいい、当該機関の主催する興行に対して資金を援助することではない。

（注）①　我が国と外国との文化交流に資する目的で資金援助を受けて設立されたことの立証が確実になされていれば、援助を受けた資金の額は問わない。ただし、実際に設立に要した資金の額に比して援助額が極めて少額である場合や、そもそも設立に要した資金が異常に少額であるときは、合理的理由があることが必要である。

②　国又は地方公共団体の資金援助を受けて設立された機関であっても、特に公益法人としての設立許可等を受けていないいわゆる任意団体については、活動内容や活動実績から、適正な運営がなされているかについても審査する。

（オ）基準１号ロ（３）に該当する施設

外国の情景又は文化を主題として観光客を招致する敷地面積１０万平方メートル以上のいわゆるテーマパークをいう。

施設を運営する機関との契約に基づいて行うか否かを問わず、当該施設において行われる興行に係る活動に従事しようとする場合は、基準１号ロ（３）に該当する。

（カ）基準１号ロ（４）の「接待」

風営法上の「接待」の概念と同一であり、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう（風営法第２条第３項）。風営法上の接待の定義、主体、判断基準については、後掲「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」のとおり。

（注）客席等において客の接待に従事する行為や接待以外でも接客、配膳その他店舗の営業に係る雑用に従事する行為は、たとえ、公演を行っていて、その幕間の時間帯に行ったものであっても、「興行」の在留資格に属する活動ではなく、これらの行為が報酬の対象となっていると認められれば、資格外活動に当たる。

他方で、歌唱や舞踊などの公演が現に行われている最中又は開演直後・終演直後の時間帯に客から花束やチップをもらう行為、握手あるいは簡単な挨拶を交わす行為等儀礼にわたるものと認められる行為は、社会通念上、公演そのものに付随する行為であり、「興行」に係る活動に含まれる。

また、客の身体に触れる行為であっても、例えば音楽イベント等における握手やハイタッチ等のように、社交儀礼上の行為として行われるものについては、接待にはあたらず、それ以外の行為についても、その態様から社交儀礼上の行為と認められるかを判断する。

（キ）基準１号ロ（４）の施設

劇場やコンサートホールなどのほか、屋外の施設も含まれる。

劇場やコンサートホールでは、客席部分と区分されたロビーなどに自動販売機や売店がある場合が多いが、客がこれらで購入した飲食物を自ら客席に持ち込んで飲食しても、客席において飲食物を提供することには当たらない。同様に、客席と一体性のある場所にバーカウンターを設けて飲食物を提供する場合であっても、客がバーカウンターにおいて飲食物を受け取り、自ら客席に運んで飲食するのであれば、客席において飲食物を提供することには当たらない。これは、施設への入場料と飲食料金が区別されている場合のほか、入場料に飲食料金が含まれている場合も、同じである。

（注）設備を設けて客に飲食させる営業（いわゆる飲食店営業・喫茶店営業）を営む飲食店であっても、施設利用の契約書等から、当該興行において飲食物の提供がないことが明らかであれば、１号ロ（４）に該当するが、客の接待をしたり、飲食をさせる風俗営業店は、施設利用の契約内容にかかわらず、１号ロ（４）に

該当しない。

① 「営利を目的としない本邦の公私の機関が運営するもの」

国・地方公共団体や公益法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人などが運営主体となっている施設をいう。運営主体が非営利目的の機関であることが必要であり、施設が非営利目的のものであっても、運営主体が営利目的の機関である場合は１号ロ（４）に該当しない。

② 「客席部分の収容人員」

収容人員は、消防法第８条及び同法施行令第１条の２に規定する防火管理者を定めなければならない防火対象物等の判断基準の一つとして定められており、当該人員のうち、客席部分に係るものをいう。算定方法は、同法施行規則第１条の３において定められている（固定された座席については、その数で、立ち見席部分においては、一人当たり０．２㎡で算定。）。

(ク) 基準１号ロ（５）

高額の報酬を受け、かつ、ごく短期間我が国に滞在して行う著名な歌手等の興行（ホテルのディナーショーなど）を対象としており、飲食物の提供又は客の接待を伴う施設において行うもので差し支えない。

ア 「団体で行う興行」

２名以上の者が出演する興行をいい、個々の外国人が受ける報酬の額にかかわらず、当該団体が受ける報酬の総額が１日につき５０万円以上であれば足りる。

イ 「３０日を超えない期間本邦に在留して」

申請に係る興行を行うために我が国に上陸してから出国するまでの期間、すなわち、実際の公演期間にその前後の移動や準備に要する期間を合わせた我が国での滞在期間全体が３０日以内であることを要する。

ウ 審査のポイント

(ア) 申請書の「興行又は芸能活動の内容」欄の記載により、申請人の活動が基準１号ロに該当するものであること及び「適用される基準の区分」が基準１号ロ（１）から（５）までのいずれであるかを確認する。

(イ) 申請書の「就労予定期間」欄の記載が下記７に適合することを確認する。

(ウ) 申請書の「主催者、招へい者又は雇用者」の(１)から(５)まで、「出演施設」欄の記載内容により、基準１号ロ（１）から（５）までのいずれかに該当することを確認する。

なお、立証資料のうち、出演施設及び施設を運営する機関（以下「運営機関」という。）に関するもので、公開の資料により明らかになっているものや公的機関、学校等に関するものは、施行規則に定める資料の提出を求めることを要しない。

(エ) 「興行」の在留資格が認められるためには、当該外国人自身が公演の実施によって

相応の対価が得られる程度の能力や資質等を有していること及び相応の報酬が支払われることが必要であり、この点について、申請書の「報酬」欄の記載を確認する。

したがって、基準１号ロに該当するものとして行われた申請であっても、例えば、外国人本人の過去の活動歴等からみて申請に係る興行活動を行うに足りる能力や資質等を有していること、滞在費を含めて興行活動を行うための費用が明確であること、公演スケジュールや内容が具体的かつ明確であることが必要である。

（注）興行活動を行うに足りる能力や資質が認められず、興行活動を行うための費用や公演内容等が明確でないものは、基準１号ロに該当する興行活動に従事するという申請内容そのものに疑義があるものとして、必要に応じて他の立証資料を求めるなど、慎重な審査を行うこととする。

（３）基準１号ハ（１）について

ア　要件の内容

（ア）基準１号ハは外国人芸能人本人の能力に関する要件を規定している。ただし、この本人の能力については、当該興行によって得られる芸能人本人の報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が一日につき５００万円以上ある場合は、適合することを求められない。

（注）ただし書きに該当する場合は、仮に基準１号ハ（１）の(ｉ)又は(ⅱ)に規定するような学歴や経験がないとしても、芸能人としての能力が備わっているものと考えられる。

（イ）要件としては、①外国の教育機関において我が国で行おうとする興行に係る活動に係る科目を２年以上の期間専攻したこと、②２年以上の外国における経験を有すること、のいずれかを満たすことが必要である。

（ウ）基準１号ハに該当する芸能人本人のマネジャーなど、上記２（１）に規定する「補助者」については、基準上明確に学歴又は経歴の要件の適用を除外する規定はないが、趣旨から言って、これらの要件は出演者又は興行を行う上で重要な役割を担う芸能人に係る規定であり、したがって、その者が興行を行う上で必要不可欠な活動に従事することが確認されることが必要であるが、一方で出演者が基準１号ハ（１）(ｉ)又は(ⅱ)に適合すれば、補助者は当該基準に適合することは要しない。

イ　用語の意義

（ア）基準１号ハ（１）(ｉ)の「外国の教育機関」

その国・地域における学校教育制度において正規の教育機関とされているものであり、かつ、原則として、義務教育修了後に入学するものをいう。したがって、歌謡、舞踊等のレッスン教室や塾などで個人的に師事したといった場合は除かれる。また、「当該活動に係る科目」とは、活動の名称と科目の名称の異同にかかわりなく、その活動に関する能力・資質を涵養するに足る科目という意味である。

なお、「２年以上の期間」については、２年課程のコースであれば足り、例えば「２０１０年９月から２０１１年７月まで本校で舞踏を専攻し卒業した」旨の記載がある卒業証明書の提出があった場合は、実質的に２年に満たないが、特段の疑義のない限り、当該要件に適合するものとして取り扱う。

（イ）基準１号ハ（１）（ⅱ）の「２年以上の外国における経験を有すること」

職業芸能人として興行に係る活動に実際に従事していた経験が２年以上あることをいい、継続性なく単発的に、又は芸術若しくは芸能に関連性を有しない職業活動を営む一方でその余暇を利用した形で興行に係る活動を行っていた経験は含まれない。また、基準１号ハ（１）（ⅰ）と（ⅱ）の要件は、それらのいずれかに適合することが必要であり、学歴と経験の合計で２年で適合するとはいえない。例えば、１年間の科目の専攻と１年間の外国における実務経験とを合わせて２年であるというような場合では、この要件には適合しない。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書の「申請人の経歴」欄の記載並びに立証資料の「経歴書」及び「活動に係る経歴を証する文書」により、基準１号ハ（１）（ⅰ）又は（ⅱ）の経歴要件を満たしていることを確認する

（注）基準１号ハ（１）ただし書きに該当する興行であるか否かについては、申請書の「報酬」欄の記載や立証資料の「興行契約（予約）書写し」により確認する。

（イ）上記（ア）の信ぴょう性の確認のため、過去に入国歴がある場合は、FEIS 等に記録されている過去に提出された経歴書等の内容と一致するか確認する。

（ウ）上記（ア）の記載及び資料の信ぴょう性に疑義がある場合、職業を証明することのできる文書として、本国における芸能人としての活動期間中の個人事業所得等の納税に係る領収書（写し）又は社会保険加入事実等に関する資料等の提出を求める。

（エ）上記（ア）から（ウ）までの確認により経歴に疑義が生じた場合は、申請人に説明を求め、合理的理由を示すことができないときは、基準１号ハの要件に適合しないものとする。

（４）基準１号ハ（２）について

ア　要件の内容

（ア）一般的にプロダクションと呼ばれる機関やいわゆる自店招へいの場合の「興行契約機関」の要件及び興行契約機関と外国人芸能人との間の契約（興行契約）について定めたものである。

（イ）申請人が、主として外国の民族料理を提供する飲食店（風営法第２条第１項第１号に規定する営業を営む施設を除く。）を運営する機関との契約に基づいて、月額２０万円以上の報酬を受けて、当該飲食店において、当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動に従事しようとするときは、基準１号ハ（２）本文の規

定（（２）（ｉ）から（ⅳ）を含む。）は適用されない。ただし、当然のこととして、当該飲食店が当該民族音楽に係る芸能人を雇用するに際して適正な受入れがなされることが前提として必要である。

（ウ）興行契約機関については、以下の要件が規定されている。

① 適正な業務を行うためのマネジメントの能力として外国人の興行に係る業務経験に関する要件

② 労務管理等所属芸能人の活動の管理を適正に行うための常勤職員の人数に関する要件

③ 経営者又は常勤職員に以下の行為、犯歴等がないことの要件

ｉ 人身取引等、不法就労助長等（法第２４条の３号の４のイからハまでに掲げる行為）

ⅱ 過去５年間に虚偽申請のための偽造文書の作成、交付等に関与したこと

ⅲ 入管法の集団密航に係る罪（第７４条から７４条の８までの罪）又は売春防止法違反（第６条から第１３条までの罪）の罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していないこと

ⅳ 暴力団員でないこと又は暴力団員でなくなった日から５年が経過していること

④ 過去３年間に外国人芸能人との間で締結した興行契約に基づいて報酬の全額を支払っていることの要件

⑤ 月額２０万円以上の報酬を支払う義務を負うことが契約上明示されていることの要件

イ 用語の意義

（ア）「主として外国の民族料理を提供する飲食店」

外国において考案され我が国において特殊なものとされているスペイン料理、中国料理、タイ料理などの外国料理の分野において、相応の実績及び評判を有するものをいう。

（注）「技能」の在留資格に係る基準１号に適合する調理師を雇用する程度の業務を行っている飲食店がこれに該当する。

（イ）「当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動」

その飲食店において提供される民族料理に関連する民族音楽に係る活動をいい、この活動を行う者については、その国籍や出身地を問わず、基準１号ハ（１）の要件に適合し、かつ、当該民族音楽に係る興行活動についての資格、学歴又は経験を有していることが必要である。

（ウ）基準１号ハ（２）（ⅲ）（a）及びハ（３）（ⅵ）（a）の「人身取引等」は、前記（１）イ（ア）参照

（エ）基準１号のハ（２）（ⅲ）（b）及びハ（３）（ⅵ）（b）の「過去５年間に……いずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者」は前記（１）イ（イ）参照。

(オ) 基準１号ハ(２)(iii) (c) の「過去５年間に当該機関の事業活動に関し」

「当該機関の事業活動に関し」は、前記（１）イ（ウ）参照。

(カ) 基準１号ハ(２)(iii) (d) 及び同 (e) 並びにハ(３)(vi) (d) 及び同 (e) の「５年を経過しない者」

５年を経過していないかどうかを判断する基準については、前記（エ）と同様である。

(キ) 基準１号ハ(２)(iii) (e) 及びハ（３）(vi) (e) の「暴力団員」は、前記（１）イ（オ）参照。

(ク) 基準１号ハ(２)(iv) の「過去３年間に締結した興行契約に基づいて……報酬の全額を支払っていること。」は、前記（１）イ（カ）参照。

ウ　審査のポイント

(ア) 申請書の「興行又は芸能活動の内容」欄の記載により、申請人の活動が基準１号ハに該当するものであること及び「適用される基準の区分」が同項目の⑦又は⑧のいずれに該当するかを確認する。

(イ) 申請書の「就労予定期間」欄の記載が下記７に適合することを確認する。

(ウ) 申請書の「契約機関」欄の記載と立証資料の「登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）」により興行契約機関の所在地及び業務内容を確認する。

併せて「直近の損益計算書」の売上高欄や売上原価欄により当該興行契約機関が真に営業活動を行っていること、興行契約機関の職員及び興行契約機関が雇用する芸能人への報酬の支払いが可能であることを確認する。この際、当期利益欄や経常利益欄の損失により経営が赤字であることをもって営業活動を行っていることに疑義があるものとは取り扱わないが、外国人を受け入れた後営業活動が悪化し、特に報酬の支払いが行われない事態が発生することを防がなければならないので、「その他の興行契約機関の概要を明らかにする資料」として、例えば過去数年に遡っての法人税の納付状況を確認するなどをもって健全な経営が行われることを確認する。

(エ) 申請書の「報酬」欄の記載と立証資料の「興行契約（予約）書」写し及び「活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書」により、月額２０万円以上の報酬が支払われることを確認する。その際、支払額のみならず、社会保険の天引きがある場合はその金額等の詳細を明らかにしておく（在留中資格外活動の疑いが生じた際の参考とするため）。

なお、興行契約は、申請人と本邦の機関との間の契約であり、当該機関が月額２０万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されていれば、その名称の如何を問わない。

（注）①　「興行契約（予約）書」については、入国以前には通常雇用契約は締結さ

れていないので、契約の予約としてのものであっても差し支えない。

なお、労働基準法第１５条第１項及び同法施行規則第５条に基づき労働者には労働条件を明示する文書が交付されることとなっており、これをもって代えることができる。

② 例えば、申請人が所属する本邦外の団体と本邦の機関との間に契約があるだけでは、興行契約には該当しない。

③ 報酬が外貨により支払われる場合は、申請時点の外国為替レートを参考にして日本円に換算する。

④ 外国人本人が我が国法令上直接に負担すべき所得税及び社会保険料は報酬額に含まれる。

⑤ 外国人本人が本来的に負担すべき食費、宿泊費その他の公演活動以外の個人的な日常生活に要する費用を報酬からいわゆる「天引き」する場合には、天引きは原則として税金、社会保険料等に限定されるという労働基準法第 24 条第１項の規定の趣旨に抵触していないか注意する。

したがって、雇用契約の中で「天引き」の旨の規定がある場合には、具体的に食費等として天引きされる予定金額が別途明示されていなければならない。また、いったん支払った報酬から別に徴収するという場合であっても、徴収される予定金額が明示されていなければならない。いずれの場合においても、天引き又は徴収される費用（特に食費や宿泊費）については社会通念に照らして妥当な金額の範囲内であり、かつ、実費の範囲内のものでなければならない。

このような天引き又は徴収される費用がある場合には、これら費用の根拠及び明細（実費の範囲内であることの証明を含む。）の提出を求め、かつ、このことについて外国人芸能人が明確な形で了解していることが立証される必要がある。

⑥ 労働基準法上の労働者とされる場合には、賃金は、毎月１回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない（労基法第２４条第２項）。

⑦ 報酬が日割りで支払われる場合や公演期間が１月に満たない場合には、月額に換算して２０万円以上となる額であればよい。

(エ) 申請書の「契約機関」欄の（９）及び（１２）の記載、立証資料の「常勤の職員名簿」及び「従業員の経歴書」で基準１号ハ（２）（ⅰ）及び(ⅱ)の要件に適合していることを確認する。

① 職員の常勤性については、賃金台帳で確認する。

(注) 賃金台帳は、労働基準法第１０８条により、「使用者は、各事業所ごとに賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払いの都度遅滞なく記入しなければならない。」とされ、かつ、同台帳は労働者名簿等労働関係に関する書類ととも

に、３年間保存することが義務づけられている（同法第１０９条）。賃金台帳には、労働日数、労働時間、基本給等のほか、各種保険、所得税、住民税の金額が記入されることとなっている。

・　賃金台帳が作成されていない者は常勤職員とは認められない。なお、賃金台帳を作成していない会社から、作成が免除されている旨の申立があったときは、その根拠についての説明とともに、根拠となる法令・条約や取扱い等が記載された関係資料の提出を求めた上で、賃金台帳が作成されてないことに正当な理由が認められる場合は、賃金台帳以外の資料を求めて確認することとなる。

・　２か所以上から給与の支払いを受けていて、主たる収入が別にあることから興行契約機関において賃金台帳が作成されていない場合については常勤職員とは認められない。

②　外国人の興行に係る業務について通算して３年以上の経験を有する経営者又は管理者については、自局又は他局で保管する記録を確認するなどして要件適合性を確認する。

（オ）申請書の「契約機関（１０）」欄及び立証資料の「契約機関の経営者及び常勤の職員が基準１号ハ（２）（iii）のいずれにも該当しないことを申し立てる書面」によりハ（２）（iii）の要件に適合していることを確認する。

（注）欠格事由に該当しないことの確認については、上記（１）ウ（オ）（注）参照。

（カ）[redacted]

（キ）申請書の「契約機関（１１）」欄の記載及び立証資料の「契約機関が過去３年間に締

結した興行契約に基づいて外国人に支払義務を負う報酬を全額支払っていることを証する文書」により基準１号ハ（２）（iv）に適合していることを確認する。

（注）[redacted]

（ク）「主として外国の民族料理を提供する飲食店」が新規に開店する飲食店の場合には、第１０節第２の３（１）エを参考に、事業計画の具体性、合理性、実現可能性、事業所（施設）の確保の状況、営業許可の取得状況、年間売上見込み等により、当該事業の継続性が見込まれるものであることを要する。

（５）１号ハ（３）について

ア　要件の内容

（ア）基準１号ハに該当する興行に係る活動に従事する外国人が活動する施設の要件を定めたものである。

なお、当該施設において興行に係る活動に従事する者が申請人以外にいない場合は、基準１号ハ（３）（ｉ）から（ｖ）までの要件に適合することは求められない。

（イ）基準１号ハ（３）（ｉ）は、出演する施設が一般人に利用可能なものであることを要件とする規定である。

（ウ）基準１号ハ（３）（ii）は、風営法第２条第１項第１号に規定する営業を営む施設を出演先とする場合に加重される要件である。

（注）風営法第２条第１項第１号は、キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業を定めている。

（エ）基準１号ハ（３）（iii）及び（iv）は出演施設の舞台面積及び控室面積に関する要件である。

（オ）基準１号ハ（３）（ｖ）は出演施設の従業員の人数要件である。

（カ）基準１号ハ（３）（vi）は出演施設を運営する機関（運営機関）の経営者又は出演施設に係る業務に従事する常勤の職員の欠格事由に関する規定である。

イ　用語の意義

（ア）「不特定かつ多数の客を対象」

少数のメンバーに限定した排他的な会員しか入れない「会員制クラブ」などの施設は、この要件に適合しない。ただし、企業が従業員やその家族又は顧客等に対するサービスとして一時的に企画するもの（例えば、企業内のレクリエーションの一環として、又は百貨店やクレジットカード会社による得意先・優待客向けサービスのために、一般的に施設において公演を実施しようとするもの）やホテル・旅館が宿泊客を対象としてそれらの施設において実施するものは、この要件に適合する。

（イ）「接待」は、前記（２）イ（カ）参照。

（ウ）「風営法第２条第１項第１号に規定する営業を営む施設」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項第１号に規定する営業を営む施設をいう（上記ア（ウ）（注）参照）。

(エ)「当該施設を運営する機関」

出演施設を運営する団体又は個人をいう。例えば、出演施設が個人経営の場合は当該経営者が、ある法人がその事業活動の一環として運営している店舗の場合は当該法人が、これに当たる。

(オ) 基準１号ハ(３)（vi）(c) の「過去５年間に当該機関の事業活動に関し」

「当該機関の事業活動に関し」とは、「当該出演施設を運営する機関の事業活動に関し」という意味であり、同一機関における行為が対象となる。したがって他の機関において上記行為が確認された場合には、これをもって基準不適合とはならない。

なお、同一の機関であるかは実質的に判断する必要があり、形式的に別法人であっても、単なる社名変更等実質的に事業の継続性、一体性の認められる範囲内である場合については、同一機関での行為と認められる。

ウ　審査のポイント

(ア) 申請書の「出演施設」欄の記載と立証資料の「運営機関に関する登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）」により出演施設の運営機関の所在地と業務内容を確認する。

併せて、「直近の損益計算書」の売上高欄や売上原価欄により、当該運営機関が真に営業活動を行っていることを確認する。この際、経営が赤字であることをもって営業活動を行っていることに疑義があるものとは取り扱わないが、外国人の出演施設が途中で閉鎖され、興行が行えなくなるようなことは望ましくないので、「その他の施設の概要を明らかにする資料」（例えば事業計画書など）をもって安定した運営が行われていることを確認する。

(イ) 立証資料の「営業許可書の写し」で風営法第２条第１項第１号に規定する営業を営む施設であるか及び当該施設が適法な営業許可を取得していることを確認する。

(ウ) 申請書の「従業員数」及び「施設における客の接待」欄の記載及び立証資料の「従業員名簿」で従業員数及び専ら客の接待に従事する従業員が５名以上いること（風営法第２条第１項第１号に規定する営業を営む施設である場合。以下同じ。）の要件に適合していることを確認する。

① 基準１号ハ(３)（ii）(a) の「従業員」とは、一般に社交員、フロアレデイ、ホステス、ホスト等と称される客の接待に専念する者をいい、キャッシャー、ウェイター、ウェイトレスなどの業務に通常従事する者は含まない。また、個々の従業員は常勤である必要はないが、出演施設を運営する機関が直接に雇用するものであることを要する。

なお、当該従業員は、日本国籍を有する者には限られないが、外国籍の者の

場合には、特別永住者又は居住資格をもって在留する者であることを要する。

② 「５名以上いること」とは、必ずしもその施設の営業時間中に常時出演先に勤務していることを求めるものではなく、客の入店状況により自宅等において待機している者がいる場合であっても、従業員として５名以上が確保されていればよい。

(エ) 基準１号ハ(３)(ⅱ)の風営法第２条第１項第１号に規定する営業を営む施設については、立証資料として次の①及び②の機関ごとに文書の提出を求め、その信ぴょう性を関係者から聴取したり、実地調査をする等により、芸能人が客の接待に従事するおそれがないと認められることを確認する。

① 興行契約機関

外国人芸能人の適正な活動を確保する意欲を有し、次の事項について誓約する旨の文書が提出されていること。

a 興行契約を締結しようとする外国人芸能人に、出演施設において、「興行」の在留資格で認められた活動に該当しない客の接待に従事する活動等を一切行わせないこと。

b 地方局等又は出張所による外国人芸能人の在留実態に関する調査が任意調査の形で実施された際には、当該調査に対して協力すること。

② 出演施設

a 外国人芸能人の適正な活動を確保する意欲を有し、次の事項について誓約する旨の文書が提出されていること。

(a) 興行契約を締結しようとする外国人芸能人に、出演施設において、「興行」の在留資格で認められた活動に該当しない客の接待に従事する活動等を一切行わせないこと。

(b) 地方局等又は出張所による外国人芸能人の在留実態に関する調査が任意調査の形で実施された際には、当該調査に対して協力すること。

b 外国人芸能人の適正な活動が確保されるよう次に掲げる体制がとられていること。

入場客に対し、外国人芸能人の公演内容、公演日程及び外国人芸能人がホステス等として客の接待には従事しないことについて周知する方策がとられていること。

(注) この場合、周知の方法については問わないが、例えば、出演施設の入口又は出演施設内部の見やすい場所に前記の内容が客の十分認識できるような形で掲示等により表示されており、写真等によりそのことが確認できるような場合には、「周知する方策がとられている」と認められる。

(オ) 申請書の「従業員数」欄の記載及び立証資料の「従業員名簿」により、基準１号ハ

（3）（ｖ）の要件に適合していることを確認する。

なお、「当該施設の従業員の数が５名以上であること。」については、出演施設の営業時間中に常時５名以上勤務していることをいう。また、当該従業員は、日本国籍を有する者には限られないが、外国籍の者の場合には、当該業務に従事することができる在留資格をもって在留する者であること又は特別永住者であることを要する。

なお、ここでいう「従業員」とは、基準１号ハ（３）（ⅱ）(a) と同様に出演施設を運営する機関が直接雇用するものであることを要する。また、風営法第２条第１項第１号に規定する営業を営む施設における「専ら客の接待に従事する従業員」も含まれる。

(カ) 申請書の舞台面積欄及び控室面積欄の記載と立証資料の「図面」及び「写真」により、基準１号ハ（３）(iii)及び(iv)に適合していることを確認する。

(注) ①　「舞台」については、以下の点に留意する。

ｉ　出演施設等には興行が十分に行われ得るための舞台装置等が完備されていることが必要である。また、興行に当たっての振り付け、衣装、照明等の担当者があらかじめ決められているなど、演出的要素が必要であり、その日程・内容も事前に明確に決められていることが必要である。

ⅱ　舞台と認められるためには、客席との間に段差を設けることまでは必要ないが、公演が実際に行われる区域と客席とが明確に区分されている必要がある。

②　「出演者用の控室」については、以下の点に留意する。

ｉ　例えば、ロッカー、鏡、いす等の備品を備え、出演者が更衣、休憩するのにふさわしい機能を有するものをいう。

ⅱ　出演者が５名を超える場合の控室については、９平方メートルに５名を超える人数１名につき１．６平方メートルを加えた面積以上の出演者用の控室を出演施設が有している必要があることが規定されている。

控室は出演施設内にあるのが原則であるが、例外として、同一建物内に控室が確保できない場合にあっては、適正な公演が実施できる範囲内において同一建物内又は近接する建物に控室を設置できる。例えば、出演者が５名を超える場合について、近接する建物に設置しても差し支えなく、複数の部屋を使用してこれらの部屋の合計面積をもって控室の面積とすることも可能である。

なお、追加して控室を設置する場合でも、当該控室は、原則として出演施設と同一建物内の外部の目にとまることなく舞台との間の移動ができる場所になければならない。ただし、「外部の者の目にとまることな

く」とは控室が近接した建物等に追加して設置されている場合に、それに合理性があれば、一切外部の目にとまることなく移動するという物理的に不可能なことまでも強いるものではない。

二　申請人が演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動に従事しようとする場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。

（1）基準２号について

ア　要件の内容

（ア）興行に係る活動のうち演劇等を除くもので、当該興行に係る活動により受ける報酬が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であるものがこれに適合する。

（注）①　本人への報酬が入場料収入から支払われるものやプロ資格を有するものが演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動に従事する場合が基準２号に該当する。

②　本邦において行われる国際的な試合に参加するプロ選手が外国において受ける報酬もここにいう報酬に含まれる。

（イ）活動が興行の在留資格に当たるか、他の「特定活動」や「短期滞在」の在留資格に該当するかが問題となる多くの場合は、基準２号に規定する演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動である。

例えば、団体競技の場合、興行を行うことを目的とし、興行収入（スポンサー収入を含む。）で運営されているチームに所属する選手については「興行」に該当するが、実業団チームのように企業の広告塔としての活動の対価として会社から選手に報酬が支払われる場合には、専らチームにおける選手としての活動が予定されるプロ契約を行っているものを除き、原則として「特定活動」の在留資格に該当する。

（ウ）監督、コーチ、トレーナーなど選手と一体不可分な関係にある者も興行に係る活動に該当する。しかし、例えば、マーケティング関係の業務に従事する者の場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する場合がある。

（エ）「興行」の在留資格に該当するとして取り扱っているものには以下の例がある。

①　日本プロ野球機構に所属する１２球団の１軍及び２軍登録選手

②　地区独立リーグに所属する野球選手

③　Ｊリーグ（Ｊ１及びＪ２）に所属するサッカーチームの選手

（注）ＪＦＬに所属するチームについては、上記（イ）を参照。また、サッカーには「ホペイロ」と呼ばれる選手の身の回りの世話や、練習の準備を迅速に行う者がおり、一定の経験が必要であること、選手に対するアドバイス

なども行っていることから、「興行」の在留資格に該当する。

④ フットサルにはＦＣリーグの組織があり、現在プロリーグとしての評価はできておらず、上記（イ）により一部チームの選手について「興行」の在留資格が認められているものがある。

⑤ バスケットボールで「興行」の在留資格に該当する取扱いを行っているものとしてはＢＪリーグがある。

⑥ アイスホッケーのリーグは廃止されているが、アジア各国９チームで「アジアアイスホッケーリーグ」が創設され、日本国内では４チームが加盟している。これらのうち２チームがプロチームとしてあり、そのチームの選手を「興行」の在留資格に該当するものとして取り扱っている。

⑦ 個人競技では、ゴルフトーナメントに出場するプロ選手、大相撲力士（財団法人日本相撲協会から力士として証明されている者で、番付を問わない。）、興行として行われる試合に出場するボクシングプロ選手、総合格闘技選手、プロレス選手などがある。

（オ）サーカスとしての活動は、基準２号に該当する。

イ　用語の意義

「演劇等（注：演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏）の興行に係る活動以外の興行」とは、以下の活動が該当する。

（ア）興行として行われるスポーツの試合

（イ）興行として行われるその他の試合、コンテスト等（例えば、チェス大会、ダンス選手権等）

ウ　審査のポイント

（ア）申請書の「興行又は芸能活動の内容」欄の記載により、申請人の活動が基準２号に該当するものであること及び「適用される基準の区分」欄の記載が基準２号であることを確認する。

（イ）申請書の「就労予定期間」欄の記載が下記７に適合することを確認する。

（ウ）申請書の「報酬」、「グループ人数」、「主催者、招へい者又は雇用者」欄の記載内容が、基準２号に適合していることを確認する。

（注）上記２（１）（注）の「出演者が興行を行うために必要不可欠な補助者」についても、基準２号に適合することを要する。

（エ）立証資料のうち、出演施設及び運営機関に関するもので、公開の資料により明らかになっているものは、施行規則に定める資料の提出を求めることを要しない。

三　申請人が興行に係る活動以外の芸能活動に従事しようとする場合は、申請人が次の

いずれかに該当する活動に従事し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

イ　商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ハ　商業用写真の撮影に係る活動

ニ　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

（1）基準3号について

ア　要件の内容

（ア）基準3号は、興行の形態で行われない芸能活動に係る基準を定めたものである。次のいずれかの活動であって（重複する場合もあり得る。）、当該芸能活動により受ける報酬が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であるものが適合する。

①　商品や事業の宣伝に係る活動

②　番組・映画の出演・製作等に係る活動

③　商業用の写真撮影に係る活動

④　ＣＤ等への録音・録画を行う活動

（注）「興行に係る活動以外の芸能活動」にも、いわゆる外国人が芸能活動を行うに当たってその存在が必要不可欠な者の活動が含まれる。また、ファッションショーにおけるデザイナーや映画監督などのように、当該活動が独立して行い得るものであれば、それ自体「興行」の在留資格に該当する。

なお、本邦の公私の機関との契約があることは不可欠ではない（第1の2（2）（注）参照）。

（イ）プロモーションビデオ撮影のために外国の歌手等が来日する場合、本邦の企業等から報酬を受け取らないものであっても、専属契約により本邦での活動により報酬が発生するのであれば、「短期滞在」の在留資格に該当せず、「興行」に該当する。

（ウ）展示会、物産展等において、外国の製品等の実演を行う活動は「興行」の在留資格に該当する。

（エ）プロの写真家や画家が写真又は絵画の展示会・即売会において宣伝を行う活動は「興行」の在留資格に該当する。

（オ）本邦で歌手等に師事したいとする者の場合に、専らレッスンを行い公演が予定されていないようなケースは「興行」の在留資格に該当しない。

（カ）映画の宣伝のために来日する者のセレモニーへの参加や舞台挨拶等の活動は、「短期滞在」の在留資格に該当する。

イ　用語の意義

（ア）商品又は事業の宣伝に活動

ファッション・ショーに参加するファッション・モデルとしての活動、報酬を受けて行うデザイナーとしての活動などが該当する。

（注）「興行」の在留資格に該当するデザイナーとしての活動は、芸能活動として行われるショー等を行う上で重要な役割を担う者としての活動である。

（イ）番組・映画の製作等に係る活動

制作に従事する監督、技術者等のみではなく、番組・映画に出演する芸能人、俳優、歌手等としての活動もこの活動に含まれる。

（ウ）商業用写真の撮影に係る活動

ファッション雑誌等のモデルとしての活動などが該当する。

（エ）ＣＤ等への録音・録画を行う活動

歌唱、音楽のみでなく、外国語によるＣＤ等への録音が含まれる。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書の「興行又は芸能活動の内容」の記載により、申請人の活動が基準３号に該当するものであること及び「適用される基準の区分」が基準３号であることを確認する。

（イ）申請書の「就労予定期間」が下記７に適合していることを確認する。

（ウ）申請書の「報酬」、「グループ人数」、「主催者、招へい者又は雇用者」欄の記載内容が基準３号に適合していることを確認する。

（注）上記２（２）（注）の「その存在が必要不可欠な者」についても、基準３号に適合することを要する。

（エ）モデルの中には、来日後に仕事が確定するようなものも少なくない。これは、本人を確認してから最終選考結果が決定される業界の特異性によるものであり、このような場合には、「予定表」を提出させるなどにより活動内容を確認する。

（オ）インターネット上での芸能活動に係る取扱い

①　商品又は事業の宣伝に係る活動

宣伝活動を行う媒体や方法について規定はされておらず、また、商品又は事業の宣伝をインターネット上で行うことは、現在においては、広く一般的に認められた手法であることから、商品又は事業の宣伝に係る活動がインターネット上でのみ行われるものであったとしても、基準３号イに適合するものと判断する。

②　放送番組又は映画の製作に係る活動（基準３号ロ）

いわゆるテレビ番組として放送されるものを念頭に置いているが、「放送番組」と規定されており、現在においては、番組の提供方法は多様化し、インターネット上で配信することを目的として製作されることも少なくないことから、番組又は映画がインターネット上のみで配信される場合であっても基準適合性は否定さ

れない。

他方で、個人的に本邦内で動画を製作し、インターネット上で配信を行うことで、広告収入を得ることを目的として入国を希望する場合、当該収入は、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」とはいえず、報酬を受ける活動には該当しないため、「興行」の在留資格に該当する活動とは認められない。

5　審査上の留意事項

（1）審査上の基本姿勢

外国人芸能人の在留管理については、外国人芸能人とともに出演施設等をも指導し、外国人芸能人の適正な活動を推進していくことが重要であることから、一部の悪質な興行契約機関を除いては、問題が生じた場合であっても、その態様、事案の軽重を詳細に分析し、画一的な不利益処分を行うことなく、真摯に事業を継続する姿勢が認められる興行契約機関に対しては、事案に応じた指導を行うよう努める。

（2）在留期間更新許可申請に際しての留意事項

[redacted]

（3）外国人芸能人の能力・資質等

外国人芸能人は歌手、ダンサー等としての能力・資質等を有して興行活動に従事するものであり、本国又は外国における芸能に係る学歴や活動実績により相応の評価を受けているものであることが必要である。

（注）[redacted]

（4）報酬

歌謡、舞踊等を一般客に公開した形で公演を実施することによりその役務の対価として報酬を受けるものであることが必要である。

（注）[redacted]

[redacted]

（５）興行契約機関の労務管理能力

契約機関と芸能人が使用者と労働者の関係に立つ場合、当該興行契約機関は外国人芸能人に対する労務管理能力を有し、外国人芸能人による適正な興行活動の実施を十分に担保するものであることが必要である。

具体的には、外国人芸能人の適正な活動が確保されるよう次に掲げるような体制がとられていることが必要である。

ア　興行契約機関は、当該外国人芸能人が本邦において適正な興行活動に従事できるように取り計らう立場にあり、このような立場にふさわしい外国人芸能人の管理能力を有していなければならない。ここにいう外国人芸能人の管理とは、その能力・資質を確認した上で外国人芸能人と興行契約を締結し、外国人芸能人が同契約に基づいて適正な在留活動に従事するよう、外国人芸能人等の公演状況を把握し、興行活動に関し、当該外国人芸能人を指揮・監督することである。

イ　興行契約機関において外国人芸能人の公演状況を常態的に把握することができること。常態的に把握するとは、次に掲げる三つの要件がいずれも満たされていることをいう。

（ア）公演が実施されている時間中、興行契約機関の従業員が週２回程度以上出演施設に出向く等の方法により、外国人芸能人の公演状況等を適正に把握していること。

（イ）携帯電話を持たせる、出演先の責任者の連絡先を把握しておく等適当な方法により、外国人芸能人及び出演施設との密な連絡体制が確保されていること。

（ウ）担当者の待機等、外国人芸能人又は外国人芸能人の行う公演活動について法令上違反となる行為の判明等の問題が生じた場合に速やかに出演施設に赴いて適切な措置をとるための体制が整備されていること。

ウ　過去においてその興行契約機関が興行契約を締結した外国人芸能人について、虚偽申請、客の接待への従事等の違反行為がなかったこと。過去にこれらのことが地方局等又は出張所の調査により現認されている場合には、再発のおそれがないよう改善措置がとられていること。

（注１）[redacted]

（注２）雇用等した外国人芸能人が所在不明となる等その管理下になくなった場合には、

速やかに在留資格認定証明書交付申請又は在留期間更新許可申請を行った地方局等又は指定出張所に文書をもって届け出るとともに、当該外国人芸能人の所在確認に努める等適切な措置をとるよう指導する。

（注３）[redacted]

（注４）「外国人芸能人の労務管理」とは、同人が適正な在留活動に従事し、その在留期間内に確実に活動を終了し出国するように、同人の公演状況等を把握することであって、いかなる意味においても外国人芸能人の身体の自由を制限する等の人権侵害行為とは全く異なるものであり、これらの人権侵害行為が一切容認されないことはいうまでもない。

（６）出演施設

出演施設は、外国人芸能人による公演が十分に行われ得るための舞台装置等が完備されており、公開興行を実施するものとして適当であると認められること。また、公演に当たっての振り付け、衣装、照明等の担当者があらかじめ決められているなど、演出的要素があることが必要である。

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

（７）公演日程等

外国人芸能人による公演日程・公演内容が、客の入りによってその時々に決まるというようなものではなく、事前に明確に定められたものであること。

（注）[redacted]

■

（8）スポーツ選手の在留資格の区分

本邦の球団、クラブチーム等に所属する外国人スポーツ選手の在留資格については、外国人が、契約（雇用）に基づき本邦の公私の機関のために本邦においてスポーツ選手として活動することを目的として入国・在留する場合は、次により、在留資格「興行」又は「特定活動」（告示６号）の該当性を判断する。

ア　在留資格「興行」に該当するものとして取り扱うもの

（ア）本邦の公私の機関がプロ選手としてスポーツの試合を行わせるために当該外国人と契約（雇用）したこと

（イ）（ア）の場合において、当該機関が、スポーツの試合を事業として行う機関であること

イ　在留資格「特定活動」の告示６号に該当するものとして取り扱うもの

（ア）本邦の公私の機関が、興行を目的としてではなく、自社の宣伝や技術を競う目的で設けた当該機関内のクラブチームの出場するスポーツの試合に参加させるために、当該外国人と契約（雇用）したものであること

（イ）（ア）の場合において、クラブチームの所属機関が、スポーツの試合を事業として行っているものではないこと。

（ウ）対象となる外国人

本件の対象は、本邦の公私の機関との契約（雇用を含む）により、当該機関のためにスポーツ選手として活動する目的で入国・在留する外国人であって、個人の資格で活動することとなる場合（プロのゴルフ、テニス等の選手が行う活動）及び他の在留資格に該当する場合を除く。

ウ　在外公館における国際スポーツ大会に係る査証の発給区分は以下の表のとおりであり、上陸審査において許可する在留資格の区分についても同表のとおりとする。

○団体競技

	国の代表チームとして参加	クラブ・チームとして参加	実業団チームとして参加
大会例	・オリンピック（含予選） ・世界選手権（ワールドカップ等）（含予選） ・アジア大会 ・国別対抗戦・親善試合	・クラブ対抗戦 ・親善試合（クラブ対抗戦） ・その他	・世界選手権 ・アジア大会 ・国別対抗戦 ・親善試合
賞金・報酬	選手育成費等（選手に直	有（契約に基づく活動	ーー

の有無	接支払われるケースは少ない ）	ー　生業）	
プ　ロ	「無査証（オリンピック、世界選手権、アジア大会）」又は「短期滞在」	「興行」	ーー
アマチュア	「無査証（オリンピック、世界選手権、アジア大会）」又は「短期滞在」	ーー	「短期滞在」

○個人競技

	国の代表チームとして参加	個人参加	
大会例	・オリンピック（含予選） ・世界選手権（ワールドカップ等）（含予選） ・アジア大会 ・国別対抗戦・親善試合	・国際大会 ゴルフ・トーナメント テニス・トーナメント 格闘技（ボクシング、空手、レスリング等 ）	
賞金・報酬の有無	ーー	有	無
プ　ロ	「無査証（オリンピック、世界選手権、アジア大会）」又は「短期滞在」	「興行」	「短期滞在」
アマチュア（含実業団選手 ）	「無査証（オリンピック、世界選手権、アジア大会）」又は「短期滞在」	「短期滞在」	

（9）風俗営業許可のない飲食店の取扱い

[redacted]

（１０）風俗営業を営む施設の取扱い

ア　風営法上の営業施設に該当するか否かは、当該営業の許可を受けているか否かで形式的に判断されるものではなく、スナック、パブ等の名称にかかわらず、実際に客の接待をして客に飲食等をさせる営業を日常的に営んでいるものであるか否かにより実質的に判断されるものである。

イ　基準１号ハ（３）の各要件の適合性に疑義があるときは、風俗営業の許可を受ける際に

公安委員会に提出した風俗営業許可申請書及び営業の方法の様式の記載内容等との照合により、申請内容の信ぴょう性を確認する。

(ア) 出演先の従業員名簿に管理者の記載があること。

(イ) 風営法第２条第１項第１号の施設の場合は、舞台とは別に「踊り場」が設けられているかを確認する。これが無い場合は、同法に抵触するおそれがある。

(ウ) 営業所の床面積が一致しているか。

(エ) 「常時当該営業所に雇用されている者」欄の人数が社交員名簿と一致しているか。

(オ) 「主たる派遣元」欄が興行契約機関になっていないか。興行契約機関である場合は、芸能人を派遣する可能性が高く、接客のおそれがある。

(カ) 「遊興の内容」欄に外国人芸能人による公演を行う旨の記載がなされているか。

（１１）支社・営業所等からの申請に対する取扱い等について

ア　支社・営業所等からの申請に対する取扱いについて

(ア) 支社・営業所等からの在留資格認定証明書交付申請については、支社・営業所等の所在地を管轄する地方局等において申請を受け付け、審査するものとする。この場合において、支社・営業所等からの管轄外の出演施設での興行に係る申出は当該支社、営業所等が人事管理を行うに足る組織を有する場合を除いて受け付けることなく、本社において行うよう指導する。ただし、本社から支社・営業所等の管轄区域内の出演先に出演させたいとしての申出があった場合は、これを受け付け審査するものとする。

(イ) [redacted]

(ウ) [redacted]

イ　取扱い上の留意点

(ア) [redacted]

(注) [redacted]

(イ) [redacted]

① [redacted]

[redacted]

（注）[redacted]

②[redacted]

6　立証資料

（1）在留資格の決定の場合

ア　演劇等に係る活動を行おうとする場合（基準省令第1号イに該当する場合。）

（ア）経歴書及び活動に係る経歴を証する文書

（イ）契約機関の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）、直近の損益計算書の写しその他の契約機関の概要を明らかにする資料

（ウ）興行を行う施設の概要を明らかにする資料

①　興行を行う施設が風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業を営む施設に該当しないことを申し立てる文書

②　その他施設の概要を明らかにする資料（営業許可書の写し、施設の図面、施設の写真など）

（エ）興行に係る契約書の写し

（注）興行契約書のほか、興行契約機関と出演施設を運営する機関との出演に関する契約書等も含む。

（オ）活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

（注）契約書以外の文書で、活動の内容、期間、地位及び報酬の記載されているものをすべて含む。

（カ）契約機関に係る次の資料

①　契約機関の経営者及び常勤の職員の名簿

（注）名簿には以下の項目が記されていること。

a　氏名（漢字及びフリガナを正確に記載したもの。氏名に漢字を用いない外国人の場合は、母国語による表記及びアルファベット）

b　性別

c　生年月日

d　現住所

e　本籍（外国人の場合は国籍・地域）

f　在留カード番号、在留資格及び在留期限（外国人の場合）

g　当該機関における職務上の地位、業務内容

② 契約機関の経営者及び常勤の職員が基準省令第１号イ（２）に掲げる者のいずれにも該当しないことを契約機関が申し立てる書面

（注）書面の様式については、「第３章様式」を参照。

③ 契約機関が過去３年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを申し立てる文書

（注）書面の書式については、「第３章様式」を参照。

（キ）その他参考となる資料

① 公演日程表

② 公演内容を知らせる広告・チラシ等

（注）在留資格認定証明書交付申請であってカテゴリー１に該当する場合は、上記アの資料のうち、次の１ないし７以外の資料を省略可能とする（１については、前回申請時から変更がない場合、省略可能。）。

1 契約機関の登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）、直近の損益計算書の写しその他の契約機関の概要を明らかにする資料

2 興行を行う施設が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに規定する営業を営む施設に該当しないことを申し立てる文書

3 契約機関の経営者及び常勤の職員の名簿（以下「従業員名簿」という。）

4 契約機関の経営者及び常勤の職員が基準１号イ（２）に掲げる者のいずれにも該当しないことを契約機関が申し立てる文書

5 契約機関が過去３年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを申し立てる文書

6 公演日程表

7 公演内容を知らせる広告・チラシ等の公演の概要が分かる資料

イ 演劇等に係る活動を行おうとする場合（基準省令第１号ロ（１）から（５）までのいずれかに該当する場合）

（ア）招へい機関の登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）、直近の損益計算書の写しその他の招へい機関の概要を明らかにする資料

（イ）経歴書及び活動に係る経歴を証する文書

（ウ）興行を行う施設の概要を明らかにする資料

① 営業許可書の写し

② 施設の図面

③ 施設の写真

④　従業員名簿

（エ）興行に係る契約書の写し

（オ）活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

（注）契約書以外の文書で、活動の内容、期間、地位及び報酬の記載されているものをすべて含む。

（カ）その他参考となる資料

①　公演日程表

②　公演内容を知らせる広告・チラシ等

ウ　演劇等に係る活動を行おうとする場合（基準省令第１号ハに該当する場合）

（ア）経歴書及び活動に係る経歴を証する文書

（注）公的機関が発行する「資格証明書」については、基準適合性を認定する資料とはならないが、提出があった場合には、参考資料として受け付けて差し支えない。

（イ）興行契約機関の登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）、直近の損益計算書の写しその他の興行契約機関の概要を明らかにする資料

（ウ）興行を行う施設の概要を明らかにする資料

①　営業許可書の写し

②　施設の図面

③　施設の写真

（エ）興行に係る契約書の写し

（注）興行契約書のほか、興行契約機関と出演施設を運営する機関との出演に関する契約書等も含む。

（オ）活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

（注）契約書以外の文書で、活動の内容、期間、地位及び報酬の記載されているものをすべて含む。

特に報酬を証する文書については、報酬の支払い時期及び支払い方法を明示した文書を提示させ、また、報酬から控除される費用や報酬受領後に支払うべき費用が予定されている場合には、その額及び算定根拠を明示し、申請人が了承していることを明らかにする資料を提出させること。

（カ）興行契約に基づいて演劇等の興行に係る活動を行おうとするときは、次に掲げる資料

①　興行契約機関の経営者及び常勤の職員の名簿

（注）名簿には以下の項目が記されていること。

a　氏名（漢字及びフリガナを正確に記載したもの。氏名に漢字を用いない外国人の場合は、母国語による表記及びアルファベット）

b　性別

c　生年月日

d　現住所

e　本籍（外国人の場合は国籍・地域）

f　在留カード番号、在留資格及び在留期限（外国人の場合）

g　当該機関における職務上の地位、業務内容

② 興行契約機関の経営者及び常勤の職員が基準省令第１号ロ（３）に掲げる者のいずれにも該当しないことを興行契約機関が申し立てる書面

（注）書面の様式については、「第３章様式」を参照。

③ 興行契約機関が過去３年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを証する文書

（注）該当する興行契約に係る契約書の写しのほか、例えば次の文書により確認することとする。

a　当該外国人が報酬を受けたことを証する領収書、銀行口座への振込記録

b　給与台帳等報酬を支払ったことを証する会計帳票

c　非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書（納付書）等の納税関係書類

d　決算書（特に、販売費及び一般管理費の表）及び法人税申告書（特に、役員報酬手当等及び人件費の内訳書の表）

（キ）出演施設を運営する機関（以下「運営機関」という。）の次に掲げる資料

① 運営機関の登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）、直近の損益計算書の写しその他の運営機関の概要を明らかにする資料

② 運営機関の経営者及び出演施設に係る業務に従事する常勤の職員の名簿

（注）名簿には以下の項目が記されていること。

a　氏名（漢字及びフリガナを正確に記載したもの。氏名に漢字を用いない外国人の場合は、母国語による表記及びアルファベット）

b　性別

c　生年月日

d　現住所

e　本籍（外国人の場合は国籍・地域）

f　在留カード番号、在留資格及び在留期限（外国人の場合）

g　当該機関における職務上の地位、業務内容

③ 運営機関の経営者及び出演施設に係る業務に従事する常勤の職員が基準省令第１号ハ（６）に掲げる者のいずれにも該当しないことを運営機関が申し立てる書

面

（注）書面の様式については、「第３章様式」を参照。

（ク）その他参考となる資料

① 公演日程表

② 公演内容を知らせる広告・チラシ等

エ　演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動を行おうとする場合

（ア）経歴書及び活動に係る経歴を証する文書

（イ）招へい機関の概要を明らかにする資料

① 登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）

② 直近の損益計算書の写し

③ 従業員名簿

（ウ）興行を行う施設の概要を明らかにする資料

① 営業許可書の写し

② 施設の図面

③ 施設の写真従業員名簿

④ 登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）

⑤ 直近の損益計算書

（エ）招へい機関が興行を請け負っているときは請負契約書の写し

（オ）次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

① 雇用契約書の写し

② 出演承諾書の写し

③ 上記①又は②に準ずる文書

（カ）その他参考となる資料

① 興行日程表

② 興行内容を知らせる広告・チラシ等

オ　興行に係る活動以外の芸能活動を行おうとする場合

（ア）芸能活動上の業績を証する資料

所属機関の発行する資格証明書又は経歴証明書、レコードジャケット、ポスター、雑誌、新聞の切り抜き等で、芸能活動上の業績を証するもの

（イ）次のいずれかで、活動の内容、期間及び報酬を証する文書

① 雇用契約書の写し

② 請負契約書の写し

③ 上記①又は②に準ずる文書

（ウ）次のいずれかで受入れ機関の概要を明らかにする資料

① 登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）

② 直近の損益計算書

③ 案内書

④ 上記①から③までに準ずる文書

（2）在留期間の更新の場合

ア 次のいずれかで、活動の内容及び期間を証する文書

（ア）在職証明書

（イ）雇用契約書の写し

（ウ）上記ア又はイに準ずる文書

イ 興行に係る契約書の写し

ウ 次のいずれかで、収入及び納税額を証する文書

（ア）住民税又は所得税の納税証明書（総所得が記載されたもの。）

（イ）源泉徴収票

（ウ）確定申告書の写し

（エ）上記アからウまでに準ずる文書

エ その他参考となるべき資料

（ア）前回の申請時から出演施設等に変更が生じた場合は、変更後の出演施設等の概要を明らかにする資料

（イ）上陸基準省令１号ハに該当する興行に係る活動を行おうとする者からの申請に際し、興行契約機関が過去３年間に締結した興行契約に基づく報酬の支払を証する文書については、在留資格認定証明書交付申請時に確認することを原則とし、在留期間更新申請に際しては特に必要があると認める場合以外は立証資料の提出を求めることを要しない。

7 在留期間

在留期間	運　　用
３年	１年を超えて安定的に興行活動を行う場合など、興行の形態からいって「３年」の在留期間で許可することが適当と認められる場合
１年	６月を超えて興行活動を行う場合など、興行の形態からいって「１年」の在留期間で許可することが適当と認められる場合（６月を決定する場合の②に該当するものを除く。）
６月	①活動期間が３月を超え６月以下の場合（②を除く。） ②基準省令第１号に適合する場合（１年の期間を決定する場合を除く。）で、興行契約機関について、過去１年間に外国人芸能人の労務管理等に問題が生じておらず、十分な管理を行うことが期待されるもの（活動期間が３月を

	超え６月以下のものに限る。）
３月	３年、１年、６月又は３０日の在留期間を決定する場合を除くもの
３０日	基準省令第１号ロ（５）に適合する場合

【留意事項】

基準省令１号ハに適合する場合の在留期間の決定について

① 在留期間「６月」の決定について

後記第２の６「違反等の問題が生じた場合の取扱い」の（２）「具体的措置例」アからクまでに記載される問題又はこれに準ずると思料される問題が過去１年間に生じていない機関に興行契約により雇用等され、かつ、活動期間が３月を超える場合に「６月」を付与する。

活動期間に係る疎明資料については、３月を超える期間の活動内容を証明する契約書等を提出させることとし、また、期間中に出演施設の変更等があった場合には必ず報告するよう興行契約機関を指導する。

② 在留期間「３月」の決定について

以下の場合に「３月」を付与することとする。

ⅰ 活動期間が３月以内の場合

ⅱ 前記①の問題が生じたものの、「違反行為等の問題が生じた場合の興行契約機関に対する改善指示」等により改善措置が講じられたものと認められる場合

ⅲ 従来興行契約の主体となったことがない機関との間で、新規に興行契約により雇用等される場合

③ 表の「運用」の項の「過去１年間に外国人芸能人の労務管理等に問題が生じておらず、十分な監理を行うことが期待される場合」の取扱い

ⅰ [redacted]

ⅱ [redacted]

④　在留期間更新申請の審査における留意点

原則として期間更新許可を認めない案件

ⅰ　表の「６月」の項の「運用」の欄の②に該当するもの ・

ⅱ　表の「３月」の項の「運用」の欄に該当するものであって、入国の日から通算して６月を超えることとなるもの

ⅲ　表の「３０日」の項の「運用」の欄に該当するもの

第２　応用・資料編

１　在留資格「興行」に関する資格外活動の考え方

（１）客席等において客の接待に従事する行為や接待以外の接客、配膳その他店舗の営業に係る雑用に従事する行為は、興行に係る活動とは言えず、従って、法上、「興行」の在留資格に属する活動でなく、これらの行為が報酬を伴ったもの（公演に対する報酬として支払われる賃金にこれらの行為の報酬が黙示的にであっても含まれている場合を含む。）と認められる場合には、資格外活動に当たる。

（２）外国人芸能人として入国・在留しているにもかかわらず、実際には公演等に従事することなく、「客席等において客の接待に従事する行為」、「接待以外の接客、配膳その他店舗の営業に係る雑用に従事する行為」に従事していた場合は、それが自発的意思に基づくものか興行契約や出演施設からの求めに基づくものであるかを問わず、「興行」の在留資格では認められていない活動を行っていたものと判断され、これらを専ら明らかに行っていたときは、資格外活動として、通常、退去強制及び罰則の対象となる。

また、公演は行っているものの、公演の開始前、終了後又は幕間の時間帯において「客席等において客の接待に従事する行為」、「接待以外の接客、配膳その他店舗の営業に係る雑用に従事する行為」に従事していた場合にあっても、これらの行為が報酬を伴ったものと認められる場合（公演に対する報酬がこれらの行為の存在を前提として支払われている場合を含む。）には、資格外活動として、通常、罰則の対象となるほか、在留期間の更新の申請において、更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無について審査する際の消極的要素を構成する。

（３）[redacted]

[redacted]

（4）歌唱や舞踊などの公演が現に行われている最中又は開演直前・終演直後の時間帯に客から花束やチップをもらう行為、握手あるいは簡単なあいさつを交わす行為等儀礼にわたるものと認められるものは、社会通念上、公演そのものに付随する行為として興行の在留資格に係る活動に含まれるものである。

2　興行と不可分な関係にある活動について

（1）「興行に係る活動」の考え方

「興行」の在留資格で想定される活動には多種多様な活動形態があるが、ショーに出演する手品師のように単独で活動を行い得るものもあれば、サーカスのように、実際に公衆の面前で活動を行うピエロなどの他に、興行を裏で支える動物の飼育係員のようにスタッフ的な活動を行う者など、様々な役割を担う者の共同作業の結実した成果として興行活動が行われる場合もある。そして、このような場合には、その集合体全体の活動を「興行」活動として評価することが適当であり、「興行」の在留資格は、かかる場合に出演して活動を行う以外の者も「興行」の資格該当性があるものと評価し、受け入れることにしている。

具体的には、興行の形態で行われる活動については、サーカスの動物飼育係員、スポーツ選手のトレーナー等がこのような活動に当たる。また、興行の形態以外で行われる芸能活動については、映画や商業用写真の撮影を行うカメラマン、商業用レコードの録音技師などがこの従たる活動に当たる。

なお、当該活動が独立して行い得るものであれば、独立して行う商品の宣伝や放送番組の製作等に係る活動も、主たる活動として「興行」の在留資格に該当する。

（2）「興行と不可分な関係にある活動」

「興行と不可分な関係にある活動」は、出演者と補助者の活動との間で「必要性」と「一体性」が認められることが資格該当性を認める要件になると解される。

なお、補助者の資格該当性は、この出演者との間の「必要性」と「一体性」により評価すれば足り、補助者の活動を単独で見た場合の活動内容（単純な活動か否か等）を問う必要はない。

ア　「必要性」について

次の点を考慮に入れて検討するのが適当である。

(ア) 補助者の活動がなくては出演者の活動の遂行が困難であり、かつ、補助者の活動を行う者の代替が困難又は代替可能であってもその代償が大きいか

(イ) 必ずしも補助者の活動がなくとも出演者の活動の遂行は可能であるが、補助者の活動が出演者の活動の遂行に多大に貢献する関係が認められるか

イ　「一体性」について

出演者の活動が補助者の活動と時間的又は地理的に近接して行われることが必要で

あることをいうが、全く同一の時間帯、場所で活動が行われることまでを要するものではなく、出演者の活動と補助者の活動との関係で、社会通念上想定される範囲内での近接性が認められればよい。

ウ　事例

プロゴルフツアーに参加するために、「興行」の在留資格で外国人プロゴルファーが本邦に入国・在留する場合、その専属キャディーの資格該当性及びプロゴルファーが出国した後にキャディーが引き続き在留を希望した場合の取扱いは次のとおり。

キャディーが単にゴルフバッグを運搬し、クラブを渡すだけの作業を行うものだけでなく、技術的、精神的なアドバイスを行い、マネージャー的業務なども行っている場合には、キャディーの存在なくして「興行」活動の遂行は困難であると認められ、かつ、当該キャディーは余人をもって代え難いと認められることから、「必要性」が認められ、また、キャディーが通常想定される専属キャディーとしての活動を行っている場合には、「一体性」も認められることとなる。

しかし、補助者の活動は、例えば「家族滞在」が扶養者たる在留者の存在を前提として認められるもので、扶養者たる在留者が出国等により存在しなくなった場合に「家族滞在」の資格該当性が失われるのと同様に、補助者の活動も出演者の活動を行う者が存在しなくなった場合には「興行」の資格該当性がなくなるものと解されるので、プロゴルファーが出国した場合などにおいて、キャディーだけが本邦に在留して「興行」活動を行うことは原則として認められない。ただし、このような場合であっても、新たに雇用主となる外国人プロゴルファーが現れ、当該ゴルファーの「興行」活動の遂行に当たって、「必要性」と「一体性」が認められれば、キャディーの「興行」の資格該当性は維持されるものと考えられる。

3　実態調査を行う上での留意事項

（1）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

（2）外国人芸能人が接客行為等を強制されているなどの情報がある場合は、当該芸能人が

人身取引の被害者である可能性も視野に、当該芸能人から直接事情聴取を実施するなど、慎重に対応する。

（3）各種申請や実態調査に伴う各種照会には以下のようなものがある。

ア　風俗営業許可…管轄する都道府県公安委員会公安委員長

イ　飲食店営業許可…管轄する保健所長

ウ　水道…管轄する市区町村水道局

エ　電気…管轄する電力会社の支社担当部門

オ　納税関係…居住する市区町村長

（4）興行契約機関の職員の常勤性を確認のため実態調査を行う場合は、当該職員について以下の内容を確認する。

①　出勤状況

②　賃金台帳

③　源泉徴収簿（又は源泉所得税納付書）

④　雇用保険・社会保険領収書の齟齬の有無（従業員１０名以下の場合は、半年に一度の提出になることから延べ人数となる。）

（注）職員の常勤性について、従来興行契約の主体となって外国人芸能人の入国のための手続を行ったことがない機関からの申請である場合、過去に問題を起こした興行契約機関からの申請である場合など特に必要と認めるときは、団体等に対して法的に義務が課せられている以下のような届出、加入等の事実を確認する。

なお、勤務時間が週３０時間未満など短時間の労働時間の場合は、他の資料で常勤性を確認する。また、長期休暇を取得しているような場合は、そのことのみをもって常勤職員ではないとはならないが、その理由の真実性のほか、他の資料で常勤性を判断する。

①　社会保険への加入

被保険者証を提出しても保険料の控除がない場合は加入事実を確認する。この場合、必要に応じて、社会保険領収書を確認する。

②　雇用保険への加入

未加入であることのみをもって常勤職員ではないとはいえないが、他の資料により常勤性を確認する。加入事実がある場合であっても、必要に応じて雇用保険領収書を確認する。

③　出勤状況の確認

出勤簿による出勤状況と出入（帰）国記録との矛盾の有無、各台帳間の齟齬の有無などにより、職員の常勤性を判断する。

なお、いわゆるマル給と呼ばれている「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写し）」については、従業員１０名以下の場合は半年に１度（１月及

び７月）の提出になるため、従業員数は延べ人数になり、給与支給額及び税額は半年間の総合計となる。

なお、設立間もない機関（会社）の場合は、法人税法１４８条に基づく法人設立届出及び所得税法２３０条による給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出が行われていることを確認する。

（５）外国人芸能人の活動内容に関する評価は、実態調査時には行わない。すなわち、実態調査の状況に関する報告書、興行契約機関の説明、出演施設の説明、外国人芸能人からの聴取内容等（必ずしもこれらの事項のすべてを必要とする趣旨ではない。）を踏まえ、接待に当たる行為の有無、当該行為に対する報酬の有無等に基づき、資格外活動の有無を判断する。

（注）外国人の出入国に関する処分及び行政指導は、行政手続法の適用除外とされているところ、興行契約機関やその職員に対する指導は、同法の適用除外に該当しない。また、外国人に対する行政指導であっても、出国を強制又は指導する権限はないことに留意すること。

４　違反行為等の問題が生じた場合の取扱い

（１）具体的措置例

外国人芸能人による接客行為等の違反等が判明した場合における興行契約や出演先の取扱いについては、「再発のおそれがないよう改善措置がとられていること」が以後の許可の要件であり、逆に言えば改善措置が講じられていると認められれば許可することとされているため、違反等が認められた場合は、その違反等の態様を勘案の上、早急な改善措置を求めることとし、許可に際しては、実質的な改善措置が講じられているか否かを確認の上処理する（実質的な改善措置の有無については、必要に応じて実態調査を実施することにより、確認することとする）。

[redacted]

ア　風営法第２条第１項第１号に規定する施設を営む出演施設に５名以上の社交員が不在であった場合

（ア）[redacted]

（注）当該施設に出演中の外国人芸能人に対して出国を指導することはせず、興行契約機関に対して至急の改善を求める。

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

イ　失そう者が発生した場合

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

ウ　芸能人が接待等の資格外活動を行っていた場合

（ア）実態調査において、接客等の資格外活動を行っている疑いが認められ、興行契約機関、運営機関若しくは出演施設の従業員等又は外国人芸能人からの聴取等により接客等の資格外活動が認められ、退去強制事由に該当すると思料される場合は、違反調査を担当する警備部門に通報する。

この場合、当該警備部門において退去強制手続をとらないとの連絡を受けたときは、興行契約機関に対し、必要に応じて当局で把握している事案の概要を説明し、改善を指導する。

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

エ　出演施設が不法就労者を雇用していた場合

当該出演施設に出演中の外国人芸能人に資格外活動の違反が認められない場合で、基準省令に適合する新たな出演施設に出演するための興行契約機関との契約が締結さ

れたときは、出演先の変更を認める。

オ　申請と異なる出演先に外国人芸能人を出演させていた場合

（ア）外国人芸能人に接客等の問題が認められないこと、興行契約機関との契約に基づきショーを行っていること及び出演施設が基準省令に適合することが確認された場合は、事前に地方局等の承認を得るよう指導した上で、当該施設での出演を承認することができる。

（イ）上記（ア）に該当しない場合は、上記ウに該当する場合を除き、契約に基づく出演施設において出演するよう指導する。

カ [redacted]

なお、当該逮捕等された事実に関する行為が基準１号ハ（２）（iii）の(a)から(e)までのいずれかに該当すると認められる場合は、下記５による。

キ　控室又は舞台として申告されていた場所が基準を満たしていないことが判明した場合

当該施設を運営する機関に対して速やかに改善するよう指導するとともに、当該施設に出演中の外国人芸能人については、施設の設備が改善されるまで当該施設において公演を行わないよう指導する。

（注）虚偽申請であることが確認された場合は、外国人芸能人の在留資格の取消し事由に該当するとともに、下記５の不正行為事由に該当することとなる。

ク　外国人芸能人が入管法以外の罪により逮捕された場合

興行契約機関に対して事案の内容の報告を求める。

５　不正行為事由の適用

外国人が演劇等の興行に係る活動に従事しようとする場合の基準第１号イにおける契約機関及び第１号ハ（２）又は（３）における興行契約機関又は運営機関の経営者又は常勤職員（以下「経営者等」という。）に係る要件として、人身取引等に関与していないこと、過去５年間に不法就労助長行為を行ったことがないこと及び過去５年間に興行活動に関し虚偽申請を行ったことがないこと等の規定が設けられている。これらの規定の適用について、留意すべきポイントは下記のとおり。

（１）不法就労助長行為

ア　（興行）契約機関（興行契約を結んだ招へい機関等）の経営者等

（興行）契約機関の経営者等が以下のいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた事実が判明したときは、当該事実から５年を経過するまでは、当該機関を（興行）契約機関とする在留資格認定証明書交付申請については、基準不適合となる。

（ア）不法就労活動をさせること。

（イ）不法就労活動をさせるために自己の支配下に置くこと。

（ウ）業として不法就労活動をさせる行為又は不法就労活動をさせるために自己の支配下に置く行為に関しあっせんをすること。

イ　出演施設の運営機関の経営者等

運営機関の経営者等が上記ア（ア）から（ウ）までのいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた事実が判明したときは、当該事実から５年を経過するまでは、当該機関を興行契約機関とする在留資格認定証明書交付申請については、基準不適合となる。

ウ　上記ア及びイの不法就労助長行為の事実認定に当たっては、調査官が現認しただけではなく、複数の関係者（身分事項を確認）から証言をとる等、慎重な調査を行う。

（２）虚偽申請

ア　（興行）契約機関の経営者等

（興行）契約機関の経営者等が興行契約機関の事業活動に関し、外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印等、特例上陸の許可、在留関係の許可又は在留特別許可（以下この節において「許可等」という。）を受けさせる目的で、次のような行為を行ったときは、当該行為から５年を経過するまでは、当該機関を興行契約機関とする在留資格認定証明書交付申請については、基準不適合となる。

なお、「虚偽」と言えるためには、当該経営者等が故意に虚偽文書を作成・行使したことが必要であり、過失により内容が事実と異なる文書を作成・行使した場合は、基準不適合とはならないことに注意する。

（ア）文書若しくは図画を偽造したこと。

（イ）文書若しくは図画を変造したこと。

（ウ）虚偽の文書若しくは図画を作成したこと。

（エ）偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書図画を行使したこと。

（オ）偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書図画を所持したこと。

（カ）偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書図画を提供したこと。

（キ）（ア）から（カ）までの行為を唆し、若しくは助けたこと。

（注）具体的には次のような行為が該当する。

①　実際は当該人物が「外国人の興行に係る業務について通算して３年以上の経験」を有していないにもかかわらず、そのような「経営者又は管理者がいる」旨の説明文書を提出したとき。

②　実際は当該職員を当初から雇用していないにもかかわらず、「５名以上の職員

を常勤で雇用している」旨の説明文書を提出したとき。

③　実際の出演施設と異なる別の出演施設に外国人芸能人を当初から出演させるとして、書類（興行契約書や請負契約書の写し等）を提出したとき。

④　外国人芸能人への報酬を適正に支払ったことを装うため、虚偽の決算書類を提出したとき。

イ　運営機関の経営者等

運営機関の経営者等が当該運営機関の事業活動に関し、外国人に不正に許可等を受けさせる目的で、上記ア（ア）から（キ）までのような行為を行ったときは、当該行為から５年を経過するまでは、当該機関の運営する施設を出演先とする在留資格認定証明書交付申請については、基準不適合となる。

なお、「虚偽」と言えるためには、当該経営者等が故意に虚偽文書を作成・行使したことが必要であり、過失により内容が事実と異なる文書を作成・行使した場合は、基準不適合とはならないことに注意する（ただし、（注）①～④の例については、特段の事情がない限り、故意と認定するのが相当である。）。

（注）具体的には次のような行為が該当する。

①　実際は当該従業員が当初から雇用されていないにもかかわらず、「専ら客の接待に従事する従業員（ホステス）が５名以上がいる」旨の説明文書を提出したとき。

②　実際は当該舞台等が存在しないにもかかわらず、「１３平方メートル以上の舞台がある」、「出演者５名のために９平方メートル以上の控室を用意している」旨の説明文書を提出したとき。

③　実際は当該従業員が当初から雇用されていないにもかかわらず、「出演施設の営業時間中に常時勤務している従業員が５名以上いる」旨の説明文書を提出したとき。

④　実際は自分の経営する施設に当該外国人芸能人を出演させることはないにもかかわらず、「自分の経営する施設に出演させる」旨の説明文書（請負契約書の写し等）を提出したとき。

（３）不正行為の判断に当たってのその他の留意点

ア　上記（１）及び（２）の規定は、（興行）契約機関等の経営者等に係る欠格事由であるため、欠格事由に該当する経営者等が解雇等された場合には、基準不適合を理由に不交付処分をすることはできない。

イ　上記のような不正な行為があったときは、その旨及び基準省令に定める効果を、当該行為を行った者及びその者の所属する機関に対して十分に説明すること。

ウ　上記のような不正な行為を行ったことについて故意が認定できないときに改善を求めることは差し支えないが、改善報告を提出しないことや改善が行われていないこと

を理由として、標準処理期間を超えて交付その他の処分の実施を停止したり不利益処分を行うことはできない。

また、不正な行為があったか否か調査中であることを理由として、標準処理期間を超えて交付その他の処分の実施を停止することも認められない。

なお、従来、不利益処分をする際に散見された「（興行契約機関の）管理能力が認められない」との理由については、例えば、具体的に興行契約を締結している芸能人が資格外活動を行っていたことが確認されたが、興行契約機関がこれに関与していないことが判明した場合等に労務管理等が不十分であるとして、「接待に従事するおそれ」があるとの理由により不利益処分をする根拠とはなり得る。しかし、「管理能力」そのものは、基準省令にも要件として規定されておらず、これを理由として不利益処分をすることはできない。

（4）不正行為認定の手続

ア　（興行）契約機関又は運営機関の経営者等が基準第１号イ（２）若しくは基準第１号ハ(２)（iii）又は(３)（vi）に掲げるいずれかの不正行為に該当すると認められる場合は、当該事案の概要、不正行為に該当するとの意見の根拠及び当該不正行為が行われたという事実の根拠となる資料とともに本庁(在留管理支援部在留管理課)に送付する。

イ　不正行為に認定するとの通知を受けた地方局等は、当該（興行）契約機関又は運営機関の代表者の出頭を求め、基準省令に適合しない条項及び適合しない期間の最終日を説明する。

ウ　上記イにより不正行為の認定及び通知を行った事実については、一覧表等に記載し、審査の資料とする。

6　興行に係る雇用等する者に関する関係機関からの照会への対応

[redacted]

（1）[redacted]

（2）[redacted]

（3）[redacted]

（4）[redacted]

[redacted]

【参考】接待について

警察庁の解釈基準は以下のとおり。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準（抄）

令和４年４月１日

警察庁生活安全局

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「法」という。）（中略）等について必要な解釈及び運用の基準は、次のとおりとする。

第１～第３　略

第４　接待について（法第２条第３項関係）

１　接待の定義

接待とは、「歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと」をいう。

この意味は、営業者、従業者等との会話やサービス等慰安や歓楽を期待して来店する客に対して、その気持ちに応えるため営業者側の積極的な行為として相手を特定して３の各号に掲げるような興趣を添える会話やサービス等を行うことをいう。言い換えれば、特定の客又は客のグループに対して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス行為等を行うことである。

２　接待の主体

通常の場合、接待を行うのは、営業者やその雇用している者が多いが、それに限らず、料理店で芸者が接待する場合、旅館・ホテル等でバンケットクラブのホステスが接待する場合、営業者との明示又は黙示の契約・了解の下に客を装った者が接待する場合等を含み、女給、仲居、接待婦等その名称のいかんを問うものではない。

また、接待は、通常は異性によることが多いが、それに限られるものではない。

３　接待の判断基準

（１）談笑・お酌等

特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為は接待に当たる。

これに対して、お酌をしたり水割りを作るが速やかにその場を立ち去る行為、客の後方で待機し、又はカウンター内で単に客の注文に応じて酒類等を提供するだけの行為及びこれらに付随して社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世間話をしたりする程度の行為は、接待に当たらない。

（２）ショー等

特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為は接待に当たる。

これに対して、ホテルのディナーショーのように不特定多数の客に対し、同時に、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為は、接待には当たらない。

（３）歌唱等

特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子をとり、拍手をし、若しくは褒めはやす行為又は客と一緒に歌う行為は、接待に当たる。

これに対して、客の近くに位置せず、不特定の客に対し歌うことを勧奨し、又は不特定の客の歌に対し拍手をし、若しくは褒めはやす行為、不特定の客からカラオケの準備の依頼を受ける行為又は歌の伴奏のため楽器を演奏する行為等は、接待には当たらない。

（４）ダンス

特定の客の相手となって、その身体に接触しながら、当該客にダンスをさせる行為は接待に当たる。また、客の身体に接触しない場合であっても、特定少数の客の近くに位置し、継続して、その客と一緒に踊る行為は、接待に当たる。ただし、ダンスを教授する十分な能力を有する者が、ダンスの技能及び知識を修得させることを目的として客にダンスを教授する行為は、接待に当たらない。

（５）遊戯等

特定少数の客と共に、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為は、接待に当たる。これに対して、客一人で又は客同士で、遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為は、直ちに接待に当たるとはいえない。

（６）その他

客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為は、接待に当たる。ただし、社交儀礼上の握手、酔客の介抱のため必要な限度での接触等は、接待に当たらない。

また、客の口許まで飲食物を差出し、客に飲食させる行為も接待に当たる。

これに対して、単に飲食物を運搬し、又は食器を片付ける行為、客の荷物、コート等を預かる行為等は、接待に当たらない。

第５～第９　略

第１１　接客業務受託営業の定義について（法第２条第１３項関係）

４　「客に接する業務」の意義

「客に接する業務」とは、客に接し、客にサービスを提供するなどの業務をいい、「接待」（法第２条第３項）に該当する行為を含む。

具体的な例として、次のような行為が挙げられる。

① 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと（接待）。

② 談笑、お酌、水割りの調整等（①に該当するものを除く。）

③ ショー、歌舞音曲等を見せたり、聴かせたりすること（①に該当する者を除く。）

④ 客の相手となってダンスすること（①に該当するものを除く。）

⑤ 客を客席等に案内すること。

⑥ 飲食物を客席に運搬すること。

⑦ 客から飲食代金等を徴収すること。

⑧ 客の手荷物等を客から預かること。

（⑨～⑬は略）

（当局注）③の行為は「興行」の在留資格に該当するものであるが、これ以外の行為は、たとえ公演が行われていてその幕間の時間帯に行われたものであっても、「興行」の在留資格に属する活動ではない。ただし、資格外活動に当たるとは限らない。

第１１～第３４　略

第１８節　技　　能

第１　在留資格の審査

１　技能の在留資格について

「技能」の在留資格は、我が国の経済社会や産業の発展に寄与するとの観点から、日本人で代替できない産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する外国人を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の２の表の「技能」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

（１）用語の意義

ア　「産業上の特殊な分野」として基準省令により定められているのは、外国に特有な産業分野（上陸基準省令第１号から３号まで）、我が国の水準よりも外国の技能レベルが高い産業分野（同第４号、５号、８号及び９号）及び我が国において従事する技能者が少数しか存在しない産業分野（同第６号及び７号）である。

イ　「熟練した技能を要する」とは、個人が自己の経験の集積によって有することとなった熟練の域にある技能を必要とすることを意味し、この点で、「技能」の在留資格に該当する活動は、特別な技能、判断等を必要としない機械的な作業である単純労働と区別される。

（２）他の在留資格との関係

「技術・人文知識・国際業務」と「技能」の区別は、「技術・人文知識・国際業務」は一定事項について学術上の素養等の条件を含めて理論を実際に応用して処理する能力をいい、「技能」は一定事項について主として個人が自己の経験の集積によって有している能力を指す。

３　基準

（１）本文

申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額

以上の報酬を受けること。

要件の内容

ア　第１号から第９号までのいずれかの分野に属する熟練した技能を有する経歴等を有する外国人について入国・在留を認めるとともに、当該外国人が受ける報酬について、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを要件として定めている。

イ　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることについては、第１節第２の「報酬」参照。

（２）第１号（調理師）

料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務に従事する者で、次のいずれかに該当するもの（第９号に掲げる者を除く。）

イ　当該技能について１０年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者

ロ　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定附属書七第一部Ａ第五節１（ｃ）の規定の適用を受ける者

ア　要件の内容

（ア）第１号は、料理の調理又は食品の製造に係る産業上特殊な分野に属する熟練した技能を有する外国人に係る規定である。

（イ）中国料理、フランス料理、インド料理等の調理師や「点心」、パン、デザート等の食品を製造する調理師やパティシエ等がこれに該当する。

（ウ）実務経験については、１０年以上の経験を有することを要し、外国の教育機関において、当該料理の調理や食品の製造に係る科目を専攻して教育を受けた期間が含まれる。

（エ）日タイＥＰＡにより実務経験年数が短縮される場合のタイ人調理師の要件については、第２の２による。

イ　留意事項

（ア）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

（ウ）[redacted]

[redacted]

（３）第２号（建築技術者）

外国に特有の建築又は土木に係る技能について十年（当該技能を要する業務に十年以上の実務経験を有する外国人の指揮監督を受けて従事する者の場合にあっては、五年）以上の実務経験（外国の教育機関において当該建築又は土木に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

ア　外国に特有の建築又は土木に係る技能とは、例えば、ゴシック、ロマネスク、バロック方式又は中国式、韓国式などの建築、土木に関する技能で、我が国にはない建築、土木に関する技能をいい、枠組壁工法や輸入石材による直接貼り付け工法なども含まれる。

イ　枠組壁工法による輸入住宅の建設に従事することを目的とする外国人技能者については、次のいずれにも該当することが必要である。

なお、この場合に提出を求める立証資料のうち、職歴証明については、直近３年間程度のもので足りる。

（ア）外国人技能者の受入目的が単に建設作業に従事させるためというのではなく、日本人技能者に対する指導及び技術移転を含むことが明確になっていること。

（イ）住宅建設に必要な資材（ランバー）の主たる輸入相手国の国籍を有する者又は当該国の永住資格を有する者であること。

（注）現在、輸入住宅の原産国としては、米国、カナダが大半を占めるほか、オーストラリア、スウェーデン、フィンランドがあげられる。

（ウ）受入企業において輸入住宅の建設に係る具体的計画が明示されており、その計画の遂行に必要な滞在期間があらかじめ申告されていること。

（エ）外国人技能者が従事する分野としては、スーパーバイザー、フレーマー、ドライウォーラー、フィニッシュ・カーペンターのいずれかに属するものであって、日本人技能者でも作業が容易であるような工程に携わるものではないこと。

（４）第３号（外国特有製品の製造・修理）

外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該製品の製造又は修理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

ア　ヨーロッパ特有のガラス製品、ペルシアじゅうたんなど、我が国にはない製品の製造又は修理に係る技能をいう。

イ　シューフィッター（生理学的分野から靴を研究し、治療靴を製造するもの）については、解剖学、外科学等の知識を用いて外反母趾等の疾病の予防矯正効果のある靴のデザインを考え、製作していく作業に従事するものはこれに含まれる。

（５）第４号（宝石・貴金属・毛皮加工）

宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該加工に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

宝石及び毛皮については、宝石や毛皮を用いて製品を作る過程のみならず、原石や動物から宝石や毛皮を作る過程を含む。

（６）第５号（動物の調教）

動物の調教に係る技能について１０年以上の実務経験（外国の教育機関において動物の調教に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

動物の調教等について特定の国においては教育期間中もこれに従事することが通常であることがあり、このような場合は総則の規定にかかわらず実務経験として差し支えない。

（７）第６号（石油・地熱等掘削調査）

石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能について１０年以上の実務経験（外国の教育機関において石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

地熱開発のための掘削とは、生産井（地熱発電に使用する蒸気を誘導するために掘削された井戸）及び還元井（発電に使用した蒸気及び熱水を地下に戻すために掘削された井戸）を掘削する作業をいう。

（８）第７号（航空機操縦士）

航空機の操縦に係る技能について２５０時間以上の飛行経歴を有する者で、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第１７項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事するもの

ア　要件の内容

（ア）機長又は副操縦士として業務に従事できる技能証明を所持する者であっても、２５０時間以上の飛行経歴を有しない者については在留資格「技能」に関する基準に適合しないこととなる。

（イ）操縦者として業務に従事するとは、定期運送用操縦士、事業用操縦士又は準定期運送用操縦士のいずれかの技能証明を有し、機長又は副操縦士として業務に従事するものをいう。

（注１）必要とされる飛行経歴を２５０時間以上としているのは、副操縦士として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うことのできる資格である「事業用操縦士」及び航空機の種類ごとに限定されている「計器飛行証明」を取得するのに必要な飛行経歴が２５０時間以上であることによる。

（注２）「準定期運送用操縦士」は、２人操縦機の副操縦士に特化した技能証明として平成２４年４月１日に導入されたものであり、同証明自体は、２４０時間以上の飛行訓練により取得することができるもの。

（ウ）航空運送事業とは、他人の需要に応じ航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう（航空法第２条第１８項）。

イ　留意事項

（ア）国内線外国人操縦士（パイロット）の場合で、本邦の機関から報酬が支払われず、海外のパイロット派遣元会社から支給されるものであっても、本邦の公私の機関との契約があれば、本号に該当する。

（イ）航空機関士としての業務は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

（９）第８号（スポーツ指導者）

スポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。）を有する者若しくはこれに準ずる者として法務大臣が告示をもって定める者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの

ア　要件の内容

（ア）スポーツとは、運動競技及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいい（スポーツ振興法第２条）、一般的に競技スポーツと生涯スポーツの２種類の概念に分けられる。在留資格「技能」の項におけるスポーツには、その両方が含まれる。

（イ）「これに準ずる者として法務大臣が告示をもって定める者」とは、「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について３年以上の実務経験を有する者に準ずる者を定める件」（平成２８年法務省告示第４０６号）に定める国際スキー教師連盟（ＩＳＩＡ）が発行するＩＳＩＡカードの交付を受けた者が該当する。

（ウ）「報酬を受けて当該スポーツに従事していた」とは、プロスポーツの競技団体に所属し、プロスポーツ選手として報酬（賞金を含む。）を受けていた者が該当する。

（エ）「その他国際的な競技会」とは、地域又は大陸規模の総合競技会（アジア大会等）、競技別の地域又は大陸規模の競技会（アジアカップサッカー等）が該当する。ただし、２国間又は特定国間の親善競技会等は含まれない。

（オ）本号の対象はアマチュアスポーツの指導に限らないが、野球、サッカーなどチームで必要とするプロスポーツの監督、コーチ等でチームと一体として出場しプロスポーツの選手に随伴して入国し在留する活動については「興行」の在留資格に該当する。

イ　「気功」指導の取扱い

（ア）気功について

体操のように動くことを通じて気を動かし若しくは整え、呼吸によって気を動かし若しくは整える等により肉体的鍛錬を目的とするものと、患部の治療に当たる「気功治療」の２種類があるといわれる。

（イ）取扱い

肉体的鍛錬としての気功運動は、「生涯スポーツ」の概念に含まれると解されることから、スポーツの指導に係る「技能」の在留資格に該当する。

なお、病気治療としての「気功治療」は、スポーツの指導には当たらない。

(10) 第９号（ワイン鑑定等）

ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供（以下「ワイン鑑定等」という。）に係る技能について五年以上の実務経験（外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する次のいずれかに該当する者で、当該技能を要する業務に従事するもの イ　ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会（以下「国際ソムリエコンクール」という。）において優秀な成績を収めたことがある者 ロ　国際ソムリエコンクール（出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。）に出場したことがある者 ハ　ワイン鑑定等に係る技能に関して国（外国を含む。）若しくは地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有する者

要件の内容

ア「ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能」とは、これらすべての技能を有するものであることを要し、従事しようとする業務については、それらのうちのいずれかの業務を行うものであればよい。

イ ソムリエは、テイスティングのみならず、ワイン選定、仕入れ、保管、販売、管理等ワインに係る幅広い業務を行うものであることから、申請人と契約する本邦の公私の機関において、これらの内容の飲食関連事業を行っているか否かを判断する。

また、小規模の事業所であってもソムリエを必要とする事業を行う事業所もあることから、事業所の規模のみをもってソムリエの技能を十分に発揮できるか否かの判断は行わない。

さらに、飲食店舗にあっては、ソムリエ以外に食器洗い、給仕、会計等の専従の従

業員が確保されていることを要する。

ウ「国際ソムリエコンクール」に当たるものとしては、国際ソムリエ協会が主催する「世界最優秀ソムリエコンクール」があるが、それ以外のコンクールについて申請があったときは、本庁に請訓すること。

（注）請訓の結果、第９号イに規定する「国際ソムリエコンクール」に該当すると判断した場合は、在留審査情報統合掲示版に掲載している。

なお、現在（令和７年７月現在）掲載しているものは、「フランス若手ソムリエコンクール（MEILLEUR JEUNE SOMMELIER DE FRANCE）」がある。また、第９号ハに該当するとして告示されたものはない。

エ「優秀な成績を収めたことがある者」とは、国際ソムリエコンクールにおいて入賞以上の賞を獲得した者とすること。

４　審査のポイント

（１）基準１号から６号まで

ア　在留資格の決定時

（ア）申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能」であることを確認する。

（イ）申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料（従事する業務の内容を証明する所属機関の文書）により、「技能」の在留資格に該当する活動を行うものであることを確認する。

（ウ）申請書の職歴、実務経験年数の欄の記載により、１０年以上の実務経験を有することを確認する。

（エ）申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

（オ）立証資料（勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）が記載された案内書その他これらの事項が記載された文書又は登記事項証明書）、直近の年度の決算文書により、勤務先に申請人の技能を要する業務があることを確認する。

（カ）日タイＥＰＡの適用を受けるタイ人料理人以外の場合（基準１号ロを除く。）

次の立証資料により、申請人が本邦において従事しようとする業務に係る技能について１０年以上の実務経験を有することを確認する。

①　所属していた機関からの在職証明書（所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。）等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期

間を証する文書（外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。）

② 公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し（中国人の場合は戸口簿及び職業資格証明書）

（キ）日タイＥＰＡの提要を受けるタイ人料理人の場合（基準１号ロに該当する場合）

次の資料により、申請人が５年以上の実務経験を有し（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。）、初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書の発行を受け、かつ、申請を行った日の直前の１年間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを確認する。

① タイ料理人として５年以上の実務経験を証する文書（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。）

② 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書

③ 申請を行った日の直前の１年間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことをを証する文書

（ク）上記（３）（イ）の枠組壁工法による輸入住宅の建設に従事することを目的とする外国人技能者の場合（基準２号）

立証資料により、上記３（３）（イ）①から④までのいずれにも該当することを確認する。

イ　在留期間の更新時

（ア）申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料により、従前の活動を継続していることを確認する。

（イ）申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

（ウ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の内容により、在留資格該当性及び基準適合性について、問題がないかを確認する。

（２）基準７号（航空機操縦士）の場合

ア　在留資格の決定時

（ア）申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能」であることを確認する。

（イ）申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に

派遣される場合）の欄の記載及び立証資料（従事する業務の内容を証明する所属機関の文書）により、「技能」の在留資格に該当する活動を行うものであることを確認する。

（ウ）申請書の職歴、実務経験年数の欄の記載により、２５０時間以上の飛行経歴を有することを確認する。

（エ）申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

イ　在留期間の更新時

（ア）申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料により、従前の活動を継続していることを確認する。

（イ）申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

（ウ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の内容により、在留資格該当性及び基準適合性について、問題がないかを確認する。

（３）基準８号（スポーツ指導）の場合

ア　在留資格の決定時

（ア）申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能」であることを確認する。

（イ）申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料（従事する業務の内容を証明する所属機関の文書）により、「技能」の在留資格に該当する活動を行うものであることを確認する。

（ウ）申請書の職歴、実務経験年数の欄の記載及び立証資料により、スポーツの指導について、３年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。）を有すること若しくは３年以上の実務経験を有さない場合には法務大臣が告示で定める者であること（前記３（９）ア（イ）参照）又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがあることを確認する。

（エ）申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

イ　在留期間の更新時

（ア）申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料により、従前の活動を継続していることを確認する。

（イ）申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

（ウ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の内容により、在留資格該当性及び基準適合性について、問題がないかを確認する。

（４）基準９号（ワイン鑑定等）の場合

ア　在留資格の決定時

（ア）申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能」であることを確認する。

（イ）申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料（従事する業務の内容を証明する所属機関の文書）により、「技能」の在留資格に該当する活動を行うものであることを確認する。

（ウ）申請書の職歴、実務経験年数の欄の記載及び立証資料により、ワイン鑑定等に係る技能について５年以上の実務経験（外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、次のいずれかに該当することを確認する。

①　国際ソムリエコンクールにおいて優秀な成績を収めたことがあること。

②　国際ソムリエコンクール（出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。）に出場したことがあること。

③　ワイン鑑定等に係る技能に関して国（外国を含む。）若しくは地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有すること。

（エ）申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

イ　在留期間の更新時

（ア）申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料により、従前の活動を継続していることを確認する。

（イ）申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

（ウ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の内容により、在留資格該当性及び基準適合性について、問題がないかを確認する。

５　立証資料

第３１節別表のとおり。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③ 契約機関がカテゴリー１又はカテゴリー２に該当するもの ④ ③以外の場合は、「技能」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き３年以上「技能」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤ 就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ① 次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b 就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ② ５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b 就労予定期間が１年を超えるもの

	③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　契約機関がカテゴリー４（カテゴリー１、２又は３のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの ②　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ③　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ④　就労予定期間が１年以下であるもの（契約期間が１年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。）
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

第２　応用・資料編

１　上陸許可基準第１号

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

(ア) [redacted]

(イ) [redacted]

(注) [redacted]

ウ [redacted]

(注) [redacted]

2　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定附属書七第一部Ａ第五節１(c)の規定の適用を受ける者の取扱いの留意事項

（１）日タイＥＰＡ附属書七第一部Ａ第五節１(c)

タイ料理に関する専門的な技能を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認

定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもの。ただし、当該活動に従事する自然人が次の要件を満たすことを条件とする。

① タイ料理人として五年以上の実務経験を有していること（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。）。

② 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得していること。

③ 日本国への入国及び一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な額の報酬を受けており、又は受けていたことがあること。

注釈１：この（ｃ）の規定の適用上、「妥当な額の報酬」とは、日本国の当局が毎年計算するタイ国内のすべての産業における被用者の平均賃金額を超える額の報酬又はこれに相当するもの（現金によるものに限る。）であって、タイ情報技術通信省国家統計局が公表する労働力調査において示される入手可能な最新の統計資料に基づくものをいう。

（２）実務経験年数について

次のア及びイの要件を満たす場合には、タイ料理人として５年以上の実務経験があればよい。また、当該実務経験年数には、タイ料理人としての資格証明書取得のために教育機関において教育を受けた期間も含まれる。

ア　タイ料理人としての技術水準に関する証明書について

[redacted]

イ　タイ料理人としての報酬について

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

第１８節の２　技能実習

第１　在留資格の審査

１　技能実習制度

（１）制度の概要

ア　制度の趣旨

技能実習制度は、開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下本編において「技能等」という。）を修得、習熟又は熟達（以下本編において「修得等」という。）することを可能とし、当該青壮年が帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより、当該国又は地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。また、「研修」の在留資格も技能実習と同一の趣旨・目的を持つ制度である。

イ　制度の見直し

（ア）平成２１年の見直し

平成５年の研修・技能実習制度創設以来、研修生や技能実習生の受入れ機関の一部には、研修・技能実習制度の本来の目的を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて平成２１年７月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、入国１年目から、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

（イ）平成２８年の見直し

しかしながら、依然として制度の趣旨を理解することなく、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策と誤解して使うものが後を絶たず、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がされる一方で、対象職種の拡大、実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要望も寄せられる状況にあった。

こうした状況の中、平成２６年６月１０日に第６次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会において「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」が取りまとめられ、制度見直しに係る基本的方向が示されるとともに、政府が同月２４日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂２０１４」において、管理監督の在り方を抜本的に見直し、その体制の強化を図ること、併せて、優良な団体に限って、実習期間の延長等の拡充をするほか、平成２７年度中の新制度への移行を目指すとの方針が示された。

法務省及び厚生労働省は、同年１１月、制度見直しに向けて、各界から広く意見を募り、具体的な方策を検討するため、学識経験者や関係団体（経済団体や労働団体）等の有識者で構成する「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」を設けたところ、同懇談会においては、平成２７年１月３０日、①技能等の修得等・移転の確保、②監理団体及び実習実施機関の適正化、③人権侵

害等の防止及び対策、④送出し機関の適正化、⑤実習期間の延長又は再実習、⑥受入れ人数枠の見直し、⑦対象職種の拡大等の各項目について、制度見直しの具体的方策として報告書が取りまとめられた。

これらに基づき、法務省及び厚生労働省は、平成２７年３月６日、第１８９回国会において「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出し、平成２８年１１月１８日に可決・成立した（平成２８年法律第８９号。以下「技能実習法」という。）。また、平成２９年１月、外国人技能実習機構（以下本編において「機構」という。）が設立、同年４月に関係政省令が公布され、同年１１月１日、技能実習法の施行となった。

（ウ）技能実習法の概要

技能実習法施行前は、監理団体及び実習実施者の体制や技能実習計画の適正性などの技能実習に係る要件については、入管法令で在留資格「技能実習」の基準として規定し、入国管理局が各技能実習生に係る在留諸申請の審査の中でこれを確認してきたところ、技能実習法に基づく技能実習制度では、入管法令にあったこれらの技能実習に係る固有の要件を技能実習法令に規定した。技能実習は、外国人の出入国管理行政と技能等の修得等という人材開発行政が密接に関わるものであるところ、法務省は外国人の出入国及び在留管理を所掌する立場から、厚生労働省は人材開発及びその能力の向上を所掌する立場から、それぞれの知見を活かしていくことが適切であるため、法務省及び厚生労働省の両省による共管としたものである。

また、技能実習法の規定に基づき設立された認可法人である機構は、監理団体の許可に関する調査、技能実習計画の認定、監理団体や実習実施者に対する実地検査などの事務を行う。

出入国在留管理庁は、入管法を所管する立場として在留資格「技能実習」に係る在留諸申請に係る審査を行うほか、技能実習法を所管する立場として共管である厚生労働省人材開発統括官とともに、監理団体の許可、監理団体や実習実施者に対する立入検査、監理団体や実習実施者に対する改善命令、監理団体の許可や認定計画の取消しなどの事務を行う。

ウ　他の就労資格との違い

これらのことから、「技能実習」の在留資格については、外国人本人に係る要件、受け入れる監理団体や実習実施者に係る要件、講習に係る要件、送出機関や受け入れる機関・役員等に係る不適格条項などの要件が、入管法令ではなく、技能実習法令で定められており、その内容からも、他の就労の在留資格とは異なる受入れの形態となっている。

（２）技能実習の形態

ア　企業単独型と団体監理型

（ア）企業単独型

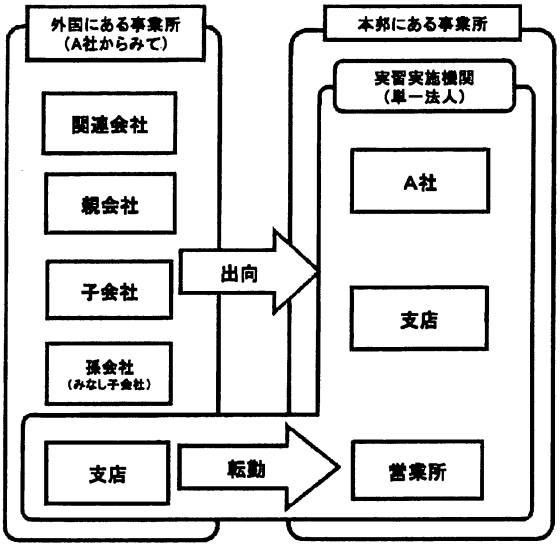
企業単独型技能実習とは、本邦の公私の機関（実習実施者）の外国にある事業所の職員である外国人又は本邦の公私の機関と技能実習法の下位省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等の修得等をするため、これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習

を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。

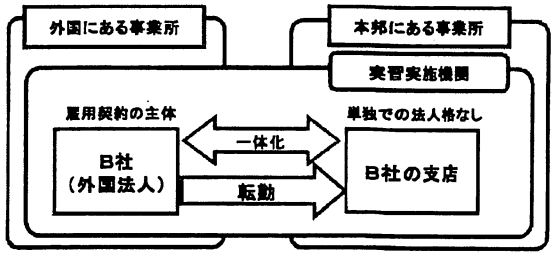
この「本邦の公私の機関の外国にある事業所」とは、「企業内転勤」として職員を本邦に転勤させることができる外国の事業所の範囲と同じである（図１及び２並びに第１６節第１を参照）。なお、ここにいう「公私の機関」については、実際には民間企業が大半となっている（後記（イ）についても同じ。）。

「企業内転勤」と企業単独型技能実習の在留資格は、あらかじめ本邦での活動の期間を定める点、申請人が所属する外国の事業所の範囲の点で類似しているが、前者が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に対応する活動に限られているのに対し、後者が技能等の修得等をする活動であるという点が大きく異なっている。

【図１】



【図２】



（イ）団体監理型

団体監理型技能実習とは、外国人が、技能等を修得等するため、本邦の営利を目的としない法人（監理団体）により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関（実習実施者）との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。

団体監理型の技能実習生受入れにおいて監理団体による「実習監理」が要件とされているのは、単独では技能実習生を受け入れることができない中小の企業等について、技能実習生の受入れによる国際貢献の途を開くため、一定の公的性格を有する監理団体が、技能実習の実施を「実習監理」することにより中小の実習実施者の技能実習実施能力を補完して、技能実習が適正に行われることを目的としたためである。この「監理」とは、実習実施者において、技能実習計画に基づいて技能実習が適正に実施されているかどうかについて、その実施状況を確認し、適切な実施を指導することをいう。

イ　在留資格の種類

（ア）技能実習１号

「技能実習１号」は、機構が認定した第１号技能実習計画に基づき技能等を修得する活動を行うとともに、一定の講習を受けることが義務付けられており、「技能実習１号」の活動の終了時の目標として、当該技能実習計画において、技能検定基礎級若しくはこれに相当する技能実習評価試験に合格すること又は修得すべき技能等を要する具体的な業務ができるようになること等を掲げるものである。

（イ）技能実習２号

「技能実習２号」は、「技能実習１号」の活動を終了した者が、第１号技能実習計画において目標として定めた技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験に合格した後に、「技能実習１号」の活動を行った実習実施者において、更に実践的な技能等に習熟するための活動を行うとともに、「技能実習２号」の活動の終了時の目標として、第２号技能実習計画において、技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格することを掲げるものである。

なお、機構において第２号技能実習計画の認定を受けるためには、技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験に合格していることが要件とされているところ、第２号技能実習計画の認定を受けることができる職種及び作業は、当該検定又は試験が整備され、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「技能実習法施行規則」という。）の別表第２に掲げられたものに限定されている。これに対し、第１号技能実習計画の認定については、第２号技能実習計画の認定の場合とは異なり、技能実習法施行規則の別表第２に掲げられたものに限定されない。

（ウ）技能実習３号

「技能実習３号」は、「技能実習２号」の活動を終了した者が、第２号技能実習計画において定めた技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した上で、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たす実習実施者（以下本編において「優良な実習実施者」という。）において、かつ団体監理型にあっては一般監理事業の許可を受けた監理団体の監理の下で、技能等に熟達するための活動を行うとともに、「技能実習３号」の活動の終了時の目標として、第３号技能実習計画において、技能検定２級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格することを掲げるものである。

なお、技能実習生が「技能実習３号」の活動を行う実習実施者については、「技能実習２号」と異なり、優良な実習実施者であることが要件とされているのみで、技能実習生の希望により実習先を変更して「技能実習３号」の活動を行うことを妨げない。

（３）他の在留資格との関係

ア　「研修」

「研修」は、本邦の公私の機関に受け入れられて技能等を修得する活動に従事するものである点において「技能実習」と同様であるが、雇用関係が存しないことに大きな違いがある。また、実務を伴う作業に従事する場合は、雇用契約に基づいて、「技能実習」の在留資格で受け入れられることが原則であるが、「研修」の在留資格に係

る上陸基準省令第５号のイからチまでの規定のいずれかに適合するときは、同在留資格によることとなる。

なお、雇用契約に基づかず、かつ実務を伴わない技能等を修得する活動は、「研修」の在留資格に該当する。

イ　「短期滞在」

収入を伴う事業を運営し又は報酬を得る活動をすることのない短期間の滞在を目的とする場合であって、かつ技能等を修得する活動の内容が実務研修を伴わないものについては「短期滞在」の在留資格を決定することとなる。

なお、実務を伴う技能等の修得活動の場合は、公的機関に受け入れられるものについては「研修」の在留資格、それ以外の機関で受け入れられるものについては雇用契約に基づいて「技能実習」の在留資格で受け入れられることが原則である。

（４）関係法令、要領等

ア　入管法

イ　入管法施行規則

ウ　上陸基準省令

エ　技能実習法

オ　技能実習法施行令

カ　技能実習法施行規則

キ　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（技能実習法第７条第１項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）が公示したもの）

ク　技能実習制度運用要領～関係者の皆様へ～

ケ　特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領

※　「自動車整備職種の自動車整備作業」、「漁船漁業及び養殖業職種に属する作業」、「介護職種」及び「建設関係職種」の４種類が制定されている。

２　該当範囲

（１）技能実習１号イ

技能実習法第８条第１項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第２条第２項第１号に規定する第１号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動

（２）技能実習１号ロ

技能実習法第８条第１項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第２条第４項第１号に規定する第１号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動

（３）技能実習２号イ

技能実習法第８条第１項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

（４）技能実習２号ロ

技能実習法第８条第１項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第２条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

（５）技能実習３号イ

技能実習法第８条第１項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第２条第２項第３号に規定する第３号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

（６）技能実習３号ロ

技能実習法第８条第１項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第２条第４項第３号に規定する第３号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

（注）技能実習法第１１条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。

（７）用語の意義

ア　「技能実習法第８条第１項の認定」とは、技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人が、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、これを機構に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定（以下「実習認定」という。）を受けることをいう。

イ　「技能実習法第１１条第１項の規定による変更の認定」とは、実習認定を受けた技能実習計画の内容について事後に変更（技能実習の目標の変更、職種及び作業に係るものの変更、認定計画に従った技能実習の実施に実質的な影響を与える変更）をしようとする場合に、機構から技能実習計画の変更認定を受けることをいう。

ウ　「講習」とは、本邦に入国した後の一定期間、「日本語」、「本邦での生活一般に関する知識」、「法的保護に必要な情報」、「本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」の各科目について、いわゆる「座学」により実施されるものである（技能実習法施行規則第１０条第２項第７号）。

エ　「技能等に係る業務」とは、当該技能等の修得のために要する業務として認定計画に記載された技能実習の内容に係る業務をいう。

３　上陸基準

（１）本文

本邦において行おうとする活動に係る技能実習計画（技能実習法第８条第１項に規定する技能実習計画をいう。）について、同項の認定がされていること。

（２）要件の内容

上陸基準に適合するためには、申請人に対して技能実習を行わせることとなる雇用主が、機構から実習認定を受けていることが必要である。

４　審査のポイント

（１）在留資格認定証明書交付申請時

ア　申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能実習」であることを確認する。

イ　申請書の技能実習計画欄及び立証資料（技能実習計画認定通知書等）により、在留資格該当性及び上陸基準第１号の適合性を確認する。

ウ　申請書の過去の出入国歴について電算上の出入国歴と異なる事実がないことを確認

する。

【留意事項】

[redacted]後記第２の２（３）ア（ア）のとおり、当該実習実施者等の所在地を管轄する機構の地方事務所・支所（以下「機構の地方事務所等」という。）に対し、当該事実について情報提供を行うこととし、機構において技能実習計画の認定を維持するか否か判断することから、当該結果に基づいて、当該申請に対する許否を判断する。

（２）在留期間更新許可申請時

ア　申請書の技能実習計画欄及び立証資料により、「技能実習」の在留資格に係る活動を継続するものであることを確認する。

イ　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、納税義務を履行していることを確認する。なお、在留期間が１年に満たない等の理由により、当該証明書の提出が困難である場合にあっては、これらの証明書の代替となる資料は求めないこととして差し支えない。

ウ　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討する。

エ　刑事処分を受けた者については、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討する。

オ　従前の許可に係る在留諸申請時に提出を受けた技能実習計画認定通知書の写しに記載されている実習実施者と異なる場合には、新たな実習実施者を名宛人とする技能実習計画認定通知書の写しの提出を求めることが必要となるほか、従前の実習実施者に変更がない場合であっても、従前の技能実習計画の内容と異なることが明らかである場合にあっては、技能実習計画が変更されていることを証する文書として、技能実習計画変更認定通知書及び変更認定の申請書の写しの提出を求め、技能実習計画に基づき、「技能実習」の在留資格に係る活動を行うものであることを確認する。

（３）在留資格変更許可申請時

ア　申請書の技能実習計画欄及び立証資料（技能実習計画認定通知書等）により、「技能実習」の在留資格に係る活動を行うものであることを確認する。

イ　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、前段階の技能実習の在留時に納税義務を履行していることを確認する。なお、在留期間が１年に満たない等の理由により、当該証明書の提出が困難である場合にあっては、これらの証明書の代替となる資料は求めないこととして差し支えない。

ウ　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討する。

エ　刑事処分を受けた者については、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討する。

【留意事項】

次段階の技能実習に係る在留資格変更許可申請を行うに際しては、次段階の技能実習計画の認定を受けていることが前提となるため、当該技能実習計画に係る技能実習計画認定通知書の写し及び技能実習計画認定申請書の写しの提出がない場合にあっては、原則として、特例期間を発生させることなく、従前の在留資格の在留期間内に変更不許可処分とする。

（４）一時帰国の期間の確認

ア　一時帰国の要件

「技能実習３号」に係る申請である場合、

①　第２号技能実習の終了後、第３号技能実習を開始する前に１か月以上本国に一時帰国すること

又は

②　第２号技能実習の終了後引き続き第３号技能実習を開始してから１年以内に技能実習を休止して１か月以上１年未満の期間一時帰国すること

が技能実習計画の認定基準とされている（技能実習法施行規則第１０条第２項第３号ト）ことから、在留諸申請の交付・許可に際しては、この期間が確保されるよう、留意する。

機構における技能実習計画の認定の審査の際には、１か月以上帰国する予定であることを確認した上で技能実習計画の認定がされるところ、上記①の場合、技能実習生は、当該認定後に技能実習３号への在留資格変更許可申請中の特例期間を活用して、みなし再入国許可により、本国へ1.か月以上の帰国を行うこととなるため、申請人が本国への一時帰国を終了して再入国した後、速やかに許否の通知をすることが可能となるよう、申請人が一時帰国のために本邦を出国している間に、一時帰国以外の各要件の審査を実施するなど、効率的な審査を心掛けなければならない。また、上記②の場合には、技能実習生は、技能実習３号に係る許可を受けて第３号技能実習を開始した後１年以内に１か月以上１年未満の帰国を行うこととなる。

なお、１か月以上一時帰国しない場合には、当該基準を満たさなかったこととなり、技能実習法上、実習認定の取消事由にも該当し、実質的に技能実習３号の在留資格該当性を満たさないものとなり得ることから、当該申請人に係る再入国情報に留意して審査を行う。

[redacted]

イ　出入国記録の確認及び機構への情報提供

一時帰国後初回の在留諸申請においては、技能実習生の出入国記録を確認し、第３号技能実習計画に記載されたとおりに申請人が一時帰国しているか否かを確認し、実際の出入国歴が主務省令で定める一時帰国の要件に適合しないことが判明し

た場合は、後記第２の２（３）ア（イ）に従って、機構に対して確実に情報提供を行い、機構において当該計画の認定を維持するか否かを判断することから、当該結果に基づいて、当該申請に対する許否を判断する。また、技能実習３号に係る在留資格認定証明書交付申請については、本人の帰国から１か月以上経過していなくとも、在留資格認定証明書を郵送する期間や査証取得の手続に要する期間等を勘案して、本国への帰国期間が２０日以上経過していることをもって、１か月以上経過している旨判断することとして差し支えない。

（５）技能実習計画認定通知書の記載事項に誤りが認められる場合の対応

ア　技能実習計画認定通知書の記載事項の誤りが技能実習計画の内容に影響が及ばない場合

氏名、住所又は電話番号等の記載内容が一文字程度異なっているなど、在留関係申請書類に照らして、明らかに単純な誤記であると判断される場合は、技能実習計画の内容に影響が及ばない誤りとして、機構の地方事務所等に対して適宜の方法（電話や連絡書（参考様式）によるFAX、メール等）で確認を行う。

その結果、当該記載が誤りであることが確認できた場合は、技能実習計画認定通知書の写しの当該誤記部分を二重線で削除し、正しい記載に訂正の上、当該箇所の付近に「機構○○地方事務所（支所）に確認済み」（○○には地方事務所・支所名を記載）と記載し、入国審査官認証印を押印する。

なお、機構においては、実習実施者から機構に対し訂正依頼があった場合で、技能実習計画の内容に影響が及ばない誤記については、技能実習計画認定通知書を訂正の上、訂正箇所に訂正印を押印する対応をとるため、そのような訂正がされた技能実習計画認定通知書の写しをもって在留諸申請がされた場合にあっては、機構に対して当該訂正についての事実関係を確認することなく、審査を行う。

イ　技能実習計画認定通知書の記載事項の誤りが技能実習計画の内容に影響が及ぶ場合

（ア）実習実施者の責に帰すべき事情が認められる場合

①　立証資料や電話等により事実確認を行った結果、技能実習計画認定通知書の記載誤りについて実習実施者の責に帰すべき事情が認められた場合は、実習実施者に対し、以下の点を案内する。

○　技能実習計画の変更内容に応じて、技能実習法第１１条第１項に基づく技能実習計画変更認定申請書（以下「変更認定申請書」という。）又は技能実習法施行規則第１７条に基づく技能実習計画軽微変更届出書（以下「軽微変更届出書」という。）を技能実習計画認定通知書の交付を受けた機構の地方事務所等に提出すること。

○　当該手続を行った場合には、速やかに技能実習計画変更認定通知書（以下「変更通知書」という。）の写し及び変更認定申請書の写し又は軽微変更届出書の写し（機構の受領印が押印されたもの）を提出すること

※　実習実施者が軽微変更届出書を機構の地方事務所等に郵送する場合にあっては、機構の受領印が押印された軽微変更届出書の写しを地方出入国在留管理官署に後日提出する必要があることから、返信用封筒を同封するよ

う案内すること。

② 後日、実習実施者から提出された変更通知書の写し及び変更認定申請書の写し又は軽微変更届出書の写しに基づき審査を行う。

③ なお、入国・在留審査において提出された申請書の技能実習期間が、技能実習計画認定通知書に記載された技能実習の期間よりも短い場合については、上記①の案内を行うことなく、申請者の希望する期間に合わせて在留期間を決定し、技能実習終了時までに技能実習実施困難時届出書を機構に提出するよう案内する。

※ 入国・在留審査において提出された申請書に記載された技能実習期間が、技能実習計画認定通知書に記載された技能実習の期間よりも長い場合については、上記①のとおり、機構の地方事務所等に対し変更認定申請書を提出するよう案内し、実習実施者から提出された変更通知書の写し及び変更認定申請書の写しに基づき審査を行う。

（イ）実習実施者の責に帰すべき事情が認められない場合

① 立証資料や電話等により事実確認を行った結果、認定通知書の記載誤りについて実習実施者の責に帰すべき事情が認められない場合は、誤りがあると認められる事項について、連絡書（参考様式）により、速やかに機構の地方事務所等に連絡を行う。

※ 緊急を要する場合は、電話連絡でも差し支えないが、その場合であっても、連絡書は事後送付する。

② 機構から送付される技能実習計画認定通知書の写しに基づいて審査を行い、審査終了後、同写しを申請記録に編てつする。

※ 緊急を要する場合は、電話連絡による確認により審査を行っても差し支えないが、その場合であっても、後日機構から技能実習計画認定通知書の写しが送付されるので、同写しを申請記録に編てつする。

５　立証資料

（１）在留資格認定証明書交付申請時

要件	立証資料
該当範囲	次の資料により立証する。 ①　申請書 ②　技能実習計画認定通知書写し ③　技能実習計画認定申請書写し

（２）在留期間更新許可申請時

要件	立証資料
該当範囲	次の資料により立証する。 ①　申請書 ②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

（３）在留資格変更許可申請時

要件	立証資料
該当範囲	次の資料により立証する。 ①　申請書 ②　技能実習計画認定通知書写し ③　技能実習計画認定申請書写し ④　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

６　在留期間

（１）技能実習１号

技能実習の期間を下回らない範囲で、当該期間に応じて、４月から１年までのいずれかの在留期間を決定する。

（２）技能実習２号

技能実習の期間を下回らない範囲で、当該期間に応じて、４月から１年までのいずれかの在留期間を決定する。

（３）技能実習３号

ア　第２号技能実習終了後、第３号技能実習を開始する前に、１か月以上一時帰国した場合

技能実習の期間を下回らない範囲で、当該期間に応じて、「４月」から「１年」までのいずれかの在留期間を決定する。

イ　第３号技能実習へ移行後、１年以内に一時帰国を予定する場合

（ア）初回の在留資格決定時

ａ　３か月以下の一時帰国を行うことを予定している場合にあっては、技能実習の期間及び予定する一時帰国の期間を踏まえて、技能実習の期間を下回らない範囲で、かつ技能実習の期間が１年以内となるよう当該期間に応じて、４月から１年３月までの在留期間を決定する。

ｂ　３か月を超える一時帰国を行うことを予定している場合にあっては、予定する一時帰国を行うまでの技能実習の期間を踏まえて、当該期間を下回らない範囲で４月から１年までの在留期間を決定する。

（イ）一時帰国を終えた後の在留資格決定時又は在留期間更新許可時

残余の技能実習の期間及び実際に一時帰国した期間を踏まえて、４月から１年の在留期間を決定する。

（参考１）第３号技能実習移行後１年以内に、１か月以上１年未満の期間、一時帰国を行うことを予定している技能実習生について、技能実習３号における初回の在留資格の決定時の在留期間の例

一時帰国の時期・期間		決定する在留期間
一時帰国の予定期間が３か月以下の場合	一時帰国の予定期間と第３号技能実習の期間を合わせた期間が１年を超えるとき	一時帰国の予定期間に応じて、「１年１月」から「１年３月」までのいずれかの在留期間を決定する。 例：第３号技能実習を開始して５か月後に

		４０日間一時帰国する技能実習計画が認定されている場合、在留期間は「１年２月」を決定する。
	一時帰国の予定期間と第３号技能実習の期間を合わせた期間が１年以下のとき	第３号技能実習の期間に一時帰国の予定期間を加算した期間を下回らない範囲で在留期間を決定する。 例：第３号技能実習を開始して５か月後に４０日間一時帰国し、引き続き３か月間第３号技能実習（第３号技能実習の期間は合計８か月）を行おうとする技能実習計画が認定されている場合、在留期間は「１０月」を決定する。
一時帰国の予定期間が３か月を超える場合		第３号技能実習開始から予定されている一時帰国を行うまでの技能実習の期間に応じて、「４月」から「１年」までのいずれかの在留期間を決定する。 例：第３号技能実習を開始して５か月後から１００日間一時帰国する技能実習計画が認定されている場合、在留期間は「５月」を決定する。

（参考２）第３号技能実習移行後１年以内に、一時帰国の予定期間を３か月以下として在留資格変更許可を受けた技能実習生について、技能実習３号における一時帰国を終えた後の在留資格決定時又は在留期間更新許可許可申請時の在留期間の例

実際の一時帰国の期間	決定する在留期間
在留資格変更許可申請時に予定していた一時帰国期間と同一、又は短い期間帰国した場合	技能実習の期間を下回らない範囲で、当該期間に応じて、「４月」から「１年」までのいずれかの在留期間を決定する。
在留資格変更許可申請時に予定していた一時帰国期間より、一時帰国した期間が長い場合で、かつ残余の技能実習の期間が１年以内である場合	技能実習の残余期間を下回らない範囲で、「４月」から「１年」までのいずれかの在留期間を決定する。 例：第３号技能実習の期間を１年８月として技能実習計画が認定されており、４０日間一時帰国する予定として「１年２月」の在留期間を決定された者が、実際には７０日間一時帰国した場合、初回の在留期間更新許可申請時の在

	留期間は「９月」を決定する。
在留資格変更許可申請時に予定していた一時帰国期間より、一時帰国した期間が長い場合で、かつ残余の技能実習の期間が１年を超える場合	次回在留期間更新許可時に「４月」以上の在留期間を付与すること、及び技能実習の残余の期間を踏まえ、「４月」から「１年」までのいずれかの在留期間を決定する。 例１：第３号技能実習の期間を２年として技能実習計画が認定されており、４０日間一時帰国する予定として「１年２月」の在留期間を決定された者が、実際には７０日間一時帰国した場合、初回の在留期間更新許可申請時の在留期間は「９月」を決定し、２回目の在留期間更新許可時に「４月」の在留期間を決定する。 例２：第３号技能実習の期間を２年として技能実習計画が認定されており、４０日間一時帰国する予定として「１年２月」の在留期間を決定された者が、実際には２００日間一時帰国した場合、初回の在留期間更新許可申請時の在留期間は「１年」を決定し、２回目の在留期間更新許可時に「５月」の在留期間を決定する。

（注）１　技能実習の期間とは、技能実習計画認定通知書の４欄に記載された期間を指すものであって、在留諸申請においては技能実習の延べ期間から既に技能実習を実施した期間を差し引いた期間を基に在留期間を決定する必要がある。

しかしながら、機構から実習認定を受けた後に技能実習の開始時期や一時帰国予定期間に変更が生じている場合、申請書には、変更後の実際の予定期間が記載されることから、技能実習の期間と相違する場合があるところ、その場合、申請書に記載された技能実習期間を在留期間の決定の基となる技能実習の期間とみなすとともに、必要に応じて軽微変更届出書の提出の有無や技能実習の期間が変更した事由等を申請者に確認する。

２　技能実習の期間が３月以下であっても、中長期在留者から除外されることがないよう、４月を決定する。

３　施行規則上、技能実習１号は、１年を超えない範囲内で、技能実習２号及び３号は、２年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間となっているところ、月又は年単位で技能実習の期間を下回らないよう在留期間を決定する。

４　第１号技能実習の期間は１年以内、第２号技能実習及び第３号技能実習の期間はそれぞれ２年以内とされている（技能実習法第９条第３号）。技能実習２号につい

て、１年１月から２年の在留期間については、当分の間、決定しない。また、技能実習３号について、１年４月から２年の在留期間については、当分の間、決定しない。

5　第１号技能実習の期間は１年以内、第２号技能実習及び第３号技能実習の期間はそれぞれ２年以内とされている（技能実習法第９条第３号）ことから、在留期間の決定に当たっては、認定を受けた技能実習計画上の技能実習の期間を勘案して在留期間を調整し、同期間を１か月以上超えない範囲で在留期間を付与する。

また、在留期間内であっても、認定を受けた技能実習計画上の技能実習の期間を超えて、技能実習を行った場合（特例期間中の活動を含む。）にあっては、資格外活動となり得ることから、技能実習の活動は技能実習計画に記載された技能実習の期間内とするよう指導する。

6　「７　諸申請　（２）在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることが困難な技能実習生に係る在留諸申請の取扱い」に定める、「特定活動」（就労可）への在留資格変更許可を受けた者については、技能実習の上限期間から「特定活動」（就労可）により在留していた期間を差し引くこととなるので留意すること。

7　入管法上の届出義務の履行に関する取扱いについて

申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行していないものであって、かつ技能実習の予定期間が６月以上のものについては、「６月」を決定する。

（１）届出期間経過後に届出義務を履行した場合の在留期間

ア　当局の指導により届出義務を履行した場合

決定する在留期間は「履行していないもの」として取り扱った在留期間とする。

イ　当局の指導によることなく自ら届出義務を履行した場合

決定する在留期間は「履行したもの」として取り扱った在留期間とする。

（２）現に届出義務を履行していないことが判明した場合の取扱い

履行を指導し、その履行を待って処分する。なお、在留期間については（１）アのとおり。

７　諸申請

（１）「技能実習」以外の在留資格への変更許可申請

身分関係の成立又は出国準備を理由とする場合以外は原則として在留資格の変更を認めない。

【留意事項】

①

[redacted]

② 技能実習生は技能実習終了後直ちに帰国し、技能実習により修得等した技能等をそれぞれの国において活かし、母国の経済発展に貢献することが期待されているものであり、技能実習終了後、引き続き我が国の企業等で就労することは原則として認められない。

ただし、技能実習生からの「特定技能」の在留資格への変更申請については、「特定技能１号」では在留できる期間の上限を５年としており、当該期間を経過した後には帰国し、技能実習により修得等した技能等をそれぞれの国において活かし、母国の経済発展に貢献することが期待されること、また、「特定技能２号」では技能実習に基づく活動により本邦において修得等した技能等の本国への移転に努めるものと認められることとの基準を設けていることから、技能実習終了後、引き続き我が国の企業等で就労することを認める。

③ 他の就労資格（「特定技能」を除く。）への変更申請があった場合、下記のとおりとする。

ただし、元技能実習生である特定技能外国人からの申請については、下記のとおりとせず、これまでの在留状況や申請に係る在留資格該当性、上陸基準適合性等に特段の疑義がなければ、原則として許可・交付処分とし得ることを念頭において審査する。

a　技能実習制度の趣旨に反していないことの確認

「技能移転」の方法について、例えば技能実習生のうち特に優秀だった者が、所属していた監理団体や実習実施者において、技能実習によって修得した技能等を活用して、在籍する技能実習生を指導等する業務に従事することや、技能実習生の入国後の講習などの場において、技能実習により修得した技能等に関する講師を務めることなどの活動は、技能実習制度の趣旨に沿うものであると認められる。

このことから、申請に係る活動が、原則として以下の要件の全てを満たしている場合は、技能実習制度の趣旨に合致しているものとして個別に判断する。

（a）契約機関等の事業内容が、監理団体や実習実施者などの技能実習生の受入れに関するものであること。

（b）技能実習時に修得した技能等について、本国からの技能実習生に対する指導等を行い、申請人が技能移転等、母国の経済発展の貢献に資する活動を行うものと認められること。

（c）申請人がＮ２相当以上の日本語能力を有すると認められること。

（d）就業場所における技能実習生の在籍数等からみて、十分な業務量が確保されていると認められ、技能実習生と同様の作業を行うものではないことが明らかであること。

（e）申請人が技能実習計画上の到達目標を達成していること。

b　技能実習に係る申請時の申告内容が変更されたことの確認

技能実習に係る申請時には、本国での復職予定等を申告しているところ、技能実習から他の在留資格への変更申請に及ぶ場合等、これら当初申告していた予定が変

更されたことになるが、その理由を説明させ、当初の入国目的を偽ったものではないと認められる場合は、申請内容の信ぴょう性に疑義があるとは評価しない。

例えば、当初は予定どおり帰国し復職するつもりであったが、所属機関からの勧誘により、本邦において就職し、技能実習に係る業務に従事することとなった等の経緯を確認する。

④　技能実習生から「介護」への在留資格変更許可申請があった場合は、上記③にかかわらず、第１６節の２第１の４（１）に基づき審査する。

（２）在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることが困難な技能実習生に係る在留諸申請の取扱い

在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定（技能実習法第１１条第１項の規定による認定を含む。以下同じ。）を受けることができない技能実習生について、技能実習生の責めに帰すべき事由によらず、在留期間の満了日までに当該認定を受けることができない場合は、当該技能実習生の安定的な在留の確保に配慮し、「特定活動」への在留資格変更許可を受けることが可能である（詳細については、第２６節第２の１１を参照すること。）。

（３）資格外活動許可申請

技能実習生からの資格外活動許可は、技能実習に専念させる趣旨から原則認めない。ただし、例外として以下のとおり取り扱う。

ア　大規模な自然災害の発生に伴い、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する場合

個別に資格外活動を許可する（詳細については、第１０編第２章第２節第２の１３（１）を参照すること。）。

イ　自己の責めに帰すべき事由なく在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定を受けることができない技能実習生であって、技能実習を行う実習実施者が決まっておらず、かつ、「技能実習」の在留期間が残っている場合

申請人から、生活費等を確保する必要があるとして、資格外活動許可申請が行われた場合には、包括的に資格外活動を許可して差し支えない（詳細については、第２６節第２の１１（３）ウ（オ）を参照すること。）。

（４）技能実習の在留資格認定証明書交付申請に係る代理人

企業単独型技能実習（技能実習１号イ、２号イ又は３号イ）に係る代理人については、入管法施行規則別表第４の「技能実習」の項の下欄第１号において「企業単独型実習実施者の職員」とされているところ、本社又は技能実習を実施する事業所のいずれの職員も上記代理人に当たる。

（５）技能実習を終了し、帰国後間もなくされた在留資格認定証明書交付申請

上記（１）③と同様に取り扱う。

第２　応用・資料編

１　技能実習法上の主務大臣の職員として行う業務

地方出入国在留管理官署の職員が技能実習法上の主務大臣の職員として行う業務としては、以下の事項が挙げられるところ、当該業務の取扱いについては、別途定める技能実習

法上の主務大臣の職員の業務の運営に関する留意事項を参照する。

（１）立入検査

（２）申告の受理

（３）行政手続法上の不利益処分に関する手続

２　機構との情報連携

（１）情報連携の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関し適切な運用を図るため、機構と当局との間には、技能実習法及び入管法の業務上の必要な情報連携に関する取組を講ずることとしているところ、当局における必要な情報連携に関する取扱いは、令和４年７月２９日付け入管庁管第２７２７号「地方出入国在留管理局と外国人技能実習機構との間の情報連携について（通達）」に基づき、以下のとおり運用する。

（２）地方局内における体制

地方局内における技能実習生等に係る情報を適切に把握し活用する体制を構築するため、技能実習担当審査部門、その他の審査部門、審判部門及び警備部門が把握した情報を一元的に技能実習担当審査部門に集約し、技能実習担当審査部門において、必要な事実関係の調査等を実施した上で、後記（３）に定める方法により、機構への情報提供を行う。

なお、地方局の技能実習担当審査部門が行う機構への情報提供については、技能実習担当審査部門に代わって、事案に応じて、適宜管下出張所が情報提供を行うこととしても差し支えない。ただし、管下出張所が機構に情報提供を行う場合にあっては、管轄する地方局の技能実習担当審査部門に対し、提供した内容等について報告を行うなど、情報の共有を行うこととする。

（３）機構に提供する情報及び提供方法

ア　技能実習担当審査部門において把握すべき情報

（ア）在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、過去に在留資格「研修」又は在留資格「技能実習」での出入国歴を有するにもかかわらず、申請書類に当該経歴（過去の在留資格認定証明書交付申請時の不交付歴を含む。）を記載していない外国人を把握した場合は、別記第３１号様式により、機構に対し情報提供する。

（イ）在留資格「技能実習３号」に係る在留諸申請の審査において、実際の出入国歴が、主務省令で定める一時帰国の要件に適合しない外国人を把握した場合は、別記第３２号様式により、機構に対し情報提供する。

（ウ）在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、実習実施者又は監理団体から機構に対し行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人を把握した場合は、別記第３３号様式により、機構に対し情報提供する。

（エ）在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、技能実習の内容が認定計画に相違する（報酬が認定計画と相違する場合（賃金不払）を含む。）疑いがある実習実施者を把握した場合は、別記第３４号様式により、機構に対し情報提供する。

（オ）在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、入管法第７３条の２第

１項各号の規定に該当する行為（以下「不法就労助長行為」という。）に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握した場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去５年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第３５号様式により、機構に対し情報提供する。

（カ）在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、事業活動に関し外国人に不正に入管法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第４節の規定による上陸の許可若しくは同法第４章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為（以下「偽変造文書行使等」という。）に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握した場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去５年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第３６号様式により、機構に対し情報提供する。

（キ）在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、本人の申告等により、入管法第２条第７号に規定する人身取引等の被害者である「技能実習」の在留資格をもって在留している外国人を把握した場合は、別記第３７号様式により、機構に対し情報提供する。

イ　空海港の出入国審査担当審査部門から通報を受ける情報

その他の審査部門のうち空海港の出入国審査担当審査部門から、入国在留審査要領第６編第３章第１節第３の６の規定に基づき、自己の意思に基づかず強制的に帰国をさせられるとの意思表示を示した「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人に係る所定の通報を受けた場合には、別記第３８号様式により、機構に対し情報提供する。

ウ　その他の審査部門（空海港の出入国審査担当審査部門を含む。）から通報を受ける情報

（ア）その他の審査部門から、在留諸申請の審査手続（前記ア（ウ）を除く。）において、現に「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人のうち、実習実施者又は監理団体から機構に対し行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている技能実習生を把握したとの通報を受けた場合には、別記第３３号様式により、機構に対し情報提供する。

（イ）その他の審査部門から、在留諸申請の審査手続（前記ア（エ）を除く。）において、技能実習の内容が認定計画に相違する疑いがある実習実施者を把握したとの通報を受けた場合には、別記第３４号様式により、機構に対し情報提供する。

（ウ）その他の審査部門から、在留諸申請の審査手続（前記ア（オ）を除く。）において、不法就労助長行為に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握したとの通報を受けた場合であって、必要な事実関係の調査

を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去５年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第３５号様式により、機構に対し情報提供する。

（エ）その他の審査部門から、在留諸申請の審査手続（前記ア（カ）を除く。）において、偽変造文書行使等に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握したとの通報を受けた場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去５年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第３６号様式により、機構に対し情報提供する。

（オ）その他の審査部門から、本人の申告等により、入管法第２条第７号に規定する人身取引等の被害者である「技能実習」の在留資格をもって在留している外国人を把握したとの通報を受けた場合には、別記第３７号様式により、機構に対し情報提供する。

エ　審判部門から通報を受ける情報

（ア）審判部門から、退去強制手続において、「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人（行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている者を除く。）に対し、退去強制事由に該当しない旨の認定、認定に誤りがある旨の判定、理由あり裁決を受けて放免とした場合、口頭審理放棄、口頭審理請求の取下げ、異議申出放棄、異議申出の取下げ、理由なし裁決により退去強制令書の発付をした場合、理由なし裁決となったものの在留特別許可をした場合又は終止したとの通報を受けた場合には、別記第３９号様式により、機構に対し情報提供する。

（イ）審判部門から、退去強制手続において、「技能実習」以外の在留資格を有する外国人又は不法残留となった外国人に対し、理由なし裁決となったものの在留資格「技能実習」を決定して在留特別許可を付与したとの通報を受けた場合には、別記第３９号様式により、機構に対し情報提供する。

（ウ）審判部門から、退去強制手続において、現に「技能実習」の在留資格をもって在留する被退去強制容疑者（行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている者を除く。）に対し、仮放免としたとの通報を受けた場合には、別記第４０号様式により、機構に対し情報提供する。

オ　警備部門から通報を受ける情報

（ア）警備部門から、違反調査及び事実の調査（以下「違反調査等」という。）等において、現に「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人のうち、実習実施者又は監理団体から機構に対し行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている技能実習生を把握したとの通報を受けた場合（後記（オ）を除く。）には、別記第３３号様式により、機構に対し情報提供する。

（イ）警備部門から、違反調査等において、技能実習の内容が認定計画に相違する（報酬が認定計画と相違する場合（賃金不払）を含む。）疑いがある実習実施者を把握したとの通報を受けた場合には、別記第３４号様式により、機構に対し情報提供する。

（ウ）警備部門から、違反調査等において、不法就労助長行為に及んだ実習実施者又は

監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握したとの通報を受けた場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去５年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第３５号様式により、機構に対し情報提供する。

（エ）警備部門から、違反調査等において、偽変造文書行使等に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者を含む。）を把握したとの通報を受けた場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去５年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第３６号様式により、機構に対し情報提供する。

（オ）警備部門から、違反調査等において、入管法第２条第７号に規定する人身取引等の被害者である「技能実習」の在留資格をもって在留している外国人を把握したとの通報を受けた場合には、別記第３７号様式により、機構に対し情報提供する。

（カ）警備部門から、退去強制手続において、現に「技能実習」の在留資格をもって在留する被退去強制容疑者（行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている者を除く。）を収容令書に基づき収容したとの通報を受けた場合には、別記第４０号様式により、機構に対し情報提供する。

（４）機構から提供を受ける情報及び対応方法

ア　機構に対して実習実施者又は監理団体から技能実習実施困難時届出書が提出され、その事実を確認した場合は、以下の手続を行う。

（ア）[redacted]

（イ）困難時届出に技能実習の継続意思がある旨記載されている場合で、新たに技能実習計画認定通知書及び技能実習計画認定申請書（以下「当該認定通知書等」という。）の提出を確認した場合には、当該認定通知書等記録を電子計算記録処理要領集に基づき、従前の技能実習計画が掲載されている在留審査記録への登載手続を行う。

イ　機構から、在留資格「技能実習」の在留期間（入管法第２０条第６項又は第２１条第４項の規定により、在留期間満了後も引き続き本邦に在留することができる期間を含む。）の満了日を経過している外国人に係る情報の提供を受けた場合には、入国在留審査要領第１０編第１章第２節第５の規定に基づき、警備部門に対し、通報を行う。

ウ　機構から、入管法第２条第７号に規定する人身取引等の被害者の疑いがある外国人又は人身取引等の加害行為を行った疑いのある外国人に係る情報の提供を受けた場合には、令和３年３月３１日付け入管庁審第６３９号「人身取引事案に係る措置要領の一部改正について（通達）」」に基づく措置を迅速かつ的確に実施する。

エ [redacted]

[redacted]

オ　機構から、不法就労助長行為に及んだ疑いのある実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）に係る情報の提供を受けた場合には、別記第４１号様式により、警備部門に対し、通報を行う。

カ　機構から、不法就労助長行為に及んだ疑いのある実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）に係る情報の提供を受けた場合には、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去５年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第３５号様式により、機構に対し当該情報を提供する。

キ　機構から、偽変造文書行使等に及んだ疑いのある実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）に係る情報の提供を受けた場合には、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去５年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第３６号様式により、機構に対し当該情報を提供する。

ク　機構から、入管法第２４条各号に該当する疑いのある外国人に係る情報の提供を受けた場合（前記イ及びウの場合を除く。）には、別記第４２号様式により、警備部門に対し、通報を行う。

（５）技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の認定の概要

前記（３）ア（オ）及び（カ）並びに（４）カ及びキのとおり、機構に対し、不法就労助長行為に及んだ実習実施者若しくは監理団体に係る情報、又は偽変造文書行使等に及んだ実習実施者又は監理団体に係る情報を提供する場合には、以下のとおり、必要な事実関係の調査を実施した上で、地方局限りで過去５年以内に出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当するか否かの認定を行う。

ア　不法就労助長行為

（ア）認定すべき事実

監理団体又は実習実施者において、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として、①及び②の行為に関しあっせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた事実

（イ）留意事項

特に不法就労者を雇用している事案にあっては、雇用主に対し、不法就労者を雇用するに際して、当該外国人が就労することが可能である在留資格を有していることを確認していなかった場合や不法就労者であることを認識した上で雇用していた場合など、重大な過失や故意が認められる場合にあっては、不正又は著しく不当な行為に該当し得ることから、雇用主から、不法就労助長行為に及ぶことになった理由についての認識や経緯等について調査する。

なお、雇用主が、偽造の在留カードの提示を受けて、就労することが可能である

在留資格を有していると誤認した場合や、派遣元から派遣労働者の派遣を受ける際に在留資格を有するものである旨、派遣元から説明を受けていた場合など、不法就労助長行為に及ぶこととなった理由に、重大な過失や故意が認められない場合にあっては、不正又は著しく不当な行為に該当しないことに留意する。

イ　偽変造文書行使等

（ア）認定すべき事実

監理団体又は実習実施者において、事業活動に関し、外国人に不正に入管法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第４節の規定による上陸の許可若しくは入管法第４章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行った事実

（イ）留意事項

前記（ア）の事実を認定する場合にあっては、それのみをもって、不正又は著しく不当な行為に該当し得ることとなるため、正確な事実認定が求められる。

なお、当初から、認定計画に基づいて技能実習を行わせる意思がないにもかかわらず、技能実習生に対し、技能実習計画の認定通知書の写しを提供した場合などは、「外国人に不正に…許可を受けさせる目的」を有しているものと認められることから、申請時において不正な目的があったことを認定できるように、例えば、認定計画に従わず技能実習生を異なる業務に従事させた始期を含めた経緯、当該提供者の偽変造文書行使等に係る認識等について調査する。

【留意事項】

機構との情報連携における情報提供先は、情報を提供する地方局の所在地を管轄する機構地方事務所となる。

第１８節の３　特定技能

第１　概要

１　「特定技能」の創設の趣旨

在留資格「特定技能」は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられたものである。

（注）詳細は、第８「応用・資料編」の１「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する資料」を参照。

２　該当範囲

法別表第１の２の表の「特定技能」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

法別表第１の２の表（「特定技能」） １号　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第２条の５第１項から第４項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 ２号　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令 出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第１号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第２号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第２号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあっては、第２号から第８号まで、又は第１１号から第１４号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び

厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。

１号　介護分野

２号　ビルクリーニング分野

３号　工業製品製造業分野

４号　建設分野

５号　造船・舶用工業分野

６号　自動車整備分野

７号　航空分野

８号　宿泊分野

９号　自動車運送業分野

１０号　鉄道分野

１１号　農業分野

１２号　漁業分野

１３号　飲食料品製造業分野

１４号　外食業分野

１５号　林業分野

１６号　木材産業分野

（１）要件の内容

ア　特定技能外国人の契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）が、特定技能外国人に行わせる業務内容が、人手不足が深刻な分野において、生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる分野として法務省令で定めるもの（以下「特定産業分野」という。）に該当し、特定技能外国人が技能を有するものとして、その内容を確認された所定の業務に該当するものであることを求めるもの。

イ　なお、特定産業分野及び従事する業務区分は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」のとおりである。

ウ　特定技能所属機関は、特定技能外国人との間で特定技能雇用契約を締結する必要があるところ、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和７年３月１１日閣議決定。以下「基本方針」という。）においては、「特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）の雇用形態について

は、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。」と規定し、分野の特性に応じ、派遣形態を一部認める以外は、特定技能所属機関が直接雇用する制度としていることから、原則として、特定技能所属機関が特定技能外国人を直接指揮命令するものであることを求めるもの。

（２）審査のポイント及び立証資料

ア　特定技能所属機関に特定技能外国人の受入れ実績がない場合には、登記事項証明書の目的欄等に関する記載から、当該機関の事業内容が特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領の「①分野」に対応する「②特定技能外国人が従事する業務」に明らかに該当しないものでないことを確認した上、特段の疑義があれば分野所管省庁に相談するよう指導する。

イ　特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しつつ、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

ウ　雇用条件書（参考様式第１－６号）における雇用形態を確認し、直接雇用としている場合には、必要に応じて、特定技能所属機関が、特定技能外国人を直接指揮命令する体制となっていることを確認する。

この点、雇用条件書（参考様式第１－６号）における雇用形態を直接雇用としているものの、他の機関の事業所内に設置されていることがうかがわれる事業所を就業の場所と記載している場合については、特定技能所属機関が特定技能外国人を直接指揮命令せず、他の機関が指揮命令する、いわゆる「偽装請負」を行っていることが疑われることから、特定技能所属機関が就業の場所に記載された他の機関で業務を行う理由がわかる資料として、特定技能所属機関と請負業者の両名の間で締結された請負契約書や委託契約書等の契約書類を提出させた上で、具体的な指揮命令系統や請負業者が特定技能外国人の指揮命令を行わない体制が整備されていることなど、実態として労働者派遣を行うものではないことを確認する。

エ　なお、雇用条件書（参考様式第１－６号）における雇用形態を派遣雇用としている場合には、後記第２の２（１）オ、同３（１）クを参照。

（３）その他留意事項

ア　特定技能外国人が、複数の特定産業分野における技能水準及び日本語能力水準を満たした上で、特定技能所属機関において、対応する複数の特定産業分野の業務を行わせるための各基準に適合するときは、法務大臣が当該複数の特定産業分野の業務を指定することで、特定技能外国人は当該複数の特定産業分野の業務に従事する活動を行

うことが可能である。

イ　複数の特定産業分野の業務を行わせる場合には、在留諸申請における各申請書の所属機関等作成用１の「２　特定技能雇用契約（２）従事すべき業務の内容」欄のうち、主に従事することとなる特定産業分野の業務について記載欄の最上段に「主たる分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載し、それ以外の特定産業分野の活動を２段目以降に「従たる分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載するよう案内する。

ウ　基本方針においては、「特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。」と規定し、分野の特性に応じ、派遣形態を一部認める以外は、特定技能所属機関が直接雇用する制度としており、複数の機関が一人の特定技能外国人に係る特定技能所属機関となることは想定していない。ただし、特定産業分野に係る業務を行っている場合等であって、特定産業分野に属する技能の向上のために親子会社の間等相互に密接に関係する特定技能所属機関の間において一定期間在籍型出向を行うことが必要不可欠であり、かつ、特定技能外国人の雇用の安定や特定技能外国人への支援に与える影響等に係る懸念を払拭するために必要な措置を講じたと認められるときに限り、例外的に複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約（分野別の特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）において定める特定産業分野の同一の業務区分に属する業務に従事するものに限る。）が許容されるが、その旨を分野別運用方針に明記されたもののみが対象となる。なお、不適正な運用実態を把握した場合、速やかに必要な調査等を行い、出入国又は労働に関する不正行為等が確認されたときは、特定技能所属機関等について厳正に処分等を行う。

エ　分野の該当性については、基本的に、分野ごとに設置される協議会への加入に当たって判断されることとなっていることから、協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する（工業製品製造業分野及び建設分野については各大臣の登録を受けた法人に加入していることを確認する。）。

第２　「特定技能１号」

１　特定技能１号外国人の基準（上陸基準省令）

上陸基準省令

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第７条第１項第２号の基準は、法第６条第２項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第２条の５第１項及び第２項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第３項及び第４項の規定に適合すること並びに申請人に係る１号特定技能外国人支援計画が同条第６項及び第７項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

１号　申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ　１８歳以上であること。

ロ　健康状態が良好であること。

ハ　従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ　退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域（出入国管理及び難民認定法施行令（平成１０年政令第１７８号）第１条に定める地域をいう。以下同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

ヘ　特定技能（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあっては、当該在留資格をもって在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く。）が通算して５年（当該在留資格をもって５年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあっては、６年）に達していないこと。

２号　申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活に

おいて密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

３号　申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

４号　申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

５号　食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

６号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（１）年齢基準

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ　１８歳以上であること。

ア　要件の内容

我が国の労働法制上、法定時間外労働や休日労働等の規制なく就労が可能となる

のは１８歳以上であることから、本制度において受け入れる外国人の年齢も同様に１８歳以上とするもの。

イ　用語の定義

「１８歳以上」とは、本邦入国時において１８歳以上であることを要するものであり、本国において成人であるか否かを問わない。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書（申請人等作成用）の「生年月日」欄の記載から、申請人が１８歳以上であることを確認する。

（イ）在留資格認定証明書交付申請の時点で１８歳未満であっても、申請書（申請人等作成用）の「入国予定年月日」欄の記載から、上陸許可申請時において、１８歳以上に達していると見込まれるときは、基準適合性があるものとして在留資格認定証明書を交付して差し支えない。

（２）健康状態が良好であること

上陸基準省令第１号（特定技能１号） 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。 ロ　健康状態が良好であること

ア　要件の内容

特定技能外国人が、在留資格「特定技能」に係る活動を安定的かつ継続的に行うことが見込まれるだけの健康状態にあることなどを求めるもの。

イ　審査のポイント

（ア）健康診断個人票（参考様式第１－３号）の記載から、申請人が在留資格「特定技能」に係る活動を支障なく行うことが可能であることを確認する。なお、健康診断個人票に申請人が本邦において安定的かつ継続的に就労活動を行うことについて健康上の支障はない旨の記載があれば、明らかな疑義がある場合を除き、基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。

（イ）健康診断個人票（参考様式第１－３号）とは異なる様式で提出があった場合には、

健康診断個人票（参考様式第１－３号）に掲げる項目が網羅されていることを確認し、項目に漏れがあれば追加で当該項目について受診した上で健康診断書を提出するよう求める。

（ウ）在留資格認定証明書交付申請においては、申請日の３か月前から申請日までに、医師の診断を受けていることを確認する。

（エ）「技能実習」等からの在留資格変更許可申請においては、申請日の１年前から申請日までに、労働安全衛生法に基づき定期健康診断を受診しているとして当該診断結果が提出されている場合には、健康診断個人票（参考様式第１－３号）と同一の項目の受診内容であることが確認でき、かつ、医師の所見欄に特段の異常がある旨の記載が認められなければ、改めて健康診断を受診させなくても差し支えない。なお、受診者の申告書（参考様式第１－３号（別紙））の提出は求める。

ウ　立証資料

健康診断個人票（参考様式第１－３号）

受診者の申告書（参考様式第１－３号（別紙））

（３）技能水準

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

ハ　従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ア　要件の内容

相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験等により証明されていることを求めるもの（試験ルート）。

また、申請人が技能実習２号を良好に修了しており、従事しようとする業務と技能実習２号の職種・作業が関連すると認められるものについては試験が免除されることとされている（技能実習ルート）。なお、従事しようとする業務と技能実習２号の職種・作業との関連性については、分野別運用方針、「特定技能の在留資格に係る制

度の運用に関する方針」に係る運用要領（以下「分野別運用要領」という。）及び特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

イ　用語の解説

（ア）「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していること」とは、基本方針において、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できるだけの水準をいうものとされている。また、具体的な技能水準については、分野別運用方針に定められている。

（イ）「試験その他の評価方法」とは、分野別運用方針において定める試験等をいう。分野別運用方針においては、各分野の特性に応じて、技能試験によらない方法で技能水準にあると評価される場合があり、この方法を採用している分野等の詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（ウ）「技能実習２号を良好に修了している」とは、技能実習を２年１０か月以上修了し、技能実習２号の技能実習計画における目標である技能検定３級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること、又は、技能検定３級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習２号を良好に修了したと認められることをいう。

a　技能実習の終了日（出国日）が、開始日（上陸許可日）から起算して２年１０か月経過後であれば、その期間内に、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による出国期間のほか、実習実施者の都合など技能実習生の責めに帰すべき事由によらない事由により実習を行うことができなかった期間があったとしても、当該事情を考慮し、実際に技能実習を行っていなかった期間についても、技能実習を行った期間として２年１０か月に含めて差し支えない。

[redacted]

[redacted]

b　技能実習２号を修了した者には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）技能実習法施行前の技能実習生及び研修・技能実習制度下の「特定活動」の技能実習生も含まれる。

c　なお、自己の責めに帰すべき事由によらず、在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることができない事情が認められるとして「特定活動」（令和２年１０月９日付け入管庁管第３９４２号通知）で活動した場合や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないため、従前の実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として、「特定活動」（令和２年３月１９日付け入管庁管第１３３１号通知）で活動した場合のように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとして取り扱われたものについては、当該期間は技能実習を行ったものとすることに留意する。

ウ　審査のポイント

申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載から、技能水準の証明が試験によるもの、その他の評価方法によるもの、技能実習２号を良好に修了したことによるもののいずれに当たるかを確認し、試験によるもの及びその他の評価方法によるものについては、次の（ア）に従い、技能実習２号を良好に修了したことによるものについては次の（イ）に従い技能水準の証明がされていることを確認する。

（ア）試験ルート

技能試験の合格証明書又は合格を証明する資料の記載から、申請人に従事させようとする特定産業分野（業務区分）と当該試験が対応していることを分野別運用方針、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照して確認する。

なお、試験ルートのうち、技能検定３級の合格によって技能水準を証明する場合、実技試験及び学科試験のいずれの試験にも合格することが必要となることに留意する（後記（イ）の技能実習ルートでは、第２号技能実習計画における到達目標が、技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格としていることから、当該試験の実技試験への合格のみを確認する取扱いとなっている。）。

（イ）技能実習ルート

申請人が、過去に技能実習生であった場合には、技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格の有無に応じて、以下のとおり取り扱うものとする。

ただし、申請人が特定技能雇用契約を締結する特定技能所属機関が、当該申請人を技能実習生として雇用していた実習実施者と同一であって、過去１年以内に技能実習法上の「改善命令」や現技能実習施行制度において外国人技能実習機構が行う「改善勧告」（改善措置を行っているかは問わない。）を受けていない場合は、当該特定技能所属機関が適正な評価を行うことができるものとみなして、以下のａ及びｂによることなく、申請人が技能実習を２年１０か月以上修了していることのみをもって、技能実習２号を良好に修了したものと取り扱う。

ａ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した者

（ａ）申請書（申請人等作成用）の記載及び電算記録から、申請人が技能実習を２年１０か月以上修了していることを確認する。

（ｂ）技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した

ことを証明する資料の記載及び特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領から、技能実習２号の職種・作業が申請書（所属機関作成用）の特定産業分野（業務区分）と関連性を有するものとして対応していることを確認する。

（ｃ）なお、複数の職種・作業を組み合わせた技能実習に従事した者が、従たる職種・作業に係る技能実習について、技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した場合には、当該従たる職種・作業に係る技能実習を２年１０か月以上修了していなかった場合（例：技能実習２号から複数の職種・作業を組み合わせた技能実習を行った場合）でも、主たる職種・作業の技能実習で２年１０か月以上修了していることが確認できれば、本要件に適合するものとして差し支えない。

ｂ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験を受験したが合格していない者（旧制度の技能実習生を含む。）

技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験を受験したがこれに合格していない者については、次の（ａ）から（ｆ）に従い、技能実習２号を良好に修了しているか否かを確認する。

（ａ）申請書（申請人等作成用）の記載及び電算記録から、申請人が技能実習を２年１０か月以上修了していることを確認する。

（ｂ）申請人が技能実習２号を行っていた実習実施者（旧制度の実習実施機関を含む。以下同じ。）が作成した技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）の記載から、技能検定又は技能実習評価試験を受検した結果、不合格となったものの、技能実習実施中の出勤状況や技能の修得状況、生活態度等を総合的に考慮し、技能実習２号を良好に修了したことを確認する。

なお、技能検定又は技能実習評価試験を受検していない旧制度の技能実習生についても、上記に準じて技能実習２号を良好に修了したことを確認する。

ただし、技能実習法施行前の旧制度の技能実習生でないにもかかわらず、技能検定又は技能実習評価試験が未受検であった場合は、未受検である理由の説明を求めた上で、当該理由が合理的なものであることを確認することとなる（合理的な理由がある場合であっても、技能水準に疑義が持たれる場合は、以下の（ｄ）のとおり対応する。）。

（ｃ）技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）における「技能実習

実施状況」の記載において、明らかに技能等の修得等が良好でないと認められる場合を除いて、良好に技能実習を修了したと取り扱って差し支えない。[redacted]

なお、実習監理を行っていた監理団体が解散をしている場合など、監理団体が評価調書（参考様式第１－２号）に必要な記載を行うことができない場合には、実習実施者において必要な記載がされていることをもって、技能実習２号を良好に修了したことの有無を確認することとして差し支えない。

（ｄ）技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）により基準に適合しているものと評価した場合であっても、[redacted]

（ｅ）なお、複数の職種・作業を組み合わせた技能実習に従事した者が、従たる職種・作業に係る技能実習について、技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）の提出があったとしても、技能実習２号を良好に修了したものとして評価しない。

（ｆ）[redacted]

[redacted]なお、公益財団法人国際研修協力機構（ＪＩＴＣＯ）が発行した「技能実習修了証書」は、出勤や欠勤の状況が明らかでないほか、技能実習の実施状況について評価するものではないことから、評価調書（参考様式第１－２号）の代替として、技能実習２号を良好に修了したことの証明とはならないことに留意する。

エ　立証資料

（ア）試験等により技能水準を証明する場合

・　技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料

・　分野別運用方針で定めるその他の評価方法を満たすことを証明する資料

（イ）技能実習２号を良好に修了したことによる技能水準を証明する資料

ⅰ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格した場合

・　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格したことを証明する資料

ⅱ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合

・　技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）

（４）日本語能力水準

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

ニ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ア　要件の内容

申請人が、ある程度の日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準を有しているこ

とが試験等により証明されていることを求めるもの。

なお、申請人が技能実習２号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しない（Ｎ４レベルの試験免除)。ただし、介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については、当該試験が介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力を有していることを確認するものであることから、介護職種・介護作業の技能実習２号を良好に修了した者を除き、試験免除されないことに留意する（詳細は特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。)。また、自動車運送業分野（タクシー運転者、バス運転者に限る。）及び鉄道分野（運輸係員に限る。）については、Ｎ３レベルの日本語能力が必要となるため、技能実習２号を良好に修了している場合にも試験その他の評価方法による証明を要することに留意する。

イ　用語の定義

（ア）「本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力」とは、分野別運用方針、分野別運用要領及び試験方針に記載された日本語能力をいい、当該日本語能力水準を有していることの判断は、分野所管行政機関が定める試験等により確認する。

（イ）「試験その他の評価方法」とは、分野別運用方針において定める試験等をいう。なお、詳細は前記（３）イ（イ）ａを参照する。

ウ　審査のポイント

申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載から、申請人が試験による証明又はその他の評価方法により日本語能力水準を証明しようとする場合は後記（ア）に従い、技能実習２号を良好に修了したことにより日本語能力水準を証明しようとする場合は後記（イ）に従って確認する。

（ア）試験ルート

日本語試験の合格証明書又は合格したことを証明する資料の記載から、合格した試験が、申請人が従事しようとする業務が属する分野別運用方針に定められた試験と一致することについて、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照して確認する。

なお、[redacted]の結果の真偽照会に係る全般的な取扱いについては、

第１２編第２章第１節第１１のとおりであるが、[redacted]

（イ）技能実習ルート

前記（３）ウ（イ）を参照する。

ただし、前記アのとおり、技能実習２号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないことに留意する。

エ　立証資料

（ア）試験等により日本語能力水準を証明する場合

・　日本語試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料

・　分野別運用方針で定めるその他の評価方法を満たすことを証明する資料

（イ）技能実習２号を良好に修了したことにより日本語能力水準を証明する場合

ｉ　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した場合

・　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した

とを証明する資料

ii　技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合

・　技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）

（５）出入国管理上の支障がないこと

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

ホ　退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域（出入国管理及び難民認定法施行令（平成１０年政令第１７８号）第１条に定める地域をいう。以下同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第１条に定める地域の権限ある機関を定める件（平成３１年法務省告示第８５号）

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）の表の法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の項の下欄第１号ホ及び法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号に掲げる活動の項の下欄第１号ニの法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令（平成１０年政令第１７８号）第１条に定める地域の権限ある機関は、イラン・イスラム共和国を除いた国の政府又は同条に定める地域の権限ある機関とする。

ア　要件の内容

自国民引取り義務を履行しない等、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域からの受入れを認めないもの。

イ　用語の解説

退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地

域をいう。

・　イラン・イスラム共和国

ウ　審査のポイント

上記イの国籍を有する者から、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった場合には、適合しないこととなる。

（６）在留期間が通算して５年に達していないこと

上陸基準省令第１号（特定技能１号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

ヘ　特定技能（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあっては、当該在留資格をもって在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く。）が通算して５年（当該在留資格をもって５年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあっては、６年）に達していないこと。

ア　要件の内容

在留資格「特定技能１号」で在留できる期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く。）を通算して５年間（当該在留資格をもって５年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあっては、６年間）とするもの。

イ　用語の定義

（ア）「通算」とは、特定産業分野を問わず、在留資格「特定技能１号」で実際に本邦に在留した期間をいう。また、過去に在留資格「特定技能１号」で在留していた経歴を有する場合は、過去の在留期間も含まれることから、在留が連続した期間に限られず、単純出国した場合にも、通算在留期間が５年に達するまでは、再度新規入国して在留することもできる。

（イ）失業中等、実際に稼動していない期間がある場合であっても、「特定技能１号」

で本邦に在留している期間として通算在留期間に計上する。

（ウ）再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）による出国期間についても、「特定技能１号」で本邦に在留している期間として通算在留期間に計上する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための上陸を拒否する措置など、本人の意思にかかわらず、再入国できなかった期間がある場合については、その事情を考慮して通算在留期間に含めない。

（エ）「特定技能１号」を有する者がした在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請（転職を行うためのものに限る。）に係る特例期間についても、「特定技能１号」で本邦に在留している期間として通算在留期間に計上する。

（オ）妊娠・出産により業務に従事することができなかった期間とは、労働基準法に基づく産前産後休業期間であり、産前６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）、産後８週間の期間をいう。当該期間については、その事情を考慮して通算在留期間に含めない。

（カ）育児により業務に従事することができなかった期間とは、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業であり、子が１歳に達するまで（育児・介護休業法に基づき、保育所などに入所できない場合に限り、１歳６か月まで（再延長で２歳まで））の期間をいう。当該期間については、その事情を考慮して通算在留期間に含めない。

（キ）「その他やむを得ない事情」とは、病気や怪我（労災を含む。）による休業期間などのことであり、特定技能制度の適正な運用を図る観点から、休業期間が原則１年以下（労災の場合はその事情に鑑み、休業期間が３年以下）である場合に限り、当該期間を通算在留期間に含めない。なお、休業期間は、連続した１か月を超える期間である必要があり、例えば、体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合や、継続的な通院により業務が行えない場合は通算在留期間に計上する。

（ク）「特定技能２号」で従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることを評価する試験（以下「特定技能２号評価試験等」という。）に不合格となった１号特定技能外国人のうち、一定の要件を満たすものについては、当分の間「５年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間を６年とする。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載及び電算記録から、「特定技能１号」での通算在留期間が５年に満たないことを確認する。

（イ）通算在留期間については、新規入国から単純出国までの在留期間ごとに算出する在留期間を合算する。なお、合算後、１か月に満たない日数については、３０日をもって１か月とし、その余の日数は切り捨てる。ただし、通算在留期間が３０日に満たない場合は、当該在留期間は１か月とする。

（参考）通算在留期間算出の例

① １回目の在留期間が２年６か月１５日

② ２回目の在留期間が２５日

③ 合算期間は、２年６か月４０日（①＋②）

④ 通算在留期間は、２年７か月

（ウ）在留中に通算在留期間が５年に達する場合は、他の在留資格への変更が認められた場合や妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができない期間を除き、在留期間の更新を認めない（雇用契約期間が残存している場合であっても、通算在留期間が５年（当該在留資格をもって５年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあっては、６年）を超える在留は認めない。）。

（エ）平成３１年４月の特定技能制度施行以後に同年２月２６日付け法務省管在第１２９８号通知等に基づき、「特定技能１号」への移行準備を目的として「特定活動」（告示外）（以下「特定活動（特定技能１号移行準備（就労可））」という。）への在留資格変更許可を受けて在留していた者については、当該「特定活動（特定技能１号移行準備（就労可））」で在留していた期間も「特定技能１号」で在留したものとみなして通算在留期間に含めることとなることに留意する。

（オ）再入国出国期間に関する申立書（参考様式第１－２８号）が提出されている場合には申立書及び立証資料から、申立てにある出国期間が事実であることを電算記録で確認する。

（カ）妊娠・出産・育児、病気や怪我（労災を含む。）により業務に従事することができない又はできなかった者については、通算在留期間が５年に達する概ね３か月前に在留諸申請を受け付け、休業期間に関する申立書（参考様式1－30号）及び立証資料を提出させ通算在留期間に含まない期間を確認する。

なお、在留資格「特定活動（特定技能１号移行準備（就労可））」で在留中の者についても「特定技能１号」と同様に、妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情

により業務に従事できない期間がある場合は、通算在留期間に含めないことに留意する。

a　休業期間に関する申立書及び立証資料の内容と法第１９条の１８第１項第４号（受入れ困難に係る届出書）に係る届出の内容で休業期間が一致していることを確認する。

b　休業期間が一致していない場合は、説明書を求めるなどして休業期間が一致していない理由を確認し慎重に判断する。

※　産前産後休業に引き続いて育児休業に入った場合については、通算在留期間が５年に達する概ね３か月前に両者を合わせて在留諸申請を受け付ける。

（キ）病気や怪我により業務に従事することができなかったとして、休業期間に関する申立書の提出がなされた場合であっても、受入れ機関と１号特定技能外国人が共謀し、実際には就労していた期間を休業期間として申告するなどの当該制度の誤用、濫用を防ぐため、立証資料から実態として休業している期間であるかを確認する。

（ク）特定技能２号評価試験等に不合格となった１号特定技能外国人については、通算在留期間が５年に達する概ね３か月前に、在留期間更新許可申請を受け付け、通算在留期間を超える在留に関する申立書（参考様式1－31号）及び立証資料を提出させ、一定の要件を満たし当該在留資格をもって５年を超えて在留することに相当の理由があるか確認する。

（ケ）一定の要件を満たすとは、立証資料から以下を全て満たすことにより確認する。

a　各分野別運用方針に定める「特定技能２号」への移行に必要な全ての試験について、合格基準点の８割以上の得点を取得していることが立証資料から明らかであること

※　各分野の特定技能２号評価試験のほか、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業の各分野においては各技能検定１級、工業製品製造業分野においては、ビジネスキャリア検定３級、漁業及び外食業の各分野については日本語能力試験（Ｎ３相当以上）を含む。なお、自動車整備士技能検定２級及び航空従事者技能証明は対象外であることに留意する。

※　不合格となった試験の受験日は本件取扱いの施行（令和７年９月３０日）前後を問わないが、立証資料から当該要件を満たしていることが明らかである場合に限る。

b　通算在留期間の５年を経過した後の在留期間中に、

・合格基準点の８割以上の得点を取得した特定技能２号評価試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験を受験すること

・特定技能２号評価試験等に合格した場合、速やかに「特定技能２号」の在留資格変更許可申請を行うこと

・特定技能２号評価試験等に合格できなかった場合、（他の在留資格へ変更可能な場合を除く。）速やかに帰国すること

を誓約していること

c　特定技能所属機関が次のいずれも満たしていること

・当該１号特定技能外国人を引き続き雇用する意思があること

・特定技能２号評価試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有すること

（コ）妊娠・出産・育児、病気や怪我（労災を含む。）により業務に従事することができない又はできなかった期間については、通算在留期間５年に達するまでに休業により業務に従事することができなかった期間を合算する方法により算出する。なお、合算後、１か月に満たない日数については、３０日をもって１か月とし、その余の日数は切り捨てる。ただし、休業期間の通算が３０日に満たない場合は、通算在留期間から除く期間とは認めない。

（参考）通算在留期間５年から除く期間の算出の例

① 産前休業期間１か月１４日

② 育児休業期間１１か月２０日

③ 合算期間は、１２か月３４日（①＋②）

④ 通算在留期間５年から除く期間は、１年１か月

（サ）在留期間の決定については後記第5在留期間2(4)を参照する。

エ　立証資料

（ア）新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための上陸を拒否する措置などのやむを得ない事情により再入国することができなかった再入国出国期間

・再入国出国期間に関する申立書（参考様式第１－２８号）

・やむを得ない事情により再入国できなかったことを疎明する資料

（イ）妊娠・出産（産前産後休業）・育児（育児休業）

・休業期間に関する申立書（参考様式1－30 号）

・母子健康手帳の写し

・産前産後休業を取得したことを疎明する資料・育児休業を取得したことを疎明する資料

・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し

（ウ）病気・怪我（労災を含む。）

・休業期間に関する申立書（参考様式１－30 号）

・医師の診断書、病院から発行された治療・入院等の事実を証明する資料（治療期間や入院期間が記載されているもの）

・労災保険の支給決定通知書の写し（労災の場合に限る。）

・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し

・休業期間中の給与明細書の写し

・休業期間中の給与が振り込まれる口座の通帳（直近の預金額を記帳しているもの）の写し

・休業期間中の給与振込口座指定・同意書の写し

（エ）特定技能２号評価試験等に不合格となった１号特定技能外国人

・通算在留期間を超える在留に関する申立書（参考様式１－31 号）

・各分野別運用方針に定める特定技能２号への移行に必要な全ての試験結果通知書（試験実施機関から発行された総得点及び合格基準点が記載されたもの）の写し

（７）保証金・違約金契約の禁止

上陸基準省令（特定技能１号） ２号　申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され ず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

ア　要件の内容

申請人又はその親族等密接な関係を有する者が、保証金の徴収を受け又は違約金契約の締結をさせられている場合は、特定技能の適正な活動を阻害するおそれがあることから、これらの契約が締結されておらず、また、今後も締結されないことが見込

まれることを求めるもの。

イ　用語の定義

（ア）「保証金」や「違約金」とは、名目のいかんを問わず、実質的に財産の管理に当たる行為の全てを含む。

（イ）「申請人と社会生活において密接な関係を有する者」に該当するか否かについては、その者が金銭的な負担を負うことが、申請人が労働を強制される契機となったり、足止め策として自由に転職できないなどの要因となり得るか否かで決まることとなる。

（ウ）「金銭その他の財産」とは、金銭だけでなく、有価証券、土地、家屋、物品等の金銭的な価値のあるものをいう。

（エ）「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、当局や労働基準監督官署への法令違反に係る相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当する。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、申請人が保証金の徴収等をされていないことを確認する。

（イ）雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から、申請人が保証金の徴収等をされていないこと及び事前ガイダンスを実施していることを確認する。自国等の機関に支払った費用の名目を確認しただけでは、その詳細が不明の場合には、具体的にどのような理由で費用を徴収されているのかを確認する。特に、支払った費用の名目が、雇用のあっせんである旨記載されている場合には、雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の項目１及び２の記載内容と整合していることを確認する。

（ウ）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から、事前ガイダンスにおいて「保証金の徴収、契約の不履行について違約金契約等を締結することは禁止されていること」が情報提供項目として含まれていることを確認する。

エ　その他留意事項

保証金の徴収及び違約金契約の締結については、徴収する主体を特定せず、幅広

く規制の対象としている。また、特定技能外国人の申告又は関係行政機関からの通報等を端緒としてじ後に発覚した場合には、この基準を満たしていないものとして、入国・在留審査要領第９編の２第４章第６節により調査・指導を行う。

オ　立証資料

・　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（８）費用負担に係る合意

上陸基準省令（特定技能１号） ３号　申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。 ５号　食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

ア　要件の内容

申請人が入国前及び在留中に負担する費用について、その意に反して徴収されるなど不当な費用徴収を防止するため、申請人が負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを求めるもの。

イ　用語の定義

（ア）上陸基準省令第３号の「費用」とは、申請人が本邦に入国するに際して、その準備のために支払ったものをいい、費用を支払った相手方を問わない。

（イ）上陸基準省令第５号の「費用」とは、申請人が入国後に特定技能所属機関等に定期的に支払うこととなるものをいう。

ウ　審査のポイント

（ア）共通事項

申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載から、特定技能活動の準備に関し支払った費用及び定期的に負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを確認する。

（イ）本邦外で活動の準備に関して外国の機関に支払っている費用

雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から、申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は入国若しくは在留資格「特定技能」に係る活動の準備に関し、外国の機関に対し、支払う費用の額及び内訳について合意した上で、当該費用を支払っており、その額及び内訳が、社会通念上不当なものであると解される場合には、申請人が真に合意をしていることについて慎重に審査を行う。

[redacted]

（ウ）本邦在留中に定期に負担する費用

雇用条件書の別紙１「賃金の支払」（参考様式第１－６号）及び１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）から、食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用の額及び内訳についての記載があることを確認する。

（ａ）居住費

ⅰ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄３アｄの記載と雇用条件書（参考様式第１－６号）の「別紙１賃金の支払４．賃金支払時に控除する項目」欄の居住費の額が同一であることを確認する。

ⅱ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄３アｄの記載が「自己所有物件」の場合は、実際に建設・改装等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額であることの説明がされていることを確認する。

ⅲ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄３アｄの記載が「借上物件」の場合は、借上げに要する賃料（管理費・共益費、借上物件に対する損害保険・火災保険等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まれない。以下同じ。）を、入居する特定技能外国人の人数で除した額であることの説明がされていることを確認する。

ⅳ [redacted]

[redacted]

（ｂ）水道光熱費

ｉ　雇用条件書の別紙１「賃金の支払」（参考様式第１－６号）の記載から、水道光熱費の徴収の有無を確認し、記載のある場合には、記載された額が、明らかに高額であるなど不合理でないかを確認する。なお、特定技能所属機関の家族や他の特定技能外国人と同居している場合などで、個々の利用状況を区分けできない場合でも、差し支えない。また、適正な額であることについて疑義がある場合には、追加で説明を求める。

（ｃ）その他特定技能外国人が定期に負担する費用

ｉ　雇用条件書の別紙１「賃金の支払」（参考様式第１－６号）の記載から、その他特定技能外国人が定期に負担する費用の徴収の有無を確認し、記載

のある場合には、記載された額が、明らかに高額であるなど不合理でないかを確認する。なお、適正な額であることについて疑義がある場合には、追加で説明を求める。

（エ）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から、事前ガイダンスにおいて、支援に要する費用を申請人に負担させないことを情報提供項目としていることを確認する。

エ　その他留意事項

（ア）宿泊施設の具体的な内容が「自己所有物件」である場合において、周辺の家賃相場等を勘案し、借り上げた場合の賃料の額を基礎額として、特定技能外国人から徴収する居住費を算出することは、原則としてこの観点からの説明のみでは認められないものである。これは、一般的に家賃の市場価格は賃貸することで得られる利益も含まれているものであることから、特定技能外国人から徴収する居住費を算出する際の基礎額とすることが望ましくないと考えられるためである。このような説明を申請者が行ってきた場合には、あくまで判断の一要素として勘案するにとどめ、実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等からの説明を求めるものとする。

（イ）宿泊施設として「自己所有物件」を選択している場合で耐用年数を踏まえた説明がされているものについては、必ずしも、国税庁が定める減価償却資産の耐用年数に従わなければならないものではなく、特定技能所属機関の説明を踏まえて、総合的観点から判断する。

（ウ）この点、提供する宿泊施設の建物に係る耐用年数を経過していた場合、当該建物に係る費用を徴収することは認められないこととなるが、宿泊施設の改装費や、宿泊施設に付随する家電、家具、食器などの備品のほか、火災保険、損害保険等を特定技能所属機関が定期に徴収する場合については、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能外国人が当該利益の提供を受けることを十分に理解していることを前提として、当該費用の請求が実費の範囲内であり、備品の耐用年数や入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額である限りにおいて、徴収することを認めて差し支えない。

また、これらの徴収する費用については、設置する備品が従物か付加一体物であるか、購入したものか借り上げた（レンタルした）ものか、又は自己所有物件か借上物件かのいずれかによって、当該基準の適合性を区別する必要はなく、特

定技能外国人と特定技能所属機関の間で合意している限りにおいて、居住費又はその他費用のいずれかの費用として、徴収することとして差し支えない。

なお、火災保険や損害保険等の利益が特定技能外国人に帰属するかの判断については、被保険者や保険金の請求権者が特定技能外国人本人であることなど、保険の内容等を踏まえ、当該保険費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであることを確認する。

（エ）特定技能外国人が宿泊施設を退去するに際して必要となる室内の原状回復費用については、本基準の対象となる特定技能外国人が「定期に負担する費用」には該当しないことから、関係者から相談があった場合には、当事者間で解決を図るよう指導する。

オ　立証資料

- 雇用条件書別紙１「賃金の支払」（参考様式第１－６号）の写し
- 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）
- １号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（９）本国で「特定技能」の活動に関して必要な手続を行っていること

上陸基準省令（特定技能１号） ４号　申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

ア　要件の内容

申請人が特定技能外国人として本邦で就労を行うに際して、本国において、海外に渡航して労働を行う場合に当該本国で許可等が必要である場合に、当該許可等に係る手続を遵守していることを求めるもの。

イ　用語の定義

「申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続」とは、申請人の本国において、海外に渡航して労働を行う場合に当該本国で許可等が必要である場合の当該許可等に係る手続をいう。

ウ　審査のポイント

（ア）申請書の記載から、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続を履行していることについて誓約していることを確認する。

（イ）前記イに定める国については、国籍国政府から発行される書類をもって、「遵守

すべき手続」が履行されていることを確認する。

エ　その他留意事項

（ア）本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしているところ、二国間取決めにおいて、カンボジア、タイ及びベトナムは遵守すべき手続に係る書類が定められているため、（イ）のとおり対応する。また、入管ＷＡＮに掲示している関係情報を参照する。

（イ）申請人の国籍がカンボジア、タイ及びベトナムの場合、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請時に以下の書類が必要になるところ、当該書類が提出された場合にあっては、本基準に適合しているものと判断する（令和７年９月現在。）。

ａ　カンボジア

（ａ）在留資格認定証明書交付申請時

登録証明書（令和元年８月１日付け入管庁管第６７４号通知参照）

（ｂ）在留資格変更許可申請時

登録証明書（令和元年８月１日付け入管庁管第６７４号通知参照）

※　申請人の現有の在留資格にかかわらず、すべからく提出を要するものであり、既に「特定技能」の在留資格をもって在留する者が転職のために申請に及んだ場合も提出が必要。

ｂ　タイ

（ａ）在留資格認定証明書交付申請時

なし

（ｂ）在留資格変更許可申請時

駐日タイ王国大使館労働担当官事務所の認証を受けた雇用契約書の写し（令和２年４月２０日付け入管庁管第１７６３号通知参照）

※　協力覚書に基づき、認証済雇用契約書の写しの提出が求められているのは技能実習２号を修了している者からの在留資格変更許可申請のみに限られているところ、技能実習２号を修了した者からの在留資格変更許可申請であれば、現有の在留資格にかかわらず、認証済雇用契約書の写しの提出が必要であるが、既に「特定技能１号」の在留資格を得た者が他の特定技能所属機関に移行（転職）する場合や特定産業分野を変更するとして在留資

格変更許可申請に及んだ場合においては、認証済雇用契約書の写しの提出を求めない。

c　ベトナム

（a）在留資格認定証明書交付申請時

ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局（ＤＯＬＡＢ）作成の推薦者表（令和６年６月２７日付け入管庁管第１９９１号通知参照）

（b）在留資格変更許可申請時（申請人の現有の在留資格が「技能実習」又は「留学」の場合に限る）

駐日ベトナム大使館労働管理部作成の推薦者表（令和６年６月２７日付け入管庁管第１９９１号通知参照）

※　現有の在留資格が「留学」の者については、２年未満の課程を修了若しくは修了見込みであることを証明する書類（卒業証明書等）又は在学証明書若しくは退学証明書の提出を求める（上陸基準省令第４号の「遵守すべき手続」がないことを確認する。）。なお、２年以上の課程の修了又は修了見込みである旨の証明書類が提出された場合には推薦者表の提出が必要であることを案内する。また、技能実習２号又は３号の修了者であって、他の在留資格に変更済みの者については、原則として推薦者表の提出は要さない。ただし、従前の申請において推薦者表の提出がないことをもって不交付又は不許可処分とした者については、引き続き推薦者表の提出を求めることとする。

（１０）分野の特性に応じた基準に適合すること

上陸基準省令（特定技能１号）
６号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

ア　要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

イ　用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

ウ　審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

２　特定技能雇用契約に関する基準

（特定技能雇用契約等）

法第２条の５　別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号又は第２号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第４章第１節第２款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

１号　特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

２号　前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

第２項　前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

特定技能基準省令第１条

第１項　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

１号　出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成３１年法務省令第６号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

２号　外国人の所定労働時間が、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

３号　外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

４号　外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施

設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。

５号　外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

６号　外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）第２条第１号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）第６条第１１項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

７号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第２項　法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

１号　外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

２号　特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

３号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（１）雇用関係に関する事項

ア　相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事させること

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

１号　出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成３１年法務省令第６号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

（ア）要件の内容

申請人が従事する業務における特定産業分野ごとの技能水準として、特定技能１号については、「相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能」、特定技能２号については、「熟練した技能」を要することを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「相当程度の知識若しくは経験を要する技能」とは、基本方針において、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいうこととされている（技能実習２号修了者と同等程度の技能水準）。

b　「熟練した技能」とは、基本方針において、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいうこととされている（在留資格「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等以上の技能水準）。

（ウ）審査のポイント

申請書（所属機関等作成用Ⅴ）、特定技能雇用契約書（参考様式第１－５号）及び雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から、申請人が行おうとする業務の分野及び業務区分が特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領に対応するものであることを確認する。

（エ）その他留意事項

i　特定産業分野又は特定技能所属機関が変更となった場合は、指定書の指定内容に変更が生じることから、在留資格変更許可申請を行わなければならない。

ii　特定産業分野及び特定技能所属機関に変更はないが、業務区分が変更となった場合は、変更後の業務区分における相当程度の知識若しくは経験を要する技能を有していること又は熟練した技能を有していることを確認する必要があることから、当該業務区分が変更された後の最初の在留期間更新許可申請時に、

当該業務区分に応じた技能を有していることを確認する。

なお、業務区分が変更された場合は、特定技能雇用契約の変更を伴うことから、特定技能雇用契約に係る届出（法第１９条の１８第１項第１号）を行わなければならない。

（オ）立証資料

・　特定技能雇用契約書（参考様式第１－５号）の写し

・　雇用条件書（参考様式第１－６号）の写し

イ　同一の業務に従事する通常の労働者と所定労働時間が同等であること

特定技能基準省令第１条第１項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 ２号　外国人の所定労働時間が、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

（ア）要件の内容

特定技能外国人の雇用形態はフルタイム従業員であることを求めることから、所定労働時間が特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であることを求めるもの。

（イ）用語の解説

a　「所定労働時間」とは、雇用契約や就業規則で定められた労働時間（休憩時間は含まない。）をいう。

b　「通常の労働者」とは、特定技能外国人が従事する業務と同種の業務に従事する特定技能外国人以外の労働者であって、最も適用者数が多い所定労働時間が適用されるものをいう。

（ウ）審査のポイント

a　特定技能外国人の雇用形態として求めるフルタイムとは、原則、労働日数が週５日以上かつ年間２１７日以上であって、かつ、週労働時間が３０時間以上であることをいうものとする。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から、申請人の雇用条件がフルタイムでの雇用であることを確認する。

なお、特定技能所属機関が就業規則を作成している場合、労働時間が就業規則に基づいていることが必要である。

c　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から、申請人がフルタイムに該当しない場合、通常の労働者の所定労働時間やフルタイムにできないやむを得ない特別な事情について、理由書（任意様式）の提出を求めるなどし、当該説明に合理性があるか確認する。

（エ）その他留意事項

所定労働時間について、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを所定労働時間とし、１年単位の変形労働時間制を採用している場合は、特定技能外国人が十分理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを確認し、一定期間内で平均したものを所定労働時間とする。

（オ）立証資料

・雇用条件書（参考様式第１－６号）の写し

（以下、変形労働時間制で雇用する場合）

・特定技能外国人が十分理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し

・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し

ウ　同等の業務に従事する日本人の報酬の額と同等以上であること

特定技能基準省令第１条第１項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 ３号　外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。 ４号　外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。

（ア）要件の内容

申請人の報酬額が同等の業務に従事する日本人労働者の報酬額と同等以上であること及び外国人であることを理由として待遇等に差別的な取扱いをしないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「日本人」とは、申請人と同等の業務に従事する者であって、申請人と責任の程度や経験年数等が同等程度の者をいう。

b　「報酬」の定義は、本編第２章第１節第２の項番２を参照すること。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないことを確認すること。

b　次の方法により同等報酬であることを確認する。

（ａ）賃金規程がある場合

特定技能所属機関が賃金規程（申請人（外国人）と役職や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われる額と同一であるとの考え方に沿って定められているものに限る。以下同じ。）を作成している場合は、賃金規程の写しの提出を求め、申請人を含む労働者が同賃金規程に基づいて報酬が決定されている場合は、同等報酬であるものとする。

（ｂ）賃金規程がない場合

ｉ　比較対象となる日本人労働者がいる場合

（ｉ）特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）の「１申請人に対する報酬」と「２　比較対象となる日本人労働者がいる場合」の記載から、比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度等が、申請人と同等であることを確認する。

（ii）雇用条件書（参考様式第１－６号）及び特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）の２欄の「③　比較対象となる日本人労働者の報酬」の記載から、申請人の報酬額と比較対象となる日本人労働者の報酬額とを比較し、同等以上であることを確認する。当該日本人に対する報酬と同額であれば、それ以上審査することを要しない。

ii　比較対象となる日本人労働者がいない場合

（ｉ）申請人と近い業務等を担う業務に従事する日本人労働者がいる場合

①　特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）の「１申請人に対する報酬」と「３　比較対象となる日本人労働者がいない場合」の記載から、最も近い職務を担う日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度について、申請人との差が合理的に説明され

ていることを確認する。

② 雇用条件書（参考様式第１－６号）及び特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）の３欄の「③ 最も近い職務を担う日本人労働者の報酬」の記載から、申請人の報酬額と最も近い職務を担う業務に従事する日本人労働者の報酬額とを比較し、前記①において確認した差を考慮して、報酬額が妥当であるかを確認する。

（ⅱ）前記（ｉ）に該当しない場合

申請人に対する報酬が、[redacted]

（ｃ）前記（ｂ）によっても判断が困難な場合で、特定技能所属機関において技能実習生を雇用している場合には、当該特定技能所属機関に所属する技能実習生の報酬と比較する。[redacted]

（ｄ）同等報酬の審査に当たり、特定技能外国人は、技能実習２号修了者であればおおむね３年間、技能実習３号修了者であればおおむね５年間、日本に在留し技能実習を修了した者であることから、従事しようとする業務について、おおむね３年程度又は５年程度の経験者として取り扱うことが求められる。技能実習生として受け入れられていたことがある者を特定技能外国人として雇用する場合、技能実習２号修了時の報酬額を上回っていることはもとより、実際に３年程度又は５年程度の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬額とも比較し、適切に設定されることが求められる。なお、留学生等であった者や他の受入れ機関において受け入れられていた技能実習生が新たに雇用される場合には、雇用する特定技能所属機関の就業規則等に従って賃金が決定されることとなるから、全ての申請人について、おおむね３年程度又は５年程度の経験者として取り扱わなければならないものではないことに留意する。

（ｅ）特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）において、申請人の報酬額及び日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であるとして比較対象となる日本人労働者（最も近い職務を担う日本人労働者を含む。以下同じ。）の報酬額のいずれについても、申請人が従事する事業場が所在する都道

府県における最低賃金額と同一であるものについては、以下の方法により審査する。

ｉ　比較対象となる日本人労働者に関する次の資料の提出を求めた上、特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）に記載されている比較対象となる日本人労働者に関する記載内容に誤りがないことを確認する。

（ｉ）比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度を明らかにする資料（申請人及び当該日本人労働者を記載した社内の組織図、履歴書等）

（ii）比較対象となる日本人労働者の経験年数が分かる資料（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し、雇用保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等）

（iii）比較対象となる日本人労働者の報酬の支給状況を明らかにする資料（賃金台帳の写し等）

ii　前記ｉの資料から、「特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）」に記載されている比較対象となる日本人労働者に関する記載内容について特段の疑義がない場合には、基準適合性があるものとして取り扱うこととする。

また、申請人の報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等のものとして決定されていないと認められる場合には、申請人の報酬を適切に決定するよう指導を行うこととし、その結果、適切に設定される場合には基準適合性が認められるものとして取り扱う。

なお、報酬が最低賃金と同額で決定されていることをもって基準適合性がないとして取り扱うものではないことに留意する。

ｃ　差別的な取扱いの有無

申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、外国人であることを理由として待遇について差別的な取扱いをしていないことを確認する。

（エ）立証資料

- 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）
- 雇用条件書（参考様式第１－６号）の写し

・　賃金規程の写し

・　比較対象となる日本人労働者の報酬体系を明らかにする資料

・　比較対象となる日本人労働者がいない場合は、最も役職や責任の程度が近い日本人労働者の報酬体系を明らかにする資料

エ　一時帰国休暇の取得

特定技能基準省令第１条第１項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 ５号　外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し、申請人から一時帰国の申出があった場合は、事業の正常な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情がある場合を除き、何らかの有給の休暇を取得することができるよう配慮を求めるもの。なお、例えば、既に労働基準法上の年次有給休暇を全て取得した者から、一時帰国を希望する申出があった場合にも、追加的な有給休暇の取得や無給休暇を取得することができるよう配慮が望まれる。

（イ）用語の定義

「有給休暇」とは、労働基準法第３９条に定める年次有給休暇を含め、有給休暇一般をいう。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、外国人が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を付与することとしていることを確認する。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の「Ⅵ　休暇」欄の記載から、外国人が一時帰国を希望した場合には必要な有給休暇を取得させることとなっていることを確認する。

c　申請人が一時帰国のために休暇を取得したことを理由に、就労上の不利益な扱いをした場合は、本基準に適合しないものとして取り扱う。

（エ）その他留意事項

a　特定技能外国人から、一時帰国休暇の取得が認められなかった旨の申告があった場合は、特定技能所属機関から事情を聴取し、必要に応じて指導及び助言を行う。

b　事業の正常な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情により、一時帰国休暇を取得させることが困難である場合は、代替日を提案するなどの代替措置を講じることを要する。

業務上やむを得ない事情とは、当該外国人が従事する業務が代替性を有さない業務であって、休暇取得希望日において当該外国人以外に担当可能な者がおらず、当該希望日以外に代替日を設けることが不可能であることについて合理的な理由があるものをいう。

（オ）立証資料

雇用条件書（参考様式第１－６号）の写し

オ　派遣先が定まっていること

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

６号　外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）第２条第１号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）第６条第１１項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

（ア）要件の内容

特定技能外国人を派遣労働者として雇用する場合は、雇用期間の全てにおいて、当該外国人の派遣先及び派遣期間が定められていることを求めるもの。なお、労働者派遣によることができるのは、分野別運用方針において、雇用形態として労働者派遣を採ることとしているもの（農業分野及び漁業分野）に限られる。

（イ）用語の定義

「労働者派遣」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働派遣者の保

護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第２条第１号に規定されている「自己の雇用する労働者を当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない」ことをいう。

（ウ）審査のポイント

a　特定技能雇用契約書（参考様式第１－５号）及び労働者派遣契約書の記載から、申請人と特定技能所属機関の間で特定技能雇用契約が締結されており、かつ、当該特定技能所属機関と派遣先の事業主の間で労働者派遣契約が締結されていることを確認する。

b　派遣計画書（参考様式第１－１２号）及び就業条件明示書（参考様式第１－１３号）の記載から、派遣先（派遣先が複数ある場合は、その全てについて）の氏名又は名称及び住所並びに派遣の期間が定められていることを確認する。

（エ）その他留意事項

a　派遣元である特定技能所属機関は、申請人に対し、労働者派遣法第３４条に基づき、派遣期間等を明示する必要がある。

（参考１）労働者派遣法第３４条第１項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

二　第２６条第１項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

（参考２）労働者派遣法第２６条第１項

労働者派遣契約の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

四　労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

b　労働者派遣については、本基準に加えて、後記３（１）クの基準にも該当しなければならない。

（オ）立証資料

・　特定技能雇用契約書（参考様式第１－５号）の写し

・　派遣計画書（参考様式第１－１２号）

・　就業条件明示書（参考様式第１－１３号）の写し

・　労働者派遣契約書の写し

カ　分野の特性に応じた基準

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

７号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（ア）要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（イ）用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（ウ）審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

（２）適正な在留に資するために必要な事項

ア　帰国担保措置を講じていること

特定技能基準省令第１条第２項

法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

１号　外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

（ア）要件の内容

申請人が特定技能雇用契約の終了後に帰国するに当たり、申請人が帰国費用を

捻出できないときは、特定技能所属機関が帰国費用を負担することを含め帰国担保措置を講ずるよう求めるものであり、帰国することとなった原因を問わず、特定技能所属機関は費用負担を含め帰国担保措置を講じる必要がある。

なお、帰国費用は、原則として申請人本人が負担することとなっている。

（イ）用語の定義

a　「旅費を負担することができないとき」とは、申請人が自ら帰国費用を捻出できない場合をいい、帰国することとなった原因（行方不明となった場合を除く。）を問わない。

b　「必要な措置」とは、帰国費用を負担することにとどまらず、帰国のための航空券の予約及び購入を行うなどの措置を含むものである。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、申請人が契約終了後の帰国に要する費用について負担することができないときは、当該費用を負担するとともに、出国が円滑にされるよう必要な措置を講じることとしていることを確認する。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から、帰国担保措置に関する条項が含まれていることを確認する。

（エ）その他留意事項

特定技能外国人受入れに関する運用要領において、特定技能所属機関の倒産といった不測の事態に備えて、第三者（登録支援機関や関連企業等）と協定を結ぶなどして、帰国費用を確保することを推奨している。

なお、協定を結んでいないことのみをもって、本基準に適合しないこととはならないものの、帰国費用の負担が困難であることが疑われる場合は、理由書等の提出を求め、帰国担保措置の実効性を確保する。

（オ）立証資料

雇用条件書（参考様式第１－６号）の写し

イ　特定技能外国人の健康状況その他の生活状況の把握のための措置

特定技能基準省令第１条第２項 法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。 ２号　特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するた

めに必要な措置を講ずることとしていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し、特定技能外国人の健康状況及び生活状況の把握を求め、もって当該外国人の安定的かつ継続的な在留を確保するもの。

（イ）用語の定義

a　「健康状況の把握のための措置」とは、労働安全衛生法に定める雇入れ時の健康診断や雇用期間中の定期健康診断を適切に実施すること、健康状況に問題がないかを定期的に特定技能外国人から聞き取りを行う等の措置を講ずることをいう。

b　「その他の生活状況の把握のための措置」とは、緊急連絡網を構築したり、定期的な面談において、日常生活上の問題がないかを把握する等の措置を講ずることをいう。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることを確認する。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から、雇入れ時の健康診断及び定期健康診断を実施することとしていることを確認する。

c　特定技能外国人から、健康診断を受けることができなかった旨の申告があった場合や、病気・怪我を理由とする受入れ困難に係る届出書（参考様式第３－４号）の提出があった場合は、必要に応じて、特定技能所属機関に対し、当該外国人の定期健康診断書の写しの提出を求めるなどして、当該機関が健康状況の把握を適切に行っているかを確認する。

（エ）立証資料

雇用条件書（参考様式第１－６号）の写し

ウ　分野の特性に応じた基準

特定技能基準省令第１条第２項 法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。 ３号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める

基準に適合すること。

（ア）要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（イ）用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（ウ）審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

３　特定技能所属機関に関する基準

法第２条の５第３項

特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

１号　前２項の規定に適合する特定技能雇用契約（第１９条の１９第２号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行

２号　第６項及び第７項の規定に適合する第６項に規定する１号特定技能外国人支援計画（第５項及び第４章第１節第２款において「適合１号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

１号　労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

２号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。

イ　定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ　自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

ハ　期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該

有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

ニ　自発的に離職した者

3号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

4号　次のいずれにも該当しないこと。

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

（１）労働基準法第１１７条（船員職業安定法第８９条第１項又は労働者派遣法第４４条第１項の規定により適用される場合を含む。）、第１１８条第１項（労働基準法第６条及び第５６条の規定に係る部分に限る。）、第１１９条（同法第１６条、第１７条、第１８条第１項及び第３７条の規定に係る部分に限る。）及び第１２０条（同法第１８条第７項及び第２３条から第２７条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第1.２１条の規定

（２）船員法（昭和２２年法律第１００号）第１２９条（同法第８５条第１項の規定に係る部分に限る。）、第１３０条（同法第３３条、第３４条第１項、第３５条、第４５条及び第６６条（同法第８８条の２の２第４項及び第５項並びに第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第１３１条（第１号（同法第５３条第１項及び第２項、第５４条、第５６条並びに第５８条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１３５条第１項の規定（これらの規定が船員職業安定法第９２条第１項の規定により適用される場合を含む。）

（３）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第６３条、第６４条、第６５条（第１号を除く。）及び第６６条の規定並びにこれらの規定に係る同法第６７条の規定

（４）船員職業安定法第１１１条から第１１５条までの規定

（５）法第７１条の３、第７１条の４、第７３条の２、第７３条の４から第

７４条の６の３まで、第７４条の８及び第７６条の２の規定

（６）最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４０条の規定及び同条の規定に係る同法第４２条の規定

（７）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第４０条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第２項の規定

（８）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律第３３号）第４９条、第５０条及び第５１条（第２号及び第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（９）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第３４号）第１８条の規定及び同条の規定に係る同法第２０条の規定

（１０）労働者派遣法第５８条から第６２条までの規定

（１１）港湾労働法（昭和６３年法律第４０号）第４８条、第４９条（第１号を除く。）及び第５１条（第２号及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（１２）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第５７号）第１９条、第２０条及び第２１条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第２２条の規定

（１３）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６２条から第６５条までの規定

（１４）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第３２条、第３３条及び第３４条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第３５条の規定

（１５）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号。以下「技能実習法」という。）第１０８条、第１０９条、第１１０条（同法第４４条の規定に係る部分に限る。）、第１１１条（第１号を除く。）及び第１１２条（第１号（同法第３５条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第６号から第１１号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１１３条の規定

（１６）労働者派遣法第４４条第４項の規定により適用される労働基準法第１１８条、第１１９条及び第１２１条の規定、船員職業安定法第８９条第７項の規定により適用される船員法第１２９条から第１３１条までの

規定並びに労働者派遣法第４５条第７項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１１９条及び第１２２条の規定

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第５０条（第２号に係る部分に限る。）及び第５２条の規定を除く。）により、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ニ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第２０８条、第２１３条の２若しくは第２１４条第１項、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１５６条、第１５９条若しくは第１６０条第１項、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第５１条前段若しくは第５４条第１項（同法第５１条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第１０２条、第１０３条の２若しくは第１０４条第１項（同法第１０２条又は第１０３条の２の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第４６条前段若しくは第４８条第１項（同法第４６条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第８３条若しくは第８６条（同法第８３条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ホ　精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ト　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者

チ　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第３号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに

準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの

リ　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

（１）外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

（２）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

（３）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

（４）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

（６）外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第４節の規定による上陸の許可若しくは法第４章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

（７）特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

（８）外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為

（９）法第１９条の１８の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

（１０）法第１９条の２０第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若

しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

（１１）法第１９条の２１第１項の規定による処分に違反する行為

ヌ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ　法人であって、その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

５号　特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

６号　特定技能雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

７号　他の者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

８号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては、１号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

９号　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のい

ずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

（１）当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

（２）地方公共団体又は（１）に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

（３）地方公共団体の職員又は（１）に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は（１）に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

（４）外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の５第１項に規定する特定機関であること。

ロ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第１号から第４号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。

１０号　事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

１１号　特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

１２号　特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

１２号の２　特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。

１３号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第２項　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

１号　次のいずれかに該当すること。

イ　過去２年間に法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合１号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の適合１号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ　役員又は職員であって過去２年間に法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

２号　特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る１号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

３号　１号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該１号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

４号　支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

５号　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に、法第１９条の２２第１項の規定に反して適合１号特定技能外国人支援計画に基づい

た１号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

６号　支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

７号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（１）特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の相手方の基準として特定技能基準省令で定める基準に適合していることが求められる。こうした機関の適格性については、原則として、特定技能外国人の初回受入れ時は在留諸申請において確認し、受入れ開始後は「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（定期届出）において確認を行う（労働者派遣に係る基準等の一部の基準を除く。）。定期届出において確認した結果については、受入機関データベースシステム（ＡＣＣＯＲＤ）に保管されることから、同システム内の情報を活用して審査を行う。

（注）[redacted]

ア　労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

１号　労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し、労働関係法令、社会保険関係法令及び租税関係法令を遵守していることを求めるもの。

（イ）用語の定義

ａ　労働関係法令

（ａ）「労働関係法令」とは、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法、労働者派遣法、最低賃金法、雇用保険法及び労働者災害補償保険法等の労働に関する

法令一般をいう。

（ｂ）「労働関係法令を遵守している」とは、具体的には以下の場合をいう。

ｉ　雇用契約が労働基準法等に違反していないこと。

ii　雇用保険及び労災保険（以下「労働保険」という。）の適用事業所である場合は、当該保険の加入手続を適切に行い、保険料を適切に納付していることが求められる。

なお、労災保険の適用事業所でない場合は、特定技能基準省令第２条第１項第１０号の規定により、特定技能外国人を労働保険に代わる民間保険に加入させていることを求めることとしている。

iii　特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては、職業安定法第３０条、第３３条及び第３３条の３の規定に基づく無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得ている者から求人のあっせんを受けていること（特定技能外国人が船員職業安定法上の船員に該当する場合は、職業紹介事業者が同法第３４条の規定に基づく無料の船員職業紹介事業の許可を得ていること）。

ｂ　社会保険関係法令

（ａ）「社会保険関係法令」とは、健康保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法等の社会保険に関する法令一般をいう。

（ｂ）「社会保険関係法令を遵守している」とは、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所である場合には、当該保険の加入手続を行っていること、及び雇用する従業員の健康保険及び厚生年金保険の資格取得手続を行い、保険料を適切に納付（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託の適用を受けている場合を含む。）していることが求められる。

なお、特定技能所属機関が個人事業主である場合は、当該個人事業主自身が国民健康保険及び国民年金保険に加入し、所定の保険料を適切に納付（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託の適用を受けている場合を含む。）していることが求められる。

ｃ　租税関係法令

（ａ）「租税関係法令」とは、所得税法、法人税法、地方税法等の租税に関する法令一般をいう。

（ｂ）「租税関係法令を遵守している」とは、国税（所得税、法人税等）又は地方

税（住民税等）を適切な時期に納付していることをいい、特定技能外国人から特別徴収（注）制度に基づき徴収をした所得税や住民税を納入していない場合等は、租税関係法令を遵守しているとは認められない。

（注）特別徴収とは、税や社会保険料を本来の納税義務者である個人から直接徴収し納付させるものではなく、当該納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり（天引き）、その徴収すべき税金等を納入するもの。

（ウ）審査のポイント

申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、労働関係法令、社会保険関係法令及び租税関係法令を遵守していることを確認するとともに、立証資料に基づいて以下のａからｃまでについて確認する。なお、保険料を納付したことを証明する領収証等による確認は、特定技能外国人を初めて受け入れる場合には必ず行うこととし、以後受入れが継続されている場合には、以下のａからｃまでのいずれにも滞納がない限り原則として２年に１回行うこととする。

ａ　労働関係法令の遵守

（ａ）[redacted]特定技能所属機関が労働関係法令の規定に違反する行為を行っていないことを確認する。その結果、労働基準監督機関から、労働基準関係法令に違反するとして是正勧告を受けている場合には、労働基準監督機関に是正報告書を提出し、労働基準関係法令に違反している状況を是正していることを確認する。

（ｂ）申請書（所属機関作成用Ｖ）の記載から、特定技能所属機関が労働保険の適用事業所である場合であって、特定技能外国人を初めて受け入れる場合にあっては労働保険料等納付証明書（未納なし証明）の記載から労働保険に加入していること及び保険料の未納がないことを確認する。

また、受入れを継続している場合（特定技能所属機関の適格性に関する書類等の省略を認める場合を除く。）にあっては直近２年分の領収証書の写し及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写しの記載から、労働保険に加入していること及び保険料の未納がないことを確認する。なお、労働保険事務組合に事務委託している事業場については、直近２年分の領収証書の写し及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し

に替えて、事務組合が発行した直近２年分の労働保険領収書の写し及び労働保険料等納入通知書の写しの提出を求めることとする。おって、労働保険の適用状況に疑義がある場合は、労働保険適用事業所検索システム（厚労省ホームページから確認可能）を活用し、当該機関の労災保険の適用状況を確認する

（ｃ）労働保険料等納付証明書（未納なし証明）等の記載から、保険料の滞納がないことを確認し、保険料の滞納がある場合には速やかに保険料を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

（ｄ）指定した期間内に、保険料を納付したことを示す資料が提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

（ｅ）法定の納付緩和措置（換価の猶予、納付の猶予等）の適用を受けていることが確認された場合、初回の受入れで労働保険料の未納なし証明が提出されず、納付緩和措置の通知書の提出があった場合は、特定技能所属機関に対して当該納付緩和措置の通知書に記載されている以外に労働保険料の未納がないことを誓約させた上で、次回以降の申請で、全部の納付が完了した場合は未納なし証明の提出を求める。

（ｆ）申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後最初の在留期間更新許可申請の際には、電算記録（雇用状況届出情報）から、申請人について外国人雇用状況届出がされていることにより、申請人が雇用保険に加入していることを確認する。なお、当該届出がされていない場合には届け出るよう指導した上で、届け出たことを示す資料及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控）の写しの提出を求める。

（ｇ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から、特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者の氏名又は名称、所在地等を確認し、当該者が職業安定法の届出を行っていること、又は無料若しくは有料の職業紹介事業許可を得ていることの立証資料として、厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」（以下「人材サービス総合サイト」という。）における当該職業紹介事業者の許可に係るページの画面の写しが提出されていることを確認する。

なお、申請人が特定技能所属機関に過去に雇用されておらず、今回初めて雇用される場合には、あっせん者の存在が疑われることから、慎重に審査する。

（ｈ）上記（ｇ）の審査において、以下の事案を把握した場合には、特定技能所属機関に対し、申請人との雇用契約の締結に際して、具体的にいつ、どこで、どのような方法で申請人を知り、雇用に至ったのかについて、書面で説明を求める。

ｉ　申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の項番１において、申請人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者（以下「職業紹介事業者」という。）に係る記載があるものの、当該者が、人材サービス総合サイトに職業紹介事業者として記載がないもの

ii　申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の項番１において、職業紹介事業者に係る記載がないものの、説明書の項番２において、取次機関（国外）の記載があり、当該者が、「人材サービス総合サイト」に職業紹介事業者として記載がないもの

iii　申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の項番１若しくは２において、職業紹介事業者又は取次機関（国外）に係る記載がないものの、説明書の項番４において、申請人が自国等の機関に支払った費用の名目が雇用のあっせんである旨記載されているもの

iv　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）等提出書類の記載等から、職業紹介事業者が、申請人又は特定技能所属機関に対し、国内において職業安定法に基づかない手数料を徴収しているもの

v　申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の項番１において、職業紹介事業者に係る記載があるものの、当該者が、「人材サービス総合サイト」に記載のある職業紹介事業者としての取扱地域又は取扱職種の範囲等を超えた職業紹介をしているもの

※　特に、在留資格認定証明書交付申請の場合は、申請人が属する国又は地域が取扱地域に含まれていることを確認すること。

vi　申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の項番１若しくは２において、職業紹介事業者又は取次ぎ機

関（国外）に係る記載がなされているものの、当該者らが申請人に渡航費用等を貸し付け、又は特定技能所属機関がそれらの金銭を貸し付けた申請人に対して職業紹介を行っているもの

vii　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）等提出書類の記載等から、上記ｉないしvi以外に職業安定法違反が疑われるもの

（ｉ）上記（g）における特定技能所属機関の説明等から、職業安定法違反が判明した場合には、令和５年２月２８日付け入管庁管第７４７号通知の別添２の様式により本庁在留管理課宛て連絡する。

（ｊ）本庁在留管理課を経由して情報提供を受けた厚生労働省は、調査等の結果に係る情報を回報することとなるが、上記（h）の連絡の端緒となった在留諸申請については、厚生労働省による調査等の結果に係る回報を待つことなく、特定技能基準省令第２条第１項第１号に適合しないものとして、申請の許否の判断を行うこととして差し支えない。

（ｋ）本庁在留管理課から厚生労働省に対し情報提供を行った事案について、厚生労働省から地方局に対し、事案の内容等に係る問合せがある場合にあっては、適切に対応する。

（ｌ）当該あっせんを行う者が存在する場合であって、国外に取次機関が存在する場合には、本制度に係る二国間取決めに基づき、相手国政府が認定した送出機関に該当することを出入国在留管理庁ホームページから確認し、該当しない場合には、当該取次機関が保証金徴収を行っていないことについて、慎重に審査を行う。

b　社会保険関係法令の遵守

（ａ）健康保険及び厚生年金保険の適用事業所である場合

ｉ　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、特定技能所属機関が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることを確認する。

ii　健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票の記載から、健康保険及び厚生年金保険に加入していること及び[redacted]を確認する。

なお、健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、納付状況の反映前

に同回答票を提出している場合には、社会保険料納入状況回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出するよう指示する。

iii　健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票（健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を求める。）の記載から[redacted]が判明した場合には速やかに保険料を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

iv　速やかに保険料の納付ができない場合には日本年金機構の年金事務所に保険料の納付に係る相談を行わせた上、猶予制度（分割納付）の許可を受けた場合には、納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写しを提出するよう案内する。

v　指定した期間内に、保険料を納付したことを示す資料、又は納付の猶予許可通知書の写し若しくは換価の猶予許可通知書が提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

（ｂ）健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でない場合

i　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、特定技能所属機関が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でないことを確認する。

ii　**国民健康保険**

・　特定技能所属機関の事業主本人のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し、又は資格確認書の写しの記載から、国民健康保険に加入していることを確認する。

・　国民健康保険料（税）納付証明書の記載から、[redacted]を確認する。[redacted]

・　[redacted]速やかに保険料を納付

するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

・　速やかに保険料の納付ができない場合には市町村役場に保険料の納付に係る相談を行わせた上、納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）を受けた場合には、納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

・　指定した期間内に国民健康保険料（税）納付証明書、納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

iii　国民年金保険

・　特定技能所属機関（事業主）の被保険者記録照会回答票の記載から、特定技能所属機関（事業主）が国民年金保険に加入していること及び過去２年間に国民年金保険への加入期間を有していることを確認する。

・　特定技能所属機関（事業主）の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）の記載から、[redacted]を確認する。

・　国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）の記載から[redacted]速やかに保険料を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。なお、国民年金については、納付（税）緩和措置は存在しないため、所定の期間を超えて納付しなければ、要件を満たしていないものとして取り扱う。

・　指定した期間内に保険料を納付したことを示す資料が提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

c　租税関係法令の遵守

（ａ）特定技能所属機関が法人の場合

ｉ　国税に係る税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書（その３）並びに地方税に係る税目を法人住民税とする納税証明書の記載から、当該税目に係る税の未納がないことを確認する。

ii　各納税証明書の記載から各税目に未納があることが判明した場合には速やかに未納がある税を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に未納がある税を納税したことを示す資料の提出を求める。

iii　速やかに税の納付ができない場合には管轄の税務署又は市町村に税の納付に係る相談を行わせた上、法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書で備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

iv　指定した期間内に、未納があった税目に係る納税証明書、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には、納税義務を履行しているものと評価する。

（ｂ）特定技能所属機関が個人事業主の場合

ｉ　国税に係る税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書（その３）並びに地方税に係る税目を個人住民税とする納税証明書の記載から、当該税目に係る税の未納がないことを確認する。

ii　各納税証明書の記載から各税目に未納があることが判明した場合には速やかに未納がある税を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安

に未納がある税を納税したことを示す資料の提出を求める。

iii　速やかに税の納付ができない場合には管轄の税務署又は市町村に税の納付に係る相談を行わせた上、法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書で備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

iv　指定した期間内に、未納があった税目に係る納税証明書、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る許可通知書の写しが提出された場合には、納税義務を履行しているものと評価する。

v　後記第７の２（２）のとおり、特定技能外国人本人の納税義務の履行状況を確認するに際して、特定技能外国人が提出した個人住民税の納税証明書の記載から、特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことが判明した場合には、特定技能所属機関が、特定技能基準省令第２条第１項第１号の規定に基づき、労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないものとして取り扱うこととし、特定技能外国人本人が納税義務を履行していないものと評価しないこととする。

（エ）その他留意事項

a　適用事業所

（ａ）労働保険の適用事業所

原則として、労働者を１人でも使用していれば、法律上、当然に労働保険に加入することとなるが、次のいずれかに該当する場合は、暫定任意適用事業所とされ、労災保険が当然に適用されるものではない。

i　労働者数５人未満の個人経営の農業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの

ii　労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が３００人未満の個人経営の林業

iii　労働者数５人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数５トン未満

の漁船による事業等）の事業

（ｂ）健康保険及び厚生年金保険の適用事業所

健康保険及び厚生年金保険の加入が義務付けられている以下の事業所をいう。

ｉ　法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む。）を使用するもの

ii　常時５人以上いる従業員が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所

※　ただし、５人以上の個人事業所であっても、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農林漁業等はその限りでない。

iii　なお、適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることは可能である。

ｂ　特別徴収

税や社会保険料を本来の納付義務者である個人から直接徴収し納付させるものではなく、当該納付義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり（天引き）、その徴収すべき税金等を納入させるものである。

ｃ　立証資料については、地方自治体等における各種証明書の発行時期を考慮し、発行可能な直近の証明書を求めるものとする。

（オ）立証資料

ａ　労働関係法令の遵守

（ａ）労働保険

ｉ　特定技能外国人を初めて受け入れる場合

・　労働保険料等納付証明書（未納なし証明）

※　労働保険料等納付証明書（未納なし証明）は、「特定技能」の施行に合わせて、厚生労働省において、「特定技能」に係る在留諸申請用に過去全期間において労働保険料等の未納がないことの証明書を発行することとしたもの。

ii　特定技能外国人の受入れを継続している場合（特定技能所属機関の適格性に関する書類等の省略を認める場合を除く。）

・　直近２年分の領収書の写し又は口座振替結果通知ハガキの写し

※　口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府県労働局が発行す

る「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」の写しの提出を求める。

・　労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し

※　労働保険事務組合に事務委託している事業場については、直近２年分の領収書の写し及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）に替えて、事務組合が発行した直近２年分の労働保険領収書の写し及び労働保険料等納入通知書の写しの提出を求める。

（ｂ）雇用の経緯

・　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

・　厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの

ｂ　社会保険関係法令の遵守

（ａ）健康保険・厚生年金保険の適用事業所である場合

・　健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月から２４月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票

（[redacted]）

・　納付猶予の記載がある社会保険料納入状況照会回答票又は納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し（猶予制度の許可を受けている場合）

（ｂ）健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合

・　特定技能所属機関（事業主）の国民年金被保険者記録照会回答票（基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。）

・　特定技能所属機関（事業主）の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月から２４か月分）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。）

※　国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月から２４か月分）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要

・　特定技能所属機関のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し、又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）

・　特定技能所属機関の国民健康保険料（税）納付証明書（初めて特定技能外国人を受け入れる場合には直近１年分、受入れを継続している場合には直近２年

分）

（[redacted]）

・　納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

c　租税関係法令の遵守

（ａ）法人の場合

ⅰ　国税

・　税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書（その３）

（未納があった場合）

・　未納があった税目に係る納税証明書（その１）【備考欄に法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨記載がある場合のみ】又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

ⅱ　地方税

・　税目を法人住民税とする納税証明書（初めて特定技能外国人を受け入れる場合には直近１年分、受入れを継続している場合には直近２年分）

（未納があった場合）

・　未納があった税目に係る納税証明書【備考欄に法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨記載がある場合のみ】又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

（ｂ）個人事業主の場合

ⅰ　国税

・　税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書（その３）

（未納があった場合）

・　未納があった税目に係る納税証明書（その１）【備考欄に法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨記載がある場合のみ】又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

ⅱ　地方税

・　税目を個人住民税とする納税証明書（初めて特定技能外国人を受け入れる場合には直近１年分、受入れを継続している場合には直近２年分）

（未納があった場合）

・　未納があった税目に係る納税証明書【備考欄に法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨記載がある場合のみ】又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

イ　非自発的離職者を発生させていないこと

特定技能基準省令第２条第１項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 ２号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に、当該契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。 イ　定年その他これに準ずる理由により退職した者 ロ　自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者 ハ　期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者 ニ　自発的に離職した者

（ア）要件の内容

現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させ、その補填として特定技能外国人を受け入れることを排除するため、雇用契約締結の１年前及び当該契約締結後に申請人に従事させる業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後」とは、特定技能雇用契約の締結の日の１年前のみならず、特定技能雇用契約の締結後も含むものである。

b　「外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者」とは、特定技能所属機関にフルタイムで雇用されている日本人、中長期在留者及び特別永住者の従業員（パートタイムやアルバイトを含まない。）であって、特定技能外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた者をいう。

c　「非自発的に離職させた」とは、以下のような事情に起因して離職させた場合が想定される。

ここでいう離職には、雇止め（期間の定めのある雇用契約を更新しないこと）及び特定技能所属機関による労働者派遣契約の解除に基づくものも含まれる。

（ａ）人員整理を行うための希望退職の募集又は退職勧奨を行った場合（天候不順や自然災害の発生、又は、新型コロナウイルス感染症等の感染症の影響により経営上の努力を尽くしても雇用を維持することが困難な場合は除く。）

（ｂ）労働条件に係る重大な問題（賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断した場合

（ｃ）就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）があった場合

（ウ）審査のポイント

a　初めて受け入れる場合

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ「特定技能」）の記載から、非自発的離職者を発生させていないことを確認する。

（ｂ）特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１－１号）の「３　基準適合性に係る事項」の記載から、特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者の離職状況を確認し、非自発的離職者を発生させていないことを確認する。

（ｃ）非自発的離職者はないものの、自発的離職者が多数に及んでいる場合など、非自発的離職者を発生させている疑いがある場合は、労働者名簿（労働基準法施行規則様式第１９号）の写しのほか、必要に応じて、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した雇用保険被保険者離職証明書の控えの提出を求めるなどして、離職の理由を確認し、非自発的離職者を発生させていないことを確認する。

（ｄ）非自発的離職者の発生人数についての多寡は問わず、１名でも発生させていれば、本基準に適合しないものとして取り扱う。

b　受入れを継続している場合（特定技能所属機関の適格性に関する書類等の省略を認める場合を除く。）

特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１－１号）は、原則として定期届出において提出する書類となっており、基本的に基準の適合性の確認は定期届出において行うこととなっているところ、定期届出において特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の提出の省略が認められる場合には、[redacted]

c　特定技能所属機関が過去１年以内に労働者に対し退職勧奨等を行っていたことが判明した場合の取扱い

（ａ）特定技能所属機関に対し、労働者に対し退職勧奨等を行った理由を記載した書面及びそれを裏付ける資料の提出を求める。

（ｂ）上記（ａ）で提出された書面等の記載内容から、以下のような事情が認められ、労働者が退職勧奨等に応じている場合には、非自発的離職とみなさず、特定技能基準省令第２条第１項第２号に適合するものとする。

[redacted]

（ｃ）留意事項

上記ｃ（ｂ）の例示に当たらない場合であって、退職勧奨等による離職が非自発的離職に該当するか疑義があることその他この取扱いにより難いときは、意見を付して本庁宛て上申する。

（エ）その他留意事項

ａ　「労働者名簿」とは、使用者が事業場ごとに作成し、３年間の保存が義務付けられているものである（労働基準法第１０７条、第１０９条）。

ｂ　受入れ後に非自発的離職者を発生させた場合は、当該特定技能所属機関が雇

用する他の特定技能外国人も含め、在留期間更新許可が受けられないこととなるため、特定技能外国人の在留期間満了までに転職を行うことができるよう必要な支援を実施することが必要である旨指導・助言を行う。

（オ）立証資料

・　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）

（以下、離職者を発生させている疑いがある場合に求める資料）

・　労働者名簿の写し

・　雇用保険被保険者離職証明書（事業主控え）の写し

ウ　行方不明者の発生

特定技能基準省令第２条第１項 　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 ３号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

（ア）要件の内容

雇用する外国人について行方不明者が発生している場合は、特定技能所属機関の受入れ態勢に疑義が持たれることから、雇用契約締結の１年前及び当該契約締結後に行方不明者を発生させていないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後」とは、特定技能雇用契約の締結の日の１年前のみならず、特定技能雇用契約の締結後も含むものである。

b　「外国人」とは、特定技能所属機関として受け入れた特定技能外国人及び実習実施者として受け入れた技能実習生をいう。

c　「責めに帰すべき事由」とは、特定技能所属機関が雇用条件どおりに賃金を適正に支払っていない場合や１号特定技能外国人支援計画を適正に実施していない場合など、法令違反や基準に適合しない行為が行われていた期間内に、特定技能外国人が行方不明となった場合をいう。そのような法令違反や基準に適合しない行為が行われていた場合には、人数に関係なく、特定技能外国人の行方不明者を１名でも発生させていれば、本基準に適合しないこととなる。

（ウ）審査のポイント

a　初めて受け入れる場合

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の「３　基準適合性に係る事項」の記載から、受け入れた技能実習生（特定技能所属機関が実習実施者を兼ねている場合に限る。）について、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないことを確認する。

（ｂ）技能実習生を受け入れたことがある場合には、[redacted]おって、技能実習生について行方不明事案が発生した場合には[redacted]

b　受入れを継続している場合（特定技能所属機関の適格性に関する書類等の省略を認める場合を除く。）

（ａ）受け入れた特定技能外国人及び技能実習生（特定技能所属機関が実習実施者を兼ねている場合に限る。）について、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないことを次のとおり確認する。なお、特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１－１号）は、原則として定期届出において提出する書類となっており、基本的に基準適合性の確認は定期届出において行うこととなっているところ、定期届出において特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の提出の省略が認められる場合には、次の（ｂ）及び（ｃ）のとおり確認することとなる。

（ｂ）[redacted]

（ｃ）[redacted]おって、技能実習生について行方不明事案が発生した場合には[redacted]

[redacted]

（エ）立証資料

特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１－１号）

エ　欠格事由

（ア）関係法令による刑罰を受けたことによる欠格事由

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

（１）労働基準法第１１７条（船員職業安定法第８９条第１項又は労働者派遣法第４４条第１項の規定により適用される場合を含む。）、第１１８条第１項（労働基準法第６条及び第５６条の規定に係る部分に限る。）、第１１９条（同法第１６条、第１７条、第１８条第１項及び第３７条の規定に係る部分に限る。）及び第１２０条（同法第１８条第７項及び第２３条から第２７条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１２１条の規定

（２）船員法（昭和２２年法律第１００号）第１２９条（同法第８５条第１項の規定に係る部分に限る。）、第１３０条（同法第３３条、第３４条第１項、第３５条、第４５条及び第６６条（同法第８８条の２の２第４項及び第５項並びに第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第１３１条（第１号（同法第５３条第１項及び第２項、第５４条、第５６条並びに第５８条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１３５条第１項の規定（これらの規定が船員職業安定法第９２条第１項の規定により適用される場合を含む。）

（３）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第６３条、第６４条、第

６５条（第１号を除く。）及び第６６条の規定並びにこれらの規定に係る同法第６７条の規定

（４）船員職業安定法第１１１条から第１１５条までの規定

（５）法第７１条の３、第７１条の４、第７３条の２、第７３条の４から第７４条の６の３まで、第７４条の８及び第７６条の２の規定

（６）最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４０条の規定及び同条の規定に係る同法第４２条の規定

（７）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第４０条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第２項の規定

（８）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律第３３号）第４９条、第５０条及び第５１条（第２号及び第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（９）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第３４号）第１８条の規定及び同条の規定に係る同法第２０条の規定

（１０）労働者派遣法第５８条から第６２条までの規定

（１１）港湾労働法（昭和６３年法律第４０号）第４８条、第４９条（第１号を除く。）及び第５１条（第２号及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（１２）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第５７号）第１９条、第２０条及び第２１条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第２２条の規定

（１３）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６２条から第６５条までの規定

（１４）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第３２条、第３３条及び第３４条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第３５条の規定

（１５）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号。以下「技能実習法」という。）第１０８条、第１０９条、第１１０条（同法第４４条の規定に係る部分に限る。）、第１１１条（第１号を除く。）及び第１１２条（第１号（同法第３５条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第６号から第１１号まで

に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１１３条の規定

（１６）労働者派遣法第４４条第４項の規定により適用される労働基準法第１１８条、第１１９条及び第１２１条の規定、船員職業安定法第８９条第７項の規定により適用される船員法第１２９条から第１３１条までの規定並びに労働者派遣法第４５条第７項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１１９条及び第１２２条の規定

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第５０条（第２号に係る部分に限る。）及び第５２条の規定を除く。）により、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ニ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第２０８条、第２１３条の２若しくは第２１４条第１項、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１５６条、第１５９条若しくは第１６０条第１項、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第５１条前段若しくは第５４条第１項（同法第５１条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第１０２条、第１０３条の２若しくは第１０４条第１項（同法第１０２条又は第１０３条の２の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第４６条前段若しくは第４８条第１項（同法第４６条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第８３条若しくは第８６条（同法第８３条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

a　要件の内容

一定の刑罰法令に違反し、刑に処せられてから、所定の期間を経過していない者については、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b　審査のポイント

（a）申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から、欠格事由に該当しないことを

確認する。

（ｂ）[redacted]特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。

（ｃ）[redacted]

（ｄ）特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり、当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは、その法定代理人について前記（ｂ）と同様に確認する。

ｃ　その他留意事項

（ａ）４号イに関し、刑の執行を猶予された者は、執行猶予期間が経過すれば、４号イに該当しないことに留意する。

（ｂ）特定技能雇用契約の相手方になろうとする者が検察庁から起訴され、裁判中のため刑が確定していない場合については、今後、刑が確定した場合に欠格事由に該当する可能性があるため、在留資格認定証明書交付申請については、刑が確定するまで欠格事由に係る判断を留保する。

ｄ　立証資料

・　住民票写し（特定技能所属機関が個人事業主の場合）

・　登記事項証明書及び役員の住民票写し（特定技能所属機関が法人の場合）

※　役員の住民票写しについては、特定技能外国人受入れに関する業務執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票写しに代えて、特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式１－２３号）の提出でも差し支えない。

（イ）行為能力等の観点からの欠格事由

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

ホ　精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
ヘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ル　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの
ヲ　法人であって、その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

a　要件の内容

特定技能所属機関となる上で必要な能力等を欠くと類型的に認められる者については、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、欠格事由に該当しないことを確認する。

（ｂ）[redacted]特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。

（ウ）実習認定を取り消されたことによる欠格事由

特定技能基準省令第２条第１項
法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。
４号　次のいずれにも該当しないこと。
ト　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者
チ　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第３号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が前記ロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。後記ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日

から起算して５年を経過しないもの

a　要件の内容

技能実習法の規定により実習認定を取り消された者及び実習認定を取り消された者が法人の場合には、当該法人の役員であった者については、所定の期間が経過するまで、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、欠格事由に該当しないことを確認する。

（ｂ）[redacted]特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。なお、特定技能所属機関が技能実習法における実習実施者であり、行政処分を受ける予定又は行政処分を受けている場合は、下記に従って審査する。

・　特定技能所属機関に対し弁明の機会付与通知書が発出された場合

改善命令又は技能実習計画認定取消を受ける予定であるため、いずれの措置となるか確認を行う。

改善命令を受ける予定の場合は、改善命令を受けたことをもって、直ちに他の欠格事由に該当するものとはいえないことから、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

技能実習計画認定取消しを受ける予定の場合は、技能実習計画の認定を取り消されたことをもって、欠格事由に該当することとなるため、当面の間、在留資格認定証明書交付申請については審査を保留する。ただし、その他の在留諸申請については、特例期間内に技能実習計画の認定取消しがなされる見込みがある場合を除き、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

なお、技能実習計画の認定取消し予定日については、本庁特定技能審査係に個別に問い合わせる。

・　特定技能所属機関が改善命令中である場合

技能実習法に基づき改善命令が行われているものであるが、改善命令を

受けたことをもって、直ちに欠格事由に該当するものとはいえないことから、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

（ｃ）法人の役員については、疑義がある場合にあっては、外国人技能実習機構に照会を行うことにより確認する。

（ｄ）特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり、当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは、その法定代理人について前記（ｂ）及び（ｃ）と同様に確認する。

ｃ　立証資料

・　住民票写し（個人事業主の場合）

・　登記事項証明書及び役員の住民票写し（法人の場合）

※　役員の住民票写しについては、特定技能外国人受入れに関する業務執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票写しに代えて、特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式１－２３号）の提出でも差し支えない。

（エ）出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことによる欠格事由（第４号リ、ル及びヲ）

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

リ　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

（１）外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

（２）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

（３）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

（４）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

（６）外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交

付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第４節の規定による上陸の許可若しくは法第４章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

（７）特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

（８）外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為

（９）法第１９条の１８の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

（１０）法第１９条の２０第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

（１１）法第１９条の２１第１項の規定による処分に違反する行為

（特定技能外国人受入れに係る運用要領第５章第２節第１（７）に掲げるその他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為）

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為	
イ	外国人に法第２４条第３号の４イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、またはこれを助ける行為
ロ	外国人の就労に関し労働基準法又は労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為
ハ	出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成２９年法務省令第１９号）による改正前の出入国管理及び難

	民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（以下「改正前の上陸基準省令」という。）の表の法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号イに掲げる活動の項の下欄第１８号の表に掲げる行為又は同号ロに掲げる活動の項の下欄第１６号の表に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）
ニ	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年１１月２８日法律第８９号）第３７条第１項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為
ホ	他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った当時、当該他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為
ヘ	１号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為

a　要件の内容

特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者は、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

特定技能所属機関における出入国又は労働に関する法令に関する不正又は著しく不当な行為（以下「不正行為」という。）として想定されるものは、特定技能基準省令第２条第４号リに列挙されているもののほか、特定技能外国人受入れに係る運用要領第５章第２節第１（７）に規定する行為である。

不正行為の類型としては、以下のとおりのものが想定される。

（ａ）外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

雇用している外国人に対して暴行、脅迫又は監禁を行っている場合をいう。

なお、当該行為によって刑事罰に処せられているか否かを問わない。

（ｂ）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

雇用する外国人の旅券や在留カードを、その意思に反して保管している場合をいう。例えば、逃走防止等の名目で旅券・在留カードを取り上げた場合が想定される。

（ｃ）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

雇用する外国人に対し、手当若しくは報酬の一部又は全部を支払わない場合をいう。この「手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為」とは、金額、期間、認識等を勘案して評価されるものであり、計算の誤り等により一部報酬等が支払われなかったことは含まれない。なお、食費・住居費等を賃金から控除している場合であっても、控除している金額が適正でない場合には、賃金不払に当たる可能性があることから、労働基準監督機関に通報する。

（ｄ）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

外出、外部との通信等を不当に制限している場合をいう。例えば、携帯電話を没収するなどして、外部との連絡を遮断するような行為が該当する。

（ｅ）（ａ）から（ｄ）までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

雇用する外国人の人権を著しく侵害する行為（上記（ａ）から（ｄ）までの行為を除く。）を行っていた場合をいう。例えば、特定技能外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や、特定技能外国人の意に反して預貯金通帳を取り上げていた場合等が想定される。

（ｆ）偽変造文書等の行使・提供

外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し不正に外国人に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印若しくは在留資格変更許可等を受けさせる目的で偽変造文書等の行使又は提供をしていた場合をいう。

例えば、在留資格認定証明書交付申請において、欠格事由に該当する行為の有無に関して「無」と記載した申請書を提出したところ、じ後、当局の調査によって当該行為が行われていたことが発覚した場合などは該当することとなることから、各種の申請及び届出においては、事実関係の確認を十分に行う必要がある。

なお、出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為

に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり妨害した場合等には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第２条第１項第４号リ柱書き）に該当する。

（ｇ）保証金の徴収等

特定技能外国人やその親族等から保証金を徴収している場合、特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定めている場合等や、これらの行為を行っている者又は行おうとしている者から紹介を受けて特定技能雇用契約を締結した場合をいう。

例えば、特定技能外国人の特定技能所属機関からの逃走を防止するために、特定技能外国人やその家族等から保証金を徴収したり、逃走した際の違約金を定めていたりする場合が該当する。また、当局や労働基準監督署等に対して不適格行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中に退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、特定技能外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当する。

なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第２条第１項第４号リ柱書き）に該当する。

（ｈ）届出の不履行又は虚偽の届出

法令上規定する届出事由が生じていながら、地方出入国在留管理局への届出を怠っていた場合や虚偽の届出を行った場合をいう。

例えば、特定技能外国人が失踪したにもかかわらず、これを届け出ることなく、失踪した特定技能外国人が摘発されるなどして初めて、失踪していたことが地方出入国在留管理局で明らかになった場合や、活動状況の届出や支援の実施状況の届出を履行するよう再三指導を受けたにもかかわらず、これを履行しない場合等が該当する。

なお、法第７１条の４第１号の規定により罰金の刑に処せられているか否かを問わない。

（ｉ）報告徴収に対する妨害等

法第１９条の２０第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合を指す。

なお、法第７１条の４第２号の規定により罰金の刑に処せられているか否かを問わない。

（ｊ）改善命令違反

法第１９条の２１第１項に基づき、出入国在留管理庁長官から改善命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合をいう。

（ｋ）不法就労者の雇用

①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として、①及び　②の行為に関しあっせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合をいう。

（ｌ）労働関係法令違反

外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合をいう（労働関係法令における用語の定義については、第２の３（１）ア（イ）を参照すること）。

なお、外国人の就労活動に関しとは、特定技能所属機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行為により特定技能雇用契約や１号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当する。

（ｍ）技能実習制度における不正行為

技能実習制度における実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）として不正行為を行い、受入れ停止措置となった場合をいう。

（ｎ）他の機関が不正行為を行った当時に役員等として外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為

行為者の機関とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、

役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいう。例えば、行為者の機関の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合はこれに該当する。

(o) １号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為

定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為や、基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当する。

b　審査のポイント

（a）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、欠格事由に該当しないことを確認する。

（b）[redacted]特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。

（c）申請書（申請人等作成用Ｖ）の記載から保証金徴収の有無を確認するとともに、雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から、特定技能外国人が支払った費用の名目等についても確認をする。

（d）法人の役員については、疑義がある場合にあっては、[redacted]過去５年以内の処分の有無について確認する。

（e）特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり、当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは、その法定代理人について前記（b）及び（d）と同様に確認する。

（f）[redacted]

c　立証資料

- 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）
- 登記事項証明書
- 役員の住民票写し

※　役員の住民票写しについては、特定技能外国人受入れに関する業務執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票写しに代えて、特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式１－２３号）の提出でも差し支えない。

d　その他留意事項

基準不適合となるものについては、[redacted]

なお、当局によって改善命令を行った機関は、直ちに欠格事由に該当するものとはいえないところ、改善措置が講じられていない機関については、改善措置期限日までに改善報告をするよう当該機関に指導した上で、通常通りの審査を進める。

（オ）暴力団排除の観点からの欠格事由

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

ヌ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ヲ　法人であって、その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

a　要件の内容

暴力団排除の観点から、暴力団員等や暴力団員等が事業活動を支配する者については、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、欠格事由に該当しないことを確認する。

（ｂ）特定技能雇用契約の相手方となろうとする者（個人事業主であれば本人、法人であればその役員）について、特定技能所属機関の所在地を管轄する都道府県警察本部に照会を行う（都道府県警察本部との調整により、照会先を地方局の所在地を管轄する都道府県警察本部とすることとしても差し支えない。）。

（ｃ）[redacted]

（ｄ）[redacted]

（ｅ）照会の対象とする者については、特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり、当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは、その法定代理人について前記（ｂ）と同様に確認する。

ｃ　その他留意事項

（ａ）都道府県警察本部への照会については、暴力団関係照会書（登録支援機関）（別記第５０号様式及び第５０号様式の２。第５０号様式の２はＣＳＶ形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウエアで選択できる保存ファイル形式）により作成する必要がある。）により記録した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）で行うものとする。

（ｂ）地方局と都道府県警察本部との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとするが、遠隔地であるなど、手交により難いと認められるなどの特段の事情があるときには、都道府県警察本部と協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

[redacted]

オ　活動状況に関する帳簿の備え付け

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

５号　特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し、特定技能外国人の活動状況に関する文書（帳簿）を作成して１年間備え付け、保存しておくことを求めるもの。

（イ）用語の定義

「活動の内容に係る文書」とは、少なくとも以下の事項が記載されていなければならない。

a　特定技能外国人の管理簿

（a）特定技能外国人の名簿（必要的記載事項は以下のとおり）

- 氏名
- 国籍・地域
- 生年月日
- 性別
- 在留資格
- 在留期間
- 在留期間の満了日
- 在留カード番号
- 外国人雇用状況届出の届出日

（b）特定技能外国人の活動状況に関する帳簿（必要的記載事項は以下のとおり）

- 活動（就労）場所（派遣形態の場合、派遣先の名称及び所在地）
- 従事した業務の内容
- 雇用状況（在籍者、新規雇用者、自発的離職者、非自発的離職者、行方不明者）に関する内容
- 労働保険（雇用保険及び労災保険）の適用状況
- 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の加入状況
- 安全衛生（労働災害及び健康診断を含む。）の確保状況
- 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳
- 特定技能外国人の支援に要した費用の額及び内訳
- 休暇の取得状況（一時帰国休暇の取得状況を含む。）
- 行政機関からの指導又は処分に関する内容

b　特定技能雇用契約の内容に係る書類

c　特定技能外国人の待遇に係る事項が記載がされた書類（賃金台帳（労働基準法第１０８条）等）

d　特定技能外国人の出勤状況に関する書類（出勤簿等の書類）

（ウ）審査のポイント

申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、特定技能外国人の活動状況に係る

帳簿を作成して、備え付けておくこととしていることを確認する。

（エ）その他留意事項

他の法令で作成等が義務付けられているものについては、別途作成することまでは求めず、当該他の法令に基づき作成等したものを備え付けることで差し支えない。

カ　保証金関係

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

６号　特定技能雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

７号　他の者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し、特定技能外国人の受入れに当たって、保証金を徴収したり、違約金を定める契約を締結したりする悪質な仲介業者（いわゆるブローカー）が介在していないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

前記１（７）「保証金・違約金契約の禁止」を参照。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（申請人等作成用及び所属機関等作成用Ｖ）の記載から、特定技能外国人が保証金の徴収等をされていないこと及び特定技能所属機関による保証金徴収等の事実が無いことを確認して特定技能雇用契約を締結していること並びに特定技能所属機関が特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約

を締結していないことを確認する。

b　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から、保証金、違約金の支払等の不適切な費用徴収がされていないことの確認を行っていることを確認する。

c　必要に応じて、特定技能外国人に対して聴取を行い、保証金の徴収等がされていないことを確認する。

（エ）立証資料

雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

キ　支援に要した費用を特定技能外国人に負担させないこととしていること

特定技能基準省令第２条第１項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 ８号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては、１号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

（ア）要件の内容

いかなる名目であっても、支援に要した費用を特定技能外国人に直接又は間接に負担させることを認めないもの。

（イ）用語の定義

「支援に要する費用」とは、特定技能外国人に対して行われる特定技能基準省令第３条第１項各号に規定する各種支援（義務的支援）に必要となる費用をいう（登録支援機関への委託費用を含む。）。

当該支援（義務的支援）以外の支援を上乗せして実施する場合は、当該支援に係る費用について特定技能外国人から徴収することは差し支えないが、当該外国人が当該支援を受け、費用を徴収されることについて同意していることが必要である。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から、支援に要した費用を特定技能外国人に直接又は間接に負担させないこととしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から、事前

ガイダンスの情報提供項目として、支援に要する費用を徴収しないことを掲げている及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から事前ガイダンスが実施されていることを確認する。

c　支援に係る費用を負担させていると疑われるときは、特定技能所属機関に対し、指導・助言を行う（法第１９条の１９）。

（エ）立証資料

・　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

ク　派遣元及び派遣先基準

特定技能基準省令第２条第１項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

９号　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

（１）当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

（２）地方公共団体又は（１）に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

（３）地方公共団体の職員又は（１）に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は（１）に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

（４）外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の５第１項に規定する特定機関であること。

ロ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第１号から第４号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。

（ア）要件の内容

a　特定技能所属機関が派遣元となり特定技能外国人を労働者派遣により受け入

れる場合は、特定技能所属機関が以下のいずれかの基準に適合し、かつ、特定産業分野を所管する関係行政機関の長との協議の結果、適当であると認められていることを求めるもの。

なお、労働者派遣によることができるのは、分野別運用方針において、雇用形態として労働者派遣を採ることとしているもの（農業分野及び漁業分野）に限られ、申請人の派遣労働に関する資料については、すでに特定技能外国人を受け入れている機関に係る申請であっても省略は認められず、個別の申請において確認を要することに留意する。

（ａ）派遣元である特定技能所属機関が、特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること。

（ｂ）地方公共団体又は当該特定技能所属機関が、資本金の過半数を出資していること。

（ｃ）地方公共団体又は特定技能所属機関の職員、役員が業務執行に実質的に関与していること。

（ｄ）特定産業分野が農業の場合、国家戦略特区農業支援外国人を受け入れている特定機関であること。

ｂ　派遣先が以下の全ての基準に適合していることを求めるもの。

（ａ）労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

（ｂ）特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に、非自発的離職者を発生させていないこと。

（ｃ）特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に、行方不明者を発生させていないこと。

（ｄ）欠格事由に該当していないこと。

（イ）用語の定義

ａ　「労働者派遣」については、前記「２（１）オ派遣先が定まっていること」のとおり。

ｂ　「派遣先」とは、派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。

ｃ　「特定機関」とは、国家戦略特別区域法第１６条の５に規定する本邦の公私の機関であって、農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合する機関をいう。

（ウ）審査のポイント

a　農業分野について、次のいずれかの方法により派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する。

（ａ）派遣元である特定技能所属機関が農業又は農業に関連する業務を行っていることについては、申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、決算書類（損益計算書等）等の記載から確認するほか、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等により、農業又は農業に関連する業務が現に反復・継続的に行われ、事業が成立していることを確認する。

なお、派遣元として、単に農業分野に労働者を派遣している機関については、派遣業を営む者であり、農業又は農業に関連する業務を行っている者ではないことから、農業又は農業に関連する業務を行っているものと評価できないことに留意する。

（ｂ）地方公共団体又は農業若しくは農業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることについては、有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類の記載から確認する。

（ｃ）地方公共団体の職員、又は、農業又は農業関連業務を行っている者若しくはその役職員等が特定技能所属機関の役職員であることその他地方公共団体又は農業又は農業関連業務を行っている者が業務執行に実質的に関与していることについては、役員名簿、業務方法書、組織体制図等、地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類の記載から確認する。

（ｄ）国家戦略特区農業支援外国人を受け入れている特定機関であることについては、申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び特定機関基準適合通知書の写しの記載から確認する。

b　漁業分野について、次のいずれかの方法により派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する。

（ａ）派遣元である特定技能所属機関が漁業又は漁業に関連する業務を行っていることについては、申請書（所属機関等作成用Ｖ）及び定款、登記事項証明書、有価証券報告書、決算書類（損益計算書等）等の記載から確認する。

（ｂ）地方公共団体又は漁業若しくは漁業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることについては、有価証券報告書、株主名簿の写し

等資本金の出資者を明らかにする書類の記載から確認する。

（ｃ）地方公共団体の職員、又は、漁業又は漁業関連業務を行っている者若しくはその役職員等が特定技能所属機関の役職員であることその他地方公共団体又は漁業又は漁業関連業務を行っている者が業務執行に実質的に関与していることについては、役員名簿、業務方法書、組織体制図等、地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類の記載から確認する。

ｃ　派遣計画書（参考様式第１－１２号）及び派遣先の概要書（参考様式第１－１４号又は１－１５号）の記載から、派遣先（派遣予定先が複数ある場合は、その全てについて）が非自発的離職及び行方不明者を発生させていないこと並びに欠格事由に該当しない旨の誓約があることを確認する。

ｄ　上記ａ又はｂ、及びｃにより基準に適合していることを確認した場合は、在留諸申請に係る書類一式を添えて本庁に上申し、本庁において関係行政機関の長と協議する。本庁において関係行政機関の長と協議した結果、適当であると認めた場合は、[redacted]とともに、当該機関に対しては、適当であると認められたこと及び有効期間を記載した通知書を本庁から地方局に送付し、当通知書を郵送で送付する（注）。

（注）特定技能所属機関が来庁した場合や宛先とされている場合に、在留諸申請の結果通知の際に併せて交付することでも差し支えない。

ｅ　運用上、この判断は当該協議の終了の日から３年間有効なものとして取り扱うこととし、有効期間内であれば、特段の事情変更（資本関係の解消等）がない限り、本庁への上申を省略して差し支えない。

ｆ　有効期間（当該協議の終了の日から３年）の終期到来の３か月前以降（有効期間経過後を含む。）に、当該派遣認定機関を派遣元とする在留諸申請がなされた場合には、改めて本庁へ上申する（派遣認定機関の有効期間については、[redacted]を確認する。）。

ｇ　派遣認定機関としての有効期限が経過している機関を派遣元とする在留諸申請がなされた場合には、再度の認定がなされるまでの間、審査を保留する。ただし、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、個々の申請人の特例期間の残余が１月となった時点で、派遣認定機関としての有効期限

を経過じている場合には審査を保留することなく、特定技能基準省令第２条第１項第９号イに規定する基準に適合しないものとして、申請の許否の判断を行うこととして差し支えない。

h　在留期間更新許可申請の場合であって、当該派遣先への派遣が３年を経過する場合には、派遣先の労働者の代表（過半数により組織され労働組合又は過半数により選任された代表者）の意見を聴取をする義務があるとされていることから（労働者派遣法第４０条の２第３項及び第４項）、派遣先の労働者の代表の同意を得ていることを示す書類として意見聴取事項を記した書面の提出を求める。

i　上記（ア）ｂの基準については、上記ア～エの「特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」の審査方法を参照して審査を行う。

（エ）その他留意事項

a　労働者派遣事業を営む企業等へ派遣労働者として就職する者の取扱いについては、第２章第１節第４を参照する。

b　派遣元である特定技能所属機関は、労働者派遣法における派遣先からの通知（労働者派遣法第４０条第１項）を踏まえ、活動状況に係る届出（法第１９条の１８第２項第１号及び第３号）を行うことが求められる。

c　労働者派遣については、本基準に加えて、特定技能雇用契約に関する基準にも適合している必要があるところ、審査に当たっては前記２（１）オ「派遣先が定まっていること」を参照する。

d　労働者派遣法上、派遣先への派遣期間は原則として３年であり（労働者派遣法第３５条の３）、３年まで延長することが可能であるが、労働者の代表（過半数により組織され労働組合又は過半数により選任された代表者）の意見を聴取する義務があるとされており、同一の派遣先期間は同一業務について通算され、期間を超えて同一の業務を継続する場合、派遣先が派遣労働者を直接雇い入れるよう努めなければならないこととされている（労働者派遣法第４０条の２から第４０条の５まで）。

e　特定技能所属機関が特定技能外国人を直接雇用した後に派遣雇用に切り替える場合は法第２０条による在留資格の変更には当たらないことから、派遣開始のおおむね２か月前に特定技能雇用契約に係る届出（法第１９条の１８第１項第１号）を行うこととなる。

（オ）立証資料

＜共通＞

・　派遣計画書（参考様式第１－１２号）

・　意見聴取事項を記した書面（同一の派遣先で３年以上派遣する場合）

＜農業分野＞

・　派遣先の概要書（農業分野）（参考様式第１－１４号）

・　定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、決算書類（損益計算書等）等、特定技能所属機関が農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

・　有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類等、地方公共団体又は農業若しくは農業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることが確認できる書類

・　役員名簿、業務方法書、組織体制図等、地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

・　特定機関基準適合通知書（特定技能所属機関が国家戦略特区の農業支援外国人を受け入れている特定機関である場合）

＜漁業分野＞

・　派遣先の概要書（漁業分野）（参考様式第１－１５号）

・　定款、登記事項証明書、有価証券報告書、決算書類（損益計算書等）等、特定技能所属機関が漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

・　有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類等、地方公共団体又は漁業若しくは漁業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることが確認できる書類

・　役員名簿、業務方法書、組織体制図等、地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

ケ　労働者災害補償保険に係る保険関係の成立のための措置を講じていること

特定技能基準省令第２条第１項 　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 １０号　事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る

保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

（ア）要件の内容

特定技能外国人への確実な労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用を確保するため、特定技能所属機関の基準として、労災保険に係る手続を適切に履行していることを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「保険関係の成立の届出」とは、労災保険の適用事業所が履行しなければならない「労働保険／保険関係成立届」及び「労働保険概算保険料申告書」を労働基準監督署等に提出することをいう。

b　「その他これに類する措置」とは、労災保険の適用事業所以外の事業所（労災保険の暫定任意適用事業所をいう。）である場合においては、民間保険に加入していることをいう。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、労災保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていることを確認する。

b　雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から、労災保険の適用状況を確認する。

c　労災保険の適用事業所である場合は、前記ア「労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守」の（オ）ａ（ａ）「労働保険」に係る立証資料の提出をもって、所定の手続が適切に履行されているものとして扱う。

d　労災保険の適用事業所でない場合は、民間保険の加入を証明する資料の提出を求め、民間保険に加入していることを確認する（原則として、当該資料の提出があった場合は、所定の手続が適切に履行されているものとして扱う。）。

（エ）その他留意事項

a　労災保険の適用事業所

労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付を行うとともに、あわせて被災した労働者の社会復帰の促進、被災した労働者と遺族の援護、労働災害の防止などを目的とする社会復帰促進等事業を行う総合的な保険制度である。

原則として、事業主は労働者を１人でも使用していれば、法律上、当然に労災保険に加入することとなるが、次のいずれかに該当する場合は、暫定任意適用事

業所とされ、労災保険が当然に適用されるものではない。

（ａ）労働者数５人未満の個人経営の農業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの

（ｂ）労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が３００人未満の個人経営の林業

（ｃ）労働者数５人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数５トン未満の漁船による事業等）の事業

ｂ　労災保険給付の種類と内容

労災保険給付には、療養補償給付（通勤災害の場合には、療養給付。以下に同じ。）、休業補償給付（休業給付）、障害補償給付（障害給付）、遺族補償給付（遺族給付）、葬祭料（葬祭給付）、傷病補償給付（傷病給付）、介護補償給付（介護給付）、二次健康診断等給付があり、これらの保険給付とは別に、社会復帰促進等事業の一つとしての特別支給金の支給等がある。

主な給付の内容は以下のとおりである。

（ａ）療養（補償）給付

ｉ　療養の給付

療養の給付は、被災労働者が無料で必要な治療（診察、処置、薬剤等）を受けることができる療養の現物給付である。この療養の給付が行われるのは、労災病院及び都道府県労働局長が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者等（労災指定医療機関等）である。

また、療養の給付は症状が固定（治ゆ）するまで行われるが、症状固定（治ゆ）とは必ずしも全快を意味するわけではなく、医学上一般に認められた医療を行っても医療効果が期待できなくなった状態のことをいう。

ⅱ　療養の費用の支給

被災労働者が労災指定医療機関等以外の医療機関で療養したような場合、療養の現物給付を行うことができないので、この場合、被災労働者はその療養に要した費用全額の立替払を行い、後日、所轄労働基準監督署に請求し、現物給付を受けることになる。

なお、療養の費用が支給される範囲や期間は、療養の給付と同じである。

（ｂ）休業（補償）給付

被災労働者が業務上の傷病による療養のため労働することができず、その

ために賃金が受けられないときは、休業補償給付（通勤災害の場合は、休業給付）が休業４日目から支払われる（通勤災害の場合は、初回給付額から２００円一部負担金を控除されて支給）。給付額は、１日につき給付基礎日額（原則として労働基準法第１２条の平均賃金相当額）の６０％相当額が、所定労働時間の一部を休業したような場合は、給付基礎日額と実労働時間に対して支給される賃金の差額が６０％相当額となる。

休業初日から３日間は待機期間とされているが、業務災害の場合、この３日間について使用者が労働基準法上の休業補償（平均賃金の６０％相当額）を行わなければならない。

なお、休業（補償）給付の受給者については、１日につき給付基礎日額の２０％相当額の「休業特別支給金」が併給されることになっており、実質的な休業補償給付額は給付基礎日額の８割となる。

（ｃ）障害（補償）給付

業務上・通勤途上の疾病の症状固定（治ゆ）時に障害が残っている場合に、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、年金又は一時金が支給される。

（ｄ）遺族（補償）給付

業務上・通勤途上で労働者が死亡した場合は、その遺族に対し、死亡労働者との続柄・生計維持関係によって、年金又は一時金が支払われる。

（ｅ）傷病（補償）給付

この傷病（補償）年金は、労働者の業務上又は通勤による負傷又は疾病に係る療養の開始後１年６か月を経過した日、又はその日以後において、当該負傷又は疾病が治らず、それによる障害の程度が傷病等級（第１級～第３級）に該当するときは、休業（補償）給付から傷病（補償）年金に切り替えられ、その障害の程度に応じて年金が支給される（該当しない場合には、引き続き休業（補償）給付が支給される。）

（ｆ）労災保険の給付請求

労災保険の給付請求は、被災者又は遺族が直接行うことになっているが、特定技能外国人が被災した場合、労災保険制度についての理解が不十分であること、日本語が堪能でないこと等もあり、特定技能所属機関は、支援を通じて本制度について理解の向上に努め、万が一事故が発生した場合には、被災者や遺族に対し、積極的な支援を行うことが求められる。

具体的には、業務災害又は通勤災害等が発生した場合には、①保険給付の請求手続を支援すること、②保険給付の請求に当たり、必要事項等の記入に際して手助けすること、③場合によっては、請求に当たって労働基準監督署へ同行すること、④受給に伴う金融機関等の口座開設を支援すること等が考えられる。

（ｇ）第三者行為災害

保険関係の当事者以外の者の行為や他の建物の設備等によって発生した災害をいう。第三者行為災害も、業務災害又は通勤災害として扱われるところ、被災労働者又はその遺族は、所轄労働基準監督署に対して労働保険の保険給付を請求できることはもちろんのこと、災害を発生させた第三者に対して民事上の損害賠償を請求することができる。また、第三者行為災害が自動車事故である場合は、自動車損害賠償責任保険等から保険金を受けることもできる。

しかし、これらの場合には、同一の事由について重複して損害のてん補を受けると、実際の損害額よりも多く支払を受けることとなり不合理であることから、労災保険法において支給調整が定められている。また、第三者行為災害に伴う労災保険給付請求の際には、「第三者行為災害届」を所轄労働基準監督署に提出することになっている。

（ｈ）保険給付の請求等についての支援

特定技能外国人に係る労働災害等が発生した場合は、特定技能所属機関に対し、労災保険給付の請求その他の手続に関し、特定技能外国人からの相談に応じるほか、当該手続を支援するなど必要な支援を講ずるよう指導する。

（ｉ）労災と思われる事案を認知した場合

労災と思われる事案を認知した場合は、速やかに特定技能所属機関に対し、労働基準監督署へ相談するよう指導する。

（ｊ）労働者災害補償保険に類する措置

労災保険に類する措置として加入しなければならない民間の任意保険の内容については、特段基準を設けてはおらず、何らかの民間の任意保険に加入している事実があれば基準適合として取り扱う。

しかしながら、契約した民間の任意保険の補償内容では適切に補償がされない場合（例えば、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷は補償するものの、疾病については補償をしない場合）には、その補償の範囲外の項目につい

て特定技能所属機関が自ら補償することが必要となることに留意する。

c　労災保険の適用事業所でない場合

労災保険の適用事業所でない場合は、これに準ずる民間保険に加入しなければならないが、加入する保険の種類については特段定めはないものの、明らかに労働者災害の補填には十分でない保険内容である場合は、特定技能所属機関に対して必要な指導・助言を行う。

（オ）立証資料

a　労災保険の適用事業所である場合

- 雇用条件書（参考様式第１－６号）の写し
- 前記ア「労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守」の（オ）ａ（ａ）「労働保険」と同様。

b　労災保険の適用事業所でない場合

- 雇用条件書（参考様式第１－６号）の写し
- 民間保険の加入を証明する資料

コ　特定技能雇用契約を継続して履行する体制を有していること

特定技能基準省令第２条第１項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 １１号　特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し、特定技能雇用契約を継続して履行する体制を備えていることを求め、もって特定技能外国人の安定的かつ継続的な在留を確保するもの。

（イ）用語の定義

「特定技能雇用契約を継続して履行する体制」とは、特定技能所属機関が事業を安定的に継続し、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約を確実に履行し得る財政的基盤を有していることをいう。

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から、特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることを確認する。

b　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の記載から、次の方法に従って事業を安定的に継続するに足りる財政的基盤を有していることを確認する。なお、特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１－１号）は、原則として定期届出において提出することとなっていることに留意する。

（ａ）前事業年度において債務超過がないことの確認

特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の記載から、前事業年度における純資産（元入金）の額がマイナス（債務超過）になっていないことを確認する。債務超過となっていない場合には、基準適合と判断し、債務超過となっている場合には、後記（ｂ）により判断する。

なお、前事業年度において債務超過でなければ、前々事業年度において債務超過であっても基準適合と判断して差し支えない。

（ｂ）前事業年度において債務超過がある場合の確認

ｉ　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の記載から、前々事業年度における純資産（元入金）の額がマイナス（債務超過）になっていないことを確認する。

ii　中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が、改善の見通し（一定期間以内に債務超過の状態でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）が提出されており、同書面に特段の疑義がないことを確認する。

iii　前々事業年度が債務超過となっておらず、改善の見通しについて第三者の評価が適切にされている場合には、基準適合と判断する。前々事業年度も債務超過となっている場合については、後記（ｃ）により判断する。

iv　後記（ｃ）（ｄ）によらず、民事再生法上や会社更生法上の手続きにより、裁判所の決定を受けた更生計画に基づき更生計画の途上にある特定技能所属機関においては、本基準に適合しないものとして取り扱って差し支えない。

（ｃ）前事業年度及び前々事業年度において債務超過がある場合の確認

ｉ　中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が、改善の見通し（一定期間以内に債務超過の状態でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の

根拠となる理由が記載されているものに限る。）が提出されていることを確認する。

ii　前事業年度及び前々事業年度のいずれも債務超過となっている場合には、安定的かつ継続的に事業を行っていると判断し難いことから、第三者の評価が適切であり、特段の疑義がないことを審査する。第三者の評価の確認に当たっては、次の点などを踏まえて総合的に判断する。

①　直近に増資、親会社などからの救済等の債務超過を改善する具体的な予定があるか否か

②　債務超過の原因が借入金である場合であって、短期間に返済を求められるものでないことが明らかとされているか否か（５年以内など短期間に返済を求められるものでないことが明らかとされており、かつ、その借入先が親会社、銀行、代表者の親族等である場合等には、直ちに事業の継続性を否定し得るものでない。）

③　労働保険料、社会保険料及び租税の納付に関する領収書の写しや証明書等が提出されており、滞納がないことを本節第２の３（１）ア（ウ）に従って確認する。

（ｄ）第三者の評価に特段の疑義がある場合

上記（ａ）ないし（ｃ）の確認において、提出書類に特段の疑義がある場合には、決算文書（損益計算表及び貸借対照表）の写し及び法人税の確定申告書の控え（納税地の所轄税務署長の受付印のあるもの）の写し（個人事業主にあっては、所得税青色申告決算書（貸借対照表を含む。納税地の所轄税務署長の受付印があるものに限る。）の写し）の提出を求めた上で、法人税の確定申告書、納税証明書の写し等から、貸借対照表の資産の部の合計と負債の部の合計が正しく記載されていることなどを確認して審査する。

c　設立後最初の決算期（確定申告時期）を経ていない場合（特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の２欄に記載できない場合）については、当該決算時期（確定申告時期）を経た直後の在留諸申請において、特定技能所属機関概要書（第１－１１－１号）の提出を求めた上で審査する。

（エ）立証資料

・　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）

（以下、直近期末において債務超過がある場合に求める資料）

・　中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

（以下、直近２期末のいずれにおいても債務超過がある場合に求める資料）

・　中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

・　労働保険料、社会保険料及び租税の納付に関する領収書の写しや証明書等（本節第２の３（１）ア（ウ）参照）

サ　特定技能外国人の報酬を指定する銀行口座等へ振り込むこととしていること

特定技能基準省令第２条第１項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 １２号　特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

（ア）要件の内容

報酬の支払方法について、特定技能外国人との合意の上で、当該外国人の指定する預金口座又は貯金口座に振り込む方法とすること及び当該外国人の希望により通貨払をする場合は、報酬の支払事実を裏付ける客観的資料の提出を求め、報酬の確実な支払を確保し、不当な控除を防止するもの。

（イ）用語の定義

「預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合」とは、賃金の支払方法について、特定技能外国人から通貨直接払を希望する旨の申出があった場合に、預金口座等への振込みによらず通貨により直接支払うことをいう。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）及び雇用条件書（参考様式第１－６号）の記載から、特定技能外国人への報酬の支払方法を口座振込み又は通貨直接払のいずれかとすることとしていることを確認することとなる。

b　上記ａにおいて、通貨直接払とする場合にあっては、申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、出入国在留管理庁長官に対し、その支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し確認を受けることとしていることとしていることを確認する。

c　在留期間更新許可申請においては、下記（エ）ｂで本基準の適合性が維持されていることを踏まえて審査を行う。

（エ）その他の留意事項

a　労働基準法第２４条第１項において、賃金の支払については「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と規定されており、通貨直接払を原則とし、例外として、同法施行規則第７条の２において、「使用者は、労働者の同意を得た場合」には、当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込みとすることができるとされていることから、賃金の支払方法を預金口座等への振込みとするに当たっては、労使間でこれを合意していることが前提であることに留意する。

b　賃金の支払方法を「通貨払」とした場合には、定期届出において、給与明細の写し及び報酬支払証明書（参考様式第５－７号）の提出を求め、報酬の支払及び受領事実があることを確認する（賃金の支払方法を「口座振込」とした場合には、必要に応じて、実地調査を実施した際などに、特定技能所属機関が申請人の指定する口座に振り込んだ額を証明する資料（振込領収書の写し）及び申請人の口座等に実際に振り込まれた額を証明する資料（当該外国人の預金口座又は貯金口座に振り込まれたことを証明する通帳の写し若しくは取引明細書の写し）の提出（提示）を求め、振込額と入金額に差異がないことを確認する。）。

（オ）立証資料

雇用条件書（参考様式第１－６号）の写し

（以下活動状況に係る届出時のみ）の写し

報酬支払証明書（参考様式第５－７号）

シ　地域における共生社会の実現のため寄与する責務に関すること

特定技能基準省令第２条 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

１２号の２　特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。

（ア）要件の内容

特定技能外国人に関し、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることを求めるもの。

（イ）用語の定義

地方公共団体が実施する共生施策とは、特定技能所属機関（登録支援機関を含む。）が実施する特定技能外国人の支援に資するものを指す。例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等が想定される。

一方で、例えば、訪日外国人旅行客向けの案内等、特定技能外国人支援とは明らかに関係性がないものは、本件取組における共生施策の対象とはならない。

（ウ）審査のポイント

申請書Ⅴ（所属機関等作成用３）の記載から、協力確認書が市区町村に提出されていることを確認する。

ス　分野の特性に応じた基準

特定技能基準省令第２条第１項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 １３号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（ア）要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（イ）用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（ウ）審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

（２）適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの

ア　支援を適正に実施するための実績に関する基準

（ア）特定技能所属機関の実績

特定技能基準省令第２条第２項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

１号　次のいずれかに該当すること。

イ　過去２年間に法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合１号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の適合１号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

a　要件の内容

特定技能所属機関について、申請日から過去２年間にわたって、法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、１号特定技能外国人支援計画の実施に関する支援責任者及び事務所ごとに１名以上の支援担当者を選任していることを求めるもの。

b　用語の定義

（ａ）「過去２年間」とは、申請日の２年前に当たる日から申請日までの２年間をいう。

なお、実績は、過去２年間の全期間に渡ることを要するものではなく、過去２年間に一度でも実績があれば足りるものとする。

（ｂ）「法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格」とは、収入を

伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限定していることから、「特定活動」の在留資格を有する者については、ＥＰＡ看護師、同看護師候補者、同介護福祉士、同介護福祉士候補者、ワーキングホリデーとしての活動を指定されている者などが対象となり得る。

（ｃ）「受入れ又は管理」の「受入れ」とは、中長期在留者を雇用関係を前提とした従業員として受け入れていること、「管理」は監理団体として「技能実習」の在留資格をもって在留する者の実習監理を行ったこと、登録支援機関として「特定技能１号」の在留資格をもって在留する者の支援を実施したことなどが想定される。

なお、法人の役員は、当該法人との間に雇用関係が存しないことから、原則として、当該法人の役員が中長期在留者であることをもって、上記の「受入れ又は管理」を行った実績とは認められない。

（ｄ）「適正に行った実績」とは、少なくとも１名以上、法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令等の規定を遵守していることをいう。特に以下の点に留意する。

ｉ　入管法の遵守

[redacted]当局保有情報から、特定技能所属機関が、入管法違反を行っていないことを確認する。特定技能所属機関が、入管法違反に基づく行政処分又は改善勧告を受けており、その原因となった行為を過去２年間に行った場合には「適正に行った」とは評価できない。また、審査の過程で、入管法における届出義務不履行等の違反行為が判明した場合にも、「適正に行った」とは評価できない。

ⅱ　技能実習法令の遵守

（ｉ）特定技能所属機関が過去２年間に技能実習制度に関する処分を受け、以下の状況にある場合には、「適正に行った」とは評価できない。

・　技能実習制度における「改善命令」を受け、改善承認後２年を経過していない場合（改善承認がされていない場合は「適正に行った」とは評価できない。）

・　技能実習制度において外国人技能実習機構が行う「改善勧告」（改善措置を行っているかは問わない。）を受けてから２年を経過していない場合

（ii）申請者が過去２年間に技能実習制度における以下の処分を受けていた場合にあっては、不問とする。

・　技能実習制度における改善指導

iii　労働関係法令の遵守について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主に対し、外国人労働者（在留資格「外交」、「公用」及び特別永住者は除く。）の雇入れ及び離職の際に厚生労働大臣に届け出ることが義務付けられる「外国人雇用状況の届出」が適切に届け出られていない場合、「適正に行った」とはいえないことに留意する。

「外国人雇用状況届出」の履行状況は、申請者から提出された受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第１－１１－２号）を基に電算記録を確認する。電算記録上で「外国人雇用状況届出」を行っていることが確認できない場合は、対象の中長期在留者に係る雇用保険被保険者資格取得届（喪失届）又は外国人雇用状況届出書の写しの提出を求める。

審査の過程で地方局からの指摘を受けて届出を行った場合や中長期在留者を雇用した日から１年以上経過してから届出を行った場合等は、本基準に適合しないものとして取り扱う。

（ｅ）「支援責任者」とは、特定技能所属機関の役員又は職員（常勤であることを問わない。）であり、次の事項を統括管理し、支援担当者を監督する立場にある者をいう。

なお、支援責任者は、後記（ｆ）に記載する「支援担当者」と兼任することとして差し支えない。

①　１号特定技能外国人支援計画の作成に関すること

②　支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に関すること

③　支援の進捗状況の確認に関すること

④　支援状況の届出に関すること

⑤　支援状況に関する帳簿の作成及び保管に関すること

⑥　制度所管省庁、分野所管省庁その他関係機関との連絡調整に関すること

⑦　その他支援に必要な一切の事項に関すること

（ｆ）「支援担当者」とは、特定技能所属機関の役員又は職員であり、１号特定技能外国人支援計画に沿った支援を担当する者をいい、業務の性質上、常勤であることが望まれるものの、事業所に専任して所属していることまでは求めない。

なお、支援担当者は、業務の性質上、常勤であることが望ましいが、必須ではない。

ｃ　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、過去２年間に法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ実績を有していること、及び役員又は職員の中から支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していることを確認する。

（ｂ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の「中長期在留者の受入れ実績等」欄の記載及び電算記録（雇用状況届出情報を含む。）から、過去２年間に中長期在留者の受入れを適正に行った実績を有することを確認する。

（ｃ）[redacted]技能実習制度における「改善命令」又は「改善勧告」を受けていないことを確認する。

（ｄ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）及び１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から、役員又は職員の中から支援責任者が選任されていることを確認する。

（ｅ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）及び１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から、役員又は職員の中から１名以上の支援担当者が選任されていることを確認する。

ｄ　立証資料

- 特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）
- １号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）
- 受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第１－１１－２号）

（イ）特定技能所属機関になろうとする者の役職員の実績

特定技能基準省令第２条第２項

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

１号　次のいずれかに該当すること。

ロ　役員又は職員であって過去２年間に法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

a　要件の内容

特定技能所属機関が中長期在留者の受入れ又は管理を行った実績がない場合は、中長期在留者の生活相談等に従事した経験がある者を支援責任者及び支援担当者として選任していることを求めるもの。

b　用語の定義

（a）「生活相談等」とは、特定の相談内容を指すものではなく、広く中長期在留者の生活に関する相談一般をいう。なお、生活相談の内容については特段限定しないが、業務として一定の反復継続性をもって行ったことが求められ、いわゆるボランティアとして行った生活相談については、実績に含まない。

生活相談業務に従事する者の例としては、次の者が挙げられる。なお、これ以外の者であっても、業務として生活相談に従事する者であれば、対象となり得る。

- 技能実習制度における監理団体に所属して監理責任者を務めた者や実習実施者に所属して生活指導員を務めた者
- 技能実習生の送出機関の日本駐在員として技能実習生の生活相談員を務めた者
- 中長期在留者が在籍している受入れ機関との間の生活支援を行う旨の業務委託に基づいて行った生活相談業務に従事した経験がある者
- 法律事務所、地方公共団体、都道府県労働局等で相談員を務めた者
- 中長期在留者が在籍する企業に勤務し、当該企業において当該中長期在留者の生活相談担当者を務めた者
- 職業紹介事業者に勤務し、当該事業者の紹介先に所属する中長期在留者の生活相談担当者を務めた者（なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に求人情報を紹介する行為のみをもって、「生活相談等に従事した経験」には該当しないこ

とに留意する。）

（ｂ）「経験を有する」とは、生活相談業務等を少なくとも１件以上行ったことをいい、件数の多寡を問わない。なお、生活相談は業務として行ったことが求められることから、いわゆるボランティアとして行ったものは含まれない。

（ｃ）「支援責任者」及び「支援担当者」については、前記（ア）ｂのとおり。

ｃ　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から、役員又は職員であって過去２年間に法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格による中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していることを確認する。

（ｂ）支援責任者及び支援担当者の経験について、生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第１－１１－３号）等の提出をもって対象の中長期在留者が示せない場合であっても、支援責任者及び支援担当者が生活相談業務に従事していた機関の在職（退職）証明書に支援責任者及び支援担当者が業務として中長期在留者への生活相談を行っていたことが記載されている場合は、行った生活相談の内容について具体的な説明及び客観的な資料を求め、当該機関における業務として反復継続的に生活相談業務を行っていたこと（人事担当者として外国人職員の生活相談を行っていた場合など）を確認し、本基準の適合性を判断する。

（ｃ）支援責任者のみに中長期在留者の生活相談等に従事した経験がある場合は、本基準に適合しないこととなる。ただし、当該経験を有する支援責任者が支援担当者を兼ねる場合は、基準に適合するものとして取り扱う。なお、複数の支援責任者又は支援担当者が選任されている場合、全ての支援責任者又は全ての支援担当者が本基準に適合している必要はなく、支援責任者及び支援担当者のうち各１名以上に中長期在留者の生活相談業務に従事した経験があれば、本基準に適合するものと評価して差し支えない。

（ｄ）前記（ｂ）に関し、生活相談業務経験の記載（相談対象の外国人の国籍、在留資格、人数、当該外国人が所属する機関の名称や所在地、相談期間等）が具体性を欠いている場合や、当局保有情報によっても相談対象の外国人を確認できない場合には立証が不十分であることから、具体的に説明した文書及び立証資料（在籍していた機関業務を明らかにするパンフレット、業務委託契約書の写し等）の提出を求め

る。

（ｅ）支援責任者及び支援担当者が技能実習制度及び特定技能制度における行政処分等を受けた機関での実績を主張している場合は以下のとおり審査する。

ｉ　技能実習制度

（ｉ）認定技能実習計画又は監理許可の取消しを受けた機関での生活相談業務の実績は本基準に適合しない。ただし、当該取消しを受ける理由となった事由の発生以前の生活相談業務の実績は本基準に適合する。

（ii）改善命令を受けた機関での生活相談業務の実績は本基準に適合しない。ただし、改善承認後の生活相談業務又は当該改善命令を受ける理由となった事由の発生以前の生活相談業務の実績は本基準に適合する。

（iii）改善勧告を受けた機関での生活相談業務の実績は当該機関が改善勧告を受けた事項の改善がなされていれば本基準に適合する。

ii　特定技能制度

（ｉ）不正行為に該当又は登録支援機関の登録取消しを受けた機関での生活相談業務の実績は本基準に適合しない。ただし、不正行為の認定又は登録支援機関の登録取消しを受ける理由となった事由の発生以前の生活相談業務の実績は本基準に適合する。

（ii）改善命令を受けた機関での生活相談業務の実績は本基準に適合しない。ただし、改善承認後の生活相談業務又は当該改善命令を受ける理由となった事由の発生以前の生活相談業務の実績は本基準に適合する。

（iii）指導勧告を受けた機関での生活相談業務の実績は当該機関が指導勧告を受けた事項の改善がなされていれば本基準に適合する。

（ｆ）申請者から提出された資料に信ぴょう性が欠ける場合等は、申請者が主張する支援責任者及び支援担当者が生活相談を行った機関に対して、照会を行い、申請者の主張の裏付けをとることを検討する。

（ｇ）支援責任者及び支援担当者の生活相談業務従事経験の立証に関連して、技能実習制度の監理団体が行うべき監理業務（監査、相談等）に関し、監理団体から委託を受けて実施したとするものがある場合には、監理団体が自ら行うべき業務を委託していること（技能実習法第３８条において禁止される名義貸し）が疑われることから、仮に監理団体が委託をしていた場合には、外国人技能実習機構や地方局の技能

実習審査担当部門において、技能実習法や入管法令に基づき指導等を行う必要があるため、申請者に対し、当該業務の内容や実績について具体的に説明する文書及び関係資料（業務委託契約書の写し、委託者への報告書の写し等）の提出を求めることとし、必要に応じて技能実習審査担当部門と相談するほか、情報共有を適切に図ることとする。

その上で、技能実習制度において、監理団体は、技能実習生の相談対応について監理団体の役職員自ら技能実習生からの相談に応じる体制を整備する必要があり、委託することが可能な範囲は、相談に対応する際の通訳等の補助者としての業務に過ぎないことから、本基準には原則として適合しないものとして取り扱う。ただし、支援責任者及び支援担当者が、監理団体が整備する相談体制とは別に生活相談業務に従事した経験を有することが立証資料から確認できた場合は、本基準に適合するものと評価して差し支えない。

d　立証資料

- 特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）
- 支援責任者の履歴書（参考様式第１－２０号）
- 支援担当者の履歴書（参考様式第１－２２号）
- 生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第１－１１－３号）

（ウ）その他の実績

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。 １号　次のいずれかに該当すること。 ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

a　要件の内容

同号イ又はロの実績を有さない者については、同号イ又はロの実績を有する者と同程度の能力・体制を備えている者として認められた者であることを求めるもの。

b　用語の定義

（ａ）「同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは、第１号イ又はロに該当しない場合であっても、中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり、かつ、これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に行うことが見込まれるものをいう。これまでの活動実績や組織体制からも相談対応や情報提供を適切に行うことができると認められるなど、第１号イ又はロに該当する者と同程度に相談対応などの支援を責任をもって適正に行うことが合理的に期待できる者をいう。

（ｂ）「適正に」とは、[redacted]、「適正に」支援を実施できる者とは認められない。

（ｃ）本要件に適合するものとして認められた事例（登録支援機関の登録における同種の要件に係る事例を含む。）としては、次のようなものがある。なお、本要件の適合性の判断に当たっては、根拠とする実績（経験年数等）についても第３号イからハまでと同程度であり、それが資料によって客観的に立証されていることが求められることに留意する。

[redacted]

[redacted]

c　審査のポイント

以下の事項を確認し、本基準に適合すると認められることについて、地方局限りで判断して差し支えないが、判断に迷う場合は、本庁に上申する。

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）、特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の記載から、特定技能基準省令第２条第２項第１号イ又はロの基準に適合する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認められた者であることを確認する。

（ｂ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の４（３）の「過去５年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無」欄から、是正指導がないことを確認する。

（ｃ）本要件に適合しているといえるためには、本邦に在留する外国人（在留資格は問わない。）の雇用管理や生活相談を行った実績のほか、支援を適切に行う能力や体制があるといえるような事業実績、並びに支援業務に従事する役職員の経験及び保有する資格などの諸事情を踏まえ、第１号イ又はロに該当する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であると認定できるものでなければならない。なお、立証が十分ではない場合には、資料の追加提出を求めることとする。

（ｄ）本要件の適合性の判断に併せて、前記（ア）又は（イ）の該当性がないことについても申請人に立証を確認するとともに、審査中であっても前記（ア）又は（イ）のいずれかに該当する旨の立証を行う意思があれば立証の機会を与えるなど適切に対応する。

e　立証資料

- 特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）
- 第１号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書
- 上記説明書の記載内容に係る立証資料

イ　１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により情報提供を行う体制を有していること

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。 ２号　特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る１号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関は、１号特定技能外国人に対する支援として、事前ガイダンス、在留中の生活オリエンテーション、相談対応等の各種相談業務を１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により行わなければならないことから、当該言語による情報提供体制を有していることを求めるもの。

（イ）用語の定義

a　「特定技能外国人が十分に理解できる言語」とは、母国語に限らず、１号特定技能外国人が内容を余すことなく理解できる言語をいう。

b　「体制を整備している」とは、当該言語により対応可能な者が職員として在籍していることや、必要な際に通訳人を確実に確保できることなどをいうが、通訳人として特定技能所属機関の職員として雇い入れることまでは必要なく、必要なときに委託するなどして通訳人を確保できるものであれば足りる。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、１号特定技能外国人支援を申請人が十分に理解できる言語によって行うことができる体制を整備していることを確認する。

b　対応可能時間が限定されており、通常時又は緊急時の言語対応に疑義が認め

られる場合や、在籍する１号特定技能外国人の人数に比して言語対応可能な職員等が明らかに少ない場合は、理由書（任意様式）の提出を求めた上で、慎重に判断する。

（エ）立証資料

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

ウ　支援状況に関する帳簿類の作成・保存

特定技能基準省令第２条第２項 ・法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。 ３号　１号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該１号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関に対し、適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施及び支援の実施状況に係る届出の正確性を確保するため、帳簿書類を作成及び備え付けを求めるもの。

（イ）用語の定義

「１号特定技能外国人支援の状況に係る文書」とは、次のものをいい、少なくとも以下の項目を含むものとする。

a　支援実施体制に関する管理簿

・　支援を行う事業所の名称、所在地及び連絡先
・　職員数（常勤・非常勤職員数の内訳）
・　支援実績（各月における支援人数、行方不明者数）
・　支援責任者の身分事項、住所、役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
・　支援担当者の身分事項、住所、役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
・　対応可能な言語及び同言語による相談担当者に関する事項（委託契約書、通訳人名簿）

b　支援の委託契約に関する管理簿

・　支援業務に関する事項（委託契約書）
・　支援経費の収支に関する事項（支援委託費含む。）

c　支援対象者に関する管理簿

・　１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

・　１号特定技能外国人支援計画の内容（１号特定技能外国人支援計画書）

・　支援の開始日

・　支援の終了日（支援を終了した理由を含む。）

d　支援の実施に関する管理簿

①　事前ガイダンスに関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

・　実施日時及び実施場所

・　実施内容（情報提供内容）

・　実施方法

・　実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

※　事前ガイダンスの確認書（参考様式第１－７号）を保存する。

②　出入国する際の送迎に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

・　出迎え日（上陸日）及び見送り日（出国日）

・　実施担当者の氏名及び所属

③　適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

・　確保した住宅に関する事項（住所、住宅の形態（賃貸、社宅等）及び家賃等）

・　その他日常生活に必要な契約に係る支援の概要

④　生活オリエンテーションに関する事項（関係機関への同行に関する事項を含む。）

・　１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

・　実施日時及び実施場所

・　実施内容（情報提供内容）

・　実施方法

・　実施担当者（通訳人及び法的保護に関する情報提供の実施者を含む。）の氏名及び所属

⑤　日本語学習の機会の提供に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

・　実施内容（情報提供内容）

・　実施方法

・　実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び所属

⑥　相談又は苦情への対応に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

・　相談日時

・　相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）

・　関係行政機関への通報・相談日時及び通報・相談先の名称

・　実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

⑦　日本人との交流促進に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

・　実施日時及び実施場所

・　実施方法（促進した事項）

・　実施担当者の氏名及び所属

⑧　外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援に関する事項

・　１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

・　転職相談日時及び実施場所

・　相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）

・　公共職業安定所への相談日時及び相談を行った公共職業安定所の名称

・　転職先候補企業の名称、所在地及び連絡先

・　実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

⑨　定期的な面談の実施に関する事項

- １号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- １号特定技能外国人を監督する立場にある者の氏名及び役職
- 面談日時
- 面談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）
- 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

（ウ）審査のポイント

申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、支援の実施状況に係る文書を備え付けておくこととしていることを確認する。

（エ）その他留意事項

文書の作成及び備付けを行っていないことが疑われる場合は、必要に応じて調査・指導等を行い、改善期日までに帳簿の作成及び備付けを行わない場合は、基準不適合として取り扱う。

エ　支援責任者及び支援担当者が欠格事由に該当しないこと等

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。 ４号　支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

ａ　要件の内容

１号特定技能外国人に対する適正な支援の実施を確保する観点から、支援責任者及び支援担当者が支援を中立的に行うことができる立場の者であること及び一定の欠格事由に該当しないことを求めるもの。

ｂ　用語の定義

（ａ）「支援責任者」及び「支援担当者」については、前記ア（ア）ｂのとおり。

（ｂ）「外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者」とは、特定技能外国人とは異なる部署の職員であるなど、１号特定技能外国人に対する指揮命令権を有さない者をい

い、異なる部署であっても、当該外国人に実質的に指揮命令を行い得る立場にある者は、これに該当しない。したがって、１号特定技能外国人と形式上異なる部署の職員であっても、代表取締役、当該外国人が所属する部署を監督する長（例えば、当該外国人の所属する部署が製造課である場合の製造部長）など組織図を作成した場合に縦のラインにある者は適格性がないこととなる。また、特定技能所属機関が個人事業主であって小規模の家族経営である場合、事業主の家族（配偶者及び２親等以内の親族）についても適格性がないこととなる。

（ｃ）「第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者」とは、特定技能基準省令第２条第１項第４号に規定する欠格事由のうちイからルまでに掲げる事由に該当しない者をいう。欠格事由の詳細については、前記（１）エ（エ）「欠格事由」を参照。[redacted]

ｃ　審査のポイント

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、特定技能基準省令第２条第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを確認する。

（ｂ）特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の記載から、支援責任者と支援担当者が申請人とは異なる部署の職員であるなど申請人に対する指揮命令を有しない立場にあること、１号特定技能外国人支援計画書（参考様

式第１－１７号）のⅡ欄の４の記載から、支援の中立性を確保していることを確認する。

なお、支援責任者又は支援担当者が申請人を監督する立場にあるなど支援の中立的な実施を行うことができる立場にないと疑われる場合には、必要に応じて申請人と支援責任者及び支援担当者との関係性を明らかにする資料（組織図等）の提出を求めるなどして慎重に審査する。

ｄ　その他の留意事項

支援責任者又は支援担当者が中立的な立場でなくなった場合、又は欠格事由に該当することとなった場合は、特定技能所属機関に対し、当該支援責任者又は支援担当者を交代し、基準を満たす者を選任するよう指導を行う。

当該指導を受けたにもかかわらず、改善期日までに当該支援責任者又は支援担当者を交代させない場合は、基準不適合として取り扱う。

ｅ　立証資料

・　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）

オ　１号特定技能外国人支援計画を怠ったことがないこと

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。 ５号　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に、法第１９条の２２第１項の規定に反して適合１号特定技能外国人支援計画に基づいた１号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人への確実な支援の実施を担保するため、特定技能所属機関が特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に雇用する当該外国人への支援を怠ったことがないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

ａ　「特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後」とは、特定技能雇用契約の締結の日の５年前のみならず、特定技能雇用契約の締結後も含む趣旨である。

ｂ　「支援を怠った」とは、１号特定技能外国人支援計画に基づいた支援を行わなかったことをいう。

c　「１号特定技能外国人支援計画」の詳細については、後記４「１号特定技能外国人支援計画に関する基準」を参照。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、特定技能雇用契約の締結の日前５年以内に支援を怠ったことがないこと及び１号特定技能外国人支援計画に基づいた支援を行うこととしていることを確認する。

b　[redacted]特定技能所属機関による支援の懈怠に関する指導等が行われていないこと又は指導等を受けている場合に改善がされていることを確認する。

（エ）その他留意事項

１号特定技能外国人から適切な支援を受けることができなかった旨の申告があった場合や届出の内容等から、特定技能所属機関による支援の実施状況に疑義がある場合は、入国・在留審査要領第９編の２第４章第６節より、調査・指導等を行う。

カ　特定技能外国人及び監督をする立場にある者との定期的な面談の実施

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。 ６号　支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

（ア）要件の内容

特定技能所属機関（登録支援機関に支援の全部を委託する場合は登録支援機関）が支援の一環として１号特定技能外国人及びその監督者と定期的に面談することができる体制を有していることを求め、もって安定的な就労活動を確保するもの。

（イ）用語の定義

a　「監督をする立場にある者」とは、特定技能外国人に対し直接指導を行う者のみならず、間接的にも当該外国人に対し影響を及ぼし得る者を含む。

b　「定期的な面談」とは、３か月に１回以上の頻度で面談を行うことをいう。

c　「面談」とは、直接に対面して話をする方法のほか、面談対象者の同意によ

るオンラインでの面談も認められる（１号特定技能外国人の同意確認については、１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）により行われる。）。なお、面談を効果的に行うための準備として、質問予定の項目について、あらかじめアンケート等を実施することは差し支えない。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、特定技能外国人及びその監督者と定期的な面談を実施することとしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の記載から、定期的な面談を３か月に1回以上行うこととしていることを確認する。

（エ）その他留意事項

a　特定技能所属機関は、面談を通じて、実際の就業時間に見合った残業代を支払わないなどの労働関係法令違反又は資格外活動等の入管法違反や旅券及び在留カードの取上げ等その他の問題の発生を知ったときは、特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書（参考様式第３－５号）を提出する必要があるとともに、労働基準監督機関その他の関係行政機関に通報することが求められる。

b　また、特定技能外国人からの申告又は労働基準監督署等関係機関からの不正行為（基準不適合）の通報を受けた場合は、必要に応じて特定技能所属機関から事情を聴取し、面談記録の提示を求めるなどの調査及び指導を行う。その結果、定期的な面談が実施されておらず、かつ、体制の改善が認められない場合は、基準不適合として取り扱う。また、特定技能所属機関が不正行為（基準不適合）を認知していた又は認知し得たにもかかわらず適切な措置を講じていない場合にも、基準不適合として取り扱う。

キ　分野の特性に応じた基準に適合すること

特定技能基準省令第２条第２項 法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。 ７号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（ア）要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乗せ基準を設けることができるもの。なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（イ）用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

（ウ）審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

4　１号特定技能外国人支援計画に関する基準

法第２条の５第６項

別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第４章第１節第２款において「１号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第８項、第７条第１項第２号及び同款において「１号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

法第２条の５第８項

１号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

イ　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては、在留資格の変更の申請前）に、当該外国人に対し、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。

ロ　当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。

ハ　当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

ニ　当該外国人が本邦に入国した後（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた後）、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。

（１）本邦での生活一般に関する事項

（２）法第１９条の１６その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続

（３）特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により１号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先

（４）当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

（５）防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

（６）出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項

ホ　当該外国人がニ（２）に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。

ヘ　本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。

ト　当該外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、当該外国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

チ　当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。

リ　当該外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づい

て法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。

ヌ　支援責任者又は支援担当者が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。

２号　適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容

３号　１号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容

４号　支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

５号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める事項

特定技能基準省令第３条第２項

１号特定技能外国人支援計画は、特定技能所属機関が、日本語及び当該１号特定技能外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付しなければならない。

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

１号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に１号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により１号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。

２号　前条第１項第１号イに掲げる支援が、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。

３号　前条第１項第１号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

４号　１号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。

５号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

特定技能所属機関は、特定技能基準省令第３条及び第４条に定める内容及び方法が記載された１号特定技能外国人支援計画を、日本語及び当該１号特定技能外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し、１号特定技能外国人にその写しを交付しなければならない。

また、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえて作成されたものであるかについてを、１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のＶ欄及びそれぞれの支援内容の自由記載欄により確認する。

（１）職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容及び方法に係る記載

ア　事前ガイダンスの提供

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

イ　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては、在留資格の変更の申請前）に、当該外国人に対し、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

２号　前条第１項第１号イに掲げる支援が、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の前（当該外国人が他の

在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては、在留資格変更許可申請の前）に、当該外国人が十分に理解できる言語をもって、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報を提供することを求めるもの。

（イ）支援の内容

事前ガイダンスは、次のａからｃまでに従って情報提供しなければならない。なお、事前ガイダンスは、１号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要がある。

ａ　情報提供内容

次の（ａ）から（ｊ）までの全ての事項についての情報提供を、必ず行わなければならない支援（以下「義務的支援」という。）として行わなければならない。

（ａ）１号特定技能外国人に従事させる業務の内容、報酬の額その他の労働条件に関する事項

（ｂ）本邦において行うことができる活動の内容（法別表第１の２の表の「特定技能」の項の下欄第１号に掲げる活動であること、技能水準が認められた業務区分に従事すること）

（ｃ）入国に当たっての手続に関する事項（新たな入国の場合は、交付された在留資格認定証明書の送付を特定技能所属機関から受け、受領後に管轄の日本大使館・領事館で査証申請を行い、在留資格認定証明書交付日から３か月以内に日本に入国すること、既に在留している場合は、在留資格変更許可申請を行い、在留カードを受領する必要があること）

（ｄ）１号特定技能外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をしておらず、かつ、締結させないことが見込まれること

（ｅ）１号特定技能外国人に係る特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における特定技能１号の活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合は、その額及び内訳を十分理解して、当該機関との間で合意している必要が

あること

（ｆ）１号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること

（ｇ）特定技能所属機関等が１号特定技能外国人が入国しようとする港又は飛行場において当該外国人を出迎え、特定技能所属機関の事業所（又は当該外国人の住居）までの送迎を行うこと

（ｈ）１号特定技能外国人のための適切な住居の確保に係る支援の内容（社宅等を貸与予定の場合は広さのほか、家賃等外国人が負担すべき金額を含む。）

（ｉ）１号特定技能外国人からの職業生活、日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受ける体制（対応可能時間及び対応方法等）

（ｊ）特定技能所属機関等の支援担当者氏名、連絡先（メールアドレス等）

ｂ　情報提供方法

１号特定技能外国人と対面又はテレビ電話装置若しくはその他の方法（インターネットによるビデオ電話など）により、本人であることの確認を行った上で、実施しなければならず、文書の郵送や電子メールの送信のみによることは認められない。

また、事前ガイダンスは、１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により実施しなければならない。

ｃ　提供時期

在留資格認定証明書交付申請の前（１号特定技能外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては、在留資格変更許可申請の前。なお、１号特定技能外国人が転職等に伴い特定技能１号（他の特定技能所属機関等）へ変更した場合を含む。）に行わなければならない。

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、事前ガイダンスを行うこととしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「１　事前ガイダンスの提供」欄の「ア　情報提供内容等」欄の記載から、次の事項について確認する。

（ａ）「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａからｊまでの全ての事項について、「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確

認する。

また、括弧内の実施予定日が、在留資格認定証明書交付申請日又は在留資格変更許可申請日よりも前の時期（日付）であることを確認する。

なお、支援内容（入国する際の送迎に関する支援の内容）について、技能実習２号等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合など、本支援を行うことが客観的状況に照らして明らかに不要である場合は、支援の対象とならない。

（ｂ）「実施方法」欄に、「対面」、「テレビ電話装置」又は「その他」のいずれかにチェックがされていることを確認する。なお、「その他」にチェックがされている場合は、「対面」や「テレビ電話装置」と同様に本人であることの確認ができる方法で行われるものであることを確認する。

ｃ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「１　事前ガイダンスの提供」欄の「イ　実施言語」欄に記載された言語に雇用条件書（参考様式第１－６号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

ｄ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「１　事前ガイダンスの提供」欄の「ウ　実施予定時間」欄に記載された時間から、３時間程度（１号特定技能外国人が情報提供される事項を十分に理解するために必要と考えられる時間）を何らの理由なく大きく下回るものでないことを確認する。

なお、１号特定技能外国人支援計画上の実施予定時間よりも短時間で終了される場面は想定されるが、実施時間が１時間に満たないような場合は、事前ガイダンスを適切に行ったとは認められない。

ｅ　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）の記載から、１号特定技能外国人支援計画に定めるとおりに事前ガイダンスが実施されていることを確認する。

（エ）立証資料

・　雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

イ　出入国する際の送迎

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容 ロ　当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人の出入国しようとする空港等において、当該外国人を送迎することを求めるもの。

（イ）支援の内容

a　出入国する際の送迎は、次の（ａ）及び（ｂ）を義務的支援として行わなければならない。なお、次の（ａ）における支援については、技能実習２号等その他の在留資格を有する外国人が特定技能１号へ在留資格を変更しようとする場合など、本支援を行うことが客観的状況に照らして明らかに不要である場合は、本支援の対象とならない。

（ａ）入国時

１号特定技能外国人が上陸の手続を受ける空港等と特定技能所属機関の事業所（又は当該外国人の住居）の間の送迎を行わなければならない。

（ｂ）出国時

１号特定技能外国人が出国の手続を受ける空港等までの送迎を行わなければならない。また、単に空港等へ当該外国人を送り届けるだけではなく、保安検査場の前まで同行し、入場することを確認する必要がある。

b　送迎が安全かつ確実に実施できる方法であれば、車両（社用車や自家用車）を利用して支援を実施するほか、鉄道やバス・タクシーなどの公共交通機関を利用して実施することも可能である。

ただし、特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、車両（社用車や自家用車）を利用して送迎を行う場合、当該登録支援機関が道路運送法上の必要な許可を受けていなければ、道路運送法違反となる可能性が高いため、公共交通機関を利用する必要があることに留意する。

※　在留諸申請に係る審査において、登録支援機関が道路運送法上の許可を受けていることの確認は要しない。

※　道路運送法上の許可に関して申請人等から問合せがあれば、最寄りの地方運輸局支局を案内すること。

c　本支援には、一時帰国の際の出入国は対象とならない。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、出入国する際の送迎を行うこととしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「２　出入国する際の送迎」欄の記載から、次の事項について確認する。

（ａ）入国時の送迎

ｉ　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

「実施方法」欄に出迎え空港等、送迎方法が記載されていることを確認する。

ii　支援項目について「実施予定」欄の「無」にチェックがされている場合は、括弧内の記載された支援を実施しない理由が合理的なもの（支援を行うことが客観的状況に照らして明らかに不要であること）であることを確認する。

（ｂ）出国時の送迎

「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ｂについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

ウ　適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

ハ　当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人が本邦在留中に居住する適切な住居の確保に係る支援を行うこと及び生活に必要な各種契約に係る支援を行うことを求めるもの。

（イ）支援の内容

適切な住居の確保・生活に必要な契約に係る義務的支援として、次のａ及びｂの支援をいずれも行わなければならない。なお、当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合で、既に自ら住居を確保し、口座開設等を行っているなど、当該支援が客観的状況に照らして明らかに不要である場合には、実施しないこととして差し支えない。

また、居室の広さは、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し、１人当たり７．５㎡以上を満たすことが求められる（ただし、技能実習２号や留学等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。その場合であっても、申請人が技能実習生の場合、少なくとも寝室について１人当たり４．５㎡以上を満たしていなければならない。）。

なお、ここにいう「居室」とは、建築基準法第２条第４号に規定する「居室」の定義である。同号によると、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいい、ロフト等はこれに含まれない。

（注）技能実習２号等を修了した技能実習生が一度帰国し、特定技能１号の在留資格認定証明書交付申請に及んだ場合においては、特定技能所属機関が既に確保している社宅等（技能実習生として居住していたもの）が当該外国人の生活の本拠として継続しており、当該社宅等に引き続き居住することを希望する場合に限り、寝室が４．５㎡以上を満たしていれば要件を満たすものとして取り扱う。

１号特定技能外国人が、在留資格変更許可申請（又は在留資格認定証明書交付申請）の時点で既に確保している住居に居住することを希望する場合等であって、当該外国人が支援を望まない場合は居室の広さは問題とならないことから、特定技能基準省令に適合しないとはいえない。

ａ　適切な住居の確保に係る支援

次の（ａ）から（ｃ）までのいずれかの支援を行わなければならない。

（ａ）１号特定技能外国人が賃借人として賃貸借契約を締結するに当たり、不動産仲介事業者や賃貸物件に係る情報を提供し、必要に応じて当該外国人に同行

し、住居探しの補助を行う。また、賃貸借契約に際し連帯保証人が必要な場合であって、連帯保証人として適当な者がいないときは、少なくとも

・　特定技能所属機関等が連帯保証人となる

・　利用可能な家賃債務保証業者を確保するとともに、特定技能所属機関等が緊急連絡先となる

のいずれかの支援を行う。

（ｂ）特定技能所属機関等が自ら賃借人となって賃貸借契約を締結した上で、１号特定技能外国人の合意の下、当該外国人に対して住居として提供する。ただし、次の点を満たさなければならない。

・　支援対象者が支払う家賃が、特定技能所属機関等が賃借人となった賃貸借契約上の賃料（共益費を含む。同居人がいる場合には当該同居人の数で賃料を除した額）を超えないこと

・　家賃が近隣の同程度の民間賃貸住宅の賃料相場を超えないこと

・　居室の広さは１人当たり７．５㎡以上とすること（ただし、技能実習２号や留学等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が申請時点で既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。その場合であっても、申請人が技能実習生の場合、少なくとも寝室について１人当たり４．５㎡以上を満たす必要がある。）

（ｃ）特定技能所属機関が所有する社宅等を、１号特定技能外国人の合意の下、当該外国人に対して住居として提供し、

・　他の入居者の家賃の額と同等であること

・　居室の広さは１人当たり７．５㎡以上とすること（ただし、技能実習２号や留学等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が申請時点で既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。その場合であっても、申請人が技能実習生の場合、少なくとも寝室について１人当たり４．５㎡以上を満たす必要がある。）

とする。

ｂ　生活に必要な契約に係る支援

次の（ａ）から（ｃ）までの全ての事項について必要な書類の提供及び窓口の案内を行い、必要に応じて当該外国人に同行するなど、手続の補助を行わなければならない。

（ａ）銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設

（ｂ）携帯電話の利用に関する契約

（ｃ）その他の生活に必要な契約（電気・ガス・水道等のライフライン）

（ウ）審査のポイント

ａ　適切な住居の確保に係る支援

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から、適切な住居の確保の支援を行うこととしていることを確認する。

（ｂ）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「３適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援」欄の「ア　適切な住居の確保に係る支援」欄の記載から、次の事項について確認する。

ⅰ　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａからｃまでのいずれかについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

ⅱ　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａからｃまでの全てについて「実施予定」欄の「無」にチェックがされている場合は、括弧内の記載から、支援を実施しない理由を確認し、その理由が合理的なもの（申請人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合で、既に自ら住居を確保し、同住居に引き続き居住するなど、住居の確保に係る支援が客観的状況

に照らして明らかに不要であると認められること等）であることを確認する。

ⅲ　「ｄ　情報提供する又は住居として提供する住居の概要」欄の記載から、次の事項について確認する。

（ⅰ）支援内容ａを実施する場合

「居室の広さ」欄の記載から、「１人当たり７．５㎡以上を確保」にチェックがされていることを確認する（支援内容ａを実施する場合でも、居室の広さなど適切な住居についての情報提供をすることなどが求められる。）。

（ⅱ）支援内容ｂ又はｃを実施する場合

「居室の広さ」欄の記載から、「１人当たり７．５㎡以上を確保」にチェックがされていること、又は、「１人当たり４．５㎡以上を確保」にチェックがされていること（その場合、「在留資格変更許可申請（又は在留

資格認定証明書交付申請）の時点で確保しているもの」にチェックがされていること。）を確認する。

b　生活に必要な契約に関する支援

（ａ）申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から、生活に必要な契約に関する支援を行うこととしていることを確認する。

（ｂ）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「３適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援」欄の「イ　生活に必要な契約に係る支援」欄の記載のうち、次の事項を確認する。

ⅰ　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａからｃまでの全ての事項について「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また、括弧内の実施予定日の記載から、入国後までに速やかに当該支援を実施することとしていることを確認する。

ⅱ　「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａからｃまでのいずれかについて「実施予定」欄の「無」にチェックがされている場合は、括弧内の記載から、支援を実施しない理由を確認し、その理由が合理的なもの（申請人が技能実習２号等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合において、既に口座開設等を行っている場合など、生活に必要な契約に係る支援が客観的状況に照らして明らかに不要であると認められること等）であることを確認する。

ⅲ　「実施方法」欄の記載から、支援内容ａからｃまでの全てについて、「必要に応じて手続に同行」にチェックがされていることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

エ　生活オリエンテーションの実施

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 １号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容 ニ　当該外国人が本邦に入国した後（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた

後)、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。

（１）本邦での生活一般に関する事項

（２）法第１９条の１６その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続

（３）特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により１号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先

（４）当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

（５）防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

（６）出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項

ホ　当該外国人がニ（２）に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

３号　前条第１項第１号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人が本邦に入国した後（又は在留資格変更許可後)、遅滞なく、本邦における職業生活、日常生活又は社会生活を円滑に行うために必要な情報を当該外国人が十分に理解できる言語により提供すること（以下「生活オリエンテーション」という。)、及び法令の規定により当該外国人が履行しなければならない届出その他の手続について、必要に応じて関係機関に同行し、手続の補助を行うことを求めるもの。

（イ）支援の内容

「生活オリエンテーション」において、義務的支援として、次のａからｇまでの全ての事項について情報を提供しなければならない。なお、次のａからｇまでの事項は、１号特定技能外国人が本邦に入国後（又は在留資格を変更した後)、遅

滞なく、当該外国人が十分に理解できる言語により実施し、当該外国人が理解できるまで、少なくとも８時間以上実施しなければならない（技能実習２号等から特定技能１号へ在留資格を変更する場合、特定技能１号から転職に伴い同在留資格へ変更する場合等であっても、基本的には全ての事項について情報提供を行う。）。

ａ　本邦での生活一般に関する事項

（ａ）金融機関の利用方法

・　金融機関における入出金・振込等の方法、利用可能な時間、ＡＴＭの使い方、手数料等

・　出国する場合など、自己名義の銀行口座が不要となるときは、口座を閉鎖する手続を行うこと。ただし、将来再び入国するときのために口座を継続して利用する希望がある場合には、出国前に銀行に相談すること

（ｂ）医療機関の利用方法等

・　利用可能な医療機関（症状別）、医療機関での受診方法、保険証を持参すること等

・　アレルギー・宗教上の理由により治療に制限がある場合は、医療機関にその旨を説明すること

（ｃ）交通ルール等

・　歩行者は右側通行、車両は左側通行・歩行者優先であること、自転車損害賠償責任保険等

・　自動車、バイク等を運転する場合は運転免許が必要であること（必要に応じて、運転免許の取得方法）

（ｄ）交通機関の利用方法等

・　就労・生活する地域の公共交通機関（通勤に最適な公共交通機関）及びその利用方法

・　勤務先までの経路及び所要時間

・　通勤定期又は切符の購入・利用方法

・　ＩＣカードの購入・利用方法等

（ｅ）生活ルール・マナー

・　就労・生活する地域におけるゴミの廃棄方法等（分別・出し方、収集日、粗大ゴミの捨て方等）

・　夜中に大声で騒いだり騒音を出したりするなど、近隣住民の迷惑になる行為は控えること

・　空き地や畑に無断で入ることは避けること

・　喫煙には一定の制限があること（喫煙、禁煙場所等）

（ｆ）生活必需品等の購入方法等

就労・生活する地域のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、家電量販店等の所在地等

（ｇ）気象情報や災害時に行政等から提供される災害情報の入手方法等

気象情報・災害情報に関するホームページ、アプリ、出身国別の外国人向けのコミュニティサイト等

（ｈ）我が国で違法となる行為

・　原則として、銃砲刀剣類の所持が禁止されていること

・　大麻、覚醒剤等違法薬物の所持等は犯罪であること

・　在留カードの不携帯は犯罪であること

・　在留カード、健康保険証等を貸し借りすることは禁止されていること

・　自己名義の銀行口座・預貯金通帳・キャッシュカード・携帯電話を他人に譲渡することは犯罪であること

・　ＡＴＭで他人名義の口座から無断で現金を引き出すことは犯罪であること

・　他人になりすまして、配達伝票に署名したり、他人の宅配便を受領することは犯罪であること

・　放置されている他人の自転車等を使用することは犯罪であること　等

ｂ　法第１９条の１６その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続

次の（ａ）から（ｄ）までの手続について情報提供するとともに、必要に応じて当該届出・手続を行う関係行政機関の窓口へ同行し、書類作成の補助をするなどの支援を行わなければならない。

（ａ）所属機関等に関する届出（入管法第１９条の１６関係）

特定技能所属機関の名称又は所在地の変更、その消滅、特定技能所属機関との契約の終了又は新たな契約の締結

（ｂ）住居地に関する届出（入管法第１９条の７から第１９条の９まで）

新規上陸後の住居地届出、在留資格変更等に伴う住居地の届出、住居地の

変更届出

（ｃ）社会保障及び税に関する手続

ｉ　社会保障に関する手続

※　未納がある場合には在留諸申請が不許可になる場合がある（在留期間更新及び在留資格変更の申請において保険料の納付状況を確認する）こと

・　健康保険及び厚生年金保険に関する手続・制度（保険料が給与から天引きされること）

（注）特定技能所属機関が適用事業所の場合（法人事業所、常時５人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所（農林漁業、サービス業の事業所は除く。））

・　国民健康保険及び国民年金に関する手続（外国人自身が手続を行う必要があること）

（注）特定技能所属機関が適用事業所以外の場合又は当該外国人が適用事業所を離職する場合

ii　税に関する手続

※　未納がある場合には在留諸申請が不許可になる場合がある（在留期間更新及び在留資格変更の申請において税の納付状況を確認する）こと

・　源泉徴収・特別徴収制度（所得税、住民税は原則として給与から天引きされること）

・　住民税納付の仕組み（前年の給与所得がない場合は入社２年目の年から納税が始まり、原則として離職後の翌年まで納税義務があること、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能であること、転職により離職する場合には、転職先において、引き続き、未納税額を給与から天引きすることも可能であること）

iii　その他

個人番号カード制度の仕組み（マイナンバーは日本国内での社会保障・税・災害対策の分野で利用されるものであること、住所地で住民票が作成された後、マイナンバーを通知するカード（通知カード（紙製））が自宅に郵送されること、マイナンバーカード（写真付きＩＣカード）が申請により取得できること、マイナンバーカードは市町村によってはコンビニエン

ストアで住民票の写し等の証明書を取得できるなど、各種サービスに利用できること）

（ｄ）その他の行政手続

自転車防犯登録の方法等（店頭又はインターネットで購入した場合や他人等から譲り受けた場合の登録方法、盗難又は撤去された場合の対応）

ｃ　特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により１号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先として次の事項

・　支援担当者の氏名

・　支援担当者の電話番号、メールアドレス等

ｄ　相談又は苦情の申出をすることができる国又は地方公共団体の機関の連絡先として次の事項

・　地方出入国在留管理局（入国・在留に関する相談）

・　労働基準監督署（残業代を含む賃金の未払やその他労働条件に関する事項（労働時間、休暇など）、仕事中にけがをしたときなど労働に関する相談）

・　ハローワーク（失業等給付の受給手続に関する相談、職業相談）

・　法務局・地方法務局（差別、いじめ等人権に関する問題の相談）

・　警察署（犯罪被害相談や交通事故事件相談等）

・　最寄りの市区町村（住民税、国民健康保険、国民年金や行政サービスに関する相談）

・　弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）（民事や刑事などの様々な法的なトラブルが生じた場合の相談）

・　大使館・領事館（パスポートの棄損・紛失等）等

ｅ　当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

・　通訳人が配置されている病院又はインターネットや電話による医療機関向け通訳サービスが導入されているなど、外国人患者の受入れ体制が整備されている病院の名称、所在地及び連絡先

・　医療に関する支援の一環として、予期せぬ病気やけがの際に、高額な医療費の支払に不安を感じることなく、安心して医療サービスを受けることができるよう、医療通訳雇入費用等をカバーする民間医療保険への加入案内

f　防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

・　トラブル対応や身を守るための方策（地震・津波・台風等の自然災害、事件・事故等への備え、火災の予防（たばこの不始末、コンロ・ストーブの取扱い、消火器の使い方）

・　緊急時の連絡先・場所、警察・消防・海上保安庁等への通報・連絡の方法（110番、119番、118番、大使館・領事館、最寄りの警察署・交番、救急医療機関への連絡方法）

・　気象情報・避難指示・避難勧告等の把握方法、災害時の避難場所

g　出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項

・　入管法令（在留手続、みなし再入国制度、在留資格の取消し及び在留カードに関する手続等）及び労働関係法令（労働契約、労働保険制度、休業補償制度、労働安全衛生及び未払賃金に関する立替払制度）に関する知識

・　入管法令に関する違反がある場合（資格外活動違反、不法就労者雇用等）、その相談先（地方出入国在留管理局）及び連絡先

・　労働に関する法令違反がある場合（残業代を含む賃金の不払い、３６協定を超えた時間外・休日労働等）、その相談先（労働基準監督署又は地方出入国在留管理局）及び連絡方法

・　特定技能雇用契約に反することがあった場合、その相談先（地方出入国在留管理局又は労働基準監督署）及び連絡方法

・　人権侵害があった場合、その相談先（法務局・地方法務局又は地方出入国在留管理局）及び連絡方法

・　年金の受給権に関する知識（老齢年金の受給資格期間は１０年であることや、一定の要件を満たした場合には障害年金や遺族年金等の受給権が得られることを含む。）及び脱退一時金制度に関する知識（脱退一時金を受給した場合、その額の計算の基礎となった被保険者期間は、被保険者でなかったものとみなされることを含む。）、それらの相談先（日本年金機構）及び連絡方法

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、生活オリエンテーションを行うこととしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「４　生活オリエンテーション」の「ア　情報提供内容等」欄の記載から、次の事項について確認する。

（ａ）「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａからｆまでの全ての事項について「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また、括弧内の実施予定日（時期）の記載から、本邦入国後（又は在留資格変更許可後）、遅滞なく、情報提供を行うことが見込まれることを確認する。

（ｂ）「実施方法」欄の記載から、ａ　から　ｆ　までについて、「対面」又は「テレビ電話や　DVD　等の動画視聴等」のいずれか又は両方にチェックがされていることを確認する。

c　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「４　生活オリエンテーション」欄の「イ　実施言語」欄に記載された実施言語に雇用条件書（参考様式第１－６号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

d　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「４　生活オリエンテーション」欄の「ウ　実施予定時間」欄の記載から、支援内容ａからｆまでの事項に関する情報提供を８時間以上行うこととしていることを確認する。

なお、今回の受入れ機関で活動していた技能実習２号良好修了者、留学生等が引き続き特定技能外国人として就労する場合には、生活環境に変化がないことなどを考慮して４時間行うことで差し支えない。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

オ　日本語学習の機会の提供

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 １号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容 へ　本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援として、１号特定技能外国人に対し、日本語を学習す

る機会を提供することを求めるもの。

（イ）支援の内容

日本語を学習する機会の提供に係る義務的支援として、次のａからｃまでのいずれかの支援を行わなければならない。

ａ　就労・生活する地域の日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報を提供し、必要に応じて１号特定技能外国人に同行して入学の手続の補助を行う

ｂ　自主学習のための日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報を提供し、必要に応じて日本語学習教材の入手やオンラインの日本語講座の利用契約手続の補助を行う

ｃ　１号特定技能外国人との合意の下、特定技能所属機関等が日本語講師と契約して当該外国人に日本語の講習の機会を提供する

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から、日本語を学習する機会を提供することとしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「５　日本語学習の機会の提供」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａからｃまでのいずれかについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また、括弧内に実施予定日が記載されており、支援の実施が見込まれることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

カ　相談又は苦情への対応

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

１号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

ト　当該外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、当該外国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

特定技能基準省令第４条 法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。 ３号　前条第１項第１号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援として、１号特定技能外国人から相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該外国人の十分に理解できる言語により、相談又は苦情に適切に応じ、必要な助言、指導その他の必要な措置を講ずることを求めるもの。

（イ）支援の内容

相談・苦情に係る義務的支援として、１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により、次のａ及びｂの支援を行わなければならない。

ａ　１号特定技能外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、適切に応じるとともに、相談等の内容に応じて当該外国人への必要な助言、指導を行う

ｂ　必要に応じ、相談等の内容に対応する適切な機関（地方出入国在留管理局、労働基準監督署等）を案内し、当該外国人に同行して必要な手続の補助を行う

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から、１号特定技能外国人の十分に理解できる言語により、相談・苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に対応することとしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「６　相談又は苦情への対応」欄の記載から、次の事項について確認する。

（ａ）「ア　対応内容等」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａ及びｂのいずれについても、「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

（ｂ）「イ　実施方法」欄の「対応時間」欄から、特定技能外国人の勤務形態に合わせて、１週間当たり勤務日に３日以上、休日に１日以上を対応可能としており、相談時間帯は、特定技能外国人が相談しやすい就業時間外などに設定されていることを確認する。なお、祝日について設定されていることが望ましい。

（ｃ）「イ　実施方法」欄の「緊急時対応」欄の記載から、緊急時における連絡手段を確保していることを確認する。

（ｄ）「ウ　実施言語」欄の言語に、雇用条件書（参考様式第１－６号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

キ　日本人との交流促進に係る支援

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 １号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容 チ　当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援計画として、１号特定技能外国人と日本人との交流の促進に係る支援を行うことを求めるもの。

（イ）支援の内容

日本人との交流促進に係る義務的支援として、次のａ及びｂの支援を行わなければならない。

ａ　必要に応じ、地方公共団体やボランティア団体等が主催する地域住民との交流の場に関する情報の提供や地域の自治会等の案内を行い、各行事等への参加の手続の補助を行うほか、必要に応じて当該外国人に同行して各行事の注意事項や実施方法を説明するなどの補助を行う

ｂ　１号特定技能外国人が日本の文化を理解するために必要な情報として、必要に応じ、就労又は生活する地域の行事に関する案内を行うほか、必要に応じて当該外国人に同行して現地で説明するなどの必要な補助を行う

（ウ）審査のポイント

ａ　申請書（所属機関等作成用Ⅴ）の記載から、日本人との交流促進に係る支援を行うこととしていることを確認する。

ｂ　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「７　日本人との交流促進に係る支援」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載

から、支援内容ａ及びｂの事項について、「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また、括弧内の実施予定日（時期）の記載から、支援の実施が見込まれることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

ク　外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 １号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容 リ　当該外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援計画として、１号特定技能外国人が人員整理や倒産等による受入側の都合により特定技能雇用契約を解除される場合には、当該外国人が引き続き特定技能に係る活動を行うことができるよう、必要な転職支援を行うことを求めるもの。

（イ）支援の内容

外国人の責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合の転職に係る義務的支援として、次のａからｄまでのいずれか、及びｅからｇまでの全ての支援を行い、可能な限り次の受入先が決まるまで支援を行わなければならない。

ａ　所属する業界団体や関連企業等を通じて、次の受入先に関する情報を入手し提供すること

ｂ　公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等を案内し、必要に応じて１号特定技能外国人に同行し、次の受入先を探す補助を行うこと

ｃ　１号特定技能外国人の希望条件、技能水準、日本語能力等を踏まえ、適切に

職業相談・職業紹介が受けられるよう又は円滑に就職活動が行えるよう推薦状を作成すること

d　特定技能所属機関等が職業紹介事業の許可又は届出を受けて職業紹介事業を行うことができる場合は、就職先の紹介あっせんを行うこと

e　１号特定技能外国人が求職活動をするための必要な有給休暇を付与すること

f　離職時に必要な行政手続（国民健康保険や国民年金に関する手続等）について情報を提供すること

g　特定技能所属機関が自ら１号特定技能外国人支援の全部を実施することとしている場合であって、倒産等により、転職のための支援が適切に実施できなくなることが見込まれるときは、それに備え、当該機関に代わって支援を行う者（登録支援機関、関連企業等）を確保すること

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、外国人の責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援を行うこととしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「８　非自発的離職時の転職支援」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａからｄまでのいずれか、及びｅからｇまでの全てについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

（エ）立証資料

１号特定技能外国人支援計画（参考様式第１－１７号）

ケ　定期的な面談の実施、行政機関への通報

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 １号　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容 ヌ　支援責任者又は支援担当者が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。

特定技能基準省令第４条 法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。 ３号　前条第１項第１号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

（ア）要件の内容

１号特定技能外国人支援計画として、１号特定技能外国人及びその監督者と定期的に面談すること、及び法令違反その他の問題の発生を認知した場合に、関係機関へ通報することを求めるものである。

当該定期的な面談等の支援については、主体が支援責任者又は支援担当者と規定されており、支援責任者又は支援担当者が実施する必要があるため、特定技能所属機関が登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合を除き、第三者への委託は認められない。

（イ）支援の内容

定期的な面談等に係る義務的支援として、１号特定技能外国人が十分に理解できる言語により、次のａからｄまでの全ての支援を行わなければならない。

ａ　１号特定技能外国人の労働状況や生活状況を確認するため、当該外国人及びその監督をする立場にある者（直接の上司や雇用先の代表者等）と定期的（３か月に１回以上）な面談を実施する。なお、派遣形態の場合には、派遣先の監督的立場にある者との面談を行うこととなる。

ｂ　定期的に行う面談の場において、前記エの生活オリエンテーションで提供した本邦での生活一般に関する事項、防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項その他の事項に係る情報を、必要に応じ、改めて提供する。

ｃ　１号特定技能外国人との定期的な面談において、労働基準法（長時間労働、賃金不払残業など）その他の労働に関する法令（最低賃金法、労働安全衛生法など）の規定に違反していることを知ったときは、その旨を労働基準監督署やその他の関係行政機関へ通報する。

ｄ　１号特定技能外国人との定期的な面談において、資格外活動等の入管法違反、又は、旅券及び在留カードの取上げ等その他の問題の発生を知ったときは、その旨を地方出入国在留管理局に通報する。

（ウ）審査のポイント

a　申請書（所属機関等作成用Ｖ）の記載から、１号特定技能外国人及びその監督者と定期的な面談を実施することとしていることを確認する。

b　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「９　定期的な面談の実施」欄の「ア　面談内容等」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容ａからｄまでの全てについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

c　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）のⅣ欄の「９　定期的な面談の実施」欄の「イ　実施言語」欄に記載された言語に雇用条件書（参考様式第１－６号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

（エ）立証資料

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（２）登録支援機関に係る記載

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ２号　適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容

ア　要件の内容

１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に記載された事項及び契約の内容が１号特定技能外国人支援計画に記載されていることを求めるもの。

イ　記載事項

１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は、１号特定技能外国人支援計画に次の事項が記載されていなければならない。

（ア）登録支援機関登録簿に記載された事項

a　登録支援機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

b　支援業務を行う事務所の所在地

c　支援業務の内容及びその実施方法

d　支援業務を開始する年月日

e　特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要

f　登録年月日及び登録番号

（イ）支援委託契約の内容

ウ　審査のポイント

（ア）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の「Ⅲ　登録支援機関」欄について所要の記載がされていることを確認する。

（イ）登録支援機関との委託契約に関する説明書（参考様式第１－２５号）に所要の記載がされていることを確認する。

（ウ）登録支援機関が[redacted]登録支援機関が技能実習法における監理団体であり、行政処分を受ける予定または行政処分を受けている場合は、下記ａ～ｄに従って審査する。なお、登録支援機関が登録の取消しを行うべき機関である場合、登録の取消しに係る措置が決定されるまでは、第１０編の３第４章第２節第２に従って審査する。

a　登録支援機関が弁明の機会の付与通知書を発出された場合

技能実習法に基づく改善命令を受ける予定であるが、改善命令を受けたことをもって、直ちに登録の取消し事由に該当しないものであるから、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

b　登録支援機関が聴聞通知書を送付された場合

監理許可の取消しを受ける予定であることから、当面の間、在留資格認定証明書交付申請については審査を保留する。

ただし、その他の在留諸申請については、特例期間内に監理許可の取消しがなされる見込みがある場合を除き、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

なお、聴聞の実施日や監理許可の取消し予定日については、本庁特定技能審査係に個別に問い合わせる。

c　登録支援機関が改善命令中である場合

技能実習法に基づいて改善命令が行われているものであるが、改善命令を受けたことをもって、直ちに登録の取消し事由に該当しないものであるから、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

d　登録支援機関が監理団体許可の取消しをされた場合

欠格事由に該当するため、特定技能所属機関に対し、１号特定技能外国人支援の委託先の変更を行うよう指導する。当該指導に従わない場合にあっては、特定技能基準省令第４条第１号に適合しないものとして不許可とする。

エ　立証資料

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

・　登録支援機関との委託契約に関する説明書（参考様式第１－２５号）

（３）第三者への委託に係る記載

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ３号　１号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容 特定技能基準省令第４条 法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。 ４号　１号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。

ア　要件の内容

特定技能所属機関が、１号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を他の者（登録支援機関を除く。）に委託する場合は、１号特定技能外国人支援計画に委託に係る事項が記載されていることを求めるもの。

イ　記載事項

１号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を他者に委託する場合は、１号特定技能外国人支援計画に次の事項が記載されていなければならない。

（ア）委託する他者に係る事項

ａ　氏名又は名称

ｂ　住所

（イ）委託契約の内容

（ウ）委託契約の範囲

ウ　審査のポイント

（ア）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の「Ⅳ　支援内容」欄の１から９の「委託の有無」欄の「有」にチェックがされているか否かを確認する。

（イ）上記（ア）で「有」にチェックがされている場合には、１号特定技能外国人支援

計画書（参考様式第１－１７号）の「Ⅳ　支援の内容」欄の１から９の「支援担当者又は委託を受けた実施担当者」欄の記載から、委託する他者の氏名又は名称及び住所が記載されていることを確認する。

（ウ）特定技能所属機関が、登録支援機関に支援を全部委託するのではなく、部分委託を行う場合は、特定技能所属機関自身が特定技能基準省令第２条第２項各号の基準に適合しているか、特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の記載から確認する。

エ　立証資料

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

・　特定技能所属機関の概要書（参考様式第１－１１－１号）

（４）支援責任者及び支援担当者に係る記載

特定技能基準省令第３条第１項 法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ４号　支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職

ア　要件の内容

１号特定技能外国人支援計画に支援責任者及び支援担当者の記載を求めるもの。

イ　記載事項

支援責任者及び支援担当者に係る記載事項として、氏名及び役職が記載されていなければならない。

ウ　審査のポイント

（ア）１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）の「Ⅱ　特定技能所属機関」欄又は「Ⅲ　登録支援機関」欄に、支援責任者の氏名及び役職の記載があることを確認する。また、「Ⅳ　支援内容」欄の各支援内容における「支援担当者又は委託を受けた実施担当者」欄に、支援担当者（「委託の有無」欄に「無」とされている場合）の氏名及び役職の記載があることを確認する。

（イ）上記（ア）に記載された支援責任者及び支援担当者について、特定技能所属機関が登録支援機関に委託しない場合には、特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）に記載のある氏名及び役職に齟齬がないことを確認する。

エ　立証資料

・　特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）

・　１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

（５）分野の特性に応じて求められる記載

特定技能基準省令第３条第１項

法第２条の５第６項の１号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

５号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める事項

現時点（２０２５年９月３０日現在）において、告示基準なし。

（６）１号特定技能外国人支援計画を適切に実施することができること

特定技能基準省令第４条

法第２条の５第８項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

１号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関又は当該機関から契約により１号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。

ア　要件の内容

１号特定技能外国人支援計画は、上記（１）から（５）までの事項が記載されていることに加えて、特定技能所属機関又は登録支援機関が適切に実施することができる内容であることが求められる。

イ　用語の定義

「特定技能所属機関又は当該機関から契約により１号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができる」とは、[redacted]、及び地方公共団体の共生施策を確認していること[redacted]

ウ　審査のポイント

（ア）特定技能所属機関が自ら支援を行う場合

[redacted]

（イ）登録支援機関が支援を行う場合

[redacted]

エ　立証資料

１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）

第３　特定技能２号

１　特定技能２号外国人の基準（上陸基準省令）

上陸基準省令 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第７条第１項第２号の基準は、法第６条第２項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号に掲げる活動） 申請人に係る特定技能雇用契約が法第２条の５第１項及び第２項の規定に適合する

こと及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第３項（第２号を除く。）及び第４項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

１号　申請人が次のいずれにも該当していること。

イ　１８歳以上であること。

ロ　健康状態が良好であること。

ハ　従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ　退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

２号　申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

３号　申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

４号　申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

５号　食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

６号　技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあっては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

７号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に

適合すること。

（１）年齢基準（上陸基準省令第１号イ）

「特定技能１号」の上陸基準省令第１号イに係る基準の審査方法（前記第２の１（１））を参照して審査を行う。

（２）健康状態が良好であること（上陸基準省令第１号ロ）

「特定技能１号」の上陸基準省令第１号ロに係る基準の審査方法（前記第２の１（２））を参照して審査を行う。

（３）技能水準（上陸基準省令第１号ハ）

ア　「特定技能１号」の上陸基準省令第１号ハに係る基準の審査方法（前記第２の１（３）を参照して審査を行う。

なお、「特定技能１号」と異なり、分野別運用方針において定められた試験その他の評価方法による証明が必要であり、技能実習の修了をもって試験等の免除がないこと、日本語能力に係る基準もないことに留意する。なお、技能検定によって技能水準を証明する場合、実技試験及び学科試験のいずれも合格する必要がある（「特定技能１号」の技能実習ルートとは異なり、実技試験の合格証明書の写しだけでは足りない）ことに留意する。

イ　分野別運用要領において、自動車整備分野における自動車整備士技能検定試験２級合格者を除き、一定の実務経験が要件の一つとされている。なお、分野ごとの具体的な実務経験要件は、分野別運用要領及び特定技能の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領（分野別）を参照すること。

（ア）建設分野

建設分野においては、建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験が要件の一つとされている（「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領）。実務経験を証する資料や提出方法については、特定技能の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－（以下「建設分野要領別冊」という。）を参照の上、審査に当たっては次の点に留意する。

a　レベル３の能力評価（レベル判定）結果通知書の写しの提出がある場合

建設分野要領別冊を参照し、レベル３の能力評価（レベル判定）結果通知書の写しに記載された能力評価の対象となる職種が、申請書（申請人等作成用Ｖ）に記載された業務区分の記載内容と整合していることを確認する。

b　２号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書の提出がある場合

２号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書（建設分野参考様式第６－３号。以下「申告書」という。）の項目①の職種で必要な就業日数及び就業履歴数が、建設分野要領別冊に記載された国土交通省が定める必要な就業日数及び就業履歴数（以下「国土交通省の定める実務経験」という。）を満たしていることを、項目②ないし⑤の記載から確認する。

（ａ）建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）表示画面の写しの添付がある場合

申告書の項目②及び③については、CCUS　における技能者情報の表示画面のうち、「就業日数」の項目を押下して表示される「就業日数」画面の写し及び「就業履歴数」の項目を押下して表示される「就業履歴数」画面の写しの記載内容と整合していることを確認する。

（ｂ）経歴証明書の添付がある場合

申告書の項目④及び⑤については、経歴証明書（建設分野参考様式第６－３号別紙）の項目（２）の就業日数及び就業履歴数の合計の記載内容と整合していることを確認する。

（ｃ）留意事項

就業日数及び就業履歴数について、（ａ）及び（ｂ）のいずれも該当する場合（CCUS　に蓄積されている期間と蓄積されていない期間がある等）は、申告書の項目②及び④の就業日数の合計並びに項目③及び⑤の就業履歴数の合計が、それぞれ国土交通省の定める実務経験を満たしている必要がある。

また、「職長」及び「班長」の合計値については、「職長」又は「班長」のいずれかのみが国土交通省で定める実務経験を満たしている場合であっても要件は充足される。

なお、CCUS　表示画面の「就業日数」は複数の職種が混在した日数であり、CCUS　表示画面の「就業履歴数」は職種ごとの現場入場の回数であることから、必ずしも「就業日数」の数値と「就業履歴数」の数値は一致するものではないが、いずれの数値も国土交通省の定める実務経験を満たす必要がある。

（イ）建設分野以外の分野

技能検定合格者（工業製品製造業分野及び造船・舶用工業分野）及び航空事業者技能証明取得者（航空分野）については、実務経験に係る証明書（分野参考様

式）を提出する必要があり、その記載内容から、分野別運用要領で定められた期間の実務経験があることを確認する。また、技能検定合格者（ビルクリーニング分野）については、技能検定実施機関が発行する実務経験に係る証明書により、実務経験があることを確認する。

なお、その他の試験合格者については、分野別運用方針において定められた試験の受験時等に試験実施団体において実務経験の有無を確認しているため、試験の合格証明書の写しの提出のみで足り、審査における実務経験の確認は不要である。

ウ　留意事項

（ア）漁業分野及び外食業分野においては、技能水準として、技能試験の合格に加え、日本語能力試験（Ｎ３以上）の合格も求められる。

（イ）工業製品製造業分野においては、技能水準として、技能試験の合格に加え、分野別運用方針において定められたビジネス・キャリア検定３級の合格も求められる。

（４）出入国管理上の支障がないこと（上陸基準省令第１号ニ）

「特定技能１号」の上陸基準省令第１号ホに係る基準の審査方法（前記第２の１（５））を参照して審査を行う。

（５）保証金・違約金の禁止（上陸基準省令第２号）

「特定技能１号」の上陸基準省令第２号に係る基準の審査方法（前記第２の１（７））を参照して審査を行う。

（６）費用負担に係る合意（上陸基準省令第３号及び第５号）

「特定技能１号」の上陸基準省令第３号及び第５号に係る基準の審査方法（前記第２の１（８））を参照して審査を行う。

（７）本国で「特定技能」の活動に関して必要な手続を行っていること（上陸基準省令第４号）

「特定技能１号」の上陸基準省令第４号に係る基準の審査方法（前記第２の１（９））を参照して審査を行う。なお、タイの認証済雇用契約書の写しの取扱いについては、「特定技能１号」に係る在留諸申請を対象とする取扱いのところ、「特定技能２号」に係る在留諸申請においては、同契約書の写しの提出は求めない。

（８）技能実習により修得等した技能等の本国への移転に努めるものと認められること（上陸基準省令第６号）

上陸基準省令第６号

技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあっては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

ア　要件の内容

技能実習の活動に従事していた者が特定技能２号に移行する場合に、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等を本国へ移転することに努めるものであることを求めるもの。

イ　用語の定義

「努めるものと認められること」とは、本邦で修得等した技能等の本国への移転に努めることが見込まれることをいい、実際に本国への移転を行い成果を挙げたことまでを求めるものではない。

ウ　審査のポイント

申請書（申請人等作成用Ｖ）及び「技能移転に係る申告書（参考様式第１－１０号)」の記載から、本邦で修得した技能等の本国への移転に努めることとされていることを確認する。

エ　立証資料

技能移転に係る申告書（参考様式第１－１０号）

（９）分野の特性に応じた基準に適合すること（上陸基準省令第７号）

「特定技能１号」の上陸基準省令第６号に係る基準の審査方法（前記第２の１（１０））を参照して審査を行う。

２　特定技能雇用契約に関する基準

法第２条の５第１項（特定技能雇用契約等） 別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号又は第２号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第４章第１節第２款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。 １号　特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項 ２号　前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

第２項

前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

特定技能基準省令第１条

第１項　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

１号　出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成３１年法務省令第６号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

２号　外国人の所定労働時間が、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

３号　外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

４号　外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。

５号　外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

６号　外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）第２条第１号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）第６条第１１項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

７号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第２項　法第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に

資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

１号　外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

２号　特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

３号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

前記第２の２「特定技能雇用契約に関する基準」の審査方法（前記第２の２）を参照して審査を行う。

３　特定技能所属機関に関する基準

法第２条の５第３項

特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

１号　前２項の規定に適合する特定技能雇用契約（第１９条の１９第２号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行

２号　第６項及び第７項の規定に適合する第６項に規定する１号特定技能外国人支援計画（第５項及び第４章第１節第２款において「適合１号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

特定技能基準省令第２条

第１項　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

１号　労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

２号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。

イ　定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ　自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

ハ　期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働

者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

ニ　自発的に離職した者

３号　特定技能雇用契約の締結の日前１年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

４号　次のいずれにも該当しないこと。

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

（１）労働基準法第１１７条（船員職業安定法第８９条第１項又は労働者派遣法第４４条第１項の規定により適用される場合を含む。）、第１１８条第１項（労働基準法第６条及び第５６条の規定に係る部分に限る。）、第１１９条（同法第１６条、第１７条、第１８条第１項及び第３７条の規定に係る部分に限る。）及び第１２０条（同法第１８条第７項及び第２３条から第２７条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１２１条の規定

（２）船員法（昭和２２年法律第１００号）第１２９条（同法第８５条第１項の規定に係る部分に限る。）、第１３０条（同法第３３条、第３４条第１項、第３５条、第４５条及び第６６条（同法第８８条の２の２第４項及び第５項並びに第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第１３１条（第１号（同法第５３条第１項及び第２項、第５４条、第５６条並びに第５８条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１３５条第１項の規定（これらの規定が船員職業安定法第９２条第１項の規定により適用される場合を含む。）

（３）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第６３条、第６４条、第６５条（第１号を除く。）及び第６６条の規定並びにこれらの規定に係る同法第６７条の規定

（４）船員職業安定法第１１１条から第１１５条までの規定

（５）法第７１条の３、第７１条の４、第７３条の２、第７３条の４から第７４条の６の３まで、第７４条の８及び第７６条の２の規定

（６）最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４０条の規定及び同条の規定に係る同法第４２条の規定

（７）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第４０条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第２項の規定

（８）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律第３３号）第４９条、第５０条及び第５１条（第２号及び第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（９）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第３４号）第１８条の規定及び同条の規定に係る同法第２０条の規定

（１０）労働者派遣法第５８条から第６２条までの規定

（１１）港湾労働法（昭和６３年法律第４０号）第４８条、第４９条（第１号を除く。）及び第５１条（第２号及び第３号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定

（１２）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第５７号）第１９条、第２０条及び第２１条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第２２条の規定

（１３）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６２条から第６５条までの規定

（１４）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第３２条、第３３条及び第３４条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第３５条の規定

（１５）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号。以下「技能実習法」という。）第１０８条、第１０９条、第１１０条（同法第４４条の規定に係る部分に限る。）、第１１１条（第１号を除く。）及び第１１２条（第１号（同法第３５条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第６号から第１１号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１１３条の規定

（１６）労働者派遣法第４４条第４項の規定により適用される労働基準法第１１８条、第１１９条及び第１２１条の規定、船員職業安定法第８９条第７

項の規定により適用される船員法第１２９条から第１３１条までの規定並びに労働者派遣法第４５条第７項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１１９条及び第１２２条の規定

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第５０条（第２号に係る部分に限る。）及び第５２条の規定を除く。）により、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ニ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第２０８条、第２１３条の２若しくは第２１４条第１項、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１５６条、第１５９条若しくは第１６０条第１項、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第５１条前段若しくは第５４条第１項（同法第５１条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第１０２条、第１０３条の２若しくは第１０４条第１項（同法第１０２条又は第１０３条の２の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）第４６条前段若しくは第４８条第１項（同法第４６条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第８３条若しくは第８６条（同法第８３条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

ホ　精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ト　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過じない者

チ　技能実習法第１６条第１項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第３号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準

ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの

リ　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

（１）外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

（２）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

（３）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

（４）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

（６）外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第４節の規定による上陸の許可若しくは法第４章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

（７）特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

（８）外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為

（９）法第１９条の１８の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

（１０）法第１９条の２０第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しく

は虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

（１１）法第１９条の２１第１項の規定による処分に違反する行為

ヌ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ　法人であって、その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

５号　特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

６号　特定技能雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

７号　他の者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

８号　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては、１号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

９号　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定

産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

（１）当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

（２）地方公共団体又は（１）に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

（３）地方公共団体の職員又は（１）に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は（１）に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

（４）外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の５第１項に規定する特定機関であること。

ロ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第１号から第４号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。

１０号　事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

１１号　特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

１２号　特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金又は貯金への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

１２号の２　特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。

１３号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第２項　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国

人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

１号　次のいずれかに該当すること。

イ　過去２年間に法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合１号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の適合１号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ　役員又は職員であって過去２年間に法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の支援担当者を選任していること。

２号　特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る１号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

３号　１号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該１号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から１年以上備えて置くこととしていること。

４号　支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の１号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第１項第４号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

５号　特定技能雇用契約の締結の日前５年以内又はその締結の日以後に、法第１９条の２２第１項の規定に反して適合１号特定技能外国人支援計画に基づいた１号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

６号　支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及び

その監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

７号　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

「特定技能所属機関に関する基準」の審査方法（前記第２の３）を参照して審査を行う。

第４　立証資料

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領のとおり。

第５　在留期間

在留資格	在留期間
特定技能	一　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行う者にあっては、３年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 二　法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号に掲げる活動を行う者にあっては、３年、２年、１年又は６月

１　特定技能所属機関

カテゴリー	対象機関
カテ１	過去３年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、電子申請・届出システムの利用申出を行い、電子申請及び電子届出を活用することを誓約している機関（１号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している場合は当該登録支援機関も電子申請及び電子届出を活用することを誓約）であって、かつ以下のいずれかに該当する機関 ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第１条第１項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が１，０００万円以上ある団体・個人 ⑥ 特定技能所属機関として３年間の継続した受入れ実績を有し、過去３年間に債務超過となっていない法人

カテ２	カテゴリー１及び４のいずれにも該当せず、以下のいずれにも該当する機関 ① 過去３年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けていない機関 ② [redacted] ③ 過去３年間に債務超過となっていない機関
カテ３	法人であって、カテゴリー１、２及び４のいずれにも該当しない機関
カテ４	個人事業主であって、カテゴリー１及び２のいずれにも該当しない機関 法人であって、カテゴリー１に該当せず、以下のいずれかに該当する機関 ① [redacted] ② 過去３年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けている法人 ③ [redacted]

（１） 用語の定義

ア 「過去３年間に」とは、在留諸申請の３年前に当たる日から在留諸申請日までの期間をいう。

イ 「３年間の継続した受入れ実績を有し」とは、申請日において、任意の特定技能外国人が同一の特定技能所属機関と３年以上雇用契約を継続している場合、又は雇用期間が３年に満たない複数の特定技能外国人の雇用契約が、途切れることなく全体として３年以上継続している場合をいう。

２ 特定技能１号（認定・変更）

	法人		個人	
	基本的な考え方	運用	基本的な考え方	運用
カテ1	最長2年	・特定技能雇用契約の期間が通算2年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が2年以上であるものについては、原則として「2年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうちの残余	最長1年	・特定技能雇用契約の期間が通算1年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が1年以上であるものについては、原則として「1年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうちの残余
カテ2				

		の在留期間から、在留期間を「4月」から「1年11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する		の在留期間から、在留期間を「4月」から「11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する
カテ3				
カテ4	最長1年	・特定技能雇用契約の期間が通算1年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が1年以上であるものについては、原則として「1年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうちの残余の在留期間から、在留期間を「4月」から「11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する	法人に同じ	
共通事項	次のいずれかに該当するものについては、上記にかかわらず「4月」を付与する ①特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況から在留期間を「4月」とすることが相当なもの ②職務上の地位、活動実績、特定技能所属機関の受入れ状況等から、在留状況を4月に1回確認する必要があるもの ③申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行していないもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）			

3　特定技能1号（更新）

	法人		個人	
	基本的な考え方	運用	基本的な考え方	運用

カテ１	最長３年	・特定技能雇用契約の期間が通算３年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間５年のうち残余の在留期間が３年以上であるものについては、原則として「３年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間５年のうちの残余の在留期間から、在留期間を「４月」から「２年１１月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する	最長２年	・特定技能雇用契約の期間が通算２年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間５年のうち残余の在留期間が２年以上であるものについては、原則として「２年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間５年のうちの残余の在留期間から、在留期間を「４月」から「１年１１月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する
カテ２			最長１年	・特定技能雇用契約の期間が通算１年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間５年のうち残余の在留期間が１年以上であるものについては、原則として「１年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間５年のうちの残余の在留期間から、在留期間を「４月」から「１１月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する
カテ３				

カテ４	最長１年	・特定技能雇用契約の期間が通算１年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間５年のうち残余の在留期間が１年以上であるものについては、原則として「１年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間５年のうちの残余の在留期間から、在留期間を「４月」から「１１月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する	法人に同じ
共通事項	次のいずれかに該当するものについては、上記にかかわらず「４月」を付与する ①特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況から在留期間を「４月」とすることが相当なもの ②職務上の地位、活動実績、特定技能所属機関の受入れ状況等から、在留状況を４月に１回確認する必要があるもの ③申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行していないもの		

（１） 用語の定義

「特定技能雇用契約の期間が通算３年（※）以上となることが見込まれるもの」とは、申請書に記載された滞在予定期間又は希望する在留期間が３年以上であり、かつ、特定技能雇用契約の期間が３年以上（雇用契約期間にかかわらず「自動更新」又は「更新する場合があり得る」などの記載があるものを含む。）である場合をいう（ただし、雇用契約書の記載内容から通算３年以上の雇用契約期間が見込まれない場合を除く。）。

※「期間が通算２年以上又は１年以上となることが見込まれるもの」の場合にあっては、この文中の「３年」は、「２年」又は「１年」と読み替えるものとする。

（２）原則

特定技能所属機関のカテゴリーごとに定める１号特定技能外国人に付与することが可能な最長の在留期間の範囲において、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間５年のうちの残余の在留期間から付与することが相当な在留期間を決定する（通算在

留期間の計算方法については「第２の１（６）在留期間が通算して５年に達していないこと」を参照すること)。

ただし、特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況等から在留期間を「４月」とすることが相当なものについては、上記にかかわらず在留期間「４月」を決定する。

（３）例外

ア　特定技能所属機関のカテゴリーごとに定める１号特定技能外国人に付与することが可能な最長の在留期間を決定する際に、許可後の通算在留期間５年のうちの残余の在留期間が６月を下回る場合は、特定技能所属機関のカテゴリーごとに定める１号特定技能外国人に付与することが可能な在留期間の範囲で、許可後の当該申請人の残余の在留期間が６月を下回らない最長の在留期間を決定する。

イ　許可に当たっては、申請人の通算在留期間が５年に達した時点で特定技能所属機関が帰国等必要な支援を行うこととしていることを確認する。

なお、許可決定時から実際の処分時までに申請人の「特定技能１号」の通算在留期間が変更となる可能性があるので、処分時においては特に留意する。

また、在留期限の満了日までに在留期間更新の許可を行う場合は、在留期間更新許可後の在留期限の起算日が現有在留資格に係る在留期限の満了日の翌日となることから、在留期限の満了日時点での通算在留期間を基に、付与する在留期間を決定することとなる点に留意する。

（注）在留期間決定の例

①　在留諸申請に対する許可処分時の通算在留期間が２年の者について、残余の通算在留期間が３年であれば、「３年」を決定する（カテ１～３の法人に雇用される者で雇用期間が３年以上見込まれる場合に限る。)。

②　在留諸申請に対する許可処分時の通算在留期間が１年１０か月の者について、残余の通算在留期間が３年２か月であれば、「２年８月」を決定する（カテ１～３の法人に雇用される者で雇用期間が２年８か月以上見込まれる場合に限る。)。

③　在留諸申請に対する許可処分時の通算在留期間が４年７か月の者については、残余の通算在留期間が５か月であれば、「５月」を決定する。

④　在留諸申請に対する許可処分時の通算在留期間が４年１０か月の者について、残余の通算在留期間が２か月であれば、２か月を下回らない在留期間のうち最

短の「４月」を決定する。

（４）１号特定技能外国人の通算在留期間５年から除く期間等に係る在留期間の決定

ア　１号特定技能外国人から通算在留期間５年に達する概ね３か月前に、妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を通算在留期間５年から除くための在留諸申請がなされた場合、前記第２の１（６）イ（ウ）、（オ）、（カ）及び（キ）において認める休業期間の範囲のうちで当該申請人が業務に従事できなかった休業期間を上限として、上記（２）及び（３）のとおり在留期間を決定する（通算在留期間から除く期間の計算方法については「第２の１（６）在留期間が通算して５年に達していないこと」を参照すること）。

なお、１号特定技能外国人が妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事できず休業していることが届出等で判明した場合であっても、当該申請人の在留期間が通算在留期間５年に達するまでの間は、上記（２）及び（３）のとおり在留期間を決定する。

イ　１号特定技能外国人から通算在留期間５年に達する概ね３か月前に、妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができない期間を通算在留期間５年から除くための在留諸申請がなされた際、現に当該申請人が休業中である場合は、前記第２の１（６）イ（ウ）、（オ）、（カ）及び（キ）において認める休業期間の範囲のうちで当該申請人が業務に従事できない休業予定期間又は１年のいずれか短い期間を上限として、上記（２）及び（３）のとおり在留期間を決定する（通算在留期間から除く期間の計算方法については「第２の１（６）在留期間が通算して５年に達していないこと」を参照すること）。

ウ　特定技能２号評価試験等に不合格となった１号特定技能外国人から、一定の要件を満たすとして、在留期間更新許可申請がなされ、当該申請人が当該在留資格をもって５年を超えて在留することについて相当の理由がある場合は、通算在留期間６年を上限として、上記（２）及び（３）のとおり在留期間を決定する。

４　特定技能２号

	法人		個人	
	基本的な考え方	運用	基本的な考え方	運用

<table>
<tr><td rowspan="3">カテ１</td><td rowspan="4">最長３年</td><td rowspan="4">・現に特定技能外国人（１号特定技能外国人を含む。）を受け入れている特定技能所属機関に雇用されているもので、特定技能雇用契約の期間が通算３年以上となることが見込まれるものについては、原則として「３年」を付与する
・ただし、特定技能雇用契約の期間から、在留期間を「２年」、「１年」又は「６月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する</td><td>最長２年</td><td>・現に特定技能外国人（１号特定技能外国人を含む。）を受け入れている特定技能所属機関に雇用されているもので、特定技能雇用契約の期間が通算２年以上となることが見込まれるものについては、原則として「２年」を付与する
・ただし、特定技能雇用契約の期間から、在留期間を「１年」又は「６月」のいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">カテ２</td><td rowspan="2">最長１年</td><td rowspan="2">・特定技能雇用契約の期間が通算１年以上となることが見込まれるものについては、原則として「１年」を付与する
・ただし、特定技能雇用契約の期間から、在留期間を「６月」とすることが相当なものは当該期間を付与する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">カテ３</td></tr>
<tr><td>カテ４</td><td>最長１年</td><td>・特定技能雇用契約の期間が通算１年以上となることが見込まれるものについては、原則として「１年」を付与する
・ただし、特定技能雇用契約の期間から、在留期間を「６月」とすることが相当なものは当該期間を付与する</td><td colspan="2">法人に同じ</td></tr>
</table>

共通事項	次のいずれかに該当するものについては、上記にかかわらず「１年」又は「６月」を付与する。 ①現に、特定技能外国人（１号特定技能外国人を含む。）を受入れていない法人又は個人事業主に雇用されているものは「１年」を付与する ②特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況から在留期間を「６月」とすることが相当なものは「６月」を付与する ③職務上の地位、活動実績、特定技能所属機関の受け入れ状況等から、在留状況を６月に１回確認する必要があるものは「６月」を付与する ③申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行していない場合は在留期間「６月」を付与する（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）

（１） 用語の定義

ア「現に特定技能外国人（１号特定技能外国人を含む。）を受け入れている」とは、申請日時点において、当該申請人を雇用する機関が、在留資格「特定技能１号」又は「特定技能２号」の在留資格を有して本邦に在留する外国人を雇用していることをいう。

イ「特定技能雇用契約の期間が通算３年（※）以上となることが見込まれるもの」とは、申請書に記載された滞在予定期間又は希望する在留期間が３年以上であり、かつ、特定技能雇用契約の期間が３年以上（雇用契約期間にかかわらず「自動更新」又は「更新する場合があり得る」などの記載があるものを含む。）である場合をいう（ただし、雇用契約書の記載内容から通算３年以上の雇用契約期間が見込まれない場合を除く。）。

※「期間が通算２年以上又は１年以上となることが見込まれるもの」の場合にあっては、この文中の「３年」は、「２年」又は「１年」と読み替えるものとする。

（２） 原則

特定技能所属機関のカテゴリーごとに定める２号特定技能外国人に付与することが可能な最長の在留期間の範囲において、特定技能雇用契約の期間から付与することが相当な在留期間を決定する。

ただし、申請人が現に特定技能外国人を受け入れていない法人又は個人事業主に雇用されている場合は、上記にかかわらず在留期間「１年」を決定し、また、特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況等から在留期間を「６月」とすることが相当なものについては、上記にかかわらず在留期間「６月」を決定する。

5　在留期間決定に際しての留意事項（「特定技能１号」及び「特定技能２号」共通）

（１）個人事業主は、一般的に厚生年金保険の適用事業所でない場合が多く、外国人本人の国民健康保険料及び国民年金保険料の支払い義務が時効により２年で消滅することに鑑み「特定技能１号」及び「特定技能２号」に付与する在留期間の上限を「２年」とする。

[redacted]

（２）申請人が納税及び公的保険の保険料納付を始めとする各種の公的義務を履行していない場合の確認については、後記第７の２のとおり、当該義務の履行状況を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

（３）刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

（４）[redacted]

ア [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

イ [redacted]

第６　指定書の記載

入管法施行規則第３１号の４様式による指定書をもって「特定技能１号」又は「特定技能２号」に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を指定するところ、同指定書の記載については、次のとおりとする。

なお、「特定技能１号」又は「特定技能２号」において、特定技能所属機関又は特定産業分野の変更に伴い在留資格変更許可を受けた場合は、新たな指定書を作成し本邦の公私の機関及び特定産業分野を指定することとする。

1　特定技能１号

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関
　　氏名又は名称　○○○○株式会社
　　所　在　地　○○県○○市○○町１－１
・特定産業分野　○○
（複数の特定産業分野を指定する場合）：○○、○○

2　特定技能２号

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関
　氏名又は名称　　○○○○株式会社
　所　　在　　地　　○○県○○市○○町１－１
・特定産業分野　　○○
（複数の特定産業分野を指定する場合）：○○、○○

第７　在留諸申請におけるその他の留意事項

1　在留資格認定証明書交付申請

在留資格認定証明書を交付する場合には、指定書を在留資格認定証明書の裏面左上にステイプラーで留めた上、指定書と在留資格認定証明書を入国審査官認証印で割り印する。

2　在留資格変更許可申請

（１）申請人のこれまでの在留活動の状況、在留の必要性等の在留資格等

ア　申請人の変更前の在留資格が、以下のいずれにも該当していないことを確認する。

①　「留学」の在留資格を有する者で、所属していた教育機関における在籍状況が良好でないもの（在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことに

つき正当な理由がある場合を除く。なお、在籍状況に係る評価については、第１２編第２１節「留学」第１の４（２）イ（イ）に記載の「留学」に係る在留期間更新時の取扱いを参考とすること。））

② 「失踪した技能実習生」（在留資格「技能実習」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）

③ 「短期滞在」の在留資格を有する者

④ 在留資格の活動を行うに当たって計画（以下「活動計画」という。）の作成が求められるものであって、その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの（注１）、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの（注２）

（注１）その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの

- 「技能実習」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。
- 「研修」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- 「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- 「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」
- 「特定活動（製造業外国従業員受入事業）」
- 「特定活動（インターンシップ）」
- 「特定活動（サマージョブ）」
- 「特定活動（EPA 看護師候補者、EPA 介護福祉士候補者）」（研修の途中にあるものに限られ、当該研修を修了したものを除く。）

（注２）その活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの

- 「特定活動（外国人起業活動促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- 「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）

イ 技能実習計画の途中の者から在留資格変更許可申請があった場合は、前記ア④に該当しないことを判断するに際して、以下の資料を求め、計画の途中で技能実習を終了

し、特定技能へ移行することについて「やむを得ない事情」があることを確認する。

・　特定技能所属機関が作成した理由書（任意様式）

・　現に当該技能実習生が所属する監理団体又は実習実施者等による理由書（任意様式）

※　いずれかの資料が提出できない場合には、その理由について説明を求める。

ウ　前記イの特定技能へ移行することに「やむを得ない事情」があると申告する事案については、申請人本人、監理団体及び実習実施者等の関係者から、実習先変更に向けた調整等の状況を含めた状況の説明を求めた上で、以下の事案を除き、本庁に上申する。

・　技能実習３号に移行後、実習実施者の経営上の都合や、実習実施者が外国人技能実習機構からの技能実習計画認定取消し等の行政処分を受けたこと等、技能実習生の責めに帰すべき事情（労使間のトラブルも含む。）によらず、技能実習の実施継続が困難となった場合で、転籍先が見つからない場合

・　本人が技能実習２号修了後に特定技能１号への移行を希望していたものの、特定技能所属機関の経営上の都合により特定技能１号の採用が取りやめになったことや、監理団体や実習実施者等が技能実習３号への移行を求めていたことによりこれらの者から特定技能１号への移行のための協力が得られなかったこと等の事情に起因して、技能実習３号へ移行した場合

エ　なお、技能実習計画の目標を達成した者については、技能検定に合格するなど技能実習計画の目標を達成しており、かつ、特定技能への在留資格変更許可申請を行い、技能実習計画を予定よりも早期に終了することに外国人が同意していると認められる場合にあっては、特定技能への移行に当たって技能実習を修了したものと取り扱う。また、申請人が技能実習３号で在留中であり、技能実習計画の残余期間が１月未満で、技能実習を早期に終了することに申請人、実習実施者及び監理団体が同意していると認められる場合にあっては、特定技能への移行に当たって技能実習を修了したものと取り扱う。

（２）中長期在留者として在留中の者が、在留資格「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う場合、特定技能で在留中の特定技能外国人が、特定技能所属機関を変更し、他の特定技能所属機関に移行（転職）する場合又は特定産業分野を変更する場合にあっては、在留資格変更許可申請を行う必要があるところ、特に「特定技能１号」の在留資格を有する者については通算在留期間が５年に限定されていることに鑑み、審査を迅速に

行うこととし、特段の事情がある場合を除き、おおむね２週間以内に許否の判断を行う。

（３）社会保険料の納付義務履行状況に係る確認

国民健康保険及び国民年金保険への加入及び保険料の納付が義務付けられている者から、在留資格「特定技能」への在留資格変更許可申請があった場合には、次のとおり確認する。

ア　国民健康保険

（ア）申請人に対し、マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し、又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）の提出を求めた上、それらの記載から、国民健康保険に加入していることを確認する。

（イ）申請人に対し、国民健康保険料（税）納付証明書の提出を求めた上、国民健康保険料（税）納付証明書の記載から、[redacted]を確認する。なお、[redacted]に留意する。

（ウ）[redacted]速やかに保険料を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

（エ）なお、速やかに保険料の納付ができない場合には市町村役場に保険料の納付に係る相談を行わせた上、納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には、納付（税）緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

（オ）指定した期間内に国民健康保険料（税）納付証明書、納付（税）緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納付（税）緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

（カ）なお、納付期限が到来している国民健康保険料に滞納がある場合であっても、市町村において作成された分納計画書に基づいて分納している者については、公的義務履行に関する誓約書（参考様式第１－２６号）が提出されていることをもって、今次申請においては不問とする（次回更新時に完納されていない場合には不許可とする）。

イ　国民年金

（ア）申請人に対し、被保険者記録照会回答票（基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。）の提出を求めた上、被保険者記録照会回答票の記載から、国民年金に加入していること及び過去２４か月間に国民年金への加入期間を有していることを確認する（国民年金保険料領収書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）を提出した場合は省略が認められる。）。

（イ）申請人に対し、国民年金保険料領収書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。）の提出を求めた上、これらの書類の記載から、[redacted]を確認する。

（ウ）国民年金保険料領収書の写し（在留諸申請の日のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）の記載から[redacted]速やかに保険料を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。なお、国民年金については、納付（税）緩和措置は存在しないため、所定の期間を超えて納付しなければ、要件を満たしていないものとして取り扱う。

（エ）指定した期間内に保険料を納付したことを示す資料が提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価とする。

ウ　上記ア及びイの確認の結果、申請人に社会保険料（税）の納付義務不履行がある場合において、申請人が当該不履行について是正する意思を有しているものの、在留期間（特例期間を含む。）の満了日までに当該義務を履行できない特段の事情（注）があるものについては、当局の指導に従って次回の在留期間更新許可申請時までに義務を速やかに履行する旨を誓約した公的義務履行に関する誓約書（参考様式第１－２６号）を提出した場合には社会保険料（税）の納付義務不履行があるとは取り扱わない。なお、当該誓約書を提出した上で在留が許可された者が次回の在留期間更新許可申請において納付義務を履行していない場合には更新は許可されないこととなる。

（注）特段の事情とは、滞納した税や保険料を即時に納付することができないものの１年以内であれば納付することができる場合、市町村が作成した分納計画に従って納付することとしている場合、納付緩和措置（換価の猶予、納税（納

付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の準備を行っているものの時間を要する場合などをいう。なお、納付免除等の申請中の者につき、当該申請を行っていることを証明する申請書控え等の提出を求めることは要しない。

（４）税の納付義務履行状況に係る確認

特定技能外国人は、源泉徴収や特別徴収制度により、特定技能所属機関が特定技能外国人の給与から納付すべき税金を預かり、特定技能外国人に代わって納税しているため、特定技能外国人が直接納税することは想定されないが、留学生など他の在留資格により中長期在留者として在留している者が在留資格「特定技能」へ在留資格変更許可申請を行う場合のほか、特定技能外国人が途中で特定技能所属機関を変更し、複数の機関から給与所得を得ていた場合や給与所得以外の所得が発生した場合には、これらの外国人は確定申告を行うなどして、自ら納税することを要することから、納税義務の履行状況について、次のとおり確認する。

なお、後記エの個人住民税に係る納税義務の履行状況の確認において、特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことに起因して、特定技能外国人が個人住民税の未納があることが判明した場合には、特定技能所属機関が、特定技能基準省令第２条第１項第１号の規定に基づき、労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないこととして取り扱うこととし、特定技能外国人本人が納税義務を履行していないものと評価しないこととする。

ア　確定申告の要否に係る確認

（ア）　課税年度が全ての納期が経過している直近１年度分の個人住民税の納税証明書の賦課年度と同一年度の個人住民税の課税証明書の「総所得の金額」欄と、当該課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票の「給与所得金額」（給与所得控除後の金額）欄の金額が同一であることを確認する（源泉徴収票が複数枚ある場合はその全ての源泉徴収票の金額を合算した額。）。課税証明書の「総所得の金額」欄と源泉徴収票の「給与所得金額」（給与所得控除後の金額）の欄の金額が同一である場合又は[redacted]には後記イ（確定申告を要しない場合）、同一でない場合かつ[redacted]は後記ウ（確定申告を要する場合）の規定による確認を行う。

（イ）　課税証明書の「分離課税の所得」欄に金額が記載されていないことを確認する。「分離課税の所得」欄に金額が記載されていない場合は後記イ（確定申告を要しない場合）、金額が記載されている場合は後記ウ（確定申告を要する場合）の規定による確認を行う。

イ　確定申告を要しない場合

源泉徴収票、個人住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の記載により、収入額が契約時の金額を下回っていないこと並びに源泉徴収により所得税が特定技能所属機関から納付されていることを確認する。

ウ　確定申告を要する場合

（ア）源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税を税目とする納税証明書（その３）の記載から、当該税目に係る税の未納がないことを確認する。

（イ）納税証明書（その３）の記載から各税目に未納があることが判明した場合には速やかに未納がある税を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に未納がある税を納税したことを示す資料の提出を求める。

（ウ）なお、速やかに税の納付ができない場合には管轄の税務署に税の納付に係る相談を行わせた上、法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その１）で備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載のあるもの又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

（エ）指定した期間内に、未納がある税目に係る納税証明書（その３）、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書（その１）又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には、納税義務を履行しているものと評価する。

（オ）ただし、[redacted]は確定申告に係る指導を要しない。

エ　個人住民税

（ア）課税年度が全ての納期が経過している直近１年度分の個人住民税の納税証明書の

賦課年度と同一年度の個人住民税の課税証明書の「年税額」欄と、当該個人住民税の納税証明書の「納付すべき額」欄の金額が同一であることを確認した上で、課税証明書及び納税証明書の記載から、当該税目に係る税の未納がないことを確認する（市区町村によって表記内容が異なるため注意する。）。納期未到来がある納税証明書が提出された場合であっても、改めて納期到来となっている納税証明書の提出を求めることは要しないことに留意する。ただし、この場合であって、納期が到来分の未納額が確認できる場合は、申請人又は所属機関（特別徴収の場合）に対し、納期到来分の個人住民税を納付したことを示す資料を求め、納付状況を確認すること。

（イ）課税証明書及び納税証明書の記載から未納があることが判明した場合には、特定技能所属機関が特別徴収をした個人住民税を市町村に納付していない可能性があることから、特定技能外国人及び特定技能所属機関から事実関係を確認する。

（ウ）特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことに起因して、特定技能外国人が個人住民税の未納があることが判明した場合には、特定技能所属機関が、特定技能基準省令第２条第１項第１号の規定に基づき、労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないこととなるため、特定技能所属機関（特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことに起因しない場合は特定技能外国人本人）に対し、速やかに特別徴収をした個人住民税を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね１か月後又は特例期間の満了日の１か月前のいずれか早い日までを目安に税を納税したことを示す資料の提出を求める。

（エ）なお、速やかに税の納付ができない場合には管轄の市町村に税の納付に係る相談を行わせた上、法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）を受けた場合には、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

（オ）指定した期間内に、納税証明書、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予若しくは納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予若しくは納税受託）に係る通知書の写しが提出された場合には、納税義務を履行しているものと評価する。

ウ　上記ア、イ、ウ及びエの確認の結果、申請人に税の納付義務不履行がある場合については、上記（３）ウと同様に取り扱う。

（５）特定技能所属機関の法人格に変動が生じた場合の手続

ア　個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合の手続等

特定技能所属機関である個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合は、特定技能雇用契約の主体が変更され、法務大臣が指定した本邦の公私の機関に変更が生じることから、新たな事業組織による在留資格変更許可申請が必要となる。

イ　個人事業主が死亡した場合の手続等

個人事業主が死亡した場合には、特定技能雇用契約の法人格が失われ、当該契約も終了することとなるから、特定技能外国人が「特定技能」に係る活動の継続を希望する場合には新たな本邦の公私の機関と特定技能雇用契約を締結した上、在留資格変更許可申請が必要となる。

なお、個人事業主が死亡した場合には、個人事業主の遺族を届出者として、死亡日から１４日以内に特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第３－１号）及び受入れ困難に係る届出書（参考様式第３－４号）を提出するよう指導・助言する。

ウ　法人の合併等をする場合の手続等

現に特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関が、法人の合併等に際し、消滅する法人（以下「消滅法人」という。）又は合併後存続する法人（以下「存続法人」という。）となったり、合併により新たに設立される法人（以下「新設法人」という。）において特定技能外国人を受け入れようとする場合の取扱いは次のとおりとする。

（ア）　吸収合併の場合の取扱い

a　在留資格変更許可申請が必要となる場合

合併前の特定技能所属機関が消滅法人である場合であって、合併後に存続法人が特定技能所属機関となろうとするときは、在留資格変更許可申請が必要となる。この場合、特定技能雇用契約に基づいた「特定技能」に活動を行う期間に空白が生じることを避けるため、在留資格変更許可申請に当たっては、例えば合併を議決した総会議事録等により合併が確実に行われることを確認することにより、合併と同日付けで在留資格変更許可を受けることが可能となるよう、存続法人を特定技能所属機関として事前に在留資格変更許可申請を行うことが望ましい。その際、合併により、事業開始予定日まで又は事業開始予定日付けで、法人の名称、住所、代表者、役員が変更するときであって、これらについて、在留資格変更許

可申請時に合併を議決した総会議事録等により当該変更が確認できるときは、在留資格変更許可申請書においては、変更後のものを記載し、変更後直ちに、その内容に違いがない旨の報告を行わせることとする。合併後の法人を特定技能所属機関とする在留資格変更許可申請を合併前に行わせるものであるため、通常の在留資格変更許可申請の手続に必要な関係書類のほか、原則として、以下の書類を提出することが必要となる（当該書類のうち、合併後に入手可能となる書類については、合併前に当該書類を提出できない理由と提出できない書類を在留資格変更許可後に提出できるようになった段階で速やかに提出させることを誓約させた（任意様式）上で、審査を進めて差し支えない。なお、許可後に提出があった書類については、当該申請人の申請記録に追送する。）。

・　合併の経緯、合併後の法人及び「特定技能」に係る活動を行わせる事業所の概要
・　関係法人の総会議事録（合併を議決したもの）
・　社会・労働保険等合併後に提出すべき書類
・　存続する法人及び消滅する法人の最近の事業年度における貸借対照表等

また、特定技能基準省令第２条第１項第１１号に規定する特定技能雇用契約継続履行に関する基準は、原則として、存続する法人の貸借対照表等により確認することとなるが、合併により存続する法人の資産状況が大きく毀損するおそれがある場合（消滅する法人の最近の事業年度の決算において、多額の負債が確認できる場合など）にあっては、合併後も特定技能雇用契約を継続して履行できる体制（財産的基礎）を有していることを疎明することとする。

b　在留資格変更許可申請を必要としない場合

存続法人が特定技能所属機関である場合であって、合併後も存続法人が特定技能所属機関となるときは、新たに在留資格変更許可申請を行う必要はない。

（イ）新設合併の場合の取扱い

新設合併の場合（合併する法人が全て解散し、それと同時に新設法人が成立する場合）には、合併後に新設法人が特定技能所属機関となるときは、在留資格変更許可申請が必要となる。この場合、吸収合併の場合の取扱いと同様の手続により事前に在留資格変更許可申請を行うこととして差し支えない。申請時には新設法人の主体はないものの、特例的に合併後の予定に基づいて申請書等を記載するものとし、新設法人の成立後直ちに、その内容に違いがない旨を報告することが

必要である。なお、全ての消滅法人が合併前に特定技能所属機関であり、かつ、当該消滅法人の事業所において、合併後に新設法人が引き続き特定技能所属機関となるときであっても、特定技能雇用契約を継続して履行できる体制（財産的基礎）に係る基準の判断については、通常どおり取り扱うこととなる。

（ウ）吸収分割等の場合の取扱い

既に存在する他の法人に分割する法人の営業を継承させる吸収分割の場合又は新設する法人に分割する営業を継承させる新設分割の場合には、吸収合併の場合の取扱いに準じて対応することとなる。

3　在留期間更新許可申請

（１）申請書の勤務先、職歴、職務上の地位及び職務内容欄の記載並びに立証資料により、「特定技能１号」又は「特定技能２号」の在留資格に係る活動を継続するものであることを確認する。

（２）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、収入額が契約時の金額を下回っていないことを確認する。

（３）特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合は、前記２（３）のとおり確認する。

（４）特定技能外国人が確定申告を要することの確認及び確定申告を要する場合の納税義務の履行については、前記２（４）のとおり確認する。

（５）直近の申請において、上記２（３）ウ又は（４）ウの取扱いに従って在留を許可した者については、誓約どおりに義務の履行がされていない場合には更新を認めない。

4　国税局への通報

特定技能外国人及び特定技能所属機関に、国税に係る一定程度の滞納があることを理由として、特定技能に係る在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を不許可とする場合には、不許可処分とする前にあらかじめ、別記第６４号様式により管轄する国税局へ通報する。

※　通報先の国税局では、滞納された国税に係る徴収手続をとるため、通報に係る情報を速やかに把握する必要があることから、国税局に通報書を送付する前にあらかじめ電話をし、通報書の記載内容を口頭で伝えるとともに、通報書を速達により郵送する。

※　国税局においては、通報のあった外国人を特定する必要があることから、通報書の記載に当たっては、備考欄の余白に、申請を不許可とする特定技能外国人の住居地を記載する。

５　人手不足状況の変化等への対応としての在留資格認定証明書の交付の停止等

（１）基本方針においては、分野別運用方針に記載する向こう５年間の受入れ見込数については、大きな経済情勢の変化が生じない限り、「特定技能１号」の在留資格をもって在留する外国人の受入れの上限として運用するとされている。

（２）法務大臣等の制度関係機関の長等及び分野所管行政機関の長は、人手不足状況の変化の程度その他の受入れをめぐる状況を踏まえて、今後の受入れ方針等について協議することとし、必要に応じ、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を講じることができることとなっている。

（３）これらの措置を執ることとなった場合の在留諸申請における取扱いについては、別途、本庁から通知することとなることから、それに従う。

６　一定の事業規模のある特定技能所属機関に対する在留諸申請における提出書類の省略について

（１）令和７年４月１日以降に受け付ける在留諸申請については、機関の適格性を確認する書類は定期届出で確認することとなるため、同一年度内に既に特定技能外国人を受け入れている機関については、機関の適格性に関する書類の提出を要さないこととする。また、初めて特定技能外国人を受け入れる場合（過去に受入れをしていた場合であっても、特定技能外国人の雇用がなく直近の定期届出を提出していない場合を含む。）も下記（２）に該当する場合は、提出書類の省略が認められる。

下記（２）に該当する機関については、当該機関に該当することを立証する資料及び書類省略に当たっての誓約書（参考様式第１－２９号）を提出させることで、在留諸申請に必要な書類のうち、下記（３）の書類提出の省略を認める。なお、（２）⑤に該当する場合の法定調書合計表は、同一法人内において所得税源泉徴収に係る手続が支店等の事業所ごとに行われており、法定調書合計表が事業所ごとに作成されている場合には、本店事業所等複数の事業所の源泉徴収税額を合算して１，０００万円以上となれば、一定の事業規模があるものとして取り扱って差し支えない。

ただし、審査で疑義があれば、省略を認める書類の提出を求めた上で、審査をする。

（２）対象となる機関

過去３年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けていない機関であって、在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ以下のいずれかに該当する機関

①　日本の証券取引所に上場している企業

② 保険業を営む相互会社

③ 高度専門職省令第１条第１項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）

④ 一定の条件を満たす企業等

⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が１，０００万円以上ある団体・個人

⑥ 特定技能所属機関として３年間の継続した受入れ実績を有し、過去３年間に債務超過となっていない法人

（３）省略を認める書類

① 特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）

② 登記事項証明書

③ 業務執行に関与する役員の住民票の写し

④ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第１－２３号）

⑤ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料

⑥ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料

⑦ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料

⑧ （特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料

⑨ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号）

⑩ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）

第８ 応用・資料編

１ 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する資料

特定技能の在留資格に係る審査等の業務に従事するに当たっては、以下の資料が本庁ホームページで公表されており、その内容を参照する必要がある。

（１）基本方針

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、法第２条の３第１項の規定に基づき、政府が策定したもの。

基本方針には、①特定技能制度の意義等に関する事項、②特定産業分野に関する基本的な事項等、③特定産業分野において求められる人材に関する基本的な事項、④特定技能所属機関に係る施策に関する基本的な事項、⑤特定技能制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑥特定技能制度の運用に関するその他の重要

事項が定められている。

（２）分野別運用方針及び分野別運用要領

人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、法第２条の３第１項及び第２条の４第１項の規定に基づき、以下の分野において、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省（制度所管省庁）並びに分野所管省庁が、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）及び当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領（分野別運用要領）を策定したもの。

分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野、②当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項、③当該産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項、④在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項、⑤その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項が定められている。

（３）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

在留資格「特定技能」に関係する施策が多数含まれており、年度単位で定期的に改訂が行われている。

２　審査等を実施する上での留意事項

（１）労働関係法令の遵守

ア　特定技能外国人の受入れは、雇用契約に基づいて行われるものであり、特定技能外国人を受け入れる使用者側には、労働関係法令を遵守することが必要であり、労働関係法令に違反した場合には処罰の対象となる。特に、賃金不払について最低賃金法や労働基準法を遵守するほか、法務省令等において申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等以上であることを規定されていることに留意する。

また、「管理費」等の名目で特定技能外国人の賃金から控除したり、賃金の一部を預かることは、労働関係法令上、違法となることがあることから、行うべきでないこ

とを指導する。

イ　特定技能所属機関は、特定技能外国人について労働時間の管理を行う必要があるほか、時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労働基準法に定める割増賃金の支払だけでなく、労使協定（３６協定）の締結が必要である。

なお、農業分野と漁業分野の特定技能所属機関については、労働時間、休憩及び休日に関する労働基準法の規定（深夜業、年次有給休暇に関する規定を除く。）の適用が除外されていることに留意する必要がある。

（参考１）変形労働時間

労働基準法第３２条の２から第３２条の５までに規定する労働時間に関する制度をいい、フレックスタイム制と呼ばれる。変形労働時間制を採用する場合にあっては、労働基準法に定める就業規則等の制定、書面による協定、労働時間等の規定を遵守していることが当然必要である。

（参考２）交替制勤務

交替制勤務は、２４時間切れ目無く業務が続く業種、早朝から深夜まで業務が継続する業種、待機を伴う業務、年中無休で継続する業務、業務時間が断続的な場合など所定労働時間以上に及び業務体系が必要なときに、労働者を交替で勤務させる勤務形態をいう。

（２）職業紹介関係

本制度では、技能実習制度（団体監理型技能実習）と異なり、必ずしも雇用関係の成立のあっせんを行う者が存在することを想定しているものではないものの、特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては、当該あっせん者は、職業安定法第３０条、第３３条及び第３３条の３の規定に基づき無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得た上で特定技能外国人のあっせんを行わなければならないことに留意する必要がある。

また、船員職業安定法上の船員に該当する特定技能外国人の雇用関係の成立のあっせんを行う者については、同法第３４条により、無料の船員職業紹介事業の許可を得ていることが求められる。

なお、有料職業紹介の許可で行うことができない職業紹介には、建設業、港湾運送業務があることに留意する。

厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」において、都道府県、届出・許可番号等を入力することにより取扱い範囲等を確認することが可能である。

（注）新規取得の場合は同サイトに反映されるまで１～２か月を要している。

第１９節　文化活動

第１　在留資格の審査

１　文化活動の在留資格について

国際的な学術文化交流に伴い外国の政府、大学、その他の機関から派遣され、又はそれらの機関等から研究費を支給されるなど、本邦において人文科学若しくは自然科学に関する学術上の活動又は芸術上の活動を行おうとする者が増加している一方、我が国に固有な文化又は技芸について専門的な研究を行い又は専門家の指導を受けてこれらを修得する目的をもって来日する者も増加している。「文化活動」の在留資格は、このような状況を考慮して設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の３の表の「文化活動」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

（１）活動の分類

「文化活動」の在留資格には、次に掲げる活動が該当する。

ア　収入を伴わない学術上の活動

イ　収入を伴わない芸術上の活動

ウ　我が国特有の文化又は技芸について専門的な研究を行う活動

エ　我が国特有の文化又は技芸について専門家の指導を受けてこれを修得する活動

（２）用語の意義

ア　「収入を伴わない学術上の活動」とは、外国の大学の教授、准教授、助教、講師等や外国の研究機関から派遣された者が報酬を受けないで行う調査・研究活動、大学教授等の指導の下に無報酬で研究を行う研究生の活動等当該活動に基づいて収入を得るものではない学術上の活動がすべて含まれる。

専修学校等として認可を受けていない外国大学の日本分校に入学して行う学術上の活動も含まれる。

報酬を受けないで行うインターンシップの活動（外国の大学生等が学業等の一環として、我が国の企業等において実習を行う活動）も含まれる。

（注）報酬を受けて行うインターンシップの活動及びインターンシップの留意点につ

いては、第２６節第１の２（８）イを参照

イ　「我が国特有の文化又は技芸」とは、我が国固有の文化又は技芸、すなわち、生花、茶道、柔道、日本建築、日本画、日本舞踊、日本料理、邦楽などのほか、我が国固有のものとはいえなくとも、我が国がその形成・発展の上で大きな役割を果たしているもの、例えば、禅、空手等も含まれる。

ウ　「我が国特有の文化若しくは技芸について専門家の指導を受けてこれを修得する活動」とは、我が国特有の文化又は技芸に精通した専門家から個人指導を受けてこれを修得する活動をいう。

エ　「専門家」とは、単に各分野において免許を有し、又は何らかの肩書を有するのみならず、反復継続してその分野で指導を行い、又は行ったことのある者をいう。

（３）他の在留資格との関係

ア　外国人の行う活動が「文化活動」の在留資格に該当する場合であっても、法別表第１の４の表の留学の項の下欄に規定する教育機関等において教育を受ける活動であるときは「留学」の在留資格に該当する。

イ　法別表第１の４の表の留学の項の下欄に規定する教育機関等以外の本邦の公私の機関に受け入れられて、報酬を受けないで、技能、技術又は知識を修得する活動を行うときは「研修」の在留資格に該当し、「文化活動」の在留資格には該当しない。

３　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「文化活動」であること、活動内容欄、経歴欄及び立証資料により、行おうとする活動が「文化活動」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の滞在費支弁方法及び立証資料により、申請人が本邦で滞在を予定する期間において、就労することなく、「文化活動」の在留資格をもって活動するに十分な滞在費等支弁能力があることを確認する。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の活動内容欄、経歴欄及び立証資料により、行おうとする活動が引き続き「文化活動」に該当することを確認する。

イ　申請書の滞在費支弁方法及び立証資料により、申請人が本邦で滞在を予定する期間において、就労することなく、「文化活動」の在留資格をもって活動するに十分な滞在費等支弁能力があることを確認する。

（３）その他の留意事項

学術上の活動等に従事する外国人研究者が、本邦の機関等から研究費、奨励金等を受領して当該活動に従事する場合は、「教授」、「研究」、又は「文化活動」の在留資格が決定されている。

報酬ではない研究費、奨励金等が本邦の機関等から外国人研究者に対して支給される場合、在留資格の決定については、次によることとする。

ア　「収入を伴わない」とは、「たとえ金銭を受領する場合でもそれを自己のものとすることがない」場合も含まれると解されるところ、本邦の機関等から支給される研究費は、あくまで研究目的のためにその全額が支出されるというのであれば受領者のものとはならないことから、その限りにおいて「収入を伴う」ことにはならないと解される。この点は、奨励金や滞在費として支給されているものについても同様である。

イ　一方、たとえ研究費、滞在費等の名目であっても受領した金銭の一部が実費として使用されることなく自らのものとなるとすれば、それは仮に報酬ではないとしても「収入」となり、その活動は「収入を伴う」ものと解されるので、「文化活動」の在留資格ではなく、「教授」その他の就労可能な在留資格に該当する活動として判断する。

ウ　なお、外国人研究者に対して支給される研究費、奨励金等の名目の金銭について、研究目的のために又は実費としてその全額が費消されることが確認されない場合は「収入」として扱い、「教授」その他の就労可能な在留資格に該当する活動として判断する。

4　立証資料

第３１節別表のとおり。

5　在留期間

在留期間	運用
３年	次のいずれにも該当するもの ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の　際には適用しない） ②　外国大学の日本分校に入学して学術活動を行うもの ③　活動予定期間が１年を超えるもの
１年	３年、６月又は３月の項のいずれにも該当しないもの
６月	活動実績から、在留状況を６月に１度確認する必要があるもの
３月	活動予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

５　活動予定期間が３月を超えるもので１年を超えない場合には、申請人等のこれまでの活動実績に鑑みて、６月を決定することが適当であるものを除いては、基本的に１年を決定する。

第２　応用・資料編

１　外国大学の日本分校に入学して行う学術上の活動

（１）次の場合は「留学」の在留資格による。

ア　当該分校が専修学校等として認可を受けている場合

イ　当該分校が外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により公示したものである場合

（２）外国の大学が本邦に設置した日本分校に当該大学の本校の学生が転校する場合には、次に掲げる条件のいずれも満たしている場合に「文化活動」の在留資格に該当する。

ア　日本分校について

[redacted]

[redacted]在留資格認定証明書交付申請がなされた場合は、同校の概要、本校との提携関係に関する資料、分校の設置に対する本国の公的機関の認定、カリキュラム、教職員、在籍学生、本校学生の受入れ実績・計画に係る資料を提出させ、次に掲げるいずれの条件をも満たしていることが確認された場合に限り、同校への在留資格「文化活動」による受入れを認めることとする。

（ア）本校の学生の受入れについて、十分な受入れ体制及び指導体制が確保されているものと認められること。

（イ）日本分校における学習科目の中に、「我が国特有の文化又は技芸」の研究又は修得に係るものが相当程度含まれていること（「文化活動」の在留資格該当性を担保する程度のものであることを要する。）。

（ウ）日本分校における所定の科目の履修により、本校におけるのと同様に単位認定が受けられるものであること。

イ　外国人学生について

次の条件をいずれも満たしている学生に限る。[redacted]

（ア）本邦入国前に本校が所在する国に１年以上継続して適法に滞在しており、かつ、本校の正規の学生又は大学院生で、本校の指示又は承認を受けて、日本分校で学ぶために本邦に入国・在留を希望するものであること。

（イ）本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること（本人以外の者が上記の生活に要する費用を支弁する場合を含む。）。

（ウ）日本分校における勉学等を修了した場合において、卒業したときは本国に帰国するものであること、卒業しないときは本校に戻り引き続き在籍するものであること。

（３）立証資料

ア　分校に移籍する旨の転校許可書（滞在予定期間を含む。）

イ　本国の大学の在学証明書

ウ　修得予定科目に係る疎明資料（「我が国特有の文化又は技芸について専門的な研究を行い、又は専門家の指導を受けてこれを修得する」ものが含まれていることを要する。）

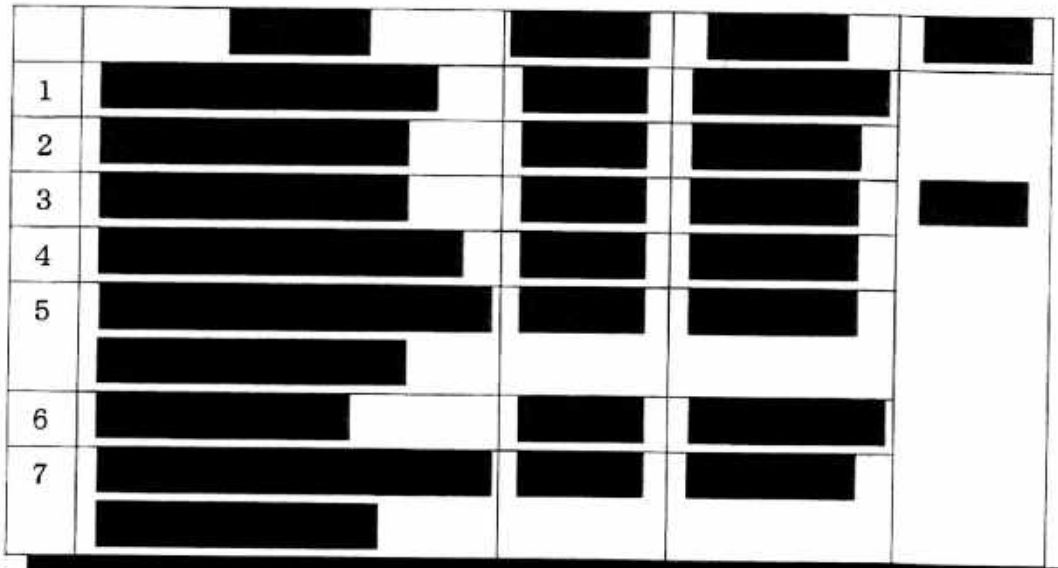
エ　外国人本人の履歴書及び履歴を証明する資料（卒業証明書、職歴を証明する資料等）

最終学歴については、専攻した科目及び卒業（又は中退）証明書

オ　本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを証明する資料

カ　外国人本人作成の卒業後の進路を説明する文書

（4）[redacted]



ア [redacted]

イ [redacted]

2　インターンシップ（外国の大学生等が学業等の一環として、我が国の企業等において実習を行う活動）

（1）インターンシップの活動に従事しようとする者には、本邦の公私の機関から報酬を受ける場合にあっては、「特定活動」の在留資格を付与し（告示９号）、報酬を受けない場合にあっては、滞在期間が９０日を超えるときは「文化活動」の在留資格を、滞在期間が９０日を超えないときは「短期滞在」の在留資格を付与する。

（2）インターンシップの活動による滞在期間は、１年を超えないものとする。

（3）インターンシップの審査に当たっては、「特定活動」（インターンシップ（告示９号））（第２６節第１の２（８））の立証資料を参照し、審査ポイントに留意の上、審査する。

3 [redacted]

（1）[redacted]

（2）[redacted]

[redacted]

６　ＪＩＣＡが実施する長期研修プログラムの研修員として招へいされた留学生が卒業後にインターンシップに従事する場合

（１）次のいずれかに該当する場合は「文化活動」の在留資格に該当する。

ア　教育機関卒業後のインターンシップの期間が３月以上の場合

イ　教育機関卒業後のインターンシップの期間が３月未満であり、「留学」の在留期間経過後にインターンシップが終了する場合

（注）卒業後のインターンシップの期間が３月未満であり、「留学」の在留期間内にインターンシップが終了する場合は、当該「留学」の在留資格をもってインターンシップを行って差し支えない。

（２）立証資料

次の全てが記載されたＪＩＣＡからの推薦状のみとし、改めて「当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料」及び「学術上又は芸術上の業績を明らかにする資料」

（入管法施行規則別表第３文化活動の項下欄各号に掲げる資料）の提出は不要とする。

ア　留学生の身分事項（国籍、氏名、生年月日）

イ　ＪＩＣＡの研修員として招へいされた留学生であること（個別の事業名は記載なし）

ウ　滞在費をＪＩＣＡが給付していること（給付額も明記する。）

エ　インターンシップ実施機関の名称・所在地及び実施期間

（注１）申請書の所属機関等作成用は、インターンシップ先の企業又はＪＩＣＡが作成する。

（注２）本件取扱い対象となる事業は、「ＡＢＥイニシアティブ」、「イノベーティブ・アジア事業」及び「資源の絆」のみであるが、対象となる事業が追加された場合は、入管ＷＡＮの[redacted]に掲載する。

7　アフリカ開発銀行が実施する日本アフリカドリーム奨学金プログラムの研修員として招へいされた留学生が卒業後にインターンシップに従事する場合

（１）概要

日本アフリカドリーム奨学金プログラムは、国際開発金融機関であるアフリカ開発銀行と日本政府が２０１７年に開始した人材開発プログラムであり、アフリカの学生に対して奨学金を付与しているところ、当該プログラムの研修員として招へいされた留学生が、大学等を卒業後に無報酬のインターンシップに従事する際の在留資格及び在留資格変更許可申請における取扱いは、次の（２）及び（３）のとおりとする。

（２）在留資格変更を要する場合

卒業後のインターンシップの期間が３月以上の場合又は３月未満であり「留学」の在留期間経過後にインターンシップが終了する場合は、収入を伴わない学術上の活動を行うものとして、「文化活動（６月）」への変更を要する。「留学」から「文化活動」への在留資格変更許可申請の添付資料は、次のアないしエの記載があるアフリカ開発銀行からの推薦状（参考様式参照）のみとし、入管法施行規則別表第３文化活動の項の下欄各号に掲げる資料の提出は不要とする。

ア　留学生の身分事項（国籍、氏名、生年月日）

イ　日本アフリカドリーム奨学金プログラムの研修員として招へいされた留学生であること

ウ　滞在費をアフリカ開発銀行が給付していること

エ　インターンシップ実施機関の名称・所在地及び実施期間

なお、申請書の所属機関等作成用の提出は必要とする。

（３）在留資格変更を要しない場合

卒業後のインターンシップの期間が３月未満であり、「留学」の在留期間内にインターンシップが終了する場合は、当該「留学」の在留資格をもってインターンシップを行うことを認める。

第２０節　短期滞在

第１　在留資格の審査

１　短期滞在の在留資格について

「短期滞在」の在留資格は、我が国に一時的に滞在して、観光、親族訪問、短期商用などの活動を行う外国人を受け入れるために設けられたものである。近年、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進していることに伴い我が国への入国者が増加しており、その多くは「短期滞在」の在留資格で入国・在留している。また、「短期滞在」の在留資格は、日本の社会や文化等を対外発信する機会にもつながっている。

そのため、「短期滞在」に係る審査業務では、特に、報酬の有無、活動内容の虚偽性、滞在期間に着目して、適切かつ効率的に許可要件への適合性ついて審査することが求められている。

なお、施行規則１９条の３の各号に定める「業として行うものでない講演に対する謝金」や「日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬」については、「報酬」に含まれないことに留意する。

２　該当範囲

入管法別表第１の３の表の「短期滞在」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

（１）該当する活動

具体的には、次のような活動が該当する。

ア　観光、娯楽、参詣、通過の目的での滞在

イ　保養、病気治療の目的での滞在

（注）入院して治療を受ける外国人患者又はその同行者については、滞在期間が９０日以内の場合は「短期滞在」により、９０日を超える場合は「特定活動」（告示２５号又は２６号）を決定する。

ウ　競技会、コンテスト等へのアマチュアとしての参加

エ　友人、知人、親族等の訪問、親善訪問、冠婚葬祭等への出席

オ　見学、視察等の目的での滞在

カ　教育機関、企業等の行う講習、説明会等への参加

キ　報酬を受けないで行う講義、講演等

ク　会議その他の会合への参加

（注）日本法人の経営者に就任し、かつ日本法人から報酬が支払われる場合は、その者が当該事業の経営等に関する会議、連絡業務等で短期間来日するときであっても「経営・管理」の在留資格に該当し、「短期滞在」には該当しない。

ケ　本邦に出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査、その他のいわゆる短期商用

（注）外国企業の業務遂行のための活動を行う目的で本邦に滞在する場合は、当該業務が当該外国企業の外国における業務の一環として行われるものであることが必要である。

コ　我が国を訪れる国公賓、スポーツ選手等に同行して行う取材活動等、本国での取材活動に付随した一時的用務としての報道、取材活動

（注）米国人については、査証免除協定により対象外となっている。

サ　本邦の大学等の受験、外国法事務弁護士となるための承認を受ける等の手続

シ　報酬を受けずに外国の大学生等が学業等の一環として本邦の公私の機関に受入れられて実習を行う「９０日」以内の活動（９０日以内の無報酬での「インターンシップ」）

ス　その他本邦において収入を伴う事業を運営し又は報酬を得る活動をすることのない短期間の滞在

（２）用語の意義

ア　「本邦に短期間滞在して行う」とは、生活や活動の基盤を本邦に移す意思がなく、一時的な滞在であり、査証免除国の最長期間である「１８０日」以内に、予定された活動を終えることである。

イ　「観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡」は活動の例示であり、「その他これらに類似する活動」が該当する。

3　審査のポイント

審査では、「報酬の有無」、「活動内容の信ぴょう性」、「滞在予定期間」に着目する。

（１）報酬の有無

収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動は、活動内容、報酬を受ける期間及び金額の多寡にかかわらず「短期滞在」の活動には該当しない。

（注）役務提供が本邦内で行われ、その対価として給付を受ける場合は、対価を支給する機関が本邦内にあるか否か、また、本邦内で支給するか否かにかかわらず、「報酬を受ける活動」となる。ただし、機械の設置やメンテナンスなど、本邦外の主たる業務に関する従たる業務の場合、当該活動は「報酬を受ける活動」には該当しない。

（２）活動内容の信ぴょう性

本邦で行うとする活動に信ぴょう性が認められることが必要である、信ぴょう性は、

当該外国人の経歴、出入国歴、本国での職業の有無、本邦滞在中に要する費用の支弁能力、所持金、本邦にいる関係者の信用度、訪問先との関係、同行者との関係、出迎人との関係、所持品、宿泊先の確保の有無、滞在予定期間及び滞在日程の把握状況などから判断することとなる。

（３）滞在予定期間

当該外国人の入国目的に応じた合理的な期間であることが必要である。特に、１年のうち１８０日を超えて滞在することとなる場合は、在留資格該当性を慎重に審査する。

（注）[redacted]

（４）留意事項

ア　更新許可申請の取扱い

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

（エ）出国準備を理由として更新を希望する場合は、出国便が確保され、確実に出国が見込まれるときに限り、必要最小限の期間として１５日、３０日又は９０日の期間を付与する。[redacted]

（オ）外国法務事務弁護士となるための法務大臣の承認手続等を行うため入国した者から在留期間内に同手続きが終了しないため在留期間の更新許可申請があった場合は、これを許可する。

（カ）入国日から通算して１８０日を超える場合は、「人道上の真にやむを得ない事情又はこれに相当する特別の事情」があることについて、より慎重に審査する。なお、「人道上の真にやむを得ない事情又はこれに相当する特別な事情」があると認めら

れる場合とは、例えば、入国後の事情変更が疾病等の事由に基づくもの等引き続き在留の継続を認めるべき事情があり、更新の理由が真にやむを得ないものと認められるものをいう。

（キ）[redacted]

（注）[redacted]

イ　変更許可申請の取扱い

「短期滞在」の在留資格を有する者からの在留資格の変更については、やむを得ない特別の事情があることを要する。

（注）[redacted]

ウ　その他

当初から長期滞在の目的を有する者から「短期滞在」での入国の可否について行政相談等があった場合には、入国目的に応じた査証（在留資格認定証明書を含む。）を取得するよう指導する。

4　立証資料

入国・在留目的を明らかにする資料並びに滞在中の経費及び出国のための手段又は費用を有していることを明らかにする資料として、必要に応じ、次のようなものの提出又は提示を求める。

（1）入国・在留目的を立証する資料

ア　観光の場合

（ア）滞在日程表

（イ）観光地に関するガイドブック等の資料

（ウ）宿泊先の予約証明

イ　親族訪問の場合

親族との関係を証する資料

ウ　商用の場合

（ア）訪問先に関する資料

（イ）会議に関する資料

（ウ）滞在中の待遇を明らかにする資料

（エ）活動内容を明らかにする資料（企業間の契約書等）

エ　その他

（ア）診断書（病気見舞いや治療を目的とする場合）

（イ）招待状（親族訪問、友人訪問等）

（２）滞在中の経費及び出国のための手段又は経費を支弁できることの立証資料

ア　帰国用航空券等

イ　本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料

ウ　預金残高証明書

５　在留期間

（１）上陸許可時

ア　査証の発給を受けている場合

査証に付された在留期間に応じた在留期間を決定する。

イ　査証免除取決めの対象者の場合

原則として、取決めにより１５日以下の期間を決定することとされている場合は１５日とし、その他の場合は９０日を決定する。ただし、本庁から別途指示する場合はそれによる。

ウ　１４日以下の在留期間の決定

本庁から別途指示する場合に限る。

（２）他の在留資格からの変更許可時

ア　出国準備を理由とする変更を許可する場合は、出国便が確保され、確実に出国が見込まれるときに限り、１５日、３０日又は９０日のうち出国予定日を含む必要最小限の期間を付与する。

イ　滞在予定期間に応じ、１５日、３０日又は９０日のうちいずれかの期間を決定する。

（３）在留期間の更新時

原則として上陸許可時に与えられた在留期間と同一の期間とする。ただし、特別な事情が認められる場合は、在留期間を伸張又は短縮することができる。

（注）在留期間の更新により、本邦での滞在期間が１年のうち１８０日を超える場合は、「人道上真にやむを得ない事情又はこれに相当する特別の事情」があると認められる必要がある。例えば、入国後の事情変更が疾病等の事由に基づくもの等、引き続き在留の継続を認めるべき事情があり、更新の理由が真にやむを得ないものと認められるもの等をいう。

１ [redacted]

２　商品の宣伝活動について

（１）事例

外国の会社と本邦の会社との契約に基づき、本邦の百貨店で開催される物産展において、当該外国の伝統工芸品・料理の製作実演及び文化交流としての演舞を行うもので、滞在費、旅費及び食費を日本側が負担する。

（２）決定する在留資格

ア　滞在費等の実費の負担は認められるが、報酬が支払われず、商品の宣伝を目的としており、商品の販売が行われない場合、「短期滞在」に該当する。

イ　契約に基づいて商品の宣伝活動が行われ、報酬が伴う場合、「興行」に該当する。

（注）報酬として申請人に支払われる金額は必ずしも低いものではなく、「興行」の基準の「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」であること。

３　国際仲裁代理を行う外国弁護士等に係る取扱いについて

国際仲裁代理を行う外国弁護士等に係る取扱いについては、「外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法」（昭和６１年法律第６６号）の一部を改正する法律が平成８年９月１日施行され、これにより外国弁護士は、外国において受任した国際仲裁事件の手続についての代理（以下「国際仲裁事件」という。）を行うことができることとされた。この改正により、民事、商事の分野において国際間で発生した紛争を解決するために我が国の企業又は個人が外国弁護士と契約し、当該企業又は個人に係る業務を遂行することを目的とした我が国への入国が可能となるよう、基準省令及び特定活動告示が改正された。

（１）我が国の企業等本邦の公私の機関との契約に基づき報酬を受けて国際仲裁代理を行うために本邦に入国しようとする外国弁護士については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する。この場合、一般に課せられる学歴・実務経験要件及び報酬要件を適用しない。

（２）本邦の公私の機関ではないもの（事業主体性のない個人）との契約に基づき報酬を受けて国際仲裁代理を行うために本邦に入国しようとする外国弁護士については、「特定活動」（告示８号）に該当する。

（３）依頼主が外国にあるか否かにかかわらず報酬（本邦内での役務提供の対価）が支払われない場合は、在留資格「短期滞在」を付与する。

（注１）国際仲裁代理のために「短期滞在」の在留資格で在留中の者から、引き続き在留する必要がある旨の申立があった場合には、在留期間の更新許可申請を受け付け、本庁（在留管理支援部在留管理課）に連絡の上その指示を受ける。

（注２）「短期滞在」の在留資格で入国後に正式の受任契約を締結したことを理由に「技術・人文知識・国際業務」又は「特定活動」の在留資格への変更申請があったときは、上記（注１）と同様に申請を受け付け、本庁（在留管理支援部在留管理課）に連絡の上その指示を受ける。

（４）在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に当たって提出を求める資料は、次のとおりとし、報酬額や最終学歴等基準省令上適用が除外されたものに関する事項の立証は求めない。

ア　外国において弁護士としての資格を証明する文書

イ　国際仲裁代理を外国において依頼され又は受任した旨を証明する文書

ウ　依頼主が事業を営むものである場合にはその事業内容を明らかにする資料

第21節　留　　学

第１　在留資格の審査

１　留学の在留資格について

留学生の受入れは、我が国と留学生の出身国・地域との相互理解と友好親善を増進させることができること、留学生の帰国後も、我が国で築いた人的ネットワークにより相互の政治、経済、学術、文化等に関する友好関係の強化が図られ、我が国企業の海外進出や貿易の促進等にもつながること、若者の活力が少子高齢化を迎えた我が国又は地域を活性化すること、更に、大学等を卒業後、我が国の企業への就職により、労働市場に優秀な人材を確保することにもつながること等である。このように留学生の受入れは様々な側面において大きな意義を有するものであり、その受入れが積極的に行われている。

出入国在留管理行政においても、同目標の実現のために円滑な受入手続を行っているところであるが、同時に、不法残留者、不法就労者等の増加を招くことのないよう留意する必要がある。

かかる観点から、適切な入学選抜や在籍管理を行うなどして不法残留者や不法就労者を発生させていない教育機関からの申請については迅速・円滑に処理し、他方で、適切な入学選抜や在籍管理ができていないために不法残留者や不法就労者を多数発生させている教育機関、虚偽申請又は虚偽の情報を提供するなどした教育機関からの申請、又は本邦での勉学を行う活動を目的とせずに、本邦での就労等を目的として入国・在留を図ろうとする者に係る申請に対しては厳正に審査することを基本方針とする。

２　該当範囲

入管法別表第１の４の表の「留学」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動

（１）留学の在留資格に該当する範囲

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校の専門課程、高等課程若しくは一般課程、各種学校又は設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動が該当する。

（注）外国の政府機関や民間企業から派遣され、入学許可を受けずに本邦の教育機関で専ら指導を受ける活動（自ら研究等を行うのではなく、専ら指導を受ける活動）をする場合は、「留学」に該当しないときでも、「文化活動」、「研修」又は「短期滞在」に該当する場合があることに留意する。

（２）留意事項

「教育を受ける活動」に該当するためには、教育機関に在籍するだけではなく、勉学の意思及び能力を有していることが必要となる。

勉学の意思及び能力を有することの確認に当たっては、申請人の「学歴」又は「語学力」をもって行う。

３　基準

上陸基準省令に規定する許可要件は次の第１号から第８号までのとおり

第１号から第２号の２までは、「留学」の在留資格で上陸しようとするすべての外国人に適用される基準であり、第３号から第８号までは、外国人が教育を受ける機関等に応じて適用される基準であって、すべての者に適用される規定ではない。

（１）第１号について

一　申請人が次のいずれかに該当していること。
イ　申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学して教育を受けること（専ら日本語教育（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。以下「日本語教育機関認定法」という。）第一条に規定する日本語教育をいう。以下この項において同じ。）を受ける場合又は専ら夜間通学して若しくは通信により教育を受ける場合を除く。）。
ロ　申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科において専ら夜間通学して教育を受けること。
ハ　申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程に入学して専ら日本語教育を受けること又は高等学校（定

時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校の高等課程若しくは一般課程若しくは各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。

ア　要件の内容

第１号は、申請人が同号のイ、ロ又はハのいずれかに該当し、以下の教育機関において入学して教育を受けること等を要件として規定している。

（ア）大学（学校教育法第９章）

ここにいう「大学」には、学部（学校教育法第 85 条）のほか、大学の専攻科及び別科（同法第 91 条）、短期大学（同法第 108 条）、大学院（同法第 99 条）並びに大学附属の研究施設（同法第 96 条）が含まれる。

（イ）大学に準ずる機関

卒業した者が大学の専攻科・大学院の入学に関して大学卒業者と同等であるとして入学資格を付与される機関（専修学校専門課程を除く。）、当該機関の教員が教育職俸給表（一）（一般の職員の給与に関する法律別表第六）の適用を受ける機関並びに設備及びカリキュラム編制において大学と同等と認められる機関（水産大学校、海技大学校(分校を除く。）、航海訓練所、航空大学校、海上保安大学校、海上保安学校、気象大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、航空保安大学校、職業能力開発短期大学校、国立海上技術短期大学校（専修科に限る。）、国立看護大学校、学校教育法施行規則第 155 条第１項第４号に基づき文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により公示した外国の教育機関及び国際連合大学）のことをいう。

（注１）大学に準ずる機関に訓練等の一環として一時的に入学するケースは、その受入形態・活動内容等により、他の在留資格（例えば「文化活動」）によるものとする。

（注２）文部科学大臣が指定する専修学校専門課程を修了した者は、大学院の入学資格を付与されるが、これらの者が在籍する機関については、大学に準ずる機関ではなく専修学校として取り扱う。

（注３）学校教育法施行規則第155条第１項第４号に基づき、文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により公示する外国の教育機関については、文部科学省ホームページ参照。

（注４）学校教育法施行規則第155条第１項第４号に基づき、文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により公示しているもの以外の外国大学日本分校に入学する者が行おうとする活動は、当該機関の設置形態により学校教育法上の認可を得ている場合は「留学」に、認可を得ていない場合は「文化活動」にそれぞれ該当する。ただし、教育内容から外形的に、専ら日本語教育を行っているものと判断できる場合は、日本語教育機関に該当する可能性がある。

（注５）国際連合大学については、学校教育法施行規則第156条第４号において、当該教育機関の課程を修了した者に対して大学院（博士課程）への入学資格を付与することが規定されている。

（注６）職業能力開発校は、職業能力開発総合大学校等とは異なり、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することを目的とするものであることから、教育機関には当たらず、当該機関に受け入れられて技術等を修得する活動は「研修」に該当する場合があるが、「留学」の在留資格には該当しない。

（注７）法令上、「大学校」の名称の使用を制限する規定等はなく、自動車大学校など専修学校、各種学校等が「大学校」の名称を使用している場合もあり、このような場合には、本来の教育機関の区別により適用する基準を判断する。

（注８）警察大学校、管区警察学校、法務総合研究所、税務大学校、国立保健医療科学院、農業大学校、国土交通大学校、自治大学校、消防大学校、各自衛隊幹部候補生学校等の各省庁・地方自治体所管の教育・研究・研修機関において教育を受ける場合は、他の在留資格（例えば「研修」）によるものとする。

（ウ）高等専門学校（学校教育法第１０章）

高等専門学校の修業年限は５年（商船に関する学科については５年６月）である。入学資格は高等学校の入学資格と同じであり、学校教育法第118条、第57条、同法施行規則第95条に定められている。

（注）独立行政法人国立高等専門学校機構が一括して選抜試験を実施する第３

学年編入学制度においては、12年の教育課程を修了した学生を第３学年（高等学校第３学年に相当）に受け入れることとしており、通常、修了まで３年を要する。

(エ) 高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）（学校教育法第６章、第７章）

(オ) 特別支援学校の高等部（学校教育法第８章）

(カ) 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）（学校教育法第５章、第７章）

(キ) 特別支援学校の中学部（学校教育法第８章）

(ク) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）（学校教育法第４章）

(ケ) 特別支援学校の小学部（学校教育法第８章）

(コ) 専修学校（学校教育法第１１章）

① 課程

職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、①修業年限１年以上、②授業時数が所定時数（原則800時間）以上、③在籍 40 人以上、に該当する組織的な教育を行うもの（本邦に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）をいい、次の課程がある。

a　専門課程

高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、高等学校における教育の基礎の上に教育を行う。当該課程を置く専修学校は「専門学校」と称することができる。

b　高等課程

中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、中学校における教育の基礎の上に教育を行う。当該課程を置く専修学校は「高等専修学校」と称することができ、文部科学省の指定を受けた修業年限３年以上の高等専修学校を文部科学大臣が指定した日以後に修了した者に限り、大学への進学が可能である。

c　一般課程

高等課程又は専門課程の教育以外の教育を行うもの。

② 監督庁

市町村の設置する専修学校は都道府県の教育委員会が、私立の専修学校は都道府県知事がそれぞれ設置等の認可を行うとされている。

（注）専修学校が行う教育に「付帯教育」があるが、これは法令上の根拠を有しない。したがって、当該教育を受ける者は「留学」の在留資格に該当しないこととなる。ただし、「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」（平成２年法務省告示第145号、以下「留学告示」という。）をもって定める機関（以下「告示日本語教育機関」という。）又は日本語教育機関認定法に基づき文部科学大臣の認定を受けた留学のための課程を置く日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）において専ら日本語教育を受ける場合は、「留学」に該当する。

（サ）各種学校（学校教育法第134条）

①　概要

学校教育に類する教育を行うもので、その備えるべき要件については各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）に定められている。修業期間は１年以上、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、３月以上１年未満とすることができる。また、入学資格について学校教育法上の定めはない。

②　監督庁

市町村の設置する各種学校は都道府県の教育委員会が、私立の各種学校は都道府県知事がそれぞれ設置等の認可を行うとされている。

（シ）日本語教育機関

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関で、専ら日本語教育を行うものであって、告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関をいう。

（注１）「設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関」とは、設備及び編制の観点から、おおむね各種学校規程に適合する教育機関をいう（後記（ス）においても同じ。）。

①　「設備」

校地、校舎等の施設と校具・教具を合わせたものをいう。

②　「編制」

学校を組織する学級数、学校を組織する児童・生徒数、学校に配置すべき職員の組織をいう。

（注２）従前から、外国において１２年の学校教育に該当する教育課程を修了

した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う準備教育機関（課程）を留学告示で日本語教育機関とは別に掲載していたが、準備教育機関が認定日本語教育機関の対象となったため、日本語教育機関として取り扱うこととなった。

（ス）設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（日本語教育機関を除く。）

①　設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（日本語教育機関を除く。）は、留学告示の別表第４に定める教育機関をいう。

②　設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（日本語教育機関を除く。）を留学告示に定めるに当たっては、まず、当該教育機関が実施する実務的・専門的分野と密接な関係のある省庁が策定する審査基準に照らし、当該省庁において適格性を判断する。適格性があると判断される場合にはその旨入管庁へ通報され、入管庁は、当該通報について必要に応じて関係省庁との協議・連携・情報交換を行い、告示の検討・調整を行う。

③　留学告示をもって定められているものには、経済産業省において「ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準」に照らし、適格性を判断されたファッションデザイン教育機関及び「アニメーション・マンガ・ゲーム教育機関の運営に関する基準」に照らし適格性を判断されたアニメーション・マンガ・ゲーム教育機関がある。

（注）都道府県知事等の認可を受けていない教育施設から留学生（専ら日本語教育を受ける者を除く。）の受入れを希望するとして申出があった場合は、都道府県知事等の認可を受けるなどした教育機関に限り留学生の受入れを認める方針であることを説明する。

イ　用語の意義

（ア）「入学して」（第１号イ、ロ及びハ）

教育機関から当該教育機関に在籍することを許可する文書を受けて入学することをいう。したがって、単に個人的に大学教授等に師事し、研究室で研究を行う場合等は該当しない。

（注）研究生は、法令上の根拠がなく、各大学の学則等に基づき特定の専門事項の研究等に従事することを許可された者で、大学院の入学試験等の準備期間として指導教員の指導のもと授業を受ける者等をいい、大学により、研究生、特別研究学生、研修生、専修生等の名称が付されている。研究生のうち、大学が行う入学選考に基づいて入学の許可を受けた者に限り「留

学」に該当する。なお、「留学」に該当しない研究生で、学術上の活動に従事する場合は「文化活動」に該当する場合があるため留意する必要がある。

（イ）「専ら日本語教育」（第１号イ及びハ、第５号並びに第６号）

ここにいう「日本語教育」は、平成２年の当該規定の制定経緯及び日本語教育機関認定法における「日本語教育」の定義を踏まえ、受入れ時の日本語能力水準が日本語能力試験Ｎ２相当未満である者に対し行うもの（簡易な程度の日本語教育を受けようとするものを対象としているもの）を指す。

また、「専ら」の目安は、修了に必要な（又は履修）授業時間数の概ね７割以上を占めるものを指す。聴講については、年間の履修授業時間数に占める割合で判断するものとする。

[redacted]

（ウ）「専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く」（第１号イ及びハ）

① 主として夜間通学して又は通信により教育を受けることを目的とする者については基準に適合しないとの趣旨である。したがって、例えば、他の在留資格をもって在留する者や高等学校の昼間部の生徒である「留学」の在留資格をもって在留する者が夜間部に通学したり、通信により教育を受けることは可能である。

② 昼夜間制等により、必修その他主要科目のほとんどが制度上又は個々の留学生の具体的な履修計画上専ら夜間の科目を履修することが想定される場合には、第１号における「専ら夜間通学して教育を受ける場合」に該当する。

③ 正規の校舎外の施設で、教員の立ち合い無く行われる授業は、第１号における「通信による教育」に当たる可能性がある。

④ 教育課程における登校日数等にかかわらず、都道府県等の所管庁において

通信教育として認可されている場合は、原則として「通信による教育」とする（事実上全日制と同等の通学状況であること等が確認できる場合を除く。）。

[redacted]

⑤　感染症や災害の発生等の非常時において、本来のカリキュラムに沿って授業を予定どおり実施することが困難な場合であって、十分な対策等を講じたとしても対面授業を実施することが困難であると各教育機関が判断した場合においては、オンライン授業を実施しても差し支えない。

なお、当該オンライン授業を実施する場合は、双方向性を有し、対面授業に相当する効果が得られるよう、例えば、次に示すような体制が確保され、適切に受講されている必要がある。

ｉ　授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを同時かつ双方向に行うこと

（注）各授業開始時に出席確認を取ることを含む。

ii　オンライン授業中に生徒の教員に対する質問の機会を確保すること

iii　画面上の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒に教材等を準備するなどの工夫をすること

iv　一度に授業を受ける生徒数や、担当する教員の要件等について、オンライン授業の特性を踏まえ、生徒数が過度に多くならないよう減員する等の工夫を行うこと

また、対面授業を実施することが困難であることについて、必要に応じて教育機関から説明を求め、オンライン授業を実施する妥当性が認められない場合には、当該機関に対して原則どおり対面授業を実施するよう指導する。

（２）第２号について

二　申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。

ア　要件の内容

第２号は、申請人の経費支弁能力に関する要件を規定している。申請人が本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を

有することを求めているが、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、申請人が当該手段を有することを求めない。

イ　用語の意義

（ア）「本邦に在留する期間中の生活に要する費用」

学費、教材費、住居費、交通費、食費、その他一切の生活費のほか、渡航費用についても算入する。

（イ）「資産、奨学金その他の手段」

預貯金等本人名義の処分可能な資産又は奨学金が該当する。

①　預貯金

申請人が自己の就業又は相続等により得た本人名義の預貯金をいう。

②　奨学金

国費・私費の奨学金はもとより、名称が「研究助成金」、「学習奨励金」、「生活援助金」等であっても、安定・継続して支給され、かつ、研究成果等の対価的な性格を有していないものであれば、奨学金とみなされる。

（注１）資格外活動許可により本邦において得られる収入の見込額又は包括許可の範囲内の活動で得られる通常の収入額については、生活費用の一部（在留資格「留学」で安定継続的に在留するに足りる費用を除いた生活費）を補う手段の一つとして差し支えなく、学費・生活費の全額を資格外活動で賄うことは認められない。

（注２）貸与型奨学金の留意事項については、入管庁ホームページ参照。

なお、給付型奨学金と称して、一定要件を満たさなくなった場合にこれまでの給付額の返済を求めるものについては、返済方法等が貸与型奨学金の留意事項に則しているか確認する。

（３）第２号の２について

二の二　申請人が教育を受けようとする教育機関が、当該教育機関において教育を受ける外国人の出席状況、法第十九条第一項の規定の遵守状況、学習の状況等を適正に管理する体制を整備していること。

ア　要件の内容

（ア）第２号の２は、申請人を受け入れる教育機関が適切に在籍管理を行う体制を有している必要があることを規定している。

（イ）外国人留学生を受け入れる教育機関として、留学生の出席状況や資格外活動の把握、トラブル防止のための生活指導や退学時等の帰国指導等を行うことが

求められる。

イ　用語の定義

（ア）「外国人の出席状況、法第十九条第一項の規定の遵守状況、学習の状況等を適正に管理する体制」

外国人留学生に対する在籍管理を適切に行う体制のことをいう。

外国人の出席状況を適正に管理する体制とは、例えば、授業ごとに出席を取っていること、指導教授が出席状況を把握していることなどをいう。

法第十九条第一項の規定の遵守状況を適正に管理する体制とは、例えば、アルバイトを希望する学生には資格外活動許可を取得するよう指導するとともに、アルバイトの内容（就労場所、就労時間、就労内容等）を把握していることなどをいう。

また、学習の状況等を適正に管理する体制とは、例えば、修学に必要な語学能力及び経費支弁能力を入学者選抜時に適切に確認することや、入学定員、教職員組織、施設整備等を考慮した適切な定員管理を行うことなどをいう。

なお、こうした在籍管理を適切に行う体制については、単に体制を整備するといったものでは足りず、申請人の出席状況の確認及び把握方法、アルバイトの内容（場所、時間、内容等）の把握方法や資格外活動等に係る指導等について、事実の調査等を実施した際に教育機関が具体的に説明できなければならない。

具体的には、各種ガイドラインや、本節に記載の事項を踏まえ、個別に判断する。

（注）各種ガイドラインとは、全ての教育機関に適用される「『著しく不適切な受入体制』の考え方」、日本語教育機関に適用される「日本語教育機関の告示基準」及び「出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン」を指す。

なお、当面の間、大学については、文部科学省が策定した「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）」も参照すること。

（イ）「整備していること」

在籍管理を適切に行う体制がある程度整備されていても、多くの行方不明者を発生させている場合や、管理が厳格すぎることにより人権侵害行為を引き起こしている場合は、当該要件に適合しないものとする。

（４）第３号について

> 三　申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、第一号イ又はロに該当し、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすること。

ア　要件の内容

（ア）第３号は、申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合の要件を規定している。

（イ）この場合には、第１号イ又はロに該当し、教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすることが必要となるため、日本語教育機関において専ら聴講により教育を受けるような場合は該当しない。

イ　用語の意義

（ア）「専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生」

専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生には、法令上の根拠を有する科目等履修生のほか、各大学の学則等に基づき認められているいわゆる聴講生を含む（以下、これらを「聴講生等」という。）。[redacted]

なお、専修学校専門課程の科目等履修生及び聴講生は含まれない。

（注）[redacted]

（イ）「第一号イ又はロに該当し」

第一号イ又はロに該当するものに限定される。

専ら日本語教育を受ける者については、第１号ハに該当することから、専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受けることができないため、聴講科目を確認の上、専ら日本語教育を受ける状態になっていないか注意すること（正規生、国費留学生、学生交換計画その他これに準ずる国際交換計画に基づき受け入れる留学生を除く。）。

（ウ）「教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け」

入学選考に基づいて入学許可を受ける必要があり、個々の教授が許可したのみでは本基準に適合しない。

(エ)「一週間につき十時間以上聴講をすること」

1週間につき 10 時間すなわち 600 分以上聴講する必要がある。ただし、半期単位でしか履修登録できない大学の聴講生等からの申請については、前半期が週 10 時間以上であれば、適合性があるとして差し支えない。なお、聴講時間が 10 時間に満たない者については、学則等の制限により週 10 時間以上の履修登録ができない場合であっても本基準に適合しない。また、複数の教育機関において講義を受講する場合は、いずれか一つの教育機関において 10 時間以上の履修登録が必要である。

（5）第４号について

四　申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

ア　要件の内容

（ア）第４号は、申請人が高等学校において教育を受ける場合に関する要件を規定している。

（イ）ただし書きが適用される場合を除き、申請人の年齢が 20 歳以下であって、教育機関において１年以上、主として日本語で教育を受けるか、日本語を学ぶ課程等で授業を受けていることが求められる。

（ウ）他方、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられる場合には、上記（イ）の要件を満たす必要はない。

(エ) 申請人が、日本語能力を必要としない形態で授業が運営される高等学校（いわゆる「国際バカロレア認定校」等）で教育を受ける場合は、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられる場合に準じて取り扱うこととし、上記（イ）の要件を満たす必要はない。

なお、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画については、下記イ（イ）において規定しているところ、日本語能力を必要としない形態で授業が運営される場合（実質的にインターナショナルスクールである場合等）につい

ては、広く外国人留学生を募集する予定であり、その都度各国の機関等と計画書等を策定することが困難であると認められる場合は、一方的に生徒を受け入れる内容の計画書等であっても同規定を満たすものとして取り扱うこととする。

イ　用語の意義

（ア）「教育機関」

本邦の学校教育法に定める教育機関及び日本語教育機関（基準第６号に適合するものに限る。）のほか、文部科学省認定等在外教育施設、外国において正規の教育機関として国又は地方政府から認可・認定を受けているなど、我が国における教育機関に相当する機関を含む。

[redacted]

（イ）「１年以上」

「１年以上」の程度については、単に正規の教育課程の第二言語として日本語に関する授業を受けるのみでは足らず、本邦の中学校における「特別の教育課程」又は本邦の日本語教育機関での教育課程程度の日本語教育が行われる必要がある。[redacted]

（ウ）「日本語教育」

日本語を専門としている課程等を設置している正規の教育機関や現地の日本語学校において１年以上の日本語教育を受けている場合は、基準を満たしているものと判断して差し支えない。

[redacted]

（エ）「学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画」

①　本邦の高等学校と本国の教育機関が相互に生徒を受け入れるものであって、一方的に生徒を受け入れるものではないことが必要となる。ただし、「これに準ずる国際交流計画」に基づいて、学業、スポーツに関して優れた者等を

特待生等として選抜基準、選抜方法を定め、学費・生活費等を補助し、授業に適応するための支援体制を整えた上で受け入れる場合はこの限りでない。

② 相互に生徒を受け入れるものとして（上記ただし書の場合は生徒を受け入れるものとして）、選考（選抜）基準、選考（選抜）方法に関すること、学費、生活費等の費用負担・補助等に関すること、教育内容（カリキュラム）に関すること、生徒の指導・支援体制に関すること、住居・宿舎に関することが具体的に定められる必要がある。

③ 「その他これに準ずる国際交流計画」には、我が国の民間交流団体の行う交流事業であって、公益性が高い場合も含まれる。

（６）第４号の２について

四の二　申請人が中学校若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、次のいずれにも該当していること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒又は児童として受け入れられて教育を受けようとする場合は、イ及びロに該当することを要しない。

イ　申請人が中学校において教育を受けようとする場合は、年齢が十七歳以下であること。

ロ　申請人が小学校において教育を受けようとする場合は、年齢が十四歳以下であること。

ハ　本邦において申請人を監護する者がいること。

ニ　申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人生徒又は児童の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

ホ　常駐の職員が置かれている寄宿舎その他の申請人が日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設が確保されていること。

ア　要件の内容

第４号の２は、申請人が中学校、小学校又は特別支援学校の中学部又は小学部において教育を受ける場合に関する要件を規定している。

(ア) 申請人が中学校において教育を受ける場合には、申請人の年齢が 17 歳以下であること、また、申請人が小学校において教育を受ける場合には、申請人の年齢が 14 歳以下である必要があるが、学生交換計画その他これに準ずる国際交流

計画に基づき生徒として受け入れる場合には、前述の年齢要件を満たす必要はない。

（イ）申請人が低年齢であることから、親権者の同意が取れていること（学生交換計画を策定している場合を除く。）、本邦において申請人を監護する者がいること、教育機関に生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること、常駐の職員が置かれている寄宿舎等の宿泊施設が確保されていることが求められる。

イ　用語の意義

（ア）「申請人を監護する者」

本邦における申請人の親代わりとなる者で、申請人の在学中、安定的かつ継続的に監護することができる必要があり、寄宿舎の寮母、本邦に在留している正規在留中の親族やホームステイ先の世帯主等がこれに該当する。

（注１）「申請人の親代わりとなる者」とは、申請人と同居している又は同居が見込まれ、衣食住を含めて日常的に申請人を監護するものと認められる者をいう。

「申請人の在学中、安定的かつ継続的に監護することができる」とは、原則として、日本人又は現に有している在留資格が次のいずれかに該当する者若しくは特別永住者が該当する。

①　入管法別表の第１の１、第１の２及び第１の３の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能（第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）、技能実習及び短期滞在を除く。）をもって在留する者

②　入管法別表第２の表の在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等及び定住者）をもって在留する者

③　在留資格「特定活動」をもって在留する者のうち、家族帯同が可能な類型として活動を指定されている者

ただし、在留資格「特定活動」が許可され本邦に在留する外国人のうち、その在留目的上、当面の間に限って、又は暫定的な立場で本邦在留を認められる者については、「申請人の在学中、安定的かつ継続的に監護することができる」に該当するものとは認められない。（例：難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者、本国における情勢不安を理由に本邦に在留を希望し緊急措置として本邦在留が認められている者、出国準備期間として在留期間が付与された者、大学等を卒業した留学生が卒業前から引

き続き行っている就職活動を継続する目的で本邦在留が認められている者、特定活動告示44号に規定する活動を行う者（外国人起業家））

（注２）[redacted]

（イ）「常駐の職員が置かれている寄宿舎その他の申請人が日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設」

申請人の身の回りの世話が行われることが確保されていることが前提であり、申請人の通学先の寄宿舎、近隣の親族宅やホームステイ先が該当する。ホテルや旅館といった一般的な宿泊施設は、低年齢の申請人が単独生活をする施設には適さず、これには当たらない。

（注）[redacted]

（７）第５号について

五　申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

イ　申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関で法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定めるもの（以下この項において「告示日本語教育機関」という。）若しくは認定日本語教育機関（日本語教育機関認

定法第三条第一項に規定する日本語教育機関をいう。）に置かれた留学のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第一項に規定する留学のための課程をいう。以下この項において同じ。）において一年以上の日本語教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。

ロ　申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

ア　要件の内容

（ア）第５号は、申請人が専修学校又は各種学校において教育を受ける場合（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）に関する要件を規定している。

（イ）ただし書きが適用される場合を除き、申請人に、告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関における日本語学習歴、日本語能力の試験による証明又は学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）における学習歴のいずれかがあること及び教育機関に生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていることが求められる。

（ウ）外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける場合には、（イ）のうち日本語能力等の要件を満たす必要はない。

イ　用語の意義

（ア）「外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関」

いわゆる「インターナショナルスクール」のことをいう。

（注）「外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関（インターナショナルスクール）」に入学する者について、上陸許可基準には、外国人の年齢に関する規定は設けられていないが、初等教育又は中等教育を受けようとする幼少・若年の外国人を対象としていることから、年齢が 20 歳超の外国人から申請があったときは、その者の経歴、入学して勉学しようとする理由、卒業後の予定等を確認する。

（イ）「法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定めるもの若しくは認定日本語教育機関に置かれた留学のための課程において一年以上の日本語の教育を受けた者」

当該外国人が在学していた時点において告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関において１年以上の日本語教育を受けた者をいい、これには当該教育機関が在学中に告示若しくは認定された場合又は告示から削除され若しくは認定を取り消された場合も含まれる。

なお、１年以上のコースで実際に１年以上日本語教育を受けたことが必要である。また、本要件の日本語教育機関における日本語教育は、当該告示や認定の前提となったコースに入学する必要がある。

（注）本要件において、日本語教育機関において１年以上の日本語教育を受けたことが規定されているところ、日本語能力のレベルについて明示的には上陸基準で規定していないが、専修学校・各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を有していることが必要であることに違いはなく、修学に必要な日本語能力が明らかに不足している者については、教育を受ける活動が適切に行われることを慎重に判断する必要があることに留意する。

[redacted]

（ウ）「専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者」

公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験のＮ２相当以上の試験に合格した者が該当する。該当する試験については、入管庁ホームページ参照。

（エ）「学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）」

本邦に所在する日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校をいう。

（８）第６号及び第８号について

六　申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語教育を受けようとする場合は、当該教育機関が告示日本語教育機関又は認

定日本語教育機関であること（当該教育機関が認定日本語教育機関である場合にあっては、留学のための課程において日本語教育を受けるものに限る。）。

八　申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。

第６号及び第８号は、申請人が、日本語教育機関又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる機関（日本語教育機関を除く。）において教育を受けようとする場合は、当該教育機関が留学告示（別表第１及び第４）に定められているか、認定日本語教育機関である必要があることを規定している。

「専ら日本語教育を受けようとする場合」に該当するかは、「『専ら日本語教育を受けようとする場合』の判断基準に係るガイドライン」を参照する。

４　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　教育機関及び入学・在学事実

（ア）申請書（申請人等作成用）の「通学先」及び申請書（所属機関等作成用）から、申請人が入学又は在学する教育機関が、学校教育法上の位置付け等で、入管法別表に規定され、基準第１号及び第２号の２に適合した教育機関に該当することを判断する。

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語教育を受けようとする場合は、基準６号の規定に適合し、設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）は、第８号の規定に適合する教育機関である必要がある。

教育機関の名称のみならず、告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関の課程・コース等の名称と一致するか確実に確認する。

（イ）単に教授等に師事するものではなく、教育機関への入学・在学事実があることを申請書（所属機関等作成用）から確認する。

（注）必要に応じて、入学許可書又は在学証明書により確認する。なお、公立の小中学校に入学を希望する者については、住民基本台帳に登載されるまでは、通学先は決定しない。この場合、居住する予定の市（特別区を含む。）

町村の教育委員会が作成した通学予定先について説明する文書を入学許可書に代わるものとして扱う。

イ　本人の勉学の意思・能力（入管法別表の「教育を受ける活動」に関する事項）

（ア）次の申請にあっては、申請人から提出される資料から、「学歴」又は「語学力」を有することを確認する。

・　教育機関の選定（以下「選定」という。）における慎重審査対象校（以下「慎重審査対象校」という。）である教育機関に係る申請

・　選定における適正校（クラスⅡ）に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請

（注１）「慎重審査対象国」とは、経済水準や不法残留者の発生状況等を踏まえて本庁が指定する国・地域以外をいう。詳細は入管庁ホームページ参照。

（注２）[redacted]

①　「学歴」について

必要に応じて、最終学校の卒業証明書、履歴書又は日本語を学ぶ理由及び本人の経歴等を記載した入学願書の写し等の提出を求め、高等教育機関の卒業事実（又は中国大学統一試験結果）の確認を行う。また、申請人が卒業予定である場合は、卒業見込みであることを証する文書（卒業見込み証明書）の提出を求めた上、卒業した事実を確認できる文書（卒業証明書等）を追完させ、確認を行う。

（注１）中国の大学の卒業事実については、「全国学位及び研究生教育発展センター」(http://www.cdgdc.edu.cn/)又は「中国高等教育学生信息網」(http://www.chsi.com.cn/)において、卒業事実の証明を受けることが可能となっている。

（注２）入学資格については入管法令上の基準がなく、一義的には各教育機関が判断するものであることから、適正な選抜を行っている限りにおいては、入学許可を尊重する。適正な選抜を行っていない場合は、本庁に報告するとともに、学歴に係る本国照会あるいは学校の選抜状況等について当該教育機関から事情聴取等を行うものとする。

なお、在留諸申請において求められている提出書類を入管法施行規則で規定していること及び教育機関の選定を実施していることの趣旨に鑑み、選定結果によって提出が省略されている場合であっても、（語学能力を含む）修学能力及び経費支弁能力については、教育機関側において選抜時に書面や面接等で確認することが必要となる。

（注３）日本語教育機関に係る申請については、本国の教育機関を卒業する見込みであっても申請可能とする。ただし、本国において高等学校を卒業していない場合は、準備教育課程又は文部科学省認定等在外教育施設（高等部に限る。）を卒業又は修了した場合を除き、原則として本邦の高等教育機関に進学できないことから、入学しようとする日本語教育機関が大学等又は専修学校専門課程に置かれている場合は、大学等又は専門学校で個別に入学資格の審査をする場合を除いては入学要件を欠く。

また、日本語教育機関が大学等又は専修学校専門課程に置かれていない場合、修了後に大学等又は専修学校専門課程へは進学できないこととなる。このため、申請人が本国において高等学校を卒業できない事実を把握した際には、申請人に在留資格認定証明書を交付する前に、入学選考の状況や卒業後の希望進路等について日本語教育機関を介するなどして申請人に確認する。

②　「語学力」について

日本語学習歴又は日本語試験結果を証する文書を提出させ、入学しようとする教育機関に応じて必要な日本語能力を有することの確認を行う。当該語学力を求めるのは、日本で勉学をし、生活をするためには通常一定程度以上の日本語の能力を要するからである。

[redacted]

（注）[redacted]の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１節第１１参照。

「語学力」の目安は次のとおりとする。

なお、当該目安に該当する試験については、入管庁ホームページ参照。

【大学（短期大学及び大学院を含む。）若しくは大学に準ずる機関又は高等専門学校において日本語で授業を受け又は研究の指導を受けようとする者（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）】

日本語能力試験Ｎ２相当以上を目安とする。

（注）当該試験Ｎ２の基準としては、やや高度の文法・漢字（１，０００字程度）・語彙（６，０００語程度）を習得し、一般的な事柄について、会話ができ、読み書きができる能力（日本語を６００時間程度学習し、中級日本語コースを修了したレベル）

【日本語教育機関に入学しようとする者】

「日本語教育の参照枠」におけるＡ１相当以上の日本語能力を目安とする。

なお、日本語教育機関に係る申請について、日本語能力を有することを日本語試験結果を証する文書により証明しようとする場合、地方出入国在留管理局提出用の証明書を作成している試験については、当該地方出入国在留管理局提出用の証明書を提出するよう努めさせる。

（注１）Ａ１レベルを習得した者の熟達度は、「具体的な要求を満足させるための、よく使われる日常表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。」程度のものであり、日本語を１５０時間程度学習した者が到達するレベルである。

（注２）日本語教育機関に入学しようとする海外居住者に対するオンライン授業について

本邦の日本語教育機関が海外に居住する者に対して行うオンライン授業について、当該オンライン授業が、同時かつ双方向性を有し、対面授業に相当する効果が得られるよう適切に授業を行う

体制が確保され、適切に受講されていれば、日本語教育機関に入学しようとする者の日本語履修歴として認める。

[redacted]

【日本語能力要件の免除について】

申請人が以下のａからｄまでの要件を全て満たすとともに、申請人が教育を受ける本邦の大学が以下のｅ及びｆの要件を満たす場合には、当該大学の日本語別科に入学し、又は課程（別科を除く。）に進学しようとする申請人について、通常申請人に求められる日本語能力要件（「日本語教育の参照枠」のＡ１相当（授業時間１５０時間）以上及び日本語能力試験Ｎ２（２級）相当（授業時間６００時間）以上）を免除する（各種確認書（及び各種確認書の代わりとなる日本語能力又は日本語学習歴を証する書類）の提出を不要とする。）。

a　本邦の大学の別科入学から課程（別科を除く。）修了までの学費（入学金、授業料、教材費等）が、当該大学、国の機関等から全額申請人に支給されることとなっていること（原則、返済不要のもの）

b　寮へ入寮する場合は、入寮中の寮費が、本邦の大学、国の機関等から全額申請人に支給されることとなっていること（原則、返済不要のもの）

c　送出国の大学の推薦を得ており、課程（別科を除く。）修了後（課程修了者が当該課程に関連する業務に従事しようとする場合に法令上研修が義務付けられている場合は、当該研修を受ける期間を含む。）、帰国して本邦の大学で学んだ知識等を本国等に持ち帰って還元すること（国際貢献）が見込まれること

ｄ　上記ａからｃまでについて、本邦の大学、国の機関等と学生との間で文書による合意が行われていること

ｅ　大学の別科から同一の大学（別科を除く。）進学後の課程の初年度において、履修科目の過半数について外国語で授業が行われること

ｆ　受け入れる本邦の大学（別科含む。）について、在籍管理上不適切と認められる事情がないこと（適正校の選定を受けている大学（別科含む。）のみが対象となり得る。）

【専修学校、各種学校（「留学」の在留資格に係る上陸許可基準第５号本文のただし書の適用を受ける場合を除く。）又は各種学校に準ずる機関に入学しようとする者（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）】

「留学」の在留資格に係る上陸許可基準第５号のイの基準を満たす語学力を有すること。

（注１）[redacted]

（注２）設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受ける場合（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）でも、日本語で教育を受けるためには、一定の日本語能力が必要であることから、専修学校又は各種学校に入学しようとする者と同様の日本語能力を求めることとする。

（イ）上記（ア）以外の申請

本人の出入国歴、在留資格認定証明書不交付歴から、本邦に入国する目的に明らかに疑義が認められる場合を除き、原則として申請人の学力等を認めて入学を許可した当該教育機関の第一次判断を尊重することとし、入学許可事実をもって当該意思・能力を有しているものと推定し、申請書（申請人等作成用・所属機関等作成用）により確認する。

（ウ）その他の留意事項

[redacted]

上記（ア）及び（イ）までの規定にかかわらず、外国の大学（短期大学及び大学院を含む。）を卒業した者については、特に否定する証拠がない限り、勉学の意思・能力を有するものとして扱う。ただし、専修学校又は各種学校（「留学」の在留資格に係る上陸許可基準第５号本文のただし書の適用を受ける場合を除く。）に入学する者（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）については、上陸許可基準省令第５号のイに適合する必要があることに留意する。

外国の大学（短期大学及び大学院を含む。）を卒業していない者であっても、日本語教育機関に入学する者で、[redacted]

ウ　経費支弁能力（基準第２号に関する事項）

次の申請にあっては、申請書のほか、申請人から提出される下記の資料から、経費支弁能力を有することを確認する。

（ア）慎重審査対象校である教育機関に係る申請

次の資料から、生活費及び学費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか判断する。なお、複数の支弁方法を有する場合は、それらすべてについて資料を提出させる（下記（イ）において同じ。）。

①　経費支弁するに至った経緯等を明らかにする資料（経費支弁書）

②　経費支弁者と申請人の関係を立証する資料

③　預貯金残高証明書

④　資金形成経緯を明らかにする資料

⑤　経費支弁者の職業を立証する資料

⑥　経費支弁者の収入を立証する資料

⑦　（奨学金を受ける場合）奨学金の給付に関する証明書

（注１）[redacted]

（注２）奨学金の給付に関する書類については、原則として次の資料を求めることとする。詳細は入管庁ホームページ参照。

①　奨学金受給決定通知書等の写し

②　経費支弁書（奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できる書類）

③　奨学金の貸与・給付条件（及び返済条件）を規定している資料

④　奨学金の貸与・給付に係る契約書の写し

⑤　奨学金の支給回数等具体的な貸与・給付方法を説明する資料

⑥　奨学金を貸与・給付する法人の登記事項証明書

（注３）[redacted]

（注４）[redacted]

[redacted]

（イ）適正校（クラスⅡ）の日本語教育機関、専修学校、各種学校又は各種学校に準ずる機関に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請

上記（ア）の資料のうち一部を省略した上で提出を求め、生活費及び学費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか判断する（資料の詳細は、第３１節別表を参照）。

（ウ）高等学校、特別支援学校の高等部、中学校、特別支援学校の中学部、小学校及び特別支援学校の小学部に係る申請

申請書により判断するとともに、必要に応じて上記（ア）の資料等を求める。

（エ）上記（ア）、（イ）及び（ウ）以外の申請

教育機関が初年度の入学金及び授業料を支払い得るとして入学を許可した事実を尊重し、経費支弁能力を有するものとして取り扱い、原則として申請書（申請人等作成用）「滞在費の支弁方法等」から判断する。詳細は第３１節別表参照。

エ　教育機関の設置形態等による個別事項

（ア）夜間大学院に入学を許可された者

大学側に管理体制を説明した文書を提出させ、基準第１号ロに適合することを確認する。なお、大学の在籍管理体制については、単に体制を整備するといったものでは足りず、申請人の出席状況の確認及び把握方法、アルバイトの内容（場所、時間、内容、報酬等）の把握方法や資格外活動等に係る指導等について、具体的に明示されなければならない。

（イ）専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生

履修届の写し又は聴講科目及び聴講時間を証する文書を提出させ、基準第３号に適合することを確認する。

また、本邦の高等教育機関の学位又は称号を有さない者が日本語による授業を聴講しようとする場合は、原則として、日本語能力試験Ｎ２相当以上の語学力を有していることを確認する。

（注）専ら聴講による教育を受けない研究生の場合は研究内容を証する文書により勉学の目的を確認する。

（ウ）高等学校に入学を許可された者

日本語学習歴を証する文書又は学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に関する資料を提出させ、基準第４号に適合することを確認する。

また、申請人が本国法における未成年者である場合は、親権者の同意を得ていることを確認する（学生交換計画を策定している場合を除く。）。

なお、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画による場合であって、計画を結ぶ相手方が本国における民間の留学生派遣機関等であるときは、相互に生徒を受け入れるものであるか、計画が具体的であるかについて慎重に審査する。

（エ）中学校若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部に入学を許可された者

申請人の本邦における滞在先について、寄宿舎の場合はパンフレット、ホームステイの場合は間取り図等の滞在先の概要が分かる資料を提出させ、基準第４号の２に適合することを確認する。

なお、日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設は、申請人の身の回りの世話が行われることが確保されていることが必要である。

また、未成年者の保護の観点から、監護者に関する資料の他、親権者の同意書についても確認する必要がある。

（オ）大学に入学を許可された者（専ら日本語教育を受ける疑義のある者）

専ら日本語教育を受ける者であるかを判断するため、日本語能力試験Ｎ２相当未満の日本語能力水準で専ら日本語教育を受けようとする場合は、必要に応じて、交換留学生又は国費留学生のみを受け入れる課程であることを証明する書類を確認する。

（カ）介護福祉士養成施設、看護師等養成学校等に入学を許可された者

介護福祉士を養成する専門学校（以下「介護福祉士養成施設」という。）、看護士等を養成する専門学校（以下「看護師等養成学校」という。以下、保健師・助産師等に対し医療系実習を行う養成所等を含む。）、看護師等養成学校の准看護師課程（以下「准看護師養成学校」という。）、高等学校の衛生看護科、看護高等専修学校においては、「昼間定時制」等で受け入れ、通常４時間程度授業（カリキュラム上の実習を含む。）を行い、その他の時間（午前及び夕方以降）は１日８時間程度医療機関等においてカリキュラム外の実習と称して実習期間外でも常時稼働させる等の事案が発生したことから、受入機関に対し調査を行った上で、

・　特定施設等での稼働を前提とするものではないこと（実習期間を除く。）。
・　受け入れられる学生の数がその指導の及ぶ範囲を超えるものではないこと

を確認することとする。准看護師養成学校等への進学を予定して、日本語教育機関に入学を希望する外国人からの在留資格認定証明書交付申請についても、同様に取り扱う。

なお、進学（予定）先を「医療関係の学校」等とのみ陳述している場合は、具体的学校等の名称を明らかにさせる等入国目的の把握に努めること。

オ　単身で生活しようとする未成年の留学生（小中学生を除く。）に係る在留審査

１８歳未満の留学生は民法上未成年であり、父母の親権に服す年齢であるため教育機関の受入れ体制を慎重に審査する必要がある。したがって、１８歳未満の留学生が単身で生活をする場合（寄宿舎に入寮するなどし、寮母等が留学生の生活のサポートをするなど実質的に単身で生活するとは認められない場合を除く。）には、当該留学生が安定的かつ継続的に「留学」の活動を行うため、学校職員や本邦の親族等が当該留学生の身の回りの世話や生活上の相談及び助言等を行う体制が確保されていることを在籍予定の教育機関が具体的に確認していることを審査において確認する。

カ　[redacted]

キ　技能実習を終了した者又は終了予定の者からの在留資格認定証明書交付申請

技能実習で学んだ技能等が、母国において活用されていることを確認する。

[redacted]

[redacted]

ク　特定技能（元技能実習生）からの在留資格変更許可申請

[redacted]

（２）在留期間の更新時

ア　教育機関及び入学・在学事実

在留資格の決定時の項に同じ。

イ　本人の出席・成績状況

（ア）教育機関（前回在留諸申請以降に所属していた全ての教育機関を含む。）における出席証明書、成績証明書又は単位取得証明書等を求め、出席及び成績状況に応じた審査を行う。

過去の勉学状況が良好なものについては柔軟な審査を行い、進学した場合はその前後の専攻の関連性は厳格に問わない。

（イ）次のいずれかに該当する場合は修学状況が不良であるので相当性がないものとする。

①　[redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

[redacted]

（注３）[redacted]

② [redacted]

③ [redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

④　留年又は休学している者については、教育を受ける活動を行っているかにつき、慎重に審査を行う。

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

（注３）[redacted]

（注４）[redacted]

（ウ）合理的理由がない限り、専ら聴講による研究生、聴講生としての活動について１年、専ら聴講によらない研究生としての活動について２年を超える場合は、その相当性につき慎重に審査するものとする。

（注）[redacted]

（エ）合理的理由がない限り、専ら日本語教育を受ける活動については、通算して２年を超えないこととし、これを超える場合は相当性がないものとする。

（オ）修業年限以外において退学することを前提とした入国・在留諸申請がなされた場合、勉学の意思・能力を慎重に審査する。

（注１）[redacted]

[redacted]

（注２）[redacted]

（注３）[redacted]

ウ　経費支弁能力

（ア）慎重審査対象校である教育機関に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請である場合

支出状況及び収入状況を明らかにする資料（滞在費支弁に関する申告書）並びに以下の提出資料から、本邦において学習し生活するのに十分な経費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか確認し、本人以外の者が支弁する場合は支弁するに至った経緯を明らかにさせる。

さらに、経費として支弁するための資金を形成するに至った過程を明らかにさせ、在留中の経費を安定・継続して支弁する能力を有しているか確認する。

（注１）[redacted]

（注２）申請人又は被扶養者が資格外活動許可により得た預貯金も経費支弁能力の一部として認める。

（注３）送金による場合は、その事実の有無を確認する。

（注４）[redacted]

① 本人支弁の場合

a 直近の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（アルバイトを１年以上行っている場合）

b 給与明細書の写し（アルバイトを行った期間が１年未満である場合又はaについて明らかに前年１年分の給与額が反映されていない課税納税証明書の提出があった場合）

c 本国での収入又は資産の額を証明する資料（自らの本国での収入又は資産により支弁している場合）

② 他人支弁の場合

a 本国からの送金による場合は、送金証明書

b 本国から携行者が持ち込んだ場合は、外国人が携行者のときは在留カードの写し等身分を証明する資料、日本人が携行者のときは運転免許証又は健康保険証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）

c 本邦に居住する者が支弁する場合は、送金証明書及び支弁者の収入証明書

d 支弁者との関係を明らかにする資料

③ 奨学金を受ける場合

a 奨学金の給付に関する証明書

（イ）直近の在留期間更新許可申請において資格外活動許可に係る指導を受けている者、資格外活動その他の法違反に係る情報提供がある者、過去の在留状況に問題がある者等、経費支弁能力に疑義のある者からの申請の場合

上記（ア）と同様に確認する。

（ウ）適正校（クラスⅡ）の日本語教育機関、大学（正規生を除く）、専修学校、各種学校又は各種学校に準ずる機関に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請

支出状況及び収入状況等を明らかにする資料（滞在費支弁に関する申告書）から経費支弁能力等に疑義がないか確認し、必要に応じて上記（ア）の資料等を求め、本邦において学習し生活するのに十分な経費を支弁し得る資産又は継

続して得られる資金を有しているか確認する。

（エ）[redacted]

（オ）上記（ア）ないし（エ）以外の場合、入学又は在学を許可されている事実をもって経費支弁能力を有するものとして、申請書（申請人等作成用）「滞在費の支弁方法等」により確認する。

申請人が奨学金を受ける場合は、奨学金の給付に関する証明書の提出を求め、経費支弁能力の有無を確認する。

エ　教育機関等の形態による個別事項

在留資格の決定時の項に同じ。

オ　その他

[redacted]

5　立証資料

第３１節別表による。

6　在留期間

在留期間については、次のとおり決定する。

（１）在留資格の決定時

ア　在留資格「留学」に係る基準省令第１号イ又はロに該当する者

申請人 ＼ 在籍予定期間	下記(ア)該当者		下記(イ)該当者
	国費留学生等及び博士課程（後期）入学予定者		
４年以上	４年３月	２年３月	１年３月
３年３月以上４年未満	４年	２年	１年
３年以上３年３月未満	３年３月	２年３月	１年３月

２年３月以上３年未満	３年	２年	１年
２年以上２年３月未満	２年３月		１年３月
１年３月以上２年未満	２年		１年
１年以上１年３月未満	１年３月		６月
６月以上１年未満	１年		６月
３月以上６月未満	６月		
３月未満	３月		

イ　在留資格「留学」に係る基準省令第１号ハに該当する者

申請人 / 在籍予定期間	下記(ア)該当者	下記(イ)該当者
１年以上	１年３月	６月
６月以上１年未満	１年	６月
３月以上６月未満	６月	
３月未満	３月	

（ア）次の①から③までのいずれをも満たす者

①　申請人が入学して教育を受けようとする機関が、「適正校」としての選定を受けている教育機関又は問題在籍者の発生状況に特段の問題のない教育機関（高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校に限る。）であること。

②　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行していること（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）。

③　その他在留中の活動状況等を確認すべき特段の事情がないこと。

（注）上記①から③までを満たす者のうち、国費留学生、外国政府派遣の留学生、ＪＩＣＡプログラムのうち大学等において在留資格「留学」で受け入れるもの及び博士課程（後期）入学予定者である者に限り、在籍予定期間に応じ、３年以上の在留期間を決定する対象とする。[redacted]

（イ）上記（ア）の①から③までのいずれかを満たさない者

（注）聴講生等にあっては、上記の取扱いにかかわらず、決定する在留期間は最長１年３月とする。下記（２）の在留期間の更新時に同じ。

※１　申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

（２）在留期間の更新時

許可後の在留期間の満了日が、在籍予定期間の終了日（卒業日等）の翌月の末日（例：３月卒業の場合は４月３０日）を含む最短の在留期間となるよう月単位で決定する。

なお決定する最長の在留期間は以下のとおり。

ア　在留資格「留学」に係る基準省令第１号イ又はロに該当する者

①　下記（ア）該当者

４年３月

②　下記（イ）該当者

２年３月

③　下記（ウ）該当者

１年３月

イ　在留資格「留学」に係る基準省令第１号ハに該当する者

①　下記（ア）又は（イ）該当者

１年３月

②　下記（ウ）該当者

6月

（ア）下記（イ）の①から④までのいずれをも満たす者のうち、在学状況が極めて良好である[redacted]こと。

（イ）次の①から④までのいずれをも満たす者（上記（ア）該当者を除く。）

①　申請人が教育を受けようとする機関が、「適正校」としての選定を受けている教育機関又は第２の３に規定する問題在籍者の発生状況に特段の問題のない教育機関（高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校）であること。

②　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行していること。

③　申請人の在学状況が良好である[redacted]こと。

④　その他在留中の活動状況等を確認するべき特段の事情がないこと。

（ウ）上記（イ）の①から④までのいずれかを満たさない者。

（注）在籍予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「４月」を決定する。

※１　申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３　[redacted]

（１）[redacted]

ア　[redacted]

イ　[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

第２　応用・資料編

１　申請の受付・処分に係る留意点

（１）在留資格認定証明書交付申請については、教育機関に対して代理申請の協力を求めることとし、申請時期についても、入国手続に要する期間を勘案してできるだけ早期に申請するよう指導する。

なお、日本語教育機関の職員による在留資格認定証明書交付申請の代理申請については、入学時期に合わせて多数の申請案件に対する処分を的確に行うため、一括申請・一斉交付で対応することとし、そのための期間を設定するとともに、当該期間以外の日に申請を行うことが予定されている場合は、あらかじめ申請予定日、申請予定者数等を連絡するよう、日本語教育機関の協力を求めることとし、申請時期についても、入国手続に要する期間を勘案してできるだけ早期に申請するよう協力を求める。

この一括申請・一斉交付は、各地方局等の実情に応じて期間を設定して行うものであるが、あくまで日本語教育機関の職員による代理申請手続に関し、申請の処理上日本語教育機関の協力を求めるものであり、当該期間の経過後に申請がなされた場合であっても、受付の要件に適合している限り、申請を受け付けなければならない。一括申請日以降に申請が行われた場合は、一斉交付日に申請結果の通知を行うことができない可能性がある旨、日本語教育機関に対して連絡する。

（注）一括申請・一斉交付については、各地方局等の実情に応じて、大学・専修学校・各種学校の日本語教育機関に入学する申請についても、申請時期を設定するなどの協力を求めるものとする。

（２）在留資格認定証明書交付申請の処分については、入学時期に配慮して行うものとし、特段の事情のない限り、おおむね授業開始１か月前までに交付等するものとする。

（３）在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、申請取次制度の活用を勧奨する。

２　定員等の取扱い

（１）[redacted]

（注）

（２）

ア

イ

ウ

[redacted]

エ [redacted]

[redacted]

（注）[redacted]

3　在籍管理状況等の把握

（１）留学生の在留状況に関する届出

第９編の２第４章第２節第１の１（１）及び第３節第１の２を参照

（２）退学者等の取扱い

ア [redacted]

イ　退学又は除籍者を多く発生させている教育機関について、入学選抜時における語学力・経費支弁能力の確認方法や留学生受入れ後の在籍管理状況等を聴取する

とともに、必要な指導等を行う。

（３）教育機関（高等学校、中学校、小学校、特別支援学校を除く。）の選定

本庁からの事務連絡等及び下記に従って選定作業を行い、選定結果を本庁に報告する。

なお、選定の趣旨は、教育機関の入学選考等の在籍管理を尊重し、手続の簡素化等の対象となる教育機関（適正校）を選定することであり、適正校に選定されなかった機関（慎重審査対象校）には原則どおりの手続が適用されるというものであって、適正校に選定しないことは、教育機関に対して罰則を科す性質のものではないことに留意する。

ア　適正校の選定

管内の各教育機関が、次の（ア）から（ウ）までの基準を全て満たしているときは、当該教育機関の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関として、適正校に選定する。

（ア）前年１月末の在籍者数に占める問題在籍者（前年１年間（１月１日から１２月３１日まで）に次の①から⑤までのいずれかに該当した者のことをいう。以下同じ。）数の割合（以下「問題在籍率」という。）が５パーセント以下であること。ただし、前年１月末の在籍者数が１９人以下である場合は、問題在籍者数が１人以下であること。

①　不法残留した者

②　在留期間更新許可申請が不許可となった者（当該申請に関し、申請内容どおりでは許可できない旨の通知を受けた者を含む。[redacted]）

i [redacted]

ii [redacted]

iii [redacted]

iv [redacted]

v [redacted]

③　在留資格を取り消された者

④　退去強制令書を発付された者

⑤　資格外活動許可を取り消された者

（注１）問題在籍者については、上記①から⑤までのいずれかに該当することとなった理由の原因となる事実が発生した時期に在籍していた教育機関に計上し、当該時期に複数の教育機関に在籍していた問題在籍者については、その在籍期間の長短にかかわらず、当該時期に在籍していた教育機関に対し、等分に機関数で除した数を計上する。

（注２）在籍者数は、各教育機関に対して在籍者数等調査を行うことにより確認する。

（イ）入管法第１９条の１７に基づく届出により、当該機関が受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。

（注）既に当該届出の履行について指導を行った教育機関について、指導後も改善が見られず、２年連続で当該届出が適正に履行されていないことが確認された場合は、（イ）の基準を満たさないものとして扱う。

（ウ）上記（ア）及び（イ）のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

（注）[redacted]

イ　適正校のクラス分け

適正校のうち、前記アに掲げる基準に加え、次の（ア）から（エ）までの基準を全て満たし、特に在籍管理が適正であると認められる教育機関については、適正校（クラスⅠ）に選定し、それ以外の適正校については、適正校（クラスⅡ）に選定する。

（ア）問題在籍率が３年間継続して１パーセント以下であること（当該選定を含む。）。ただし、外国人留学生の在籍者が９９人以下の場合は、問題在籍者が１人以下であること。

（イ）３年間連続して適正校に選定されること（当該選定を含む。）。

（ウ）前年中に入管法第１９条の１７に基づく届出を適切に履行したことが確認できること。

（注）当該選定において、後述の届出不履行に伴う指導の対象となる場合は、指

導が１回目であっても（ウ）の基準を満たさないものとして扱う。

（エ）その他、在籍管理上の懸念事項がないこと。

（注）[redacted]

ウ　慎重審査対象校の選定

（ア）在籍管理が適正に行われていると認められない教育機関

上記アの（ア）から（ウ）までのいずれかを満たさない教育機関は、在籍管理が適正に行われていると認められない教育機関として、慎重審査対象校とする。

（イ）新規・再開校

新たに開設された教育機関が在留資格「留学」をもって本邦に在留する学生（留学生）の受入れを開始した場合や、一定期間留学生の受入実績がない教育機関が受入れを再開した場合に、次の①又は②のいずれかの条件を満たさないときは、問題在籍率の算出ができないことから、当該機関を新規・再開校に選定する。

なお、新規・再開校は、慎重審査対象校とする。

①　前年１月末日時点で外国人留学生の在籍者がいること

②　前年１月１日までに不法残留者等の発生可能性が生じている（当該機関が新規開設又は受入再開時に受け入れた留学生の在留期限が同日よりも前の日付になっている）こと

（注）各年の情勢を踏まえて、前年以前の１月末日の在籍者数等を考慮する必要があるときは、別途事務連絡等で定める。

エ　問題在籍者数の算出

各教育機関の問題在籍者数の算出は、各地方局等において問題在籍者名簿を作成し、前年中に前記アの（ア）から（オ）までの問題在籍事由のいずれかに該当した者を抽出することにより行う。

オ　入管法第１９条の１７に基づく届出の履行状況の確認

（ア）届出の提出状況の確認

選定作業においては、各教育機関から選定対象期間中（前年１月１日から１２月３１日まで）に届出事由が生じた入管法第１９条の１７に基づく届出が提出されているか否かという観点から確認する。

（イ）届出に関する注意喚起及び指導

留学生を受け入れている教育機関の中には、入管法第１９条の１７に基づく届出を行っていない機関が散見されることから、在籍者数等調査時等に管内の教育機関に対して周知文書を送付し、当該届出に関する注意喚起を行う。

また、前記（ア）による確認の結果、入管法第１９条の１７に基づく届出を適切に行っていることが確認できなかった教育機関に対しては、指導書により指導を行う。

カ [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

キ　選定結果

選定結果は、在留資格認定証明書交付申請について、翌年４月以降に入学を予定する者に係る審査から適用し、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、翌年１月以降の申請に係る審査から適用する。

各年の選定結果は、翌年の選定結果の適用開始をもって適用を終了し、翌年の選定の対象外となった教育機関については、同年の選定結果の適用開始以降、適正校の通知を受けていない教育機関として、慎重審査の対象とする。

ク　報告

（ア）選定結果の報告

各地方局における教育機関の選定結果等は、問題在籍者名簿（第１２編別記第２号の１様式及び同第２号の２様式）及び選定結果報告（第５編別記第１４号の１様式及び同第１４号の２様式）により、本庁宛て報告する。

（イ）[redacted]

ケ　高等学校・中学校・小学校・特別支援学校

多数の生徒を受け入れている教育機関に対しては、入管法第１９条の１７による届出があることを確認するほか、適宜の方法で出入国、在留状況に関する報告を求め、問題在籍者の発生の有無に留意する。

4　教育機関に対する調査等について

（１）総則

留学生を受け入れる教育機関に対する調査については、主に次のとおりに分類されるところ、本項では下記ア及びイにおける調査について規定する。

ア　全ての教育機関の在籍管理状況等の把握及び指導を目的とした不定期実地調査

イ　日本語教育機関の在籍管理状況等の把握を目的とした定期調査

ウ　[redacted]

エ　日本語教育機関の新規開設に係る認定基準適合性の確認を目的とした実地調査

オ　留学告示別表第１の表に掲げる日本語教育機関に対し抹消を検討することを目的とした実地調査

（注）[redacted]

（２）全ての教育機関の在籍管理状況等の指導及び把握を目的とした不定期実地調査について

ア　概要

以下の事例のような在籍管理が不適切である旨の提報等を調査の契機として、当該教育機関に在籍する留学生の在留資格及び資格外活動許可の取消しの判断を行うことを目的とし、入管法第５９条の２に基づき、教育機関の同意を得て、所管庁が存在する場合においては可能な限り同庁と合同で、実地調査を行うもの。

[redacted]

イ　調査内容

主として次の点について調査を行うこととし、調査の契機となった事由に応じて柔軟に対応する。

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

（ウ）[redacted]

（エ）[redacted]

（オ）[redacted]

ウ　指導等の方法

特定の教育機関において、不法残留者の多数発生、学生の不法就労等による摘発、刑事事件による摘発など在籍管理が不適切であると認められる事案が発生した場合は、当該教育機関の留学生担当者から学生の選抜・選考、在籍管理方法等について事情を聴取する等して、改善を指導する。

その方法については、事案の態様を問わず、書面（別記第９５号様式「改善指導書」）をもって実施し、教育機関からの改善報告についても、改善報告書として書面により提出させる。

[redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

（ウ）[redacted]

[redacted]

（エ）[redacted]

[redacted]

（オ）[redacted]

（カ）[redacted]

（注）[redacted]

エ　その他留意事項

当該教育機関において発生している問題の特性に鑑み、必要に応じて所管庁と連携をとり、合同で実地調査を行うこと。所管庁が都道府県ではなく省庁に該当する場合、本庁の調整が必要となることから、速やかに本庁の指示を仰ぐこと。

また、実地調査に加え、教育機関の留学生担当者から事情を聴取する等して実態の把握に努め、是正指導を行うこと。

（３）留学告示別表第一に掲げる日本語教育機関に対する定期調査

後記９（４）に基づき、告示基準第１条第１項第４５号に基づく報告の内容及び選定結果に応じて対応する。

（４）認定日本語教育機関の在籍管理状況等の把握及び指導を目的とした定期調査

ア　概要

日本語教育機関については、その性質上、日本語能力が十分でなく、不法就労等に至る在留上のリスクが比較的高い外国人を受け入れる機関であることから、[redacted]定期的な調査が必要となる。

イ　調査時期

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

ウ　調査内容

（ア）書面調査

対象の認定日本語教育機関に対して、報告書（別記第９４号の２様式）の提出を求め、同報告書の内容を精査することにより、在留管理状況等を調査する。

[redacted]

（イ）実地調査

前記（ア）の書面調査に対する報告書の内容を踏まえて実地調査を行う場合は、主に次の点について調査を行う。

なお、調査に当たっては、調査表（別記第９６号の２様式）を使用する。

① [redacted]

② [redacted]

③ [redacted]

④ [redacted]

⑤ [redacted]

⑥ [redacted]

ウ　指導等の方法

実地調査において、各種ガイドラインに適合していないことが判明した場合は、当該認定日本語教育機関に対し、改善指導を行う。

当該指導は、改善指導書（別記第９５号様式）により行い、期限を定めて改善状況を改善報告書として書面で報告させ、各種ガイドラインへの適合状況を再度確認する。

[redacted]

なお、各種ガイドラインの適合性の判断に当たり、文部科学省の確認を要するものがある場合、適合していないと疑われる事実等について、本庁に報告する。

エ [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

（エ）[redacted]

（オ）[redacted]

[redacted]

（カ）[redacted]

５　認定日本語教育機関の新規開設に係る対応等

（１）相談受付

新たに、在留資格「留学」をもって在留する外国人を入学させようとする日本語教育機関の開設の方法を問われた場合には、文部科学省ホームページに掲載されている手続の流れ、申請の手引き及び認定の要件等を案内する。

（注）[redacted]

（２）文部科学省からの協力依頼

地方出入国在留管理局等は、認定日本語教育機関の認定申請手続に関し、文部科学省から審査への協力依頼があった場合、可能な限りこれに応じることとし、在籍管理の観点から調査表（別記第８４号の２様式）に沿って、文部科学省に提出された申請書類等の確認を行い、実地確認への同席を求められることを想定し、基準等に適合しない可能性のある問題点等をあらかじめ把握する。

また、告示日本語教育機関が文部科学大臣の認定を受けた場合は、留学告示別表第１の表から抹消することとなるため、文部科学省から告示日本語教育機関に係る認定申請の審査への協力依頼があったときは、当該告示日本語教育機関に対して、次のア及びイの内容が記載された同意書（別記第９８号の２様式）の提出を求める。

ア　日本語教育機関認定法に基づく文部科学大臣の認定を受けた場合（既存の告示対象コースの一部のみ認定を受けた場合を含む。）は、留学告示別表第３の表へ移行することとなること。

イ　同認定を受けなかった場合は、認定を受ける日又は令和１１年３月３１日のいずれか早い日が経過するまでの間、日本語教育機関の告示基準を満たす限りにおいて、引き続き留学告示別表第１の表への掲載を希望すること。

（３）実地確認

ア　実地確認の方法

地方出入国在留管理局等は、文部科学省から実地確認への同席を依頼された場合、調査表に基づき、（２）の申請書類等の確認によって把握した問題点とともに、数量的要件を中心に確認する。

実地確認は、文部科学省の職員を含め、２名以上の職員によって行い、視察を始めるに当たっては、申請書類等の記入内容に関して詳細を承知している者の立会いを求め、当庁職員の同席及び室内立入り（及び写真撮影）の同意を得る（別記第８５号の２様式）。

（注）[redacted]

イ　具体的確認事項

実地確認に当たっては、在籍管理の観点から、例えば次のような点を確認する。

（ア）施設・設備（校地・校舎、教室等）

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

④[redacted]

[redacted]

（イ）留学生の募集について

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

（ウ）在籍管理について

①[redacted]

②[redacted]

ウ　実地確認における留意事項

（ア）実地確認においては、公平、客観的に行うとともに、調査によって知り得た内容について秘密を厳守する。

（イ）校舎の外観及び教室、教員室、事務室、図書室、保健室等の校舎内の施設について、調査当事者以外の者の確認を容易にするため、文部科学省と事前に撮影担当を調整し、応対者の同意を得た上で（別記第８５号様式）写真撮影により記録する。

（４）本庁への報告

ア　地方出入国在留管理局等は、上記（３）に定める実地確認終了後、調査表を記入するとともに、上記（３）イの事項について確認の結果、当該教育機関を文部科学大臣が認定するに当たり、外国人留学生の在籍管理が適正に行われるか等の観点から、地方局長又は支局長の意見を付して本庁へ報告する。

イ　上記アの報告は、認定申請受理日のおおむね２月後までに行うものとする。

（５）文部科学省への意見提出

本庁は、地方局等から報告を受けた場合には、地方局等の確認した内容が十分なものか確認の上、文部科学省の事前協議に対し、在籍管理の観点から意見を提出する。

6 [redacted]

（１）[redacted]

（２）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

（３）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

7 [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）

（ウ）

（２）

（３）

ア

イ

ウ

（４）

ア

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

[redacted]

[redacted]

（５）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（７）[redacted]

８　日本語教育機関の告示基準に係る変更内容の報告

（１）地方局等は、留学告示別表第１に掲げる告示日本語教育機関から告示基準第１条第１項第４２号に基づき変更内容の報告を受ける場合には、別記第８８号様式に定める当該変更内容に応じた資料を、別記第８９号様式の期間を目安に提出するよう求めることとする。この場合において、提出を受ける資料の様式等については、告示制度による新規開設の際に求めていた資料及びその立証資料とする。

ア　告示基準に基づく変更内容の報告のみを行う場合の提出資料部数

（ア）正本　１部

（イ）副本　下記のとおり

・　設置者の変更①（注１）の場合　副本４部

・　教育課程の変更の場合　副本３部

・　教員・校長等の変更の場合　副本２部

・　上記以外の変更の場合（注２）　副本１部

（注１）設置者の変更のうち、設置者の変更②（設置者が学校法人へ変更となる場合のうち、旧設置者と新設置者の設置代表者が同一人物の場合）及び設置者の変更③（設置代表者又は経営担当役員の変更の場合）を除く。

（注２）文部科学省への照会を要しないもの。

イ　文部科学省への認定申請と並行して告示基準に基づく変更内容の報告を行う場合の提出資料部数

（ア）正本　１部

（イ）副本　前記ア（イ）の各変更内容と同数

（注）認定申請書類を代用するものについては、原本を認定申請に用いているため、写しで差し支えない。

（２）告示日本語教育機関が、文部科学省に対する認定申請に併せて告示基準に基づく変更内容の報告を行う場合は、前記５（２）と同様に、当該告示日本語教育機関に対して、文部科学大臣の認定を受けた場合に留学告示別表第１の表から抹消されることに係る同意書（別記第９８号の２様式）の提出を求める。

なお、告示日本語教育機関が文部科学省に対して認定申請前の行政相談を既に行っており、近日中に認定申請に及ぶことが明らかである場合に、告示基準に基づく各種変更報告を行いたい旨の申出があったときは、認定申請を行った上で告示基準に基づく変更内容の報告を並行して行うよう案内する。

（注１）文部科学省の日本語教育機関の認定制度においては、設置者変更は認められておらず、設置者が変わる場合は新たな設置者が新規に認定を取得する必要がある。そのため、設置者変更を検討している場合は、先に告示基準に基づく設置者変更を行った上で、認定申請を行う必要がある。

（注２）定員変更については、認定日本語教育機関認定基準等において、

・既存の定員を上限に認定を受けることは可能（認定を契機に増員は不可）

・認定申請中や認定後最初の課程の開始から１年未満の定員増は不可

とされていることから、告示日本語教育機関として近い将来に定員増を検討している場合は、告示基準に基づく定員増を行った上で、認定申請を行う必要がある。

（３）変更内容の確認は、別記第９０号様式の変更内容の確認に要する期間を考慮して実施し、報告等を行う。

（４）別記第９０号様式に指定した変更事由以外については、変更内容に応じて「調査表」（別記第８４号様式）に必要事項を記載し、変更内容の適否について意見を付した上で副本とともに本庁へ報告する。この場合、専修学校又は各種学校である日本語教育機関以外が新たな校地・校舎を取得した場合には、実地訪問を行った上で報告することが望ましい。

（５）地方出入国在留管理局等は、別記第９０号様式に指定した変更事由の内容が基準等に適合していると判断したとき及びその他の事項について本庁から基準等への適合性について問題がないとの通知を受けたときは、告示日本語教育機関に対してその旨を口頭で回答する。また、基準等への適合性について問題があるときは、告示日本語教育機関に対して改善すべき事項を口頭で回答する。

（６）告示日本語教育機関に対して基準等への適合性について問題がないと回答したもののうち、当該変更により告示内容を変更する必要がある場合には、本庁は当該変更に係る手続を開始する。

（７）[redacted]

（注）[redacted]

９　日本語教育機関の告示基準（以下「告示基準」という。）に基づく各種報告について

（１）退学した生徒に係る報告

告示基準第１条第１項第３８号に基づく告示日本語教育機関からの報告（別記第９１号様式）があった場合については、事案発生月の１日現在における在籍者数、該当する生徒の国籍・地域、氏名、生年月日、性別、在留カード番号、当該告示日本語教育機関への入学時期及び卒業見込み時期、同月の出席率、前月の出席率、同人に対する指導状況等を記載させる。

（２）告示基準第１条第１項第３９号に基づく報告を受けた場合の対応

[redacted]

（３）告示基準第１条第１項第４４号に基づく報告を受けた場合の対応

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

（４）告示基準第１条第１項第４５号に基づく報告を受けた場合の対応

ア [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

イ [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（５）告示基準第１条第１項第４６号に基づく報告を受けた場合の対応

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（６）教育機関における各種報告の適正な実施のための取組

告示基準に基づく各種報告の実効性を確保するため、地方局等においては、報告期限が過ぎても報告がなされない教育機関に対しては、当該事実をもって留学告示から抹消することが適当と考えられる場合等、特段の事情のある場合を除き、原則として速やかに報告するよう指導を行う。

地方局等において、再三にわたり指導等を行っているにもかかわらず、なお適切に告示基準に基づく報告を行わない教育機関については、重点調査対象校指定の上申及び留学告示からの抹消について検討するなどの対応を行う。

10 [redacted]

（１）[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

（３）[redacted]

ア [redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

[redacted]

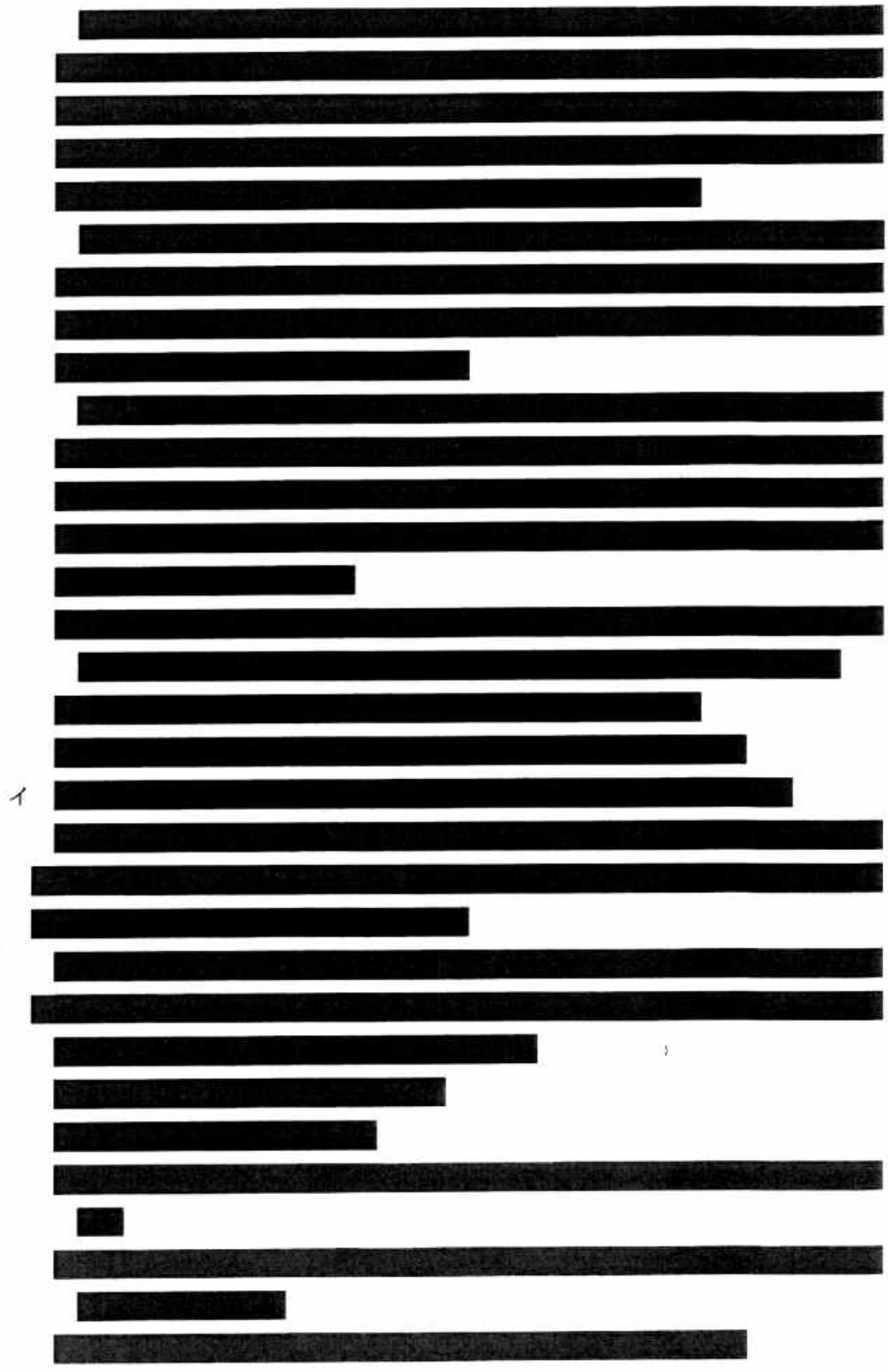
（ウ）[redacted]

[redacted]

（エ）[redacted]

[redacted]

（オ）[redacted]



[redacted]

11　留学告示からの抹消に係る手順等（告示日本語教育機関からの申出又は告示日本語教育機関の閉鎖により抹消する場合に限る。それ以外の事由による抹消手続については、下記12参照。）

（１）告示日本語教育機関からの申出による場合

ア　次の（ア）及び（イ）の内容が記載された同意書（別記第９８号様式）を受領する。

（ア）留学告示別表第３の表への移行となること。

（イ）留学生受入れ事業を再開する場合には、文部科学省への日本語教育機関の認定申請手続が必要となること。

イ　上記アにより告示日本語教育機関から提出された同意書を添付して本庁に上申する。なお、留学告示抹消の上申に当たっては、当該教育機関における留学生の在籍状況等を確認すること。

（２）告示日本語教育機関の閉鎖により抹消する場合

ア　日本語教育機関が閉鎖されたことが疑われる場合（上記（１）の申出による場合を除く。）は、当該告示日本語教育機関に対して実地調査を行う。

イ　実地調査の結果、当該告示日本語教育機関が閉鎖されたことが確認された場合は、実地調査報告書を作成・添付の上、留学告示抹消の上申を行う。

（３）日本語教育機関認定法に基づく文部科学大臣の認定を受けた場合

告示日本語教育機関が日本語教育機関認定法に基づく文部科学大臣の認定を受けたときは、前記５（２）又は前記８（２）により告示日本語教育機関から提出された同意書（別記第９８号の２様式）を添付の上、本庁に上申する。

なお、告示日本語教育機関が文部科学大臣の認定を受けた時点で当該告示日本語教育機関から同意書が提出されていなかった場合は、再度提出を求めることとし、当該告示日本語教育機関が同意書の提出を拒否した場合は、上申前に本庁宛てその旨連絡する。

12　日本語教育機関の留学告示からの抹消

（１）総則

ア　本項では、日本語教育機関の告示基準第２条のいずれかに該当し、留学告示別表第１の表から告示日本語教育機関を抹消するものを対象とする（告示日本語教育機関からの申出、告示日本語教育機関の閉鎖又は文部科学大臣の認定により抹消する場合を除く。以下同じ。）。

イ　抹消手続の概要

本項に定める留学告示から告示日本語教育機関を抹消する際の手続は、次の流れで行う（括弧内は実施主体。）。

（ア）対象となる告示日本語教育機関への実地調査（地方局）

（イ）本庁への上申（地方局）

（ウ）聴聞手続の実施に係る判断（本庁）

（エ）聴聞の主宰者指名（本庁）

（オ）地方局における聴聞（本庁及び地方局）

（カ）聴聞調書及び聴聞報告書の作成・送付（地方局）

（キ）抹消に係る判断（本庁）

（ク）抹消に係る留学告示の官報掲載手続（本庁）

（ケ）地方局に対し抹消に係る通知書の送付（本庁）

（コ）不利益処分の名あて人への抹消に係る通知書の手交（地方局）

ウ　抹消の効果

（ア）告示基準第２条第１項各号のいずれかに該当するものとして留学告示別表第１の表から抹消された場合、当該抹消の日から５年を経過するまでの間、設置者（法人の場合にあっては、その代表者又は告示日本語教育機関の経営を担当する役員）は、日本語教育機関認定法の欠格事由に該当することとなり、別の日本語教育機関を設立するとして新たに文部科学大臣の認定を受けることはできない。

（イ）閉鎖等以外の事由により、留学告示別表第１から抹消された場合、当該抹消の日から３年を経過しない告示日本語教育機関（上記（１）に該当するものを除く。）の設置者（法人の場合にあっては、その代表者又は告示日本語教育機関の経営を担当する役員）は、日本語教育機関認定法の欠格事由に該当することとなり、別の日本語教育機関を設立するとして新たに文部科学大臣の認定を受けることはできない。

エ　行政手続法の概要

留学告示別表第１の表から日本語教育機関を抹消する行為は、「法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、その権利を制限する処分」であることから、行政手続法上の不利益処分に該当する（行政手続法第２条第１項第４号）（注）とともに、同法第３条第１項に規定する適用除外の対象ともならない。

また、日本語教育機関を留学告示から抹消する行為は、許認可等を取り消す不利益処分に該当するところ、行政手続法上、許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときには、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続として「聴聞」を行うこととされている（行政手続法第１３条第１項第１号）。

なお、行政庁は、不利益処分の決定をするときは、行政手続法上、聴聞の結果作成された調書及び報告書を十分に参酌して行うこととされている（行政手続法第２６条）。

（注）過去の判例では、日本語教育機関を留学告示の別表から削除する告示は、国民の権利、義務に具体的な変動・影響を及ぼすものであり、行政事件訴訟法第３条第２項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たると解するのが相当である旨判示されている（平成２０年３月１３日大阪高裁判決）。

（２）抹消に係る実地調査

ア [redacted]

イ　基本的な考え方

実地調査の基本的な考え方については、第１１編第１章から第８章まで及び第９章第３節によるところ、留学告示抹消に係る実地調査を行うに当たっては、留学告示からの抹消という不利益処分を行うことになることから、違反事実に係る事実認定を確実に行う必要があり、行政指導を目的とした在籍管理状況等の確認に係る実地調査とは異なることを意識して、入念に基礎調査（対象となる教育機関に係る情報の収集・分析等）を行い、抹消事由に係る調査方法を検討すること。また、事案の規模に応じた調査人員を確保し、調査当日について万全の準備を期すこと。

ウ　対象者等への事情聴取について

抹消事由に係る重要な事実について調査対象者等へ聴取を行う際は、聴聞当日における当事者からの反論に耐えられるよう供述調書を作成することを原則とするが（事情聴取の方法については第１１編第６章第２参照。）、当日の調査状況により供述調書を作成することが困難である場合は、違反事実に係る陳述書を提出

させることとして差し支えない（いずれの手法についても、やむを得ない事情が認められない限りは、原則当日中に行うこととする。）。

（３）抹消に係る上申

ア　基本的な考え方

（ア）抹消事由については、告示基準第２条に規定しているところ、その適用に当たっては、収集した証拠資料から、当該告示日本語教育機関が抹消事由に該当することを認定する必要があり、抹消事由に該当する行為の悪質性を勘案して、抹消の適否を判断する必要がある。

したがって、収集した証拠資料から、当該日本語教育機関が抹消事由に該当すると認められる場合は、当該事案の概要書及び報告又は資料の提出要求等により収集した証拠資料をもって、本庁へ上申する。

（イ）告示からの抹消に係る上申を行う際は、下記（５）の規定に基づき、あらかじめ行政手続法第１３条第１項第１号に定める聴聞の手続を行う。

イ　留意事項

抹消事由に該当すると認定する場合は、以下の諸点に留意して、上申に係る意見を起案する。

（ア）どの資料からいかなる事実を認定したのかを、当該証拠資料を引用することにより明示する。

・　証拠資料には番号を付し、意見の文末や段落末に（資料○）として引用すること。

・　認定した事実は、「だれが、いつ、どこで、何を、どうした」の形で記載すること。

（イ）認定する事実が、告示基準に定める抹消事由のいずれに該当するのかを明確にする。

（ウ）構成を工夫し、少なくとも、「調査の経緯（事案の経緯）」、「事案の悪質性や重大性、それまでの活動状況、改善見込みなど諸般の事情を考慮し、留学生の受入れを引き続き認めておくことが適当でないと認められる場合であるか否かに係る意見」、「その他今後の措置方針や調査方針、背景事情等」については、それぞれ項目を分けて見出しを付けるなどする。

・　調査の経緯は、時系列で取りまとめること。なお、箇条書きで差し支えない。

・　事案の悪質性や重大性、それまでの活動状況、改善見込みなど諸般の事情

を考慮し、留学生の受入れを引き続き認めておくことが適当でないと認められる場合であるか否かに係る意見は、抹消事由ごとに項目や段落を分けること。

・　抹消事由への該当事実が抹消を行う程度に悪質なものであるか否かの判断に直接影響しない背景事情等は、当該判断に影響する事情と区別し、取りまとめて簡潔に記載すること。上記判断に影響する個別事情は取りまとめて記載すること。

（４）聴聞手続

ア　管轄及び事務処理体制

（ア）管轄

日本語教育機関の留学告示からの抹消に係る聴聞に関する事務は、処分対象者の所在地を管轄する地方局等において行う。

ただし、必要があると認めるときは、地方局等の長はその職員に、管轄区域外に所在する処分対象者について、当該事務を行わせることができる。

（イ）事務処理体制

ａ　日本語教育機関を留学告示から抹消する行為は、留学告示の改正をもって行われるところ、当該告示の改正を行う行政庁である法務大臣（本庁が事務を担当）は、下記イ（イ）の聴聞期日の通知を行う前に、主宰者指名書（別記第９９号様式）により、行政手続法第１９条第１項の規定に基づき当該聴聞の主宰者の指名を行う。

ｂ　上記ａの主宰者の指名は、行政手続法第１９条第２項各号に規定する除斥事由が認められる場合その他の特段の事情がある場合を除き、地方局等の在留資格「留学」に係る入国・在留審査を所掌する部門の首席審査官を指名する。

ｃ　本庁から指名を受けた主宰者が所属する地方局等の長は、自庁の職員の中から、主宰者を補佐する職員を指名することができる。主宰者は、主宰者を補佐する職員に、聴聞手続に係る補助的な業務を行わせることができる。

ｄ　地方局等の長は、行政手続法第１９条第２項各号に規定する除斥事由に該当する者を、主宰者を補佐する職員に指名してはならない。

イ　聴聞の準備

（ア）聴聞期日の決定

ａ　聴聞の期日

（ａ）主宰者は、聴聞を行うに当たっては、あらかじめ聴聞の当事者（以下「当事者」という。）等のスケジュール等を勘案し、期日の調整を行う。ただし、当局からの連絡に対し、相当の期間が経過したにもかかわらず、何ら応答がない場合には、主宰者の職権で期日を設定する。

（ｂ）聴聞の期日は、１期日につきおおむね９０分を目安とする。

ｂ　聴聞の場所

主宰者は、行政手続法第２０条第６項の規定に基づき、聴聞における審理を公開する場合（下記（ク）参照）を除いて、原則として非公開であることに留意し、聴聞の場所を定めなければならない。

（イ）聴聞期日の通知

ａ　主宰者は、当事者に対し、行政手続法第１５条の規定に基づき、①予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項、②不利益処分の原因となる事実、③聴聞の期日及び場所、④聴聞に関する事務を担当する部署を記載した聴聞通知書（別記第１００号様式）を送付することで、聴聞期日の通知を行う。

なお、聴聞期日の設定に当たっては、通知日から１４日以後の日としなければならない。

ｂ　聴聞通知書の送付は、不利益処分の名あて人となるべき者に対して確実に通知するため、原則として書留等（特殊扱いとされる郵便のうち、郵便の配達又は交付を記録する郵便（書留、配達証明、内容証明、本人限定受取等をいう。）以下同じ。））により送付する。

また、聴聞参加許可申請書（別記１０１号様式）、代理人資格証明書（当事者）（別記第１０４号様式）、代理人資格喪失届（当事者）（別記第１０５号様式）、代理人資格証明書（参加人）（別記第１０６号様式）、代理人資格喪失届（参加人）（別記第１０７号様式）、補佐人出頭許可申請書（別記第１０８号様式）、聴聞期日変更申出書（別記第１１１号様式）、文書等閲覧申請書（別記第１１３号様式）、聴聞調書等閲覧申請書（別記第１２０号様式）も併せて送付する。

ｃ　主宰者は、当該聴聞の当事者の所在が判明しない場合においては、行政手続法第１５条第３項の規定に基づき、聴聞通知書（別記第１００号様式）による通知に代えて、①聴聞の当事者の氏名、②聴聞の期日及び場所、③聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地、④聴聞通知書をいつでも当

事者に交付する旨を記載した書面を担当地方局等の事務所の掲示板に掲示することによって通知することができる。この場合、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなすことができる。

（ウ）関係人の参加の許可

a　主宰者は、当事者以外の者であって、不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下「関係人」という。）から、行政手続法第１７条第１項の規定に基づき、聴聞への参加の許可の求めがあった場合には、聴聞の期日の７日前までに、①関係人の氏名及び住所、②当事者の不利益処分につき利害関係を有すること等を記載した聴聞参加許可申請書（別記第１０１号様式）を提出させる。

b　主宰者は、真に利害関係を有し、又は事実関係の評価（意見）において必要と認められる範囲で、関係人の参加を許可するものとする。

c　主宰者は、関係人の参加の許否を決定した場合は、当該関係人に対し、速やかに、参加の許否に係る結果について聴聞参加許可通知書（別記第１０２号様式）又は聴聞参加不許可通知書（別記第１０３号様式）をもって通知する。

（エ）代理人の選任

a　主宰者は、行政手続法第１６条第１項の規定に基づき、当事者から、当該聴聞に係る代理人の選任に係る申出があった場合には、代理人資格証明書（当事者）（別記第１０４号様式）等を提出させる。

b　主宰者は、行政手続法第１６条第４項の規定に基づき、当事者の代理人がその資格を失った場合には、代理人資格喪失届（当事者）（別記第１０５号様式）を提出させる。

c　主宰者は、行政手続法第１７条第２項の規定に基づき、上記（ウ）により聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）から、当該聴聞に係る代理人の選任に係る申出があった場合には、代理人資格証明書（参加人）（別記第１０６号様式）等を提出させる。

d　主宰者は、行政手続法第１７条第３項の規定に基づき、参加人の代理人がその資格を失った場合には、代理人資格喪失届（参加人）（別記第１０７号様式）を提出させる。

（オ）補佐人の出頭の許可

a　主宰者は、行政手続法第２０条第３項の規定に基づき、聴聞の当事者又は参加人から、補佐人の出頭の許可の求めがあった場合には、聴聞の期日の７日前までに、①補佐人の氏名及び住所、②当事者又は参加人との関係及び補佐する事項等を記載した補佐人出頭許可申請書（別記第１０８号様式）を提出させる。

b　主宰者は、当事者又は参加人の防御権の適正な行使に必要又は聴聞の審理の円滑な進行の上で必要と認められる範囲で、補佐人の出頭を許可するものとする。

c　主宰者は、補佐人の出頭の許否を決定した場合は、当該当事者又は参加人に対し、速やかに、出頭の許否に係る結果について補佐人出頭許可通知書（別記第１０９号様式）又は補佐人出頭不許可通知書（別記第１１０号様式）をもって通知する。

（カ）聴聞期日の変更

a　主宰者は、上記（イ）の聴聞期日の通知をした場合において、当事者の申出又は職権により聴聞の期日を変更できる。

b　当事者が聴聞期日の変更を申し出る場合には、聴聞期日の７日前（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）までに、聴聞期日変更申出書（別記第１１１号様式）を主宰者に提出させる。

c　主宰者は、職権により聴聞期日の変更を行う場合にあっては、以下の事項に留意するものとする。

（ａ）職権により聴聞の期日を変更する場合においては、当事者の防御権を考慮する必要から、相当の期間をおくこと。

（ｂ）当事者以外の者は、期日変更の申出が認められていないこと。

d　主宰者は、聴聞期日の変更をする場合は、当該聴聞の当事者及び参加人（聴聞期日の変更通知を行うまでの間に行政手続法第１７条第１項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、聴聞期日変更通知書（別記第１１２号様式）を送付する。

（キ）文書閲覧の許可

a　主宰者は、当事者及び参加人から、聴聞の通知があったときから聴聞が終結するまでの間において、行政手続法第１８条第１項の規定に基づき、当該事案に対して行った調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の求めがあった場合には、その氏名、住所及び

閲覧をしようとする資料の標目等を記載した文書等閲覧申請書（別記第１１３号様式）を提出させる（聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合に、口頭で資料の閲覧の求めがあった場合を除く。）。

b　主宰者は、文書等閲覧申請書の提出があった場合は、当該申請が行政手続法第１８条第１項に規定する「第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるとき」に該当するか調査した上で、閲覧の適否について意見を付して、本庁へ照会する。

c　本庁から文書閲覧の許否について回答があった場合は、主宰者は、当該当事者又は参加人に対し、閲覧に係る日時及び場所を指定した文書等閲覧許可通知書（別記第１１４号様式）又は文書等閲覧不許可通知書（別記第１１５号様式）を送付する。

なお、日時及び場所の指定に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

（ａ）聴聞の期日における当事者等の防御権の行使の準備を妨げることのないよう、十分な時間的余裕をもって指定すること。

（ｂ）資料の閲覧場所は、聴聞が原則非公開であることに配慮して指定すること。

d　主宰者は、本庁の職員と調整の上、聴聞の期日における資料の閲覧請求があった場合に備えて、あらかじめ、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の範囲及び公開・非公開について定めておかなければならない。

e　なお、文書閲覧の許可を受けたものに対する資料の写しの交付は認めない。

（ク）審理公開の通知

a　主宰者は、行政手続法第２０条第６項の規定に基づき、聴聞の期日における審理を公開すべき場合は、聴聞の期日及び場所を記載した書面を地方出入国在留管理局等の事務所の掲示場に掲示することによって、公示する。

b　主宰者は、当該聴聞の当事者及び参加人（その時までに行政手続法第１７条第１項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、審理公開通知書（別記第１１６号様式）を送付する。

（ケ）陳述書・証拠書類等の提出

a　主宰者は、行政手続法第２１条第１項の規定に基づき、当該聴聞の当事者及び参加人から、聴聞の期日への出頭に代えて、陳述書・証拠書類等が提出された場合は、必要な事項が記載されていることを確認し、必要に応じて、

提出者に対し補正を求める。

b　主宰者は、提出された陳述書・証拠書類を提出者ごとに、「甲第○号証」、「乙第○号証」というように整理番号を付すとともに目録を作成する。

ウ　聴聞の期日における審理

（ア）主宰者の権限及び責務

a　主宰者は、聴聞が円滑に行われるよう努めなければならない。

b　主宰者は、聴聞の期日において、聴聞に出頭した者に対し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

c　主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しない場合であっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

d　主宰者は、聴聞の円滑な実施に支障が生じる具体的なおそれを認めた場合は、当事者及び参加人その他の発言を制限し、退室を求めその他必要な措置をとることができる。

（イ）手続の非公開

上記イの（ク）のとおり、聴聞の期日の審理を公開するとした場合を除いて、聴聞の期日における審理は非公開とする。

（ウ）出席者の確認

a　人定事項の確認

主宰者は、聴聞に先立ち、以下の点に留意しつつ、運転免許証などの公的身分証明書を確認するなど出席者の人定事項を確認しなければならない。

なお、聴聞の期日に出席する行政庁の職員は、原則として、本庁の課長補佐以上の職員とするが、必要に応じて担当職員も出席することに留意する。

（ａ）聴聞当事者本人であること

（ｂ）同席する代理人が、委任状に記載されている代理権を有する者であること

（ｃ）その他の者が出頭する場合には、出頭が許可された者本人であること

b　欠席者がいる場合の取扱い

主宰者は、聴聞に先立ち、聴聞の当事者又は出頭を許可された者の中に欠席する者がいることが判明した場合には、以下のように措置する。

（ａ）出頭すべき者の一部が欠席した場合（当事者が複数の場合であって、当該当事者のうち一人が欠席した場合を含む。）

主宰者は、行政手続法第２０条第５項に基づき当該欠席者が不在のまま聴聞を行うことができる。ただし、この場合、主宰者は欠席した正当な理由の有無を踏まえ、同法第２２条第１項に基づき聴聞を続行させるか、同法第２３条の規定に基づき聴聞を終結させるかを判断する。

（ｂ）出頭すべき当事者又は参加人が全員欠席した場合

主宰者は、予定していた聴聞を行うことなく、欠席した正当な理由の有無を踏まえ、行政手続法第２２条第１項に基づき聴聞を続行させるか、同法第２３条の規定に基づき聴聞を終結させるかを判断する。

（エ）冒頭の手続

ａ　入室の順序

主宰者は、聴聞を行うに当たり、まず聴聞の当事者、参加人、これらの者の代理人、補佐人及び行政庁の職員を先に入室させ、全員が入室したことを確認した上、入室する。

ｂ　配席

行政庁の職員は、聴聞の当事者及び参加人と相対するよう配席する。

ｃ　聴聞の開始

聴聞は、主宰者による開始の宣言によって始まる。

ｄ　当事者の人定事項の確認及び当事者等に対する告知

（ａ）人定事項の確認

主宰者は、自己の職名、氏名及び自己が主宰者であることを明らかにした後、出席者（当事者、参加人、これらの者の代理人、補佐人、行政庁の職員）について、以下の事項の確認を行う。ただし、主宰者の聴聞の開始の宣言に先立ちこれらの措置をとった場合は、この限りでない。

・　出席した当事者、参加人、これらの者の代理人、補佐人の氏名、生年月日

・　出席した行政庁の職員の氏名及び職名

（ｂ）当事者等に対する告知

主宰者は、出席者に対し、自由な発問の保障の観点から、当該手続の状況を録音又は録画することは一切認めない旨、あらかじめ告知する。

なお、当事者等において特に録音等を行っていると疑われる具体的言動が認められた場合、注意、制止等必要な措置をとる。

（オ）出席者への説明

主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、以下の事項を、聴聞の期日に出頭した者に対して説明させなければならない。

a　予定される不利益処分の内容

b　予定される不利益処分の根拠となる法令の条項

c　予定される不利益処分の原因となる事実

（カ）陳述書・証拠書類等の目録の読上げ等

a　主宰者は、当事者又は参加人から聴聞の期日への出頭に代えて聴聞の期日までに提出されている陳述書及び証拠書類等の目録を読み上げる。

b　主宰者は、聴聞の期日に出頭した者からの求めに応じて、聴聞の期日に出頭した者に対し、陳述書及び証拠書類等を示すことができる。当該提示は、陳述書及び証拠書類等の写しを提示する方法又は口頭でこれを読み上げる方法で行う。

（キ）当事者及び参加人等の意見陳述

主宰者は、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人等に対し、上記（オ）aからｃまでについて意見を述べさせる。

（ク）主宰者の質問等

主宰者は、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人等に対し、必要に応じて質問を発し、意見の陳述又は証拠書類等の提出を促し、不利益処分の原因となる事実を確認する。

（ケ）行政庁の職員の説明

主宰者は、聴聞の期日に出席する行政庁の職員に対し、必要に応じて質問を発し（当事者又は参加人が主宰者の許可を得て質問を発する場合を含む。）、不利益処分の原因となる事実を確認する。

（コ）期日における資料の閲覧請求

主宰者は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（行政手続法第１８条第１項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。

（サ）期日における審理の終了等

主宰者は、聴聞の期日における審理を終了する場合は、その旨を聴聞の出席者に告げて終了する。この際、聴聞の期日における審理の結果を踏まえ、原則としてその場で聴聞の終結又は続行の告知を行うこととし、聴聞調書（別記第

１１７号様式）及び聴聞報告書（別記第１１８号様式）の閲覧を求めることができる旨を告知する。

エ　聴聞の続行

（ア）続行の判断

主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定め、聴聞を続行することができる。

なお、以下に該当する場合は、聴聞を続行しなければならない。

a　聴聞の期日に行政手続法第１８条第１項の規定による文書等閲覧申請があった場合において、これを聴聞の期日より後に閲覧させることとした場合

b　当事者が聴聞の期日に出頭しなかったことに正当な理由がある場合

c　当事者に対して意見陳述の機会が十分に与えられていない場合

（イ）続行期日の指定

a　主宰者は、聴聞の審理の席上において次回の期日及び場所の告知を口頭で行う場合を除き、当該聴聞の当事者及び参加人に対し、聴聞続行・再開通知書（別記第１１９号様式）を原則として書留等により送付し、次回の期日及び場所を通知する。

b　続行期日についても、当事者の申出又は職権により、主宰者がこれを変更することができる。この場合、上記イの（カ）「聴聞期日の変更」の手続を準用する。

オ　聴聞の終結

主宰者は、以下の事項に該当する場合は、聴聞を終結することができる。

（ア）審理が十分に尽くされたと判断した場合

（イ）審理が十分に尽くされたと判断しない場合であって、以下のいずれかに該当する場合

a　当事者の全部又は一部が正当な理由なく期日に出頭せず、かつ陳述書及び証拠書類等を提出しない場合

b　当事者の全部が期日に出頭したものの、参加人の全部又は一部が正当な理由なく出頭しない場合

c　当事者の全部又は一部が期日に出頭せず（上記ａを除く。）、かつ陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないため、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求めたが、当該期限が到来した場合

カ　聴聞調書及び聴聞報告書の作成・送付・閲覧

（ア）聴聞調書の作成・送付

a　主宰者は、聴聞の期日における審理が終了した後（聴聞の期日に審理が行われなかった場合を含む。）、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにすることに留意して、速やかに聴聞調書（別記第１１７号様式）を作成しなければならない。

b　主宰者は、聴聞調書を作成したときは、日付を記入した上、署名・押印しなければならない。

c　主宰者は、聴聞調書を作成したときは、速やかにこれを本庁宛てに送付する。

（イ）聴聞報告書の作成・送付

a　主宰者は、聴聞の終結後速やかに、当該審理における不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由を記載した聴聞報告書（別記第１１８号様式）を作成する。

b　主宰者は、聴聞報告書を作成したときは、日付を記入した上、署名・押印しなければならない。

c　主宰者は、聴聞報告書を作成したときは、速やかにこれを本庁宛てに送付する。

（ウ）聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧

a　主宰者は、行政手続法第２４条第４項の規定に基づき、当事者及び参加人から、聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の求めがあった場合には、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目等を記載した聴聞調書等閲覧申請書（別記第１２０号様式）を提出させる。

b　主宰者は、当該申請が形式上の要件に適合することを確認した上、閲覧を認める。

c　閲覧を許可する旨の決定をした場合は、主宰者は、当該当事者又は参加人に対し、閲覧に係る日時及び場所等を指定した聴聞調書等閲覧許可通知書（別記第１２１号様式）を送付する。

なお、指定に当たっては、以下の事項に留意する。

（ａ）聴聞の終結前にあっては、聴聞の期日における当事者等の防御権の行使の準備を妨げることのないよう、次回期日までの時間的余裕を十分にもって閲覧に係る日時を指定すること。

閲覧の日時を聴聞の期日後に指定せざるを得ない場合は、閲覧の日時を指定した上で、併せて職権により当該聴聞の期日の変更をすること。

（ｂ）閲覧場所は、聴聞が原則非公開であることに配慮して指定すること。

（５）[redacted]

（６）処分の通知を行う場合の取扱い

ア　抹消に係る告示を行う場合

（ア）地方局等への連絡

抹消に係る告示は官報への掲載をもって行われることから、本庁は、あらかじめ、聴聞手続を行った地方局等に対し、当該掲載日を連絡するとともに、抹消に係る通知書（別記第１２２号様式）を送付する。

（イ）名あて人への通知

聴聞手続を行った地方局等は、抹消に係る告示（不利益処分）について、不利益処分の名あて人の出頭を求めた上で、官報掲載日に上記（ア）の通知書を手交することにより通知する。

（ウ）在留資格認定証明書の取扱い

留学告示抹消に係る通知を行った時点で、既に当該機関を受入先として在留資格認定証明書が交付されており、当該申請人が未だ入国していない場合、告示日本語教育機関を通じて、当該証明書を直ちに地方局に返納させる。

（エ）在籍者に係る取扱い

留学告示抹消の通知を行う日本語教育機関に現に留学生が在籍している場合は、転校等の指導を行うこと。なお、転校等の手続が進まない場合にあっては、在籍者に係る対応方針について本庁と協議すること。

イ　抹消に係る告示を行わない場合

（ア）地方局等への連絡

聴聞手続を行った結果、抹消に係る告示を行わないこととした場合は、その旨を、本庁から、聴聞手続を行った地方局等に連絡する。

（イ）聴聞の当事者等への連絡

聴聞手続を行った地方局等は、抹消に係る告示を行わない旨を聴聞の当事者及び参加人に対し、適宜の方法で連絡する。

（7）その他

個々の案件の事情により、上記の手続によることが適切でないと認めるときは、本庁に相談すること。

13　留学生の家族の取扱い

（1）在留資格該当性及び基準適合性

入管法上、「留学」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動については、「家族滞在」の在留資格に該当することとなっているが、留学に係る上陸基準省令第１号ハに該当する者の扶養を受けて在留することは、基準省令に適合しないこととなっている。

（2）審査上の留意点

ア　留学生は、資格外活動許可を受けている場合を除き、就労することができないことから、留学生の家族に係る審査においては、扶養者の扶養能力について十分審査することが必要である。

イ [redacted]

（注）[redacted]

（3）資格外活動許可

第10編第２章第２節第２の４のとおり

14　大学等を卒業した留学生が卒業後就職活動を行う場合における「特定活動」への在留資格変更許可等の取扱い

（1）取扱いの概要

大学を卒業し又は専修学校専門課程（告示日本語教育機関及び認定日本語教育機関の日本語課程を除く。）において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後、就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に１回の在留期間更新を認めることにより、最長１年間（下記（８）に該当する場合は、更に１年間）滞在することを可能とするとともに、資格外活動許可申請に基づき、週 28 時間以内の包括的な資格外活動の許可を与える。

（２）対象

次のいずれかに該当する者

ア　在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）を卒業した外国人（ただし、在留資格「留学」の取得時から別科生、聴講生、科目等履修生及び研究生としてのみ在留していた場合は含まず、本邦の大学の本科を卒業後、大学院への進学を目的とした研究生として在籍していた場合は含む。）であって、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動（本邦の大学の本科を卒業後、大学院への進学を目的とした研究生として在籍していた場合は、研究生の時点から引き続き行っているものであること。）を継続すること（以下「継続就職活動」という。）を目的として本邦への在留を希望する者（以下「継続就職活動大学生等」という。）

（注１）学校教育法上の高等専門学校を卒業した外国人についても、大学を卒業した外国人と同様に取り扱うものとする。また、標準修業年限まで大学院に在籍し、博士課程の修了に必要な単位を取得している旨の大学の証明がある（いわゆる単位取得満期退学）外国人については、大学の博士課程を卒業しているものに準じて取り扱うものとする。

なお、大学院（博士課程に限る。）を単位取得満期退学後、博士課程に係る論文を作成するために研究生として在学していたことが確認できる外国人については、「大学院への進学を目的とした研究生として在籍していた場合」に準じて取り扱うものとする。

（注２）本邦の大学院を修了した外国人から就職活動を行うとして在留資格変更許可申請があったときは、申請人が在学中に就職活動を行っていない場合であっても、直前まで在籍していた大学院の指導担当者等から研究活動等への専念を理由に就職活動ができなかった旨の理由書（任意様式）が提出された場合は、継続就職活動を行うものとして取り扱って差し支えない。

イ　在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の専修学校専門課程（告示日本語教育機関及び認定日本語教育機関の日本語課程を除く。）において、専門士の称号を取得し、同課程を卒業した外国人であって、かつ、継続就職活動をすることを目的として本邦への在留を希望する者のうち、当該専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格（専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では、第 12 編に定める要件（以下この項において「基準等」という。）を満たすことのできない在留資格を除く。）に該当する活動と関連があると認められる者（以下「継続就職活動専門学校生」という。）

（注）継続就職活動専門学校生に係る在留資格変更許可申請の審査に当たっては、「専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格（専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では基準等を満たすことのできない在留資格を除く。）」の基準を満たすことを要することから、在留資格の変更の許否に当たっては、就労審査担当部門に合議すること。

なお、「専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では基準等を満たすことのできない在留資格」とは、「技能」の在留資格のように実務経験を必要とする在留資格、「芸術」のように相当程度の業績があることを前提に資格該当性があると認められる在留資格等をいい、申請する者の外国における学歴、実務経験については、専門学校に通っていたことに依拠して就職活動を行うことを希望するものとは認められないことから、審査において考慮する必要はない。

（３）立証資料

継続就職活動を行おうとする外国人（以下「継続就職活動者」という。）に係る在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の際に提出を求める立証資料については次のとおりとする。ただし、在留期間更新許可申請の際には、次のア（イ）並びにイ（イ）、（ウ）及び（カ）の資料の提出を要しない。

ア　継続就職活動大学生等

（ア）在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

（イ）直前まで在籍していた大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書

（注）本邦の大学の本科を卒業後、大学院への進学を目的とした研究生として大学に在籍していた場合、本邦の大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書及び研究成果報告書等の研究生として適当な活動を行っていたことを証する文書の提出を要する。

（ウ）直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状

（エ）継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

（注）本邦の大学院を修了した者からの申請について、申請人が研究活動等への専念を理由に在学中に就職活動を行っていなかった場合は、就職活動を行うことができなかった理由について、直前まで在籍していた大学院の指導担当者等が作成した理由書（任意様式）の提出を求める。

イ　継続就職活動専門学校生

（ア）在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

（イ）直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書

（ウ）直前まで在籍していた専修学校の卒業証書又は卒業証明書及び成績証明書

（エ）直前まで在籍していた専修学校による継続就職活動についての推薦状

（オ）継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

（カ）専門課程における修得内容の詳細を明らかにする資料

（注１）上記（１）でいう「就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある」ことについては、上記（３）ア（ウ）又はイ（エ）の推薦状（第３章様式(参考)）の提出をもって、これに該当するものとして取り扱う。

なお、継続就職活動者から推薦状が提出されない場合において、以下の点が確認できるときは、推薦状の提出があった者と同様に審査の対象として差し支えない。

①　継続就職活動者から推薦状が提出できないことについての理由書（推薦状の発行を教育機関に依頼した経緯及び発行が得られなかった理由が具体的に説明されているもの。様式は任意。）を提出させ、

教育機関が推薦状を発行しない原因が継続就職活動者にないと認められること（理由書の記載内容に疑義等がある場合は必要に応じて教育機関に確認を行うこと。）。

② 成績証明書や当庁が保有する情報等を踏まえ、就労資格等に変更することが相当ではないと認められる者ではないこと。

また、上記（３）ア（エ）及びイ（オ）については、継続就職活動者が就職活動を継続して行っていることに疑義がある場合、就職活動に関する具体的な資料（訪問（予定）先企業名及び訪問（予定）日又は試験（予定）日の記載された文書）の提出を求めることとする。

（注２）「特定活動」への在留資格変更後から６か月経過後における申請人の就職活動状況を踏まえた大学等の推薦を確認する必要があること、また、卒業後１年間に渡る就職活動について大学による継続した確認・把握が期待されることなどから、在留期間更新許可申請の際にも推薦状の提出を求めることとしている。

（４）在留資格及び在留期間

継続就職活動者から在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった場合で、卒業した教育機関の推薦があり、卒業前から就職活動を行っていることが確認され、在留状況に問題がない等許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。ただし、継続就職活動専門学校生については、上記に加え、当該専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格（専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では基準等を満たすことのできない在留資格を除く。）に該当する活動と関連があると認められる場合に限る。

ア　在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ　在留期間

原則として、「６月」とする。

なお、継続就職活動者の在留期間更新許可申請があった場合については、卒業から１年未満であることを確認し、資格外活動等在留状況に問題のない場合は１回の更新を認めるものとする。この場合、在留期間は残余の期間に応じて月単位

で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「６月」、「５月」又は「４月」のいずれかを決定する。

（注１）卒業から３月以上経過してからの在留資格変更許可申請については、入管法第 22 条の４第１項第６号に該当すると考えられるところ、この場合において取り消さないとの判断をし、「特定活動」への変更を許可する場合には、上記の継続就職活動者の在留期間更新許可の規定と同様とする。

（注２）在学中に就職活動をしている留学生が大学又は専修学校を卒業する前に現に有する在留期間が満了する場合の注意喚起

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可申請があった場合において、許可処分を行う場合は、卒業後に継続して就職活動を行う際には在留資格変更許可申請が必要であること及び卒業後３月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

（注３）留学生が大学又は専修学校を卒業する前に就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、卒業後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

出国準備を目的とする「特定活動」の在留資格に直ちに変更させるのではなく、卒業後１年未満であって、申請人がその後も継続して就職活動を希望する場合は、申請人から申請内容変更申出書及び上記（３）において規定する立証資料を求め、さらに就職活動を行うことが確認され、その他在留状況に問題がない等許可することが相当であるときには、継続就職活動を目的とする「特定活動」への変更を許可するものとする。

（注４）継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留する者が、就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、在留期限経過後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

上記（注３）と同様の取扱いとする。

（注５）学生の内定取消に対する救済措置等、大学が学生に対して就職活動のための留年を認める措置を設けている場合の取扱い

学生の内定取消に対する救済措置等、大学が学生に対して就職活動のための留年を認める措置を設けている場合（当該措置の対象となる者の活動

が在留資格「留学」に該当しない場合に限る。）には、上記（３）アの立証資料（（イ）を除く。）及び当該措置の内容を明らかにする資料の提出を求め、許可することが相当であるときは継続就職活動を目的とする「特定活動」を許可して差し支えない。

（５）資格外活動許可

第１０編第２章第２節第２の７のとおり

（６）継続就職活動者の家族滞在者の取扱い

継続就職活動者の家族が「家族滞在」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請を案内する（本邦において出生し、出生から 60 日を超えて継続就職活動者の家族として本邦での在留を希望する者については、在留資格取得許可申請を案内する。）。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

なお、当該家族の在留期間の満了日が、継続就職活動者の「留学」の在留資格による在留期間の満了日を超えるときについても、在留資格変更許可申請を行うよう指導する。

ア　在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を指定されて在留する者（（国　　籍）人（氏名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ　在留期間

継続就職活動を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「４月」以上の在留期間を決定する。

ウ　資格外活動許可

第１０編第２章第２節第２の７のとおり

（７）大学等を卒業後２年目も継続就職活動を行う者の取扱い

ア　取扱いの概要等

（ア）継続就職活動大学生等が大学等を卒業等した後２年目に、地方公共団体が実施する留学生就職支援事業で下記（ウ）の要件に適合するもの（以下「適合就職支援事業」という。）の対象者として、インターンシップへの参加を含む就職活動を行おうとする場合には、更に最長１年間の滞在を可能にすることとし、「特定活動」（６月）への在留資格変更（指定活動の変更）を許可の上、１回の在留期間更新を認め、また、申請に基づき週２８時間以内の包括的な資格外活動の許可を与える。

（イ）対象

継続就職活動大学生等であって、大学等を卒業等した後２年目も継続して就職活動を行うことを目的として、適合就職支援事業の下でインターンシップ等に参加する者として選定された者とする（以下「適合就職支援事業参加者」という。）。

（注）後記１６の海外の大学等を卒業等し、一定の要件を満たす日本語教育機関に留学した者が就職活動を継続する場合は、当該取扱いの対象とはならない。

（ウ）適合就職支援事業の要件

適合就職支援事業は、次のいずれの要件にも該当するものとする。

a　就職支援事業を実施しようとする地方公共団体が、就職支援事業を適切に運営・監督するものであること。

（注）就職支援事業の運営を外部団体に委託等する場合は、監督権限を適切に行使することが可能な体制を確保すること。

b　就職支援事業が実施される期間が６か月以上であること。

c　地方公共団体が相談窓口を設置するなど各種相談体制を整備し、就職支援事業が実施される全期間にわたって、対象者を支援する措置が講じられていること。

d　地方公共団体が適切な審査を通じて就職支援事業の対象者を選定するものであること。また、選定する数が地方公共団体が管理可能な数であること。

e　地方公共団体が、インターンシップの受入れ企業に、専門的・技術的分野の外国人を採用する意思を有していることを確認していること。

f　インターンシップにおいて行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格に該当するものであること。

g　地方公共団体が対象者の就職活動状況を定期的に確認することとしていること。

h　地方公共団体が、対象者が何らかの理由により就職支援事業への参加を継続することが困難になった場合に帰国が確保されるよう、適切な措置を講じていること。

イ　在留審査事務の取扱いについて

（ア）在留資格決定時の取扱いについて

a　立証資料

（ａ）申請人が適合就職支援事業の対象者であることの証明書（地方公共団体が発行するものに限る。以下「対象者証明書」という。）

（ｂ）継続就職活動大学生にあっては直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書、継続就職活動専門学校生にあっては直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書並びに当該専修学校の卒業証書（写し）又は卒業証明書及び成績証明書

（ｃ）継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

（ｄ）在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、「当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書」及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

b　審査に当たっての留意点

対象者証明書の「平成２８年１２月に法務省入国管理局が定めた「地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引」にのっとり○○市適合就職支援事業を行う」旨の記載及びインターンシップにおいて行おうとする活動内容の記載により、上記ア（ウ）の要件への適合性を確認することとする。

なお、この場合であっても、上記ア（ウ）の要件に適合していないおそれがあると認められる場合には、地方公共団体に対し説明等を求めて審査する。

c　決定する在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「出入国在留管理庁がその定める要件に適合すると認めた地方公共団体が実施する就職支援事業の対象者として行う就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（報酬を受ける活動に従事する場合は、当該事業の一環として就業体験する目的で、本邦の公私の機関において自然科学若しくは人文科学の分

野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動に限る。）」

d　在留期間

原則として「６月」とする。

e　その他

（ａ）申請書

申請書（U）を使用し、所属機関等作成用の提出は不要とする。

（ｂ）入国・在留目的コード

[redacted]

（イ）在留期間更新許可申請時の取扱いについて

a　立証資料

（ａ）対象者証明書

（ｂ）インターンシップ等実績報告書（地方公共団体が発行するもの）

（ｃ）在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、「当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書」及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

b　審査に当たっての留意点

（ａ）対象者証明書の「平成２８年１２月に法務省入国管理局が定めた「地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引」にのっとり○○市適合就職支援事業を行う」旨の記載及びインターンシップ等実績報告書に記載された活動実績の内容により、継続して上記ア（ウ）の要件を満たすものであることを確認する。

なお、この場合であっても、上記ア（ウ）の要件に適合していないおそれがあると認められる場合には、地方公共団体に対し説明等を求めて審査する。

（ｂ）申請人が卒業から２年未満であること、また、対象者証明書及びインターンシップ等実績報告書の記載内容により、指定された活動を引き続き行おうとするものであることを確認する。なお、指定された活動の実績が認められない場合は、在留期間の更新を認めない。

c　在留期間

大学等卒業後２年を超えない範囲内で、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「６月」、「５月」又は「４月」のいずれかを決定する。

ｄ　その他

（ａ）申請書及び入国・在留目的コードについては、上記イｅに同じ。

（ｂ）就職先が内定した者について、第１２編第２１節第２の１４に規定される、採用時期を理由とした在留資格の変更（いわゆる内定者としての在留）は原則認めない。

ウ　資格外活動許可の取扱いについて

第１０編第２章第２節第１の１、２、４及び５について審査し、いずれの要件にも適合すると認められるときは、週２８時間以内の包括的な資格外活動を許可して差し支えない。

エ　適合就職支援事業参加者の家族の取扱いについて

継続就職活動大学生等の家族が「特定活動」の在留資格で在留している場合で、当該継続就職活動大学生等が適合就職支援事業の対象者として選定されたことを理由に、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請（指定活動の変更）を案内する。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一とし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

（ア）在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「出入国在留管理庁がその定める要件に適合すると認めた地方公共団体が実施する就職支援事業の対象者として行う就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（報酬を受ける活動に従事する場合は、当該事業の一環として就業体験する目的で、本邦の公私の機関において自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動に限る。）を指定されて在留する者（（国籍）人（氏名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

（イ）在留期間

ａ　扶養者である適合就職支援事業参加者と同時期に申請が行われる場合には、扶養者と同じ在留期間を決定する。

ｂ　上記ａ以外の場合には、扶養者に決定される在留期間の中から、扶養者の在留期限までの残余期間を上回る最小の在留期間を決定する。

（ウ）資格外活動許可

上記ウと同様の取扱いとする。

15　海外の大学等を卒業等した留学生の就職活動支援に係る取扱い

（１）取扱いの概要

海外の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）し、一定の要件を満たす本邦の日本語教育機関に留学した外国人から、当該日本語教育機関を卒業等した後も本邦に在留し、当該日本語教育機関在籍中から行っている就職活動の継続を希望するとして在留資格変更許可申請等があった場合には、当該日本語教育機関を卒業等した後、最長１年間に限り、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への変更等を許可する。

（２）対象

次のいずれにも該当するもの

ア　留学生の要件

（ア）海外の大学等を卒業等し、学士以上の学位を取得していること。

（イ）在籍していた日本語教育機関における出席状況がおおむね９割以上と良好であること。

（ウ）就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を有していること（就職活動の継続のための在留資格「特定活動」で在留する場合においても、包括的な資格外活動許可は１週において２８時間まで受けることが可能。また、インターンシップの場合などは、１週について２８時間を超える個別の資格外活動許可を受けることも可能。）

（エ）日本語教育機関在籍中から本邦での就職活動を行っていること。

（オ）在籍していた日本語教育機関と卒業等後も定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況を報告するとともに、就職活動に関する情報提供を受けること。

（カ）日本語教育機関を卒業等した後も就職活動を継続することに関し、在籍していた日本語教育機関から推薦状を取得していること。

イ　日本語教育機関の要件

（ア）日本語教育機関認定法に基づき、文部科学大臣の認定を受けた留学のための課程を置く日本語教育機関であること。

なお、令和１１年３月３１日までの間は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成２年法務省告示第１４５号）別表第１に掲げる日本語教育機関であることをもって、本要件を満たすものとみなす。

（イ）直近３年間において、在籍管理が適切に行われていること。

（注）[redacted]

（ウ）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく職業紹介事業の許可の取得若しくは届出を行っていること又は就職を目的とするコースを備えていること。

（エ）在籍していた留学生の本邦における就職について、直近１年間において１名以上又は直近３年間において２名以上の実績があること。

（オ）本件措置を活用する留学生の就職支援のため、当該留学生と卒業等後も定期的に面談し、就職活動の進捗状況の確認及び就職活動に関する情報提供を行うこと。

（カ）本件措置を活用する留学生が、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」の在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合には、適切な帰国指導を行うこと。

（３）立証資料

ア　在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（申請人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が経費を支弁するに至った経緯を明らかにする文書）

イ　直前まで在籍していた日本語教育機関の卒業等証書（写し）又は卒業等証明書

ウ　直前まで在籍していた日本語教育機関が発行する出席状況の証明書

エ　海外の大学等を卒業し、学士以上の学位を取得していることを証明する文書（海外の大学等の卒業等証書（写し）又は卒業等証明書）

オ　直前まで在籍していた日本語教育機関による継続就職活動についての推薦状

カ　日本語教育機関在籍中から継続して就職活動を行っていることを明らかにする資料

キ　直前まで在籍していた日本語教育機関と定期的に面談を行うとともに、就職活動に関する情報提供を受ける確認書

ク　直前まで在籍していた日本語教育機関が上記（２）イ（ウ）から（カ）までの要件に適合していることが確認できる資料

（注１）上記オに関し、本件措置を活用する留学生については、就職活動のための在留資格「特定活動」への在留資格変更後における就職活動状況を踏まえた日本語教育機関の推薦を改めて確認する必要があること。また、日本語教育機関との定期的な面談による就職活動の進捗状況確認や在留期間満了時の帰国指導等によって在留管理を徹底する必要があることから、就職活動のための在留資格「特定活動」に係る在留期間更新許可申請の際にも推薦状の提出を求める。

（注２）上記カに関し、例として、訪問（予定）先企業名及び訪問（予定）日又は試験（予定）日が記載された文書等の提出を求める。

（注３）就職活動の継続のための在留資格「特定活動」に係る在留期間更新許可申請の際には、上記イからエまでの資料については提出を要しない。

（４）在留資格及び在留期間

本件措置の活用を目的とする在留資格変更許可申請又は在留機関更新許可申請があった場合において、上記（３）の立証資料により上記（２）ア及びイの要件を満たしていることが確認され、申請人の在留状況に問題がないなど、許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

ア　在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ　在留期間

原則として、「６月」とする。

なお、本件措置の活用を目的とする在留期間更新許可申請があった場合には、申請人が日本語教育機関を卒業等した後の経過期間が１年未満であることを確認し、申請人の在留状況に問題がないときは、１回に限り更新を認める。

この場合、在留期間は日本語教育期間を卒業等した後の経過期間に応じて月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「６月」、「５月」、又は「４月」のいずれかを決定する。

（注１）卒業等した後３月以上経過してからの在留資格変更許可申請については、入管法２２条の４第１項第６号に該当すると考えられるところ、この場合において取り消さないとの判断をし、「特定活動」への変更を許可する場合には、上記の在留期間更新許可の規定と同様にする。

（注２）留学生が日本語教育機関を卒業等する前に現に有する在留期間が満了する場合の注意喚起

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可申請があった場合において、許可処分を行う場合は、卒業等した後に継続して就職活動を行う際には在留資格変更許可申請が必要であること及び卒業等した後に３月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

（注３）留学生が日本語教育機関を卒業等する前に就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、卒業等した後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

出国準備を目的とする「特定活動」の在留資格に直ちに変更させるのではなく、卒業等した後の経過期間が１年未満であって、申請人がその後も継続して就職活動を希望する際は、申請人から申請内容変更申出書及び上記（３）において規定する立証資料を求め、本件措置の活用の要件を満たしていることが確認され、その他在留状況に問題がない等許可することが相当であるときには、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への変更を許可するものとする。

（注４）就職活動の継続のための在留資格「特定活動」で在留する者が、就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、在留期限経過後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

上記（注３）と同様の取り扱いとする。

（注５）就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への在留資格変更を許可されて在留する者からの在留期間更新許可申請時に、直近まで在籍してい

た日本語教育機関が前記（２）イ（ア）から（エ）までのいずれかを満たさない場合は、申請人の在留状況に問題がなく、前記（２）アに掲げる各要件を満たしているときは、在留期間の更新を許可する。

なお、当該日本語教育機関が前記（２）イ（オ）又は（カ）を満たさない場合は、当該日本語教育機関による申請人に対する適切な就職支援及び就職活動を取り止めた場合等の帰国指導が見込めないことから、在留期間の更新を認めない。

（５）入国・在留目的コード

[redacted]

（６）資格外活動許可

第１０編第２章第２節第２の７に該当するものとして取り扱う。

16　大学等を卒業した留学生が大学院に進学する場合における「特定活動」への在留資格変更許可等の取扱い

（１）取扱いの概要

大学を卒業後、大学院への進学が決定している留学生又は継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留する元留学生で、その入学時期が現に有する在留資格の在留期間満了後となる者については、進学先の大学院において、当該者との間で、一定期間ごとに連絡をとること、入学を取り消した場合においては、遅滞なく地方局等に連絡すること等について誓約するときは、進学待機を目的とする「特定活動」への在留資格変更を許可し、入学までの間、滞在することを可能とするとともに、資格外活動許可申請に基づき、週２８時間以内の包括的な資格外活動の許可を与える。

（２）対象

本邦の学校教育法上の大学（大学院を含む。以下同じ。）を卒業（又は修了）した外国人（別科生、聴講生、科目等履修生及び研究生を除く。）であって、卒業後大学院への入学までの間、進学を目的とし継続して本邦在留を希望する次のいずれかに該当する者

ア　在留資格「留学」をもって在留する者（大学卒業後１年以内に大学院へ入学する者に限る。）

（注）例えば、大学を９月に卒業する者が、在学中に大学院の入学試験に合格し、その入学時期が翌年の４月である場合等を想定している。

イ　継続就職活動を目的とする活動の指定を受けた「特定活動」をもって在留する者（大学卒業後１年３月以内に大学院へ入学する者に限る。）

（注）例えば、大学を３月に卒業した者で、継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留中の８月に大学院の入学試験に合格し、その入学時期が翌年の４月である場合等を想定している。

（３）立証資料

進学待機者に係る在留資格変更許可申請の際に提出を求める立証資料は、次のとおりとする。ただし、上記（２）アに該当する者から申請があった場合は、次のオ及びカの提出を要しない。

ア　在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書

当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

イ　直前又は継続就職活動前まで在籍していた大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書

ウ　入学予定の大学院から発行された入学予定の事実及び入学日が確認できる資料（入学許可書等）

エ　入学予定の大学院による連絡義務等の遵守が記載された誓約書

オ　継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

カ　継続就職活動から進学待機者への在留資格変更理由を記入した理由書

（４）審査上の取扱い

進学待機者から在留資格変更許可申請があった場合で、進学先の大学院において、当該入学予定者との間で一定期間ごとに連絡をとるとともに、入学を取り消した場合においては、遅滞なく地方局等に連絡すること等について誓約し、在留状況に問題がないなど許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

ア　在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「「（学校名）」に令和〇年〇月〇日から入学することとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ　在留期間

大学院入学予定日までの期間に応じて、１年を限度とし、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「４月」以上の在留期間を決定する。

（注１）上記（２）アに該当する者による卒業から３月以上経過してからの在留資格変更許可申請については、入管法第２２条の４第１項第６号に該当すると考えられるところ、特段の事情があり、この場合において在留資格を取り消さないとの判断をし、「特定活動」への変更を許可する場合には、残余の期間に応じて、１年を限度とし、月単位で決定するものとする。

（注２）大学院に進学する際に待機期間が生じる可能性のある留学生が大学を卒業する前に現に有する在留期間が満了する場合の注意喚起

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可申請があった場合において許可処分を行うときは、卒業後に大学院への進学を予定しており、その入学時期が新たに決定された在留期限を超える際には、在留資格変更許可申請が必要であること及び卒業後３月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

（注３）大学が学生に対して進学待機のための留年・在籍を認める措置を設けている場合の取扱い

大学が学生に対して進学待機のための留年・在籍を認める措置を設けている場合（当該措置の対象となる者の活動が在留資格「留学」に該当しない場合に限る。）には、前記（３）の立証書類（イ、オ及びカを除く。）及び当該措置の内容を明らかにする資料の提出を求め、許可することが相当であるときは、進学待機を目的とする「特定活動」を許可して差し支えない。

（５）資格外活動許可

第１０編第２章第２節第１の１、２、４及び５について審査し、いずれの要件にも適合すると認められるときは、包括的に資格外活動を許可する。

（６）進学待機者の家族が「家族滞在」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請を案内する。この場合の審査状の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

ア　在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は、次のとおりとする。

「「（学校名）」に令和〇年〇月〇日から入学することとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を指定されて在留する者（（国籍）人（氏名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ　在留期間

進学待機を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「４月」以上の在留期間を決定する。

ウ　資格外活動許可

前記（５）と同様の取扱いとする。

17　継続就職活動を目的とする「特定活動」で在留中に就職先が内定した者の採用までの在留に係る取扱い

（１）取扱いの概要

大学等を卒業後、継続就職活動を目的とする「特定活動」で在留中に就職先が内定した者については、我が国での企業の採用時期が一般的に４月であることから、当該内定者と内定した企業との間において一定期間ごとに連絡をとること、内定を取り消した場合においては、遅滞なく地方局等に連絡すること等について、企業が誓約するときは、採用までの間（内定後１年以内であって卒業後１年６月を超えない期間に限る。）滞在することを可能とする。

（２）対象

在留資格「留学」で在留していた大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同課程を卒業した外国人で、継続就職活動を目的として「特定活動」の在留資格で在留している者が、その在留中に就職先が内定し、内定後１年以内であって、かつ、卒業後１年６月以内に採用される場合において、内定している企業等において従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格への変更が認められるもの

（注１）対象となるのは、「内定後１年以内であって、かつ、卒業後１年６月以内に採用される場合」であるので、内定後１年又は卒業後１年６月を超えた日以降に採用される場合には対象とはならない。

（注２）大学等を９月に卒業する者が、在学中に就職先が内定し、その採用時期が翌年の４月である場合等で、採用までの間本邦に滞在することを希望する場合にも、対象として差し支えない。

（注３）「「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格」について、「特定技能１号」の在留資格についても対象に含む。

（３）立証資料

内定後採用までの間の在留を希望する外国人に係る在留資格変更許可申請の際に提出を求める立証資料については次のとおりとする。

ア　在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

イ　内定した企業において、採用後に行う活動に応じて変更することとなる、就労に係る在留資格への在留資格変更許可申請に必要な資料

ウ　内定した企業からの採用内定の事実及び内定日を確認できる資料

エ　連絡義務等の遵守が記載された誓約書

オ　採用までに行う研修等の内容を確認できる資料（該当する活動がある場合に限る。）

（注）上記（１）でいう、「内定した企業が一定期間ごとに内定者に連絡をとること（又は内定者が内定した企業に連絡させること）、内定を取り消した場合においては、遅滞なく地方局等に連絡すること等について、企業が誓約する」ことについては、誓約書（第３章様式（参考））の提出をもって、これに該当するものとして取り扱う。

（４）審査上の取扱い

継続就職活動を目的として「特定活動」の在留資格をもって在留している外国人について卒業後に就職先が内定し、内定後１年以内であって、かつ、卒業後１年６月以内に採用される当該外国人から在留資格変更許可申請があった場合において、内定した本邦の企業から誓約書の提出があり、かつ、採用後に当該企業で従事する活動が就労に係る在留資格に該当し、当該就労に係る在留資格に定められた基準に適合するとともに、在留状況に問題がないなど許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

（注１）大学等を９月に卒業する者が、在学中に就職先が内定し、その採用時期が来年の４月である場合等で、採用までの間本邦に滞在することを希望した場合にも、同様に措置して差し支えない。

（注２）審査に当たっては、就労に係る在留資格への該当性及び当該在留資格に定められた基準への適合性を判断することになることから、就労審査担当部門において、就労に係る在留資格への変更の可否を判断する。

（注３）大学等を卒業後、「留学」の在留資格で在留していた者から同様の申請があった場合には、卒業してからの期間、卒業後の在留状況（就職活動を継続していたことの確認を含む。）及び継続就職活動のための「特定活動」への在留資格変更許可を受けなかった理由等についても確認の上、許否を決定する。

ア　在留資格は、「特定活動」とし、指定する活動は、次のとおりとする。

「（企　業　名）」に令和○○年○○月○○日から雇用されることとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ　在留期間については、雇用されることとなる日までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「４月」以上の在留期間を決定する。

（５）資格外活動許可

第１０編第２章第２節第２の７のとおり

（６）本措置の対象となる者の家族滞在者の取扱い

就職先が内定した者の採用までの間の継続在留を目的として「特定活動」の在留資格で在留する者の家族が、継続就職活動者の家族滞在者として「特定活動」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、本措置の対象となる者の家族滞在者としての「特定活動」へ在留資格変更許可申請をするよう案内する（本邦において出生し、出生から 60 日を超えて本措置の対象となる者の家族として本邦での在留を希望する者については、在留資格取得許可申請を案内する。）。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

ア　在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は、次のとおりとする。

「（企　業　名）」に令和〇〇年〇〇月〇〇日から雇用されることとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を指定されて在留する者（（国　　籍）人（氏　　名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ　在留期間

就職先が内定した者の採用までの間の継続在留を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「４月」以上の在留期間を決定する。

ウ　資格外活動許可

第１０編第２章第２節第２の７のとおり

18　大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生の卒業後の継続在留に係る取扱い

（１）取扱いの概要

大学の学部又は大学院を卒業（又は修了）後６月以内に、起業して在留資格「経営・管理」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業（又は修了）した大学による推薦を受け、起業に必要な事業所が確保され、具体的な事業計画書が提出されている等により、留学生が確実に起業することが認められ、また、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「特定活動」への在留資格変更を許可することにより、最長で卒業後６月滞在することを可能とする。

（２）要件

次のいずれの要件にも該当する者

ア　対象者に係る要件

本措置の適用を受けようとする外国人（以下「起業活動外国人」という。）は、次の要件を満たす必要がある。

（ア）在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学（ただし、短期大学を除く。以下同じ。）の学部又は大学院を卒業（又は修了）した者であること。

（イ）在学中の成績及び素行に問題がなく、在学中から起業活動を開始しており、大学が推薦する者であること。

（ウ）事業計画書が作成されており、当該計画書及び会社又は法人の登記事項証明書その他の書面により本邦において開始しようとする事業内容が明らかであっ

て、卒業後６月以内に、起業して在留資格「経営・管理」に在留資格変更許可申請を行うこと及びその申請内容が入管法別表第１の２の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動に該当し、かつ、基準省令に定める基準にも適合することが見込まれること。

（エ）滞在中の一切の経費を支弁する能力を有していること（当該起業活動外国人以外の者が当該外国人の滞在中の経費を支弁する場合を含む。）。

（オ）経歴に関する要件

次のいずれかに該当していること。

①　経営に関する分野又は起業する事業に関連する分野において修士以上の学位又は専門職学位を有すること。

②　事業の経営又は管理について、３年以上の職歴を有すること。

（注）本件取扱いに係る起業活動期間（最長６月）を含めて３年以上となる見込みであるものを含む。

イ　事業規模に係る要件

起業に必要な資金として、3,000 万円以上の資金を調達していること及び常勤職員を雇用することが確実であること。

（注１）3,000 万円以上の資金を調達していることとは、現に 3,000 万円以上の資金を有していることのほか、国、地方公共団体、金融公庫又は銀行等から、助成、補助又は融資等を受けることが決定している場合を含む。また、個人事業として経営を行おうとする場合は、これまでの起業活動の過程で既に投資した資金についても、客観的に投資金額が立証できる場合には、調達した金額として含む。

（注２）常勤職員を雇用することが確実であることとは、雇用契約を締結している場合等のことである。

ウ　物件調達に係る要件

起業に必要な事業所（店舗、事務所等）用の施設が確保されることが確実であること。

（注）既に物件を取得している場合や賃貸契約を締結している場合のほか、地方公共団体等から物件の提供を受けることが決定している場合や、既に物件の取得手続きを進めている（手付け金を支払っている等）場合を含む。

エ　日本語能力に係る要件

経営者（申請人）が「日本語教育の参照枠」Ｂ２相当の日本語能力を有すること又は同能力を有する常勤職員を雇用することが確実であること。

（注１）「日本語教育の参照枠」Ｂ２相当の確認方法については第１０節第１の４（１）ウ（ウ）②ａ及びｂを参照。

オ　起業支援に係る要件

大学により、起業活動外国人に対し以下の支援措置のいずれかが行われていること。

（ア）起業家の教育・育成に係る措置（各種教育セミナーの開設、企業との交流会やシンポジウムの開催等）

（イ）事業計画の策定支援

（ウ）資金調達又は物件調達に係る支援措置（助成金、ベンチャーキャピタルの紹介、インキュベーション施設への入居支援等）

カ　在留管理に係る要件

（ア）大学は、毎月の起業活動状況を確認すること。

（イ）６月以内に起業することができなかった場合に備え、起業活動外国人において、帰国のための手段（航空券及び帰国費用）が確保されていること。

キ　起業に失敗した場合の措置

起業活動外国人による起業活動が行われていない又は起業活動の継続が困難になったと思われる状況があるときは、大学は、起業活動外国人の所在を確認の上、直ちに地方局等に報告するとともに、当該外国人の帰国に協力すること。

（注）上記（２）アについて、「在学中から起業活動を開始しており、大学が推薦する」ことについては、推薦状（本編第３章様式（参考））の提出をもって、これに該当するものとして取り扱う。

また、上記（２）カの「大学は、毎月の起業活動状況を確認すること」及びカの「大学は、起業活動外国人の所在を確認の上、直ちに地方出入国在留管理局に報告するとともに、当該外国人の帰国に協力すること」についても、同様に、上記推薦状の提出があれば、当該要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。

（３）立証資料

卒業後も継続して起業活動を行おうとする外国人に係る在留資格変更許可申請の際に提出を求める立証資料については、次のとおりとする。

ア　直前まで在籍していた大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書

イ　直前まで在籍していた大学による推薦状

ウ　経営・管理に関する専門的な知識を有する者（中小企業診断士、公認会計士及び税理士）による評価を受けた事業計画書

エ　会社又は法人の登記事項証明書等本邦において開始しようとする事業内容を明らかにする書類

オ　在留中の一切の経費の支弁能力を証明する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証明する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

カ　申請人の経歴を明らかにする資料

キ　事業規模を明らかにする文書

ク　事業所の概要を明らかにする資料又は当該事業所が確保されることが確実であることを証明する文書

ケ　日本語能力を明らかにする資料

コ　大学による起業支援の内容を明らかにする資料

カ　帰国のための手段が確保されていることを明らかにする資料

（注）上記（３）ウについて、「経営・管理に関する専門的な知識を有する者（中小企業診断士、公認会計士及び税理士）による評価」とは、事業の具体性、合理性、実現可能性等に係る評価をいい、当該評価がないもの及び評価が低いものについては本邦において安定的・継続的に在留資格に基づく活動を行うものとは認めない。

上記（３）エについて、「会社又は法人の登記事項証明書等本邦において開始しようとする事業内容を明らかにする書類」には、登記事項証明書のほか、当該登記に係る手続を行っていることが客観的に説明出来る資料（商業・法人登記の申請書の写しなど）も含む。

上記（３）カについては、学歴を証する場合は卒業証明書等、実務経験を証する場合は、履歴書や在職証明書等の提出を求めて確認する。

上記（３）ケの立証資料については、第１０節第１の４（１）ウ（ウ）②ａ及びｂ参照。上記（３）コについては、パンフレットやホームページの写し等でも差し支えない。

（４）審査上の取扱い

起業活動外国人から在留資格変更許可申請があった場合は、上記（２）で定める要件について審査を行い、当該要件をすべて満たす場合は次の在留資格及び在留期間を許可する。

ア　在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「本邦において貿易その他の事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事するための準備のための活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ　在留期間

原則として、「６月」とする。

なお、卒業後相当期間経過後に在留資格変更許可申請があった場合については、卒業から６月未満であることを確認する。この場合、在留期間は残余の期間に応じて月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「６月」、「５月」又は「４月」のいずれかを決定する。

（注１）卒業後の起業活動を目的とした「特定活動」への在留資格変更許可申請の審査に当たっては、「その申請内容が入管法別表第１の２の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動に該当し、かつ、基準省令に定める基準にも適合することが見込まれること」を要することから、在留資格の変更の許否に当たっては、就労審査担当部門に合議すること。

なお、「基準省令に定める基準にも適合することが見込まれること」については、上記（２）ア（オ）の申請人の経歴に係る要件、（２）イの事業規模に係る要件、（２）ウの物件調達に係る要件及び（２）エの日本語能力に係る要件を満たすことをもって、当該要件を満たすものとして取り扱う。（注２）上記（２）ウの審査の際には、確保が見込まれる事業所用の施設の基準適合性についても併せて審査を行う。従って、上記（３）クの「当該事業所が確保されることが確実であることを証明する文書」を求める場合は、確保が見込まれる事業所の概要が分かる資料についても併せて提出を求める。

（注３）起業活動を行う留学生が大学卒業前に現に有する在留期間が満了する場合で、当該留学生から在留期間更新許可申請がなされたときは、「留学」の在留資格による在留期間の更新の許否を判断し、許可処分を行う場合には、卒業後に継続して起業活動を行う際には在留資格変更許可申請が必要であるこ

と及び卒業後３月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

（注４）起業活動を行う留学生が、大学卒業後に「留学」の在留期間が満了する場合であって、卒業後、在留期間の満了の日までの間に再入国許可による出入国を予定しているときは、「特定活動」への在留資格変更許可を受けた上で再入国許可による出入国をするよう案内する。

（５）資格外活動の許可

第 10 編第２章第２節第１の一般原則のとおりとする。

（６）本措置の対象となる者の家族滞在者の取扱い

起業活動外国人の家族が「家族滞在」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請を案内する（本邦において出生し、出生から 60 日を超えて起業活動外国人の家族として本邦での在留を希望する者については、在留資格取得許可申請を案内する。）。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

なお、当該家族の在留期間の満了日が、起業活動外国人の「留学」の在留資格による在留期間の満了日を超えるときについても、在留資格変更許可申請を行わせるよう指導する。

ア　在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「本邦において貿易その他の事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事するための準備のための活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を指定されて在留する者（（国　　籍）人（氏　　名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ　在留期間

起業活動を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「４月」以上の在留期間を決定する。

ウ　資格外活動許可

第 10 編第２章第２節第１の一般原則のとおりとする。

第２４節の２　研修

第１　在留資格の審査

１　研修制度

（１）制度の概要

開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ、技能等を修得することを可能とし、当該青壮年が帰国後に我が国において修得した技能等を活用することにより、当該国等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。また、「技能実習」の在留資格も研修と同一の趣旨・目的をもつ制度である。

（２）「技能実習」の在留資格との相違

「研修」は、本邦の公私の機関に受け入れられて技能等を修得する活動に従事するものである点において「技能実習」と同様であるが、「技能実習」は、一定期間の講習の後、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて、当該機関の業務に従事して技能等を修得する活動に従事するものであり、雇用契約等の雇用関係が存しない「研修」とは大きな違いがある。また、実務を伴う作業に従事する場合は、雇用契約に基づいて、「技能実習」の在留資格で受け入れられることが原則であるが、「研修」の在留資格に係る上陸基準第５号のイからチまでの規定のいずれかに適合するときは（雇用契約に基づかないものに限る。）、同在留資格によることとなる。

なお、雇用契約に基づかず、実務を伴わない技能等を修得する活動は、「研修」の在留資格に該当する。

２　制度の基本的枠組

（１）活動の範囲

本邦の公私の機関に受け入れられて行う技能等の修得をする活動が該当する。ただし、「技能実習」及び「留学」の在留資格に該当する活動は含まれない。

具体的には、実務作業を伴わない非実務のみの研修や、国若しくは地方公共団体が実施する研修又は独立行政法人等の資金により運営される事業として行われる研修等で、本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動が該当する。

（２）上陸基準の要件及び用語の意義

ア　第１号

申請人が修得しようとする技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。

用語の意義

「同一の作業の反復のみによって修得できるもの」とは、同じ作業を繰り返し行い、特段のレベルアップが期待できない作業に従事するものをいい、必ずしも作業が一つであることを意味するものではない。同種の業務に係る一連の作業を行うことを反復する場合であっても、その内容が単に手足等を動かすことにより完結するものである場合は、この要件に適合しない。このような作業は、通常、我が国において修得する必要性が低く、研修制度の目的とする開発途上国等への技能移転や経済発展に寄与す

るものでもない。

イ　第２号

申請人が１８才以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

用語の意義

「国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること」とは、開発途上国等への技能移転を図ることが研修制度の目的であることから設けられた要件である。

ウ　第３号

申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとすること。

留意事項

研修生の受入れは我が国から外国への技能移転を図ることを目的とするものであるところ、外国人が修得しようとする技能等が自国において修得が可能であれば、我が国において研修を受ける必要性が認められない。また、外国特有の技能等を日本で修得したいとする場合、特段の事情がない限り、本来その国で修得されるべきであり、本号への適合性は、招へい理由書、研修実施予定表等により確認することとなる。

エ　第４号

申請人が受けようとする研修が研修生を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技能等について５年以上の経験を有するものの指導の下に行われること。

留意事項

（ア）研修生に対する指導を行う者（以下「研修指導員」という。）の指導の下に行われることとは、研修指導員の直接的な指導を求めるものではなく、研修指導員がカリキュラムを管理するなど、研修指導員の包括的指導の下に行われるものでも差し支えなく、例えば、日本語講師等の専門家など外部講師による指導や日本語学校等に通学させることも妨げない。

（イ）なお、研修指導員の経験年数は同一の機関におけるものには限られず、他の機関での経験年数を通算できる。

オ 第５号

申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修（商品の生産をする業務に係るものにあっては、生産機器の操作に係る実習（商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものを除く。）を含む。）をいう。第８号において同じ。）が含まれている場合は、次のいずれかに該当していること。

イ　申請人が、我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修を受ける場合

ロ　申請人が独立行政法人国際観光振興機構の事業として行われる研修を受ける場合

ハ　申請人が独立行政法人国際協力機構の事業として行われる研修を受ける場合

ニ　申請人が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油開発技術センターの事業として行われる研修を受ける場合

ホ　申請人が国際機関の事業として行われる研修を受ける場合

ヘ　イからニに掲げるもののほか、申請人が我が国の国、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人若しくは独立行政法人の資金により主として運営される事業として行われる研修を受ける場合で受入れ機関が次のいずれにも該当するとき。

（１）研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあっせんを行う機関（以下この号及び次号において「あっせん機関」という。）が宿泊施設を確保していることを含む。）。

（２）研修生用の研修施設を確保していること。

（３）申請人の生活の指導を担当する職員を置いていること。

（４）申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険（労働者災害補償保険を除く。）への加入その他の保障措置を講じていること（あっせん機関が当該保障措置を講じていることを含む。）。

（５）研修施設について労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。

ト　申請人が外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員である場合で受入れ機関がへの（１）から（５）までのいずれにも該当するとき。

チ　申請人が外国の国又は地方公共団体の指名に基づき、我が国の国の援助及び指導を受けて行う研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。

（１）申請人が外国の住所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していること。

（２）受入れ機関がへの（１）から（５）までのいずれにも該当すること。

（ア）用語の意義

①　「地方公共団体」とは、地方自治法第１条の３の規定のとおり、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう（イ）。

②　「独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の事業として行われる研修」には、フィリピン人船員（航海士・機関士）の育成を目的とする客船等に係る外国人乗務要員研修事業がある（ロ）。

③　「我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とは、いわゆる特殊法人をいい、具体的には、日本私立学校振興・共済事業団、株式会社日本政策金融公庫、日本中央競馬会、日本放送協会等が該当する（ヘ）。

④　「その資金により主として運営される」とは、研修事業の運営費用のおおむね５０％以上又は主たる部分（研修実施経費、研修手当の支払経費等研修事業の中心的部分の運営資金）を国、地方公共団体、特殊法人又は独立行政法人が負担し

ていることを必要とする（ヘ）。

⑤ 「これらに準ずる機関」とは、我が国の独立行政法人や特殊法人に相当する機関を想定しているが、その位置付けは各国の制度により異なることから、個々に判断することになる（ト）。

（イ）留意事項

① 本号は、実務研修を行うことができる研修の受入れ形態についての基準であり、公的な要素を含む研修に限定されている。

a 本号イからホまでは、公的機関の事業として行われる研修であること

b 本号へからチまでは、順に、公的機関の資金により主として運営される事業として行われる研修（ヘ）、外国の公的機関の常勤の職員に係る研修（ト）、外国の国・地方公共団体の指名に基づき我が国の国の援助・指導を受けて行う研修（チ）である。

② 実務研修と非実務研修

上陸基準上、「実務研修」については、商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修のほか、商品の生産をする業務に係るものにあっては、商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものでない、生産機器の操作に係る実習も含まれる旨定められている。

すなわち、一般の職員と同様に生産ラインに参加し、商品を生産することを通じて技能等を修得する場合などがこれに当たる。

また、「実務研修」か否かは講義形式か否かにより決まるものではなく、研修生の行う作業が企業等の商品の生産又は有償の役務提供の過程の一部を構成するか否かにより決定する。

平成２１年の入管法改正前の「研修」では、工場の生産ライン等の商品生産施設において行われる試作品の製造を「非実務研修」として取り扱っていたが、これらの行為は商品の生産を行っているか否かの客観的な判断が難しく、また、非実務研修のみの研修生を実質的な労働力として取り扱われるおそれもあるため、「生産機器の操作に係る実習」を「実務研修」に含めることとした。

ただし、「生産機器の操作に係る実習」を行う場合でも、工場の敷地内にある別棟の研修センターや商品生産施設内であっても商品を生産する区域とは明確な区分がされている場所等に設置された模擬ライン等を使用して試作品（研修生以外の者が若干の点検、仕上げを行うことによって最終的に商品となるものは含まない。）を製造する場合や、通常の商品を生産するラインであっても、あらかじめ一定の時間を区分して研修生による試作品製造のために使用することが第三者にも明確に分かる状態である場合には、「非実務研修」として取り扱う。

この場合において、試作品製造のみとしながら長期間の研修を行うとする申請は、研修生を労働力として利用しようとするものである可能性があることから、研修内容や研修指導方法に限らず、試作品材料の調達方法、試作品の廃棄、再生等の処分方法、試作に伴う総経費の額を確認し、研修実施の合理的理由等につい

て慎重に審査する必要がある。また、通常の生産を維持しながら生産ラインの時間的区分による試作品製造を行う場合には、通常時の生産量と研修生の試作品製造による生産減量を比較するなど、費用対効果の面からも合理的な事情を確認することが必要となる。

他方、作業・加工等に精密さが必要となるため、研修生の生産物は商品となり得ない職種もある。受入れ機関の中には、試作品製造のみでも「実技」、「実習」等と同様に実務研修と捉えて申請する企業があるので、特に不交付・不許可処分を行う前には、研修方法を電話で照会する等慎重に審査することが望ましい。

③ 模擬訓練、見学、マンツーマン指導

「業務に従事する」といえるためには、「業務」と認められる程度に「生産・販売」、「役務の提供」が継続的に行われることが必要である。

商品の販売又は役務の提供という活動が結果的に労働力の提供という効果を伴うために、このような活動を含む研修は実務研修として加重的要件を課されるものであることからすれば、結果的に労働力の提供を伴う活動ではない場合は、「業務に従事する」に当たらない。

a 模擬訓練

顧客を相手とせず、研修生、受入れ機関職員、外部講師等を対象とした接客の模擬訓練（例：会議室、閉店後の店舗等で行われるロールプレイング）等は、非実務研修と考えられる。

b 見学

受入れ機関の職員の生産活動や役務の提供を行う活動を視察しながら、適宜口頭で指導を受ける見学（例：生産ライン、屋外において、研修指導員又は別の職員が作業等を行っているところで、研修指導員が専門的見地から解説を行ったりする）等は、非実務研修と考えられる。

c マンツーマン指導

研修指導員が自ら生産活動等を行う方が生産的であるにもかかわらず、研修生に生産活動等を行わせながらマンツーマン形式で指導する場合には、一律に実務研修として扱う必要はない。実際の申請では、幹部のマネージメント業務、部下への指揮・指導方法、営業活動、経理業務等、「経営・管理」、「技術・人文知識・国際業務」等で規定されている専門的知識を有する外国人が行う活動に類似する研修内容を、短時間（当該業務を指導員のマンツーマンの指導から独立して行えるまでに至らない期間。数時間から数日程度が通常。ただし、職員の生産活動等の下準備になる場合はこれに当たらない。）で、マンツーマン形式で指導を行うという場合には、非実務研修と考えられる。

④ 独立行政法人が自ら研修施設や研修指導員等を手配して実施する研修は本号イに該当するが、独立行政法人の資金により主として運営される事業として企業等で行われる研修は本号へに該当する。なお、本号ロからニで個別に規定している独立行政法人の事業として企業等で行われる研修には、本号への（１）から（５）に掲げる要件が課されない。

⑤ 国際機関（複数の政府の加盟する機関をいい、国際連合及びその機関、日本が

加盟している国際条約の執行機関等）が実施する研修の場合は、本号への(イ)から(ホ)に掲げる要件が課されない。

⑥ 外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員を本邦の企業等が受け入れる場合、外国の法令等により外国の公務員が身分を保持しながら民間企業と雇用契約を締結することができない場合も想定されることから、「技能実習」の在留資格ではなく、公的な要素を含む研修として「研修」を付与する。

⑦ 本号チの研修には、我が国の国又は地方公共団体等からの資金の提供が事業費の半分を下回っているものの、修得しようとする技能等を本国において広く指導・普及する業務に従事している者が、外国の国又は地方公共団体から指名を受け、我が国の国による援助及び指導を受けて行う公的な性質を帯びたものが該当する。

例えば、「農業に係る研修において、本国で農業を広く指導する立場にある者が本国の住所を有する地方公共団体から指名を受け、本邦の農家に受け入れられて、本邦入国時や研修期間中に、農業を所管する農林水産省の職員から直接講義及び訪問指導（年に数回）などの支援を受ける場合」などが該当する。

⑧ 本号へからチにおいて、宿泊施設、研修施設、生活指導員の配置、研修生に対する保障措置、研修施設に係る安全衛生措置など受入れ機関である企業等において実務研修を実施する場合の受入れ体制について定めたものである。このうち研修生に対する保障措置は、労働者ではないため労働者災害補償保険に加入することができない研修生が、実務作業中の事故等により死亡し、負傷し又は疾病に罹患した場合でも必要な保険給付が受けられるように、民間の保険等への加入を求めるものである。

カ 第６号

受入れ機関又はあっせん機関が研修生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措を講じていること。

留意事項

① 技能等を海外へ移転するという研修制度の趣旨に鑑み、研修生の帰国に支障を来さないように、受入れ機関又はあっせん機関が帰国旅費の全額を負担する必要がある。

② 受入れ機関の倒産などにより、研修の継続が困難となった研修生の帰国旅費の確保が困難となった例が見受けられるため、受入れ機関に対しては研修生が本邦に入国した当初から帰国旅費を確保する必要がある旨指導する。

③ 研修生が所属する外国にある所属機関と受入れ機関との間の出向契約等において、研修に必要な費用として包括的に所属機関から受入れ機関に支払われる費用の中から、受入れ機関が帰国費用を支出する形態であれば、上陸基準第６号の要件を満たすものとして差し支えない。

キ 第７号

受入れ機関が研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から１年以上保存することとされていること。

（ア）用語の意義

上陸基準第７号の「研修の実施状況に係る文書」とは、研修日誌その他の研修内容、指導事項、研修時間及び研修手当について記載した文書をいう。

（イ）留意事項

① 研修計画に基づいて研修を実施するためには、研修実施状況を把握することが不可欠である。「研修日誌」には、研修内容や指導事項、今後の課題等が記載されているのが一般的である。

② 当該研修生の研修が終了した日（注）から少なくとも１年間は文書を保存しなければならない。

（注）受入れ機関における研修が終了した日であり、必ずしも帰国日とは一致しない。

ク 第８号

申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（２以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあっては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の３分の２以下であること。ただし、申請人が、次のいずれかに該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の４分の３以下であるとき又は次のいずれにも該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の５分の４以下であるときは、この限りでない。

イ 申請人が、本邦において当該申請に係る実務研修を４月以上行うことが予定されている場合

ロ 申請人が、過去６月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において受けようとする研修に資する目的で本邦外において実施した当該研修と直接に関係のある研修（実務研修を除く。）で、１月以上の期間を有し、かつ、160時間以上の課程を有するもの（受入れ機関においてその内容が本邦における研修と同等以上であることを確認したものに限る。）を受けた場合

（ア）用語の意義

① 「実務研修を４月以上行う」とは、合計４か月分以上の時間、実務研修を行うことを意味しており、「実務研修を含む研修を４月以上」の意味ではない。したがって、例えば４か月間の研修期間中の毎日に、実務研修と非実務研修を両方行うよう計画した場合は「実務研修を含む研修を４月以上」行うことには当たるが、「実務研修を４月以上行う」には当たらない（イ）。

② 「外国の公的機関」と「外国の教育機関」とは、外国の国又は地方公共団体の機関を「外国の公的機関」いい、「外国の教育機関」とは当該外国の国・地域における学校教育制度に照らして正規の教育機関として認定されており、原則として、義務教育修了後に入学するものをいう（ロ）。

詳細については、第１節第２章第１節第６を参照。

（イ）留意事項

① 実務研修は技能等を学ぶことを目的として行われるが、結果的に労働力の提供の効果をも伴うものであり、外見的には就労活動と類似する。そのため実務研修

を研修時間全体の３分の２以下とし、残りの時間を座学等により、日本語、日本の生活習慣、安全衛生知識、実務研修分野の理論的側面等を学ぶ非実務研修とすることで、「研修」の活動が、就労活動ではなく学ぶものであることを明確にするとともに、適正かつ効果的な研修を確保しようとするものである（本文）。

② 必要とする研修時間全体に占める非実務研修の時間の割合を、一定の場合に緩和するものであり、実務研修の時間を伸長する趣旨のものではない。

例えば、過去に、１年間の研修期間のうち非実務研修が３分の１、実務研修が３分の２の計画で実施した研修と同程度の内容でありながら、研修期間が１年間であること等を理由とし、本号ただし書きにより非実務研修の時間が短縮されたことを受けて、その分を実務研修に振り向け、全体の研修期間が１年間となるようにした申請、すなわち、実務研修の時間を水増しした申請がされないよう受入れ機関に対し指導する必要がある（本文ただし書き）。

③ 実務研修期間が４か月以上の研修については、修得する技能等の内容からみて、求められる以上の非実務研修が行われている例が相当数あるという実状に配慮し、効果的・効率的な研修の実施を実現しようとしたものである（イ）。

④ 外国の公的機関又は教育機関による研修の確認方法については、当該研修を実施した機関が公的機関又は教育機関であることを証する資料とともに、当該機関が作成した研修内容（科目、研修時間、研修期間、研修指導者等）を記載した証明書等を提出してもらうことになる。

また、申請人が本邦外で受けた研修の内容が本邦における研修と同等以上であることについて、受入れ機関による確認が必要とされているところ、当該確認は、カリキュラム、教材等により行う旨受入れ機関に指導する。なお、審査に際しては、受入れ機関からカリキュラムの提出を求めることになる（ロ）。

３ 審査のポイント

（１）在留資格認定証明書交付申請

ア 修得しようとする技能等が同一作業の反復により修得できるものでないこと（上陸基準第１号）

次の資料（研修の内容、必要性、実施場所、期間及び待遇を明らかにする文書）の記載により、修得しようとする技能等が同一作業の反復により修得できるものでないことを確認する。

① 招へい理由書（習得する技能等、将兵の経緯、研修の必要性などについて記載した文書、書式事由）

② 研修実施予定表（別記第２４号様式及び別記第２４号の２様式）

【留意事項】

① 受入れ機関が、送出し機関（本国の所属機関。以下同じ。）の従業員数に比して大量に、かつ、頻繁に、研修生を受け入れている場合は、技術移転を目的とするよりも、単なる労働者の補充を目的としていることが疑われる。

このような場合、受入れ機関を通じて、送出し機関に対し、その研修の必要性、研修生の帰国後の復職率等について説明を求め、上陸基準適合性を慎重に審査す

る（上陸基準第２号及び第３号も同じ）。

② 修得しようとする技能等に関し、同一作業の反復により修得できるものでないことに疑義がある場合は、必要に応じて関係業界団体等の意見を求めるなどして、適合性を判断する。

イ 年齢及び帰国後修得した技能等を要する業務への従事（上陸基準第２号）

（ア）申請書の申請人等作成用１の「２」欄及び「履歴書」の記載により、申請人が18歳以上であることを確認する。

（イ）申請書の申請人等作成用２の「２３」欄及び、「研修生派遣状」（本国の所属機関が作成した、帰国後の申請人の地位、職種に関する記載があるもの、書式自由）又は「復職予定証明書」（本国の所属機関が作成した、申請人の現在の地位、職種に関する記載があり、帰国後に復職する予定であることについての証明書、書式自由）の記載により、また、申請人が自営業を営む者である場合にあっては、「履歴書」に記載により、修得しようとする技能等を要する業務に従事することが予定されていることを確認する。

（ウ）申請書の申請人等作成用２の「２６」欄の記載が、提出資料の「研修生派遣状」及び「履歴書」の所属機関に関する記載内容と一致しており、修得しようとする技能等に関連する職業（職務内容）であることを確認する。

（注）職歴に疑義がある場合は、必要に応じて公的資料など他の資料の提出を求める。

（エ）申請書の所属機関等作成用１の「２」欄の研修内容が、同１の「１３(２)」、同２の「１４(２)」欄及び「受入れ機関概要書」の内容と齟齬がないことを確認する。

（注）研修生受入れ機関が複数の事業を行っている場合は、提出資料の研修生受入れ機関の登記事項証明書の営業内容により、当該事実を確認する。

【留意事項】

① 受入れ機関や送出し機関において研修制度の趣旨の理解が不十分と認められる場合など必要に応じ、受入れ機関に対して、帰国した研修生の就業状況を送出し機関などに報告するよう求める。合理的理由がなく本邦で修得した技能等を要する業務に従事している者の割合が著しく低い場合は、改善策を提出させる。改善されない場合は、上陸基準第２号への適合性について慎重に判断する。

② 申請人の本国での職業と無関係な職種に係る研修は、原則として、帰国後において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されているとはいえない。

ウ 住所を有する地域において修得することが不可能又は困難であること（上陸基準第３号）

上記ア（上陸基準第１号）の項の方法に準じて確認する。

【留意事項】

① 外国人が修得しようとする技能等が自国において修得が可能であれば、特段の事情がない限り、我が国において研修を受ける必要性が認められない。

② 修得しようとする技能等に関し、住所を有する地域において修得することが不可能又は困難であることに疑義がある場合は、必要に応じて関係業界団体等の意

見を求めるなどして、適合性を判断する。

エ　研修が研修指導員の指導の下に行われること（上陸基準第４号）

申請書の所属機関等作成用１の「１３（１１）」、同２の「１４（１１）」欄及び「研修指導員履歴書」の記載により、５年以上の経験を有することを確認する。

オ　研修の中に実務研修が含まれている場合の受入れ機関等の要件適合性（上陸基準第５号）

（ア）申請書の所属機関等作成用１の「６」欄及び「研修実施予定表」の記載により、実務研修を含むかどうかを確認する。

（イ）申請書の所属機関等作成用１の「９」欄の①から⑧のいずれかにチェックがされており、次のいずれかに該当することを確認する。

①　「９」欄の①から⑤にチェックがされている場合（上陸基準第５号イからホ）

申請書の所属機関等作成用１の「１３」欄及び同２の「１４」欄の記載内容と齟齬がないかを確認する。

②　「９」欄の⑥にチェックがされている場合（上陸基準第５号ヘ）

a　申請書の所属機関等作成用１の「１０」欄の記載により、出資主体が、国、地方公共団体、特殊法人又は独立行政法人であって、かつ、出資額が研修実施経費に占める比率がおおむね５０％以上であることを確認する。

b　申請書の所属機関等作成用２の「１５」欄及び「研修生処遇概要書」の記載により、宿泊施設が確保されていることを確認する。

c　申請書の所属機関等作成用１の「１３（１２）」、同２の「１４（１２）」欄及び「研修実施予定表」の記載により、研修施設が確保されていることを確認する。

d　申請書の所属機関等作成用２の「１３（１３）」及び「１４（１３）」欄の記載により、生活指導員が配置されていることを確認する。

e　申請書の所属機関等作成用２の「１６」欄及び「研修生処遇概要書」の記載により、傷害保険加入等の措置が講じられていることを確認する。

f　申請書の所属機関等作成用２の「１３（１４）」及び「１４（１４）」欄の記載により、安全衛生上必要な措置が講じられていることを確認する。

③　「９」欄の⑦にチェックがされている場合（上陸基準第５号ト）

a　申請書の所属機関等作成用２の「１９」欄及び、「研修生派遣状」又は「復職予定証明書」の記載により、申請人が国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤職員であることを確認する。

b　上記オ（イ）②ｂからｆと同様に確認する。

④　「９」欄の⑧にチェックがされている場合（上陸基準第５号チ）

a　申請書の所属機関等作成用１の「１１」欄及び「研修生派遣状」の記載により、申請人が外国の国又は地方公共団体から研修生として指名されたことを確認する。

b　申請書の所属機関等作成用１の「１２」欄及び「招へい理由書」の記載により、日本国からの援助及び指導を受けることを確認する。

c　「研修生派遣状」又は「復職予定証明書」の記載により、申請人が外国の住

所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していることを確認する。

ｄ　上記オ（イ）②ｂからｆと同様に確認する。

【留意事項】

①　受入れ機関概要書（受入れ機関の状況、研修事業の実績等について記載した文書、参考様式）、登記事項証明書又は受入れ機関の概要が分かるパンフレット等及び損益計算書、貸借対照表等により受入れ機関の存在、営業事実等を確認する。

②　受入れ機関の財務状況は、研修を実施するに足りる経済活動の実態や研修を継続できる経済的基盤を有しているか否かの観点から審査する。

③　受入れ機関が第３１節別表の「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格のカテゴリー１に分類される機関と同じである場合又は当該受入れ機関に係る申請において、受入れ機関の「登記事項証明書又は受入れ機関の概要が分かるパンフレット等」については過去１年間に提出されている場合であって、それぞれ同期間内に記載内容に変更がないときは提出を要しない。

カ　帰国担保措置が講じられていること（上陸基準第６号）

申請書の所属機関等作成用２の「１７」欄及び「研修生処遇概要書」の記載により、確認する。

キ　研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、研修終了の日から１年以上保存すること（上陸基準第７号）

申請書の所属機関等作成用２の「１３（１５）」及び「１４（１５）」欄の記載により、確認する。

ク　実務研修時間に関する要件適合性（上陸基準第８号）

（ア）申請書の所属機関等作成用１の「６」欄及び「研修実施予定表」の記載により、実務研修を含む研修かどうかを確認する。

（イ）申請書の所属機関等作成用１の「３、７、８」欄の記載内容をそれぞれ確認し、所属機関等作成用１の「７」欄の「実務研修の比率」が上陸基準の要件に適合していることを確認する。

（ウ）申請人が、過去６か月以内に外国の公的機関又は教育機関が本邦で行う研修に資する目的で本邦外において実施した研修と直接に関係のある研修（実務研修を除く。）で１か月以上の期間を有し、かつ、１６０時間以上の課程を有するもの（受入れ機関が本邦における研修と同等以上であることを確認したものに限る。）を受けた場合には、次の資料により確認する。

①　本邦において実施する研修との関係を立証する資料（本邦において実施する研修に資する目的で海外で実施した研修の説明書）

②　機関の名称、所在地、研修施設等本邦外で事前に研修を実施した機関の概要を明らかにする資料

ａ　外国の公的機関で研修が実施された場合は、当該機関が国又は地方公共団体の機関であることを証する資料

ｂ　研修を他の機関に委託した場合は、委託契約書等委託関係を明らかにする資料

c　外国の教育機関で研修が実施された場合は、当該機関がその国・地域における学校教育制度に照らして正規の教育機関と認定されていることを証する資料

③　研修内容、研修時間、研修期間、研修指導員等実施した研修の内容を明らかにする資料

【留意事項】

実務研修が含まれる研修については、原則として、実務研修の時間が研修を受ける時間全体の３分の２以下となる必要があるが、申請人が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ実務研修の時間を以下の割合までとすることができる。

①　実務研修が４か月以上行われることが予定され、又は過去６か月以内に外国の公的機関又は教育機関による１か月以上で１６０時間以上の非実務研修を受けた場合は、４分の３以下

②　実務研修が４か月以上行われることが予定され、かつ、過去６か月以内に外国の公的機関又は教育機関による１か月以上で１６０時間以上の非実務研修を受けた場合は、５分の４以下

ケ 審査に当たってのその他留意事項

（ア）申請人の入国予定年月日を把握し、在外公館における査証取得に要する期間をも勘案し、可能な限り当該時期に入国できるよう効率的な審査を行う。

（イ）申請取次者等による書類の事前点検が十分に行われていることが確認される取次申請案件については、早期処理に努める。

（ウ）各要件への適合性の審査に当たっては、研修制度の趣旨を踏まえた審査を行い、適正な研修の実施が見込めないものを除き、改善指導により速やかに要件に適合することが見込める場合は、一律に不交付とすることなく、改善を待って処分する。

（２）在留期間更新許可申請

ア　審査の留意事項

次の案件を除き、A案件として処理する。

（ア）不適正な研修が行われていることの情報を得ているもの

（イ）申請人の在留状況が良好でないもの

（ウ）入国後に在留資格認定証明書交付申請時の要件に適合しない疑いがあることが判明したもの

イ 提出資料

受入れ機関からの研修の内容、実施場所、期間、進ちょく状況及び待遇を証する文書

具体的には、次の資料とする。

（ア）研修実施予定表（別記第２４号様式及び別記第２４号の２様式）

（注）申請人に係る在留資格認定証明書交付申請時に提出した研修実施予定表に記載した事項に変更があった場合には、変更箇所を明示する。

（イ）研修・生活状況等報告書（参考様式）

研修実施状況、生活状況及び個人別在留状況等について記載した文書

ウ　在留期間の更新に係る特則

法務省との事前協議を経ることなく発給された査証により「研修」の在留資格をもって上陸を許可された者については、次のいずれかに該当すること。

なお、法務省との事前協議を経ることなく査証が発給された場合は、当該査証発給に係る資料等は法務省には送付されていないので、研修生受入れ機関から資料の提出を求め、次の（ア）又は（イ）に該当するものであることを立証させる。ただし、受入れ機関に係る資料でその概要が明らかな場合又は過去に資料提出されている場合は、提出を求めない。

（ア）若干の期間在留を継続することにより研修目的を達成することが明らかなもの

（イ）在留資格「研修」に係る上陸基準第５号イからホまでに掲げる研修

（注）公益財団法人オイスカ、一般財団法人海外産業人材育成協会（英字略名：ＡＯＴＳ）、公益財団法人海外漁業協力財団、公益財団法人日本船員福利雇用促進センター、公益財団法人日本台湾交流協会、一般財団法人ＪＣＣＰ国際石油・ガス協力機関、一般財団法人食品産業センター、公益社団法人国際農業者交流協会、公益財団法人海外日系人協会、一般社団法人海外農業開発協会及び一般社団法人日本経済団体連合会が事業として行う研修である場合も上記(イ)と同様とする。

4　在留期間

（１）在留期間

在留期間	運　　用
２年	外国において医師、看護師又は診療放射線技師に相当する資格を有する外国人であって、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第三条第一項の規定により厚生労働大臣の許可を受けて診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置（以下「診療用粒子線照射装置」という。）に係る知識及び技能の修得をしようとするもの（以下「診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等」という。）並びに医療で用いる放射線に係る物理工学の専門的知識を有する外国人であって、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等と共に診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能の修得をしようとするもののうち、国籍又は住所を有する国において所属する機関の業務の一環として派遣される場合であって、かつ、「研修」の予定期間が１年を超えるもの
１年	２年、６月又は３月の項のいずれにも該当しないもの
６月	次の①及び②のいずれかに該当し、かつ、③に該当するもの ①「研修」の予定期間（現に研修中の場合は残余の予定期間）が６月以下であるもの ②受入れ機関の研修実施体制等に鑑み、研修実施状況等を６月に１度確認する必要があるもの ③３月の項に該当しないもの
３月	「研修」の予定期間が３月以下であるもの

（２）研修期間全体の長さ

ア　「研修」の在留資格をもって在留する者が継続して在留できる期間は、原則、１年までとするが、１年を超える研修を実施することに合理的理由があるものについては、２年まで認める。

イ　当初の研修予定期間を超えた研修の在留期間更新

研修生が当初の研修予定期間を超えて同一内容の研修を受けようとして在留期間更新の申請をした場合には、本人又は受入れ機関から事情を聞くなど慎重に審査し、予定の研修期間を延長することにつき特別の事情があると認められるときに限り、在留期間の更新を許可する。

５　諸申請の留意事項

（１）研修生からの在留資格変更許可申請

身分関係の成立又は出国準備を理由とする場合以外は原則として在留資格の変更を認めない。

（注）[redacted]

（注）研修生は研修終了後直ちに帰国し、研修により修得した技能等をそれぞれの国において活かし、母国の経済発展に貢献することが期待されていることによる。したがって、研修終了後、引き続き我が国の企業等で就労することは認められない。

（２）資格外活動許可申請

研修生からの資格外活動許可申請は、研修に専念させる趣旨からこれを認めない。

（３）研修を終了した者又は終了予定の者からの在留資格認定証明書交付申請（再研修）

通常の案件として審査する。

ただし、我が国において、研修を修了し母国へ帰国した者が、再度、研修を受けたいとする場合は、次の事項に該当するかどうか個別に審査し、可否を判断する。

ア　より上級の又は関連する技術、技能等の修得を目的とする再研修であること

前回、我が国で学んだ研修と同じものを繰り返すのであれば、研修制度の趣旨に適さない上、前回の研修が適切に実施されていたかどうかという問題も生じ、適当ではない。

再研修を受けようとする場合は、原則として、さらに上級の又は関連する前回とは異なる技術、技能等を我が国において学ぶものであり、かつ、その者が母国において従事している業務との関係において、実際に、その必要性が合理的に説明されることが必要である。例えば、再研修を終了し、母国に戻った後の職務上の立場等から、新たな研修の成果に係る活用の必要性が認定できることが必要となる。

なお、再研修を実施する機関については、再研修が効果的に実施されると判断されれば、必ずしも、前回の研修を実施した機関と同一の機関である必要はない。

（注）研修の遅延ないし修得状況が不十分との理由による再研修は認めない。

イ　前回研修で学んだ技術等が、母国において活用されていること

再研修を受けようとする場合は、それを受けようとする者が前回の研修で学んだ技術、技能等を、母国において既に活用していることが必要であり、母国において活用した期間のみで判断されるものではないが、相当の期間、前回の研修の成果を活かした活動を行っていることが必要である。

母国で研修の成果を活かして活動を行っている期間が我が国での研修期間と比較して、あまりに短い場合（例えば、我が国において１年間にわたる研修を修了した後、母国において復職し、その３か月後に再研修を受けたいとする場合）や、全く前回の研修で学んだ技術、技能等を活用する活動に従事していない場合（例えば、復職せず、全くの異業種に就職していたような場合）については、その理由に合理性がなければ、再研修を相当と認めることはできない。

特に、前回の研修で学んだことが全く活用されていない場合は、前回の研修に係る申請が虚偽でなかったことについて合理的な説明ができることが必要である。

ウ　従前と全く異なる業種に係る研修ではないこと

原則として、前回と同一又は関連する業種についての研修であることが必要であるが、我が国において、従前と全く異なる業種（関連性のない業種）に係る研修を、受けたいとする場合は、当該研修を受けようとする者が、このような研修を受けることが必要となったことについて合理的な理由があること及び前回の研修修了後、前回の研修の成果を母国において活用し、又は少なくとも活用しようとしたが事情の変化により活用できなくなったことを、合理的に説明することができなければならない。

（注）上記アからウまでに記載する「合理的」かどうかについては、単に、受入れ機関あるいは研修生等が主観的に「合理的である」と思っている、あるいは申し出ただけでは足りず、事案に応じて、立証資料の提出を求めるなどして、客観的に判断する。

（４）外国医師等の家族の取扱い

「２年」の在留期間を決定する外国医師等の配偶者又は子が、当該外国医師等の扶養を受ける日常的な活動を行うとして本邦で在留することを希望する旨相談があったときは、滞在中の経費支弁能力等に問題がないことを前提に、在留資格「特定活動」（告示外）による入国・在留を認めることを検討する必要があるため、その旨本庁在留管理課技能実習審査第一係宛て連絡すること。

第２　応用・資料編

１　研修の適正な実施のための審査及び指導

（１）「公私の機関」の受入れ体制

ア　研修生を受け入れる「公私の機関」は、研修生を受け入れて自らの指導の下に研修を実施する機関であり、そのための技能等を教える十分な体制を整えていることが必要である。すなわち、研修生が技能等を学ぶための物的条件（生産機械、設備、座学の実施場所等）に加え、人的条件（研修生が修得しようとする技能等について十分な知識と経験を有する指導員が指導する等）が整っている必要がある。さらに研修実施のための事務（研修全体のカリキュラム策定、講師の選定、研修施設の確保、生活指導、研修手当の支給事務等）を行う体制も必要である。

イ　受入れ体制に関し、常勤の役員を除くと従業員がいないような受入れ機関からの申請に対しては、研修生を指導する体制が確保されているかどうか（研修計画に信ぴょう性があるかどうか）を慎重に審査する。また、受入れ機関の財務状況は、研修を実施するに足りる経済活動の実態を有しているか、継続して研修を実施可能か否かの観点から審査の資料とする。

ウ　従業員の大半が工場での作業に従事しているような受入れ機関で、長期間にわたり非実務研修のみを行うとして申請があった場合、実務作業が含まれているにもかかわらず、非実務研修のみであると虚偽の申請を行っている可能性もあることから、研修の内容が合理的であることや研修計画が適当であるかどうかなど慎重に審査する。

（２）修得されるべき技能等

研修生が修得する技能等は、それを研修を受けて修得し、本国に移転する必要があり、既に研修生本人が身につけている技能等や、研修計画の到達目標が低く本邦から移転すべきレベルに達していないものはここにいう「技能、技術又は知識」に当たらない。

（３）研修手当の支払

研修生は、技能等を修得する活動を行うことにより報酬を受けることはできない。報酬を受ける活動は就労活動であり、「研修」の在留資格該当性を有しない。

多くの「研修」の活動において、研修生に対して、「研修手当」として一定の金銭の支給が行われる。この研修手当とは、研修生に対して本邦における生活費等の実費弁償として支払われる金品等である。「実費弁償」とは、本邦に在留し、「研修」に該当する活動を行うために必要な実費の弁償である。いわゆる小遣いは、本邦在留中の生活費の一部として支払われるものであって、例えば、酒・たばこ等し好品、参考書、日用品の購入、散髪、電話等に供されるものであり、その限度額は、社会通念上妥当な範囲に限られる。

他方、「研修手当」の名目であっても、研修生が行った一定の役務の給付に応じて支払われた金銭は、「報酬」である。

なお、それが、労働の対価としての「賃金」に当たるかは、当該研修手当の額、支払の状況等から総合的に判断される。研修時間・日数や研修生の能力により手当が増減される場合は、労働の対価である「賃金」に当たることともなる。「労働」と「実務研修」との相違は、それぞれの活動に対し「報酬」を受けるか否かの点にある。

（４）研修時間

ア　夜間・深夜の研修、交代制による研修

研修生は、あくまでも技能等を学ぶ者であり、実務研修であっても当然に、労働者と同様な勤務体系で研修を行うべきものではなく、夜間や早朝の研修は、原則として認められない。

交代制の研修については、勤務の特殊性から、次のいずれにも該当する場合で、交代制による研修を実施した方がより効果的な研修が行われると判断される場合に限り、許可する。

（ア）日本人従業員の代替として研修生を従事させるなどのおそれが全くないこと

（イ）深夜（22 時から５時まで）に研修が実施されることがないこと

（ウ）当該研修が研修指導員が勤務する時間帯に行われるものであること

研修は研修指導員の指導・監督の下に行われる必要があることから、研修指導員が不在の時間帯に研修を行うことは認められない。

（エ）研修効果の観点から、交代制による研修を行うことを真に必要とする合理的な理由、必要性が認められること

（オ）交代制による研修時間が総研修時間に比して著しく長期にわたるものではないこと

イ　農業関係の研修

自然界を対象とする第１次産業においては、気象条件、動植物の生態等に大きく影響を受けるところ、酪農の研修については、乳牛の生理等を考慮して搾乳等の作業を行わなければならない実状に鑑み、早朝及び夜間の時間帯における研修実施の合理性を認めることとし、当該研修時間の設定が適切・妥当かどうかを受入れ機関から聴取する等して個別に判断することとする。

また、同様に畑作・野菜の研修についても、作物毎の適した時間帯に合わせ作業を行わなければならない実状に鑑み、おおむね日の出の時刻からの研修実施には合理性を認め、個別に判断する。

2　臨床修練

臨床修練とは、外国において本邦の医師若しくは歯科医師又は看護師等に相当する資格をもつ外国医師、外国歯科医師又は外国看護師等が本邦の厚生労働大臣の許可（「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律」第３条第１項に規定する厚生労働大臣の臨床修練の許可）を受けて行う臨床の場における医療研修のことをいう。

我が国においては、本邦の医師法、歯科医師法又は保健師助産師看護師法に基づく免許を有していなければ患者に医療措置を施すことができないため、外国人が医療研修を目的に入国しても、医療現場の見学や医療機器操作の練習等（非実務研修）に限定されているが、臨床修練の許可を得ることにより、臨床修練指定病院において臨床修練指導医、指導歯科医又は指導者の実地の指導監督の下に実際に患者に対する診察、治療及び看護等を行うことができる。

臨床修練の許可は厚生労働大臣が行うものであるが、その許可基準の一つとして同法第３条第２項第１号には、「医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国して

いる者」又は「医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国しようとしている者（在留資格認定証明書が交付されている者に限る）」のいずれかに該当しなければならないこととされており、入国の目的は臨床修練である必要はなく、大学の医学部等で医学の勉学等のために入国している者でも認められる。また、同法第22条に「厚生労働大臣は、許可をしようとするときは、当該許可に係る者が第３条第２項第１号又は第２１条第２項第１号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣と協議しなければならない。」と規定されており、臨床修練の申請があったときは法務省に対し当該外国人が「医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国していること又は入国しようとしていること」について協議がされ、当省は入国・在留の目的を調査の上回答している。なお、当省が同法第３条第２項第１号に当たるとして回答した者の在留資格には「文化活動」、「留学」、「研修」等がある（第12節第２の１を参照）。

なお、臨床修練許可は外国人の本邦入国後又は在留資格認定証明書交付後でなければ厚生労働大臣から得られないため、臨床修練を目的とした「研修」等の在留資格認定証明書の申請があった場合には、当該外国人が入国後に臨床修練活動を安定的・継続的に行うかの審査には困難を伴う。しかし、受入れ機関が厚生労働大臣の指定した病院（臨床修練指定病院）であり、かつ研修指導員を臨床修練病院等が選任した医師の実施の指導監督の下で行われる場合には、当該外国人の入国前であっても入国後に厚生労働大臣から臨床修練の許可が得られる蓋然性が高いものとして審査して差し支えない。その他の場合には本庁（在留管理支援部在留管理課）に照会する。

また、令和５年３月、国家戦略特別区域における外国人の入国・在留に係る特例措置が全国展開されることに伴い、法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成２７年内閣府・法務省令第４号）を廃止するとともに、入管法施行規則の一部が改正されたことから、研修の在留資格を決定される者のうち、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等については、２年の在留期間を決定できることとしている。

（注）臨床修練については自らの医療に関する知識及び技能の修得のための活動を行うものであるが、平成17年３月、厚生労働省の取扱いが変更され、臨床修練活動に付随して、自らの有している医療に関する知識及び技能のうち日本人医師等よりも優れている部分について、当該日本人医師等に伝授（教授）し、報酬の支給を受けることが可能となった。

そこで、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格で在留する外国医師又は外国歯科医師で臨床修練の許可を受けたものから、医療に関する知識等の教授を付随して行うことの許可のある「臨床修練計画書」を提出して資格外活動許可の申請があったときは、これを許可することとする。

資格外活動許可書には、「医療に関する知識及び技能の修得に付随して平成〇年〇月〇日までの間に××病院において報酬を受けて日本人医師又は歯科医師に対する教授として診療を行う活動」を新たに許可する活動として記載し、許可期限は「臨床修練許可書」の許可の期限まで、稼働場所は「臨床修練計画書」に記載された病院とする。

なお、「教授」の在留資格で在留する者については、自身が所属する大学の付属

病院等の施設で上記の教授として診療を行うときは、資格外活動許可は不要である。

第２５節　家族滞在

第１　在留資格の審査

１　家族滞在の在留資格について

「家族滞在」の在留資格は、一定の在留資格をもって本邦に在留する外国人の扶養家族を受け入れるために設けられたものであり、「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人は、その扶養者である配偶者又は親が本邦に在留する間に限って、本邦に在留することができる。

２　該当範囲

入管法別表第１の４の表の「家族滞在」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能（二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

（１）家族滞在の在留資格に該当する範囲

「外交」、「公用」、「特定技能１号」、「技能実習」、「短期滞在」、「研修」、「家族滞在」及び「特定活動」以外の別表第一の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動が該当する。

（注１）「外交」又は「公用」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子としての活動は、「同一の世帯に属する家族の構成員としての活動」に含まれており、当該配偶者又は子は、通常「外交」又は「公用」に該当する。

（注２）在留資格「留学」に係る基準省令第１号ハに該当する者の扶養を受ける配偶者又は子としての活動は、「家族滞在」の在留資格に該当するが、基準省令に適合しない（下記３参照）。

（２）用語の意義

ア　「扶養を受ける」とは、扶養者が扶養の意思を有し、かつ、扶養することが可能な資金的裏付けを有すると認められることをいう。また、配偶者にあっては原則として同居を前提として扶養者に経済的に依存している状態、子にあっては扶養者の監護養

育を受けている状態のことをいい、経済的に独立している配偶者又は子としての活動は含まない。

イ　「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動等も含まれるが、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動は含まれない。

ウ　「配偶者」とは、現に婚姻が法律上有効に存続中の者をいい、離別した者、死別した者及び内縁の者は含まれない。また、外国で有効に成立した同姓婚による者も含まれない。

（注）法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあって社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

エ　「子」には、嫡出子のほか、養子及び認知された非嫡出子が含まれる。また、成年に達した者も含まれる。

３　基準

申請人が法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格、文化活動の在留資格又は留学の在留資格（この表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項第一号イ又はロに該当するものに限る。）をもって在留する者の扶養を受けて在留すること。

上陸許可基準は上記のとおり規定しているが、入管法別表第一の一の表又は二の表の上欄に掲げる在留資格であっても「外交」、「公用」、「特定技能１号」及び「技能実習」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける活動は、「家族滞在」の該当性がない（上記２参照）。

なお、在留資格「留学」に係る基準省令第１号ハに該当する者の扶養を受ける配偶者又は子としての活動は、「家族滞在」の該当性はあるが、上陸許可基準に適合しない。

４　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請人と扶養者との身分関係

申請書（申請人等作成用及び扶養者等作成用）並びに扶養者との身分関係を証する文書から、申請人が扶養者の配偶者又は子であることを確認する。

イ　扶養者の在留資格等

申請書（扶養者等作成用）及び在留カード又は旅券の写しから、申請人の配偶者又

は親である扶養者の在留資格が、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能２号」、「文化活動」又は「留学」（基準省令第１号イ又はロに該当するものに限る。）であることを確認する。

扶養者が付与された在留資格に係る活動を行っていない場合、扶養者の扶養能力及び在留資格に係る活動への復帰の予定について、慎重に審査する。

ウ　扶養者の扶養意思

申請書（扶養者等作成用）から、扶養者が扶養の意思を有することを確認する。

エ　扶養者の扶養能力

申請書（申請人等作成用及び扶養者等作成用）並びに扶養者の職業及び収入を証する文書から、扶養者が申請人を扶養することのできる経費支弁能力を有することを確認する。

（注）本国に扶養家族がいる場合は、その人数についても考慮する。

オ　扶養者との同居

[redacted]

カ　その他

配偶者又は子にあっては、現に扶養者の扶養を受け又は監護養育を受けていると認められることを確認する。

また、配偶者又は子として在留する場合にあっても、主たる入国目的が扶養者に依存することなく独立して別個の活動に従事するときは、それぞれに対応した在留資格を決定する。

（２）在留期間の更新時

ア　申請人と扶養者との身分関係

上記（１）アに同じ。ただし、身分関係に特に疑義のない場合は省略して差し支えない。

イ　扶養者の在留資格等

上記（１）イに同じ。

ウ　扶養者の扶養意思

上記（１）ウに同じ。

エ　扶養者の扶養能力

上記（１）エに同じ。

オ　扶養者との同居について

上記（１）オに同じ。

カ　その他

配偶者又は子にあっては、現に扶養者の扶養を受け又は監護養育を受けていると認められることを確認する。

[redacted]

（３）その他留意事項

扶養者が「文化活動」又は「留学」である場合、扶養者は本邦において原則として就労することができないことから、扶養者の扶養能力について十分審査することとするが、既に在留している家族からの申請については、扶養者及び被扶養者の在留状況を斟酌し、扶養能力を柔軟に審査することとする。

[redacted]

なお、扶養者の経費支弁能力と認める資産等は扶養能力と認めることとし、扶養者及び被扶養者が資格外活動許可の範囲内で行った就労活動（いわゆるアルバイト）による預貯金は扶養能力として認め、第三者による援助についても、援助の経緯等を勘案し、安定・継続して援助することが確実なものについて認めるものとする。

５　立証資料

（１）次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書（在留期間の更新において、身分関係に特に疑義のない場合は、免除して差し支えない。）

ア　戸籍謄本

イ　婚姻届受理証明書

ウ　結婚証明書

エ　出生証明書

オ　上記アからエまでに準ずる文書

（２）扶養者の在留カード又は旅券の写し

（注）旅券の写しによる場合、扶養者との身分関係の存在確認に資するとともに、在留資格の該当性の判断及び在留期間の決定に資することを目的とするものであることから、身分事項、在留資格及び在留期間の記載のあるページのみで足りる。

（３）扶養者の職業及び収入を証する文書

ア　扶養者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行っている場合

①　在職証明書又は営業許可書の写し等

②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

イ　扶養者が上記ア以外の活動を行っている場合は、次のいずれかで、申請人の生活費用を支弁することができることを証するもの

（ア）扶養者名義の預金残高証明書

（イ）給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書

（ウ）上記（ア）又は（イ）に準ずる文書

（注）出生又は国籍離脱による資格取得の場合、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出することによって、入管法第１９条の８に基づく住居地の届出をしたものとみなされるため、可能な限り住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を求めることとする。

６　在留期間

（１）在留資格変更許可、在留期間更新許可及び在留資格取得許可時

許可後の在留期間の満了日が、許可日を起算点として扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日以降の日であって、当該満了日から１月を超えない日となるよう月単位（１２月を１年とする。）で決定する。

扶養者が在留諸申請中である場合は、申請人の在留期間の満了日に留意しつつ、扶養者の許可に合わせる。ただし、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中

長期在留者となるよう「４月」以上の在留期間を決定する。

（例１）扶養者の在留期間の満了日　２０２２年６月１日

配偶者の在留期間の満了日　２０２２年７月１５日

のとき、扶養者に「１年」の在留期間を決定する際の配偶者の在留期間は、

①　２０２２年５月３０日に、在留期間の更新を許可する場合

扶養者：「１年」（在留期間の満了日：２０２３年６月１日）

配偶者：「１１月」（在留期間の満了日：２０２３年６月１５日）

②　２０２２年６月３０日に、在留期間の更新を許可する場合

扶養者：「１年」（在留期間の満了日：２０２３年６月３０日）

配偶者：「１年」（在留期間の満了日：２０２３年７月１５日）

③　２０２２年７月３０日に、在留期間の更新を許可する場合

扶養者：「１年」（在留期間の満了日：２０２３年７月３０日）

配偶者：「１年」（在留期間の満了日：２０２３年７月３０日）

（例２）配偶者の在留期間の満了日　２０２１年６月１５日

子の在留期間の満了日　２０２１年８月３０日

扶養者の在留期間の満了日　２０２３年５月２０日

のとき、２０２１年７月１日に配偶者及び子の在留期間の更新を許可する際の在留期間は、

配偶者：「１年１１月」（在留期間の満了日：２０２３年６月１日）

子　：「１年９月」（在留期間の満了日：２０２３年５月３０日）

（２）在留資格認定証明書交付時

交付日を起算点として、扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日までの残余期間を上回り、かつ、当該在留期間の満了日から１月を超えない期間を月単位（１２月を１年とする。）で決定する。

なお、扶養者が未入国の場合は、扶養者と同じ在留期間を決定する。

（３）在留期間の決定に当たっての留意点。

ア　３年を超える在留期間の決定は、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻後の同居期間（本国における同居期間を含む。）が３年を超えるもの）に限る。

イ　その他

申請人の在留状況を一定の期間内に確認する必要がある場合には、上記（１）及び（２）にかかわらず、確認に必要な在留期間を決定する。

なお、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中長期在留者となるよう「４月」以上の在留期間を決定する。

※１　申請人又は扶養者が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

７　優先処理等

「高度専門職」の在留資格をもって在留する者の扶養を受けて在留することを目的とする申請については、すべて優先処理するものとする。その取扱いについては、第９節第５を参照。

第２　「家族滞在」をもって在留する者からの在留資格変更許可申請における在留審査事務の取扱いについて

１　「家族滞在」からの在留資格変更許可申請について

「家族滞在」の在留資格をもって在留している者が、我が国の義務教育を経て高等学校等卒業後、本邦において資格外活動許可の範囲を超えて就労しようとする場合について、その余の在留状況に特段の問題がないときは、「特別な理由」があるものとして、下記のとおり「定住者」又は「特定活動」の在留資格による在留を認める。

２　「定住者」への在留資格変更許可申請

（１）対象者

次のいずれにも該当する者

ア　「家族滞在」の在留資格をもって在留していること

（注）ただし、「家族滞在」の在留資格以外の在留資格をもって在留している者（例：

奨学金の受給等の観点から「留学」の在留資格をもって在留している者）であって、「家族滞在」の在留資格該当性がある者についても対象とする。

イ　入国時に１８歳未満であること

ウ　我が国の義務教育を修了していること

（注）小学校（学校教育法第１条に規定する小学校をいい、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）及び中学校（学校教育法第１条に規定する中学校（夜間その他特別な時間において授業を行うもの（いわゆる夜間中学）を含む。）をいい、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）を卒業していること

エ　我が国の高等学校（学校教育法第１条に規定する高等学校（定時制の課程又は通信制の課程を置くものを含む。）をいい、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は高等専門学校、専修学校（学校教育法第１２５条に規定する高等課程であって、大学入学資格がその修了者に認められる課程として文部科学大臣により指定されているものに限る。以下同じ。）（高等学校、高等専門学校及び専修学校を合わせて「高等学校等」という。以下同じ。）を卒業していること又は卒業見込みであること

オ　就労先が決定（内定を含む。）していること

（注）資格外活動許可（包括許可）の範囲を超えて就労することが予定されていること

※　大学等に進学する者が資格外活動許可（包括許可）の範囲内で就労しようとする場合は該当しない。

カ　申請人が申請時の在留資格「家族滞在」における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、在留カードの記載事項の変更届出、配偶者に関する届出）等、公的義務を履行していること

（２）立証資料

ア　履歴書（我が国において義務教育を修了した経歴について記載のあるもの）

イ　我が国の小学校及び中学校を卒業していることを証明する資料（卒業証書の写し又は卒業証明書）

ウ　我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する資料

エ　我が国の企業等に雇用されること（内定含む。）を証明する資料

※　雇用契約書、労働条件通知書及び内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出

オ　身元保証書

カ　住民票（世帯全員の記載があるもの）

（３）審査のポイント

ア　本邦に生活基盤があること

申請人の出入国歴を確認し、本邦に生活基盤があることを確認する。在留中に単純出国した者については対象としない。また、[redacted]理由や家族状況等を踏まえて判断する。[redacted]

イ　生計維持能力の確認

上記（２）エにより、生計維持能力を確認する。

なお、独立して生計を営むことが困難な収入である場合には、扶養者（扶養者が身元保証人と異なる場合は身元保証人）の住民税の課税証明書及び納税証明書等の提出を求め、同一世帯の収入について、入国・在留審査要領第１２編第２章第２８節第１の４（１）に準じて審査する。

（４）その他

在留期間の決定に当たっては、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の６（２）ア（エ）を参考にして判断する。

また、[redacted]

３　「特定活動」への在留資格変更許可申請

（１）対象者

次のいずれにも該当する者（上記１（１）に該当する者を除く。）

ア　「家族滞在」の在留資格をもって在留していること

（注）ただし、「家族滞在」の在留資格以外の在留資格をもって在留している者（例：奨学金の受給等の観点から「留学」の在留資格をもって在留している者等）であって、「家族滞在」の在留資格該当性がある者についても対象とする。

イ　入国時に１８歳未満であること

ウ　我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること

ただし、高等学校等に編入している場合は、これに加えて、日本語能力試験Ｎ２相当の日本語能力を有していること

エ　就労先が決定（内定を含む）していること

（注）資格外活動許可（包括許可）の範囲を超えて就労することが予定されていること

※　大学等に進学する者が資格外活動許可（包括許可）の範囲内で就労しようとする場合は該当しない。

オ　申請人が申請時の在留資格「家族滞在」における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、在留カードの記載事項の変更届出、配偶者に関する届出）等、公的義務を履行していること

カ　申請に係る活動が、他のいずれの在留資格にも該当しないこと

キ　扶養者が身元保証人として本邦に在留していること

（２）立証資料

ア　履歴書（我が国の義務教育を修了している者については、当該経歴について記載のあるもの）

イ　我が国の高等学校等の在学証明書（入学日の記載のあるもの）

ウ　我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する資料

エ　高等学校等に編入した者については、日本語能力試験Ｎ２相当の日本語能力を有していることを証する資料

（注）以下のいずれかの試験の合格により証明すること

・日本語能力試験Ｎ２以上

・ＢＪＴビジネス日本語能力テスト４００点以上

オ　我が国の企業等に雇用されること（内定を含む。）を証明する資料

※　雇用契約書、労働条件通知書及び内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出

カ　扶養者を保証人とする身元保証書

キ　住民票（世帯全員の記載があるもの）

（３）審査のポイント

ア　本邦に生活基盤があること

上記２（３）アと同様の取扱いとする。

イ　生活維持能力の確認

上記２（３）イと同様の取扱いとする。

ウ　高等学校等の在籍期間の確認

上記（２）イの資料から、申請人が高等学校等に編入した者でないかを確認する。編入者については、日本語能力試験Ｎ２相当の日本語能力も要件となっていることに留意する。

（４）指定活動

指定活動は次のとおりとする。

「○○○」の在留資格をもって本邦に在留する△△△人□□□の子が行う、本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行う報酬を受ける活動又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う報酬を受ける活動を除く。）

（５）その他

在留期間は１年を決定する。

また、[redacted]

[redacted]

４　在留期間更新許可申請

（１）立証資料

ア　在職証明書

イ　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

ウ　身元保証書

エ　住民票（世帯全員の記載があるもの）

（２）審査のポイント

ア　上記２（３）イと同様の取扱いとする。

イ　「特定活動」[redacted]の在留資格をもって在留している者については、「家族滞在」の在留資格により在留していたときの扶養者が身元保証人として本邦に在留していることを確認する。

５　「特定活動」[redacted]から「定住者」への在留資格変更許可申請

（１）対象者

次のいずれにも該当する者

ア　本邦の高等学校等卒業後、上記３の「特定活動」等（注１）の就労可能な在留資格により就労している期間及び本邦の大学等（注２）への進学により在学している期間を合わせて、５年以上在留していること

イ　就労先が決定（内定を含む。）していること

ウ　申請人自身に独立生計維持能力が認められること

エ　申請人が申請時の在留資格「特定活動」における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、在留カードの記載事項の変更届出）等、公的義務を履行していること

（注１）上記アの「「特定活動」等」に含まれる「特定活動」[redacted]以外の在留資格は、以下①及び②のとおり。

① 出入国管理及び難民認定法別表第一の一の表及び二の表の上欄の在留資格（「技能実習」の在留資格を除く。）以下「就労資格」という。及び別表第一の五の表上欄に掲げる「特定活動」のうち、就労資格に準ずるもの

② 出入国管理及び難民認定法別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格のうち、「留学」又は「文化活動」

（注２）本邦の大学（別科・専攻科を含む。）、専門学校（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）、高等専門学校（４年次、５年次に限る。また、専攻科を含む。）及び高等学校専攻科で教育を受けた後に就職した場合、当該教育を受けた期間の算入も認める。

（２）立証資料

ア　在職証明書

イ　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

ウ　身元保証書

エ　住民票（世帯全員の記載があるもの）

（３）その他

ア　在留期間の決定に当たっては、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の６（２）ア（エ）を参考にして判断する。

また、[redacted]

イ　上記（1）に該当し、許可相当と判断される者から、「特定活動」[redacted]に係る在留期間更新許可申請があった場合、申請内容変更申出を提出させるなど、「定住者」への変更を案内する。

第２６節 特定活動

第１　在留資格の審査

１　特定活動の在留資格について

（１）特定活動の在留資格により指定する活動の分類

特定活動の在留資格は、法別表第一の一の表から四の表までに掲げるいずれの在留資格に係る活動にも該当しない活動を行う外国人について、入国・在留を認める場合に、法務大臣が個々に活動を指定するものである。

この在留資格に該当する活動は、次のように分類される。

ア　入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であって法務大臣があらかじめ告示で定める活動（特定活動告示に規定する活動）

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第１３１号）において定める活動である。

イ　入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であって上記アの告示で定められていない活動（告示外特定活動）

上記アにおいて定められていない活動であって、法務大臣が人道上その他の特別の事情により特に在留を認めるものである。これには、在留資格変更許可のみによって活動が指定されるものも含まれる。

（２）留意事項

上陸特別許可以外の一般上陸の許可に際して指定される活動は、法第７条第１項第２号の規定により、特定活動告示に規定する活動に該当する活動に限られる。

したがって、告示外特定活動を行おうとするものは、上陸のための条件である同号の規定に適合せず、在留資格認定証明書の交付の対象にならない。

２　特定活動告示に規定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第１３１号）において規定する活動は次のとおり。

告示の規定	略称
一　別表第一に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会	家事使用人

話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、当該雇用した外国人の家事に従事する活動 ※　別表第一 一　日本国政府が接受した外交官又は領事官 二　条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者 三　申請人以外に家事使用人を雇用していない日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者（外交官及び領事官を除く。） 四　申請人以外に家事使用人を雇用していない台湾日本関係協会の本邦の事務所の代表又は副代表 五　申請人以外に家事使用人を雇用していない駐日パレスチナ総代表部の代表 六　申請人以外に家事使用人を雇用していない少佐以上の階級にある日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第一条(a)に規定する合衆国軍隊の構成員又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（昭和二十九年条約第十二号）第一条(e)に規定する国際連合の軍隊の構成員	（外交・公用）
二　別表第二に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した外国人の家事に従事する活動 ※　別表第二 一　申請人以外に家事使用人を雇用していない高度専門職外国人で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有し、かつ、世帯年収が千万円以上であるもの 二　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもって在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの 三　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の法	家事使用人 （家庭事情型）

律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの	
二の二　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人（以下「高度専門職外国人」という。）（申請の時点において、当該高度専門職外国人が受ける報酬の年額と、当該高度専門職外国人の配偶者が受ける報酬の年額とを合算した額（以下「世帯年収」という。）が千万円以上であるものに限る。）に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者（当該高度専門職外国人と共に本邦に転居する場合にあっては、継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用されている者、当該高度専門職外国人と共に本邦に転居しない場合にあっては、その者が本邦に転居するまで継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用され、かつ、その者の転居後引き続きその者又はその者が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されている者であって、当該高度専門職外国人の負担においてその者と共に本邦から出国（法第二十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。）することが予定されているものに限る。）が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動	家事使用人 （入国帯同型）
二の三　次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動 イ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業、同条第三項に規定する投資助言・代理業又は同条第四項に規定する投資運用業に係る業務に従事していること。 ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。 （１）千万円以上三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと	家事使用人 （金融人材型）

（２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。	
二の四　次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動 イ　特別高度人材の基準を定める省令（令和五年法務省令第二十五号）の基準に適合している者であること。 ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。 （１）三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。 （２）三千万円以上 申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人数が一人であること。	家事使用人 （特別高度人材型）
三　台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	台湾日本関係協会職員及びその家族
四　駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	駐日パレスチナ総代表部職員及びその家族
五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府、アイスランド共和国政府、リトアニア共和国政府、エストニア共和国政府、オランダ王国政府、ウルグアイ東方共和国政府若しくはルクセンブルク大公国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府、ハンガリー政府、スペイン王国政府、チェコ共和国政府、スウェーデン王国政府、フィンランド共和国政府若しくはラトビア共和国政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府、アルゼンチン共和国政府若しくはチリ共和国政府	ワーキングホリデー （オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、ノルウェー、香港、スロバキア、オーストリア、アイスランド、リトアニア、エストニア、オランダ、韓国、フランス、ポー

との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。以下同じ。）を除く。）	ランド、ハンガリー、スペイン、チェコ、スウェーデン、ポルトガル、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、フィンランド、ラトビア、ルクセンブルク）
五の二　別表第三に掲げる要件のいずれにも該当するものとして日本国領事官等の査証（同表において「ワーキング・ホリデー査証」という。）の発給を受けた者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため、本邦において一年を超えない期間、休暇を過ごす活　動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動を除く。）	ワーキングホリデー（台湾）

六　オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額二十五万円以上の報酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動	アマチュアスポーツ選手
七　前号に規定する活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	アマチュアスポーツ選手の家族
八　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に報酬を受けて従事する活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて行うものを除く。）	国際仲裁代理
九　外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動	インターンシップ（就労）
十　日本国政府のグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対するボランティア査証に関する口上書の適用を受ける者が、本邦において一年を超えない期間、国若しくは地方公共団体の機関、日本赤十字社、公益社団法人若しくは公益財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人に受け入れられて行う福祉に係るボランティア活動	英国人ボランティア
十一　削除	
十二　外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、その学業の遂行及び将来の就業に資するも	サマージョブ

のとして、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動	
十三　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の関係者であって、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（平成三十一年一月三十日に一般社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動	大阪・関西万博関係者
十四　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動	大阪・関西万博の配偶者等
十五　外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、別表第四に掲げる要件のいずれにも該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内、本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動	国際文化交流
十六　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十（以下「インドネシア協定附属書」という。）第一編第六節８(b)の規定に基づく書面（以下「インドネシア協定書面」という。）により通報された者が、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条第三項に規定する看護師の免許（以下「看護師免許」という。）を受けることを目的として、インドネシア協定附属書第一編第六節６の規定に基づき日本国政府がインドネシア共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「インドネシア協定研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該インドネシア協定書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該インドネシア協定書面	EPA インドネシア看護師候補者

においてその者について指定された施設内において、同法第五条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	
十七　インドネシア協定書面により通報された者が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十九条に規定する介護福祉士となる資格（以下「介護福祉士資格」という。）を取得することを目的として、インドネシア協定研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該インドネシア協定書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該インドネシア協定書面においてその者について指定された施設内において、同法第二条第二項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	EPA インドネシア介護福祉士候補者
十八　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「インドネシア協定」）という。）に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA インドネシア看護師家族
十九　インドネシア協定に基づき介護福祉士として社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等（以下「介護等」という。）の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA インドネシア介護福祉士家族
二十　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極（以下「フィリピン実施取極」という。）第九条に基づく口上書（以下「フィリピン協定口上書」という。）により通報された者が、看護師免許を受けることを目的として、フィリピン実施取極第十条に基づき日本国政府がフィリピン共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「フィリピン協定研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該フィリピン協定口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基	EPA フィリピン看護師候補者

づき当該フィリピン協定ロ上書においてその者について指定された施設内において、看護師の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	
二十一　フィリピン協定ロ上書により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、フィリピン協定研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該フィリピン協定ロ上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該フィリピン協定ロ上書においてその者について指定された施設内において、介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	EPA フィリピン就労介護福祉士候補者
二十二　フィリピン協定ロ上書により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、フィリピン協定研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該フィリピン協定ロ上書においてその者について指定された社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動	EPA フィリピン就学介護福祉士候補者
二十三　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「フィリピン協定」という。）に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA フィリピン看護師家族
二十四　フィリピン協定に基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA フィリピン介護福祉士家族
二十五　本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動	医療滞在
二十六　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）	医療滞在同伴者

二十七　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）５の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、看護師免許を受けることを目的として、ベトナム交換公文１注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「ベトナム交換文研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、看護師の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	EPA ベトナム看護師候補者
二十八　ベトナム交換公文書面により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	EPA ベトナム就労介護福祉士候補者
二十九　ベトナム交換公文書面により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された介護福祉士養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動	EPA ベトナム就労介護福祉士候補者
三十　ベトナム交換公文に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA ベトナム看護師家族
三十一　ベトナム交換公文に基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA ベトナム介護福祉士家族

三十二　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動	外国人建設就労者
三十三　高度専門職外国人の配偶者（当該高度専門職外国人と同居する者に限る。）が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、従事しようとする活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて行う別表第五に掲げるいずれかの活動	高度専門職外国人の就労する配偶者
三十三の二　高度専門職外国人であって第二号の四イに該当する者の配偶者（当該高度専門職外国人と同居する者に限る。）が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて行う別表第五の二に掲げるいずれかの活動	特別高度人材外国人の就労する配偶者
三十四　高度専門職外国人（申請の時点において、世帯年収が八百万円以上の者に限る。）と同居し、かつ、その者又はその者の配偶者の七歳未満の子を養育し、又は当該高度専門職外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援をする当該高度専門職外国人の父若しくは母又は当該高度専門職外国人の配偶者の父若しくは母（当該高度専門職外国人の父又は母にあっては、この号に掲げる活動を指定されて在留し、当該七歳未満の子を養育し、又は当該高度専門職外国人の妊娠中の配偶者若しく	高度専門職外国人又はその配偶者の親

は妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援をする当該高度専門職外国人の配偶者の父又は母がいない場合に限り、当該高度専門職外国人の配偶者の父又は母にあっては、この号に掲げる活動を指定されて在留し、当該七歳未満の子を養育し、又は当該高度専門職外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援をする当該高度専門職外国人の父又は母がいない場合に限る。）として行う日常的な活動	
三十五　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう適正監理計画をいう。）又は企業単独型適正監理計画（同告示にいう企業単独型適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動	外国人造船就労者
三十六　本邦の公私の機関（別表第六に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動	特定研究等活動
三十七　別表第七に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関（別表第八に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあっては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に係る業務に従事する活動	特定情報処理活動

三十八　第三十六号又は前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	特定研究等活動等家族滞在活動
三十九　第三十六号又は第三十七号に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母（外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。）として行う日常的な活動	特定研究等活動等の親
四十　次のいずれにも該当する十八歳以上の者が、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動 イ　我が国が、法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行った通告により、旅行形態を限定することなく、その国又は地域（法第二条第五号ロの地域及び国から旅券を発行する権限を付与されている行政区画をいう。以下同じ。）の国籍者等（国にあってはその国の国籍を有する者をいい、地域にあっては当該地域の居住者にのみ発行される旅券を所持する者をいう。以下同じ。）であって、その国又は地域が発行する一般旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号に規定する一般旅券に相当するものをいう。以下同じ。）を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとするものについて、日本国領事官等の査証を必要としないこととしている国又は地域（その国又は地域の一般旅券を所持する者の全てについて査証の取得を勧奨する措置をとっている場合を除く。以下「短期滞在査証免除国」という。）のうち、別表第九に掲げるものの国籍者等であること。 ロ　申請の時点において、申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して三千万円以上（当該配偶者がこの号に掲げる活動を指定されて在留し又は在留しようとしている場合にあっては、六千万円以上）であること。 ハ　本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。 ※　別表第九における保険に加入していること。 アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリ	観光、保養等を目的とする長期滞在者

ア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ	
四十一　前号に掲げる活動を指定されて在留する者に同行する配偶者であって、同号イ及びハのいずれにも該当するものが、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動	観光等目的長期滞在者に同行する配偶者
四十二　本邦の公私の機関が策定し、経済産業大臣が認定した製造特定活動計画（製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成二十八年経済産業省告示第四十一号）にいう製造特定活動計画をいう。）に基づき、当該機関の外国にある事業所の職員が、当該機関が当該国に設ける生産施設において中心的な役割を果たすための技術及び知識を身につけるため、当該機関の本邦における生産拠点において製造業務に従事する活動	製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員
四十三　別表第十に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦において通算して五年を超えない期間、特定の個人又は団体から本号に規定する活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境の下で（ただし、本号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する期間	日系四世

が通算して三年を超えた日以後は、当該環境下にあることを要しない。）、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動を除く。）	
四十四　経済産業大臣が認定した外国人起業活動管理支援計画（外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）にいう外国人起業活動管理支援計画をいう。）に基づき、起業準備活動計画（同告示にいう起業準備活動計画をいう。）の確認を受けた者が、二年を超えない期間で、本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業活動を除く。）	外国人起業家
四十五　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	外国人起業家の配偶者等
四十六　別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。） ※　別表第十一 一　次のいずれかに該当していること。 イ　本邦の大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業して学位を授与されたこと。 ロ　本邦の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。 ハ　本邦の短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は	本邦大学等卒業者

短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する文部科学大臣の定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格して、学士の学位を授与されたこと。 ニ　本邦の専修学校の専門課程の学科（専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和五年文部科学省告示第五十三号）第二条第一項の規定により文部科学大臣の認定を受けたものに限る。）を修了し、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定により、高度専門士と称することができること。 二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 三　日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。 四　本邦の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、第一号ハに規定する短期大学等の専攻科又は同号ニに規定する専修学校の専門課程の学科において修得した学修の成果等を活用するものと認められること。	
四十七　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	本邦大学等卒業者の配偶者等
四十八及び四十九　削除	
五十　別表第十二に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動 ※　別表第十二 一　次のいずれかに該当すること。 イ　公益社団法人日本プロスキー教師協会（ＳＩＡ）が認定する次に掲げるいずれかの資格を有していること。 （１）アルペンスキー・ステージⅠ	スキーインストラクター

（２）アルペンスキー・ステージⅡ （３）アルペンスキー・ステージⅢ （４）アルペンスキー・ステージⅣ ロ　公益社団法人日本プロスキー教師協会（ＳＩＡ）がイに掲げるものと同等以上と認めるスキーの指導に関する資格を有していること。 二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 三　十八歳以上であること。	
五十一　次のいずれにも該当する十八歳以上の者が本邦において二年を超えない期間滞在して行う、就職活動及び本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動（以下この号において「起業準備活動」という。）並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動並びに起業準備活動に附随して行う報酬を受ける活動（風俗営業活動を除く。） イ　申請の時点において、別表第十三に掲げる指標（いずれも直近のものに限る。）のうち二以上において上位百位までに掲げられている大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職大学をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を授与された日から五年を経過していないこと。 ロ　申請の時点において、申請人の預貯金の額が日本円に換算して二十万円以上であること。 ※　別表第十三 一　クアクアレリ・シモンズ社（英国）が公表する世界大学ランキング（ＱＳ・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス） 二　タイムズ社（英国）が発行するタイムズ・ハイアー・エデュケーション誌において公表される世界大学ランキング（ＴＨＥ・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス）	未来創造人材

三　シャンハイ・ランキング・コンサルタンシー（中国）が公表する世界大学学術ランキング（アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ）	
五十二　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	未来創造人材に同行する配偶者又は子
五十三　次のいずれにも該当する者が、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。） イ　本邦に上陸する年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日において開始し、又は終了する十二月の期間の全てにおいて、本邦での本号に規定する活動を指定されて滞在する期間が六か月を超えないこと。 ロ　我が国が租税条約（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第一号に規定する租税条約をいう。）を締結している締約国若しくは締約者又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第二条において指定する外国であり、かつ、短期滞在査証免除国のうち、別表第十四に掲げるものの国籍者等であること。 ハ　申請の時点において、年収が千万円以上であること。 ニ　本邦における滞在中に志望し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。 ※　別表第十四 アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、オーストラリア連邦、	デジタルノマド

オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、台湾、香港	
五十四　短期滞在査証免除国のうち、別表第十五に掲げるものの国籍者等であって、前号ニに該当するものが、前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 ※　別表第十五 アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ	デジタルノマドに帯同する配偶者又は子

合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ	

（１）家事使用人（告示１号、２号、２号の２、２号の３及び２号の４）

外交官等の家事使用人（告示１号）、家庭事情型として「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」の家事使用人（告示２号）、入国帯同型として「高度専門職」の家事使用人（告示２号の２）、金融人材型として「高度専門職」で投資運用業等に従事する者の家事使用人（告示２号の３）及び特別高度外国人の家事使用人（告示２号の４）がある。

ア　用語の意義

（ア）告示２号及び告示２号の２の「申請の時点において」

①　上陸許可の際に交付される「指定書」に記載する「申請の時点において」は、「上陸申請の時点」を指す。

したがって、告示２号の外国人が在留期間更新許可の申請を行った時点で、雇用主の子が１３歳に達していた場合であっても、指定された活動に変更が生じたことにはならない。

②　上記①は、同一の雇用主に雇用される場合の取扱いであって、雇用主が変更になった場合には、新たな雇用主との契約に基づき在留期間更新等の申請を行ったときが「申請の時点」となる。

（注）雇用主の変更の有無については、FEISにより確認する。

（イ）「事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者」

事業所等における地位の名称・肩書きにとらわれることなく、事業所等の規模、形態及び業種並びに同人の報酬額及び事業所等における権限等を考慮し、事業所等の長に準ずる地位であるか否か総合的に判断する。

【参考】次は、事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者と認められるものの例である。

①　雇用主は、Ｂ銀行の審査部におけるディレクターとして稼働しているところ、同行には同人の上位に２つ以上の職階があるが、同人が長となっている部署は極めて独立性が高く、同行の長から直接指揮を受けているものである。

②　雇用主は、Ｃ株式会社日本支店の財務関連部門におけるディレクターとして稼働しているところ、同支店には同人の上位に２つ以上の職階があるが、

同支店は東アジア地域にある全ての支店を総括する立場にあり、同人も東アジア地域の支店に所属する職員に対し直接指揮命令を行う立場にある。

（ウ）「病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの」

雇用主の配偶者が日常の家事に従事することができない理由に、当該配偶者の怪我・疾病だけでなく、当該配偶者が本邦の企業等で常勤職員として就労していることを含める。

【参考】次は、病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有する雇用主の例である。

雇用主の本邦における同居家族は配偶者のみであるが、当該配偶者は在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって本邦に就労しており、日常的な家事に専念することができないものである。

（エ）「世帯年収が千万円以上」

雇用主である高度専門職外国人の本邦入国後の世帯年収（予定）が１，０００万円以上であることをいう。この「世帯年収」とは、高度専門職外国人が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額を合算したものをいい、配偶者以外の者の報酬などは含まれない。また、配偶者が受ける報酬には、①配偶者が高度専門職外国人である場合、②高度専門職外国人の就労する配偶者である場合、③配偶者が「教授」などの就労を目的とする在留資格である場合、④高度専門職外国人の扶養を受ける配偶者が資格外活動許可を得て就労活動を行う場合、⑤配偶者が就労制限のない在留資格で就労する場合に受ける報酬などが含まれ得るが、不法就労により得た報酬は含まれない。

なお、世帯年収を１，０００万円以上に設定したのは、家事使用人への報酬は月額２０万円以上が必要であるところ、厚生労働省の国民生活基礎調査（平成２４年）によれば、夫婦と未婚の子の世帯の平均収入は７３８万円であり、世帯年収が１，０００万円以上であれば家事使用人の雇用は可能と考えられることによるものである。

（オ）「継続して一年以上当該高度専門職外国人に個人的使用人として雇用されている」

本邦入国（上陸申請）の１年以上前から家事使用人として雇用されていることをいう。これは、本国等で家族同然に生活している家事使用人を日本に連れて行けないことが高度人材獲得の阻害要因になっているとの指摘・要望に応えるための措置として、１年以上雇用している家事使用人の帯同を認めることとしたものである。

また、家事使用人を入国させるため来日直前に雇用するといった制度の濫用防止の観点をも考慮している。

（カ）「当該高度専門職外国人と共に本邦に転居」

必ずしも同一便で入国することまでを求めるものではなく、同時期に入国の手続を行い、同時期に入国するものであれば足りる。

（キ）「本邦に転居する前に同居していた親族」

ここにいう「親族」は、民法７２５条に規定する親族の範囲（６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族）と同義である。

（ク）「その者の負担においてその者と共に本邦から出国」

雇用主である高度専門職外国人が出国（帰国）する場合は、家事使用人も雇用主と共に出国すること、その場合の費用は雇用主が負担することをいう。これは、上記（オ）のとおり、告示２号の２は家族同然に生活している家事使用人を帯同したいという要望に応える措置であることから、雇用主が出国するにもかかわらず、家事使用人が本邦に残留することは認めないという趣旨である。

（ケ）「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業、同条第三項に規定する投資助言・代理業又は同条第四項に規定する投資運用業に係る業務」

第二種金融商品取引業とは、主要な有価証券（株式や債券等）以外の有価証券の販売や投資信託の自己募集の業務をいい、投資助言・代理業とは、投資顧問契約に基づき、有価証券の価値等に関して助言や投資顧問契約等の締結の代理等を行う業務をいう。また、投資運用業とは、資産運用業者等が行う投資一任契約に基づく財産の運用や投資信託の運用等の業務をいう。

イ　特定活動告示１号、２号２号の２、２号の３及び２号の４（家事使用人）の概要

	雇用主の在留資格等
告	特定活動告示の別表第一に掲げる外国人 ※別表第一 一　日本国政府が接受した外交官又は領事官 二　条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者 三　申請人以外に家事使用人を雇用していない日本国政府の承認した外国政府又は国際

示1号	機関の公務に従事する者（外交官及び領事官を除く。） 四　申請人以外に家事使用人を雇用していない台湾日本関係協会の本邦の事務所の代表又は副代表 五　申請人以外に家事使用人を雇用していない駐日パレスチナ総代表部の代表 六　申請人以外に家事使用人を雇用していない少佐以上の階級にある日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第一条(a)に規定する合衆国軍隊の構成員又は日本国における国際連合の隊の地位に関する協定（昭和二十九年条約第十二号）第一条(e)に規定する国際連合の軍隊の構成員
告示2号	特定活動告示別表第二に掲げる外国人 ※別表第二 一　申請人以外に家事使用人を雇用していない高度専門職外国人 二　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもって在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある者 三　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の法律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある者
告示2号の2	申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人
告示2号の3	次のいずれにも該当する法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人 イ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業、同条第三項に規定する投資助言・代理業又は同条第四項に規定する投資運用業に係る業務に従事していること。 ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。 （1）千万円以上三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。 （2）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。

告示２号の４	次のいずれにも該当する法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格を持って在留する外国人 イ　特別高度人材の基準を定める省令（令和五年法務省令第二十五号）の基準に適合している者であること。 ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。 （１）三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと （２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。

	雇用主の家族状況
告示１号	
告示２号	申請の時点において１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの
	世帯年収が千万円以上であるもの（高度専門職外国人に限る。）
告示２号	世帯年収が千万円以上であるもの

の２	
告示２号	世帯年収の区分に応じて次のとおりであること （１）千万円以上三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していない （２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人である

の３	
告示２号の４	世帯年収の区分に応じて次のとおりであること （１）三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと （２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること

	申請人
告示１号 告示２号	雇用主が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者
告示２号の２	雇用主が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者
	当該高度専門職外国人と共に本邦に転居する場合にあっては、継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用されている者、当該高度専門職外国人と共に本邦に転居しない場合にあっては、その者が本邦に転居するまで継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用され、かつ、その者の転居後引き続きその者又はその者が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されている者であって、当該高度専門職外国人の負担においてその者と共に本邦から出国することが予定されているもの
告示２号	雇用主が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者

の３告示２号の４	

	報酬	活動の範囲
告示１号		
告示２号		雇用した外国人の家事に従事する活動 （注）行うことができる活動は、雇用主たる外国人の家事に従事するものに限定され、これ以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することはできない。
告示２号の２	月額２０万円以上の報酬	
告示２号の３告示		

2号の4		

	立証書類	
	在留資格の決定	在留期間の更新
共通	① 雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し ② 雇用主が日常生活において使用する言語について会話力を有することを明らかにする資料（例えば、雇用主が英語を日常会話にしている場合は、申請人の英語能力を明らかにする資料等） ③ 雇用主の身分事項、地位及び在留資格を明らかにする資料	① 雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し ② 申請人の住民税又は所得税の納税証明書（総所得が記載されたもの。） （外交使節団の構成員の家事使用人である場合を除く。） （注）外交関係に関するウィーン条約第３７条第４項により、外交使節団（使節団の長及びその職員をいう。）の個人的使用人（接受国の国民でない場合や接受国に通常居住していない場合）は、租税等が免除されている。
告示1号		

告示2号	④ 雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用してない旨を記載した文書 ⑤ 世帯年収を証する文書（高度専門職外国人に限る。） ⑥ 雇用主が１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができな	※雇用主が高度専門職外国人の場合 ③ 雇用主の在留カードの写し ④ 雇用主の世帯年収を証する文書 ⑤ 雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない旨を記載した文書 ⑥ 雇用主が変更された場合には、新たな

	い配偶者を有することを証する文書 ※　雇用主が高度専門職外国人の場合 ⑦　①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書	雇用主である高度専門職外国人が１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有することを証する文書 ⑦　①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書
告示２号の２	④　雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用してない旨を記載した文書 ⑤　世帯年収を証する文書 ⑥　雇用主が出国する場合は、その者の負担により共に出国することが予定されていることを誓約する文書 （注）厚生労働省作成のモデル雇用契約書に「家事使用人の帰国費用は雇用主が負担する」旨の条項が設けられており、当該雇用契約書の写しが提出された場合は、別に提出を求めることは要しない。 ⑦　上陸申請を行う直前までに継続して１年以上雇用されていることを明らかにする資料（雇用契約書の写し等） ⑧　①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書	③　雇用主の在留カードの写し ④　雇用主の世帯年収を証する文書 ⑤　雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない旨を記載した文書 ⑥　雇用主が出国する場合は、その者の負担により共に出国することが予定されていることを誓約する文書（雇用契約書に当該内容がある場合には不要）
告示２号	④　雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない又は雇用主の世帯年収が三千万円以上の場合において、申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人である旨を記載した文書 ⑤　世帯年収を証する文書 ⑥　雇用主の所属機関の金融商品取引法第８条第２項に規定する第二種金融商品取引業、同条第３項に規定する投資助言・	③　雇用主の在留カードの写し ④　雇用主の世帯年収を証する文書 ⑤　雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない又は当該高度専門職外国人の世帯年収が三千万円以上の場合において申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人である旨を記載した文書 ⑥　雇用主の所属機関の金融商品取引法第８条第２項に規定する第二種金融商品取

の3	代理業又は同条第４項に規定する投資運用業に係る登録済通知書写し等 ⑦ 雇用主が上記⑥のいずれかの業務に従事することを説明する資料 ⑧ ①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書	引業、同条第３項に規定する投資助言・代理業又は同条第４項に規定する投資運用業に係る登録済通知書写し等 ⑦ 雇用主が上記⑥のいずれかの業務に従事することを説明する資料 ⑧ ①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書
告示2号の4	④ 雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない又は雇用主の世帯年収が三千万円以上の場合において、申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人である旨を記載した文書 ⑤ 雇用主の世帯年収を証する文書 ⑥ 申請時点において雇用主が特別高度人材外国人であることが判明していない（特別高度人材証明書の交付を受けていない）場合には、上記に加えて雇用主の学歴又は職歴を証明する文書 ⑦ ①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書	③ 雇用主の在留カードの写し ④ 雇用主の世帯年収を証する文書 ⑤ 雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない又は雇用主の世帯年収が三千万円以上の場合において、申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人である旨を記載した文書 ⑥ ①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書

	在留期間
告示1号 告示2号	① 下記②に該当する場合を除き１年 ② 申請人の経歴又は在留状況、活動場所等に鑑み、６月に１度活動状況等を確認する必要があると認められるときは６月

告示２号の２	
告示２号の３告示２号の４	

(注) 告示２号の２は、高度人材に対する出入国管理上の優遇措置の一つである「高度人材の家事使用人の帯同」を具体化した規定であり、高度専門職外国人が本邦入国前から雇用する家事使用人に関する規定である。平成２９年１２月１日付け特定活動告示の一部改正・施行により、高度専門職外国人と共に本邦に転居しない場合についても入国・在留が認められることとなった。

なお、高度専門職外国人が本邦に転居するまで継続して１年以上当該高度専門職外国人に個人的使用人として雇用されており、当該高度専門職外国人の転居後も、引き続き当該高度専門職外国人又は当該高度専門職外国人が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されている必要があることから、当該高度専門職外国人が本邦に転居するまで継続して１年以上雇用されていない場合（同居の親族に雇用されていた等）や、当該高度専門職外国人が本邦転居後に当該家事使用人の雇用を中断した場合には、対象とならない。

告示２号の家事使用人と比べ、雇用主の年収要件が設けられていること、本邦入国前から１年以上継続雇用されていること等の点で要件が加重されている一方、雇用主が事業所の長又はこれに準ずる地位にあること、雇用主に１３歳未満の子又は病気等により日常家事を行えない配偶者がいることを要しない点で要件が緩和されている。

（注）告示２号の３は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年１２月８日閣議決定）において、世界に開かれた国際金融センターを実現することとされたことを受け、投資運用業等の業務に従事する外国人等について、在留資格「高度専門職」に係る特別加算の基準の新設等の措置を講じることとなったことを踏まえ、創設されたものである。

（注）告示２号の４は、教育未来創造会議における議論を受け、更なる高度人材の受入れを促進するため、高度人材外国人のうち特に秀でた者について「特別高度人材」として位置付け、ポイント計算によらずとも在留資格「高度専門職」を認める等の新たな制度（「特別高度人材制度」）を設けることとなったことを踏まえ、創設されたものである。

ウ　審査

（ア）告示１号

①　基本事項

a　年齢が１８歳以上であること

b　雇用主との意思疎通が可能な語学能力を有していること

c　雇用主が別表１の１号から６号までのいずれかに該当していること

d　雇用主が別表１の３号から６号までのいずれかに該当する場合は、申請人以外に家事使用人（常勤又は非常勤の日本人を含む。）を雇用していないこと

②　信ぴょう性

a　提出資料が真正なものであること

b　申請書、提出資料の記載内容に信ぴょう性が認められること

c　家事使用人を１名しか雇用できない外国人に雇用される個人的使用人に係る入国・在留申請については、次のすべてについて確認した上で処分する。

（a）ＦＥＩＳの「関係機関記録照会」画面において、当該雇用主が家事使用人を雇用していないかどうか確認する。

（b）上記（a）において雇用事実を確認できないときは、さらに、当該雇用主に直接連絡を取り、家事使用人の雇用の有無を確認する（当該雇用主に電話で問い合わせるか、又は「現在、家事使用人を雇用していない。」旨の説明文書を作成・提出させて確認する。）。

なお、特定活動告示の別表第一又は第二に規定されている「家事使用人」とは、外国人の在留資格を問わず、実際に雇用主の家事に従事している者を指すことに留意する。

（イ）告示２号

① 基本事項

a 上記（ア）①ａ及びｂに該当していること

b 雇用主が次のいずれかに該当していること

（ａ）雇用主が高度専門職外国人であり、かつ、世帯収入が１，０００万円以上であること

（注）上陸申請の時点のほか、在留期間更新許可等の申請を行った時点においても、世帯収入が１，０００万円以上でなければならない。

（ｂ）雇用主が別表二の２号又は３号に規定するいずれかの在留資格を有しており、かつ、事業所の長又はこれに準ずる地位にある者であること

（注）別表第二の各号に該当する雇用主が法別表第二の表の在留資格を取得した場合で、資格取得以前から雇用していた同一の家事使用人を引き続き雇用したいとして申請があった場合には、在留資格が変更になったことのみをもって不許可とはせずに、引き続き雇用することについての必要性等総合的に判断を行うこととする（第２の３参照）。

c 申請人が雇用主に雇用されて上陸申請を行った時点（ア（ア）参照）において、１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するものであること

d 雇用主が申請人以外に家事使用人（常勤又は非常勤の日本人を含む。）を雇用していないこと

e 月額２０万円以上の報酬を受けること

② 信ぴょう性

上記（ア）②に同じ。

（ウ）告示２号の２

① 基本事項

a 上記（ア）①ａ及びｂ並びに（イ）①ｂ（ａ）及びｄに該当していること

b 次のいずれかに該当すること

（ａ）申請人が雇用主と共に本邦に転居する場合

継続して一年以上雇用主に個人的使用人として雇用されていること

（ｂ）申請人が雇用主と共に本邦に転居しない場合

雇用主が本邦に転居するまで継続して一年以上雇用主に個人的使用人として雇用され、かつ、雇用主の転居後引き続き雇用主又は雇用主が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されていること

c　雇用主の負担において雇用主と共に本邦から出国することが予定されていること

d 月額２０万円以上の報酬を受けること

② 信ぴょう性

上記（ア）②に同じ。

なお、[redacted]

（注１）告示２号の２については、同号を設けた趣旨に反することから、他の在留資格からの変更や雇用主の変更による（告示２号の２から告示２号の２への）在留資格の変更は認められない。

（注２）「特定活動」の在留資格をもって在留する高度人材外国人から、継続して本国で雇用している個人的使用人を呼び寄せたいとして相談があった場合には、高度人材外国人の在留資格を「高度専門職」へ変更するよう案内する。

(エ) 告示２号の３

① 基本事項

a　上記（ア）①ａ及びｂに該当していること

b　次のいずれにも該当すること

（ａ）雇用主が投資運用業等の業務に従事すること

（ｂ）雇用主が世帯年収の区分に応じて、それぞれ次の要件に該当すること

・　１千万円以上３千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと

・　３千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が１名であること

c　月額２０万円以上の報酬を受けること

② 信ぴょう性

a　上記（ア）②ａ及びｂに同じ。

b　電算記録において、当該雇用主が雇用している家事使用人の人数を確認し、申請内容と齟齬がないか確認する。

(オ) 告示２号の４

① 基本事項

a 上記（ア）①ａ及びｂに該当していること

b 雇用主が世帯年収の区分に応じて、それぞれ次の要件に該当すること

・ ２千万円以上３千万円未満 申請人以外に家事使用人を雇用していないこと

・ ３千万円以上 申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人であること

c 月額２０万円以上の報酬を受けること

② 信ぴょう性

a 上記（ア）②ａ及びｂに同じ。

b 電算記録において、当該雇用主が雇用している家事使用人の人数を確認し、申請内容と齟齬がないか確認する。

エ 指定する活動

（ア）告示１号

下記に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者が、当該雇用した外国人の家事に従事する活動

記

1 日本国政府が接受した外交官又は領事官

2 条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者

3 申請人以外に家事使用人を雇用していない日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者（外交官及び領事官を除く。）

4 申請人以外に家事使用人を雇用していない台湾日本関係協会の本邦の事務所の代表又は副代表

5 申請人以外に家事使用人を雇用していない駐日パレスチナ総代表部の代表

6 申請人以外に家事使用人を雇用していない少佐以上の階級にある日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第一条（ａ）に規定する合衆国軍隊の構成員又は日本国における国際連合の軍隊の地位に 関する協定（昭和二十九年条約第十二号）第一条（ｅ）に規定する国際連合の軍隊の構成員

（イ）告示２号

下記に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者が、月額２０万円以上報酬を受けて、当該雇用した外国人の家事に従事する活動

記

1　申請人以外に家事使用人を雇用していない高度専門職外国人で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有し、かつ、世帯年収が千万円以上であるもの

2　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもって在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの

3　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の法律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの

（ウ）告示２号の２

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する次の外国人と共に本邦に転居した者、又は、当該外国人と共に本邦に転居しない場合にあっては、当該外国人の転居後引き続き当該外国人又は当該外国人が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されていた者が、当該外国人に雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した外国人の家事に従事する活動

氏　　名：

国籍・地域：

生年月日：

（エ）告示２号の３

次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語より、日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動

1　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業、同条第三項に規定する投資助言・代理業又は同条第四項に規定する投資運用業に係る業務に従事していること。

2　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に

該当すること。

（１）千万円以上三千万円未満申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。

（２）三千万円以上申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。

（オ）告示２号の４

次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動

イ　特別高度人材の基準を定める省令（令和五年法務省令第二十五号）の基準に適合している者であること。

ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

（１）三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。

（２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。

オ　在留期間

（ア）下記（イ）の場合を除き、「１年」を決定する。

（イ）滞在予定期間に応じて、「６月」又は「３月」を決定する。

カ　留意点

（ア）告示２号の２に係る在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示２号の２）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載する。

（イ）告示２号に係る改正の経緯及び経過規定は次のとおり。

平成２４年３月３０日、高度人材外国人に対してポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度に関する法務省告示が制定され、同告示において高度人在外国人に雇用される家事使用人の報酬が「月額２０万円以上」とされたことに伴い、

同日、告示２号に係る報酬が「月額１５万円以上」から「月額２０万円以上」に改正され、同年５月７日から施行された。

改正前の特定活動告示２号により在留する家事使用人（雇用主の変更がない場合に限る。）から在留期間更新許可申請があった場合は、改正前の特定活動告示の規定を適用する。

（注）雇用主が同一である場合は、従前の雇用契約内容が継続している場合もあることから、改正後の告示への適合は求めないこととする。この場合、改正前の告示による活動の指定が継続することとなる。

（ウ）告示２号の３及び告示２号の４については、家事使用人が労働基準法等の適用対象外であることに加え、家事使用人（金融人材型又は特別高度人材型）は、家庭事情等に係る要件が不要であることなど要件が緩和されていることに鑑み、在留期間更新許可申請及び他の在留資格への在留資格変更許可申請の審査において、電話等の適宜の方法により、雇用主やその親族等から暴力等を受けていないか、処遇状況に問題がないか等について、家事使用人（金融人材型又は特別高度人材型）に確認を行う。

なお、確認の結果、問題があることが疑われた場合には、適宜の方法により、本庁在留管理支援部在留管理課就労審査係に連絡する。

キ　優先処理等

告示２号のうち別表第２第１号に係る申請、告示２号の２、告示２号の３及び告示２号の４に係る申請は全て優先処理するものとする。その取扱いについては、第９節第５参照。

（２）台湾日本関係協会職員とその家族（告示３号）

ア 用語の意義

（ア）「台湾日本関係協会の本邦の事務所」

第２の１（１）参照。

（イ）「当該職員と同一の世帯に属する家族」

在留資格「家族滞在」の家族の範囲と同様である。

イ　留意事項

（ア）この活動を指定されている者が本邦において従事することができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の範囲は、同事務所の業務に限定される。

（イ）[redacted]

[redacted]

ウ　審査

（ア）台湾日本関係協会の職員である場合

職員であることを証する文書により、同協会の職員であることを確認する。

（イ）台湾日本関係協会の職員の家族の場合

①　職員との身分関係を証する文書により、当該職員と同一の世帯に属する家族であることを確認する。

（注）在留期間の更新の場合で、身分関係に特に疑義のないときは、提出を免除する。

②　扶養者が台湾日本関係協会の職員であることを証する文書により、扶養者の在職事実を確認する。

エ　立証資料

（ア）台湾日本関係協会の職員である場合

職員であることを証する文書

（イ）台湾日本関係協会の職員の家族の場合

①　職員との身分関係を証する文書

（注）在留期間の更新の場合で、身分関係に特に疑義のないときは、提出を免除して差し支えない。

②　扶養者が台湾日本関係協会の職員であることを証する文書

オ　指定する活動

台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

カ　在留期間

台湾日本関係協会の職員及びその家族ともに、次の在留期間を決定する。

（ア）下記（イ）の場合を除き、「５年」

（イ）本邦での予定滞在期間が３年以内の場合、「３年」

【参考】

これに該当する者に対しては、出入国管理行政上、次のような特別な取扱いが行われる。

①　個人識別情報の提供免除（入管法第６条第３項等）

②　入管法第１９条の３第４号に規定する法務省令に定める者として、中長期在留者には該当しない（入管法施行規則第１９条の５第１号）。

（３）駐日パレスチナ総代表部職員とその家族（告示４号）

ア　用語の意義

「当該職員と同一の世帯に属する家族」

在留資格「家族滞在」の家族の範囲と同様である。

イ　留意事項

（ア）この活動を指定されている者が本邦において従事することができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の範囲は、同代表部の業務に限定される。

（イ）[redacted]

ウ　審査

（ア）駐日パレスチナ総代表部の職員である場合

職員であることを証する文書により、同代表部の職員であることを確認する。

（イ）駐日パレスチナ総代表部の職員の家族の場合

①　職員との身分関係を証する文書により、当該職員の家族であることを確認する。

（注）在留期間の更新の場合で、身分関係に特に疑義のないときは、提出を免除する。

②　扶養者が駐日パレスチナ総代表部の職員であることを証する文書により、扶養者の在職事実を確認する。

エ　指定する活動

駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

オ　立証資料

（ア）駐日パレスチナ総代表部の職員である場合

職員であることを証する文書

（イ）駐日パレスチナ総代表部の職員の家族の場合

①　職員との身分関係を証する文書

（注）在留期間の更新の場合で、身分関係に特に疑義のないときは、提出を免除して差し支えない。

②　扶養者が駐日パレスチナ総代表部の職員であることを証する文書

カ　在留期間

駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族ともに、次の在留期間を決定する。

（ア）下記（イ）の場合を除き、「５年」

（イ）本邦での予定滞在期間が３年以内の場合、「３年」

【参考】

これに該当する者に対しては、出入国管理行政上、次のような特別な取扱いが行われる。

①　個人識別情報の提供免除（入管法第６条第３項等）

②　入管法第１９条の３第４号に規定する法務省令に定める者として、中長期在留者には該当しない（入管法施行規則第１９条の５第２号）。

（４）ワーキング・ホリデー（告示５号）

ア　対象国・地域別取決め等の内容

別添一覧表参照。

イ　活動の範囲

次の（ア）及び（イ）の活動が該当する。

（ア）日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動

（イ）（ア）の活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。

ウ　指定する活動の記載

下記に掲げる者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８

項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

記

1　ワーキング・ホリデーに関する日本国政府の口上書、協定又は協力覚書の規定の適用を受ける者

2　特定活動の在留資格に関する告示の別表第三に掲げる要件のいずれにも該当するものとして日本国領事官等の査証の発給を受けた者

（注１）①　口上書の交換により実施している国・地域は、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、ノルウェー、香港、スロバキア、オーストリア、アイスランド、リトアニア、エストニア、オランダ、ウルグアイ及びルクセンブルクである。

②　協定の締結により実施している国は、韓国、フランス、ポーランド、ハンガリー、スペイン、チェコ、スウェーデン、フィンランド及びラトビアである。

③　協力覚書により実施している国は、ポルトガル、アルゼンチン及びチリである。

（注２）台湾居住者に対するワーキングホリデーは、口上書、協定又は協定覚書のいずれにもよらず、外務省文書（平成２１年４月３日付けアジア太平洋州局長発亜中モ第３６５３号）により実施されており、ワーキングホリデーに該当する者の要件については、特定活動告示別表第３に規定している。

エ　立証資料

在留資格認定証明書交付申請がなされた場合の提出資料は以下のとおりとする。

（ア）申請理由書（本邦での活動内容の記述を含む。）

（イ）履歴書

（ウ）有効な旅券を所持すること、帰国のための旅行切符又はこれを購入するための十分な資金を所持すること、及び滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持することの証明書類（往復切符写し、預金残高証明書、トラベラーズチェック等）

（エ）その他参考資料

オ　審査

（ア）申請人の作成した本邦において行う活動の概要を説明する文書により、申請人が上記イの（ア）及び（イ）の活動を行うものであることを確認する。

（イ）申請書及び（ア）の文書により、申請人が別添一覧表の「対象者」（各国・地域共通事項に留意）であることを確認する。

カ　在留期間

ワーキング・ホリデーに関する取決めの内容に従い、「１年」又は「６月」を決定する。

キ　その他の留意事項

（ア）ワーキングホリデーを目的に在留している者からの在留資格変更については、別添一覧表の「在留審査での留意点」を参照。

（注）協定等により在留資格を変更することができないこととされている国・地域の者からの申請については、在留資格認定証明書の交付申請を案内する。[redacted]

（イ）他の在留資格からワーキングホリデーを目的とする在留資格変更については、在留資格認定証明書交付申請又は査証申請を案内する。ただし、（注１）のとおり、在留中に在留資格認定証明書が交付されたとしても、変更許可はできないこと、（注２）のとおり、在留資格認定証明書交付申請を受け付けたとしても、発給枠数によっては交付できない場合があることから、原則として査証申請を案内する。

（注１）ワーキングホリデー活動は、ワーキングホリデーの相手国に所在する日本大使館で発給された査証を前提として許可されるものであることから、在留資格変更を許可しないものとする。

（注２）ワーキングホリデー査証の発給数に上限が設けられている国・地域があることから、在留資格認定証明書の審査に当たっては、あらかじめ査証発給数に上限が設けられているかについて外務省ホームページを確認し、上限が設けられている国・地域については、本庁在留管理支援部在留管理課（就労審査係）を通じて外務省に照会し、査証発給枠のある場合に限り、同証明書を交付することができる。

（５）アマチュアスポーツ選手（告示６号）

ア　該当範囲

（ア）経歴等

オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者

（イ）活動

日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動

（注）この活動を指定されている者が本邦において従事することができる報酬を受ける活動の範囲は、雇用された機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動に限定される。

（ウ）報酬

月額２５万円以上

イ　類似の活動で他の在留資格に該当する活動

（ア）「興行」の在留資格に該当する活動は、興行の形態で行われるスポーツの試合に出場するために雇用されるプロスポーツ選手が報酬を得て行う場合が該当する。

（イ）告示６号に規定されている「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会」については、在留資格「技能」に係る上陸許可基準第８号に同様の文言が設けられているところ、当該基準においては、高度な技術又は技能を有していなければ参加できない国際大会として世界的規模の競技大会やアジア大会などの地域又は大陸規模の競技会を想定しており、二国間の競技大会又は特定国間の親善競技会は含まれない。

一方、告示６号は、本邦の企業等が雇用するスポーツ選手として一定のレベルを有するものが従事する活動を「特定活動」の在留資格により受け入れることとしたものであり、これを受け入れても日本社会に悪影響を及ぼすことは予想されないことにかんがみ、個々の外国人を特に指定して受け入れようとするものであることから、必ずしも「技能」の基準と同一であることを求めるものではない。

ウ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し

②　申請人の履歴書及び履歴を証明する資料（卒業証明書、職歴を証明する文書等）

③　競技会の出場歴及び当該競技会における成績を示す資料

④　雇用する本邦の公私の機関の概要（登記事項証明書（登記簿謄本）、貸借対照表、損益計算書等）を明らかにする資料

（イ）在留期間の更新時

①　雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し

②　申請人の住民税又は所得税の納税証明書（総所得が記載されたもの。）

エ　指定する活動

オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額二十五万円以上の報

酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動

オ 在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの。 ① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 学齢期（義務教育の期間をいう。以下同じ。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③ 契約機関がカテゴリー１又はカテゴリー２に該当するもの ④ ③以外の場合は、「特定活動」の在留資格で３年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き５年以上アマチュアスポーツ選手としての活動を行っているもの ⑤ 就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの。 ① 次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b 就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ② ５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかに該当せず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b 就労予定期間が１年を超えるもの ③ ５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの

１年	次のいずれかに該当するもの。 ① 契約機関がカテゴリー４（カテゴリー１、２又は３のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの ② ３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかに該当しないもの ③ 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１ 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２ 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

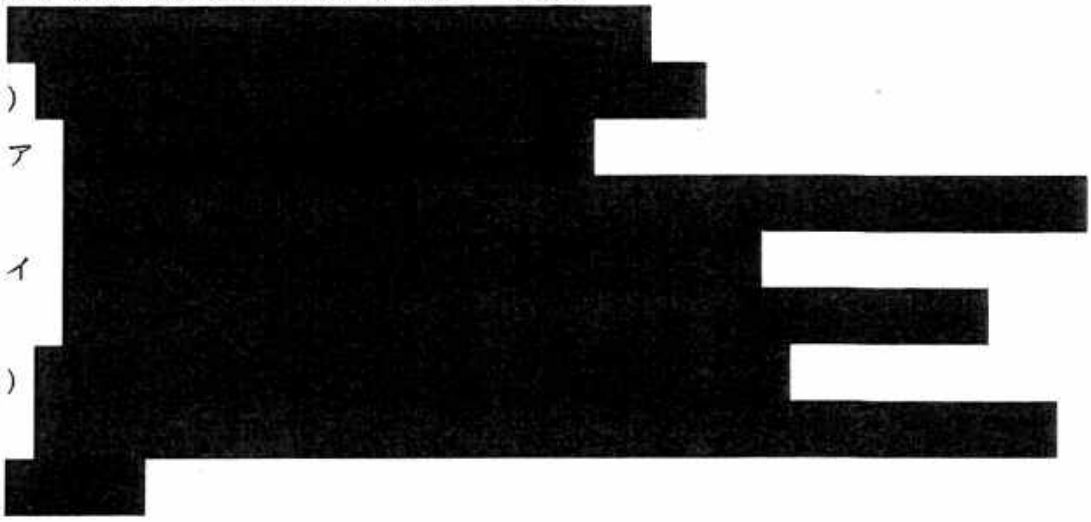
３

（１）

ア

イ

（２）



４ 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

（６）アマチュアスポーツ選手の配偶者等（告示７号）

ア 該当範囲

上記（５）に規定する活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

（注１）「配偶者」には、内縁の者は含まれない。

（注２）「子」には、成年に達した者及び養子も含まれる。

（注３）「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動等も含まれるが、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動は含まれない。

イ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　扶養者との身分関係を証する文書

②　扶養者の在留カード又は旅券の写し

③　扶養者の在職証明書

④　扶養者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

（イ）在留期間の更新時

①　扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がない場合、提出を免除して差し支えない。

②　扶養者の在職証明書

③　扶養者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

ウ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第一三一号）の第６号に規定する活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

エ　在留期間

次に定めるところにより、在留期間を決定する。

（ア）在留資格変更許可、在留期間更新許可及び在留資格取得許可時

許可後の在留期間の満了日が、許可日を起算点として扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日以降の日であって、当該満了日から１月を超えない日となるよう月単位で決定する。

扶養者が在留申請中である場合は、申請人の在留期間の満了日に留意しつつ、扶養者の許可に合わせる。ただし、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中長期在留者となるよう「４月」以上の在留期間を決定する（詳細については第２５節第１の６参照）。

（イ）在留資格認定証明書交付時

交付日を起算点として、扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日までの残余期間を上回り、かつ、当該在留期間の満了日から１月を超えない期間を月単位で決定する。

なお、扶養者が未入国の場合にあっては、扶養者と同じ在留期間を決定する。

（ウ）在留期間の決定に当たっての留意点

① ３年を超える在留期間の決定は、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻後の同居期間（本国における居住期間を含む。）が３年を超えるもの）に限る。

② 申請人の在留状況を一定の期間内に確認する必要がある場合には、上記（ア）及び（イ）にかかわらず、確認に必要な在留期間を決定する。

なお、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中長期在留者となるよう「４月」の在留期間を決定する。

※１ 申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２ 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（７）外国弁護士の国際仲裁代理（告示８号）

ア 該当範囲

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和６１年法律第６６号）第５８条の２に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に報酬を受けて従事する活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて行うものを除く。）

（注１）外国弁護士とは、「外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの」（外弁法第２条第２号）をいうが、外弁法第５８条の２にいう「外国弁護士」には外国法事務弁護士としての承認を受けた者は含まれない。

なお、外国法事務弁護士も外弁法第５条の２に基づき国際仲裁代理を行うことができる。

（注２）国際仲裁事件及び国際調停事件については、第１５節第１の３（１）イ（イ）及び（ウ）を参照。

イ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　外国において弁護士としての資格を有することを証明する文書

②　国際仲裁代理又は国際調停代理を外国において依頼され、又は受任した旨を証明する文書（委任契約書など）

③　依頼主が事業を営むものである場合にはその事業内容を明らかにする資料

（注）報酬額や最終学歴など、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る基準省令上適用が除外されたものに関する事項の立証は求めない。

（イ）在留期間の更新時

国際仲裁代理又は国際調停代理を外国において依頼され、又は受任した事件を処理している旨の文書

ウ　指定する活動

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に報酬を受けて従事する活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて行うものを除く。）

エ　在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの。 ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届

	出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③ 就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの。 ① 次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれにも該当するもの b 就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ② ５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかに該当しないもの b 就労予定期間が１年を超えるもの ③ ５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの。 ① ３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかに該当しないもの ② 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１ 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２ 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

（８）インターンシップ（告示９号）

ア　該当範囲

（ア）対象となる者

外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）

（注）フランスのグランゼコールは、大学と同等の教育機関と位置付けられ、卒業時に学位も授与されることから、同機関の学生はインターンシップの対象となるが、グランゼコール予備学級は学位取得がないため、インターンシップの対象とならない。

（イ）滞在期間

１年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の２分の１を超えない期間内であること。

（注）①　告示において「通算して当該大学の修業年限の２分の１を超えない期間」と規定されていることから、申請に際し、申請人からこれまでのインターンシップによる入国歴を証する文書の提出をさせ、出入国記録の確認を行う。

②　「修業年限」は、申請者の在学する大学等が所在する国の教育制度上、学位を取得するのに必要な最短の期間をいうこととし、その２分の１以内で相応の在留期間を付与する。

（ウ）活動内容

外国の大学の教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該機関の業務に従事する活動

（注）「報酬」とは、インターンシップの活動を行う学生に対し、就労の対価として受入れ機関から支払われる金銭である。具体的には、時間給や日額単価に勤務日数を乗じた額の金銭が支払われた場合などである。

支給される手当の個々の内容により報酬か否かを個別に判断する。報酬額等については、インターンシップの趣旨にかんがみ、制限は設けていない。

イ　審査のポイント

インターンシップ制度が、安価な労働力の供給源として悪用される事案も発生していることなどから、令和２年５月にインターンシップの活動を行う者について、「外国の大学の学生が行うインターンシップ（在留資格「特定活動」（出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件第９号））に係るガイドライン」が定められたことから、当該ガイドラインを参照の上、審査する。

ただし、特定活動告示第９号に規定された要件を除き、ガイドライン上の一要件に該当しないことをもって直ちに不利益処分を行うことなく、インターンシップの形態から総合的に判断する。

（ア）ガイドラインの規定に係る審査上の留意点

①　他の法令等により別途要件が求められているものについては、その趣旨を踏まえ、当該要件についても確認するよう留意することとしているが、特に次の点に留意する。

法律上資格を有することとされている業務を行う場合は、インターンシップ生が当該資格を有していることを確認する。例えば、看護師としての業務に従事する場合は我が国における看護師の国家資格を有している必要があるため、当該資格を有していることを確認する。

なお、インターンシップにおいて国家資格を必要としない範囲で看護に関わる活動を行うとして申請があった場合は、必要に応じ業所管省庁への確認を求める。

また、事業を行う際に、当該企業や事業所に特定の資格保有者を必ず置かなければならないとされているもの（必置資格）があれば、当該有資格者が適切に配置されていることを確認する。

②　介護業務に係るインターンシップについて

介護は、利用者の生命、安全に密接に関係する業務であり、介護職種の技能実習においては、固有の要件を設けている。これに鑑み、介護を主たる目的とするインターンシップに従事する場合は、介護職種の第１号技能実習における固有の要件を参考とし、具体的には以下の点を確認する。

ただし、インターンシップ制度は、技能実習とは異なり「就業体験」としての位置づけであることから、当該要件を満たしていない場合であっても、当該要件と同等の評価が可能な場合については、その形態に鑑み柔軟に対応して差し支えない。

ａ　インターンシップ生について

日本語能力試験のＮ４相当以上の日本語能力を有していること。

（注）日本語能力試験、Ｊ．ＴＥＳＴ実用日本語検定、日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴ等、試験により当該能力を有することが証明されていることのほか、在籍している外国の大学等において６月以上（学習時間３００時間以上）の日本語教育を行っていることが確認できる場合又は来日後の研修により当該能力を有することとなるものも対象とする。

なお、インターンシップ生を常時フォローできる十分な数の通訳が配置されている場合など、コミュニケーションに係る体制が別途十分に確保されていると認められる場合は、この限りではない。

b　受入れ機関について

（a）受入れ人数の目安については、事業所単位でなく機関単位で算出したもので差し支えない。また、受入れ人数の目安の算出根拠とする受入れ機関の常勤職員について、介護担当職員に限定する必要はない。ただし、この場合であっても、実際にインターンシップを行う事業所ごとに、１名以上の介護福祉士の資格を有する指導員を配置していること及びインターンシップ生５名あたり１名の指導員（介護福祉士の資格を有していない者を含む。）を配置していることを確認する。

（b）インターンシップ生を単独で介護業務に従事させないことを確認する。

③　専攻科目との関連性について

インターンシップは教育課程の一部として実施されることが要件となっており、従事しようとする業務内容と当該学生の専攻との関連性についても留意する必要があるが、関連性自体は告示上の要件ではなく教育課程の一部としての評価基準の一つに過ぎない。そのため関連性がないと思われる業務に従事する場合であっても、インターンシップが「就業体験」としての位置づけであることを踏まえ、当該インターンシップに従事することにより大学においてどのように教育課程の一部として評価されるのかが明らかであれば認めて差し支えない。

④　必要書類について

外国の大学と本邦の公私の機関との契約書（写し）を必須書類として求めているところ、その他の資料については、資料の名称にかかわらず、ガイドラインに規定する事項が記載されている場合は当該資料の提出をもって審査して差し支えない。例えば、大学からの承認書、推薦状等、単位取得等教育課程の一部として実施されることを証明する資料については、当該内容が「外国の大学と本邦の公私の機関との契約書」に

内容が盛り込まれていることでも差し支えない。

また、ガイドラインに規定する全ての項目について個別に立証資料を求めているものではないため、受入れ人数が概ね受入れ人数枠の範囲内であり、また、外国の大学と本邦の公私の機関との契約書の記載内容から適正なインターンシップの実施について特段の疑義がない場合は、ガイドライン上の全ての項目について追加資料の提出を求めて確認することまでは要するものではなく、説明書（ガイドライン別添参考様式）の提出があったものについては、提出された説明書の記載を確認することとし、全ての記載項目に記載があること及び全ての項目について「該当」にチェックがされていることを確認されれば、原則として追加資料の提出を要しない。

⑤ 受入れ人数枠について

インターンシップで従事する業務内容等を踏まえて個別に判断するものであり、ガイドライン上の人数枠を超える場合であっても、その形態からみて適正なインターンシップの遂行に支障がないと認められる場合は許可して差し支えない。例えば、インターンシップ生を座学や見学形態によるものと実務を行うものに分けローテーションによりインターンシップを実施する場合も考えられるところ、実務に従事しない者に対してはガイドラインに規定する指導体制を要するものではない。

（イ）インターンシップの実施による卒業時期の変更について

インターンシップは「教育課程の一部」として実施されるものであり、また、「修業年限」は、申請者の在学する大学等が所在する国の教育制度上、学位を取得するために必要な最短の期間をいうこととしているため、インターンシップに参加することにより卒業時期が延期されることは通常は想定されない。

ただし、学則等によりインターンシップ参加者の卒業時期が異なる旨の規定がある場合は、認めて差し支えない。

なお、インターンシップ参加期間を休学扱いとし、その結果として卒業時期が延期となるものについては「教育課程の一部」とは認められない。

（ウ）インターンシップ生の受入れ機関の変更について

インターンシップ先の倒産等、やむを得ない事情によりインターンシップ生の受入れ機関を変更する場合は、就労資格証明書の交付申請を案内し審査することとする。

なお、在留資格認定証明交付申請時に申告のない同一機関内の他の事業所においてインターンシップを実施する場合も同様とする。

ただし、インターンシップは、インターンシップ生の受入れ機関を指定しているもの

ではないため、就労資格証明書交付申請がないまま別の受入れ機関でインターンシップに従事していることをもって、ただちに不利益処分を行うことがないよう留意する。

在留審査において受入れ機関における過去の実績等からこれらの事実が判明した場合は、受入れ機関に対しその事情を聴取の上、次回以降は管轄する地方出入国在留管理官署にあらかじめ相談するよう指導する。

ウ　指定する活動

外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動

エ　在留期間

（ア）予定する活動期間が６月以上の場合は、「１年」（更新は認めない）。

（イ）予定する活動期間が６月以内の場合は、「６月」。

（９）英国人ボランティア（告示１０号）

ア 該当範囲

（ア）対象となる者

日本国政府のグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対するボランティア査証に関する口上書の適用を受ける者

ボランティア査証に関する口上書の適用を受ける者は、具体的には、次のいずれにも適合する者（以下「英国人ボランティア」という。）であることを要す。

①　英国に居住する英国市民であること。

②　入国の日から１年を超えない期間我が国に滞在するものであること。

③　非営利の福祉の活動を予定すること。

（注１）管理事務的な活動又は専ら食事の準備、洗濯等の単純作業を行うことを予定しているものは含まない。

（注２）英国の医師、看護師等医療関係資格を所持する者であっても、これらに相当する資格に係る我が国の免許を所持しない者は、当該免許を所持しない者が行うことが認められない行為に及ぶ行為は認められない。

④　日本国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人（特例民法法人を含む。）

が受け入れること。

（注１）「独立行政法人」とは、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。

（注２）「社会福祉法人」とは、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定するものをいう。

（注３）「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利法人をいう。

⑤ 無報酬にて活動すること。

（注１）受入れ機関における活動を行うための日常生活に必要な実費弁償として支払われる住居費、食費、交通費等の手当を除く。

（注２）実費として支払われる諸手当以外に小遣いが支払われる場合にあっては、週７，０００円程度以内であること。

⑥ 配偶者又は子を同伴しない者であること。

（注）配偶者が本件特定活動をもって入国又は在留する場合を除く。

⑦ 有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

⑧ 我が国における滞在期間中に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

⑨ 滞在終了時に我が国から出国する意図を有すること。

⑩ 健康であること。

（イ）滞在期間

本邦において１年を超えない期間

（ウ）受入れ機関

国又は地方公共団体の機関、日本赤十字社、公益社団法人若しくは公益財団法人（特例民法法人を含む。）、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人又は独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

（エ）活動

福祉に係るボランティア活動

イ 立証資料

英国人ボランティアとして入国を希望する者又はその代理人から在留資格認定証明書交

付申請があったときは、次の資料の提出を求める。

（ア）申請人本人を受入れ機関が受け入れるものであることを記載した文書

（イ）受入れ機関の概要の分かる文書（名称、所在地、所有する附属施設の概要、代表者氏名、職員数等）

（注）受入れ機関の概要が公刊物その他により明らかな場合は、特に必要がある場合を除いて提出を求めることを要しない。

（ウ）受入れ機関において行おうとする活動の概略を記載した文書（活動の内容、場所、時間等）

（エ）受入れ機関における待遇を記載した文書（住居費、食費、交通費等のほか、小遣いその他金銭の支給の明細を記載するもの）

（オ）本邦滞在中の経費の支弁を記載した文書

（カ）ボランティア活動終了後の予定を記載した文書

ウ　指定する活動

日本国政府のグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対するボランティア査証に関する口上書の適用を受ける者が、本邦において一年を超えない期間、国若しくは地方公共団体の機関、日本赤十字社、公益社団法人若しくは公益財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人に受け入れられて行う福祉に係るボランティア活動

エ　在留期間

「１年」とする。

オ　在留資格関係の取扱い

（ア）在留期間の更新

英国人ボランティアについては、「１年」を超える活動を認めていないので、当該活動の継続を目的とする在留期間更新許可申請があった場合には、これを不許可とする。

（イ）在留資格の変更

ボランティア活動を行っている英国人から、他の在留資格に係る活動を目的に在留資格変更許可申請があった場合には、原則として、人道上やむを得ない場合、身分関係を理由とする「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等への変更のときを除いて、許可しない。

（ウ）就労資格証明書

ボランティア活動を行っている英国人から、就労資格証明書の交付申請があった場合は、不交付とする。

カ　本庁報告

本件ボランティア活動を目的とする在留資格認定証明書交付申請に関し、処分の有無、処分を行ったときは、交付・不交付件数を入管ＷＡＮにより、翌月中に本庁在留管理支援部在留管理課（就労審査係）へ報告する。

【参考】査証事務取扱

（ア）受理公館

英国人ボランティアに係る査証申請は、在連合王国日本国大使館又は総領事館においてのみ受理されることとなっている。

（イ）発給

① 英国人ボランティアに係る査証申請があったときは、原則として、現地公館限りで査証が発給され、疑義があるものについてのみ、外務本省へ経伺されることとなっている。

② 発給される査証は、次のとおり。

目　　的：(s) as volunteer

滞在期間：１年、有効期間：１年、有効回数：一次

（１０）サマージョブ（告示１２号）

ア　該当範囲

（ア）対象となる者

外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）

（イ）滞在期間

当該外国の大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、３月を超えない期間内

（ウ）活動

その学業の遂行及び将来の就業に資するものとして当該大学と本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動

（注）外国の大学の夏季休暇等の期間を利用し、本邦の公私の機関から報酬を受けて３月を超えない期間内に、当該大学が指定する当該機関の業務に従事する活動を行おうとする外国人に対しては、特定活動告示第９号の「外国の大学の学生が当該教育課程の一部として」行われるものでないもの（単位取得の対象とならないもの）でも、「特定活動」の在留資格を付与することとしたものである。

イ　立証資料

（ア）在学証明書

（イ）申請人の休暇の期間を証する資料

（ウ）活動に係る資料

①　外国の大学と本邦の公私の機関との契約書（写し）

②　処遇を証明する資料

ウ　指定する活動

外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、その学業の遂行及び将来の就業に資するものとして、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動

エ　在留期間

「３月」を決定する。

（１１）国際文化交流（告示１５号）

ア　該当範囲

（ア）対象となる者

外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）

（イ）活動期間

当該外国の大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、３月を超えない期間内

（ウ）活動

次に掲げる要件のいずれにも該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含

む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動

① 当該者に対しその在留期間中の住居の提供その他必要な支援を行う体制を整備していること。

② 当該者の出入国及び在留に係る十分な管理を行う体制を整備していること。

③ 当該事業において当該者が講義を行う場所、期間及び報酬を明確に定めていること。

（注１）本邦の公私の機関には、受入れ機関が公立と私立の教育機関との違いにより、契約者が地方公共団体、独立行政法人又は私立の教育機関の場合がある。

（注２）国際文化交流に係る事業は、語学の指導や講義形式に限らない。

イ 立証資料

（ア）在学証明書

（イ）申請人の休暇の期間を証する資料

（ウ）活動に係る資料

① 申請人と本邦の公私の機関との契約書（写し）

② 地方公共団体が作成した特定活動告示第１５号の別表第４の要件を満たしていることを証明する文書（事業計画書等）

ウ 指定する活動

外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、別表第四に掲げる要件のいずれにも該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内、本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動

エ 在留期間

「３月」を決定する。

（１２）二国間の経済連携協定の適用を受ける看護師等としての活動（告示１６号から２４号まで及び２７号から３１号まで関連）

ア 概要

（ア）経済連携協定の概要

二国間の経済連携協定（以下「EPA」という。）による看護・介護人材受入れは、一定の要件を満たす者が、一定の要件を満たす本邦の病院・施設等で看護師候補者又は介護福祉士候補者として就労又は就学しながら、本邦の看護師又は介護福祉士の国家資格を取得するための研修を受け、国家資格取得後は引き続き本邦で就労することを目的とするものであり、看護・介護分野における労働力不足への対応のために行うものではなく、公的な枠組みで特例的に行うものである。

したがって国家資格取得前については、本邦の病院・施設等が国家資格の取得を目標とした適切な研修を実施することが重要となる。

（注１）平成２０年７月１日、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（以下「日尼 EPA」という。）発効

（注２）平成２０年１２月１１日、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（以下「日比 EPA」という。）発効

なお、日比 EPA においては、介護福祉士養成施設に入学し、所定の養成課程を修了することによって介護福祉士の国家資格を取得する就学コースが設けられている。

（注３）平成２４年４月１８日、「看護師及び介護福祉士の入国及び及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」（以下「日越 EPA」という。）発効

なお、日越 EPA においては、介護福祉士養成施設において必要な知識及び技能を修得しながら国家試験の合格による介護福祉士の資格の取得を目指す就学コースが設けられている。

（注４）出入国管理に係る運用上の指針については、

① 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成２０年法務省告示第２７８号。以下「日尼 EPA 指針」という。）

② 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成２０年法務省告示第５０６号。以下「日比 EPA 指針」という。）

③ 「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成２４年

法務省告示第４１１号。以下「日越EPA指針」」という。）が制定されており、また、受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項については

④ 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成２０年厚生労働省告示第３１２号。以下「インドネシア厚生労働省告示」という。）

⑤ 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成２０年厚生労働省告示第５０９号。以下「フィリピン厚生労働省告示」という。）

⑥ 「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成２４年厚生労働省告示第５０７号。以下「ベトナム厚生労働省告示」という。）

が制定されている。

なお、協定による滞在期間の延長の特例が認められる看護師候補者及び介護福祉士候補者の出入国管理上の取扱いについては、下記タ参照。

（イ）受入れ調整機関及び送り出し調整機関

EPAの枠組みによる受入れについては、本邦においては社団法人国際厚生事業団（以下「JICWELS」という。）が受入れの調整機関となり、相手国側においては相手国の政府関係機関が送り出しの調整機関となる。

（ウ）人数枠の設定

EPAの枠組みによる受入れについては、協定上人数枠に係る規定が設けられており、国内労働市場への影響を考慮して、年度ごとの受入れに際して、年間の受入れ最大人数を設定している。

（エ）調整作業

JICWELSは、EPAの枠組みによる受入れを希望する本邦の受入れ機関（その設立している病院・施設において雇用する契約を当該外国人との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設に入学する許可を当該外国人に対し与えた医療法人、社会福祉法人等をいう。以下同じ。）を募集し、一定の要件を満たす受入れ機関を選考し、他方、相手国の政府関係機関はEPAの枠組みにより本邦への入国を希望する自国民を募集し、

一定の要件を満たす候補者を選考する。その後、JICWELS と相手国の政府関係機関が本邦の受入れ機関及び受入れ施設（当該外国人が受入れ機関との契約に基づき就労する病院・施設及び受入れ機関による入学の許可に基づき就学する介護福祉士養成施設をいう。以下同じ。）並びに候補者に関する情報を交換し、JICWELS が調整を行い、候補者の受入れ機関及び受入れ施設が決定される。

（オ）査証発給及び入国手続

JICWELS の調整により本邦の受入れ機関及び受入れ施設が決定した者は、相手国政府により指名され、口上書をもって日本国政府に対して通報される。[redacted]

なお、EPA の適用を受ける者の本邦入国日については日本国政府が指定することとなっている。

（カ）EPA 看護師候補者（インドネシア人看護師候補者、フィリピン人看護師候補者及びベトナム人看護師候補者をいう。以下同じ。）及び EPA 看護師（インドネシア人看護師、フィリピン人看護師及びベトナム人看護師をいう。以下同じ。）については、患者の居宅において看護サービスを提供する業務（以下「在宅看護サービス」という。）に従事することはできない。

（キ）EPA 介護福祉士候補者（インドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人就労介護福祉士候補者、フィリピン人就学介護福祉士候補者、ベトナム人就労介護福祉士候補者及びベトナム人就学介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）については、在宅サービスや訪問サービス等、利用者の居宅において介護サービスを提供する業務（以下「訪問系介護サービス」という。）に従事することはできないが、国家資格取得後の EPA 介護福祉士（インドネシア人介護福祉士、フィリピン人介護福祉士及びベトナム人介護福祉士をいう。以下同じ。）は訪問系介護サービスに従事することができる。

（ク）EPA 看護師等（フィリピン人就学介護福祉士候補者及びベトナム人就学介護福祉士候補者を除く。）については受入れ機関と雇用契約を締結しており、各種労働法規の適用を受ける。

また、同じ病院・施設等で同様の業務に従事する日本人と同等以上の報酬を受けなければならない。

イ　日尼EPAの適用を受けるインドネシア人看護師等（告示１６号、１７号及び日尼EPA 指針）

（ア）インドネシア人看護師候補者（告示１６号）

①　該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（ア）①に記載のとおり。

②　滞在期間

インドネシア人看護師候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大２回受け、その間に看護師国家試験を最大３回受験することが可能である。

（イ）インドネシア人介護福祉士候補者（告示１７号）

①　該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（イ）①に記載のとおり。

②　滞在期間

インドネシア人介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大３回受け、その間に介護福祉士国家試験を１回受験することが可能である（介護福祉士国家試験の受験資格を得るためには３年の実務経験が必要であるため、受験できるのは４年目のみとなる。）。

（ウ）インドネシア人看護師・介護福祉士（日尼EPA指針第三の三・四及び第五の三・四）

該当範囲

次の①及び②の要件を満たすインドネシア人であること。

①　次のいずれかの期間に看護師又は介護福祉士としての資格を与えられた者であること

a　インドネシア人看護師候補者又は介護福祉士候補者として在留中の間

b　インドネシア人看護師候補者又は介護福祉士候補者として在留の後

（注１）例えば、インドネシア人看護師候補者又は介護福祉士候補者としての在留期間内に国家試験に合格できず帰国したが、その後「短期滞在」等の在留資格で入国し、国家試験を受験・合格した者が想定される（インドネシア人看護師候補者又は介護福祉士候補者としての入国・在留歴がある者に限る）。

（注２）①ａに該当し、かつ、再入国許可を取得することなく単純出国したインドネシア人又は①b に該当するインドネシア人は、次の（ａ）及び（ｂ）の条件を満たさなければならない。

（ａ）インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に対し通報されたものであること

（ｂ）JICWELS のあっせんにより本邦の公私の機関と契約を締結した者であること

② 本邦の公私の機関との契約に基づき、看護師としての業務に従事しようとするものであること

ウ 日比 EPA の適用を受けるフィリピン人看護師等（告示２０号～２２号及び日比 EPA 指針）

（ア）フィリピン人看護師候補者（告示２０号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（オ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

フィリピン人看護師候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大２回受け、その間に看護師国家試験を最大３回受験することが可能である。

（イ）フィリピン人就労介護福祉士候補者（告示２１号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（カ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

フィリピン人就労介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大３回受け、その間に介護福祉士国家試験を１回受験することが可能である（介護福祉士国家試験の受験資格を得るためには３年の実務経験が必要であるため、受験できるのは４年目のみとなる。）。

（ウ）フィリピン人就学介護福祉士候補者（告示２２号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（キ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

フィリピン人就学介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、指定された介護福祉士養成施設における所定の養成課程の修了のために必要な期間ま

で、在留期間を１年又は６月とする在留期間更新許可を受けることが可能である（ただし、養成課程の期間は４年を超えないものとする。）。

③ 国家資格取得

平成２９年３月３１日までに所定の養成課程を修了すれば、国家試験を受験することなく介護福祉士資格が取得できるが、平成２３年度以降フィリピン人就学介護福祉士候補者の派遣はない。

なお、それ以降に養成課程を修了した者が介護福祉士資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、令和９年３月３１日までに養成課程を修了した場合には介護福祉士となる資格を有するとする経過措置が設けられている。

（エ）フィリピン人看護師（日比 EPA 指針第三の四及び第五の四）

該当範囲

次の①及び②の要件を満たすフィリピン人であること。

① 次のａ又はｂのいずれかに該当するフィリピン人であること

ａ フィリピン人看護師候補者として在留中の間に看護師免許を受けた者

ｂ 看護師の国家試験に合格することにより看護師免許を受けた者（ａを除く。）

（注１）例えば、フィリピン人看護師候補者としての在留期間内に看護師国家試験に合格できず帰国したが、その後「短期滞在」等の在留資格で入国し、国家試験を受験したところ合格した者や、フィリピン人看護師候補者としての入国・在留歴はないが、「留学」等の在留資格で入国し、看護師国家試験を受験して看護師免許を取得したフィリピン人が想定される。

（注２）①ａに該当し、かつ、再入国許可を取得することなく単純出国したフィリピン人又は①ｂに該当するフィリピン人は、次の（ａ）及び（ｂ）の条件を満たさなければならない。

（ａ）フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に対し通報されたものであること

（ｂ）JICWELS のあっせんにより本邦の公私の機関と契約を締結した者であること

② 本邦の公私の機関との契約に基づき、看護師としての業務に従事しようとするものであること

（オ）フィリピン人介護福祉士（日比 EPA 指針第三の五及び第五の五）

該当範囲

次の①及び②の要件を満たすフィリピン人であること。

① 次のいずれかの期間に介護福祉士資格を取得したものであること（ただし、ｂについては介護福祉士国家試験に合格したものに限る。）

ａ フィリピン人就労介護福祉士候補者又は就学介護福祉士候補者としての滞在の間

ｂ フィリピン人就労介護福祉士候補者としての滞在の後の期間

（注１）例えば、フィリピン人就労介護福祉士候補者としての滞在期間内に介護福祉士国家試験に合格できず帰国したが、その後「短期滞在」等の在留資格で入国し、国家試験を受験したところ合格した者が想定される（フィリピン人就労介護福祉士としての入国・在留歴がある者に限る。）。

（注２）①ａに該当し、かつ、再入国許可を取得することなく単純出国したフィリピン人又は①ｂに該当するフィリピンは、次の（ａ）及び（ｂ）の条件を満たさなければならない。

（ａ）フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に対し通報された者であること

（ｂ）JICWELS のあっせんにより本邦の公私の機関と契約を締結した者であること

② 本邦の公私の機関との契約に基づき、介護福祉士としての業務に従事しようとする者であること

エ 日越 EPA の適用を受けるベトナム人看護師等（告示第２７号～２９号及び日越 EPA 指針）

（ア）ベトナム人看護師候補者（告示２７号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（コ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

ベトナム人看護師候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大２回受け、その間に看護師国家試験を最大３回受験することが可能である。

（イ）ベトナム人就労介護福祉士候補者（告示２８号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（サ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

ベトナム人就労介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大３回受け、その間に介護福祉士国家試験を１回受験することが可能である（介護福祉士国家試験の受験資格を得るためには３年の実務経験が必要であるため、受験できるのは４年目のみとなる。）。

（ウ）ベトナム人就学介護福祉士候補者（告示２９号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（シ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

ベトナム人就学介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、指定された介護福祉士養成施設における所定の養成課程の修了のために必要な期間まで、在留期間を１年又は６月とする在留期間更新許可を受けることが可能である。

③ 国家資格取得

日越EPAに基づくベトナム人介護福祉士として就労するためには、介護福祉士国家試験に合格することが必要である。

なお、令和２年度時点において、ベトナム人就学介護福祉士候補者の派遣実績はない。

（エ）ベトナム人看護師・介護福祉士（日越EPA指針第三の四・五及び第五の四・五）

該当範囲

次の①及び②の要件を満たすベトナム人であること。

① 次のいずれかの期間に国家試験に合格することにより看護師又は介護福祉士としての資格を与えられた者であること

ａ ベトナム人看護師候補者、就学介護福祉士候補者又は就労介護福祉士候補者（以下「ベトナム人看護師候補者等」という。）として在留中の間

ｂ ベトナム人看護師候補者等として在留の後

（注１）例えば、ベトナム人看護師候補者等としての在留期間内に国家試験に合格できず帰国したが、その後「短期滞在」等の在留資格で入国し、国家試験を受験したところ合格した者（ベトナム人看護師候補者等としての入国・在留歴がある者に限る。）が想定される。

（注２）①ａに該当し、かつ、再入国許可を取得することなく単純出国したベトナム人又は①ｂに該当するベトナム人は、次の（ａ）及び（ｂ）の条件を満たさなければならない。

（ａ）ベトナム政府により指名され、及び日本国政府に対し通報されたものであること

（ｂ）JICWELS のあっせんにより本邦の公私の機関と契約を締結した者であること

② 本邦の公私の機関との契約に基づき、看護師としての業務に従事しようとするものであること

オ 上陸審査

（ア）入国予定日等の事前通報

EPA 看護師等については、協定上、日本国政府が指定した日に本邦へ入国することとされており、[redacted]

（注）[redacted]

（イ）EPA 看護師及び介護福祉士からの上陸申請

EPA 看護師又は EPA 介護福祉士としての活動は、通常、EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者としての活動を行っていた者からの在留資格変更許可申請により決定される活動であり、これらの活動は特定活動告示外である[redacted]

カ 在留資格変更許可申請

（ア）対象

① EPA 看護師候補者から EPA 看護師へ移行、EPA 介護福祉士候補者から EPA 介護福祉士へ移行する場合

② 受入れ機関等を変更する場合

③ 看護師国家試験に合格したが看護師免許を取得していない EPA 看護師候補者が、「短期滞在」で入国後に看護師免許を取得した場合

④ その他

ａ 准看護師資格を取得した EPA 看護師候補者から「医療」への在留資格変更許可申請がなされた場合

協定に基づく滞在期間中の最後（下記タの特例延長を受けている者については、特例延長による滞在期間中）の看護師国家試験に不合格であった者からの申請について

は、在留状況に問題がなく、在留資格「医療」に係る上陸基準省令に適合するときは、在留期間を「１年」として在留資格の変更を認める。

なお、協定又は特例延長に基づく残りの滞在期間中に看護師国家試験の機会がある者からの申請については、准看護師資格を取得後、引き続き看護師国家試験に合格することを目的として必要な知識及び技能に係る研修として業務に従事する場合、EPA 看護師候補者として「特定活動」の在留資格に該当することから、「医療」の在留資格への変更を認めるに足りる相当の理由はなく、在留資格の変更は認めない。

b　看護師資格を取得したEPA看護師候補者又はEPA看護師から在留資格「医療」への在留資格変更許可申請がなされた場合

在留資格「医療」に係る上陸基準省令に適合するときは、在留資格の変更を認める。

c　介護福祉士資格を取得したEPA介護福祉士候補者又はEPA介護福祉士から在留資格「介護」への在留資格変更許可申請がなされた場合

在留資格「介護」に係る上陸基準省令に適合するときは、在留資格の変更を認める。

d　EPA 介護福祉士候補者から特定産業分野を介護とする在留資格「特定技能１号」への在留資格変更許可申請がなされた場合

EPA 介護福祉士候補者としての就労・研修を３年１０月以上修了しており、かつ介護福祉士国家試験を受験している者が、以下のいずれかに該当し、「特定技能１号」に係る上陸基準省令及び特定技能基準省令に適合するときは、在留資格の変更を認める。

（ａ）介護福祉士国家試験において、合格基準点の５割以上の得点であり、すべての試験科目群で得点があり、４年間にわたり就労・研修に適切に従事したものとして、介護分野の技能水準や日本語能力水準を証明していること。

（ｂ）介護技能評価試験、介護日本語評価試験及び日本語能力水準を証明する試験のいずれにも合格していることを証明していること。

（注）EPA 介護福祉士候補者としての就労・研修を３年１０月以上修了していないこと又は介護福祉士国家試験を受験していないことに、やむを得ない事情がある場合には、在留資格の変更を認めることとして差し支えない。

なお、やむを得ない事情としては、以下のものが想定される。

・　就労・研修を３年１０月以上修了していない場合の例

受入れ機関における人権侵害行為等により退職し、新たな受入れ機関が見つからなかった場合

・ 介護福祉士国家試験を受験していない場合の例

病気等により国家試験を受験する機会を失ってしまった場合

e 受入れ機関等の名称変更等に係る取扱い

受入れ機関等が名称変更等する場合は、JICWELS に対し届出がなされ、JICWELS において、受入れ施設要件確認を要するものかどうかの確認が行われる。そのため、外国人本人又は受入れ機関等の職員が地方出入国在留管理官署へ出頭し、名称変更に伴う指定書の差替えや在留資格変更の希望があった場合は、JICWELS に名称変更等に係る届出の有無等所要の確認を行い、以下のとおり取り扱う。

ア 受入れ機関等から JICWELS に対し名称変更等の届出がなされており、かつ、単なる名称変更等であることを確認した場合は、指定書の差替えを行う。

イ 受入れ機関等から JICWELS に対し名称変更等の届出がなされているが、受入れ施設要件の確認を要するものであることを確認した場合は、在留資格変更許可申請を案内する。

ウ 受入れ機関等から JICWELS に対し名称変更等の届出がなされていないことが判明した場合は、速やかに届出を行うように案内するとともに、JICWELS において、受入れ施設要件の確認を要するものかどうかの確認を行うので、その結果を踏まえ、上記ア又はイのとおり取り扱う。

（注１）EPA 看護師候補者及び EPA 介護福祉士候補者については、上記①ないし④のほか、身分関係の成立又は出国準備を理由とする在留資格変更許可申請の場合以外は、原則として、在留資格の変更を許可しない（これら以外の理由で在留資格変更の希望があった場合は、在留資格認定証明書交付申請をもって対応する。）。

（注２）EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者としての活動を行う「特定活動」については、上陸許可する場合においてのみ決定される在留資格であるため、EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者がやむを得ない事情により受入れ機関等を変更する場合を除き、原則として、在留資格変更許可により決定されることはない。

（イ）請訓

[redacted]

また、元ＥＰＡ看護師・介護福祉士が、再度ＥＰＡ看護師・介護福祉士として在留す

ることを目的として、他の在留資格から、「特定活動」への在留資格変更許可申請に及んだ場合には、以下の資料の提出を求めた上で、意見を付して本庁在留管理支援部在留管理課に請訓する。

① フィリピン及びインドネシアにあっては政府の指名及び我が国への通報、ベトナムにあっては送出調整機関による募集過程を経た者である旨を確認する相手国政府作成の口上書

② 申請人と本邦の受入れ機関の雇用契約書（公益財団法人国際厚生事業団（JICWELS）のあっせん及び送出調整機関との調整を経たことが確認できるもの）

③ 年間の収入及び納税額に関する証明書

キ 在留期間更新許可申請

EPA 看護師等の受入れ機関及び受入れ施設については指定書をもって特定されており、これらを変更する場合は法第２０条第１項に基づき在留資格変更許可を受ける必要があるため、在留期間更新許可に当たってはこれらの変更がないか必ず確認する。

ク 立証資料

（ア）在留資格の変更時

① EPA 看護師候補者から EPA 看護師へ移行する場合又は EPA 介護福祉士候補者（就労コース）から EPA 介護福祉士へ移行する場合

a JICWELS のあっせんによる場合

（a）活動の内容、期間、地位及び報酬の記載のある雇用契約書の写し

（b）年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

（c）看護師免許若しくは看護師免許登録済証明書又は介護福祉士登録証の写し（交付に相当の期間を要するため、国家試験合格通知書をもって申請を受け付けて差し支えない。ただし、交付され次第速やかに提出させること。）

b JICWELS のあっせんによらない場合

上記 a の書類に加え次の資料、「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し。

なお、当該資料の写しの提出をもって、受入れ機関等が EPA に係る厚生労働省告示の事項を満たしていると判断して差し支えない。以後、当該資料の写しが提出があった場合は、同様に取り扱う。

（注）受入れ機関等において当該資料の交付を受けていないことが判明した場合は、本庁在留管理支援部在留管理課就労審査係（以下「本庁就労審査係」という。）に照会する。

② EPA介護福祉士候補者（就学コース）からEPA介護福祉士へ移行する場合

a JICWELSのあっせんによる場合

（ａ）活動の内容、期間、地位及び報酬の記載のある雇用契約書の写し

（ｂ）介護福祉士登録証の写し（交付に相当の期間を要するため、提出がなくとも申請を受け付けて差し支えない。ただし、交付され次第速やかに提出させること。）

（ｃ）介護福祉士養成施設の卒業証明書

b JICWELSのあっせんによらない場合

上記ａの書類に加え次の資料「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し。

（注）受入れ機関等において当該資料の交付を受けていないことが判明した場合は、本庁就労審査係に照会する。

③ EPA看護師又はEPA介護福祉士が受入れ機関又は受入れ施設を変更する場合

a 変更後の雇用契約がJICWELSのあっせんによる場合

（ａ）活動の内容、期間、地位及び報酬の記載のある雇用契約書

（ｂ）年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

b 変更後の雇用契約がJICWELSのあっせんによらない場合

上記ａの書類に加え、「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し

（注１）受入れ機関等において当該資料の交付を受けていないことが判明した場合は、本庁就労審査係に照会する。

（注２）日尼 EPA 指針、日比 EPA 指針及び日越 EPA 指針において、受入れ機関はEPA看護師又はEPA介護福祉士との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、JICWELS を通じてすみやかに地方出入国在留管理局に届け出なければならないことになっており、当該届出が提出されていることを確認する。

④ 看護師国家試験に合格したが看護師免許を取得していない EPA 看護師候補者が、「短期滞在」で入国後に看護師免許を取得した場合

a JICWELS のあっせんによる場合

（ａ）活動の内容、期間、地位及び報酬の記載のある雇用契約書の写し

（ｂ）看護師免許又は看護師免許登録済証明書（交付に相当の期間を要するため、国家試験合格通知書をもって申請を受け付けて差し支えない。ただし、交付され次第速やかに提出させること。）

b JICWELS のあっせんによらない場合

上記ａの書類に加え、「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し。

（注）受入れ機関等において当該資料の交付を受けていないことが判明した場合は、本庁就労審査係に照会する。

⑤ 受入れ機関の名称変更等について、受入れ施設の要件確認を要する場合

「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し。

（注）受入れ機関の名称変更等によって新たな雇用契約書を有する場合はその写し。

（イ）在留期間の更新時

① EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者（就労コース）の場合

a 次のいずれかで、活動の内容、期間及び地位を証する文書

（ａ）在職証明書

（ｂ）雇用契約書の写し

b 年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

c 研修・就労の内容、場所、期間、進捗状況を証する文書

（注１）EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者の受入れ機関については、インドネシア厚生労働省告示、フィリピン厚生労働省告示又はベトナム厚生労働省告示に基づき、毎年１月１日現在で JICWELS に対し定期報告を行うこととなっているところ、上記ｃについては、その定期報告に使用した厚生労働省通知様式各号の写しを使用して差し支えない。

なお、厚生労働省通知様式については JICWELS のホームページからダウンロード可能である（http://www.jicwels.or.jp/index.html）。

（注２）申請人が受入れ機関又は受入れ施設を変更していないか確認する。

② EPA介護福祉士候補者（就学コース）の場合

a 在学証明書及び出席・成績証明書

b 在留中の一切の経費の支弁能力を証する次のいずれかの文書

（a）申請人が学費・生活費を支弁する場合

i 学費・生活費等として必要な資金を有していることを明らかにする本人名義の銀行等における預金残高証明書その他の資料

ii 申請人が奨学金の給付を受ける場合は、奨学金の給付に関する証明書

（b）本国からの送金により学費・生活費等を支弁する場合

i 送金証明書又は本人名義の預金残高証明書（送金事実が記入されたもの）の写し

ii 送金者名義の銀行等における預金残高証明書

（c）申請人以外の本邦に居住するものが経費を支弁する場合

i 送金証明書又は本人名義の預金残高証明書（送金事実が記入されたもの）の写し

ii 経費支弁者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）又は預金残高証明書

③ EPA看護師又はEPA介護福祉士の場合

a 次のいずれかで、活動の内容、期間及び地位を証する文書

（a）在職証明書

（b）雇用契約書の写し

b 年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

c 日本人と同等以上の報酬額を支払う旨の報告書

（注１）申請人が受入れ機関又は受入れ施設を変更していないか確認すること。

（注２）EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れ機関については、インドネシア厚生労働省告示、フィリピン厚生労働省告示又はベトナム厚生労働省告示に基づき、在留期間更新許可申請時にJICWELSに対し定期報告を行うこととなっているところ、上記cの書類についてはその定期報告に使用した厚生労働省通

知様式第３号別紙（看護師候補者・介護福祉士候補者・看護師・介護福祉士に対する同等報酬について）の写しを使用して差し支えない。

ケ　在留期間

（ア）EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者について

①　下記②又は③に該当する場合を除き、「１年」

②　EPA 介護福祉士候補者（就学コース）の在留期間更新許可申請について、指定された介護福祉士養成施設における所定の養成課程の修了のために必要な残余期間が６月以下の場合は、「６月」

（注）EPA 看護師候補者及び EPA 介護福祉士候補者については、協定上、受入れ施設における研修を開始する前に、本邦で原則６か月の日本語等研修を受けることとなっているため、例えば、２年制の介護福祉士養成施設に入学した EPA 介護福祉士候補者（就学コース）の本邦における在留期間の合計は、２年６月となる。

③　EPA 介護福祉士候補者（就学コース）の在留期間更新許可申請について、指定された介護福祉士養成施設の在籍管理状況、申請人の在留状況等にかんがみ、活動状況等を６月に１度確認する必要があると認められる場合は、「６月」

（注１）国家資格取得前の候補者であって、指定された受入れ機関又は受入れ施設の変更に伴い在留資格変更許可を受ける場合の在留期間については、本庁に請訓の上決定される。

（注２）協定又は特例延長に基づく滞在期間の最終年度の国家試験には不合格であった者が、国家試験不合格後も、今後の看護師（介護福祉士）国家試験の合格を目的として、雇用契約に基づき、看護師（介護福祉士）の監督の下で、研修としての業務に従事する場合は、国家試験不合格後も在留期間満了日までの間、当該活動を継続して差し支えない。なお、当該活動を継続していれば、みなし再入国許可の対象となる。

（イ）EPA 看護師又は EPA 介護福祉士について

①　下記②又は③に該当する場合を除き、「３年」

（注）国家資格取得後の初回の在留資格変更許可については必ず「３年」を決定する。

②　指定された受入れ機関又は受入れ施設の変更に伴い在留資格変更許可を受けるものについて、申請人の経歴又は在留状況、雇用先等にかんがみ、活動状況等を１年に１度確認する必要があると認められる場合は、「１年」

③　在留期間更新許可について、申請人の経歴又は在留状況、雇用先等に鑑み、活動状況等を１年に１度確認する必要があると認められる場合は、「１年」

コ　指定する活動の記載

（ア）インドネシア人看護師候補者

①　上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書１０第１編第６節８（ｂ）の規定に基づく書面により通報された者が保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、協定附属書１０第１編第６節６の規定に基づき日本国政府がインドネシア共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間で入国前にあらかじめ締結された雇用契約に基づき当該書面においてその者について指定された施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

②　上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（イ）インドネシア人介護福祉士候補者

①　上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書１０第１編第６節８（ｂ）の規定に基づく書面により通報された者が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、協定附属書１０第１編第６節６の規定に基づき日本国政府がインドネシア共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間で入国前にあらかじめ締結された雇用契約に基づき当該書面においてその者について指定された施設内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督

の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番×号、××県××市××町×番×号）の施設（※）内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

※ 同一の雇用契約機関が設置する複数の施設で研修を実施する場合（月曜はデイケア、火曜は特別養護老人ホーム等、又は、午前はデイケア、午後は特別養護老人ホーム等といった研修形態が考えられる。）には、研修施設をすべて指定する必要がある。

（ウ）インドネシア人看護師

○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動

（エ）インドネシア人介護福祉士

次の機関との間の雇用契約に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動 機　関　名： 本店等所在地：

※ 訪問系介護サービスについては、各種サービスをグループ内の別法人が運営している場合が考えられることから、複数の機関と雇用契約を継続する場合には、全ての契約機関を記載する。

（オ）フィリピン人看護師候補者

① 上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第１２条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極第９条に基づく口上書により通報された者

が、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、実施取極第１０条に基づき日本国政府がフィリピン共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間で入国前にあらかじめ締結された雇用契約に基づき当該口上書においてその者について指定された施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番　×号）の施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（カ）フィリピン人就労介護福祉士候補者

① 上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第１２条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極第９条に基づく口上書により通報された者が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、実施取極第１０条に基づき日本国政府がフィリピン共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間で入国前にあらかじめ締結された雇用契約に基づき当該口上書においてその者について指定された施設内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市　××町×番×号）の施設内

において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（キ）フィリピン人就学介護福祉士候補者

① 上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第１２条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極第９条に基づく口上書により通報された者が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、実施取極第１０条に基づき日本国政府がフィリピン共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該口上書においてその者について指定された社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第１号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設において同法第２条第２項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

② 上陸許可後①で指定された養成施設を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、××（所在地：××県×　×市××町×番×号）において同法第２条第２項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

（ク）フィリピン人看護師

○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××　（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動

（ケ）フィリピン人介護福祉士

次の機関との間の雇用契約に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動 機　関　名： 本店等所在地：

（コ）ベトナム人看護師候補者

① 上陸を許可する場合

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）５の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、看護師免許を受けることを目的として、ベトナム交換公文１注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、看護師の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番　×号）の施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（サ）ベトナム人就労介護福祉士候補者

① 上陸を許可する場合

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）５の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文１注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市 ××町×番×号）の施設内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（シ）ベトナム人就学介護福祉士候補者

① 上陸を許可する場合

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）５の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文１注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第１号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設において同法第２条第２項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

② 上陸許可後①で指定された養成施設を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、××（所在地：××県× ×市××町×番×号）において同法第２条第２項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

（ス）ベトナム人看護師

○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき×× （所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動

（セ）ベトナム人介護福祉士

次の機関との間の雇用契約に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動 機　関　名： 本店等所在地：

サ　諸申請

（ア）再入国許可申請

通常の取扱いとする。ただし、在留期間の更新時又は在留資格の変更時において、長期にわたって出国している事実が確認されたときは、申請人の研修状況、在留状況について、特に慎重な審査を要する。

（イ）資格外活動許可申請

①　EPA 看護師候補者及び EPA 介護福祉士候補者（就労コース）

国家資格取得のための知識技術を習得することに専念させるため、原則として許可しない。

②　EPA 介護福祉士候補者（就学コース）

指定された介護福祉士養成施設における学費その他の必要経費を補う目的のアルバイト活動については、第１０編第２章第２節第１の１、２、４及び５のいずれの要件にも適合し、かつ、介護福祉士の国家資格取得に資するものと認められる業務（ただし、訪問系介護サービスに従事する業務は除く。）であって、従事する時間が１週について２８時間以内（介護福祉士養成施設の長期休暇期間中にあっては、１日８時間以内）の場合は、個別許可の対象とする。

③　EPA 看護師

原則として許可しないが、臨時的に指定活動に含まれているもの以外の病院等において看護師として行う活動については、個別許可の対象とする（ただし、利用者の居宅における看護サービスは除く。）。

④　EPA 介護福祉士

原則として許可しないが、臨時的に指定活動に含まれているもの以外の介護施設等において介護福祉士として行う活動については、個別許可の対象とする。

シ　定期報告及び随時報告

（ア）定期報告

日尼EPA指針、日比EPA指針及び日越EPA指針において、EPA看護師候補者又はEPA介護福祉士候補者（就労コース）の受入れ機関は以下の①から③について、EPA介護福祉士候補者（就学コース）の受入れ機関は以下の②及び③について、EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れ機関は以下の①及び②について、毎年１月１日現在でJICWELSを通じて地方出入国在留管理局に報告することとなっているため、当該報告を毎年１月２０日まで（看護師候補者の受入れ機関については毎年２月２０日まで）にJICWELSに提出させる。

① 日本人と同等額以上の報酬を看護師等に支払う旨の要件の遵守状況

② 雇用受入れ施設又は介護福祉士養成施設の要件の遵守状況

③ 研修の実施状況

（イ）随時報告

日尼EPA指針、日比EPA指針及び日越EPA指針において、看護師等の受入れ機関は、以下①から③の事情が生じた場合はJICWELSを通じて速やかに地方出入国在留管理局に報告することとなっている。

① 看護師等の雇用契約を終了する場合又は入学許可を取り消す場合（終了予定日及び終了の理由について報告）

② 看護師等が失踪した場合（発覚日時及び失踪状況について報告）

③ 看護師等が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び資格外活動許可を受けて行う活動を除く）を行ったことを知った場合（発覚日時及び当該活動の状況について報告）

ス 不正行為

（ア）基本的考え方

日尼EPA指針第三の一の２(一)、第三の二の２(一)、第三の三の２(一)及び第三の四の２(一)、日比EPA指針第三の一の２(一)、第三の二の２(一)、第三の三の２(一)、第三の四の２(一)及び第三の五の２（一）並びに日越EPA指針第三の一の２（一)、第三の二の２（一)、第三の三の２（一)、第三の四の２（一）及び第三の五の２（一）では、過去３年間に「インドネシア人（若しくはフィリピン人又はベトナム人）看護師等、特例インドネシア人（若しくはフィリピン人又はベトナム人）特例看護師候補者等の受入れ及び外国人の就労に係る不正行為」又は「フィリピン人（若しくはベトナム人）看護

師等の受入れ及び外国人の留学又は就学に係る不正行為」がある受入れ機関は、看護師等を受け入れることができない旨規定している。

「不正行為」の認定を行った場合には、当該受入れ機関は、以後３年間の新規受入れが不可能となる。[redacted]

なお、看護師等に係る「不正行為」認定は、受入れ機関に対してのみ行い、受入れ機関の経営者や職員に対しては行わない（指針上、受入れ機関の経営者や職員に対する不正行為認定が規定されていない。）。

（イ）想定される「不正行為」の類型について（EPA 介護福祉士候補者（就学コース）を除く）

① 第１類型

地方出入国在留管理局に対し虚偽の内容の書面を提出した場合

a 職員の人員配置、病床数等に係る虚偽申請

b 就労場所に係る虚偽申請（指定された施設以外での就労活動等）

c 研修内容に係る虚偽申請

② 第２類型

EPA 看護師等の人権を侵害した場合

a 暴行・監禁等

b 旅券・在留カードの取上げ

c その他人権侵害行為

③ 第３類型

EPA 看護師等の管理を怠った場合

a 報告義務違反

b 失踪者の多発（受け入れ機関の責に帰すべき事情がない場合は除く）

④ 第４類型

外国人の就労に関し違法な行為を行った場合

a 労働基準法違反

b 保健師助産師看護師法違反

c 不法就労者の雇用

d　その他外国人の就労に係る不正な行為

セ　労働基準監督機関との相互通報

労働基準監督機関と当局との間には、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等を受け入れている機関に係る労働基準関係法令違反を相互に通報する制度を設けているところ、同制度は次のとおり運用する。

（ア）当局から労働基準監督機関に対する通報について

①　対象事案

地方出入国在留管理官署においてインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等受入れ機関について、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いが認められた事案

②　通報方法

別記第１３号様式により、地方出入国在留管理局長又は同支局長から通報事案に係る受入れ機関を管轄する都道府県労働局長あて通報する。

③　通報時期

上記①に該当する事案を確認した後、速やかに行う。

④　通報事案の処理

都道府県労働局長あて通報した事案については、労働基準監督機関において所要の措置を講じた上、その結果が地方出入国在留管理局長又は同支局長あて回報されることとなっているところ、当該回報を受領した後、速やかに本庁に上申の上、「不正行為」認定等の措置を講じる。

なお、「不正行為」認定等の措置を講じたときは、その内容を別記第１４号様式により都道府県労働局長に回報する。

（イ）労働基準監督機関から当局に対する通報について

①　対象事案

労働基準監督機関においてインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等受入れ機関に対して監督指導等を実施した結果、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

②　通報方法

都道府県労働局長から通報事案に係る受入れ機関を管轄する地方出入国在留管理局

長又は同支局長あて通報される。

③ 通報時期

上記①に該当する事案を確認した場合、速やかに通報される。

④ 通報事案の処理

都道府県労働局長から通報を受けたときは、速やかに実態調査等の所要の調査を行い、不正行為の認定等をすべきか否かの意見を付して本庁に上申する。

また、その結果を別記第１４号様式により都道府県労働局長に回報する。

ソ 看護師家族滞在活動及び介護福祉士家族滞在活動（告示１８号、１９号、２３号、２４号、３０号及び３１号）

（ア）該当範囲

① インドネシア人看護師家族滞在活動（告示１８号）

インドネシア人看護師と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

② インドネシア人介護福祉士家族滞在活動（告示１９号）

インドネシア人介護福祉士と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

③ フィリピン人看護師家族滞在活動（告示２３号）

フィリピン人看護師と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

④ フィリピン人介護福祉士家族滞在活動（告示２４号）

フィリピン人介護福祉士と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

⑤ ベトナム人看護師家族滞在活動（告示第３０号）

ベトナム人看護師と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

⑥ ベトナム人介護福祉士家族滞在活動（告示第３１号）

ベトナム人介護福祉士と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

（イ）在留資格決定における注意点

① 扶養者となれるのは本邦の国家資格を取得し、EPA看護師又はEPA介護福祉士としての活動を行っている者のみであり、EPA看護師候補者又はEPA介護福祉士候補者は、扶養者となれない。

②「家族滞在」等とは異なり、扶養者たるEPA看護師又はEPA介護福祉士と同居することが特定告示において定められている。

③「配偶者」には、内縁の者及び外国で有効に成立した同性婚の者は含まれない。

④「子」には、成年に達した者及び養子も含まれる。

（ウ）立証資料

① 在留資格の決定時

a 扶養者との身分関係を証する文書（出生証明書、結婚証明書等）

b 扶養者の在留カード及び旅券の写し

c 扶養者の在職証明書

d 扶養者の年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

（注）在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に以下のとおり記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

インドネシア人看護師の家族の場合 「特定活動（１８号）」

インドネシア人介護福祉士の家族の場合 「特定活動（１９号）」

フィリピン人看護師の家族の場合 「特定活動（２３号）」

フィリピン人介護福祉士の家族の場合 「特定活動（２４号）」

ベトナム人看護師の家族の場合 「特定活動（３０号）」

ベトナム人介護福祉士の家族の場合 「特定活動（３１号）」

② 在留期間の更新時

上記①と同じ。

なお、身分関係に特に疑義がないときは、①の資料の提出を免除して差支えない。

（エ）在留期間

上記（６）エのとおり。

（オ）指定する活動の記載

① インドネシア人看護師の配偶者又は子

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留するインドネシア人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

② インドネシア人介護福祉士の配偶者又は子

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定されて在留するインドネシア人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

③ フィリピン人看護師の配偶者又は子

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留するフィリピン人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

④ フィリピン人介護福祉士の配偶者又は子

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定されて在留するフィリピン人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

⑤ ベトナム人看護師の配偶者又は子

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本側書簡に基づき保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留するベトナム人○○○ と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

⑥　ベトナム人介護福祉士の配偶者又は子

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本側書簡に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定されて在留するベトナム人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（カ）資格外活動許可申請

第１０編第２章第２節第２の７のとおり

タ　看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の特例延長

（ア）閣議決定

①　決定の趣旨

日尼EPA、日比EPA又は日越EPAに基づき本邦に入国・滞在する外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合には帰国することとなるが、国家資格取得者の数が非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。「包括的経済連携に関する基本方針」（平成２２年１１月９日閣議決定）における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られることが平成２３年３月１１日閣議決定された。

その後も、国家試験合格率は依然として低い水準に留まる一方で、滞在期間延長を含む各種取組により、これまでの累積合格率が上昇傾向にあること、本国政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、引き続き、一定の外国人看護師・介護的な滞在期間の延長を認めることが適当であるとして、閣議決定により、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り与えられている。

②　措置の概要

日尼EPA及び日比EPAに規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援は平成２２年度から本格的に開始された。この支援が開始される前の平成２０年度又は平成２１年度に入国した

外国人看護師・介護福祉士候補者（インドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第１陣及び第２陣並びにフィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者第１陣）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日尼EPA及び日比EPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に１年間の滞在期間延長を認める対象とされた。

平成２２年度以降に入国した者（ベトナム人看護師・介護福祉士候補者を含む。）についても、外交上の配慮の観点から、平成２３年３月１１日閣議決定と同様、EPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に１年間の滞在延長を認める対象とされている。

（注）各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第１陣」という。

③ 条件

次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手続及び審査を経て、上記②のとおり一年間の追加的滞在を認めることができる。

a 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

b 候補者本人から、協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

c 受入機関により、協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

d 受入機関により、協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

e 協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

（注）閣議決定により対象者となった外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、条件が決定されていない者については、就労開始後に行う研修に対する政府によ

る支援の程度及び上記ｅの基準（対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点に係るものをいう。）も勘案しつつ、基本的には上記③と同様の条件の下にこれを認めることとされ、その具体的な内容については、改めて検討することとされている。

（イ）告示の制定

上記の閣議決定を踏まえ、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成２３年法務省告示第３６７号。以下「インドネシア特例告示」という。）、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成２４年法務省告示第１５９号。以下「フィリピン特例告示」という。）及び「平成２４年４月１８日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成２９年法務省告示第２４８号。以下「ベトナム特例告示」という。）が制定・改正されている。また、当該特例を受ける者の雇用管理、研修の実施等に関し、「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成２３年厚生労働省告示第１９２号。以下「特例インドネシア厚生労働省告示」という。）、「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成２４年厚生労働省告示第１９０号。以下「特例フィリピン厚生労働省告示」という。）及び「特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成２９年厚生労働省告示第９９号。以下「特例ベトナム厚生労働省告示」という。）が制定・改正されている。

（ウ）在留資格の変更の手続

インドネシア特例告示に基づく特例インドネシア人看護師候補者・介護福祉士候補者、フィリピン特例告示に基づく特例フィリピン人看護師候補者・介護福祉士候補者又はベトナム特例告示に基づく特例ベトナム人看護師候補者・介護福祉士候補者の在留資格の変更の手続は、インドネシア特例告示、フィリピン特例告示及びベトナム特例告示第五の一に定めるところにより、次のとおりとする。

①　対象となる者

ａ　特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者

（ａ）特例インドネシア厚生労働省告示第二の一の１及び第二の二の１に定める要件

に適合するとして、同告示第四の規定により、厚生労働省から特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

（ｂ）在留状況が良好であること。

ｂ　特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者

（ａ）特例フィリピン厚生労働省告示第二の一の１及び第二の二の１に定める要件に適合するとして、同告示第四の規定により、厚生労働省から特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

（ｂ）在留状況が良好であること。

ｃ　特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者

（ａ）特例ベトナム厚生労働省告示第二の一の１及び第二の二の１に定める要件に適合するとして、同告示第四の規定により、厚生労働省から特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

（ｂ）在留状況が良好であること。

②　決定する在留資格

上記①ａ、ｂのそれぞれいずれにも該当する者については、入管法第２０条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を「特定活動」とし、特例告示に定める特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定する。

③　指定する活動

ａ　特例インドネシア人看護師候補者、特例フィリピン人看護師候補者及び特例ベトナム人看護師候補者

保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、特例受入れ機関である○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき特例雇用受入れ施設である××（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

ｂ　特例インドネシア人介護福祉士候補者、特例フィリピン介護福祉士候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、特例受入機関である ○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき、特例雇用受入れ施設である××（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（注）○○には特例受入れ機関の名称及び所在地を、××には特例雇用受入れ施設の名称及び所在地をそれぞれ記入する。

④ 決定する在留期間

変更後の在留期間は１年とする。

（エ）審査上の留意点

① 滞在期間の特例延長対象者であることの確認について

滞在期間の特例延長の対象者に該当するか否かについては厚生労働省において確認することとされており、その確認結果については、法務省からの照会に応じて厚生労働省から法務省にリスト化して情報提供されるので、本庁在留管理支援部在留管理課において当該リストを入管ＷＡＮに掲載することとする。在留資格変更許可申請をしたインドネシア人看護師候補者、インドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人看護師候補者フィリピン人介護福祉士候補者、ベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者が同リスト掲載者であることが確認され、在留状況が良好であり、かつ、日尼EPA指針、日比EPA指針又は日越EPA指針第三の一の２又は二の２のいずれにも適合するものであることが確認された場合は、在留資格の変更を許可することとする。

② その他

審査におけるその他の立証資料については、ク（イ）①による。ただし、「c研修・就労の内容、場所、期間、進捗状況を証する文書」については、①のとおり同様の内容が厚生労働省において確認されていることから、提出は不要とする。

（１３）入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者（告示２５号）

ア 該当範囲

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

（注）① 対象となる活動は、入院して医療を受ける活動であるので、単にホテル等に滞在

して療養する者については本号の対象とならない。

② 「入院」について、申請人が入院すべき相応の状態にあることが必要であり、単なる教育入院や準備入院、人間ドックに伴う入院等は本号の対象とならない。

[redacted]

③ 入院前及び退院後に受ける医療は、入院の直接的な要因となった疾病又は傷害に由来するものに限る。

イ 用語の意義

（ア）「相当期間」

９０日以上であることを要する。

（イ）「疾病又は傷害について医療を受ける活動」

出産も含まれる。

（ウ）「継続して医療を受ける活動」

入院前・入院中・退院後の一連の医療が連続的・継続的に行われることを意味し、医療に連続性・継続性があるか否かは、医師の診断書により個別に判断する。

ウ 立証資料

（ア）在留資格の決定時

① 本邦の医療機関が発行した受入れ証明書（別記様式第２６号）

② 指定された活動を行うことができることを説明する資料（受入れ先の医療機関に関する資料、治療予定表、入院前あるいは退院後の滞在先を明らかにする資料等）

③ 本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料

（注）費用支弁については、以下の資料等を求めることとする。

・ 医療機関への前払金、預託金等の支払済み証明書（領収書）

・ 民間医療保険の加入証書及び約款の写し（加入している医療保険等により、治療等に要する経費を支弁することが立証されるもの。）

・ 預金残高証明書

・ スポンサー、支援団体等による支払保証書

（イ）在留期間の更新時

① 医師が作成した当該外国人患者に係る診断書

② 本邦の医療機関が発行した受入れ証明書（別記第２６号様式）

③ 指定された活動を行うことができることを説明する資料（受入れ先の医療機関に関する資料、治療予定表、入院前あるいは退院後の滞在先を明らかにする資料等）

④ 本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料（上記ウ③（注）に同じ。）

エ 在留審査

（ア）「短期滞在」（入国目的は問わない。）の在留資格をもって在留中に本邦の病院等に入院し医療を受けることとなった外国人であって、[redacted]医療を受ける活動を行うことを目的とする申請

① 医療を受ける予定期間（入院期間を含む）が９０日以内の場合は「短期滞在」に係る在留期間更新を許可する。また、在留期間は医療を受ける予定期間に応じて決定する。

なお、在留期間更新許可後、入院期間の延長等を理由として再度在留期間更新許可申請があった場合であって、当該申請に対する許可により入国日からの通算期間が１８０日を超える場合は、入国・在留審査要領第１２編第２章第２０節（短期滞在）及び第２６節（特定活動）の規定を踏まえて「短期滞在」の在留期間更新許可又は特定活動（告示２５号）への在留資格変更許可の可否について検討することとなるが、申請時点において、引き続き医療を受ける必要があるとされる期間が９０日を超える場合は、原則として「特定活動」（告示２５号）への在留資格変更を許可する。

② 医師が作成した診断書により、予定される活動期間が９０日以上６月以内とされている場合は「６月」とする。

③ 医師が作成した診断書により、予定される活動期間が６月以上であることが明らかであり、かつ申請人の在留状況等にかんがみ、６月に１度活動状況等を確認する必要がないと認められるときは「１年」とする。

（イ）「短期滞在」以外の在留資格（在留資格「特定活動」（告示２５号）を除く。）をもって在留中に本邦の病院等に入院し医療を受けることとなった外国人であって、[redacted]医療を受ける活動を行うことを目的とする申請

① 医療を受ける予定期間（入院期間を含む。）が９０日以内の場合は「短期滞在」への在留資格変更を許可する。（「特定活動」（出国準備期間）の在留資格をもって在留

する者については、同資格の更新を許可する。）。また、在留期間は医療を受ける予定期間に応じて決定する。

なお、「短期滞在」への在留資格変更許可後、入院期間の延長等を理由として在留期間更新許可申請があった場合、当該申請に対する許可後においても「短期滞在」への在留資格変更からの通算期間が１８０日以内となる者に対しては「短期滞在」に係る在留期間更新を許可し、１８０日を超える者に対しては入国・在留審査要領第１２編第２章第２０節（短期滞在）及び第２６節（特定活動）の規定を踏まえて「短期滞在」の在留期間更新許可又は在留資格「特定活動」（告示２５号）への在留資格変更許可の可否について検討することとするが、引き続き医療を受ける必要がある期間が９０日を超える場合は、原則として「特定活動」（告示２５号）への在留資格変更を許可する（「特定活動」（出国準備期間）の更新を許可した者についても、引き続き医療を受ける必要がある期間が９０日を超える場合は、「特定活動」（告示２５号）への変更を許可し、９０日以内の場合は「特定活動」（出国準備期間）の更新を許可する。）。

② 医療を受ける予定期間（入院期間を含む。）が９０日を超える場合は前記（ア）②及び③と同様とする。

（ウ）[redacted]

①[redacted]

②[redacted]

オ 指定する活動

「本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動」

（１４）入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者の付添人（告示２６号）

ア　該当範囲

上記（１３）の告示２５号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

イ　用語の意義

「日常生活上の世話をする活動」

例えば入院中の身の回りの世話や、入院の前後における病院への送迎、付添いなどである。

（注）①　付添人は親族に限定されず、例えば外国人患者の友人も付添人となり得るが、当該患者が使用する言語により日常会話を行うことができないなど、患者本人の縁故者でない蓋然性が高い者については、当該患者との関係を十分確認する必要がある。また、本邦において行われる活動（外国人患者の日常生活上の世話をする活動）の対価として給付を受ける場合は、報酬を受ける活動に該当する。

②　付添人数については、その必要性について個別に判断する。

ウ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　指定された活動を行うことができることを説明する資料（滞在日程、滞在場所、連絡先、患者との関係を明らかにする資料等）

②　本邦滞在に必要な一切の経費を支弁できることを説明する資料

（イ）在留期間の更新時

①　指定された活動を行うことができることを説明する資料（滞在日程、滞在場所、連絡先、患者との関係を明らかにする資料等）

②　本邦滞在に必要な一切の経費を支弁できることを説明する資料

エ　在留期間

上記（６）エのとおり。なお、この場合において、上記（６）のエ中「扶養者」とあるのは、「患者」と読み替える。

オ　指定する活動

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。） 国　　籍： 氏　　名： 生年月日：

（１５）高度専門職外国人の就労する配偶者（告示３３号）

ア　該当範囲

本邦の公私の機関との契約に基づいて、日本人と同等額以上の報酬を受けて行う「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「興行」のいずれかに該当する活動。

イ　用語の意義

（ア）「配偶者」とは、「家族滞在」の在留資格にいう「配偶者」と同義であり、事実婚の相手方や同性婚の相手方は含まれない。

（イ）「（当該高度専門職外国人と同居する者に限る。）」とは、「高度専門職外国人の配偶者」という身分関係を前提とするものである以上、高度専門職外国人から完全に独立した経済活動を配偶者に許容するのは、本措置が実質的には就労資格に係る上陸許可基準の緩和措置であることから相当でないと考えられ、本邦において高度専門職外国人と同居していることを要件としたものである。

（ウ）「本邦の公私の機関」及び「契約」の用語の意義は、第１節参照。

ウ　審査

申請人が高度専門職外国人の配偶者であること及び次のいずれにも該当することを確認する。

（ア）行おうとする活動が別表第五に定める次のいずれかの活動に該当すること。

①　研究を行う業務に従事する活動

②　本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

③　自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

④　興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

a　商品又は事業の宣伝に係る活動

b　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

c　商業用写真の撮影に係る活動

d　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

（注）上記①から④の活動への該当性は、それぞれ在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「興行」の在留資格該当性の審査と同様である。なお、基準適合性は問題としない。

（イ）高度専門職外国人である配偶者と同居するものであること。

（ウ）日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

エ　使用する申請書

申請人の就労活動に応じた申請書の様式

（ア）別表第五の一（研究）　N

（イ）別表第五の二（教育）　I

（ウ）別表第五の三（技術・人文知識・国際業務）　N

（エ）別表第五の四（興行）　O

オ　立証資料

（ア）在留資格決定に係る申請時

①　申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

②　高度専門職外国人の配偶者であることを証明する文書

（イ）在留期間更新許可申請時

①　申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三の五に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

②　高度専門職外国人と同居していることを明らかにする資料

カ　指定する活動

（ア）研究活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動

記

１　氏　　名：　　国
　　籍：　　生年月日：
２　機　関　名：（本店等所在地：　　）

（イ）教育活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

記

１　氏　　名：　　国
　　籍：　　生年月日：
２　機　関　名：
（本店等所在地：　　）

（ウ）技術・人文・国際活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

記

１　氏　　名：
国　　籍：
生年月日：　　2
機　関　名：　　（本店等所在地：　　）

（エ）興行活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う芸能活動（興行に係る活動を除く。）で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ハ　商業用写真の撮影に係る活動

ニ　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

記

１　氏　　名：

　　国　　籍：　　生年月日：

２　機関名：

（本店等所在地：　　）

カ　在留期間

滞在予定期間又は本邦の公私の機関との契約期間のいずれか短い期間に応じて５年、３年又は１年

キ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３３）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

ク　優先処理等

告示３３号に係る申請は、すべて優先処理するものとする。その取扱いについては第９節第５参照。

（１６）特別高度人材外国人の就労する配偶者（特定活動告示第３３号の２）

ア　概要

これまで本邦の公私の機関との契約に基づいて、日本人と同等額以上の報酬を受けて行う「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「興行」のいずれかに該当する活動については、特定活動告示第３３号に該当するとしているところ、特別高度人材外国人の配偶者については、対象となる在留資格を拡大し、上記の４つの資格に加えて「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」又は「技能」に該当する活動を行う場合であっても認めることとしたものである。

イ　用語の意義

入在要領第１２編第２６節第１の２（１５）イのとおり。

ウ　審査

特別高度人材外国人の就労する配偶者に係る在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請について、申請人が特別高度人材外国人の配偶者であること及び次のいずれにも該当することを確認する（ただし、基準適合性は問題としない。）。

（ア）行おうとする活動が特定活動告示別表第五の二に定める次のいずれかの活動に該当すること。

①　本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動

②　収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

③　外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活　動

④　外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

⑤　研究を行う業務に従事する活動

⑥　本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

⑦　自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項並びに法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

⑧　興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

a　商品又は事業の宣伝に係る活動

b　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

c　商業用写真の撮影に係る活動

d　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

⑨　本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

a　料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務（i に掲げるものを除く。）に従事する活動

b　外国に特有の建築又は土木に係る技能を要する業務に従事する活動

c　外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能を要する業務に従事する活動

d　宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能を要する業務に従事する活動

e　動物の調教に係る技能を要する業務に従事する活動

f　石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能を要する業務に従事する活動

g　航空機の操縦に係る技能について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事する活動

h　スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事する活動

i　ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能を要する業務に従事する活動

（イ）特別高度人材外国人である配偶者と同居するものであること。

エ　使用する申請書

申請人の就労活動に応じた申請書の様式を使用する。

オ　立証書類

（ア）申請人の活動に応じた法施行規則別表第三に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

（イ）特別高度人材外国人の配偶者であることを証明する文書

（ウ）申請時点において配偶者が特別高度人材外国人であることが判明していない（特別高度人材証明書の交付を受けていない）場合には、上記に加えて配偶者の学歴又は職歴を証明する文書及び配偶者の年収を証明する文書

カ　在留期間

滞在予定期間又は本邦の公私の機関との契約期間のいずれか短い期間に応じて「５年」、「３年」又は「１年」

キ　指定する活動

（ア）教授活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 記

1　　氏　　名　　：
国　　籍　　：
生 年 月 日：
2 機　関　名：
（本店等所在地：　）

（イ）芸術活動の場合（※以下枠線内）

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

記

1　　氏　　名　　：
国　　籍　　：
生 年 月 日：
2 機　関　名：
（本店等所在地：　）

（ウ）宗教活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動

記

1　　氏　　名　　：
国　　籍　　：
生 年 月 日：
2 機　関　名：
（本店等所在地：　）

（エ）報道活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

記

１　　氏　　名　　：
　国　　籍　　：
　生 年 月 日：
２ 機　関　名：
　（本店等所在地：　）

（オ）研究活動の場合（※以下枠線内）

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動

記

１　　氏　　名　　：
　国　　籍　　：
　生 年 月 日：
２ 機　関　名：
　（本店等所在地：　）

（カ）教育活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動研究を行う業務に従事する活動

記

１ 氏　　名：
国　　籍：
生 年 月 日：　　２
機　関　名：　　（本店等所在地：　）

（キ）技術・人文知識・国際業務活動の場合（※以下枠線内）

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づ

いて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項並びに法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

記

１　氏　　名：　　国

　　籍：　　生年月日：

２　機　関　名：

（本店等所在地：　）

（ク）興行活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う芸能活動（興行に係る活動を除く。）で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ハ　商業用写真の撮影に係る活動

ニ　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

記

１　氏　　名：　　国

　　籍：　　生年月日：

２　機　関　名：

（本店等所在地：　）

（ケ）技能活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務（リに掲げるものを除く。）に従事する活動

ロ　外国に特有の建築又は土木に係る技能を要する業務に従事する活動

ハ　外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能を要する業務に従事する活動

ニ　宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能を要する業務に従事する活動

ホ　動物の調教に係る技能を要する業務に従事する活動

ヘ　石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能を要する業務に従事する活動

ト　航空機の操縦に係る技能について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事する活動

チ　スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事する活動

リ　ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能を要する業務に従事する活動

記

１　氏　　名：　　国

　　籍：　　生年月日：

２　機　関　名：

（本店等所在地：　）

カ　在留資格認定証明書交付時の留意事項

交付時には紙の在留資格認定証明書の場合は在留資格の欄に「特定活動（告示３３号の２）」と記入することとするが、電子交付の場合には備考欄の最上段に「告示３３号の２」と入力する。

ク　入国・在留目的コード

[redacted]

ケ　在留期間更新許可申請

上記ウに基づいて処理することとするが、審査における立証資料として以下の文書（資料）を確認する。

（ア）申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三の五に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

（イ）高度専門職外国人と同居していることを明らかにする文書

コ　特別高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子

高度専門職外国人の扶養を受ける配偶者又は子と同様、在留資格「家族滞在」として扱うこととし、その審査については入在要領第１２編第２５節に基づくこととするが、[redacted]なお、申

請時点において特別高度人材外国人がこれまでに特別高度人材であると認められていない（特別高度人材証明書の交付を受けていない）場合については、入在要領１２編第２章第９節第４の２（２）アの書類を併せて確認することとする。

サ　優先処理等

告示３３号の２に係る申請は、すべて優先処理するものとする。その取扱いについては入在要領第１２編第９節第５参照。

シ　在留資格変更の特例

入在要領第１２編第９節第４の２（１）の要件を満たす外国人の配偶者又は子が、「短期滞在」の在留資格により在留中に、新たに行おうとする活動に応じた在留資格への在留資格変更許可申請に及んだ場合には、やむを得ない特別の事情に基づくものとする。

（１７）高度専門職外国人又はその配偶者の親（告示３４号）

ア　該当範囲

高度専門職外国人若しくはその配偶者の父又は母であって、当該高度専門職外国人若しくはその配偶者の７歳未満の子の養育を行おうとする者又は妊娠中の高度専門職外国人の配偶者若しくは妊娠中の高度専門職外国人の介助、家事その他の必要な支援を行おうとする者が該当する。なお、高度専門職外国人等の実親に限らない。

イ　審査

申請人が高度専門職外国人又はその配偶者の父又は母であること及び次のいずれにも該当することを確認する。

（注）養育しようとする子の年齢が７歳に到達するまでの期間が、申請人の入国予定日から起算して３か月未満である場合は、「短期滞在」による入国を案内する。

（ア）申請の時点において、高度専門職外国人の世帯年収（予定）が８００万円以上であること。

（注）高度専門職外国人又はその配偶者の産前産後の休業や育児休業（以下「産休・育休」という。）の取得等により高度専門職外国人の世帯年収が減少したことによって、この要件を満たさなくなった場合の取扱いは下記のとおりとする。

下記①及び②の資料の提出を求め、高度専門職外国人又はその配偶者の雇用が継続しており復職が見込まれること、産前産後の休業や育児休業の取得等による収入の減少が一時的なものであると認められること及び産休・育休を取得しない場合又は復職後の高度専門職外国人の世帯年収が当該要件を満たすことのいずれも確認でき、かつ、

その他に特段の疑義がない場合には、申請の時点において当該要件を満たすものとして取り扱う。

① 高度専門職外国人本人又はその配偶者が産休・育休を取得しないこととした場合の世帯年収を証する文書若しくは復職後の当該文書

② 高度専門職外国人本人又はその配偶者の産休・育休の取得予定期間を説明した文書

（イ）高度専門職外国人と同居するものであること。

（ウ）高度専門職外国人若しくはその配偶者の７歳未満の子の養育又は妊娠中の高度専門職外国人の配偶者若しくは妊娠中の高度専門職外国人に対し介助、家事その他の必要な支援を行おうとするものであること。

（注）「高度専門職外国人若しくはその配偶者の７歳未満の子」には、高度専門職外国人と配偶者の間の子のほか、婚姻前に出生した実子（いわゆる連れ子）や、養子も含まれる。

（エ）申請人が高度専門職外国人の父又は母である場合は、高度専門職外国人の配偶者の父又は母が告示３４号の活動を指定されて在留しているものでないこと。

（オ）申請人が高度専門職外国人の配偶者の父又は母である場合は、高度専門職外国人の父又は母が告示３４号の活動を指定されて在留しているものでないこと。

ウ 使用する申請書

「特定活動」の在留資格に係る申請書の様式

エ 立証資料

（ア）在留資格決定に係る申請時

入管法施行規則別表第三の特定活動の在留資格の項の下欄五に掲げる次の資料

① 高度専門職外国人又はその配偶者との身分関係を証する文書

② 高度専門職外国人又はその配偶者の７歳未満の子を養育しようとする場合は、養育しようとする者が高度専門職外国人又はその配偶者の７歳未満の子であることを証する文書

③ 高度専門職外国人の妊娠中の配偶者又は妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を行おうとする場合は、高度専門職外国人又はその配偶者が妊娠中であることを証する文書（診断書、母子健康手帳の写し等）

④ 高度専門職外国人、高度専門職外国人の配偶者及びその７歳未満の子の在留カード（写し）又は旅券（写し）

⑤　高度専門職外国人の世帯年収を証する文書

⑥　高度外国人材に係る確認書（別記第１２５号様式）

（イ）在留期間更新許可申請時

入管法施行規則別表第三の五の特定活動の在留資格の項の下欄四に掲げる次の資料

①　高度専門職外国人の妊娠中の配偶者又は妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を行おうとする場合は、高度専門職外国人又はその配偶者が妊娠中であることを証する文書（診断書、母子健康手帳の写し等）

②　高度専門職外国人、高度専門職外国人の配偶者及びその７歳未満の子の在留カード（写し）

③　高度専門職外国人の世帯年収を証する文書

オ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する次の外国人と同居し、かつ、その者若しくはその者の配偶者の七歳未満の子を養育し又はその者の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中のその者の介助、家事その他の必要な支援を行うその者の○○○として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を除く。） 氏　　名： 国　　籍： 生年月日：

（注）○○○には、「父」、「母」、「配偶者の父」又は「配偶者の母」のいずれか一つを記入する。

カ　在留期間

（ア）高度専門職外国人又はその配偶者の７歳未満の子を養育しようとする場合

１回の在留期間の上限を「１年」として、養育する子の年齢が満７歳を迎える日又は高度専門職外国人の在留期間の満了日（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日のいずれか早い日以降であって、当該満了日から１月を超えない日となるよう月単位で決定する。

なお、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中長期在留者となるよう「４月」以上の在留期間を決定する。

（イ）高度専門職外国人の妊娠中の配偶者又は妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を行おうとする場合

１回の在留期間の上限を「１年」とし、上記（６）エのとおり決定する。

キ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３４）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

ク　優先処理等

告示３４号に係る申請は、すべて優先処理するものとする。その取扱いについては、第９節第５参照。

ケ　特別高度人材外国人の親

（ア）立証書類及び審査等

高度専門職外国人の親と同様、入在要領第１２編第２６節第１の２（１６）に基づいて扱うこととするが、[redacted]なお、申請時点において特別高度人材外国人がこれまでに特別高度人材であると認められていない（特別高度人材証明書の交付を受けていない）場合については、入在要領第１２編第９節第４の２（２）の書類を併せて確認することとする。

（イ）在留資格認定証明書交付時の留意事項

交付時には紙の在留資格認定証明書の場合は在留資格の欄に「特定活動（告示３４号）」と記入することとするが、電子交付の場合には備考欄の最上段に「告示３４号」と入力する。

（１８）特定研究等活動（告示３６号）

ア　該当範囲

（ア）告示３６号には、次の４つの類型が該当する。

①　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」との契約に基づいて当該機関の施設で特定分野に関する研究をする活動

②　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」との契約に基づいて当該機関の施設で特定分野に関する研究指導をする活動

③　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」（国立大学法人等）との契約に基づいて当該機関の施設である大学等において特定分野に関する教育をする活動

④　上記①、②又は③と併せて行うこれらのと関連する事業を自ら経営する活動

（イ）用語の意義

①　「本邦の公私の機関との契約」

第１節第１の「本邦の公私の機関との契約」参照。

なお、報酬に係る要件は特に規定されていないが、高度な専門的知識を必要とする研究内容等に応じた報酬額であることが求められる。

② 本邦の公私の機関の「施設」

法務大臣が指定するのは「本邦の公私の機関」であり、当該機関の「施設」は指定の対象とならないので、例えば、当該機関との契約に基づき東京にある「施設」で研究等の活動を行っていた者が、当該機関の大阪の「施設」で研究等の活動を行ったとしても、資格外活動とはならない。

なお、当該機関の子会社や関連会社の施設については、当該機関の「施設」には当たらないので、子会社等の研究施設で稼働したり、子会社等へ移籍（出向）して稼働することは資格外活動となることに留意する。

③ 大学等で「教育」をする活動

当該「教育」活動については、申請人が希望し、かつ、法務大臣が指定する機関（当該機関が下記イの要件を満たすもの）において上記（ア）③に該当する活動を行う場合には、在留資格「特定活動」（在留期間５年）を付与することが可能となっている。

④ 「事業を自ら経営」する活動

告示３６号の「経営」は、高度な専門的知識を有する特定の分野に関する研究、研究指導、又は教育活動と併せて行う当該活動に関連した事業の「経営」であり、当該研究等の活動を行わずに「経営」だけを独立して行うことはできない。また、事業の「管理」については、これに含まれない。

なお、在留資格「経営・管理」に係る上陸許可基準の適用は受けないので、事業所の確保や事業の規模等については要件とされない。

イ 「事業活動」の要件

本邦の公私の機関の指定に当たり、当該機関の行う「事業活動」が別表第六の各号のすべての要件に該当していることを確認する。

一 高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究（以下「特定研究」という。）を目的とするものであること。
二 特定研究を行う本邦の公私の機関（以下「特定研究機関」という。）が、当該特定研究に必要な施設、設備その他の研究体制を整備して行うものであること。

三　特定研究の成果が、当該特定研究機関若しくはこれと連携する他の機関の行う特定研究若しくはこれに関連する産業に係る事業活動に現に利用され、又は当該利用が相当程度見込まれるものであること。
四　申請人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること。

要件の内容

（ア）第１号

「高度な専門的知識を必要とする…研究」とは、修士課程修了以上の能力を有する者が通常行う水準の研究であって、基礎的・創造的分野におけるものをいう。「特定の分野」とは、自然科学系の分野であると人文科学系の分野であるとを問わないが、学術上一般的に独立した研究分野として具体的に特定されている必要がある。

（イ）第２号

「研究体制を整備して行う」とは、当該機関の保有する施設の規模や研究費等が研究分野に応じて確保され、特定研究を行う体制が整備されていることをいう。

（ウ）第３号

特定研究の成果が現に利用され、又は利用が相当程度見込まれるものであることについては、その立証を求めて判断することとなる。

（エ）第４号

この活動を指定されて在留する外国人について、十分な管理体制が整備されていることを要することを規定するものである。

なお、過去に書面で同意した内容に反した行為を行ったことがある機関については、原則として「十分な管理体制」が整備されていないものとして取り扱うこととする。

ウ　審査のポイント

（ア）在留資格の決定時

①　活動の審査

「申請人の卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書」及び「活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書」により、上記ア（ア）①から④までのいずれかに該当することを確認する。

②　本邦の公私の機関が事業活動の要件に該当することの審査の手続

a　指定

在留資格認定証明書交付申請等の審査に当たり、当該機関の行う事業活動が上記イのすべての要件に該当し、かつ、適当であると判断したときは、告示３６号に規定する本邦の公私の機関として「指定」することとなる。

なお、当該「指定」については、地方局長又は支局長限りで行うことができる（指定結果については、別途本庁在留管理支援部在留管理課へ報告する。）が、疑義があるときは本庁へ進達する。

また、過去に「指定」されたことのある機関（当該機関の名称等は、別途本庁在留管理支援部在留管理課で取りまとめて入管ＷＡＮ掲示板に掲示する。）については、指定のための審査を簡略化して差し支えないが、下記ｂ（ｄ）ⅳ に係る「同意書」は、申請人ごとに必ず提出させることとする

おって、法務大臣が「指定」した公私の機関の名称及び所在地については、在留資格認定証明書の裏面に記載され、また、上陸許可等の際に交付する「指定書」にも記載されることとなる。

（注）本庁報告

地方局長又は支局長は、在留資格認定証明書交付申請等の審査に当たり、新たに「本邦の公私の機関」を指定したときは、事案の概要が分かる資料（事業活動の要件を満たすことを証する資料の写し等）を添えて、その都度個別に本庁在留管理支援部在留管理課あて文書で報告する。

なお、当該機関の不正行為（指定を受ける際に提出した「誓約書」の不履行、労働関係法令その他の法令違反等）が判明したときは、速やかに本庁在留管理支援部在留管理課あて文書で報告する。

ｂ　事業活動の要件に該当することの審査

（ａ）第１号に適合することについては、「申請人の卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書」及び「活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書」により確認する。

（ｂ）第２号の「研究体制を整備」しているか否かについては、「申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料」及び「申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料」により判断する。

（注１）申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含める。

（注２）申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料は、具体的には、事業活動要件省令の要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

（ｃ）第３号の「特定研究の成果」が「現に利用され」又は「利用が相当程度見込まれる」ことについては、「特定研究の成果に関する資料」により、当該機関に立証させ、その妥当性を判断することとする。

（ｄ）第４号の「十分な管理体制を整備」しているか否かについては、次の書面を提出させることによって確認する。

ｉ　定期報告（１年に１回）として、申請人の稼働状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況、申請人の事業の経営状況（同事業に係る外国人社員リストを含む。））を報告することに同意すること（第３章の参考様式参照）。

ii　随時報告として、契約内容の変更又は契約の終了（解雇を含む。）、入管法違反又は刑罰法令違反等があった場合に速やかに報告することに同意すること（同上）。

iii　契約が終了した場合に申請人を速やかに出国させること（申請人が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。）に同意すること（上記参考書式に記載を求める）。

iv　本邦在留中における日本国法令の遵守について申請人を指導・監督することについて同意すること（同上）。

③　申請人が研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行おうとする場合

「申請人と契約を結んだ本邦の事業の内容を明らかにする資料」の提出を求め、申請人の研究等と関連する事業であることを確認する。

④　外国人研究者等の能力

本活動に従事しようとする外国人研究者等については、学歴・実務経験年数は問われないが、本活動にいう「研究」、「研究の指導」及び「教育」は、修士課程修了以上の能力を有する者が通常行う水準が想定されていることから、当該外国人は、当該水準の活動を行おうとし、かつ、行える能力を有すると認められることが必要である。

（イ）在留期間の更新時

①　「活動の内容、期間及び地位を証する文書」により、法務大臣が指定した機関との契約が継続していることを確認する。

② 「年間の収入及び納税額に関する証明書」により、申請人の在留活動及び納税状況を確認する。

③ 研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行つている場合には、当該事業に係る事業所の「損益計算書の写し」により、事業を経営する活動を行っていることを確認する。

エ 立証資料

（ア）在留資格の決定時

① 申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料

（注）この資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含めることとする。

② 申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料

（注）具体的には、上記イ（ア）から（エ）の要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

③ 申請人が研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行おうとする場合には、当該事業の内容を明らかにする資料

④ 卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書

⑤ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

（イ）在留期間の更新時

① 活動の内容、期間及び地位を証する文書

（注）当該文書により、法務大臣が指定した機関との契約が継続していることを確認する必要がある。

② 年間の収入及び納税額に関する証明書

③ 研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行つている場合には、当該事業に係る事業所の損益計算書の写し

オ 在留期間

「５年」を決定する。

カ 指定する活動

次の機関との契約に基づいて当該機関の施設において高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せ

て当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動 機　関　名： 本店等所在地：

（注）「本店等所在地」欄には当該機関の本邦にある主たる事業所の所在地を記入する。

キ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３６号）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

（１９）特定情報処理活動（告示３７号）

ア　該当範囲

（ア）告示３７号には、次の３つの類型が該当する。

①　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」（ＩＴ企業等）との契約に基づき、当該機関の事業所で自然科学・人文科学の分野に属する技術・知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

（注）申請人が契約を行った機関において情報処理活動に従事するもの。

②　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」（人材派遣会社）との契約に基づき、派遣先機関（ＩＴ企業等）の事業所で自然科学・人文科学の分野に属する技術・知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

（注）申請人が契約を行った機関が人材派遣会社であって、派遣先の機関において情報処理活動に従事するもの。

③　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」（情報処理と労働者派遣の業務を併せて行う会社）との契約に基づき、当該機関の事業所又は派遣先機関の事業所で自然科学・人文科学の分野に属する技術・知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

（注）申請人が契約を行った機関が①と②の両方を行う機関であって、申請人がいずれか又は両方の活動に従事するもの。

（イ）用語の意義

①　「本邦の公私の機関との契約」

第１節第１の「本邦の公私の機関との契約」参照。ただし、特定活動ロは上陸許可基準が適用されるので、当該活動を行う者に係る「報酬」については、日本人と同等額以上であることが必要となる。

なお、当該機関が労働者派遣事業を行うものであるときは、「契約」は雇用契約に限られ、かつ、常勤職員として雇用するものである必要がある。

② 本邦の公私の機関の「事業所」

法務大臣が指定するのは「本邦の公私の機関」であり、当該機関の「事業所」は指定の対象とならないので、例えば、当該機関との契約に基づき東京にある「事業所」で情報処理活動を行っていた者が、当該機関の大阪の「事業所」で情報処理活動を行ったとしても、資格外活動とはならない。

なお、当該機関の子会社や関連会社については、当該機関の「事業所」には当たらないので、子会社等の事業所で稼働したり、子会社等へ移籍（出向）して稼働することは資格外活動となることに留意する。

また、当該機関が情報処理に係る業務を他の機関（注文主）から請け負った場合に、当該外国人が注文主の事業所で稼働することも、上記「事業所」における活動には当たらないので、資格外活動となることに留意する（注文主の事務所での稼働を希望するときは、資格外活動許可申請を行わせるか、又は在留資格「技術」に係る在留資格変更許可申請等を行わせる。）。

③ 「自然科学」又は「人文科学」の知識等

告示３７号は、単なる情報処理活動でなく、理学・工学その他の自然科学又は法律学・経済学その他の人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理活動である必要がある。

「人文科学」の分野が併せて規定されているので、例えば、会計学（人文科学の分野）に属する知識を有する者が当該知識に基づいて会計処理プログラムの開発に携わることも可能となる。

また、外資系であるか否かにかかわらず、経営や管理に従事する活動も自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事するものであれば対象となる（「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動とは異なり括弧書きの規定はない。）

イ 「事業活動」の要件

本邦の公私の機関の指定に当たり、当該機関の行う「事業活動」が別表第八の各号のすべての要件に該当していることを確認することとされている。

一　情報処理に関する産業に属するもの（情報処理に係る業務について行う労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業に係るものを含む。以下「情報処理事業活動等」という。）であること。 二　情報処理事業活動等を行う本邦の公私の機関（以下「情報処理事業等機関」という。）が、情報処理に関する外国人の技術又は知識を活用するために必要な施設、設備その他の事業体制を整備して行うもの（当該情報処理事業等機関が労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主である場合にあっては、労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先が当該事業体制を整備するように必要な措置を講じて行うもの）であること。 三　申請人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること

要件の内容

（ア）第１号

当該機関の事業活動が、「情報処理に関する産業に属するもの」又は「情報処理に係る業務について行う労働者派遣事業に係るもの」のいずれかに該当することを求めている。

「情報処理に関する産業」とは、「情報処理」（電子計算機を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行なうこと）に関する産業をいい、「情報処理に係る業務」とは、具体的には、コンピュータプログラムの開発、情報処理システムの開発・管理、ネットワークシステムやデータベースシステムの開発・管理等に係る業務をいう。なお、情報処理に関する機械・機器等のいわゆるハードウエアの単なる製造等に係る業務は、これに含まれない。

「労働者派遣」とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないもの」であり、「労働者派遣事業」とは、「労働者派遣を業として行うこと」をいう。

（イ）第２号

「事業体制を整備」しているか否かについては、当該機関の施設・設備・事業費等が、情報処理に関する外国人の技術・知識を活用するために確保されているか否かのほか、それらが業務量や従業員数等に照らして妥当といえるかどうか等を確認して判断するが、申請人が当該機関で使用される言語を十分に理解できず効率的に業務遂行を行うことができないと認められるときは、この要件に該当しないこととなる。

なお、当該機関が労働者派遣事業を行うものであるときは、派遣先について、上記の事業体制の整備状況を確認する必要がある。

（ウ）第３号

「十分な管理体制を整備」しているか否かについては、書面を提出させること によって確認するが、過去に書面で同意した内容に反した行為を行ったことがある機関については、原則として「十分な管理体制」が整備されていないものとして取り扱うこととする。

なお、この要件に適合するためには、次の各事項について同意していることを要する。

① 定期報告（１年に１回）として、申請人の稼働状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況（派遣先でのものも含む。））を報告することに同意していること（第３章の参考様式参照）。

② 随時報告として、契約内容の変更（派遣先の変更を含む。）又は契約の終了（解雇を含む。）、入管法違反又は刑罰法令違反等があった場合に速やかに報告することに同意していること（同上）。

③ 契約が終了した場合に申請人を速やかに出国させること（申請人が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。）に同意すること（上記参考書式に記載を求める）。

④ 本邦在留中における日本国法令の遵守について申請人を指導・監督することについても同意すること（同上）。

ウ 申請人の要件

申請人が別表第七の各号のいずれの要件にも該当していることを確認することとされている。

一 従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件（平成二十五年法務省告示第四百三十七号）に定める試験に合格し又は資格を有している場合は、この限りでない。　イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと 同等以上の教育を受けたこと。　ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修 了（当該修了に関し出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定 める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件（平成二十三年 法務省告示第三百三十号）の二のイ又はロ

のいずれかに該当する場合に限る。）　したこと。

ハ　十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期　課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻　した期間を含む。）を有すること。

二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

要件の内容

告示３７号は、別表第八により「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸許可基準と同一の内容の基準を満たすことを要件としている。第１５節第１の３参照。

エ　審査のポイント

（ア）在留資格の決定時

①　活動の審査

「卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書」及び「活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書」により、上記ア（ア）①から③までのいずれかに該当することを確認する。

②　本邦の公私の機関が事業活動の要件に該当することの審査の手続

a　指定

在留資格認定証明書交付申請等の審査に当たり、当該機関の行う事業活動が上記イのすべての要件に該当し、かつ、適当であると判断したときは、告示３７号に規定する本邦の公私の機関として「指定」することとなる。

なお、当該「指定」については、地方局長又は支局長限りで行うことができる（指定結果については、別途本庁在留管理支援部在留管理課へ報告する。）が、疑義があるときは本庁へ進達する。

また、過去に「指定」されたことのある機関（当該機関の名称等は、告示３６号の場合と同様に入管 WAN に掲示）については、指定のための審査を簡略化して差し支えないが、上記イ（ウ）④に係る「同意書」は、申請人ごとに必ず提出させることとする。

b　事業活動の要件に該当することの審査

（a）第１号に該当することについては、「申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料」及び「申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料」による。

（注１）機関の概要を明らかにする資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含める。

（注２）機関の事業内容を明らかにする資料は、上記イの要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

（ｂ）第２号の要件に該当することについては、（ａ）の資料による。

なお、当該機関が労働者派遣事業を行うものであるときは、派遣先について、上記の事業体制の整備状況を確認する必要があり、労働者派遣法第３１条に規定する派遣先として「派遣先の概要を明らかにする資料」により、確認する。

（注）この資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含めることとする。

（ｃ）第３号の要件に該当することについては、上記イ（ウ）①から④までの書面を提出させることによって確認する。

③ 別表第七に係る審査

別表第七の要件に適合することについて、「卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書」、「情報処理技術に関する試験又は資格の合格証又は資格証書」又は「DOEACC制度の資格認定証（A、B又はC）」により確認する。

（イ）在留期間の更新時

① 「活動の内容、期間及び地位を証する文書」により、法務大臣が指定した機関との契約が継続していることを確認する。

② 「年間の収入及び納税額に関する証明書」により、申請人の在留活動及び納税状況を確認する。

オ 立証資料

（ア）在留資格の決定の場合

① 申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料

（注）この資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含めることとする。

② ①のほか、当該機関が労働者派遣法第２３条第１項に規定する「派遣元事業主」である場合には、同法第３１条に規定する「派遣先」の概要を明らかにする資料

（注）この資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含めることとする。

③ 申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料

（注）具体的には、上記イ（ア）から（ウ）の要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

④ ③のほか、当該機関が労働者派遣法第２３条第１項に規定する「派遣元事業主」である場合には、同法第３１条に規定する「派遣先」の事業内容を明らかにする資料

（注）具体的には、上記イ（イ）の要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

⑤ 卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書

⑥ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

（イ）在留期間の更新の場合

① 活動の内容、期間及び地位を証する文書

（注）当該文書により、法務大臣が指定した機関との契約が継続していることを確認する必要がある。

② 年間の収入及び納税額に関する証明書

カ 在留期間

「５年」とする。

キ 指定する活動

次の機関との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動 機　関　名： 本店等所在地：

（注）「本店等所在地」欄には当該機関の本邦にある主たる事業所の所在地を記入する。

ク 在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３７号）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

（２０）特定研究等家族滞在活動又は特定情報処理家族滞在活動（告示３８号）

ア 該当する活動

（ア）本活動は、特定研究等活動又は特定情報処理活動を行う外国人の家族として扶養を受けようとする者の活動について定めたものであり、家族として認められる範囲及び活動内容は、「家族滞在」の在留資格と同様である。

（イ）「配偶者」には、内縁の者及び外国で有効に成立した同性婚による者は含まれない。

「子」には、成年に達した者、養子及び認知された非嫡出子も含まれる。

イ　審査のポイント

在留資格の決定及び在留期間の更新の場合ともに、次のとおり（なお、在留期間更新の場合、身分関係に特に疑義がないときは、（ア）の資料の提出を免除して差し支えない。）。

（ア）「扶養者との身分関係を証する文書」により、上記ア（イ）に該当することを確認する。

（イ）「扶養者の在留カード又は旅券の写し」により、扶養者が告示３６号又は３７号のいずれかの在留資格をもって本邦に在留中であること又は入国予定であることを確認する。

（ウ）「扶養者の職業及び収入に関する証明書」により、扶養することが可能な資金的裏付けを有することを確認する。

ウ　立証資料

在留資格の決定及び在留期間の更新の場合ともに、次のとおり（なお、在留期間更新の場合、身分関係に特に疑義がないときは、（ア）の資料の提出を免除して差し支えない。）。

（ア）扶養者との身分関係を証する文書

（イ）扶養者の在留カード又は旅券の写し

（ウ）扶養者の職業及び収入に関する証明書

エ　在留期間

上記（６）エのとおり。

オ　指定する活動

（ア）特定研究等家族滞在の場合

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第一三一号）の第３６号に規定する活動を指定されて在留する次の外国人の扶養を受ける配偶者（子の場合は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。） 氏　　名： 国　　籍： 生年月日：

（イ）特定情報処理家族滞在の場合

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第一三一号）の第３７号に規定する活

動を指定されて在留する次の外国人の扶養を受ける配偶者（子の場合は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。） 氏　　名： 国　　籍： 生年月日：

カ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３８号)」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載する。

（２１）特定研究活動等の対象となる外国人研究者等の親（告示３９号）

ア　該当範囲

（ア）対象者の範囲

告示３６号又は３７号に掲げる活動を指定されて在留する者（以下「扶養者」という。）の「親」及び扶養者の配偶者の「親」

（イ）活動の範囲

次のすべての条件を満たしているもの

①　扶養者と同居し、かつ、その者の扶養を受けること。

②　外国において扶養者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていたこと。

③　扶養者と共に本邦に転居をすること。

（注）「当該在留する者と共に本邦に転居をするもの」については、第２の１（３）ウ参照。

イ　使用する申請書

在留資格認定証明書交付申請書は、その２・その３ともに「U」を使用することとし、その２の「２０ 活動内容」については「家族と同居」の項目をマークさせる。

ウ　立証資料

（ア）在留資格認定証明書の交付申請時

①　扶養者との身分関係を証する文書

②　外国において扶養者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていたことを証する文書

（注）住民登録や納税申告など公的証明書の提出を求めることを原則とするが、外国の実状に応じて、陳述書の提出をもってこれに代えることとしても差し支えない。

③　扶養者と共に本邦に転居をする旨を申し立てる書面

④　扶養者の職業及び収入に関する証明書

（イ）在留期間の更新時

① 扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がないときは、提出を免除して差し支えない。

② 扶養者の在留カード又は旅券の写し

③ 扶養者の職業及び収入に関する証明書

エ 指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第一三一号）の第３６号又は第３７号に規定する活動を指定されて在留する次の者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の○○○○○（ 外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を除く。） 氏　　名： 国　　籍： 生年月日：

（注）指定する活動の「○○○○○」部分には、「父」、「母」、「配偶者の父」又は「配偶者の母」のいずれか一つを記入する。

オ 在留期間

上記（６）エのとおり。

カ 在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３９）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

キ 資格外活動許可

資格外活動許可申請があっても、本件特例措置が設けられた趣旨に鑑み、原則としてこれを許可しない。

（２２）観光、保養等を目的として長期間本邦に滞在する者（告示４０号）

ア 用語の意味

（ア）「観光、保養、その他これらに類似する活動」

「その他これらに類似する活動」とは、スポーツ、知人・親族の訪問、娯楽、参詣、競技会やコンテスト等へのアマチュアとしての参加、教育機関等の行う講習への参加等

であり、業務連絡、収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動は含まない（告示４１号も同じ）。

（イ）「申請の時点において」

「申請の時点において」は、「在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の時点」を指す。したがって、当該外国人が在留期間更新許可の申請を行った時点で、例えば３千万円以上の預貯金残高がないとしても、指定された活動に変更が生じたことにはならない。

（ウ）「申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して３千万円以上（当該配偶者がこの号に掲げる活動を指定されて在留し又は在留しようとしている場合にあっては、６千万円以上）であること」

① 「配偶者」とは、現に婚姻中の者を指し、内縁の者は含まれない。また、外国で有効に成立した同性婚による者は含まれない。

② 預貯金の額については、夫婦の預貯金額を合算することが可能である。この際、夫婦のうち一方のみが入国を希望する場合に、他方の配偶者名義の預貯金の額を入国を希望する者の資産に加えて計算することが可能である。

③ 夫婦のうち一方が既に告示４０号に掲げる活動を指定されており、他方の配偶者も同号に掲げる活動を指定されて本邦に入国することを希望する場合、又は夫婦が同時に同号に掲げる活動を指定されて本邦に入国することを希望する場合には、夫婦で合算して６千万円以上の預貯金があることを要する。この際、例えば夫婦のうち一方に６千万円以上の預貯金があれば、他方の配偶者名義の預貯金がない場合であっても、夫婦の両方について同号に掲げる活動を指定することが可能である。

イ 該当範囲

（ア）対象となる者

次のいずれにも該当する１８才以上の者

① 告示別表第九に掲げる国籍者等であること。

② 申請の時点において、申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して３千万円以上（当該配偶者が告示４０号に掲げる活動を指定されて本邦に在留し又は在留しようとしている場合にあっては、６千万円以上）であること。

③ 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

（イ）活動範囲

１年を超えない期間滞在して行う、観光、保養その他これらに類似する活動

（ウ）滞在期間

原則６月（１回更新可、下記カ参照。）

ウ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　具体的な在留目的を明らかにする資料（本邦における活動内容及び預貯金の額に係る記述を含む。）

（注１）在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書の「具体的な在留目的」の欄又は適宜の用紙に記入させる。

（注２）預貯金の額について記述を求めるのは、預貯金額を証明する資料等の発行後、申請までの間に、預貯金額が変動する可能性を考慮したものであり、申請時の預金残高が要件を満たしていないのに、これを偽って申告し在留資格認定証明書の交付を受けて、当該預金額を証明する資料等に基づき上陸許可の証印等を受けた場合は、在留資格の取消しの対象となる。

②　申請人（及びその配偶者）名義の銀行等の預貯金口座の現在残高及び申請の時点から遡って過去６か月分の当該口座の入出金が分かる資料（預貯金通帳等の写し）

（注１）預貯金通帳の写しについては、最終取引まで記載されているものを提出させる。なお、当該最終取引が申請から遡って３か月より前に行われている場合は、（注２）のとおり取り扱う。

（注２）過去６か月分の入出金が分かる資料を提出することができない場合、又は過去６か月分の入出金について、不審な点が認められる場合（[redacted]）は、資産形成過程を明らかにする資料の提出を求める。

③　民間の医療保険に加入していることを証明する資料

（注）本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっており、また保障内容に本邦滞在中の死亡、負傷、疾病に罹患した場合が含まれているもの。

（イ）在留期間の更新時

①　上記ウ（ア）①及び③に同じ。ただし、①（注１）において、「在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書」とあるのは、「在留期間更新許可申請書」と読み替えるものとする。

② 滞在予定期間に生計を維持するための十分な資金を所持することの証明書類（預金残高証明書、トラベラーズチェック等）

エ 審査

（ア）在留資格決定の場合

① 旅券等の写しにより、申請人が、告示別表第九に掲げる国又は地域の国籍者 等であることを確認する。

② 在留目的が、上記イ（イ）に該当する活動であることを確認する。

③ 資産要件（上記イ（ア）②）を満たしていることを確認する。

（注１）提出された預貯金通帳等の写しに記載された預貯金額と在留資格認定証明書交付申請書等において申請人が申告した預貯金額が異なる場合で、現に提出された預貯金通帳等の写しに記載された預貯金残高では資産要件を満たさないが、申請書等における申告額は資産要件を満たしているときは、当該申告のあった預貯金額を有することを明らかにする資料（預貯金残高証明書等）の提出を求める。

（注２）[redacted]

④ 申請人が加入する民間保険について、本邦滞在中に死亡、負傷、疾病に罹患した場合が保障の対象となっていること、本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっていることを確認する。

（イ）在留期間更新の場合

① 上記（ア）①②④に同じ。

② 更新を希望する期間中の生計を維持するための十分な資金を所持していることを確認する。この際、必ずしも告示４０号ロの要件を満たしている必要はない。

オ 指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第４０号に掲げる要件のいずれにも該当する１８歳以上の者が、本邦において１年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

カ 在留期間

「６月」とする。

ただし、告示４１号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者からの本号への変更申請を許可する場合、及び当該変更許可を受けた者からの更新申請を許可する場合は、これまで本号及び告示４１号に掲げる活動を指定されて本邦に在留した期間と併せて１年を超えない範囲で６月を上限として月単位で決定する。

※　上記のただし書の場合を除く在留資格決定時において、滞在予定期間が６月を超える場合でも、「６月」を決定する。また、入国後１回に限り更新を認める。

キ　その他の留意事項

（ア）本号に係る在留資格認定証明書交付申請については、代理人に係る規定を設けていないことから、本人からの申請を想定している。

（イ）本号に該当する外国人は、本邦内を移動しながら観光等を行うことも想定されることから、在留期間更新許可申請があった場合には、申請受付後に申請人と連絡がとれなくなり、その後の手続を進めることが困難になることを避けるため、審査に支障がある場合を除き、可能な限り受付した日の当日に処分する。

（ウ）資格外活動許可申請があった場合は、制度の趣旨に鑑み、原則としてこれを認めない。

（エ）告示４１号に掲げる活動を指定されて本邦に入国した者が、本号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者の出国、預貯金の増加等を理由として、本号への変更申請に及んだ場合、本号に規定する要件に該当していることが確認できれば、これを認める。

ただし、在留期間は告示４１号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する期間と併せて１年を超えない範囲で６月を上限として月単位で決定する。

（２３）観光、保養等を目的として長期間本邦に在留する者に同行する配偶者（告示４１号）

ア　用語の意味

（ア）「同行する」

本邦において、告示４０号に該当する者と住居地を同じくして観光等の活動を行うことが求められるという趣旨であり、必ずしも告示４０号に該当する者と同時に入国する必要はない。なお、本号に該当する配偶者が、告示４０号に該当する者に先行して単独で入国すること、又は告示４０号に該当する者が出国した後に単独で本邦に在留することは認められない。

また、本邦在留中は、本号に該当する者について、日常的な買い物等ある程度の単独行動が認められるが、夫婦が、相当の期間、別々に住居地を構え観光等の活動を行う場合は、同行しているとは認められない。

イ　該当範囲

（ア）告示４０号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者に同行する配偶者であって、次のいずれにも該当する者

① 告示別表第九に掲げる国又は地域の国籍者等であること。

② 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

（イ）活動範囲

１年を超えない期間、同行する配偶者が行う、観光、保養その他これらに類似する活動

（注）その他これらに類似する活動については、上記（２２）ア（ア）参照。

（ウ）滞在期間

原則６月（１回更新可、下記カ参照。）

ウ 立証資料

（ア）在留資格の決定時

① 告示４０号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者との身分関係を証する文書

② 具体的な在留目的を明らかにする資料（本邦における活動内容を含む）

（注）在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書の「具体的な在留目的」の欄又は適宜の用紙に記入させる。

③ 民間の医療保険に加入していることを証明する資料

（注）本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっており、また保障内容に本邦滞在中の死亡、負傷、疾病に罹患した場合が含まれているもの。

（イ）在留期間の更新時

上記ウ（ア）①から③に同じ。ただし、②（注）において、「在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書」とあるのは、「在留期間更新許可申請書」と読み替えるものとする。

エ 審査

（ア）在留資格決定の場合

① 旅券等の写しにより、申請人が、告示別表第九に掲げる国又は地域の国籍者等であることを確認する。

② 告示４０号に掲げるする活動を指定されて本邦に在留する者の配偶者であることを確認する。

（注）本号の規定により在留が認められる「配偶者」については、上記（２２）ア（ウ）①を参照。

③ 在留目的が上記イ（イ）に該当する活動であることを確認する。

④ 申請人が加入する民間保険について、本邦滞在中に死亡、負傷、疾病に罹患した場合が保障の対象となっていること、本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっていることを確認する。

（イ）在留期間更新の場合

上記（ア）①から④に同じ。

オ 指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第４０号に掲げる活動を行う次の者に同行する配偶者であって、同号に掲げる要件（ロを除く。）のいずれにも該当するものが、本邦において１年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。） 国 籍 等： 氏　　名： 生年月日：

（注）本号に掲げる活動を指定されて本邦に入国しようとする者の査証には、Remarks 欄に本邦において同行する予定の告示４０号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者（配偶者）の旅券番号が記載されるので、上陸許可時に交付する指定書に記載する氏名等については、査証の Remarks 欄に記載された旅券番号により電算記録を検索し（夫婦が同時に入国する場合など、当該配偶者の旅券を確認できる場合は、当該旅券により）当該配偶者を特定して記載する。この際、本号に掲げる活動を指定されて本邦に入国しようとする者が単独で入国しようとする場合は、当該配偶者が本邦に在留していることを併せて確認する。

カ 在留期間

１回の在留期間の上限を「６月」として、上記（６）エのとおり決定する。なお、この場合において、上記（６）エ中「扶養者」とあるのは、「配偶者」と読み替える。

※ 在留資格を決定する場合にあっては、滞在予定期間が６月を超える場合でも、「６月」を決定する。

キ その他の留意事項

上記（２１）キ（ア）から（ウ）に同じ。

（２４）製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員（告示４２号）

ア　該当範囲

製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成２８年経済産業省告示第４１号。以下本項において「経産省告示」という。）に基づき、製造特定活動に従事する者（特定外国従業員）

（注）「製造業外国従業員受入事業」とは、経済産業省の所掌に係る製造事業者が、外国にある当該事業者の事業所の職員への特定の専門技術の移転等を実施するための「製造特定活動計画」を作成し、経済産業大臣の認定を受けた後、当該計画に基づいて当該職員を本邦にある事業所に期間を定めて転勤させて、特定の専門技術の移転等を実施する事業であり、当該製造事業者（以下本項において「特定外国従業員受入企業」という。）との雇用契約に基づいて、本邦における生産拠点において製造業務に従事する活動を「製造特定活動」という。

（参考１：製造業外国従業員受入事業の趣旨（経産省告示第３））

製造業外国従業員受入事業は、我が国製造業の海外展開が加速している状況を踏まえ、本邦にある事業所を人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点として研究開発や設備投資を強化し、そこで確立された生産技術等を当該事業者の外国にある事業所に普及させることで、国内生産拠点と海外生産拠点の役割分担を図り、もって我が国製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめることを目的とする。

特定外国従業員受入企業は、製造業外国従業員受入事業の実施により、その生産拠点を海外展開するに当たって、当該事業者の外国にある事業所の職員であって新製品の製造や新技術の導入等に関して中心的な役割を果たすことが見込まれる職員を、人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点での生産活動に従事（併せて関連する管理、開発等一定水準以上の技術又は知識を要する業務に従事する場合を含む。）させることを通じ、幅広い知識やノウハウを要する特定の専門技術を円滑に移転することが可能となる。

なお、製造業外国従業員受入事業の実施によって、国内生産拠点が海外に移転し空洞化が助長されるようなものは、本邦にある事業所における従業員の雇用が圧迫されるため適当ではない。

（参考２：製造特定活動計画が経済産業大臣に認定されるための要件（経産省告示第４の３））

（１）特定外国従業員受入企業の要件

① 過去５年間に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

② 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。

③ 労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回労働災害を防止するための措置が講じられていること。

④ 過去５年間に経産省告示別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったことがないこと。

⑤ 特定外国従業員に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去３年間に非自発的に離職させていないこと。

⑥ 経産省告示第７の規定により製造特定活動計画の認定を取り消された場合、当該取り消しの日から起算して５年を経過していること。

⑦ 過去５年間に認定を受けた製造特定活動計画に反する重大な事実が生じていないこと。

（２）特定外国従業員の要件

① 特定の専門技術の移転の必要性や当該技術の内容等が、経産省告示第３に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。

② 製造特定活動に従事しようとする期間が１年を超えないこと。

③ 報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

④ 特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所における勤務年数（企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数）が１年以上であること。

（３）その他の要件

① 製造業外国従業員受入事業に関する内容が、経産省告示第３に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。

② 製造業外国従業員受入事業の適正な実施に関する事項（経産省告示第４の２（４））の内容が、計画の期間全体を通じて事業を円滑かつ確実に実施させるために適切と認められるものであり、かつ、特定外国従業員になろうとする者の地位や利益が不当に害されるおそれがないこと。

イ 立証資料

（ア）在留資格の決定時

① 経産省告示第４の認定を受けた「製造特定活動計画認定証」の写し

（注）予め定められた様式に相違ないか確認すること。

② 雇用契約書の写し

③ 申請人の履歴書

④ 申請人の身分を証する文書（旅券の写し等）

⑤ 特定外国従業員受入企業の概要を明らかにする資料

⑥ 特定外国従業員受入企業の外国にある事業所と申請人との間で締結された契約書等（本国の所属機関が作成し、申請人に交付した出向命令書、転勤命令書、辞令など）の写し

（イ）在留期間更新時

① 経産省告示第４の認定を受けた「製造特定活動計画認定証」の写し

（注）予め定められた様式に相違ないか確認すること。

② 特定外国従業員受入企業が発行した在職証明書

③ 年間の収入及び納税額に関する証明書

（注）製造業外国従業員受入事業では、特定外国従業員は１年を超えない期間で在留し、在留期間は「６月」（１回に限り更新可能。後記エ）を決定することとなるので、納税等の時期からして、住民税の課税証明書・納税証明書等を求めることが必ずしも適当でないものもあることから、特定外国従業員受入企業が発行した給与の支払いに係る証明書等を求める等して、申請人の報酬等を確認すること。

④ 旅券及び在留カード（提示）

ウ 審査のポイント

（ア）在留資格の決定時

申請人及び特定外国従業員受入企業が経産省告示第４の３に規定する各要件を満たしていることを確認する。

なお、同要件に該当していることは、製造特定活動計画の認定時に経済産業省において確認していることから、申請人ないし特定外国従業員受入企業に関して提報が寄せられている等の特段の事情がない限り、「製造特定活動計画認定証」の写しが提出されていることをもって、各要件を満たしていると認めて差し支えないが、次の点に留意して審査する。

① 申請人が製造特定活動に従事しようとする期間が１年を超えないこと。（経産省告示第４の３（３）②）

② 申請人の報酬予定額が、同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。（経産省告示第４の３（３）③）

③ 特定外国従業員受入企業の外国にある事業所における申請人の勤務年数（企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数）が１年以上であること。（経産省告示第４の３（３）④）

④ 特定外国従業員受入企業が、過去５年間に経産省告示別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったことがないこと。（経産省告示第４の３（１）④）

※ 当該企業が経産省告示別表に掲げる不正行為を行っていないことについては、製造特定活動計画の認定時に経済産業省において確認がされていることから、当局の

審査においては、計画の認定から当局における処分までの間について、当局が把握している範囲で不正行為を行った事実がないかを確認すること。

（イ）在留期間の更新時

① 「在職証明書」により、特定外国従業員受入企業における雇用契約が継続していることを確認する。

② 特定外国従業員受入企業が発行した給与の支払いに係る証明書等により、申　請人の在留状況及び収入の状況を確認する。

エ　在留期間

「６月」を決定する。

(注) 製造業外国従業員受入事業で受け入れられる外国人は、１年を超えない期間在留する者であり（経産省告示第４の３（３）②)、在留期間は「６月」を決定するので、在留期間更新は、通常、１回に限り可能である。

オ　指定する活動

次の機関が策定し、経済産業大臣が認定した製造特定活動計画（製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成２８年経済産業省告示第４１号）にいう製造特定活動計画をいう。）に基づき、当該機関の外国にある事業所の職員が、当該機関が当該国に設ける生産施設において中心的な役割を果たすための技術及び知識を身に付けるため、当該機関の本邦における生産拠点において製造業務に従事する活動 機　関　名： 本店所在地：

カ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示４２号)」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載する。

キ　その他

（ア）審査の参考とすべき資料

製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成２８年経済産業省告示第４１号）のほか、同告示の内容をより具体的に示した「製造業外国従業員受入事業に関するガイドライン」が策定されていることから、審査に当たってはこれらの資料を参考とする。

（イ）特定外国従業員受入企業による報告の活用

特定外国従業員受入企業は、本事業の実施状況等に関し、地方出入国在留管理局に定期及び随時の報告をすることとされていることから（上記告示第５）、これらの報告を在留審査に活用する。

（２５）日系四世（告示４３号）

ア　本制度の内容

（ア）目的

一定の要件を満たす日系四世の方を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結び付きを強める架け橋となる人材を育成する。

（イ）受入れ対象者

下記（エ）の要件を満たす１８歳以上３５歳以下の日系四世

※　年齢は上陸申請の時点で要件に適合している必要があるところ、在留資格認定証明書交付申請においては、入国予定日の年齢で判断する。

（ウ）人数制限

年間４，０００人（ただし、今後、社会情勢の変化等により当該数を変更する必要が生じた場合にあっては、関係行政機関の長と別途協議の上、変更する。）

（エ）対象者の要件

次のいずれにも適合すること。

①　特定の個人又は団体（※）から下記（オ）の活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境にあること（本制度によって通算して３年を超えて在留した者を除く。）

※　例えば、親族、ホストファミリー、雇用主等、日系四世に対して、その活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で行うことができる個人又は団体（以下「日系四世受入れサポーター」という。）

②　帰国旅費が確保されていること

③　滞在費支弁能力があると認められること

④　健康であること

⑤　素行が善良であること

⑥　医療保険に加入しているこ

※　入国後に我が国の公的医療保険に加入することが予定されていることで足りる。

⑦　一定の日本語能力を有すること

※　１８歳以上３０歳以下の場合は、入国時、日本語能力試験Ｎ５相当以上の日本語能力を有していること。

ただし、通算して１年を超えて本邦に入国・在留しようとする場合は、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していること、通算して３年を超えて本邦に入国・在留しようとする場合は、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していること。

３１歳以上３５歳以下の場合は、入国時、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していること。

（オ）活動内容

①　日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するための活動（日本語を習得する活動を含む。）

※　通算して３年を超えて本邦に在留しようとする場合には、在留期間中の活動を通じて日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていること。

②　上記①の活動を行うために必要な資金を補うために必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

（注）上記①の活動を行うことなく、報酬を受ける活動（上記②）のみ行うことは認められない。また、上記②の活動を通じてのみ、日本語の習得を含めた日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解する活動をした場合、当該活動は上記①の活動に当たらない。

（カ）期間

通算して最長５年

※　再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国していた期間を含む。また、帰国後に本制度により入国する場合、在留できる期間は前回の在留期間と通算して最長５年となる。

イ　日系四世受入れサポーターについて

（ア）役割

次のいずれの役割も無償で行う（注）こと。

※　なお、日系四世が本制度を使って通算して３年間在留する間は、日系四世受入れサポーターによる支援を受けることが必須であるが、通算して３年を超えて在留することとなる場合は、支援を受けることが必須ではない（日系四世の希望により支援を継続することは可能であるが、支援は無償で行う必要がある）。

① 支援を行う日系四世（以下「対象日系四世」という。）の入国手続（在留資格認定証明書交付申請の代理申請）を行うこと

② 対象日系四世の日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）の円滑な遂行に必要な支援（以下「活動支援」という。）を提供すること

※　活動支援の例

・　日本語教育、生活、医療、雇用等に関する情報提供や相談

・　地方出入国在留管理局に係る諸手続の援助

③ 対象日系四世と定期的（少なくとも２か月に１回）に連絡を取り、日本文化等の習得状況及び就労状況を含む生活状況を把握すること

④ 対象日系四世（通算して３年を超えて在留する者を除く。）の在留期間更新許可申請に当たり、対象日系四世の日本文化等の習得状況及び就労状況を含む生活状況について、対象日系四世の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと

⑤ 地方出入国在留管理局から対象日系四世の日本文化等の習得状況及び就労状況を含む生活状況について問合せがあった場合、回答すること

⑥ 対象日系四世に対して支援を行うことが困難となった場合、速やかに対象日系四世の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと

（注）「無償で行う」とは、対象日系四世や対象日系四世の雇用先など関係者から上記の役割を行う又は行ったことに対する報酬として対価を得ることは認められないというものであって、例えば、日系四世受入れサポーターが、各種申請のために地方出入国在留管理局に赴いた際の交通費等の実費を、日系四世から徴収することは認められる。

ただし、地方公共団体など、日系四世の関係者以外の者が日系四世受入れサポーターに対して一定の金銭的な補助を行う場合であって、明らかに日系四世受入れサポーターの支援活動に影響を与えるおそれがないと認められる場合を除く。

（イ）日系四世受入れサポーターの要件

次のいずれにも適合すること。

① 対象日系四世の人数が個人については３名までであること

団体（注１）については人数制限なし

なお、本制度を使って、通算して３年を超えて在留する日系四世の人数は３名までの人数制限に含まれない。

② 過去に出入国に関する法令等の違反により刑に処せられた又はこれらの法令に関し不正若しくは不当な行為をしたことがある個人又は団体でないこと（注２）

③ その他日系四世受入れサポーターになるに当たり、活動支援を確実かつ適切に提供できると認められない事情がないこと（注３）

④ 外国人が日系四世受入れサポーターになる場合は、当該外国人が永住者又は 特別永住者であることや、３年以上の在留歴があって３年以上の在留期間が決定されている定住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等であること

（注１）日系四世受入れサポーターになることができる団体は、対象日系四世が居住する地域において（※１）、国際交流又は地域社会への奉仕を目的として活動する非営利の法人に限る（※２）。ただし、当該法人以外の法人又はその他の団体に所属している者が、個人として日系四世受入れサポーターになることを妨げない。

※１ 対象日系四世が居住する地域に所在しない又は事務所等を有しない法人であっても、当該地域において活動しているなど、適切な支援が期待される場合には、適合するものとして取り扱う。

※２ 国際交流又は地域社会への奉仕を目的として活動する非営利法人については、例えば、国際交流を主たる活動としている公益財団法人のほか、法令上、「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする」商工会議所や商工会は団体としてサポーターになることが可能であるが、他方で、法令上、「その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」農協、漁協及び事業協同組合はサポーターになることができない。

（注２）例えば、技能実習制度で不正行為をしたと認定された者が該当する。

（注３）例えば、対象日系四世に対して人権侵害行為をしたことがある者や地方出入国在留管理局に虚偽の文書を提出したことがある者はこの要件に適合しない。また、１８歳未満の者もこの要件に適合しない。

（ウ）日系四世受入れサポーターを探している者からの問合せへの対応

出入国在留管理庁のホームページに掲載する日系四世受入れサポーターとなることを希望する非営利法人等を必要に応じて案内する。

ウ　入国・在留審査事務の取扱い

（ア）在留資格認定証明書交付申請について

①　申請の受付け及び交付

在留資格認定証明書交付申請については、同申請書の所属機関等作成用に日系四世受入れサポーターが記載されていることを確認する。

②　立証資料

a　曾祖父母（日本人）の戸籍謄本又は除籍謄本（全部事項証明書）

b　本国（外国）の機関が発行した曾祖父母、祖父母及び両親の結婚証明書

c　本国（外国）の機関が発行した祖父母、両親及び申請人の出生証明書

d　本国（外国）の機関が発行した申請人の認知に係る証明書（認知に係る証明書がある場合のみ）

e　申請人の出生届受理証明書又は認知届受理証明書（日本の役所に届出をしている場合のみ）

（注）祖父母又は両親のうちいずれかの者が日系人（日系二世又は三世）と認められて本邦に在留している者については、原則として、上記ａからｆまでの全ての資料ではなく、当該日系人と申請人の身分関係を立証する資料のみで確認することとする（申請人の日系性に疑義がある場合を除く。）。

※　本制度ではなく「定住者」の在留資格をもって入国・在留しようとする者の取扱いは従前のとおりとする。

f　申請人が本人であること及び年齢が１８歳以上３５歳以下であることを証明する公的な資料（身分証明書（旅券、ＩＤカード、運転免許証、選挙人手帳等））

g　申告書（別記第４５号様式）

h　帰国旅費が確保されていることを証明する資料

※　申請人が確保していること

i　滞在費支弁方法を立証する資料

j　健康診断の結果を証明する資料

k　申請人の国籍国又は日本に入国する前に居住していた居住国における権限　のある機関が発行した犯罪経歴証明書又は無犯罪証明書

l　国民健康保険又は健康保険等の公的医療保険に加入すること（又は加入して　いること）を証明する資料（上記ｇの申告書又は健康保険証（写し）保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）

m　日本語能力を立証する資料

n　日系四世受入れサポーター誓約書（別記第４６号様式又は別記第４６号の２様式）

※　団体サポーターの場合には、役員及び活動支援担当者一覧表（別記第４７号様式）の提出を求める。

o　日系四世受入れサポーターの住民票（個人の場合）

p　日系四世受入れサポーターの登記事項証明書（団体の場合）

q　活動支援を担当する常勤職員が当該団体の職員であることを証する資料（団体の場合）

r　当該団体の主たる活動が国際交流又は地域社会への奉仕を目的とした活動で　あることを立証する資料（団体の場合。パンフレット等。）

③　審査

a　身分関係の信ぴょう性について、身分関係を立証する証明書に基づき審査する。

b　申告書の記載について、次の点を確認する。

i　入国目的に日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するための活動（日本語を習得する活動を含む。）が含まれていること

ii　入国後の就労予定がある場合、就労条件について承知していること

iii　本邦への渡航費用等として前借金と賃金の相殺に係る契約がないこと

（注）当該契約がある場合、契約書等により、前借金の額、返済方法及び返済期間が明示され、同条件が収入と比して一般的に妥当であり、かつ、申請人が同条件に自由な意思により同意していることを確認する。

iv　その他、上記ア（エ）①及び⑥に適合していることを確認する。

c　帰国旅費が確保されていることについて、預貯金残高証明書等により確認する。

d　滞在費支弁能力について、入国・在留審査要領第１２編第２章第２８節第１の４（１）に準じて審査する。

※　入国後の就労予定がなく、当面の間、申請人の自己資金で滞在費を支弁　する場合は、ｃ及びｄを合わせて４，０００米ドルを所持していることを目安とする。

e　申請人の素行が善良であることについて、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の４のとおり審査する。[redacted]

f　１８歳以上３０歳以下の申請人については、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していることを試験その他の方法によって証明されていること又はＮ５相当以上の日本語能力を有することを試験によって証明されていることを確認する。

（注）[redacted]の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１　節第１１を参照。

なお、試験その他の方法による証明には、過去に学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）において１年以上の教育を受けたことがある者及びＪＩＣＡ監修の入国前日本語講座（仮称）を修了した者が該当し、日本語能力Ｎ５相当として取り扱う試験には以下のものが該当し、過去に学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）において１年以上の教育を受けた場合の日本語能力を立証する資料としては、１年以上の教育を受けたことを証する卒業証明書、成績表等の手元にある書類の写し又は通学した期間の申告等が必要である。

また、日本語能力Ｎ４相当として取り扱う試験には以下のものが該当する。

i　Ｊ．ＴＥＳＴ実用日本語検定（特定非営利活動法人日本語検定協会が実施するＪ．ＴＥＳＴ実用日本語検定をいう。以下同じ。）のＤ－Ｅレベル試験３５０点以上

ii　日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴ（株式会社専門教育出版が実施する日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴをいう。以下同じ。）の４級以上

また、日本語能力Ｎ５相当として取り扱う試験には以下のものが該当する。

iii　Ｊ．ＴＥＳＴ実用日本語検定のＦ－Ｇレベル試験の２５０点以上

iv　日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴの５級以上

※　通算して１年を超えて本邦に入国・在留しようとする場合は、日本語能力試験Ｎ４相当以上、通算して３年を超えて本邦に入国・在留しようとする場合は、日本語能力Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることが必要であるところ、過去に日本語要件を満たさずに在留期間の更新が認められなかった者などが、帰国後

に再度本制度によって入国・在留しようとする場合であって、今次上陸許可において決定される在留期間が通算して１年又は３年を超える者については、下記（イ）②ｃ及びｄのとおり、それぞれ日本語能力試験Ｎ４相当以上又はＮ３相当以上の日本語能力を有していることを確認する。

g　３１歳以上３５歳以下の申請人については、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることを試験によって証明されていることを確認する。

なお、日本語能力Ｎ３相当として取り扱う試験には以下のものが該当する。

i　Ｊ．ＴＥＳＴ実用日本語検定のＤ－Ｅレベル試験５００点以上

ii　日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴの３級以上

h　過去に本制度を使って帰国した者が、再度入国・在留しようとする者であって、今次上陸許可において決定される在留期間が通算して３年を超える者については、日本文化等習得状況報告書の提出を求め、下記（イ）②ａに準じて審査する。

なお、前回の在留期間中に上記ア（オ）①に係る活動を行っていなかった者については、入国目的について慎重に審査する。

i　日系四世受入れサポーターが上記イ（イ）の要件に適合していることを日系四世受入れサポーター誓約書[redacted]により確認するとともに、当該日系四世受入れサポーターが過去に技能実習に関し不正行為をしたことがないか確認する。

※[redacted]

※[redacted]

j　申請人と日系四世受入れサポーターの間に仲介者（誓約書に記載されている「紹介者」）がいる場合、仲介が無償で行われていることを確認する（当該仲介において職業紹介が行われる場合を含む。）。なお、当該仲介において仲介者が事業として職業紹介を行う場合、その仲介者が職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づき許可を得て、又は届出を行うこと等により、適法に職業紹介事業を行う者であ

ることを確認する（有料職業紹介事業の許可を受けた職業紹介事業者が無料で申請人と日系四世受入れサポーターとの間の職業紹介を行うことを妨げるものではない。）。

※　職業紹介を「事業」として行うとは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、１回限りの行為であったとしても反復継続の意思を持って行えば事業性があるが、形式的に繰り返し行われたとしても、すべて受動的、偶発的行為が継続した結果であって反復継続の意思を持って行われていなければ、事業性は認められない。

k　日系四世受入れサポーターが暴力団関係者でないことの確認について

本制度では、日系四世が行う活動の円滑な遂行に必要な支援を日系四世受入れサポーター（その者が法人である場合は、その役員及び活動支援担当者）から無償で受けることができる環境の下で行われることが許可要件の一つとされている。そのため、日系四世受入れサポーターが次のいずれかに該当する場合は、当該環境の下で行われる活動とは言えず、在留資格該当性が認められない。

ｉ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ii　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がｉ又はiiiのいずれかに該当するもの

iii　法人であって、その役員のうちにｉ又はiiのいずれかに該当する者があるもの

iv　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

v　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのあるもの

（注）[redacted]

l　その他、入国・在留審査要領第９編第２章第３節に基づき審査する。

④　留意事項

a　申請代理人

特定活動代理人告示により、申請人の雇用主のほか、日系四世受入れサポーターも申請代理人となることができる。

b　人数制限

在留資格認定証明書を交付することができる日は、在留資格認定証明書交付件数が人数制限を超えた日の翌日までのところ、人数制限を超えた場合には、本庁在留管理支援部在留管理課永住審査係から連絡する。

c　家族

本制度において家族の帯同は認めない（配偶者が日系四世として本制度や就労資格等の在留資格により入国・在留することが可能な場合を除く。）

⑤　決定する在留資格

特定活動

⑥　在留期間

本制度による過去の入国・在留歴がない者については、原則として６月を決定する。ただし、過去に中長期在留者として本邦入国・在留歴がある場合は過去の在留状況等を踏まえ、１年又は６月を決定する。

また、本制度による過去の入国・在留歴がある者については、本制度による過去の在留期間及び今次入国時に決定することとなる在留期間の合計期間と日本語能力の確認時期（注）を考慮した上で、１年又は６月を決定する。

（注）決定する在留期間中に通算して１年を超えて在留することとなる者は、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していることを確認し、また、決定する在留期間中に通算して３年を超えて在留することとなる者については、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることを確認する必要がある。

⑦　指定する活動（特定活動告示第四十三号）

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦において通算して五年を超えない期間、特定の個人又は団体から同告示第四十三号に規定する活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境の下で（ただし、本号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する期間が通算して三年を超えた日以後は、当該環境下にあることを要しない。）、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは

同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

⑧ 入国・在留目的コード

[redacted]

（イ）在留期間更新許可申請について

① 立証資料

a 在職証明書又は預貯金残高証明書等の滞在費支弁方法を立証する資料

b 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

c 国民健康保険等の保険証（写し）（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。） d 生活状況報告書（参考書式）

※ 通算して３年を超えて在留する者については、提出を要しない。

e 日本文化等習得状況報告書（参考書式）

f 通算１年を超えて在留しようとする者については、日本語能力Ｎ４相当以上を有することを立証する資料

g 通算３年を超えて在留しようとする者については、日本語能力Ｎ３相当以上を有することを証する資料（試験による証明に限る。）を求める。

② 審査

a 生活状況報告書及び日本文化等習得状況報告書等の資料により、申請人が日本語の習得を含む日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解する活動（週１回程度）を行っていたことを確認する。

（注）申請人が日本語の習得を含む日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するための活動を行っていなかった場合、そのことについて合理的理由が認められないときは、原則として在留期間の更新を認めない。

ただし、[redacted]

[redacted]

b　滞在費支弁能力について、入国・在留審査要領第１２編第２章第２８節第１の４（１）に準じて審査する。

c　通算１年を超えて在留しようとする者については、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していることを確認する。

（注）[redacted]の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１節第１１参照。

d　通算３年を超えて入国・在留しようとする者は、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることを確認するほか、日本文化等習得状況報告書の内容から、在留期間中の活動を通じて、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていることを確認する。

具体的には、日本語能力試験Ｎ２相当以上の日本語能力を有していることを証明する試験に合格、日本文化（茶道、華道又は柔道等）に関する資格の取得、又は自治体の活動や地域住民との交流会などに継続的に参加し、地域社会の一員としての地位を確立していることなどが考えられる[redacted]

（注）[redacted]の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１節第１１参照。

e　素行が善良であることについて、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の４のとおり審査する（前記ウ（ア）③ｅに同じ。）。

f　その他、入国・在留審査要領第１０編第１章第３節及び第４章第３節に基づき審査する。

③　留意事項

a　日系四世受入れサポーターの変更

申請人が入国時又は前回の在留期間更新許可時の日系四世受入れサポーターと異なる日系四世受入れサポーターの支援を受けて在留しようとする場合は、変更する理由を確認し、[redacted]

[redacted]

b　在留期間

本制度による通算の在留期間及び日本語能力の確認時期（注）を考慮した上で、１年又は６月を決定する。

なお、本制度において活動することができる期間は、通算して５年であることから、最後の在留期間更新許可申請については、１年又は６月いずれかの在留期間のうち通算して５年を上回る最短の在留期間を付与することとなるが、残余の在留期間があっても、在留した期間が通算して５年に達した時点で、以後の活動は認められないことを適宜の方法により申請人に案内する。

（注）決定する在留期間中に通算して１年を超えて在留することとなる者は、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していることを確認し、また、決定する在留期間中に通算して３年を超えて在留することとなる者については、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることを確認する必要がある。

c　「日系四世の方への手引き」及び「日系四世受入れサポーターの方への手引き」の周知

日系四世受入れサポーターに変更が生じた場合には「日系四世受入れサポータの方への手引き」を配布する。また、新規入国後も初回の在留期間更新許可時及び日系四世が本制度の趣旨を十分に理解していないと認められる場合には、改めて「日系四世の方への手引き」を配布する。

（ウ）在留資格「特定活動」（告示４３号）への在留資格変更許可申請

他の在留資格から在留資格「特定活動」（告示４３号）への在留資格変更許可申請の場合は、入国・在留審査要領第１０編第４章第２節第２の在留資格変更に係る特則に留意した上で、在留資格の変更を認めて差し支えない。

ただし、人数制限の把握のため、在留資格認定証明書の交付を受けた者からの在留資格変更許可申請を受付し、処分した場合には、[redacted]

エ　対象日系四世又は日系四世受入れサポーターからの相談等への対応

（ア）対象日系四世から日系四世受入れサポーターの適切な支援が受けられないとして相談があった場合には、双方から事情を聴取した上で必要な指導を行うとともに、[redacted]

また、賃金不払等の労働関係法令違反に係る相談を受けた場合は、労働基準監督署などの相談窓口を紹介するほか、悪質な関係法令違反と思料される場合には、労働基準監督署への通報を検討する。

（イ）対象日系四世が上記ア（オ）①の活動を行っていないなど在留状況に問題があるとして、日系四世受入れサポーターから相談又は報告があった場合には、双方から事情を聴取した上で必要な指導を行うとともに、[redacted]

（ウ）対象日系四世から日系四世受入れサポーターの支援を受けられなくなった旨の相談又は日系四世受入れサポーターから対象日系四世に活動支援を提供することが困難となった旨の報告があった場合には、新たな日系四世受入れサポーターが見つからなければ、引き続き在留することが認められず（通算して３年を越えて在留する場合を除く。）、３か月が経過したときは、在留資格の取消し（出入国管理及び難民認定法第２２条の４第１項第６号該当）の対象となり得ることを案内し、新たな日系四世受入れサポーターを見つけるよう指導する。

なお、日系四世受入れサポーターが不在の間の対象日系四世の活動状況の確認については、当該対象日系四世の住居地を管轄する地方出入国在留管理局において、少なくとも月１回は行うものとする。

（エ）本邦在留中の日系四世が日系四世受入れサポーターを変更しようとする場合は、新たに日系四世受入れサポーターとなる者から上記ウ（ア）②n ないし r の資料の提出を求め、上記イ（イ）の要件に適合することを確認した上で（※）、当該提出資料を直近の在留期間更新許可申請（在留期間更新許可申請がない場合は、在留資格認定証明書交付申請）の記録に追加登載する。

また、[redacted]

※ [redacted]

（オ）日系四世受入れサポーターを辞退したい旨の連絡を受けたときは、辞退申出書（参考書式）の提出を求め、当該提出資料を直近の入国・在留諸申請の記録に追加登載する。

また、[redacted]。

（カ）その他、本邦における生活等について相談を受けた場合には、関係機関を紹介するなど必要な情報を提供する。

オ　受付件数の報告について

各地方出入国在留管理局及び同支局（空港支局を除く。）においては、１か月に受け付けた在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請について、申請番号及び申請件数を翌月１０日までに、管下出張所分を含めて本庁在留管理支援部在留管理課永住審査係宛て入管ＷＡＮメールにより報告することとする。

なお、在留資格認定証明書を添付して在留資格変更許可申請に及んだ場合は、在留資格認定証明書の交付数にのみ含めることとする。

カ　在留資格「定住者」（告示外）への在留資格変更許可申請

本制度を使って通算して５年間の活動を終了した者が在留資格「定住者」（告示外）への在留資格変更許可申請に及んだ場合には、次のとおりとする。

（ア）立証資料

①　日本語文化等習得状況報告書（参考書式）

②　日本語能力試験Ｎ２相当以上を有することを証明する資料

③　預貯金残高証明書、在職証明書又は雇用契約書（写し）

④　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

⑤　国民健康保険等の保険証（写し）（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）

（イ）要件

①　本制度を使って日本語の習得を含む日本文化及び日本国における一般的な生活　様式を理解する活動を通算して５年間適切に行ったこと

②　日本語能力試験Ｎ２相当以上の日本語能力を有していること

③　素行が善良であること

④　独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

⑤ 公的義務（納税や出入国管理及び難民認定法に定める届出の義務）を適正に履行していること。

（ウ）審査

① 日本語文化等習得状況報告書及びこれまでの在留期間更新許可申請に係る記録により、申請人が日本語の習得を含む日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解する活動（週１回程度）を行っていたことを確認する。

② 日本語能力試験Ｎ２相当以上の日本語能力を有していることを確認する。

なお、日本語能力Ｎ２相当として取り扱う試験には以下のものが該当する。

ＢＪＴビジネス日本語能力テスト４００点以上

※ [redacted]の結果の真偽照会については、入国・在留審査要領第１２編第２章第１節第１１を参照すること。

③ 素行が善良であることについて、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の４のとおり審査する。

[redacted]

④ 預貯金残高証明書、在職証明書又は雇用契約書（写し）により、独立の生計を 営むに足りる資産又は技能を有していることを確認する。

⑤ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）により、申請人が納税義務を適正に履行していることを確認し、また、[redacted]出入国管理及び難民認定法に定める届出の義務を適正に履行していることを確認する。

⑥ その他、入国・在留審査要領第１０編第１章第３節及び第４章第３節に基づき 審査する。

（エ）在留資格

定住者（告示外）

（オ）在留期間

初めて定住者（告示外）を許可する場合は、原則として１年を決定し、その後の在留期間更新許可申請においては、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の３（２）エに準じて決定する。

（２６）外国人起業家（告示４４号）

ア 制度の内容

外国人起業家の受入れを促進し、受け入れた外国人起業家の確実な起業に繋げ、我が国の成長発展に寄与するため、「外国人起業活動促進事業に関する告示」（平成３０年経済産業省告示第２５６号。以下本項において「経済産業省告示」という。）に従って、地方公共団体又は民間事業者（以下本項において「地方公共団体等」という。）から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、出入国管理手続上、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することを認めるもの。

なお、当該「特定活動」を付与された外国人は、２年を超えない範囲で、在留資格「経営・管理」に係る要件を満たすことを目的とし、貿易その他事業の経営を開始するための事業所の確保その他の起業準備活動を行うことができることとしている。

イ　外国人起業活動促進事業の概要

経済産業省告示により、以下のとおり定められている。

（ア）外国人起業活動管理支援計画の認定

経済産業大臣は、外国人起業活動促進事業を行おうとする地方公共団体等から提出された外国人起業活動管理支援計画を審査し、外国人に対する支援等の内容が適当であると確認された場合、当該外国人起業活動管理支援計画を認定する。

なお、外国人起業活動促進事業を実施する地方公共団体等を「外国人起業促進実施団体」という。

（イ）外国人起業促進実施団体による起業準備活動計画の確認

起業をしようとする外国人は、外国人起業促進実施団体である地方公共団体等に対し起業準備活動計画の確認申請又は確認更新申請をする。

申請を受けた地方公共団体等は、経営に関し見識を有する者の意見を聴いた上、以下のａ及びｂのいずれにも該当（確認更新申請時においてはａに該当）すると認めたときには、当該外国人に対し、起業準備活動確認書（確認更新申請時にあっては、起業準備活動確認書（更新用）。いずれも参考様式）を交付する。

ａ　申請時において、次のいずれにも該当するものであること

（ａ）特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家の行う起業準備活動が、我が国（外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が地方公共団体等である場合にあっては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

（ｂ）特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家の行う起業準備活動に係る計画が適正かつ確実なものであること。

（ｃ）当該起業準備活動に係る事業の規模が、上陸後又は在留資格の変更後１年以内（在留期間の更新後にあっては６月以内）に次のいずれにも該当する見込みがあるものであること。

ｉ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。

ii　申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が３，０００万円以上であること。

（ｄ）当該起業準備活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後又は在留資格の変更後１年以内（更新申請時にあっては６月以内）に本邦に有することとなる見込みがあること。

（ｅ）次に掲げる期間を合算した期間が二年を超えないこと。

ｉ　申請する者の行う起業準備活動の期間

ii　申請する者が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の六第一項に規定する国家戦略特別区域において行う活動であって、創業活動を含むものに限る。）を行う者として同表の経営・管理の在留資格をもって在留した期間

（ｆ）申請する者が当該起業準備活動の期間において、本邦に居住することとしていること。

ｂ　申請人が、次のいずれかに該当すること。

（ａ）事業の経験又は管理について１年以上の経験を有していること。

（ｂ）経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していること

ウ　立証資料

（ア）在留資格決定時

①　起業準備活動計画確認証明書の写し（有効期間内のものに限る）
②　外国人起業促進実施団体からの確認を受けた起業準備活動計画の写し
③　②の起業準備活動計画に添付した資料
④　上記イ（イ）ｂを証明する資料
⑤　その他参考となる資料

（イ）在留期間更新時

①　起業準備活動計画確認証明書（更新用）の写し（有効期間内のものに限る。）

② その他参考となる資料

エ 審査のポイント

（ア）在留資格の決定時

申請人が行おうとする起業のための準備活動は、地方公共団体等が起業準備活動計画書を審査することによって、申請人が経済産業省告示に定める要件に適合しているものとみなされるため、[redacted]特段の疑義がない限り、有効な起業準備活動確認書の写しが提出されていることをもって、当該活動を行うものと判断して差し支えない。

なお、起業準備活動計画を申請する外国人に係る要件として、学歴又は職歴に係る要件が挙げられているところ、[redacted]

過去に申請人が外国人起業活動促進事業又は特区事業を利用したことがある場合は、それらの事業を活用して在留した期間を合算して２年を超えないように留意する。

その他、第９編第１章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

（イ）在留期間更新時

[redacted]特段の疑義がない限り、有効な起業準備活動確認書（更新用）の写しが提出されていることをもって、引き続き当該活動を行うものと判断して差し支えない。

なお、経済産業省告示第８により、外国人起業促進実施団体は、特定外国人起業家に係る起業準備活動の実施状況等について確認し、区域を管轄する地方出入国在留管理局に報告することとされていることから、当該報告の内容については、審査の参考とすること。

過去に外国人起業活動促進事業又は特区事業を利用したことがある場合は、それらの事業を活用して在留した期間を合算して２年を超えないよう留意する。

その他、第１０編第４章第３節に基づき審査する。

オ 在留期間

（ア）在留資格の決定時

「１年」を決定する。

ただし、外国人起業促進実施団体が、上陸後又は在留資格の変更後６月以内に、当該起業準備活動に係る事業の規模が在留資格「経営・管理」の要件に該当する見込みがあると判断した場合は、「６月」を決定する。

過去に外国人起業活動促進事業又は特区事業による在留歴がある場合には、それらの事業を活用して在留した期間の累計と今次付与する期間との合計が２年を超えないように「１年」又は「６月」を決定する。

（イ）在留期間更新許可申請時

「６月」を決定する。

カ　入国・在留目的コード

[redacted]

キ　指定する活動

外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）第５の認定を受けた外国人起業活動管理支援計画に基づき、起業準備活動計画の確認を受けた者が、下記の外国人起業促進実施団体の管理又は支援の下二年を超えない期間で、本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

記

外国人企業促進実施団体名（地方公共団体等名）

ク　その他（ア）申請代理人

a　当該申請をする外国人が経営を行うこととなる事業の本邦の事業所の職員又は当該事務所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）

b　当該申請に係る起業準備活動について起業準備活動計画の確認をした外国人起業促進実施団体の職員

（イ）　資格外活動

資格外活動は認めない（起業準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開

始した後引き続き当該事業の経営を行う活動により報酬を受ける活動は、資格外活動には当たらない。)。

ケ　留意事項

（ア）在留期限内の確実な処分

「特定活動（告示４４号)」においては、在留資格決定時に原則「１年」、在留期間更新時には「６月」を許可することとしている。この場合において特例期間が生じた場合、最後の在留期間更新時に「６月」の許可とすべきところ、同資格による通算の在留期間が２年を超えてしまうため、これを許可することができないこととなる。これを予防するため、本事業を目的とした在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請（特区事業によって「経営・管理」の在留資格が許可された者からの申請に限る。）を受け付けた際は、当該申請について即日処理するなど、在留期限内の確実な処分に努める。

（イ）告示改正後初回更新時の申請種別

令和７年１月１日に「特定活動（告示４４号)」の告示が改正された。改正前後では指定する活動が異なるため、本来であれば在留資格変更許可申請として受け付けるところ、実質的な活動内容が変わらないこと、在留資格変更許可申請とすると申請者の混乱を招く可能性が考えられることから、「特定活動（告示４４号)」の在留資格をもって在留する者について、今後、初回の更新の際は、在留期間更新許可申請として受け付ける。

なお、指定書については、改正後のものに差し替えるよう留意する。

（２７）特定外国人起業家の配偶者等（告示４５号）

ア　該当範囲

特定外国人起業家の上記（２６）キに規定する活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

イ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　扶養者との身分関係を証する文書

②　扶養者の在留カード又は旅券の写し

③　滞在費を明らかにする資料

（イ）在留期間の更新時

①　扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がない場合、提出を免除して差し支えない。

②　滞在費を明らかにする資料

ウ　在留期間

上記（６）エのとおり決定する。

エ　入国・在留目的コード

[redacted]

オ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）第四十四号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

カ　資格外活動

第１０編第２章第２節第２の４と同様、申請に係る活動の内容に応じて要件の適合性を確認した上、包括的又は個別的に資格外活動を許可する。

（２８）本邦大学等卒業者（告示４６号）

ア 該当範囲

法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づき、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動であって、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含み、風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務（いわゆる業務独占資格が必要な業務）を除くもの。

なお、ここでいう「業務独占資格が必要な業務」とは、企業の市場参入規制に相当する、個人の特定の市場への参入を規制する目的を持つものを意味する。

イ　用語の定義

（ア）「本邦の公私の機関」、「契約」及び「常勤の職員」については、第１節を参照。

（イ）「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とは、日本語を活用し、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることを意味し、通訳を兼ねた外国人観光客対応や、日本語能力が低い他の外国人従業員に対する指導などが含まれる業務をいう。

そのため、単に雇用主からの作業指示や日本語で記載された業務マニュアル等を理解して行うだけの業務では、円滑な意思疎通を要する業務とはいえない。

（ウ）「日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力」とは、具体的には、独立行政法

人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」のＮ１のレベルに合格する能力である。また、同試験のほか、他の日本語能力に関する試験でこれと同等の能力を有していると考えられるものとして、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「ＢＪＴビジネス日本語能力テスト」において４８０点以上を得点した者が対象となる。

なお、現時点においては、上記いずれかの試験に係る合格・成績証明書を提出させて確認する。

（注）日本語能力試験については、旧試験制度の「１級」も対象となる。

（エ）「（上記（ウ）の能力を有することを）試験その他の方法により証明されていること。」の「その他の方法」とは、現時点においては、日本語を専攻して大学を卒業していることの証明が該当する。この場合においては、外国の大学を含む。

なお、「日本語を専攻して」については、第９節第２の３を参照。

（オ）「本邦の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、第一号ハに規定する短期大学等の専攻科又は同号ニに規定する専修学校の専門課程の学科において修得した学修の成果等を活用するものと認められること。」とは、従事しようとする業務内容に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は今後当該業務を行うことが見込まれることを意味する。

ウ　立証資料

（ア）在留資格決定時

①　申請人の学歴等を証明する文書

a　本邦の大学卒業者又は大学院修了者

卒業（修了）証書（写し）又は卒業（修了）証明書（学位の確認が可能なものに限ります。）

b　本邦の短期大学若しくは高等専門学校を卒業又は専門職大学の前期課程を修了し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格して、学士の学位を授与された者

（ａ）本邦の短期大学又は高等専門学校卒業者については卒業証書（写し）又は卒業証明書、専門職大学前期課程修了者については修了証書（写し）又は修了証明書

（ｂ）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が交付した学位記（写し）又は学位授与証明書

ｃ　認定専修学校専門課程を修了し、高度専門士の称号を付与された者

高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書

②　日本語能力試験Ｎ１又はＢＪＴビジネス日本語能力テスト４８０点以上の成績証明書（写し）

なお、外国の大学において日本語を専攻した者については、当該大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書（学部・学科、研究科等が記載されたものに限る）

③　労働契約を締結する場合は、労働基準法第１５条第１項及び同法施行規則第５条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書

④　雇用理由書（日本語を活用した業務及び大学において修得した知識を活用した業務について説明した文書（所属機関が作成したもの））

なお、上記③に記載された業務内容から、日本語を用いた業務等、本制度に該当する業務に従事することが明らかな場合は、免除して差し支えない

⑤　勤務先の事業内容及び申請人が従事する事業分野が分かる資料（会社のパンフレット、ホームページの写し若しくはその他の勤務先等の作成した文書、写真等若しくは案内書等又は登記事項証明書）

（注）必ずしも登記事項証明書を求める必要はなく、申請人が従事しようとする業務が判別できる程度の資料で足りる。

⑥　課税証明書及び納税証明書（証明書を取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、賃金台帳の写し等）ただし、他の就労資格からの在留資格変更許可申請又は、転職による在留資格変更許可申請に限る。

（注）転職による在留資格変更許可申請については、①及び②は求めない。

（イ）在留期間の更新時

①　課税証明書及び納税証明書（証明書を取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、賃金台帳の写し等）

②　その他参考となる資料

エ　審査のポイント

（ア）在留資格決定時

① 雇用契約書、雇用理由書等の所属機関が作成した文書（写しを含む。）から、申請人が本邦において行おうとする活動が、告示４６号の活動の範囲に該当することを確認する。

② 告示別表第１１の要件に該当することを立証資料により確認する。

③ その他、第９編第２章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

（注）大学における専攻と従事しようとする業務内容の関連性は問わない。

※ 在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示４６号)」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

（イ）在留期間の更新時

前回申請時に提出された資料から報酬内容を確認した上で、今回提出された課税証明書・納税証明書と照合し、適正な報酬を受けていることを確認する。なお、昇給についても念頭において審査をすること。

その他、第１０編第４章第３節に基づき審査する。

（ウ）留意事項（共通）

① 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。」については、第１節第２の３に規定されているところ、「他の企業の同種の職種の賃金」の確認については、「民間給与実態統計調査」（国税庁公表)、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省公表)、「民間給与の実態」（人事院公表）等の公的機関による各種公表資料についても参考とする。

また、申請人が、他の職員よりも語学に関する能力が高く採用されたことを背景としている場合、それらが加味された報酬となっているかを確認する。

なお、本件については、既に出国した元留学生についても対象となるが、これらの者が本国等において経験を積んでいる場合、その経験に応じた報酬が支払われることとなっているかについても慎重に確認することとする。

② 「日本語能力試験」の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１節第１１参照。

オ 在留期間

在留期間	運用

５年	次のいずれにも該当するもの。 ① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 別表第一の「教授」から「技能」までの在留資格又は特定活動」（本邦大学卒業者）で、３年以上の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き当該活動に該当する活動を通算３年以上行っているもの ③ 就労予定期間が３年を超えるもの ④ 過去の申請内容から、適正な報酬を受けていることに特段の疑義がないもの

３年	次のいずれかに該当するもの。 ① 次のいずれにも該当するもの a 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） b 別表第一の「教授」から「技能」までの在留資格又は「特定活動」（本邦大学卒業者）で、引き続き２年以上当該在留資格に該当する活動を行っているもの c 過去の申請内容から、適正な報酬を受けていることに特段の疑義がないもの ② ５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当すること a 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの b 過去の申請内容から、適正な報酬を受けていることに特段の疑義がないもの c 就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ③ ５年、１年、６月又は３月の項のいずれにも該当しないもの （注）ただし、１年の項の①を除く。

１年	次のいずれかに該当するもの。 ①　「特定活動」（本邦大学卒業者）を初めて決定されるもの及び初回の在留期間更新に係るもの （注）５年の項の②、３年の項①ｂを除く。 ②　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれかに該当しないこと ａ　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの ｂ　過去の申請内容から、適正な報酬を受けていることに特段の疑義がないもの ③　（申請人の）職務上の地位及び活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ④　就労予定期間が６月を超え１年以内であるもの
６月	就労予定期間が３月を超え６月以内であるもの
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

※２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

※３　他の就労資格の在留期間更新許可申請が不許可（終止）処分となり、「特定活動」（出国準備期間）からの申請に及ぶ者については、従前の就労資格から直接、在留資格変更許可申請があったものとみなして在留期間の決定をして差し支えない。

カ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、下記の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を

要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。）及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

記

機　関　名：

本店所在地：

キ　入国・在留目的コード

[redacted]

（２９）本邦大学等卒業者の配偶者等（告示４７号）

ア　該当範囲

「特定活動」（本邦大学等卒業者）に掲げる活動を指定された者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

イ　立証資料

（ア）次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書（在留期間の更新において、身分関係に変更がない場合で住民票の提出があるときは、免除して差し支えない。）

①　戸籍謄本

②　婚姻届受理証明書

③　結婚証明書

④　出生証明書

⑤　上記①から④までに準ずる文書

（イ）扶養者の在留カード、旅券の写し又は住民票（注）旅券の写しについては、扶養者との身分関係の存在確認に資するとともに、在留資格の該当性の判断及び在留期

間の決定に資することを目的とするものであることから、身分事項、在留資格及び在留期間の記載のあるページのみで足りる。

（ウ）扶養者の職業及び収入を証する次の文書

① 在職証明書

② 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

ウ 在留期間

上記（６）エのとおり。

エ 指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）第四十六号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

オ 入国・在留目的コード

[redacted]

カ 在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示４７号）」と記入する。

キ 資格外活動

第１０編第２章第２節第２の５と同様、申請に係る活動の内容に応じて要件の適合性を確認した上、包括的又は個別的に資格外活動を許可する。

（３０）スキーインストラクター（告示５０号）

ア 該当範囲

一定の資格を有する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動

イ 立証資料

（ア）公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「ＳＩＡ」という。）が認定するアルペンスキー・ステージⅠからアルペンスキー・ステージⅣまでのいずれかの資格又はＳＩＡがこれと同等以上と認めるスキーの指導に関する資格（注）を有することを証明する文書

（注）対象となる資格については、入管ＷＡＮ「在留審査情報統合掲示板」に掲載する。

（イ）申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料

a　労働契約を締結する場合は、雇用契約書並びに労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１５条第１項及び労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第５条の規定に基づき労働者に交付される労働条件を明示する文書

b　雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書

（ウ）契約先等の沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された案内書その他契約先等が作成した文書又は登記事項証明書

ウ　審査のポイント

（ア）申請書の記載及び上記アの資料から、申請人が本邦において行おうとする活動が、告示第５０号の活動に該当することを確認する。

（イ）申請書の記載及び上記アの資料から、申請人が、告示別表第１２に掲げる要件のいずれにも該当することを確認する。

（ウ）その他、第９編第２章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

エ　在留期間の更新

スキーシーズンのみにおける期間限定の滞在を前提としているため、在留期間の更新は原則として認めない。ただし、在留期間「３月」を決定された者については、合理的な理由がある場合に限り、１回の更新を認める。

オ　決定する在留資格

「特定活動」

カ　在留期間

（ア）予定する活動期間が３月を超える場合は、「６月」

（イ）予定する活動期間が３月以内の場合は「３月」

キ　入国・在留目的コード

[redacted]

ク　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十二に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動

ケ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示５０号)」と記入する。

（３１）未来創造人材（告示５１号）

ア　対象者の要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

（ア）大学格付３機関（クアクアレリ・シモンズ社（英国)、タイムズ社（英国)、シャンハイ・ランキング・コンサルタンシー（中国)）の大学ランキングのうち２つ以上において１００位以内の大学又は当該大学の大学院（以下「大学等」という。）を卒業（大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与された場合を含む。以下同じ。）していること。

（イ）在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の時点において、上記（ア）に規定する大学等を卒業してから５年以内であること。

（ウ）在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の時点において、申請人の預貯金の額が日本円に換算して２０万円以上であること。

イ　在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請の取扱い

（ア）立証書類

a　上記ア（ア）に規定する大学等を卒業したこと及び当該大学等卒業後５年以内であることを証する文書（卒業証明書等）

b　滞在当初の生計維持費として２０万円相当額を所持していることを証する資料（預金通帳写し等）

c　経歴書（別添参考）

d　滞在予定表（別添参考）

（イ）審査

上記（ア）の立証書類等から、申請人が次のいずれの要件にも該当していることを確認する。その他、入国・在留審査要領（以下「入在要領」という。）第９編第２章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

a　上記ア（ア）に規定する大学等を卒業したこと。

b　大学等卒業後５年以内であること。

c　申請人が本邦における就職・起業の準備に係る活動を行うこと。

d　生計維持費として２０万円相当額を所持していること。

e　過去に本件未来創造人材制度又は類似の制度（「特定活動（継続就職活動）」、外国人起業活動促進事業、国家戦略特区創業活動促進事業、「特定活動（卒業後起業活動）」、JETRO の支援する事業に係る特例、地方公共団体の起業支援対象者に係る特例。以下同じ。）を利用したことがないこと。利用したことがある場合は、その際付与された在留期間の累計が１年６月以内であること。

f　安全保障貿易管理上の懸念がないこと。

（ウ）決定する在留資格

「特定活動」（特定活動告示第５１号）

（エ）在留期間

a　原則「１年」を決定する。

b　過去に本件未来創造人材制度又は類似の制度による在留歴がある場合には、その際付与された在留期間の累計と今次付与する期間との合計が２年を超えないように「１年」又は「６月」を決定する。

c　滞在予定期間が６月以内である場合又は在留状況を６月に１度確認する必要がある場合は、「６月」を決定する。

（オ）指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第５１号に掲げる要件のいずれにも該当する１８歳以上の者が、本邦において２年を超えない期間滞在して行う、就職活動及び本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動（以下「起業準備活動」という。）並びにこれらの活動を行うために必要な資

金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動並びに起業準備活動に付随して行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

（カ）入国・在留目的コード

[redacted]

ウ　在留期間更新許可申請の取扱い

（ア）立証書類

a　就職活動・起業準備活動を行っていることを明らかにする資料

b　滞在予定表（別添参考様式）

（イ）審査

上記ウ（ア）の立証書類等から、申請人が次のいずれの要件にも該当していることを確認する。その他、入在要領第１０編第１章第３節に基づき審査する。

a　申請人が就職・起業準備活動に従事すること。

b　過去に本件未来創造人材制度又は類似の制度を利用したことがある場合は、その際付与された在留期間の累計と今次付与する在留期間との合計が２年以内であること。

c　在留状況が良好であると認められること。

d　安全保障貿易管理上の懸念がないこと。

（ウ）在留期間

a　原則「１年」を決定する。

b　今次付与する期間との合計が２年を超えないように「１年」又は「６月」を決定する（過去に本件未来創造人材制度又は類似の制度による在留歴がある場合も同様とする。）。

c　滞在予定期間が６月以内である場合又は在留状況を６月に１度確認する必要がある場合は、「６月」を決定する。

（３２）未来創造人材の配偶者又は子（特定活動告示第５２号）

ア　対象者の要件

上記（３１）の未来創造人材として在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として日常的な活動を行うものであること。

（注１）「配偶者」には、内縁の者は含まれない。

（注２）「子」には、成年に達した者及び養子も含まれる。

（注３）「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動も含まれるが、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動は含まれない。

イ　在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請の取扱い

（ア）立証書類

a　次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書

①　戸籍謄本

②　婚姻届受理証明書

③　結婚証明書

④　出生証明書

⑤　上記①から④までに準ずる文書

b　扶養者の在留カード又は旅券の写し

（イ）審査

入在要領第９編第２章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

（ウ）決定する在留資格

「特定活動」（特定活動告示第５２号）

（エ）在留期間

a　在留資格認定証明書交付申請の場合は、交付日を起算点として、扶養者の現在（在留申請中の場合は許可後）の在留期間の満了日までの残余期間を上回り、かつ、当該在留期間の満了日から１月を超えない期間を月単位で決定する（ただし、中長期在留者となるよう決定する在留期間は「４月」以上とする。）。なお、扶養者が未入国の場合にあっては、扶養者と同じ在留期間を決定する。

b　在留資格変更許可申請の場合は、許可後の在留期間の満了日が、許可日を起算点として扶養者の現在（在留申請中の場合は許可後）の在留期間の満了日以降の日であって、当該満了日から１月を超えない日となるよう月単位で決定する（ただし、中長期在留者となるよう決定する在留期間は「４月」以上とする。）。

（オ）指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第５１号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（カ）入国・在留目的コード

[redacted]

ウ　在留期間更新許可申請の取扱い

（ア）立証書類

扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がない場合、提出を免除して差し支えない。

（イ）審査

入在要領第１０編第１章第３節に基づき審査する。

（ウ）在留期間

上記イ（エ）b のとおり。ただし、「在留資格変更許可申請」を「在留期間更新許可申請」と読み替えることとする。

エ　資格外活動

第１０編第２章第２節第２の５と同様、申請に係る活動の内容に応じて要件の適合性を確認した上、包括的又は個別的に資格外活動を許可する。

（３３）デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）（告示５３号）

ア　用語の意味

（ア）「外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動」外国の公私の機関との雇用契約に基づいて、本邦においてリモートワーク等に従事し、報酬を受ける活動

（イ）「外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）」外国の公私の機関における貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する者（フリーランスや個人事業主を含む。）が行う国際的なリモートワーク。本邦の公私の機関との契約に基づいて報酬を受ける活動や、本邦に事業の基盤を有して行う物品の販売・役務提供等は認められないが、個人事業主が事業の一部として本邦の公私の機関及び本邦の個人向けに売買契約を締結することは、あくまで国外事業の経営の一部として許容され得る（注）。

（注）国内労働市場へ影響しない範囲での活動に限られることから、本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除いているが、例えば、インターネット上で国際的に販売業、ｅコマースを行っている場合で、外国の公私の機関に加えて、事業の一部として本邦の公私の機関や個人と売買契約を締結することは許容され得る。

他方で、本邦の公私の機関や個人と雇用契約や委任契約等を締結して役務提供することは、本体活動の内容として認められない。そのため、日本国内向けに、ＩＴディベロッパー等としてシステム開発・納品、コンサルティング業務、オンラインでの外国語指導、インフルエンサーとしてＳＮＳ上で商品の宣伝活動を行うことは許容されない。

（ウ）「本邦に上陸する年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日において開始し、又は終了する十二月の期間の全てにおいて、本邦での本号に規定する活動を指定されて滞在する期間が六か月を超えないこと」

滞在期間が複数年にまたがる場合、同一年内に収まる場合のいずれの場合であっても本邦での滞在期間が６月を超えないことを要する。

なお、この６月の滞在期間には、「短期滞在」等の他の在留資格における滞在期間は含まれないため、告示５３号で本邦に入国する日の直近６月以内に「短期滞在」等の他の在留資格での入国歴があっても差し支えない。

（エ）「申請の時点において」

「申請の時点において」は、「上陸申請の時点」を指す。

（オ）年収が千万円以上であること

申請時点で、納税証明書等の立証資料を提出することが可能な直近の年収が千万円以上であることを要する。したがって、本邦入国後の年収が千万円を下回る場合であっても、当該要件の該当性が否定されるものではない。

イ 該当範囲

（ア）対象となる者

次のいずれにも該当する者

① 告示別表第十四に掲げる国籍者等であること。

② 申請の時点において、申請人の年収が日本円に換算して千万円以上（配偶者又は子が告示５４号に掲げる活動を指定されて本邦に在留し又は在留しようとしている場合にあっても、年収要件の金額加算は行わない。）であること。

③ 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

（イ）活動範囲

６月を超えない期間滞在して行う国際的なリモートワーク等に従事する活動（資格外活動不可）

（ウ）滞在期間

６月（更新不可）

ウ　立証資料

①　具体的な在留目的を明らかにする資料（本邦における連絡先、活動内容及び滞在期間に係る記述を含む。）

（注１）本邦入国後の活動内容等を在留資格認定証明書交付申請書の「具体的な在留目的」の欄又は活動予定表（参考様式）に記入させる。

（注２）年収額を偽って申告し在留資格認定証明書の交付又は査証の発給を受けて、上陸許可の証印等を受けた場合は、在留資格の取消しの対象となる。

②　申請人が就労した国等において発行された納税証明書又は所得証明書、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約書、取引先との契約書（契約金額が明記されているもの）、年収に係る入金が分かる申請人名義の銀行等の預貯金口座の資料（預貯金通帳等の写し）、その他、これらに相当する年収額が分かる資料

（注）原則として納税証明書又は所得証明書において年収額を確認することとし、納税証明書等の提出ができない場合は、雇用契約書や預貯金通帳口座の写し等により年収額を確認することとする。提出資料から年収額について、不審な点が認められる場合（[redacted]）は、年収額の詳細を明らかにする資料の提出を求める。

③　民間の医療保険に加入していることを証明する資料

（注）本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっており、また補償内容に本邦滞在中の死亡、負傷、疾病に罹患した場合が含まれているもの。

なお、申請人名義のクレジットカードに付帯する保険で当該補償内容を担保できる場合は、当該補償内容等を証明する資料等の提出を求める。

エ　審査

①　旅券等の写しにより、申請人が、告示別表第十四に掲げる国又は地域の国籍者等であることを確認する。

②　在留目的が、上記ア（ア）又は（イ）に該当する活動であることを確認する。

③　年収が千万円以上であることを確認する。

（注１）提出された資料では年収要件を満たさないが、申請書等における申告額は年収要件を満たしているときは、当該申告のあった年収額を有することを明らかにする資料の提出を求める。

（注２）[redacted]

④ 申請人が加入する民間保険（申請人名義のクレジットカードに付帯する保険を含む。）について、本邦滞在中に死亡、負傷、疾病に罹患した場合が補償の対象となっていること、当該保険の傷害・疾病への治療費用補償額が千万円以上であること及び本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっていることを確認する。

（注）クレジットカード付帯保険の場合には、保険適用条件を確認し、本邦在留中の活動が補償対象となることが担保されていることを確認する。例えば、旅行代金の一部を当該クレジットカードで支払うことが保険の適用条件となっている場合には、当該クレジットカードで支払った旅行代金の領収証等の提出を求める。

オ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第５３号に掲げる要件のいずれにも該当する者が、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）

カ　在留期間

「６月」とする。

※　更新不可

キ　その他の留意事項

（ア）本号に係る在留資格認定証明書交付申請については、代理人に係る規定を設けていないことから、原則本人からの申請を想定している。

（イ）本号に該当する外国人は、中長期在留者には該当しないものの、最長６月の在留が想定されることから、災害等の非常時に申請人と連絡を取ることができる手段を確保する観点から、申請時に連絡先（日本国内で連絡することが可能な電話番号及びメールアドレス）を記載させる。

（ウ）資格外活動許可申請及び本号への在留資格変更申請があった場合は、制度の趣旨に鑑み、原則としてこれを認めない。

（３４）デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）が帯同する配偶者又は子（告示５４号）

ア 用語の意味

（ア）「帯同する」

必ずしも告示５３号に該当する者と同時に入国する必要はない。なお、本号に該当する配偶者又は子が、告示５３号に該当する者に先行して単独で入国すること、又は告示５３号に該当する者が出国した後に単独で本邦に在留することは認められない。

（イ）扶養を受ける配偶者又は子

「扶養を受ける」とは、扶養者が扶養の意思を有し、かつ、扶養することが可能な資金的裏付けを有すると認められることをいう。また、配偶者にあっては原則として同居を前提として扶養者に経済的に依存している状態、子にあっては扶養者の監護養育を受けている状態のことをいい、経済的に独立している配偶者又は子としての活動は含まない。

「配偶者」とは、現に婚姻が法律上有効に存続中の者をいい、離別した者及び内縁の者は含まれない。また、外国で有効に成立した同性婚による者も含まれない。

（注）法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあって社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。

社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

「子」には、嫡出子のほか、養子及び認知された非嫡出子が含まれる。また、成年に達した者も含まれる。

イ　該当範囲

（ア）告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者が帯同する扶養を受ける配偶者又は子であって、次のいずれにも該当する者

①　告示別表第十五に掲げる国又は地域の国籍者等であること。

②　本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

（イ）活動範囲

６月を超えない期間、告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者に同行し、扶養を受ける配偶者又は子が行う日常的な活動

（ウ）滞在期間

６月（更新不可）

ウ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者との身分関係を証する文書

②　具体的な在留目的を明らかにする資料（本邦における連絡先、活動内容、滞在期間及び同行者に係る記述を含む。）

（注）本邦入国後の活動内容等を在留資格認定証明書交付申請書の「具体的な在留目的」の欄又は活動予定表（参考様式）に記入させる。

③　民間の医療保険に加入していることを証明する資料

（注）本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっており、また補償内容に本邦滞在中の死亡、負傷、疾病に罹患した場合が含まれているもの。

なお、申請人等名義のクレジットカードに付帯する保険で当該補償内容を担保できる場合は、当該保証内容等を証明する資料等の提出を求める。

エ　審査

（ア）在留資格決定の場合

①　旅券等の写しにより、申請人が、告示別表第十五に掲げる国又は地域の国籍者等であることを確認する。

②　告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者の配偶者又は子であることを確認する。

（注）本号の規定により在留が認められる「扶養を受ける配偶者又は子」については、上記ア（イ）を参照。

③　在留目的が上記イ（イ）に該当する活動であることを確認する。

④　申請人等が加入する民間保険（申請人等名義のクレジットカードに付帯する保険を含む。）について、本邦滞在中に死亡、負傷、疾病に罹患した場合が補償の対象となっていること、当該保険の傷害・疾病への治療費用補償額が千万円以上であること及び本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっていることを確認する。

（注１）クレジットカード付帯保険の場合には、保険適用条件を確認し、本邦在留中の活動が補償対象となることが担保されていることを確認する。例えば、旅行代金の一部を当該クレジットカードで支払うことが保険の適用条件となっている場合には、当該クレジットカードで支払った旅行代金の領収証等の提出を求める。

（注２）告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留し又は在留しようとする者が有する民間保険における家族補償による場合は、当該者が有する民間保険の補償範囲等を確認する。

オ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第５３号に掲げる活動を行う次の者の扶養を受ける配偶者（又は子）として、短期滞在査証免除国のうち、同告示別表第十五に掲げるものの国籍者等であって、かつ、同号ニに該当するものが、本邦において６月を超えない期間滞在して行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国 籍 等：
氏　　名：
生年月日：

（注）上陸許可時に交付する指定書に記載する氏名等については、活動予定表（参考様式）又は告示第５３号の者の旅券の写しに記載された告示第５３号の者の氏名等により電算記録を検索し（家族が同時に入国する場合など、当該配偶者の旅券を確認できる場合は、当該旅券により）当該配偶者（告示第５３号の者）を特定して記載する。この際、本号に掲げる活動を指定されて本邦に入国しようとする者が単独で入国しようとする場合は、当該配偶者（告示第５３号の者）が本邦に在留していることを併せて確認する。

カ　在留期間

原則６月（更新不可）

（注）在留資格認定証明書交付申請の場合は、交付日を起算点として、扶養者の現在（在留申請中の場合は許可後）の在留期間の満了日までの残余期間を上回り、かつ、当該在留期間の満了日から１月を超えない期間を月単位で決定する。

なお、扶養者が未入国の場合にあっては、扶養者と同じ在留期間を決定する。

キ　その他の留意事項

上記（３３）キに同じ。

3　告示外特定活動

特定活動において指定する活動としては、特定活動告示に規定する活動のほか、就職先内定者及びその家族の継続在留活動（第２１節参照）、出国準備のための活動（第１０編第１章第４節参照）、人身取引等被害者の在留活動（同第３節参照）があるが、これ以外の活動を特に指定する必要があるときは、下記第２の２ないし１０に例示するものを除き、個別に法務大臣に請訓する。

ただし、取扱いについて別途通知されているものを除く。

第２　応用・資料編

1　特定活動告示

（1）台湾日本関係協会職員とその家族（告示３号）

本邦事務所の名称、所在地等は次のとおり。

ア　台北駐日経済文化代表處（０３－３２８０－７８１１）
東京都港区白金台５－２０－２

イ　台北駐日経済文化代表處横浜分處（０４５－６４１－７７３６～８）
横浜市中区日本大通り６０　朝日生命横浜ビル２階

ウ　台北駐大阪経済文化弁事處（０６－６４４３－８４８１～７）
大阪市西区土佐堀１－４－８日栄ビル４階

エ　台北駐大阪経済文化弁事處福岡分處（０９２－７３４－２８１０）
福岡市中央区桜坂３－１２－４２

オ　台北駐日経済文化代表処那覇分處（０９８－８６２－７００８）
那覇市久茂地３－１５－９アルテビル那覇６階

カ　台北駐日経済文化代表処札幌分處（０１１－２２２－２９３０）
札幌市中央区北４条西４丁目１番地伊藤ビル５階

（2）国際仲裁代理

本邦の公私の機関ではないもの（事業主体性のない個人）との契約に基づき国際仲裁代理を行うために本邦に入国しようとする外国弁護士について、平成８年８月３０日、特定活動告示に追加した。

ア　特許関係に関する国際仲裁代理を行わせるために、一個人が外国弁護士と契約した場合のように、当該依頼主が事業主体性を有しない場合、「本邦の公私の機関」に当た

らないことから、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格には該当しないこととなる。本改正ではこのような場合でも、外国弁護士の入国が可能となるよう改正告示を追加したものである。

（ア）依頼主が外国にあるもの（企業であると個人であるとを問わない。）である場合には、我が国で報酬を受ける活動に従事するものではないので、在留資格「短期滞在」を付与する（「短期商用」の一類型である。）。

（イ）依頼主が我が国の企業等「本邦の公私の機関」（事業主体性を有する個人を含む。）である場合には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を付与する。

（ウ）依頼主が外国にあるものではなく、かつ、「本邦の公私の機関」に該当しないもの（単なる一個人である場合等。したがって、事業主体性を有するものは除かれる。）である場合には、在留資格「特定活動」を付与することとなる。

イ　我が国において国際仲裁代理を行う外国弁護士については、上記（ａ）～（ｃ）で示したように依頼主に応じて３種類の在留資格に分けられるところ、このうち「短期滞在」以外の在留資格に該当するものについては、在留資格認定証明書の交付を受け、又は同証明書の交付を受けることなく在外公館限りで就業査証の発給を受ける必要がある。この点については、本省司法法制部や在外公館等のルートを通じて広報がなされる予定であるが、我が国の企業、個人から地方出入国在留管理局に対して国際仲裁事件に関係する外国弁護士の入国手続に関する照会があった場合には、上記に十分留意した上で説明を行う。

また、外弁法第５８条の２により、国内において雇用される場合は除かれることから外国弁護士が数か月以上在留する可能性は低いものと見込まれるが、仮に国際仲裁代理のために引き続き在留する必要がある旨の申立があった場合には、たとえ「短期滞在」の在留資格であったとしても在留期間更新許可申請を受け付け、本庁に連絡の上その指示を受ける（米国人の査証免除事案にあっても同じ。）。

なお、外弁法第５８条の２においては、外国弁護士が国際仲裁代理が認められるのは「外国において依頼され又は受任する」ことを要件としているところ、当初正式な受任契約がないとして「短期滞在」で入国する場合も考えられる。このような場合で、入国後に正式の受任契約を締結したことを理由に「技術・人文知識・国際業務」又は「特定活動」への在留資格の変更申請があったときには、上記と同じく当該申請を受け付け、本庁に連絡の上その指示を受ける。

（３）インターンシップ

ア　インターンシップ（外国の大学生等が学業等の一環として、我が国の企業等において実習を行う活動）に従事しようとする者には、従来、在留資格「文化活動」又は「短期滞在」を付与してきたが、本告示施行（平成１１年１０月１日）後は、本邦の公私の機関から報酬を受ける場合にあっては、「特定活動」の在留資格を付与する。

イ　本邦の公私の機関から報酬を受けない場合（生活手当等の支給を受けることは妨げない。）にあっては、滞在期間が９０日を超える場合は、「文化活動」の在留資格を、滞在期間が９０日を超えない時は「短期滞在」の在留資格を付与する。

ウ　インターンシップ（文化活動又は短期滞在の在留資格を決定する場合を含む。）の審査に当たっては、特定活動第９号の審査の留意点を参照して、審査する。

（４）特定研究等活動又は特定情報処理活動の両親若しくはその配偶者の両親

ア　扶養者との同居

「親」は、扶養者と同居し扶養を受ければ足りる。したがって、配偶者の「親」であっても、扶養者と同居し扶養を受ければ（当該配偶者と同居しなくても）要件を満たすこととなる。

イ　外国における同居・扶養

「親」は、外国において扶養者と同居し、その者の扶養を受けていたことが要件となる。

したがって、配偶者の「親」であっても、扶養者と同居しその者の扶養を受けていたことが要件となる。

ウ　扶養者と共に転居

（ア）現に外国において扶養者と同居し扶養されている「親」が、当該扶養者と同時に上陸申請する場合、「扶養者と共に本邦に転居をする」という要件を満たすことは明らかであるが、特段の事情（注）により「親」が扶養者と同時に上陸申請しない場合であっても、在留資格認定証明書交付申請の審査において、扶養者との同居事実及び扶養者と共に本邦に転居をする意思を有することが確認され、同証明書が交付されている場合には、この要件を満たすこととなる。

（注）「特段の事情」とは、扶養者が日本の生活事情の把握や住居探しのため２～３か月先に一人だけ入国している場合などが挙げられる。

なお、扶養者の入国前に「親」だけが上陸申請した場合は、当該「親」は本件告示の対象とならない。

（イ）特定研究活動者等が既に本邦で活動を行っているにもかかわらず、「親」が単独で外国での生活を継続している場合（特定研究活動者等が、来日後に「親」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う場合を含む。）には、当該「親」は本件告示の対象とはならない。

2　告示外特定活動（特定活動に係る告示に定められていないが、過去に法務大臣が個々の外国人について特に指定することを認めた活動であって、今後も同様の活動に対し指定することが適当と認められるもの）

【留意事項】

（１）立証資料

告示外指定活動（先例）に係る「立証資料」については、下記のそれぞれの条件を満たしていることが確認できる文書を適宜提出させる。

（２）在留期間

ア　現在指定されている活動による「特定活動」への在留資格変更後３年が経過する場合で、在留状況に特段の問題が認められないときは、「３年」の期間を決定する。

イ　在留資格変更により、新たに「特定活動」の在留資格を決定する場合及び上記ア並びに下記ウ及びエに該当しない場合は、「１年」の期間を決定する。

ウ　予定滞在期間が３月を超え６月以内の場合は、「６月」の期間を決定する。

エ　予定滞在期間が３月以内の場合は、「３月」の期間を決定する。

オ　本邦に在留する外国人の扶養を受ける日常的な活動を特に指定される者その他当該外国人に随伴する者としての活動を行う者については、上記アからウにかかわらず、以下のとおり在留期間を決定する。

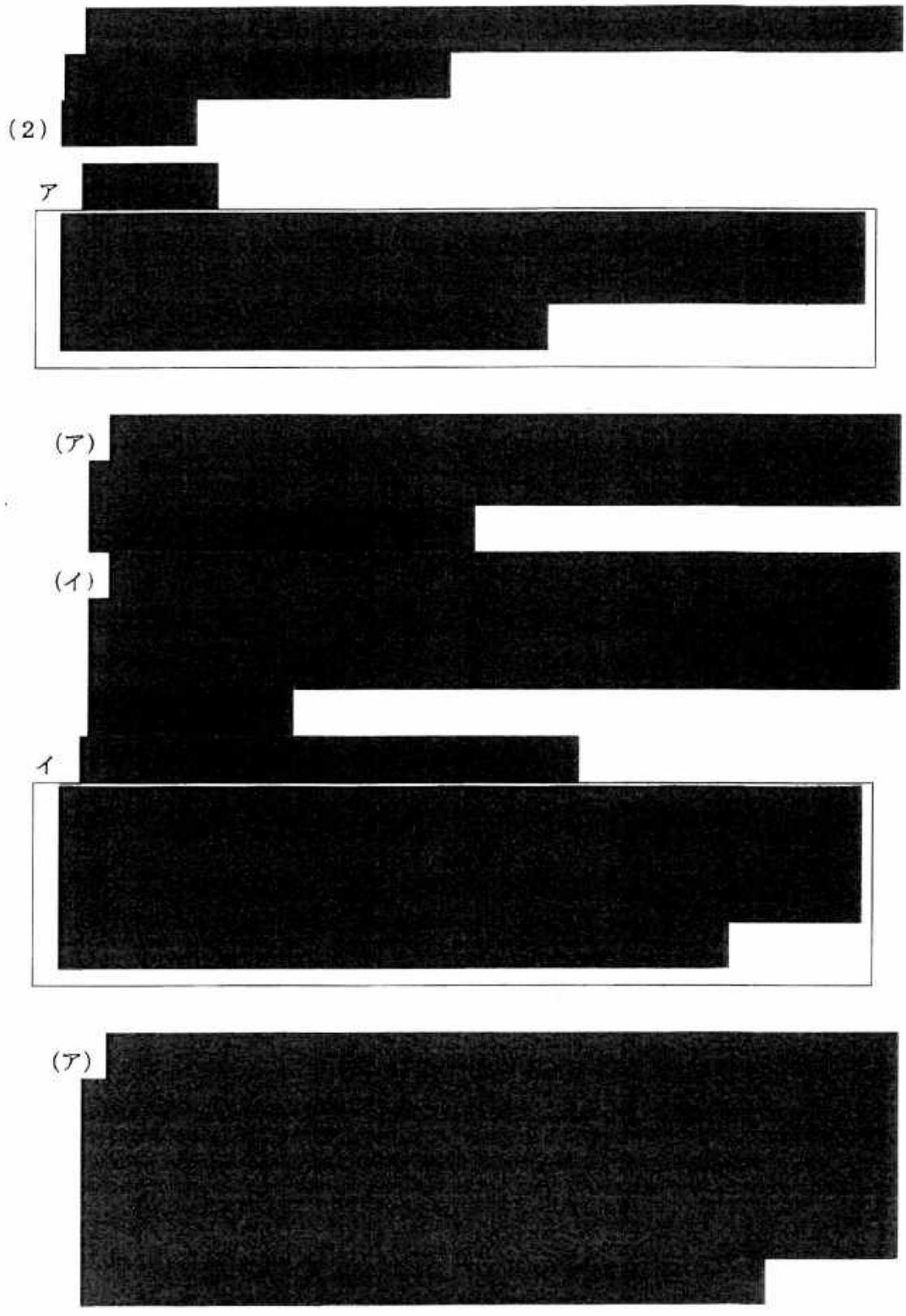
①　新たに「特定活動」の在留資格を決定する場合は、「１年」を上限として、上記第１の２（６）エに則り在留期間を決定する。

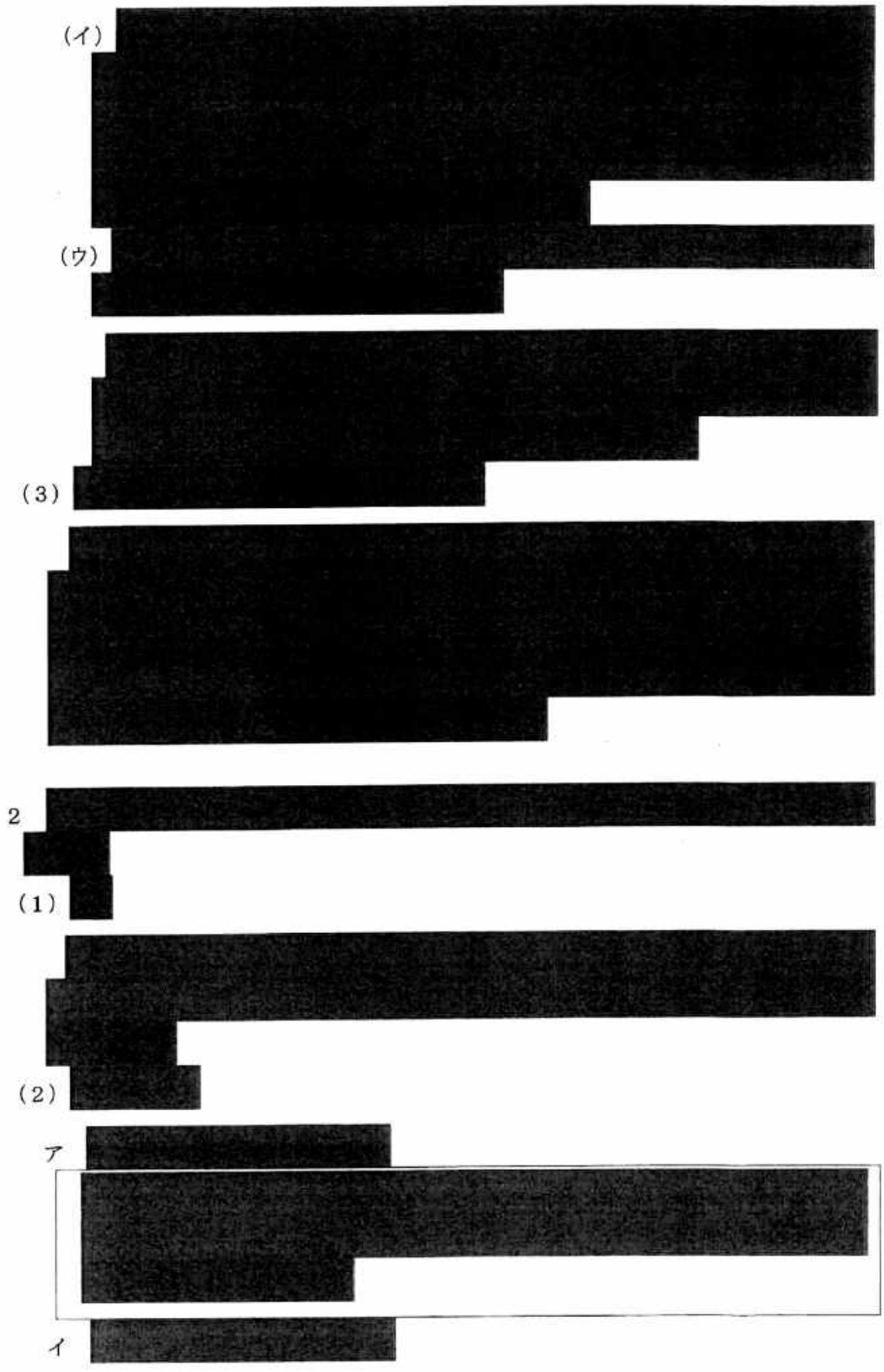
②　現在指定されている活動に係る「特定活動」に在留資格変更等後３年が経過し、かつ、在留状況に特段の問題が認められないときは、１回の在留期間の上限を「３年」として、上記第１の２（６）に則り在留期間を決定する。

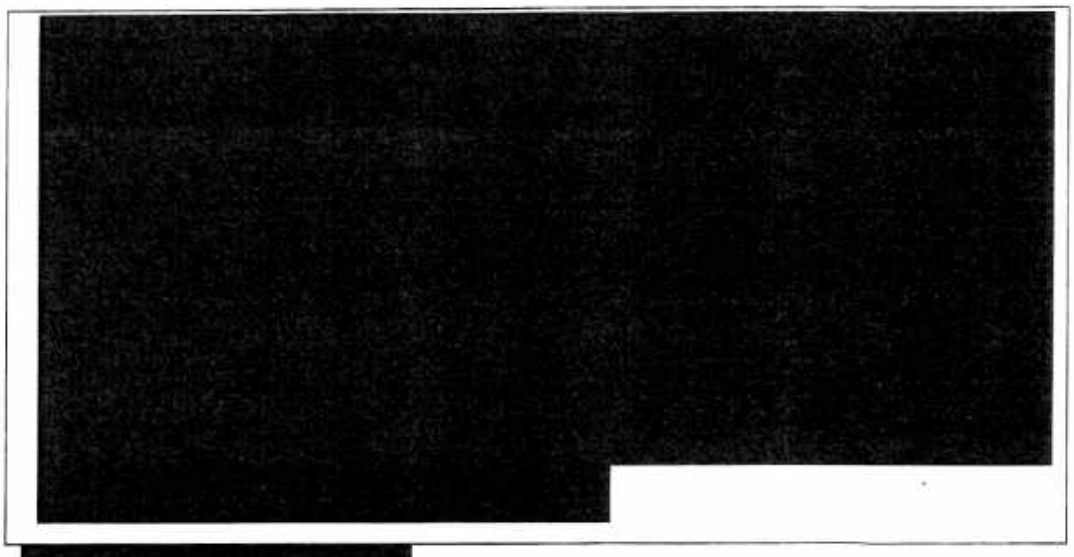
【先例】

1 [redacted]

（1）[redacted]



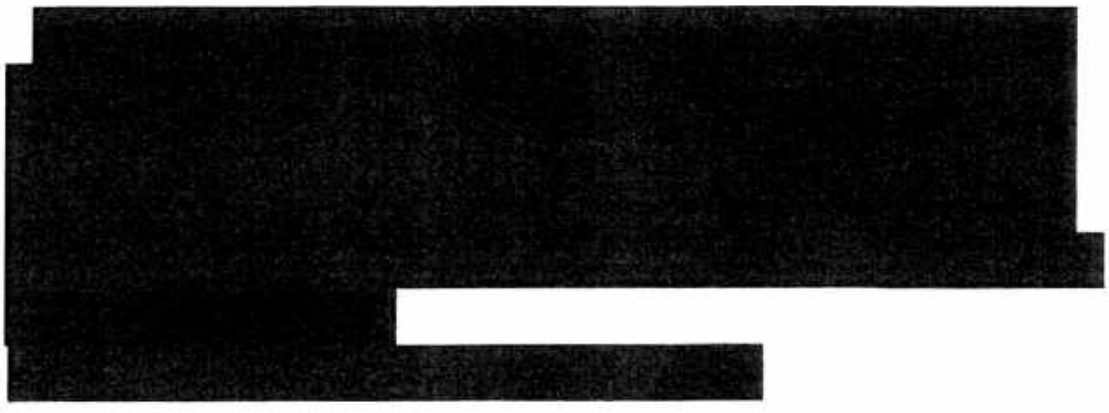

（イ）
（ウ）
（3）
2
（1）
（2）
ア
イ



（３）

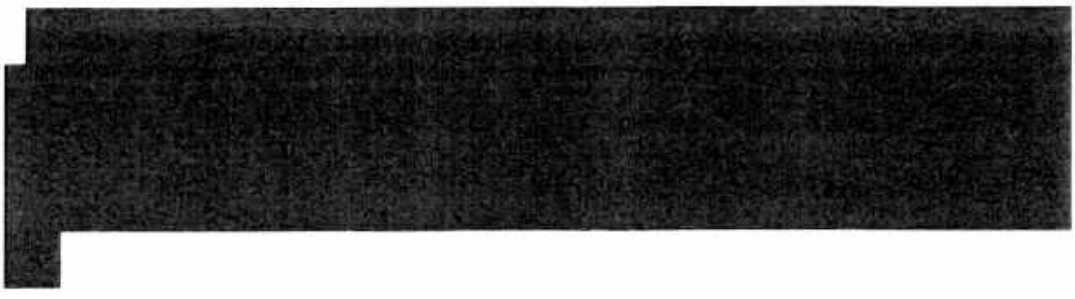


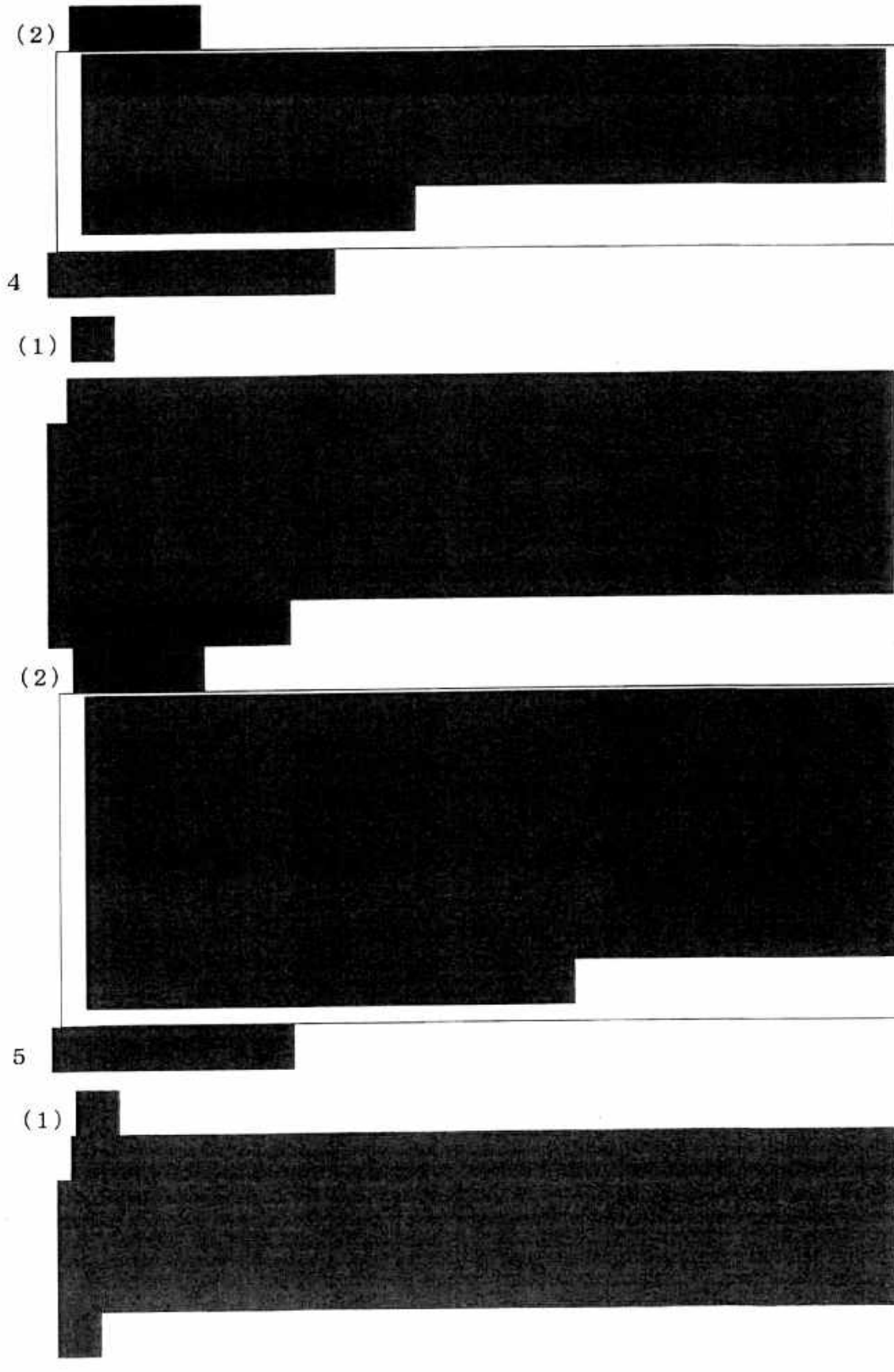
（４）

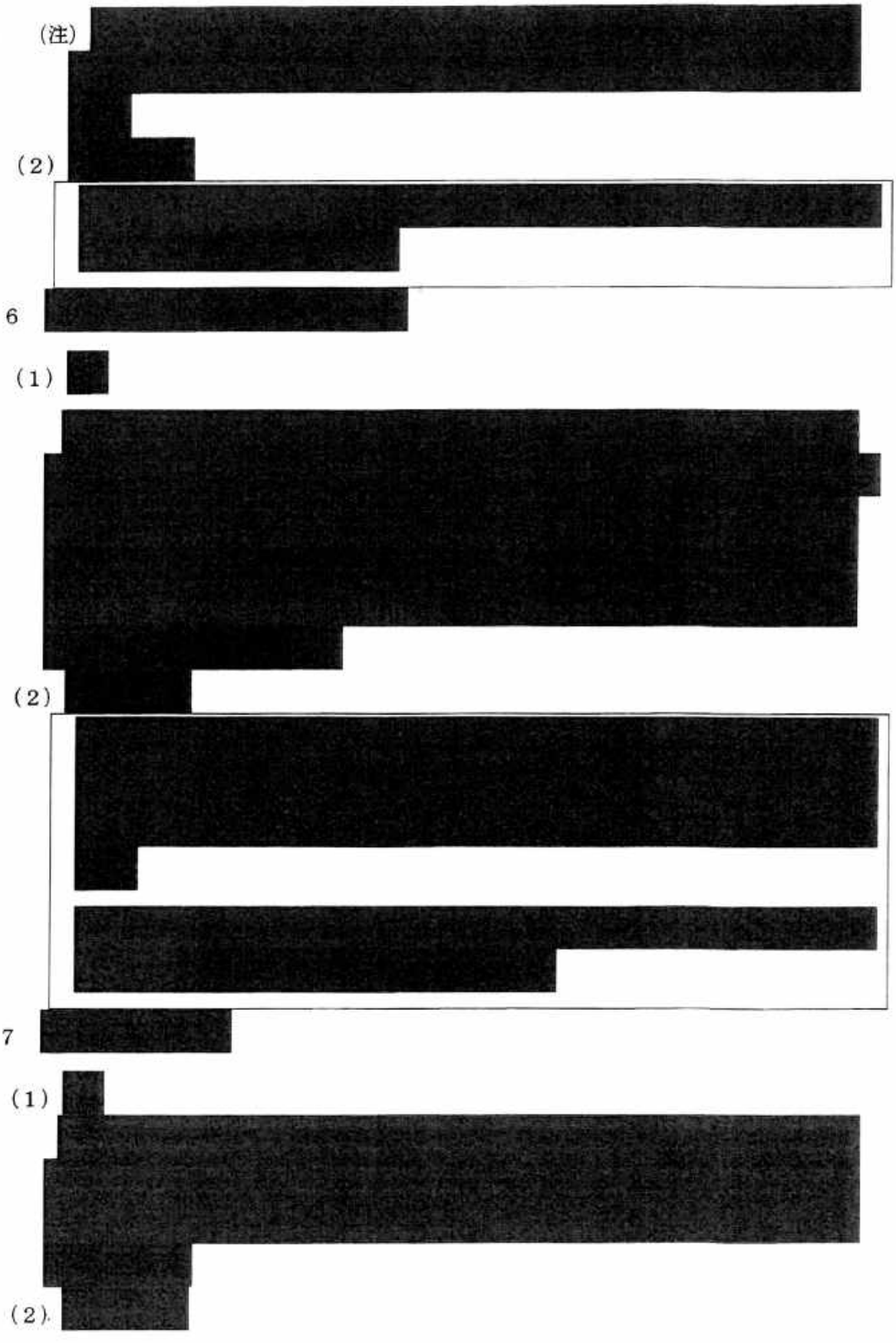


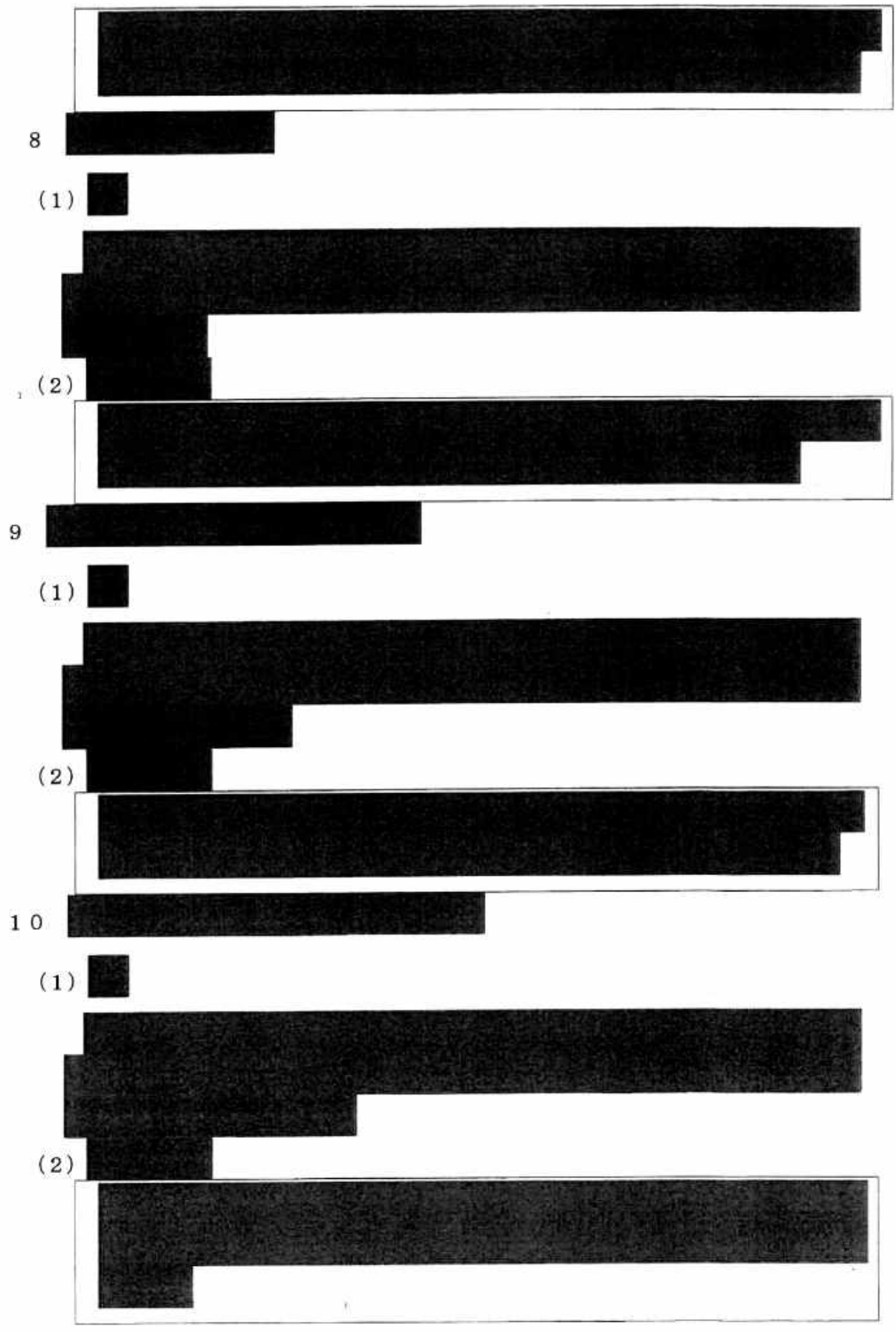
３

（１）









（３）

１１

（１）

（注１）

（注２）

（２）

１２

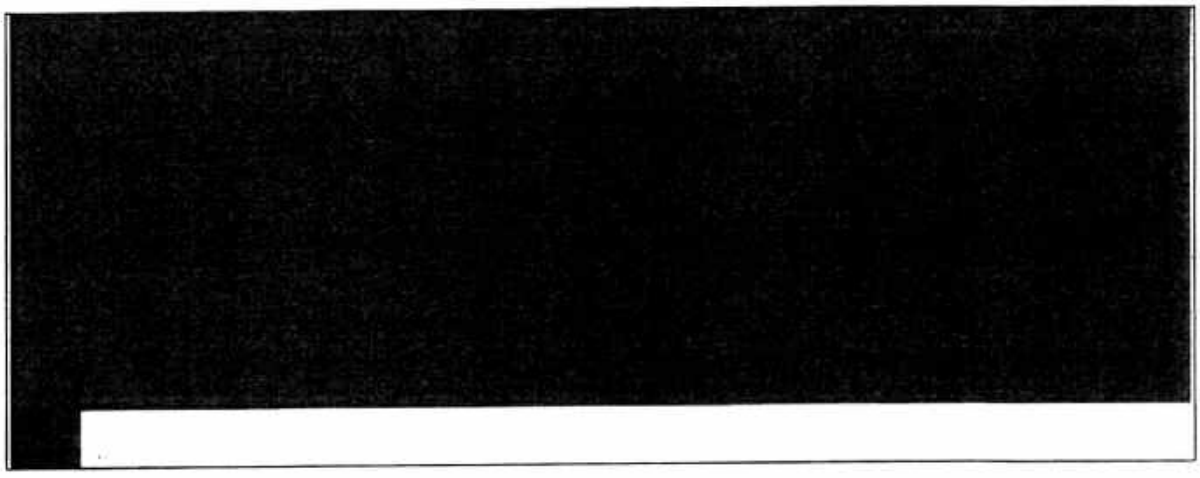
（１）

（２）

１３

（１）

（２）



１４

（１）

ア

イ

（２）

ア

イ

ウ

エ

（３）

（４）

１５

（１）

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

（２）

ア

（ア）

（イ）

イ

（ア）

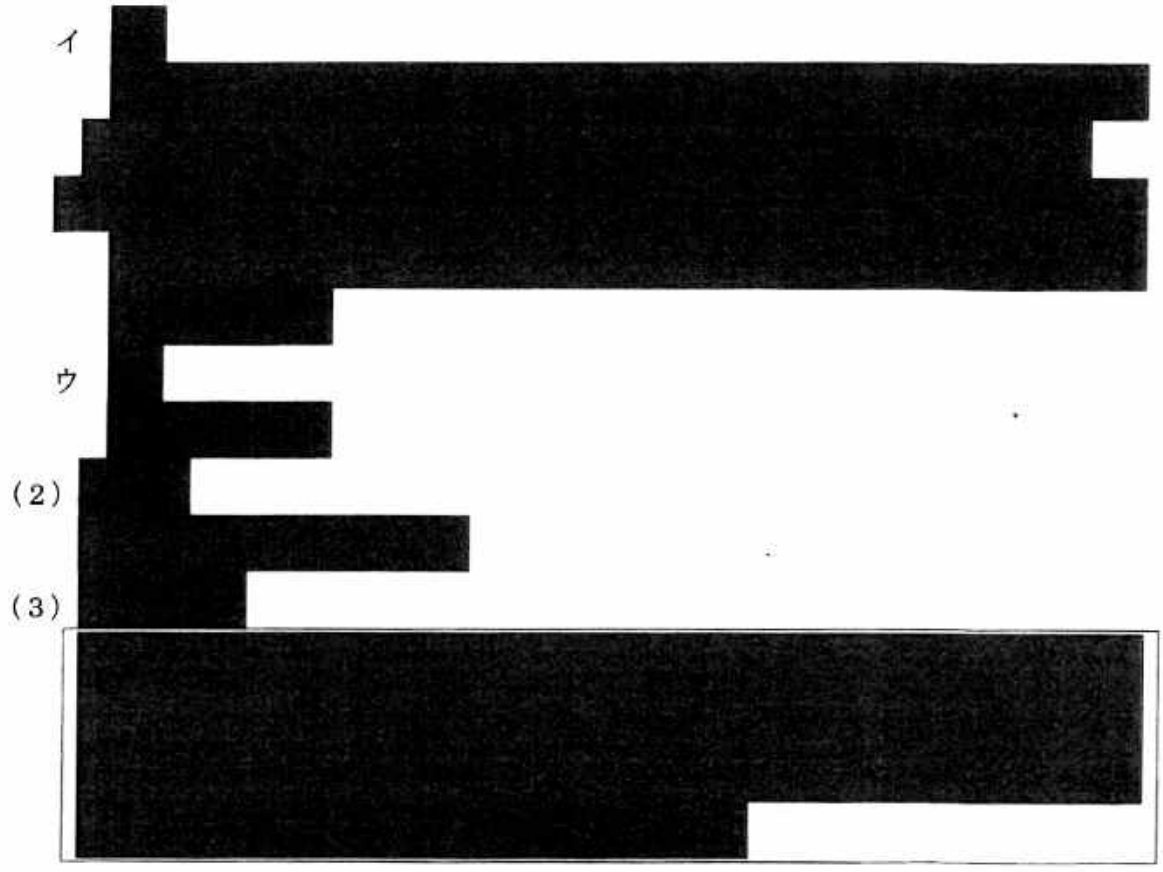
（イ）

（３）

１６

（１）

ア



３　告示外特定活動（難民認定等申請者用）

難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者で、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請（以下「在留資格変更許可申請等」という。）に係る活動が法別表第一（特定活動の在留資格については告示をもって定める活動）又は同第二（定住者の在留資格については告示をもって定める地位を有する者としての活動）に掲げる在留資格該当性を有していないもの。

（１）条件

以下を全て満たす場合

ア　在留資格変更許可申請等の申請時に法別表第一若しくは同第二に掲げる在留資格をもって本邦に在留、又は第２２条の２第１項の規定により本邦に在留していること。ただし、後者の「第２２条の２第１項の規定により本邦に在留していること」に関し、以下の全てに該当する場合には、許可の対象としないこととする。

（ア）出生した子（「特定活動」の申請者）を監護する父母がいずれも、法別表第一又は同表第二に掲げる在留資格をもって本邦に在留していない。

（イ）出生した子（「特定活動」の申請者）を監護する父母がいずれも、第２２条の２第１項の規定により本邦に在留していない。

イ　在留資格変更許可申請等に係る活動が法別表第一（特定活動の在留資格については告示をもって定める活動）又は同第二（定住者の在留資格については告示をもって定める地位を有する者としての活動）に掲げる在留資格に該当しないこと。

ウ　以下のいずれかに該当すること。

（ア）初回の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請の場合（これまでに難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請をしたことがない場合に限る。）

難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請に係る処分の告知（当該処分に対する審査請求を行っている場合は、裁決の告知）がなされておらず、かつ、難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情のみを主張していないこと。

（イ）再度の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請（これまでに難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請をしたことがある者）の場合

今次の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請に係る処分の告知（当該処分に対する審査請求を行っている場合は、裁決の告知）がなされておらず、かつ、難民条約上の難民若しくは法第２条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性が高いと思われること又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われること。

エ　難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求に係る手続について、職員の指示に従い手続に協力すること。

オ　我が国の法令を遵守すること。

（２）指定する活動

ア　本邦において報酬を受ける活動の指定を行わない場合

本邦に在留し難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

次のいずれかに該当する場合、報酬を受ける活動の指定を行わない。

（ア）難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行った日（後記（３）アのとおり、今次の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請後の初回の在留資格変更許可申請等に対して、振分けに必要な期間として在留期間を決定した場合は、当該在留期間の満了日）から６月を超えていない者

（イ）在留資格変更許可申請等において報酬を受ける活動を行うことを希望しない者

（ウ）現に有する在留資格（「短期滞在」及び別表第二の在留資格を除く。）に該当する活動を行わなくなった後（注）に難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行った者

（注）「現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後」とは、例えば、技能実習生が技能実習先から失踪した後のほか、技能実習計画を終了した後も含む。

（エ）出国準備のために在留を認められた期間（注）に難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行った者

（注）「出国準備のために在留を認められた期間」とは、出国準備を理由として他の在留資格から変更許可された「短期滞在」及び出国準備のための活動が指定された「特定活動」の在留資格に係る在留期間を指す。

イ　本邦において報酬を受ける活動の指定を行う場合

本邦に在留し難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者が行う、本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行う報酬を受ける活動又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う報酬を受ける活動を除く。）

以下のいずれも満たす場合は、指定する活動は報酬を受ける活動とする。ただし、上記ア（ウ）又は（エ）に該当する者（難民条約上の難民若しくは法第２条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性が高いと思われる者又は本国における個

別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる者を除く。）については、報酬を受ける活動の指定は行わない。

（ア）報酬を受ける活動を行うことを希望していること。

（イ）難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行った日（後記（３）アのとおり、今次の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請後の初回の在留資格変更許可申請等に対して、振分けに必要な期間として在留期間を決定した場合は、当該在留期間の満了日）から６月を超えていること。

（注）難民条約上の難民若しくは法第２条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性が高いと思われる者又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる者については、６月を超えていなくても報酬を受ける活動を許可する。

（ウ）本邦において利用可能な自己資産額に鑑みて、生計を立てることが困難であり（家族がいる場合には家族の資産額、家族の生活支援、扶養人数を考慮）、かつ、本邦又は海外の申請人の親類、友人、組織、身元保証人等から生活支援を受けることができないこと。

（注）本邦において生計を立てることができる月額については、一律に金額に基準を設けることは困難であるが、申請者の居住地における世帯の生活保護給付額（生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の合計額）を一応の目安とする（申請者に陳述書（参考様式）を記入させ、自己資産額等を確認する。）。

（３）在留期間

ア　振分けに必要な期間としての在留期間を決定する場合

難民認定等事務取扱要領第３章第１節第４に定める振分けに必要な期間としての在留期間を要する場合は、今次の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請後の初回の在留資格変更許可申請等に対しては、難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請の状況等に応じ、２月を超えない範囲内で決定する。

イ　振分けが終了した後の在留期間を決定する場合

原則として、上記（２）アのときは「３月」、上記（２）イのときは「６月」とするが、上記（２）イ（イ）を満たすものの、上記（２）イ（ア）又は（ウ）のいずれかを満たさないことを理由として報酬を受ける活動を指定しないときは「６月」とする。

ただし、難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請に係る処分の告知若しくは審査請求に係る裁決の告知が早期に行われることが見込まれるなど、難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請に係る手続の状況を勘案する必要があるときは、６月を超えない範囲内で決定することができる。

4　告示外特定活動（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）に基づく手続の結果本邦に在留する外国人用）

ハーグ条約に基づく手続の結果本邦に入国・在留する外国人（子を連れ去った親（以下「奪取親」という。）、子を連れ去られた親（以下奪取親と併せて「奪取親等」という。）及び当該奪取親等が自らの監護権について争っている子）については、以下のとおりとする。

（１）奪取親等について

ア　在留資格の変更

（ア）該当範囲

①　対象者の範囲

一方の親の了解なしに子を国外に連れ去った親又は子を連れ去られた親

②　活動の範囲

子の監護権を争う活動

（イ）立証資料

①　奪取親等の婚姻状況を明らかにする資料

（例）配偶者が日本人である場合は戸籍謄本の提出が望ましいが、提出できない場合はこれに代わる公的資料

②　奪取親等と子が親子関係にあることを明らかにする資料

（例）子が日本人である場合は戸籍謄本の提出が望ましいが、提出できない場合はこれに代わる公的資料

③　裁判手続又は協議により子の監護権を争っていることを明らかにする資料

④　本邦における就労を希望する場合においては、就労の必要性を明らかにする資料（陳述書等）

（ウ）決定する在留資格

① 子の監護養育をしながら監護権を争う場合

特定活動

② 子の監護養育を行わずに監護権を争う場合

短期滞在

(エ) 在留期間

① 上記（ウ）①の場合

６月

② 上記（ウ）②の場合

９０日

(オ) 特定活動の在留資格を決定する場合に指定する活動

① 子を監護養育しながら裁判手続により監護権を争う場合

a 就労可

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき返還された、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等に関する民事上の裁判手続を行い、かつ、当該〔国籍〕人の監護及び養育を行っている者が本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

b 就労不可

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等に関する民事上の裁判手続を行い、かつ、当該〔国籍〕人の監護及び養育を行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

② 子を監護養育しながら裁判手続によらず協議により監護権を争う場合

a 就労可

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき返還された、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等を確定させるために協議を行い、かつ、当該〔国籍〕人の監護及び養育を行っている者が本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

b　就労不可

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等を確定させるために協議を行い、かつ、当該〔国籍〕人の監護及び養育を行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（カ）留意点

①　上記（オ）①ｂ又は②ｂの場合において、子の監護養育のため、本邦における就労により滞在費を支弁する必要が生じたときは、上記（オ）①ａ又は②ａへの変更を認める（所得、資産の有無等にかかわらず、本邦における監護養育のために就労が必要であるとの申出があれば就労を認める。）。

②　監護権の決定方法を変更する場合は、在留資格変更許可申請を要する。

③　上記（オ）の指定活動が適用できない場合は、本庁在留管理支援部在留管理課永住審査係に照会する。

イ　在留期間の更新

（ア）立証資料

①　奪取親等の婚姻状況を明らかにする資料

②　奪取親等と子が親子関係にあることを明らかにする資料

③　裁判手続又は協議により監護権を争っていることを明らかにする資料

④　本邦における就労を希望する場合においては、就労の必要性を明らかにする資料（陳述書等）

（イ）在留期間

① 子の監護養育をしながら監護権を争う場合

６月

② 子の監護養育を行わずに監護権を争う場合

９０日

（ウ）留意点

「短期滞在」での在留を認められている場合で、裁判期日等により、「９０日」を超えて本邦に在留する必要が生じたときは、一回に限り在留期間の更新を認める。

（２）奪取親等が自らの監護権について争っている子について

ア 在留資格の変更

（ア）該当範囲

① 対象者の範囲

奪取親等が自らの監護権について争っている子

② 活動の範囲

自らの監護権を争っている奪取親等と同居し、かつ、当該奪取親等の扶養を受ける者が行う日常的な活動

（イ）立証資料

① 奪取親等の婚姻状況を明らかにする資料

② 奪取親等と子が親子関係にあることを明らかにする資料

③ 奪取親等が裁判手続又は協議により自らの監護権を争っていることを明らかにする資料

（ウ）決定する在留資格

特定活動

（エ）在留期間

６月

（オ）特定活動の在留資格を決定する場合に指定する活動

① 奪取親等が裁判手続により監護権を争っている場合

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等に関する民事上の裁判手続を行っている〔国籍〕人〔個人名〕と同居し、かつ、当該〔国籍〕人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

② 奪取親等が協議により監護権を争っている場合

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等を確定させるために協議を行っている〔国籍〕人〔個人名〕と同居し、かつ、当該〔国籍〕人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（カ）留意点

① 奪取親等が監護権の決定方法を変更する場合は、在留資格変更許可申請を要する。

② 上記（オ）の指定活動が適用できない場合は、本庁在留管理支援部在留管理課永住審査係に照会する。

イ 在留期間の更新

（ア）立証資料

① 奪取親等の婚姻状況を明らかにする資料

② 奪取親等と子が親子関係にあることを明らかにする資料

③ 奪取親等が裁判手続又は協議により監護権を争っていることを明らかにする資料

（イ）在留期間

６月

５　ハラール牛肉生産活動

（１）概要

農林水産省において、日本再興戦略（平成２５年６月１４日閣議決定）及び牛肉の輸出戦略（平成２５年８月農林水産省策定）に基づき、イスラム圏への牛肉の輸出拡大のほか、イスラム圏からの訪日観光客の増加を図るため、国内においてハラール牛肉生産活動を行う者が十分に確保できるまでの間、外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る施策の適正かつ円滑な実施を図るため、「外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項」（平成２６年７月２８日公表、平成３１年２月１日改正。以下「農水省基本的事項」という。）が策定され、これに伴い、当庁においては、農水省基本的事項に基づき認定された事業計画に従いハラール牛肉生産活動に従事する外国人の入国・在留を認めるもの。

本件措置は、ハラール認証機関から推薦を受けた外国人が、公私の機関との契約に基づき、農水省基本的事項に基づく事業計画の認定により特定されたハラール事業所において、ハラール牛肉生産に係る業務に従事しようとする場合に、「特定活動」の在留資格により、「ハラール牛肉生産活動」（農水省基本的事項第２第１項）を行うことを認めるものである。

（２）該当範囲

本件措置の対象となる外国人作業員（申請人）及びハラール事業所（受入れ施設）は次のように定められている（農水省基本的事項第２第２項及び第３項）。

ア　外国人作業員（申請人）

次の要件をすべて満たし、かつ、ハラール牛肉生産活動に従事する者であること。

（ア）ハラール認証機関から、と畜作業を含むハラール牛肉の生産工程の管理を行う際に必要な知識及び技能を修得しているイスラム教徒である旨の推薦を得ていること

（イ）ハラール牛肉生産活動に従事する意思を有すること

（ウ）ハラール牛肉生産活動への従事を開始する時点で満１８歳以上であること

イ　ハラール事業所（受入れ施設）と畜解体及び部分肉処理等を行う食肉処理施設を有し、次の要件をすべて満たす公私の機関であること。

（ア）その行う事業が、日本標準産業分類（平成２１年３月２３日付け総務省告示第１７５号）におけると畜場、部分肉・冷凍肉製造業に該当すること

（イ）その有する施設が、ハラール認証機関から、ハラール牛肉を生産することができる施設として認証を受け、又は受けようとしていること

（ウ）外国人作業員がハラール牛肉生産活動を適切に行うことのできる設備を有していること

（エ）健全かつ安定的な経営状況であること

（オ）労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること

（カ）過去３年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと

ウ　ハラール事業所（受入れ施設）の策定した事業計画が農林水産省による認定を受けていること。

（注）認定を受けると事業計画認定通知書が交付される（農水省実施要領第３第５項）。

（ア）事業計画の要件（農水省実施要領第３第３項）

①　事業計画の期間が５年以内であること

②　事業計画の開始から１年以内に当該施設で生産される牛肉の概ね全量がハラール牛肉になると認められること

③　外国人作業員が、当該ハラール事業所の所定労働時間を通じてハラール牛肉生産活動を行うこととされていること

④　外国人作業員をイスラム教徒であることを要しない業務に従事させるものではないこと

⑤　外国人作業員がハラール牛肉生産活動を行う期間が、事業計画の期間内であること

⑥　ハラール牛肉生産活動を行うハラール事業所の外国人作業員の人数が施設の規模及び当該施設におけるハラール牛肉生産量に応じて適正なものであること

⑦　外国人作業員の報酬が、と畜解体処理・施設管理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬額と同等以上であること

⑧　外国人作業員が、事業所から保証金等を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと

⑨ ハラール事業所が、外国人作業員のハラール牛肉生産活動を記載した作業日誌を作成し、保存するなど、外国人作業員の作業内容を明らかにする旨の規定を作成していること

⑩ ハラール事業所が、外国人作業員がその責に帰さない事由により帰国旅費を支弁できない際に、帰国旅費を負担できること

（イ）事業計画には次の事項を含むものとされている（農水省実施要領第３第２項）。

① ハラール牛肉を生産、販売するための計画及び施設に関する事項

② 外国人作業員の在留中の住居の確保に関する事項

③ 生活指導員の任命に関する事項

④ 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

⑤ 外国人作業員からの生活・労働等に係る相談への対応（通訳の手配や苦情処理を含む。）に関する事項

⑥ 外国人作業員の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑦ ハラール牛肉生産活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

⑧ その他ハラール牛肉生産活動に必要な事項

（３）立証資料

ア 在留資格決定の場合

（ア）地方農政局長からハラール牛肉生産活動を実施する事業所の代表者宛てに交付された事業計画認定通知書の写し

（注）事業計画認定通知書には、事業計画の写しが添付されている。

（イ）申請人の労働条件を明示する文書（雇用契約書の写し等）

（ウ）ハラール牛肉生産活動を実施する事業所の概要を示す資料

イ 在留期間の更新の場合

（ア）上記アの資料

（イ）在職証明書

（ウ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

（エ）事業計画の実施状況を説明する資料

（４）在留期間

ハラール牛肉生産活動に従事する期間が６月以上の場合は「１年」、６月未満の場合は「６月」を決定する。

（注１）ハラール牛肉生産活動に従事する期間は、事業計画認定通知書に記載される。

（注２）ハラール牛肉生産活動に従事する期間が１年とされている等、在留期間更新許可申請を受け付けた時点では残余の期間がないときは、在留期間更新を希望する理由を確認の上、本庁在留管理支援部在留管理課（就労審査係）へ連絡する。

（５）指定する活動

外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項（平成３１年２月１日農林水産省公表）第３の３の認定を受けた事業計画に基づき、下記１の機関との契約に基づいて下記２の事業所において、ハラール牛肉の生産に係る業務に従事する活動

記

１　機関名：

（所在地：　　）

２　事業所名：

（所在地：　　）

（６）留意点

ア　地方農政局長は、少なくとも１年に１回、事業計画の認定を受けたハラール事業所に対して確認を行い、その結果を地方出入国在留管理局長へ報告することとされているので、在留審査に活用する。

イ [redacted]

６　特定調理等活動

（１）概要

調理師養成施設や製菓衛生師養成施設等を卒業して調理師免許又は製菓衛生師免許を取得した留学生や、その免許の申請資格を得た者等について、「日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領」（以下「農水省実施要領」という。）に基づき取組実施機関（調理師

養成施設、製菓衛生師養成施設等）と受入機関（飲食店、菓子・パン製造小売店、ホテル・旅館等）が共同で策定した実習計画の認定を受けることなどの一定の要件の下、「特定活動」の在留資格により、本邦の公私の機関（受入機関）との契約に基づいて調理又は製菓（以下「調理等」という。）に関する技能を要する業務に従事する活動（以下「特定調理等活動」（農水省実施要領第２の４）という。）を認めるものである。

（２）経緯

調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生については、農林水産省が策定した「日本料理海外普及人材育成事業実施要領」（以下「旧農水省実施要領」という。）に基づき調理に関する技能を要する日本料理の調理に係る業務に従事する活動（特定日本料理調理活動）を「特定活動」の在留資格により認めていたものであるが、日本の食文化の海外への普及をより一層促進するため、旧農水省実施要領が改正され、日本料理のみならず、日本の食文化・技術を取り込んでいる外国料理や製菓分野についても事業の対象に追加されたことを受け、これらの外国人の入国・在留を認めることとなった。

（３）本件措置の対象となる取組実施機関の概要（農水省実施要領第２の１）

次のいずれかに該当するもの

ア　都道府県知事の指定を受けた調理師養成施設

イ　都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設

ウ　製菓分野の課程を置く大学等（大学・短期大学・高等専門学校、専修学校（専門士の称号を付与できるものに限る。））

（４）本件措置の対象となる外国人調理師等の概要（農水省実施要領第２の２）

取組実施機関において、調理師若しくは製菓衛生師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許若しくは製菓衛生師免許を取得した者、調理師免許若しくは製菓衛生師免許の申請資格を得た者又は上記（３）イ若しくはウの取組実施機関を卒業若しくは修了した者で、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定調理等活動を行うもの。

ア　取組実施機関において調理等の業務に従事するために必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。

イ　調理等の知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後に日本の食文化を世界へ発信する意思を有すること。

ウ　特定調理等活動を開始する時点で満１８歳以上であること。

エ　調理師免許又は製菓衛生師免許の申請資格を有している者については、本件措置の対象となる活動に従事する時点において当該免許を取得していること。

オ　製菓衛生師養成施設を卒業した者及び製菓分野における大学等を修了した者については、卒業した後３年以内に製菓衛生師の免許を取得する意思があり、実習計画認定申請書にその旨を宣誓していること。

（注１）厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した調理師養成施設を卒業した者には、無試験で調理師免許が与えられる。

（注２）製菓衛生師免許については、製菓衛生師試験に合格する必要があるところ、製菓衛生師試験の受験資格は、上記（３）のイ（都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設）において１年以上知識及び技能を修得した者のほか、２年以上菓子製造業に従事した者が得ることができる。

（５）立証資料

ア　在留資格決定の場合

（ア）農林水産省食料産業局長から受入機関宛ての実習計画認定通知書（農水省実施要領別記様式第２号）の写し

（注）実習計画認定通知書には、実習計画の写しが添付されている。

（イ）農林水産省食料産業局長から申請人宛ての実習計画認定通知書（農水省実施要領別記様式第２号）の写し

（ウ）労働条件を明示する文書の写し

（エ）受入機関の概要を示す資料

（オ）取組実施機関の卒業証明書、成績証明書

イ　在留期間の更新の場合

（ア）在職証明書

（イ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

（ウ）農林水産省食料産業局長から申請人宛ての特定調理等活動の継続の適否に関する通知書（農水省実施要領別記様式第６号）の写し

（６）審査

ア　第１０編第１章第３節及び第４章第３節に基づき審査する。農水省実施要領に掲げる要件については、農林水産省食料産業局から交付される実習計画認定通知書が提出されていることをもって原則として該当しているものと認めて差し支えないが、受入機関が過去３年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと（農水省実施要領第２の３（４））については、当庁の記録等で確認して審査する。

なお、これらの要件に該当していないことが判明した場合には、直ちにその旨を本庁在留管理支援部在留管理課（以下「本庁就労審査係」という。）に連絡する。

イ　在留期限までに実習計画の認定が受けられない等の理由により、在留資格変更許可申請時に上記４ア（ア）及び（イ）の資料が提出できない場合であっても、農林水産省の受付印が押印された実習計画認定申請書（農水省実施要領別記様式第１号）の写しが提出された場合は、在留資格変更許可申請を受け付けて差し支えない。
この場合、上記（５）ア（ア）及び（イ）の資料の追完を指示する。

なお、取組実施機関又は受入機関に関する資料が整わない等の事情により、在留期限までに実習計画の申請ができないとして相談があった場合には、その状況に応じ、就職活動を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請（第２１節第２の８）等を検討する。

ウ　「留学」又は「特定活動」（継続就職活動）以外の在留資格を有する者から在留資格変更許可申請がなされた場合は、上記（５）アの資料を確認の上、本庁宛て請訓する。

エ　在留期間更新許可申請において上記（５）イ（ウ）について、継続「不適当」との資料が提出された場合は、不許可処分とする。

オ　製菓衛生師養成施設を卒業した者及び製菓分野における大学等を修了した者のうち、製菓衛生師免許を取得していない者について

実習計画の認定に際し、製菓衛生師免許を取得していない者については、特定調理等活動に従事する期間が３年とされているため留意する。

なお、これらの者が製菓衛生師免許を取得し、継続して特定調理等活動を行う場合は、実習計画の変更申請がされるため、農林水産省食料産業局長から交付される受入機関及び申請人宛ての実習計画変更承認通知書（農水省実施要領別記様式第４号）の写しを求める。

（注）この場合であっても、受入機関に変更がない場合は、在留期間更新許可申請を受け付けることとなるので留意する。

（７）在留期間

ア　在留資格決定の場合

特定調理等活動に従事する期間が６月以上の場合は１年を決定し、６月未満の場合は６月を決定する。

（注）特定調理等活動に従事する期間は、実習計画認定通知書の４（受入期間）に記載されている。

イ　在留期間の更新の場合

在留期間更新許可申請の時点で、特定調理等活動に従事する期間（農水省実施要領別記様式第６号の通知書の２に記載されている受入期間）の残余が６月以上の場合は１年を決定し、６月未満の場合は６月を決定する。

（注）最終の在留期間更新許可処分時においては、特定調理等活動に従事することができる期間（免許を取得している者は「5年」、取得していない者は「３年」）を超えて許可されることが想定されるが、特定調理等活動に従事することができる期間自体に変わりはないため、当該活動期間終了後は、速やかに帰国をするよう申請人及び受入機関等に指導すること。

（８）指定する活動

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領（平成２６年２月１４日 農林水産省決定、令和元年１１月１日一部改正）第４の２の認定を受けた実習計画に基づき、下記１の機関との契約に基づいて下記２の事業所において、調理等に関する技能を要する業務に従事する活動

記

１　機関名：

（本店所在地：　　）

２　事業所名

（所在地：　　）

（注）１は実習計画認定通知書の１に記載されている機関を、２は同通知書の２に記載されている事業所を記載する。

（９）入国・在留目的コード

[redacted]

（注）旧農水省実施要領に基づき「特定日本料理調理活動」を行っている者についても、上記の入国・在留目的コードが適用される。

（１０）留意事項

ア 「特定活動（特定調理等活動）」からの在留資格変更許可申請

（ア）実習計画が変更になった場合の取扱い

特定調理等活動において、農水省実施要領第４の１に定める事項に重要な変更が生じた場合（受入機関の変更を含む）、取組実施機関及び受入機関は共同で、農林水産省に対し実習計画の変更を申請し、承認を受ける必要があるところ（農水省実施要領第５）、承認を受けた場合であって、その内容が受入機関の変更を伴うものではない場合（指定する活動に変更がない場合）に在留資格変更許可申請がされた場合は、当該申請が不要である旨を外国人調理師等（申請人）に教示する。

なお、受入機関の変更に伴う在留資格変更許可申請においては、以下の資料を求めることとする。

① 農林水産省食料産業局長から受入機関宛ての実習計画変更承認通知書（農水省実施要領別記様式第４号）

② 農林水産省食料産業局長から外国人調理師宛ての実習計画変更承認通知書（農水省実施要領別記様式第４号）

③ 労働条件を明示する文書の写し

④ 受入機関の概要を示す資料

また、旧農水省実施要領により特定日本料理調理活動を行っている者についても、（現行の）農水省実施要領により認定を受けているものとみなされるため、在留資格変更許可申請の要否に係る相談があった場合、上記同様、受入機関に

変更がない場合は、在留資格変更許可申請は不要である旨教示する。なお、これらの者については、次回の在留期間更新許可時に、指定する活動を上記（８）のものに差し替えることとする。

（イ）特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置

受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定調理等活動の継続が不可能となった場合等において、外国人調理師等に責がなく、かつ、外国人調理師が継続して特定調理等活動の実施を希望するときは、取組実施機関が新たな受入機関を確保する等の必要な措置を講じることとなっているところ（農水省実施要領第１１の１）、取組実施機関が新たな受入機関を確保したことにより、農林水産省から実習計画の変更の承認を受けた場合は（農水省実施要領第１１の２及び３）、上記（ア）と同様に取扱う。

なお、取組実施機関に起因する理由により実習計画に従った特定調理等活動の継続が不可能となった場合は、取組実施機関の変更は予定されておらず、実習計画の認定が取り消される場合があるため（農水省実施要領第１２の３）、事案を把握した場合には、本庁就労審査係に連絡すること。

（ウ）実習計画の認定が取り消された場合の取扱い

農林水産省が、受入機関に対し下記イの監査を実施し、外国人調理師の受入状況に関する是正が必要と認めたときは、是正を必要とする事項について、取組実施機関及び受入機関から報告を求め、必要な措置を講じることとされているが（農水省実施要領第８の５）、当該指導に従わず、必要な改善が認められない場合、実習計画の認定が取り消されることがある（農水省実施要領第１２の１）。

この場合であって、外国人調理師及び取組実施機関が引き続き上記農水省実施要領第２の１及び２の要件を満たしている場合には、取組実施機関は、新たな受入機関を確保した上で、再度実習計画の申請をすることができることとされている（農水省実施要領第１２の４）ため、新たな実習計画の承認を受けた場合は、上記（ア）と同様に取扱う。

（エ）特定調理等活動を終了した者についての取扱い

特定調理等活動終了後、法別表第一の在留資格への在留資格変更許可申請がなされた場合には、特定調理等活動の目的（帰国して日本の食文化を世界へ発信すること）が変更されたものと考えられるため、在留資格変更許可申請に至った経緯等に

ついて詳細に聴取の上、意見を付して本庁宛て請訓する。なお、本庁においては、農林水産省宛てに当該申請があったことを連絡し、対応方針について協議する。

イ　取組実施機関が実施する監査

取組実施機関は、少なくとも６月に１回、受入機関又は事業所に対して監査を行い、その結果を地方出入国在留管理局へ報告（農水省実施要領第８の１）することとされているので、在留審査に活用する。

ウ　上陸審査事務の取扱い

（ア）事前相談に対する対応

平成２９年８月２５日以前においては、特定日本料理調理活動は２年以内の活動とされていたことから、２年以内の当該活動を終えて既に帰国した外国人調理師等について、農水省実施要領に基づいた新たな実習計画の認定を受けたとして入国手続に関する相談を受けた場合は、査証申請を行うよう案内する。

（イ）[redacted]

（ウ）上陸審査

本件査証を所持する者からの上陸申請については、所定の口頭審理等の手続を経て上陸特別許可により対応する。決定する在留期間及び指定活動は、上記（７）及び（８）のとおりとする。

７　「特定技能１号」に係る家族帯同を例外的に認める取扱い

（１）概要

在留資格「特定技能１号」については、原則として家族帯同を認めていないものの、特に人道上の配慮が必要と認められる場合には、「特定技能１号」の在留資格を有する者の配偶者や子について、在留を認めるものである。

（注）「特に人道上の配慮が必要と認められるもの」として想定されるものは以下のとおり。

① 中長期在留者として本邦に在留していた者が特定技能１号の在留資格に変更する以前から、既に身分関係が成立している中長期在留者として在留していた同人の配偶者や子

② 特定技能１号の活動を行う外国人の子として本邦で出生し、当該「特定技能１号」の在留資格を有する外国人の扶養を受ける者

（２）該当範囲

特に人道上の配慮が必要と認められるものとして、「特定技能１号」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動が該当する。

（３）用語の意義

ア 「扶養を受ける」とは、扶養者が扶養の意思を有し、かつ、扶養することが可能な資金的裏付けを有すると認められることをいう。また、配偶者にあっては原則として同居を前提として扶養者に経済的に依存している状態、子にあっては扶養者の監護養育を受けている状態のことをいい、経済的に独立している配偶者又は子としての活動は含まない。

イ 「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動等も含まれるが、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動は含まれない。

ウ 「配偶者」とは、現に婚姻が法律上有効に存続中の者をいい、離別した者、死別した者及び内縁の者は含まれない。また、外国で有効に成立した同性婚による者も含まれない。

（注）法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあって社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

エ 「子」には、嫡出子のほか、養子及び認知された非嫡出子が含まれる。また、成年に達した者も含まれる。

（４）立証資料

ア 扶養者との身分関係を証する文書

次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書（在留期間の更新において、身分関係に特に疑義のない場合は、免除して差し支えない。）

（ア）戸籍謄本

（イ）婚姻届受理証明書

（ウ）結婚証明書

（エ）出生証明書

（オ）上記（ア）から（エ）までに準ずる文書

イ　扶養者の在留カード又は旅券の写し

（注）旅券の写しによる場合、扶養者との身分関係の存在確認に資するとともに、在留資格の該当性の判断及び在留期間の決定に資することを目的とするものであることから、身分事項、在留資格及び在留期間の記載のあるページのみで足りる。

ウ　扶養者の職業及び収入を証する文書

（ア）在職証明書

（イ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

（５）審査上の取扱い

ア　専決の対象

「特定技能１号」の配偶者又は子から「特定活動」の在留資格への変更許可申請又は在留資格取得許可申請がされ、下記（ア）から（ウ）までに該当する場合は、専決により許可することとして差し支えない。

（ア）次のいずれにも該当すること。

①　申請人と扶養者の身分関係の成立日が扶養者の「特定技能１号」への在留資格変更許可日よりも前であること。

②　申請人が扶養者の「特定技能１号」への在留資格変更許可日よりも前から、扶養者の扶養を受ける目的で、中長期在留者（本邦出生後６０日以内の在留資格未取得外国人を含む。）として在留していること

（注）申請人が中長期在留者の扶養を受けるものとして、「家族滞在」や「特定活動」の在留資格をもって在留しており、扶養者が「特定技能１号」への在留資格変更許可を受けた後も引き続き在留を希望する場合が該当する。なお、扶養者の「特定技能１号」への在留資格変更許可日よりも前に身分関係が成立していたとしても、当該扶養者の扶養を受ける活動を目的とした在留資格を現に有していない場合は該当しない。

（イ）「特定技能１号」の在留資格を有する外国人の子として本邦で出生した者であって、かつ当該外国人の扶養を受けるもの（当該者の母親が中長期在留者である場合に限る。）

（注１）「特定技能１号」の在留資格を有する者の配偶者が「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格をもって在留し、当該配偶者の扶養を受ける子として「家族滞在」の在留資格を決定できる場合については、「家族滞在」の在留資格変更許可申請等を行うように案内する。

（注２）外国人が再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国して本邦外で子を出産（いわゆる里帰り出産）し、その後、当該子の本邦在留を希望する旨の相談があった場合には、「短期滞在」等の在留資格で入国した後、「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うよう案内する。

（ウ）「特定技能１号」の在留資格を有する外国人の扶養を受ける子（中長期在留者（本邦出生後６０日以内の在留資格未取得外国人を含む。）に限る。）の親（中長期在留者である場合に限る。）であって、当該「特定技能１号」の在留資格を有する外国人の扶養を受けるもの

（注）当該子の出生が見込まれることが母子健康手帳等により明らかな場合の当該子の親を含む

イ　請訓の対象

上記ア（ア）ないし（ウ）までのいずれにも該当しない配偶者又は子で、地方出入国在留管理局長において特に人道上の配慮が必要と認められる場合には、意見を付して本庁宛て請訓する。なお、特に人道上の配慮が必要であることについては、個別の事情に応じて判断されるものであることから、申請人に対して立証を十分に行うよう案内する。

また、特に人道上の配慮が必要として在留を認められた配偶者又は子に係る在留期間更新許可申請については、身分関係や同居実態等に変わりがない場合には、請訓を要さない。

（６）在留期間

許可後の在留期間の満了日が、許可日を起算点として扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日以降の日であって、当該満了日から１月を超えない日となるよう月単位（１２月を１年とする。）で決定する。

扶養者が在留諸申請中である場合は、申請人の在留期間の満了日に留意しつつ、扶養者の許可に合わせる。ただし、申請人が中長期在留者となるよう「４月」以上の在留期間を決定する。

（７）指定する活動

「特定技能」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留する者（（国籍）人（氏名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（８）入国・在留目的コード

[redacted]

（９）資格外活動許可

第１０編第２章第２節第２の６のとおり

（１０）再入国許可

本体者と同様の取扱いとする。

８　本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動

（１）制度の概要

本邦の大学等を卒業した留学生による我が国での起業の円滑化を図るため、一定の要件の下、在留資格「特定活動」（卒業後起業活動）を決定し、起業に係る活動を最長２年間認めるもの。

（２）対象者・要件等

次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア　次のいずれにも該当する者（以下「優秀大学等卒業生」という。）

（ア）文部科学省が実施する「留学生就職促進プログラム」の採択校若しくは同プログラムの参画校又は「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択校（大学、大学院、短期大学又は高等専門学校を含む。以下これらを総称して「優秀大学等」という。）を卒業し、引き続き本邦に在留して起業活動を行う者であること。

（イ）直前まで所属していた優秀大学等から、起業活動を行うことが適当な者として推薦を受け、次に掲げる内容を誓約した誓約書が提出されること 。

①　在留資格変更許可時

a　申請人が誓約書を提出する優秀大学等の卒業者（見込みを含む。）であること。

b　申請人が在学中から本邦において起業活動を行っていたこと。

c　申請人に対し、在留資格「経営・管理」への変更許可申請を必要期間内にできるよう必要な支援をすること。

d　申請人が起業活動の継続が困難になった場合及び在留資格「経営・管理」への変更が認められなかった場合の帰国指導・支援を行うこと。

e　申請人に対し、日本国法令を遵守することを指導すること。

②　在留期間更新許可時

上記①ｄ及びｅに加え、申請人がこれまで起業活動を行っていたことについて報告を受けており、かつ、今後も引き続き報告を受け、起業支援を行うこと。

③　資格外活動許可時

上記①ｄ及びｅに加え、申請人に対し、許可される範囲内で資格外活動を行うことを指導すること。

（ウ）２年以内の活動を行うものであること。

イ　次のいずれにも該当する者（以下「起業促進事業活用者」という。）

(ア) 本邦の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程のいずれか（以下「本邦大学等」という。）を卒業し、引き続き国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業又は外国人起業活動促進事業（特定活動告示第四十四号）（以下、これらを「起業促進事業」という。）を活用していた者で、かつ、引き続き本邦に在留して起業活動を行うものであること。

(イ) 起業促進事業の活動期間中に「経営・管理」の在留資格で求められる事業規模要件及び事業所要件を満たすことができなかった者であること。

(ウ) 起業促進事業において支援を行っていた機関（地方公共団体）から当該事業期間内に起業に至らなかった理由について合理的な説明がなされ、かつ、今後起業を行うことの確実性高いことの評価を受けていること。

(エ) 起業促進事業における支援機関（地方公共団体）又は申請人が卒業した本邦大学等から、起業活動を行うことが適当な者として推薦を受け、次に掲げる内容を誓約した誓約書が提出されること。

① 在留資格変更許可時

a 申請人が本邦大学等を卒業していること（本邦大学等が誓約書を提出する場合は、申請人が当該本邦大学等を卒業していること。）。

b 起業に必要な支援計画を策定し、申請人に対し、在留資格「経営・管理」への変更許可申請を必要期間内にできるよう必要な支援をすること。

c 申請人が起業活動が困難になった場合及び在留資格「経営・管理」への変更が認められなかった場合の帰国指導・支援を行うこと。

d 申請人に対し、日本国法令を遵守することを指導すること。

② 在留期間更新許可時

上記①ｃ及びｄに加え、申請人がこれまで起業活動を行っていたことについて報告を受けており、かつ、引き続き報告を受け、支援計画に沿った支援を行うこと。

③ 資格外活動許可時

上記①ｃ及びｄに加え、申請人に対し、許可される範囲内で資格外活動を行うことを指導すること。

(オ) 起業促進事業における活動期間と合わせ、通算２年以内の活動であること。

（３）立証資料

ア　在留資格決定の場合

（ア）優秀大学等卒業生

①　直前まで在籍していた本邦大学等の卒業（又は修了）証書（写し）又は卒業（又は修了）証明書

（注）卒業前に申請がなされた場合は、卒業（見込み）証明書の提出をもって申請を受け付け、許可時に卒業したことを確認すること。

②　直前まで在籍していた本邦大学等が優秀大学等であることを明らかにする資料

（注）文部科学省ホームページの写し等で足りる。

③　誓約書（参考様式）

（注）申請に応じた必要箇所にチェックマークが付されたもの

（イ）起業促進事業活用者

①　本邦大学等の卒業（又は修了）証書（写し）又は卒業（又は修了）証明書

②　外国人創業人材／外国人起業家の評価書（参考様式）

③　誓約書（参考様式）

（注）申請に応じた必要箇所にチェックマークが付されたもの

なお、過去の在留状況等により、起業活動を行うことに疑義が認められる場合は、起業支援を行う本邦大学等又は地方公共体が策定した起業支援計画等を求めて審査する。

イ　在留期間の更新の場合

（ア）優秀大学等卒業生

誓約書（参考様式）

（イ）起業促進事業活用者誓約書（参考様式）

なお、過去の在留状況等により、起業活動を行うことに疑義が認められる場合は、起業支援を行う本邦大学等又は地方公共団体が作成した起業支援計場合は、起業支援を行う本邦大学等又は地方公共団体が作成した起業支援計画等を求めて審査する。

（４）審査

上記（２）に該当することを確認する。なお、提報等がない限りにおいて、アに掲げる資料の提出をもって、要件に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ただし、優秀大学等又は本邦大学等卒業後、単純出国又は他の在留資格に変更したことがある者は対象とならないことに留意する。

（５）在留期間

原則として「６月」を決定する。

ただし、本制度は起業に係る活動を最長２年間認める措置であるところ、最終の在留期間更新許可時において、起業活動に従事することができる残余の期間が４月以下である場合は、中長期在留者から除外されることのないよう、「４月」を決定する。なお、最終の在留期間更新許可時においては、起業に係る活動を開始してから２年以内に「経営・管理」への在留資格変更許可申請を行う必要がある旨適宜指導すること。

（６）入国・在留目的コード

[redacted]

（７）指定する活動

本邦の大学等を卒業又は修了した者が、本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

（８）資格外活動

在留資格「特定活動」（卒業後起業活動）に基づく在留中は、生活費支弁のため、１週につき２８時間以内の資格外活動を包括許可する。

なお、起業準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動により報酬を受ける活動は、資格外活動には当たらないことに留意する。

（９）配偶者等

上記（７）の活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

ア　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　扶養者との身分関係を証する文書

②　扶養者の在留カード又は旅券の写し

③　滞在費を明らかにする資料

（イ）在留期間の更新時

①　扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がない場合、提出を免除して差し支えない。

②　滞在費を明らかにする資料

イ　決定する在留資格

「特定活動」

ウ　在留期間

「６月」を決定する（４月を下回らない期間で扶養者に合わせ決定する。）。

エ　入国・目的コード

[redacted]

オ　指定する活動

本邦の大学等を卒業又は修了し、本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活

動又は本邦において貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動を指定されて在留する者（（ 国籍） 人（氏名））の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

カ 資格外活動

入国・在留審査要領第１０編第２章第２節第２の４と同様に、申請に係る活動の内容に応入国・在留審査要領第１０編第２章第２節第２の４と同様に、申請に係る活動の内容に応じて要件の適合性を確認した上、包括的に資格外活動を許可して差し支えない。

9 所属機関に在籍又は所属機関との契約等に基づき在留する外国人が妊娠・出産等する場合に係る取扱い

（1）概要

本邦の公私の機関との雇用契約に基づき就労する外国人は、日本人の労働者と同様に原則として労働関係法令が適用されることから、在留外国人が妊娠・出産等する場合、これらを理由として、雇用主が労働者を解雇する等の不利益な取扱いをすることは、労働関係法令上禁止されており、また、留学生等の本邦の所属機関に在籍する外国人についても、妊娠・出産等を理由として、本人の意に反して所属機関を離脱させる等の不利益な取扱いをすることも当然適当ではないところ、在留外国人が産前産後の休業や出産後に育児休業を取得する等し、現に有する在留資格に該当する活動を休止した場合において、その後の復職等が円滑に行われるようにする観点から在留を認めるもの。

（2）所属機関に在籍又は契約機関との契約を締結したまま、産前産後の休業や育児休業を取得等した後に復職等して現に有する在留資格に該当する活動を再開しようとする者

ア 在留資格上の取扱い

現に有する在留資格に該当する活動を行わないことについて正当な理由があるものとして、当該在留資格に応じた通常どおりの審査を行った上で在留期間の更新を許可する。

在留資格「技能実習」については、外国人技能実習機構へ届け出られた技能実習実施困難時届出書等による技能実習の中断期間及び再開後に行う技能実習の期間を踏まえて在留期間の更新を許可する。

在留できる期間の上限が定められている在留資格（「技能実習」等）を有している者であって、期間の上限に達している場合（達することが見込まれる場合を含む。）については、在留期間の更新は認められないこととなるが、次段階の技能実習へ移行見込

みである技能実習生等、所属機関との契約等を維持したまま、産前産後休業や育児休業等を取得し、その後に当初予定されていた活動を再開することが見込まれる者については、在留資格等を次のとおりとして、在留資格の変更を許可する。

（ア）在留資格

「特定活動」

（イ）在留期間

「６月」。事案に応じて産前産後休業又は育児休業期間等を考慮し、在留期間の更新を許可するが、休業期間を踏まえて「４月」、「５月」又は「６月」のいずれかの在留期間を決定する。

（ウ）指定する活動

本邦において出産を予定している者又は出産した者が産前若しくは産後に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を除く。）

（エ）入国・在留目的コード

[redacted]

イ　提出資料

（ア）母子手帳の写しなど妊娠事実及び出産予定日に関する資料

（イ）産前産後休業等が承認されていることなどの復職等の見込み（復職等予定日を含む。）に関する資料

（ウ）復職等するまでの経費支弁能力を証明する資料

※（イ）について、「技能実習」の在留資格を有する者のうち、既に再開予定の実習時期に係る技能実習計画の変更認定を受けている場合にあっては、同認定通知書及び変更認定申請書の写しを提出させることとし、未だ変更認定を受けていない場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式第１－４２号）の写しを提出させることとする。

※ （イ）及び（ウ）について、申請人から事情により資料の提出が困難である旨の申立てがあった場合には、当該理由等を聴取し、その結果を踏まえて判断する。

ウ 留意事項

（ア）産前産後の休業や育児休業の取得の場合に限らず、例えば、切迫早産等医師の指示により安静・入院が必要となった場合など、現に有する在留資格に該当する活動を行っていないことにやむを得ない事情がある者については、本件取扱いの対象とする。

（イ）本件取扱いの趣旨に鑑み、資格外活動は許可しない。

（ウ）在留期間更新許可申請に係る受付期間については、現に有する在留期間の残余の期間がおおむね６か月以内の場合を目安として、柔軟に受け付けることとして差し支えない。

（３）上記（２）に該当しない者

ア 在留資格上の取扱い

所属機関を離脱又は契約機関との契約が終了等している者（ 上記（２）アにおいて、次段階の技能実習へ移行見込みがない者を含む。）については、在留資格該当性がないため、現に有する在留資格に係る在留期間の更新は認められないが、当該離脱又は契約の終了等の時期がおおむね産前６週間に入っており、既に本邦で出産するための病院を予約している等所属機関を離脱等する前から本邦での出産を予定している者であって、かつ、出産後速やかに他の在留資格に変更又は帰国することが予定されている場合には、在留資格等を次のとおりとして、在留資格の変更を許可する。

なお、産前６週間以前に所属機関を離脱又は契約機関との契約が終了等していることに合理的な理由が認められる場合には、これに限らず、在留資格の変更を許可して差し支えない。

原則として、在留期間の更新は認めない。

（ア）在留資格、指定する活動及び入国・在留目的コード

上記（２）ア（ア）、（ウ）及び（エ）のとおり。

（イ）在留期間

「６月」。ただし、産後８週間以前に在留期間が満了する場合には、下記イ（ウ）及び（エ）の資料を提出させた上で、在留期間を「４月」として在留期間の更新を許可する。

イ　提出資料

（ア）本邦で出産を行うことについての事情を説明する文書

（イ）母子手帳の写しなど妊娠事実及び出産予定日に関する資料

（ウ）在留期限までに他の在留資格へ変更する又は帰国する旨の誓約及びそれまでの予定の説明に関する文書

（エ）他の在留資格への変更又は帰国するまでの生活状況等を説明する文書

ウ　留意事項

本件取扱いの趣旨に鑑み、資格外活動は許可しない。

（４）出生した子

ア　在留資格上の取扱い

出生した時点で「家族滞在」又は「特定活動」（本通知で定めるものを除く。）の在留資格を決定できない場合には、在留期限内に他の在留資格へ変更又は帰国することを誓約させた上で、在留資格等を次のとおりとして在留資格の取得を許可する。

やむを得ない事情がある場合を除き、原則として在留期間の更新は認めない。

（ア）在留資格

「特定活動」

（イ）在留期間

「６月」。ただし、扶養者の在留期間の満了日を考慮し「４月」又は「５月」の在留期間を決定することも可とする。

（ウ）指定する活動

（在留資格） の在留資格をもって在留する（ 国籍・地域） 人（ 個人名）と同居し、かつ、当該（国籍・地域）人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を除く。）

（エ）入国・在留目的コード

[redacted]

イ　やむを得ない事情の判断における考慮要素

次の（ア）ないし（ウ）のいずれにも該当する場合は、やむを得ない事情があると認められることから、在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由があるものと評価することとして差し支えない。

なお、次の（ア）ないし（ウ）のいずれかに該当しない場合であっても、やむを得ない事情があると思料される場合は、本庁在留管理課の担当係宛てに照会する。

（ア）[redacted]

（イ）扶養者が、申請人を本邦において扶養する能力（経費支弁能力を含む）を有していると認められること

（ウ）[redacted]

ウ　提出資料

（ア）出生届記載事項証明書の写し、出生届の写し等の出生の事実及び親子関係を証明する資料

（イ）在留期限までに他の在留資格へ変更する又は帰国する旨の誓約及びそれまでの予定の説明に関する文書

（ウ）他の在留資格への変更又は帰国するまでの生活状況等を説明する文書

エ　留意事項

（ア）上記イ（イ）の申請人を扶養する能力のうち経費支弁能力については、[redacted]

（イ）上記イ（ウ）については、[redacted]

（ウ）在留期間更新許可の申請においては、上記ウ（ア）及びウ（イ）の資料の提出は不要とする。

（エ）扶養者が技能実習生の場合にあっては、申請人の出生時における扶養者の技能実習計画終期（第１号及び第２号技能実習にあっては第２号技能実習計画終了時、第３号技能実習にあっては第３号技能実習計画終了時、技能実習計画の変更認定を受けている場合はその変更後の計画終了時）を在留期間更新の上限とするため、申請人の在留期間の更新を許可するに際して、その旨扶養者に対して説明すること。

（５）既に身分関係が成立している者

ア　在留資格上の取扱い

中長期在留者として本邦に在留する外国人（以下「本体者」という。）の扶養を受ける配偶者や子について、当該本体者の在留資格が上記（２）又は（３）に定める「特定活動」に変更されたことに伴い、扶養を受ける配偶者や子としての在留資格該当性が失われる場合には、当該配偶者又は子について、在留資格等を上記（４）アのとおりとして、在留資格の変更を許可する。

イ　提出資料

（ア）身分関係を証明する資料

（イ）在留期限までに他の在留資格へ変更する又は帰国する旨の誓約及びそれまでの予定の説明に関する文書（本体者が上記（３）の適用を受ける場合）

（ウ）他の在留資格への変更又は帰国するまでの経費支弁能力を証明する資料

ウ　留意事項

（ア）当該配偶者及び子の在留期間の更新等は、本体者の在留資格、在留期間等を踏まえて許可する。

（イ）当該「特定活動」に変更する前に有していた在留資格が資格外活動許可を認めるものである場合には、当該「特定活動」に変更後においても、資格外活動を許可して差し支えない。

（６）その他

他省庁が所管する制度に基づく在留資格「特定活動」等をもって在留している者から本事案に係る申請があった場合には、事前に本庁在留管理課の担当係宛てに照会する。

10　「特定技能１号」への移行を希望する者

（１）趣旨

「特定技能１号」の在留資格に変更を希望するもので、現有の在留期間の満了日までに申請に必要な書類を揃えることができないなど、移行のための準備に時間を要する場合には、特定技能制度の利用促進を図る観点から、「特定技能１号」で就労を予定している受入れ機関で就労しながら移行のための準備を行うことができるよう一時的な在留を認めるものである。

（２）対象者

在留資格「特定技能１号」への在留資格変更許可申請を予定している者

（３）要件

ア　申請人の在留期間の満了日までに「特定技能１号」への在留資格変更許可申請を行うことが困難である合理的な理由があると認められること

イ　今次の受入れ機関（注）において特定技能外国人として在留資格「特定技能１号」に該当する業務に従事するために同在留資格への在留資格変更許可申請を予定していること

(注) 受入れ機関が派遣元として認められるのは、当該機関が特定技能に係る農業分野又は漁業分野の業務を行う場合であって、かつ、特定技能制度において派遣元として適当な機関として認められているものに限る。

ウ　申請人が今次の受入れ機関との契約に基づいて在留資格「特定技能１号」で従事する予定の業務と同様の業務に従事すること

エ　申請人が特定技能外国人として就労する場合に支払われる予定の報酬と同額であり、かつ、日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けること

オ　申請人が特定技能外国人として業務に従事するために必要な技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習２号良好修了者等として試験免除となる場合を含む。）

カ　今次の受入れ機関又は支援委託予定先が申請人の在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を適切に行うことが見込まれること

キ　今次の受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（特定技能基準省令に定める一定の欠格事由に該当しないことを含む。）

（４）在留審査における取扱い

ア　立証資料

（ア）説明書（特定技能１号準備）【参考様式】

（イ）「特定技能１号」に変更するまでの雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書等の写し）【任意様式】

（ウ）特定技能外国人として業務に従事するために必要な技能試験及び日本語試験に合格していることを証明する資料（技能実習２号良好修了者等として試験免除に当たる場合にはそれに代わる資料（技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを証明する資料等））

※「特定技能１号」への在留資格変更許可申請において必要となるものと同様

イ　審査

（ア）要件（３）アについて、説明書の１欄の記載から、申請人の在留期間の満了日までに「特定技能１号」への在留資格変更許可申請を行うことが困難である合理的な理由を有していることを確認する。

（イ）要件（３）イについて、説明書の２欄の該当の欄にチェックマークがあり、特定技能制度における特定産業分野及び業務区分が記載されていることを確認する。

なお、農業分野又は漁業分野であって、受入れ機関が派遣元となっている場合には、入管ＷＡＮに掲載の「労働者派遣認定機関リスト」により適当な機関であることを確認する。

（ウ）要件（３）ウについて、説明書の３欄の該当の欄にチェックマークがあることを確認した上、雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書等の写し）の記載から確認する。

(エ) 要件（３）エについて、説明書の４欄の該当の欄にチェックマークがあることを確認した上、雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書等の写し）の記載から確認する。

なお、確認に当たって、今次の受入れ機関に特定技能外国人（未入国の者を含む。）が所属している場合には、申請人の報酬額が当該特定技能外国人のものと比して著しく低いものでないことを確認する。

(オ) 要件（３）オについて、説明書の２及び５欄のいずれにも該当の欄にチェックマークがあることを確認した上、当該記載内容に対応する技能試験の合格証明書、日本語試験の合格証明書、技能実習２号を良好に修了したことを証する資料等が提出されていることを確認する。

(カ) 要件（３）カについて、説明書の６欄に所用の記載がされていることを確認するほか、記載内容に応じて「登録支援機関登録簿」から確認する。

(キ) 要件（３）キについて、説明書の７欄の該当の欄にチェックマークがあることを確認した上、[redacted]

ウ　決定する在留資格

「特定活動」

エ　在留期間

「６月」

オ　入国・在留目的コード

[redacted]

カ　指定する活動

指定する活動は次のとおり。

「特定技能」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留することを希望する者が、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動

記

機関名　　○○○株式会社

（本店所在地　○○県○○市○○町１－１）

キ　その他留意事項

（ア）在留期間更新許可申請があった場合には、説明書により、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、１回限り許可することとし、２回目以降の在留期間更新許可申請は許可しない。この場合において、他の手続（例：建設分野における建設特定技能受入計画認定申請、協議会加入申請）に時間を要している場合には、当該手続中であることを示す書類を提出させた上で、基本的にやむを得ない事情があるものとして取り扱って差し支えない。

（イ）本措置により「特定活動」をもって在留した期間については、「特定技能１号」をもって在留した期間として取り扱う（平成３１年法務省令第７号附則第６条及び第１０条）。

（ウ）本措置による在留資格「特定活動」で在留する者から、受入れ機関を変更するとして、本措置による在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請があった場合には、やむを得ない事情があると認められる場合（受入れ機関の都合により離職した場合など、受入れ機関を変更することについて、申請人に帰責性がない場合に限る。）を除き、原則として許可をしない。

なお、上記申請があった場合には、申請者に、受入れ機関の変更理由を求めるとともに、受入れ機関の都合により離職したことが分かる資料を求め、やむを得ない事情の有無を確認する。

[redacted]

（５）配偶者又は子

ア　在留審査における取扱い

上記７（「特定技能１号」に係る家族帯同を例外的に認める取扱い）に準じて取り扱う。

イ　入国・在留目的コード

[redacted]

ウ　指定する活動

指定する活動は次のとおり。

「特定技能」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留することを希望し、本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動を指定されて在留する者（(国籍）人（氏名)）の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

11　在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることが困難な技能実習生に係る取扱い

（１）趣旨

在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定を受けることができない技能実習生について、技能実習生の責めに帰すべき事由によらず、在留期間の満了日までに当該認定を受けることができない場合に、当該技能実習生の安定的な在留の確保のため在留を認めるもの。

（２）自己の責めに帰すべき事由なく在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定を受けることができない技能実習生であって、技能実習を行う実習実施者が決まっている場合

ア　要件

次のいずれにも該当すること。

（ア）　在留期間の満了日までに新たな技能実習計画の認定を受けることができないことについて、自己の責めに帰すべき事由がないこと

（イ）　新たな技能実習計画の認定を受けた後速やかに在留資格「技能実習」へ在留資格変更許可申請を行うことが見込まれること

（ウ）　実習実施者との契約に基づき、従前の技能実習で従事した業務と同種の業務に日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けて従事すること

（エ）　実習実施者及び実習監理を行う予定である監理団体（監理団体が変更となる際には、既に確保している又は確保できる具体的な見込みが立っている場合。以下同じ。）がこれまでに技能実習生を適正に受け入れた経験を有すること

（オ）　実習実施者又は監理団体から、「技能実習」の在留資格で在留中と同様に、必要な助言、指導及び支援等を受けることが見込まれること

イ　立証資料

（ア）　説明書（在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることができないことなどの説明が記載された実習実施者又は監理団体作成の書面）（参考様式）

（イ）　誓約書（申請人の身元引受けについて責任を負い、申請人が「技能実習」に移行することなく帰国することとなった場合には、帰国費用を負担すること及び技能実習計画の認定を受けた後速やかに「技能実習」への在留資格変更許可申請を行うことなどが誓約された実習実施者又は監理団体作成の書面）（参考様式）

（ウ）　実習実施者との雇用契約に関する書面（雇用契約書及び雇用条件書の写し等）

（注）上記（ア）及び（イ）について、監理団体を変更する場合で新たな監理団体が確保されていなければ、実習実施者において作成。

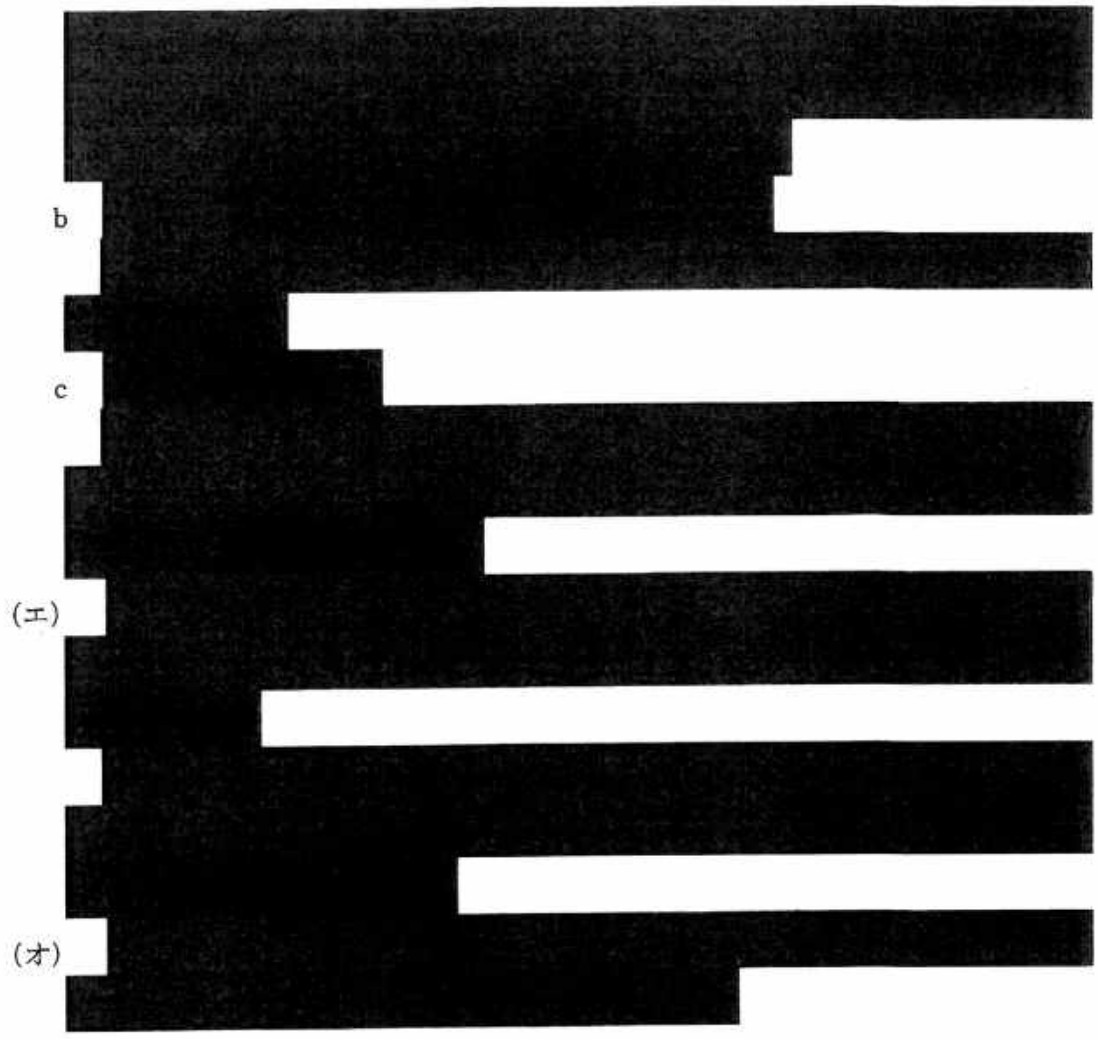
ウ　審査

（ア）

（イ）

（ウ）

a



b

c

(エ)

(オ)

(カ)　決定する在留資格、在留期間及び指定する活動等

a　在留資格

「特定活動」

b　在留期間

「４月」

c　指定する活動

企業単独型技能実習生の場合は、指定する活動内容のうち「各号イを除く」を「各号ロを除く」に変更する。

「技能実習」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号から第三号に係るもの（各号イを除く。）。）をもって在留していた者が下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて従前と同種の業務に従事する活動

記

機関名　　○○○株式会社

（本店所在地　○○県○○市○○町１－１）

d　入国・在留目的コード

[redacted]

（３）　自己の責めに帰すべき事由なく在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定を受けることができない技能実習生であって、技能実習を行う実習実施者が決まっていない場合

ア　要件

次のいずれにも該当すること。

（ア）　在留期間の満了日までに新たな技能実習計画の認定を受けることができないことについて、技能実習生の責めに帰すべき事由がないこと

（イ）　技能実習生が技能実習の継続を希望しており、監理団体等が新たな実習実施者の確保に努めていること

（ウ）　新たな実習実施者が決まった後、当該実習実施者において速やかに技能実習計画の認定申請を行うことが見込まれること

（エ）　技能実習計画の認定を受けた場合は速やかに在留資格「技能実習」へ在留資格変更許可申請を行うことが見込まれること

イ　立証資料

（ア）　説明書（在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることができないことなどの説明が記載された監理団体又は申請人作成の書面）（参考様式）

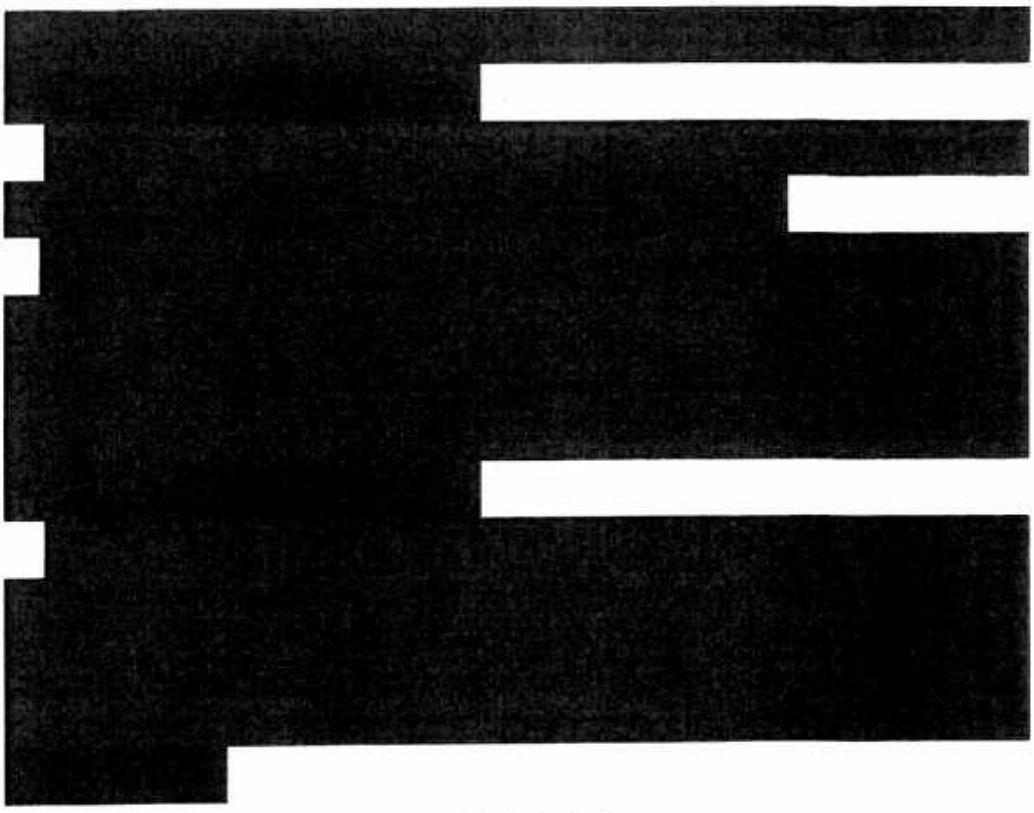
（イ）　誓約書（「技能実習」に移行せずに帰国することとなった場合には速やかに帰国させること、及び新たな技能実習計画の認定を受けた際には、速やかに在留資格変更許可申請を行うことが誓約された監理団体作成の書面）（参考様式）

（ウ）　新たな実習実施者の確保に努めていることを証する資料（監理団体の実習監理下にある場合は、監理団体作成の状況を具体的に記載した説明書（参考様式）、監理団体の実習監理下にない場合は、機構の個別支援決定通知書の写し）

（エ）　滞在費支弁方法を説明した資料等

ウ　審査

（ア）　[redacted]



(イ)

(ウ)

(エ)　決定する在留資格、在留期間及び指定する活動

申請人が生活費を確保する目的で、転籍手続中に就労活動を行うことを希望するか否かに応じて、指定する活動内容及び入国・在留目的コードを決定した上で在留資格変更を許可する。

ただし、企業単独型技能実習生の場合は、指定する活動内容のうち「各号イを除く」を「各号ロを除く」に変更する。

a　決定する在留資格

「特定活動」

b　在留期間

「４月」

c　指定する活動

・申請人が就労活動を希望する場合

「技能実習」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号から第三号に係るもの（各号イを除く。）。）をもって在留していた者が本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて技能等を修得等するために外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項の認定を受けるまでの間行う日常的な活動（１週について２８時間

を上限として報酬を受ける活動を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定有興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

・申請人が就労活動を希望しない場合

技能実習」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号から第三号に係るもの（各号イを除く。）。）をもって在留していた者が本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて技能等を修得等するために外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項の認定を受けるまでの間行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

d　入国・在留目的コード

・申請人が就労活動を希望する場合

[redacted]

・申請人が就労活動を希望しない場合

[redacted]

（オ）　「技能実習」の在留期間が残っている場合で、申請人から、生活費等を確保する必要があるとして、資格外活動許可申請が行われた場合には、上記イ（ア）ないし（ウ）の資料を求めた上で、在留期間の満了日までに新たな技能実習計画の認定を受けることができないことについて、自己の責めに帰すべき事由がないことや、監理団体等が新たな実習実施者の確保に努めていることが確認できた場合には、資格外活動許可期限を許可日から４月後（残余の在留期間が４月未満の場合は在留期間の満了日まで）とした上で、週２８時間以内の包括的な資格外活動を許可して差し支えない。

（４）　留意事項

ア　「技能実習」から上記（２）の「特定活動」への在留資格変更許可申請中に、「技能実習」に係る在留期間の特例期間が発生したとしても、当該特例期間中の就労は認められない。

イ　上記（２）の「特定活動」の変更許可を受けた者が技能実習に移行した場合、当該

技能実習の上限期間から「特定活動」により在留していた期間を差し引く。

そのため、移行後の技能実習に係る在留期間については、本件による「特定活動」での在留期間を踏まえた許可となることを申請人へ説明するとともに、技能実習計画が認定され次第、速やかに「技能実習」への在留資格変更許可申請を行うよう案内する。

ウ　本措置に基づく「特定活動」の変更許可を受けた者から在留期間更新許可申請があった場合、原則として許可しない[redacted]。

一方、本措置に基づく「特定活動」の変更許可を受けた者から、新たな事情の変更を理由として、本措置に基づく「特定活動」への在留資格変更許可申請があった場合、必要に応じて、本庁在留管理課に相談の上、個別に審査を行って差し支えない。

なお、当該在留資格変更許可申請を行う場合としては、例えば、上記（２）の「特定活動」で在留中に、実習実施者が技能実習計画の認定取消しを受けたことに伴い、上記（３）の「特定活動」への在留資格変更許可申請を行う場合などが考えられる。

エ　本措置に基づき、上記（３）の「特定活動」の許可を受けた者が、その在留期間の満了日までに新たな実習実施者を確保することができず、技能実習を継続することを断念した場合であっても、当該元技能実習生が「特定技能」への移行を希望した際には、令和６年１１月１日付け入管庁管第３５６８号通知に基づく「就労継続支援」を目的とする「特定活動」を案内する。

オ　在留期間の満了日までに新たな技能実習計画の認定を受けることができないことについて、自己の責めに帰すべき事由がある場合であっても、機構から技能実習計画の認定を受けた後、「技能実習」への在留資格変更許可申請がなされれば、当該事由や申請人の在留状況等を踏まえて審査を行った結果として、「技能実習」への在留資格変更を許可することが可能と認められる場合には、上記（３）ウ（エ）ｃの「申請人が就労活動を希望しない場合」と同じ内容で在留資格変更を許可して差し支えない。

ワーキングホリデー対象国・地域別取決め等一覧表

取決め等の対象国・地域	対象者	査証	上陸審査での留意点	在留審査での留意点	開始年月日
オーストラリア	①オーストラリアに居住するオーストラリア市民であること。 ②18歳以上25歳以下であること（日本国政府の権限ある当局が30歳まで延長することに同意する場合を除く。）。 （注）26歳から30歳の者についても、特に問題がない限り18歳から25歳の者と同等の基準で査証が発給されることとなっている。 ③子を同伴しない者であること。 【各国・地域共通】 ①一定期間、本邦において主として休暇を過ごす意図を有すること。 ②有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。 ③日本国における最初の滞在期間の生計を維持するための相当な資金を所持すること。 ④健康であること。	有効期間：1年 滞在期間：6か月（例外的に90日の査証が発給されることがある。） 【各国・地域共通】 区分：特定査証 種類：1回限り有効	[redacted]	活動の内容が取決めの趣旨に反しないと認められる場合で、滞在期間が上陸後1年以内のときは、そのまま「6月」を許可する。 また、その期間が1年を超えるときは、第10編「在留審査」第4章により審査の上、1回のみ「6月」を許可することが可能である。	昭和55年12月1日から
ニュージーランド	①ニュージーランドに居住するニュージーランド市民であること。 ②18歳から30歳まで（18才及び30才を含む。）であること。 ③子を同伴しない者であること。	有効期間：1年 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	在留期間の更新は認めない。	昭和60年7月1日から
カナダ	①カナダに居住するカナダ市民であること。 ②18歳以上25歳以下であること（日本国政府の権限ある当局が30歳まで延長することに同意する場合を除く。）。 ③子を同伴する者を含む。 ④医療費を含めた相当な資金を所持すること。	有効期間：1年 滞在期間：令和6年11月末日以前に申請した場合は6か月（例外的に3か月の査証が発給されることがある。）、同年12月1日以降に申請した場合は1年 その他：同伴される子に対しては、「ACC.WH」と注記される。	オーストラリアに同じ。	活動の内容が取決めの趣旨に反しないと認められる場合で、滞在期間が上陸後1年以内のときは、そのまま「6月」を許可する。ただし、令和6年12月1日以降に査証を申請し、在留期間「1年」とする特定査証が発給され、「特定活動（告示5号）」の在留資格をもって在留する者から在留期間更新許可申請があったときは、在留期間「1年」を許可することとする（在留期間1年を連続して2回まで許可する。）。	昭和61年3月1日から
大韓民国	①韓国に居住する韓国国民であること。 ②原則として18歳以上25歳以下であること。 （注）26歳以上30歳以下の者についても、資金状況、兵役経験の有無、学歴、申請目的等につき慎重な審査を経た	有効期間：1年 滞在期間：1年	[redacted]	在留期間の更新は認めない。	平成11年4月1日から

	上で、対象者として認められる場合がある。また、兵役終了者のうち大学を卒業し又は在学中の者に対しては、好意的に取り扱うこととしている。 ③子を同伴しないこと。				
フランス	①査証申請日の年齢が18歳以上30歳以下で、子を同伴しないこと。 ②以前にこの制度を利用したことがないこと。 ③良好な健康状態を証明する医療診断書を提出すること。	有効期間：1年 滞在期間：1年		①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第4条において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することはできないとされている。	平成12年7月15日から
ドイツ	①18歳以上30歳以下であること。 ②被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く）。 ③十分な健康保険に加入していることを証明すること	有効期間：1年 滞在期間：1年		在留期間の更新は認めない。	平成12年12月1日から
英国	①イギリスに居住するイギリス市民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③子を同伴しない者であること。 ④配偶者を同伴しない者であること（配偶者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く）。 ⑤滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること ⑥以前に同査証の発給を受けていないこと	有効期間：1年 滞在期間：1年		①在留期間の更新は認めない。ただし、令和6年12月1日以降に査証を申請し、在留期間「1年」とする特定査証が発給され、「特定活動（告示5号）」の在留資格をもって在留する者から在留期間更新許可申請があったときは、在留期間「1年」を許可することとする（在留期間1年を連続して2回まで許可する。）。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている（令和6年12月1日をもって上記のとおり一部変更あり。）。	平成13年4月16日から

アイルランド	①アイルランドに居住するアイルランド市民であること。 ②18歳以上25歳以下であること（日本国政府の権限ある当局が30歳まで延長することに同意する場合を除く。）。 ③被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと	有効期間：1年 滞在期間：1年	[redacted]	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成19年1月1日から
デンマーク	①デンマークに居住するデンマーク国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④以前に同査証の発給を受けていないこと	有効期間：1年 滞在期間：1年	[redacted]	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認めないとされている。	平成19年10月1日から
台湾	①台湾居住者であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者がワーキングホリデー査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④以前に同査証の発給を受けていないこと ⑤犯罪歴を有しないこと	有効期間：1年 滞在期間：1年	[redacted]	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）平成21年4月3日付け外務省アジア大洋州局長発亜中モ第3653号文書に添付された財団法人交流協会から台湾当局への通報文書の第4において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成21年6月1日から
香港	①香港特別行政区の通常の居住者であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④以前に同査証の発給を受けていないこと。	有効期間：3月 滞在期間：1年	[redacted]	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成22年1月1日から
ノルウェー	①ノルウェーに居住するノルウェー国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な健康保険に加入していること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成25年2月1日から

ポルトガル	①ポルトガルに居住するポルトガル国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健全な経歴を有し犯罪歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。 ⑧十分な健康保険に加入すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）覚書附属書1第4において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成27年7月1日から
ポーランド	①ポーランドに居住するポーランド国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な健康保険に加入すること。 ⑦犯罪経歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条第2項(f)において、滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第3条において、「入国の日から1年間の滞在を許可し」とされている。	平成27年7月11日から

スロバキア	①スロバキアに居住するスロバキア国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健全な経歴を有し犯罪歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）口上書第5項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成28年6月1日から
オーストリア	①オーストリア国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が自己の事由において日本国に入国することができる場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な健康保険に加入すること。 ⑦健全な経歴を有し犯罪歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：6月	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）口上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成28年7月1日から
ハンガリー	①ハンガリーに居住するハンガリー国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条(f)項において、滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在の間ワーキング・ホリデー制度の参加者としての在留資格を変更しないこととされている。また、協定第4条において、入国から1年までの期間、日本国における滞在を許可するとされている。	平成29年7月1日から
スペイン	①スペインに居住するスペイン国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥良好な健康状態を証明する医療診断書を提出すること。 ⑦犯罪経歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条(f)項において、滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第3条において、「入国の日から1年までの期間滞在を許可し」とされている。	平成29年7月1日から

アルゼンチン	①アルゼンチンに居住するアルゼンチン国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥犯罪経歴を有しないこと。 ⑦国民健康保険に加入し、又は類似の保険に加入すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協力覚書3(a)において、許可された期限を超えて滞在を延長すること又は滞在中に滞在資格を変更することはできないとされている。	平成29年10月1日から
チリ	①チリに居住するチリ国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な健康保険に加入すること。 ⑦滞在する全期間を通じて有効な入院及び死亡した場合の送還保険を含む保険を有すること。 ⑧健全な経歴を有し犯罪歴を有しないこと。 ⑨滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協力覚書1(viii)において、滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協力覚書5において、入国の日から1年間、受入国に滞在することを許可するとされている。	平成30年2月23日から

アイスランド	①アイスランドに居住するアイスランド国民であること。 ②18歳以上26歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥国民健康保険に加入し、又は類似の保険に加入すること。 ⑦犯罪経歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）口上書第5項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成30年9月1日から
チェコ	①チェコに居住するチェコ国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥国民健康保険に加入し、又は類似の保険に加入すること。 ⑦犯罪経歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条2(a)において、受入国に滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第3条2において、入国の日から1年までの期間、日本国に滞在することを許可するとされている。	平成30年11月1日から
リトアニア	①リトアニアに居住するリトアニア共和国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格変更は認めない。 （注）口上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成31年4月1日から

スウェーデン	①スウェーデン王国に居住するスウェーデン王国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な医療保険に加入すること。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条(f)において、滞在終了時に受入国を出国する意図を有すること及び滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第3条第1項において、入国の日から1年以内の期間、日本国に滞在することを許可するとされている。	令和2年3月5日から
エストニア	①エストニア共和国に居住するエストニア共和国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）口上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長する及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	令和2年3月11日から

オランダ	①オランダ王国に居住するオランダ王国民であること。 ②18 歳以上 30 歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健康であり、十分な健康保険に加入しており、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：３月 滞在期間：１年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）口上書第４項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	令和２年４月１日から
ウルグアイ	①ウルグアイ東方共和国に居住するウルグアイ東方共和国の国民であること。 ②18 歳以上 30 歳以下であること。 ③扶養家族を帯同していないこと（扶養家族が本査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了後に日本国を出国する予定であること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：３月 滞在期間：１年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格変更は認めない。 （注）口上書第４項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	令和５年３月１日から
フィンランド	①フィンランド共和国に居住するフィンランド共和国の国民であること ②18 歳以上 30 歳以下であること ③扶養家族を帯同していないこと（扶養家族が本査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了後に日本国を出国する予定であること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な医療保険に加入すること ⑦犯罪経歴を有しないこと ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：３月 滞在期間：１年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第１条１(f)において、受入国に滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第３条１において、入国の日から１年までの期間、日本国に滞在することを許可するとされている。	令和５年８月１日から
ラトビア	①ラトビア共和国に居住するラトビア共和国の国民であること ②18 歳以上 30 歳以下であること ③扶養家族を帯同していないこと（扶養家族が本査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了後に日本国を出国する予定であること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥日本国において効力を有する法令によって要求される十分な健康保険に加入すること ⑦犯罪経歴を有しないこと ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：３月 滞在期間：１年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第１条１(f)において、受入国に滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第４条１において、入国の日から１年までの期間、日本国に滞在することを許可するとされている。	令和５年８月１日から
ルクセンブルク	①ルクセンブルク大公国に居住するルクセンブルク大公国の国民であること。 ②18 歳以上 30 歳以下であること ③扶養家族を帯同していないこと（扶養家族が本査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了後に日本国を出国する予定であること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：３月 滞在期間：１年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格変更は認めない。 （注）口上書第４項において、許可された期間を超えて在留すること及びその滞在期間中に在留資格を変更することは認められないとされている。	令和６年６月３日から

第２７節　永住者

第１　在留資格の審査

１　永住者の在留資格について

「永住者」の在留資格は、入管法別表第二の項の下欄において、「法務大臣が永住を認める者」と規定されているもので、その後の生涯を本邦に生活の本拠をおいて過ごす者が想定されているが、近時高度人材等政策的に我が国への入国・在留を促進すべき外国人へのインセンティブとして、永住許可をすることも行われている。

永住者の在留資格をもって在留する者は、在留活動に制限はなく、在留期間にも制限がないことから、永住許可に係る審査は言わば入管としては当該外国人の在留に関する最終の審査になることから、適切に行う必要がある。もとより、在留資格の取消しの対象であり、退去強制事由に該当すれば、退去を強制されることもあることから、永住者についても、引き続き在留状況を把握し、適切な管理を行う対象である。

なお、入管特例法に規定する「特別永住者」は、法第２条の２第１項に定める「他の法律に特別の規定がある場合」に該当し、入管法別表第二所定の「法務大臣が永住を認める者」には当たらない。

永住許可の基本的な考え方は、「相当期間日本に在留した間の在留状況に問題がなく、将来にわたってその在留に問題がないことが想定される」ことである。これに関し、何をもって「問題がなく」と見るかについて、それが具体的な要件となる。

２　該当範囲

入管法別表第二の「永住者」の項の下欄は、本邦において有する身分又は地位について、以下のとおり規定している。

法務大臣が永住を認める者

３　永住許可の法律上の要件

入管法第２２条第２項は、永住許可の法律上の要件について、次のとおり規定している。

法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合にあっては次の各号に適合することを要せず、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護

の必要性を認めた者で法務省令で定める要件に該当するものである場合にあっては第二号に適合することを要しない。 一　素行が善良であること。 二　独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

（１）法律上の要件

ア　下記イ及びウ以外の者の要件

（ア）素行が善良であること（以下「素行善良要件」という。）。

（イ）独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること（以下「独立生計要件」という。）。

（ウ）法務大臣が日本国の利益に合すると認めたこと（以下「国益要件」という。）。

イ　日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子

国益要件

ウ　難民認定、補完的保護対象者の認定を受けた者又は第三国定住難民

素行善良要件及び国益要件（入管法第２２条第２項ただし書及び入管法第６１条の２の１１参照）

（２）用語の意義

上記（１）の法律上の要件は、具体的に次のとおりとする。

ア　素行善良要件

次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）日本国の法令に違反して、拘禁刑（懲役、禁錮を含む。）又は罰金に処せられたことがある者。ただし、以下のいずれかに該当する者である場合には、これに該当しないものとして扱う。

○　刑の消滅の規定の適用を受ける者

○　執行猶予の言渡しを受けた場合で当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者

○　復権により資格が回復した者

【参考】刑の消滅（刑法第３４条の２）

①　拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで１０年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以

上の刑に処せられないで５年を経過したときも、同様とする。

② 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで２年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

（イ）少年法による保護処分（少年法第２４条第１項第１号、第３号、同法第６４条第１項第１号、第２号又は第３号）が継続中の者（交通短期保護観察又は交通事件により少年法第６４条第１項第１号の保護処分が継続している場合を含む。）。

【参考１】保護処分の決定（少年法第２４条）

家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。ただし、決定の時に１４歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第３号の保護処分をすることができる。

① 保護観察所の保護観察に付すること。

② 略

③ 少年院に送致すること。

【参考２】保護処分についての特例（少年法第６４条）

第２４条第１項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、第２３条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならない。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第１号の保護処分に限り、これをすることができる。

① ６月の保護観察所の保護観察に付すること

② ２年の保護観察所の保護観察に付すること

③ 少年院に送致すること

（ウ）日常生活又は社会生活において、違法行為又は風紀を乱す行為を繰り返し行う等素行善良と認められない特段の事情がある者。

（注）[redacted]

イ　独立生計要件

日常生活において公共の負担となっておらず、かつ、その者の職業又はその者の有する資産等から見て将来において安定した生活が見込まれることをいう。

すなわち、生活保護を受給しておらず、現在及び将来においていわゆる「自活」をすることが可能と認められる必要がある。[redacted]

独立生計要件は、必ずしも申請人自身が具備している必要はなく、申請人が配偶者等とともに構成する世帯単位で見た場合に安定した生活を続けることができると認められる場合には、これに適合するものとして扱う。また、必ずしも収入のみで判断することなく、世帯単位において預貯金、不動産等の一定の資産を有している場合には、これに適合するものとして扱う。

確認対象期間は、申請時の直近５年間とする。ただし、以下に該当する者については、それぞれに定めるところによる。

なお、地方公共団体の事情等により対象期間分の資料が取得できない場合には、取得可能な最長期間分について提出を求めることとする。

（ア）確認対象期間を申請時の直近１年間とする者

○　高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に８０点以上の点数を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

・　「高度人材外国人」として必要な点数を維持して１年以上継続して本邦に在留していること

・　永住許可申請日から１年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に８０点以上の点数を有していたことが認められ、１年以上継続して８０点以上の点数を有し本邦に在留していること

○　特別高度人材の基準を定める省令（以下「特別高度人材省令」という。）に規定する基準に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの

・　「特別高度人材」として１年以上継続して本邦に在留していること

・　１年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から１年前の時点を基準として特別高度人材省令に規定する基準に該当することが認められること

（イ）確認対象期間を申請時の直近３年間とする者

○　構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において当該特区の特定事業

等に従事し、当該事業において我が国への貢献があると認められる者

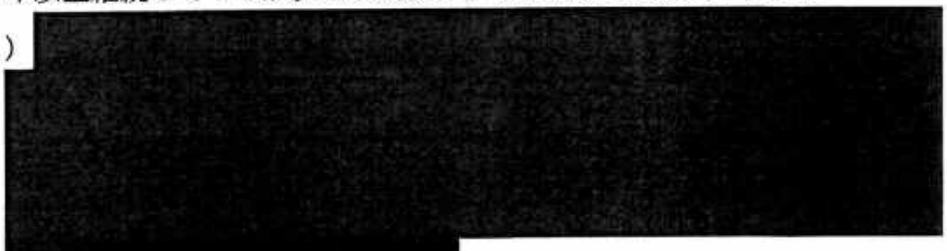
○　地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、特定活動告示３６号又は３７号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者

○　高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に７０点以上の点数を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

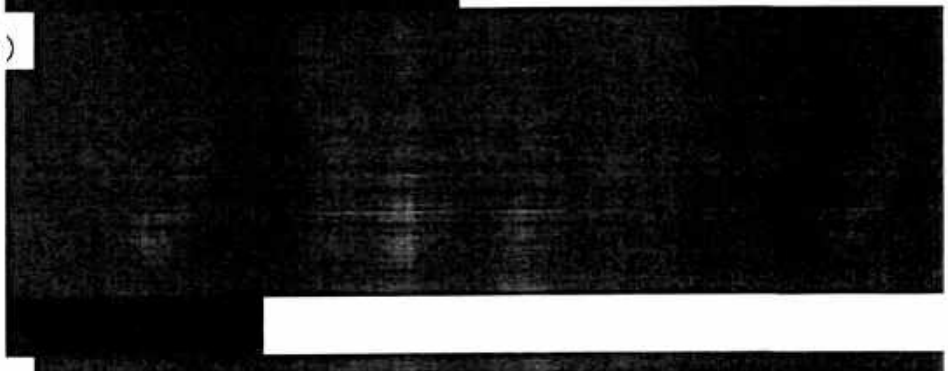
・　「高度人材外国人」として必要な点数を維持して３年以上継続して本邦に在留していること

・　永住許可申請日から３年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に７０点以上の点数を有していたことが認められ、３年以上継続して７０点以上の点数を有し本邦に在留していること

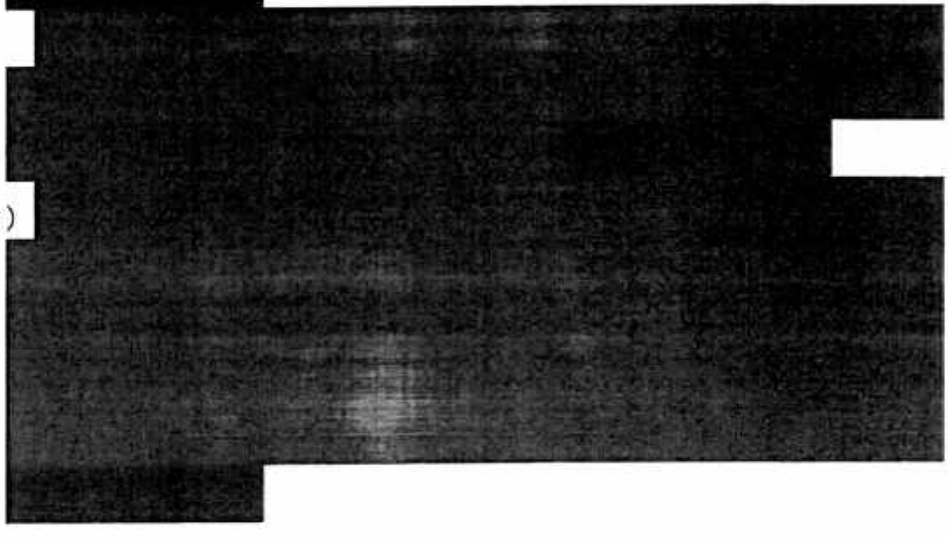
（注１）



（注２）



（注３）



（注４）

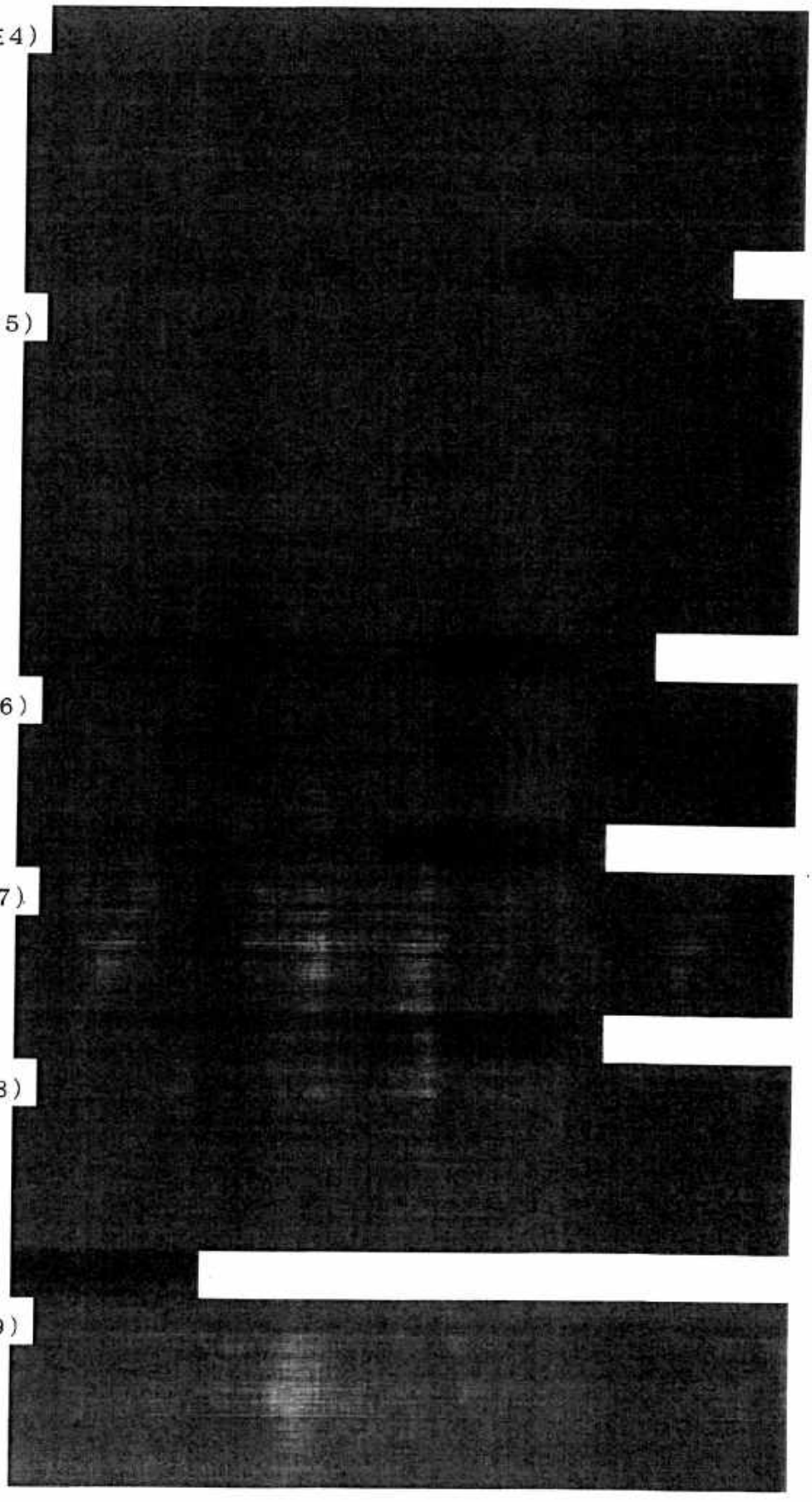
（注５）

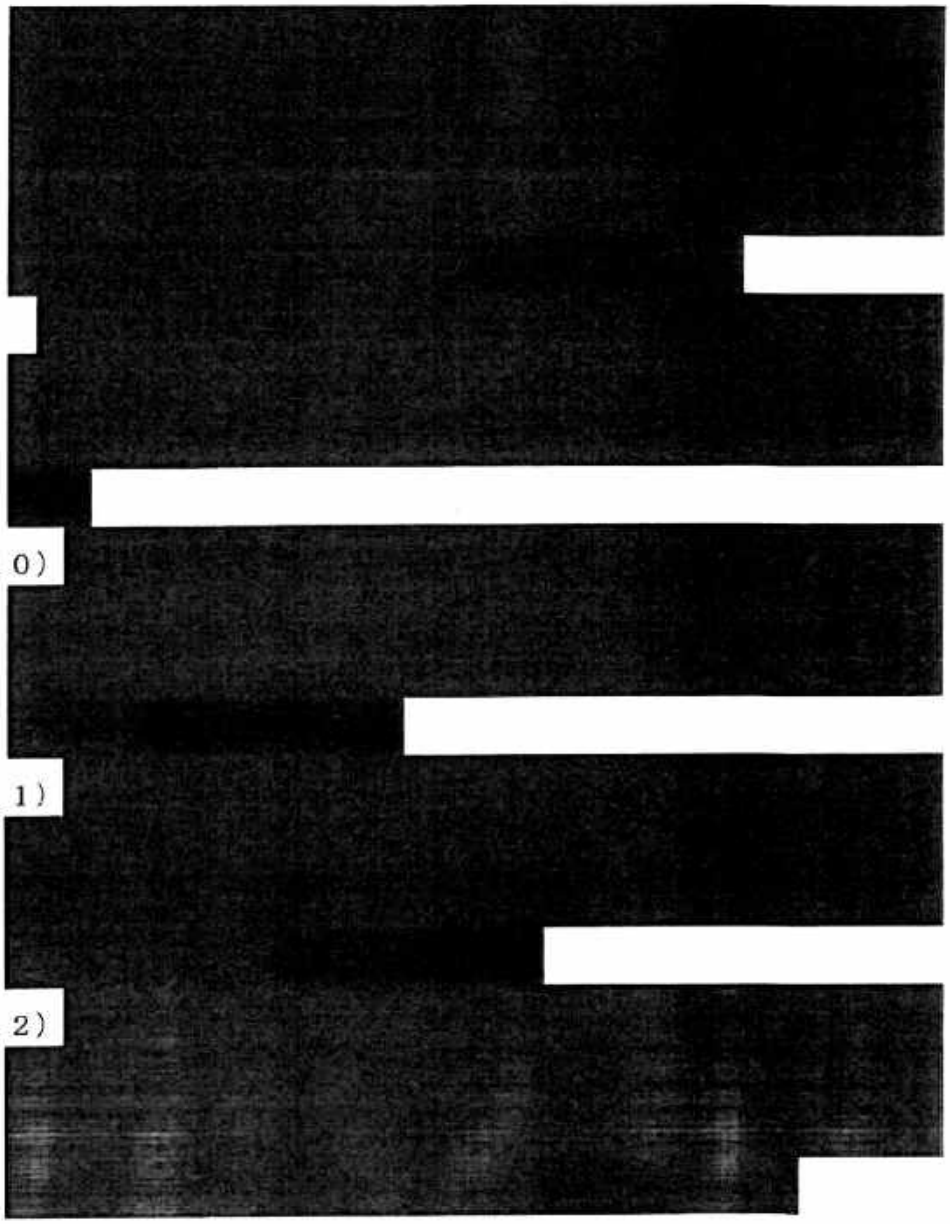
（注６）

（注７）

（注８）

（注９）





（注１０）

（注１１）

（注１２）

ウ　国益要件

次の(ア)から(カ)までのいずれにも適合する者であること。

（ア）長期間にわたり我が国社会の構成員として居住していると認められること

①　引き続き１０年以上本邦に在留していること。ただし、この１０年以上の期間のうち就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能１号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き５年以上本邦に在留していることを要する（以下「本邦在留要件」という。）。

（注）永住許可申請の直近５年間において、就労資格又は居住資格により引き続いて本邦に在留していることは必要である。永住許可申請の直近５年間を就労資格及び居住資格の両方の在留資格で在留している場合は、当該在

留資格による在留期間を合計した期間で評価する。

② 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第二に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

（注）当面、在留期間「３年」を有する場合は、「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととする。

（注）経済連携協定（ＥＰＡ）看護師候補者等として在留した期間は就労資格をもって在留している期間に含めないが、ＥＰＡ看護師等として在留した期間は就労資格をもって在留している期間に含める。

（イ）公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していることを含め、法令を遵守していること。

（注１）地方税について

確認対象期間は上記イに同じ。なお、日本人、永住者又は特別永住者の実子又は特別養子については申請時の直近１年間、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者及び養子については申請時の直近３年間とする。

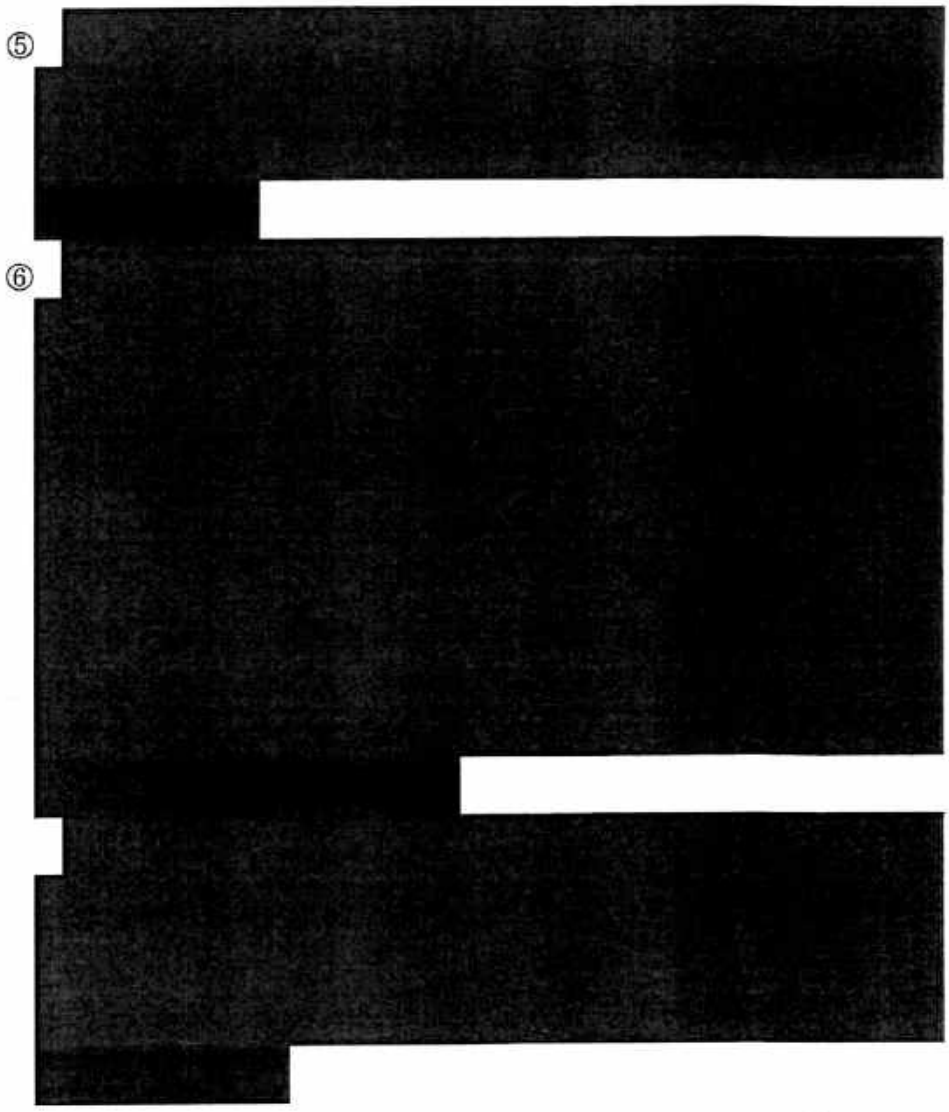
[redacted]

① 例えば納税の申告を適正に行っているが、その一部しか納税されていない場合や納税状況を確認する期間に継続して適正に納税されていない場合は、公的義務を履行していることには当たらない。

② 申請時点において納税済みであったとしても、当初の納税期限内に納税されていなかった場合には、原則として消極的に評価する。ただし、納税期限後に納税していることについて、やむを得ない事情が認められる場合にあっては、消極的に評価しない。

③ 納税義務者である個人が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かりその徴収すべき税金等を納入させる特別徴収による地方税等の未納がある等本人の責めに帰することのできない事由により未納となっている場合は、そのことを理由に当該要件に適合しないものとして扱わない。

④ 被扶養者である場合にあっては、扶養者が公的義務を履行しているなど法令を遵守していることが必要である。



（注２）国税について

源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税の５税目について納税状況を確認する。

① 未納があることが判明した税目については、必要に応じて追加資料を求めて納税状況を確認する。一部しか納税されていない場合は公的義務を履行していることには当たらない。

② 本人の責めに帰することのできない事由により未納となっている場合は、そのことを理由に当該要件に適合しないものとして扱わない。

③ 納税証明書（その３）は、証明日現在において確認対象税目に未納がないことを証明するものであり、申請人が同証明書を取得する際に対象期間の指定は不要である。

[redacted]

④　被扶養者である場合にあっては、扶養者が公的義務を履行しているなど法令を遵守していることが必要である。

⑤ [redacted]

（注３）年金保険料（国民年金及び厚生年金）について

確認対象期間は、申請時から直近２年間とする。ただし、上記イ（ア）及び日本人、永住者又は特別永住者の実子又は特別養子に該当する者については直近１年間とする。[redacted]

①　保険料が一部しか納付されていない場合や納付状況を確認する期間に継続して適正に納付されていない場合は、公的義務を履行していることには当たらない。

②　申請時点において納付済みであったとしても、当初の納付期限内に納付されていなかった場合には、原則として消極的に評価する。ただし、納付期限後に納付していることについて、やむを得ない事情が認められる場合にあっては、消極的に評価しない。

③　所属企業が厚生年金保険料を支払っていない場合等本人の責めに帰することのできない事由により未納となっている場合は、そのことを理由に当該要件に適合しないものとして扱わない。

④　被扶養者である場合にあっては、扶養者が公的義務を履行しているなど法令を遵守していることが必要である。

⑤ [redacted]

⑥ [redacted]

（注４）医療保険料（健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療保険）について確認対象期間は上記（注３）に同じ。[redacted]

① 申請時に社会保険に加入している者であっても、確認対象期間のうち国民健康保険に加入していた期間がある者については、当該期間分に係る納付状況について確認することに留意する。

② 申請時点において納付済みであったとしても、当初の納付期限内に納付されていなかった場合には、原則として消極的に評価する。ただし、納付期限後に納付していることについて、やむを得ない事情が認められる場合にあっては、消極的に評価しない。

③ 保険料が一部しか納付されていない場合や納付状況を確認する期間に継続して適正に納付されていない場合は、公的義務を履行していることには当たらない。

④ 所属企業が健康保険料を支払っていない場合等本人の責めに帰することのできない事由により未納となっている場合は、そのことを理由に当該要件に適合しないものとして扱わない。

⑤ 被扶養者である場合にあっては、扶養者が公的義務を履行しているなど法令を遵守していることが必要である。

⑥ [redacted]

⑦ [redacted]

（注５）申請人が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主である場合

健康保険・厚生年金保険の加入状況及び保険料の納付状況について確認する。

①



②



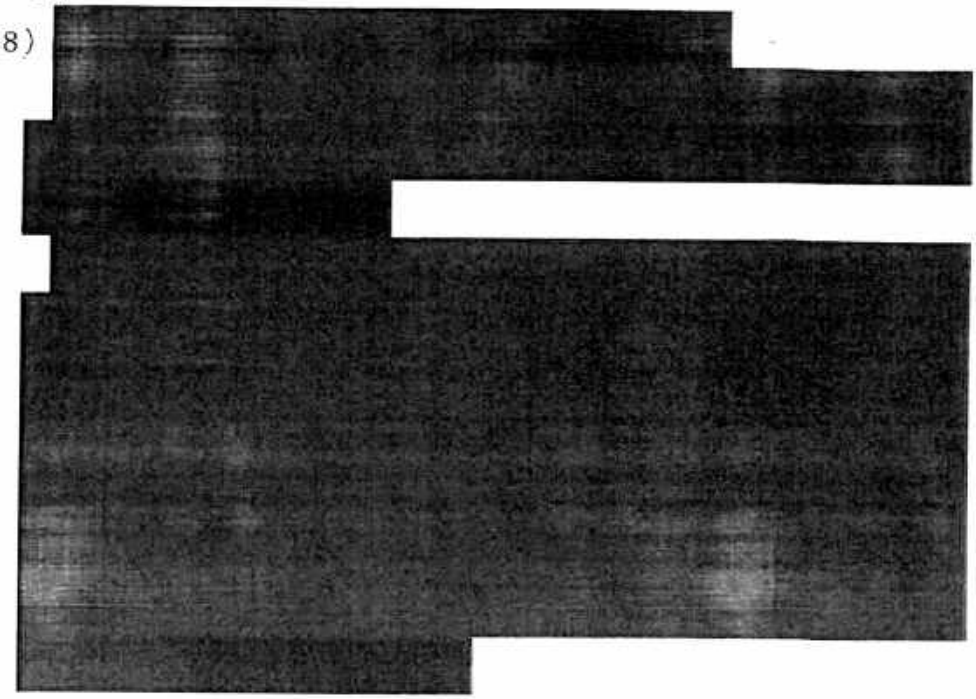
（注６）届出等の義務について

申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を適正に履行していることを確認する。

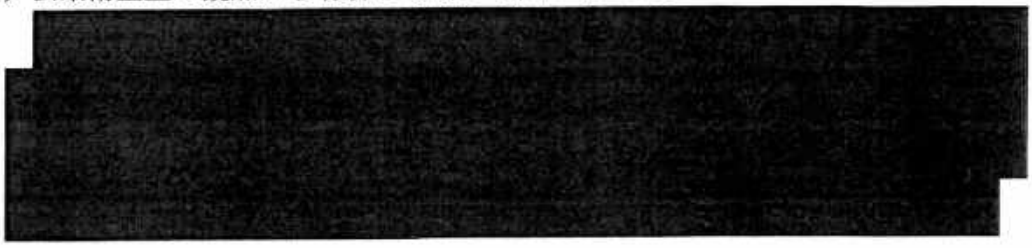
（注７）再申請について

確認対象期間に税及び保険料の未納が認められた場合等、公的義務不履行により不許可処分とした者から、未納分について追納したとして再申請があった場合においても、追納されたことをもって国益要件への不適合事由が治癒されたと評価することは適当ではなく、当該再申請時から算出される新たな確認対象期間において公的義務が適正に履行されていることが必要である。

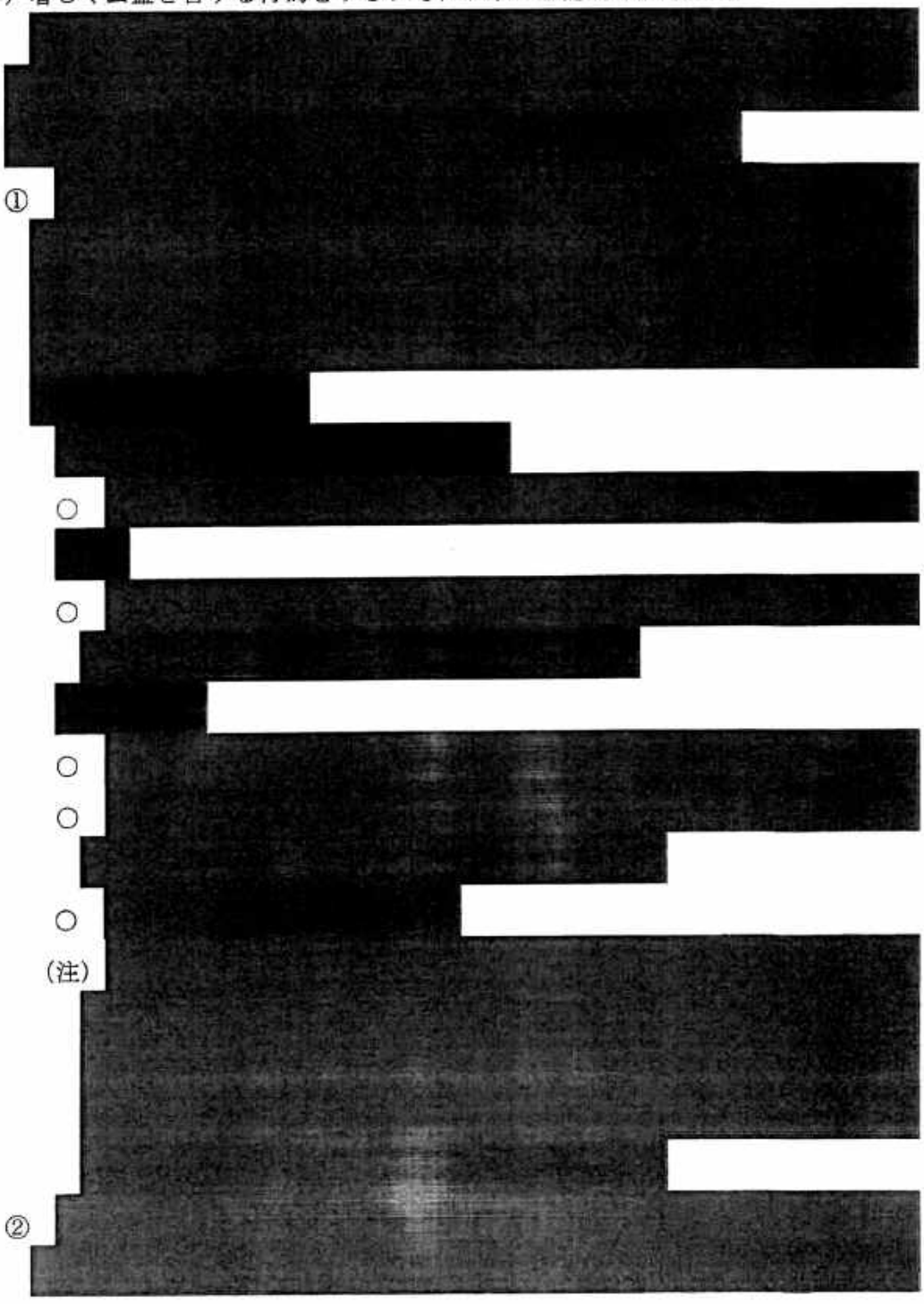
（注８）

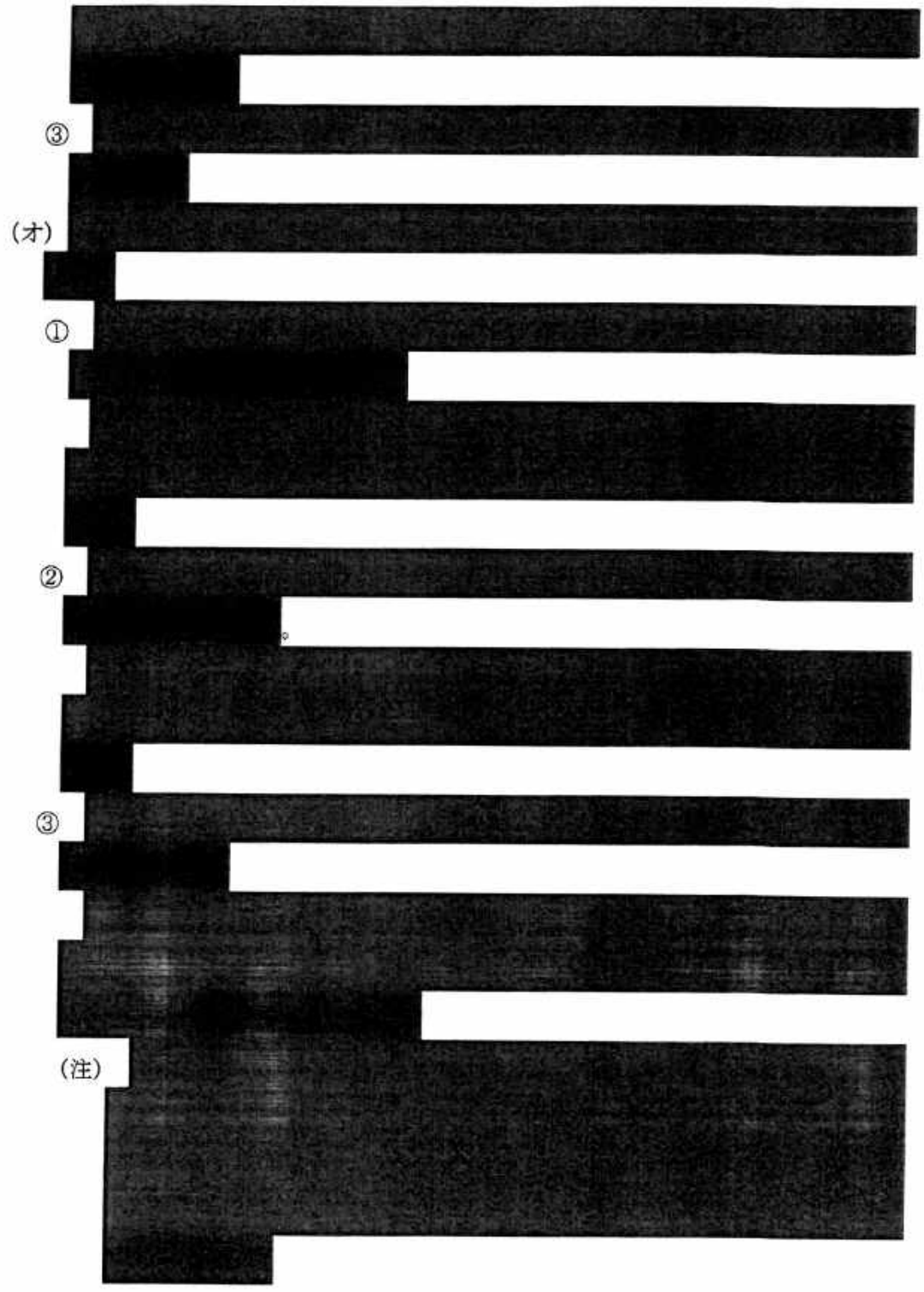


（ウ）公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと



（エ）著しく公益を害する行為をするおそれがないと認められること





（カ）公共の負担となっていないこと

① 入管法第２２条第２項ただし書き又は第６１条の２の１１の適用を受けない者が、公共の負担となっている場合、独立生計要件を満たさないものと判断される。

② 入管法第２２条第２項ただし書きの適用を受ける日本人、永住者又は特別永

住者の配偶者及び子の場合、公共の負担となっていたとしても、「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」の要件に該当しないことをもって、永住許可の法律上の要件を満たさないとすることはできない。

[redacted]

４　特例

申請人が次の(１)から(11)までのいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところによる。[redacted]

（１）日本人、永住者又は特別永住者の配偶者、実子又は特別養子

素行善良要件及び独立生計要件に適合することを要しない。

なお、本邦在留要件については、次のとおりとする。

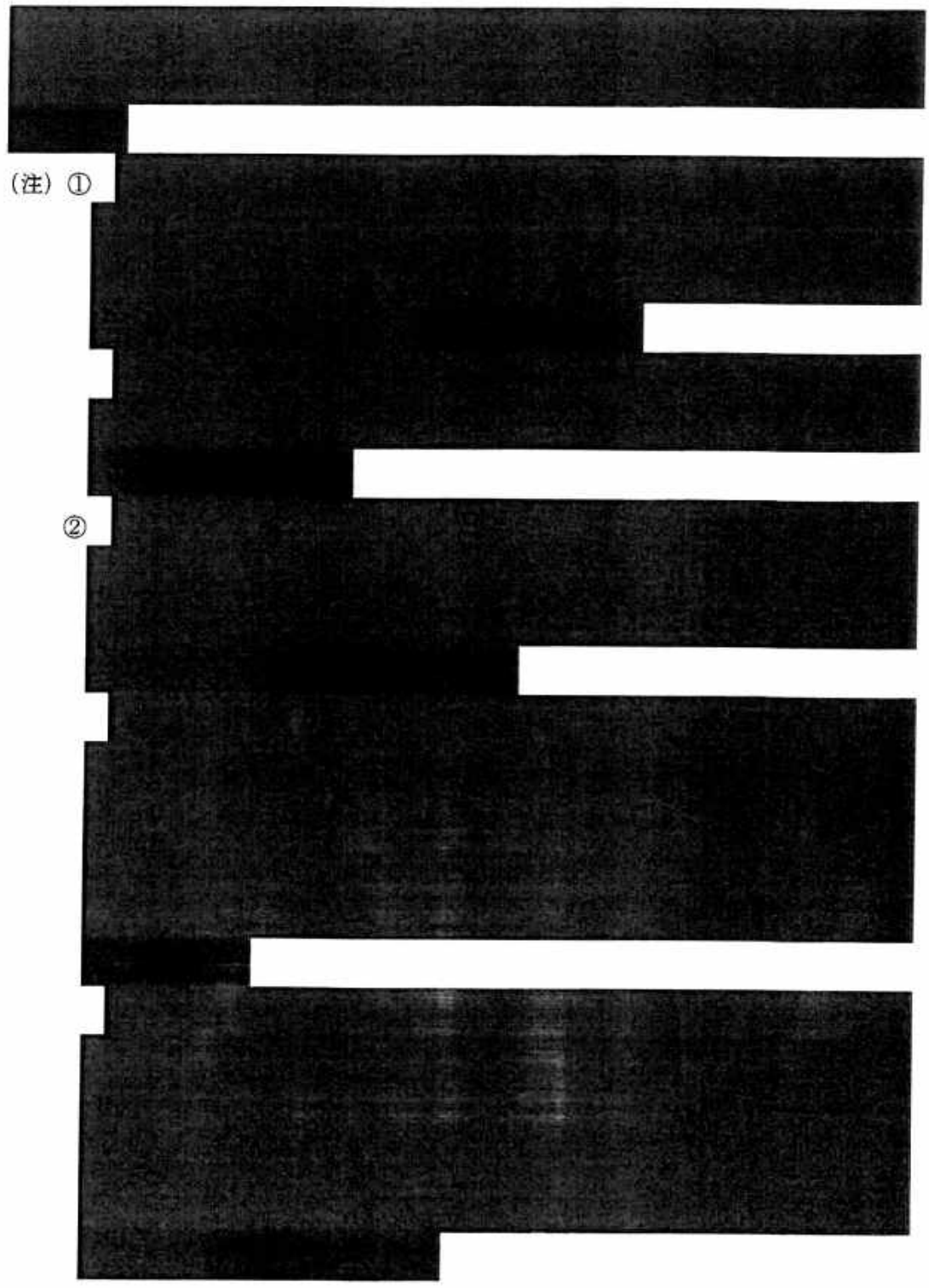
ア　配偶者については、実体を伴った婚姻が３年以上継続し、かつ、引き続き１年以上本邦に在留していること。

（注）①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

イ　実子又は特別養子については、引き続き１年以上本邦に在留していること。[redacted]



（注）①

②

（２）日本人、永住者又は特別永住者の養子（特別養子を除く。）

素行善良要件及び独立生計要件に適合することを要しない。

（３）難民の認定を受けている者、補完的保護対象者の認定を受けている者又は第三国定住難民

ア　独立生計要件に適合することを要しない。

イ　本邦在留要件については、引き続き５年以上本邦に在留していることで足りる。

（注）[redacted]

（４）インドシナ定住難民

本邦在留要件については、「定住者」の在留資格を付与された後、引き続き５年以上本邦に在留していることで足りる。

（５）「定住者」の在留資格を有する者

本邦在留要件については、「定住者」の在留資格を付与された後、引き続き５年以上本邦に在留していることで足りる。

（注）[redacted]

（６）構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において当該特区の特定事業等に従事し、当該事業において我が国への貢献があると認められる者

本邦在留要件については、引き続き３年以上本邦において在留していることで足りる。

（７）地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、特定活動告示３６号又は３７号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者

本邦在留要件については、引き続き３年以上本邦に在留していることで足りる。

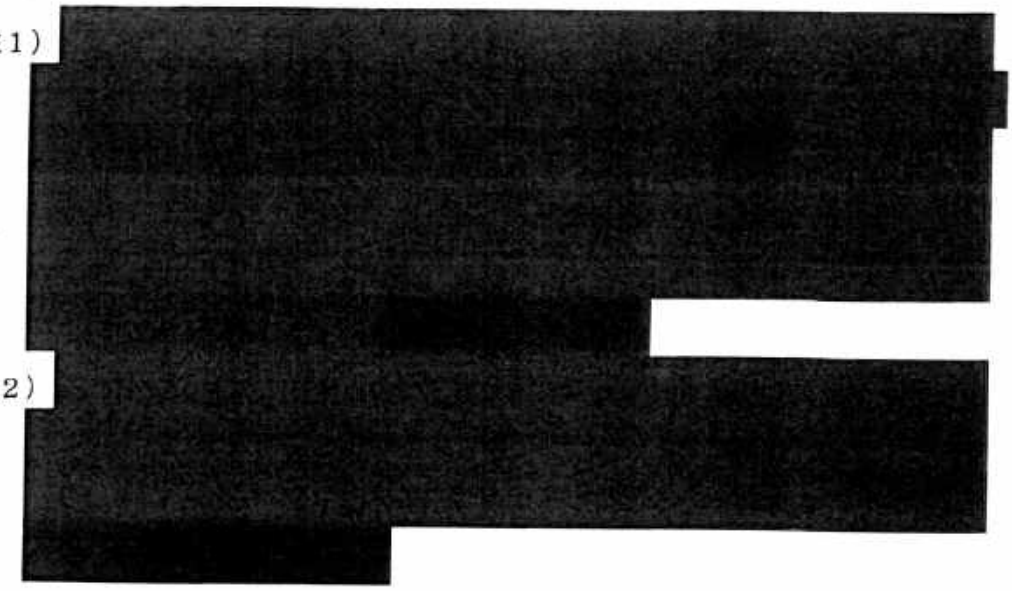
（８）高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に７０点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア　「高度人材外国人」として必要な点数を維持して３年以上継続して本邦に在留していること。

（注）この「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果７０点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当する。

イ　永住許可申請日から３年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に７０点以上の点数を有していたことが認められ、３年以上継続して７０点以上の点数を有し本邦に在留していること

（注１）



（注２）

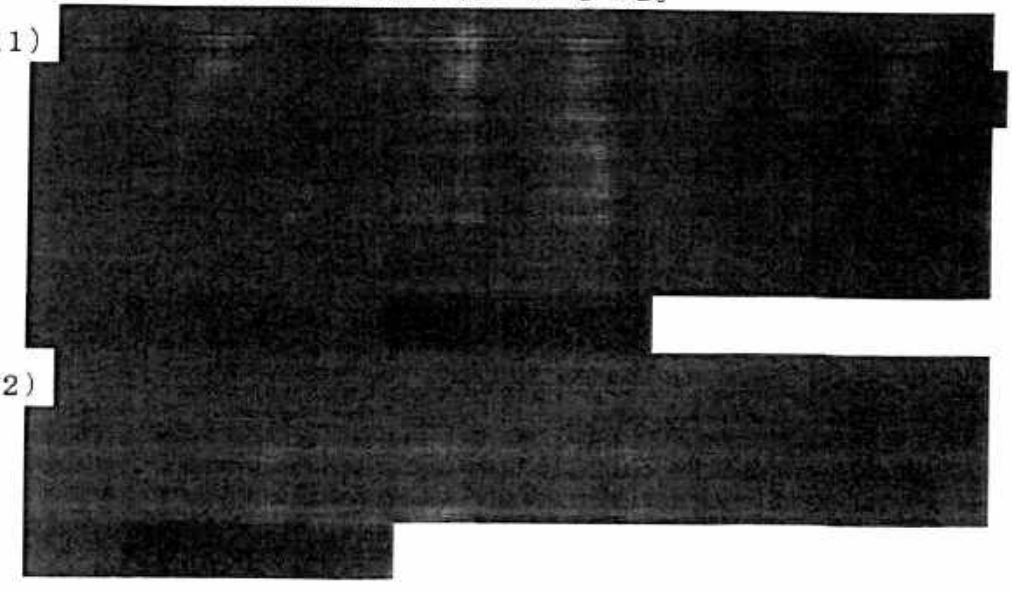
（９）高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に８０点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア　「高度人材外国人」として必要な点数を維持して１年以上継続して本邦に在留していること。

（注）この「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果８０点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当する。

イ　永住許可申請日から１年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に８０点以上の点数を有していたことが認められ、１年以上継続して８０点以上の点数を有し本邦に在留していること。

（注１）



（注２）

（10）特別高度人材の基準を定める省令（以下「特別高度人材省令」という。）に規定する基準に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの

ア　「特別高度人材」として１年以上継続して本邦に在留していること。

イ　１年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から１年前の時点を基準として特別高度人材省令に規定する基準に該当することが認められること。

(11) 外交、社会、経済、文化等の分野における我が国への貢献があると認められる者

「『我が国への貢献』に関するガイドライン」に該当する者の本邦在留要件については、引き続き５年以上本邦に在留していることで足りる。

５　在留資格の取得による永住許可

申請人が次のいずれにも該当する者であること。

（１）次のいずれかに該当する者であること。

ア　永住者又は特別永住者の子として本邦で出生した者で、入管法第２２条第２項本文ただし書に該当する者であるもの

ただし、入管特例法第４条に規定する特別永住許可申請の対象者の場合は、これを許可せず、市区町村における特別永住許可申請を案内する。

イ　日本国籍を離脱した者で、入管法第２２条第２項本文ただし書に該当する者であるもの

（２）国益要件の適合性判断においては、本邦在留要件を除く他の要件に適合する者であること。

ただし、次の場合は、これに適合しないものとする。

ア

イ

ウ

（注１）

[redacted]

（注２）取得永住許可申請に対する処分は、入管法第２２条の２第１項に規定する期間（出生その他の事由が生じた日から６０日）内に行わなければならない。

（注３）取得永住許可申請があった場合において、当該取得永住許可申請については不許可が見込まれるものの、入管法別表第二所定のいずれかの在留資格につき取得許可が見込まれる場合には、在留資格取得許可申請を併せて受け付けて差し支えない。

この場合において、審査の結果、取得永住許可申請は不許可となるものの、在留資

格取得許可申請が許可となる場合には、取得永住不許可処分に併せて在留資格取得許可処分を行う。

また、取得永住許可申請を許可とする場合には、在留資格取得許可申請を終止処分とする。

６　審査における留意点

（１）

（２）

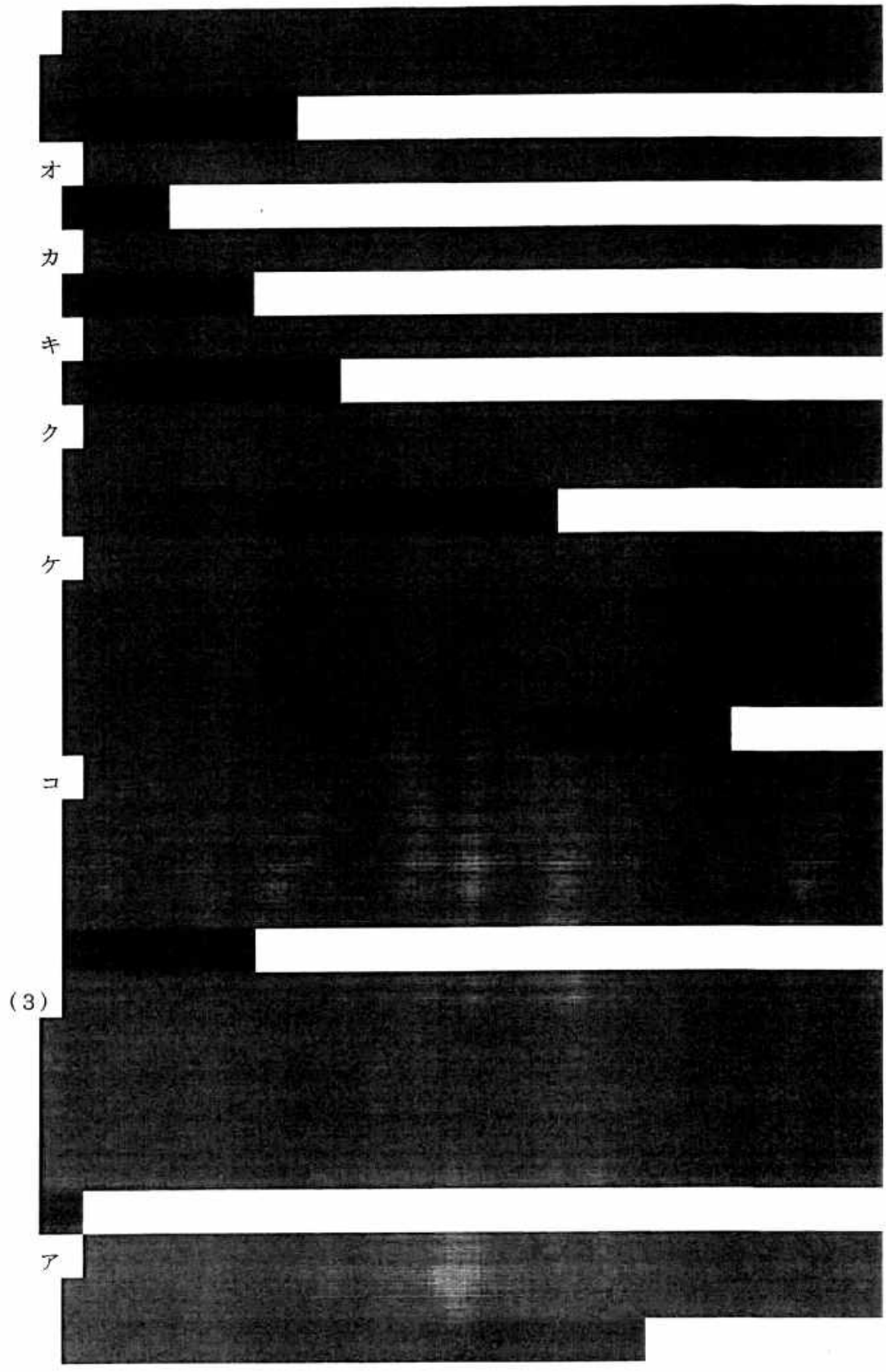
ア

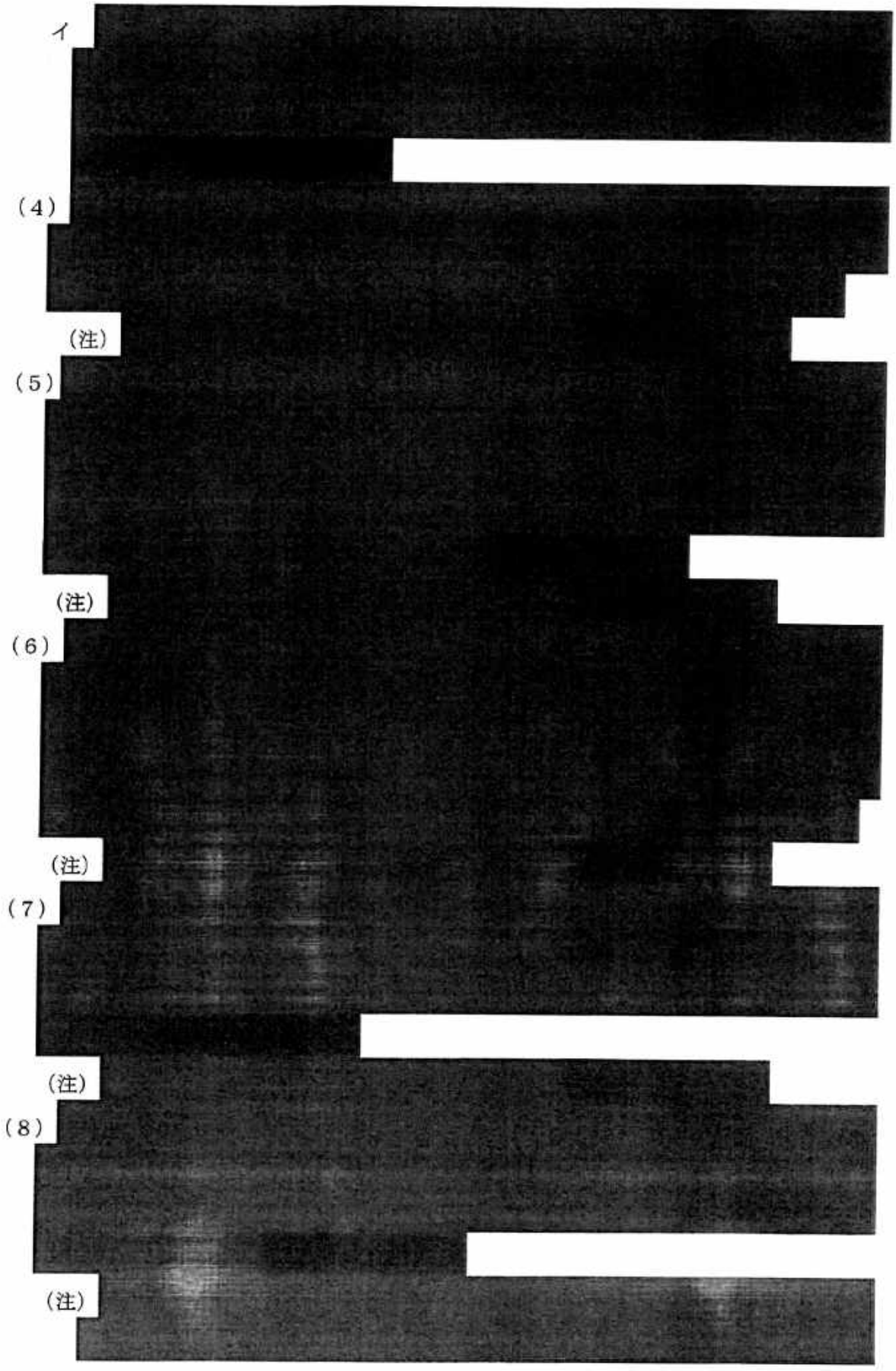
イ

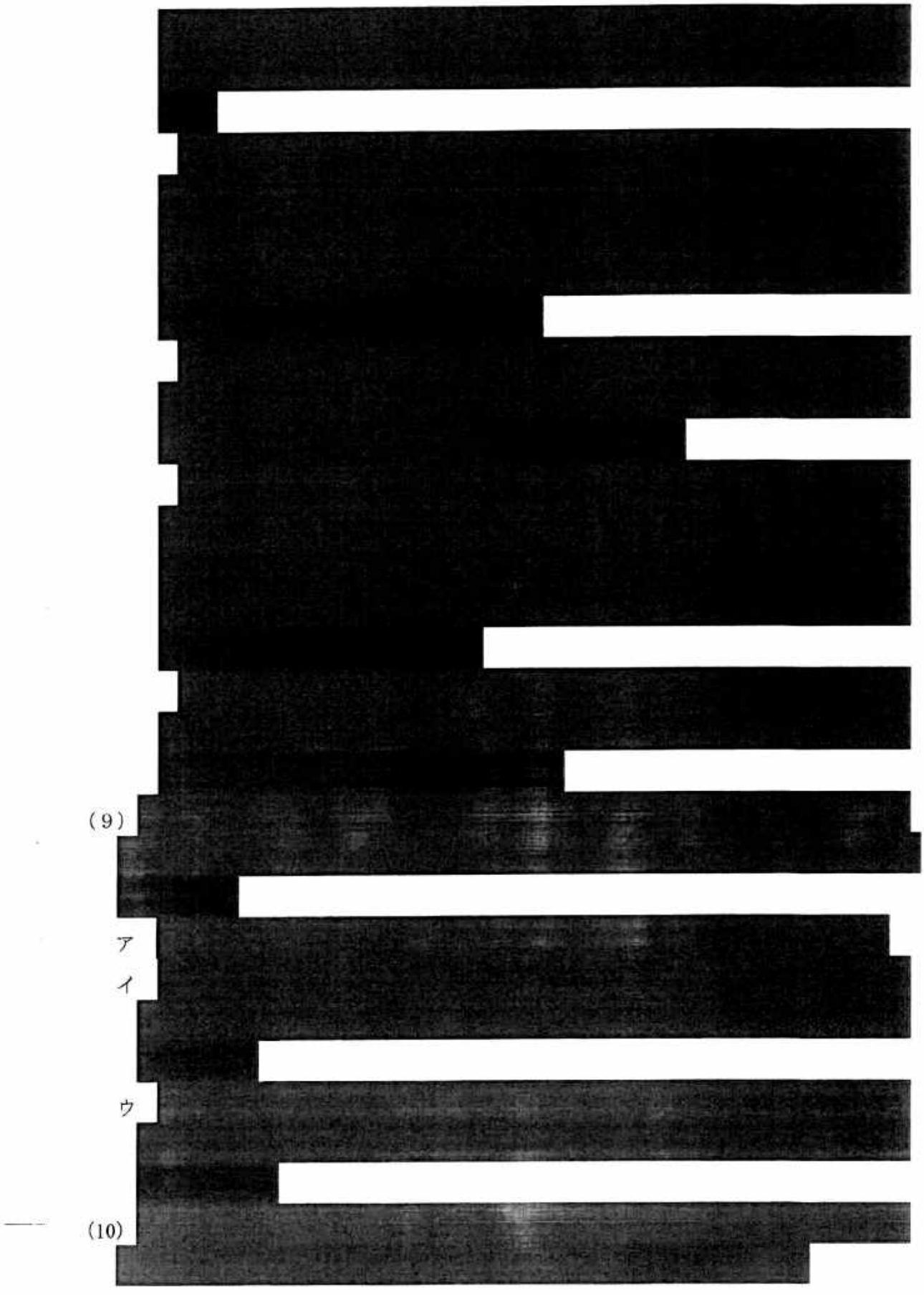
ウ

（注）本邦入国後１年で永住許可を受ける高度人材外国人の配偶者又は同一世帯に所属する子については、当該高度人材外国人と同時には永住を許可せず、おおむね３年の在留状況や本邦定着性を確認の上、永住の許否を判断する。

エ


オ
カ
キ
ク
ケ
コ
（３）
ア


イ
（4）
（注）
（5）
（注）
（6）
（注）
（7）
（注）
（8）
（注）



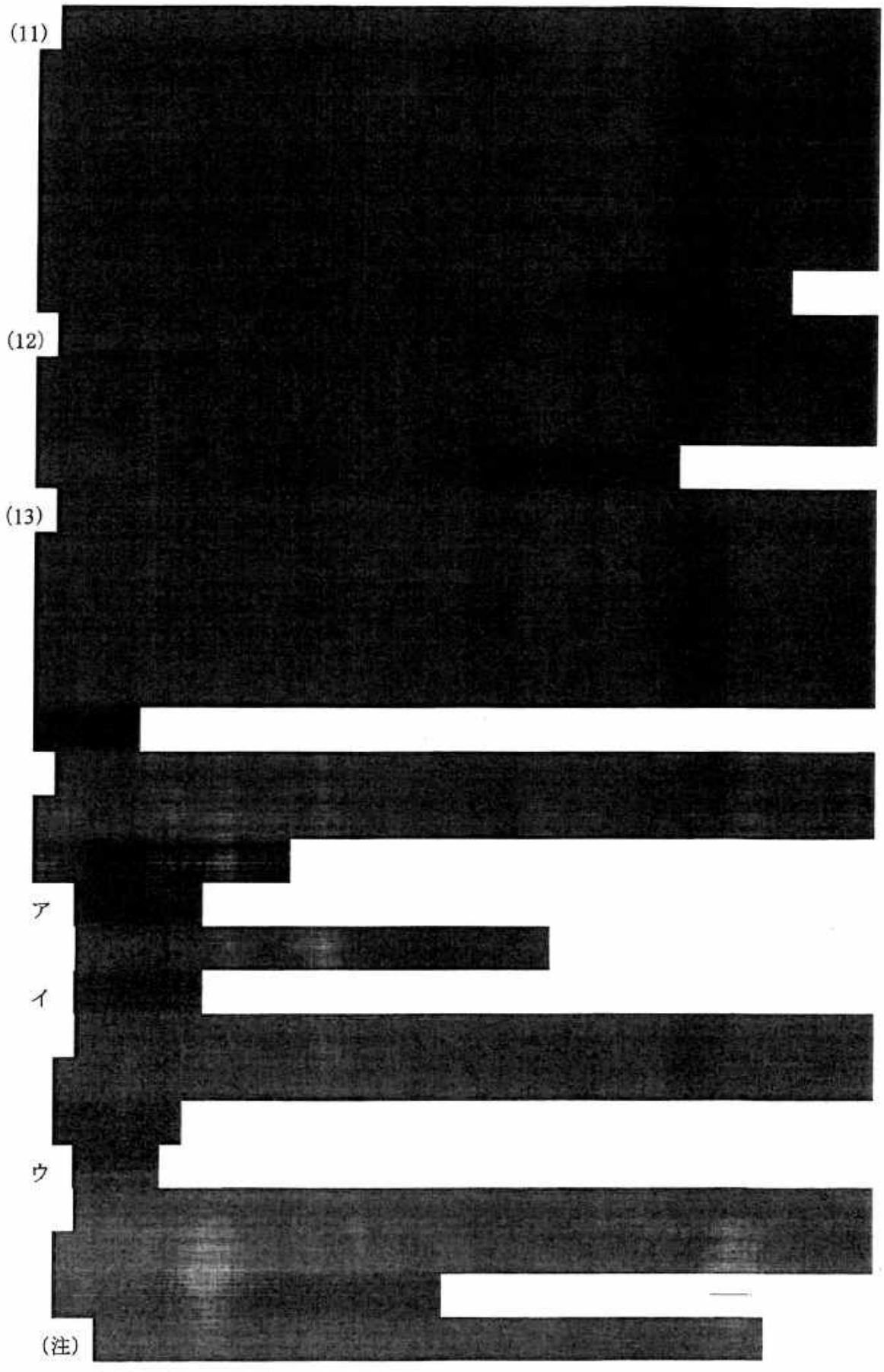
（9）

ア

イ

ウ

（10）



(11)

(12)

(13)

ア

イ

ウ

(注)

(14)

ア

イ

(15)

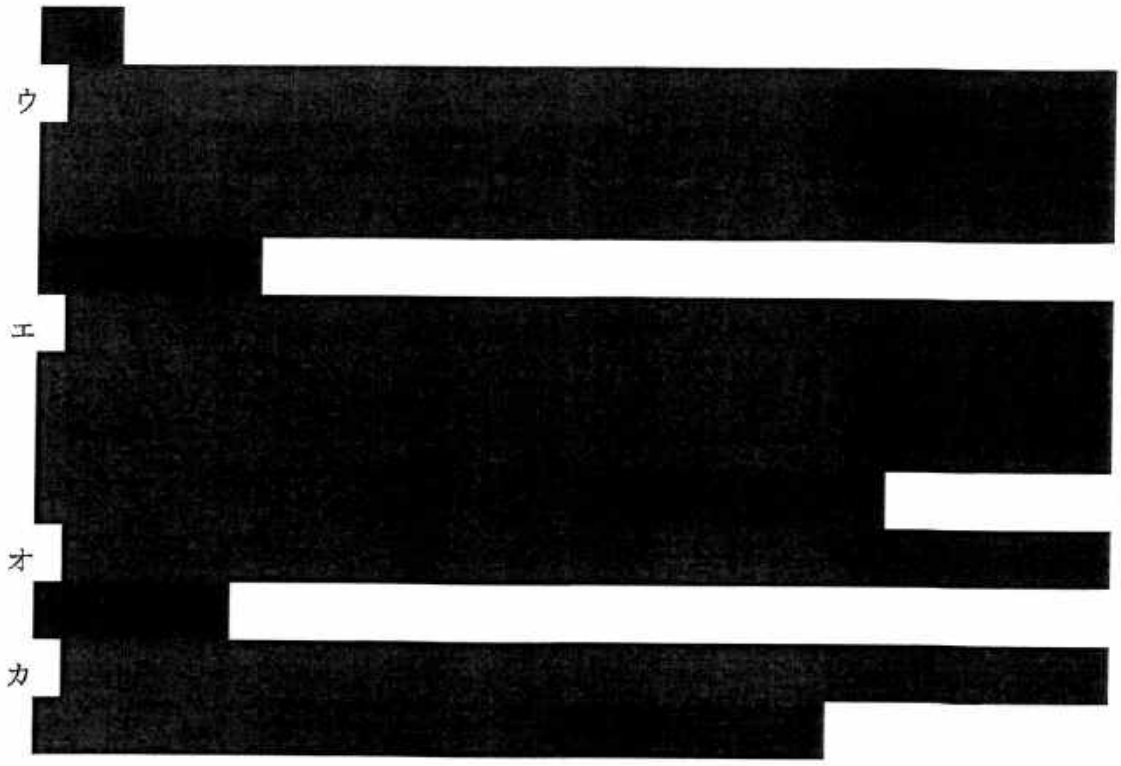
7　請訓

（1）

（2）

ア

イ



8　永住許可申請中の在留期間更新について

在留資格の変更による永住許可申請については、他の在留資格変更許可申請とは異なり、在留期間の特例の適用はなく、また、現に有する在留期間が経過した場合は、住民基本台帳から抹消されることから、在留期間が経過する前に許否の処分を行わなければならない。

したがって、申請受付時に在留期間更新許可申請の案内をするほか、審査中（請訓中を含む。）においては、定期的に進行管理を行い、当該在留期間が経過しないよう留意する。

9　「家族滞在」の在留資格をもって在留する子の扶養者に対する永住許可についての留意点

「家族滞在」の在留資格をもって在留する子の扶養者についてのみ永住を許可する場合、当該子は在留資格該当性を失い、「定住者」（第６号イ）等への在留資格変更許可を受ける必要があるが、当該子が成人に達している場合等、該当する在留資格が存在しない場合があることから、扶養者についてのみ永住を許可する場合には、当該子の在留資格の変更の可否についても検討する必要があることに留意する。

10　永住者からの在留資格変更

「永住者」の在留資格から他の在留資格への変更申請については、永住者の在留資格が活動に制限がなく、かつ、在留期限がないことを説明の上、なお申請人が他の在留資格への変更を希望する場合は、変更を希望する合理的な理由があり、かつ、許可要件に適合する限り、許可することとして差し支えない。

11　立証資料

（１）第３１節別表のとおり

（２）前記４（８）又は（９）に該当する場合に共通する資料

前記（１）のほか、永住許可申請の時点で計算した高度専門職ポイント計算表及びポイント計算表の各項目に応じ第９節第２の５（３）の表に掲げる資料

なお、所得及び納税状況を証明する資料の取扱いについては、後記（３）イ又は（４）イのとおり。

（３）前記４（８）イに該当する場合

ア　前記（１）及び（２）のほか、永住許可申請の３年前の時点で計算した高度専門職ポイント計算表及びポイント計算表の各項目に応じ第９節第２の５（３）の表に掲げる資料

イ　申請人の所得及び納税状況を証明する資料については、永住許可申請時における申請人の在留資格にかかわらず、直近３年分の資料の提出を求める。

（４）前記４（９）に該当する場合

ア　前記（１）及び（２）のほか、次のいずれかの資料

（ア）ポイント計算の結果８０点以上であったことが記載された別記第２７号の２様式（高度専門職ポイント計算結果通知書）

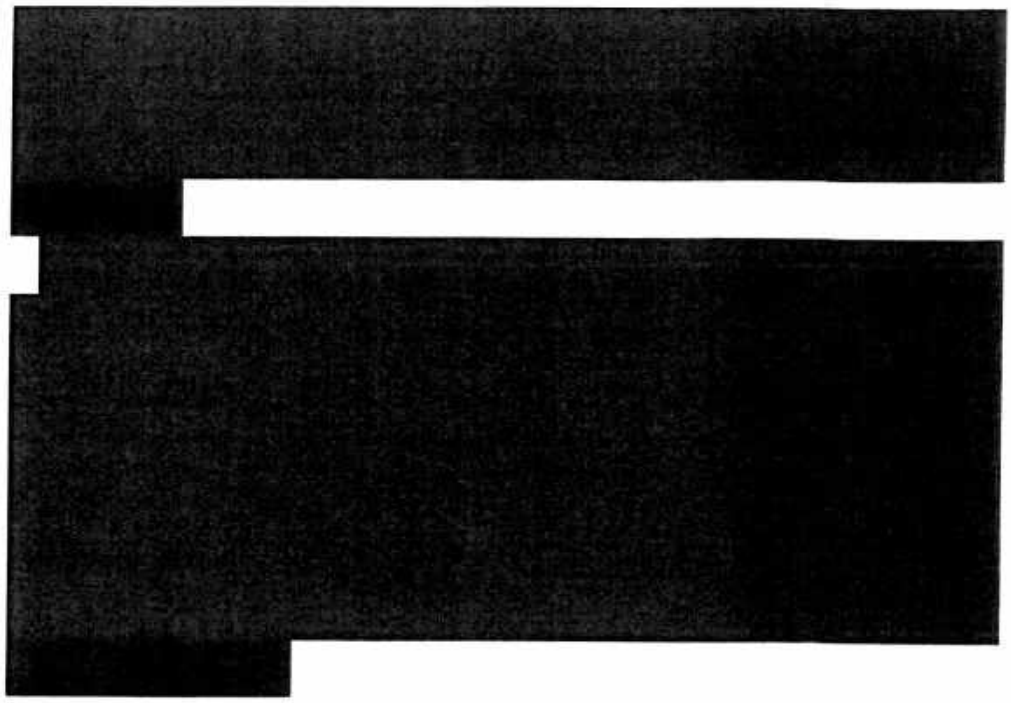
（注）紛失等により提出できない場合には、同通知書を提出できない理由を記載した申立書の提出を求める。

（イ）永住許可申請の１年前の時点で計算した高度専門職ポイント計算表及びポイント計算表の各項目に応じ第９節第２の５（３）の表に掲げる資料

イ　申請人の所得及び納税状況を証明する資料については、永住許可申請時における申請人の在留資格にかかわらず、直近１年分の資料の提出を求める。

（注１）過去の申請における資料の転用は、第９編第２章第２節第２の４（１）イの規定に準じることとするが、前記４（８）ア又は４（９）アに該当する場合で、学歴等変更のない資料については、過去の「高度専門職」の申請の際に提出した資料の転用を認めて差し支えない。

（注２）[redacted]



（５）前記４（10）に該当する場合

ア　前記（１）のほか、次のいずれかの資料

（ア）特別高度人材証明書の写し及び年収を証明する資料

（イ）学歴又は職歴を証する文書（卒業証明書、在職証明書等）及び年収を証明する資料

イ　申請人の所得及び納税状況を証明する資料については、永住許可申請時における申請人の在留資格にかかわらず、直近１年分の資料の提出を求める。

第２　応用・資料編

①　永住許可に関するガイドライン（令和６年１１月１８日改定）

１　法律上の要件

（１）素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

（２）独立生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

（３）その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア　原則として引き続き１０年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能１号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き５年以上在留していることを要する。

イ　罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること。

※　公的義務の履行について、申請時点において納税（納付）済みであったとしても、当初の納税（納付）期限内に履行されていない場合は、原則として消極的に評価されます。

ウ　現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第２に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ　公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※　ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、（１）及び（２）に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者、補完的保護対象者の認定を受けている者又は第三国定住難民の場合には、（２）に適合することを要しない。

２　原則１０年在留に関する特例

（１）日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が３年以上継続し、かつ、引き続き１年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は１年以上本邦に継続して在留していること

（２）「定住者」の在留資格で５年以上継続して本邦に在留していること

（３）難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者の場合、認定後５年以上継続して本邦に在留していること

（４）外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、５年以上本邦に在留していること

（５）地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条第１６項に基づき認定された地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄の活動を定める件（平成２年法務省告示第１３１号）第３６号又は第３７号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者の場合、３年以上継続して本邦に在留していること

（６）出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（以下「高度専門職省令」という。）に規定するポイント計算を行った場合に７０点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア　「高度人材外国人」として必要な点数を維持して３年以上継続して本邦に在留していること。

イ　永住許可申請日から３年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に７０点以上の点数を有していたことが認められ、３年以上継続して７０点以上の点数を有し本邦に在留していること。

（７）高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に８０点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア　「高度人材外国人」として必要な点数を維持して１年以上継続して本邦に在留していること。

イ　永住許可申請日から１年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に８０点以上の点数を有していたことが認められ、１年以上継続して８０点以上の点数を有し本邦に在留していること。

（８）特別高度人材の基準を定める省令（以下「特別高度人材省令」という。）に規定する基準に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの

ア　「特別高度人材」として１年以上継続して本邦に在留していること。

イ　１年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から１年前の時点を基準として特別高度人材省令に規定する基準に該当することが認められること。

（注１）本ガイドラインについては、当面、在留期間「３年」を有する場合は、前記１（３）ウの「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととする。

（注２）前記２（６）アの「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果７０点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当し、前記２（７）アの「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果８０点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当し、前記２（８）アの「特別高度人材」とは、特別高度人材省令に規定する基準に該当すると認められて在留している者が該当する。

②　「我が国への貢献」に関するガイドライン（平成２９年４月２６日改定）

次のいずれかに該当し、かつ、５年以上日本において社会生活上問題を生ぜしめることなく滞在してきたこと。

１　各分野に共通

○　国際機関若しくは外国政府又はこれらに準ずる機関から、国際社会において権威あるものとして評価されている賞を受けた者

例：ノーベル賞、フィールズ賞、プリッカー賞、レジオンドヌール勲章

○　日本政府から次のような賞を受けた者

国民栄誉賞、勲章、文化勲章又は褒章（紺綬褒章及び遺族追賞を除く）、日本国際賞

○　日本政府又は地方自治体から委員等として任命、委嘱等されて公共の利益を目的とする活動をおおむね３年以上行った者

○　医療、教育その他の職業活動を通じて、日本社会又は地域社会の維持、発展に多大な貢献のあった者

２　外交分野

○　外交使節団又は領事機関の構成員として我が国で勤務し、日本とその者の派遣国との友好又は文化交流の増進に功績があった者

○　日本の加盟する国際機関の事務局長、事務局次長又はこれらと同等以上の役職として勤務した経歴を有する者

３　経済・産業分野

○　日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の経営におおむね３年以上従事している者又はかつてこれらの企業の経営におおむね３年以上従事したことがある者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者

○　日本国内の企業の経営におおむね３年以上従事したことがある者で、その間に継続して１億円以上の投資を行うことにより我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった

者

○　日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の管理職又はこれに準ずる職務におおむね５年以上従事している者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者

○　我が国の産業の発展に貢献し、全国規模の選抜の結果として賞を受けた者

例：グッドデザイン賞（財団法人日本産業デザイン振興会主催）の大賞又は特別賞

○　先端技術者、高度技術者等としての活動により、我が国の農林水産業、工業、商業その他の産業の発展に多大な貢献があった者

○　ＩｏＴ又は再生医療等の「成長分野」の発展に寄与するものとして事業所管省庁が関与するプロジェクトにおおむね５年以上従事している者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者

４　文化・芸術分野

○　文学、美術、映画、音楽、演劇、演芸その他の文化・芸術分野における権威あるものとして一般的評価を受けている賞を受けた者

例：ベネチア・ビエンナーレ金獅子賞、高松宮殿下記念世界文化賞、アカデミー賞各賞、カンヌ映画祭各賞、ベネチア映画祭各賞、ベルリン映画祭各賞

○　文学、美術、映画、音楽、演劇、演芸その他の文化・芸術分野で指導者又は指導的地位にある者として、おおむね３年以上日本で活動し、日本の文化の向上に貢献のあった者

５　教育分野

○　学校教育法に定める日本の大学又はこれに準ずる機関の常勤又はこれと同等の勤務の実体を有する教授、准教授又は講師として、日本でおおむね３年以上教育活動に従事している者又はかつて日本でおおむね３年以上これらの職務に従事したことのある者で、日本の高等教育の水準の向上に貢献のあった者

６　研究分野

○　研究活動により顕著な成果を挙げたと認められる次の者

①　研究活動の成果としての論文等が学術雑誌等に掲載され、その論文が他の研究者の論文等に複数引用されている者

②　公平な審査過程を経て掲載が決定される学術雑誌等へ研究活動の成果としての論文等が複数掲載されたことがある者

③　権威ある学術雑誌等に研究活動の成果としての論文等が多数掲載されている者

④　権威あるものとして一般的に評価されている学会において、高い評価を受けて講演等をしたことがある者

7　スポーツの分野

○　オリンピック大会、世界選手権等の世界規模で行われる著名なスポーツ競技会その他の大会の上位入賞者又はその監督、指導者等としてその入賞に多大な貢献があった者で、日本における当該スポーツ等の指導又は振興に係る活動を行っている者

○　国際的規模で開催されるスポーツ競技会その他の大会の上位入賞者又はその監督、指導者等としてその入賞に多大な貢献があった者で、おおむね３年以上日本においてスポーツ等の指導又は振興に係る活動を行っている者

○　我が国におけるスポーツ等の振興に多大な貢献のあった者

8　その他の分野

○　社会・福祉分野において、日本社会の発展に貢献し、全国規模の選抜の結果として賞を受けた者

例：ワンモアライフ勤労者ボランティア賞、社会貢献者表彰の各賞

○　日本における公益的活動を通じて、我が国の社会、福祉に多大な貢献のあった者

第28節　日本人の配偶者等

第１　在留資格の審査

１　日本人の配偶者等の在留資格について

「日本人の配偶者等」の在留資格は、日本人の配偶者、日本人の特別養子又は日本人の子として出生した者を受け入れるために設けられたものである。「本邦に在留中に行うことができる活動の範囲に制限はない」という言い方がなされることがあるが、入管法第７条第１項第２号には、「別表第２の下欄に掲げる身分若しくは地位を『有する者としての活動』」と定められているのであり、その活動を逸脱することはできないことに留意する。

２　該当範囲

入管法別表第２の「日本人の配偶者等」の項の下欄は、本邦において有する身分又は地位について、以下のとおり規定している。

日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者

具体的には、次の（１）から（３）の身分を有する者が該当する。

（１）日本人の配偶者の身分を有する者

（注１）「配偶者」とは、現に婚姻関係中の者をいい、相手方の配偶者が死亡した者又は離婚したものは含まれない。

また、配偶者として在留が認められるためには、双方の国籍国において法的に夫婦関係にあり、配偶者として認められていることが必要であるとともに、我が国においても配偶者として扱われるような者であることが必要であることから、内縁の配偶者は認められない。

[redacted]

（注２）法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあって社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、日本人の配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

（２）日本人の特別養子の身分を有する者

（注）法律上の特別養子の身分を有している者をいう。特別養子縁組は、民法第８１７条の２第１項の規定に基づいて家庭裁判所の審判により成立し、生みの親との

身分関係を切り離し、養父母との間に実の子とほぼ同様な関係が成立する。なお、特別養子縁組及びその離縁に関する事項については、養親の戸籍の身分事項欄に記載される（戸籍法施行規則第３５条第３号の２）。

【参考】民法第８１７条の２第１項

家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

（３）日本人の子として出生した者の身分を有する者

（注１）「日本人の子として出生した者」とは、日本人の実子をいい、嫡出子のほか、認知された嫡出でない子が含まれるが、養子は含まない。

（注２）出生の時に父又は母のいずれか一方が日本国籍を有していた場合、また、本人の出生前に父が死亡し、かつ、その父が死亡のときに日本国籍を有していた場合が、これに当たる。他方、本人の出生後にその父又は母が日本国籍を取得しても、そのことにより当該外国人が「日本人の子として出生した者」にはならない。

（注３）本人の出生後父又は母が日本国籍を離脱した場合も、日本人の子として出生したという事実に影響を与えるものではない。

（注４）「日本人の子として出生した者」は、「本邦で出生したこと」が要件とされていないので、外国で出生した者も含まれる。

３　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　共通事項

（ア）申請書

①

②

③

④

（イ）提出資料

[redacted]

イ　日本人の配偶者の身分を有する者

法律上の婚姻関係だけではなく、当該婚姻が実体を伴うものであることについて、提出資料等により判断する。

（ア）戸籍謄本

①[redacted]

②[redacted]

（イ）住民票

[redacted]

（ウ）納税証明書

（エ）身元保証書

①

②

（オ）質問書（認定・変更用）

①

②

③

④

（カ）交際・交流に関する立証資料

（キ）外国の機関が発行する婚姻証明書

（ク）提出資料の追加請求

[redacted]

（ケ）実態調査

[redacted]

ウ　日本人の子として出生した者の身分を有する者

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

エ　日本人の特別養子

[redacted]

（2）在留期間の更新時

ア　共通事項

上記（1）アに同じ。

イ　日本人の配偶者の場合

（ア）質問書（更新用）

[redacted]

（イ）[redacted]

（注1）[redacted]

（注2）[redacted]

（3）「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの在留資格変更許可申請の場合

「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの変更については、「やむを得な

い特別な事情」があることが必要である。「やむを得ない特別な事情」がある場合とは、次のようなものをいう。

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

4　審査に当たってのその他の留意事項

（1）経費支弁能力について

ア　身元保証人が経費を支弁する場合

[redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

イ　申請人が本邦において生業に就くことにより本邦在留中の一切の経費を支弁しようとする場合

申請人が当該活動に従事することが真に予定されているかを次により確認する。

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

ウ　収入金額について

[redacted]

[redacted]

② [redacted]

（注）[redacted]

（2）申請人が日本人配偶者と別居している場合について

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（3）離婚調停又は訴訟中の者について

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

（4）在留資格該当性がないことを理由として不許可とする場合について

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

（5）入管法第５条に該当する者から在留資格認定証明書交付申請等があった場合の取扱い

ア [redacted]

[redacted]

(ア) [redacted]

(イ) [redacted]

(ウ) [redacted]

① [redacted]

a [redacted]

b [redacted]

② [redacted]

イ [redacted]

(ア) [redacted]

① [redacted]

② [redacted]

(注) [redacted]

a [redacted]

b [redacted]

③ [redacted]

（イ） [redacted]

5　立証資料

第３１節別表のとおり

（注）出生又は国籍離脱による資格取得の場合、住民票の写しを提出することによって、入管法第１９条の８に基づく住居地の届出をしたものとみなさるため、可能な限り住民票の提出を求めることとする。

6　在留期間

施行規則別表第二の「日本人の配偶者等」の項の下欄に定める在留期間は、「５年」、「３年」、「１年」又は「６月」とされており、いずれの在留期間を決定するかの運用は以下のとおり。

日本人の配偶者の場合

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの。 ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　各種の公的義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ④　主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの ⑤　家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻後の同居期間が３年を超えるものに限る。）
３年	次のいずれかに該当するもの。 ①　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの

	a　５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの b　家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの ②　５年、１年又は６月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの。 ①　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ②　家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続性を１年に１度確認する必要があるもの ③　在留状況等からみて、１年に１度その状況を確認する必要があるもの ④　滞在予定期間が６月を超え１年以内のもの
６月	次のいずれかに該当するもの。 ①　離婚調停又は離婚訴訟が行われているもの（夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず、今後、配偶者としての活動が見込まれない場合を除く。） ②　夫婦の一方が離婚の意思を明確にしているもの ③　滞在予定期間が６月以下のもの

※１　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2 [redacted]

（1）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（2）[redacted]

3 [redacted]

4 [redacted]

① [redacted]

② [redacted]

日本人の子（日本人の特別養子を含む。）の場合

在留期間	運用
5年	次のいずれにも該当するもの。 ① 申請人又は申請人を扶養する親が申請時の在留資格におけう入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③ 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子にあっては、小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ④ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの
3年	次のいずれかに該当するもの ① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ② 5年、1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの
1年	次のいずれかに該当するもの ① 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ② 在留状況等からみて、1年に1度その状況を確認する必要があるもの ③ 滞在予定期間が6月を超え1年以下のもの
6月	滞在予定期間が6月以下のもの

※1 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2 [redacted]

（1）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

（2）[redacted]

(注) 日本国籍を離脱した者の場合は、通常、在留資格の取得による永住許可がなされる。

第２　応用・資料編

１　参考法令

（１）民法

第５款　特別養子

（特別養子縁組の成立）

第８１７条の２　　家庭裁判所は、次条から第８１７条の７までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

２　　前項に規定する請求をするには、第７９４条又は第７９８条の許可を得ることを要しない。

（養親の夫婦共同縁組）

第８１７条の３　　養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

２　　夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

（養子となる者の年齢）

第８１７条の５　　第８１７条の２に規定する請求の時に６歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が８歳未満であって６歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

（父母の同意）

第８１７条の６　　特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

（子の利益のための特別の必要性）

第８１７条の７　　特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

（実方との親族関係の終了）

第８１７条の９　　養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第８１７条の３第２項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

（特別養子縁組の離縁）

第８１７条の１０　　次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の

請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一　養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二　実父母が相当の監護をすることができること。

２　離縁は、前項の規定による場合のほか、これをすることができない。

（離縁による実方との親族関係の回復）

第８１７条の１１　養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

（２）国籍法

（認知された子の国籍の取得）

第３条　父又は母が認知した子で１８歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

２　前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

（国籍の喪失）

第１２条　出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。

２　フィリピンにおける婚姻制度について

[redacted]

[redacted]

3　フィリピン人母親と日本人父親の間に出生した子について

[redacted]

4　市区町村において創設的婚姻届が受理された中国人の取扱いについて

[redacted]

5　裁判例

（1）配偶者としての活動を行おうとする者の在留資格該当性（平成１４年１０月１７日最高裁判所判決）

ア　「日本人の配偶者等」の在留資格をもって本邦に在留するためには、単にその日本人配偶者との間に法律上有効な婚姻関係があるだけでは足りない。

イ　日本人配偶者との間に、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真しな意思をもって共同生活を営むことを本質とする婚姻という特別な身分関係を有する者として本邦において活動しようとすることに基づくものと解される。

ウ　婚姻関係が法律上存続している場合であっても、夫婦の一方又は双方が既に上記の意思を確定的に喪失するとともに、夫婦としての共同生活の実体を欠くようになり、その回復の見込みが全くない状態に至ったときは、当該婚姻はもはや社会生活上の実質的基礎を失っているものというべきである。

（注）

本判決は、「配偶者としての活動を行う者」とする者の在留資格該当性について判示しており、「日本人の配偶者である者として在留資格が付与されるべき者については、日本人との婚姻が法律上有効なものであれば足りるものと解される。」（平成６年５月２６日東京地方裁判所判決）の考え方を否定し、当局側の主張を採用したものであると同時に、本判決と同旨の地方裁判所並びに高等裁判所の判決を最高裁判所が初めて認めたものである。

（2）同居・協力・扶助の活動が行われなくなっている場合の在留資格該当性の判断（平成８年５月３０日東京高等裁判所判決）

「婚姻関係が冷却化し、同居・相互の協力扶助の活動が事実上行われなくなっている場合であっても、未だその状態が固定化しておらず、当該外国人が日本人配偶者との婚姻関係を修復・維持し得る可能性があるなど、婚姻関係が実体を失い形骸化しているとまでは認めることができない段階においては、なお、社会通念上、同居・協力・扶助を中核とする婚姻関係に付随する日本人の配偶者としての活動を行う余地があるものというべきであるから、当該外国人に「日本人の配偶者等」の在留資格該当性を肯定するのが相当である。」

第29節　永住者の配偶者等

第１　在留資格の審査

１　永住者の配偶者等の在留資格について

「永住者の配偶者等」の在留資格は、永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」という。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者を受け入れるために設けられたものである。「本邦に在留中に行うことができる活動の範囲に制限はない」という言い方がなされることがあるが、入管法第７条第１項第２号には、「別表第２の下欄に掲げる身分若しくは地位を『有する者としての活動』と定められているのであり、その活動を逸脱することはできないことに留意する。

２　該当範囲

入管法別表第２の「永住者の配偶者等」の項の下欄は、本邦において有する身分又は地位について、以下のとおり規定している。

永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者

具体的には、次の（１）から（３）の身分を有する者としての活動が該当する。

（１）永住者等の配偶者の身分を有する者

（注１）「配偶者」とは、現に婚姻関係中の者をいい、相手方の配偶者が死亡した者又は離婚したものは含まれない。また、婚姻は法的に有効な婚姻であることを要し、内縁の者及び外国で有効に成立した同性婚の者は含まれない。

（注２）法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあって社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、永住者等の配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

（２）永住者等の子として本邦で出生し、出生後引き続き本邦に在留する者

（注１）出生の時に父又は母のいずれか一方が永住者の在留資格をもって在留していた場合又は本人の出生前に父が死亡し、かつ、その父が死亡のときに永住者の在留資格をもって在留していた場合が、これに当たる。

（注２）本人の出生後、父又は母が永住者の在留資格を失った場合も、「永住者」の在留資格をもって在留する者の子として出生したという事実に影響を与えるものではない。

（注３）「子として本邦で出生した者」とは実子をいい、嫡出子のほか、認知された非嫡出子も含まれるが、養子は含まれない。

（注４）「本邦で出生したこと」が必要であり、永住者の在留資格をもって在留する者の子であっても、母が再入国許可を受けて出国し外国で出産した場合等外国で出生した場合は該当しない。

（３）特別永住者の子として本邦で出生し、出生後引き続き本邦に在留する者

（注１）通常は、特例法第４条による特別永住許可申請を行い、特別永住者として在留することとなるが、同条所定の申請期限（出生後６０日以内）が経過してしまったことにより、同申請を行うことができない者に対しては、「永住者の配偶者等」の在留資格を付与することとなる。この場合は、併せて特例法第５条による特別永住許可申請を行うよう案内する。

（注２）特例法第２条第２項において、「平和条約国籍離脱者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後「引き続き」本邦に在留する者と規定されていることから、特例法第５条に基づき特別永住を許可する場合には、「引き続き」本邦に在留していることが必要である。

３　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　共通事項

（ア）申請書

①

②

③

④

（イ）提出資料

イ　永住者等の配偶者の身分を有する者

法律上の婚姻関係だけではなく、当該婚姻が実体を伴うものであることについて、提出資料等により判断する。

（ア）外国の機関が発行する婚姻証明書

[redacted]

（イ）住民票

[redacted]

（ウ）納税証明書

[redacted]

（エ）身元保証書

①

[redacted]

[redacted]

② [redacted]

（オ）質問書（認定・変更用）

① [redacted]

② [redacted]

③ [redacted]

④ [redacted]

（カ）交際・交流に関する立証資料

[redacted]

（キ）提出資料の追加請求

[redacted]

（ク）実態調査

[redacted]

ウ　永住者等の子として出生した者の身分を有する者

[redacted]

（２）在留期間の更新時

ア　共通事項

上記（１）アに同じ。

イ　永住者等の配偶者の場合

（ア）質問書（更新用）

[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

（３）「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの在留資格変更許可申請の場合

「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの変更については、「やむを得ない特別な事情」があることが必要である。「やむを得ない特別な事情」がある場合とは、次のようなものをいう。

ア [redacted]

イ [redacted]

４　審査に当たってのその他の留意事項

（１）経費支弁能力について

第２８節第１の４（１）参照。

（２）申請人が配偶者である永住者等と別居している場合について

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（３）離婚調停又は訴訟中の者について

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（４）在留資格該当性がないことを理由として不許可とする場合について

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

（５）入管法第５条に該当する者から在留資格認定証明書交付申請等があった場合の取扱い

第２８節第１の４（５）参照。

５　立証資料

第３１節別表のとおり

６　在留期間

施行規則別表第２の「永住者の配偶者等」の項の下欄に定める在留期間は、「５年」、

「３年」、「１年」又は「６月」とされており、いずれの在留期間を決定するかの運用は以下のとおり。

永住者等の配偶者の場合

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの。 ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　各種の公的義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ④　主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの ⑤　家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻後の同居期間が３年を超えるものに限る。）
３年	次のいずれかに該当するもの。 ①　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a　５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの b　家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの ②　５年、１年又は６月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの。 ①　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ②　家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続性を１年に１度確認する必要があるもの ③　在留状況等からみて、１年に１度その状況を確認する必要があるもの ④　滞在予定期間が６月を超え１年以内のもの
６月	次のいずれかに該当するもの。

	①　離婚調停又は離婚訴訟が行われているもの（夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず、今後、配偶者としての活動が見込まれない場合を除く。） ②　夫婦の一方が離婚の意思を明確にしているもの ③　滞在予定期間が６月以下のもの

※１　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2 [redacted]

（1）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（2）[redacted]

3 [redacted]

4 [redacted]

① [redacted]

② [redacted]

永住者等の子の場合

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの。 ①　申請人又は申請人を扶養する親が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの

	②　申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの ③　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子にあっては、小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの ④　主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ②　５年、１年又は６月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの ①　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ②　在留状況等からみて、１年に１度その状況を確認する必要があるもの ③　滞在予定期間が６月を超え１年以下のもの
６月	滞在予定期間が６月以下のもの

※１　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2 [redacted]

（1）[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

（2）[redacted]

[redacted]

[redacted]

第２　応用・資料編

第２８節日本人の配偶者等の応用・資料編参照。

第30節　定住者

第１　在留資格の審査

１　定住者の在留資格について

「定住者」の在留資格は、他のいずれの在留資格にも該当しないものの、我が国において相当期間の在留を認める特別な事情があると法務大臣が判断した者を受け入れるために設けられたものである。

法務大臣が「定住者」の在留資格に該当する地位を指定する方法には、あらかじめ平成２年５月２４日法務省告示第１３２号出入国管理及び難民認定法第７条１項第２号の規定に基づき同法別表第２の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成２年５月２４日法務省告示第１３２号。以下、本節において「定住者告示」という。）をもって一定の類型の地位を定めておき、そのいずれかに該当する場合にその入国・在留を認めるものと、個々に活動の内容を判断して、その入国・在留を認めるものがある。

入管法第７条第１項第２号の規定により、入国審査官が上陸の許可に際して「定住者」の在留資格を決定できるのは、法務大臣が定住者告示をもってあらかじめ定めている地位を有する者としての活動を行おうとする外国人の場合に限られる。

２　該当範囲

入管法別表第２の「定住者」の項の下欄は、本邦において有する身分又は地位について、以下のとおり規定している。

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

３　定住者告示

あらかじめ定住者告示をもって定められた活動は次のとおりである。

（１）第１号

一　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル又はラオス国内に一時滞在している者であって、国際連合難民高等弁務官事務所が国際的な保護の必要なものと認め、我が国に対してその保護を推薦するもののうち、次のいずれかに該当するものに係るもの イ　日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれるもの、その配偶者又はこれらの者の子、父母若しくは未婚の兄弟

姉妹 ロ　この号（イに係るものに限る。）に掲げる地位を有する者として上陸の許可を受けて上陸しその後引き続き本邦に在留する者の親族であって、親族間で相互扶助が可能であるもの

ア　背景

いわゆる「第三国定住」による難民（以下「第三国定住難民」という。）の受入れに係る規定である。「第三国定住」とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させ定住を認めるものである。第三国定住難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。

我が国においては、平成２０年１２月１６日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」及び同閣議了解に基づき策定された同月１９日付け難民対策連絡調整会議決定（平成２４年3月２９日付け一部改正）「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」に基づき、平成２２年度から平成２６年度まで、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民をパイロットケースとして受け入れ、定住支援を実施した。

その後、平成２６年1月２４日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について」及び同日付け難民対策連絡調整会議決定（平成２９年6月３０日付け一部改正）「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」に基づき、平成２７年度から、マレーシアからのミャンマー難民の受入れ及びタイから受け入れたミャンマー難民の家族呼び寄せを開始し、第三国定住難民の受入れを本格実施することとなった。

さらに、令和元年６月２８日、平成２６年１月２４日付け閣議了解の一部変更及び同日付け難民対策連絡調整会議決定の一部改正により、令和２年度以降、受入れ対象をアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）に拡大し、家族単位での受入れに加えて単身者も受け入れること、受入れ人数についても年に約６０人(受入れ回数も年に１回から２回に変更)の範囲内に拡大すること、また、家族呼び寄せの対象を第三国定住により受け入れた難民の親族とすることなどの決定がなされた。

イ　上陸審査

我が国が受け入れる第三国定住難民に対しては、在外公館限りで滞在期間を「５年」とする特定査証が発給されるので、当該内容に基づき上陸を許可する。

ウ　在留期間更新許可申請の審査

（ア）提出資料

主たる生計維持者の住民税の納税証明書（１年間の総収入、課税額及び納税額の記載されたもの）

（イ）審査

退去強制事由に該当していない限り、許可するものとする。

（ウ）在留期間

原則として「５年」を決定する。

（２）第３号

日本人の子として出生した者の実子（前２号又は第８号に該当する者を除く。）であって素行が善良であるものに係るもの

ア　該当範囲

次のいずれかに該当し、かつ、素行が善良であるものが該当する。

（ア）日本人の孫（３世）

（イ）元日本人（日本人の子として出生した者に限る。以下同じ。）の日本国籍離脱後の実子（２世）

（注）日本人の子として出生した者が日本国籍を有する（又は有していた）場合、その有する間に生まれた子は「日本人の配偶者等」の在留資格に該当する。

（ウ）元日本人の日本国籍離脱前の実子の実子である孫（３世）

イ　審査

（ア）身分関係の信ぴょう性について、身分関係を立証する証明書に基づき審査する。

（イ）素行が善良であることについて、下記４により審査する。

（ウ）経費支弁能力について、第２８節第１の４(1)に準じて審査する。

ウ　審査のポイント

（ア）身分関係を立証する証明書に偽変造のないこと、記載内容が身分を立証するものとして齟齬がないことを確認する。

（注）[redacted]

（イ）生計維持能力について、同一世帯の収入の合計額が生計を維持するに足りるものであることを確認する。

エ　在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの。 ①　申請人又は申請人を扶養する親が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの（上陸時の在留期間の決定の際には適用しない。） ③　学齢期（義務教育の期間をいう。以下同じ。）の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。以下同じ。）に通学しているもの（上陸時の在留期間の決定の際には適用しない。） ④　学齢期の子にあっては、小学校又は中学校に通学しているもの（上陸時の在留期間の決定の際には適用しない。） ⑤　主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの ⑥　未成年の者を除き、一定以上の日本語能力（法務大臣が告示で定める日本語教育機関において６月以上の日本語教育を受けたもの、「日本語教育の参照枠」におけるＢ１相当以上の日本語能力を有しているもの又は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）において１年以上の教育を受けたもの）を有しているもの ⑦　配偶者として在留する者（定住者告示第５号該当者）にあっては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻及び同居期間が３年を超えるものに限る。）
３年	次のいずれかに該当するもの。 ①　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の項の①から⑤までのいずれかに該当しないもの ｂ　配偶者で在留する者（定住者告示第５号該当者）にあっては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況から見て、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの ②　５年、１年又は６月の項のいずれにも該当しないもの

１年	次のいずれかに当するもの。 ①　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から⑤までのいずれかに該当しないもの ②　配偶者として在留する者（定住者告示第５号該当者）にあっては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続性を１年に１度確認する必要があるもの ③　在留状況等からみて、１年に１度その状況を確認する必要があるもの ④　滞在予定期間が６月を超えて１年以下のもの
６月	次のいずれかに該当するもの ①　配偶者として在留する者（定住者告示第５号該当者）で、離婚調停又は離婚訴訟が行われているもの（夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず、今後、配偶者としての活動が見込まれない場合を除く。） ②　配偶者として在留する者（定住者告示第５号該当者）で、夫婦の一方が離婚の意思を明確にしているもの ③　滞在予定期間が６月以下のもの

※１　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

２ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

３　「「日本語教育の参照枠」におけるＢ１相当以上の日本語能力」とは、具体的には、日本語能力試験Ｎ２に合格したもの、同試験Ｎ３に合格し総合得点が１０４点以上である（成績書類にＣＥＦＲレベルが「Ｂ１」と参考表示された）ものが対象となる。

なお、当面の間、従前から対象と認めていた財団法人日本漢字能力検定協会が実施するＢＪＴビジネス日本語能力テストの４００点以上を取得したものについても、「日本語教育の参照枠」におけるＢ１相当以上の日本語能力を有するものとみなす。

（注）一定の日本語能力を有することは特別な場合を除き我が国に在留する上で不可欠と言えるが、当面は「５年」の在留期間を決定する場合についてのみ要件とするこ

ととしている。

（３）第４号

日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子の実子（前３号又は第８号に該当する者を除く。）であって素行が善良であるものに係るもの

ア　該当範囲

日系１世が日本国籍を離脱した後に生まれた実子の実子である孫（３世）であって、かつ、素行が善良であるものが該当する。

（注）１年以上の在留期間を指定されている定住者（３世）である父又は母を持つ日系４世で、当該定住者の扶養を受ける未成年未婚の実子は、定住者告示第６号に該当する。

イ　審査

上記（２）イにより審査する。

ウ　審査のポイント

上記（２）ウ参照。

エ　在留期間

上記（２）エによる。

（４）第５号

次のいずれかに該当する者（第１号から前号まで又は第８号に該当する者を除く。）に係るもの イ　日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者で日本人の子として出生したものの配偶者 ロ　１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者（第３号又は前号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者及びこの号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚したものを除く。）の配偶者 ハ　第３号又は前号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留するもの（この号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚をしたものを除く。）の配偶者であって素行が善良であるもの

ア　該当範囲

次のいずれかに該当する者が該当する。

（ア）日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者で日本人の子として出生したものの配偶者

（注）日系人について３世まで定住者として受け入れることとしたことに伴い、その配偶者も定住者として入国・在留できることとしたので、それとの均衡を図るため、日系２世である「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する日本人の子として出生した者の配偶者についても定住者として入国・在留を認めることとしたものである。

（イ）１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者（第３号又は第４号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者及びこの号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚したものを除く。）の配偶者

（注）[redacted]

「当該在留期間」とは、指定されている在留期間、すなわち、現に有する在留期間を意味し、在留期間の更新又は在留資格の変更を受けている場合には、当該更新又は変更前の在留期間は含まない。

（ウ）第３号又は第４号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留するもの（この号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚したものを除く。）の配偶者であって、素行が善良であるもの

イ　審査

上記（２）イにより審査する。

（注）素行善良要件については、本号ハに該当する者に限る。

ウ　審査のポイント

（ア）上記（２）ウ参照。

なお、配偶者の身分については、法律上の婚姻関係だけではなく、実体のある婚姻であるかを判断する。

（注）①[redacted]

②[redacted]

（イ）在留資格の決定時

①　質問書（認定・変更用）の提出を求める。

②

③

④

⑤

（ウ）在留期間の更新時

エ　在留期間

上記（２）エによる。

オ　入管法第５条に該当する者からの在留資格認定証明書交付申請等があった場合の取扱い

第２８節第１の４（５）参照。

（５）第６号

次のいずれかに該当する者（第１号から第４号まで又は第８号に該当する者を除く。）に係るもの イ　日本人、永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

ロ　１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者（第３号、第４号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者を除く。）の扶養を受けて生活する当該者の未成年で未婚の実子

ハ　第３号、第４号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子であって素行が善良であるもの

ニ　日本人、永住者の在留資格をもって在留する者、特別永住者又は１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者の配偶者で日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

ア　該当範囲

日本人、「永住者」の在留資格をもって在留する者、特別永住者若しくは１年以上の在留期間を指定されている「定住者」の在留資格をもって在留する者（以下、説明の便宜上「X」と総称する。）又はその配偶者（以下、説明の便宜上「Y」という。）の実子（現在の配偶者又は離婚若しくは死亡した配偶者との間の子（非嫡出子を含む。））について、X又はYの扶養を受けて生活すること、未成年かつ未婚であることを条件に入国・在留を認めることとした規定であり、次のいずれかに該当する者が該当する。

（注）実子は、未成年（１８歳未満）であれば本号に該当するので、扶養を受けないことが何らかの客観的事実に基づき明らかである場合を除き、単に１８歳に近いことを理由に在留資格認定証明書交付申請を不交付とすることはしない。

（ア）日本人、永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

（注）日本人の実子のうち、日本人の子として出生した者は、「日本人の配偶者等」の在留資格に該当し、また、当該実子の親が日本人の子として出生した者の場合は、第３号に該当することとなるので、現行国籍法の下で本号に該当するのは帰化により日本国籍を取得した者の子となる。

また、永住者又は特別永住者の実子については、本邦で出生し引き続き本邦に在留する者は「永住者の配偶者等」の在留資格に該当し、本邦外で出生した者又は本邦で出生後引き続き本邦に在留していない者は本号に該当する。

（イ）１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者（第３号、第４号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者を除く。）の扶養を受けて生活する当該者の未成年で未婚の実子

（ウ）第３号、第４号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子であって素行が善良であるもの

（注）いわゆる日系人の子又は配偶者として「定住者」の在留資格をもって在留する者の実子について、素行善良要件の適用を受けることとしたものである。

（エ）日本人、永住者の在留資格をもって在留する者、特別永住者又は１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者の配偶者で日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

（注）配偶者のみの実子である者について、配偶者が「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する場合には、第６号ニに該当する。

イ　審査

上記（２）イにより審査する。

（注）素行善良要件については、本号ハに該当する者に限る。

ウ　審査のポイント

上記（２）ウのほか、以下の点に留意する。

（ア）「扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子」が入国後成人に達し又は婚姻した場合や就労することとなった場合であっても、これらの事実をもって直ちに在留を否定する趣旨ではない。なお、「扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子」に該当しなくなった者について在留期間の更新を許可する場合は、入国・在留目的コードを「その他」へ変更すること。

（イ）日系３世である親の「扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子」のうち、当該親は帰国するものの、本邦において在学中であり、引き続き在学したいとして在留を希望する者については、一定の年数、当該親と共に在留し、我が国の教育を受けている事情等を鑑み、親が帰国することのみをもって直ちに在留を否定せず、適切な監護人があること、滞在費支弁方法等を確認の上、在留を認めるべき「特別な理由」があるものとして「定住者」（告示外）をもって在留を認める方向で検討する。

なお、本邦在留歴が数年にとどまる等、「特別な理由」を認めることとならない場合は、「留学」への該当性について検討し、それが認められるときは、申請内容変更の申出を案内する等して対応する。

エ　在留期間

上記（２）エによる。

（６）第７号

次のいずれかに該当する者の扶養を受けて生活するこれらの者の６歳未満の養子（第１号から第４号まで、前号又は第次号に該当する者を除く。）に係るもの

イ　日本人

ロ　永住者の在留資格をもって在留する者

ハ　１年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者

ニ　特別永住者

ア　該当範囲

日本人、「永住者」の在留資格をもって在留する者、特別永住者又は１年以上の在留期間を指定されている「定住者」の在留資格をもって在留する者の養子については、日本人の特別養子以外は、当然には入国・在留が認められないこととされているが、これらの者の扶養を受けて生活する６歳未満の養子については、「定住者」として入国・在留を認めることとした規定である。

（注）[redacted]

イ　審査

上記（２）イにより審査する。

ウ　審査のポイント

上記（２）ウ参照。

エ　在留期間

上記（２）エによる。

（７）第８号

次のいずれかに該当する者に係るもの

イ　中国の地域における昭和２０年８月９日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年９月２日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの

ロ　前記イを両親として昭和２０年９月３日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者

ハ　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成６年厚生省令第６３号）第１条第１号若しくは第２号又は第２条第１号若しくは第２号に該当する者

ニ　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第２条第１項に規定する中国残留邦人等であって同条第４項に規定する永住帰国により本邦に在留する者（以下「永住帰国中国残留邦人等」という。）と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該永住帰国中国残留邦人等の親族であって次のいずれかに該当するもの

（ｉ）配偶者

（ii）１８歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）

（iii）日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子（配偶者のないものに限る。）であって当該永住帰国中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの

（iv）実子であって当該永住帰国中国残留邦人等（５５歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害があるものに限る。）の永住帰国後の早期の自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者として当該永住帰国中国残留邦人等から申出のあったもの

（v）前記（iv）に規定する者の配偶者

ホ　６歳に達する前から引き続き前記イからハまでのいずれかに該当する者と同居し（通学その他の理由により一時的にこれらの者と別居する場合を含む。以下同じ。）、かつ、これらの者の扶養を受けている、又は６歳に達する前から婚姻若しくは就職するまでの間引き続きこれらの者と同居し、かつ、これらの者の扶養を受けていたこれらの者の養子又は配偶者の婚姻前の子

ア　該当範囲

本号は、第３号から第７号までに該当する者のうち、中国残留邦人等の配偶者やその子孫及びその配偶者について、入国・在留を認めるために規定したものである。ホは、中国残留邦人等の実子でない場合であっても、実子と同様に中国残留邦人等に養育された特別な事情を考慮したものである。

イ　審査

上記（２）イにより審査する。

（注）第８号については、定住者告示上素行善良要件が課されていない。

ウ　審査のポイント

上記（２）ウのほか、以下に留意する。

（ア）親族関係の把握

在留資格認定証明書交付申請において提出された資料（過去に不交付としたものを含む。）に基づき、申請人のルーツである中国残留邦人等を第一順位とする親族全体の家系図を作成する。また、必要に応じて、申請人の顔写真（写し）を複数作成し、事情聴取等の際に活用する。

（イ）申請人親族の現住所の把握

戸籍謄本又は改原戸籍に基づき、申請人に関係していると思われる親族の戸籍謄本及び附票を取り寄せ調査する。

（ウ）関係機関からの資料収集

①　厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室

未帰還者リスト

(注) 国費により帰国した中国残留邦人等に係る資料を保管している。

②　都道府県援護事務担当課

一時帰国者からの聞き取り調査に基づき独自に作成した調査票

(注) 同調査票のほか、中国残留邦人等からの手紙を保存していることがある。

③　市区町村役場

中国残留邦人等の戸籍謄本・同附票・除籍謄本・改製原戸籍等

(注) かつて満蒙開拓団を出した市区町村にあっては、当時の状況を記述した資料がある。また、中国残留邦人等に対する生活保護・住宅の提供等を行っていることから、多くの情報を有している。

④　中国帰国者定住促進センター

当該施設に入所した中国残留邦人等に係る情報

(注) 公益財団邦人中国残留孤児援護基金の施設であり、５５歳以上の中国残留邦人等及びその同伴する成人の子１所帯に対し全寮制で４か月間の集団指導を行っていることから、当該施設に入所した中国残留邦人等に係る情報が保管されている。

⑤　法務局

中国残留邦人等の国籍認定事務及び各種戸籍届の受理伺い

（エ）中国残留邦人等の親族・知人等からの事情聴取

①　中国残留邦人等の親族及びその係累の中で当該中国残留邦人等をよく知る者から事情聴取等を行い、当該中国残留邦人等の渡中の経緯・家族関係に関する情報を入手するとともに、審査資料（手紙・写真等）の提出を受ける。

②　中国残留邦人等と同じ開拓団に所属していた者又は中国残留邦人等の近隣に居住しこれをよく知る者から事情聴取等を行い、当該中国残留邦人等の中国におけ

る正確な居住地、家族関係及び生活状況等の情報を入手する。

（注）事情聴取は可能な限り面接により実施するものとする。遠隔地のため質問書を送付する場合には、ブローカーにより同人に都合よい回答がなされることがあるので注意すること。なお、不審な点がある回答については、電話等により名宛人に再度確認する必要がある。

エ　在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの。 ①　申請人又は申請人を扶養する親が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。以下同じ。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ④　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子にあっては、小学校又は中学校に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ⑤　主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの ⑥　配偶者として在留する者（第８号ニ（ｉ）又は（ｖ））にあっては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻及び同居期間が３年を超えるものに限る。）
３年	次のいずれかに該当するもの。 ①　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の項の①から⑤までのいずれかに該当しないもの ｂ　配偶者で在留する者（第８号ニ（ｉ）又は（ｖ））にあっては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況から見て、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの ②　５年、１年又は６月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに当するもの。

	①　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から⑤までのいずれかに該当しないもの ②　配偶者として在留する者（第８号ニ（ｉ）又は（ｖ））にあっては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続性を１年に１度確認する必要があるもの ③　在留状況等からみて、１年に１度その状況を確認する必要があるもの ④　滞在予定期間が６月を超えて１年以下のもの
６月	次のいずれかに該当するもの ①　配偶者として在留する者（第８号ニ（ｉ）又は（ｖ））で、離婚調停又は離婚訴訟が行われているもの（夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず、今後、配偶者としての活動が見込まれない場合を除く。） ②　配偶者として在留する者（第８号ニ（ｉ）又は（ｖ））で、夫婦の一方が離婚の意思を明確にしているもの ③　滞在予定期間が６月以下のもの

※１　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

２ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　素行善良要件

定住者告示第３号、第４号、第５号ハ及び第６号ハに該当する者の素行善良要件については、次のとおり審査する。

（注）素行善良要件の確認を必要とする者は、定住者告示第３号、第４号、第５号ハ及び第６号ハに該当する者のみとし、告示６号ハ（日系三世の扶養を受ける未成年で未婚の実子）に該当する者として入国し、その後成人又は婚姻した者等、現在定住者告示外である者については対象としない。

（１）素行が善良であることの判断基準

ア　在留資格認定証明書の場合

次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、拘禁刑（懲役、禁錮を含む。）若しくは罰金又はこれらに相当する刑（道路交通法違反による罰金又はこれに相当する刑を除く。以下同じ。）に処せられたことがある者

ただし、以下のいずれかに該当する場合には該当しないものとして扱う。

○　拘禁刑（懲役、禁錮を含む。）又はこれらに相当する刑については、そのすべての刑の執行を終わり若しくは執行の免除を得た日から１０年を経過し、又は、刑の執行猶予の言渡し若しくはこれに相当する措置を受けた場合で当該執行猶予の期間若しくはこれに相当する期間を経過したとき。

○　罰金刑又はこれに相当する刑については、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から５年を経過したとき。

○　復権により資格を回復したとき。

（イ）少年法による保護処分（少年法第２４条第１項第１号、第３号、同法第６４条第１項第１号、第２号及び第３号）が継続中の者

（ウ）日常生活又は社会生活において、違法行為又は風紀を乱す行為を繰り返し行う等素行善良と認められない特段の事情がある者

（エ）他人に入管法に定める証明書の交付又は許可を受けさせる目的で不正な行為を行った者又は不法就労のあっせんを行った者

イ　在留資格の変更、在留期間の更新又は在留資格の取得（以下「在留関係許可」という。）の場合

原則として、上記アの（ア）から（エ）までのいずれにも該当しない者であること。ただし、これらのいずれかに該当するものであっても、引き続き在留を認めるに足りる特段の理由がある者については、許可して差し支えない。

ウ　査証事前協議について

上記アの（ア）から（エ）までのいずれにも該当しない者であること。

（２）素行善良要件に係る審査

ア　日本国以外の国の法令違反による犯罪歴確認

（ア）日本国以外の国の法令違反による犯罪歴を確認するための資料は、申請人の国籍国又は日本に入国する前に居住していた居住国における権限のある機関が発行した犯罪経歴証明書又は無犯罪証明書（以下「犯罪経歴証明書等」という。）とする。

（注）各国の制度によって、犯歴の記録方法や、執行猶予期間経過等による前科の消滅等、その取扱いに違いがあるので、当該国から発給可能な犯罪経歴証明書等を提出させるものとする。

（イ）（ア）により確認した犯罪歴について、道路交通法違反による罰金に相当する刑

であるかどうか、上記（１）ア（ア）のただし書きに該当するかどうかについては、申請人に資料を提出させるなどして立証させる。

イ [redacted]

ウ [redacted]

（ア）[redacted]

（注１）[redacted]

（注２）[redacted]

（イ）[redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

（３）留意点

ア [redacted]

(ｱ) [redacted]

(ｲ) [redacted]

(ｳ) [redacted]

（注） [redacted]

（例） [redacted]

(ｴ) [redacted]

(ｵ) [redacted]

(ｶ) [redacted]

イ　直近の在留資格変更許可又は在留期間更新許可の後、再入国許可により出国し、３か月を超えて渡航先国に滞在したことがある場合は、当該渡航先国における犯罪歴の有無についても確認する。

ウ [redacted]

[redacted]

エ [redacted]

５　現に公共の負担となっている者又は公共の負担となるおそれのある者であると認められたものの取扱い

（１）[redacted]

（２）[redacted]

ア [redacted]

（注）[redacted]

イ [redacted]

（注）[redacted]

[redacted]

6　定住者告示に定めがないもの（告示外定住）

（１）難民又は補完的保護対象者

法務大臣により難民又は補完的保護対象者として認定されたもの

在留期間更新許可申請の審査における留意事項

ア　提出資料

主たる生計維持者の住民税の納税証明書（１年間の総収入、課税額及び納税額の記載されたもの）

イ　審査

退去強制事由に該当していない限り、許可するものとする。

ウ　在留期間

原則として５年を決定する。

（２）特別な事情を考慮して入国・在留を認めることが適当であるものの事例

ア　日本人、永住者又は特別永住者である配偶者等と離婚後引き続き本邦に在留を希望する者（ウに該当する者を除く。）

（ア）許可要件

次のいずれにも該当する者であること。

①　[redacted]

②　生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

③　日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでないこと

④　公的義務を履行していること又は履行が見込まれること

（イ）在留資格決定に当たっての審査の留意点

①　[redacted]

[redacted]

② 「正常な婚姻関係・家庭生活」は、通常の夫婦としての家庭生活を営んでいたことをいう。したがって、別居していた期間があっても、夫婦としての相互扶助、交流が継続して認められれば、これに該当する。

③ 「日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでない」とは、例えば、申請書の記載や面接において、申請人との意思の疎通が可能であればよく、特定の日本語の試験に合格していることまでは問わないものとする。

[redacted]

④ [redacted]

（ウ）在留期間更新許可申請の審査の留意点

素行及び生計能力を中心に審査する。

（エ）在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの。 ① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の返納届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、

	所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの ②　申請人が各種の公的義務を履行しているもの ③　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する申請人にあっては、子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの ④　主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの ⑤　在留資格変更許可後５年以上経過し、在留状況及び生計能力に特段の問題が認められないもの
３年	次のいずれかに該当するもの。 ①　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ②　５年、１年又は６月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの。 ①　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ②　在留状況等からみて、１年に１度その状況を確認する必要があるもの ③　滞在予定期間が６月を超えて１年以下のもの
６月	滞在予定期間が６月以下のもの

※１　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2 [redacted]

（1）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（2）[redacted]

イ　日本人、永住者又は特別永住者である配偶者等が死亡した後引き続き本邦に在留を希望する者（ウに該当する者を除く。）

（ア）許可要件

次のいずれにも該当する者であること。

①

②　生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

③　日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものではないこと

④　公的義務を履行していること又は履行が見込まれること

（イ）在留資格の決定時の審査の留意点

①

②　「正常な婚姻関係・家庭生活」は、上記ア（イ）②に同じ。

③　「日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでない」は、上記ア（イ）③に同じ。

④

（ウ）在留期間の更新時の審査の留意点

（エ）在留期間の決定

上記（２）ア（エ）に同じ。

ウ　日本人の実子を監護・養育する者

（ア）許可の要件

次のいずれにも該当すること。

①　生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

（注）

[redacted]

② 日本人との間に出生した子を監護・養育している者であって、次のいずれにも該当すること。

a 日本人の実子の親権者であること。

b 現に相当期間当該実子を監護・養育していることが認められること。

（イ）用語の意義

① 「日本人の実子」は、嫡出・非嫡出を問わず、子の出生時点においてその父又は母が日本国籍を有している者をいう。実子の日本国籍の有無は問わない。

日本国籍を有しない非嫡出子については、日本人父から認知されていることが必要である。[redacted]

② 「監護養育」とは、親権者等が未成年者を監督し、保護することをいう。民法が「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」（同法第８２０条）と定めているのと同義である。

（ウ）在留資格の変更に当たっての留意点

① 日本人実子と同居し、実子を扶養するために定住を希望する旨の記載をするよう指導するとともに、日本在留中は日本人実子を自ら監護養育する旨の文書の提出を求めることとする。

② 上記（ア）に該当しない場合であっても、申請の内容にこれらと同視し得るような特別な事情が認められるときは、当該事情を考慮して審査を行う。

③ [redacted]

④ [redacted]

⑤ [redacted]

⑥ [redacted]

[redacted]

⑦　必要と判断される場合は、実子の監護・養育の事実等につき積極的に実態調査を実施することとし、後日の再調査を要さないように、実態調査担当官が問題点を的確に把握して調査に臨む等、効果的実態調査の実施に留意する。

⑧　関係者等に対して、電話による照会又は事情聴取を行う場合は、後日の反論を想定して、発言の内容だけではなく、なぜそのように発言したのかについても聴取し、正確を期するようにする。

（注）特に、訴訟が予想される場合で、重要と判断される当事者又は関係者等からの事情聴取を実施する場合は、電話による事情聴取ではなく、可能な限り本人の出頭を求める等して直接対面してこれを行い、供述調書を作成することとする。また、当事者等が電話以外による事情聴取に応じない等の理由から、直接の事情聴取が実施できない場合は、その理由と経緯を明らかにしておく。

⑨　婚姻が破綻した夫婦のように、複数の当事者等の間に主張の対立が予想される場合は、すべての当事者等から上記⑦の要領で事情聴取を実施し、事実関係を正確に把握する。

⑩ [redacted]

（エ）在留期間の更新に当たっての審査の留意点

①　在留の根拠となった実子の監護・養育の事実を確認する。相当期間にわたって監護・養育を行っていない場合は、上記（ウ）⑩と同様に説明し、次回更新申請時に監護・養育の事実を確認する。なお、実子が就労を開始し、又は婚姻して独立した場合は、この限りでない。

②　上記①のほか、素行、生計能力を中心に審査する。

（オ）在留期間の決定

上記（２）ア（エ）に同じ。

エ　日本人、永住者又は特別永住者との婚姻が事実上破綻し、引き続き在留を希望する者

（ア）許可の要件

次の①又は②に該当し、かつ、③及び④に該当する者であること。

①

②

（注）

③　生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

④　公的義務を履行していること又は履行が見込まれること

（イ）用語の意義

「婚姻が事実上破綻し」とは、婚姻は継続中であるものの、夫婦双方に婚姻継続の意思がなくなったもの、同居・相互の協力扶助の活動が事実上行われなくなり、その状態が固定化していると認められ、婚姻関係を修復・維持し得る可能性がなくなった場合などをいう。

（ウ）在留資格決定に当たっての審査の留意点

①　婚姻が破綻しているか否かについては、当事者等から事情聴取するなどして、事実関係を正確に把握する。

②　婚姻が未だ破綻しているとまでは認められない場合は、現に有する「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格での期間更新の可否を検討する。

（エ）在留期間の更新に当たっての留意点

素行、生計能力を中心に審査する。

（オ）在留期間

上記（２）ア（エ）に同じ。

オ

（ア）許可の要件

次の①及び②に該当する者であること。

①　本邦において、養親に扶養されていたと認められる者

②　[redacted]

（イ）在留資格決定に当たっての審査の留意点

①　未成年等のため実親による扶養又は監護が必要となる場合で、扶養又は監護する実親が海外に在住するものを除く。

②　未成年等のため実親又は新たな養親による扶養又は監護が必要となる場合で、本邦において、実親又は新たな養親に扶養される場合は、当該実親又は新たな養親に扶養能力が認められること。

（ウ）在留期間の更新に当たっての審査の留意点

素行、生計能力を中心に審査する。

（エ）在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの。 ①　申請人又は申請人を扶養する親が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの ②　申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの ③　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子にあっては、小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの ④　主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの ⑤　本邦に５年以上在留しているもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ②　５年、１年又は６月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの ①　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ②　在留状況等からみて、１年に１度その状況を確認する必要があるもの ③　滞在予定期間が６月を超えて１年以下のもの
６月	滞在予定期間が６月以下のもの

※１　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許

可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2 [redacted]

（1）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（2）[redacted]

カ　難民又は補完的保護対象者の認定申請における審査において把握した特別な事情を考慮して在留資格「特定活動」（注）により、１年の在留期間の決定を受けた者で、在留資格「定住者」への在留資格変更許可申請を行ったもの。

（注）本国等における情勢不安を理由に本邦への在留を希望し、緊急措置として「特定活動」を許可された者は含まれないことに留意する。

（ア）許可の要件

次のいずれかに該当すること。

①　入国後１０年を経過していること。

②　在留特別許可又は在留資格変更許可により在留資格「特定活動」の決定を受けた後、３年を経過していること。

（イ）在留資格変更許可申請の審査の留意点

①　上記（ア）の要件に該当する者と生計を一にし、同居する配偶者、子及び親については、要件該当者の処分に合わせる取扱いとする。

②　難民又は補完的保護対象者の認定申請において把握した特別な事情を踏まえ、人道配慮による在留特別許可によって在留資格「特定活動」の決定を受けた者の場合、その特殊事情にかんがみ、申請人の在留中における生計維持能力については問わないものとする。

③ [redacted]

[redacted]

④　上記の要件に適合しない場合であっても、人道上配慮を要すべき特別の事情があると認められるときは、本庁に請訓する。

（ウ）在留期間更新許可申請の審査の留意点

素行、生計能力を中心に審査する。

（エ）在留期間の決定

上記（２）ア（エ）に同じ。

（オ）補足事項

カの注書きにより、定住許可の対象外とされている者について、人道上配慮を要すべき特別な事情があると認められるときは、本庁に請訓する。

キ [redacted]

（ア）許可の要件

上記カに準じて取り扱う。

（イ）在留期間更新許可申請の審査の留意点

素行、生計能力を中心に審査する。

（ウ）在留期間の決定

上記（２）ア（エ）に同じ。

（エ）[redacted]

ク　「家族滞在」をもって在留する者で、本邦で小中高を卒業後に就職する者

（ア）対象者及び審査のポイントについては、第２５節第２の２を参照。

（イ）在留期間の決定

上記（２）ア（エ）に同じ。

ケ　「特定活動」（告示外）／本邦で高校を卒業後に就職）から在留資格変更許可申請を行ったもの

（ア）対象者及び審査のポイントについては、第２５節第２の２を参照。

（イ）在留期間の決定

上記（２）ア（エ）に同じ。

コ　在留資格「特定活動」（告示４３号）から在留資格変更許可申請を行ったもの

（ア）対象者及び審査のポイントについては、第２６節第１（２４）カ（ア）を参照。

（イ）在留期間の決定

上記（２）ア（エ）に同じ。

7　立証資料

上記３から６までに規定するところによるほか、第３１節別表のとおりとする。

（注）６（２）ク及びケについては、第２５節第８を参照。

６（２）コについては、第２６節第１（２４）カ（ア）を参照。

第２　応用・資料編

１　第三国定住難民

（１）第三国定住難民に対する定住の支援

ア　関係行政機関は、相互に協力し、第三国定住難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介、職業訓練又は生活支援を行う。

イ　関係行政機関は、第三国定住難民の就労先の確保に努力するものとする。

ウ　政府機関及び地方公共団体についても、上記イと同様の努力をするよう求めるものとする。

（２）具体的な実施方法

ア　受入れの実態等に関する調査・検証

(ア) 平成２２年度から我が国に受け入れている第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入国してから５年間は定期的に、その後は必要に応じて、当該難民の日本語能力、生活状況等について調査を行うこととする。

(イ) 上記（ア）の調査結果等に基づき、受入れ実施状況について検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、将来的な受入れ人数や受入れ体制の在り方等について検討を行い、難民の受入れの実施後５年を目途として、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

イ　受け入れる第三国定住難民の選考・定住先の決定

(ア) 我が国が受け入れる第三国定住難民が一時滞在している国（以下「対象国」という。）は難民対策連絡調整会議において検討の上決定する。

(イ) 国連難民高等弁務官事務所（以下「ＵＮＨＣＲ」という。）と調整の上、候補者リストの提供を受け、書類選考により除外された者以外の全員について面接調査を行い、その結果に基づき、難民対策連絡調整会議において受入れ予定者を決定し、ＵＮＨＣＲに通知する。

(ウ) 書類選考により除外する者は、上陸拒否事由該当者のほか、テロリスト等我が国の治安維持上好ましくない者とする。

(エ) 面接調査は、ＵＮＨＣＲ及び国際移住機関（以下「ＩＯＭ」という。）等の協力を得て、対象国において行う。

(オ) 定住支援施設における総合的な定住支援終了後の第三国定住難民の定住先地域は、難民対策連絡調整会議において受入れ先の受入れ態勢等について確認の上で決定する。

（３）第三国定住難民に対する定住支援策の具体的措置

ア　対象国から我が国に入国するまでの支援

(ア) ＩＯＭに委託し、対象国において、我が国に受入れ予定の第三国定住難民に対し、

出国前研修及び健康診断を実施する。

（イ）出国前研修の内容は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等とする。

（ウ）第三国定住難民が対象国から我が国の宿泊施設まで移動するための渡航費用、交通費等に関する支援を実施する。

イ　定住支援施設における総合的な定住支援

（ア）定住支援施設及び居住施設の手当て

第三国定住難民の我が国への定着を支援するため、定住支援施設及び居住施設（定住支援施設と同一の施設でも構わない。）を確保する。

（イ）入国当初の初動支援

①　受け入れる第三国定住難民が我が国に到着した後、居住施設に入所させ、健康診断を実施する。

②　到着直後から一週間程度、居住施設等において、生活、安全面等に関するオリエンテーションを行うとともに、食料、衣料品等の生活に関する支援を実施する。

（ウ）定住支援施設における総合的な定住支援の内容

受け入れる第三国定住難民に対し、入国当初の初動支援の後、定住支援施設において、次の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることとする。

①　日本語教育

②　社会生活適応指導　等

（エ）入国当初の初動支援及び定住支援プログラムの実施期間

定住支援プログラムの実施期間は、入国当初の初動支援と合わせて約１８０日間とする。

（４）第三国定住難民の家族呼び寄せ

ア　我が国が受け入れた第三国定住難民（家族呼び寄せにより受け入れた者を除く。）がその家族の呼び寄せを希望する場合において、その家族が、ＵＮＨＣＲが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するものであって、かつ、同難民とその家族との相互扶助によりそれぞれの生活を自ら維持していくことが可能であると認められるときは、その家族を受け入れることができるものとする。

イ　上記アにより受け入れる家族は、家族の呼び寄せを希望する第三国定住難民が一時滞在していた国に一時滞在している親族を基本とする。

ウ　受入れの可否は書類選考等の結果に基づき、難民対策連絡調整会議において決定し、ＵＮＨＣＲに通知する。

エ　受け入れた家族に対し、必要に応じ、前記（３）と同様の定住支援を行う。

（５）第三国定住難民であることの証明書の交付

出入国在留管理庁は、第三国定住難民から同難民であることを証する証明書の交付申請があった場合には、申請者に対し、同証明書を交付する。

２　中国残留邦人等及びその親族等について（いわゆる日系中国人２世、３世等）

（１）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）の規定により、国費で帰国する中国残留邦人については、現地査証が発給される（一部法務省にも協議されるものもあるが、本庁において処理されている。［Ｋクリアランス］）。

（２）既に我が国に在留している中国残留邦人が告示に該当する者を呼び寄せるときは在留資格認定証明書の交付申請をすることとなるが、昨今、偽装日系人が多数入国している状況を踏まえ審査する。

（３）同法及び同法施行規則の対象者は、別表に掲げる「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関連入国者の取扱い一覧表」（以下「一覧表」という。）のとおりである。

（４）査証申請時に就籍が許可されている者等は日本国籍を有するものであるが、諸般の事情から中国を出国時に中国旅券に日本国査証を受けて出国することがあり、この場合も「外国人」として取り扱う。

（５）査証発給に係る事前協議等の取扱い

ア　一覧表に掲げる永住帰国対象者のうち、ウ、カ及びシを除く者に係る査証発給については、原則として、当省に対する事前協議を行うことなく、在外公館又は外務省限りで処理する。

イ　一覧表に掲げる永住帰国対象者のうち、ウ、カ及びシに該当する者については、査証発給の申請に先立ち、厚生労働省から当省に対し個別認定事前協議がなされることとなっているが、当該案件は本庁において処理する。厚生労働省が当省との個別認定事前協議を終了した者に係る査証発給については、在外公館又は外務省限りで処理する。

ウ　一時帰国対象者に係る査証発給については、原則として、当省に対する事前協議を行うことなく、在外公館又は外務省限りで処理する。

エ　ア及びイに掲げる対象者に係る案件で「同行」要件を満たさないもの及び該当性について疑義がある等外務省限りで判断が困難な案件についての査証発給については、例外的に外務省から当省に事前協議が行われることとなるが、当該案件については、本庁から地方局等に審査指示するので、審査指示を受けた地方局等は審査結果につき速やかに報告する。

（６）在留資格認定証明書の交付を希望する場合の取扱い

ア　外国人又はその代理人が、一覧表に掲げた永住帰国対象者のうち、ウ、カ及びシ以

外の範ちゅうに属する者であるとして、在留資格認定証明書の交付を希望する場合は、通常の案件と同様に取り扱って差し支えない。

イ　外国人又はその代理人が、一覧表に掲げる永住帰国対象者のうちウ、カ及びシに該当するものとして厚生労働大臣の認定を受けたことを主張し、在留資格認定証明書の交付を希望する場合には、これらの範ちゅうの者は在留資格「日本人の配偶者等」に該当せず、又は在留資格「定住者」に係る法務省告示に該当しないことから、在留資格認定証明書の交付を受けることができないので、その旨外国人又はその代理人に説明した上、査証発給の申請を行うよう指導する。

ウ　指導を行ったにもかかわらず、外国人又はその代理人が在留資格認定証明書の交付申請を強く希望する場合には、当該申請を受け付けた上、速やかに不交付処分を行う。

（７）査証の表示

ア　査証内容

（ア）永住帰国者

査証区分　特定

滞在期間　３年（又は１年）

入国目的　as long term resident

又はas spouse or child of Japanese national

（イ）一時帰国者（介護人を含む。）

査証区分　短期滞在

滞在期間　９０日

入国目的　as temporary visitor

イ　在外公館又は外務省限りで発給される査証（上記（５）ア又はウ）については、中国残留邦人等関連案件であることを明らかにし、かつ、上陸審査及び入国後の在留期間更新許可申請等において身分関係の確認、把握等を容易に行うことができるよう、査証が貼付された頁に「欄外表記記載書」がステイプラーで添付されている。なお、当該書面にはそれぞれ次のような文言が付記される。

（ア）本人の場合

「本人（承認番号：樺－旅第 XXXX 号または中－旅 XXXX 号）
帰国または一時帰国（国費）」

（イ）同伴家族の場合

「・・・に同伴（続柄）
帰国または一時帰国（国費）」

（ウ）介護人の場合

「・・・の介護人」

（エ）自費帰国の場合

「本人または・・・に同伴（続柄）

自費帰国または一時帰国（自費）」

ウ　当省と厚生労働省との間で個別認定事前協議を了した案件（上記（５）イ）について発給される査証には、次の協議番号が付される。

（ア）中国の地域に居住している者に発給される査証

Ｋ０１－○○○（暦年、００１から使用）

（イ）中国以外の地域に居住している者に発給される査証

Ｋ０１－５○○（暦年、５０１から使用）

エ　当省と外務省との間で事前協議を了した案件（上記（５）エ）について発給される査証には、次の協議番号が付される。

０１－６５○○○（暦年、６５００１から使用）

（８）上陸審査

上記（５）イにより査証の発給を受けている者からの上陸申請については、法第７条第１項第２号の上陸条件のうち在留資格該当性（告示該当性）の要件に適合しないものであるが、査証発給の申請に先立ち厚生労働省から当省に対し個別認定事前協議がなされた後に査証の発給を受けたものであることから、上陸審査に当たっては、特別審理官へ引き渡した上で上陸審判手続を執ることとなる。

（注）本庁はこれらの者の入国日時等が判明次第、入国予定港を管轄する地方局等又は出張所へ連絡する。

（９）在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請

ア　一覧表中、一時帰国対象者から在留資格変更許可申請があったときは、これを受け付け、本庁に請訓する。

（注）日中間における「中国残留日本人孤児問題の解決に関する協議」の結果、「里帰りのため訪日した孤児が、中国へ戻ることを望まない場合には、日本政府は、その孤児が家庭問題を解決するため、一旦中国へ戻るよう必要な措置をとる。」こととされており、具体的には、厚生労働省において、当該帰国者が一旦中国に戻るよう指導、説得を行うことになっている。

イ　一時帰国する中国残留邦人等に同行して入国した介護人から単独で在留期間更新許可申請があったときは、原則としてこれを許可しない。

【参考法令】

①　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）

（定義）

第２条　この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

一　中国の地域における昭和２０年８月９日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年９月２日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月３日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

二　中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

２、３（略）

４　この法律において「永住帰国」とは、本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう。

５（略）

（永住帰国旅費の支給等）

第６条　国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該永住帰国のための旅行に要する費用（当該永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものがいる場合には、当該親族等の本邦への旅行に要する費用を含む。）を支給する。

（一時帰国旅費の支給等）

第18条　国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該一時帰国のための旅行に要する費用（当該一時帰国する中国残留邦人等に同行する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものがいる場合又は当該一時帰国のために介護人が必要な場合として厚生労働省令で定める場合には、当該親族等又は当該介護人の本邦への旅行に要する費用を含む。）を支給する。

②　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成６年厚生省令第６３号）

（法第２条第１項第１号に規定する厚生労働省令で定める者）

第１条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「法」という。）第２条第１項第１号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　中国の地域における昭和２０年８月９日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年９月２日以前から引き続き中国の地域に居住している者

であって出生の届出をすることができなかったために同日において日本国民として本邦に本籍を有していなかったもの（その出生の日において日本国民として本邦に本籍を有していた者を両親とするものに限る。）

二　中国の地域における昭和２０年８月９日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年９月２日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたものを母親とし、かつ、同日において日本国民として本邦に本籍を有していた者（同日以前から引き続き中国の地域に居住しているものを除く。）を父親として同月３日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者

三　中国の地域における昭和２０年８月９日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年９月２日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月３日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認める者

（法第２条第１項第２号に規定する厚生労働省令で定める者）

第２条　法２条第１項第２号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　樺太の地域における昭和２０年８月９日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年９月２日以前から引き続き樺太の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦又は樺太に本籍を有していたもの

二　前号に掲げる者を両親として昭和２０年９月３日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺太の地域に居住している者

三　中国の地域以外の地域において前２号に掲げる者と同様の事情にあるものとして厚生労働大臣が認める者

（親族等）

第 10 条　法第６条第１項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の親族等（当該中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものであって当該中国残留邦人等に同行するものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。

一　配偶者

二　１８歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）

三　日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子（配偶者のないものに限る。）であって当該中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの

四　実子であって当該中国残留邦人等（５５歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害があるものに限る。）の永住帰国後の早期の自

立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者として当該中国残留邦人等から申出のあったもの

五　前号に規定する者の配偶者（前号に規定する者に同行して本邦に入国するものに限る。）

六　前各号に規定する者に準ずるものとして厚生労働大臣が認める者

（親族等）

第21条　法第１８条第１項に規定する厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の１８歳未満の子（配偶者がないものに限る。）であって当該中国残留邦人等に同行するものとする。

（一時帰国のために介護人が必要な場合）

第22条　法第１８条第１項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該中国残留邦人等につき当該介護人の介護がなければ当該一時帰国のための旅行をすることが困難であると認められる場合とする。

３　日本人の実子を扶養する外国人親に係る査証協議の取扱いについて

（１）かつて、正規在留者として本邦において当該子の扶養の実績が認められるものについては当該事実を配慮する。

（２）申請人が、日本人の実子の親以外の外国人と現に婚姻関係にないこと。

（３）[redacted]

（４）[redacted]

（５）留意事項

ア　[redacted]

イ　[redacted]

[redacted]

(注) [redacted]

i [redacted]

ii [redacted]

[redacted]

iii [redacted]

[redacted]

4　市区町村長が行政機関から戸籍法第２４条第３項の通知を受けた場合の取扱い

[redacted]

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]

【参考】戸籍法

> 第２４条　戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかであると認めるときは、この限りでない。
>
> 2　前項ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。
>
> 3　前項の規定にかかわらず、戸籍の訂正の内容が軽微なものであつて、かつ、戸籍に記載されている者の身分関係についての記載に影響を及ぼさないものについては、同項の許可を要しない。

４　裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを知ったときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

５　帰国支援事業による帰国支援を受けた日系人への対応

平成２１年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援を受けた日系人（以下「帰国支援対象者」という。）については、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による入国を認めないこととしていたが、関係府省と協議した結果、平成２５年１０月１５日より、一定の条件を満たした者の入国を認めることとした。

（注１）「帰国支援事業」とは、平成２１年４月、政府は、米国のサブプライム問題を発端とする経済危機の影響による雇用失業情勢の悪化への対策の一環として、再就職を断念し帰国を決意したいわゆる南米諸国の日系人に対し、再度日系人としての身分に基づく在留資格で入国しないことを条件に、帰国支援金を支給することとしたもの。

[redacted]

（注２）「一定の条件」とは、本邦での就労により滞在費を支弁する場合には、在外公館における査証申請の際に「１年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」を提出することをいう。

帰国支援対象者から在留資格認定証明書交付申請があった場合の審査、査証協議について審査指示がされた場合の審査及び上陸の申請があった場合の審査等については、以下の点に留意する。

（１）同様の身分に基づく在留資格に係る在留資格認定証明書交付申請があった場合の留意事項等

ア　滞在費支弁方法の確認

（ア）本邦での就労により滞在費を支弁する場合

通常提出を求めている「雇用予定証明書」又は「採用内定通知書」（※）の内容及び雇用に至る経緯等を雇用主から確認し、雇用予定がないことやこれらの書面の偽造等が判明した場合には、在留資格認定証明書を不交付とする。

※　「雇用予定証明書」又は「採用内定通知書」の提出に代えて「１年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」が提出された場合には、「雇用予定証明書」又は「採用内定通知書」の提出を求める必要はない。

（イ）本邦での就労以外の方法で滞在費を支弁する場合

本邦での滞在費支弁方法について必ず説明を求め、その具体的資料（例えば、本邦において在留する者による扶養を受ける場合には、当該扶養者の在職事実及び収入を明らかにする資料等）についても提出を求める。

また、現に有する資産により滞在費を支弁する場合についても当該資産を明らかにする資料の提出を求める。

イ　在留資格認定証明書を交付する場合の在留期間

原則として「１年」とする。

ウ　在留資格認定証明書を交付する際の案内

本邦での就労により滞在費を支弁する場合には、在外公館における査証申請の際、「１年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」の提出が求められることから、在留資格認定証明書を交付する際は、「帰国支援事業による帰国支援を受けて帰国した日系人の方へ」（参考様式）を併せて交付する。

（２）同様の身分に基づく在留資格に係る査証協議について審査指示がされた際の留意事項等

ア　滞在費支弁方法の確認

（ア）本邦での就労により滞在費を支弁する場合

[redacted]

（イ）本邦での就労以外の方法で滞在費を支弁する場合

[redacted]

イ　査証発給適当として回答する場合の在留期間

[redacted]

（３）上陸の申請があった場合の審査における留意事項等

ア　留意事項

[redacted]

[redacted]

イ [redacted]

（4）帰国支援対象者が査証申請を行う際に提出が必要となる雇用契約書の書式等について

本邦での就労により滞在費を支弁する者が査証申請を行う際に提出が必要となる「１年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」の書式等について、帰国支援対象者等から当該雇用契約書の書式等について問い合わせがあった場合には、最終的には査証申請を行う在外公館に確認する必要があることを伝えた上で、以下の内容により案内して差し支えない。

ア　「１年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」について

（ア）「雇用契約書」は、労働契約の期間、就業の場所、従事すべき業務、労働時間、賃金等、雇用契約の内容が明らかとなる事項が記載されているものとする。

（イ）「雇用契約書」が作成されていない等、同写しを提出できない場合は、例えば、労働基準法に規定された「労働条件通知書（法令上労使の署名は義務付けられていない。）」に労使双方の署名を付したものの写し等を、代替書類として提出することは可とする。

（参考）

①　労働条件通知書

労働基準法第１５条及び同法施行規則第５条において、使用者は労働契約の締結に際し、労働契約の期間、就業の場所、従事すべき業務、労働時間、賃金等の労働条件の書面による交付が義務付けられている。

②　関連ホームページ

厚生労働省ホームページ内「主要様式ダウンロードコーナー（労働基準法関係主要様式）」から労働条件通知書のひな形をダウンロードすることができる（ただし、同通知書を雇用契約書の代わりに使用する場合は、労使双方の署名欄がないため、同署名欄を別途作成すること）。

URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/

イ　「雇用期間」について

雇用期間の定めのない契約については、「１年以上の雇用期間」の条件を満たすものとする。

（５）その他

[redacted]

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関連入国者の取扱い一覧表

	永住帰国（法６条）					一時帰国（法14条）				
	対象者		協議	査証区分	在留資格	対象者		協議	査証区分	在留資格
中国残留邦人等（法2条）	◎ 中国の地域（法２条１項１号）					中国残留邦人等（法2条）	永住帰国の対象者に同じ	協議必要なし	短期滞在	短期滞在
	1 本人 昭20.9.2本邦に本籍有 昭20.9.2以前から引き続き居住		無	特	日配					
	1 子 1を両親として昭20.9.3以降出生 引き続き居住		無	特	日配					
	3 １及び２に準ずる事情にあるものとして省令に定める者									
	省令（１条）	ｱ 本人(昭20.9.2本邦に本籍無、本邦に本籍有の者を両親として出生（出生届無））昭和20.9.2以前から引き続き居住	無	特	日配・定					
		ｲ 子(1を両親（ただし、父は現地応召等により不在））昭20.9.3以降出生 引き続き居住	無	特	日配・定					
		ｳ [redacted]	有	特	定					
	◎ 中国の地域以外の地域（法第２条１項２号）									
	1、２及び３と同様の事情にあるものとして省令に定める者									
	省令（２条）	ｴ 本人 昭20.9.2 本邦又は樺太に本籍有 昭20.9.2以前から樺太に引き続き居住	無	特	日配・定					
		ｵ 子 エを両親として 昭20.9.3以降出生 樺太に引き続き居住	無	特	日配・定					
		ｶ [redacted]	有	特	定					
親族等（法6条）	◎ 中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために入国する者（法６条１項） 省令上同行が要件					親族等（法14条）	中国残留邦人等に同行する者	協議必要なし	短期滞在	短期滞在
	省令(10条)	ｷ 配偶者	無	特	日配・定		省令(21条) 中国残留邦人等の18歳未満の子（未婚）			
		ｸ １８歳未満の実子（未婚）	無	特	日配・定					
		ｹ 障害のある実子（未婚）	無	特	日配・定					
		ｺ 扶養のため生活を共にする実子（被扶養者55歳以上又は障害者）	無	特	定					
		ｻ 扶養のため生活を共にする実子の配偶者	無	特	定					
		ｼ [redacted]	有	特	定					
						介護人（法14条）	介護が必要な場合 省令(22条) 中国残留邦人等の介護人	協議必要なし	短期滞在	短期滞在

（注）① 日配は在留資格「日本人の配偶者等」を、定は在留資格「定住者」を、日配・定は在留資格「日本人の配偶者等」又は「定住者」のいずれかをそれぞれ示す。

② [redacted] は、厚生労働省から個別認定事前協議がなされるもの（在留資格「定住者」告示非該当）

第31節 別　表

【在留資格決定の場合】　　－外交－

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分及び用務を証する文書

【在留資格決定の場合】　　－公用－

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分、用務及び期間を証する文書

【在留期間更新許可申請の場合】　　－公用－

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分、用務及び期間を証する文書

【在留資格決定の場合】

－教授－

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 （申請人）	大学等において常勤職員として勤務する場合	大学等において非常勤職員として勤務する場合
第1 （該当範囲）	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　勤務する大学等（複数の大学の非常勤講師等を兼ねる場合は、それぞれの大学等）における活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書。ただし、大学等以外の機関との契約に基づいて勤務する場合は、大学等における活動の内容、期間、地位及び当該機関の支給する報酬を証明する文書

【在留期間更新許可申請の場合】

－教授－

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 （申請人）	大学等において常勤職員として勤務する場合	大学等において非常勤職員として勤務する場合
要件	立証資料	
第1 （該当範囲）	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】　　－芸術－

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　公私の機関又は個人との契約に基づいて活動を行う場合は、当該機関又は個人との契約書の写し等活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書 ③　公私の機関又は個人との契約に基づかないで活動を行う場合は、申請人が作成する具体的な活動の内容、期間及び行おうとする活動から生じる収入の見込み額を記載した文書 ④　芸術上の活動歴を詳細に記載した履歴書 ⑤　関係団体からの推薦状、過去の活動に関する報道、入賞、入選等の実績、過去の作品等の目録等芸術活動上の業績を明らかにすることのできる資料

【在留期間更新許可申請の場合】　　－芸術－

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　公私の機関又は個人との契約に基づいて活動を行う場合は、当該機関又は個人との契約書の写し等活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書 ③　公私の機関又は個人との契約に基づかないで活動を行う場合は、申請人が作成する具体的な活動の内容、期間及び行おうとする活動から生じる収入の見込み額を記載した文書 ④　住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】

－宗教－

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　外国の宗教団体からの派遣状等の写し等派遣機関からの派遣期間、地位及び報酬を証明する文書 ③　派遣機関及び受入機関の概要(宗派、沿革、代表者名、組織、施設、信者数等)を明らかにする資料 ④　宗教家としての地位及び職歴を証明する文書

【在留期間更新許可申請の場合】

－宗教－

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　外国の宗教団体からの派遣状等の写し等派遣機関からの派遣の継続を証明する文書 ③　住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】　　－報道－

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 （申請人）	外務省報道官から外国記者登録証を発行された者を雇用する外国の報道機関に雇用される場合	左に該当しない団体・個人
	上記に該当することを示す資料	
第1 （該当範囲）	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　外国の報道機関の概要（代表者名、沿革、組織、施設、職員数、報道実績等）を明らかにする資料 ③　外国の報道機関から派遣される者の場合は、当該機関の作成した地位、活動の内容、派遣期間、報酬を証明する文書 ④　外国の報道機関に日本で雇用されることとなる者の場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 ⑤　③以外のフリーランサーその他外国の報道機関等との雇用以外の契約に基づいて活動する者の場合は、当該契約に係る契約書 ただし、当該契約書に地位、活動の内容、活動期間、報酬のいずれかが記載されていない時は、その事項を記載した当該外国の報道機関の作成した文書

【在留期間更新許可申請の場合】　　－報道－

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 （申請人）	外務省報道官から外国記者登録証を発行された者を雇用する外国の報道機関に雇用される場合	左に該当しない団体・個人
要件	立証資料	
	上記に該当することを示す資料	
第1 （該当範囲）	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　外国の報道機関の作成した在職証明書（所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。）等引き続き外国の報道機関から派遣され、又は外国の報道機関に雇用され若しくは当該機関との契約により活動していることを証明する文書 ③　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

【参考】国家資格（業務独占資格・名称独占資格）の例

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
医師	厚労省	医師法	○	○	厚生労働大臣
移動式クレーン運転士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
ウェブデザイン技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
液化石油ガス設備士	経産省	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	○		都道府県知事
栄養士	厚労省	栄養士法		○	都道府県知事
外国公認会計士	金融庁（内閣府）	公認会計士法	○	○	内閣総理大臣
管理栄養士	厚労省	栄養士法		○	厚生労働大臣
介護福祉士	厚労省	社会福祉士及び介護福祉士法		○	厚生労働大臣
看護師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	厚生労働大臣
ガス溶接技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
ガラス用フィルム施工技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
海事代理士	国交省	海事代理士法	○	○	国土交通大臣
管工事施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
家畜人工授精師	農水省	家畜改良増殖法	○	○	都道府県知事
外国法事務弁護士	法務省	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	○	○	法務大臣
義肢装具士	厚労省	義肢装具士法	○	○	厚生労働大臣
救急救命士	厚労省	救急救命士法	○	○	厚生労働大臣
金融窓口サービス技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
キャリア・コンサルティング技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
着付け技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は厚生労働大臣指定試験機関
行政書士	総務省	行政書士法	○	○	都道府県知事
技術士	文科省	技術士法		○	文部科学大臣
クレーン・デリック運転士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
クレーン運転技能講習修了者（床上操作式、小型移動式）	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
計量士	経産省	計量法		○	経済産業大臣
言語聴覚士	厚労省	言語聴覚士法	○	○	厚生労働大臣
建築士(一級、二級、木造)	国交省	建築士法	○	○	国土交通大臣(一級)又は 都道府県知事(二級、木造)
建築設備士	国交省	建築士法、建築士法施行規則		○	国土交通大臣
高所作業車運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
航空従事者 (※操縦士・航空整備士・航空工場整備士・航空機関士・航空通信士・航空士)	国交省	航空法	○		国土交通大臣
公認会計士	内閣府 (金融庁)	公認会計士法	○	○	内閣総理大臣
作業環境測定士	厚労省	作業環境測定法	○	○	厚生労働大臣
作業療法士	厚労省	理学療法士及び作業療法士法	○	○	厚生労働大臣
浄化槽管理士	環境省	浄化槽法	○	○	環境大臣
視能訓練士	厚労省	視能訓練士法	○	○	厚生労働大臣
歯科医師	厚労省	歯科医師法	○	○	厚生労働大臣
歯科衛生士	厚労省	歯科衛生士法	○	○	厚生労働大臣
歯科技工士	厚労省	歯科技工士法	○	○	厚生労働大臣
社会福祉士	厚労省	社会福祉士及び介護福祉士法		○	厚生労働大臣
社会保険労務士	厚労省	社会保険労務士法	○	○	厚生労働大臣
柔道整復師	厚労省	柔道整復師法	○	○	厚生労働大臣
情報配線施工技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
診療放射線技師	厚労省	診療放射線技師法	○	○	厚生労働大臣
准看護師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	都道府県知事
助産師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	厚生労働大臣
ショベルローダー等運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
車両系建設機械運転技能講習修了者 (整地・運搬・積込み用及び掘削用、解体用、基礎工事用)	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
浄化槽設備士	国交省・環境省	浄化槽法	○	○	国土交通大臣
消防設備士	総務省	消防法	○		都道府県知事
獣医師	農水省	獣医師法	○	○	農林水産大臣

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
司法書士	法務省	司法書士法	○	○	法務大臣
司書	文科省	図書館法		○	文部科学大臣
精神保健福祉士	厚労省	精神保健福祉士法		○	厚生労働大臣
製菓衛生師	厚労省	製菓衛生師法		○	都道府県知事
潜水士	厚労省	労働安全衛生法	○	○	都道府県労働局長
税理士	財務省 (国税庁)	税理士法	○	○	国税審議会
造園施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
玉掛け技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
第一種圧力容器取扱作業主任者 (普通、化学設備関係)	厚労省	労働安全衛生法		○	厚生労働大臣指定機関
第一種圧力容器取扱作業主任者(特定)	厚労省	労働安全衛生法		○	都道府県労働局長
知的財産管理技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
調理技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
調理師	厚労省	調理師法		○	都道府県知事
通訳案内士(通訳ガイド)	国交省	通訳案内士法	○	○	観光庁長官
通関士	財務省 (税関)	通関業法	○	○	各税関長
電気工事士(第一種、第二種)	経産省	電気工事士法	○		都道府県知事
電気工事施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
特種電気工事資格者	経産省	電気工事士法	○		経済産業大臣
土木施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
土地区画整理士	国交省	土地区画整理法		○	国土交通大臣
土地家屋調査士	法務省	土地家屋調査士法	○	○	法務大臣
発破技士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
美容師	厚労省	美容師法	○		厚生労働大臣
ビル設備管理技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
ビルクリーニング技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
ファイナンシャル・プランニング技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
フォークリフト運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
不整地運搬車運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
弁理士	経産省 (特許庁)	弁理士法	○	○	経済産業大臣
弁護士(司法試験)	法務省	弁護士法	○	○	法務大臣
保育士	厚労省	児童福祉法		○	都道府県知事
保健師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	厚生労働大臣
ボイラー整備士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
ボイラー取扱技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
ボイラー溶接士(普通、特別)	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
マンション管理士	国交省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律		○	国土交通大臣
水先人	国交省	水先法	○		国土交通大臣
薬剤師	厚労省	薬剤師法	○	○	厚生労働大臣
揚貨装置運転士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
理学療法士	厚労省	理学療法士及び作業療法士法	○	○	厚生労働大臣
理容師	厚労省	理容師法	○		厚生労働大臣
臨床検査技師	厚労省	臨床検査技師等に関する法律	○	○	厚生労働大臣
臨床工学技士	厚労省	臨床工学技士法	○	○	厚生労働大臣
レストランサービス技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
レストランサービス技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
宅地建物取引士	国土交通省	宅地建物取引業法	○		都道府県知事

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	① 日本の証券取引所に上場している企 ② 保険業を営む相互会社 ③ 外国の国又は地方公共団体 ④ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑤ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又は口に掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑥ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）により対日投資支援企業として認定された企業（コワーキングスペースを事業所としている企業を除く。） ⑦ 一定の条件を満たす企業等（※）	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1，000万円以上ある団体・個人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 （該当範囲）	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録）の写し	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録）の写し

第1 （該当範囲） 続き			イ　外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任するの場合は、地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ウ　日本において管理者として雇用される場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 ③　経営・管理に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し ④　事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 ア　当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し（法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し） イ　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書 ⑤　直近の年度の決算文書の写し	イ　外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任するの場合は、地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ウ　日本において管理者として雇用される場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 ③　経営・管理に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し ④　事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 ア　当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し（法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し） イ　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書 ⑤　直近の年度の決算文書の写し

第1 （該当範囲） 続き			⑥　事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する次の文書 ア　申請に当たっての説明書（参考様式） イ　許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し	⑥　事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する次の文書 ア　申請に当たっての説明書（参考様式） イ　許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し ⑦　前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 ア　源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 イ　上記アを除く機関の場合 （ア）　給与支払い事務所等の開設届出書の写し （イ）　次のいずれかの文書 a　直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し） b　納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料

第2(基準) 1(1)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 事業所用施設の存在を明らかにする不動産登記簿謄本、賃貸借契約書その他の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 事業所用施設の存在を明らかにする不動産登記簿謄本、賃貸借契約書その他の資料
第2(基準) 1(2)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 常勤の職員が一人以上従事していることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 ③ 該当範囲の④の資料 ④ 該当範囲の⑤の資料 ⑤ その他事業の規模を明らかにするとして提出された資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 常勤の職員が一人以上従事していることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 ③ 該当範囲の④の資料 ④ 該当範囲の⑤の資料 ⑤ その他事業の規模を明らかにするとして提出された資料

第3(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の⑥アの資料 ③ 経営者又は常勤の職員が日本語能力を有していることを証する次の資料 ア 日本語能力を有する者(申請人を除く。)の住民票 イ 日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料 (ア) (試験により証明する場合)試験の合格証、成績証明書 (イ) (その他の方法により証明する場合)日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料(住民票、卒業証明書等) ウ (日本語能力を有する者が常勤の職員(申請人を除く。)の場合)当該職員に係る賃金支払に関する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に当たっての説明書(参考様 ③ 経営者又は常勤の職員が日本語能力を有していることを証する次の資料 ア 日本語能力を有する者(申請人を除く。)の住民票 イ 日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料 (ア) (試験により証明する場合)試験の合格証、成績証明書 (イ) (その他の方法により証明する場合)日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料(住民票、卒業証明書等) ウ (日本語能力を有する者が常勤の職員(申請人を除く。)の場合)当該職員に係る賃金支払に関する文書

第4(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 経営管理に関する分野又は申請に係る事業に関連する分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを証する文書 ③ 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ④ 関連する職務に従事した期間を証する文書 ⑤ 該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 経営管理に関する分野又は申請に係る事業に関連する分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを証する文書 ③ 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ④ 関連する職務に従事した期間を証する文書 ⑤該当範囲の②の資料

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 外国の国又は地方公共団体 ④ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑤ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑥ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）により対日投資支援企業として認定された企業（コワーキングスペースを事業所としている企業を除く。） ⑦ 一定の条件を満たす企業等（※）	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1，000万円以上ある団体・個人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 （該当範囲） 第2 （基準）	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 直近の年度の決算文書の写し ③ 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し ④ 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する次の文書 ア 申請に当たっての説明書（参考様式） イ 許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 直近の年度の決算文書の写し ③ 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し ④ 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する次の文書 ア 申請に当たっての説明書（参考様式） イ 許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し

第1 （該当範囲） 第2 （基準） 続き		⑤　常勤の職員が一人以上従事していることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 ⑥　経営者又は常勤の職員が日本語能力を有していることを証する次の資料 ア　上記④アの資料 イ　日本語能力を有する者（申請人を除く。）の住民票 ウ　日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料 （ア）（試験により証明する場合）試験の合格証、成績証明書 （イ）（その他の方法により証明する場合）日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料（住民票、卒業証明書等） エ（日本語能力を有する者が常勤の職員（申請人を除く。）の場合）当該職員に係る賃金支払に関する文書 ⑦　在留資格決定時又は直近の在留期間更新時に提出した事業計画書に基づく活動を着実に行っていたことを具体的に説明する資料（在留資格決定時等に提出した事業計画書等にも土つく活動とは異なる活動を行っている場合は、その理由及び当該活動に係る具体的説明資料）	⑤　常勤の職員が一人以上従事していることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 ⑥　経営者又は常勤の職員が日本語能力を有していることを証する次の資料 ア　上記④アの資料 イ　日本語能力を有する者（申請人を除く。）の住民票 ウ　日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料 （ア）（試験により証明する場合）試験の合格証、成績証明書 （イ）（その他の方法により証明する場合）日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料（住民票、卒業証明書等） エ（日本語能力を有する者が常勤の職員（申請人を除く。）の場合）当該職員に係る賃金支払に関する文書 ⑦　在留資格決定時又は直近の在留期間更新時に提出した事業計画書に基づく活動を着実に行っていたことを具体的に説明する資料（在留資格決定時等に提出した事業計画書等にも土つく活動とは異なる活動を行っている場合は、その理由及び当該活動に係る具体的説明資料）

第1 (該当範囲) 第2 (基準) 続き			⑧　住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ⑨　所属機関における公租公課の履行状況を明らかにする次の資料 ア　上記④アの資料 イ　所属機関が法人である場合 (ア)　労働保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 (イ)　社会保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 (ウ)　国民健康保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 (エ)　源泉所得税及び復興特別所得税，法人税，消費税及び地方消費税に関する納税証明書 (オ)　法人住民税及び法人事業税に関する納税証明書 ウ　所属機関が個人である場合 (ア)　上記⑤ア(ア)ないし(ウ)の資料 (イ)　源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税に関する納税証明書 (ウ)　個人事業税に関する納税証明書	⑧　住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ⑨　所属機関における公租公課の履行状況を明らかにする次の資料 ア　上記④アの資料 イ　所属機関が法人である場合 (ア)　労働保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 (イ)　社会保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 (ウ)　国民健康保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 (エ)　源泉所得税及び復興特別所得税，法人税，消費税及び地方消費税に関する納税証明書 (オ)　法人住民税及び法人事業税に関する納税証明書 ウ　所属機関が個人である場合 (ア)　上記⑤ア(ア)ないし(ウ)の資料 (イ)　源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税に関する納税証明書 (ウ)　個人事業税に関する納税証明書

【在留資格決定の場合】　　－法律・会計業務－

要件	立証資料
第1(該当範囲) 第2(基準)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　資格を有することを証明する文書(免状又は証明書等の写し)

【在留期間更新許可申請の場合】　　－法律・会計業務－

要件	立証資料
第1(該当範囲) 第2(基準)	次の資料により判断する。 ①　申請書

【在留資格決定の場合】　　－医療－

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 （申請人）	医師・歯科医師	医師・歯科医師以外の者
第1 （該当範囲）	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　資格を有することを証明する文書（免状又は証明書等の写し）	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　資格を有することを証明する文書（免状又は証明書等の写し） ③　勤務する機関の概要（病院、診療所等設立に許可を受けることを要する機関の場合は、当該許可を受けた年月日を明示したもの）を明らかにする資料

【在留期間更新許可申請の場合】　　－医療－

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 （申請人）	医師・歯科医師	医師・歯科医師以外の者
第1 （該当範囲）	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書 ③　従事する職務の内容及び報酬を証明する在職証明書その他の所属機関の文書

【在留資格決定の場合】

－研究－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑨一定の条件を満たす企業等（※）	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ②カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関 ③「留学」からの在留資格変更であって次のいずれかに該当する者 a 本邦の大学院、大学又は短大卒業（予定）者 b 海外の優秀大学卒業者（3つの世界ランキング中、2つ以上で上位300位にランクインしている外国の大学が対象） c 「留学」から就労資格に変更して就労し、その後当該所属機関において在留期間更新した者を現に受け入れている機関において就労する者	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人

要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④ 直近の年度の決算文書の写し(ただし転勤して研究を行う業務に従事する場合に限る。)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア' 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④ 直近の年度の決算文書の写し(ただし転勤して研究を行う業務に従事する場合に限る。) ⑤ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料

第1 （該当範囲） 続き				ア　源泉徴収の免除を受ける機関の場合 　外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 イ　上記アを除く機関の場合 （ア）　給与支払い事務所等の開設届出書の写し （イ）　次のいずれかの文書 a　直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し） b　納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料

第2(基準) 1	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 基準1本文の適用を受ける者の場合は学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 イ 研究の経験期間を証するもの(大学院又は大学において研究した期間を含む。) ④ 基準1ただし書きの適用を受ける者の場合は次の資料 ア 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が研究の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該機関に勤務していた本邦の期間を含む。)の文書 イ 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料 (ア) 同一の法人内の転勤の場合は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 基準1本文の適用を受ける者の場合は学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 イ 研究の経験期間を証するもの(大学院又は大学において研究した期間を含む。) ④ 基準1ただし書きの適用を受ける者の場合は次の資料 ア 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が研究の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該機関に勤務していた本邦の期間を含む。)の文書 イ 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料 (ア) 同一の法人内の転勤の場合は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料

第2(基準) 1 続き			(イ)　日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料 (ウ　日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料	(イ)　日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料 (ウ　日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料
第2(基準) 2	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】

－研究－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑨一定の条件を満たす企業等（※）	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1，000万円以上ある団体・個人 ②カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを明らかにする資料			
第1 （該当範囲） 第2（基準）	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3
区分 （申請人）	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に常勤で勤務する場合	左記以外の教育機関に常勤で勤務する場合	非常勤で勤務する場合
要件	立証資料		
第1 （該当範囲）	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア　労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ　雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書（複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書）の写し ③　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア　労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ　雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書（複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書）の写し ③　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④　勤務する機関の直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画書
第2（基準） 1（1）（2） 2（1）		次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③　学歴又は職歴等を証する次のいずれかの文書 ア　大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は専門士若しくは高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③　学歴又は職歴等を証する次のいずれかの文書 ア　大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は専門士若しくは高度専門士の称号を付与されたことを証する文書

第2(基準) 1(1)(2) 2(1) 続き		イ　免許証等資格を有することを証明する文書の写し ウ　外国語を教育しようとする者は、当該外国語により12年以上教育を受けたことを証する文書 エ　外国語以外の科目を教育しようとする者は、当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を証する文書	イ　免許証等資格を有することを証明する文書の写し ウ　外国語を教育しようとする者は、当該外国語により12年以上教育を受けたことを証する文書 エ　外国語以外の科目を教育しようとする者は、当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を証する文書
第2(基準) 1(3) 2(2)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】　　－教育－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3
区分 (申請人)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に常勤で勤務する場合	左記以外の教育機関に常勤で勤務する場合	非常勤で勤務する場合
要件	立証資料		
第1 (該当範囲) 第2 (基準)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③　雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③　雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し

(注)「常勤で勤務する」とは、常勤で教育機関に勤務していれば足り、教育機関と直接(雇用)契約を結んだ上で、「常勤の職員として勤務する」ことまで求める規定ではない。そのため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において、「常勤で勤務する」場合、派遣会社との契約に基づくものであっても、カテゴリー1に該当する。

【在留資格決定の場合】　　－技術・人文知識・国際業務－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑨ 一定の条件を満たす企業等（※）	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1，000万円以上ある団体・個人 ② カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関 ③「留学」からの在留資格変更であって次のいずれかに該当する者 a 本邦の大学院、大学又は短大卒業（予定）者 b 海外の優秀大学卒業者（3つの世界ランキング中、2つ以上で上位300位にランクインしている外国の大学が対象） c「留学」から就労資格に変更して就労し、その後当該所属機関において在留期間更新した者を現に受け入れている機関において就労する者	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人

要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

第1 (該当範囲) 続き			③　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④　直近の年度の決算文書の写し	③　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④　直近の年度の決算文書の写し ⑤　前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 ア　源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 イ　上記アを除く機関の場合 (ア)　給与支払い事務所等の開設届出書の写し (イ)　次のいずれかの文書 a　直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し) b　納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料

第2(基準) 1	申請書により判断する。 ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	申請書により判断する。 ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号をを付与されたことを証する文書 なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証(レベル「A」、「B」又は「C」に限る。) イ 関連する業務に従事した期間を証する文書(大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。) ウ 特例告示該当者の場合は、情報処理技術に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号をを付与されたことを証する文書 なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証(レベル「A」、「B」又は「C」に限る。) イ 関連する業務に従事した期間を証する文書(大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。) 特例告示該当者の場合は、情報処理技術に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書

第2(基準) 2(1)	申請書により判断する。 ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	申請書により判断する。 ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人が従事する業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書 ③ 当該業務の過去1年間の実績 ただし新規業務の場合は今後1年間の見込みを明らかにする資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人が従事する業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書 ③ 当該業務の過去1年間の実績 ただし新規業務の場合は今後1年間の見込みを明らかにする資料
第2(基準) 2(2)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する業務について3年以上の経験を明らかにする資料。ただし書きの適用を受ける者は大学の卒業証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する業務について3年以上の経験を明らかにする資料。ただし書きの適用を受ける者は大学の卒業証明書
第3(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】　　－技術・人文知識・国際業務－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑨ 一定の条件を満たす企業等（※）	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1，000万円以上ある団体・個人 ② カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 （該当範囲） 第2（基準）	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書 ③ 職務内容に変更があった場合には、変更後の職務内容に係る業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書 ③ 職務内容に変更があった場合には、変更後の職務内容に係る業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書

【在留資格決定の場合】　　－企業内転勤－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑨一定の条件を満たす企業等（※）	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ②カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 （該当範囲）	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア　法人を異にしない転勤の場合 転勤命令書又は辞令等の写し イ　法人を異にする転勤の場合 労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 ウ　役員等労働者に該当しない者については次の資料 （ア）　会社の場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア　法人を異にしない転勤の場合 転勤命令書又は辞令等の写し イ　法人を異にする転勤の場合 労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 ウ　役員等労働者に該当しない者については次の資料 （ア）　会社の場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報

第1 （該当範囲） 続き			酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録）の写し （イ）　会社以外の団体の場合は、地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ③　転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料 ア　同一の法人内の転勤の場合は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料 イ　日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料 ウ　日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料 ④　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ⑤　直近の年度の決算文書の写し	酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録）の写し （イ）　会社以外の団体の場合は、地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ③　転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料 ア　同一の法人内の転勤の場合は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料 イ　日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料 ウ　日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料 ④　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ⑤　直近の年度の決算文書の写し

第1 (該当範囲) 続き				⑥　前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 ア　源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 イ　上記アを除く機関の場合 (ア)　給与支払い事務所等の開設届出書の写し (イ)　次のいずれかの文書 a　直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し) b　納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料
第2(基準) 1	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　関連する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に勤務していた本邦の機関を含む。)の文書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　関連する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に勤務していた本邦の機関を含む。)の文書
第2(基準) 2	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】　　－企業内転勤－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑨一定の条件を満たす企業等（※）	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1，000万円以上ある団体・個人 ②カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 （該当範囲） 第2（基準）	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】　　－介護－

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア　労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ　雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、その全ての機関との間の契約書の写し ③　勤務先の事業内容、設立等に係る許可又は指定を受けた年月日等が明記されている案内書 ④　介護福祉士登録証の写し
第2(基準)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　本邦の介護福祉士養成施設の卒業証明書 ③　該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】　　－介護－

要件	立証資料
第1(該当範囲) 第2(基準)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】

－技能－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑨一定の条件を満たす企業等（※）	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ②カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 （該当範囲）	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　従事する業務の内容を証明する所属機関の文書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　従事する業務の内容を証明する所属機関の文書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　従事する業務の内容を説明する所属機関の文書 ③　申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア　労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ　日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録）の写し	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　従事する業務の内容を説明する所属機関の文書 ③　申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア　労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ　日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録）の写し

第1 (該当範囲) 続き			④　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ⑤　直近の年度の決算文書の写し	④　勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ⑤　直近の年度の決算文書の写し ⑥　前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 ア　源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 イ　上記アを除く機関の場合 (ア)　給与支払い事務所等の開設届出書の写し (イ)　次のいずれかの文書 a　直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し) b　納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料

第2(基準) 1(1) 【コック】	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。) ④ 公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し(中国人の場合は戸口簿及び職業資格証明書)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。) ④ 公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し(中国人の場合は戸口簿及び職業資格証明書)
第2(基準) 1(2) 【タイ料理人】	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ タイ料理人として5年以上の実務経験を証する文書(タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。) ④ 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書 ⑤ 申請を行った日の直前の1年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを証する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ タイ料理人として5年以上の実務経験を証する文書(タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。) ④ 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書 ⑤ 申請を行った日の直前の1年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを証する文書

第2(基準) 2 【建築技術者】	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)
第2(基準) 3 【外国特有製品】	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)

第2(基準) 4 【宝石・貴金属・毛皮】	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)
第2(基準) 5 【調教】	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)

第2(基準) 6 【海底掘削】	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)
第2(基準) 7 【パイロット】	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　250時間以上の飛行経歴を証する所属機関の文書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　250時間以上の飛行経歴を証する所属機関の文書

第2(基準) 8 【スポーツ指導】	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 次のいずれかの文書 ア スポーツの指導に係る実務に従事していたことを証するもの(外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。) イ 選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他国際的な競技会に出場したことを証する資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 次のいずれかの文書 ア スポーツの指導に係る実務に従事していたことを証するもの(外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。) イ 選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他国際的な競技会に出場したことを証する資料

第2(基準) 9 【ソムリエ】	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　在職証明書(所属していた機関の名称、所在地、及び電話番号が記載されているものに限る。)でぶどう酒の品質の鑑定評価及び保持並びにぶどう酒の提供(以下「ワイン鑑定等」という。)についての実務経験を証する資料(外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。) ④　次のア若しくはイの資料又はア若しくはイの資料を所持しない者はウの資料 ア　ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会(以下「国際ソムリエコンクール」という。)において優秀な成績を証する資料 イ　国際ソムリエコンクールにおいて国の代表となったことを証する資料(出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。) ウ　ワイン鑑定等に係る技能に関して国(外国を含む。)若しくは地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有することを証明する文書の写し	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③　在職証明書(所属していた機関の名称、所在地、及び電話番号が記載されているものに限る。)でぶどう酒の品質の鑑定評価及び保持並びにぶどう酒の提供(以下「ワイン鑑定等」という。)についての実務経験を証する資料(外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。) ④　次のア若しくはイの資料又はア若しくはイの資料を所持しない者はウの資料 ア　ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会(以下「国際ソムリエコンクール」という。)において優秀な成績を証する資料 イ　国際ソムリエコンクールにおいて国の代表となったことを証する資料(出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。) ウ　ワイン鑑定等に係る技能に関して国(外国を含む。)若しくは地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有することを証明する文書の写し

【在留期間更新許可申請の場合】

－技能－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （申請人）	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等（イノベーション創出企業） ⑨一定の条件を満たす企業等（※）	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1，000万円以上ある団体・個人 ②カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く。）	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 （該当範囲） 第2（基準）	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

※次のいずれかに該当する企業等を対象とする。
①ユースエール認定企業
②くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業
③えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業
④安全衛生優良企業
⑤職業紹介優良事業者
⑥製造請負優良適正事業者
⑦優良派遣事業者
⑧健康経営優良法人
⑨地域未来牽引企業
⑩空港管理規則に基づく第一類構内営業者又は第二類構内営業者
⑪内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者

参考

特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通(特定技能1号・2号)</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td colspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</td><td>職種</td><td>作業</td><td>技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護分野</td><td rowspan="3">【特定技能1号】
身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)
※利用者の居宅で行われるものは対象外</td><td>介護技能評価試験</td><td>介護日本語評価試験</td><td>国際交流基金
日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験
(N4以上)</td><td rowspan="3">介護</td><td rowspan="3">介護</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>介護福祉士養成施設修了</td><td>免除</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)</td><td>免除</td><td>免除</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ビルクリーニング分野</td><td>【特定技能1号】
建築物内部の清掃</td><td>ビルクリーニング分野
特定技能1号評価試験</td><td colspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td>ビルクリーニング</td><td>ビルクリーニング</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>ビルクリーニング分野
特定技能2号評価試験
技能検定1級
(ビルクリーニング)</td></tr>
</table>

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	製造分野特定技能1号 評価試験（機械金属加工） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3(1)関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験（鋳造） 製造分野特定技能1号評価試験（鍛造） 製造分野特定技能1号評価試験（ダイカスト） 製造分野特定技能1号評価試験（機械加工） 製造分野特定技能1号評価試験（金属プレス加工） 製造分野特定技能1号評価試験（鉄工） 製造分野特定技能1号評価試験（工場板金） 製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ） 製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形） 製造分野特定技能1号評価試験（機械検査） 製造分野特定技能1号評価試験（機械保全） 製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（塗装） 製造分野特定技能1号評価試験（溶接） 製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
					非鉄金属鋳物鋳造	
				鍛造	ハンマ型鍛造	
					プレス型鍛造	
				ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	
					コールドチャンバダイカスト	
				機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				金属プレス加工	金属プレス	
				鉄工	構造物鉄工	
				工場板金	機械板金	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成形	
					ブロー成形	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
					鋼橋塗装	
					噴霧塗装	

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				溶接	手溶接 半自動溶接	
				工業包装	工業包装	
	【特定技能2号】 機械金属加工（複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理）					製造分野特定技能2号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（鋳造） 技能検定1級（鍛造） 技能検定1級（ダイカスト） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（金属プレス加工） 技能検定1級（鉄工） 技能検定1級（工場板金） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（工業包装）

<table>
<tr><td rowspan="12">素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野</td><td rowspan="12">【特定技能1号】
電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事）</td><td>製造分野特定技能1号
評価試験（電気電子機器組立て）</td><td rowspan="12">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td rowspan="4">機械加工</td><td>普通旋盤</td><td rowspan="12"></td></tr>
<tr><td rowspan="11">【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（電気電子機器組立て）に合格したものとみなす。

製造分野特定技能1号評価試験（機械加工）
製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ）
製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形）
製造分野特定技能1号評価試験（プリント配線板製造）
製造分野特定技能1号評価試験（電子機器組立て）
製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て）
製造分野特定技能1号評価試験（機械検査）
製造分野特定技能1号評価試験（機械保全）
製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）</td><td>フライス盤</td></tr>
<tr><td>数値制御旋盤</td></tr>
<tr><td>マシニングセンタ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">仕上げ</td><td>治工具仕上げ</td></tr>
<tr><td>金型仕上げ</td></tr>
<tr><td>機械組立仕上げ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">プラスチック成形</td><td>圧縮成形</td></tr>
<tr><td>射出成形</td></tr>
<tr><td>インフレーション成形</td></tr>
<tr><td>ブロー成形</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プリント配線板製造</td><td>プリント配線板設計</td></tr>
<tr><td>プリント配線板製造</td></tr>
</table>

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				電子機器組立て	電子機器組立て	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				工業包装	工業包装	
	【特定技能2号】 電気電子機器組立て（複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理）					製造分野特定技能2号評価試験（電気電子機器組立て）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電子機器組立て） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プリント配線板製造） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（工業包装）

<table>
<tr><td rowspan="2">素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野</td><td>【特定技能1号】
金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事）</td><td>製造分野特定技能1号
評価試験（金属表面処理）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）に合格したものとみなす。

製造分野特定技能1号評価試験（めっき）
製造分野特定技能1号評価試験（アルミニウム陽極酸化処理）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>めっき</td><td>電気めっき</td><td rowspan="2">製造分野特定技能2号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）
技能検定1級（めっき）
技能検定1級（アルミニウム陽極酸化処理）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>溶融亜鉛めっき</td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td>アルミニウム陽極酸化処理</td><td>陽極酸化処理</td></tr>
</table>

建設分野	【特定技能1号】 土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）	建設分野特定技能1号評価試験（土木） 技能検定3級（型枠施工） 技能検定3級（鉄筋施工） 技能検定3級（とび） 技能検定3級（造園） 技能検定3級（塗装） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（土木）に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工） 建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送） 建設分野特定技能1号評価試験（トンネル推進工） 建設分野特定技能1号評価試験（建設機械施工） 建設分野特定技能1号評価試験（土工） 建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工） 建設分野特定技能1号評価試験（とび） 建設分野特定技能1号評価試験（海洋土木工）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	さく井	パーカッション式さく井工事作業	
					ロータリー式さく井工事作業	
				型枠施工	型枠工事作業	
				鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
				とび	とび作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
				ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	
				建設機械施工	押土・整地作業	
					積込み作業	
					掘削作業	
					締固め作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	

<table>
<tr><td rowspan="2">建設分野</td><td>【特定技能2号】
土木（複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>建設分野特定技能2号評価試験（土木）
技能検定1級（型枠施工）
技能検定1級（コンクリート圧送施工）
技能検定1級（鉄筋施工）
技能検定1級（とび）
技能検定1級（ウェルポイント施工）
技能検定1級（鉄工（構造物鉄工作業））
技能検定1級（塗装）
技能検定1級（さく井）
技能検定1級（造園）
技能検定単一等級（路面標示施工）</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
建築（指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事）</td><td>建設分野特定技能1号評価試験（建築）
技能検定3級（型枠施工）
技能検定3級（左官）
技能検定3級（かわらぶき）
技能検定3級（鉄筋施工）
技能検定3級（内装仕上げ施工）
技能検定3級（とび）
技能検定3級（建築大工）
技能検定3級（建築板金）
技能検定3級（塗装）
技能検定3級（ブロック建築）
技能検定3級（広告美術仕上げ）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（建築）に合格したものとみなす。

建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工）
建設分野特定技能1号評価試験（左官）
建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送）
建設分野特定技能1号評価試験（土工）
建設分野特定技能1号評価試験（屋根ふき）
建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工）
建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋継手）
建設分野特定技能1号評価試験（内装仕上げ）
建設分野特定技能1号評価試験（とび）
建設分野特定技能1号評価試験（建築大工）
建設分野特定技能1号評価試験（建築板金）
建設分野特定技能1号評価試験（吹付ウレタン断熱）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト

又は

日本語能力試験（N4以上）</td><td>建築板金</td><td>内外装板金作業
ダクト板金作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>建具製作</td><td>木製建具手加工作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>建築大工</td><td>大工工事作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>型枠施工</td><td>型枠工事作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>鉄筋施工</td><td>鉄筋組立て作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>とび</td><td>とび作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>石材施工</td><td>石材加工作業
石張り作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>タイル張り</td><td>タイル張り作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>かわらぶき</td><td>かわらぶき作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>左官</td><td>左官作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>内装仕上げ施工</td><td>プラスチック系床仕上げ工事作業</td><td></td></tr>
</table>

建設分野				内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業	
					鋼製下地工事作業	
					ボード仕上げ工事作業	
					カーテン工事作業	
				表装	壁装作業	
				サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
				防水施工	シーリング防水工事作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
				築炉	築炉作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	

建設分野	【特定技能2号】 建築（複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理）					建設分野特定技能2号評価試験（建築） 技能検定1級（型枠施工） 技能検定1級（左官） 技能検定1級（コンクリート圧送施工） 技能検定1級（かわらぶき） 技能検定1級（鉄筋施工） 技能検定1級（内装仕上げ施工） 技能検定1級（表装） 技能検定1級（とび） 技能検定1級（建築大工） 技能検定単一等級（枠組壁建築） 技能検定単一等級（エーエルシーパネル施工） 技能検定単一等級（バルコニー施工） 技能検定1級（建築板金） 技能検定1級（熱絶縁施工（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）） 技能検定1級（石材施工） 技能検定1級（タイル張り） 技能検定1級（築炉） 技能検定1級（鉄工（構造物鉄工作業）） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（防水施工） 技能検定1級（建具製作） 技能検定1級（カーテンウォール施工） 技能検定1級（自動ドア施工） 技能検定1級（サッシ施工） 技能検定1級（ガラス施工） 技能検定1級（ブロック建築） 技能検定1級（樹脂接着剤注入施工） 技能検定1級（広告美術仕上げ） 技能検定1級（厨房設備施工）

<table>
<tr><td rowspan="2">建設分野</td><td>【特定技能1号】
ライフライン・設備（指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事）</td><td>建設分野特定技能1号評価試験（ライフライン・設備）
技能検定3級（配管）
技能検定3級（建築板金）
技能検定3級（冷凍空気調和機器施工）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（ライフライン・設備）に合格したものとみなす。

建設分野特定技能1号評価試験（電気通信）
建設分野特定技能1号評価試験（配管）
建設分野特定技能1号評価試験（建築板金）
建設分野特定技能1号評価試験（保温保冷）</td><td rowspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>建築板金</td><td>内外装板金作業
ダクト板金作業</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>冷凍空気調和機器施工</td><td>冷凍空気調和機器施工作業</td></tr>
<tr><td></td><td>配管</td><td>建築配管作業
プラント配管作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
ライフライン・設備（複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td>熱絶縁施工</td><td>保温保冷工事作業</td><td>建設分野特定技能2号評価試験（ライフライン・設備）
技能検定1級（配管）
技能検定1級（建築板金）
技能検定1級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業））
技能検定1級（冷凍空気調和機器施工）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>溶接</td><td>手溶接
半自動溶接</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">造船・舶用工業分野</td><td>【特定技能1号】
造船（監督者の指示を理解し又は自らの判断により船舶の製造工程の作業に従事）</td><td>造船・舶用工業分野特定技能1号試験（造船）
技能検定3級（塗装）
技能検定3級（とび）
技能検定3級（配管）</td><td rowspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td rowspan="2">溶接</td><td>手溶接</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>半自動溶接</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="4">塗装</td><td>建築塗装</td></tr>
<tr><td>金属塗装</td></tr>
<tr><td>鋼橋塗装</td></tr>
<tr><td>噴霧塗装</td></tr>
<tr><td>鉄工</td><td>構造物鉄工</td></tr>
<tr><td>とび</td><td>とび</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">配管</td><td>建築配管</td></tr>
<tr><td>プラント配管</td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
造船（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船舶の製造工程の造船作業に従事）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>造船・舶用工業分野特定技能2号試験（造船）
技能検定1級（塗装）
技能検定1級（鉄工）
技能検定1級（とび）
技能検定1級（配管）</td></tr>
</table>

造船・舶用工業分野						【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験(造船)に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(鉄工)
	【特定技能1号】 舶用機械(監督者の指示を理解し又は自らの判断により舶用機械の製造工程の作業に従事)	造船・舶用工業分野特定技能1号試験(舶用機械) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(鋳造) 技能検定3級(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	溶接	手溶接	
					半自動溶接	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
					鋼橋塗装	
					噴霧塗装	

造船・舶用工業分野		【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験(舶用機械)に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(溶接) 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(塗装) 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(鉄工) 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(仕上げ) 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(機械加工)		鉄工	構造物鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				配管	建築配管	
					プラント配管	
				鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
					非鉄金属鋳物鋳造	
				金属プレス加工	金属プレス	
				強化プラスチック成形	手積み積層成形	
				機械保全	機械系保全	

造船・舶用工業分野	【特定技能2号】 舶用機械(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら舶用機械の製造工程の作業に従事)					造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用機械) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(鋳造) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(強化プラスチック成形) 技能検定1級(機械保全) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用機械)に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(鉄工) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(仕上げ) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(機械加工)
	【特定技能1号】 舶用電気電子機器(監督者の指示を理解し又は自らの判断により舶用電気電子機器の製造工程の作業に従事)	造船・舶用工業分野特定技能1号試験(舶用電気電子機器) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(電気機器組立て) 技能検定3級(電子機器組立て) 技能検定3級(プリント配線板製造) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	

<table>
<tr><td rowspan="2">造船・舶用工業分野</td><td></td><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和6年3月29日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験（舶用電気電子機器）に合格したものとみなす。

造船・舶用工業分野特定技能1号試験（機械加工）
造船・舶用工業分野特定技能1号試験（電気機器組立て）</td><td></td><td rowspan="9">電気機器組立て</td><td>回転電機組立て</td><td rowspan="10"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>変圧器組立て</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>配電盤・制御盤組立て</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>開閉制御器具組立て</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>回転電機巻線製作</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>金属プレス加工</td><td>金属プレス</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>電子機器組立て</td><td>電子機器組立て</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">プリント配線板製造</td><td>プリント配線板設計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>プリント配線板製造</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">配管</td><td>建築配管</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>プラント配管</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>機械保全</td><td>機械系保全</td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
舶用電気電子機器（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら舶用電気電子機器の製造工程の作業に従事）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>造船・舶用工業分野特定技能2号試験（舶用電気電子機器）
技能検定1級（機械加工）
技能検定1級（電気機器組立て）
技能検定1級（金属プレス加工）
技能検定1級（電子機器組立て）
技能検定1級（プリント配線板製造）
技能検定1級（配管）
技能検定1級（機械保全）</td></tr>
</table>

造船・舶用工業分野						【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用電気電子機器)に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(機械加工) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(電気機器組立て)

自動車整備業分野	【特定技能1号】 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務	自動車整備分野特定技能1号評価試験 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、自動車整備分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 自動車整備分野特定技能評価試験 --- 自動車整備士技能検定3級	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	自動車整備	自動車整備	
	【特定技能2号】 他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務					自動車整備分野 特定技能2号評価試験 --- 自動車整備士技能検定2級
航空	【特定技能1号】 空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事)	航空分野特定技能1号評価試験 (空港グランドハンドリング) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング)に合格したものとみなす。 特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	空港グランドハンドリング	航空機地上支援 --- 航空貨物取扱 --- 客室清掃	
	【特定技能2号】 空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理)					航空分野特定技能2号評価試験 (空港グランドハンドリング)

航空	【特定技能1号】 航空機整備 （機体、装備品等の整備業務等）	航空分野特定技能1号評価試験 （航空機整備） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）に合格したものとみなす。 特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）			
	【特定技能2号】 航空機整備 （自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等）					航空分野特定技能2号評価試験 （航空機整備） 航空従事者技能証明のうち以下のいずれか 一等航空整備士（飛行機） 一等航空整備士（回転翼航空機） 二等航空整備士（飛行機） 二等航空整備士（回転翼航空機） 一等航空運航整備士（飛行機） 一等航空運航整備士（回転翼航空機） 二等航空運航整備士（飛行機） 二等航空運航整備士（回転翼航空機） 航空工場整備士（機体構造関係） 航空工場整備士（ピストン発動機関係） 航空工場整備士（タービン発動機関係） 航空工場整備士（プロペラ関係） 航空工場整備士（計器関係） 航空工場整備士（電子装備品関係） 航空工場整備士（電気装備品関係） 航空工場整備士（無線通信機器関係）

宿泊分野	【特定技能1号】 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野特定技能1号評価試験 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、宿泊分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	宿泊	接客・衛生管理	
	【特定技能2号】 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務					宿泊分野特定技能2号評価試験
農業分野	【特定技能1号】 耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等)	1号農業技能測定試験(耕種農業全般) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(耕種農業全般)に合格したものとみなす。 農業技能測定試験(耕種農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	耕種農業	施設園芸 畑作野菜 果樹	
	【特定技能2号】 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務					2号農業技能測定試験 (耕種農業全般)
	【特定技能1号】 畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	1号農業技能測定試験(畜産農業全般) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(畜産農業全般)に合格したものとみなす。 農業技能測定試験(畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	畜産農業	養豚 養鶏 酪農	
	【特定技能2号】 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務					2号農業技能測定試験 (畜産農業全般)

漁業分野	【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)	1号漁業技能測定試験(漁業) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(漁業)に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験(漁業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	漁船漁業	かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業	
	【特定技能2号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験(漁業) 日本語能力試験(N3以上)
	【特定技能1号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)	1号漁業技能測定試験(養殖業) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(養殖業)に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験(養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	養殖業	ほたてがい・まがき養殖	
	【特定技能2号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験(養殖業) 日本語能力試験(N3以上)

飲食料品製造業分野	【特定技能1号】 飲食料品製造全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）	飲食料品製造業特定技能1号 技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	缶詰巻締	缶詰巻締	
				食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
				加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
					加熟乾製品製造	
					調味加工品製造	
					くん製品製造	
				非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
					乾製品製造	
					発酵食品製造	
					調理加工品製造	
					生食用加工品製造	
				水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
				牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
				ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	

<table>
<tr><td rowspan="4">飲食料品製造業分野</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>パン製造</td><td>パン製造</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>そう菜製造業</td><td>そう菜加工</td></tr>
<tr><td>農産物漬物製造業</td><td>農産物漬物製造</td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
飲食料品製造全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外食分野</td><td>【特定技能1号】
外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）</td><td>外食業特定技能1号技能測定試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>医療・福祉施設給食製造</td><td>医療・福祉施設給食製造</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>外食業特定技能2号技能測定試験
日本語能力試験（N3以上）</td></tr>
</table>

「特定技能」に係る立証資料

項番	提出書類	様式番号	特記事項	特定技能１号			特定技能２号		
				在留資格認定	在留資格変更	在留期間更新	在留資格認定	在留資格変更	在留期間更新
1	・在留資格認定証明書交付申請書 ・在留資格変更許可申請書 ・在留期間更新許可申請書 ＊いずれかを使用すること。	（省令様式） 別記第６号の３様式 別記第３０号様式 別記第３０号の２様式	・申請人の写真（縦４cm×横３cm）の裏面に申請人の氏名を記載して申請書の写真欄に貼付 ・申請前６か月以内に正面から撮影された無帽，無背景で鮮明なもの。	○	○	○	○	○	○
2	特定技能外国人の報酬に関する説明書	参考様式 第１－４号		○	○	△ （注１）	○	○	△ （注１）
3	特定技能雇用契約書の写し	参考様式 第１－５号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○	△ （注１）	○	○	△ （注１）
4	雇用条件書の写し	参考様式 第１－６号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○	△ （注１）	○	○	△ （注１）
5	事前ガイダンスの確認書	参考様式 第１－７号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○				
6	支払費用の同意書及び費用明細書	参考様式 第１－８号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○		○	○	
7	徴収費用の説明書	参考様式 第１－９号		○	○		○	○	
8	特定技能外国人の履歴書	参考様式 第１－１号		○	○		○	○	
9	分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料	－	・申請人が技能実習２号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要（特定技能１号のみ）	○	○		○	○	
10	分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料	－	・申請人が技能実習２号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要（特定技能１号のみ）	○	○		○	○	
11	分野別運用方針に定める日本語試験の合格証明書写し又は合格したことを証明する資料	－	・申請人が技能実習２号を良好に修了した者として日本語試験の免除を受ける場合には提出は不要	○	○				
12	技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを証明する資料	－	・申請人が技能実習２号を良好に修了した者であることを証明する場合で，かつ，技能検定３級等の実技試験に合格している場合に提出が必要	○	○				
13	技能実習生に関する評価調書	参考様式 第１－２号	・申請人が技能実習２号を良好に修了した者であることを証明する場合で，かつ，技能検定３級等の実技試験に合格していない場合に提出が必要	○	○				
14	健康診断個人票	参考様式 第１－3号	・日本に在留中の場合は日本国内で受診したものの提出が必要 ・別の様式での提出でも差し支えないが参考様式にある受診項目が記載されたものに限る。	○	○		○	○	
15	通算在留期間に係る誓約書	参考様式 第１－２４号	・「特定技能１号」の通算在留機関が４年を超えた後の申請において提出が必要	○	○	○			
16	技能移転に係る申告書	参考様式 第１－１０号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要				○	○	
17	直近１年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書	－	・納税証明書は全ての納期が経過している年度のものの提出が必要 ・申請人のものが必要		△ （注１）	△ （注１）		△ （注１）	△ （注１）

18	給与所得の源泉徴収票	－	・項番１７番の住民税の課税証明書と同一年分のものの提出が必要 ・申請人のものが必要		△ (注1)	△ (注1)		△ (注1)	△ (注1)
19	税目を源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税とする納税証明書 *税務署発行の納税証明書（その３）		・確定申告をした場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		△ (注1)	△ (注1)		△ (注1)	△ (注1)
20	・納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 ＊項番１９の税目のうち，未納がある税目について，税務署発行の未納額のみの納税証明書（その１）	－	・申請人が項番１９の税目について換価の猶予，納税の猶予又は納付受託を受けている場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		△ (注1)	△ (注1)		△ (注1)	△ (注1)
21	（地方税） 納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し	－	・地方税について，申請人が納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		△ (注1)	△ (注1)		△ (注1)	△ (注1)
22	国民健康保険被保険者証の写し	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		△ (注1)	△ (注1)		△ (注1)	△ (注1)
23	国民健康保険料（税）納付証明書	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		△ (注1)	△ (注1)		△ (注1)	△ (注1)
24	・納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し ＊いずれかを提出	－	・申請人が国民健康保険料（税）の納付について納付や換価の猶予を受けている場合であって，国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		△ (注1)	△ (注1)		△ (注1)	△ (注1)
25	被保険者記録照会回答票	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		△ (注1)	△ (注1)		△ (注1)	△ (注1)
26	・国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの２４か月分全て） ・被保険者記録照会（納付Ⅱ） ＊いずれかを提出 ＊国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）を提出する場合は，被保険者記録照会回答票の提出が不要 ＊国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから，反映前に提出する場合は，被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え，該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		△ (注1)	△ (注1)		△ (注1)	△ (注1)
27	特定技能所属機関概要書	参考様式 第１－１１号		△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
28	登記事項証明書	－	・特定技能所属機関が法人である場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
29	住民票の写し	－	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要 ・マイナンバーの記載がないもの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては，住民票の写しに代えて，誓約書（特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者でない旨について特定技能所属機関が確認し，誓約したもの。）の提出でも可） ・特定技能所属機関（法人）の役員のものが必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)

30	特定技能所属機関の役員に関する誓約書	参考様式 第１－２３号	・住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合に提出が必要	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)
31	住民票の写し	－	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要 ・マイナンバーの記載がないもの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)
32	決算文書の写し（損益計算表及び貸借対照表又は収支計算書）（直近２年分）	－	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)
33	中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面	－	・直近期末において債務超過がある場合に提出が必要	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)
34	法人税の確定申告書の控えの写し（直近２年分）	－	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)
35	税目を申告所得税の納税証明書（その２）（直近２年分）	－	・特定技能所属機関が個人事業主の場合に提出が必要	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)	△ (注３)
36	労働者派遣事業許可証の写し	－	・労働者派遣による場合に提出が必要	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)
37	派遣計画書	参考様式 第１－１２号	・労働者派遣による場合に提出が必要	○	○	△ (注１)	○	○	△ (注１)
38	労働者派遣契約書	－	・労働者派遣による場合に提出が必要	○	○	△ (注１)	○	○	△ (注１)
39	就業条件明示書の写し	参考様式 第１－１３号	・労働者派遣による場合に提出が必要	○	○	△ (注１)	○	○	△ (注１)
40	派遣先の概要書（農業分野）	参考様式 第１－１４号	・労働者派遣による場合（農業分野の場合）に提出が必要 ・労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料として，項番４２から６１の書類の提出が必要（提出頻度は各書類の項番の記載に従うこと）	○	○	△ (注１)	○	○	△ (注１)
41	派遣先の概要書（漁業分野）	参考様式 第１－１５号	・労働者派遣による場合（漁業分野の場合）に提出が必要 ・労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料として，項番４２から６１の書類の提出が必要（提出頻度は各書類の項番の記載に従うこと）	○	○	△ (注１)	○	○	△ (注１)
42	・労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	－	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要	△ (注６)	△ (注６)	△ (注６)	△ (注６)	△ (注６)	△ (注６)
43	・領収証書の写し（直近１年分） ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（領収証書に対応する分） ＊労働保険事務組合に事務委託している事業場は，事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近１年分）及び「労働保険料等納入通知書」の写し（領収書に対応する分）	－	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)	△ (注２)
44	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控）の写し	－	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要 ・申請人のものの提出が必要			○ (注４)			○ (注４)
45	雇用の経緯に係る説明書	参考様式 第１－１６号		○	○		○	○	

46	職業紹介事業所に関する「人材サービス総合サイト」（厚生労働省職業安定局ホームページ）の画面を印刷したもの	－	・雇用契約の成立をあっせんする者がある場合に提出が必要	○	○		○	○	
47	・社会保険料納入状況照会回答票 ・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの２４か月分全て） ＊いずれかを提出 ＊健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから，反映前に提出する場合は，社会保険料納入状況照会回答票に加え，該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合に提出が必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
48	・納付の猶予許可通知書の写し ・換価の猶予許可通知書の写し ＊いずれかを提出	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合で，社会保険料の納付について納付や換価の猶予を受けている場合に提出が必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
49	国民健康保険証の写し	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
50	国民健康保険料（税）納付証明書	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
51	・納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し ＊いずれかを提出	－	・特定技能所属機関が国民健康保険料（税）の納付について納付や換価の猶予を受けている場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
52	被保険者記録照会回答票	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
53	・国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの２４か月分全て） ・被保険者記録照会（納付Ⅱ） ＊いずれかを提出 ＊国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの２４か月分全て）を提出する場合は，被保険者記録照会回答票の提出が不要 ＊国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから，反映前に提出する場合は，被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え，該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。	－	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
54	税目を源泉所得税及び復興特別所得税，法人税，消費税及び地方消費税とする納税証明書 ＊税務署発行の納税証明書（その３）	－	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
55	・納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 ＊項番５４の税目のうち，未納がある税目について，税務署発行の未納額のみの納税証明書（その１）	－	・特定技能所属機関が法人である場合で，項番５４の税目について換価の猶予，納税の猶予又は納付受託を受けているときに提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
56	（地方税） 税目を法人住民税とする納税証明書 ＊市町村発行の納税証明書	－	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
57	（地方税） 納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し	－	特定技能所属機関が法人である場合で，地方税について納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)

58	税目を源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税とする納税証明書 ＊税務署発行の納税証明書（その３）	－	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）
59	・納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 ＊項番５８の税目のうち，未納がある税目について，税務署発行の未納額のみの納税証明書（その１）	－	・特定技能所属機関が個人事業主である場合で，項番５８の税目について，換価の猶予，納税の猶予又は納付受託を受けているときに提出が必要	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）
60	（地方税） 税目を個人住民税とする納税証明書 ＊市町村発行の納税証明書	－	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）
61	（地方税） 納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し	－	・特定技能所属機関が個人事業主である場合で，地方税について納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときに提出が必要	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）	△ （注２）
62	１号特定技能外国人支援計画書	参考様式 第１－１７号		○	○				
63	支援委託契約書の写し	参考様式 第１－１８号	・１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合のみ提出が必要	○	○				
64	支援責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第１－１９号	・登録支援機関に委託せずに１号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ （注２）	△ （注２）				
65	支援責任者の履歴書	参考様式 第１－２０号	・登録支援機関に委託せずに１号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ （注２）	△ （注２）				
66	支援担当者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第１－２１号	・登録支援機関に委託せずに１号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ （注２）	△ （注２）				
67	支援担当者の履歴書	参考様式 第１－２２号	・登録支援機関に委託せずに１号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ （注２）	△ （注２）				
68	特定技能所属機関の四季報又は主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書の写し	－	・その他の実績を証明する場合のみ	○	○				
69	特定技能所属機関の直近年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し	－	・その他の実績を証明する場合のみ	△ （注３）	△ （注３）				
70	特定技能外国人受入れに関する運用要領（別冊（分野別））に記載された確認対象の書類（誓約書等）	－		○	○	○	○	○	○

＊　原本の提出が求められるものについては，発行（作成）後３か月以内のものに限る。

（注１）申請人に係る過去１年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

（注２）受け入れている任意の外国人に係る過去１年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

（注３）受け入れている任意の外国人に係る在留諸申請において同一年度のものを提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

（注４）申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後，最初の在留期間更新許可申請時のみ提出が必要なもの。

（注５）受け入れている任意の外国人に係る過去１年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請）において提出済みの場合に省略できるもの。

（注６）初めて受け入れる場合の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請）のみに提出が必要なもの。

【在留資格決定の場合】　　－文化活動－

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 （申請人）	①　大学 ②　大学に準ずる機関 ③　高等専門学校 ④　日本又は外国の国・地方公共団体 ⑤　独立行政法人 ⑥　特殊法人・認可法人 ⑦　日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑧　法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑨　前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1，500万円以上ある団体・個人	
第1 （該当範囲）	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　活動内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 ア　申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書 イ 申請人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料（パンフレット等） ③　次のいずれかで、学術上又は芸術上の業績を明らかにする文書 ア　関係団体からの推薦状 イ　過去の活動に関する報道 ウ　入賞、入選等の実績 エ　過去の論文、作品等の目録 オ　上記アからエまでに準ずる文書 ④　在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 ア　申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料 （ア）　給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書 （イ）　申請人名義の銀行等における預金残高証明書 （ウ）　上記（ア）又は（イ）に準ずる文書 イ　申請人以外の者が申請人の経費を支弁する場合は、経費支弁者に係る次のいずれかの資料 （ア）　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの） （イ）　経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書 （ウ）　上記（ア）又は（イ）に準ずる文書 ⑤　専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合は、上記②から④までに掲げるもののほか、当該専門家の経歴及び業績を明らかにする次のいずれかの資料 ア　免許等の写し イ　論文、作品集等 ウ　履歴書	

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 （申請人）	①　大学 ②　大学に準ずる機関 ③　高等専門学校 ④　日本又は外国の国・地方公共団体 ⑤　独立行政法人 ⑥　特殊法人・認可法人 ⑦　日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑧　法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑨　前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1，500万円以上ある団体・個人	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料	
	上記に該当することを示す資料	
第1 （該当範囲）	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ①　申請書 ②　活動内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資 ア　申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書 イ　申請人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料（パンフレット等） ③　在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 ア　申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料 （ア）　給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書 （イ）　申請人名義の銀行等における預金残高証明書 （ウ）　上記（ア）又は（イ）に準ずる文 イ　申請人以外の者が申請人の経費を支弁する場合は、経費支弁者に係る次のいずれかの資料 （ア）　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの） （イ）　経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書 （ウ）　上記（ア）又は（イ）に準ずる文書

○ 在留資格「留学」に関する立証資料

1 在留資格認定証明書交付申請

	立証資料	備考	大学等		専修学校 各種学校				日本語教育機関				小学校 中学校 高等学校
			適正校 (クラスⅠ・Ⅱ)	慎重審査対象校	適正校 (クラスⅠ)	適正校 (クラスⅡ) 別表掲載国	適正校 (クラスⅡ) 同左以外	慎重審査対象校	適正校 (クラスⅠ)	適正校 (クラスⅡ) 別表掲載国	適正校 (クラスⅡ) 同左以外	慎重審査対象校	
1	申請書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	提出書類一覧表・同別紙		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	旅券の身分事項ページ(写し)及び過記載に記載がある旅券については追記欄ページ(写し)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	最終学校の卒業証明書	△:所属機関が大学・専修学校専門課程(専ら日本語教育を受ける者を除く。)以外の場合、高等学校に入学する場合	－	－	－	－	－	△	－	－	－	○	△
5	日本語能力に係る資料	外国の大学、短期大学又は大学院を卒業し、その卒業証書等を提出する場合は不要(専修学校、各種学校を除く。)	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－
6	研究内容を証する文書	△:大学等において専ら聴講によらない研究生として受け入れられる場合	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	履修届の写し又は聴講科目及び聴講時間を証する文書	△:大学等において、聴講生、科目等履修生、専ら聴講による研究生として受け入れられる場合で、申請時に決定している場合	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	大学の管理体制を説明した文書	△:大学の夜間において授業を行う大学院の研究科において、専ら夜間通学して教育を受ける場合	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	経費支弁書		－	○	－	－	○	○	－	－	○	○	○
10	経費支弁者と申請人の関係を立証する資料		－	○	－	－	－	○	－	－	○	○	○
11	預金残高証明書(原本)	△:高等学校に入学し、学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定していない場合	－	○	－	－	○	○	－	－	○	○	△
12	過去1年間の資金形成経緯を明らかにする資料	△:高等学校に入学し、学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定していない場合	－	○	－	－	－	○	－	－	○	○	△
13	経費支弁者の職業を立証する資料	△:高等学校に入学し、学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定していない場合	－	○	－	－	－	○	－	－	－	○	△
14	過去1年間の経費支弁者の収入を証明する資料	△:高等学校に入学し、学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定していない場合	－	○	－	－	－	○	－	－	－	○	△
15	奨学金の給付に関する証明書	△:奨学金の給付を受ける場合(詳細は奨学金の給付に関する証明書一覧のとおり)	－	△	－	－	△	△	－	－	△	△	－
16	戸籍又はこれに代わる証明書		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○
17	日本語学習歴を証明する資料(本国政府等から証明を受けた施設で学習したもの。オンライン学習が含まれている場合は時間数を明記したもの。)	△:高等学校に入学し、かつ、教育機関において1年以上の日本語学習歴を有している場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
18	学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に関する資料	△:学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定している場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
19	監護するに至った経緯、監護計画を説明する資料	△:中学校又は小学校に入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
20	監護人と申請人の関係を立証する資料	△:中学校又は小学校に入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
21	宿泊施設の概要を明らかにする資料	△:中学校又は小学校に入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
22	生活指導担当者の在職証明書	△:中学校又は小学校に入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
23	特待生受入れに関する資料(待遇や選抜方法について)	△:高等学校に特待生として入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
24	親権者の同意書(申請人が留学をすることについて親権者が了解したことを証明する任意の様式)	△:本国法において申請人が未成年である場合。ただし、学生交換計画を策定している場合は不要。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
25	申請人の身の回りの世話や生活上の相談及び教育等を行う旨について教育機関が確認したことを証する資料	△:18歳未満の申請人が単身で生活する場合(小中学生を除く。入寮等する場合を除く。)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
26	認定不交付処分又は在留不許可処分について処分理由を払拭する説明及び資料	△:在留資格認定証明書交付申請の不交付処分、在留資格変更許可申請又は在留資格変更許可申請の不許可処分を受けたことがある場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

2 在留資格変更許可申請

	立証資料	備考	大学等		専修学校 各種学校				日本語教育機関				小学校 中学校 高等学校
			適正校 (クラスⅠ・Ⅱ)	慎重審査対象校	適正校 (クラスⅠ)	適正校 (クラスⅡ) 別表掲載国	適正校 (クラスⅡ) 同左以外	慎重審査対象校	適正校 (クラスⅠ)	適正校 (クラスⅡ) 別表掲載国	適正校 (クラスⅡ) 同左以外	慎重審査対象校	
1	申請書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	提出書類一覧表・同別紙		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	最終学校の卒業証明書	△:所属機関が大学・専修学校専門課程(専ら日本語教育を受ける者を除く。)以外の場合、高等学校に入学する場合	－	－	－	－	－	△	－	－	－	○	△
4	申請時の在留資格に該当する活動に関する資料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
5	日本語能力に係る資料	外国の大学、短期大学又は大学院を卒業し、その卒業証書等を提出する場合は不要(専修学校、各種学校を除く。)	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－
6	研究内容を証する文書	△:大学等において専ら聴講によらない研究生として受け入れられる場合	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	履修届の写し又は聴講科目及び聴講時間を証する文書	△:大学等において、職員生、科目等履修生、専ら聴講による研究生として受け入れられる場合で、申請時に決定している場合	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	大学の管理体制を説明した文書	△:大学の夜間において授業を行う大学院の研究科において、専ら夜間通学して教育を受ける場合	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	経費支弁書		－	○	－	－	○	○	－	－	○	○	○
10	経費支弁者と申請人の関係を立証する資料		－	○	－	－	－	○	－	－	○	○	○
11	預金残高証明書(原本)	△:高等学校に入学し、学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定していない場合	－	○	－	－	○	○	－	－	○	○	△
12	過去1年間の資金形成経緯を明らかにする資料	△:高等学校に入学し、学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定していない場合	－	○	－	－	－	○	－	－	○	○	△
13	経費支弁者の職業を立証する資料	△:高等学校に入学し、学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定していない場合	－	○	－	－	－	○	－	－	－	○	△
14	過去1年間の経費支弁者の収入を証明する資料	△:高等学校に入学し、学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定していない場合	－	○	－	－	－	○	－	－	－	○	△
15	奨学金の給付に関する証明書	△:奨学金の給付を受ける場合(詳細は奨学金の給付に関する証明書一覧のとおり)	－	△	－	－	△	△	－	－	△	△	－
16	戸籍又はこれに代わる証明書		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○
17	日本語学習歴を証明する資料(本国政府等から認可を受けた施設で学習したもの。オンライン学習が含まれている場合は時間数を明記したもの。)	△:高等学校に入学し、かつ、教育機関において1年以上の日本語学習歴を有している場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
18	学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に関する資料	△:学生交換計画又はこれに準ずる国際交流計画を策定している場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
19	監護するに至った経緯、監護計画を説明する資料	△:中学校又は小学校に入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
20	監護人と申請人の関係を立証する資料	△:中学校又は小学校に入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
21	宿泊施設の概要を明らかにする資料	△:中学校又は小学校に入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
22	生活指導担当者の在職証明書	△:中学校又は小学校に入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
23	特待生受入れに関する資料(特遇や選抜方法について)	△:高等学校に特待生として入学する場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
24	親権者の同意書(申請人が留学をすることについて親権者が同意したことを疎明する任意の様式)	△:本国法において申請人が未成年である場合。ただし、学生交換計画を策定している場合は不要。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
25	申請人の身の回りの世話や生活上の指導及び勉強等を行う体制について教育機関が確認したことを証する資料	△:16歳未満の申請人が単身で生活する場合(小中学生を除く。入寮等する場合を除く。)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
26	認定不交付処分又は在留不許可処分について処分理由を説明する説明及び資料	△:在留資格認定証明書交付申請の不交付処分、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請の不許可処分を受けたことがある場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

3 在留期間更新許可申請

	立証資料	備考	大学等			専修学校 各種学校					日本語教育機関					小学校 中学校 高等学校
			適正校 (クラスⅠ・Ⅱ)	慎重審査対象校		適正校 (クラスⅠ)	適正校 (クラスⅡ)		慎重審査対象校		適正校 (クラスⅠ)	適正校 (クラスⅡ)		慎重審査対象校		
				別表 掲載国	同左 以外		別表 掲載国	同左 以外	別表 掲載国	同左 以外		別表 掲載国	同左 以外	別表 掲載国	同左 以外	
1	申請書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	提出書類一覧表・同別紙	同じ専門学校等で更新する場合、専門学校から他の専門学校に入学する場合は立証不要（最新校で初めて日本語教育を受けていた場合を除く。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	在学証明書（入学前、進学予定の場合は入学許可書）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	出席証明書（発行可能な場合）、成績証明書及び単位修得証明書（直近の在留審査申請時以降に在籍した全ての教育機関に係る証明書）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	研究内容を証する文書	△：大学等において、専ら経験によらない研究生として受け入れられる場合	△	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	履修届の写し又は履修科目及び履修時間を証する文書	△：大学等において、聴講生、科目等履修生、専ら経験による研究生として受け入れられる場合で、申請時に共在している場合	△	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	大学の管理体制を説明した文書	△：大学の夜間において授業を行う大学院の研究科において、専ら夜間通学して教育を受ける場合	△	△	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	日本語能力に係る資料	同じ専門学校等で更新する場合、専門学校から他の専門学校に入学する場合は不要（最新校で初めて日本語教育を受けていた場合を除く。）	－	－	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
9	滞在費支弁に関する申告書	△：直近の在留期間更新許可申請時に資格外活動許可に係る指導を受けた場合	△	△	○	△	△	○	△	○	△	△	○	△	○	－
10	申請人の身の回りの世話や生活上の援助及び勉学等を行う状況について教育機関が確認したことを証する資料	△：18歳未満の申請人が単身で生活する場合（やむを得ない事情があると入管等する場合を除く。）であって、直近の在留期間申請時から変更がない場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
11	直近の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（本人支弁、かつ、アルバイトを1年以上行っている場合）	△：直近の在留期間更新許可申請時に資格外活動許可に係る指導を受けた場合、かつ、本邦での資格外活動により得た収入等を滞在費支弁に充てている場合 ☆：本邦での資格外活動により得た収入等を滞在費支弁に充てている場合	△	△	☆	△	△	☆	△	☆	△	△	☆	△	☆	－
12	給与明細書の写し（本人支弁、かつ、アルバイトを行った期間が1年未満である場合）	△：直近の在留期間更新許可申請時に資格外活動許可に係る指導を受けた場合、かつ、本邦での資格外活動により得た収入等を滞在費支弁に充てている場合 ☆：本邦での資格外活動により得た収入等を滞在費支弁に充てている場合	△	△	☆	△	△	☆	△	☆	△	△	☆	△	☆	－
13	本国での収入又は資産の額を証明する資料（本人支弁の場合）	△：直近の在留期間更新許可申請時に資格外活動許可に係る指導を受けた場合	△	△	○	△	△	△	△	○	△	△	○	△	○	－
14	送金証明書（他人支弁の場合）	△：直近の在留期間更新許可申請時に資格外活動許可に係る指導を受けた場合	△	△	○	△	△	△	△	○	△	△	○	△	○	－
15	携行者の身分を証する資料（他人支弁の場合）	△：直近の在留期間更新許可申請時に資格外活動許可に係る指導を受けた場合	△	△	○	△	△	△	△	○	△	△	○	△	○	－
16	経費支弁者との関係を明らかにする資料（他人支弁の場合）	△：直近の在留申請時から変更が生じている場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	－
17	経費支弁者の収入を証明する資料（他人支弁の場合）	△：本邦に滞在する者が経費支弁者となる場合、かつ、直近の在留期間更新許可申請時に資格外活動許可に係る指導を受けた場合 ☆：本邦に滞在する者が経費支弁者となる場合	△	△	☆	△	△	☆	△	☆	△	△	☆	△	☆	－
18	奨学金の給付に関する証明書	△：直近の在留審査申請時以降新たに奨学金の給付を受ける場合（国費留学制度によるものを除く。国費は奨学金の給付に関する証明書一覧のとおり。）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	－
19	経費支弁書	△：直近の在留審査申請時から変更が生じている場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
20	経費支弁者と申請人の関係を立証する資料	△：直近の在留審査申請時から変更が生じている場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
21	預金残高証明書（原本）	△：直近の在留審査申請時から変更が生じている場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
22	経費支弁者の職業を立証する資料	△：直近の在留審査申請時から変更が生じている場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
23	過去1年間の経費支弁者の収入を証明する資料	△：直近の在留審査申請時から変更が生じている場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
24	監護するに至った経緯、監護計画を説明する資料	△：直近の在留審査申請時から変更が生じている場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
25	監護人と申請人の関係を立証する資料	△：直近の在留審査申請時から変更が生じている場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
26	寄宿舎設の概要を明らかにする資料	△：直近の在留審査申請時から変更が生じている場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△
27	生活指導担当者の在職証明書	△：直近の在留審査申請時から変更が生じている場合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△

第1 在留資格「永住者」に関する立証資料

1 基本資料

		立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者又は補完的保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント80点以上・特別高度人材	高度人材ポイント70点以上
1		申請書		●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	①	配偶者(日本人)の戸籍謄本(戸籍謄本に婚姻事実の記載がない場合は、戸籍謄本に加え婚姻届出受理証明書)		●								
	②	申請人の国籍国の機関から発行された婚姻証明書		●								
3	①	申請人の親の戸籍謄本又は除籍謄本			●							
	②	出生届受理証明書又は認知届受理証明書	申請人が本邦において出生した場合		●							
	③	出生国の機関から発行された出生証明書又は認知に関する証明書	申請人が本邦外において出生した場合		●							
	④	特別養子縁組届出受理証明書又は日本の家庭裁判所発行の養子縁組に係る審判書謄本及び確定証明書	申請人が特別養子である場合		●							
4		配偶者(永住者等)及び申請人の国籍国から発行された婚姻証明書(本邦で婚姻手続を行った場合は婚姻届受理証明書)				●						
5	①	本邦における出生届受理証明書又は国籍国が発行する親子関係を証明する文書					●					
	②	国籍を証明する文書	取得永住許可申請の場合				●					
	③	その他在留資格の取得を必要とする事由を証明する文書					●					
6		身分関係を証明する前記2ないし5に準ずる文書								●	●	●
7		世帯全員の記載のある住民票		●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	①	身元保証書(永住許可申請用)		●	●	●	●	●		●	●	●
	②	身元保証人の身分事項を明らかにする書類		●	●	●	●	●		●	●	●

		立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者又は補完的保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント80点以上・特別高度人材	高度人材ポイント70点以上
9	①	申請人の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	②	申請人の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）	申請人の収入により生活する場合		●		●				●	
	③	申請人の住民税の納税証明書（3年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）		●		●						●
	④	申請人の住民税の納税証明書（5年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）						●		●		
10	①	申請人を扶養する者の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	②	申請人を扶養する者の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）	申請人を扶養する者の収入により生活する場合		●		●					
	③	申請人を扶養する者の住民税の納税証明書（3年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）		●		●						
	④	申請人を扶養する者の住民税の納税証明書（5年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）						●		●		
11	①	申請人の源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税の5税目に係る納税証明書（その3）	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	②	申請人を扶養する者の源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税の5税目に係る納税証明書（その3）	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●		

		立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者又は補完的保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント80点以上・特別高度人材	高度人材ポイント70点以上
12	①	申請人のねんきん定期便又はねんきんネットの「各月の年金記録」印刷画面 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	②	申請人の1年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人が国民年金に加入している期間がある場合		●		●				●	
	③	申請人の2年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		●		●		●		●		●
13	①	申請人を扶養する者のねんきん定期便又はねんきんネットの「各月の年金記録」印刷画面 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●		
	②	申請人を扶養する者の1年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人を扶養する者が国民年金に加入している期間がある場合		●		●					
	③	申請人を扶養する者の2年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		●		●		●		●		
14	①	申請人の健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	②	申請人の1年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人が国民健康保険に加入している期間がある場合		●		●				●	
	③	申請人の2年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。		●		●		●		●		●

		立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者又は補完的保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント80点以上・特別高度人材	高度人材ポイント70点以上
15	①	申請人を扶養する者の健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●		
	②	申請人を扶養する者の1年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人を扶養する者が国民健康保険に加入している期間がある場合		●		●					
	③	申請人を扶養する者の2年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。		●		●		●		●		
16	①	申請人を事業主とする社会保険適用事業所の健康保険・厚生年金保険料領収証書(写し)又は社会保険保険料納入確認(申請)書	申請人が社会保険適用事業所の事業主である場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	②	申請人を扶養する者を事業主とする社会保険適用事業所の健康保険・厚生年金保険料領収証書(写し)又は社会保険保険料納入確認(申請)書	申請人を扶養する者が社会保険適用事業所の事業主である場合	●	●	●	●	●		●		
17		了解書		●	●	●	●	●	●	●	●	●
18		親族一覧表		●		●						
19	①	表彰状、感謝状、叙勲書等の写し	外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献がある場合							▲	▲	▲
	②	所属会社、大学、団体等の代表者等が作成した推薦状								▲	▲	▲
	③	その他各分野において貢献があることに関する資料								▲	▲	▲

2 必要に応じて提出を求める資料

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者又は補完的保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント80点以上・特別高度人材	高度人材ポイント70点以上
19	理由書	永住許可申請の理由が明らかでない場合	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
20	国籍国が発行する無犯罪証明書等	国籍国における前科がある可能性がある場合	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲
21	健康診断書	感染症予防法第6条で規定する「一類感染症」、「二類感染症」、「指定感染症」、「新感染症」の罹患者又は麻薬、大麻、あへん及び覚せい剤等の慢性中毒者である疑いが判明した場合には提出を求める。ただし、16歳未満及び70歳以上の者については提出を求めない。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
22	その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

第2 在留資格「日本人の配偶者等」に関する立証資料

1 基本資料

		立証資料	備考	日本人の配偶者		日本人の実子 及び 特別養子	
				上陸時 (短期滞在からの資格変更を含む)	取得 期間更新 又は 資格変更	上陸時 (短期滞在からの資格変更を含む)	取得 期間更新 又は 資格変更
1		申請書		●	●	●	●
2	①	配偶者(日本人)の戸籍謄本(戸籍謄本に婚姻事実の記載がない場合は、戸籍謄本に加え婚姻届出受理証明書)		●	●		
	②	申請人の国籍国の機関から発行された婚姻証明書		●	●		
3	①	申請人の親の戸籍謄本又は除籍謄本				●	●
	②	出生届受理証明書又は認知届受理証明書	申請人が本邦において出生した場合			●	●
	③	出生国の機関から発行された出生証明書又は認知に関する証明書	申請人が本邦外において出生した場合			●	●
	④	特別養子縁組届出受理証明書又は日本の家庭裁判所発行の養子縁組に係る審判書謄本及び確定証明書	申請人が特別養子である場合			●	●
4	①	申請人の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人が本邦において稼働している場合		●		●
	②	配偶者(日本人)の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	配偶者(日本人)が本邦において稼働している場合	●	●		
	③	主たる生計維持者の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	4①又は②において提出されている場合は不要	●	●	●	●
5	①	配偶者(日本人)の身元保証書		●	●		
	②	日本に居住する日本人(申請人の親又は養親)等の身元保証書				●	●
6		世帯全員の記載のある住民票		●	●	●	●
7		質問書		●	●		
8		スナップ写真(2葉から3葉)		●	●		

2 必要に応じて提出を求める資料

		立証資料	備考	日本人の配偶者		日本人の実子及び特別養子	
				上陸時（短期滞在からの資格変更を含む）	期間更新又は資格変更	上陸時（短期滞在からの資格変更を含む）	期間更新又は資格変更
9	①	配偶者（日本人）又は扶養者の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）	配偶者（日本人）又は扶養者の収入により生活する場合	▲	▲	▲	▲
	②	配偶者（日本人）又は扶養者の勤務先の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲	▲
	③	配偶者（日本人）又は扶養者の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書（所得金額の証明があるものに限る。）		▲	▲	▲	▲
10	①	配偶者（日本人）又は扶養者の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	配偶者（日本人）又扶養者の資産により生活する場合	▲	▲	▲	▲
	②	配偶者（日本人）又は扶養者が年金を受給している場合は、年金受給額を証明する文書 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		▲	▲	▲	▲
11	①	申請人の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）	申請人の収入により生活する場合		▲		▲
	②	申請人の勤務先の概要を明らかにする資料			▲		▲
	③	申請人の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書（所得金額の証明があるものに限る。）			▲		▲
12	①	申請人の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	申請人の資産により生活する場合	▲	▲	▲	▲
	②	資産を保有する者の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲	▲
	③	資産を保有するに至った経緯を明らかにする資料		▲	▲	▲	▲
13		収入額と支払予定者を明らかにする資料	申請人が収入を得る予定の場合	▲	▲	▲	▲
14		在学証明書	申請人の子又は申請人自身が小学校又は中学校に通学する場合において、申請書の記載内容に疑義がある場合又は確認を要する場合		▲		▲
15		その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲	▲

第3 在留資格「永住者の配偶者等」に関する立証資料

1 基本資料

		立証資料	備考	永住者の配偶者		永住者の実子
				上陸時（短期滞在からの資格変更を含む）	取得 期間更新 又は 資格変更	
1		申請書		●	●	●
2		配偶者（永住者）及び申請人の国籍国から発行された婚姻証明書（本邦で婚姻手続を行った場合は婚姻届受理証明書）		●	●	
3	①	本邦における出生届受理証明書又は国籍国が発行する親子関係を証明する文書				●
	②	国籍を証明する文書	取得申請の場合			●
	③	その他在留資格の取得を必要とする事由を証明する文書				●
4	①	申請人の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）	申請人が本邦において稼働している場合		●	●
	②	配偶者又は親（永住者）の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）	配偶者又は親（永住者）が本邦において稼働している場合	●	●	●
	③	主たる生計維持者の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）	4①又は②において提出されている場合は不要である。	●	●	●
5		配偶者又は親（永住者）の身元保証書		●	●	●
6		世帯全員の記載のある住民票		●	●	●
7		質問書		●	●	
8		スナップ写真（2葉から3葉）		●	●	

2 必要に応じて提出を求める資料

		立証資料	備考	永住者の配偶者		永住者の実子
				上陸時（短期滞在からの資格変更を含む）	取得 期間更新 又は 資格変更	
9	①	配偶者（永住者）又は扶養者の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）	配偶者（永住者）又は扶養者の収入により生活する場合	▲	▲	▲
	②	配偶者（永住者）又は扶養者の勤務先の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲
	③	配偶者（永住者）又は扶養者の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書（所得金額の証明があるものに限る。）		▲	▲	▲
10	①	配偶者（永住者）又は扶養者の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	配偶者（永住者）又扶養者の資産により生活する場合	▲	▲	▲
	②	配偶者（永住者）又は扶養者が年金を受給している場合は、年金受給額を証明する文書 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		▲	▲	▲
11	①	申請人の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）	申請人の収入により生活する場合		▲	▲
	②	申請人の勤務先の概要を明らかにする資料			▲	▲
	③	申請人の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書（所得金額の証明があるものに限る。）			▲	▲
12	①	申請人の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	申請人の資産により生活する場合	▲	▲	▲
	②	資産を保有する者の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲
	③	資産を保有するに至った経緯を明らかにする資料		▲	▲	▲
13		収入額と支払予定者を明らかにする資料	申請人が収入を得る予定の場合	▲	▲	▲
14		在学証明書	申請人の子又は申請人自身が小学校又は中学校に通学する場合において、申請書の記載内容に疑義がある場合又は確認を要する場合	▲	▲	▲
15		その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲

第4 在留資格「定住者」に関する立証資料

1 基本資料

※「上陸」とは「上陸時（短期滞在からの資格変更を含む）」をいう。

		立証資料	備考	告示1号		告示3号（日系2世）		告示3号（日系3世）		告示4号（日系3世）		告示5号		告示6号（日本人が扶養する場合）		告示6号（日本人以外の者が扶養する場合）		告示7号（日本人が扶養する場合）		告示7号（日本人以外の者扶が養する場合）		告示8号		難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者	離婚定住		死別定住		日本人実子を監護・養育する者		日本人等との婚姻が事実上は破綻し、引き続きを留を希望する者	特別養子の縁組により「日本人の配偶者等」の資格該当性がなくなった者	難民不認定処分又は補完的保護対象者不認定処分後、特別な事情を考慮して「特定活動」を付与された者から「定住者」への変更申請があった場合
				上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他		変更	更新	変更	更新	変更	更新			
1		申請書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	①	両親（日本人）の戸籍謄本又は除籍謄本	日系2世の場合			●	●																										
	②	祖父母（日本人）の戸籍謄本又は除籍謄本	日系3世の場合					●	●	●	●																						
	③	申請人を扶養する日本人の戸籍謄本	告示第6号イ又は7号に該当し、かつ、日本人が扶養する場合											●	●			●	●														
	④	申請人が扶養する日本人実子の戸籍謄本																										●	●				
	⑤	申請人の配偶者（又は前配偶者）の戸籍謄本																							●	▲	●	▲			●		
	⑥	申請人の除籍謄本																														●	
3	①	婚姻届出受理証明書（申請人のもの）	日本の役所に届出をしている場合のみ									●	●																				
	②	婚姻届出受理証明書（両親のもの）	日系2世の場合。日本の役所に届出をしている場合のみ。			●	●																										
	③	婚姻届出受理証明書（祖父母及び両親のもの）	日系3世の場合。日本の役所に届出をしている場合のみ。					●	●	●	●																						
	④	養子縁組届出受理証明書	• 告示第7号に該当し、かつ、日本人が扶養する場合で、当該日本人の戸籍謄本に養子縁組事実の記載がない場合 • 告示第7号に該当し、かつ、日本人以外の者が扶養する場合で、日本の役所に普通養子縁組の届出をしている場合															●	●	●	●												
	⑤	離婚届出受理証明書																							▲								
4		申請人の出生届受理証明書又は認知届受理証明書	日本の役所に届出をしている場合のみ			●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●												
5	①	死亡届出受理証明書（両親が死亡している場合）	日系2世の場合で、日本の役所に届出をしている場合のみ。			●	●																										
	②	死亡届出受理証明書（祖父母及び両親が死亡している場合）	日系3世の場合で、日本の役所に届出をしている場合のみ。					●	●	●	●																						
	③	死亡届出受理証明書（申請人の前配偶者が死亡した場合）																									▲						

		立証資料	備考	告示1号		告示3号（日系2世）		告示3号（日系3世）		告示4号（日系3世）		告示5号		告示6号（日本人が扶養する場合）		告示6号（日本人以外の者が扶養する場合）		告示7号（日本人が扶養する場合）		告示7号（日本人以外の者扶が養する場合）		告示8号		難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者	離婚定住		死別定住		日本人実子を監護・養育する者		日本人等との婚姻が事実上は破綻し、引き続き在留を希望する者	特別養子の離縁により「日本人の配偶者等」の資格該当性がなくなった者	難民不認定処分又は補完的保護対象者不証定処分後、特別な事情を考慮して「特定活動」を付与された者から「定住者」への変更申請があった場合
				上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他		変更	更新	変更	更新	変更	更新			
6	①	申請人の預金通帳の写し又は預貯金残高証明書	申請人の収入により生活する場合		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②	申請人の雇用予定証明書又は採用内定通知書			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	③	申請人の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）			●		●		●		●		●		●		●		●		●					●	●	●	●	●	●	●	●	●
	④	申請人の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）			●		●		●		●		●		●		●		●		●					●	●	●	●	●	●	●	●	●
7	①	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者が申請人を扶養する場合		▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税（非課税）証明書）			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	③	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者の預貯金通帳の写し等	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる資産により生活する場合		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
8		身元保証書				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
9		世帯全員の記載のある住民票				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●

		立証資料	備考	告示1号		告示3号（日系2世）		告示3号（日系3世）		告示4号（日系3世）		告示5号		告示6号（日本人が扶養する場合）		告示6号（日本人以外の者が扶養する場合）		告示7号（日本人が扶養する場合）		告示7号（日本人以外の者扶が養する場合）		告示8号		難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者	離婚定住		死別定住		日本人実子を監護・養育する者		日本人等との婚姻が事実上は破綻し、引き続き在留を希望する者	特別養子の離縁により「日本人の配偶者等」の資格該当性がなくなった者	難民不認定処分又は補完的保護対象者不認定処分後、特別な事情を考慮して「特定活動」を付与された者から「定住者」への変更申請があった場合
				上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他		変更	更新	変更	更新	変更	更新			
10	①	本国（外国）の機関が発行した両親の婚姻証明書	日系2世の場合			●	●																									
	②	本国（外国）の機関が発行した祖父母及び両親の婚姻証明書	日系3世の場合					●	●	●	●																					
	③	本国（外国）の機関が発行した申請人の出生証明書	日系2世及び告示第6号の場合			●	●																									
	④	本国（外国）の機関が発行した両親及び申請人の出生証明書	日系3世の場合					●	●	●	●																					
	⑤	本国（外国）の機関が発行した申請人の認知に係る証明書	認知に係る証明書がある場合のみ			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●											
	⑥	本国（外国）の機関が発行した申請人の養子縁組に係る証明書	告示第7号に該当し、かつ、日本人以外の者が扶養する場合																			●	●									
	⑦	両親が実在していたこと（又は実在していること）を証明する公的な資料（例：旅券、死亡証明書、運転免許証等）	日系2世の場合			●	●																									
	⑧	祖父母及び両親が実在していたこと（又は実在していること）を証明する公的な資料（例：旅券、死亡証明書、運転免許証等）	日系3世の場合					●	●	●	●																					
	⑨	申請人が本人であることを証明する公的な資料（例：身分証明書（IDカード）、運転免許証、軍役証明書、選挙人手帳等）				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●											
	⑩	本国の機関が発行した申請人の婚姻証明書	申請人が婚姻している場合のみ			●	●	●	●	●	●	●	●																			
11		犯罪経歴証明書（本国の機関から発行されたもの）	素行善良要件の対象となる者のみ（告示5号はハ該当者のみ。告示6もハ該当者のみ。）			●	●	●	●	●	●	●	●			●	●															
12		質問書										●	●																			
13		スナップ写真（2葉から3葉）										●	●																			
14		理由書（本邦への在留を希望する理由が記載されたもの）												●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	
15		中国残留邦人等であること又はその親族であることを明らかにする資料																				●	●									

2 申請人が在留期間「5年」を希望する場合に提出を求める資料

		立証資料	備考	告示1号		告示3号（日系2世）		告示3号（日系3世）		告示4号（日系3世）		告示5号		告示6号（日本人が扶養する場合）		告示6号（日本人以外の者が扶養する場合）		告示7号（日本人が扶養する場合）		告示7号（日本人以外の者扶養が困する場合）		告示8号		難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者	離婚定住		死別定住		日本人実子を監護・養育する者		日本人等との婚姻が事実上は破綻し、引き続き在留を希望する者	特別養子の縁組により「日本人の配偶者等」の資格該当性がなくなった者	難民不認定処分又は補完的保護対象者不認定処分後、特別な事情を考慮して「特定活動」を付与された者から「定住者」への変更申請があった場合
				上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他		変更	更新	変更	更新	変更	更新			
16	①	法務大臣が告示で定める日本語教育機関において6月以上の日本語教育を受けたことを証明する文書	未成年者である場合を除く			●	●	●	●	●	●	●	●																				
	②	「日本語教育の参照枠」におけるB1相当以上の日本語能力を有していることを証明する文書（日本語能力試験N2に合格したことを証明する文書、日本語能力試験N3に合格し総合得点が104点以上であることを証明する文書又は財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テストで400点以上を取得したことを証明する文書）	未成年者である場合を除く			●	●	●	●	●	●	●	●																				
	③	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けたことを証明する文書	未成年者である場合を除く			●	●	●	●	●	●	●	●																				

3 必要に応じて提出を求める資料

		立証資料	備考	告示1号		告示3号（日系2世）		告示3号（日系3世）		告示4号（日系3世）		告示5号		告示6号（日本人が扶養する場合）		告示6号（日本人以外の者が扶養する場合）		告示7号（日本人が扶養する場合）		告示7号（日本人以外の者扶が養する場合）		告示8号		難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者	離婚定住		死別定住		日本人実子を監護・養育する者		日本人等との婚姻が事実上は破綻し、引き続き在留を希望する者	特別養子の離縁により「日本人の配偶者等」の資格該当性がなくなった者	難民不認定処分又は補完的保護対象者不認定処分後、特別な事情を考慮して「特定活動」を付与された者から「定住者」への変更申請があった場合
				上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他	上陸	その他		変更	更新	変更	更新	変更	更新			
17	①	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者の収入により生活する場合		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	②	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者の勤務先の概要を明らかにする資料			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	③	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書（所得金額の証明があるものに限る。）			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	④	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者が年金を受給している場合は、年金受給額を証明する文書	滞在費用支弁者、扶養者又は主たる生計維持者の資産により生活する場合		▲	▲*	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
18	①	申請人の在職証明書（自営業の場合は、確定申告書（控え）の写し及び営業許可書の写し）	申請人の収入により生活する場合		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	②	申請人の勤務先の概要を明らかにする資料			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	③	申請人の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書（所得金額の証明があるものに限る。）			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
19	①	資産を保有する者の概要を明らかにする資料	申請人の資産により生活する場合		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	②	資産を保有するに至った経緯を明らかにする資料			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
20		在学証明書	申請人の子又は申請人自身が小学校又は中学校に通学する場合において、申請書の記載内容に疑義がある場合又は確認を要する場合				▲		▲		▲		▲		▲		▲		▲		▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
21		その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

第３章　様　式

別記第１号様式	[redacted]結果の真偽照会について（照会）
別記第２号の１様式	問題在籍者名簿（大学・短期大学・高等専門学校）
別記第２号の２様式	問題在籍者名簿（専修学校・各種学校・日本語教育機関）
別記第３号様式	削除
別記第４号様式	削除
別記第５号様式	削除
別記第５号の２様式	通報書（中小企業庁関係）
別記第６号様式	削除
別記第７号様式	削除
別記第８号様式	看護師候補者の受入れに係る定期報告について
別記第８号様式の２	看護師候補者名簿
別記第８号様式の３	受入れ状況等報告書（看護師候補者用）
別記第９号様式	介護福祉士候補者（就労コース）の受入れに係る定期報告について
別記第９号の２様式	介護福祉士候補者（就労コース）名簿
別記第９号の３様式	受入れ状況等報告書（介護福祉士候補者（就労コース）用）
別記第１０号様式	介護福祉士候補者（就学コース）の受入れに係る定期報告について
別記第１０号の２様式	介護福祉士候補者（就学コース）名簿
別記第１０号の３様式	受入れ状況等報告書（介護福祉士候補者（就学コース）用）
別記第１１号様式	看護師の受入れに係る定期報告について
別記第１１号の２様式	看護師名簿
別記第１１号の３様式	受入れ状況等報告書（看護師用）
別記第１２号様式	介護福祉士の受入れに係る定期報告について
別記第１２号の２様式	介護福祉士名簿
別記第１２号の３様式	受入れ状況等報告書（介護福祉士用）
別記第１３号様式	通報書（労働基準監督機関）
別記第１４号様式	回報書（労働基準監督機関）
別記第１５号様式	削除
別記第１６号様式	削除
別記第１７号様式	削除
別記第１８号様式	削除
別記第１９号様式	削除
別記第２０号様式	削除
別記第２１号様式	削除
別記第２２号様式	削除
別記第２２号の２様式	削除
別記第２３号様式	削除
別記第２４号様式	研修（非実務）実施予定表
別記第２４号の２様式	研修（実務）実施予定表

別記第２５号様式　準備機関概要書
別記第２６号様式　外国人患者に係る受入れ証明書
別記第２７号様式　高度人材ポイント結果通知書
別記第２７号の２様式　在留資格「高度専門職」に係る計算結果通知書
別記第２８号様式　通知書（高度人材用・定型）
別記第２８号の２様式　通知書（高度人材用・非定型）
別記第２９号様式　削除
別記第３０号様式　質問書（認定・変更用）
別記第３０号の２様式　質問書（更新用）
別記第３１号様式　通報書（外国人技能実習機構・経歴の齟齬）
別記第３２号様式　通報書（外国人技能実習機構・一旦帰国期間の認定計画との齟齬）
別記第３３号様式　通報書（外国人技能実習機構・技能実習生の行方不明）
別記第3.4号様式　通報書（外国人技能実習機構・実習内容と認定計画との齟齬）
別記第３５号様式　通報書（外国人技能実習機構・不法就労助長行為）
別記第３６号様式　通報書（外国人技能実習機構・偽変造文書の行使等）
別記第３７号様式　通報書（外国人技能実習機構・人身取引被害者）
別記第３８号様式　通報書（外国人技能実習機構・技能実習生の強制帰国の意思表示）
別記第３９号様式　通報書（外国人技能実習機構・技能実習生の違反審判手続等）
別記第４０号様式　通報書（外国人技能実習機構・技能実習生の収容）
別記第４１号様式　通報書（警備部門・不法就労助長行為）
別記第４２号様式　通報書（警備部門・退去強制事由該当容疑）
別記第４３号様式　[redacted]
別記第４３号の２様式　[redacted]
別記第４４号様式　[redacted]
別記第４４号の２様式　[redacted]
別記第４５号　申告書
別記第４６号　誓約書（日系四世受入れサポーター（個人）用）
別記第４６号の２　誓約書（日系四世受入れサポーター（団体）用）
別記第４７号　役員及び活動支援担当者一覧表
別記第４８号　[redacted]
別記第４８号の２　[redacted]
別記第４９号　[redacted]
別記第４９号の２　[redacted]
別記第５０号様式　暴力団関係照会書
別記第５０号の２様式　暴力団関係照会書別紙
別記第５１号様式　削除
別記第５２号様式　削除
別記第５３号様式　削除

別記第５４号様式	削除
別記第５５号様式	削除
別記第５６号様式	削除
別記第５７号様式	削除
別記第５８号様式	削除
別記第５９号様式	削除
別記第６０号様式	削除
別記第６１号様式	削除
別記第６２号様式	削除
別記第６３号様式	削除
別記第６４号様式	情報提供通知書（滞納による不許可情報）
別記第６５号様式	削除
別記第６６号様式	削除
別記第６７号様式	削除
別記第６８号様式	削除
別記第６９号様式	削除
別記第７０号様式	削除
別記第７１号様式	削除
別記第７２号様式	削除
別記第７３号様式	削除
別記第７４号様式	削除
別記第７５号様式	事前準備資料（教育機関用）
別記第７６号様式	留学生調査表
別記第７７号様式	実地調査表
別記第７８－１号様式	新規立証資料
別記第７８－２号様式	新規記載要領
別記第７９号様式	第三者への情報提供同意書
別記第８０号様式	提出資料チェックリスト
別記第８１号様式	立証資料チェックリスト
別記第８２号様式	相談受付用紙
別記第８３号様式	受付件数等報告様式
別記第８４号様式	調査表（告示日本語教育機関用）
別記第８４号の２様式	調査表（認定日本語教育機関用）
別記第８５号様式	室内立入及び写真撮影同意書
別記第８５号の２様式	室内立入及び写真撮影同意書（実地視察用）
別記第８６号様式	削除
別記第８７号様式	削除
別記第８８号様式	変更内容に応じた提出資料
別記第８８号の２様式	変更内容に応じた提出資料（認定申請と並行する場合）
別記第８９号様式	変更内容の確認に要する期間

別記第９０号様式　　変更内容の確認に要する期間（職員用）
別記第９１号様式　　退学した生徒に係る日本語教育機関からの報告
別記第９２号様式　　出席率が５割を下回った生徒に係る日本語教育機関からの報告
別記第９３号様式　　課程修了者の日本語能力習得状況等
別記第９４号様式　　法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書
別記第９４号の２様式　　認定日本語教育機関における在籍管理に関する報告書
別記第９５号様式　　改善指導書
別記第９５号の２様式　　改善指導・警告書
別記第９６号様式　　実地調査表
別記第９７号様式　　全ての生徒の６か月間の出席率に係る日本語教育機関からの報告
別記第９８号様式　　留学告示別表第１の表からの抹消に係る同意書
別記第９８号の２様式　　留学告示別表第１の表からの抹消に係る同意書（認定申請時）
別記第９９号様式　　主宰者指名書
別記第１００号様式　　聴聞通知書
別記第１０１号様式　　聴聞参加許可申請書
別記第１０２号様式　　聴聞参加許可通知書
別記第１０３号様式　　聴聞参加不許可通知書
別記第１０４号様式　　代理人資格証明書（当事者）
別記第１０５号様式　　代理人資格喪失届（当事者）
別記第１０６号様式　　代理人資格証明書（参加人）
別記第１０７号様式　　代理人資格喪失届（参加人）
別記第１０８号様式　　補佐人出頭許可申請書
別記第１０９号様式　　補佐人出頭許可通知書
別記第１１０号様式　　補佐人出頭不許可通知書
別記第１１１号様式　　聴聞期日変更申出書
別記第１１２号様式　　聴聞期日変更通知書
別記第１１３号様式　　文書等閲覧申請書
別記第１１４号様式　　文書等閲覧許可通知書
別記第１１５号様式　　文書等閲覧不許可通知書
別記第１１６号様式　　審理公開通知書
別記第１１７号様式　　聴聞調書
別記第１１８号様式　　聴聞報告書
別記第１１９号様式　　聴聞続行・再開通知書
別記第１２０号様式　　聴聞調書等閲覧申請書
別記第１２１号様式　　聴聞調書等閲覧許可通知書
別記第１２２号様式　　抹消に係る通知書
別記第１２３号様式　　[redacted]
別記第１２４号様式　　[redacted]

別記第１２５号様式　　高度外国人材にかかる確認書
別記第１２６号様式　　親族一覧表

参考

理由書（各申請共通）
在職証明書（各申請共通）
身元保証書（永住許可申請用）
雇用契約書（就労用）
身元保証書（永住許可申請以外用）
了解書
履歴書（就労用）
外国人社員リスト（就労用）
契約機関及び報酬支払に係る申立書（興行用）
施設に係る申立書（興行用）
興行契約機関及び出演施設に係る申立書（興行用）
受入れ機関の概要書（文化活動用）
説明書（新たな監理団体又は実習実施者用）
誓約書（新たな監理団体又は実習実施者用）
説明書（監理団体又は実習実施者用）
誓約書（監理団体又は実習実施者用）
連絡書（確認依頼書）
[redacted]
特定分野の要件適合性審査チェックリスト
特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表
経費支弁書（学生用）
滞在費支弁に関する申告書（学生用）
履歴書（学生用）
推薦状（海外大卒留学生用）
確認書（海外大卒留学生用）
日本語教育機関の要件適合に関する確認資料（海外大卒留学生用）
誓約書（学生用）
推薦状（起業活動外国人用）
経費支弁に係る質問書（学生用）
大学の在籍管理に係る説明書（学生用）
招へい理由書（研修用）
陳述書

同意書（特定研究等活動用）
同意書（特定情報処理活動用）
日本人と同等以上の報酬額を支払う旨の報告書（EPA 看護師等用）
研修生処遇概要書（研修用）
受入れ機関概要書（研修用）
あっせん機関概要書（研修用）
研修・生活状況等報告書（研修用）
ポイント計算表（参考書式）
帰国支援事業による帰国支援を受けて帰国した日系人の方へ
生活状況報告書
日本文化等習得状況報告書
辞退申出書
誓約書（優秀大学等卒業生用）
外国人創業人材／外国人起業家の評価書
誓約書（起業促進事業活用者用）
活動内容説明書（金融人材用）
説明書（特定技能１号準備）
説明書（特定技能１号への申請予定者のための「特定活動」用）
経歴書
滞在予定表
アフリカ開発銀行からの推薦状
契約機関及び報酬支払に係る申立書（興行基準１号イ用）
Ｊ－ＫＩＳＳ型新株予約権契約書雛形
陳述書
申請に当たっての説明書（「経営・管理」用）

別記第１号様式

事　務　連　絡
令和３年　月　日

[redacted]
[redacted]　御中

[redacted]
[redacted]　御中

○○出入国在留管理局　○○審査部門
首席審査官　○○　○○

[redacted]結果の真偽照会について（照会）

厳格な在留審査の実施に必要につき，別添の照会対象者リストを貴所保有の[redacted]結果と照合の上，その結果について回答いただきたく，出入国管理及び難民認定法第５９条の２第３項の規定に基づき照会します。

添付物
照会対象者リスト　１部

取扱者　○○出入国在留管理局○○部門
入国審査官　○　○　○　○
電話番号○○－○○○○－○○○○

別記第2号の1様式

問題在籍者名簿（大学・短期大学・高等専門学校）

（作成箇名）

番号	教育機関の名称	キャンパス等の名称	教育機関番号	所在地管轄局	在留部署	在留カード番号又はEDカード番号	国籍・地域	氏名	性別	問題在留事由 不法残留	更新不許可	在留資格取消	退去強制令書発付	資格外活動許可取消	合計値	免責事由 不法残留	更新不許可	在留資格取消	退去強制令書発付	資格外活動許可取消	合計値	備考	他の在籍校	他の在籍校	他の在籍校
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
1	A大学	（本校）	1	01札幌局					男	1.00					1.00										
2	A大学	a-キャンパス	1	02仙台局					女	0.50					0.50								□□専門学校（前在籍校）		
3	A大学	b-キャンパス	1	03東京局						0.33					0.33								●●日本語学校（前々在籍校）	□□専門学校（前在籍校）	▲▲大学（後在籍校）
4	A大学	c-キャンパス	1	04横浜支部						0.25					0.25								□□専門学校（前在籍校）	▲▲大学（後在籍校）	△△大学（後々在籍校）
5				05名古屋局						0.20					0.20										
6				06大阪局											0.00										
7				07神戸支局											0.00										
8				08広島局											0.00										
9				09高松局											0.00										
10				10福岡局											0.00										
11				11那覇支局											0.00										
12															0.00										
13															0.00										
14															0.00										
15															0.00										
16															0.00										
17															0.00										
18															0.00										
19															0.00										
20															0.00										

別記第2号の2様式

問題在籍者名簿（専修学校・各種学校・日本語教育機関）

（作成明名）

番号	教育機関の名称	課程等の名称	教育機関番号	所在地管轄局	教育機関区分	在留カード番号又はEDカード番号	国籍・地域	氏名	性別	問題在籍者の種類						免責本由						備考	他の在籍校	他の在籍校	他の在籍校
										不法残留	更新不許可	在留資格取消	退去強制令書発付	資格外活動許可取消	合計値	不法残留	更新不許可	在留資格取消	退去強制令書発付	資格外活動許可取消	合計値				
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									

別記第５号様式の２

管〇〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方経済産業局長　殿
（〇〇県〇〇〇〇課長　殿）

〇〇出入国在留管理局長　〇　〇　〇　〇
（〇〇出入国在留管理局　首席審査官　〇　〇　〇　〇）

下記の中小企業団体について，（「不正行為」に認定したので・中小企業等協同組合法に違反する疑いがあると認められたので），通報する。

中小企業団体	名　称 所在地
事案の概要	
備　　考	

別記第８号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）

看護師候補者の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

１　看護師候補者名簿

２　受入れ状況等報告書

別記第8号様式の2

看護師候補者名簿

受入れ機関名：　　受入れ機関所在地：　　年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・住居地	氏名	性別	生年月日(年/月/日)	住居地	上陸許可年月日(年/月/日)	在留期限(年/月/日)
例	日比クリニック	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB12345678CD	インドネシア	Abc Def Ghijk	F	1982/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2009/8/7	2009/8/7
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1 1月1日現在の在籍者を正確に記載した上，2月20日までに別添報告書とともに国際厚生事業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は，実際に受け入れた看護師候補者が看護師候補者としての活動を行っている施設の名称及び同施設の所在地(支所等で活動を行っている場合は，当該支所等の名称及び所在地)を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は，外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい(使用文字は，英字)。

4 「性別」欄は，男性の場合は「M」，女性の場合は「F」(いずれも半角大文字)と記載して下さい。

5 上記看護師候補者との雇用契約を終了する場合，これら看護師候補者が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には，速やかに国際厚生事業団を通じて地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

別記第８号様式の３

受入れ状況等報告書（看護師候補者用）

［自　　年　月　日
　至　　年　月　日

本報告書は，別添の名簿に記載されている看護師候補者に係る受入れ等の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，看護師候補者に係るじ後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年5月26日法務省告示第278号）第三の一の２の(五)，「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年11月6日法務省告示第506号）第三の一の２の(五)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成24年9月28日法務省告示第411号）第三の一の２（五）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

１　雇用契約（報酬額及びその他の雇用条件）

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

２　受入れ施設の要件

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

３　研修計画の内容

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

４　研修責任者

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第９号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）

介護福祉士候補者（就労コース）の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

１　介護福祉士候補者（就労コース）名簿

２　受入れ状況等報告書

別記第9号様式の2

介護福祉士候補者(就労コース)名簿

受入れ機関名:　　受入れ機関所在地:

年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・住居地	氏名	性別	生年月日(年/月/日)	住　居　地	上陸許可(年/月/日)	在留期限(年/月/日)
例	いろは園	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB1234567CD	インドネシア	Abc Def Ghik	F	1982/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2008/8/7	2008/8/7
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1 1月1日現在の在籍者を正確に記載した上，1月20日までに別添報告書とともに国際厚生事業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は，実際に受け入れた介護福祉士候補者が介護福祉士候補者としての活動を行っている施設の名称及び同施設の所在地(支所等で活動を行っている場合は，当該支所等の名称及び所在地)を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は，外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい(使用文字は，英字)。

4 「性別」欄は，男性の場合は「M」，女性の場合は「F」(いずれも半角大文字)と記載して下さい。

5 上記介護福祉士候補者との雇用契約を終了する場合，これら介護福祉士候補者が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には，速やかに国際厚生事業団を通じて地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

別記第９号様式の３

受入れ状況等報告書（介護福祉士候補者（就労コース）用）

自　　年　月　日
至　　年　1月　1日

本報告書は，別添の名簿に記載されている介護福祉士候補者（就労コース）に係る受入れ等の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，介護福祉士候補者（就労コース）に係る じ後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 5 月 26 日法務省告示第 278 号）第三の二の２の(五)，「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 11 月 6 日法務省告示第 506 号）第三の二の２の(五)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 24 年 9 月 28 日法務省告示第 411 号）第三の二の２の（五）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

1　雇用契約（報酬額及びその他の雇用条件）

□雇用契約締結締結申請時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

2　受入れ施設の要件

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

3　研修計画の内容

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

4　研修責任者

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 _____

別記第１０号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）

介護福祉士候補者（就学コース）の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

１　介護福祉士候補者（就学コース）名簿

２　受入れ状況等報告書

別記第10号様式の2

介護福祉士候補者(就学コース)名簿

受入れ機関名:　　受入れ機関所在地:　　年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・地域	氏名	性別	生年月日	住居地	上陸許可年月日	在留期限
例	いろは介護福祉専門学校	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB12345678CD	フィリピン	Abc Def Ghijk	F	1992/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2009/10/1	2010/10/1
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1 1月1日現在の在籍者を正確に記載したよ，1月20日までに別添報告書とともに国際厚生事業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は，実際に受け入れた介護福祉士候補者が就学している施設の名称及び同施設の所在地を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は，外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい(使用文字は，英字)。

4 「性別」欄は，男性の場合は「M」，女性の場合は「F」(いずれも半角大文字)と記載して下さい。

5 上記介護福祉士候補者の養成課程の履修許可を取り消す場合，これら介護福祉士候補者が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には，速やかに国際厚生事業団を通じて地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

別記第１０号様式の３

受入れ状況等報告書（介護福祉士候補者（就学コース）用）

自　　年　月　日
至　　年　1月　1日

本報告書は，別添の名簿に記載されている介護福祉士候補者（就学コース）に係る受入れ等の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，介護福祉士候補者（就学コース）に係るじ後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年11月6日法務省告示第506号）第三の三の２の(四)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成24年9月28日法務省告示第411号）第三の三の２の（四）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

１　受入れ施設の要件

□入学許可時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

２　履修内容

□入学許可時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第１１号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

看護師の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

1　看護師名簿

2　受入れ状況等報告書

別記第11号様式の2

看護師名簿

受入れ機関名：　　受入れ機関所在地：

年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・地域	氏名	性別	生年月日(年/月/日)	住居地	上陸許可年月日(年/月/日)	在留期限(年/月/日)
例	日比クリニック	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB1234567CD	インドネシア	Abc Def Ghijk	F	1982/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2008/8/7	2011/4/1
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1 1月1日現在の在籍者を正確に記載した上，1月20日までに別添報告書とともに国際厚生事業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は，実際に受け入れた看護師が看護師としての活動を行っている施設の名称及び同施設の所在地(支所等で活動を行っている場合は，当該支所等の名称及び所在地)を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は，外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい(使用文字は，英字)。

4 「性別」欄は，男性の場合は「M」，女性の場合は「F」(いずれも半角大文字)と記載して下さい。

5 上記看護師との雇用契約を終了する場合，これら看護師が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には，速やかに国際厚生事業団を通じて地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

別記第１１号様式の３

受入れ状況等報告書（看護師用）

自　　年　　月　　日
至　　年　1月　1日

本報告書は，別添の名簿に記載されている看護師）に係る雇用契約の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，看護師に係るじ後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 5 月 26 日法務省告示第 278 号）第三の三の２の（四），「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 11 月 6 日法務省告示第 506 号）第三の四の２の（四）及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 24 年 9 月 28 日法務省告示第 411 号）第三の四の２の（四）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

１　雇用契約（報酬額及びその他の雇用条件）について

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第１２号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

介護福祉士の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

1　介護福祉士名簿

2　受入れ状況等報告書

別記第12号様式の2

介護福祉士名簿

受入れ機関名：　　受入れ機関所在地：　　年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・地域	氏名	性別	生年月日(年/月/日)	住居地	上陸許可年月日(年/月/日)	在留期限(年/月/日)
例	いろは園	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB123456780D	インドネシア	Abc Def Ghijk	F	1982/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2008/8/7	2015/4/1
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1 1月1日現在の在籍者を正確に記載した上，1月20日までに別添報告書とともに国際厚生※業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は，実際に受け入れた介護福祉士が介護福祉士としての活動を行っている施設の名称及び同施設の所在地(支所等で活動を行っている場合は，当該支所等の名称及び所在地)を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は，外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい(使用文字は，英字)。

4 「性別」欄は，男性の場合は「M」，女性の場合は「F」(いずれも半角大文字)と記載して下さい。

5 上記介護福祉士との雇用契約を修了する場合，これら介護福祉士が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には，速やかに国際厚生※業団を通じて地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

別記第１２号様式の３

受入れ状況等報告書（介護福祉士用）

自　　年　月　日
至　　年　1月　1日

本報告書は，別添の名簿に記載されている介護福祉士）に係る雇用契約の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，介護福祉士に係るじ後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年5月26日法務省告示第278号）第三の四の２の(四)，「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年11月6日法務省告示第506号）第三の五の２の(四)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成24年9月28日法務省告示第411号）第三の五の２の（四）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

1　雇用契約（報酬額及びその他の雇用条件）について

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第１３号様式

管〇〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局長　殿

〇〇出入国在留管理局長　〇〇〇〇

下記の事業場において，〇〇〇人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められたので通報する。

事業場	名　称 所在地 電　話
〇〇〇人看護師等	（国籍・指定された活動，人数，性別をそれぞれ記載する）
事案の概要	
備　考	

別記第１４号様式

管〇〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局長　殿

〇〇出入国在留管理局長　〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇により通報のあった件について，下記のとおり措置したので回報する。

事業場	名　称 所在地
措置内容	事業場（受入れ機関）に対する措置 （不正行為認定等の措置の内容及び措置の日を記載する） 〇〇〇人看護師等に対する措置 （〇〇〇人看護師等の就労及び研修継続，帰国の別等について記載する）
備　考	

別記第24号様式

研修（非実務）実施予定表

受入れ機関名（所在地及び連絡先）

研修実施施設名（所在地及び連絡先）

研修期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日　　年　　月　　日 作成

研修科目 （研修内容） 研修指導員の役職・氏名（経験年数）	総時間	研修月・時間											
		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
合計	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

（注）予定表には、当該科目の開始月より修了月までの間を矢印（←→）で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載してください。

別記第24号様式の2

研修（実務）実施予定表

研修実施施設名（所在地及び連絡先）

受入れ機関名（所在地及び連絡先）

研修期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

年　　月　　日 作成

研修科目 （研修内容） 研修指導員の役職・氏名（経験年数）	総時間	研修月・時間											
		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
合計	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
総研修時間（非実務＋実務）	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

（注）予定表には、当該科目の開始月より修了月までの間を矢印（←→）で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載してください。

別記第25号様式

準備機関概要書（外国の所属機関・その他研修の準備に関与する外国の機関）

機関名			
経営者名 （代表者名）			
所在地			
	TEL		FAX
設立年月日			
受入れ機関との関係			
業種 主要製品 主要業務			
資本金		売上げ（直近年度）	常勤職員数
主要貿易（取引）相手国	輸出先		
	輸入先		
管理者名 （責任者名）		役職	

外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ，又は外国人の研修に係る不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で，偽変造の文書・図画若しくは虚偽の文書・図画の行使・提供を行ったことの有無　　あり・なし

上記において，「あり」に該当する場合に記載

時期

内容

年　　月　　日　作成

準備機関名

責任者　役職・氏名

別記第２６号様式　　（医療機関用）

外国人患者に係る受入れ証明書

国　　籍
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日　　性別　　男・女

上記の者は，下記のとおり当医療機関に入院し治療を受ける者であることを証明いたします。

１　受入れ理由（病名等）

２　受入れ内容（受入れ先となる科名，具体的な治療内容等）

３　入院予定期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
４　治療予定期間（入院の前後に必要な治療，通院の期間を含む。）
　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
５　必要経費見込み額（医療機関に支払われるべき金額の総額）
　　円
６　支払済み額（前払金，預託金等）の有無　　有・無
（１）「有」の場合
①　支払済み額　　円
②　上記を証明する書類　　医療機関発行の領収書・その他（　　）
（２）「無」の場合
支払方法　　民間医療保険の適用・第三者による支払・その他（　　）
７　その他特筆事項

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

医療機関名称
住所

担当者氏名　　（部署名　　）
電話番号　　ＦＡＸ番号

別記第２７号様式

年　　月　　日

高度人材ポイント計算結果通知書

＿＿＿

別記第２７号の２様式

年　　月　　日

在留資格「高度専門職」に係る計算結果通知書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

あなたの申出に対して，「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき，出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」（平成２６年法務省令第３７号）第１条に基づくポイント計算を実施した結果，以下のとおりでしたので，通知します。

記

□　７０点未満

□　７０点以上～８０点未満

□　８０点以上

〇〇出入国在留管理局〇〇審査部門

（連絡先　　）

（注）今回通知した点数は，在留資格認定証明書交付時（上陸許可時）／在留資格変更許可時／在留期間更新許可時に認められたポイントであり，今後継続して上記のポイントが認められることを保証するものではありません。

別記第28号様式

年　　月　　日

通　　知　　書

殿

あなたから申請のあった　　在留資格変更許可申請　　在留期間更新許可申請

（　　年　　月　　日付け申請番号　　－　　号）

については，審査の結果，下記理由により申請どおりの内容では許可できませんが，申請内容を

在留期間更新許可申請　　在留資格変更許可申請

に変更するのであれば，別紙の申出書を提出して下さい。

記

あなたの申出に対して，「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」（平成24年3月30日法務省告示第127号）第三の五に基づくポイント計算を実施した結果，ポイントの合計が70点以上ありませんでした。

出入国在留管理局長（印）

別記第28号の2様式

年　　月　　日

通　　知　　書

殿

あなたから申請のあった　　在留資格変更許可申請　　在留期間更新許可申請

（　　年　　月　　日付け申請番号　　－　　号）

については，審査の結果，下記理由により申請どおりの内容では許可できませんが，申請内容を

在留期間更新許可申請　　在留資格変更許可申請

に変更するのであれば，別紙の申出書を提出して下さい。

記

出入国在留管理局長（印）

質　問　書（認定・変更用）

この質問書は，提出された申請の審査のために答えていただくものであり，重要な参考資料となります。回答に当たっては，各質問について該当するものにチェック☑又は○印で囲み，その他記入部分については，できるだけ具体的に，かつ詳しく記載・説明してください。

なお，事実に反する記入をしたことが判明した場合には申請人に係る審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

【記入に際しての説明】

※申請人（相手の方）とは，これから入国・在留のための審査を受ける外国人（我が国に滞在を希望する外国人）を指します。

※配偶者（あなた）とは，上記申請人と婚姻している日本人又は外国人を指します。

1　お互いの身分事項について記入して下さい。日本国籍の方につきましてはフリガナもお願いします。

	国籍・地域	氏　名
申　請　人		男 女

配偶者	氏　名		フリガナ	国籍・地域	
	自宅	住　所			
		電　話	自宅　　携帯		
		同居者の有無	□無　□有　（氏名　　）		
		□自己所有　□借家　家賃＿＿＿＿円　＿＿＿＿LDK			
	職場	会社名	職務内容		
		所在地			
		電　話		就職年月日	年　月　日

2　結婚に至った経緯（いきさつ）についてお尋ねします。

（1）　初めて知り合った時期，場所や結婚までのいきさつを記入して下さい。

①　初めて会った時期：　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

場所：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②　初めて会ってから（紹介により知り合われた方は，紹介されたいきさつから）結婚届を出されるまでのいきさつを，年月日を示しながら，できるだけ詳しく記載してください。

なお，行数が足りないときは，適宜の用紙を使用し記載していただいて結構です。また，説明に関連する写真・手紙や国際電話の利用などを証明するものを添付されても結構です。

（2）紹介者の有無などについて

□無

□有（結婚相談所による紹介の場合は，氏名欄に会社名を記載して下さい。）

紹介者：国　　籍：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）

生年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外国人の方の場合は在留カード番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

紹介された年月日，場所及び方法

年 月 日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

場　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

方　　法：□写真　□電話　□対面　□E－m.a i l

□その他（　　）

紹介者と申請人（相手の方）との関係（詳しく記載して下さい）：

紹介者と配偶者（あなた）との関係（詳しく記載して下さい）：

＊紹介者との関係は，単に友人・知人と記載するのではなく，どのような関係か詳しく記載してください。

3　夫婦間の会話で使われている言語についてお尋ねします。

（1）日常，ご夫婦の会話に使われている言葉（例えば，中国語，日本語等）は何ですか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）お互いの母（国）語は何ですか。

①　申請人（お相手の方）＿＿＿＿＿＿＿＿語

②　配偶者（あなた）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿語

（3）申請人（お相手の方）は，配偶者（あなた）の母国語をどの程度理解できますか。

□難しい＝通訳が必要　　□筆談／あいさつ程度

□日常会話程度は可能　　□会話に支障なし

（4）配偶者（あなた）は，申請人（お相手の方）の母国語をどの程度理解できますか。

□難しい＝通訳が必要　　□筆談／あいさつ程度

□日常会話程度は可能　　□会話に支障なし

（5）申請人（お相手の方）が日本語を理解できる場合は，いつ，どのように学んだのか，具体的に記載して下さい。

（6）お互いの言葉が通じない場合，どのような方法で，意思の疎通を図っていますか。

【方法】：

【通訳者がいた（いる）場合】

① 通訳者の氏名：

② 通訳者の国籍：

③ 通訳者の住所：

4　日本国内で結婚された方は，結婚届出時の証人２名を記入して下さい。

（1）氏名：　　(男・女)

住所：

電話：

（2）氏名：　　(男・女)

住所：

電話：

5　結婚式（披露宴）を行った方は，その年月日と場所等を記入してください。

年月日：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

場　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出席者：申請人側　父　母　兄　弟　姉　妹　子

配偶者側　父　母　兄　弟　姉　妹　子

双方の出席者　計＿＿＿＿人

6　結婚歴についてお尋ねします。

申請人（お相手の方）：□初婚

□再婚（　　回目）

前回の結婚は＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日～＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

（□離婚　□死別）

配偶者（あなた）：□初婚

□再婚（　　回目）

前回の結婚は＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日～＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

（□離婚　□死別）

7　申請人（お相手の方）がこれまでに来日されているときは，その回数と時期を記入して下さい。

（1）回数＿＿＿＿＿＿回

（2）時期　　来日目的（観光・仕事等）

①＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日～＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿＿＿）

②＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日～＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿＿＿）

③＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日～＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿＿＿）

④＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日～＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿＿＿）

⑤＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日～＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿＿＿）

＊多数の場合は直近の渡航歴を記載願います。

8　配偶者（あなた）がこれまでに申請人の母国に行かれているときは，その回数と時期を記入してください。

（1）知り合ってから結婚までの間（　　回）

①＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

②＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

③＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

④＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

⑤＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

＊　多数の場合は直近の渡航歴を記載願います。

（2）結婚後（　　回）

①＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

②＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

③＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

④＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

⑤＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

＊　多数の場合は直近の渡航歴を記載願います。

9　申請人は日本から退去強制されたことがありますか（出国命令も含みます。）。

□無

□有（　　回）

10　9で「退去強制されたことがある」と記入された方にお尋ねします。

（1）違反の内容

□不法残留（オーバーステイ）

□不法入国（密入国・偽造パスポート使用など）

□その他　（　　）

（2）退去強制などにより出国した年月日（直近のもの）と空港名

年月日：＿＿年＿＿月＿＿日＿＿空港から

（3）当時使用していたパスポートの国籍，氏名及び生年月日は，今回の申請における国籍，氏名及び生年月日と同じですか。

□同じ

□別の氏名等　　国　籍：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日：＿＿年＿＿月＿＿日

（4）退去強制されるまでの間に夫婦で同居した事実がある方は，その期間と住所を記入して下さい。

期間：＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日～＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

11　申請人（お相手の方）と配偶者（あなた）の親族について記入して下さい。

※日本に居住している方の電話番号は可能な限り記入して下さい。父母がお亡くなりになっている場合には，「住所欄」に「死亡」と記載して下さい。お子さんについては，（2）の表に記載して下さい。お子さんがいない場合は，「なし」と記載して下さい。

（1）父・母・兄弟・姉妹について記載して下さい。

	続柄	氏　名	年齢	住　所	電話番号
【記載例】	父	入管太郎	６２	東京都千代田区××1-2-301	03-▽△-×××××
夫の親族	父				
	母				
【記載例】	父	Nyukan James V.	６２	New York, U.S.A（都市名まで）	××××-12-OO-345
妻の親族	父				
	母				

（2）お子さんについて記載して下さい。

続柄	氏　名	生年月日	住　所
【記載例】			
夫の長男	入管三郎	1975.11.19	埼玉県さいたま市××9-8-7
妻の長女	Nyukan Mary C	1999.12.15	New York, U.S.A（都市名まで）

12　親族で今回のご結婚を知っている方はどなたですか。

（該当するところを○で囲んで下さい。）

夫側：　父　　母　　兄　　弟　　姉　　妹　　子

妻側：　父　　母　　兄　　弟　　姉　　妹　　子

以上の記載内容に誤りはありません。

平成　　年　　月　　日

署　　名（配偶者）：

（注）事実に反する記入をしたことが判明した場合には申請人に係る審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので、提出前に、記載内容に間違いがないことを確認し、ご自身で署名してください。

質　問　書（更新用）

配偶者記入用

この質問書は，提出された申請の審査のために答えていただくものであり，重要な参考資料となります。回答に当たっては，各質問について該当するものにチェック☑又は○印で囲み，その他記入部分については，できるだけ具体的に，かつ詳しく記載・説明してください。また，他の人に記入させることなく，必ずご自身で記入してください。

なお，事実に反する記入をしたことが判明した場合には申請人に係る審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

【記入に際しての説明】

※申請人とは，これから入国・在留のための審査を受ける外国人（我が国に滞在を希望する外国人）を指します。

※配偶者とは，上記申請人と婚姻している日本人又は外国人を指します。

1．お互いの身分事項について記入して下さい。日本国籍の方につきましてはフリガナもお願いします。

	国籍・地域	氏　名
申　請　人		男 女

配偶者	氏　名		フリガナ	国籍・地域	
	自宅	住　所			
		電　話	自宅　　携帯		
		同居者の有無	□無　□有　（氏名　　）		
		□自己所有　□借家・家賃＿＿＿＿円		＿＿＿＿ＬＤＫ	
	職場	会社名		職務内容	
		所在地			
		電　話		就職年月日	年　月　日

2　生活状況についてお尋ねします。

（1）現在，申請人と配偶者は，一緒に生活していますか。

B又はCにチェックした場合はその理由を記載してください（申請人又は配偶者に1の住所以外にも生活している場所があればその場所の所在地も併せて記載すること）。

□ A いつも一緒に生活しています。

→いつから一緒に生活していますか（具体的な時期を記載すること）。

_____

□ B 一緒に生活するときもあれば，別々に生活するときもあります。

□ C 一緒に生活していません。別々に生活しています。

理由：_____

_____

_____

_____

（2）ご夫婦の現在の職業（アルバイトを含みます。）や収入について記入してください。無職の場合は□にチェックしてください。

申請人：職業 _____（勤務先： ）

□ 無職

平均月収 _____円

配偶者：職業 _____（勤務先： ）

□ 無職

平均月収 _____円

※ 配偶者に収入がある場合，給与明細（直近1年程度）又は源泉徴収票の写しをご提出ください（紛失等により提出できない場合は，給与支払者が作成した支払額の証明書を提出してください。）。

（3）ご夫婦の生活費（家賃，光熱費，食費など）は，誰が負担していますか。

□ 申請人が全額負担している

□ 配偶者が全額負担している

□ 夫婦で分担している

□ その他（具体的に記載してください。）

_____

以上の記載内容に誤りはありません。

平成 年 月 日

署 名（配偶者）：_____

（注）事実に反する記入をしたことが判明した場合には申請人に係る審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

質　問　書（更新用）

申請人記入用

この質問書は，提出された申請の審査のために答えていただくものであり，重要な参考資料となります。回答に当たっては，各質問について該当するものにチェック☑又は○印で囲み，その他記入部分については，できるだけ具体的に，かつ詳しく記載・説明してください。また，他の人に記入させることなく，必ずご自身で記入してください。

なお，事実に反する記入をしたことが判明した場合には審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

【記入に際しての説明】

※申請人とは，これから入国・在留のための審査を受ける外国人（我が国に滞在を希望する外国人）を指します。

※配偶者とは，上記申請人と婚姻している日本人又は外国人を指します。

1　お互いの身分事項について記入して下さい。日本国籍の方につきましてはフリガナもお願いします。

	国　籍・地域	氏　名	
申　請　人			男 女

配偶者	氏　名		フリガナ	国籍・地域	
	自宅	住　所			
		電　話	自宅　　携帯		
		同居者の有無	□無　□有　（氏名　　）		
		□自己所有　□借家　家賃　　円　　ＬＤＫ			
	職場	会社名		職務内容	
		所在地			
		電　話		就職年月日	年　月　日

2　生活状況についてお尋ねします。

（1）現在，申請人と配偶者は，一緒に生活していますか。

B又はCにチェックした場合はその理由を記載してください（申請人又は配偶者に１の住所以外にも生活している場所があればその場所の所在地も併せて記載すること）。

□ A いつも一緒に生活しています。

→いつから一緒に生活していますか（具体的な時期を記載すること）。

_____

□ B 一緒に生活するときもあれば，別々に生活するときもあります。

□ C 一緒に生活していません。別々に生活しています。

理由：_____

_____

_____

_____

（2）ご夫婦の現在の職業（アルバイトを含みます。）や収入について記入してください。無職の場合は□にチェックしてください。

申請人：職業 _____（勤務先：　　）

□ 無職

平均月収 _____円

配偶者：職業 _____（勤務先：　　）

□ 無職

平均月収 _____円

※ 配偶者に収入がある場合，給与明細（直近１年程度）又は源泉徴収票の写しをご提出ください（紛失等により提出できない場合は，給与支払者が作成した支払額の証明書を提出してください。）。

（3）ご夫婦の生活費（家賃，光熱費，食費など）は，誰が負担していますか。

□ 申請人が全額負担している

□ 配偶者が全額負担している

□ 夫婦で分担している

□ その他（具体的に記載してください。）

_____

以上の記載内容に誤りはありません。

平成　　年　　月　　日

署 名（申請人）：_____

（注）事実に反する記入をしたことが判明した場合には審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

別記第３１号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，経歴を詐称している疑いがあると認められるので，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】○○年○○月○○日，当局に在留資格認定証明書交付申請のあった上記技能実習生は，申請書上過去の出入国歴がない旨記載していたものの，実際には○○年○○月○○日に在留資格「技能実習１号ロ（１年）」で本邦に上陸し，○○年○○月○○日に本邦を出国した経歴があることが判明したもの。
備考	

別記第３２号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，第３号技能実習計画の認定基準に適合しない疑いがあると認められるので，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】○○年○○月○○日，当局に技能実習３号への在留資格変更許可申請のあった上記技能実習生は，当該申請に基づく特例期間中に再入国許可に基づき○○年○○月○○日に本邦を出国したものの，１か月以上の一旦帰国をすることなく，○○年○○月○○日に本邦に再入国したことが判明したもの。
備考	

別記第３３号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，行方不明とされていた者であるが，その所在が判明したことから，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】 1　上記技能実習生は，○○（監理団体又は実習実施者名）から，行方不明であるとして，技能実習実施困難時届出書の提出があった者であるが，○○年○○月○○日，○○県○○市○○町○○丁目○○番地所在の事業所において，その所在が判明したもの。 2　同日，○○（監理団体又は実習実施者名）に連絡を取り，当該技能実習生の身柄を引き渡し，○○（監理団体又は実習実施者名）の責任の元で，帰国の支援を行うなど，技能実習生の保護に係る必要な措置を講ずるよう指導している。
備考	

別記第３４号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
〇〇地方事務所（支所）長　殿

〇〇出入国在留管理局〇〇支局
首席審査官

下記の実習実施者については，技能実習の内容が認定計画に相違する疑いがあると認めたので，情報を共有する。

記

実習実施者	氏名又は名称 住　　所 届出番号
事案の概要	【例】 〇〇年〇〇月〇〇日，上記実習実施者に摘発を実施したところ，〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の事業所において，認定計画上，耕種農業の技能実習を行うとしていた技能実習生が，食品加工の作業に従事している状況が認められたもの。
備　考	

別記第３５号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の実習実施者（又は監理団体）については，入管法第７３条の２第１項各号の規定に該当する行為に及んだものと認めたので，情報提供する。

記

実習実施者 (監理団体)	氏名又は名称 住　　所 届出番号 (許可番号)
事案の概要	【例】 1　○○年○○月○○日から○○年○○月○○日の○○間にわたって，上記実習実施者は，○○県○○市○○町○○丁目○○番地所在の事業所において，在留資格を有しない○○国籍の外国人○○名を雇用し，就労させていたものであり，その態様が悪質であると認められるもの。 2　当該外国人については，出入国管理及び難民認定法第２４条第１号の退去強制事由に該当するものとして退去強制手続をとっているところである。 また，当該実習実施者に対しては，技能実習法施行規則第１２条第１項第１０号の規定に基づき，実習監理を受ける監理団体に対して本件事実を報告するよう指導している。
備　　考	○○年○○月○○日付け○○○○第○○○○○号により，貴事務所より，情報提供を受けていたもの。

別記第３６号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の実習実施者（監理団体）については，事業活動に関し外国人に不正に入管法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交付，上陸許可の証印若しくは許可，同章第４節の規定による上陸の許可若しくは同法第４章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で，偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し，又は提供する行為に及んだものと認めたので，情報提供する。

記

実習実施者 (監理団体)	氏名又は名称 住　　所 届出番号 (許可番号)
事案の概要	【例】 ○○年○○月○○日，上記実習実施者（監理団体）は，○○国籍の外国人○○に係る在留資格認定証明書交付申請において，同外国人に不正に同証明書の交付を受けさせる目的で，内容虚偽の証明書を作成したもの。
備　　考	

別記第３７号様式
年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，入管法第２条第７号に規定する人身取引等の被害者であると認められるので，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】 1　上記技能実習生は，○○（監理団体又は実習実施者名）から，事前に，（実際とは異なる）時給○○円の賃金を支払う旨を提示される等し，同内容の雇用契約を交わしていたところ，本邦入国後，旅券を取り上げられ，○年○月○日から○年○月○日までの実習に係る賃金が支払われず（最低賃金以下の時給○○円の賃金で実習させられ），実習を強要されている（た）ものであり入管法第２条第７号に規定する人身取引等の被害者と認められる。 2　同技能実習生が，○年○月○日，当部門に出頭し，被害を申告したことから判明。 3　同技能実習生は，実習先変更及び宿泊援助を希望している。
備考	

別記第３８号様式
年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，技能実習生の意思に反して，帰国をさせられる旨の申出があったことから，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】 1　○○年○○月○○日，上記技能実習生は，○○空港の出国審査場において，入国審査官に対し，今回の出国は技能実習生本人の意思によるものではなく，○○（監理団体又は実習実施者名）から帰国を強制させられたものである旨の相談があり，出国を取り止めたもの。 2　当該技能実習生については，必要に応じて，近隣の機構地方事務所に相談するよう指導した上，帰宅させている。 また，当該技能実習生の所属する監理団体及び実習実施者に連絡を取り，当該技能実習生に対する不利益取扱に該当する行為に及んだ場合にあっては，技能実習法第４９条第２項に違反する行為として，同法第１１１条第７号の規定に基づき罰則の適用がある旨伝えた上で，技能実習生の保護に係る必要な措置を講ずるよう指導している。
備考	

別記第３９号様式
年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の外国人は、出入国管理及び難民認定法第２４条の退去強制事由に該当する疑いがあるとして、退去強制手続を受けていたものであるが、今般退去強制事由に該当しない旨の認定による放免／認定に誤りがある旨の判定による放免／理由あり裁決による放免／口頭審理放棄により退去強制令書の発付／口頭審理請求取下げにより退去強制令書の発付／異議申出放棄により退去強制令書の発付／異議申出取下げにより退去強制令書の発付／理由なし裁決により退去強制令書の発付／理由なし裁決となったものの在留特別許可／終止としたので、情報提供する。

記

身分事項等	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】○○年○○月○○日、上記外国人は、出入国管理及び難民認定法第２４条第４号ロ（不法残留）に該当する疑いがあることから収容令書の発付を受け、退去強制手続を受けていたものであるが、○○年○○月○○日に理由あり裁決／在留特別許可（在留資格「技能実習２号ロ（１年）」）を受けたもの。
備考	

別記第４０号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について、在留期間中に出入国管理及び難民認定法第２４条各号の退去強制事由に該当する疑いがあるとして、当局に収容／収容中に仮放免したことから、情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】○○年○○月○○日、上記技能実習生は、出入国管理及び難民認定法法第２４条第４号イ（資格外活動）に該当する疑いがあることから収容令書の発付を受け、同令書に基づき○○年○○月○○日に当局に収容されたもの。
備考	

別記第４１号様式

通　　報　　書

年　　月　　日

○　　○　　部　　門
首席入国警備官　　殿

○　　○　　部　　門
首席審査官

外国人技能実習機構から、入管法第７３条の２第１項各号の規定に該当する行為に及んだ疑いのある者に係る情報の提供を受けたので、通報します。

氏名又は名称	
住　　所	
許可又は届出番号	
備　　考	添付物（例） ○○年○○月○○日付け外国人技能実習機構からの情報提供（○○○○第○○○○○号）写し

※　許可又は届出番号記載欄については、対象者が監理団体である場合には監理団体の許可番号、実習実施者である場合には実習実施者の届出番号を記載する。

別記第４２号様式

通　　報　　書

年　　月　　日

○　○　部　　門
首席審査官（首席入国警備官）　　殿

○　○　部　　門
首席審査官

外国人技能実習機構から，入管法第２４条各号に該当する疑いのある外国人に係る情報の提供を受けたので，通報します。

氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日　　男・女
国　籍　・　地　域	
在　留　資　格	（在留期間の満了日　　年　　月　　日）
在留カード番号	
備　　考	添付物（例） ○○○○年○○月○○日付け外国人技能実習機構からの情報提供（○○○○第○○○○○号）写し

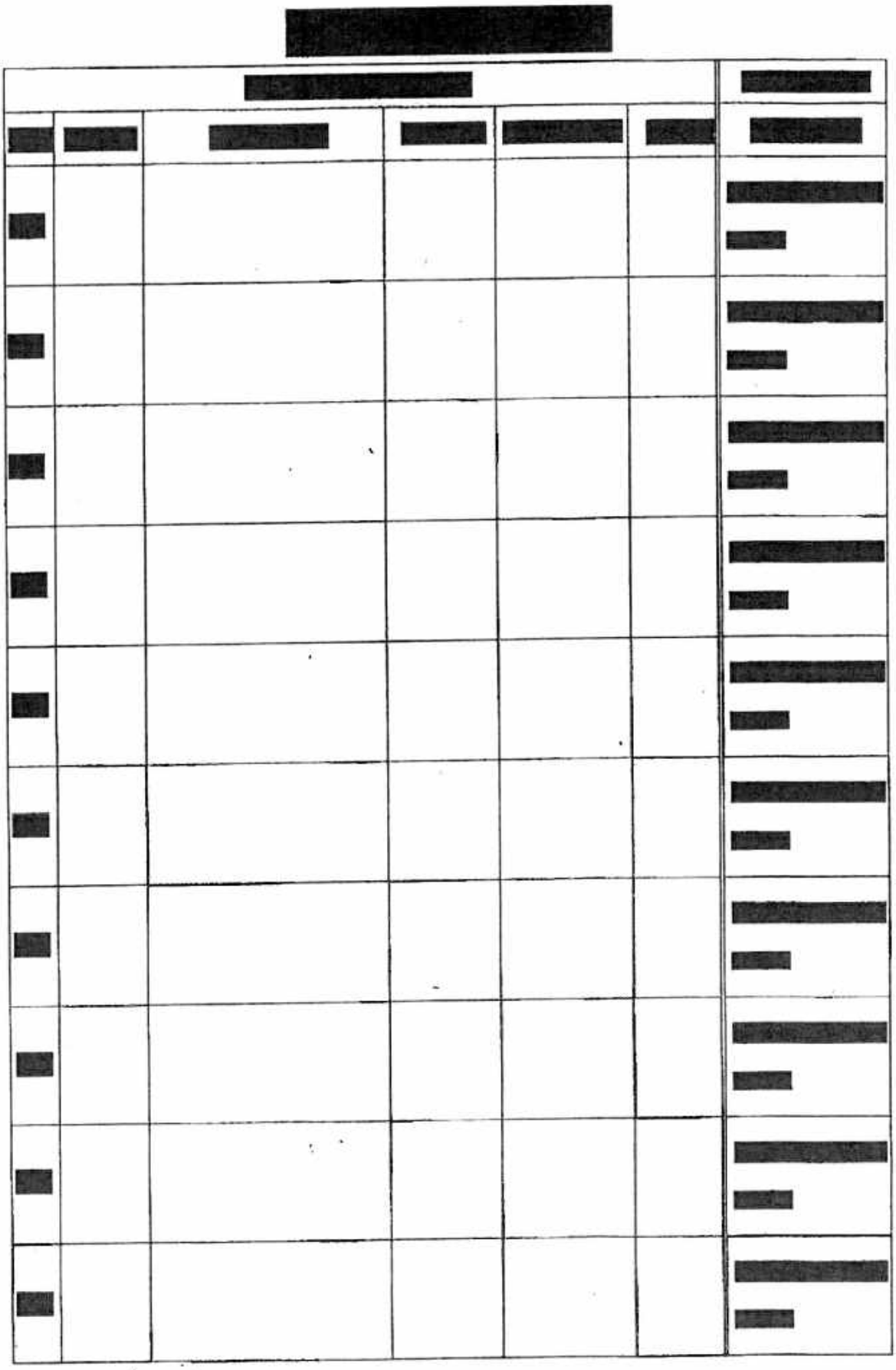
別記第４３号様式

[redacted]

別記第４３号の２様式

[redacted]

別記第44号様式



別記第44号の2様式

[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

別記第４５号様式

申告書

年　月　日

出入国在留管理局長殿

国籍・地域

氏名

入国目的等について，下記のとおり申告いたします。

記

1　入国目的及び入国後の活動内容（複数の選択可）

□日本語の習得　□日本文化の習得　□就労

□自治体の活動や地域住民との交流会への参加　□その他（　　）

2　具体的な入国目的及び入国後の活動内容

※　上記1で選んだ項目について，具体的に記載してください。

3　入国後に日本の公的医療保険に加入すること

4　入国手続及び入国後の手続等に係る対価として日系四世受入れサポーターへの報酬の支払いがないこと。

5　入国後の就労予定について，労働条件を承知していること（就労予定がある場合）。

6　日本への渡航費用等として前借金と賃金の相殺に係る契約がない又は当該契約がある場合には，同条件について同意していること。

（注）当該契約がある場合には，契約書の写しを提出してください。

上記のとおり相違ありません。

申請人署名

別記第４６号様式

（日系四世受入れサポーター（個人）用）

誓約書

年　月　日

出入国在留管理局長　殿

国籍・地域

氏名

上記の者の入国・在留に関し、下記の事項について誓約いたします。

記

1　日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）の円滑な遂行に必要な支援（以下「活動支援」という。）を無償で提供すること

2　定期的（少なくとも２か月に１回）に連絡を取り、就労状況を含む活動状況を把握すること

3　在留期間更新許可申請に当たり日本文化の習得状況及び就労状況を含む生活状況について、上記の者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと（上記の者が通算３年を超えて在留する場合を除く）

4　地方出入国在留管理局から日本文化の習得状況及び就労状況を含む生活状況について問合せがあった場合、回答すること

5　活動支援を提供することが困難となった場合、速やかに上記の者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと

6　日系四世から日系四世受入れサポーターとして手数料又は報酬を受け取らないこと

誓約者（日系四世受入れサポーター）

以下のとおり申告いたします。

ふりがな

氏　名　　男・女

生年月日

住　所　　TEL

職　業（勤務先）　　TEL

国籍・地域（在留資格，期間）

- 被支援者との関係　□親族　□友人・知人　□雇用主
  □その他（　　）

- 被支援者の活動支援について紹介を受けた者又は団体
  □　なし
  □　あり
  氏名又は団体名

  住所又は所在地　　TEL

  職業紹介事業の許可・届出番号
  ※　職業紹介事業者から紹介を受けた場合に記載してください。

- 被支援者の紹介を受けるに当たり紹介者に紹介料を支払っていません。

- 暴力団関係者ではありません。

- 被支援者以外に日系四世受入れサポーターとして活動支援を担当している日系四世の人数
  ※　個人の方が活動支援を担当できるのは３人までです。
  人

- 過去に出入国に関する法令等の違反により刑に処せられた又はこれらの法令に関し不正若しくは不当な行為をしたことはありません。

上記のとおり相違ありません。

日系四世受入れサポーター署名

別記第４６号の２様式

（日系四世受入れサポーター（団体）用）

誓約書

年　月　日

出入国在留管理局長殿

国籍・地域

氏名

上記の者の入国・在留に関し、下記の事項について誓約いたします。

記

1　日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）の円滑な遂行に必要な支援（以下「活動支援」という。）を無償で提供すること

2　定期的（少なくとも２か月に１回）に連絡を取り、就労状況を含む活動状況を把握すること

3　在留期間更新許可申請に当たり、日本文化の習得状況及び就労状況を含む生活状況について、上記の者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと（上記の者が通算３年を超えて在留する場合を除く）

4　地方出入国在留管理局から日本文化の習得状況及び就労状況を含む生活状況について問合せがあった場合、回答すること

5　活動支援を提供することが困難となった場合、速やかに上記の者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと

6　日系四世から日系四世受入れサポーターとして手数料又は報酬を受け取らないこと

誓約者（日系四世受入れサポーター）
以下のとおり申告いたします。

団体名

所在地　　TEL

業務内容　　TEL

・　上記の団体は、上記の者が居住する地域において、国際交流又は地域社会への奉仕を目的として活動する非営利の法人です。

・　被支援者との関係　　□雇用主　□その他（　　）

・　被支援者の活動支援について紹介を受けた者又は団体

□　なし

□　あり

氏名又は団体名

住所又は所在地　　TEL

職業紹介事業の許可・届出番号

※　職業紹介事業者から紹介を受けた場合に記載してください。

・　被支援者の紹介を受けるに当たり紹介者に紹介料を支払っていません。

・　暴力団関係者ではありません。

・　過去に出入国に関する法令等の違反により刑に処せられた又はこれらの法令に関し不正若しくは不当な行為をしたことはありません。

上記のとおり相違ありません。

日系四世受入れサポーター

記名

（注）役員及び活動支援を担当する常勤職員について、別紙「役員及び活動支援担当者一覧表」を提出してください。

別記第47号様式

役員及び活動支援担当者一覧表

氏名	氏名のふりがな	生年月日				性別	国籍・地域	住所	役職名	在留カード等番号（※外国人の場合に限る）
		和暦	年	月	日					

[redacted]

別記第４８号様式

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

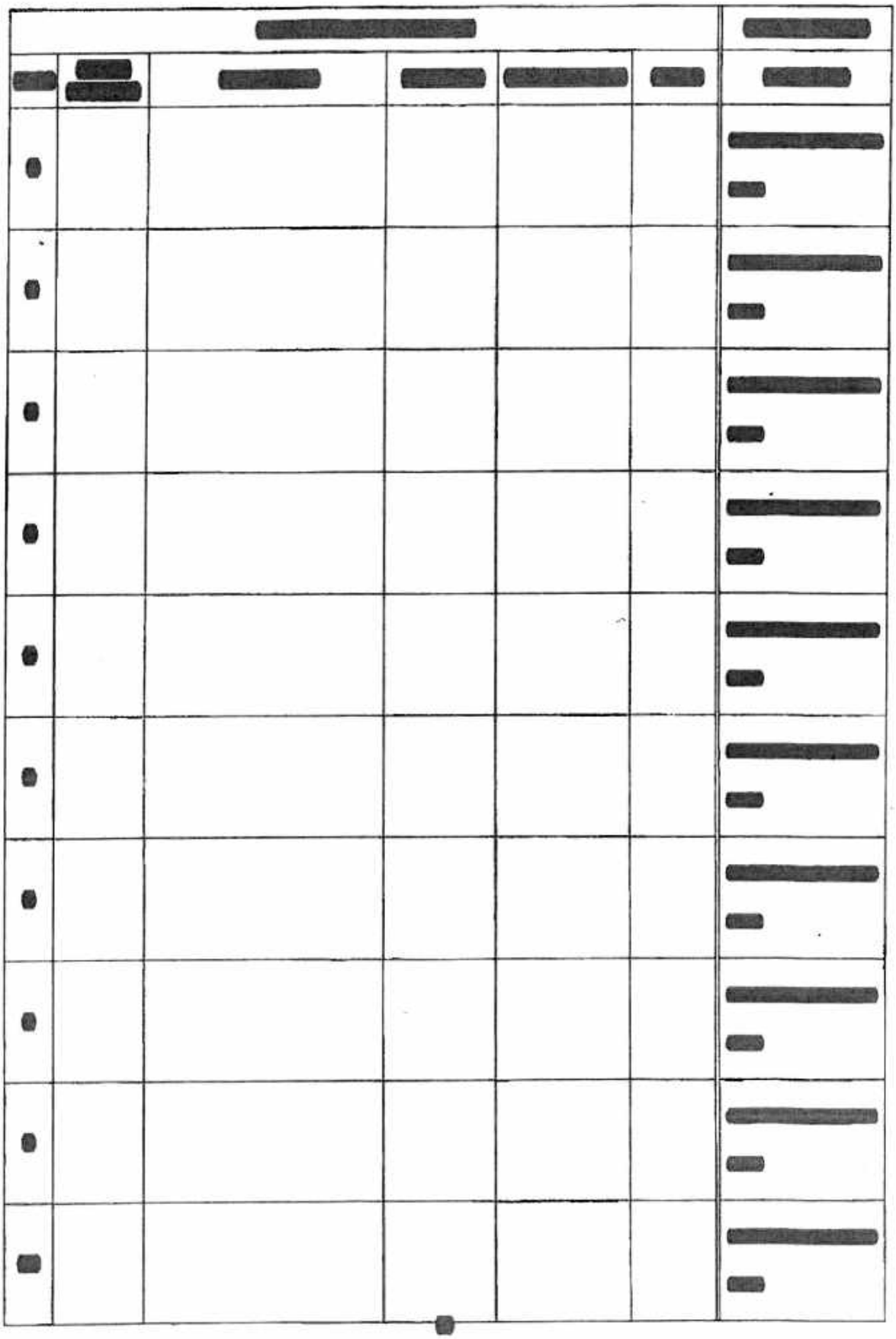
[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

別記第48号の2様式



別記第４９号様式

[redacted]

別記第４９号の２様式

別記第５０号様式

文　書　番　号
〇〇年〇月〇日

〇〇警察本部暴力団対策主管課長　殿

〇〇出入国在留管理局首席審査官　印

「特定技能外国人の受入れに係る業務からの暴力団排除に関する合意書」に基づく照会について

下記の者について、「特定技能外国人の受入れに係る業務からの暴力団排除に関する合意書」（平成３１年３月１４日付け警察庁丁暴発第８８号及び法務省管在第１６６９号）に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて照会します。

記

１　照会対象者
別紙記載のとおり。

※　別記第５１号様式を用いない場合は、氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所を記載し、法人の場合は、その法人の商号又は名称、その者の役職を加えて記載すること。

別記５０号の２様式

照会文書記載例

シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	会社名	役職名
カントウ タロウ	関東　太郎	S	30	03	04	M	株式会社特定	代表取締役
カンサイ ハナコ	関西　花子	H	01	04	01	F	技能株式会社	営業部長
トウホク イチロウ	東北　一郎	S	40	01	01	M	有限会社特定	常務取締役
シコク ヒロコ	四国　広子	S	45	12	24	F	有限会社特定	取締役営業本部長
キュウシュウ ジロウ	九州　次郎	H	02	02	02	M	有限会社特定	総務部長
～								

（補足説明）

電磁的記録(拡張子.xlsにて保存)については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名をセルごとに入力し、照会を行うものとする(上記記載例参照)。

なお、上記記載例は、便宜上、項目名及び罫線を付しているが、実際の照会の際は、罫線は不要。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

別記第６４号様式

番　　号
元号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇国税局（所）長　殿

〇〇出入国在留管理局（支局）長

下記の特定技能外国人については，当該特定技能外国人本人又は雇用主である特定技能所属機関が国税を一定程度滞納していることを理由として，在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を不許可とする見込みであることから，情報を提供する。

記

特定技能外国人	国籍・地域	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	性別	□男・□女
	在留資格(在留期間)	
	在留期限（※）	年　月　日
	在留カード番号	
	処分通知予定日	
	(直近の申請における申請書の記載内容)	
	出生地	
	配偶者の有無	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	旅券(番号・有効期限)	年　月　日
	月額報酬	円
特定技能所属機関	氏名又は名称	
	所在地	
	電話番号	
滞納者	□特定技能外国人・□特定技能所属機関	
備考	担当　〇〇出入国在留管理局〇〇部門 入国審査官　〇〇〇〇 電話　〇〇－〇〇－〇〇	

※　在留期間の満了日までに申請に対する処分がされない時は，申請人である外国人は，在留期間満了後も，当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から２か月を経過する日のいずれか早い時までの間は，引き続き従前の在留資格をもって本邦に在留することができる。

別記第７５号様式

[redacted]

1 [redacted]

(1) [redacted]
＊

(2) [redacted]

(3) [redacted]

(4) [redacted]

(5) [redacted]
＊

(6) [redacted]

(7) [redacted]

(8) [redacted]

(9) [redacted]

(10) [redacted]

(11) [redacted]

(12) [redacted]

2 [redacted]
※

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]

(4) [redacted]

(5) [redacted]

(6) [redacted]

(7) [redacted]

※ [redacted]

※ [redacted]

別記第７６号様式

[redacted]

[redacted]

1 [redacted]

(1) [redacted]

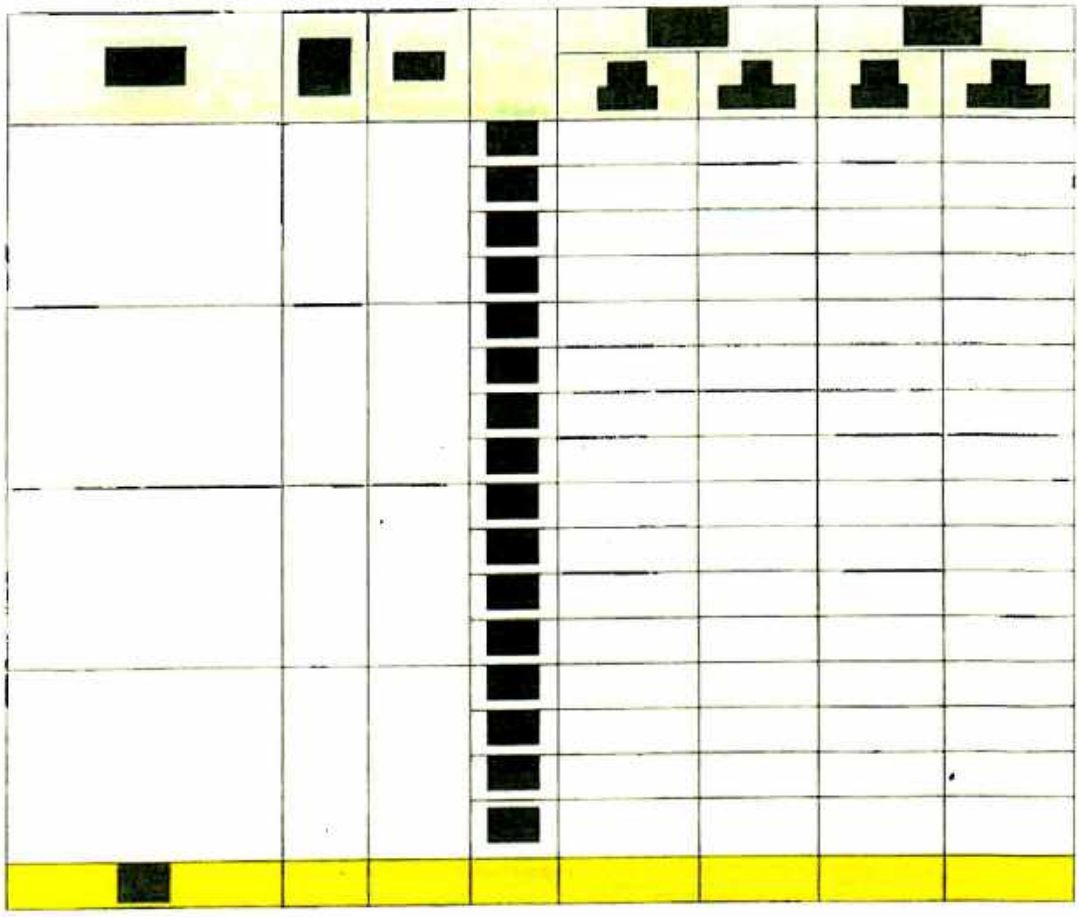
[redacted]	[redacted]

(2) [redacted]

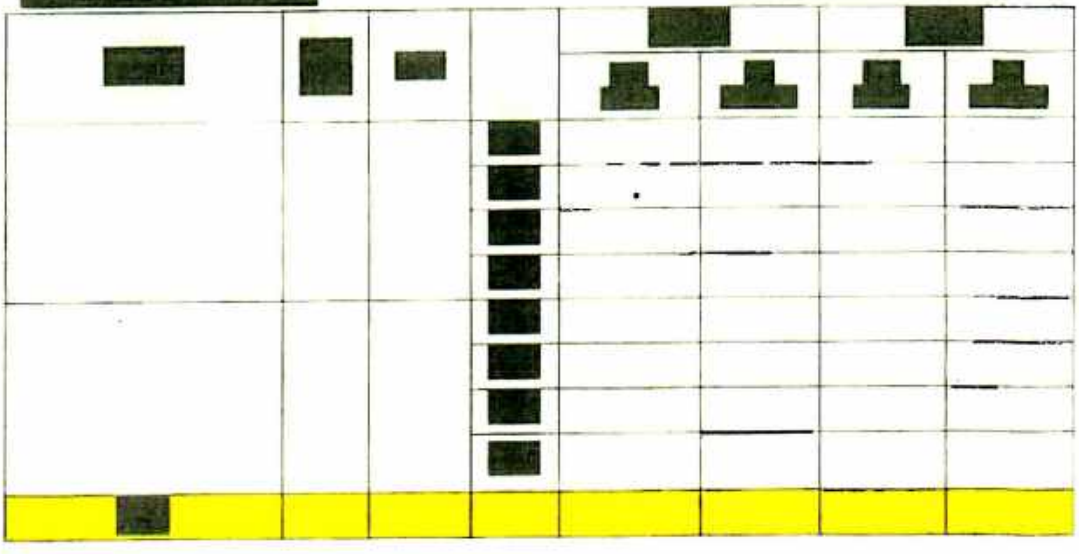
(3) [redacted]

(4) [redacted]

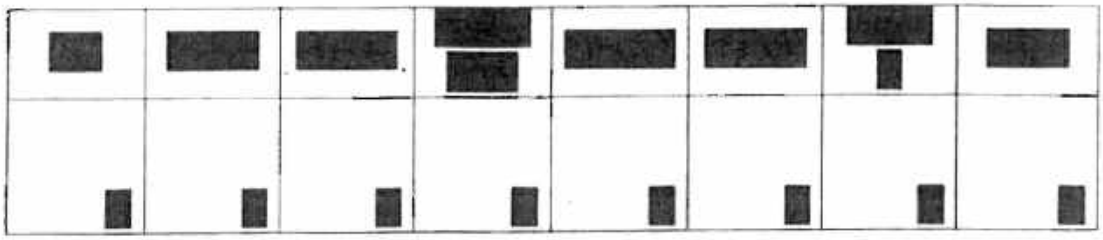
(5) [redacted]



[redacted]



(6)



(7)

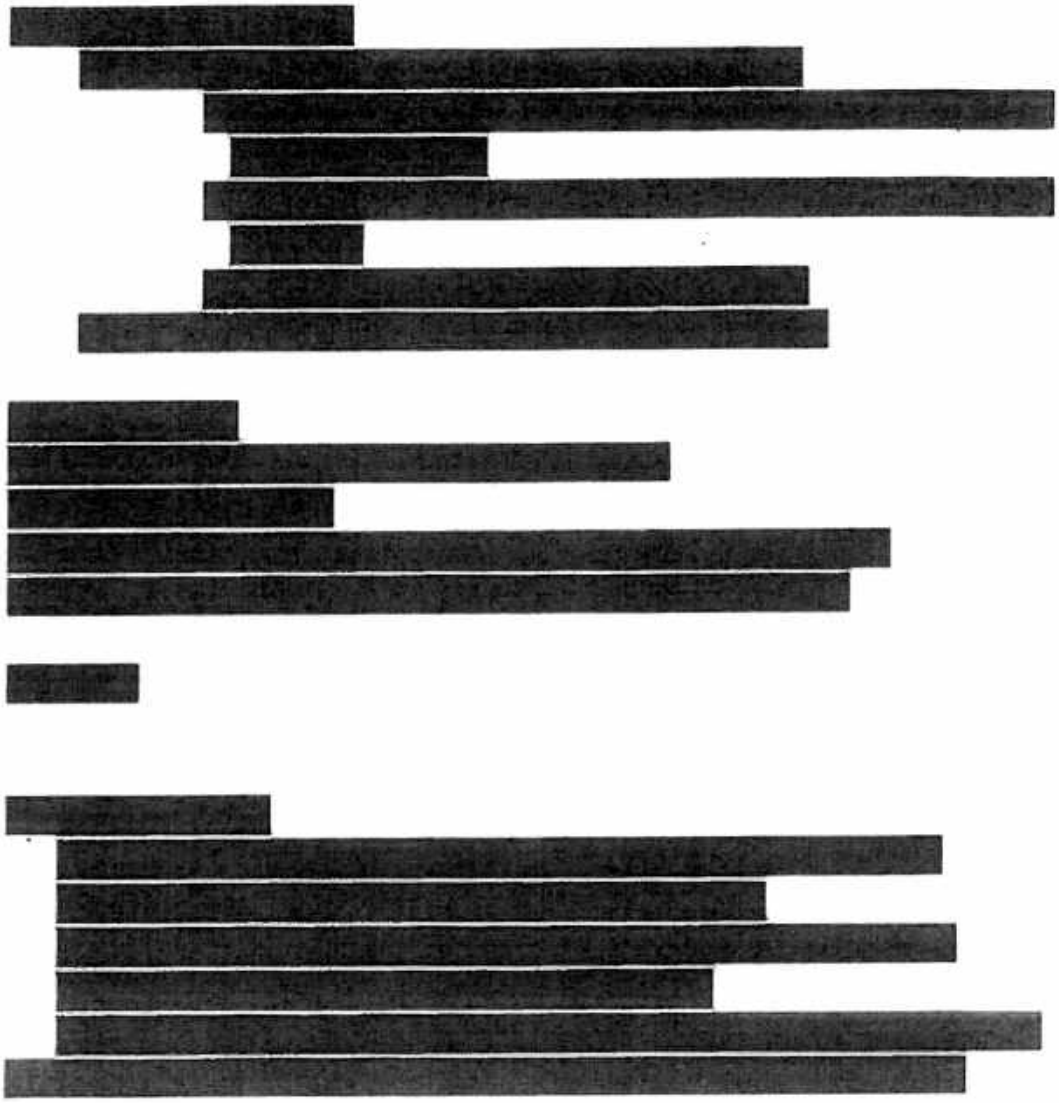
(8)

2 [redacted]

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]



(4) [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

(5) [redacted]

(6) [redacted]

(7) [redacted]

(8) [redacted]

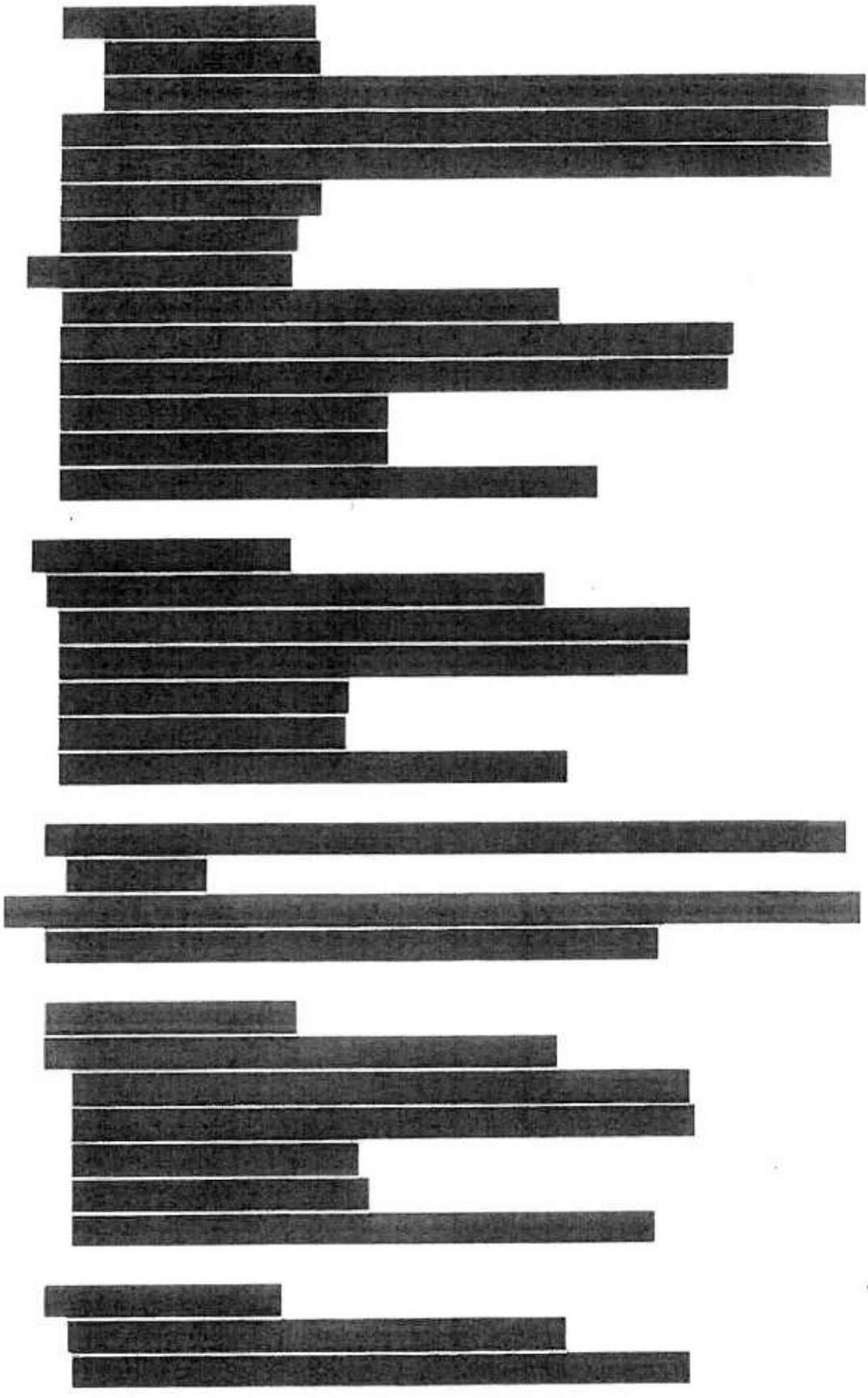
(9) [redacted]

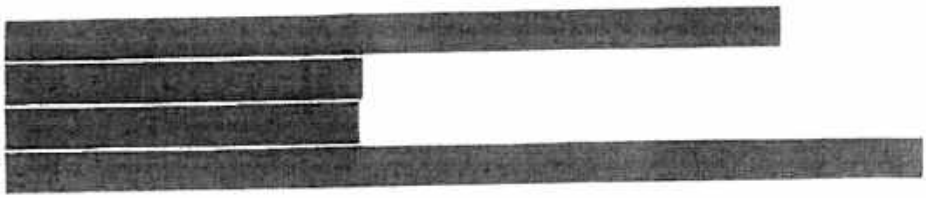
[redacted]

(10) [redacted]

(11) [redacted]

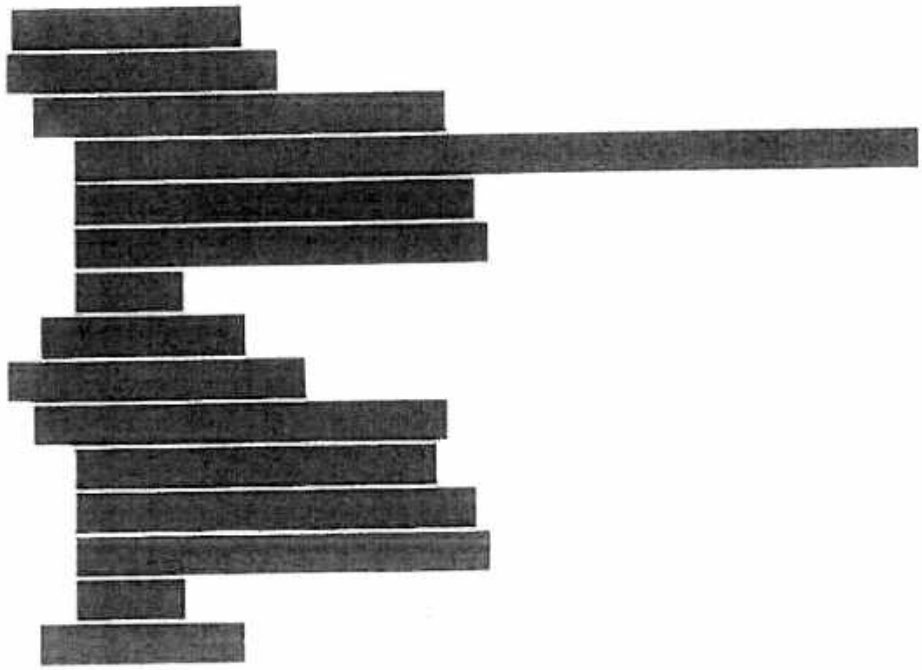
[redacted]



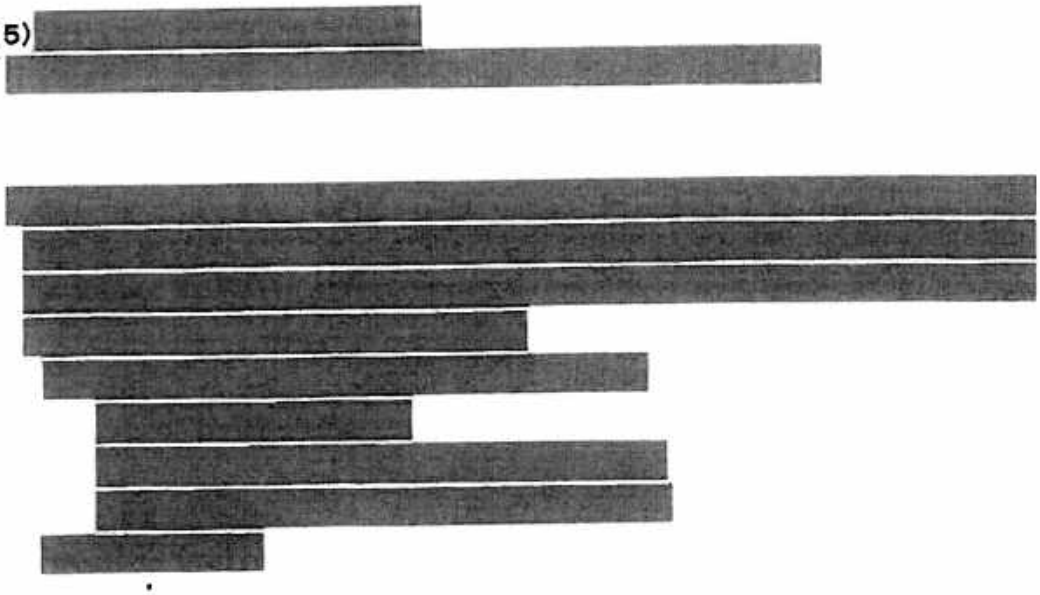


(14)





(15)





別記第77－1号様式

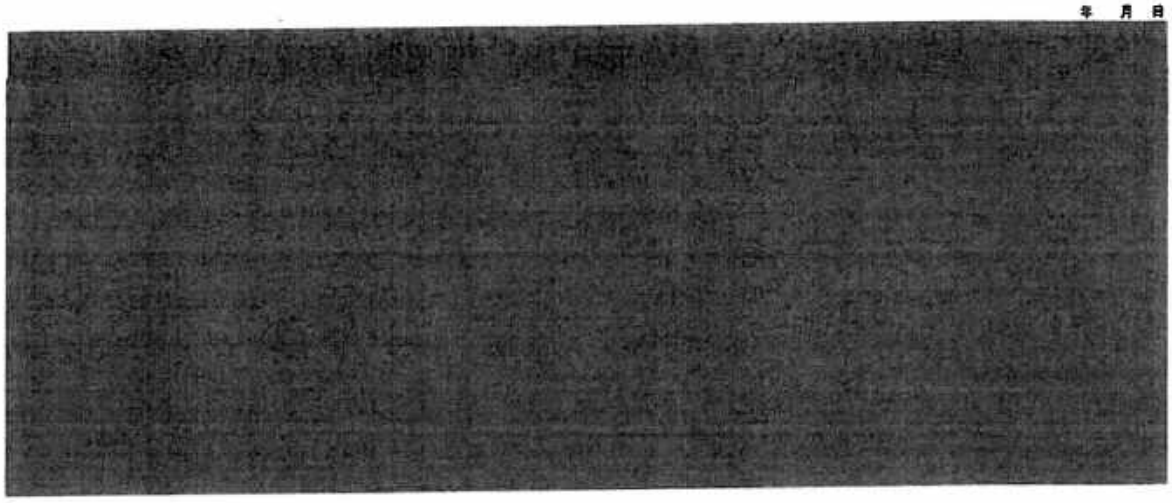
年　　月　　日

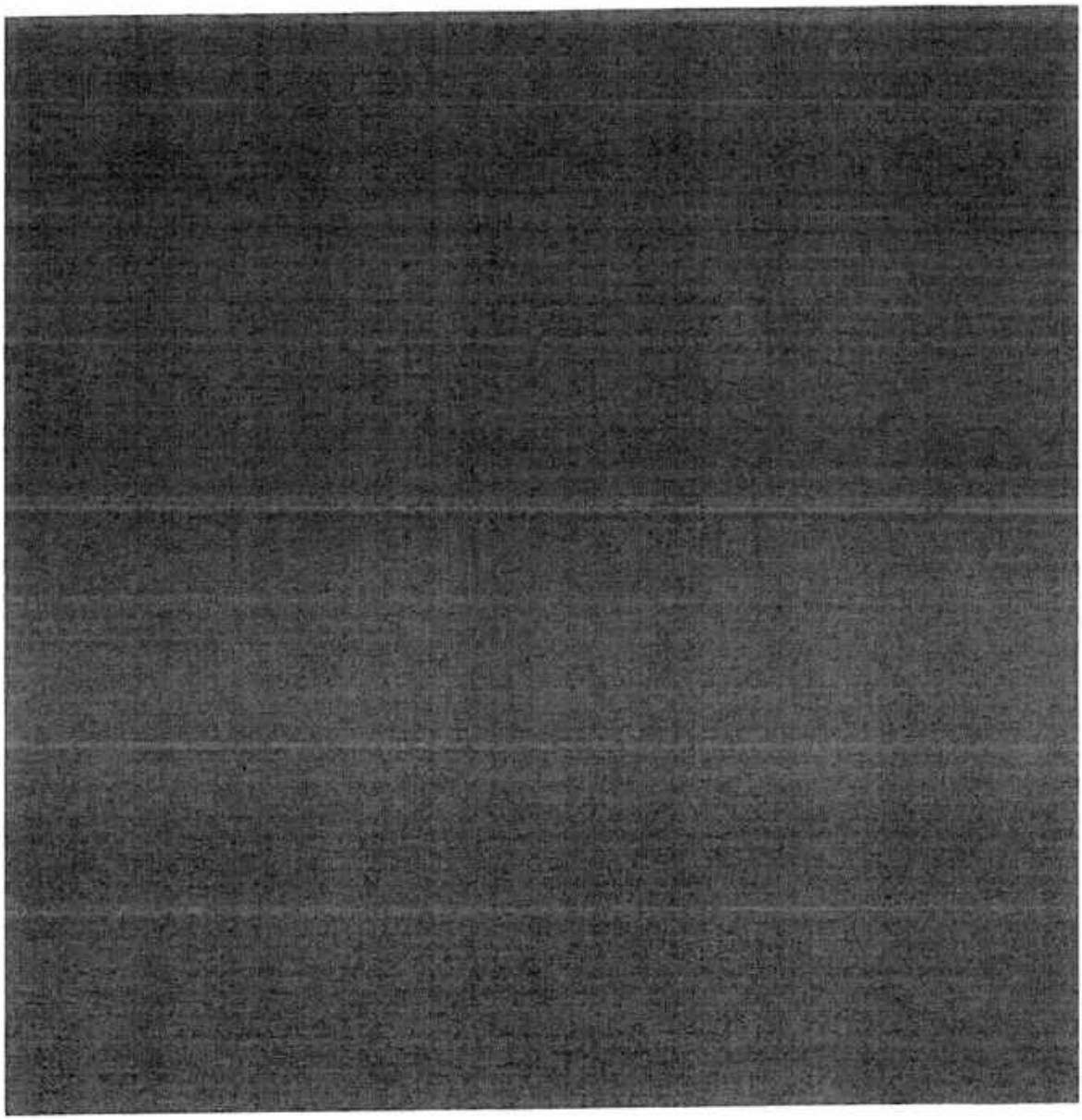
留学生調査表

学校基本情報			
	学校名		
	認可年月日		
	所在地		
	電話番号		
	校長氏名		
	調査実施年		
	学校法人名		
	主たる事務所		
	理事長		
	他に設置する学校		
調査			
	実施日時		
	場所		
	対応者		
	調査従事者		

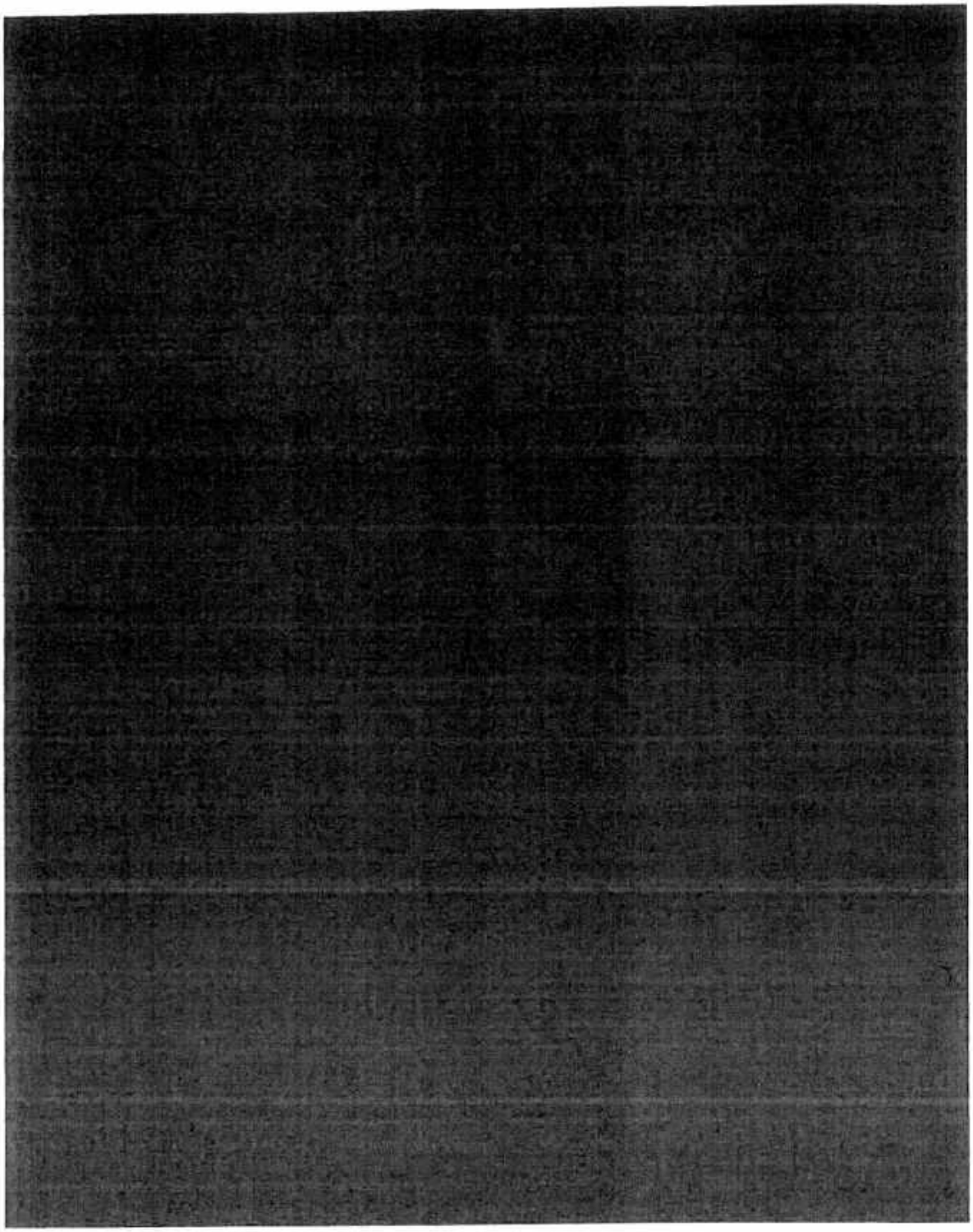
別記第77－2号様式

年　月　日

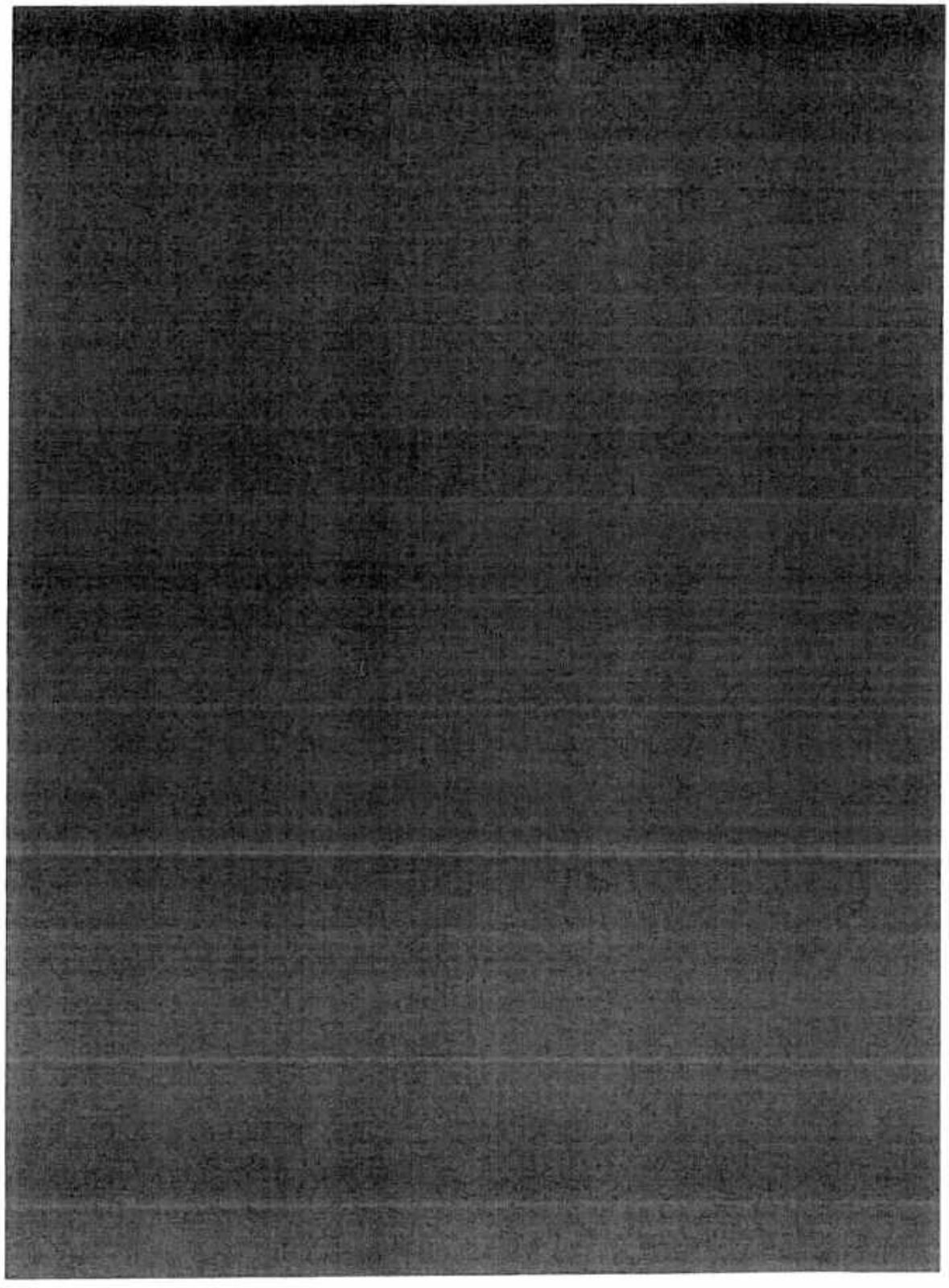




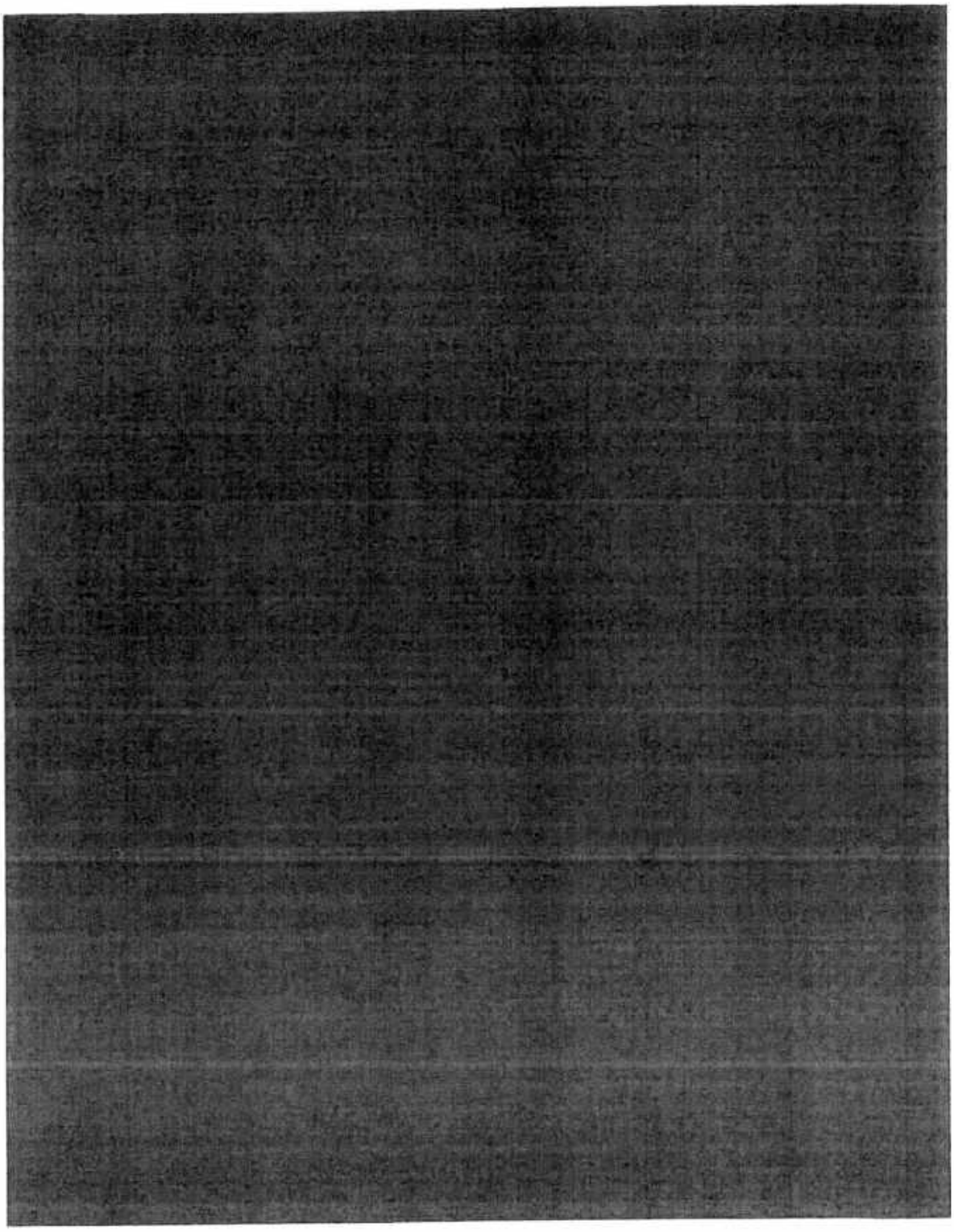
別記第77－2号様式



別記第77－2号様式



別記第77－2号様式



立証資料

1　立証資料は、Ａ４サイズ左とじを原則として変更内容に応じた必要部数を準備し、正本、副本ごとに「提出資料」と併せて提出する。

2　提出資料とその立証資料には、それぞれに色違いのインデックスを貼付の上、整理して提出する。

3　提出資料及びその立証資料の控え一式を作成の上保管し、照会に備える。

1　日本語教育機関までの略図　〔様式第１－１号、第１１号関係〕
最寄りの交通機関（駅）からの通行路は、朱書きする。

2　日本語教育機関の学則　〔様式第１－１号、第４号、第６号、第７号等関係〕
日本語教育機関の学則を制定する場合は、別紙「日本語教育機関学則（モデル）」を参考にし、作成する。
様式第７－４号「基準対象コースごとのレベル別概要」、様式第８-２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」、立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」及び立証資料６「コースカリキュラム」と整合させる。

3　自己点検及び評価の内容　〔様式第１－１号関係〕
自己点検及び点検を行う際の項目、実施時期及び方法、実施体制について記入したものを提出する。

4　入学案内（募集要項）・学校案内　〔様式第４号関係〕
各種変更が認められた場合に使用されるものであって、印刷物として完成されたものであることは要しない（案でも可）。

5　教員別授業担当科目時間割等　〔様式第６号、第７号等関係〕
記入している収容定員の全てが在籍している状態における、①　教員別授業担当科目時間割、②　教室別授業科目時間割、③コース別授業科目時間割をそれぞれ作成する（レベル別に時間割が異なる場合はレベル別に記載）。
作成の際は、授業科目（「会話」「作文」等）を必ず記載し、特に様式第８-２号「毎週担当授業時数」、「担当クラス名（授業担当科目）」との整合性に留意する。
様式第７－４号「基準対象コースごとのレベル別概要」、様式第８-２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」、立証資料２「日本語教育機関の学則」及び立証資料６「コースカリキュラム」と整合させる。

6　コースカリキュラム　〔様式第７－１号関係〕
各コース、各レベルの到達目標、科目名、科目別到達目標及び使用教材、科目別指導時間数、評価方法等が分かるものを作成する。

最低でも以下の内容を全て含むものを作成すること。
①各コースの到達目標
②各レベルの到達目標
③コース別、レベル別科目名
※教育内容が端的に分かる名称であること。「日本語」等は不適当。
④コース別、レベル別科目別到達目標
⑤コース別、レベル別科目別使用教材
※「生教材」「教師作成教材」の場合、内容が確認できないため、どのようなものを用いるのかの例や説明を加える。
⑥コース別、レベル別科目別指導時間数
⑦コース別、レベル別科目別評価方法
※教育機関としての評価基準は学則にも記載される。整合性をとった上で、科目別に適切な評価方法を記載する。また評価内容が複数ある場合はその比率を記載する。なお、成績評価と出席率は本来異なるものであり、成績に出席が加味されることは特別な授業科目以外では生じないものである。

様式第７－４号「基準対象コースごとのレベル別概要」、様式第８-２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」、立証資料２「日本語教育機関の学則」及び立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」と整合させる。

７　設置者の登記簿謄本　〔第１－１号等関係〕

提出日前１か月以内に発行のもの（写しは不可）を提出する（設置者が個人等の場合は不要）。

８　設置者の寄附行為・定款等　〔様式第１－１号等関係〕

設置者が株式会社等の場合は定款を、学校法人等の場合は寄附行為をそれぞれ提出する。設置者が個人等の機関で、日本語教育機関運営に関する内部の定め（例：「組織運営規定」等）がある場合は、それを提出する。

９　専修学校・各種学校認可証明書類　〔様式第１－１号関係〕

専修学校・各種学校の課程として行う場合は、学校法人等認可者の認可書の写しを添付する。
なお、日本語教育課程の新設等の場合は、都道府県に対し、設置申請の必要があることから同申請書の写しを併せて添付する。

１０　役員・校長・教員等の履歴書　〔様式第２－３号、第８－３号、第９－２号等関係〕

⑴　役員、校長、教員及び生活指導担当者又は入国在留事務担当者となる事務職員について市販の履歴書用紙等を用いて、写真を貼付した履歴書を添付する。
ただし、役員については、設置代表者及び日本語教育機関経営担当役員のみについて添付することとし、また、履歴書の作成日は書面提出期限前３か月以内のものとする。
⑵　これらの者が外国人の場合は、在留カードの写し（表・裏）を申請書の「個人調書」に添付する。
⑶　履歴書は、本資料様式第８－２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」に記入した教員等番号を欄外に（左とじにした場合、番号を確認しやすい右上部）記入し（注：以下１１～１６及び２３についても同様とする。）、必要に応じて以下１１～１５とまとめてその番号ごとにとじる。

１１　最終学歴卒業証明書　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

校長及び教員については、最終学歴を証明する書類（卒業証書の写し（Ａ４サイズに縮小・拡大可）、卒業証明書など）を添付する。なお、卒業証明書は原本（写しは不可）を提出する。なお、改姓により証明書の名前と現在の名前が異なる場合には、改姓の証明書も提出する。

１２　大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

大学又は大学院において、日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得した者又は日本語教育に関する科目の単位を２６単位以上修得した者については、解釈指針に記載された事項が確認できる書類（成績証明書など）を添付する。

登録実践研修機関の実践研修及び登録日本語教員養成機関の養成課程を修了した者については、実践研修修了証書及び養成課程修了証書の写しを添付する。

１３　日本語教育能力検定試験合格証の写し　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

日本語教育能力検定試験合格者については、合格証の写し（Ａ４サイズ縮小可、令和６年３月３１日までに合格したものに限る。）を添付する。

なお、合格証が手元に到着していない場合には、合格通知書の写しを添付すること。その場合、合格証を入手次第、写しを提出すること。

１４　日本語教育に関する研修を受講した証明書　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

学士の学位を有し、日本語教員養成講座等で日本語教育に関する研修を４２０時間以上受講した者については、その講座等の修了を証明（受講時間数が明記されたもの）するもの及びその研修の内容について解釈指針に記載された事項が確認できるものを添付する。

登録実践研修機関の実践研修及び登録日本語教員養成機関の養成課程を修了した者については、実践研修修了証書及び養成課程修了証書の写しを添付する。

なお、短大卒業者、専修学校卒業者については上記研修を受講しても教員資格とはならないので注意する。

１５　登録日本語教員登録証の写し　〔様式第８－２号関係〕

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和５年法律第４１号）に基づき登録日本語教員の登録を受けた者については、当該登録証の写しを添付する。

１６　他校等での教育経験者の在職証明書　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

校長及び教員で他の日本語教育機関等において日本語教育歴のある者については、当該日本語教育機関等の所属長（設置代表者等）による在職証明書（本務等・非常勤の別、勤務期間及び総勤務時間のみでなく、週当たりの勤務時間も併せて明記されたもの）を添付する。

１７　校地・校舎の図面　〔様式第１１号、第１２号等関係〕

⑴　校舎の写真及び平面図等を提出する。

⑵　同一敷地内に複数の校舎がある場合には、当該日本語教育機関の校舎がどれであるのか明確に表示する。

⑶　平面図については、教室（各教室番号を付し、出入口、窓、黒板、教卓、机等を明示し、各室の収容定員及び面積（内のり）を記載のこと。）、教員室（出入口、机等を明示）、事務室（出入口、机等を明示）、図書室（出入口、書棚、机等を明示）、保健室（出入口、ベット等を明示）、便所（出入口、男・女別を明示）に、それぞれの室名及び面積（㎡）を明記する。

１８　校地・校舎の登記簿謄本　〔様式第１１号、第１２号関係〕

⑴　土地・建物の権利関係（校地・校舎の自己所有）を明らかにする登記簿謄本（本資料提出前１か月以内に発行のもの）を添付する。

⑵　地方公共団体との賃貸借契約による教育機関にあっては、校地・校舎の権利状況等が確認できる書類（賃貸借契約を締結している場合には、賃貸借契約書の写し等）を添付する。

１９　納税証明書

⑴　本資料提出時の前年度又は前々年度のもの（納税証明書その１及びその２）を添付する。

⑵　会社法人等にあっては、法人税のものを添付する。

⑶　設置者が個人の場合にあっては、所得税及び固定資産税のものを添付する。設置者個人が税務署に申告した確定申告書（控）がある場合は、その写しでも可。

⑷　添付する納税証明書は、本資料提出日前１か月以内に発行のものとする。

２０　事業計画書

開校６か月前から、開校後３か年の日本語教育機関としての具体的な事業計画が分かるものを添付する。作成に当たっては、予算計画、募集活動、各コース別入学・修了予定数及び各学期のクラス数、教室の使用状況、試験対策や年間行事等の３か年の事業計画が分かるように作成し提出する。

２１　決算書・収支予算書　〔様式第３－１号、第３－２号等関係〕

⑴　日本語教育以外の事業がある場合は、①日本語教育以外の事業を含めた設置者全体のもの、②日本語教育機関の部分のものに分けて添付する。

⑵　収支予算書については、開校前年度及び開校年度の２年分を添付する。

⑶　法人設立後間もないため決算書が作成されていない場合には、貸借対照表を設置者全体と日本語教育機関部分のものに分けて作成の上、添付する。

２２　在籍者名簿

在籍者名簿様式を作成し、添付する。

なお、同様式には国籍・地域、氏名、在留資格、在留期間、在留期限及び在留カード番号を盛り込む。

２３　入学許可書発行一覧原簿

入学許可書発行一覧原簿の様式を作成し、添付する。

２４　役員・校長・教員の就任承諾書及び所属長の承諾書　〔様式第８－２号、第８－３号等関係〕

⑴　就任承諾書は必ず本人が内容を確認の上、署名したもので、作成日が本資料提出日前１か月以内のものとする。

⑵　現在、他の日本語教育機関等に勤務している者が退職し、本資料の日本語教育機関の役員、校長又は教員として勤務することとなる場合は、現在の勤務先の所属長（設置代表者等）の承諾書を添付する。

なお、就任承諾書には、①所属する日本語教育機関名（告示校名）及び②職位（校長、本務等教員等）を必ず記載する。
また、現在、他の日本語教育機関等に勤務している者が非常勤で本資料の日本語教育機関に勤務することとなる場合も同様とする。

２５　日本語教育関係図書の蔵書目録　〔様式第１４号関係〕
日本語教育関係図書の蔵書目録を教員用、学生用に区分の上添付する。
なお、購入予定のリストの添付は不可であるので注意する。

２６　設備・備品購入を証明できる書類　〔様式第１４号関係〕
日本語教育機関の設備・備品を備えていることを証明できる書類（売買領収書等）の写しを添付する。

２７　預貯金等証明書　〔様式第３号関係〕
本資料提出日前１か月以内の預貯金残高証明書等を添付する。

２８　校地・校舎の賃貸借契約書等の写し　〔様式第１１号、第１２－１号等関係〕
校地・校舎が賃貸借によるものである場合は、賃貸借契約書の写しを添付する。

２９　理事会又は役員会等の決議録　〔様式第１－１号等関係〕
日本語教育機関を設立する場合は、理事会、役員会等の決議を経たものであることを必要とし、その決議録を提出する。
なお、設置者が個人等の機関については、変更内容を明記し、設置代表者の署名したものを提出する。

３０　設置代表者の身分証明書　〔様式第２－３号等関係〕
設置代表者の身分証明書（市区町村長の発行するもの）を提出する。なお、外国人については、住民票の写しを提出する。

３１　入学者の選考に係る仲介者等に関する書類　〔様式第１０－１号等関係〕
入学者の選考に当たり、仲介者等が関与する場合は、その業務内容、入学希望者が支払う金銭の名目及び額などについて記入した書類を提出する。

３２　その他
その他必要と認める資料の提出を求めることがあります。

別紙

日本語教育機関学則（モデル）

第１章　総則

（目的）

第１条　本学は，外国人に対する日本語教育を行い，（併せて○○○○を行い，）○○○○を図り，もって○○○○の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　本学は，○○○○という。

（位置）

第３条　本学は，○○県○○市○○町○○番地（○○ビル内）に置く。

第４条　本学は，その教育の一層の充実を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し，必要な事項は別に定める。

第２章　コース，修業期間，収容定員及び休業日

（コース・修業期間・収容定員）

第５条　本学のコース，修業期間，収容定員及びクラス数は，次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
○○○コース	○年○月	○○人	○クラス	例）４月生･･･○人 １０月生･･･○人
○○○コース	○年○月	○○人	○クラス	４月生･･･○人 １０月生･･･○人
計		○○人	○クラス	４月生･･･○人 １０月生･･･○人

（始期・終期等）

第６条　本学の各コースは，○月（又は○月）に始まり，○月（又は○月）に終わる。

２　前項の期間を分けて，次の学期とする。

(1)　第１学期　　○月○日から○月○日まで

(2)　第２学期　　○月○日から○月○日まで

……

《一年を超えるコースの場合は，学年制に規定を置くことも可》

（休業日）

第７条　本学の休業日は，次のとおりとする。

(1)　土曜日

(2)　日曜日

(3)　国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4)　夏季休業（○月○日から○月○日まで）

(5)　冬季休業（○月○日から○月○日まで）

(6)　春季休業（○月○日から○月○日まで）

……

2　教育上必要であり，かつ，やむを得ない事情があると校長が認めるときは，前項の規定にかかわらず，休業日に授業を行うことができる。

3　非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは，臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第８条　授業の終始時刻は，校長が定める。

第３章　教育課程，授業時数，学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第９条　本学の各コース別の教育課程及び授業時数は，次のとおりとする。ただし，ここにいう授業時数の１単位時間は，○○分とする。

(1)　○○○コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
○○○○○		○時間（○週）
○○○○○		○時間（○週）
計		○時間（○週）

(2)　○○○コース

……

（学習の評価）

第１０条　学習の評価は，試験成績，出席状況，○○○等を総合して決定し，○段階評価とする。

（教職員組織）

第１１条　本学に次の教職員を置く。

(1)　校長

(2)　主任教員

(3)　教員　○人以上（うち専任○人以上）

(4)　生活指導担当者　○人以上（うち専任○人以上）
(5)　事務職員　○人以上（うち専任○人以上）

2　前項のほか，必要な職員を置くことができる。

3　校長は，校務をつかさどり，所属職員を監督する。

《職員会議等の会議に関する規定を置くことも可》

第４章　入学，休学，退学，卒業及び賞罰

（入学資格）

第１２条　本学への入学資格は，次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1)　１２年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
(2)　年齢が１８歳以上の者
(3)　正当な手続によって日本国への入国を許可され，又は許可される見込みのある者
(4)　信頼のおける保証人を有する者

……

（入学時期）

第１３条　本学への入学は，年１回（又は年２回）とし，その時期は，○月（又は○月及び○月）とする。

（入学手続）

第１４条　本学への入学手続は，次のとおりとする。

(1)　本学に入学しようとする者は，本学が定める入学願書，その他の書類に必要な事項を記載し，第２０条に定める入学検定料を添えて，指定期日までに出願しなければならない。
(2)　前号の手続を完了した者に対して選考を行い，入学者を決定する。
(3)　本学に入学を許可された者は，指定期日までに第２０条に定める入学金及び必要な書類を添えて，入学の手続をしなければならない。

（休学・復学）

第１５条　生徒が疾病その他やむを得ない事由によって，○日以上休学しようとする場合は，その事由及び休学の期間を記載した休学届けに，診断書その他必要な書類を添えて申請し，校長の許可を受けなければならない。

2　休学した者が復学しようとする場合は，校長にその旨を届け出て，校長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第１６条　退学しようとする者は，その事由を記し，校長の許可を受けなければならない。

（修了・卒業の認定）

第１７条　校長は，教育課程で定められた各授業科目について第１０条に定める学習評価を行い，

一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
2　校長は，本学の所定の課程を修了した者に対して，卒業証書を授与する。

（褒賞）
第１８条　校長は，成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して，褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）
第１９条　生徒が，この学則その他本学の定める諸規則を守らず，その本分にもとる行為があったときは，校長は，当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
2　懲戒処分の種類は，訓告，停学及び退学の３種とする。
3　前項の退学は，次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　学力不足等で成業の見込みがないと認められる者
(3)　正当な理由がなく出席しない者
(4)　学校の秩序を乱し，その他生徒としての本分に反した者

第５章　生徒納付金

（生徒納付金）
第２０条　本学の生徒納付金は，次のとおりとする。
(1)　入学検定料　　○○○円
(2)　入 学 金　　○○○円
(3)　授 業 料　　○○○円（月額）
……

（納入）
第２１条　生徒が在籍中は，出席の有無にかかわらず，授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
2　生徒が休学した場合，前項の規定にかかわらず，その始期に属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。
3　特別の事由がある場合，第１項の規定にかかわらず，別に定めるところにより，授業料の全部又は一部を減免することがある。

（滞納）
第２２条　生徒が，正当な理由なく，かつ，所定の手続を行わずに，授業料を○月以上滞納し，その後においても納入の見込みのない場合には，校長は，当該生徒に対して退学を命ずることができる。

（生徒納付金の返還）
第２３条　既に納入した生徒納付金は，原則として返還しない。ただし，入学前に入学辞退の意

思表明をした場合は，入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。

第６章　雑則

（寄宿舎）

第２４条　寄宿舎に関する事項は，校長が別に定める。

（健康診断）

第２５条　健康診断は，毎年１回，別に定めるところにより実施する。

（細則）

第２６条　この学則の施行についての細則は，校長が別に定める。

附　則

この学則は，平成〇年〇月〇日から施行する。

提出様式記載要領

1　記入に当たっては、本記載要領に示している記入上の注意に基づいて楷書で分かりやすく記入する。

2　年月日等を記入する場合には、昭和、平成等の元号（西暦は不可）で記入する。

3　提出資料は、変更内容に応じて必要な部数を作成して提出する。なお、副本は全部の書類について複写提出可。

4　各様式に直接、インデックス（様式番号を記載する。）を貼り付け整理して提出する（立証資料とは色違いのインデックスを使用する）。

5　提出資料及びその立証資料の控え一式を作成の上保管し、照会に備える。

日本語教育機関の概要（様式第１－１号）

⑴　「日本語教育機関名称」は、当該日本語教育機関の正式名称（略称不可）を記入する。既存の機関と同名・同音等の紛らわしい名称を使用することは不可。

⑵　「設置者形態」の法人格等は、ア～コのうち、該当するものを○で囲む。特殊法人が設置する場合は、「コ　その他」とする。

「コ　その他」を○で囲んだ場合には、（　　）内に具体的にその内容を記入する。

「設置年月日」は、当該団体等が設置された年月日を記入する（許認可年月日とは必ずしも一致しない）。

「日本語教育機関設置根拠」及び「学校教育法上の認可」は、該当項目にそれぞれ記載し又は○で囲む。

なお、許認可者については、文部科学大臣、都道府県知事（名）等を記入する。

おって、専修学校、各種学校等が日本語教育課程の設置等について申請中である場合には、都道府県等に申請していることを証する資料（申請書写し等）を立証資料９として添付する。

⑶　「学校教育法上の認可」については、日本語学校（学科）をどの課程に設置する予定か○で囲む。

⑷　「設置代表者」は、様式第２－１号に記入した設置代表者名と一致させる。なお、住所は自宅の住所を記入する（電話番号等も自宅用のもの）。

⑸　「日本語教育機関経営担当役員」については、設置者が個人の場合は当該日本語教育機関の代表者名を、法人等の場合は、その法人等の役員等の中から日本語教育機関の経営を担当する役員を記入する。

⑹　「日本語教育以外の教育事業」及び「教育以外の主な事業」は、進学塾経営、駐車場経営などと具体的に記入する。

また、右側にそれぞれの開始時期を記入する。

日本語教育機関設置の趣旨等（様式第１－２号）

⑴　「日本語教育機関設置の趣旨・理念及び教育目標」は、それぞれが明らかになるように簡潔に記入する。

⑵　「日本語教育機関における授業以外の教育活動」は、当該日本語教育機関における教員の教育活動（教員研究会の活動状況等）についての計画を簡潔に記入する。

設置者の概要（役員・事務職員）（様式第２－１号）

⑴　「設置者名」は、様式第１－１号の「設置者名」に記入した名称とする。

⑵　「役員」は、設置者たる法人等の役員の全て（立証資料７の登記簿謄本に記載されている法人等の全役員）を記入する。なお、役員が多く本様式に書き切れない場合には本様式によりリストを作成し添付する（事務職員も同様）。そのうち、当該日本語教育機関の経営担当役員が特定されている場合には、「経営担当」欄に〇を付する。事務職員における生活指導担当者についても同様。「備考」の欄には「日本語教育機関の告示基準」第１条第１項第４号イからヲまでのいずれにも該当しないことを確認の上、該当しない場合は必ず「該当なし」と記入する。

⑶　当該設置者の役員以外に役職等に就いている場合は、代表的な所属組織及び役職名を「他の所属組織・役職名」欄に記入する。

設置者の概要（出資者等）（様式第２－２号）

⑴　「主な出資者」は、当該日本語教育機関の設置、運営に１００万円以上の出資をしている者の全員について、氏名、生年月日、職業、出資額又は持ち株数等を記入する。ただし、設置者が上場企業（一部上場を含む。）の場合には、筆頭株主を含めて５名程度について記入することで差し支えない。
　なお、出資者数が多くて書き切れない場合には、本様式によりリストを作成し添付する。

⑵　「沿革」は、設置者が日本語教育機関設置に至った経緯を年代順に箇条書で記入する（設置者の設立年、主要な事業の開始年、日本語教育を含む教育関係の事業の開始年等）。

⑶　「設置者の事業の概要」のＡ欄に法人等の定款、寄付行為等に定められている事業を転記し、現在実施している教育関係の事業番号に◎を付す。

⑷　「設置者の事業の概要」のＢ欄に現在実施中の具体的な教育事業内容（例：○○予備校の経営）等を記入する。

設置代表者及び役員の個人調書（様式第２－３号）

⑴　本様式は様式第１－１号及び第２－１号に記入した設置代表者・役員について作成する。
　　なお、外国人については、在留カード又は特別永住者証明書の写し（表・裏）を添付する。

⑵　「誓約事項」の欄には「日本語教育機関の告示基準」第１条第１項第４号イからヲまでのいずれにも該当しないことを確認の上、該当しない場合は必ず「該当なし」と記入する。

⑶　本様式については、代筆・ワープロによる記入も可とするが、署名は、内容を確認の上、必ず本人が行う。

⑷　右上部欄外の〔設置代表者・役員〕は、該当するものを○で囲む。

資産の状況（設置者）（様式第３－１号）

⑴　「資産の現状」については、当該日本語教育機関の設置者（例えば、学校法人、株式会社等）の資産について記入する。
　なお、設置者が個人の場合は、個人資産の全てについて記入し、その目録を適宜作成の上添付する。

⑵　「収支の状況」における、１の当該年度には開校を予定している年度の予算額を、その前年度には開校の前年度の予算額及び決算額をそれぞれ記入する。なお、当該年度から、設置者を設立する場合にはその旨記入する。
　決算額が確定している場合には、「（見込み）」を「═══」で抹消する。

⑶　株式会社の場合は、
①　固定資産：1年を超えて所有又は使用する資産のことをいい、有形固定資産、無形固定資産、投資等の合計額を記入する。
②　流動資産：現金及び比較的短期の資産（当座預金、普通預金、1年以内の定期預金等）及び短期間に回収できる資産を記入する。
③　負債：貸借対照表上での流動負債、固定負債の合算額を記入する。
　ただし、貸借対照表上では（流動資産＋固定資産＋その他の固定資産）－（流動負債＋固定負債＋資本金＋法定準備金＋剰余金）＝０となるので確認する。

資産の状況（日本語教育機関）（様式第３－２号）

(1)　当該日本語教育機関に限定した資産の状況等について記入する（前ページ参照）。
なお、設置者と当該日本語教育機関との会計区分がなされていないときは、役員等で決めた按分比で算出する。

(2)　「収支の状況」における、収入・支出とも指定された内訳ごとにその額を記入する。
なお、前年度決算額が確定している場合には、「（見込み）」を「═══」で抹消する。

生徒納付金の概要（様式第４号）

(1)　コースごとに、入学金、授業料等その修業期間中に生徒が納付する一人当たりの金額を記入する。

(2)　「その他の納付金」がある場合には、□に レ を付し、その金額を記入する。

(3)　「その他」がある場合は、（　　）内に具体的名称を記入する。

負債の状況（設置者）（様式第５―１号）

(1)　本様式は、当該日本語教育機関の設置者に負債等がある場合に作成する。

(2)　借入金については、当初の借入金額と本資料提出日現在における借入金の残額を区分して記入する。

(3)　「抵当権設定有無」は、「有」の場合、何に設定されているのか具体的に記入する（例：土地、建物）。

(4)　「借入先との関係」は、該当するものに レ を付する。
「その他」の場合は、（　　）内に具体的に記入する（例：主取引先銀行等）。

(5)　「返済計画」は、返済財源、年間返済額等を具体的に記入する。

負債の状況（日本語教育機関）（様式第５―２号）

⑴　本様式は、当該日本語教育機関に限定した負債等がある場合に作成する。

⑵　借入金については、当初の借入金額と本資料提出日現在における借入金の残額を区分して記入する。

⑶　「抵当権設定有無」は、「有」の場合、何に設定されているのか具体的に記入する（例：土地、建物）。

⑷　「借入先との関係」は、該当するものに レ を付する。
「その他」の場合は、（　　）内に具体的に記入する（例：主取引先銀行等）。

⑸　「返済計画」は、返済財源、年間返済額等を具体的に記入する。

授業時間帯（様式第６－１号）

様式第６－１号～第７－４号は、収容定員に見合うコース及びクラスについて作成する。
なお、コース等については、下記の例に倣い、日本語学習の目的にふさわしいものとする。

（例）

この部分を「コース」と呼ぶ

大学進学２年コース	Ａ２	aクラス
		bクラス
	Ｂ１	aクラス
		bクラス
	Ｂ２	aクラス
		bクラス
一般１年コース	Ａ１	aクラス
		bクラス

授業時間帯別使用教室（様式第６－２号）

⑴　「収容定員」は、授業実施クラス数全体の収容定員を記入する。

⑵　「使用教室番号」は、使用教室の全てを（　　）内に記入する。
なお、「使用教室番号」は、様式第１２－３号の「普通教室の面積」の番号を記入する。

⑶　立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」と整合性があるものとする。

⑷　１週間のうち、曜日によりクラス数等が異なる場合は、最もクラス数等が多い曜日又は時限について記入する。

１週間の授業時間帯別クラス数等（様式第６－３号）

「〔収容定員〕」は、クラス数全体の収容定員を記入する。

基準対象コースの設置状況（様式第７－１号）

⑴　基準対象コースとは、「留学」の在留資格により、日本語の学習を主な目的として来日し、滞在する外国人を受け入れることを目的として設置されているコースをいう。
　なお、ここでいう「コース」とは、専修学校における学科、あるいは各種学校における課程のように、当該日本語教育機関において最も基本的な一つのまとまりのある履修の課程を指すものとし、例えば、大学等への進学を目的とした「大学進学コース」や基礎的な日本語の習得を目的とする「一般コース」のように記入し、各コースの中に更に設置される「Ａ１」「Ａ２」「Ｂ１」などの習熟度別のレベル別と混同しないこと。

⑵　「コース名」は、「大学進学２年コース」、「一般１年コース」など当該日本語教育機関において実際に用いられる名称を記入する。

⑶　「目的」は、「大学進学準備のため」など当該コースの設置目的を簡潔に記入する。

⑷　「修業期間」は、「１年」、「１年６か月」、「２年」のように年、月で記入する。

⑸　「授業時間数」は、「７６０時間」や「９００時間」のように、修業期間中の授業総時間数を記入する。
　また、右上「１単位時間」欄には、授業時間を何分間で１単位時間としているかを記入する。「授業時間数」等の記入に当たっては、当該日本語教育機関が使用している１単位時間を１時間として計算する。

⑹　「授業時間帯」は、例えば「８：３０～１２：１０」のように各コースの開始時刻と終了時刻を記入する。

⑺　「始期・終期」は、修業期間が何月に始まり、何月に終わるのかを記入する。
　例えば、修業期間が１年の場合は、「４月～３月」、１年６か月の場合は、「１０月～３月」のように記入する。

⑻　「授業週数」は、修業期間中授業を行う週が何週あるのか、例えば「３８週」のように記入する。

⑼　「１週当たり授業時間数（授業日数）」は、１週間に授業を行う時間数が何時間あるのか、また、何日あるのか、例えば、「２０時間（５日）」のように記入する。

⑽　「クラス数」は、当該コースに設けられるクラス数を記入する。

⑾　「１クラス当たり最大数」は、当該コース等に設けられるクラスのうち、最大のクラスの生徒定員を記入する。

⑿　立証資料２「日本語教育機関の学則」、４「入学案内（募集要項）・学校案内」等と整合させる。

進学予備教育の設置状況（様式第７－２号）

○基準対象コース開始後の予定を記入する。

⑴　本様式は、当該日本語教育機関の大学進学コース等において、数学、理科、総合科目等進学のための授業を行う予定の場合に作成する。

⑵　「実施形態」は、該当する形態に レ を付し、「特定曜日」の場合は（　　）内にその曜日を、「その他」の場合は具体的な形態を（　　）内に記入する。

基準対象外コースの設置状況（様式第７－３号）

○基準対象コース開始後の予定を記入する。

⑴　当該日本語教育機関に、「外国人ビジネスマン対象のビジネス日本語コース」や「外国人配偶者対象の日常日本語会話」等、留学以外の在留資格で我が国に入国し、滞在する外国人を対象とする日本語教育を行うコース等がある場合に作成する。

⑵　「コース名」は、当該日本語教育機関において実際に用いられる名称を記入する。

⑶　「対象者」は、当該コースを受講する者の主な属性（ビジネスマン、配偶者等）を記入する。

⑷　「修業期間」は、「６か月」、「１年」、「１年６か月」のように年、月で記入する。

⑸　「授業時間数」は、「３８０時間」や「７６０時間」のように、修業期間中の授業総時間数を記入する。
また、右上「１単位時間」欄には、授業時間を何分間で１単位時間としているかを記入する。「授業時間数」等の記入に当たっては、当該日本語教育機関が使用している１単位時間を１時間として計算する。

⑹　「授業時間帯」は、「９：００～１２：００」のように各コースの開始時刻と終了時刻を記入する。

⑺　「始期・終期」は、修業期間が何月に始まり、何月に終わるのかを記入する。
例えば、修業期間が１年の場合は、「４月～３月」、１年６か月の場合は、「１０月～３月」のように記入する。

⑻　「授業週数」は、修業期間中授業を行う週が何週あるのか、例えば「３８週」のように記入する。

⑼　「１週当たり授業時間数（授業日数）」は、１週間に授業を行う時間数が何時間あるのか、また、何日あるのか、例えば、「２０時間（５日）」のように記入する。

⑽　「クラス数」は、当該コースに設けられるクラス数を記入する。

基準対象コースごとのレベル別概要（様式第７－４号）

⑴　様式第７－１号で記入した各コースごとに作成する。例えば、進学１年コース（第１部と第２部で同じ内容である場合は、同じコースとして扱うこと）、一般１年コース、進学１年６か月コース、進学２年コースがある場合は、４コース（第１部と第２部とで異なる内容のときは、例えば進学２年コースであっても２コースとなるので合計５コースとなる）についてそれぞれ作成することとなる。

⑵　「レベル別名」は、当該コースに設けられているレベル別の全てのクラスの具体的名称を記入する。例えば、「大学進学２年コース」に、「Ａ２」、「Ｂ１」、「Ｂ２」の３つのレベルがあり、更にそれぞれのレベルごとに３段階がある場合、９段階全てを記入する。
　９段階以上の段階を設ける場合、更に、その他のコースにおいても９段階以上の段階を設けている場合は、本様式を複写して記入する。

⑶　「授業内容（概要）」の欄には、文法、会話等実際の授業でどのようなことを教えるのか簡潔に記入する。

⑷　「１クラス収容定員」は、当該クラスの生徒の定員数を記入する。

⑸　各コースにおけるレベル別教育内容及び必要な時間数を適正に設定する。また、コースの受講開始にあたり一定の日本語能力が必要とされる場合には、募集要項等にその旨明記する。

⑹　様式第８－２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」、立証資料２「日本語教育機関の学則」、立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」及び立証資料６「コースカリキュラム」と整合させる。

（教職員数（様式第８－１号）

⑴　「日本語教育機関全体について」は、例えば、ある教育機関において、日本語教育関係の学科、英語の学科、秘書の学科等が設置されている場合、日本語教育関係の学科（日本語学科）の教職員について記入する（基準対象外コースを含む。）。

⑵　「基準の対象となる部分について」は、日本語教育関係の学科（日本語学科）のうち、留学の在留資格を取得し、日本語学習を主な目的として来日する外国人を対象とした審査の対象となるコース（基準対象コース）について記入する。

⑶　「本務等」は、⑴の例の場合、日本語教育関係の学科（日本語学科）を主として担当する本務等教員数を記入する。

⑷　「基準の対象となる部分について」の教職員数は、「日本語教育機関全体について」の教職員数の内数となる。

⑸　校長が、日本語教育の指導に当たる場合、教員数として記入する。

校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要（様式第８－２号）

(1)　本様式は、様式第８－１号の「基準の対象となる部分について」に記入した教員全員について作成する。
なお、本様式に書き切れない教員がいる場合は、本様式を複写し作成する。

(2)　「教員等番号」は、校長、主任及び教員の全員について１から順に番号を付する。
なお、様式第８－３号の「個人調書」及び立証資料１０の履歴書等裏付け資料全てにそれぞれ同じ番号を付する。

(3)　「最終学歴」は、卒業した学校名・学部を記入する。

(4)　「日本語教育履修歴等」は、該当する事項全てに○印を付する。
なお、登録実践研修機関の実践研修及び登録日本語教員養成機関の養成課程を修了した者についても「養成講座４２０時間以上のもの」に○印を付する。

(5)　「主任」は、法務省告示の日本語教育機関において常勤の日本語教員として、経験が３年以上必要であるので注意する。

(6)　様式第７－４号「基準対象コースごとのレベル別概要」、立証資料２「日本語教育機関の学則」、立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」及び立証資料６「コースカリキュラム」と整合させる。

校長・主任・教員の個人調書（様式第８－３号）

⑴　「教員等番号」は、様式第８―２号の「教員等番号」を記入する。

⑵　「学歴」欄は、原則として、高等学校（又は高等学校に相当する学校）以降のものについて記入する。

⑶　「職歴」で教育歴がある場合は、その機関等の名称及び役職（校長・主任・本務等・非常勤など）を、必ず記入する。また、「日本語教育の該当の有無」の欄には、その教育歴が日本語教育歴である場合に「有り」と記入する。雇用を予定している者は、当該日本語教育機関への就任予定年月日を記入する。

⑷　日本語教員養成講座等において研修を受講した場合は、「日本語教育研修歴」に研修機関名、受講研修名、研修期間及び研修時間数を記入する。

⑸　「誓約事項」の欄には、「日本語教育機関の告示基準」第１条第１項第１７号で準用する同項第４号イからヲまでのいずれにも該当しないことを確認の上、該当しない場合は必ず「該当なし」と記入する。

⑹　本様式については、代筆、ワープロによる記入も可であるが、署名は、内容を確認の上、必ず本人が行う。

⑺　右上部欄外の〔校長・主任・教員（本務等・非常勤）〕については、該当するものを◯で囲む。

⑻　教員等が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し（表・裏）を添付する。

⑼　校長及び主任教員については、携帯電話番号を記入する。

生活指導（進路指導、在籍管理を含む。）（様式第９－１号）

⑴　生活指導担当者の人数は、「生活指導担当者の内訳」の区分に従って記入する。

⑵　「生活指導の内容」は、具体的に記入する。

生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書（様式第９－２号）

⑴　本様式は、生活指導担当者・入国在留事務担当者の全員（常勤の者に限る。）について作成する。

⑵　「誓約事項」の欄には、「日本語教育機関の告示基準」第１条第１項第１７号で準用する同項第４号イからヲまでのいずれにも該当しないことを確認の上、該当しない場合は必ず「該当なし」と記入する。

⑶　本様式については、代筆・ワープロによる記入も可であるが、署名は、内容を確認の上、必ず本人が行う。

⑷　右上部欄外の〔生活指導担当者・入国在留事務担当者〕については、該当するものを◯で囲む。

⑸　担当者が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し（表・裏）を添付する。

生徒の募集等（様式第１０－１号）

⑴　在留資格「留学」の生徒の募集方法及び選考方法について、該当する箇所の□に レ を付け（複数可）、必要事項を記入する。

⑵　「その他」に レ を付した場合には、具体的内容を記入する。

生徒の健康管理（様式第１０－２号）

⑴　「健康診断実施予定の有無」は該当するものを○で囲み、実施する場合にはその実施時期をコースごとに記入する。
なお、実施時期は入学後できるだけ早期に行うこととされているので注意する。

⑵　健康診断のほかに健康管理カウンセリング等を実施予定の場合には、その実施計画を簡潔に記入する。

⑶　「健康診断の内容」は、計画（予定）を記入する。

校地の概要（様式第１１号）

⑴　「校地」は、当該日本語教育機関の校地として使用する土地とし、その総面積、校舎の敷地（建築）面積等を記入する。
なお、建物の一部のみを所有又は賃借し、校地を所有又は賃借していない場合は記入しない。

⑵　「専用」は、基準対象コースで専ら使用する校地について記入する。

⑶　「共用」は、基準対象外コースにおいても使用するが、基準対象コースにおいても使用する校地について記入する。

⑷　「権利関係」は、該当するものに○を付する。
なお、一部自己所有の場合は、自己所有でない分についても該当するものに○を付する。したがって、複数に○を付することになる。また、「その他」の場合には、（　　）内に具体的関係を記入する。

⑸　「権利関係の概要」は、「権利関係」で○を付したものの概要について記入する。

⑹　「位置・環境」は、当該日本語教育機関の位置や環境について、具体的に機関の周辺環境、最寄り駅、機関への交通手段等を記入する。

⑺　立証資料１８「校地の登記簿謄本」と整合させる。

校舎の概要（教室等）（様式第１２－１号）

⑴　校舎の「専用」は、基準対象コースで専ら使用する校舎について記入する。

⑵　校舎の「共用」は、基準対象コースにおいても使用するが、基準対象外コースにおいても使用する校舎について記入する。

⑶　「権利関係」は、該当するものに○を付する。
　なお、一部自己所有の場合は、自己所有でない分についても該当するものに○を付する。したがって、複数に○を付することになる。また、「その他」の場合には、（　　）内に具体的関係を記入する。

⑷　「権利関係の概要」は、「権利関係」で○を付したものの概要について記入する。

⑸　「普通教室」の面積・室は、様式第１２－３号に記載した教室面積の計及び室数を記入する。

⑹　校舎面積の内訳中、「その他」は、廊下、階段等で附帯施設に当たらない部分の面積を合算して記入する。

⑺　「校舎の概要」は、木造、鉄筋コンクリート、プレハブ等の種別、何階建てか、ビル全体の用途、ビルの何階の全部又は一部を使用するかが分かるように記入する。

校舎の概要（建物面積）（様式第１２－２号）

(1)　「建物区分」は、様式第１２－1号の「校舎」を棟別又は階別に区分して記入する。

(2)　「専用」は、基準対象コースで専ら使用する校舎である。

(3)　「共用」は、基準対象コースにおいても使用するが、基準対象外コースにおいても使用する校舎である。

(4)　「構造」は、木造、鉄筋コンクリート等の区分による。

(5)　「計」は、様式第１２－１号の「全体」の各事項とそれぞれ一致させる。

校舎の概要（普通教室の面積）（様式第１２－３号）

(1)　様式第１２－１号で記入した「普通教室」について、各教室の収容定員、総面積、一人当たりの面積等を記入する。
なお、収容定員に見合うだけの生徒数を各教室に割り振り、余った教室は自習室・予備室と記入する。

(2)　当該校舎に教室が８室以上ある場合には、本様式を複写して作成する。

(3)　「建物区分」は、様式第１２－２号の区分による。

(4)　「専用」は、基準対象コースで専ら使用する教室である。

(5)　「共用」は、基準対象外コースにおいても使用するが、基準対象コースにおいても使用する教室である。

(6)　「総面積」の計は、様式第１２－１号の普通教室の計と一致させる。

(7)　１人当たりの面積は、教室の収容定員で除して、記入する。二部制又は三部制の場合には、一番人数の多い収容定員で除したものを記入する。
なお、小数点以下２位まで記入し、３位以下は切り捨てる。

寄宿舎の概要（様式第１３号）

⑴　本様式は、寄宿舎を設置する予定の場合に作成する。
　　なお、予定していない場合、斜線を付する。

⑵　設置されている寄宿舎ごとに記入する。
　　なお、６か所以上にある場合には、様式を複写して使用する。

⑶　「生徒一人当たりの負担額」は、寄宿舎入居に必要となる月額を記入する。

⑷　「権利関係」で、「エ　その他」に〇を付した場合は、（　　）内に具体的関係を記入する。

⑸　「寄宿舎の概要」は、１室当たり面積、個室か相部屋か、相部屋の場合１室当たりの収容人数など、特徴が明らかになるように具体的に記入する。

設備等の概要（様式第１４号）

⑴　基準対象コースにおいて使用するもので、備え付けられている設備等に係るものについて記入する。

⑵　机、椅子が２人掛、３人掛の場合、その旨（　）内に注書きする（例示：（２人掛　１０脚）等）。

⑶　「専用」は、基準対象コースで専ら使用する設備である。

⑷　「共用」は、基準対象コースにおいても使用するが、基準対象外コースにおいても使用する設備である。

開校に至るまでのスケジュール等（様式第１５号）

⑴　開校に至るまでのスケジュールを「本資料提出時まで」と「本資料提出時以降」に分け、実施する内容と実施時期を簡潔に箇条書で記入する。
　なお、いつから生徒を受け入れる予定であるかは、必ず記入すること。

⑵　開校までに要する経費を校地、校舎、設備等それぞれ事項ごとに記入する。その他（　　）内には、具体的な項目を記入する。

⑶　「左記資金の確保方法」は、簡潔に記入する。

⑷　「資金計画」は、「本資料提出時まで」と「本資料提出時以降」のそれぞれ１年間、計２年間の資金計画を簡潔に記入する。

⑸　「負債の有無」は、上記資金計画における負債額その概要について記入する。

開校当初の所要運営経費（見込み）（様式第１６号）

⑴　「開校当初の所要運営経費」は、開校後１年間に必要となる所要経費総額（見込み額）及びその内訳（項目ごとに）を記入する（４月開校の場合は当該年４月から翌年３月まで、１０月開校の場合は当該年１０月から翌年９月まで）。

⑵　「開校当初の収入見込み」は、それぞれの区分により受入れを予定している生徒数に応じて見込まれる収入額（見込み）を記入する。なお、備考欄に予定している学生数を記入する。

⑶　「金融機関からの借入金」が見込まれる場合は、「借入金融機関名」を備考欄に記入する。

⑷　「その他の収入」が見込まれる場合は、その内容を備考欄に記入する。

⑸　収支比率が1.0未満の場合は、その調達方法について、簡潔に記入する。

誓約書（様式第１７号）

日本語教育機関の所在地及び名称並びに設置者の所在地及び名称を記載する。

様式第１－１号
日本語教育機関の概要

事項	記入欄			
（フリガナ） 日本語教育機関名称				
日本語教育機関名称（英語表記）				
日本語教育機関所在地	〒			TEL（　　）　－ FAX（　　）　－
設置者名				
設置者所在地	〒			TEL（　　）　－ FAX（　　）　－
設置者形態	ア　学校法人　イ　準学校法人　ウ　財団法人　エ　社団法人　オ　宗教法人　カ　株式会社 キ　有限会社　ク　任意団体　ケ　個人　コ　その他（　　） 〔設置年月日　　年　　月　　日〕			
日本語教育機関設置根拠	該当に○を付す	登記簿謄本・寄附行為・定款・他（　　）	ｱ～ｵ 法人の場合	認可（認証）者（　　） 認可（認証）年月日（　　年　　月　　日）
			ｶ～ｺ 会社等の場合	定款の目的変更（追加）年月日（　　年　　月　　日）
学校教育法上の認可	今回の申請	専修学校	〔専門課程・高等課程・一般課程・附帯教育〕	申請年月日（予定）　年　月　日
		各種学校	〔正規課程・附帯教育〕	年　月　日
設置代表者	氏名　　職名　　住所 〒			TEL（　　）　－ FAX（　　）　－
日本語教育機関経営担当役員	氏名　　職名　　住所 〒			TEL（　　）　－ FAX（　　）　－
日本語教育以外の教育事業			左記教育事業開始時期	年　月　日
教育以外の主な事業			左記事業開始時期	年　月　日
日本語教育機関の開校予定年月日	年　月　日			
日本語教育機関の開校に関する連絡先（メールアドレス）				

様式第１－２号
日本語教育機関設置の趣旨等

日本語教育機関設置の趣旨・理念及び教育目標	
日本語教育機関における授業以外の教育活動 （教材の開発・選定、カリキュラムの立案、学習評価等の実施のために当該日本語教育機関内で講じる措置の概要（各教員が連携・協力するための連絡会などの開催を含む）	
その他特色となる点など	

様式第２－１号
設置者の概要（役員・事務職員）

設　置　者　名					
役員（職名・氏名） 役員全員について記入し、特に日本語教育機関の経営を担当する役員については、「経営担当」欄に○を付すこと。	役　職　名	経営担当	氏　　名	他の所属組織・役職名	備　　考
事務職員（職名・氏名） 日本語教育機関の主な職員を記入する。生活指導担当者（兼任教員を除く）については、当該欄に○を付すこと。	職　名	生活指導担当者	氏　　名	担　当　職　務　内　容	備　　考

様式第２－２号
設置者の概要（出資者等）

主な出資者 （氏名・職業・住所等） （１００万円以上の出資者を記入すること。書ききれない場合は右の様式によるリストを添付すること。）	氏名	生年月日	職業	出資額又は持ち株数	出資比率	住所（連絡先）
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－

沿　革 （設置者の主な沿革について年代順に箇条書で記入すること。）	

設置者の事業の概要 （A欄に法人等の定款、寄附行為等に定められている事業を転記し、現在実施している教育関係の事業番号に◎を、また、それ以外の実施中の事業番号に○を付すこと。B欄には、現在実施中の具体的な教育事業内容（例：○○予備校の経営）等を記入すること。）	A	B

様式第２－３号
設置代表者及び役員の個人調書　　［　設置代表者　・　役員　］

<table>
<tr><td colspan="6">履　　歴　　書</td></tr>
<tr><td>(フリガナ)
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td rowspan="2">現　住　所</td><td rowspan="2">〒

TEL(　　)　　-
FAX(　　)　　-
携帯　　-　　-</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生年月日
(年齢)</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・地域</td><td></td><td>在留資格</td><td></td><td rowspan="9">社会的活動</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">学　　歴

(年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)</td><td>年　　月</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">職　　歴

(年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)</td><td>年　　月
～　　年　　月</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">誓約事項</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">年　　月　　日　　上記のとおり相違ありません。

氏名</td></tr>
</table>

様式第３－１号
資産の状況（設置者）

設　置　者　名	

資　産　の　現　状　　（　　年　　月　　日現在）

1　資　産　総　額 …… 金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 ― ①

(1)　固　定　資　産　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　流　動　資　産　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　負　債　総　額 …… 金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 ― ②

3　純　資　産（①―②）…… 金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

収　支　の　状　況

1　開校年度（平成　　年度）予算額

(1)　収　入　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　支　出　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　前年度（平成　　年度）予算額

(1)　収　入　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　支　出　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　前年度（平成　　年度）決算額（見込み）

(1)　収　入　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　支　出　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式第３－２号
資産の状況（日本語教育機関）

日本語教育機関名称	

資産の現状　（　　年　　月　　日現在）

１	資産総額 ……	金　　円	— ①
(1)	固定資産	金　　円	
(2)	流動資産	金　　円	
２	負債総額 ……	金　　円	— ②
３	純資産（① － ②） ……	金　　円	

収支の状況

１　開校年度（　　年度）予算額

(1)	収入の部 ……	金　　円
①	生徒納付金収入	金　　円
②	借入金収入	金　　円
③	その他の収入	金　　円
(2)	支出の部 ……	金　　円
①	人件費支出	金　　円
②	賃借料支出	金　　円
③	借入金返済支出	金　　円
④	その他の支出	金　　円

２　前年度（　　年度）予算額

(1)	収入の部	金　　円
(2)	支出の部	金　　円

３　前年度（　　年度）決算額（見込み）

(1)	収入の部	金　　円
(2)	支出の部	金　　円

様式第４号
生徒納付金の概要

コース名	修業期間	入学検定料	入学金	授業料	その他の納付金(コース総額)	計(コース合計)
	年　か月	円	円	総額　円 月額　円 年額　円	□施設費　円 □設備費　円 □教材費　円 □課外活動費　円 □保険料　円 □健康管理費　円 □その他(　　)　円 計　円	円
	年　か月	円	円	総額　円 月額　円 年額　円	□施設費　円 □設備費　円 □教材費　円 □課外活動費　円 □保険料　円 □健康管理費　円 □その他(　　)　円 計　円	円
	年　か月	円	円	総額　円 月額　円 年額　円	□施設費　円 □設備費　円 □教材費　円 □課外活動費　円 □保険料　円 □健康管理費　円 □その他(　　)　円 計　円	円
	年　か月	円	円	総額　円 月額　円 年額　円	□施設費　円 □設備費　円 □教材費　円 □課外活動費　円 □保険料　円 □健康管理費　円 □その他(　　)　円 計　円	円

様式第５－１号
負債の状況（設置者）

借入先	当初借入金額	借入金残額	借入年月日・期　間	返済利息（年間）	抵当権設定有無	借入先との関係	返済計画
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
合　　計	千円	千円		千円			

様式第５－２号
負債の状況（日本語教育機関）

借入先	当初借入金額	借入金残額	借入年月日・期　間	返済利息（年間）	抵当権設定有無	借入先との関係	返済計画
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
合　　計	千円	千円		千円			

様式第６－１号
授業時間帯

授業時間帯	コース名	クラス数	備考
午前・午後　時　分 ～ 午前・午後　時　分			

授業時間帯	コース名	クラス数	備考
午前・午後　時　分 ～ 午前・午後　時　分			

様式第６－２号
授業時間帯別使用教室

授業時間帯		授業実施クラス数	収容定員	使用教室数(教室番号)
午前・午後　　時　　分　～ 午前・午後　　時　　分		クラス数	人	室
	１時限（　：　～　：　）			（　）
	２時限（　：　～　：　）			（　）
	３時限（　：　～　：　）			（　）
	４時限（　：　～　：　）			（　）
	５時限（　：　～　：　）			（　）
	小計			
午前・午後　　時　　分　～ 午前・午後　　時　　分	１時限（　：　～　：　）			（　）
	２時限（　：　～　：　）			（　）
	３時限（　：　～　：　）			（　）
	４時限（　：　～　：　）			（　）
	５時限（　：　～　：　）			（　）
	小計			
合計				

様式第６－３号
１週間の授業時間帯別クラス数等

授業時間帯		月 クラス数 〔収容定員〕	火 クラス数 〔収容定員〕	水 クラス数 〔収容定員〕	木 クラス数 〔収容定員〕	金 クラス数 〔収容定員〕	土 クラス数 〔収容定員〕
		ｸﾗｽ	ｸﾗｽ	ｸﾗｽ	ｸﾗｽ	ｸﾗｽ	ｸﾗｽ
午前・午後　　時　　分　～ 午前・午後　　時　　分	１時限（　：　～　：　）	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕
	２時限（　：　～　：　）						
	３時限（　：　～　：　）						
	４時限（　：　～　：　）						
	５時限（　：　～　：　）						
	小　　計	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕
午前・午後　　時　　分　～ 午前・午後　　時　　分	１時限（　：　～　：　）	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕
	２時限（　：　～　：　）						
	３時限（　：　～　：　）						
	４時限（　：　～　：　）						
	５時限（　：　～　：　）						
	小　　計	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕
合　　計		〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕

様式第７－１号
基準対象コースの設置状況

							１単位時間	分	
コース名	目的	修業期間	授業時間数	始期・終期	授業週数	１週当たり授業時間数（授業日数）	収容定員	クラス数	１クラス当たり最大数
ｺｰｽ		年　か月	時間	月 ～　月	週	時間 （　日）	人	ｸﾗｽ	人
授業時間帯	：　～　：				小　計				
ｺｰｽ		年　か月	時間	月 ～　月	時間	時間 （　日）	人	ｸﾗｽ	人
授業時間帯	：　～　：				小　計				
基準対象コース全体の合計									

様式第７－２号
進学予備教育の設置状況

科目名		実施期間	総授業時間数	受講者定員	授業時間帯	実施形態	備考
1		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
2		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
3		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
4		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
5		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
6		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	

様式第７－３号
基準対象外コースの設置状況

							１単位時間	分
コース名	目的	対象者	修業期間	始期・終期	授業週数	授業時間数	１週当たり授業時間数（授業日数）	クラス数
ｺｰｽ			年　か月	月 ～　月	週	時間	時間 （　日）	ｸﾗｽ
授業時間帯	：　～　：					小　計		
ｺｰｽ			年　か月	月 ～　月	週	時間	時間 （　日）	ｸﾗｽ
授業時間帯	：　～　：					小　計		
基準対象外コース全体の合計								

様式第７－４号
基準対象コースごとのレベル別概要

コース名		時間数			授業内容（概要）	使用主教材	１クラス収容定員	使用教室番号
レベル別名		授業週数	１週当たり授業時間数	授業時間数合計				
1		週	時間 （　日）	時間			人	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

様式第８－１号
教職員数

日本語教育機関全体について	収容定員	教員数			事務職員・その他		
		本務等	非常勤	合計	本務等	非常勤	合計
	人	人	人	人	人	人	人
基準の対象となる部分について	収容定員	教員数			事務職員・その他		
		本務等	非常勤	合計	本務等	非常勤	合計
	人	人	人	人	人	人	人

様式第８－２号
校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要

教員等番号	氏名（フリガナ）（生年月日）	本務等・非常勤の別	職名	本務等でかつ給与の場合は通常の勤務時間数	非常勤の場合、他の勤務校の名称（週担当時数）	毎週担当授業時数	担当クラス名（授業担当科目）	授業科目内容等	最終学歴（学校名 学部）	日本語教育履修歴等				日本語教育歴	日本語教育機関への就任年月日	報酬（月額又は時間給）
										主専攻課程修了	副専攻課程修了	日本語教育能力検定試験合格	養成講座420時間以上のもの			
														年・月		単位円
1	（．．）		校長	時間	（）							年 月		年 月	年 月 日	
2	（．．）		主任	時間	（）							年 月		年 月	年 月 日	
3	（．．）			時間	（）							年 月		年 月	年 月 日	
4	（．．）			時間	（）							年 月		年 月	年 月 日	
5	（．．）			時間	（）							年 月		年 月	年 月 日	
6	（．．）			時間	（）							年 月		年 月	年 月 日	
7	（．．）			時間	（）							年 月		年 月	年 月 日	

様式第８－３号
校長・主任・教員の個人調書

［　校長　・主任　・教員　（　本務等　・　非常勤　）　］

履　歴　書

						教員等番号	
(フリガナ) 氏　名		男・女	現住所	〒 Tel(　　)　- Fax(　　)　- 携帯　-　- 研修機関名	受講研修名	研修期間	研修時間数
生年月日 (年齢)	年　月　日（　歳）						
国籍・地域		在留資格					
学　歴 (年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)	年　月		日本語教育研修歴 (年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)			年 月　～	時間
職　歴 (年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)	勤務期間	会社・機関等（教育機関における職歴の場合、役職）	日本語教育の該当の有無	研　修　受　講　時　間　数　計			
	年　月 ～　年　月			日本語教育能力検定試験	合格　・　無	（合格年月日：　年　月　日） （証書番号:　）	
				教育に関する資格			
				誓約事項			
教育歴 (経験年数)	年　月　（うち日本語教育歴　年　月）						

年　月　日

上記のとおり相違ありません。

氏名

様式第９－１号

生活指導（進路指導、在留管理を含む。）

	区　　分	教　　員	事務職員	その他	合　　計
生活指導担当者の内訳	生活指導を本務とする者	人	人	人	人
	生活指導を兼務とする者				
	合　　計				

生活指導の内容

	具体的な実施予定の概要		担当者名	使用を予定している指導用資料
	年間指導時間数	実施内容		
1　学習に関する指導 2　生活指導 （適応指導・ｱﾙﾊﾞｲﾄ等） 3　進路指導 （進学・就職等） 4　入国・在留手続に関する指導 5　住居に関する指導等 6　意思疎通できる言語対応 7　その他				

様式第９－２号
生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書

［　生活指導担当者　・　入国在留事務担当者　］

<table>
<tr><td colspan="3">履　　歴　　書</td><td>担当者番号</td><td></td></tr>
<tr><td>(フリガナ)
氏　　名</td><td></td><td>男　・　女</td><td rowspan="2">現住所</td><td rowspan="2">〒

TEL(　　)　　－
FAX(　　)　　－
携帯　　－　　－</td></tr>
<tr><td>生年月日
(年齢)</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td>国籍・地域</td><td>在留資格</td><td></td><td rowspan="6">職　　歴

(年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)</td><td>年　　月
～　年　　月</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">生活指導以外の職務内容</td><td colspan="2" rowspan="5"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">学　　歴

(年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)</td><td>年　　月</td><td></td><td rowspan="3">資格・研修歴</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td rowspan="2">誓約事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">年　　月　　日　　上記のとおり相違ありません。

氏名</td></tr>
</table>

様式第１０－１号
生徒の募集等

生徒募集方法の概要

□ 連絡事務所の開設（予定を含む）

開設国	開設年月日	所在地	駐在員数

□ 姉妹校・提携校の締結（予定を含む）

対象国	協定年月日	教育機関名	所在地

□ 外国の紹介機関との協定（予定を含む）

対象国	協定年月日	企業名	所在地

□ 新聞・雑誌等の広告掲載（予定を含む）

対象国	広告掲載新聞・雑誌名	定期・不定期の区分

□ 募集説明会の実施（予定を含む）

開催国	開催時期	場所	派遣職員名

中国の送出し機関との契約締結の有無

□ 有（予定）：機関名及び契約年月日　　□ 無

□ 募集案内書の送付先（予定を含む）

対象国	送付機関名	定期・不定期の区分

□ 在校生等からの紹介（口コミ）

□ その他

生徒の選抜方法の概要

□ 入学選考試験の実施　□ 書類選考　□ 個人面接　□ その他（　　）

選考基準
□ 学歴　□ 日本語学習歴・能力　□ 推薦状（機関名　　）　□ その他（　　）

学費・滞在費の支弁確認方法

募集責任者	氏名 （当該機関での役職　　）	募集担当者	氏名 （当該機関での役職　　）

様式第１０－２号
生徒の健康管理

<table>
<tr><td>健康診断実施予定の有無</td><td colspan="3">健　康　診　断　実　施　の　時　期</td><td>その他実施予定している健康管理措置</td></tr>
<tr><td>有　・　無</td><td colspan="3" rowspan="2"><table><tr><td>区　分</td><td>月生</td><td>月生</td></tr><tr><td>１年コース</td><td>月実施</td><td>月実施</td></tr><tr><td>１年６か月コース</td><td>月実施</td><td>月実施</td></tr><tr><td>２年コース</td><td>月実施</td><td>月実施</td></tr></table></td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>実施機関
（該当するものに○を付ける）</td></tr>
<tr><td>ア　保健所
イ　病　院
ウ　その他（　　）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">健康診断の内容（該当するものに○を付ける）</td></tr>
<tr><td colspan="4">ア　胸部レントゲン
イ　血　圧
ウ　尿
エ　その他（　　）</td></tr>
</table>

様式第１１号
校地の概要

<table>
<tr><td rowspan="2">校　　地</td><td colspan="4">総　　面　　積</td><td>権　利　関　係</td><td>権　利　関　係　の　概　要</td></tr>
<tr><td>専用</td><td>共用</td><td>合計</td><td>校舎の敷地面積</td><td>（該当するものに○を付ける）
ア　自己所有
イ　一部自己所有
ウ　賃　借
エ　その他（　　）</td><td>自己所有・一部自己所有の場合
所有者名義
賃　借　の　場　合
契約期間
年　月　日～年　月　日
（　　年間）
更新条項　有　・　無
貸主：
借主：
貸主と借主との間に特別な関係がある場合にはその関係
□　親会社
□　親　族
□　その他（　　）
そ　の　他　の　場　合
具体的内容</td></tr>
<tr><td>位　置　・　環　境

所在地、周辺の環境、最寄り駅及びその駅からの交通手段、所要時間等について記入すること。</td><td colspan="5">所在地：
周辺の環境：
最寄り駅：
交通手段：
所要時間：
その他：</td></tr>
</table>

様式第１２－１号
校舎の概要（教室等）

<table>
<tr><td rowspan="12">校　舎</td><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="3">面　　積　　（　　）内は室数
専　　用</td><td>共　　用</td><td>計</td><td>権　利　関　係　の　概　要
自己所有・一部自己所有の場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">全　　体</td><td colspan="3">㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td rowspan="2">所有者名義</td></tr>
<tr><td rowspan="9">内訳</td><td>普通教室</td><td colspan="3">㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>ＬＬ教室</td><td colspan="3">㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>賃　借　の　場　合</td></tr>
<tr><td>教員室</td><td colspan="3">㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td rowspan="7">契約期間
年　月　日～年　月　日
（　　年間）
更新条項　有・無
貸主：
借主：
貸主と借主との間に特別な関係がある場合にはその関係
□ 親会社
□ 親　族
□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td>事務室</td><td colspan="3">㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>図書室</td><td colspan="3">㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>保健室</td><td colspan="3">㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>予備室</td><td colspan="3">㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>便所</td><td>㎡（　室）</td><td>男 小器 / 大器</td><td>女 器</td><td>㎡（　室）</td><td>男 小器 / 大器</td><td>女 器</td><td>㎡（　室）</td><td>男 小器 / 大器</td><td>女 器</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">校舎の概要</td><td colspan="5" rowspan="2"></td><td>権　利　関　係
（該当するものに○を付ける）
ア　自己所有
イ　一部自己所有
ウ　賃　借
エ　その他
（　　）</td><td>そ　の　他　の　場　合
具体的内容</td></tr>
</table>

様式第１２－２号
校舎の概要（建物面積）

建物区分	校舎建物面積表						
	専用	共用	計	室数	構造	権利の所属	建築基準法上の用途指定
	㎡	㎡	㎡	室数			
計							

様式第１２－３号
校舎の概要（普通教室の面積）

普通教室の面積（２６ページの普通教室の内訳）								
建物区分	番号	室名	用途	収容定員 (b)	総面積（a）			１人当たりの面積 〔（a）÷（b）〕
					専用	共用	計	
				人	㎡	㎡	㎡	㎡
計								

様式第１３号
寄宿舎の概要

寄宿舎名（所在地）		校舎建物面積表					
		室数	面積	収容定員	生徒一人当たりの負担額	権利関係	寄宿舎の概要
1	（　　）	室	㎡	人	円	ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	
2	（　　）					ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	
3	（　　）					ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	
4	（　　）					ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	
5	（　　）					ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	

様式第１４号
設備等の概要

区分		専用	共用	計
生徒用机		個（　　）	個（　　）	個（　　）
生徒用椅子		脚（　　）	脚（　　）	脚（　　）
図書（辞書・ビデオを含む）	教員用	冊（　　）	冊（　　）	冊（　　）
	学生用	冊（　　）	冊（　　）	冊（　　）
雑誌		点（　　）	点（　　）	点（　　）
機械・器具		点（　　）	点（　　）	点（　　）
ホワイトボード		点（　　）	点（　　）	点（　　）
テレビ受像機・モニター		台（　　）	台（　　）	台（　　）
ＶＴＲ機器		台（　　）	台（　　）	台（　　）
オーディオ機器		台（　　）	台（　　）	台（　　）
パソコン		点（　　）	点（　　）	点（　　）
プロジェクター		点（　　）	点（　　）	点（　　）
ビデオカメラ		点（　　）	点（　　）	点（　　）
スクリーン		点（　　）	点（　　）	点（　　）
ＩＣレコーダー		点（　　）	点（　　）	点（　　）
タブレット端末		点（　　）	点（　　）	点（　　）
その他		（　　）	（　　）	（　　）

様式第１５号
開校に至るまでのスケジュール等

<table>
<tr><td>開校に至るまでの
スケジュール</td><td colspan="2">本資料提出時まで</td><td colspan="2">本資料提出時以降</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開校資金の概要</td><td colspan="2">所要経費総額　　円</td><td rowspan="2">左記資金の
確保方法</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">校　地　　円
校　舎　　円
設　備　　円
その他　　円
（　　）</td></tr>
<tr><td>資　金　計　画</td><td colspan="4">本資料提出時まで

本資料提出時以降</td></tr>
<tr><td>負債の有無</td><td>有
・
無</td><td colspan="3">有の場合、その概要
借入先
負債額　　千円
抵当権設定の有無　　有　・　無
返済計画

特記すべき事項</td></tr>
</table>

様式第１６号
開校当初の所要運営経費（見込み）

	項目		金額	項目		金額
開校当初の所要運営経費	人件費	教職員給与費	円	校地・校舎等賃借料	校地の賃借料	円
		役員報酬	円		校舎の賃借料	円
		社会保険料	円			円
		小計	(円)		小計	(円)
	生徒諸費	支給教材費	円	その他	光熱水料	円
		奨学金	円		通信費	円
		生徒保健費	円		広報費	円
		小計	(円)			円
	教育用備品費	図書費	円			円
		校具費・研究費	円			円
			円		小計	(円)
		小計	(円)	所要運営費総額（a）		円

開校当初の収入見込み	項目	金額	備考
	生徒納付金による収入	円	
	寄附金による収入	円	
	資産運用による収入	円	
	資産売却による収入	円	
	日本語教育機関以外の事業からの繰入金収入	円	
	金融機関からの借入金	円	借入金融機関名
	その他の収入	円	内容
	収入見込み総額（b）	円	

開校当初の収支比率（見込み）（(b)÷(a)）	
上記収支比率が１．０未満の場合、その調達方法	

様式第１７号
誓約書

日本語教育機関所在地
日本語教育機関名称

設置者所在地
設置者名

日本語教育機関○○○○○○○は、学則及び日本語教育機関の告示基準第１条第１項第５号、第８号、第１８号及び第３０号から第４７号までの規定を遵守することについて、ここに誓約いたします。

別記第７９号様式

年　　月　　日

〇〇出入国在留管理局〇〇部門　御中

本件行政相談結果に関して，当校への入学を予定し又は検討しているとする第三者から貴局等に照会があったときは，当該結果を回答して差し支えありません。

設置者名
設置者所在地
日本語教育機関名
日本語教育機関所在地

別記第80号様式

提出資料チェックリスト

日本語教育機関名	

様式番号	事項	頁	機関側チェック	入管側チェック	備考
1-1	日本語教育機関の概要	1			
1-2	日本語教育機関設置の趣旨等	2			
2-1	設置者の概要（役員・事務職員）	3			
2-2	設置者の概要（出資者等）	4			
2-3	設置代表者及び経営担当役員の個人調書	5			
3-1	資産の状況（設置者）	6			
3-2	資産の状況（日本語教育機関）	7			
4	生徒納付金の概要	8			
5-1	負債の状況（設置者）	9			
5-2	負債の状況（日本語教育機関）	10			
6-1	授業時間帯	11			
6-2	授業時間帯別使用教室	12			
6-3	１週間の授業時間帯別クラス数等	13			
7-1	基準対象コースの設置状況	14			
7-2	進学予備教育の設置状況	15			
7-3	基準対象外コースの設置状況	16			
7-4	基準対象コースごとのレベル別概要	17			
8-1	教職員数	18			
8-2	校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要	19			
8-3	校長・主任・教員の個人調書	20			
9-1	生活指導（進路指導、在籍管理を含む。）	21			
9-2	生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書	22			
10-1	生徒の募集等	23			
10-2	生徒の健康管理	24			
11	校地の概要	25			
12-1	校舎の概要（教室等）	26			
12-2	校舎の概要（建物面積）	27			
12-3	校舎の概要（普通教室の面積）	28			
13	寄宿舎の概要	29			
14	設備等の概要	30			
15	開校に至るまでのスケジュール等	31			
16	開校当初の所要運営経費（見込み）	32			
17	誓約書	33			

（注）書類が漏れている場合は、受付できないので注意すること。

別記第81号様式

立証資料チェックリスト

日本語教育機関名	

番号	事　　項	機関側チェック	入管側チェック	備　　考
1	日本語教育機関までの略図			
2	日本語教育機関の学則			
3	自己点検及び評価の内容			
4	入学案内（募集要項）			
	学校案内			
5	教員別授業担当科目時間割			
	教室別授業科目時間割			
	コース別授業科目時間割			
6	コースカリキュラム			
7	設置者の登記簿謄本			該当する場合
8	設置者の寄附行為・定款等			該当する場合
9	専修学校・各種学校認可証明書類			該当する場合
10	役員・校長・教員等の履歴書			
11	最終学歴卒業証明書			
12	大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類			
13	日本語教育能力検定試験合格証の写し			
14	日本語教育に関する研修を受講した証明書			
15	他校等での教育経験者の在職証明書			

番号	事　　項	機関側チェック	入管側チェック	備　　考
16	専任教員の社会保険証等の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る）			
17	校地・校舎の図面			
18	校地・校舎の登記簿謄本			
19	納税証明書			
20	事業計画書			
21	決算書・収支予算書			
22	在籍者名簿			様式作成
23	入学許可書発行一覧原簿			様式作成
24	役員・校長・教員の就任承諾書及び所属長の承諾書			
25	日本語教育関係図書の蔵書目録			
26	設備・備品購入を証明できる書類			
27	預貯金等証明書			
28	校地・校舎の賃貸借契約書等の写し			該当する場合
29	理事会又は役員会等の決議録			
30	設置代表者の身分証明書			
31	入学者の選考に係る仲介者等に関する書類			該当する場合
32	その他			

別記第82号様式

相談受付用紙(参考例)

日本語教育機関記入欄	提出年月日		年　月　日
	相談者(機関名)		
	機関所在地		(〒　－　)　電話番号(　－　－　) FAX　(　－　－　)
	設置者		設置者が法人の場合は，法人名と代表者名を明記する。
	連絡担当者		氏名　職名 電話番号(　－　－　) FAX　(　－　－　)
	相談結果連絡先	住所	(〒　－　)
		名称	
入管記入欄	受付年月日		
	備考		

≪留意事項≫

① 本受付用紙は，提出資料（正本）上部にファイルし，提出して下さい（要事前連絡）。

② 提出資料及びその立証資料は，内容等を一応の確認後「受付」の手続を行います。なお，提出資料等の内容に不備がある場合は，疎明資料の提出若しくは説明を求める，又は提出資料等を一旦返却の上，再提出を求めます。

③ 提出資料等を受け付けた時は，本受付用紙の「受付年月日」（受付印）を付した上，本信を交付します。

④ 提出された「提出資料及びその立証資料」は，原則として差替え・追加書類は認められませんので，提出の際は，内容等を十分に確認してください。

⑤ 受付された提出資料等は，一切返却出来ませんので，必ず写しを保管して下さい。

別記第83号様式

受付件数等報告様式

受付局:○○出入国在留管理局

No.	受理年月日	日本語教育機関名称	日本語教育機関所在地	設置者名	設置者所在地	設置者電話番号	設置者形態	設置代表者	開校予定年月	担当者職氏名	担当者連絡先	メールアドレス	種別	資格認定日
1														
2														
3														
4														
5														

※1:申請区分、「新」、「再」、「設」のいずれかを入力(「新」=初回申請を指す、「再」=再度の申請相談、「設」=所管を変更)。

別記第84号様式

調査表

調査日時	
学校名	
所在地	
設置者名（法人名）	
校長氏名	
対応者職氏名	

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること） 原＝出入国在留管理庁[redacted]
1	[redacted]		
2			
2-1			
2-2			
2-3			
2-4			
2-5			
2-6			
2-7			
2-8			
2-9			
3			
3-1			
3-2			

別記第84号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること） 出＝出入国在留管理庁[redacted]
3-3	[redacted]		
3-4			
3-5			
4			
4-1			
4-2			
4-3			
4-4			
4-5			
4-6			
5			
5-1			
5-2			
5-3			
5-4			
6			
6-1			

別記第84号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること） 表＝出入国在留管理庁[redacted]
6-2	[redacted]		
6-3			
6-4			
6-5			
6-6			
6-7			
6-8			
6-9			
6-10			
6-11			
6-12			
6-13			
7			
8			
8-1			
8-2			

別記第84号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は，適宜 行の高さを変更すること） ■＝出入国在留管理庁[redacted]
8-3	[redacted]		
8-4			
8-5			
8-6			
8-7			
8-8			
8-9			
8-10			
8-11			
8-12			
8-13			
8-14			
8-15			
8-16			
9			
10			
10-1			
10-2			

別記第84号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック (記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること) 品＝出入国在留管理庁[redacted]
10-3	[redacted]		
10-4			
10-5			
11			
12			
13			
14			
15			

調査表（記載例）

調査日時	●●月●●日●●時●●分～●●時●●分
学校名	●●日本語学校●●校
所在地	●●県●●市●●区●●1－2－3
設置者名（法人名）	●●法人●●学園
校長氏名	●● ●●
対応者職氏名	設置代表者●● ●●，校長●● ●●，主任教員●● ●●

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は，適宜，行の高さを変更すること） 黒＝出入国在留管理庁
1			
2			
2-1			
2-2			
2-3			
2-4			
2-5			
2-6			
2-7			
2-8			
2-9			
3			
3-1			
3-2			

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること） 昼ー出入国在留管理庁[redacted]
[illegible]	[illegible]		
[illegible]	[illegible]		
3-5			
4			
4-1			
4-2			
4-3			
[illegible]	[illegible]		
4-5			
[illegible]	[illegible]		
5			
5-1			
[illegible]	[illegible]		
5-3			
[illegible]	[illegible]		
6			
6-1			

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック (記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること) 風ー出入国在留管理庁[redacted]
6-2	[redacted]		
6-3			
6-4			
6-5			
6-6			
6-7			
6-8			
6-9			
6-10			
6-11			
6-12			
6-13			
7			
8			
8-1			
8-2			

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック (記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること) □＝出入国在留管理庁
8-3			
8-4			
8-5			
8-6			
8-7			
8-8			
8-9			
8-10			
8-11			
8-12			
8-13			
8-14			
8-15			
8-16			

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、項目、行の高さを変更すること） 黒＝出入国在留管理庁
9			
10			
10-1			
10-2			
10-3			
10-4			
10-5			
11			
12			
13			
14			
15			

別記第84号の2様式

（認定日本語教育機関新規開設・変更用）

調査表

調査日時	
学校名	
所在地	
設置者名（法人名）	
校長氏名	
対応者職氏名	

番号	確認事項	関係規定	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること）
1	[redacted]		
1-1			
1-2			
1-3			
1-4			
2			
2-1			
2-2			
2-3			
2-4			
2-5			
3			
3-1			
3-2			

別記第84号の2様式

番号	確認事項	関係規定	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること）
3-3	[redacted]		
4			
4-1			
4-2			
4-3			
5			

別記第８５号様式

（○○出入国在留管理局　○○部門）

室内立入り及び写真撮影同意書

本日、○○出入国在留管理局の職員らが下記の場所を調査するため、調査場所に立ち入ること及び調査場所を写真撮影することのいずれも同意します。

調査場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

教育機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第８５号の２様式

（○○出入国在留管理局　○○部門）

室内立入り及び写真撮影同意書

本日、日本語教育機関の認定に当たり、文部科学省職員に同席し、○○出入国在留管理局の職員らが下記の場所を調査するため、調査場所に立ち入ること及び調査場所を写真撮影することのいずれも同意します。

調査場所

年　　月　　日

日本語教育機関名

署　　名

別記第88号様式

変更内容に応じた提出資料（法務省告示機関に係る各種変更）

変更事項 ＼ 提出資料			教育課程	生徒の定員	設置者（経営権を譲渡する場合。ただし、個人立における親族への譲渡を除く。）	設置者（個人立における親族への譲渡の場合。）	設置者（法人であって、設置代表者又は経営担当役員の変更の場合。）	校長	教員	事務局の事務を統括する職員	校地・校舎	学則（左記に掲げる事項の変更以外の場合）
変更内容、理由及び経緯等を説明した資料（任意様式）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式	1-1	日本語教育機関の概要			○	○	○				△	
様式	1-2	日本語教育機関設置の趣旨等			○	○						
様式	2-1	設置者の概要（役員・事務職員）			○	○	○			○		
様式	2-2	設置者の概要（出資者等）			○	○						
様式	2-3	設置代表者及び経営担当役員の個人調書			○	○	○					
様式	3-1	資産の状況（設置者）			○	○						
様式	3-2	資産の状況（日本語教育機関）			○	○						
様式	4	生徒納付金の概要	○		○	△						△
様式	5-1	負債の状況（設置者）			○	○						
様式	5-2	負債の状況（日本語教育機関）			○	○						
様式	6-1	授業時間帯	○	○	○							△
様式	6-2	授業時間帯別使用教室	○	○	○							△
様式	6-3	1週間の授業時間帯別クラス数等	○	○	○							△
様式	7-1	基準対象コースの設置状況	○	○	○							△
様式	7-2	進学予備教育の設置状況			○							△
様式	7-3	基準対象外コースの設置状況			○							△
様式	7-4	基準対象コースごとのレベル別概要	○	○	○							△
様式	8-1	教職員数	○	○	○			△	△	△		
様式	8-2	校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要	○	○	○			○	○			
様式	8-3	校長・主任・教員の個人調書			○			○	○			
様式	9-1	生活指導（進路指導、在籍管理を含む。）			○			△	△	△		
様式	9-2	生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書			○					○		
様式	10-1	生徒の募集等	○	○	○							△
様式	10-2	生徒の健康管理			○							△
様式	11	校地の概要			○						△	
様式	12-1	校舎の概要（教室等）			○						○	
様式	12-2	校舎の概要（建物面積）			○						○	
様式	12-3	校舎の概要（普通教室の面積）			○						○	
様式	13	寄宿舎の概要			○							△
様式	14	設備等の概要			○						△	
様式	15	開校に至るまでのスケジュール等			○							
様式	16	開校当初の所要運営経費（見込み）			○							
様式	17	誓約書			○	○						

○：必ず提出するもの
△：様式又は立証資料の記載事項に変更がある場合に提出するもの
□：専修学校又は各種学校の場合に提出するもの
◇：変更となった教員等の経歴に応じて該当する場合に提出するもの

別記第88号様式

提出資料 ＼ 変更事項			教育課程	生徒の定員	設置者（経営権を譲渡する場合。ただし、個人立における親族への譲渡を除く。）	設置者（個人立における親族への譲渡の場合。）	設置者（法人であって、設置代表者又は経営担当役員の変更の場合。）	校長	教員	事務局の事務を統括する職員	校地・校舎	学則（左記に掲げる事項の変更以外の場合）
立証資料	1	日本語教育機関までの略図			○						△	
立証資料	2	日本語教育機関の学則	○	○	○				△	△	△	○
立証資料	3	自己点検及び評価の内容			○							
立証資料	4	入学案内（募集要項）	○	○	○							△
		学校案内	○	○	○							△
立証資料	5	教員別授業担当科目時間割	○	○	○				○			
		教室別授業科目時間割	○	○	○							
		コース別授業科目時間割	○	○	○							
立証資料	6	コースカリキュラム	○		○							
立証資料	7	設置者の登記簿謄本			○							
立証資料	8	設置者の寄附行為・定款等			△							
立証資料	9	専修学校・各種学校認可証明書類	□	□	□		□				□	□
立証資料	10	役員・校長・教員等の履歴書			○	○	○	○	○			
立証資料	11	最終学歴卒業証明書			○			○	○			
立証資料	12	大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類			◇				◇			
立証資料	13	日本語教育能力検定試験合格証の写し			◇				◇			
立証資料	14	日本語教育に関する研修を受講した証明書			◇				◇			
立証資料	15	登録日本語教員登録証の写し			◇				◇			
立証資料	16	他校等での教育経験者の在職証明書			◇			◇	◇			
立証資料	17	本務等教員の社会保険証等の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る）			◇				◇			
立証資料	18	校地・校舎の図面			○						○	
立証資料	19	校地・校舎の登記簿謄本			○	○					○	
立証資料	20	納税証明書			○							
立証資料	21	事業計画書			○							
立証資料	22	決算書・収支予算書			○							
立証資料	23	在籍者名簿		○	○							
立証資料	24	入学許可書発行一覧原簿			○							
立証資料	25	役員・校長・教員の就任承諾書及び所属長の承諾書			○			○	○			
立証資料	26	日本語教育関係図書の蔵書目録			○							
立証資料	27	設備・備品購入を証明できる書類			○							
立証資料	28	預貯金等証明書			○	○						
立証資料	29	校地・校舎の賃貸借契約書等の写し			△	△					□	
立証資料	30	理事会又は役員会等の決議録			○		○					
立証資料	31	設置代表者の身分証明書			○	○	△					
立証資料	32	入学者の選考に係る仲介者等に関する書類			○							
備考			・教員及び校地・校舎等に変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・日本語教育機関の告示基準第1条第1項第8号の規定を満たす旨を、任意の様式で提出する。 ・教員及び校地・校舎等に変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・権利譲渡契約書等の写しを提出する。 ・教員等に変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・権利譲渡契約書等の写しを提出する。 ・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・立証資料9は、所轄庁への届出を行った場合に提出する。 ・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・校長が教員を兼ねる場合には、教員の変更に係る資料も提出する。 ・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・様式8-2は、新規に採用された者の教員番号に丸を付し、専任・非常勤の別等に変更があった場合は変更後の内容を赤字で記載する。 ・様式8-3及び立証資料12～15は、新規に採用された者についてのみ提出する（前回の報告から異動のない者については提出不要）。 ・退職した者がいる場合は、その氏名及び職名を任意の様式で提出する。 ・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・変更内容に応じて、必要な資料を提出する。

○：必ず提出するもの
△：様式又は立証資料の記載事項に変更がある場合に提出するもの
□：専修学校又は各種学校の場合に提出するもの
◇：変更となった教員等の経歴に応じて該当する場合に提出するもの

別記第88号の2様式

変更内容に応じた資料（認定申請と並行して各種変更を行う場合）

提出資料 ＼ 変更事項			教育課程	生徒の定員	設置者（経営権を譲渡する場合。ただし、個人立における親族への譲渡を除く。）	設置者（個人立における親族への譲渡の場合。）	設置者（法人であって、設置代表者又は経営担当役員の変更の場合。）	校長	教員	事務局の事務を統括する職員	校地・校舎	学則（左記に掲げる事項の変更以外の場合）
変更内容、理由及び経緯等を説明した資料（任意様式）			○			○	○	○	○	○	○	○
留学告示別表第1の表からの抹消に係る同意書			○			○	○	○	○	○	○	○
認定申請様式	1-1	認定日本語教育機関認定申請書	○			○	○	○	○	○	○	○
認定申請様式	1-2	認定日本語教育機関変更の届出書（別紙：認定日本語教育機関の○○の変更について）										
認定申請様式	2	申請書別紙	○			○	○	○	○	○	○	○
認定申請様式	3	日本語教育機関設置の趣旨等				○						
認定申請様式	4-1（その1）	役員の個人調書				○	○					
認定申請様式	4-1（その2）	役員の個人調書就任承諾書及び誓約書				○	○					
認定申請様式	4-2	設置者の履歴書				○	○					
認定申請様式	4-3	資産の状況（設置者）				○						
認定申請様式	4-4	資産の状況（日本語教育機関）				○						
認定申請様式	4-5	負債の状況（設置者）				○						
認定申請様式	4-6	負債の状況（日本語教育機関）				○						
認定申請様式	4-7	経費の見積り及び維持方法の概要				○						
認定申請様式	5	生徒納付金の概要	○			○						△（変更がある場合）
認定申請様式	6-1	校長（副校長）・主任・教員の氏名、経歴等の概要						○	○			
認定申請様式	6-2	事務を統括する職員・生活指導担当者の経歴の概要						○	○	○		
認定申請様式	6-3	校長（副校長）・主任教員・教員の個人調書						○	○			
認定申請様式	6-4（その1）	校長（副校長）又は主任教員の就任承諾書及び誓約書						○	○			
認定申請様式	6-4（その2）	本務等教員又はその他の教員の就任同意書						○	○			
認定申請様式	6-5	事務を統括する職員・生活指導担当者の個人調書								○		
認定申請様式	6-6	就任同意書（事務を統括する職員及び生活指導担当者）								○		
認定申請様式	6-7	授業内容等の改善のための組織的な研修等の概要										
認定申請様式	7（その1）	学習上及び生活上の支援のための体制（留学のための課程を置く認定日本語教育機関）	○			○	○	○	○	○		△（変更がある場合）
認定申請様式	8	情報の公表、日本語教育の実施状況に関する評価等及び帳簿の備付け等の概要										△（変更がある場合）
認定申請様式	9-1	校舎の概要（建物面積）									○	
認定申請様式	9-2	校舎の概要（教室の面積）									○	
認定申請様式	10-1	日本語教育課程の概要	○									△（変更がある場合）
認定申請様式	10-2	授業科目・教材・学習成果の評価	○									△（変更がある場合）
認定申請様式	10-3	レベル別　時間割	○									△（変更がある場合）
認定申請様式	10-4	教室別　授業計画	○									△（変更がある場合）
認定申請様式	10-5	教員の稼働計画	○						○			△（変更がある場合）
認定申請様式	10-6	認定対象外課程の設置状況										△（変更がある場合）
認定申請様式	11	生徒の募集等	○									△（変更がある場合）

※ 変更内容に応じて、○又は△（△は該当する場合）を付した資料を各2部提出してください。
※ ○又は△を付していない様式・書類についても、まとめて提出することは差し支えありません。
※ 各様式・書類の詳細については、文化庁ホームページを御確認ください。

別記第88号の2様式

提出資料＼変更事項			教育課程	生徒の定員	設置者（経営権を譲渡する場合。ただし、個人立における親族への譲渡を除く。）	設置者（個人立における親族への譲渡の場合。）	設置者（法人であって、設置代表者又は経営担当役員の変更の場合。）	校長	教員	事務局の事務を統括する職員	校地・校舎	学則（左記に掲げる事項の変更以外の場合）
添付書類	1	法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書										
添付書類	2	理事会又は役員回答の決議録					○					
添付書類	3	設置者の住民票の写し				○						
添付書類	4	決算書・収支予算書										
添付書類	5	納税証明書										
添付書類	6	預貯金証明書				○						
添付書類	7	認定に係る日本語教育課程の実施以外の業務の種類及び概要についての説明書類										
添付書類	8	事業計画書										
添付書類	9	専修学校・各種学校認可証明書類	△（所轄庁への届出を行った場合）				△（所轄庁への届出を行った場合）				△（所轄庁への届出を行った場合）	△（所轄庁への届出を行った場合）
添付書類	10	本務等教員の社会保険証等の写し							△（該当する場合）			
添付書類	11	校長・主任・教員の最終学歴を証する書類						○	○			
添付書類	12	大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類							△（該当する場合）			
添付書類	13	検定合格又は養成機関修了の証明書							△（該当する場合）			
添付書類	14	他校等での教育経験者の在職証明書						△（該当する場合）	△（該当する場合）			
添付書類	15	生徒の学習の継続に必要な措置を講じていることを証する資料										
添付書類	16	日本語教育機関までの略図									△（変更がある場合）	
添付書類	17	校地・校舎の図面									○	
添付書類	18	校地・校舎の登記簿謄本				○					○	
添付書類	19	校地・校舎の賃貸借契約書等の写し				△（変更がある場合）					△（該当する場合）	
添付書類	20	連携する者との協定書等										
添付書類	21	設備・備品購入を証明できる書類										
添付書類	22	教材等の一覧表										
添付書類	23	授業科目の内容を示す資料	○									
添付書類	24	入学案内（募集要項）及び送付先一覧	○									△（変更がある場合）
添付書類	25	機関案内										
添付書類	26	入学者の選考要項										
添付書類	27	入学者の選考に係る仲介者等に関する書類										
添付書類	28	生徒募集の概要がわかる書類（添付書類22、23及び24を除く）										
添付書類	29	学則	○						△（変更がある場合）	△（変更がある場合）	△（変更がある場合）	○
添付書類	30	寄宿舎の概要がわかる書類										△（変更がある場合）
添付書類	31	情報公表の概要がわかる書類										
添付書類	32	点検評価の実施概要がわかる書類										
添付書類	33	各年度の課程修了の認定を受けた者の状況がわかる書類										

※ 変更内容に応じて、○又は△（△は該当する場合）を付した資料を各2部提出してください。
※ ○又は△を付していない様式・書類についても、まとめて提出することは差し支えありません。
※ 各様式・書類の詳細については、文化庁ホームページを御確認ください。

別記第89号様式

変更内容の確認に要する期間

	設置者の変更 （設置代表者又は 経営担当役員の変更を除く）	設置者の変更 （左記以外の場合）	教育課程の変更			
地方局等への 報告時期	新規開設と同様 （4月末及び10月末まで）	毎月末まで	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで
確認終了時期（目安）	11月上旬又は翌年の5月上旬	報告のあった 翌々月	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	翌年の5月上旬

	校長・教員の変更	定員又は校地・校舎の変更				学則又は事務局の事務を統括する職員の変更
地方局等への 報告時期	毎月末まで （例：1月末の場合）	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで	毎月末まで
確認終了時期（目安）	教育機関から報告のあった 月の5か月後の上旬 （例：6月上旬）	5月上旬	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	報告のあった 翌々月

（注1）変更する内容が複数ある場合は，変更内容全てを同時に確認することとなるため，例えば教育課程の変更と併せて定員の増員を行う場合には，当該変更に係る確認終了時期の目安は教育課程の変更に記載している時期となります。

（注2）変更内容を確認中であっても在留資格認定証明書交付申請は受け付けますが，告示基準に適合していない点がある場合，例えば教育課程の新設において告示基準に適合していない場合には当該課程への入学予定者について，定員の増員であれば増員分の入学予定者については，在留資格認定証明書が交付できないことから，入学希望者の募集に当たっては御留意ください。

（参考）入学時期と在留資格認定証明書交付申請時期等の目安（入学希望者が多いことからあらかじめ申請日を設定している場合がありますので，具体的な日程は管轄の地方入国管理局へお問い合わせください。）

4月期生：11月末～12月頃申請，翌年の2月中旬～末頃交付
7月期生：3月頃申請，5月中旬～末頃交付
10月期生：6月頃申請，8月中旬～末頃交付
1月期生：9月頃申請，11月中旬～末頃交付

別記第90号様式

変更内容の確認に要する期間（職員用）

	設置者の変更（設置代表者又は経営担当役員の変更を除く）	設置者の変更（左記以外の場合）	教育課程の変更				校長・教員の変更	定員又は校地・校舎の変更				学則又は事務局の事務を統括する職員の変更
地方出入国在留管理局等への報告時期	新規開設と同様（4月末及び10月末まで）.	毎月末まで	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで	毎月末まで（例：1月末の場合）	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで	毎月末まで
本庁への報告時期	新規開設と同様	教育機関から報告のあった翌々月	3月10日まで	6月10日まで	9月10日まで	12月10日まで	教育機関から報告のあった翌々月10日まで（例：3月10日まで）	教育機関から報告のあった月の3か月後				教育機関から報告のあった翌々月
教育機関への回答時期（目安）	11月上旬又は翌年の5月上旬	報告のあった翌々月	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	翌年の5月上旬	教育機関から報告のあった月の5か月後の上旬（例：6月上旬）	5月上旬	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	報告のあった翌々月

（注1）変更する内容が複数ある場合は，変更内容全てを同時に確認することとなるため，例えば教育課程の変更と併せて定員の増員を行う場合には，当該変更に係る確認終了時期の目安は教育課程の変更に記載している時期となる。

（注2）変更内容を確認中であっても在留資格認定証明書交付申請は受け付けるが，告示基準に適合していない点がある場合，例えば教育課程の新設において告示基準に適合していない場合には当該課程への入学予定者について，定員の増員であれば増員分の入学予定者については，在留資格認定証明書が交付できないことから，入学希望者の募集に当たって留意するよう指導する。

（注3）設置者の変更については，確認に要する期間がほかよりも長いことを踏まえ，変更前及び変更後の設置者の両方から譲渡の意志が書面にて提出される場合には，業務譲渡前であっても当該変更に係る報告を受け付けて差し支えない。また，業務譲渡に際して校地・校舎の所有権の移転が生ずる場合については，文科省からの回答（9月末又は3月末）までに登記事項証明書により所有権が移転していることが確認できれば差し支えない。

別記第91号様式

【告示基準第1条第1項第38号関係】

退学した生徒に係る日本語教育機関からの報告（20〇〇年〇月分）（参考様式）

日本語教育機関名：

設置者名：

年　月　日

〇月1日現在の「留学」に係る在籍者数：

通し番号	国籍・地域	氏名（英字表記）	生年月日	性別	在留カード番号	入学した時期 卒業見込み時期	退学日	退学理由（複数選択可）
例	日本	NYUKAN TARO	1996/2/3	男	DU00000000AA	2019年4月 2021年3月	2019年9月1日	□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 ■ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　）
								□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 □ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　）
								□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 □ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　）
								□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 □ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　）
								□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 □ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　）

（注1）入管法第19条の17の規定に基づき、生徒の受入れの終了について既に地方出入国在留管理局に届け出ている場合には、改めて報告する必要はない。
（注2）生徒が退学した月の翌月末までに提出すること。

別記第92号様式

【告示基準第1条第1項第39号関係】

出席率が5割を下回った生徒に係る日本語教育機関からの報告（20〇〇年〇月分）（参考様式）

日本語教育機関名：

設置者名：

年　月　日

〇月1日現在の「留学」に係る在籍者数：

通し番号	国籍・地域	氏名（英字表記）	生年月日	性別	在留カード番号	入学した時期 卒業見込み時期	出席率	資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称	備考
例	日本	NYUKAN TARO	1996/2/3	男	DU00000000AA	2017年4月 2019年3月	〇〇.〇%	株式会社 〇〇〇 〇〇 支店	

（注1）留学生が実際に就労している場所を特定できる程度には、詳細な報告を行うこと。
（注2）出席率が5割を下回った月の翌月末までに提出すること。
（注3）備考欄には、当該生徒に対する指導状況やこれに対する生徒の反応等、参考となる事項を記入する。

別記第93－1号様式　　【告示基準第1条第1項第44号関係】

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日:　　年　　月　　日

日本語教育機関名:

設置者名:

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号:大学等への進学者，入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交・公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	

基準該当者割合 ②÷(①+③)	
課程修了者数 (※1，※2) ①	
基準該当者合計数 (実人数) ②	

左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③	

※1　退学者は含めない。

※2　各年度の課程修了の認定を受けた者が，その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交，公用及び技能実習を除く。)への在留資格変更許可申請をした場合において，当該申請に対する処分が，この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは，当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳		○○コース	××コース	△△コース	□□コース
※該当する要件が二以上ある生徒は，a～cのそれぞれに計上可。ただし，「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出する必要があるため，当該生徒について重複を除き，一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り，非正規生は除く。				
	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格(外交，公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数				
	c. CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。				

※CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については，CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法

別記第93－2号様式

「該当要件」は、一の生徒に付きいずれかの要件を選択すること。

氏名	在留カード番号	該当要件	合格試験及び点数等 /進学先/就職先	試験受験番号，合格証明書番号，成績証明書番号等	課程修了年月日
NYUKAN TARO	AA12345678YY	CEFR(試験)	○○試験 ○点		2021/3/20
NYUKAN HANAKO	BB12345678ZZ	進学	○○専門学校		2020/9/20
NYUKAN JIRO	CC12345678ZZ	CEFR(試験)	△△試験 △点		2021/3/20
NYUKAN SABURO	DD12345678ZZ	就職	△△株式会社		2021/3/20

別記第９４号様式

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書（記載例）

年　4月　1日現在

1．機関概要

機関名：　○○○○専門学校日本語科

所在地：	〒100-9999 東京都千代田区霞が関4-1-1	代表者名：	○○花子
設置校URL：	http://www.○○○○.jp/	校長名：	○○太郎
電話番号：	03-5063-XXXX	副校長名：	○○一郎
E-Mail：	nihongo@○○○○.jp	主任教員名：	○○花代
設置者名：	学校法人○○学園	教員数：	50人（うち専任15人）　※校長が教員を兼ねる場合は，校長を含む。
設置者種別：	学校法人	収容定員（変更報告年月日）：500人（2018年3月1日）	
法務省告示認定年月：	1995年4月	在籍者数（在留資格「留学」の生徒）：500人（490人）	
選定結果：	適正校		

2．名称の基準適合性（告示基準第１条第１項第１号関係）

学則	基準適合性
学校の名称として，告示されたものを正しく使用しているか。（第１条第１項第１号）	○

3．学則の基準適合性（告示基準第１条第１項第２号関係）

学則	基準適合性	変更報告年月日
学則が基準に適合しているか。（第１条第１項第２号）	○	2018年3月1日

4．設置代表者，校長，主任教員の基準適合性（告示基準第１条第１項第３号，第４号，第５号，第１０号，第１５号，第１７号関係）

設置代表者・校長・主任教員	基準適合性	変更報告年月日
設置代表者が基準に適合しているか。（第１条第１項第３号，第４号，第５号）	○	2018年3月1日
設置者が日本語教育機関以外の事業を行っている場合，当該事業について記載。（第１条第１項第５号）		
校長が基準に適合しているか。（第１条第１項第１０号，第１７号）	○	変更なし
主任教員が基準に適合しているか。（第１条第１項第１５号，第１７号）	○	変更なし

別記第９４号様式

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書 （記載例）

５．教員等の基準適合性（告示基準第１条第１項第１１号，１２号，１３号，第１４号，第１７号関係）

教員	基準適合性
教員が基準に適合しているか。（第１条第１項第１３号，第１７号）	○
教員数及び専任教員数が基準に適合しているか。（第１条第１項第１１号，第１２号）	○
教員の１週間当たりの授業担当時間数が基準に適合しているか。（第１条第１項第１４号）	○
事務局の事務を統括する職員が，欠格事由に該当していないか（第１条第１項第１７号）	○

専任・非常勤の別	在籍教員数	①日本語教育に係る学位取得者数	②大学における日本語教員養成課程修了者数	③日本語教育能力検定試験合格者数	④420単位時間以上の養成研修修了者（学士以上の学位取得者に限る）数	⑤その他
専任教員	15	3	2	6	4	
非常勤教員	35	6	4	12	11	2
合計	50	9	6	18	15	2

※教員1名につき立証可能な要件いずれか1つに計上すること

※教員の詳細については別紙（様式８－２号）提出

地方出入国在留管理局への教員変更報告：

（済）　未済　　変更なし

（※告示基準第１０号，第１３号，第１４号，第１５号，第４２号関係）

最終教員変更届出日　　２０１９年8月３１日

別記第９４号様式

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書（記載例）

６．教育課程と生徒の定員等が基準に適合しているか（告示基準第１条第１項第６号，第７号，第８号，第９号関係）

教育課程，生徒の定員等授業科目	基準適合性
教育課程は告示基準に適合しているか。（第１条第１項第６号）	○
生徒の定員と，同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか。（第１条第１項第７号，第８号，第９号）	○

	１単位時間	45分

（　　年度）

設位コース	レベル別教育時間（単位時間）数								定員数	在籍者数	修業期間の始期	変更報告年月日	コース修了時の日本語能力の達成目標
	初級	初中級	中級	中上級	上級			合計					
進学２年コース	400	400	400	400	400			2,000				変更なし	N1
一般1年6ヶ月コース	—	—	600	—	600			1,200				2018年10月	J2
								0					
								0					

７．課程修了者の日本語能力習得状況等（告示基準第１条第１項第４４号関係）

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
大学等への進学者の数，入管法別表第１の１の表若しくは第１の２の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数，ＣＥＦＲのＡ２相当以上のレベルの者の数及びこれらの数の合計について，地方出入国在留管理局に報告しているか。	○
上記のそれぞれの数及び合計について，公表しているか（公表方法を下記に記載）。	○
上記の合計について，当該年度の課程修了の認定を受けた者の７割を下回る場合に，改善方策を地方出入国在留管理局に報告しているか。	該当なし

公表方法　（ＨＰの場合はＵＲＬも記載）	
ＨＰ	http:/……

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書 （記載例）

８．点検・評価（告示基準第１条第１項第１８号関係）

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

点検・評価	基準適合性
教育水準の向上を図り，日本語教育機関の目的を達成するため，活動の状況について自ら点検及び評価を年に１回以上行っているか。（第１条第１項第１８号）	○

自己点検・評価	実施年月	点検・評価結果の公表方法 （ＨＰの場合はＵＲＬも記載）	
	2019年10月	ＨＰ	http:/……

９．生活指導（告示基準第１条第１項第１６号，第１７号関係）

生活指導	基準適合性
生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から，生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上，適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか。（第１条第１項第１６号）	○
全ての生活指導担当者が，欠格事由に該当していないか。（第１条第１項第１７号）	○

	本務	兼務
生活指導担当者数	2	5
進路指導担当者数	2	4

１０．施設・設備（告示基準第１条第１項第１９号～第２９号関係）

施設・設備（校地・校舎，教室等）	基準適合性	変更報告年月日
施設・設備が告示基準に適合しているか。（第１条第１項第１９号～２９号）	○	2018年3月1日

１１．健康診断（告示基準第１条第１項第３０号関係）

健康診断	基準適合性
入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし，以後１年ごとに健康診断を行っているか。（第１条第１項第３０号）	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書（記載例）

１２．入学者の募集・選考（告示基準第１条第１項第３１号～第３４号関係）

入学者の募集	基準適合性	情報提供方法
入学者の募集に当たり，入学希望者に対し，告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行っているか。（第１条第１項第３１号）	○	
入学者の選考	**基準適合性**	**確認・把握方法**
入学者の選考に当たり，入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。（第１条第１項第３２号）	○	
入学者の選考に当たり，入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。（第１条第１項第３３号）	○	
不適切な仲介業者が関与している場合には，その入学希望者の入学を認めないこととしているか。（第１条第１項第３４号）	○	

１３．在籍管理（告示基準第１条第１項第３６号～第４０号関係）

在籍管理	基準適合性
個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じているか。（第１条第１項第３６号）	○
１か月の出席率が８割を下回った生徒については，１か月の出席率が８割以上になるまで改善のための指導を行っているか。（第１条第１項第３７号）	○
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し，出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。（第１条第１項第４０号）	○
資格外活動の許可を受けている生徒に対して，当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。（第１条第１項第４０号）	○

１４．禁止行為（告示基準第１条第１項第４１号関係）

入学者の募集	基準適合性
職業安定法上の許可を受けている場合を除き，生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し，生徒，就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず，かつ，役員，校長，教員及び職員をしてこれを得させていないか。（第１条第１項第４１号）	○

別記第９４号様式

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書 （記載例）

１５．地方出入国在留管理局への報告（告示基準第１条第１項第３８号，第３９号，第４２号，第４３号，第４６号関係）

地方出入国在留管理局への報告	基準適合性				
	第３８号	第３９号	第４２号	第４３号	第４６号
告示基準に基づく地方出入国在留管理局への報告を適切に行っているか。	○	○	○	○	○

１６．記録等の保存（告示基準第１条第１項第３１号，第３３号，第３５～第３７号，第４０号，第４５号関係）

記録等の保存	基準適合性						
	第３１号	第３３号	第３５号	第３６号	第３７号	第４０号	第４５号
告示基準に基づき，記録，届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	○	○	○	○	○	○	○

１７．地方出入国在留管理局への職員への記録等の提示（告示基準第１条第１項第４７号関係）

記録等の提示	基準適合性
地方出入国在留管理局の求めがあったときは，第３１号，第３３号若しくは第３５号から第３７号までに規定する記録，第４０号に規定する届出のあった内容又は第４５号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示しているか。（第１条第１項第４７号）	○

１８．運営体制（告示基準第１条第１項第４８号）

運営体制	基準適合性
日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有しているか。（第１条第１項第４８号）	○

点検結果は上記のとおりで間違いありません。

年　月　日　　機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　設置代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第９４号の２様式

認定日本語教育機関における在籍管理に関する報告書 （記載例）

年　月　日現在

１．機関概要

機関名： ○○○○専門学校日本語科

所在地： 〒100-9999 東京都千代田区霞が関4-1-1

設置校URL： http://www.○○○○.jp/

電話番号： 03-5063-XXXX

E-Mail： nihongo@○○○○.jp

設置者名： 学校法人○○学園

設置者種別： 学校法人

認定年月： 1995年4月

選定結果： 適正校

代表者名： ○○花子

校長名： ○○太郎

副校長名： ○○一郎

主任教員名： ○○花代

教 員 数： 50人（うち専任15人）※校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。

収容定員： 500人

在籍者数（在留資格「留学」の生徒）： 500人（490人）

（注）

・施行規則：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和５年文部科学省令第３９号）

・認定基準：認定日本語教育機関認定基準（令和５年文部科学省令第４０号）

・ガイドライン：出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン（令和６年○月○日策定）

１．施設・設備

施設・設備（校地・校舎、教室等）	回答
校舎の位置・環境は適切か（認定基準第１１条）	認定基準に適合し、適切である。
教室の面積（認定基準第１４条）	生徒１人当たり○㎡
寄宿舎を設置している場合、居室の数、入居人数及び一人当たりの専有面積（ガイドライン２（５））	全○室。○名入居中。一人当たりの専有面積は○㎡。
寄宿舎を設置している場合、主な設備（ガイドライン２（５））	居室、台所、浴室、洗面所、洗濯室、便所、談話室

別記第９４号の２様式

認定日本語教育機関における在籍管理に関する報告書 （記載例）

２．入学者の募集・選考

入学者の募集	回答	情報提供方法
入学者の募集に当たり、入学希望者に対し、認定基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行っているか。（認定基準第２６条）	○	募集要項に必要事項を記載して情報提供している。
入学者の選考	**回答**	**確認・把握方法**
入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。（認定基準第２７条、ガイドライン２（１））	○	入学希望者から日本語学習歴又は日本語能力を証する試験結果を求め、面接時に実際の日本語能力を確認している。また、経費支弁者の残高証明書及び通帳の写しの提出を求め、経費支弁能力を確認している。
入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。（施行規則第７条、ガイドライン２（２））	○	契約書、明細等の提出を受けるとともに、仲介者及び本人に事実確認している。
不適切な仲介業者が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととしているか。（施行規則第７条、ガイドライン２（２））	○	

３．在籍管理

在籍管理	回答	措置等の内容
生徒の出席率を正確に把握するための適切な措置を講じているか。（認定基準第３０条、ガイドライン１（１））	○	
１か月の出席率が８割を下回った生徒については、１か月の出席率が８割以上になるまで改善のための指導を行っているか。（認定基準第３０条）	○	
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。（認定基準第３４条、ガイドライン２（３））	○	
資格外活動の許可を受けている生徒に対して、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。（認定基準第３４条、ガイドライン２（３））	○	

別記第９４号の２様式

認定日本語教育機関における在籍管理に関する報告書 （記載例）

４．禁止行為

就労又は進学に関するあっせん	回答
職業安定法上の許可を受けている場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させていないか。（ガイドライン２（４））	○

５．記録等の保存

記録等の保存	回答（施行規則第１０条）		
	第３号	第４号	第５号
施行規則に基づき、記録、届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	○	○	○

点検結果は上記のとおりで間違いありません。

年　　月　　日　　機関名＿＿＿＿＿＿　　設置代表者名＿＿＿＿＿＿

別記第９５号様式

改　善　指　導　書

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　　殿

○○出入国在留管理局長　○○　○○　　㊞

貴校における下記の事項について、改善期日までに改善の措置をとられるよう指導します。

ガイドライン等の名称	条項	指　導　事　項	改善期日
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
受領年月日 受領者職名 受領者氏名		年　　月　　日	（　　）枚のうち （　　）枚目

別記第９５号の２様式

改善指導・警告書

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　　殿

○○出入国在留管理局長　○○　○○　　㊞

貴校における下記の事項について、改善期日までに改善の措置をとられるよう指導します。
改善期日までに各事項が改善されない場合は、留学生の在留審査において、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の「留学」の項２号の２を満たさないものとして取り扱う可能性があります。

ガイドライン等の名称	条項	指導事項	改善期日
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
受領年月日 受領者職名 受領者氏名		年　月　日	（　）枚のうち （　）枚目

別記第96号様式

調査表

調査日時	
学校名	
所在地	
設置者名（法人名）	
校長氏名	
対応者職氏名	
調査実施職員氏名	

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査結果 （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること。）
1			
2			
3			
3-1			
3-2			
3-3			
3-4			
4			
4-1			
4-2			
5			
5-1			
5-2			
5-3			

別記第96号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査結果 （記載内容が枠内に収まらない場合は，適宜，行の高さを変更すること。）
6			
6-1			
6-2			
6-3			
6-4			
6-5			
6-6			
6-7			
7			
8			
8-1			
8-2			
8-3			
8-4			
8-5			
8-6			
8-7			
8-8			

別記第96号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査結果 （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること。）
8-9			
8-10			
9			
10			
11			
11-1			
11-2			
11-3			
12			
12-1			
12-2			
12-3			
12-4			
12-5			
13			
14			
14-1			
14-2			
14-3			

別記第96号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査結果 （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること。）
14-4			
14-5			
14-6			
15			
16			
17			
18			

別記第96号の2様式

（認定日本語教育機関　定期・不定期調査用）

調査表

調査日時	
学校名	
所在地	
設置者名（法人名）	
校長氏名	
対応者職氏名	

番号	確認事項	関係規定	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること）
1			
1-1			
1-2			
1-3			
1-4			
2			
2-1			
2-2			
2-3			
2-4			
2-5			
3			
3-1			
3-2			
3-3			

別記第96号の2様式

番号	確認事項	関係規定	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること）
3-4	[redacted]		
3-5			
4			
4-1			
4-2			
4-3			
4-4			
4-5			
4-6			
4-7			
5			

別記第97号様式

【告示基準第1条第1項第46号関係】

全ての生徒の6か月間の出席率に係る日本語教育機関からの報告（参考様式）

年　月　日

日本語教育機関名：

設置者名：

報告対象の年度	報告の対象の期間
2019年度	○4月1日～9月30日　◉10月1日～3月31日

○月1日現在の「留学」に係る在籍者数：

通し番号	コース名	6月間の総授業時間数	全ての生徒の出席すべき単位時間数の合計	全ての生徒の出席した単位時間数の合計	全ての生徒の出席率
					○○．○%
					○○．○%
					○○．○%
					○○．○%
					○○．○%
					○○．○%
					○○ ○%
	総計				○○．○%

（注1）報告すべき期間のうち，一部の期間しか在籍していない生徒についても，当該在籍期間において出席した単位時間数及び出席すべき単位時間数を正確に算入すること。

（注2）個々の生徒ごとの月単位の出席状況については，任意の様式により提出すること。

別記第９８号様式

年　　月　　日

○○出入国在留管理局長　　殿

（日本語教育機関所在地）
（日本語教育機関名称）
（設　置　者　所　在　地）
（設　　置　　者　　名）

留学告示別表第１の表からの抹消に係る同意書

本校は、現在、留学生の受入れを行っておらず、また、当面の間、新たに留学生を受け入れる予定もないことから、留学告示別表第１の表からの抹消及び別表第３の表に移行することに同意します。

なお、留学生受入れ事業を再開する場合には、文部科学省への日本語教育機関の認定申請手続を行う必要があると理解しています。

別記第９８号の２様式

年　月　日

○○出入国在留管理局長　殿

（日本語教育機関所在地）
（日本語教育機関名称）
（設置者所在地）
（設置者名）

留学告示別表第１の表からの抹消に係る同意書

本校は、現在、日本語教育機関認定法に基づく認定申請を行っており、認定を受けた場合（既存の告示対象コースの一部のみ認定を受けた場合を含む。）、留学告示別表第１の表からの抹消及び別表第３の表に移行することに同意します。

なお、認定を受けなかった場合（既存の告示対象コースの一部のみ認定を受けなかった場合を除く。）においては、認定を受ける日又は令和１１年３月３１日のいずれか早い日が経過するまでの期間、日本語教育機関の告示基準を満たす限りにおいて、引き続き留学告示別表第１の表への掲載を希望します。

別記第９９号様式

主宰者指名書

下記の者を，当事者○○○○に対する聴聞について，行政手続法（平成５年法律第88号）第19条第１項に定める主宰者に指名する。

○年○月○日

法務大臣　　○○　○○　㊞

記

所属庁　　○○○○

所在地　　○○○○

官職及び氏名　　○○○○　○○　○○

別記第１００号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

法務大臣　○○　○○　㊞

聴聞通知書

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分を行おうとするに当たって意見陳述の機会として聴聞を行いますので，行政手続法（平成５年法律第88号）第15条第１項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

聴聞の件名		
予定される不利益処分の内容		出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の別表㊸から「・・・・・・日本語学校」を抹消する
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項		出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第６号
不利益処分の原因となる事実		
聴聞の期日		○年○月○日　○時○分　開始
聴聞の場所，公開非公開の別		（公開・非公開）
聴聞の主宰者の職名及び氏名		
聴聞に関する事務を担当する部署	名　　称	
	所　在　地	
	電話番号	

備考

１　聴聞の期日に出頭して意見を述べ，証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出するか又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

２　聴聞が終結するまでの間，当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

３　その他聴聞に関する留意事項は別紙のとおりです。

（別紙）

聴聞に関する留意事項

1　代理人

あなたは，聴聞の期日に出頭し，意見を述べ，及び証拠書類等を提出する等聴聞に関する一切の行為を代理人に委任することができます。この場合は，当該代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を提出してください。

2　補佐人

あなたは，聴聞の期日に補佐人とともに出頭することができます。この場合は，聴聞の期日の７日前までに，当該補佐人の住所，氏名，あなたとの関係及び補佐する事項等を記載した補佐人出頭許可申請書を提出して許可を得てください。

3　聴聞の期日の変更

あなたは，正当な理由がある場合には，聴聞の期日の変更を申し出ることができます。この場合は，聴聞期日変更申出書を提出してください。

4　聴聞の終結

あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず，かつ，陳述書を提出しない場合は，聴聞を終結して不利益処分を行うことがあります。

5　聴聞の期日に出頭する場合は，この通知書と運転免許証等の公的な身分証明書を持参してください。

別記第１０１号様式

年　　月　　日

主宰者　○○　○○　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

聴聞参加許可申請書

私は，下記の聴聞に係る不利益処分について利害関係を有すると考えますので，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 17 条第１項の規定により，当該聴聞に関する手続に参加することを申請します。

記

聴聞の件名	
当事者の氏名	
予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項	
聴聞通知書の文書番号	○年○月○日付け第○号
聴聞の期日	○年○月○日　○時○分開始
参加する理由（予定される不利益処分の根拠となる法令の条項に照らし当該不利益処分につき利害関係を有すると考える理由）	

別記第１０２号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　　㊞

聴聞参加許可通知書

○年○月○日付け聴聞参加許可申請については，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 17 条第１項の規定により，下記の関係人が聴聞に関する手続に参加することを許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
氏名	
住所	

別記第１０３号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　　㊞

聴聞参加不許可通知書

○年○月○日付け聴聞参加許可申請については，申請の理由等を総合的に判断した結果，下記の関係人が聴聞に関する手続に参加することを許可しないと決定したので通知します。

記

聴聞の件名	
氏名	
住所	

別記第１０４号様式

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代理人資格証明書
（当事者用）

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知された聴聞に関し，行政手続法（平成５年法律第88号）第16条第１項の規定により，下記の者を代理人として定め，聴聞に関する一切の行為を委任したことについて同条第３項の規定により証明します。

記

聴聞の件名	
代理人の氏名	
代理人の住所	

別記第１０５号様式

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代理人資格喪失届
（当事者用）

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知があった聴聞に関し，○年○月○日付けで代理人資格証明書をもって届け出た下記の代理人は，代理人の資格を失ったので，行政手続法（平成５年法律第88号）第16条第４項の規定により届け出ます。

記

聴聞の件名	
代理人の氏名	
代理人の住所	

別記第１０６号様式

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代理人資格証明書
（参加人用）

○年○月○日付け第○号聴聞通知書に係る聴聞に関し，行政手続法（平成５年法律第88号）第17条第２項の規定により，下記の者を代理人として定め，聴聞に関する一切の行為を委任したことについて同条第３項の規定により証明します。

記

聴聞の件名	
代理人の氏名	
代理人の住所	

別記第１０７号様式

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代理人資格喪失届
（参加人用）

○年○月○日付け第○号聴聞通知書に係る聴聞に関し，○年○月○日付けで代理人資格証明書をもって届け出た下記の代理人は，代理人の資格を失ったので，行政手続法（平成５年法律第88号）第17条第３項の規定により届け出ます。

記

聴聞の件名	
代理人の氏名	
代理人の住所	

別記第１０８号様式

年　　月　　日

主宰者　○○　○○　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

補佐人出頭許可申請書

○年○月○日付け聴聞通知書をもって通知された聴聞に関し，行政手続法（平成５年法律第88号）第20条第３項の規定により，下記の補佐人とともに出頭することを申請します。

記

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	
補佐人を必要とする理由	

別記第１０９号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　㊞

補佐人出頭許可通知書

○年○月○日付け補佐人出頭許可申請については，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 20 条第３項の規定により，下記の補佐人とともに出頭することを許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

別記第１１０号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　㊞

補佐人出頭不許可通知書

○年○月○日付け補佐人出頭許可申請については，申請の理由等を総合的に判断した結果，下記の補佐人とともに出頭することを許可しないと決定したので通知します。

記

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

別記第１１１号様式

年　　月　　日

法務大臣　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

聴聞期日変更申出書

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知された聴聞に関し，下記のとおり変更を申し出ます。

記

聴聞の件名	
通知を受けた聴聞の期日	○年○月○日　○時○分開始
変更の申出をする理由	

別記第１１２号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

法務大臣　　○○　○○　㊞

聴聞期日変更通知書

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知した聴聞に関し，期日を下記のとおり変更するので通知します。

記

聴聞の件名		
	変更前	変更後
聴聞の期日	○年○月○日　○時○分開始	○年○月○日　○時○分開始

別記第１１３号様式

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

文書等閲覧申請書

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知された聴聞に関し，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 18 条第１項の規定により，下記のとおり文書等の閲覧を申請します。

記

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料を特定する事項	
閲覧を希望する日時	○年○月○日　○時○分

別記第１１４号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

法務大臣　　○○　○○　㊞

文書等閲覧許可通知書

○年○月○日付け文書等閲覧申請については，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 18 条第１項の規定により，下記のとおり閲覧を許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
閲覧の日時	○年○月○日　○時○分
閲覧の場所	
閲覧できる文書	

別記第１１５号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

法務大臣　　○○　○○　㊞

文書等閲覧不許可通知書

○年○月○日付け文書等閲覧申請については，閲覧を許可しないと決定したので通知します。

記

聴聞の件名	

別記第１１６号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　㊞

審理公開通知書

下記の聴聞については，行政手続法（平成５年法律第88号）第20条第６項の規定により，審理を公開して行うので通知します。

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	○年○月○日　○時○分　開始
聴聞の場所	
公開する理由	

別記第１１７号様式

聴聞調書

件名		聴聞通知書の文書番号	○年○月○日第○号
		期日	○年○月○日　○時○分から○時○分まで
場所及び公開非公開の別			（公開・非公開）
主宰者の職名及び氏名			
出頭した聴聞関係者（代理人，補佐人含む）及び行政庁の職員	当事者関係（氏名・住所）		
	参加人関係（氏名・住所）		
	行政庁関係（職名・氏名）		
出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び住所並びに当該当事者又はその代理人にあっては，出頭しなかったことについての正当な理由の有無			
次回の期日，場所，公開非公開の別			（公開・非公開）

不利益処分の原因となる事実

発言者	陳述の要旨

別記第１１７号様式

提出された陳述書の標目			
整理番号	提出者名	提出日	備考

提出された証拠書類等の標目				
整理番号	資料の名称	提出者名	提出日	備考

以上，聴聞の期日における審理を記録した。

〇年〇月〇日

主宰者　〇〇　〇〇　㊞

別記第１１８号様式

〇年〇月〇日

法 務 大 臣 殿

主宰者 〇〇 〇〇 ㊞

聴聞報告書

聴聞が終結しましたので，行政手続法（平成５年法律第88号）第24条第３項の規定により，下記のとおり報告します。

記

件名		
聴聞通知書の文書番号		〇年〇月〇日第〇号
当事者名		
主宰者の職名及び氏名		
聴聞の経過		
主宰者の意見		
当事者の主張，事実の概要	争点	
	争いのない事実	
	情状等に関する陳述	
争点及び情状等に対する判断		

別記第１１９号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　○○　○○　㊞

聴聞続行・再開通知書

○年○月○日に○において行った聴聞について，下記のとおり続行・再開するので，行政手続法（平成５年法律第88号）第22条第２項（第25条の規定により準用する場合を含む。）の規定により通知します

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	○年○月○日　○時○分開始
聴聞の場所，公開非公開の別	（公開・非公開）

別記第１２０号様式

年　　月　　日

主宰者　○○　○○　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

聴聞調書等閲覧申請書

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知された聴聞に係る聴聞調書（報告書）について，行政手続法（平成５年法律第88号）第24条第４項の規定により，下記のとおり閲覧を申請します。

記

聴聞の件名	
閲覧を求める聴聞調書（報告書）（調書の場合は，該当する聴聞の期日を明記すること。）	
閲覧を希望する日時	○年○月○日　○時○分

別記第１２１号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　○○　○○　㊞

聴聞調書等閲覧許可通知書

○年○月○日付け聴聞調書（報告書）閲覧申請については，行政手続法（平成５年法律第88号）第24条第４項の規定により，下記のとおり閲覧を許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
閲覧の日時	○年○月○日　○時○分
閲覧の場所	
閲覧できる文書	

別記第１２２号様式

〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇　〇〇　殿

法務大臣　〇　〇　〇　〇

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件別表第１からの日本語教育機関の抹消の通知について

日本語教育機関の告示基準（平成２８年７月２２日出入国在留管理庁策定）に基づき、標記抹消を行ったので通知します。

機関名	
所在地	
設置者名	
代表者名	
抹消の日	（抹消に係る告示の官報掲載日を記載する）
抹消の理由	
備考	本件抹消に係る審査請求及び取消訴訟については裏面の教示を参照のこと。

別記第１２２号様式

教示

１　審査請求について

本件抹消に不服がある場合は、審査請求をすることができますので、行政不服審査法第８２条に基づき、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を以下のとおり教示します。

（１）不服申立てをすべき行政庁

法務大臣

（２）審査請求期間

ア　この抹消があったことを知った日の翌日から起算して３月以内。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

イ　上記アの期間内であっても、この抹消の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

参考：審査請求のための審査請求書の提出先は以下のとおりです（郵送可）。

（提出先）

〒１００－８９７７

東京都千代田区霞が関１－１－１

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課　留学審査係　宛

２　取消訴訟について

本件処分に対しては取消訴訟を提起することができますので、行政事件訴訟法第４６条に基づき、取消訴訟の被告とすべき者及び出訴期間を以下のとおり教示します。

（１）　取消訴訟の被告とすべき者

国

（２）　取消訴訟の出訴期間

ア　本件抹消があったことを知った日から６か月以内。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

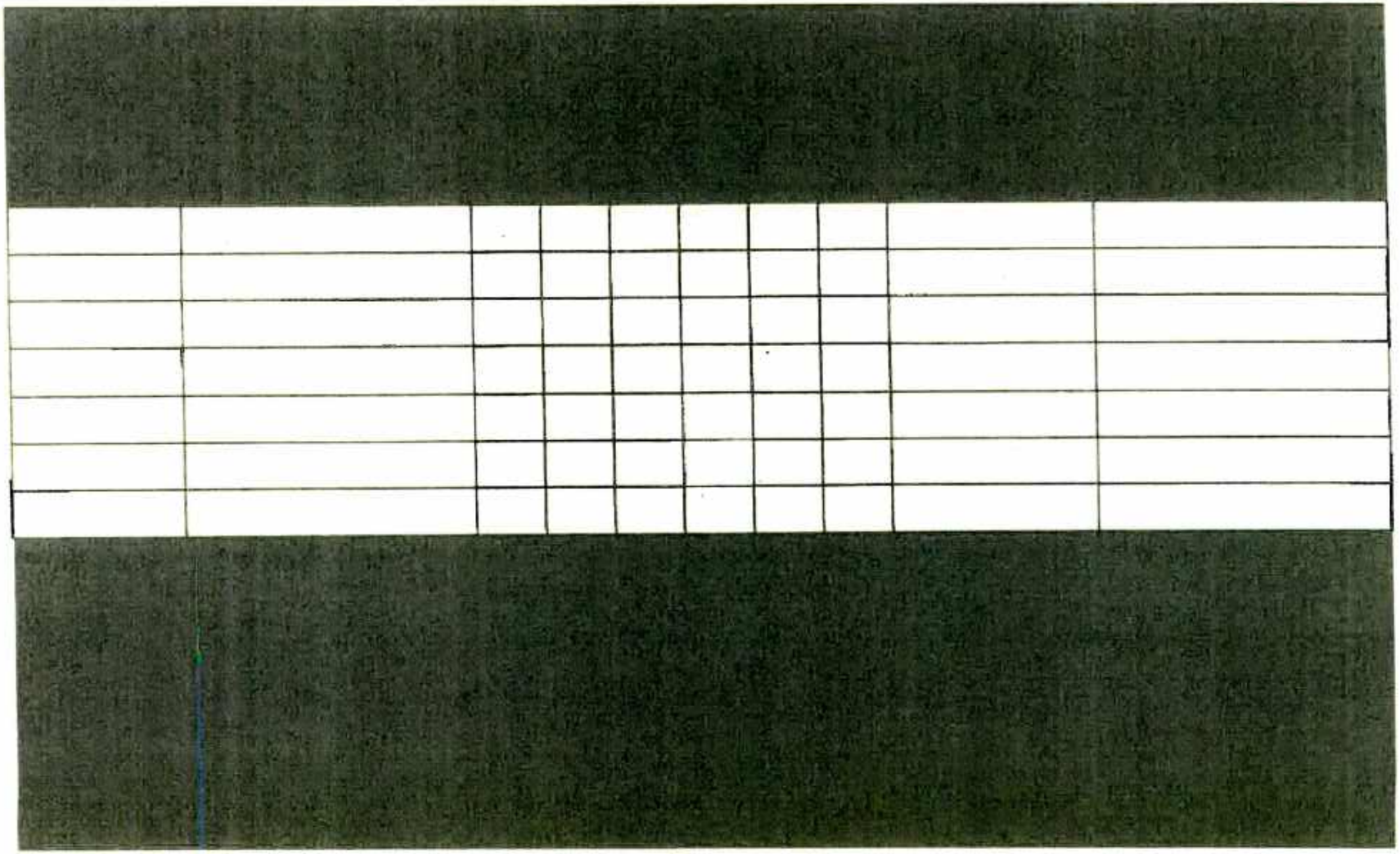
イ　上記アの期間内であっても、本件抹消の日から１年を経過したときは、取消訴訟を提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

○○出入国在留管理局

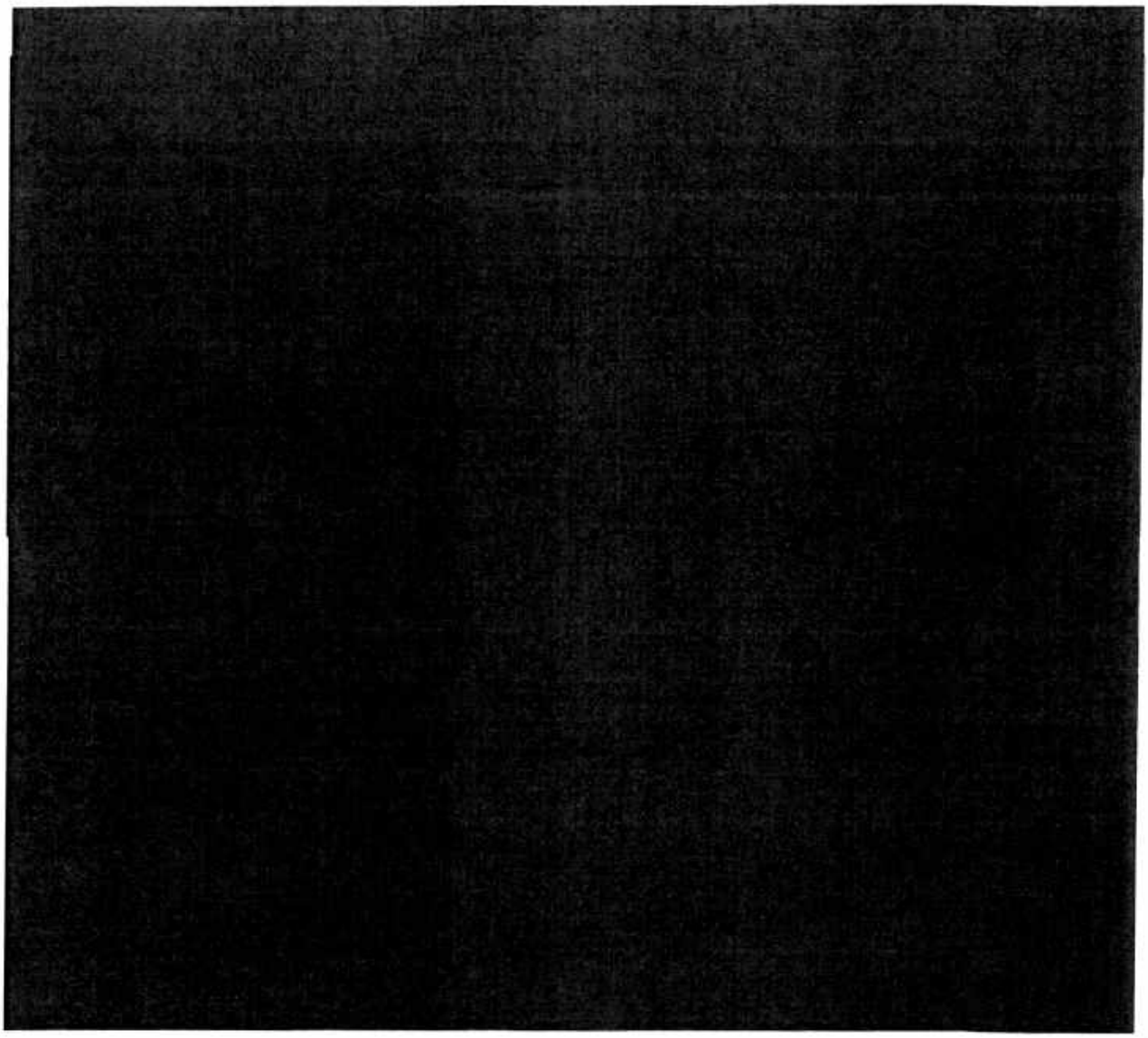
別記第１２３号様式

〇〇出入国在留管理局

（記載例）



【別記第124号様式】



高度外国人材にかかる確認書

	在留資格「高度専門職」を有する者の父 (Father of Highly Skilled Professional)	在留資格「高度専門職」を有する者の母 (Mother of Highly Skilled Professional)
氏名 (Name in full)		
国籍・地域 (Nationality/Region)		
生年月日 (Date of birth)		
旅券番号 (Passport No.)		
本邦在留中 (Is he/she staying in Japan now?)	はい / いいえ (YES / NO)	はい / いいえ (YES / NO)
現に有する在留資格 (Status of residence)		
在留期間 (period of stay)		
在留期限 (Date of expiration)		
備考 (Remark)		

	在留資格「高度専門職」を有する者の配偶者の父 (Father of Highly Skilled Professional's spouse)	在留資格「高度専門職」を有する者の配偶者の母 (Mother of Highly Skilled Professional's spouse)
氏名 (Name in full)		
国籍・地域 (Nationality/Region)		
生年月日 (Date of birth)		
旅券番号 (Passport No.)		
本邦在留中 (Is he/she staying in Japan now?)	はい / いいえ (YES / NO)	はい / いいえ (YES / NO)
現に有する在留資格 (Status of residence)		
在留期間 (period of stay)		
在留期限 (Date of expiration)		
備考 (Remark)		

上記のとおり相違ありません。
(I hereby declare that the statement given above is true and correct.)

年　月　日　　記載者の氏名
(Signature of writer)

※高度外国人材又はその配偶者の親にかかる情報として、上記全ての者について記載ください。
※「氏名」「国籍・地域」「生年月日」は必ず記入してください。
　漢字氏名の場合、ピンイン(Pinyin,拼音)も併記してください。
※「旅券番号」について、パスポートを所持していない場合は「なし」と記入してください。
※「本邦在留中」について、「はい」を選択した場合、「在留資格」「在留期間」「在留期限」を記入してください。
　「いいえ」を選択した場合、「在留資格」「在留期間」「在留期限」は記入不要です。
※上記の者のうち、すでに離婚、死去している場合、氏名記載の上、その旨を「備考」に付記してください。

別記第１２６号様式

【親族一覧表】

※申請人のすべての配偶者、子、親、兄弟姉妹（本邦外含む）を記入してください。

続柄		氏名	年齢	国籍・地域	電話番号	住所
在日親族	【記載例】 父	入管　太郎	62	日本	03－▽△－××××	東京都千代田区××１－２－３０１
在外親族	【記載例】 Father	Nyukan James V.	62	ＵＳＡ	●●●－▽△－××××	New York, U.S.A（都市名まで）

年　　月　　日

申請者署名

（各申請共通）

理　　由　　書

1　申請人

国　　籍

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日　　性別　男・女

2　申請人を必要とする理由

3　職務内容

4　その他

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

所在地 ---

企業名 ---

職氏名 ---

（各申請共通）

在　職　証　明　書

国　　籍 ----------

氏　　名 ----------

生年月日 ----------年　　月　　日　　性別　　男・女

上記の者は，下記のとおり当社に在職していることを証明いたします。

記

1　所属部署 ----------

2　入社年月日 ----------

3　地位・給与 ----------

4　職務の内容 ----------

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

所在地 ----------

企業名 ----------

職氏名 ----------

（各申請共通）

身元保証書

年　月　日

法務大臣殿

国籍 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者の本邦在留に関し，下記の事項について保証いたします。

記

1　滞在費

2　帰国旅費

3　法令の遵守

上記のとおり相違ありません。

身元保証人

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ TEL ＿＿＿＿＿＿＿＿

職業（勤務先） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ TEL ＿＿＿＿＿＿＿＿

国籍（在留資格，期間） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被保証人との関係 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

LETTER OF GUARANTEE

Date:_____

To:Minister of jusutice

In connection with Mr. (Mrs. Miss) _____'s application for _____ I hereby guarantee the following matters.

1 Logistic support while in Japan

2 Transportation fee for repatriation

3 To abide by the Japanese Low

Guarantor:

Name:_____ Nationality_____

Address in Japan:_____ Tel:_____

Status of residence:_____

Occupation:_____

Relationship_____

_____

(guarantor's signature)

（就労用）

雇用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿株式会社代表取締役＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿国人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

（１）雇用期間：　　年　月　日から　　年　月　日までの　年間とする。ただし，双方が希望するときは自動的に更新される。

（２）就業場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の社内及び雇用者が指定した場所

（３）職務内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（４）就業時間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（５）休　　日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（６）給　　与：月額・年額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（７）賞　　与：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（８）昇　　給：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（９）保　　険：甲は乙に対して法律の範囲内で社会保険に加入させるものとする。

（１０）諸 費 用：業務遂行上の諸費用は甲の負担とする。

（１１）就業規則：乙は甲の定める就業規則に従う。

（１２）準 拠 法：本契約は日本国の法律・法令を基準として解釈する。

（１３）停止条件：本契約は日本国政府により入国（在留）許可されない場合には発効しないものとする。

（１４）そ の 他：本契約に規定されていない事項については甲，乙双方の協議により定める。

年　月　日

甲　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

企業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

乙　居住地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

了解書

法務大臣　殿

私は，永住許可申請に際し，審査結果を受領するまでの間に以下の点について変更が生じた場合には，速やかに申請先の出入国在留管理局に連絡する必要があることを了解しました。

○　就労状況に変更があった場合
例：・所属機関を退職したり転職した場合

○　家族状況に変更があった場合
例：・配偶者と離婚した場合
・同居していた家族と別居することになった場合
・新たに誰かと同居することになった場合

○　税金，年金保険料及び医療保険料の納付状況について，申請時点から変更が生じた場合（滞納した場合等）

○　生活保護等の公的扶助を受けることとなった場合

○　刑罰法令違反により刑が確定した場合

注：事情の変更について連絡しないまま永住許可を受けたことが判明した場合，当該永住許可が取り消されることがあります。

年　　月　　日

申請者署名：

以下地方出入国在留管理局担当者記入欄

申請番号：

（各申請共通）
（就労用）

履　歴　書

国　籍 ----------

氏　名 ---------- 性別 ----------

生年月日 ---------- 年　月　日

年　月	学　歴
年　月	職　歴
年　月	そ　の　他　（資格・賞罰・趣味等）

年　月　日

署名 ----------

（就労用）

外国人社員リスト

年　月　日

企業名 .....

No.	国籍	氏名	性別	生年月日	入社年月日	在留資格	在留期間	在留期間満了日	職務内容

（興行用）

申　立　書

別紙の名簿に記載されている当機関の経営者及び常勤の職員は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第１号イ（２）に掲げる者のいずれにも該当せず、当機関が、過去３年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを申し立てます。

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

契約機関の所在地

機関の名称

代表者の氏名

（注）別紙として、経営者及び常勤の職員の名簿を添付すること。

（興行用）

申　立　書

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

契約機関名
代表者氏名

下記の施設が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項第１号から第３号までに規定する営業を営む施設に該当しない旨、施設責任者に確認したことを申し立てます。

記

施設の名称

①----------

②----------

③----------

施設の所在地

①----------

②----------

③----------

（興行用）

申　立　書

別紙の名簿に記載されている当機関の経営者及び常勤の職員は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第１号ハ（２）（ⅲ）（又は第１号ハ（３）（ⅵ））に掲げる者のいずれにも該当していないことを申し立てます。

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

契約機関（又は出演施設を運営する機関）の所在地

機関の名称

代表者の氏名

（注）別紙として、経営者及び常勤の職員の名簿を添付すること。

（文化活動用）

受入れ機関の概要書

1　受入れ機関の状況

一般企業の場合

（1）受入れ機関名及び代表者氏名	
（2）受入れ機関所在地	
（3）業種及び主要製品	
（4）資本金	
（5）従業員数（正規）	事務部門　　人，現場部門　　人　計　　人

教育機関の場合

（1）受入れ機関名及び代表者氏名	
（2）受入れ機関所在地	
（3）教育内容	
（4）資産の総額	
（5）教職員数（正規）	

2　受入れ実績

受入れ時期	調査・研究等の内容	国籍	人員
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			

受入れ機関名

担当責任者職・氏名

（別添１）

説　明　書

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

（新たな監理団体／実習実施者）名

住　　所　　TEL

※新たな監理団体が確保されていない場合は、実習実施者において作成すること

（別添２）

誓　約　書
（新たな監理団体／実習実施者用）

国籍・地域 ----------

氏　　名 ----------

上記の者の本邦在留に関し、下記の事項について誓約します。

記

□　上記の者について、身元の引受けに責任を負い、帰国する場合には帰国費用を負担すること

□　上記の者を、従前の技能実習で従事した業務と同種の業務に日本人が従事する場合と同等額以上の報酬で従事させること

□　外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に対し速やかに技能実習計画の認定に係る手続を行うこと（本件特定活動で在留した在留期間を踏まえた技能実習計画を作成すること）

□　機構から技能実習計画の認定を受けた場合は、速やかに在留資格「技能実習」への在留資格変更許可申請を行うこと

□　実習実施者及び新たな監理団体が、これまでに技能実習生を適正に受け入れた経験を有するものであること

□　上記の者に対し、必要な助言、指導及び支援等を行うこと

年　　月　　日

新たな監理団体　　氏名・名称
実 習 実 施 者　　氏名・名称

※新たな監理団体が確保されていない場合は、実習実施者において作成すること。

（別添３）

説　明　書

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

（監理団体名／申請者氏名）

住　　所　　TEL

※監理団体の監理下にない場合は、申請人において作成すること。

（別添４）

誓　約　書
（監理団体用）

国籍・地域 ----------

氏　　名 ----------

上記の者の本邦在留に関し、下記の事項について誓約します。

記

□　上記の者について、身元の引受けに責任を負い、帰国する場合には帰国費用を負担すること

□　外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に対し速やかに技能実習計画の認定に係る手続を行うこと（本件特定活動で在留した在留期間を踏まえた技能実習計画を作成するよう指導すること）

□　機構から技能実習計画の認定を受けた場合は、速やかに在留資格「技能実習」への在留資格変更許可申請を行うこと

□　上記の者に対し、必要な助言、指導及び支援等を行うこと

年　　月　　日

監理団体　　名　　称

参考様式

年　　月　　日

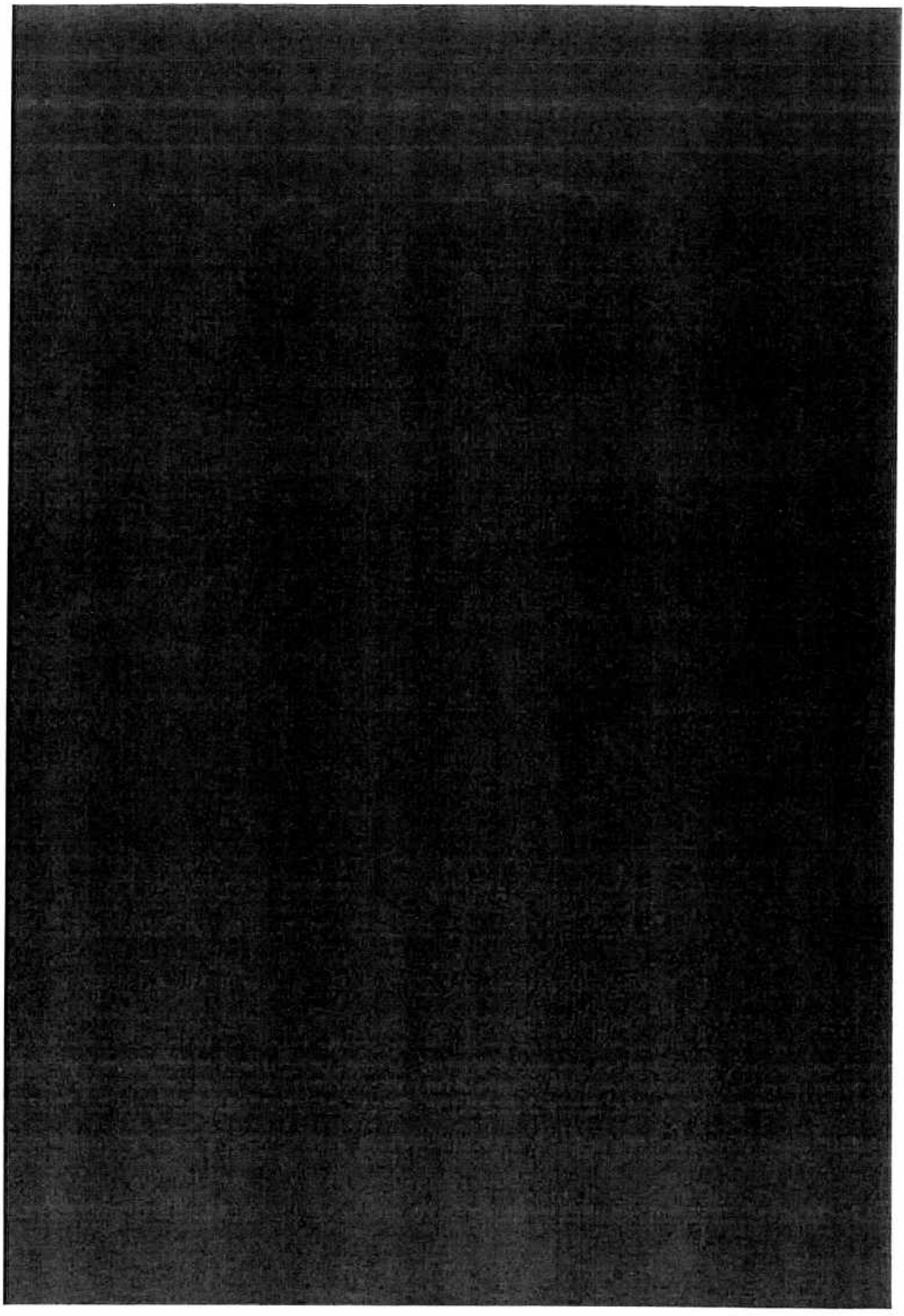
外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

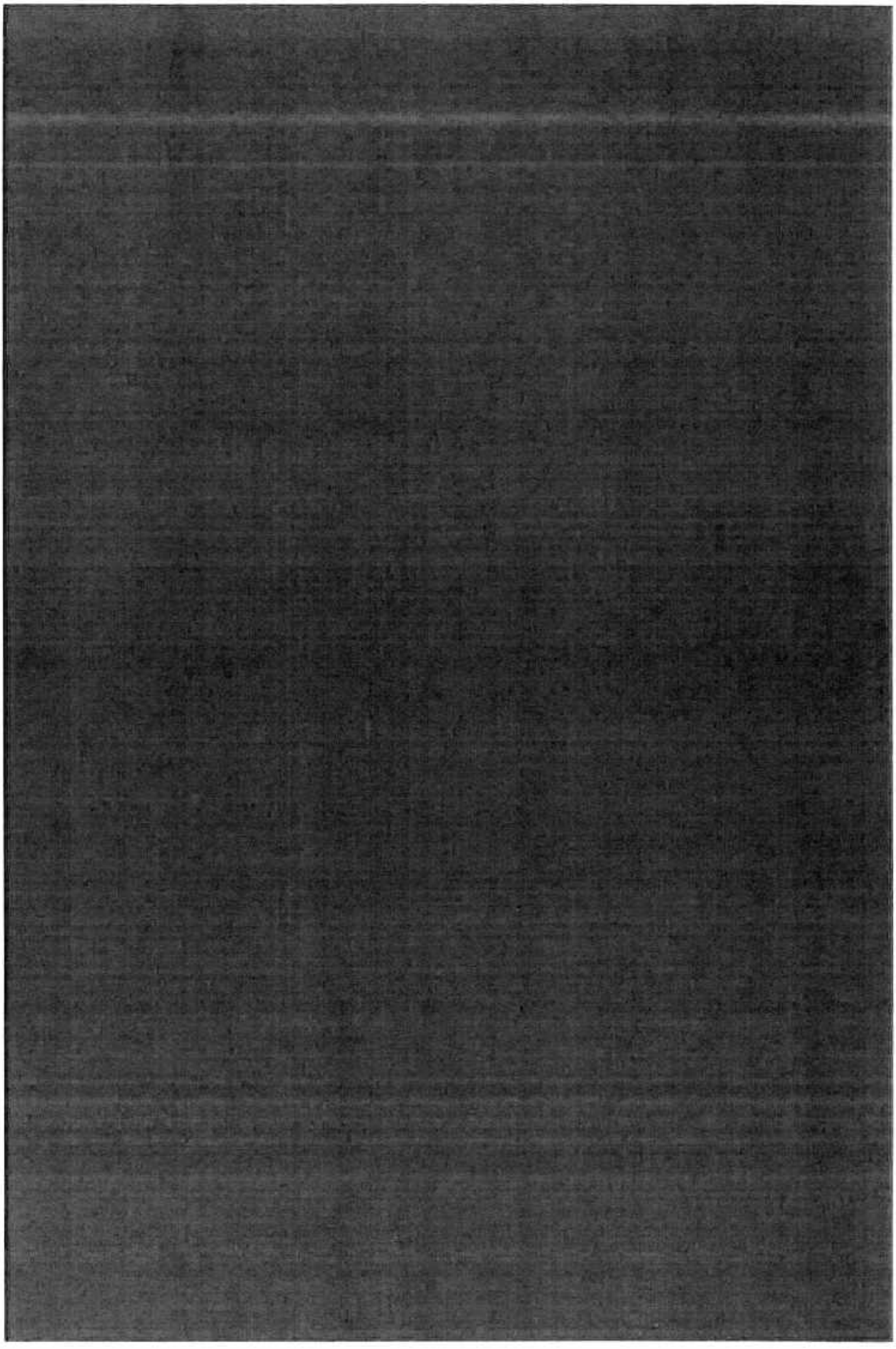
○○出入国在留管理局（支局）
首席審査官　○　○　○　○

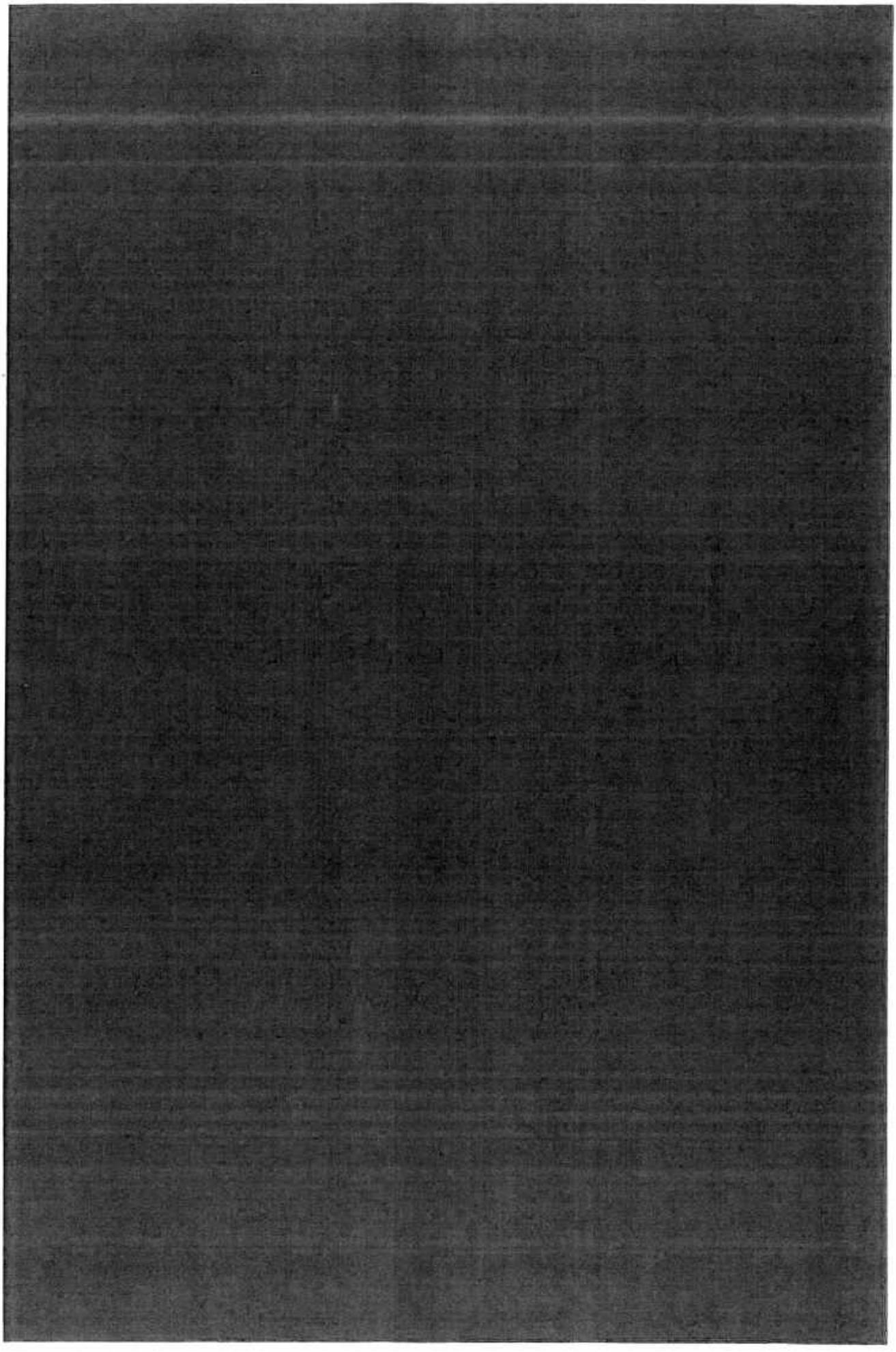
下記の技能実習計画認定通知書について，記載事項に誤りがあると思われるため，確認願います。

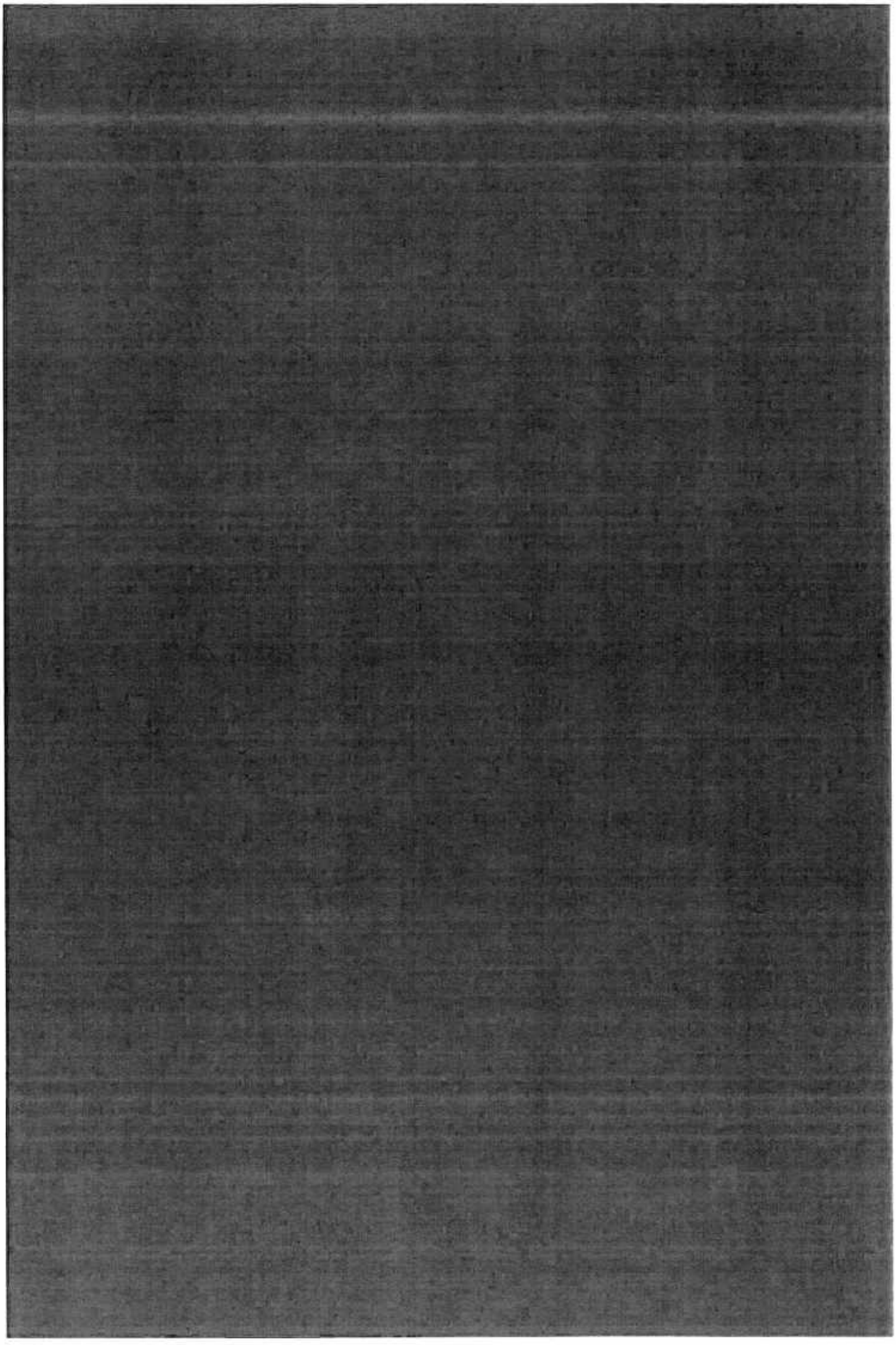
記

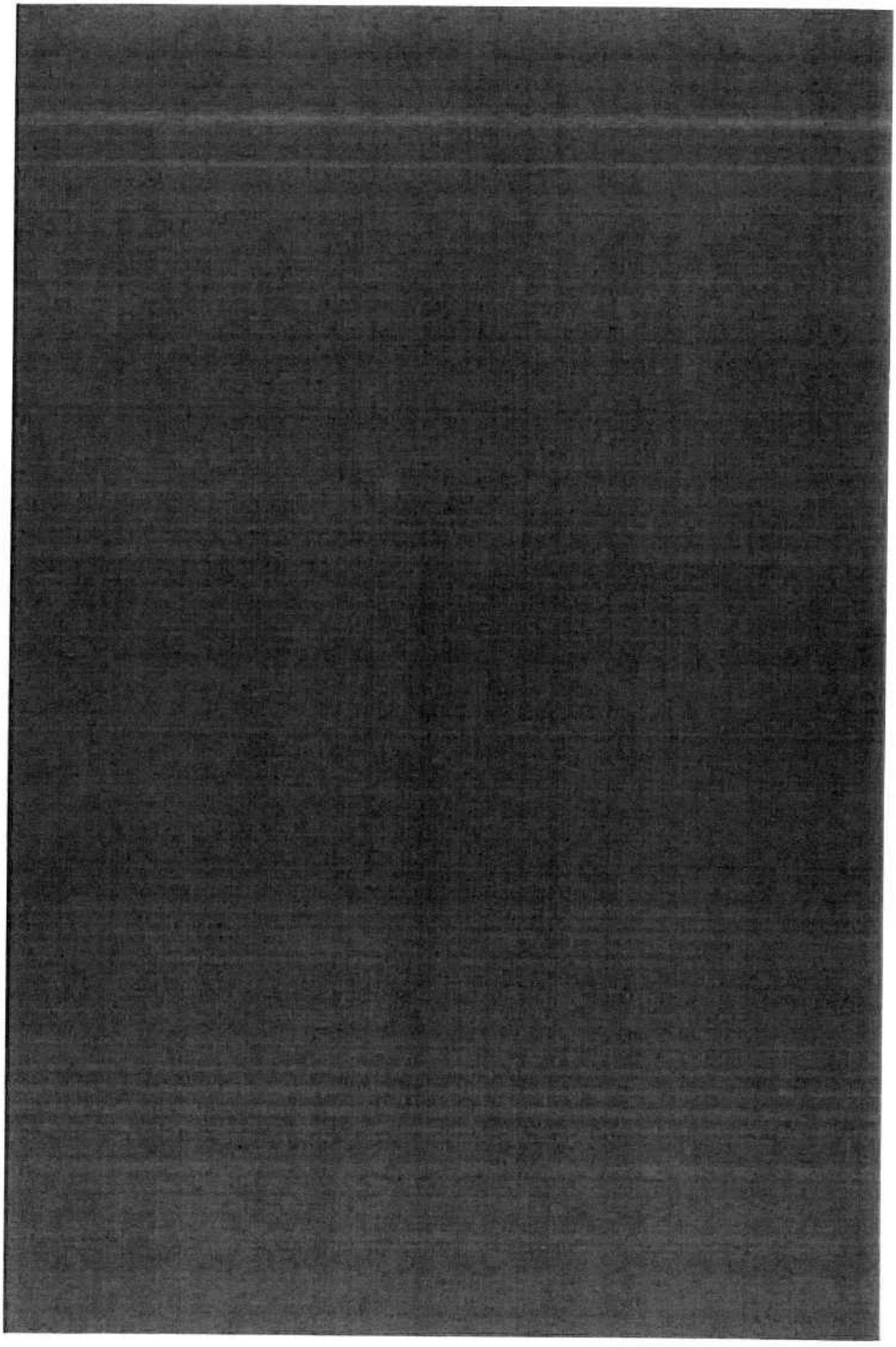
認定番号	認
申請者	実習実施者届出番号 氏名又は名称 住所
技能実習生	氏名 国籍（地域） 生年月日及び性別
確認内容	
備考	

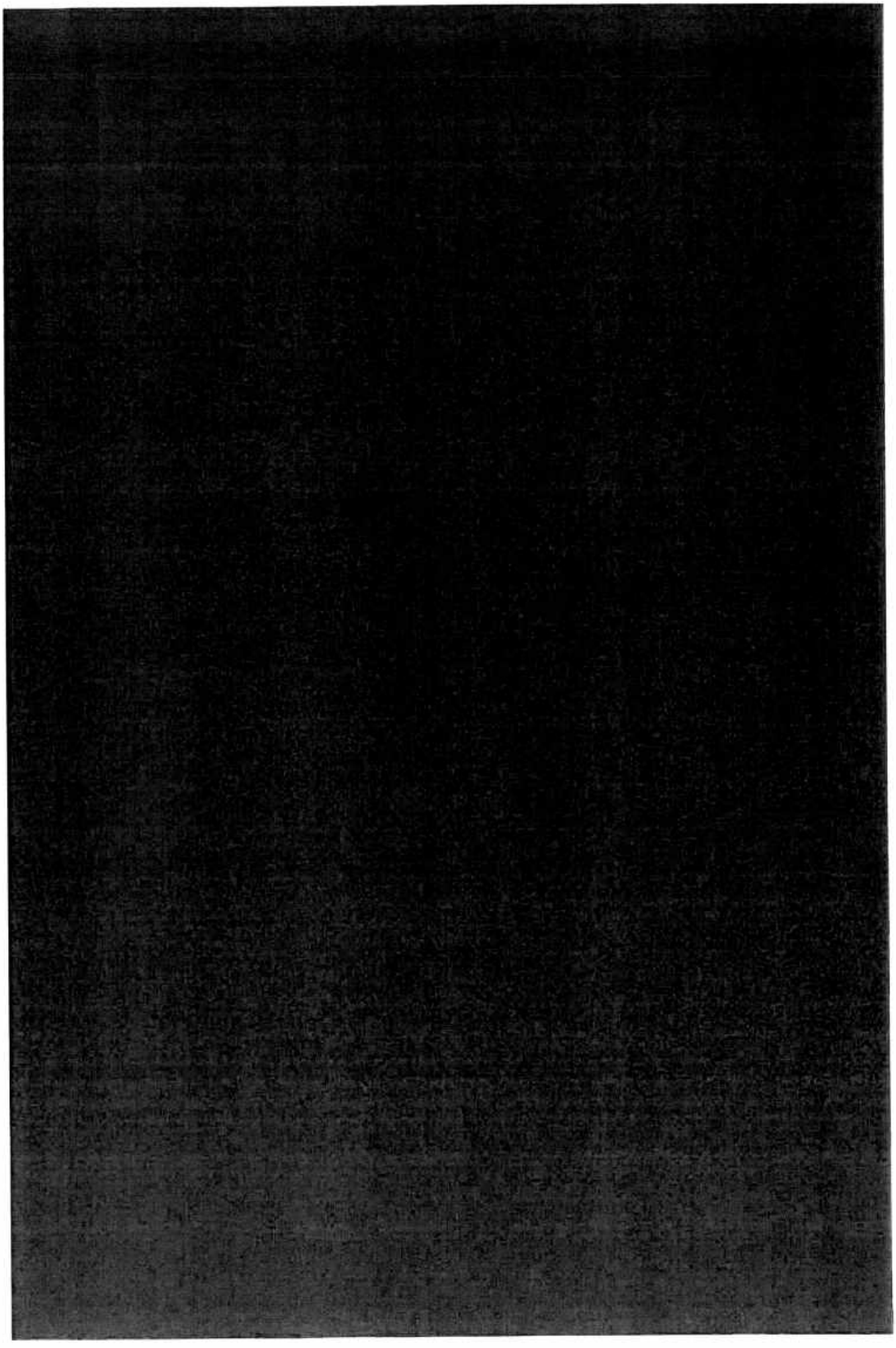


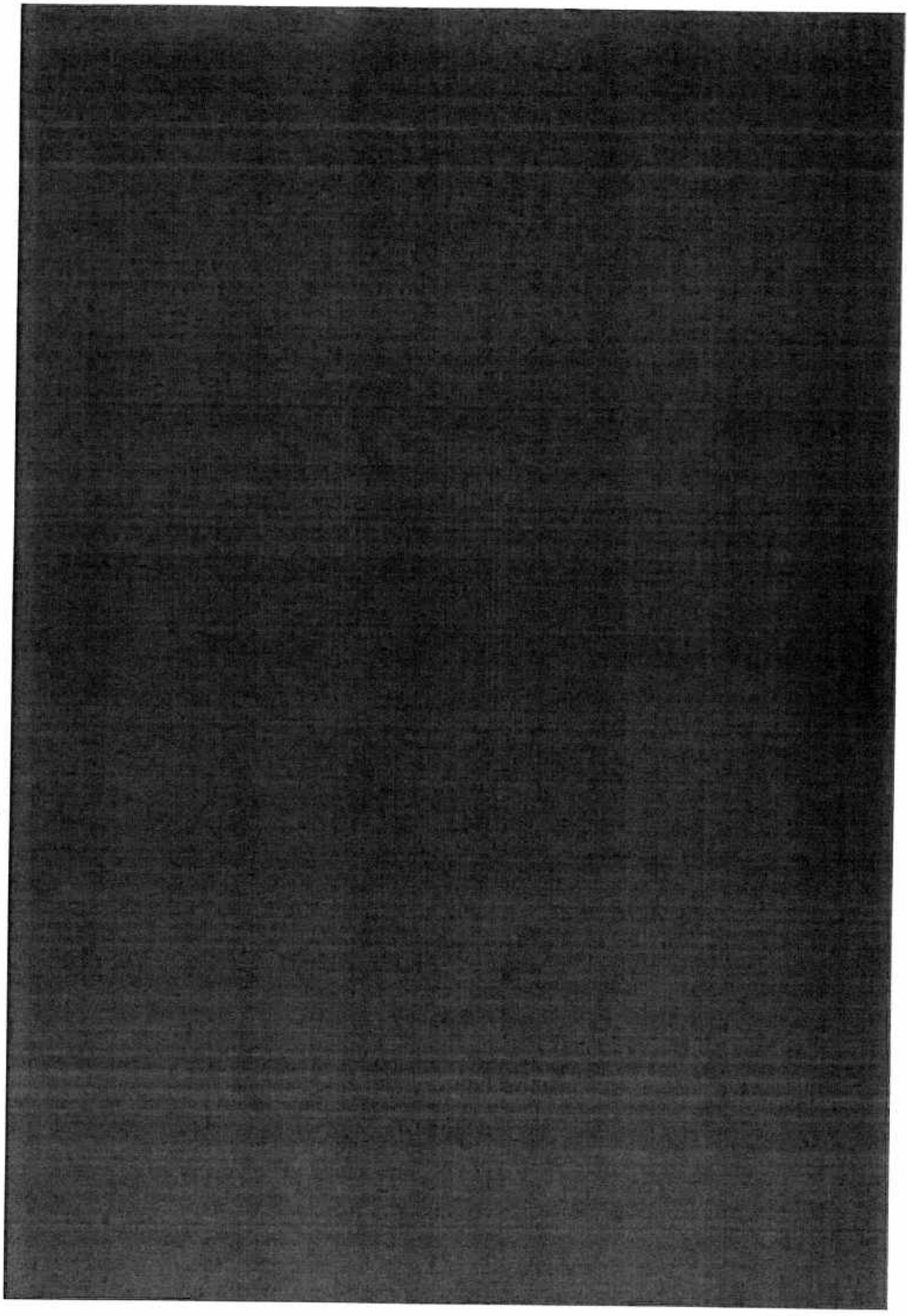


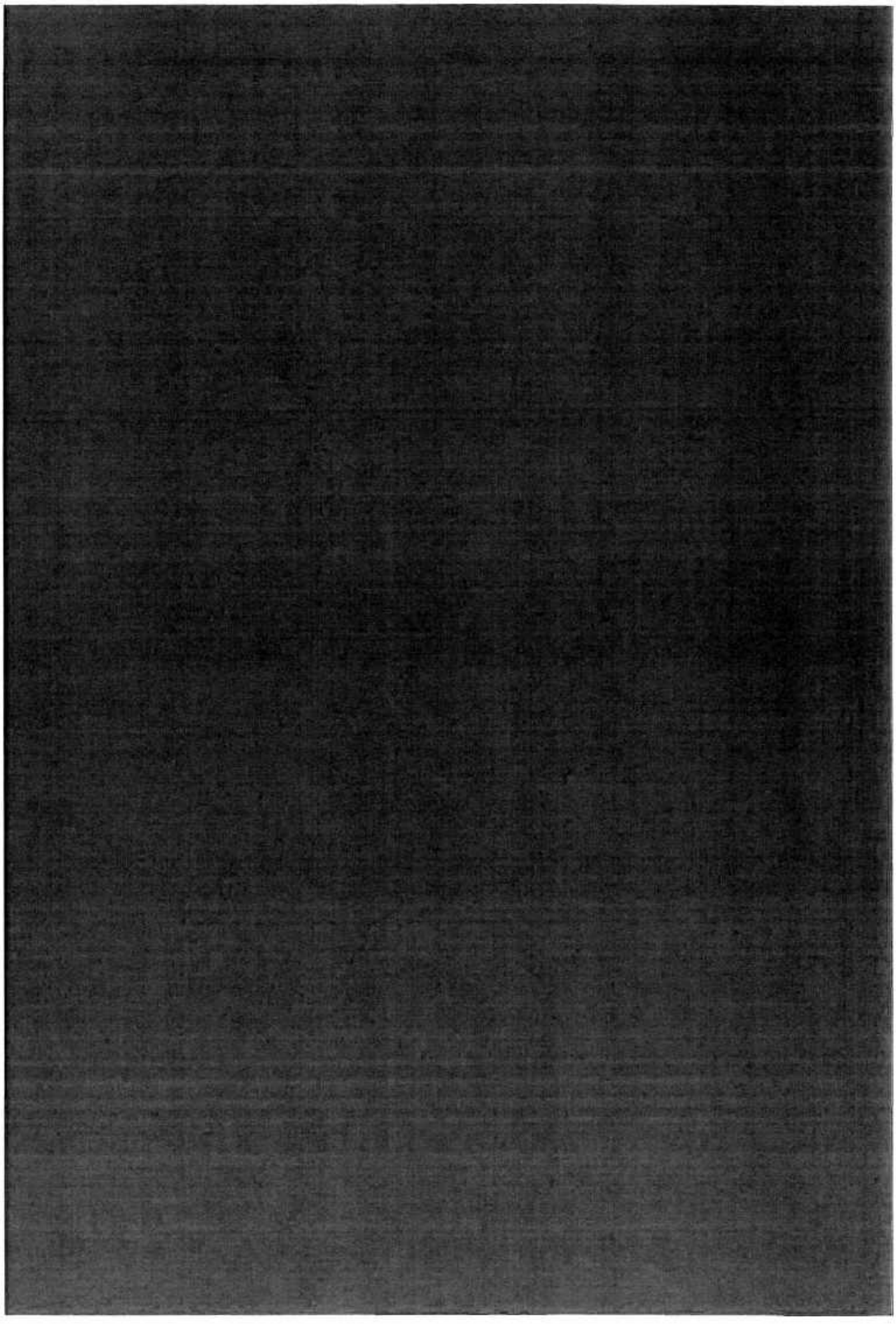


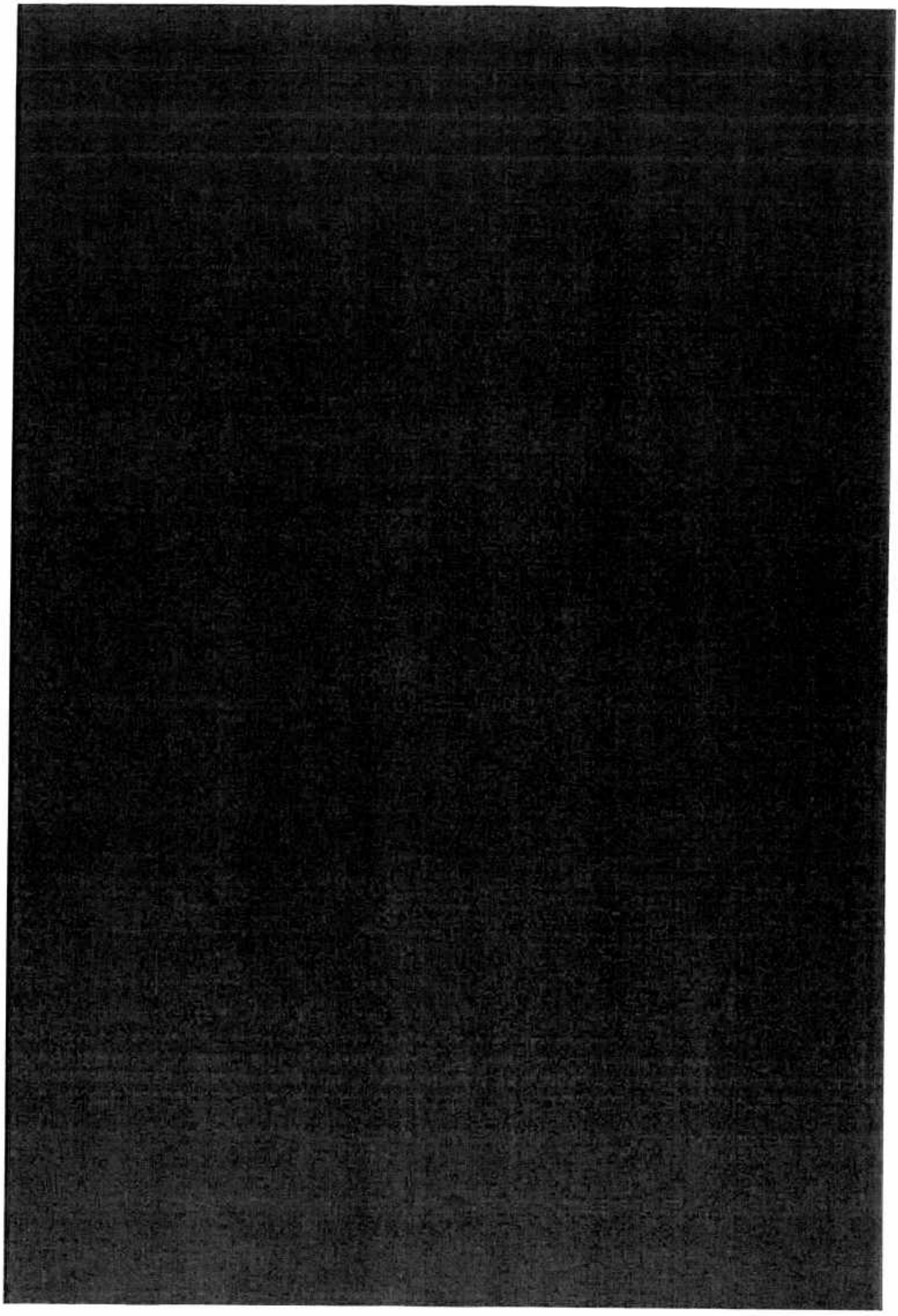


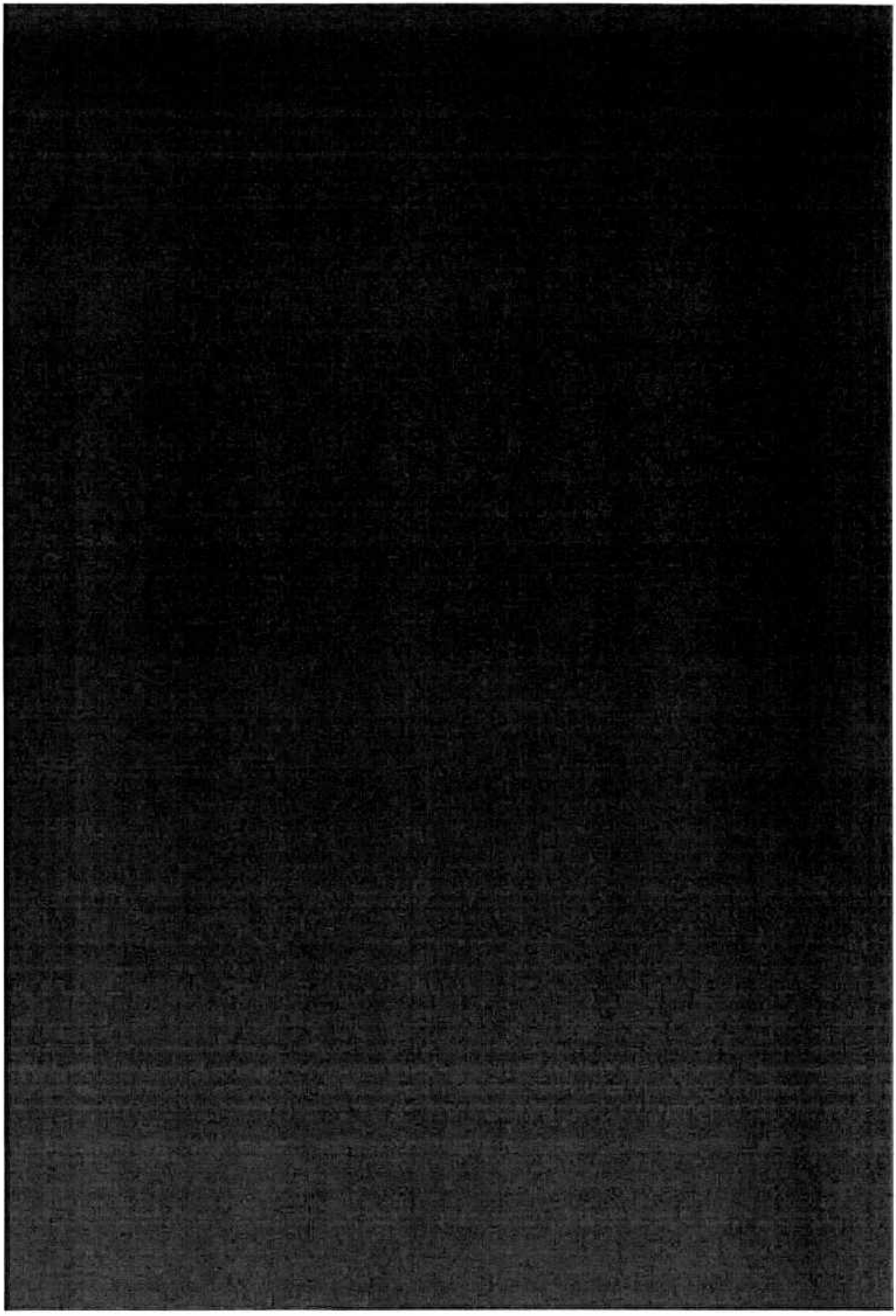


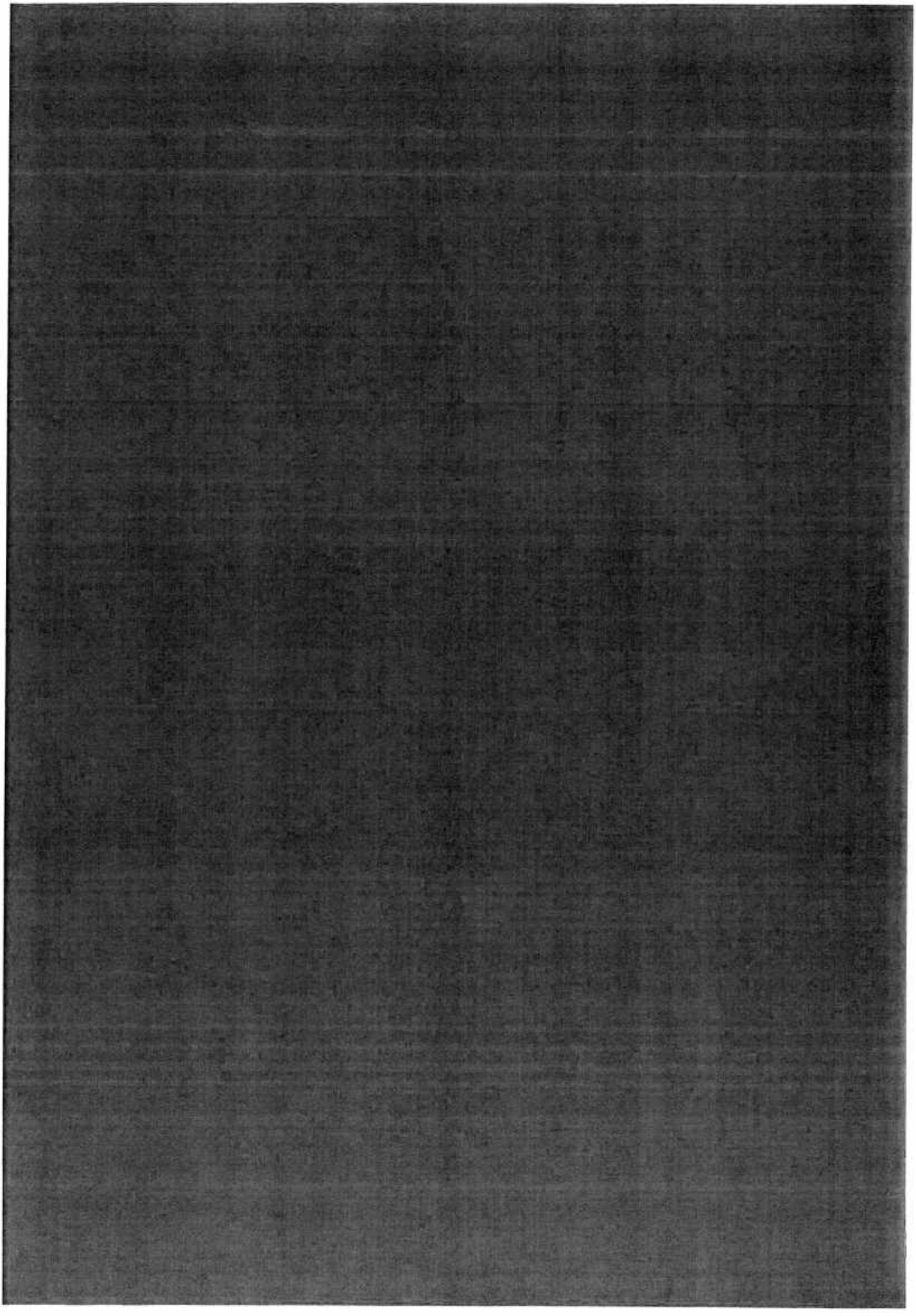


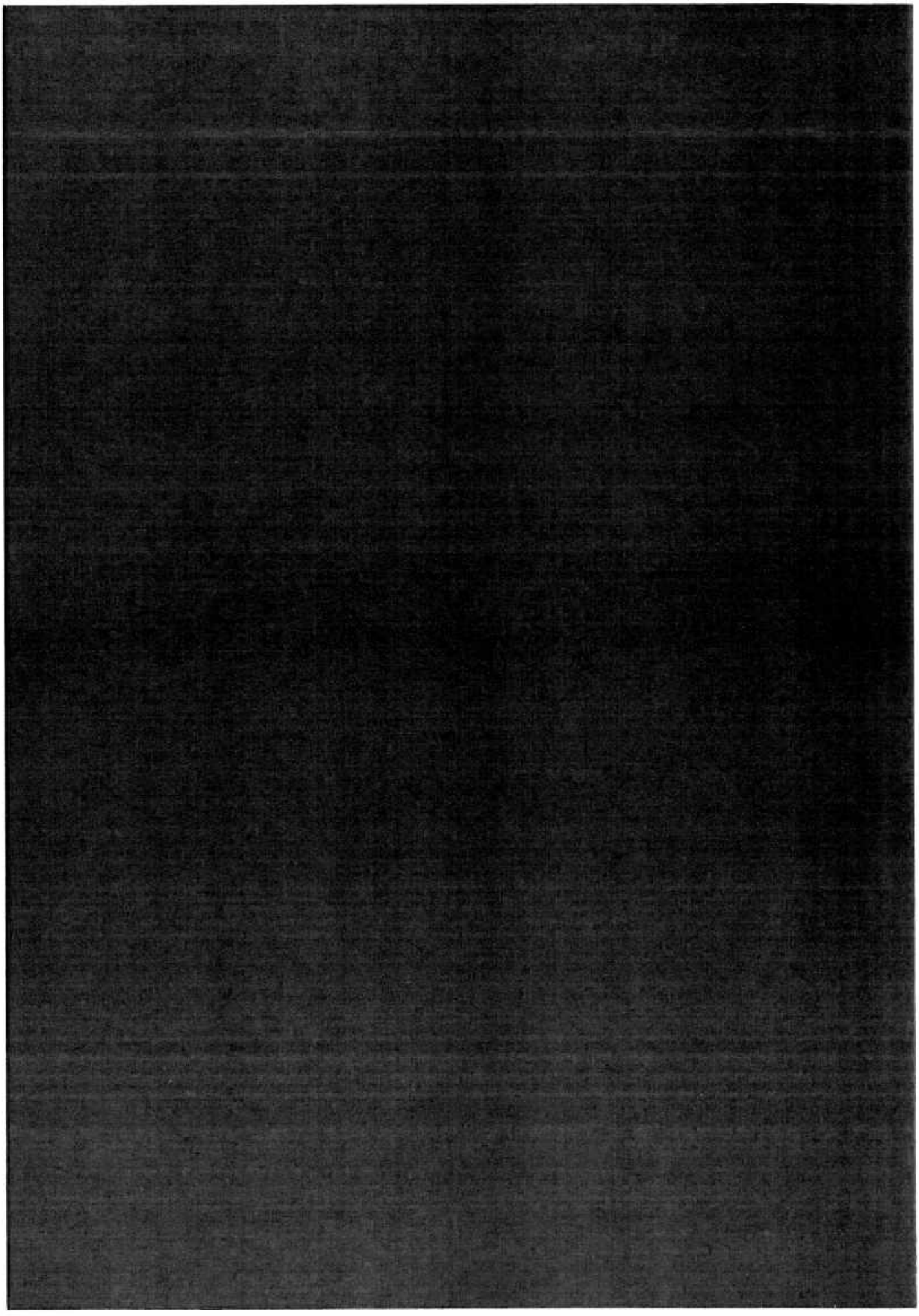


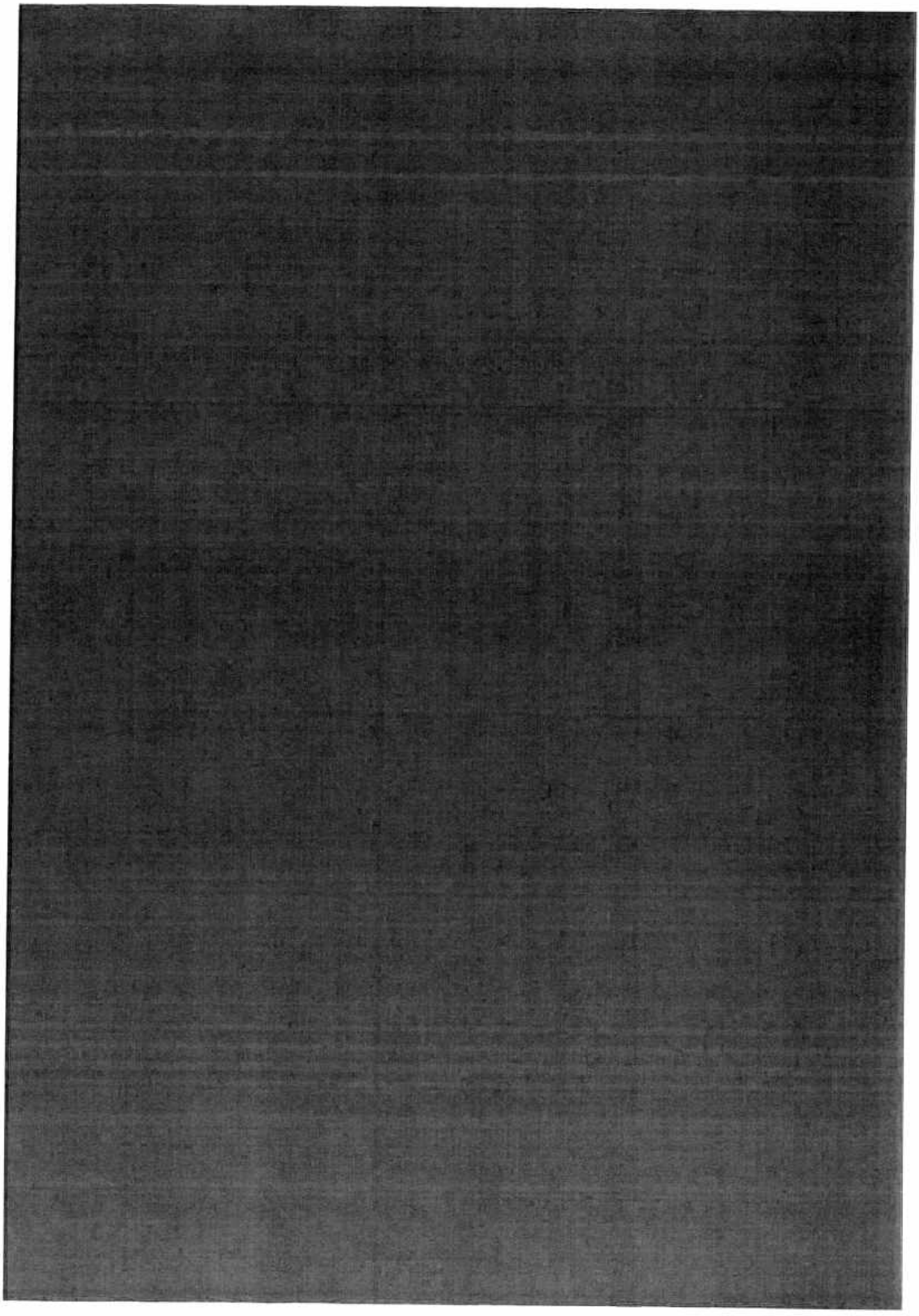


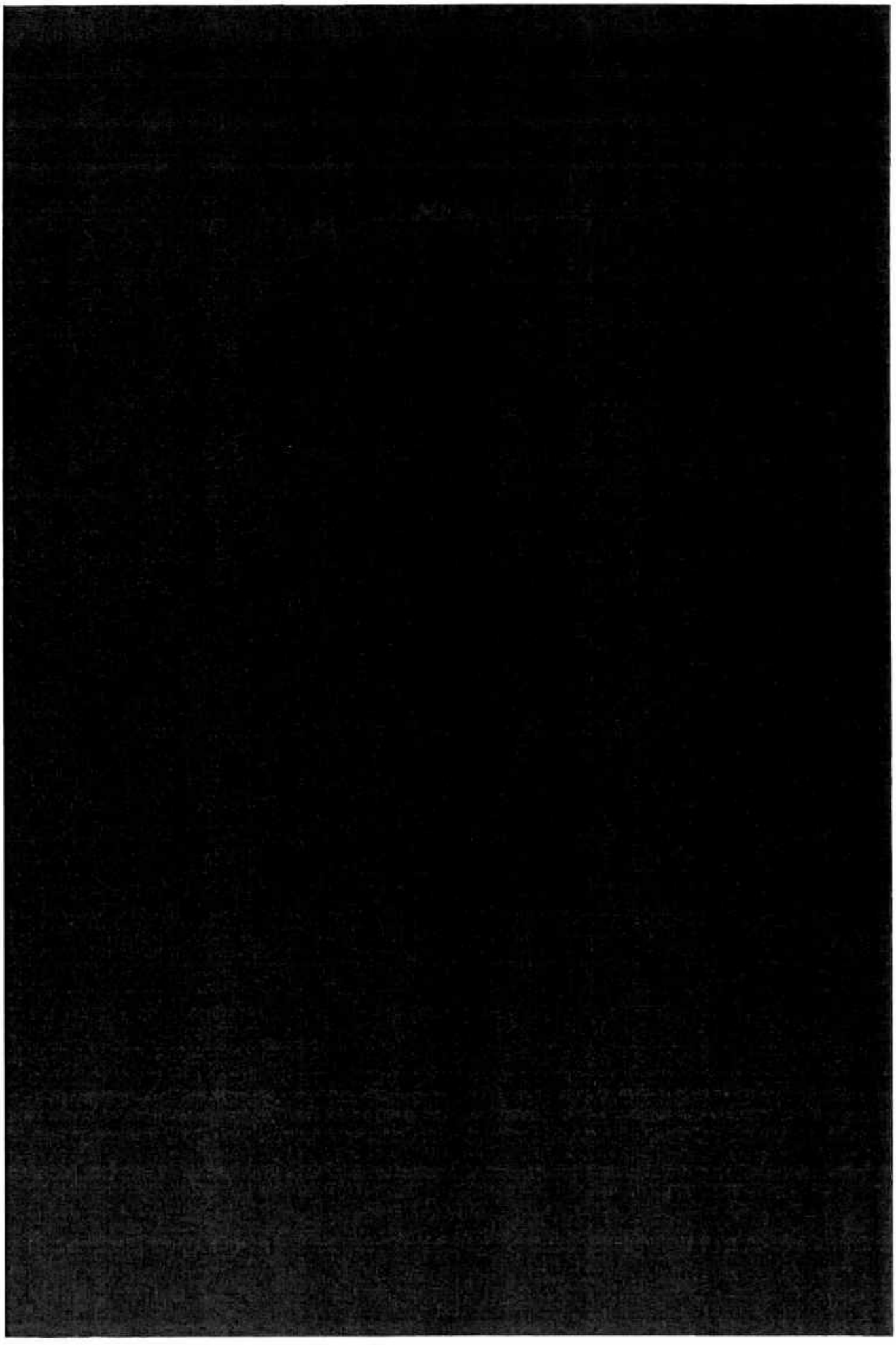


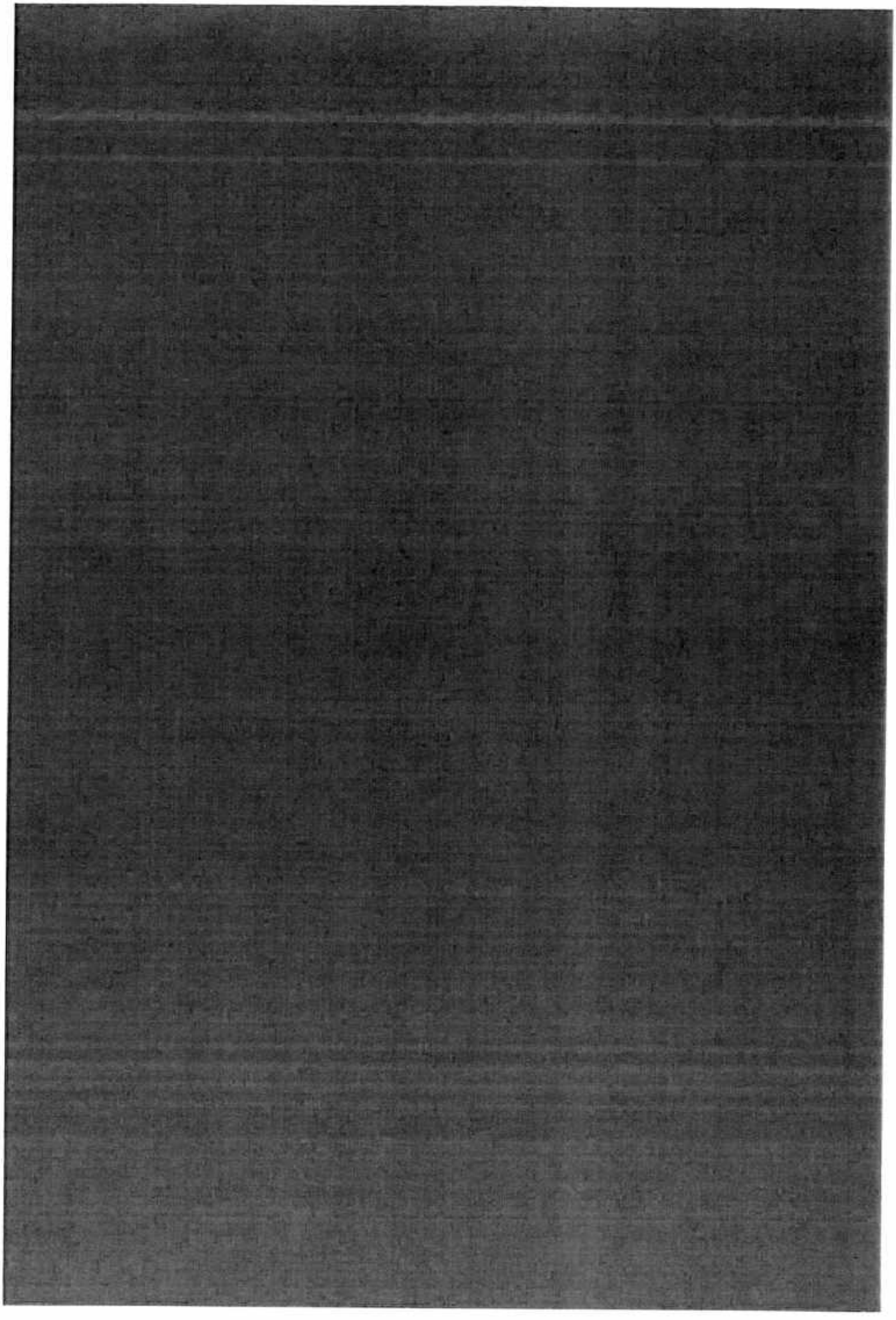


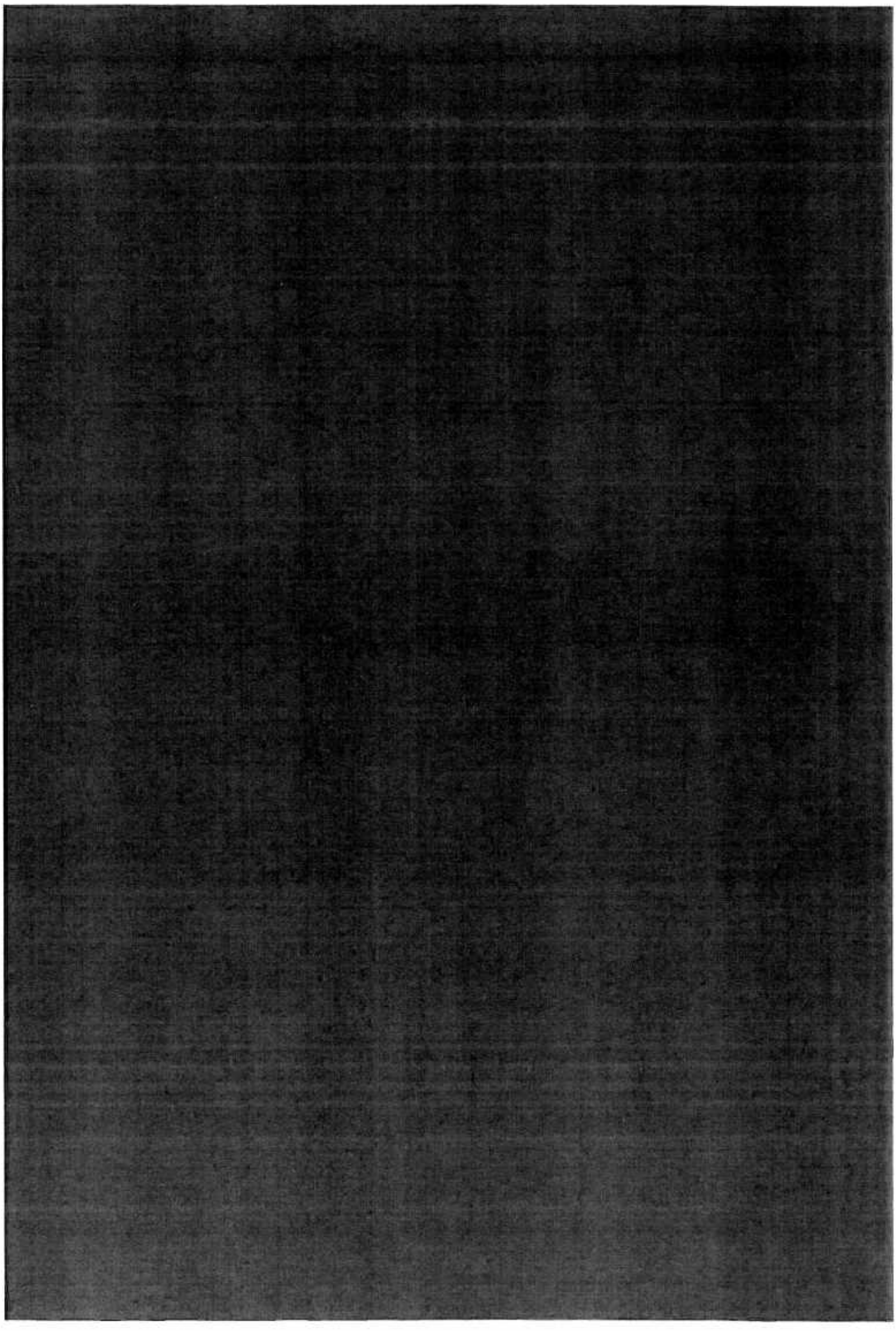












特定分野の要件適合性審査チェックリスト(介護)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)1号特定技能外国人が従事する業務 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)とし、訪問介護等の訪問系サービスにおける業務は対象としない。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)	・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1－2号)	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1．1号特定技能外国人が従事する業務 介護分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格等により確認された技能を要する身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)の業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等)に付随的に従事することは差し支えない。 また、1号特定技能外国人の就業場所は、技能実習同様、「介護」業務の実施が一般的に想定される範囲、具体的には、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められる施設とする。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)	・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1－2号)	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条　介護分野における出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人(同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。)に係る特定技能雇用契約(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。)第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。)において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ．就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□
告示第二条　介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成三十一年法務省令第六十六号)第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。 一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下この条において「一号特定技能外国人」という。)を受け入れる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)	・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1－2号)	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
二　一号特定技能外国人を受け入れる事業所において、一号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の介護の在留資格、五の表の特定活動の在留資格（経済連携協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する介護福祉士として従事する活動を指定されたものに限る。）又は別表第二の上欄の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を含む。）の常勤の介護職員の総数を超えないこと。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）	・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第1－2号）	①介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第1－2号）の項番④「現在受け入れている1号特定技能外国人の数」が、項番⑤「日本人等の常勤の介護職員の数」の総数を超えていないことを確認する。 ②なお、「日本人等」の中には、技能実習生、EPA介護福祉士候補者及び留学生は含まれないことに留意する。	□
三　厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。ただし、一号特定技能外国人を受け入れていない機関にあっては、一号特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。	□
四　協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）	－	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）が提出されていることを確認する。	□
五　介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）	－	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(ビルクリーニング)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係(1号特定技能外国人) 建築物内部の清掃 イ 試験区分3(2)ア関係(2号特定技能外国人) 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)	－	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住居を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を要件とする。		○	－	特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書	技能検定1級(ビルクリーニング)合格者の実務経験は、公益社団法人ビルメンテナンス協会の発行する「特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写しが提出されていることを確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務のほか、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務をいう。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)	－	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第一条　ビルクリーニング分野における出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び同令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。）において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）	雇用条件書（参考様式第1－6号）	①ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書（参考様式第1－6号）の「Ⅱ．就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□
告示第二条　ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第六十七号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。 一　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人又は同欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）	「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号））	①ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）が提出されていることを確認する。 ②「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書として、「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号）が提出されていることを確認する。	□
二　厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。ただし、一号特定技能外国人を受け入れていない機関にあっては、一号特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書	①ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請においてビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることをを確認する。	□
三　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）	－	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
四　協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)	-	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)が提出されていることを確認する。	□
五　ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)	-	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業産業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 別表1b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 別表2b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	-	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。	/	○	-	特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書(分野参考様式第3－2号)	技能検定1級合格者の場合の実務経験は、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業産業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第3－2号)が提出されていることを確認する。 ※製造分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(鋳造の例:加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」の試験合格並びに実務経験又は「技能検定1級」の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	-	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野(以下、単に「製造業分野」という。)に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号及び第二号に掲げる活動を行う事業所が、平成二十五年総務省告示第四百五号(統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一　細分類二一九四一鋳型製造業(中子を含む。) 二　小分類二二五一鉄素形材製造業 三　小分類二三五一非鉄金属素形材製造業 四　細分類二四二二一機械刃物製造業 五　細分類二四二四一作業工具製造業 六　細分類二四三一一配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く。) 七　小分類二四五一金属素形材製品製造業 八　細分類二四六二一溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く。) 九　細分類二四六四一電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く。) 十　細分類二四六五一金属熱処理業 十一　細分類二四六九一その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。) 十二　小分類二四八一ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 十三　中分類二五一はん用機械器具製造業(ただし、細分類二五九一一消火器具・消火装置製造業を除く。) 十四　中分類二六一生産用機械器具製造業 十五　中分類二七一業務用機械器具製造業(ただし、小分類二七四一医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六一武器製造業を除く。) 十六　中分類二八一電子部品・デバイス・電子回路製造業 十七　中分類二九一電気機械器具製造業(ただし、細分類二九二二一内燃機関電装品製造業を除く。) 十八　中分類三〇一情報通信機械器具製造業 十九　細分類三二九五一工業用模型製造業	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	-	製造業産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第三条　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。						
一　経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(次号において「協議会」という。)の構成員であること。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書	①製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。 ②製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書	□
二　経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	-	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
三　特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号）	－	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号）が提出されていることを確認する。	□
四　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号）	－	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(建設)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係(1号特定技能外国人) 別表1b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分3(2)ア関係(2号特定技能外国人) 別表2b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。	○	○	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)	-	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 技能水準(試験区分及び実務経験) ア 試験区分 別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験 イ 実務経験 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を要件とする。		○	-	2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書(分野参考様式第6—3号)	次の①から③までのいずれかを確認する。 ①希望する業務区分に応じた建設キャリアアップシステムにおけるレベル3の能力評価(レベル判定)結果通知書の写し ②建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6—3号) ③建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6—3号)及び経歴証明書(分野参考様式第6-3号別紙)	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 建設分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。	○	○	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)	-	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 建設分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第二条第九項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)	-	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　建設分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関(以下「特定技能所属機関」という。)の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。						
一　出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下「一号特定技能外国人」という。)と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。 イ　一号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。 ロ　イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第七条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。 ハ　ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 ニ　特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。	○		建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)	認定証(様式第3)	①建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)が提出されていることを確認する。 ②認定証(様式第3)が提出されていることを確認する。	□
二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。 イ　建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可(同条第三項の許可の更新を含む。以下同じ。)を受けていること。 ロ　建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。)に登録していること。 ハ　第十条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、　同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。		○	建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書(分野参考様式第6—2号)	建設業法(昭和24法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類	①建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書(分野参考様式第6—2号)が提出されていることを確認する。 ②建設業法(昭和24法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類が提出されていることを確認する。 ③特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第三条　前条第一号の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第一により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。 2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　認定申請者に関する事項 二　国内人材確保の取組に関する事項 三　一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項 四　一号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項 3　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一　認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。 イ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の許可を受けていること。 ロ　建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、 当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供 するものをいう。以下同じ。）に登録していること。 ハ　第十条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。 ニ　建設特定技能受入計画の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。 ホ　職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。 二　一号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。 三　一号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第二により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。 四　一号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は一号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。						
五　一号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。 六　一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。 七　一号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）第二の二に規定する外国人建設就労者をいう。以下同じ。）の総数の合計が常勤の職員（一号特定技能外国人、技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生をいう。）及び外国人建設就労者を含まない。）の総数を超えないこと。 八　一号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。						

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第四条　国土交通大臣は、第二条第一号の認定をしたときは、認定申請者に対し、様式第三による認定証を交付するものとする。 2　国土交通大臣は、第二条第一号の認定を受けた建設特定技能受入計画（以下「認定受入計画」という。）の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、第七条に規定する適正就労監理機関及び第十条の登録を受けた法人に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限度の範囲で、前項の認定証に記載された内容を提供することができる。						■
告示第五条　特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。 2　特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。 3　前二条の規定は、第一項の認定について準用する。						■
告示第六条　国土交通大臣は、認定受入計画（前条第一項の規定による変更の認定及び同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。 2　国土交通大臣は、一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。						■
告示第七条　適正就労監理機関は、国土交通大臣が、次に掲げる一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有すると認めた者とする。 一　特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言 二　一号特定技能外国人からの苦情又は相談への対応 三　その他一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保のために必要な業務						■
告示第八条　国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。 一　認定受入計画が第三条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。 二　認定受入計画が適正に実施されていないとき。 三　不正の手段により第二条第一号又は第五条第一項の認定を受けたとき。 四　第六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。						■
告示第九条　国土交通大臣は、建設分野に係る特定技能所属機関が第二条各号に掲げる基準のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その旨を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。						■

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第十一条　前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　名称及び住所並びにその代表者の氏名 二　事務所の所在地 三　特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項 2　前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。						■
告示第十二条　国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該 当する者があるもの イ　第十六条の規定により第十条の登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消し処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を 経過しないもの ロ　第十条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 二　特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者 三　第十六条の規定により第十条の登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者						■
告示第十三条　国土交通大臣は、第十一条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を登録申請者に通知しなければならない。						■
告示第十四条　第十条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 2　第十一条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。						■
告示第十五条　国土交通大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。						■

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第十六条　国土交通大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 一　第十二条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。 二　第十四条第一項の規定に違反したとき。 三　不正の手段により第十条の登録を受けたとき。 四　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 2　国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。						■
告示第十七条　国土交通大臣は、第十条の登録をしたとき又は登録法人から第十四条第一項の規定による変更の届出（第十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。 一　名称及び住所並びにその代表者の氏名 二　事務所の所在地 三　登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日 2　国土交通大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。 一　名称及び住所並びにその代表者の氏名 二　登録をした年月日 三　登録を取り消した年月日 3　前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。						■

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(造船・舶用工業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係(1号特定技能外国人) 別表b. 業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分3(2)ア関係(2号特定技能外国人) 別表2b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。		○		造船・舶用工業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第7－3号)	技能検定1級合格者の場合の実務経験は、造船・舶用工業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第7－3号)が提出されていることを確認する。 ※造船・舶用工業分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 造船・舶用工業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:資材の運搬、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。また、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・舶用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 造船・舶用工業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　造船・舶用工業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第六条第一項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第二条第一項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・舶用工業分野に係る事業を営む者であること。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	船舶製造業・修繕事業等の届出を行っていることを証する文書 又は 小型船の製造業・修繕業に係る登録を受けいていることを証する文書	①造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。 ②船舶製造業・修繕事業等の届出を行っていることを証する文書、又は、小型船の製造業・修繕業に係る登録を受けいていることを証する文書が提出されていることを確認する。	□
二　国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に当該協議会の構成員となること。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	①造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。	□
三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。	□
四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合おいて、第二号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「造船・舶用工業分野に係る一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第7－2号）	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第7－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していることを確認した場合は、造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていること確認する。 なお、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・舶用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(自動車整備)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8－1号)	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 道路運送車両法(昭和26 年法律第185 号)第78 条第1項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場(以下「認証工場」という。)における実務経験を要件とする。		○	－	－	自動車整備分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 自動車整備分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:整備内容の説明、関連部品の販売、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)又は(2)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の基礎的な業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(3)又は(4)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8－1号)	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 自動車整備分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第8－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第8－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第一項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。	○	○	－	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料が提出されていることを確認する。	□
二　国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に当該協議会の構成員となること。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）	・自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書（特定技能所属機関） ・自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	①自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認し、次回の在留諸申請において協議会に加入していることを証する文書が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）が提出されていることを確認する。	□
四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）が提出されていることを確認する。	□
五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。 イ　前三号のいずれにも該当すること。この場合において、第二号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「自動車整備分野に係る一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。 ロ　一級又は二級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第五十五条第一項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第三項に規定する養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。	○		自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第8－2号）	・自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書（登録支援機関） ・自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関） ・自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者ことを証する文書 又は 自動車整備実務経験証明書（分野参考様式第8－3号）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認し、次回の在留諸申請において協議会に加入していることを証する文書が提出されていることを確認する。 ③自動車整備士養成施設の代表者が作成した自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者であることを証する文書、が提出されていること又は自動車整備実務経験証明書（分野参考様式第8－3号）の記載から自動車整備士の養成施設で5年以上指導した経験を有している者であることを確認する。	□
六　特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(航空)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 別表1b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 別表2b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9－1号)	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 (ア)空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。 (イ)航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。		○	－	航空分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第9－3号)	航空従事者技能証明取得者の実務経験は、航空分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第9－3号)が提出されていることを確認する。 ※航空分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 航空分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業、除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9－1号)	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 航空分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第9－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第9－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　航空分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）	（空港グランドハンドリングの場合） a 国管理空港における空港管理規則に基づく構内営業の承認書、又は、会社管理・地方自治体管理空港における空港管理者よる営業の承認、許可を証明する書類 b 航空法に基づく航空運送事業の経営許可書 （航空機整備の場合） c 国土交通省航空局の「航空安全情報管理・提供システム」に掲載される事業場情報一覧において、該当する事業場を示したもの d（業務の委託を受ける事業者の場合）国土交通大臣の認定を受けた①の上記事業者との航空機整備等に係る委託契約書の写し	（空港グランドハンドリングの場合） 左記aの国管理空港における空港管理規則に基づく構内営業の承認書、又は、会社管理・地方自治体管理空港における空港管理者よる営業の承認、許可を証明する書類 又は 左記bの航空法に基づく航空運送事業の経営許可書が提出されていることを確認する。 （航空機整備） ①左記cの航空法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の業務の能力について国土交通大臣の認定を受けた事業場を運営する事業者であることを確認する。 又は ②左記c及びdの、航空法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の業務の能力について国土交通大臣の認定を受けた事業場を運営する事業者から委託を受けている事業者であることを確認する。	□
一　空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の承認を受けた者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第十三条第一項の承認を受けた者若しくは同規則第十二条第一項、第十二条の二第一項若しくは第十三条第一項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第二十条第一項第三号、第四号若しくは第七号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。						
二　国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に当該協議会の構成員となること。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）	航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書	①航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。	□
三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。	□
五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第二号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る一号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第9－2号）	航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第9－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第9－2号）	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(宿泊)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第10－1号)	-	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第10－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事した実務経験を要件とする。		○	-	-	※宿泊分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 宿泊分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:館内販売、館内備品の点検・交換等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務で、複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務をいう。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第10－1号)	-	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第10－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 宿泊分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第10－1号)	雇用条件書(参考様式第6－1号)	①宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第10－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第6－1号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。						
一　旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。 イ　旅館業法第三条第一項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。 ロ　一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）及び二号特定技能外国人（同欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。ハにおいて同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「風営法」という。）第二条第六項第四号に規定する施設において就労させないこととしていること。 ハ　一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人に、風営法第二条第三項に規定する接待を行わせないこととしていること。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	旅館業許可証（旅館・ホテル営業許可書）	①宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）が提出されていることを確認する。 ②旅館業許可証（旅館・ホテル営業許可証）が提出されていることを確認する。	□
二　国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に当該協議会の構成員となること。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	①宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）が提出されていることを確認する。 ②賃算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。	□
三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	－	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）が提出されていることを確認する。	□
四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	－	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第二号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る一号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第10－2号）	宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第10－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する 実務経験を証明する書面を交付すること。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	-	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(農業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) (ア)耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) (イ)畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) (ア)耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務 (イ)畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務 (5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過渡に集中して就労することとならないようにするために必要な措置 農業の特性に鑑み、かつ、豪雪地域等年間を通じた農業生産が維持できない農村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な農業関連業務の範囲について柔軟に対応する。	○	○	(直接雇用の場合) 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:直接雇用)(分野参考様式第11－1号) (派遣雇用の場合) 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:派遣)(分野参考様式第11－3号)	－	農業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第11－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 次のいずれかを満たすことを実務経験の要件とする。 (ア)農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験 (イ)農業の現場における実務経験		○	－	－	※農業分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 農業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業)をいう。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。	○	○	農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:直接雇用)(分野参考様式第11－1号)	－	農業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第11－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示　農業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。						
一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあっては、労働者を六月以上継続して雇用した経験を有すること。	○	○	農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号）	雇用条件書（参考様式第1－6号）	直接雇用により特定技能外国人を受け入れる場合は、以下について確認する。 ①農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号）が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書（参考様式第1－6号）の「Ⅱ．就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□
二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあっては、労働者を六月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第四十一条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。	○	○	農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）	・雇用条件書（参考様式第1－6号） ・派遣先責任者講習を受講したことを証する文書等	派遣雇用により特定技能外国人を受け入れる場合は、以下について確認する。 ①農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書（参考様式第1－6号）の「Ⅱ．就業の場所」の派遣雇用にチェックされていることを確認する。 ③派遣先責任者講習を受講したことを証する文書等が提出されていることを確認する。	□
三　農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	○	○	（直接雇用の場合） 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号） （派遣雇用の場合） 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）	農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類	①農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号）、又は、農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を確認する。	□
四　協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	○	○		－	農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号）、又は、農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）が提出されていることを確認する。	□
五　第二号に規定する場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。	○	○	派遣先事業者誓約書（分野参考様式第11－2号）	－	派遣雇用により特定技能外国人を受け入れる場合は、派遣先事業者誓約書（分野参考様式第11－2号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
六　登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第四号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。	○		登録支援機関誓約書（分野参考様式第11－4号）	－	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関誓約書（分野参考様式第11－4号）が提出されていることを確認する。	□
七　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を農業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。	○	○	（直接雇用の場合） 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号） （派遣雇用の場合） 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）	－	（直接雇用の場合） 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号）が提出されていることを確認する。 （派遣雇用の場合） 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(漁業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) (ア)漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) (イ)養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) (ア)漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。(イ)養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等)、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。 (5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置 さらに、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第12－1号)	－	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 (ア)漁船法(昭和25 年法律第178 号)上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。 (イ)漁業法(昭和24 年法律第267 号)及び内水面漁業の振興に関する法律(平成26 年法律第103 号)に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。		○	－	－	※2号漁業技能評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用要領(抜粋) 第3　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1．特定技能外国人が従事する業務 漁業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)ア及び2(1)若しくは(2)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を有する業務。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第12－1号)	－	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示　漁業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類(特定技能所属機関)	①漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類(特定技能所属機関)が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類(特定技能所属機関)が提出されていることを確認する。	□
一　農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。						
二　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)	－	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。	□
三　協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)	－	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
四　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第12－1号）	雇用条件書（参考様式第1－6号）	派遣雇用により特定技能外国人を受け入れる場合は、以下について確認する。 ①漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第12－1号）が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書（参考様式第1－6号）の「Ⅱ．就業の場所」の派遣雇用にチェックされていることを確認する。	□
五　登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第三号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。	○		漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第12－2号）	－	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、誓漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第12－2号）が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を漁業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第12－1号）	－	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第12－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(飲食料品製造業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13−1号)	−	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第13−1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。	/	○	−	−	※飲食料品製造業特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理作業等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保) (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13−1号)	−	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第13−1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。)が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13−1号)	雇用条件書(参考様式第1−6号)	①飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13−1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1−6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行う事業所が、平成二十五年総務省告示第四百五号（統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一　中分類〇九一食料品製造業 二　小分類一〇一一清涼飲料製造業 三　小分類一〇三一茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 四　小分類一〇四一製氷業 五　細分類五八六一一菓子小売業（製造小売） 六　細分類五八六三一パン小売業（製造小売） 七　細分類五八九七一豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	〇	〇	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13－1号）が提出されていることを確認する。	□
告示第三条　飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	〇	〇	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	①飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。	□
二　協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	〇	〇	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）が提出されていることを確認する。	□
三　農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	〇	〇	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
四　登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第一号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「飲食料品製造業分野に係る一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		飲食料品製造分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第13－2号）	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①飲食料品製造分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第13－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していることを確認した場合は協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 なお、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。	□
五　特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(外食業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び店舗経営	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)	保健所長の営業許可証の写し	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての実務経験(ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していない者に限る。)を要件とする。		○	－	－	※外食業特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1．特定技能外国人が従事する業務 外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)	保健所長の営業許可証の写し	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 外食業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項に下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。)が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ．就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条　第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦　の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。						
一　特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第四項に規定する接待飲食等営業を営む営業所において就労させないこととしていること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□
二　特定技能外国人に、風営法第二条第三項に規定する接待を行わせないこととしていること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□
三　農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	①外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。	□
四　協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□
五　農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
六　登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第三号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「外食業分野に係る一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行なおうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第14－2号）	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第14－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していることを確認した場合は、協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 なお、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。	□
七　特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□
八　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th colspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</th><th>試験免除等となる技能実習2号
職種</th><th>作業</th><th>技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">介護分野</td><td rowspan="3">【特定技能1号】
身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）</td><td>介護技能評価試験</td><td>介護日本語評価試験</td><td>国際交流基金
日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験
（N4以上）</td><td rowspan="3">介護</td><td rowspan="3">介護</td><td></td></tr>
<tr><td>介護福祉士養成施設修了</td><td>免除</td><td>免除</td><td></td></tr>
<tr><td>EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了（4年間）</td><td>免除</td><td>免除</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ビルクリーニング分野</td><td>【特定技能1号】
建築物内部の清掃</td><td>ビルクリーニング分野
特定技能1号評価試験</td><td colspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>ビルクリーニング</td><td>ビルクリーニング</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>ビルクリーニング分野
特定技能2号評価試験
技能検定1級
（ビルクリーニング）</td></tr>
</table>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野	【特定技能1号】 機械金属加工(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械金属加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
					非鉄金属鋳物鋳造	
		【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(鋳造) 製造分野特定技能1号評価試験(鍛造) 製造分野特定技能1号評価試験(ダイカスト) 製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(金属プレス加工) 製造分野特定技能1号評価試験(鉄工) 製造分野特定技能1号評価試験(工場板金) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形)製造分野特定技能1号評価試験(塗装) 製造分野特定技能1号評価試験(溶接) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)		鍛造	ハンマ型鍛造	
					プレス型鍛造	
				ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	
					コールドチャンバダイカスト	
				機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				金属プレス加工	金属プレス	
				鉄工	構造物鉄工	
				工場板金	機械板金	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
工業製品製造業分野				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成形	
					ブロー成形	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
					鋼橋塗装	
					噴霧塗装	

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通（特定技能1号・2号）</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">工業製品製造業分野</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td>職種</td><td>作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">溶接</td><td>手溶接</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>半自動溶接</td></tr>
<tr><td>工業包装</td><td>工業包装</td></tr>
<tr><td>強化プラスチック成形</td><td>手積み積層成形</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">金属熱処理業</td><td>全体熱処理</td></tr>
<tr><td>表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）</td></tr>
<tr><td>部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）</td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
機械金属加工（複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>製造分野特定技能2号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）
技能検定1級（鋳造）
技能検定1級（鍛造）
技能検定1級（ダイカスト）
技能検定1級（機械加工）
技能検定1級（金属プレス加工）
技能検定1級（鉄工）
技能検定1級（工場板金）
技能検定1級（仕上げ）
技能検定1級（機械検査）
技能検定1級（機械保全）
技能検定1級（電気機器組立て）
技能検定1級（プラスチック成形）
技能検定1級（塗装）
技能検定1級（工業包装）
技能検定1級（金属熱処理）</td></tr>
</table>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野	【特定技能1号】 電気電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気電子機器組立て) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成形	
					ブロー成形	
				プリント配線板製造	プリント配線板設計	
					プリント配線板製造	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野				電子機器組立て	電子機器組立て	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				工業包装	工業包装	
				強化プラスチック成形	手積み積層成形	
	【特定技能2号】 電気電子機器組立て(複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理)					製造分野特定技能2号評価試験(電気電子機器組立て)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械検査) 技能検定1級(機械保全) 技能検定1級(電子機器組立て) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(プリント配線板製造) 技能検定1級(プラスチック成形) 技能検定1級(工業包装)

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通（特定技能1号・2号）</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>職種</td><td>作業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工業製品製造業分野</td><td>【特定技能1号】
金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事）</td><td>製造分野特定技能1号
評価試験（金属表面処理）</td><td rowspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td rowspan="2">めっき</td><td>電気めっき</td><td rowspan="2">製造分野特定技能2号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）
技能検定1級（めっき）
技能検定1級（アルミニウム陽極酸化処理）</td></tr>
<tr><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a．試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）に合格したものとみなす。

製造分野特定技能1号評価試験（めっき）
製造分野特定技能1号評価試験（アルミニウム陽極酸化処理）</td><td>溶融亜鉛めっき</td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td>アルミニウム陽極酸化処理</td><td>陽極酸化処理</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
紙器・段ボール箱製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事）</td><td>製造分野特定技能1号
評価試験（紙器・段ボール箱製造）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td rowspan="4">紙器・段ボール箱製造</td><td>印刷箱打抜き</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>印刷箱製箱</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>貼箱製造</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>段ボール箱製造</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能1号】
コンクリート製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事）</td><td>製造分野特定技能1号
評価試験（コンクリート製品製造）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>コンクリート製品製造</td><td>コンクリート製品製造</td><td></td></tr>
</table>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野	【特定技能1号】 RPF製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破砕・成形等の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(RPF製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	RPF製造	RPF製造	
	【特定技能1号】 陶磁器製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(陶磁器製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	
					圧力鋳込み成形	
					パッド印刷	
	【特定技能1号】 印刷・製本(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(印刷・製本)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	印刷	オフセット印刷	
					グラビア印刷	
				製本	製本	
	【特定技能1号】 紡織製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(紡織製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	紡績運転	前紡工程	
					精紡工程	
					巻糸工程	
					合ねん糸工程	
				織布運転	準備工程	
					製織工程	
					仕上工程	
				染色	糸浸染	
					織物・ニット浸染	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野				ニット製品製造	靴下製造	
					丸編みニット製造	
				たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
				カーペット製造	織じゅうたん製造	
					タフテッドカーペット製造	
					ニードルパンチカーペット製造	
	【特定技能1号】 縫製(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(縫製)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
				紳士服製造	紳士既製服製造	
				下着類製造	下着類製造	
				寝具製作	寝具製作	
				帆布製品製造	帆布製品製造	
				布はく縫製	ワイシャツ製造	
				座席シート縫製	自動車シート縫製	

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="20">建設分野</td><td rowspan="20">【特定技能1号】
土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）</td><td rowspan="8">建設分野特定技能1号評価試験（土木）
技能検定3級（型枠施工）
技能検定3級（鉄筋施工）
技能検定3級（とび）
技能検定3級（造園）
技能検定3級（塗装）</td><td rowspan="20">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td rowspan="2">さく井</td><td>パーカッション式さく井工事作業</td><td rowspan="20"></td></tr>
<tr><td>ロータリー式さく井工事作業</td></tr>
<tr><td>型枠施工</td><td>型枠工事作業</td></tr>
<tr><td>鉄筋施工</td><td>鉄筋組立て作業</td></tr>
<tr><td>とび</td><td>とび作業</td></tr>
<tr><td>コンクリート圧送施工</td><td>コンクリート圧送工事作業</td></tr>
<tr><td>ウェルポイント施工</td><td>ウェルポイント工事作業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建設機械施工</td><td>押土・整地作業</td></tr>
<tr><td>積込み作業</td></tr>
<tr><td>掘削作業</td></tr>
<tr><td>締固め作業</td></tr>
<tr><td>鉄工</td><td>構造物鉄工作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">塗装</td><td>建築塗装作業</td></tr>
<tr><td>鋼橋塗装作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">溶接</td><td>手溶接</td></tr>
<tr><td>半自動溶接</td></tr>
<tr><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a．試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（土木）に合格したものとみなす。

建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工）
建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送）
建設分野特定技能1号評価試験（トンネル推進工）
建設分野特定技能1号評価試験（建設機械施工）
建設分野特定技能1号評価試験（土工）
建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工）
建設分野特定技能1号評価試験（とび）
建設分野特定技能1号評価試験（海洋土木工）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通(特定技能1号・2号)</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th>技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建設分野</td><td>【特定技能2号】
土木(複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理)</td><td></td><td></td><td>職種</td><td>作業</td><td>建設分野特定技能2号評価試験(土木)
技能検定1級(型枠施工)
技能検定1級(コンクリート圧送施工)
技能検定1級(鉄筋施工)
技能検定1級(とび)
技能検定1級(ウェルポイント施工)
技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業))
技能検定1級(塗装)
技能検定1級(さく井)
技能検定1級(造園)
技能検定単一等級(路面標示施工)</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
建築(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事)</td><td>建設分野特定技能1号評価試験(建築)
技能検定3級(型枠施工)
技能検定3級(左官)
技能検定3級(かわらぶき)
技能検定3級(鉄筋施工)
技能検定3級(内装仕上げ施工)
技能検定3級(とび)
技能検定3級(建築大工)
技能検定3級(建築板金)
技能検定3級(塗装)
技能検定3級(ブロック建築)
技能検定3級(広告美術仕上げ)

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(建築)に合格したものとみなす。

建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工)
建設分野特定技能1号評価試験(左官)
建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送)
建設分野特定技能1号評価試験(土工)
建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふき)
建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工)
建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋継手)
建設分野特定技能1号評価試験(内装仕上げ)
建設分野特定技能1号評価試験(とび)
建設分野特定技能1号評価試験(建築大工)
建設分野特定技能1号評価試験(建築板金)
建設分野特定技能1号評価試験(吹付ウレタン断熱)</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td>建築板金</td><td>内外装板金作業
ダクト板金作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>建具製作</td><td>木製建具手加工作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>建築大工</td><td>大工工事作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>型枠施工</td><td>型枠工事作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>鉄筋施工</td><td>鉄筋組立て作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>とび</td><td>とび作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>石材施工</td><td>石材加工作業
石張り作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>タイル張り</td><td>タイル張り作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>かわらぶき</td><td>かわらぶき作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>左官</td><td>左官作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>内装仕上げ施工</td><td>プラスチック系床仕上げ工事作業</td><td></td></tr>
</table>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
建設分野				内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業	
					鋼製下地工事作業	
					ボード仕上げ工事作業	
					カーテン工事作業	
				表装	壁装作業	
				サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
				防水施工	シーリング防水工事作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
				築炉	築炉作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 建築(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号評価試験(建築) 技能検定1級(型枠施工) 技能検定1級(左官) 技能検定1級(コンクリート圧送施工) 技能検定1級(かわらぶき) 技能検定1級(鉄筋施工) 技能検定1級(内装仕上げ施工) 技能検定1級(表装) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(建築大工) 技能検定単一等級(枠組壁建築) 技能検定単一等級(エーエルシーパネル施工) 技能検定単一等級(バルコニー施工) 技能検定1級(建築板金) 技能検定1級(熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)) 技能検定1級(石材施工) 技能検定1級(タイル張り) 技能検定1級(築炉) 技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(防水施工) 技能検定1級(建具製作) 技能検定1級(カーテンウォール施工) 技能検定1級(自動ドア施工) 技能検定1級(サッシ施工) 技能検定1級(ガラス施工) 技能検定1級(ブロック建築) 技能検定1級(樹脂接着剤注入施工) 技能検定1級(広告美術仕上げ) 技能検定1級(厨房設備施工)

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通(特定技能1号・2号)</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th>技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建設分野</td><td rowspan="2">【特定技能1号】
ライフライン・設備(指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事)</td><td>建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備)
技能検定3級(配管)
技能検定3級(建築板金)
技能検定3級(冷凍空気調和機器施工)</td><td rowspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td>職種</td><td>作業</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備)に合格したものとみなす。

建設分野特定技能1号評価試験(電気通信)
建設分野特定技能1号評価試験(配管)
建設分野特定技能1号評価試験(建築板金)
建設分野特定技能1号評価試験(保温保冷)</td><td>建築板金</td><td>内外装板金作業
ダクト板金作業</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>冷凍空気調和機器施工</td><td>冷凍空気調和機器施工作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>配管</td><td>建築配管作業
プラント配管作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>熱絶縁施工</td><td>保温保冷工事作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>溶接</td><td>手溶接
半自動溶接</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
ライフライン・設備(複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理)</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>建設分野特定技能2号評価試験(ライフライン・設備)
技能検定1級(配管)
技能検定1級(建築板金)
技能検定1級(熱絶縁施工(保温保冷工事作業))
技能検定1級(冷凍空気調和機器施工)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通（特定技能1号・2号）</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td colspan="2">特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>職種</td><td>作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">造船・舶用工業分野</td><td>【特定技能1号】
造船（監督者の指示を理解し又は自らの判断により船舶の製造工程の作業に従事）</td><td>造船・舶用工業分野特定技能1号試験（造船）
技能検定3級（塗装）
技能検定3級（とび）
技能検定3級（配管）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和6年3月29日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a．試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験（造船）に合格したものとみなす。

造船・舶用工業分野特定技能1号試験（溶接）
造船・舶用工業分野特定技能1号試験（塗装）
造船・舶用工業分野特定技能1号試験（鉄工）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>溶接</td><td>手溶接
半自動溶接</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>塗装</td><td>建築塗装
金属塗装
鋼橋塗装
噴霧塗装</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>鉄工</td><td>構造物鉄工</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>とび</td><td>とび</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>配管</td><td>建築配管
プラント配管</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
造船（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船舶の製造工程の造船作業に従事）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>造船・舶用工業分野特定技能2号試験（造船）
技能検定1級（塗装）
技能検定1級（鉄工）
技能検定1級（とび）
技能検定1級（配管）</td></tr>
</table>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・舶用工業分野						【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験(造船)に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(鉄工)
	【特定技能1号】 舶用機械(監督者の指示を理解し又は自らの判断により舶用機械の製造工程の作業に従事)	造船・舶用工業分野特定技能1号試験(舶用機械) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(鋳造) 技能検定3級(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	溶接	手溶接	
					半自動溶接	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
					鋼橋塗装	
					噴霧塗装	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・舶用工業分野		【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験(舶用機械)に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(溶接) 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(塗装) 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(鉄工) 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(仕上げ) 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(機械加工)		鉄工	構造物鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				配管	建築配管	
					プラント配管	
				鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
					非鉄金属鋳物鋳造	
				金属プレス加工	金属プレス	
				強化プラスチック成形	手積み積層成形	
				機械保全	機械系保全	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・舶用工業分野	【特定技能2号】 舶用機械(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら舶用機械の製造工程の作業に従事)					造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用機械) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(鋳造) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(強化プラスチック成形) 技能検定1級(機械保全)
						【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用機械)に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(鉄工) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(仕上げ) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(機械加工)
	【特定技能1号】 舶用電気電子機器(監督者の指示を理解し又は自らの判断により舶用電気電子機器の製造工程の作業に従事)	造船・舶用工業分野特定技能1号試験(舶用電気電子機器) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(電気機器組立て) 技能検定3級(電子機器組立て) 技能検定3級(プリント配線板製造) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・舶用工業分野		【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験(舶用電気電子機器)に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(機械加工) 造船・舶用工業分野特定技能1号試験(電気機器組立て)		電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				金属プレス加工	金属プレス	
				電子機器組立て	電子機器組立て	
				プリント配線板製造	プリント配線板設計	
					プリント配線板製造	
				配管	建築配管	
					プラント配管	
				機械保全	機械系保全	
	【特定技能2号】 舶用電気電子機器(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら舶用電気電子機器の製造工程の作業に従事)					造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用電気電子機器) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(電子機器組立て) 技能検定1級(プリント配線板製造) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(機械保全)

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通(特定技能1号・2号)</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td rowspan="2">技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>職種</td><td>作業</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用電気電子機器)に合格したものとみなす。

造船・舶用工業分野特定技能2号試験(機械加工)
造船・舶用工業分野特定技能2号試験(電気機器組立て)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車整備分野</td><td>【特定技能1号】
自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務</td><td>自動車整備分野特定技能1号評価試験

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、自動車整備分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。

自動車整備分野特定技能評価試験

自動車整備士技能検定3級</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト

又は

日本語能力試験(N4以上)</td><td>自動車整備</td><td>自動車整備</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>自動車整備分野
特定技能2号評価試験

自動車整備士技能検定2級</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通(特定技能1号・2号)</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td>技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">航空</td><td>【特定技能1号】
空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事)</td><td>航空分野特定技能1号評価試験
(空港グランドハンドリング)

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング)に合格したものとみなす。

特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング)</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td>空港グランドハンドリング</td><td>航空機地上支援
航空貨物取扱
客室清掃</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>航空分野特定技能2号評価試験
(空港グランドハンドリング)</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
航空機整備
(機体、装備品等の整備業務等)</td><td>航空分野特定技能1号評価試験
(航空機整備)

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(航空機整備)に合格したものとみなす。

特定技能評価試験(航空分野:航空機整備)</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
航空	【特定技能2号】 航空機整備 (自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等)					航空分野特定技能2号評価試験 (航空機整備) 航空従事者技能証明のうち以下のいずれか 一等航空整備士(飛行機) 一考航空整備士(回転翼航空機) 二等航空整備士(飛行機) 二等航空整備士(回転翼航空機) 一等航空運航整備士(飛行機) 一等航空運航整備士(回転翼航空機) 二等航空運航整備士(飛行機) 二等航空運航整備士(回転翼航空機) 航空工場整備士(機体構造関係) 航空工場整備士(ピストン発動機関係) 航空工場整備士(タービン発動機関係) 航空工場整備士(プロペラ関係) 航空工場整備士(計器関係) 航空工場整備士(電子装備品関係) 航空工場整備士(電気装備品関係) 航空工場整備士(無線通信機器関係)
宿泊分野	【特定技能1号】 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野特定技能1号評価試験 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、宿泊分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	宿泊	接客・衛生管理	
	【特定技能2号】 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務					宿泊分野特定技能2号評価試験

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
自動車運送業分野	【特定技能1号】 トラック運転者(事業用自動車(トラック)の運転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (トラック)及び第一種運転免許	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 タクシー運転者(事業用自動車(タクシー)の運転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (タクシー)及び第二種運転免許	日本語能力試験(N3以上)			
	【特定技能1号】 バス運転者(事業用自動車(バス)の運転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (バス)及び第二種運転免許	日本語能力試験(N3以上)			

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
鉄道分野	【特定技能1号】 軌道整備(軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (軌道整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	
	【特定技能1号】 電気設備整備(電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (電気設備整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 車両整備(鉄道車両の整備業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (車両整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	
					空気装置検修・解ぎ装	
	【特定技能1号】 車両製造(鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (車両製造) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(電子機器組立て) 技能検定3級(電気機器組立て) 技能検定3級(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				金属プレス加工	金属プレス	
				鉄工	構造物鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				電子機器組立て	電子機器組立て	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				塗装	金属塗装	
					噴霧塗装	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	
	【特定技能1号】 運輸係員(駅係員、車掌、運転士等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (運輸係員)	日本語能力試験(N3以上)			

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
農業分野	【特定技能1号】 耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等)	1号農業技能測定試験(耕種農業全般) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(耕種農業全般)に合格したものとみなす。 農業技能測定試験(耕種農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	耕種農業	施設園芸 畑作野菜 果樹	
	【特定技能2号】 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務					2号農業技能測定試験 (耕種農業全般)
	【特定技能1号】 畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	1号農業技能測定試験(畜産農業全般) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(畜産農業全般)に合格したものとみなす。 農業技能測定試験(畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	畜産農業	養豚 養鶏 酪農	
	【特定技能2号】 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務					2号農業技能測定試験 (畜産農業全般)
漁業分野	【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)	1号漁業技能測定試験(漁業) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(漁業)に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験(漁業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	漁船漁業	かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
漁業分野	【特定技能2号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験(漁業) 日本語能力試験(N3以上)
	【特定技能1号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(種)・処理、安全衛生の確保等)	1号漁業技能測定試験(養殖業) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(養殖業)に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験(養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	養殖業	ほたてがい・まがき養殖	
	【特定技能2号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(種)・処理、安全衛生の確保等)、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験(養殖業) 日本語能力試験(N3以上)

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
飲食料品製造業分野	【特定技能1号】 飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保)	飲食料品製造業特定技能1号 技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	缶詰巻締	缶詰巻締	
				食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
				加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
					加熱乾製品製造	
					調味加工品製造	
					くん製品製造	
				非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
					乾製品製造	
					発酵食品製造	
					調理加工品製造	
					生食用加工品製造	
				水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
				牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
				ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通(特定技能1号・2号)</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td>技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">飲食料品製造業分野</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>職種</td><td>作業</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>パン製造</td><td>パン製造</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>そう菜製造業</td><td>そう菜加工</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>農産物漬物製造業</td><td>農産物漬物製造</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>飲食料品製造業特定技能2号
技能測定試験</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外食業分野</td><td>【特定技能1号】
外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)</td><td>外食業特定技能1号技能測定試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td>医療・福祉施設給食製造</td><td>医療・福祉施設給食製造</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び店舗経営</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>外食業特定技能2号技能測定試験
日本語能力試験(N3以上)</td></tr>
<tr><td>林業分野</td><td>【特定技能1号】
林業(育林、素材生産等)</td><td>林業技能測定試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>木材産業分野</td><td>【特定技能1号】
製材業、合板製造業等に係る木材の加工等</td><td>木材産業特定技能1号測定試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td>木材加工</td><td>機械製材</td><td></td></tr>
</table>

（学生用）

経　費　支　弁　書

日本国法務大臣　殿

国籍＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日生　　（男・女）

私は，このたび上記のものが日本国に在留中／入国した際の経費支弁者になりましたので，下記のとおり経費支弁の引受け経緯を説明するとともに経費支弁について証明します。

記

1　経費の支弁を引受け経緯（申請者の経費支弁を引受けた経緯及び申請者との関係について具体的に記載して下さい。）

2　経費支弁内容

私＿＿＿＿＿＿は，上記の者の日本国滞在について，下記のとおり経費を支弁することを証明します。

また，上記の者が在留期間更新許可申請の際には，送金証明書又は本人名義の預金通帳（送金事実，経費支弁事実が記載されたもの）の写し等で，生活費等の支弁事実を明らかにする書類を提出します。

記

（1）学　　費　　毎月・半年ごと・年間　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（2）生 活 費　　月額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（3）支弁方法　　（送金・振込み等支弁方法を具体的に書いて下さい。）

年　　月　　日

経費支弁者

住所〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学生との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（学生用）

履　歴　書

1　国籍：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　生年月日：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　性別　男・女

3　現住所：＿＿

4　配偶者の有無：　無・有　（配偶者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

5　学歴：（初等教育（小学校）から順次最終学歴まで）

	学校名	所在地	修学期間 入学年月日	修学期間 卒業年月日
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				

6　日本語学習歴：

	学校名	所在地	修学期間 入学年月日	修学期間 卒業年月日
(1)				

7　職歴（就職年月日順に記載すること）

	会社名	所在地	就職年月日	退職年月日
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				

8　出入国歴

	入国年月日	出国年月日	在留資格	入国目的
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				

さらに出入国歴がある場合には，下記に記入して下さい。

＿＿

＿＿

＿＿

＿＿

＿＿

＿＿

（学生用）

9　修学理由：

10　修了後の予定：

進学希望・就職希望・事業経営希望・その他

（1）進学希望先学校名：---

希　望　学　科：---

（2）就職予定先名称：---

就職予定先住所：---

事　業　内　容：---

（3）自営

事業先住所：---

事　業　内　容：---

資金調達計画・方法：---

（4）その他

以上のことはすべて事実であり，私---が直筆したものです。

作成年月日：---年---月---日

本人署名---

参考様式

推　薦　状

年　　月　　日

＿＿＿＿出入国在留管理局長　殿

下記の者については、本校を卒業後、本邦において就職活動を行っており、就職活動を継続するに当たって、

1．資格外活動を行う場合には、許可される範囲内で資格外活動を行うこと

2．その他日本国法令を遵守すること

を指導しており、就職活動を行うことを目的とする在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可を受けることが適当な者として推薦いたします。

記

氏　　名
国籍・地域
住　居　地
生年月日　　年　　月　　日

推薦者

教育機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）申請に当たっては、「在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可」のうち、該当しないものを二重線で消去してください。

参考様式

海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援に関する確認書

海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援として「特定活動」の在留期間更新許可を受けるに当たって、下記の事項について確認します。

記

＿＿（教育機関名）＿＿と定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況について報告するとともに、就職活動に関する情報の提供を受けます。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年　月　日作成

申請人署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式

海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援に関する確認書

海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援として「特定活動」への在留資格変更許可を受けるに当たって、下記の事項について確認します。

記

＿＿(教育機関名)＿＿と定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況について報告するとともに、就職活動に関する情報の提供を受けます。

＿＿＿＿＿＿＿＿年＿＿月＿＿日作成

申請人署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式

海外の大学等を卒業した留学生の就職活動支援に関する認定日本語教育機関等の要件適合状況について

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿出入国在留管理局長　殿

教育機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、本校の要件適合状況に関する確認資料を提出します。

記

1　職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取得又は届出の状況

許可番号： 届出受理番号：

※ 許可証等の写しを添付すること。

就職を目的とするコースの設置状況

※ コース名やカリキュラムの概要等について記載し、パンフレット等があれば添付すること。

2　在籍していた留学生の本邦における就職状況

卒業等年度	就職希望者の卒業者数 （人）	本邦における就職者数 （人）

※ 就職が決定した留学生の情報（海外の卒業大学等、学部、専門分野、就職先企業名、就労分野等）を表形式にとりまとめた資料を添付すること。

3　留学生との卒業等後の定期的な面談の方法

※ 面談の頻度や場所、就職活動の進捗状況の確認方法や就職活動に関する情報提供の方法等について記載すること。

4　卒業等後の就職活動継続期間に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合の留学生への帰国指導等の方法

※ 帰国航空券の確認を行う等、具体的な指導等の方法について記載すること。

誓　約　書

年　月　日

＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

下記の者については，　　年　月　日から雇用することとなっている者であり，採用までの間本邦に在留するに当たり，当社において以下の事項について遵守することを誓います。

1．定期的（少なくとも3か月に1回）連絡をとること
2．内定を取消すべき事由が発生した場合には遅滞なく出入国在留管理局へ連絡すること
3．採用前に就労を目的とする在留資格変更許可申請を受けるよう指導し，当該許可が出るまでは就労活動をさせないこと
4．その他日本国法令を遵守させること

記

氏　名
国　籍
住　所
生年月日　　年　月　日生

＿＿（企業名）＿＿

（人事担当者連絡先）

（起業活動外国人用）

推　薦　状

年　月　日

＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

下記の者については，本校在学中の成績及び素行に問題がなく，本邦において起業活動を行っており，起業活動を行うことを目的とする在留資格変更許可・在留期間更新許可・再入国許可を受けることが適当な者として推薦いたします。

なお，下記の者の本校卒業後の起業活動の状況については毎月確認を行うとともに，起業活動の継続が困難となった場合には帰国への協力等適正な措置を採ることを申し添えます。

記

氏　名

国　籍

住　所

生年月日　　年　月　日生

推薦者

学校名＿＿＿＿＿＿

（注）申請に当たっては，「在留資格変更許可・在留期間更新許可・再入国許可」のうち，該当しないものを二重線で消去してください。

（学生用）

在留期間更新申請・在留資格変更申請に係る質問書

1　国籍

2　氏名　　男・女

3　生年月日　　年　　月　　日生

4　日本に入国後，経費支弁者からの送金を受けましたか。　　はい/いいえ

4-2　受けた場合は，いつ，誰から，どんな方法でいくら送ってきましたか。

いつごろ	年　月	年　月
誰から		
金額	円	円
方法		
利用銀行	銀行　支店 口座名義人 口座番号	銀行　支店 口座名義人 口座番号

4-3　自分自身で，又は友人等が直接持参した場合は，その時期及び友人・知人の氏名を記載してください。

いつ　　年　　月　　日ごろ

誰が　氏名　　Tel

4-4　上記以外に送金を受けた事実をどんな方法で証明できますか。また，証明できない場合は，その理由を具体的に述べてください。

○証明方法

○証明できない理由

4-5　送金を受けなかった場合は，その理由と日本での学費・滞在費等の経費支弁方法を具体的に述べてください。

○送金を受けなかった理由

○経費支弁方法

5　学費，食費，家賃等で毎月合計いくら程度の経費がかかりますか。

万円

6　アルバイトをしている場合は，その就労先を記入してください。

就労先所在地

就労先名称　　Tel

担当業務

1週間の就労時間数・報酬　　時間　　時給/日当

円

以上の記載は事実に相違ありません。

年　　月　　日

申請人（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）この質問書は，申請書に記載された事項を補完するものであり，審査結果に反映されますので正確にお答えください。万一，虚偽又は事実に反する事柄を記載した場合は，不利な取扱いを受けることがありますので，十分御注意ください。

（学生用）

出席状況及び資格外活動の規定の遵守に係る在籍管理の整備について

国　　籍 ----------
氏　　名 ----------
生年月日 ----------年----月----日　性別　男・女
所 属 科 ----------研究科

上記の者は，当大学夜間大学院研究科に在籍する者であり，当大学では，当該学生を受入れるにあたり，下記のとおり当該学生の出席状況及び資格外活動の遵守状況を十分に管理する体制を整備しています。

記

1　出席状況の管理（当該学生の授業及び研究活動における出席状況の確認及び把握方法，出席状況が良好でない場合の指導等具体的に明示すること。）

2　資格外活動の遵守状況の管理（当該学生に対する資格外活動に係る指導及び把握方法等具体的に明示すること。）

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

所在地 ----------
学校名 ----------
留学生担当課職氏名 ----------

（研修用）

招へい理由書

1　研修する技術，技能又は知識

2　招へい経緯

3　研修の必要性（実務研修を行う場合は，実務研修を行う必要性を含む。）

年　　月　　日

研修生受入機関名

研修実施責任者職氏名

陳述書 (Statement)

1. 所持金，銀行預金，その他の資産
   Amount of cash, deposit accounts, and any other financial assets

2. 生活費を支援してくれる家族，親族，友人，団体，保証人
   Family, relatives, friends, organizations, guarantor in Japan who can financially support you

3. 稼働予定先（稼働を希望する場合）
   Planned place of employment (if you intend to work)

   (1) 会社名
   Company name
   (2) 会社住所/電話
   Company address / phone number

   (3) 仕事の内容
   Description of job

   (4) 週間稼働時間
   Working hours per week
   (5) 月額報酬
   Revenue per month

○○部門から○○部門に対し，私の申請内容に間違いがないか確認することに同意します。
I give permission for the ○○ Department to verify with the ○○ Department that the contents of this application are true and correct.

年月日
Date
署　名
Signature

（特定活動イ用）

同　意　書

年　月　日

法　務　大　臣　　殿

当機関（以下「甲」という。）は，下記の者（以下「乙」という。）との契約に当たり，以下の事項について遵守することに同意します。

1　乙の稼動状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況，乙が事業経営している場合の乙の事業経営状況（乙の経営に係る外国人社員リストを含む。））について，甲は出入国在留管理局へ１年に１回定期報告すること
2　乙との契約内容の変更又は乙との契約の終了（解雇を含む。）があったときは，甲は速やかに出入国在留管理局へ報告すること
3　乙の入管法違反又は刑罰法令違反が判明したときは，甲は速やかに出入国在留管理局へ報告すること
4　乙との契約が終了（解雇を含む。）したときは，甲は乙を速やかに出国させること（乙が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。）
5　甲は乙が日本国法令を遵守するよう指導・監督すること

記

氏　　名
国　　籍
生年月日

本店等所在地：
機　関　名：
代表者氏名：

（特定活動ロ用）

同　意　書

年　月　日

法　務　大　臣　　殿

当機関（以下「甲」という。）は，下記の者（以下「乙」という。）との契約に当たり，以下の事項について遵守することに同意します。

1　乙の稼動状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況（派遣先でのものも含む。））について，甲は出入国在留管理局へ１年に１回定期報告すること
2　乙との契約内容の変更（派遣先の変更を含む。）又は乙との契約の終了（解雇を含む。）があったときは，甲は速やかに出入国在留管理局へ報告すること
3　乙の入管法違反又は刑罰法令違反が判明したときは，甲は速やかに出入国在留管理局へ報告すること
4　乙との契約が終了（解雇を含む。）したときは，甲は乙を速やかに出国させること（乙が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。）
5　甲は乙が日本国法令を遵守するよう指導・監督すること

記

氏　　名
国　　籍
生年月日

本店等所在地：
機　関　名：
代表者氏名：

(EPA看護師等用)

日本人と同等以上の報酬額を支払う旨の報告書

受入れ施設名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受入れ施設住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当施設において受け入れている看護師候補者・介護福祉士候補者・看護師・介護福祉士

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国籍・地域 ＿＿＿＿＿＿ 生年月日 ＿＿＿＿ 年 ＿＿＿＿ 月 ＿＿＿＿ 日 に対する報酬は，

当施設において ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ の業務に従事する，経験年数 ＿＿＿＿ 年目の者

（ ＿＿＿＿＿＿ 資格保有）と同等とし，当施設の賃金規定第 ＿＿＿＿ 条に基づき，

＿＿＿＿＿＿ 円 （基本給 ＿＿＿＿＿＿ 円，諸手当 ＿＿＿＿＿＿ 円）

としています。

※不要な字は抹消して使用のこと

＿＿＿＿出入国在留管理局長　殿

看護師等に対する報酬について，上記のとおりであることを報告します。

年　月　日

受入れ機関名称

受入れ機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号

担当者職氏名

（研修用）

研修生処遇概要書

1　研修経費等

区　　分	支 給 者	支給額（負担内容）		備　　考
入国渡航費（１人当たり）		円		
帰国渡航費（１人当たり）		円		
研修手当（１人１月当たり）		円		
宿泊施設		寮・寄宿舎，その他（　　）		
（実務研修を含む場合のみ記載）		名　称		
		所在地		
		宿舎規模　㎡	収容人員　人	1人当たり居室　㎡
研修費（１人当たり）		教材費		
		施設費		
		講師費		
		その他		

（注）支給者欄記号

A　受入れ機関　　B　A以外の受入れ機関（機関名　　）

C　送出し機関（所属機関）　D　C以外の送出し機関（機関名　　）

E　研修生負担　　F　研修生負担（受入れ機関が一部補助）　　G　あっせん機関

2　研修実施日及び研修時間

研修実施日（１週間のうち、原則として　　曜日から　　曜日まで。週　　日）

休日：祝祭日、その他の休日（有・無）

研修時間（１日原則　　時間。　　時　　分から　　時　　分まで）

3　死亡・疾病・負傷の保障措置　*（実務研修を含む場合に記載）*

①　保険加入（下記記載）　　②　別途保障（保障証明書を添付）

加入保険種類	保険会社名	給付内容	
民間保険		傷害死亡・後遺傷害	円
		傷害治療	円
		疾病死亡	円
		疾病治療	円
		賠償責任	円
		救援者費用等	円
		その他	円

4　その他特記事項

年　　月　　日　作成

受入れ機関名

責任者　役職・氏名　＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

（研修用）

受入れ機関概要書（その1）

1　受入れ機関の状況

(1) 受入れ機関名		
(2) 所在地	（〒　－　）	TEL FAX
(3) 代表者氏名		
(4) 業種及び主要製品		
(5) 常勤職員数 （研修生・技能実習生を除く。）	合計　　人，（事務部員　　人　現場部員　　人）	
(6) 前年度売上高	円	
(7) 前年度経常損益	利益・損失　　円	
(8) 前年度当期純損益	利益・損失　　円	

（注）研修生・技能実習生を除く外国人従業員（パート等は除く）については，常勤職員数に含む。

2　研修事業の実績

(1) これまでの研修生受入れ実績 （国籍・地域別に記入する。）	
(2) 現在受け入れている研修生の数	
(3) 過去3年間の中途帰国者数	
(4) 過去3年間の行方不明者数 （行方不明年月日をかっこ書きにする。）	

3　受入れ機関の経営者，管理者及び生活指導員

※生活指導員については，実務研修を含む場合に記載

	経営者名	管理者名	生活指導員
役職・地位			
氏名			
①過去に「不正行為」・「不正行為に準ずる行為」認定を受けたことの有無	あり・なし	あり・なし	あり・なし
②入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無	あり・なし	あり・なし	あり・なし
③過去５年間に他の機関の経営者，役員又は管理者として研修・技能実習の運営又は監理に従事しており，当該他の機関が「不正行為」・「不正行為に準ずる行為」認定を受けたことの有無	あり・なし	あり・なし	

注）実務研修を含む研修を実施する場合，上記３①～③において「あり」に該当する場合は，「受入れ機関概要書（その２）」を提出すること。

年　　月　　日　作成

受入れ機関名

責任者　役職・氏名

（研修用）

受入れ機関概要書（その２）

４　受入れ機関における従業員の労働条件 *（実務研修を含む場合のみ記載）*

(1)	近年次の初任給	大卒　　円，高卒　　円，中卒　　円		
(2)	１月当たり時間内平均賃金	円		
(3)	労働時間	：　～　：　，週　　時間		
(4)	健康診断	年　　回，前回実施　　年　　月　　日		
(5)	安全管理者	あり・なし	(6) 衛生管理者	あり・なし
(7)	休業４日以上の事故発生件数及び延人員（１年間）		(8) 死亡事故発生件数及び人員（１年間）	
(9)	労働基準監督署による労働基準法違反の指摘（3年間）の有無及び改善状況	あり（　　年　　月　　日）・なし 内容及び改善状況		
(10)	研修生に対する労働安全衛生上の措置			

５　入管法第７条第１項第２号の基準省令「研修」の第１０号～第１４号における特記事項
（上記３①～③において，「あり」に該当する場合に記載）

６　その他特記事項

年　　月　　日　作成

受入れ機関名

責任者　役職・氏名

（研修用）

あっせん機関概要書

1　あっせん機関の状況

(1) あっせん機関名		
(2) 所在地	（〒　－　）	TEL FAX
(3) 代表者氏名		
(4) 業種等		
(5) 常勤職員数		人
(6) 研修あっせん事業担当者氏名		

2　研修生あっせん事業の実績

(1)	これまでの研修生あっせん実績 （国籍・地域別に記入する。）	
(2)	現在あっせんしている研修生の数	
(3)	過去3年間にあっせんした研修生の中途帰国者数	
(4)	過去3年間にあっせんした研修生の行方不明者数 （行方不明年月日をかっこ書きにする。）	

3　あっせん機関の経営者，管理者及び常勤職員

	経営者名	管理者名	常勤職員
役職・地位			
氏名			
①過去に「不正行為」・「不正行為に準ずる行為」認定を受けたことの有無	あり・なし	あり・なし	あり・なし
②入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無	あり・なし	あり・なし	あり・なし
③過去５年間に他の機関の経営者，役員又は管理者として研修・技能実習の運営又は監理に従事しており，当該他の機関が「不正行為」・「不正行為に準ずる行為」認定を受けたことの有無	あり・なし	あり・なし	

4　入管法第７条第１項第２号の基準省令「研修」の第１６号～第１９号における特記事項

（上記３①～③において，「あり」に該当する場合に記載）

時期，内容及び再発防止に必要な改善措置について

年　　月　　日　作成

あっせん機関名

責任者　役職・氏名

（研修用）

研修・生活状況等報告書

年　　月　　日　作成

＿＿＿出入国在留管理局長　殿

受入れ機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者　役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　研修実施状況　（※印のある欄にマークした場合，その具体的内容を別紙に記載し添付する。）

(1)	研修実施予定表の保管	□ 保管あり	□ 保管なし		
(2)	研修実施予定表の内容	□ 変更なし	□ 変更あり（※）		
(3)	研修の実施状況	□ 計画どおり実施	□ ほぼ計画どおり実施	計画どおり実施できず（※）	
	ア　非実務研修の実施状況	□ 計画どおり実施	□ ほぼ計画どおり実施	□ 計画どおり実施できず（※）	
	イ　実務研修の実施状況	□ 計画どおり実施	□ ほぼ計画どおり実施	□ 計画どおり実施できず（※）	
(4)	技術・技能・知識の習熟度	□ 良好	普通	□ やや不良	□ 不良（※）
(5)	日本語の習熟度	□ 良好	□ 普通	□ やや不良	不良（※）
(6)	事故者の有無	□ 無	有	【病気入院 ＿＿＿人，傷害入院＿＿＿人（うち実習中 ＿＿＿人 ・実習外 ＿＿＿人）】	
				【途中帰国 ＿＿＿人，行方不明 ＿＿＿人】	
(7)	研修実施場所の変更	□ 無	有（※）		
(8)	研修生の宿泊場所の変更	□ 無	有（※）		
(9)	研修指導員の変更	□ 無	有（※）		
(10)	生活指導員の変更	□ 無	□ 有（※）		
(11)	研修生の研修態度	□ 良好	普通	□ やや不良	□ 不良（※）

2　生活状況

(1)	研修生の生活態度	□ 良好	□ 普通	□ やや不良	□ 不良（※）
(2)	研修生の健康状態	□ 良好	□ 普通	やや不良	□ 不良（※）
(3)	規律等違反の有無	□ 無	□ 有		
			□ 会社，寮等での規律違反	□ 集団生活上のトラブル	
			□ 近所とのトラブル	□ その他（　　）	

3　申請者等の個人別在留状況表　（申請人のほか，申請人と同時入国し，同一の企業・機関で研修を受けている若しくは受けていた研修生全員について記載する。）

国籍・地域	氏　名（ローマ字）	性別	生年月日	研修内容	研修態度（注1）	研修意欲（注1）	習熟度合（注1）	欠勤遅刻早退（注1）	生活態度（注1）	規律違反（注1）	備考（注2）
			年 月　日								
			年 月　日								
			年 月　日								

注1　「良好→◎　普通→○　やや不良→△　不良→×」として記入する。

注2　「備考」欄には，同日に入国し，同一の企業等で研修を受けたグループのうち，中途帰国した者や行方不明となった者等ついての詳細内容を記載する。

（研修用）

研修・生活状況等報告書

年　　月　　日　作成

受入れ機関名

責任者　役職・氏名

3　申請者等の個人別在留状況表（申請人のほか，申請人と同時入国し，同一の企業・機関で研修を受けている若しくは受けていた研修生全員について記載する。）

国籍・地域	氏　名（ローマ字）	性別	生年月日	研修内容	研修態度（注1）	研修意欲（注1）	習熟度合（注1）	欠勤遅刻早退（注1）	生活態度（注1）	規律違反（注1）	備考（注2）
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							

注1　「良好→◎　普通→○　やや不良→△　不良→×」として記入する。

注2　「備考」欄には，同日に入国し，同一の企業等で研修を受けたグループのうち，中途帰国した者や行方不明となった者等ついて詳細内容を記載する。

（平成27年1月1日以降）　　参考書式

高度専門職ポイント計算表（高度専門職1号イ・高度専門職2号）

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき，出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1項第1号の規定に基づき，ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準				チェック	点数	疎明資料
学歴	博士（専門職学位を除く）				□	30	①
	修士又は専門職学位				□	20	
職歴	従事しようとする研究，研究の指導又は教育に係る実務経験						②
	7年以上				□	15	
	5年以上7年未満				□	10	
	3年以上5年未満				□	5	
年収	30歳未満	30～34歳	35～39歳	40歳以上			③
	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	□	40	
	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	□	35	
	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	□	30	
	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円	－	□	25	
	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円	－	□	20	
	500 ～ 600万円	500 ～ 600万円	－	－	□	15	
	400 ～ 500万円	－	－	－	□	10	
年齢	申請の時点の年齢						／
	30歳未満				□	15	
	30～34歳				□	10	
	35～39歳				□	5	
研究実績	発明者として特許を受けた発明が1件以上				□	20 2以上に該当する場合は25	④
	外国政府から補助金，競争的資金等を受けた研究に3回以上従事				□		⑤
	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上				□		⑥
	その他法務大臣が認める研究実績				□		⑦
特別加算	契約機関がイノベーション創出促進支援措置を受けている				□	10	⑨
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者				□	10	⑩
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，試験研究費及び開発費の合計金額が，総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額（売上高）の3%超 試験研究費等 ／ 売上高 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円 / 円 ＝ ％				□	5	⑩ ⑪
	従事しようとする業務に関連する外国の資格，表彰等で法務大臣が認めるものを保有				□	5	⑫
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了				□	10	⑬
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業				□	15	⑭
					合計	0	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名／作成年月日

署名　　年　　月　　日

（平成27年1月1日以降）　　参考書式

高度専門職ポイント計算表（高度専門職1号ロ・高度専門職2号）

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき，出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1項第2号の規定に基づき，ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準				チェック	点数	疎明資料
学歴	博士（専門職学位を除く）				□	30	①
	修士又は専門職学位				□	20	
	経営管理に関する専門職学位（MBA，MOT）を保有				□	5	
	大卒又はこれと同等以上の教育（博士，修士を除く）				□	10	
職歴	従事しようとする業務に係る実務経験						②
	10年以上				□	20	
	7年以上10年未満				□	15	
	5年以上7年未満				□	10	
	3年以上5年未満				□	5	
年収	30歳未満	30～34歳	35～39歳	40歳以上			③
	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	□	40	
	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	□	35	
	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	□	30	
	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円	－	□	25	
	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円	－	□	20	
	500 ～ 600万円	500 ～ 600万円	－	－	□	15	
	400 ～ 500万円	－	－	－	□	10	
	（注）年収が300万円に満たないときは，他の項目の合計が70点以上でも，高度専門職外国人としては認められません。						
年齢	申請の時点の年齢						
	30歳未満				□	15	
	30～34歳				□	10	
	35～39歳				□	5	
研究実績	発明者として特許を受けた発明が1件以上				□	15	④
	外国政府から補助金，競争的資金等を受けた研究に3回以上従事				□		⑤
	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上				□		⑥
	その他法務大臣が認める研究実績				□		⑦
資格	従事しようとする業務に関連する日本の国家資格（業務独占資格又は名称独占資格）を保有，又はIT告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有				○1つ保有	5	⑧
					○複数保有	10	
特別加算	契約機関がイノベーション創出促進支援措置を受けている				□	10	⑨
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者				□	10	⑩
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，試験研究費及び開発費の合計金額が，総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額（売上高）の3%超 試験研究費等 ／ 売上高 ＝ ＿＿＿＿円 ／ ＿＿＿＿円 ＝ ＿＿＿＿%				□	5	⑩⑪
	従事しようとする業務に関連する外国の資格，表彰等で法務大臣が認めるものを保有				□	5	⑫
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了				□	10	⑬
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業				□	15	⑭
					合計	0	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名／作成年月日

署名　　年　　月　　日

（平成27年1月1日以降）　　参考書式

高度専門職ポイント計算表（高度専門職1号ハ・高度専門職2号）

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき，出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1項第3号の規定に基づき，ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準	チェック	点数	疎明資料
学歴	博士，修士又は専門職学位	□	20	①
	経営管理に関する専門職学位（MBA，MOT）を保有	□	5	
	大卒又はこれと同等以上の教育（博士，修士を除く）	□	10	
職歴	事業の経営又は管理に係る実務経験			②
	10年以上	□	25	
	7年以上10年未満	□	20	
	5年以上7年未満	□	15	
	3年以上5年未満	□	10	
年収	3,000万円以上	□	50	③
	2,500 ～ 3,000 万円	□	40	
	2,000 ～ 2,500 万円	□	30	
	1,500 ～ 2,000 万円	□	20	
	1,000 ～ 1,500 万円	□	10	
	（注）年収が300万円に満たないときは，他の項目の合計が70点以上でも，高度専門職外国人としては認められません。			
地位	代表取締役，代表執行役又は代表権のある業務執行社員	○	10	⑮
	取締役，執行役又は業務執行社員	○	5	
特別加算	活動機関がイノベーション創出促進支援措置を受けている	□	10	⑨
	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者	□	10	⑩
	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，試験研究費及び開発費の合計金額が，総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額（売上高）の3%超 試験研究費等 ／ 売上高 ＝ 円 ／ 円 ＝ %	□	5	⑩ ⑪
	従事しようとする業務に関連する外国の資格，褒彰等で法務大臣が認めるものを保有	□	5	⑫
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	□	10	⑬
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業	□	15	⑭
		合計	0	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名／作成年月日

署名　　年　　月　　日

A:高度専門職1号イ　B:高度専門職1号ロ　C:高度専門職1号ハ

ポイント計算表の該当番号	ポイント計算表の各項目に関する疎明資料(基本例)		項目
①	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書		学歴 (ABC)
②	高度専門職外国人として従事しようとする業務に従事した期間及び業務の内容を明らかにする資料(所属していた機関作成のもの)		職歴 (ABC)
③	年収(契約機関・活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額)を証する文書 ※年収(契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額)とは,(直前までの期間を含む)過去の在留における年収ではなく,申請に係る高度専門職外国人としての活動に従事することにより受ける(予定)年収を意味します。		年収 (ABC)
④	発明者として特許を受けた発明が1件以上	そのことを証する文書(例えば,申請人の氏名が明記されている特許証の写し)	研究実績 (AB)
⑤	入国前に外国政府から補助金,競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に3回以上従事	そのことを証する文書(例えば,申請人の氏名が明記されている交付決定書の写し)	
⑥	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上	論文のタイトル,著者氏名,掲載雑誌名,掲載巻・号,掲載ページ,出版年を記載した文書(様式自由) ※申請人が責任著者であるものに限ります。 ※「学術論文データベース」とは,世界規模で研究者の学術論文に関する情報を収集し,提供している民間企業のサービスです。具体的には,トムソン・ロイター社(本社・カナダ)やエルゼビア社(本社・オランダ)が提供している学術論文データベースなどがあります。	
⑦	その他法務大臣が認める研究実績	そのことを証する文書	
⑧	従事しようとする業務に関連する日本の国家資格(業務独占資格又は名称独占資格)を保有,又はIT告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有	そのことを証する文書(例えば,合格証明書の写し)	資格 (B)
⑨	契約機関・活動機関が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件別表第1又は別表第2に掲げるイノベーションを促進するための支援措置	そのことを証する文書(例えば,補助金交付決定通知書の写し)	特別加算 (ABC)

A:高度専門職1号イ　B:高度専門職1号ロ　C:高度専門職1号ハ

ポイント計算表の該当番号	ポイント計算表の各項目に関する疎明資料(基本例)		項目
⑩	契約機関・活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者	1　主たる事業を確認できる会社のパンフレット等 2　次のいずれかの文書 (1)資本金の額又は出資の総額を証する次のいずれかの文書 ア　法人の登記事項証明書 イ　決算文書の写し ウ　資本金額，出資総額が確認可能な定款の写し (2)雇用保険，労働保険，賃金台帳の写し等従業員数を証する文書	特別加算(続き) (ABC)
⑪	契約機関・活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，申請等の日の属する事業年度の前事業年度(申請等の日が前事業年度経過後2か月以内の場合は前々事業年度)における試験研究費及び開発費の合計金額が，総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%を超える ※　契約機関・活動機関が会社・事業協同組合の場合	試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書 1　試験研究費等及び売上高等が記載された財務諸表の写し 2　売上高等が記載された公的な書類(財務諸表，確定申告書の控え等)の写し，帳簿等の写し(試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与)，試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 3　税理士，公認会計士，中小企業診断士による証明書　(書式自由)	
	契約機関・活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，申請等の日の属する年の前年1年間(申請等の日が1月から3月の場合は前々年)における試験研究費及び開発費の合計金額が，事業所得にかかる総収入金額の3%を超える ※　契約機関・活動機関が個人事業主の場合	試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書 1　試験研究費等及び事業所得に係る総収入金額等が記載された財務諸表の写し 2　事業所得に係る総収入金額等が記載された公的な書類(財務諸表，確定申告書の控え等)の写し，帳簿等の写し(試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与)，試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 3　税理士，公認会計士，中小企業診断士による証明書(書式自由)	
⑫	従事しようとする業務に関連する外国の資格，表彰等で法務大臣が認めるものを保有	そのことを証する文書 ※企業表彰，製品表彰については，受賞に当たり申請人が積極的に関与したものに限ります。	
⑬	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書	
⑭	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業	合格証明書等の写し又は卒業証明書	
⑮	活動機関の代表取締役・取締役，代表執行役・執行役又は業務を執行する社員(代表権を有する場合はその旨)であることを証する文書		地位(C)

●中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の定義

業種分類(※)	会社又は事業協同組合	個人事業主
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は 常時使用する従業員の数が300人以下	常時使用する従業員の数が300人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が50人以下	常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下

※業種分類は日本標準産業分類第10回改訂分類に基づきます。

●第10回改訂後の日本標準産業分類に基づいた中小企業者の範囲

製造業その他	下記以外の全て
卸売業	大分類J(卸売・小売業)の中分類49から54まで
小売業	大分類J(卸売・小売業)の中分類55から60まで
	大分類M(飲食店，宿泊業)の中分類70(一般飲食店)及び71(遊興飲食店)
サービス業	大分類H(情報通信業)の中分類38(放送業)及び39(情報サービス業)並びに小分類411(映像情報制作・配給業)，412(音声情報制作業)及び415(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	大分類L(不動産業)の小分類693(駐車場業)
	大分類M(飲食店，宿泊業)の中分類72(宿泊業)
	大分類N(医療，福祉)
	大分類O(教育，学習支援業)
	大分類P(複合サービス事業)
	大分類Q(サービス業〈他に分類されないもの〉。ただし，小分類831〈旅行業〉を除く。)

（帰国支援対象者用）

帰国支援事業による帰国支援を受けて帰国した日系人の方へ

帰国支援事業による帰国支援を受けて帰国した日系人の方が，日本での就労を予定して，同様の身分に基づく在留資格により査証（ビザ）申請を行う場合には，在外公館において，

１年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し

の提出が求められます。

なお，詳細につきましては，査証（ビザ）申請を行う在外公館へお問い合わせください。

●●出入国在留管理局●●審査部門

参考書式

生活状況報告書

年　月　日

出入国在留管理局長　殿

国籍・地域

氏　名

上記の者の生活状況に関し、下記のとおり報告いたします。

記

【日本文化の習得状況】

【就労状況】

【その他特記事項】

日系四世受入れサポーター署名

参考書式

生活状況報告書

年　月　日

出入国在留管理局長殿

国籍・地域

氏名

上記の者の生活状況に関し、下記のとおり報告いたします。

記

【日本文化の習得状況】

(記入例)・週末に○○公民館で開催されている無料の日本語教室に通っている。最近は、日本語が上達したようであり、次回の日本語能力試験では、Ｎ３にチャレンジするとのことである。

・週に２回○○市の合気道の道場に通っており、最近初段を取ったようである。日本語の勉強もしており、週に２回日本語学校に通っている。

【就労状況】

(記入例) ○月から、週に４日、ハローワークで見つけた○○市の○○○○という ブラジル料理のレストランのホール係をしている。日本における生活費はこのバイトでまかなえるようである。

【その他特記事項】

(記入例) ○月にインフルエンザにかかり、医療機関を教えてほしいとの相談があったので、○○病院を紹介した。

日系四世受入れサポーター署名

参考書式

日本文化等習得状況報告書

年　月　日

出入国在留管理局長殿

国籍・地域

氏　名

日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するために行った活動（日本語を習得する活動を含む。以下同じ。）について、下記のとおり報告いたします。

※　通算3年を超えて在留しようとする場合には、在留中の活動を通じて、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていることが必要ですので、記載に当たっては、可能な限り具体的に記載してください。

記

上記のとおり相違ありません。

申請人署名

参考書式

辞　退　申　出　書

＿＿＿＿＿＿出入国在留管理局長　殿

日系四世の更なる受入れ制度において，下記１の理由により，下記２の者の支援を行うことが困難となったため，日系四世受入れサポーターを辞退することを申し出ます。

記

１　理由

２　支援している日系四世の方
　国　籍・地　域
　氏　　名　　（男・女）
　生　年　月　日
　在留カード番号

　　年　　月　　日

日系四世受入れサポーター
　氏名又は名称

　住所又は所在地

　連絡先

　署名又は記名

参考様式（優秀大学等卒業生用）

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

＿＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

学校名

下記の者について，次のとおり誓約するとともに，起業活動を行うことが適当な者として推薦します。

□　起業活動の継続が困難になった場合及び在留資格「経営・管理」への変更が認められなかった場合の帰国指導・支援を行うこと。

□　日本国法令を遵守することを指導すること。

（以下は該当する申請についてチェックをお願いします。）

（在留資格変更許可申請時）

□　本学卒業者であること（見込みを含む。）。

□　在学中から本邦において起業活動を行っていたこと。

□　在留資格「経営・管理」への変更許可申請を必要期間内にできるよう必要な支援をすること。

（在留期間更新許可申請時）

□　同人がこれまで起業活動を行っていたことについて報告を受けており，かつ，今後も引き続き報告を受け，支援を行うこと。

（資格外活動許可申請時）

□　許可される範囲内で資格外活動を行うことを指導すること。

記

氏　　名
性　　別
国籍・地域
生年月日

参考様式

令和　　年　　月　　日

外国人創業人材／外国人起業家の評価書

＿＿＿＿＿＿ 出入国在留管理局長　殿

都道府県知事名又は市区町村長名

下記の者については，国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業／外国人起業活動促進事業により支援してきましたが，下記２の理由により起業に至らず当該事業に基づく在留期間を満了するものです。

しかしながら，同人は引き続き起業活動を行うことを希望しており，これまでの活動状況から引き続き在留を継続することで起業に至る可能性が高いものと評価します。

記

1　外国人創業人材／外国人起業家

氏　　名

性　　別

国籍・地域

生年月日

2　国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業／外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった理由及び今後の見込みについて

参考様式（起業促進事業活用者用）

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

＿＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

都道府県知事名又は市区町村長名
学校名

下記の者について，次のとおり誓約するとともに，今後，起業活動を行うことが適当な者として推薦します。

□　起業活動の継続が困難になった場合及び在留資格「経営・管理」への変更が認められなかった場合の帰国指導・支援を行うこと。

□　日本国法令を遵守することを指導すること。

（以下は該当する申請についてチェックをお願いします。）

（在留資格変更許可申請時）

□　（対象者が地方公共団体の支援を受ける場合）本邦の大学，大学院，短期大学，高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了していること。

□　（対象者が・大学等の支援を受ける場合）本校を卒業していること。

□　起業に必要な支援計画を策定し，在留資格「経営・管理」への変更許可申請を必要期間内にできるよう必要な支援をすること。

（在留期間更新許可申請時）

□　同人がこれまで起業活動を行っていたことについて報告を受けており，かつ，今後も引き続き報告を受け，支援計画に沿った支援を行うこと。

（資格外活動許可申請時）

□　許可される範囲内で資格外活動を行うことを指導すること。

記

氏　　名
性　　別
国籍・地域
生年月日

（参考様式）

年　　月　　日

活動内容説明書

＿＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

企業名

下記の者の本機関での活動内容については次のとおりです。

氏　　名	
国籍・地域	
生年月日	
上記の者が従事する業務の種類	（該当する業務にチェックを入れてください。） ☐　第二金融商品取引業（金融商品取引法第２８条第２項） ☐　投資助言・代理業　（金融商品取引法第２８条第３項） ☐　投資運用業　　（金融商品取引法第２８条第４項）
具体的活動内容	（上記の者が従事する具体的業務について説明願います。）

＜特定技能１号への申請予定者のための「特定活動」用＞

説　　明　　書

国籍・地域

氏　　名

上記の者を受け入れるに当たって，下記のとおりの事実に相違ありません。

記

1　在留期間の満了日までに「特定技能１号」への在留資格変更許可申請をすることができない事情

2　今次の受入れ機関において特定技能外国人として在留資格「特定技能１号」に該当する業務に従事するために同在留資格への在留資格変更許可申請を予定していること

□　該当　□　非該当

※　特定産業分野名：＿＿＿＿＿＿　／　業務区分：＿＿＿＿＿＿

（注）特定技能制度における特定産業分野及び業務区分を記載すること。

3　申請人が今次の受入れ機関との契約に基づいて在留資格「特定技能１号」で従事する予定の業務と同様のものに従事すること

□　該当　□　非該当

4　申請人が特定技能外国人として就労する場合に支払われる予定の報酬と同額，かつ，日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けること

□　該当　□　非該当

5　申請人が特定技能外国人として業務に従事するために必要な技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習２号良好修了者等として試験免除となる場合を含む。）（次の（1）から（4）までのいずれかに該当していること）

□ 該当（該当する番号：　　） □ 非該当

（1）試験（技能試験及び日本語試験）合格者

（2）技能実習２号良好修了者

（3）介護福祉士養成施設卒業者

（4）ＥＰＡ介護福祉士候補者（４年間満了）

6 今次の受入れ機関又は支援委託予定先が申請人の在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を適切に行うことが見込まれること（次の（1）から（3）までのいずれかに該当していること）

（1）過去２年間に入管法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）（例：「技能実習」，「特定技能」，「技術・人文知識・国際業務」など）の外国人の受入れ又は管理を適正に行った実績があること

□ 該当 □ 非該当

※ 雇用した在留外国人の身分事項等（１名で可）

氏名：＿＿＿＿＿＿　国籍・地域：＿＿＿＿　性別：＿＿＿

生年月日：＿＿＿＿＿＿　在留資格：＿＿＿＿＿＿

雇用期間：＿＿＿＿から＿＿＿＿まで

（2）今次の受入れ機関の役職員の中から，過去２年間に入管法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）（例：「技能実習」，「特定技能」，「技術・人文知識・国際業務」など）の外国人の生活相談に従事した経験がある者を申請人の在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う責任者及び担当者として選任していること。

□ 該当 □ 非該当

※ 責任者氏名：＿＿＿＿＿＿

担当者氏名：＿＿＿＿＿＿

（3）申請人の在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行うことについて，登録支援機関に委託していること

□ 該当 □ 非該当

※ 登録支援機関

名称：＿＿＿＿＿＿　登録番号：＿＿＿＿＿＿

7 今次の受入れ機関が，申請人を適正に受け入れることが見込まれること（特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令に定める一定の欠格事由に該当しないこと等（注））

□ 該当 □ 非該当（内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

（注）次のいずれにも該当すること

- 労働，社会保険及び租税に関する法令を遵守していること（保険料や税に滞納がないことを含む。）
- 前科，暴力団関係等に該当しないこと
- 技能実習法第16条第１項の規定により実習認定を取り消された者ではないこと（受入れ機関及びその役員が技能実習法第16条第１項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことがないことを含む。）
- 受入れ機関及びその役員が５年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがないこと

（注１）上記２から７までについて該当するものにチェックマークを付し，必要な事項を記入してください。

（注２）本説明書に虚偽の記載があった場合には，入管法に関し，不正又は著しく不当な行為を行ったものとして，特定技能外国人等の受入れができないこととなることがあります。

（注３）本件申請に対して許可される在留資格「特定活動」は，あくまで在留資格「特定技能１号」への在留資格変更許可申請に係る準備のための在留資格であることから，許可がされたからといって在留資格「特定技能１号」への許可の基準に適合していることを確認するものではありません。したがって，申請人が今後「特定技能１号」への在留資格変更許可申請の審査において，入管法，法務省令，各分野固有の基準への適合性が求められることから，その手続等について関係機関に問合せを行うなど確認を十分に行った上，申請人が円滑に「特定技能１号」へ移行できるよう準備を行ってください。

令和　　年　　月　　日

受入れ機関名

Date_____

dd/mm/yyyy

Description of intended activities

（活動予定）

Name of applicant 申請者氏名 _____ Surname Middle Given Phone 電話番号_____ ※日本で連絡可能な連絡先を記入してください。 Please provide a phone number reachable in Japan. Name of your spouse or parent with Digital Nomad visa ノマドビザを取得し本邦でリモートワークを行う配偶者又は親の氏名 _____ Surname Middle Given		Date of birth 生年月日 _____ dd/mm/yyyy e-mail _____ Date of birth 生年月日 _____ dd/mm/yyyy
Period 期間 From To dd/mm dd/mm	Name of the city and prefecture where you intend to stay. 滞在予定都道府県・都市を記入してください。	Please provide a description of your intended activities during your stay in Japan. 日本での活動内容を記入してください。 e.g. Based on the employment/sales contract with (Company name) in (Country), I will work remotely for XX hours per week, including meeting and document preparation 例 ●●国の●●（企業名）との雇用/売買契約に基づき、週に●●時間程度オンラインミー ティング等のリモートワークに従事する。
From To		
From To		
From To		
From To		
From To		

経歴書
(curriculum vitae)

以下の事項について、漏れなく正確に記載してください。
(Please fill in the following items accurately without omission.)
記載事項について、記載欄が不足した場合は、別紙に記載し添付してください。
(If there is not enough space for the items to be entered, please fill in a separate sheet and attach it.)

1 職歴(Full record of employment)

(1)雇用期間(Period of employment):
(YYYY/MM) － (YYYY/MM)
機　関(Organization):
国・地域 (Country・Region):
住　所(Full Address):
部　署(Section):
役　職(Title):
業務内容(Job description):

(2)雇用期間(Period of employment):
(YYYY/MM) － (YYYY/MM)
機　関(Organization):
国・地域 (Country・Region):
住　所(Full Address):
部　署(Section):
役　職(Title):
業務内容(Job description):

(3)雇用期間(Period of employment):
(YYYY/MM) － (YYYY/MM)
機　関(Organization):
国・地域 (Country・Region):
住　所(Full Address):
部　署(Section):
役　職(Title):
業務内容(Job description):

2 学歴(高等学校卒業以降) (Full educational background after graduating high school)

(1)在学期間(Period of school attendance):

(YYYY/MM) ― (YYYY/MM)

教育・学術機関(Educational/academic institute):

国・地域 (Country・Region):

住　　所(Full address):

学部・課程(Department/Course):

専攻分野(Major):

研 究 室(Name of Laboratory):

研究内容(Research proposal/description):

(2)在学期間(Period of school attendance):

(YYYY/MM) ― (YYYY/MM)

教育・学術機関(Educational/academic institute):

国・地域 (Country・Region):

住　　所(Full address):

学部・課程(Department/Course):

専攻分野(Major):

研 究 室(Name of Laboratory):

研究内容(Research proposal/description):

3 本邦在留歴(History of staying in Japan)

直近5年以内に3か月を超えて日本に滞在したことがありますか。

(Have you ever stayed in Japan for more than 3 months within the last 5 years?)

□ はい(Yes)　　□いいえ(No)

質問は以上です。下部にも署名してください。

(No further questions. Please sign your name below.)

以上の記載内容は、事実と相違ありません。

(I certify that the information in this questionnaire is true and correct.)

この経歴書を私の審査の資料として使用しても構いません。

(I give consent that this curriculum vitae may be used as a document in my examination.)

申請人の署名:　　年　月　日

(Applicant's signature)　　(Date)

Date_____

Description of intended activities

（活動予定）

Name of visa applicant（申請者氏名） (Surname) (Given and Middle name)		Date of birth（生年月日） (dd/mm/yyyy)（記入年月日）
Period （期間）	In which city or prefecture do you intend to stay? 滞在予定都道府県・都市を記入してください。	Please give provide a description of activities you wish to engage in Japan. 日本での活動内容を記入してください。 (ex.entrepreneurial activity, meeting with prof. SATO about start-up, visit to SAKURA company, work at FUJI corp..)
From (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		

AFRICAN DEVELOPMENT BANK GROUP

Human Capital, Youth and Skills Development Department
Immeuble CCIA, Tour B - Avenue Jean Paul II
01 BP 1387 Abidjan 01, Côte d'Ivoire
Tel: (+225) 27 20 26 40 41, Ext: 6072
Web: http://www.afdb.org

推薦状（Recommendation）

日時 6th October, 2022 年　月　日

_____出入国在留管理局長　殿
Immigration Service Agency Japan

下記の者は日本も出資国である国際機関　アフリカ開発銀行の「日本アフリカドリーム奨学金」の参加者で、日本の大学院での 2 年間の就学および半年間のインターン活動に関し、当行からの資金支援を認められたものです。またこのプログラムは日本政府の委託金により実施されており、日本政府のアフリカ支援の政策にのっとったものとなっています。
このたび、学位課程を修了したため、本事業の一環であるインターンシップ（実務研修）実施を目的とする在留資格変更許可を受けることが適当な者として推薦いたします。本プログラムでは当該インターン期間中の本人の生活費および帰国旅費を当行が負担しており、また日本の在留関連法令規則を遵守するように指導しております。

The following are participants in the Japan-Africa Dream Scholarship, funded by the African Development Bank, an international organization in which Japan is a contributor, and who have been selected to receive financial support from the Bank for two years of postgraduate study and a six-month internship in Japan. The programme is funded by the Japanese Government and is in line with its policy of support for Africa.

The following person has completed his/her degree course and is therefore recommended as a suitable candidate for a change of status of residence for the purpose of undertaking an internship (practical training) as part of this programme. Through this programme, the Bank will cover his/her living expenses and travel

expenses back home during the internship period, and will ensure that he/she complies with all Japanese residency-related laws and regulations.

記

氏名(Name)
国籍(Nationality)
居住地(Current Residence)
生年月日(Birth date)
インターン先名称（Name of host company for internship)
インターン先所在地（Address of host company for internship)
インターン期間（Duration)

Hendrina C. DOROBA
Manager Education and Skills Development Division

（興行　基準１号イ用）

申　立　書

当機関の経営者及び常勤の職員は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第１号イ（２）に掲げる者のいずれにも該当せず、当機関が、過去３年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを申し立てます。

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

契約機関の所在地

機関の名称

代表者の氏名

Version 2.01

POST-MONEY VALUATION CAP J-KISS

[発行会社名称]
第[1]回 J-KISS 型新株予約権
投資契約書

[発行会社名称]（以下「本会社」という。）及び[投資家名]（以下「本投資家」という。）は、本会社が発行する新株予約権の本投資家による引受け等に関し、20__年__月__日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり投資契約（以下「本契約」という。）を締結する。

[なお、本契約（別紙 1「発行要項」を含む。）は、空白又は括弧書きの箇所を除き、https://coralcap.co/j-kiss/で公開されているものの一つから変更されていない。]

第 1 章 定義

第 1.1 条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、文脈上別段の意味を有することが明らかな場合を除き、当該各号に定めるところによるものとする。また、本契約本文において別に定義されているものを除き、別紙 1 で定義された用語は、本契約本文においても同一の意義を有するものとする。

(1) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号、その後の改正を含む）をいう。

(2) 「関係者」とは、ある特定の者につき、当該特定の者が直接又は間接に、他の者を支配し、他の者によって支配され、又は他の者と共通の支配下にある場合の当該他の者をいう。

(3) 「クロージング」とは、第 2.2 条に従って引受新株予約権と引き換えにする金銭の払込みを実行することをいう。

(4) 「参加上限額」とは、本払込金額の[2]倍に相当する金額をいう。

(5) 「主要投資家」とは、本シリーズ新株予約権を有する者のうち、当該本シリーズ新株予約権について払い込むべき金額の全額（関係者が本シリーズ新株予約権の付与を受けている場合、当該関係者が本シリーズ新株予約権について払い込むべき金額の全額を加算するものとする。）が[5,000,000]円以上である者をいう。

(6) 「新株予約権」とは、会社法第 2 条第 21 号に定める新株予約権をいう。

(7) 「ストックオプション」とは、本会社から本会社の役職員又はコンサルタントに対して発行、付与若しくは売却された、これらの者の本会社への労務又は役務の提供を維持することを主たる目的とした証券その他の権利をいう。

(8) 「多数投資家」とは、本シリーズ新株予約権の発行価額の総額の 50%超に相当する本シリーズ新株予約権を単独又は複数で保有する新株予約権者をいう。

(9) 「本株式等」とは、本会社の、普通株式、優先株式若しくは他の種類株式、株式買取オプションその他の株式を購入できる権利若しくはこれを表章する証券、新株予約権、新株予約権付社債その他有償若しくは無償で株式に転換し若しくはこれと交換できる証券又はこれらに類する権利をいう。

(10) 「本行使通知」とは、本投資家が発する別紙 2 に定める内容及び様式の、特定の本新株予約権を行使する旨の書面による通知をいう。

(11) 「本財務諸表等」とは、毎事業年度の各第一四半期から第三四半期又は各事業年度に係る本会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。

(12) 「本シリーズ新株予約権」とは、名称、新株予約権の 1 個あたりの払込金額並びに払込期日及び割当日の定めを除き本発行要項に定めるのと実質的に同等の内容を有する本会社の発行する新株予約権を総称していい、文脈により本新株予約権を含む。

(13) 「本シリーズ投資家」とは、本シリーズ新株予約権を有する者をいう（本投資家を含み、本シリーズ新株予約権を保有しなくなった者を除く。）。

(14) 「本新株予約権」とは、本会社の株主総会における決議に基づき発行される、本発行要項に定める内容を有する新株予約権をいう。

(15) 「本転換」とは、本発行要項に定める株式を対価とする本新株予約権の取得条項に定める条件の成就、又は本投資家による本新株予約権の行使をいう。

(16) 「本発行要項」とは、別紙 1 の第[1]回 J-KISS 型新株予約権の発行要項をいう。

第 2 章 本新株予約権の割当て等

第 2.1 条（本新株予約権の割当及び引受け）

本契約の定めるところに従い、本発行要項に定める払込期日（以下「本払込期日」という。）において、本投資家は本新株予約権のうち[●]個（以下「引受新株予約権」という。）を引き受け、本新株予約権 1 個あたり[1,000,000]円（合計[●]円）を本会社に対し払い込み、本会社は引受新株予約権を本投資家に割り当て発行するものとする。

第 2.2 条（クロージング）

1. 本投資家は、本払込期日において、第 2.1 条に基づき引き受けた引受新株予約権につき払い込むべき金額の全額（以下「本払込金額」という。）を、本会社によって指定される払込取扱場所となる金融機関口座に振込送金する方法により払い込むものとする。

2. 本会社は、本払込期日において、前項に定める払込みの後速やかに、本会社の新株予約権原簿に引受新株予約権の発行に係る事項を記録又は記載した上、本投資家に対して、会社法第 250 条第 1 項に定める新株予約権原簿記載事項証明書を交付するものとする。

第 2.3 条（登記手続）

本会社は、本払込期日の後速やかに引受新株予約権の発行について変更登記手続申請をするものとし、本払込期日から 30 営業日以内に、当該引受新株予約権の発行が反映された本会社の現在事項全部証明書を、本投資家に交付するものとする。

第 2.4 条（本新株予約権の転換）

1. 本投資家が本新株予約権を行使する際は、本会社に対して本行使通知を交付するものとする。なお、本新株予約権の転換に係る条件は、本発行要項の定めに従う。

2. 本会社は、本転換の後可能な限り速やかに、本会社の株主名簿に転換対象株式の発行に係る事項を記載又は記録した上、本投資家に対して、転換対象株式を表章する一又は複数の株券（本会社が株券発行会社でない場合は、会社法第 122 条第 1 項に定める株主名簿記載事項証明書）を発行し交付するものとする。

第 3 章 本会社による表明保証

第 3.1 条（本会社による表明保証）

本会社は、本投資家に対し、本契約締結日及び本払込期日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1) 設立及び存続

本会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、現に従事している事業を行うために必要な全ての権限及び権能を有している。本会社は、その喪失により本会社の事業又は資産に対する重大な悪影響が及ぶこととなる事業につき、これを遂行するための適格性を有している。

(2) 権限

本払込期日において、本会社は、本契約の締結及び履行並びに本新株予約権の発行に必要な内部手続を全て完了している。本契約は、本契約の他の当事者により締結されることにより、本会社に対して法的拘束力を有することになる。

(3) 取得勧誘

本投資家による次条に基づく表明及び保証が真実かつ正確であることを前提として、本新株予約権の取得勧誘及び発行に際して、関連する証券法に基づく登録又は届出その他の手続を行うことを要しない。本会社及び権限のある代理人は、本新株予約権の取得勧誘及び発行に際して登録又は届出その他の手続を行うべきこととなる行為を行っていない。

(4) 抵触の不存在

本会社による本契約の締結及び義務の履行並びに本新株予約権の発行は、本会社の知る限り、(i)本会社の定款その他の社内規程、(ii)司法・行政機関の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可その他の判断（以下「司法・行政機関の判断等」という。）、(iii)本会社に適用のある法令等、及び(iv)本会社が当事者となっている契約等に、重要な点において違反するものではない。

(5) 転換対象株式の発行

本転換により転換対象株式が発行され本投資家に交付された際は、転換対象株式は適法かつ有効に発行され、本会社の定款、会社法及び関連する証券法に従った譲渡制限のほかに何らの制限もなく、本投資家による次条に基づく表明及び保証が真実かつ正確であることを前提として、転換対象株式の発行は適用ある有価証券に関する法令に違反しない。

(6) 知的財産権

本会社は、事業を現在又は将来において運営するために必要な、特許権、意匠権、実用新案、商標権、サービスマーク、商号、著作権、営業秘密、ライセンス、ドメインネームその他の財産的価値のある情報及びプロセス（外国法に基づくこれらに相当するもの及びこれらの権利を受ける権利を含む。）を、第三者の有するこれらの権利への抵触や侵害なく保有し、又は商業的に合理的な条件によりそれらの権利を獲得することが可能である。

(7) 訴訟
本会社を当事者とし、又は本会社が所有若しくは使用する資産を対象とする訴訟、仲裁、調停、仮差押、差押、保全処分、保全差押、滞納処分、強制執行、仮処分、その他裁判上又は行政上の手続（国内外を問わず、以下「訴訟等」という。）は係属しておらず、かつ、本会社の知る限り、かかる訴訟等が本会社に対して提起されるおそれはない。本会社の知る限り、(i)本契約若しくは本新株予約権に基づく取引を妨げ、これに対し重大な変更若しくは延期を生じさせ、又は(ii)本会社の事業に対して重大な悪影響を及ぼすことが合理的に予想される、本会社又はその役員に対する司法・行政機関の判断等は存在しない。

(8) 反社会的勢力等
本会社又はその特別利害関係者、株主若しくは主要な取引先等（以下「本会社等」という。）は、反社会的勢力又はこれに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与しておらず、また反社会的勢力等と交流をもっていない。なお、本契約において、特別利害関係者とは、役員（役員持株会を含む。）、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により発行済株式数の過半数が所有されている会社、並びにその関係者及び役員をいう。

(9) 開示
本会社による事実の表明及び保証、並びに本会社が本契約の締結に関連して本投資家に対して交付した書面及び提供した情報は、重要な点において真実かつ正確であり、本投資家の投資判断に誤解を生じさせないために必要な事実を重要な点において欠いていない。

第4章 本投資家による表明保証

第4.1条（本投資家による表明保証）
本投資家は、本会社に対し、本契約締結日及び本払込期日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1) 権限
本投資家は、本契約の締結及び履行に必要な内部手続を全て完了している。本契約は、本契約の他の当事者により締結されることにより、本投資家に対して法的拘束力を有することになる。

(2) 真正な取得
本投資家は自らの計算により引受新株予約権を引き受けるものであり、第三者に代わってこれを引き受けるのではない。本投資家は、引受新株予約権の一部又は全部を第三者に売り付け又は割り当てるために引受新株予約権を引き受けるものではない。

(3) 投資経験
本投資家は、成長段階にある企業の発行する株式又は持分に対する投資を行う投資家であり、自らの判断で投資活動を行う能力を有し、投資活動に伴う経済的なリスクを負担することが可能である。本投資家は、本契約に基づく投資に伴う便益及びリスクを評価するための会計上又は事業上の事項に習熟している。本投資家は、引受新株予約権を取得する目的のためにのみ設立されたものではない。

(4) 反社会的勢力等
本投資家又はその特別利害関係者は、反社会的勢力等ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与しておらず、また反社会的勢力等と交流をもっていない。

第5章 その他の事項

第5.1条（最恵待遇条項）

1. クロージング以降本転換の前に、第三者に新株予約権、新株予約権付社債その他株式への転換若しくは交換又は株式の購入若しくは取得が可能となる有価証券、オプションその他の権利（但し、ストックオプションを除き、以下「後続証券等」と総称する。）を発行し又は付与する場合、本会社は、本投資家に対して、当該発行又は付与の実行日から 5 日以内に、当該発行又は付与があった旨を書面により通知する。

2. 前項に定める通知に際しては、後続証券等の内容及び発行又は付与に係る払込金額その他の条件を記載し、また、本会社と後続証券等の発行又は付与を受けた者との間の投資契約その他の契約（以下「後続投資契約」という。）の写しを添付するものとする。

3. 本投資家は、後続証券等又は後続投資契約が本新株予約権又は本契約の内容よりも後続証券等の発行若しくは付与を受けた者又は本会社と後続投資契約を締結した第三者にとって有利な条項を含んでいると判断した場合、その選択により、(i)本契約の内容を変更し当該条項と同内容の条項を含めること、及び/又は(ii)引受新株予約権を後続証券等と交換することを、本会社に対して請求できるものとする。

第5.2条（主要投資家の権利）

本会社は、主要投資家（本投資家が主要投資家に該当する場合、本投資家を含む。）に対し、以下の各号に定める権利を付与するものとする。

(1) 情報請求権
(a) 本会社は、本財務諸表等を、主要投資家から請求されたときは可能な限り速やかに（但し、遅くとも毎事業年度の各第一四半期から第三四半期の末日から 30 日以内又は各事業年度の末日から 90 日以内とする。）、主要投資家に対して交付する。なお、本財務諸表等は、合理的に詳細であり、かつ、一貫した方針に基づき作成されなければならない。
(b) 前号に加えて、本会社は、主要投資家に対して、主要投資家が随時合理的に要求する本会社の財務状態及び事業運営に係る情報を開示するものとする。
(c) 前各号の定めにかかわらず、本会社は、営業上の秘密又は守秘性の高い情報と本会社が合理的に判断する情報、又はその開示が弁護士の秘匿特権を侵害するおそれのある情報の開示を拒むことができる。
(d) 上記にかかわらず、主要投資家は、法令若しくは金融商品取引所の規則等に基づく場合又は裁判所その他公的機関若しくは自主規制機関から開示の要請を受けた場合、第(1)号に基づき受領した情報を開示することができる。

(2) 優先引受権
(a) 本会社は、本株式等を引き受け又はその付与を受ける者の募集（次回株式資金調達における募集又はそれまでに行われる募集を含むが、ストックオプションの発行を除く。）をしようとする場合、割当の決定を行う日の 10 営業日前までに、書面により、当該募集がある旨及び当該募集に係る本株式等の払込金額並びに当該募集の条件を、主要投資家

に対して通知するものとする。この場合、主要投資家は、当該募集に参加する他の投資家と同一の条件により、本号に基づき引き受け又はその付与を受けた本株式等に係る払込金額の総額が参加上限額に充つるまで、一又は複数の募集において本株式等を引き受け又はその付与を受ける権利を有する。

(b) 前号に基づく主要投資家の権利は、関連する法令等に抵触しない範囲で行使されるものとする。

(3) 主要投資家としての権利

本会社は、本契約締結日以後に発行される本株式等に係る発行要項、本株式等の発行又は付与を受けた者が締結する投資関連契約その他の書面において、主要な投資家又はこれに類する者に対して付与される権利（情報請求権、優先引受権を含むがこれらに限られない。）を本投資家に対して付与するものとする。

第 5.3 条（本新株予約権の譲渡）

1. 本投資家は、本契約の定めに基づく場合、又は譲受人が本契約の条件に拘束されることを承諾して本契約の副本に署名した場合を除き、本新株予約権について、譲渡、担保の設定若しくはその予約その他の処分をしてはならない。

2. 前項の定めにかかわらず、本投資家は、本会社に対して事前に書面により通知することにより、引受新株予約権並びに本契約上の地位及び権利義務の全部を、関係者である譲受人に対して譲渡し、又はその他の方法により承継することができる。但し、本契約上の地位及び権利義務の全部を承継する譲受人は、当初から本契約の当事者であった場合と同様に本契約の条件に法的に拘束されるよう、自らが本契約の署名欄に署名したサインページの副本を交付するものとする。

3. 本会社は、本条の定めに従い本新株予約権が譲渡されるときは、株主総会又は取締役会における承認の決議を取得するものとする。

第 5.4 条（支払）

本契約に基づき本投資家に対して支払いがなされる場合は、全て日本円によって行われるものとする。かかる支払いは、まず本費用（以下に定義される。）に充当され、その後、本発行要項に定める金銭の支払いに充当される。

第 5.5 条（費用の償還及び補償）

1. 本会社は、適用ある法令の範囲内で、本契約に基づく本会社の本投資家に対する支払期日が到来した支払義務を履行させるために本投資家が負担した合理的な弁護士費用及び法務に関連して生じた費用を含む全ての費用（以下「本費用」という。）を、本投資家に対して支払うものとする。

2. 本投資家の本契約に基づく権利の不行使は、当該権利の放棄とはみなされないものとし、その他いかなる遅延、不作為等の行為によっても、本投資家はその権利又は救済手段を放棄したとはみなされないものとする。なお、権利又は救済手段の放棄は、当該権利又は救済手段を放棄する本投資家の署名又は記名押印がなされた書面によってなされなければ有効とはならない。

3. 本契約又は本新株予約権の内容を解釈し又は実現するにあたって訴訟の提起その他の法的措置を講ずる必要がある場合、当該法的措置を講じ自らにとって有利な判断を得た当事者は、

当該当事者が享受する救済に加えて、相手方に対して当該法的措置に関連して発生した合理的な弁護士費用及び実費の償還を請求することができる。

4. 本会社は、本会社が本契約若しくは本契約に関連して締結された契約又は本新株予約権に基づく自らの義務に違反したこと、又は本会社の本契約若しくは本契約に基づく表明及び保証が真実でなく若しくは不正確であったことに起因又は関連して本投資家が直接又は間接に被り又は負担した損害、損失、費用及び責任（合理的な弁護士費用その他の法務的な費用を含み、「損害等」という。）を補償するものとする。但し、本投資家の故意又は重過失に基づき発生した損害等についてはこの限りでない。

第 5.6 条（契約上の地位の移転）

1. 本契約及び本新株予約権は、本契約当事者の承継人及び譲受人を拘束し、その利益はこれらの者に帰属するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、本会社は、本契約の定めに基づく場合、又は相手方当事者の事前の書面による同意を得た場合を除き、本契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡その他の処分をしてはならず、又は承継させないものとする。

第 5.7 条（準拠法及び管轄）

1. 本契約及び本新株予約権は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈される。日本法以外を本契約及び本新株予約権の準拠法とする抵触法ルールの適用は、いずれも排除されるものとする。

2. 本契約及び本新株予約権に関連して生じた一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 5.8 条（通知）

本契約及び本新株予約権に関してなされる全ての通知又は請求は、書面又は電磁的方法により行うものとする。これらの通知又は請求は、以下の各号のうちいずれか早い時期に相手方に対して到達したものとみなす。

(1) 相手方当事者との対面による交付の時
(2) 受領者の営業時間（受領者が日本国外に所在する場合は、当該所在地の現地時間による。以下同じ。）中に電子メール又はファクシミリにより送信された場合は当該送信時、受領者の営業時間外に電子メール又はファクシミリにより送信された場合は受領者の次の営業日
(3) 料金前払の方法により郵送された翌営業日（但し日本国外に宛てた場合にはその 5 営業日目）

第 5.9 条（投資関連契約の締結）

次回株式資金調達において発行される株式に関して、かかる株式の株主及び/又は本会社の間で、当該株式の上場努力義務、新株引受権、共同売却権、先買権、優先交渉権及び議決権の行使等に関する事項を含む投資関連契約（投資契約、株主間契約その他名称を問わない。）が締結される場合、本投資家は、本新株予約権の行使又は転換対象株式への転換に際して、当該契約を締結するものとする。

第 5.10 条（分離可能性）

本契約又は本新株予約権のいずれかの規定が無効であっても、本契約又は本新株予約権の他の規定はそれに何ら影響を受けることなく有効であるものとする。

第 5.11 条（転換対象株式の数の調整）

本新株予約権の転換までに、株式分割、株式併合その他これに類する取引が行われた場合には、本新株予約権の転換により交付される転換対象株式の数は、これに応じて調整されるものとする。

第 5.12 条（協力義務）

本会社は、本契約若しくは本新株予約権において規定された事項を実施するため、本投資家が合理的に求める書面作成及び情報提供に協力するものとする。

第 5.13 条（各契約の独立及び変更等）

1. 本会社と各本シリーズ投資家の間の契約及び本シリーズ新株予約権の各本シリーズ投資家に対する発行は別個独立しており、各本シリーズ投資家は本投資家に対する債務を連帯しないものとする。

2. 本投資家は、本会社と多数投資家が書面により合意した場合、本シリーズ新株予約権の内容の全部又は一部はかかる合意に従い変更され、又は本シリーズ新株予約権の全部若しくは一部の条件は放棄されるものとする。この場合、本投資家は、変更又は放棄につき必要となる書面の作成及び契約の締結に協力しなければならない。但し、第 5.2 条（本投資家のみが主要投資家である場合に限る。）、第 5.3 条、第 5.5 条、第 5.12 条及び第 5.13 条の規定は、本投資家の書面による同意なく変更又は放棄されない。本条に基づく変更又は放棄は、本会社及び現在及び将来の各本シリーズ投資家らに対して法的拘束力を有するものとする。

第 5.14 条（順位）

引受新株予約権に基づき本会社が負担する債務は、本契約締結日に存在し、又は将来発行される他の本シリーズ新株予約権に基づき本会社が負担する債務及び転換社債その他の本会社が一般債権者に対して負担する債務と同順位とする。

第 5.15 条（免責）

本シリーズ投資家は、本会社に対する投資判断については、本会社以外のいかなる者又はその役職員にも依拠していないこと、並びに他の本シリーズ投資家及びその役職員、組合員、代理人及び株主のいずれも、本新株予約権の引き受けに関する本契約締結日以前及び以後の行為又は不作為について責任を負わないことを了承する。

第 5.16 条（副本）

本契約は複数の副本により締結することができ、それぞれの副本に署名又は記名押印した当事者に対して執行可能であり、その全てが一体となって 1 通の契約書面となる。副本はファクシミリ、電子メール（PDF ファイルを含む。）その他の通信方法により交付することができるものとし、これらの方法により交付された副本は、適法に相手方に交付され、あらゆる意味において有効であるものとする。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約の各当事者は頭書の日付において以下のとおり署名又は記名押印する。

本会社：

[発行会社住所]
[発行会社名称]
代表取締役　[発行会社代表取締役氏名]

本投資家：

[投資家住所]
[投資家氏名又は名称及び代表取締役等の氏名]

Version 2.01

POST-MONEY VALUATION CAP J-KISS

別紙1「発行要項」

第[1]回 J-KISS 型新株予約権
発行要項

第[1]回 J-KISS 型新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の募集要項は以下のとおりである。

1. 発行会社　[発行会社名称]（以下「当会社」という。）
2. 新株予約権の数　[●]個
3. 払込金額　新株予約権1個あたり[100]万円（以下「本新株予約権の発行価額」という。）
4. 割当日・払込期日　20__年__月__日（以下「割当日」という。）
5. 新株予約権の内容
   (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
      (a) 本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は、当会社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達（第(2)(a)(x)号に定義される。以下同じ。）において発行される株式が普通株式以外の種類株式である場合には、以下のいずれかとする。
         (x) 当該種類株式の発行価額が転換価額（第(2)(a)号に定義される。以下同じ。）と同一の場合には、当該種類株式
         (y) 当該種類株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、当該種類株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるよう適切に調整され、その他必要な調整が行われた当該種類株式とは異なる種類株式
      (b) 本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
   (2) 転換価額
      (a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。
         (x) 割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が[100,000,000]円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に[0.8]を乗じた額
         (y) [　　]円（以下「ポストキャップ」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額
         なお、本第(2)(a)号及び同(b)号における「完全希釈化後株式数」とは、下記(i)から(iv)に定める、当会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利並びに未発行新株予約権（本第(2)(a)(y)号(iii)に定義される。）（以下、総称して「株式等」という。）の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）であって、下記算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。但し、当該合計数の算出及び下記算式において、同一の株式等は重複して加算しないものとし、また、普通株式以外の株式等についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定する。

また、当該合計数の算出及び下記算式において、本新株予約権及び/又は転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権（但し、完全希釈化後株式数を算出するにあたって、当該新株予約権の数が含まれるものに限る。以下「同種新株予約権」という。）につき、本第(2)(a)(x)号の額及び/又は同種新株予約権におけるこれに相当する額が当該新株予約権の転換価額となる場合は、当該新株予約権は、本新株予約権及び/又は同種新株予約権に含まれないものとし、その時点で全て当該転換価額において普通株式に転換され普通株式が発行されたものと仮定し、当該合計数及び下記算式に従って再度算出を行うものとする。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式

(ii) 発行又は付与済みの新株予約権（但し、下記(iv)に該当するものを除く。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利

(iii) 当会社において発行を予定しているが未発行の新株予約権（以下「未発行新株予約権」という。なお、未発行新株予約権には、未発行のオプション・プール（付与されていないが、株主総会決議、取締役会決議、当会社との新株予約権付与契約等の締結、当会社と当会社の株主との株主間契約等の締結等によって、将来において付与可能な状態で留保され又は付与が約束されている一定数の新株予約権をいう。以下同じ。）を含むが、次回株式資金調達に関連してオプション・プールが増加する場合には、当該増加分を含まないものとする。）

(iv) 本新株予約権及び同種新株予約権

記

$$\text{完全希釈化後株式数} = \frac{\text{除外完全希釈化後株式数}}{1-(\text{本新株予約権転換後下限比率} + \text{同種新株予約権転換後下限比率})}$$

なお、上記算式で使用される各用語は以下に定める意味を有する。

(A) 「除外完全希釈化後株式数」とは、本第(2)(a)(y)号の(i)から(iii)の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）をいう。

(B) 「本新株予約権転換後下限比率」とは、本新株予約権の発行価額に本新株予約権の総数（但し、当会社が保有する本新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、ポストキャップで除して得られる数をいう。

(C) 「同種新株予約権転換後下限比率」とは、同種新株予約権の1個あたりの発行価額に当該同種新株予約権の総数（但し、当会社が保有する当該同種新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、当該同種新株予約権のポストキャップに相当する額で除して得られる数をいう。但し、当該同種新株予約権が複数ある場合は、複数の当該同種新株予約権について、それぞれ本(C)項本文に従い得られる数を合計した数をいうものとする。

(b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、ポストキャップを第(5)(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

(c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合における転換価額は、ポストキャップを当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。
なお、第(2)(a)(y)号にかかわらず、本第(2)(c)号における「完全希釈化後株式数」とは、下記(i)から(iii)に定める株式等の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）であって、第(2)(a)(y)号に定める算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。また、当該算出にあたっては、「除外完全希釈化後株式数」とは、下記(i)及び(ii)の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）とする。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式

(ii) 発行又は付与済みの新株予約権（本新株予約権及び同種新株予約権を除く。以下本(ii)において同じ。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利（但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利の保有者が、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利を除く。）

(iii) 本新株予約権及び同種新株予約権（但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの当該新株予約権の保有者が、当該新株予約権の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権を除く。）

また、「支配権移転取引等」とは、(i) 当会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii) 合併、株式交換、株式移転又は株式交付（但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii) 吸収分割又は新設分割（但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iv) 当会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、(v) 当会社の解散若しくは清算、又は (vi) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されることをいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間
各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

(5) 本新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資

金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。

(b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（同種新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

(6) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定に従って金銭を交付する。

(b) 前(a)号の定めにより本新株予約権を取得する場合、当会社は、取得日の 2 週間前までに本新株予約権の保有者に対して、その旨及び転換対象株式の内容その他当該次回株式資金調達における株式発行の条件を書面にて通知するものとする。

(7) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の 2 倍に相当する金銭を交付する。

(b) 当会社は、前(a)号に基づき本新株予約権を取得する日（当該日を定めなかった場合には支配権移転取引等の実行日）の 2 週間前までに本新株予約権の保有者に対して、支配権移転取引等の条件を書面で通知するものとする。

(8) 譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）の承認を要する。

(9) 資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から同(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

別紙2「行使通知書」

20__年__月__日

[発行会社] 御中

第[1]回 J-KISS 型新株予約権
行使通知書

本書末尾に署名又は記名押印する者（以下「保有者」という。）は、貴社に割り当てられた新株予約権を下記の通り行使いたしたく、ここに通知いたします。

記

行使する新株予約権の種類及び数
[発行会社]第[1]回 J-KISS 型新株予約権__個

申込期日
20__年__月__日

行使日（払込日）
20__年__月__日

払込金額
____円（新株予約権1個あたり1円）

以上

保有者：
[住所]
[名称]

陳述書

Written Declaration

今日の日付　　年　　月　　日

Today's Date：＿＿＿＿Year＿＿＿＿Month＿＿＿＿Day

署名

Signature：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　所持金、銀行預金（あなたが日本での生活のために使用できるもの）

The total amount of money that you can use in Japan, including bank deposits.

¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（総額　total amount）

2　家族、親族、.友人、難民支援団体などからの支援額（月額合計）

The amount of financial support per month from your family, relative, friends or groups supporting refugees.

¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　金額はすべて日本円に換算し、算用数字で記入してください。

Write the amount of money with Arabic figures after converting into Japanese Yen.

（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請用）

申請に当たっての説明書

在留資格「経営・管理」／「高度専門職１号ハ」（※）／「高度専門職２号」（※）の申請にあたり、下記について説明します。

※在留資格「経営・管理」に該当する活動を行う場合に限る。

（１）日本語能力について

□ 申請人本人が日本語能力を有する（立証資料を添付）。

□ 常勤雇用者が日本語能力を有する（立証資料を添付）。

（２）事業活動に必要な各種許認可等について

□ 必要な許認可等を取得している（立証資料を添付）。

（取得している許認可等を記載）

□ 許認可等を取得していない。

（許認可等を取得していない理由、手続の状況、完了見込み等）

上記の内容は事実と相違ありません。

作成日：　　年　　月　　日

所属機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成者（申請人又は代理人）：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請用）

立証資料（添付書類）の例

■日本語能力
○申請人本人が日本語能力を有する場合
・「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力を証する書面
・卒業証明書の写し
○常勤雇用者が日本語能力を有する場合
・常勤雇用者の賃金支払に関する文書
（日本人である場合）
・日本国籍を証する文書（戸籍謄本、住民票等）
（特別永住者である場合）
・住民票、特別永住証明書の写し
（中長期在留者（永住者含む）である場合）
・住民票、在留カードの写し
・「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力を証する書面
・卒業証明書の写し

■許認可等
○事業活動に必要な許認可を取得していることを証する文書（営業許可書の写し等）

（在留期間更新許可申請用）

申請に当たっての説明書

在留資格「経営・管理」／「高度専門職１号ハ」（※）／「高度専門職２号」（※）の申請にあたり、下記について説明します。

※在留資格「経営・管理」に該当する活動を行う場合に限る。

１ 労働保険の適用状況に関すること

（１）雇用保険の適用について

① 雇用する全ての従業員について

□ 雇用保険の被保険者資格取得手続を行った。

□ 雇用保険の被保険者資格取得手続を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）。

□ 雇用保険の適用外事業所であるため対象外である。

② 納付すべき雇用保険の保険料について

□ 納期限が到来した保険料の納付を行った（立証資料を添付）。

□ 納期限が到来した保険料の納付を行っていない。

（納付を行っていない理由、納付手続の状況、納付見込み等）

□ 雇用保険の適用外事業所のため対象外である。

（２）労災保険の適用について

□ 労災保険の適用事業所として、労災保険の適用の手続を行っている。

□ 労災保険の適用外事業所だが、それに類する民間保険への加入手続きを行っている。

2 社会保険の加入状況に関すること

（1）雇用する全ての従業員について

□ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行った。

□ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）。

（未了の者がいる理由、手続の状況、完了見込み等）

□ 健康保険及び厚生年金保険の適用外事業所であるため対象外である。

（2）事業所が納付すべき社会保険料（健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合は当該保険料、適用外事業所である場合は、申請者自身の国民健康保険の保険料（又は保険税）及び国民年金の保険料）について

□ 納期限が到来した保険料の納付を行った（立証資料を添付）。

□ 納期限が到来した保険料の納付を行っていない（健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であるにもかかわらず、当該保険に加入していない場合を含む）。

（納付を行っていない理由又は加入していない理由、手続の状況、完了見込み等）

3 税の納付状況に関すること

事業主として納付すべき税（法人の場合は法人税、法人住民税等、個人事業主の場合は、所得税、住民税等。）の納付状況について

□ 納付すべき税について納付を行った（立証資料を添付）。

□ 納付すべき税について納付を行っていない。

（納付を行っていない理由、納付手続の状況、納付見込み等）

※ 1～3について、初回更新申請の場合は、前回申請以降の履行状況が確認できる資料を添付。

4　（２回目以降の在留期間更新許可申請の場合）上記１～３の履行状況について

□ 前回申請時において、未履行又は手続中であったものはなかった（直近１年分の履行状況が確認できる資料を添付。）。

□　上記以外（前回申請以降の履行状況が確認できる資料を添付。）

5　日本語能力について

□ 申請人本人が日本語能力を有する。

□ 申請人以外の者が日本語能力を有する（立証資料を添付）。

□ 日本語能力を有する者について前回申請時から変更なし

□ 日本語能力を有する者について前回申請時から変更あり

6　事業活動に必要な各種許認可等について

□ 前回申請時から事業内容に変更がなく、必要な許認可の取得等をしている。

□ 前回申請時から事業内容に変更があり、必要な許認可の取得等をしている（立証資料を添付）。

（取得している許認可等を記載）

□ 許認可等を取得していない。

（許認可等を取得していない理由、手続の状況、完了見込み等）

上記の内容は事実と相違ありません。

作成日：　　年　　月　　日

所属機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成者（申請人又は代理人）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（在留期間更新許可申請用）

立証資料（添付書類）の例

■労働保険
○労働保険料等納付証明書

■社会保険
○健康保険・厚生年金保険料領収証書写し又は社会保険料納入確認書

※健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合は以下の書類を添付
○国民健康保険被保険者証の写し
○国民健康保険料（税）納付証明書
○被保険者記録照会回答票
○被保険者記録照会（納付Ⅱ）又は国民年金保険料領収証書写し

■税
○納税証明書（その３）（税目：①源泉所得税及び復興特別所得税、②法人税、③消費税及び地方消費税）
○法人住民税及び法人事業税の納税証明書（最大直近３年度分）

※個人事業主の場合は以下の書類を添付
○納税証明書（その３）（税目：①源泉所得税及び復興特別所得税、②申告所得税及び復興特別所得税、③消費税及び地方消費税、④相続税、⑤贈与税）
○個人住民税及び個人事業税の納税証明書（最大直近３年度分）

■日本語能力
○申請人以外の者が日本語能力を有する場合
・（経営者の場合）登記事項証明書、住民票
・（常勤職員の場合）当該職員の賃金支払いに関する文書、住民票

※日本語能力を有する者について前回申請時から変更がある場合は以下の書類を添付。
（日本人である場合）
・日本国籍を証する文書（戸籍謄本、住民票等）
（特別永住者である場合）
・住民票、特別永住証明書の写し
（中長期在留者（永住者含む）である場合）
・住民票、在留カードの写し
・「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力を証する書面
・卒業証明書の写し

■許認可等
○事業活動に必要な許認可を取得していることを証する文書（営業許可書等）